吉備群書集成

第九輯

（傳記部）

凡例

一、本書は、既刊本の採錄を避け、未刊本の蒐輯に勗め、已むを得ざるものは、出來得る限り、その記述を、簡略にした。例へば、和氣淸麿傳・兒島高德事跡考の如き、則ち是の類である。

一、本書は、凡て手記せるものを筆寫せる爲め、時に文意の判然たらざるものもあつたが、敢て、之れに筆を加へず原本の儘錄載することゝした。例へば、仰止錄中に、まゝ見るが如きものである。

一、本書は、重複を避ける方針の下に編纂した爲めに、筆寫校合の後ち、採載を中止したものが尠なくない。例へば率章錄と遺愛志とは、與に芳烈公の言行錄であつて、前者の和文體なると、後者の漢文體なるとを異にするのみであつたから、遺愛志を省略した如き、仰止錄附錄第一卷を削除したが如き、更らに、圓光大師緣起の如き、元享釋書抄の如き(社寺部と重複するものをも)玆には避けることゝした。

一、本書の底本となつたものは、殆んど岡山縣立圖書館本であるが、東京帝國圖書館本も、亦尠くない。

一、仰止錄の底本は、永山卯三郎氏の藏本に據つた。

一、本書中「蠹魚の香」とあるは、岡山縣立圖書館司書河本一夫氏が、多年の硏鑽の成果を集輯せる手記である。

昭和六年五月五日

無適　森田敬太郎

編纂を終りて

本書を編纂するに際して、曩に發行した內容見本所載の目錄を忠實に採錄せんとした。然るに逐次原本を閱讀すると、同一種類のものが頗る多いのに驚いた。加之、內容見本所載本の、全部を網羅せんとすれば、優に十七八卷乃至二十卷のものとなるであらう。そこで、既刊本を略し、重複を避けると共に、第一・第二・第三輯に使用せる舊活字を廢し、九ポイント新活字を基本とし、六號及び七號活字を使用することゝした。若し、本書を舊型によつて出版するならば、本書に包含する字數より推し、優に八百五十頁餘の大册となつたであらうと思ふ。

爾後、逐次刊すべきものに就ても、同種と既刊を廢し、異種珍籍を集輯し、敢て內容見本にのみ囚はれない方針の下に編纂したいと思ふ。

第四輯の編纂を終りて

無　適　生

六・四・一五

吉備群書集成第四輯目次

一埋禮水……一
一備前七英士讃話……二五
一墮涙口碑……四九
一率章錄……一〇一
一泳化餘編……一六一
一仰止錄……一七三
墓表……一七五
祠堂記……一七八
年譜……一八一
凡例……一八七
自卷之一……一八九
至卷之八……二八五
一仰止錄附錄……二八九
卷之一……二八九
卷之二……二九一
筆能阿末梨……三〇七
一仰止續錄……三一一
天之卷……三一一

地之卷……三三五
仰止錄跋……三六四
一清水宗治事蹟……三六五
一右大臣吉備公傳……三八三
吉備眞備……三八七
私教類聚目錄……三八九
吉備公太夫人古冢記……三九一
一和氣淸磨呂傳……三九三
一兒島高德事蹟考……三九五
一熊澤了介先生事跡考……四〇九
一熊澤先生覺書……四二一
一泮水餘波……四二九
自　卷之一……四二九
至　卷之七……五六九
一泮水餘波附錄……五九一
自　卷之一……五九五
至　卷之四……七〇四

吉備群書集成第四輯目次終

埋禮水

上下全

埋禮水に就て

無茂禮水は、播・備・淡三國主池田宰相光政の息、武藏守利隆一代の事歴を詳記せるもの、池田利隆言行錄と言つたものであるが、序も、跋もなく、何人の著述であるか詳でない。

昭和六年二月下旬　　森田無適

埋禮水目次

上卷

一、參議輝政卿逝去付利隆朝臣家繼之事……（一頁）
二、池田美作守成立並大阪にて喧嘩之事……（一頁）
三、播州印南野勢揃之事……（二頁）
四、秀賴公より利隆朝臣へ書翰之事……（三頁）
五、尼ケ崎加勢之事……（四頁）
六、利隆朝臣出陣之事……（七頁）
七、神崎川越之事……（七頁）
八、中津川越の事……（八頁）
九、雀部與作之事……（九頁）
一〇、野田福島鐵炮迫合の事……（九頁）
一一、天滿口押詰る事……（一〇頁）

下卷

一、元和元年再尼崎加勢之事……（一三頁）
二、利隆朝臣出馬之事……（一三頁）
三、大阪にて諸士心馳之事……（一四頁）
四、柳田半助事……（一五頁）

五、城和泉守敵留合戰之事……（一六頁）
六、船手働きの事……（一九頁）
七、落城の日諸士高名之事……（一九頁）
八、利隆朝臣逝去付高木内記殉死之事……（二二頁）

埋禮水目次終

埋れみづ　上

一、參議輝政卿逝去付利隆朝臣家督之事

爰に參議輝政卿と申せしは、本姓は池田にて、濃州大垣の城主勝入信輝の第二男なり。幼名は古新、中比は豐太閤より姓を賜り、羽柴三左衞門尉と申す。後德川殿の婿とならせ給ひ、播磨、備前、淡路三州を領し、播磨の姫路に在城なり。一族四方に充滿し、譜代、新參の家人等其數をしらず。其上名有諸浪人來り集りて、其威勢肩をならぶる人なし。世に西國の將軍と申せしも理りなり。然るに慶長十八年正月二十五日、病に依て薨じ給ふ。其年五十歲とかや。實に可レ惜年齡なり。此由を大阪にて、大野修理亮聞及びて、御城に出仕し北の廣間にて、姫路の三左一昨日死去也といふ。其座に居ける老功の者共、一同にそつと驚く。修理不審成顏にて、其意を問ひければ、さればとよ、輝政は大阪の押へなり。輝政世にあらん限りは、關東よりは氣遣ひなく、秀賴公の御身の上無事成るべし。輝政卒去の上は、大阪は急に亡さるべしと云し。果してその言の如く成べし。さて輝政卿の遺跡をば、德川殿より臺命有て、嫡子武藏守利隆朝臣、播磨國を領し。次男左衞門督忠繼朝臣、備前國を領し。三男宮內五輔忠雄朝臣後任參議淡路國を領す。兄弟一族備前岡山左衞門督忠繼、淡路由良宮內大輔、播磨宍粟松平松千代輝隆、同國赤穗松平岩松政綱、同國佐用松平右七郎輝興、因幡鳥取池田備中守長幸各分國有て、骨肉の親は厚く、誠に力ある人と、百條の箭幹はおりがたく、一疋の馬尾は拔がたき、古諺も、思ひ出されて、賴母敷有さまなり。

二、池田美作守成立並大阪にて喧嘩之事

是より前の事なれども、思ひ出しぬれば、書記し置ぬ。池田美作守之信は、紀伊守之助遺腹の子にて、母は鹽川伯耆守の女なり。美作守故有て、一條家に生長し、慶長七年四月十七日、從五位に敍せらる。其後に秀賴公の御書院番に成る。船越五郎左衞門養子聟となり、五郎左衞門祿半(なかば)を分與へ、秀賴公・輝政卿よりも御合力有て、都合五千石程

の身代なり。後に五郎左衛門と不和に成て、娘を離別し、勤仕は元の如くなりける。其比朝鮮より貢所せし、天下無双と聞へし、月毛の荒馬有。大阪衆の中に乘得たる人なし。美作守は、荒木志摩守が門人にて、騎馬の妙を極む、依し之秀頼公命じて、乘らしめられけるに、鞍の上、やすらかにして、二三邊徐にあゆませ、早道二三邊心の儘に乘終りければ、甚御感有。其馬鞍の具ともに賜りける也。慶長十五年の春の事なりし、秀頼公御小姓衆八九人並、御詰衆、津田出雲守・渡邊內藏助（此時は權兵衛）赤座主殿・美作守等同道して、野田村の藤の森に行。藤の邊にて一日酒盛し、其後、各小船に乘て、福島海左江村などへ見物に行けるに、津田出雲守一人は酒に醉て、藤の邊に休み居ける。出雲守家隷も野田の在家に行て、一人も不居合、林齊と言ふ座頭一人、傍に在ける處へ。薩摩者十人計、四尺計の刀の小尻に少き車を刺し、出來りて。出雲守に慮外し、口論に及ぶ。薩摩者六人拔連て切て掛る。出雲守十文字の鎗にて働く、六人ながら濱邊追出しけるが。此にて六人とも返し合せ、出雲守九箇所迄深手を負、危く見へし處を、右の林齊と言座頭、濱表に積置たる割木を取て、六人の方へ無透間、拋掛防ぎける中に、渡邊內藏助・池田美作守兩人、脇より駈付き、內藏助は長刀、美作守は鎗にて働き、三四人仕留、殘る者共に手を負せ、追拂ひ、出雲守を引立、介抱する處へ。出雲守家隷並、方々へ見物に行たる御小姓衆、聞付次第々々に馳集り、出雲守を取圍ひ、大阪へ歸りけれ共、終に其日の暮方に死にける。其時內藏助・美作守下人にも、手負有けれ共首尾好引取しに。內藏助・美作守若黨に一人、竟手負て引籠けるを、薩摩者共立歸り捕へ歸る。內藏助若黨をば殺害せし由、聞えけるに。美作守は家來を殺害せば、堪忍すまじと申懸り、覺悟を極め居ければ、既に大なる騷動とも成るべかりしに。其比、輝政卿の威勢にて、美作守家隷は島津家より、無事に返しける。同年江戸・大阪御不和に成ければ、美作守は卿の甥なれば、大阪退去せん事を、輝政卿へ訴へ申ければ。德川殿の御內意を受給ひて後に、立退候へと下知有ければ、則出奔して、京都妙心寺中に隱れ住けるが、大阪冬陣の比、播摩へ歸りける。

三、播州印南野勢添の事

去程に關東・大阪御手切れ有て、近々には御陣觸あらむと沙汰せしかど。利隆朝臣播州印南野にて、試に備立すべしとて、諸士より以下雜人迄召集められ、終日彼爰に陣列の下知有しかども、兎角備形所存の通に立かね、人衆立騷で、猥なりければ、氣色甚だよろしからず。時に舟戸帶刀と云老功の士ありけるが、兼て此企有るを聞て。敵を不ㇾ見しては備は不ㇾ立ものなりと。人にも物がたりせしが、果して其言の如く成ければ。利隆朝臣の側近く參り、今日の御備立、某に被ㇾ仰付ㇾ候へかし、立て御覽に入申べしと言。則望に任すぞ存分に立候へと、被ㇾ命ければ、其儘諸手へ走り行、今日御備立、愚老に被ㇾ仰付ㇾ候間、後は兎も角も、一應我等次第に被ㇾ致ずと云て、皆々鎧の石突を、銘々地に突立て、芝居に居敷れ候へとて、芝付せければ、早靜りて見へける。それより諸手を廻り、出入の列を直して通りければ、何の造作もなく、備立整ければ、其勢の拔ざる內に、はた〱と人數を引揚たり。利隆朝臣感稱少からず、大阪兩度の出陣に、帶刀を武者奉行に申付られしと云。

四、秀賴公より利隆朝臣へ書簡之事

慶長十九年の秋秀賴公より利隆朝臣へ、書簡來りて。二字兼光の刀を贈られ、此度大阪へ一味あらば、大國三箇國望に任せ、宛行れんとなり。利隆朝臣其刀を返され、書簡をば本須勘解由（此時は勘左衞門）を使として、京都所司代板倉伊賀守勝重へ遣さる。伊賀守對面して申けるは。武州定て異心有と覺ゆ、其趣上聞に達すべきことや。勘解由其故を尋ければ、武州若無二に關原に志あらば、此節大阪より書簡來らば、封のまゝにて差出さるべきに。開封披見の上にて、今如ㇾ是なるは、奥意を察するに、書簡の趣、若武州の意に叶ひなば、大阪に一味せらるべし。其文體心に叶はざる處有を以て、我等へ見せらるゝと覺へたり。此後また武州の心に叶ひ候書翰至らば、大阪へ一味せらるべきも知れがたし。此故にかくは申なりと云。勘解由甚迷惑し色々理をつくし、利隆朝臣の異心なき由を申せども。伊賀守中々合點せず、其時勘解由居直りて申けるは。貴殿の言の如きは、將軍家の御爲には、敵を增長せらるゝなり。今異心なき武藏守を曲て、關東に讒し給ば、武藏守一身置所なく、恐らくは大阪に一味仕るべく、左あらば關東方の御先手を、

一備も二備も、などか切崩さで候べき、是を關東の忠節とや申べき、不忠とや申さんと、一たびは歎き、一度は怒て申ければ。伊賀守色和ぎ、其方の言一々其理有、武州別心なき段宜上聽に達すべしとて、書翰を留置ける。勘解由歸て事の次第を一々申ければ、大に勘解由を嘆稱せらる。

五、尼ケ崎加勢の事

大阪冬陣の前、片桐市正且元大阪を立退、秀賴公に色を立る、依て大阪騷動する由、沙汰有。播州尼崎は建部三十郎居城なりしが、幼少にて少身なり。殊に大阪へは程近き所なり。播磨は隣國の上、三十郎は利隆朝臣の緣者なり、旁以棄置て、尼崎を取卷れば、關東へ申譯有まじとて。利隆朝臣は其比迄も、江戶に有て留守なりしかども、家老とも相談して加勢のため、池田越前守・宮城筑後・田宮對馬等を遣す。此時越前守くみの士共大勢なれ共、人足不足して、同日に打立者なし。石田鶴右衞門・石田與左衞門・服部淸左衞門（異に治兵衞）三人計は、早速手を合て行たり。餘の士は追々打立けり。其後關東よりも、尼崎は大切の地なり、多勢にて持堅よとの御下知あり。其節片桐が兵萩の城に、兵糧を取入んとて出たるを、中島の大阪勢追討す。片桐が人數大に敗れて、尼崎迄引取、城中へ入んといへ共、且元は大阪の股肱羽翼なり、逆心と云共眞僞難ㇾ計とて、城中へも不ㇾ入、加勢も不ㇾ出打捨て置ければ、彌々討亂され宗徒の者ども討死多し、大阪方も黃昏におよびて引取たり。其時、宗城筑後、城外の樣子を見て參れとて、石田鶴右衞門を遣す。早軍果て大阪方の雜人、引おくれ居たるを。鶴右衞門追かけて突伏、是を取歸りけるが。又思ひ直し靑葉首何かせんとて、城外の堀に投捨たり。この事後に評判せしは、平生靑葉首をばせう翫せぬ事なれ共、此時は各別の事なり。關東・大阪御手切有て、一戰の初なれば、天下の一番首なり、然らば首の高下を論ぜず、關東へ獻じて、物始を賀し被ㇾ申ば。近江路にて、德川殿の御實檢に入なば、利隆朝臣の無二の志も顯れて、諸人の粉（紛）も有まじ。然らば後の片桐を救はざる、御不審もなかるべきやと云合り。扨尼ケ埼勢片桐を不ㇾ救に付、市正大に立腹し、尼ケ崎には建部・池田・田宮等ありながら、我手の者を見殺にする事奇怪なり、向後の爲に申上べし迚、事の次第を京都板倉伊賀守ま

で注進す。伊賀守より早飛脚を以て言上す。德川殿大に憤怒し給ひ、武藏守もの共、尼ヶ崎に在ながら、何として片桐勢を見殺したるや、子細を糺明せよと。伊賀守に上意有。この時は利隆朝臣、江戶より歸國し、西宮に在陣の比なりければ、伊賀守西宮の陣所へ使を馳て、事の由を申贈る。利隆朝臣我等は其樣子被ㇾ存とて、尼ヶ崎へ稻川（二字不明）岩井九郎左衞門を使にて、穿鑿有り。尼ヶ崎勢返事に、片桐が兵討れる時いか計助度存候へ共、城中無勢にて候故、是非なく不ㇾ助よし、一同に申ける。田宮對馬進み出で、只今の返答以の外の僻事なり。其子細は尼ヶ崎は、大切の地なれば、多勢を籠よと上意有しを、城中無人なりと申さば、殿の御爲惡しからん、其中分は先日、片桐が者共被ㇾ討御時に、何れ城中より出て、助んと申候へ共。田宮對馬と申者必々出る事無用に候。尼ヶ崎の城を持堅る樣にとの上意にて、主君より我々を入置れ候。其上尼ヶ崎の地、海陸地二つの道有、一方よりおびき出し、搦手の納戶のごとくなる所より、攻入られば、大事ならずや、縱令市正攻殺れ候共、不ㇾ助して越度有まじ、大事の要害咽首のごとくなる處なれば、加番に入たる播州者ども、片桐勢を見殺候とあらんは、天下の御大事に不ㇾ及審なり。迂闊に城を出、海手より跡を取切られては、池田家弓箭の越度、天下の御大事、且世間の笑物に成べし。以前難波・木津表の中入仕損じ、原田備中討死し、坂井右近が堅田の討死のあたり、池田勝入長久手の敗軍、皆中入の手立不ㇾ調して、後れを取り處なり。必々一人も不ㇾ討出ㇾして居られ候へ、片桐とは見へ候得共、萬一大阪勢の我々を引出すべき爲に、同士軍するも不ㇾ存候間、何も申合、片桐が兵は、態と見殺に仕候と返答す。この趣利隆朝臣より、伊賀守取次にて、上聞に達しければ、輝政の餘風殘りて、末々迄、律義なる弓箭の取樣と上意有て、先年濟ぬ。

此時左衞門督忠繼朝臣よりは、南部越後尼ヶ崎の加勢に至り、始末の心馳、宮城等に勝れたるといふ事あり。され共、利隆朝臣の臣從の働にあらざれば、こゝに洩しぬ。

或説に、此時、須賀左京申けるは。尼ヶ崎の援兵少し後に悔る事あらんといひしが、片桐勢を不ㇾ救も、實は小勢故なりといふ。さらば左京先見の明なり。

一書に、田宮對馬を八田豐前に作る誤なりと見ゆ。他書に池田越前守を幕下の士とす。是又誤なり、不明の證據有事なり。越前

守幕下に仕へしは、大阪一覽後に、尼ヶ崎の功に依て被二召出一候也。

斯る尼ヶ崎の御不審晴るに似たりと雖共、讒者朝に有て、利隆朝臣の事をあしさまにのみ言成しければ、德川殿の御氣立不ㇾ宜、利隆朝臣の身の上も、危き程の事なり。此事を大に驚き、愁ひ給ひて、此度の申譯の使に、誰を遣すべきとて、利隆朝臣の入札番大膳なり。其外入札過半大膳なり。則大膳を遣さる、辭する色なく領掌す。家老共猶恐れ疑ひて、大膳此度の申開きは如何申べきやとゝふ。大膳不ㇾ答懷中より、七寸計の短劍を拔て見せければ、家老共、扨は心易しとて止ぬ。扨西の宮の陣所より、京都二條の御城に行けるに、德川殿御直に聞召、大膳利隆朝臣の異心なきよしを、段々申上、尼崎の指圖を御披見に入、攻守の利害を述、其外御不審の箇條をも、御尋に應じて、申拔き仕けるを、德川殿上意には何と云共、兩事の日和を見合、今日に至り、兎や角と申分するとも、明白なる證據なし、聞屆難しとて。既に御座を立せらるべき樣子を。大膳つか〳〵と御側に立寄、御裾に取付、只今申上たる趣にても、御聞屆のなき上は、武藏守身上も是迄にて御座候、御姫樣の御腹をこそかり申さね、御孫とは思召れずや。只今申譯仕らずして、いつの世に武藏守、無實の讒言にかゝりしを申拔べき。扨々情なき次第なりとて、泪を流し御裾にそゝぐ。其時德川殿御顏色和ぎ、いかにも聞屆たり、向後を愼めと、歸て申聞せよと仰ける。大膳猶御裾を放さず、平伏して居けるを、本多上野助（介）正俊側に居たるが、申分聞召屆らるゝことの上意、有難き仕合なり。早々歸りて申聞すべしぞ、そこ罷立と云、大膳少し居直り、上野介に向ひ、只今申上げたるごとく、毛頭武藏守誤りなく候へば、此後改て愼み申事なく候。以後を愼めよとの上意は、猶明白に聞召屆られぬ處もやと、奉ㇾ存るといふ。德川殿重て成ほど誤なく段聞屆たり。早々申聞せ安堵させよと上意あり。其時大膳飛しざり、難ㇾ有仕合なりと罷立。跡にて上野介申にくき所能申上候と、いゝしかば、德川殿仰に、彼が親は、藤左衞門とて、勝入が長久手にて討死せし時、三左衞門が倶に討死せんとせしを、無理に連歸りて家を起たり。今の大膳もうい奴なり、武藏守は能人を持なり、との玉ふ。御側にありける輩も、譽ぬはなかりける。

此時、大膳申披きの始終を、委敷書記せし物を見しに、其中心がたき事共多し。大膳子孫には聞も及ばぬ事なれば、申披の辭は

畧して不載。

秘說に云。田宮對馬が意見を一度聞召て、又御不審起りしは、良照院殿（家康公の御女輝政公の繼室）輝政公の遺跡を、皆當腹の奥達に領知せしめんが爲に、さま〴〵姦計を廻らされ、利隆朝臣の事を、讒言させ給ひける故、また如期の事ありしといふ。

六、利隆朝臣出陣之事

慶長十九年は、江戸御城普請有て、利隆朝臣も御手傳したまひ、在二江戸一なり。家臣も多く江戸に有けるが同年の秋、大阪に色を立候故、暇を給りて歸國なり。然るに利隆朝臣には、兩將軍心を置かれけるにや。老臣池田出羽・伊木長門兩人を、江戸に留られ、此役に從ふ事を許されず。池田新吉計は、利隆朝臣に從て登りける。同九月大阪川口へ、西國より入込候船ども押入候故、兵庫に番船を置れける。隊長には菅若狹・同く組・同與力組、船奉行は、岸越中外中小姓十人是にかはる。十月十九日には利隆朝臣、姫路出陣し給ふ。左の先手は伊木長門・名代同姓日向。右の先手は池田出羽、名代同姓美作守なり。姫路の城代は土肥飛彈（此時は周防）同東丸は水野數馬、同國明石は舍弟因幡守（後號瓢菴）守役には、林小左衛門・山本藤左衛門等なり。垂水在番は多賀長大夫其外數多ありしかども、覺え侍らず。扨兵庫表に發向し給ひ、夫より西宮に陣を移され、又尼ケ崎に出張し給ふ。同十一月朔日、攝州九々智とて河野賴母・同く刑部を被二召出一、賴母は數度の武功、世に知れたるものなり。其頃前島を、大阪方より取べき模樣成ければ、德川殿より利隆朝臣に、丹羽山城を遣し候得と、上意あり。老功の武士成故に其選みに逢しなり。則利隆朝臣より、與力の士十餘人、足輕二十人加勢に付られ、山城守預りの人數を合せ、騎士三十人、足輕百人にて、打立ける處へ。德川殿より御使者有て、前島には氣遣有まじき模樣なり。最早山城は參るに不レ及との御事なり。右に付、山城守は前島より引返し、元の陣へ備へける。

七、神崎川越之事

同十一月七日、利隆朝臣の勢、俄に神崎川を渡る。中にも梶浦大隅は四十挺の鐵砲を、組の士村山亦左衛門・船戶角右衛門（帶刀子後改帶刀）兩人掌せて、何時も先を仕候へと申ければ、兩人一番に神崎川をぞ越たりける。是を見て、大隅組の騎士、平井少三郎・同彌五郎・杉浦左太郎已下十人計、小船に取乘渡しけるが、船や損じたりけん、人や多かりけん川中迄乘出しけるが、次第に沈み入て、水は深し流は急なり、あれや是やといふ間もなく、あへなくも神崎川の底のみくづとなりにける。續く跡に渡しける、香西縫殿助は日置豐前が跡備なりけるが、縫殿介備を借て居ける。湯屋藤左衛門早々川向へ渡り着。岩越宗左衛門・明石源左衛門兩人追續て渡り、豐前へ縫殿助より使者を以て、只今川越候と告遣す、跡より縫殿助旗二本渡りしを、取て押立三人さし圍して、先へ進みける。外よりは縫殿助先陣の樣子に見えたり。續く日置內藏助も、川を越て東の方に人數を備へけるが、旗並、他に勝れて見えければ、利隆朝臣內藏助に、旗の立樣それ見事也と、命有りしかば、伊丹半右衛門建させ候と申す。利隆朝臣さればこそと感稱有り。其夜高木內記を以て、褒美有しとぞ。梶浦大隅組の乘し船一艘沈し外は、先手より後陣迄、一人も恙なく、川の向へ越て備へける。

八、中津川越の事

同じ比、神崎表にて、左衛門督忠繼朝臣中津川を越て、敵に向わる。利隆朝臣も越んとし給ひけるを、將軍家老・御目付城和泉守・小倉治右衛門、德川殿の上意なりとて、强て押留んとす。利隆朝臣の從者共不二聞入一、我先に進み出んとす。兩人大に怒りて、我等が云所は、皆上樣の仰なり、我詞を用ひずと、汝等一々腹切せんといふ時に、瀧川出雲進み出申けるは、いかに上意にもせよ、御下知なきに、拔掛などして、私の功のみ貪らば、押留給ふとも、御目付の職ならめ。此度は左樣の事にあらず。左衛門督は上樣の御孫なり。武藏守には弟なり。只今、左衛門督打負なば、御孫を見殺し、弟を救はず、武藏守何の面目あらんや、今度川を渡りて、御咎めを蒙らば、我等一々腹切て、其過をふさがんのみ。若左衛門督を不レ救して、武藏守二心あるかと、御粉（疑カ）を蒙らば、いかゞして申拔き仕るべきや。其時貴客の許を賴

むとも、貴客も又いかなる御氣色にて逢給ん。疾々人數を渡し可ㇾ然と云。兩使も理にふくし、猶豫の色有ければ。惣軍勢に乘て中津川を渡りければ、大阪にも、此大勢を見て、早々引取ければ、合戰は無かりけり。此次文追て補ふべし。

一書に云。此時城和泉守、川越を留ける處へ、德川殿の御陣番阿部四郎五郎來りければ、利隆朝臣如何せんと尋らる。阿部答て現在の弟の軍するを、餘所に見て居る事やあるべきといふ。この詞に力を得て、皆々川を渡りしと云。

九、雀部與作が事

其比の事なりし。大島の民家陣所の妨なり、燒拂へとて、先手の隊長へ下知有けるを、所のもの傳へ聞て、大島は利隆朝臣の士、雀部與作が先祖の領地たるを以、與作に付て色色歎きけれども。是は天下の大事也、私を以て是を許さるべきやとて、更に請がはず。與作は香西縫殿助姪聟なりけるが、縫殿助無事を聞。利隆朝臣に、百姓共が歎きの次第を申ければ。大島を燒たりとて、左迄味方の益にも成まじければ、其儘にせよと下知有ければ。大島の者共悦びて、我先にと馬の秣藁を捧ければ、在陣中秣藁澤山にて、便利を得しと云。

一〇、野田福島鐵砲迫合の事

此時、菅若狹は船手にて尼崎に居けるが、無勢にて、新家へ渡る事不ㇾ叶。爰に鈴木登之介は數度の戰功有て、殊に大炮の妙手なりければ、若狹より利隆朝臣へ、登之助を此手へ加へ玉はん事を乞ければ。召二此手一へ被ㇾ遣、相從ふ士には、貝福右衞門初源十郎といふ•大島六大夫•小川闕大夫•津村佐介•志賀九右衞門•林與右衞門等參りける。若狹云けるは、新家表へ大阪より、から船をかこひ候て、乘出し候體なり。見て來り候へと云。登之助小船にて、新家表へ推渡り船にて見屆け給、圖を認て歸りける。時に十一月十六日なり。其夜は新家へ渡り、葭原にて夜を明しける。明れば十七日、菅若狹•同權作•深谷助左衞門等、新家へ推渡り、敵出、互に鐵砲迫合あり。若狹家隸二字欠三大夫、並、深谷助左衞門、鐵砲小頭村田彦兵衞等忍入て、新家の民屋に火をかけゝれば、折節風烈敷く、敵の陣へ吹付ければ、大阪衆怺

へず、新家を捨て、野田・福島に引返ければ、新家をば取定めける。此體を見て、九鬼長門守船に乘來り、新家に上らんとしけるを助左衞門押留て更に上ず。長門守色々斷有けれ共、母衣(ほろ)の者計揚げる。夜明て見れば、大阪方は白きしなひ五十本計、あかねの母衣なども見へしが、人數いか程とも知れ難き樣子なれば、若狹差圖にて、登之助小船に取乘り、川を漕上り、敵の形容を見及び候へば。刺物計堤に立並へ、人數みな藪蔭に居けるを、能見屆て歸りける。其日大阪勢又かさみて、福島の堤にて烈敷鐵砲迫合あり。安宅次郎左衞門・菅文右衞門・菅平內等、此場にて能働く。牧野右馬助も鐵の披よし。左衞門督忠繼の從者、藤岡六左衞門・水野吉六・野門一學・宮脇四郎大夫・八木平十郎など、助來りて、自身鐵砲を放つ。森孫左衞門も來りけるが、鐵砲にて肩を搏拔せ、頓て引退く。日の出より晝下り迄、迫合けるが、敵味方雜人には、手負、死人數多有けれ共、宗徒の武士は悉なかりける。此鐵砲迫り合の樣子、利隆朝臣の本陣へ聞へければ、加勢を遣はせとて、先、小川主水從士並鐵砲を〔一字欠〕ひて、新家表へ來り、福島の堤へと急ぎけれ共、敵引取て居ざりけるに。引おくれたる生虜者一人居けるを、主水家來難波藤兵衞追懸て、首を取り歸る。又翌朝は山脇主馬も、組を引具して、加勢に來りぬ。其後も少々は鐵砲搏合けれども、十八日程烈敷事はなかりける。同二十五日諸手共に押掛け、野田福島燒拂ければ、大阪衆は引取ぬ。

一一、天滿口推詰る事

斯て、十二月朔日には、惣勢天滿口へ押詰る。舟戸角左衞門は中の渡りへ、唯一人馳着て、天滿表の敵合を見及び、三屋村迄立歸り、相組に逢て、夫より中の渡を越て、一番に天滿の橋際迄押詰る。利隆朝臣の責口は、天滿橋際より上三十間餘の處なり。仕寄をば熊谷十左衞門指圖して付る。城中より鐵砲烈敷搏ける故、足輕鐵砲計にては、仕寄附難し。士數人鐵砲搏候へと、下知有て、各放ちけるに、芳賀內藏助組船橋七郎右衞門は、中にも勝れて進み出搏けるに、刺物に鉛子(たま)三つ中る。然れども、終に不ㇾ退働きける。波多野一族六人、須賀右見等仕寄を付けるが、白晝に兩組計にては、仕寄付がたし。夜に入候はゞ手段も有べきか、是非共日の中に付よとの儀ならば、加勢賜り候へと申す。利

隆朝臣芳賀内藏亮に見分せしめらる。内藏亮茜染の羽織を着、馬に乘て先手に至れば、此邊の家は悉く城中より、燒拂ひければ、土藏など燒殘りたる陰に、兩隊の勢恢へ居る處にて、芳賀馬より下りて、見分に來るよし申ければ。橋より上に印杭建て置候なり、見られ候へと答ふ。内藏亮見分せんとて進みゆくを、先手の士ども、祐筆上り、内藏亮初めは輝政卿の祐筆なり。關ケ原陣中にて、注進狀を書かしめられけるに、折節敵味方の鐵砲の音夥しく、山河も崩るゝ計なり。されども内藏亮色をも不レ變、側をも不レ顧、心靜に常の如く認ける。是より内藏亮器量をしられ、段々と昇進し、利隆朝臣の時に別て寵遇重く騎士を預り、政事を執ほどの身に成けり。

又或説に、關ケ原一亂の時、輝政卿岐阜城の攻手たりしかば、落城の注進狀を芳賀に命じて書かしめらる。芳賀卿の床机の前に在て、是を書ける時、城内の焰硝藏に火入て、俄然として音を發し、山嶽も崩るゝがごとし。衆皆驚て色を失ひ、敵變を生ぜしと思ふ。只卿と内藏亮とのみ、自若として、卿は其文言を好み給ひ、内藏亮は筆をも留めざりしと云ふ。の武者振見よとて、守り居る。内藏亮は常の歩行の如く、川端を行に、城中より鐵砲を搏出す事雨の如く、川水に落入て別て夥し。され共芳賀は靜に足數をかぞへ、其間數を積て立歸る。扨人々にむかひ、成程間數にては不レ足に候とて、旗本に乘歸りけるが、無レ程竹村伊豆・大方備後等加勢に來りける。同じ夜の事なりしに、池田下總小屋に在けるに、城中より鉛子(たま)來りて、先森寺四郎兵衛が髮を打切たり。又一つの玉は下總が手に持たる盞を打碎きたり。此外鉛子多く來りて、下總が鎧持は胸板を搏貫かれて即死す。され共下總年若と云、無双の士にて少も驚怖の色なかりける。又鈴木登之助は竹束裏に井樓を組上げ城中へ大筒を搏掛け、外郭の矢倉へ多く打中る。城中も是に屋(憶)しけるとぞ。登之助は大阪衆にしらぬものなく、何卒籠城の人數に加んとて、大野修理方より、兩度迄書を贈りて招きけれ共從はず、其事を番大膳に附て、利隆朝臣の披覽に入る。冬陣の後利隆朝臣の命を受て、大阪にのぼり、城中の動靜を伺ひ、密に播州に各報しける。其比大野修理を闇討に仕損じ、討手は當座に擊れし事を聞て、姫路に歸りける。又夏陣の初、大筒の利德ある事を、利隆朝臣感じ給ひて、登之助に命ぜられて、何とぞすぐれて大なる巨砲を鑄させよ、されども唐金の才覺成まじ。播州一國の寺社の撞鐘を取集て鑄させよとなり。登之助承はりて、其鐘は取切に有しや、又は後々は鑄させて、それ〴〵に納め給ふ事にやといふ。利隆朝臣成ほど、太平の後には、本のごとく鑄て、歸附すべしとなり。扨は大なる不益にて、何卒才覺仕見申さんとて、京都の町人天野屋甚太郎に相談しければ、甚太郎唐金を多く集めて捧ける。其唐金にて、急に大筒を鑄させられける。是等の事に付ても登之助は無二の忠節有功の士なり。諸人仰ぐべき事なり。此大砲今猶岡山城中にありて、諸人の見る處なり。斯て同二十日迄は互に鐵砲を搏合けるが、關東・大阪御和睦の御扱有。同二十一日より互に軍を止め。二十二日には愈々御和議定りて、諸人暫く安堵の思ひをなし、利隆朝臣も御暇給はりて、歸國ましく〳〵ける。

波多野一族六人を一に、波多野掃部に作る。然れども掃部は池田新吉が家老なり。須賀石見と並べ稱すべき樣なし。また新吉幼年故、掃部新吉が人數を引連て、仕寄を付とも、知べからず。夫にても須賀石見一人是に加る事も意得がたし。此故に波多野兄弟六人の說に從ふ。冬陣には丹羽六人丹波が組を引て、先手に加ると、疑なけれとなり。

一說に、須賀石見を左京とす、誤なるに似たり。

或曰、池田攝津守利政の從士渡邊內藏亮（初三好家に仕へ、後松永彈正に仕ふ名高き老武者なり）八田豐後守が子某を取かひて、高名させしと云。何所の戰の事にや、未其詳なる事を不レ知。按ずるに、利隆朝臣の手にて、高名すべき場なし。豐後守子と云は、求馬助が事にや、其名を詳にせず。但八田彌惣右衞門（豐後守弟）冬陣には十六歲初陣なり。夏陣には冑首を得たり。此事を混じ誤れるも知るべからず。

德川殿御巡見の時、利隆朝臣の陣所の前にて、利隆朝臣へ尋給ひけるは、姬路の城代は誰を置候や、土肥周防を申付候、さらば淡路の由良の城代は誰ぞや。土肥權右衞門を差置候と、答へ給ひければ。德川殿なるほど、土肥權右衞門尤なり〳〵と、再三仰れけるとぞ。これらの事も記し置べき事ぞ。竟爰に注しぬ。

埋れみづ　上終

埋れみづ　下

一、元和元年再尼ケ崎加勢之事

關東大阪御和議調て、暫干戈を治ると雖ども、一時の御計略に出し處にて、其事實にあらざれば。池田越前守も尼ケ崎の城を守りて有りければ、元和元年卯二月に加勢として、大村伊織・竹越八郎兵衛・村瀬平左衛門等在番す。同三月に八田豊後守を籠らる。其頃、大阪より尼ケ崎を攻べき風說有ければ、宇城筑後尼ケ崎の援兵に向はんと請ふ。利隆朝臣被ㇾ申けるは、近頃兵庫の邊一揆どもまぜりと聞ゆれば、通路なるまじ、今四五日待て鐵砲二三百添遣さんと有けれ共。筑後うけがはず、一揆起ると聞ては、愈々遲滯成がたしとて、四月八日に出立す、兵庫、西宮邊の風說は利隆朝臣姬路を出馬有しと云ふらし。嘸大勢にてこそあらんと、推計りし故、筑後の勢には、手指者もなく、尼ケ崎の城に入ける。

二、利隆朝臣出馬之事

同四月利隆朝臣姬路を出馬し給ふ。此度は伊木長門・池田出羽も、出陣を許され、江戶、伏見兩所へ人質を出して、利隆朝臣の先手を勤む。其比西國に反逆の輩ありて、海路を上る由風聞有ければ。室津の在番大切なりとて、池田河內新吉事を留置る。河內は若年なれ共、波多野・伊藤等老功の者なればなり。此度備立次第は左の先、伊木長門・同姓日向・大村伊織・深谷助左衛門・渡邊新右衛門勘兵衛從弟。右の先手は、池田出羽・同姓美作守・薄田七兵衛後左馬助・須賀石見異に伊豆・堀四郎右衛門。先手目付は那須半兵衛・神子田四郎左衛門・安藤與一左衛門・薄田長兵衛なり。左の二備は、池田下總・若原監物・土倉信濃・同姓隼人・赤座加賀・牧野右馬之助等なり。右の二備は、日置豊前、同姓內藏助・丹羽山城守・梶浦大隅・永井右馬亮・村田豊後等なり。左の三備、池田攝津・下總將監・番大膳なり。右の三備、芳賀民部・波多野兄弟

六人・山脇主馬なり。目付には伊庭藤大夫(後號左京)・岩田勝兵衛。次は旗本先備・池田伯耆(後號加賀と)八田豐後守。伊庭甲斐。目付は長谷川權之丞・萩原源右衛門なり。左は土方備後・香西縫殿助・布施刑部・內藤平六郎(後號野村越中)森九兵衛(異に掃部)右は瀧川出雲・神戶式部・櫻木大藏・宮城因幡(異に對馬)土肥新介・水野數馬等なり。

一書に曰。左の二備、土倉信濃・同姓隼人・若原監物・赤座加賀・牧野將監。右の二備に、村田豐後なし。左の三備、上の文に同じ。右の三備、池田下總・芳賀民部・山脇主馬助に作り、波多野兄弟なし。以下前文の如し。何れが是成るをしらず。

武者奉行舟戶帶刀・須賀左京(一說に、舟戶帶刀・森掃部兩人を武者奉行とし、左京が名なし)旗奉行は正木勝左衛門。森寺彌右衛門。使番には岡田源大夫・太田善右衛門・香西五郎右衛門・宮野龜之助・安信忠左衛門・齋藤織部等なり。兵粮奉行は俣野六左衛門(異に市左衛門)長柄奉行は、向井十藏・松村傳兵衛・大村三郎左衛門等指揮す。先兵庫に陣し給ひ、又西宮に陣を移し給ふ。其時大阪より人數を出し、不意を打んとする由、內通の者より告來る。夫を聞て衆議區區也。瀧川出雲守申けるは、各如何思はれ候や。戰場に臨むは敵に逢て、死する社(こそ)本望なり。敵に逢んとは誰も願へ共、敵に逢がたきは尋常の事なり。此度大阪より人衆を出す事、天の與ふる處にあらずや。是も不意を討れて社、不覺もあらめ。況や內通のことのありて、告知らせたる上は、味方の勝利疑ふべからずと言。衆此義に同じて、西宮に陣替有ける。大阪勢出しかども、其用意色を知て、早々引取ぬ。此比岸和田城へも、一揆寄來申候沙汰有ければ。利隆朝臣より淺野但州へ使者にして、五藤茂左衛門鐵砲二十挺引連て、城中へ入。一夜守り居けれ共、終に一揆も來らざりけり。

三、大阪にて諸士心馳之事

同五月朔日には、播磨勢、尼崎迄押寄る。利隆朝臣は德川殿の上意を請ひ給ひて、難波邊へ出張し、日置豐前を被遣・大和田數百家燒働有り。伊木長門は尾州名古屋御普請場より、美濃路を經て、大阪に出陣し、川中に仕寄を付る。德川殿御巡見の時、長門陣場の前を御通り。長門おそれ、本多上野助呼繼せ、御前近く出ければ、名護屋普請久々相勤、又此地へ早々罷越骨折、殊に川中の仕寄の様子見事なりと上意有、鈴木登之助は池田攝津守先備にて、新家表に

陣しけるに。野田の在家に敵居けるを、島彌左衞門。服部權大夫指圖にて、三百目玉にて擣ければ、敵則退散す。同所に在て、大阪より出る敵を、しば〳〵擣拂ひければ、大阪勢終に出る事ならず登之助に相從ふ士、志賀九右衞・武田少七郎・津村左介・林與右衞門・小川開大夫・齋木權十郎等も、皆鐵砲を放つ。或時・大阪より番船出て、九鬼長門守も迫合有。其時横矢擣候得と、島彌左。服部權太指圖にて、七町餘を隔て、番船へ三はなししけるに、一つは只中に中りて、大に動搖す。其後次第に大阪に近寄て、今橋隅の矢倉を擣候へと、池田攝津指圖して擣しむるに、則擣中ぬ。又後藤又兵衞持口の櫓をも擣中る。其後天滿橋を敵兵搆ひ出けるを、園を擣破りければ、敵怺へず引入て再不出。登之助が鐵砲しば〳〵功有ける。同六日の夜天滿川の瀬踏を、忍の者守田三之丞・今谷市郎右衞門兩人に、被申付しかば、兩人靜に瀬踏して川向に渡り、印を建置歸りける。

登之助夏陣に大筒を擣し事、皆其日時を詳にせず。殊に土地の樣子等意得難きに似たり。され共代隔りて、考るに便なければ、紛ひを存して、博聞の人をまつのみ。

四、柳田半助事

利隆朝臣の士柳田半助祿四百石始は藤井與左衞門組なり。常に在鄕に逼塞して、夏は澁帷子を着し、小坊主に草履を取せて、出仕などしける。去る冬陣に陣觸有と、程なく民間に隱し置たる、足輕二十人、連人二十人、馬乘替まで率せて出たり。利隆朝臣稱美有りて、其足輕を被呼出、直に半助に預らる。今度夏陣には、土倉信濃相備にて出陣しけるが、五月六日諸手の合戰を見及び、拔掛して、天滿口より出る敵を一人鎗付、首を取らせ、殘る勢を追散し歸りける。拔掛の樣子、利隆朝臣、並此手の御目付の耳に入、法令を犯し一己の働を心掛る段不屆なり、屹と其科を糺明あらんとの事なり。半助は急ぎ外へ逃れ出べき樣もなく、土倉隼人所に立忍び居たり。其趣外にも沙汰あれば、利隆朝臣より隼人が陣へ人を遣し、尋らる。隼人其人に向て、隱し置かざる由をば陳ず。其人言けるは、主君の命なれば、陣中を搜して、彌々此處に居ざる由をも申べけれと爭ふ、隼人怒つて、持鎗の鞘を外し、隼人若斯言に何の疑あらん、强て

小屋の内に入らんとならば、隼人相手に可ㇾ成と立故、再問答にも不ㇾ及歸りたり。さて夜に入て密に立退せけるとぞ。半助後加賀に仕へ、祿千石を受りといふ。

五、城和泉守敵留合戰付舟戸帶刀下知を僞る事

然るに、利隆朝臣の攻口は、將軍家の御下知なくては、城へ攻詰べからずとなり。斯て、五月七日の早朝、神崎川を越し中の渡り（野里川）の下口に至り給ふ。扨須賀伊豆・薄田左馬助（此時は七兵衞）・河野賴母三人、物見に出でけるが、大阪の體見及て、乘返りて城邊の體、天王寺口より、上様御攻入と相見へ、城中より石火矢を搏出し、本町通に烟上見え候間、急に御人數野里川を越可然、其上作石豐前、天滿橋に人數を繰出し候へば、一刻も早く進み給へと申ける。利隆朝臣も許容し給ふ時に、上使城和泉守永盛申けるは、此手は將軍家の御下知なくては、城へ押詰まじきとの上意にて、我等を御目付として、附置るゝ所なり。然らば御軍法御破候やと立腹す。河野賴母申は左様ならば、御先手計人數を越可然と言。和泉守彌々立腹す。賴母怒て口論しけるを、利隆朝臣賴母は先小屋へ歸り候へと申されければ、其儘立て直に、野里川の瀬踏をしける。賴母が嫡子稻葉刑部は評議の內、賴母が預りの鐵砲を引具し、川を越、首三つ討取、一つは家來山川左兵衞討手、是先手の一番首なり。船戸帶刀も城中の騷動を聞て、下知を不ㇾ待先手へ乘付、伊木・池田等に、急に城へ押詰よとの、御下知なりといひければ、先手は此下知を待兼たる事なれば、則、備を立なほし、城に推詰る。大村伊織は始より、京橋口の押に居けるが、鐵砲嚴敷來りければ、利隆朝臣より持柄を賜り、こらへ居けるが、次第に鉛子の來るも止ければ、十は落城よと覺えて、備を立直し、長門と相並びて、城際に押詰る。

世俗に、城和泉守上使として、合戰を留んとせしは、冬陣の中津川越の時計にて、此時の御咎にて、御改易成しといふ。大なる誤りなり。夏陣にも、此手の御目付に附られ、播磨勢の中に、頰當したるもの一人もなし。和泉守計朱の頰當して、威權を振ひし樣子、甚だ倒に見たり。人の語りしを聞て、記し置たる、その又は其人の書殘し置たるものも見しに、皆夏陣に、城和泉守が事あり。夏陣後に御改易に逢しはしらず、船戸帶刀が利隆朝臣の下知なきに先手を城へ押詰させしを、野村越中也と云人多し。大な

る誤りなり。船手の岸越中が功有りしを聞誤りて、野村となるなり、信用すべからず。

六、船手働の事

船手岸越中よりも、同時に注進す。舟手は六日の夜中の島に舟備して居けるが、新知村を燒立る。利隆朝臣に注進せしかども、中島持堅めよと計下知あり。同七日梶原五郎右衞門・安田茂兵衞・戸山（イ二村）五郎左衞門、三人舟より上り、大阪の體見及ん爲、福島近邊へ出ければ、大阪に火の手上り、將軍家の御陣きほひ、御樣子みへければ、岸越中に、急ぎ詰寄られ候へと言遣し、梶原五郎右衞門・安田茂兵衞は、福島の在家を燒拂ふ。岸越中も此場に來り、雜兵少々討取て、其首を利隆朝臣本陣に遣す。戸山（イ二村）五郎左衞門は、越中が乘替馬に乘、本陣へ馳付て申けるは、せんぞへも敵出張、天王寺の方に武者烟夥敷上り候間、合戰始りしと見候間、御人數急ぎ川を御渡し候へと申す。直に組の士並鐵砲を引具し、川を越す。船手の事より城際へ押詰、首十餘級を獲たり。越中嫡子織部十四歲初陣にて、則武者首一つ討取。同晩、せんぞにて、利隆朝臣越中を召連、父子並船手三人の働を稱し給ふとかや。

七、落城の日諸士高名の事

斯て、播磨勢思ひ／＼の働有中に、池田出羽は紀州に一揆起ければ、此方へ出羽馳向ひ候へと、德川殿の仰を受て行けるに、又大阪へ向へ候へと、御下知有ければ。紀州路より舟にて渡りけるに、其日難風にて、黑雲覆ひかゝりて、咫尺の間もみえ分ず、風は烈敷して、帆柱も吹折計なり。波は高くして、舷を打越す、其難義喩へん事なし。され共出羽、假令海底の魚腹に葬らるゝ共、只大阪の方へ漕寄よと、水主をすゝめ下知しけるに。兵庫の浦までやう／＼漕付たり。夫より陸地へ上り、道を急ぎ、五月七日に大阪に着けるに、早、落城の比なりけるが、城中より逃出る敵を追討して、首級百四十五討取、同姓美作守双びすゝみて、首三つ討取。二つは白身、一つは家賴（來）越生角兵衞討取ける。出羽家へ、横山左馬之助能馳廻りて、首二つ取る。日置豐前は、出羽と一處に中の渡を越けるが、豐前家來坂口喜六郎・角

田半左衛門二人、手に逢首を本陣へ上る。伊丹半右衛門も出羽手に付、野里川を越し敵を突倒しけるを、山本加兵衛其首を奪ふ。半左衛門は、前々の場數、世に知れたるものなれば、箇様の追首など、物の數とも思はねば、其まゝとられけれども、出羽此體を見て、加兵衛を耻かしめ、其首を取返さしむ。舟戸角左衛門は野里川の中の渡りをば越て、天滿川乘渡し、難波橋一町目計上にて、黑具足着たる武者一人討取。又今橋の邊にて、馬武者に行逢ひ高麗橋迄追詰ければ、彼武者馬より下て、暫し戰けるが、角右衛門力を盡して終に討取。此二つの冑首本陣へ遣しける。利隆朝臣手にて、大阪第一の功なりける。其場に垣見半左衛門・市原加右衛門・佐藤仁左衛門等居けるが、各能働きて首を取。片岡次郎大夫同かし（河岸）先にて首を取。中村喜內は兒小姓なりけるが、白ほひ掛て中島より十人の扈從、先へ參れとの下知有て馳向ふ。喜內、今橋の下なる川を越、せん場へ行、御堂筋の土橋より、城中へ入らんとしけるに、南の方寄手入亂れ候故、北へ廻り西の川の前に至りければ、白しなへ刺したる敵一人出たるを切倒す所に、北より入來る寄手、森右近大夫の從者四半の刺物を差たる士四人、短冊ゑづる刺たる士一人、都合五人にて、其首を奪ひ。刺物をも取首をば、短冊枝づる指たる士、終に奪ひ得たり。其時太田善右衛門・內藤三郎四郎此體を見て、助來らむと急ぎけれ共、路隔て奪たる跡へ來る。次に古田八郎左衛門も後れ馳に、此場に來る。喜內、せんばにて、利隆朝臣の側に出ければ、首尾は如何せしやと尋らる。首奪れし次第を申遣れば、其刀を見せよとて見られしに、鐵武者を討たると覺へて、刄缺げ血付たり。其上證人も有ければ、喜內手に逢しに極る。熊谷十左衛門も早々城下に付て、首二つ討取。堀太郎兵衛は、天滿川の原にて、一町計先へ敵一人落行けるを、後より聲をかければ、彼の敵引返して鑓を合す。如何にしたりけん、太郎兵衛は只一鑓に咽を突返され、あへなき死を遂にける。され共、此敵も落武者の事なれば、首をば取ず、突捨にして引取ける。此跡に伊木長門人數詰寄て、城中より出る落人を、追詰〳〵多く討取。土倉信濃手の者も、此場にて働く中にも、土倉四郎左衛門能馳廻り、首二つ討取。石田與左衛門は敵と鎗を合せけるが、誤りて取落しければ、敵、與左衛門が草摺のはづれを突けるを、其鎗を引奪ふて鎗付、首を取。八田彌三右衛門も馳廻りて、冑首を得たり。船橋七郎右衛門は、上本町邊にて、敵を追付しけるが、前に一間計の溝有、何も此溝を廻りけるに、七郎右衛門一

人は、馬にて飛越、先に進み、敵一人討取。其兩刀を印に取て歸りける。伊丹半右衛門も船場の川を越、上本町筋の埋堀に行ける。八木德左衛門母衣をも掛ず、甲をも着ず、葦毛の馬に乘り、片身馬諸共に、泥に成て居けるを、加藤左馬介・須賀太左衛門・佐々市十郎、鎗を以てはさみ討んとせし處へ乘付、味方討ぞと聲を懸、兩人へ斷引連歸り、兩人より後日の證據の爲、人を付越ければ、菅若狹、其由を聞て、鼻紙に伊丹半左衛門と、姓名を書て遣しける。後に聞ば德左衛門は、味方を離れ、一人進みけるが、埋堀にて、乘ける馬つまづき、泥の中へ落けるが、あわてゝ馬等乘けるを見て、大阪方の落武者ならんと、左馬之介衆討んとせしや。此時鎗にて忍の緒を突切られ、冑は泥の中へ沈みけるとぞ。齋藤織部は城兵三人、西國海道を心掛て落行を見付、追掛鎗付んとす。彼武者立歸り助命有て給り候へと云。織部不便に思ひ、何方へ行るゝことゝ問ふ。播州へ趣き候と云。齋藤家來に刺せたる相印の腰刺を與へ、道にて咎る者あらば、武藏守內、齋藤織部がものなりと、答よと敎へて助けたり。彼者は忝しと一禮して別れしが、歸陣の後に、此恩謝を深く述しとぞ。湯屋藤左衛門は、中島にて、城際にて詰けるに、船場にて武者一人、侍家に籠りゐければ、大勢戸口に詰けるに、彼武者、戸口を拂ひ切て出るを、藤左衛門出しもやらず切伏て、首を取る。此時彼もの横なぐりに、藤左衛門が腰車を切て、少し疵を蒙る。彼者冑を着ざりけり。小手を取て添、本陣へ持行ける。かくて利隆朝臣の旗本、城へ押詰らるゝ時分は、はや落城にて有ければ、船場に陣し給ふ。扨、城中より落人共、崩れ出るを、三四町程追討して首少々討取。人數を治んとせしを、內藤平六郎見て申けるは、他家の手は、粉骨を盡し働て、高名さま〲なるに、此手は手後れしたるのみならず、首數迄すくなく、何を以、上樣への申譯か有べきや。此平六郎は息の續く程は追討して雜人原にても、討取て、首數にせんとて、二十人の足輕を左右に進めて乘出す。此詞に勵まされて、我も〱と追討しける。平六郎自身足輕家來共に、討取首九つなり。此日所々にて首を取者共には、梶浦大隅家頼共に首十三。堀金覺大夫首一つ、生捕一人。梶浦兵右衛門後杢之助・門田喜左衛門・富田庄兵衛・那須半兵衛。中村四郎兵衛・中村忠左衛門・惠藤彥左衛門。河口三右衛門・岩根九郎四郎。佐々善左衛門・岡田莊兵衛・須賀與八郎・杉浦治左衛門・山脇市大夫・山脇三郎兵衛・山脇藤右衛門・山脇又右衛門・上島彥兵衛・西村小四兵衛・福島市兵衛・土澤源兵衛等、各々首を取、富田

久兵衛も太刀打して高名す。生駒市兵衛も能働く。此外伊木長門・日置豐前・土倉信濃・池田下總・池田攝津等の家人組頭・物頭の家頼にも、心馳有者も又多し。聞傳へざるも多かるべし。利隆朝臣の手に討取首都合六百五十餘級なり此時船場の本陣へ、稲葉刑部が一番首を取て参けるに、利隆朝臣の傍に、馬上三四人ならでは居合せず。皆敵をかせぎける故なり。馬上の一人は喜多島杢なり。同八日には、秀頼公にも御生害ありて、一時に太平の御代とは成りける。

池田家譜には、落城の日、首千餘級を獻ずとあり。恐らくは誤ならんか。難波戰記等の記錄に六百五十餘級と有り。今是に從ふ。或説に、水野伊織初名吉六大阪にて、一番首を取しと云。伊織は、其節左衛門督忠繼朝臣に從ひ居ければ、定て其手にての事なるべし。されば冬陣の事にても有しや、夏陣といふは誤ならん。

池田攝津守家人、渡邊内藏亮、冬陣に若き士を具して仕寄裏に行て、此城何と攻るとも落まじきや、か様に見ゆる城は落ぬものなり、能覺へて居よといふ。其時竹束を堀際近く仕寄て、城迄五六十間ならでは、なしと覺ゆる程なるに、堀も櫓も朦朧として、霧か靄の中にある様に見えたり。又夏陣に若士等に、落城近し見て置れよといふ。其時は遙々と隔て見たるに、城中の樓臺掛木も明白にして、手に取様に見へしとかや。是は軍配支の話にしては、戰の實功に不レ非ば本文に不レ載、爰に附注して傳ふるのみ。

利隆朝臣の物頭、薄田七兵衛後左馬助常に儉約を事とし、豐饒なり。冬陣に鐵炮百挺、利隆朝臣へ獻じ、貯へ置たる金子を親類、心友に分與へて、自分に騎馬七人、鐵砲三十挺引具して、出陣したり。此騎士足輕を、直に利隆朝臣へ抱られ、則七兵衛に預らる。右七兵衛本誌三百石、冬陣の後百石の加增を給ふと言傳ふ。其誤たる説なり。本譜に七百石、此時の加增二百石、都合千石なる事明白なり。是等の事も、後世に記し傳ふべき事なり。夏陣に米五百俵を、土肥周防が獻ぜしも、七兵衛に亞ぎたる志なり。

八、利隆朝臣逝去付高木内記殉死之事

其年も暮て、元和二年の夏、利隆朝臣江戸に居給ひけるが、不圖、重き病に染給ひ、御暇を賜りて、京都にて保養有けれ共、次第に便りすくなくならせ玉ひ、六月十三日京都屋敷にて逝去し給ひける。于時三十三歳なり。播州士民の悲歎は中も中々おろかなり。誠に晴夜に燈を失ひたる心地せり。

利隆朝臣の逝去にも、さまざまの異説あれども、其恐れ有を以て、爰に略す。

爰に高木內記は、起臥の愛にはあらざりしか共、無双の寵臣なり。此故に兼て覺悟せし事なれば、殉死せんといふ番大膳・芳賀內藏助言けるは、內記殉死せば我等兩人も莫大の御恩を蒙りたれば、存命成がたし。しかれ共一國の政事をとり行兩人殉死せば、幼君へ對し不忠此上有べからず。この故に、我等は他の人口等に拘らず、幼君を守立奉る所存なり、まげて內記も殉死を止り候得と、理を盡して留ければ、兩人へ對して、一まづは留りけれども、兼て思ひ詰し事なれば、利隆朝臣の逝去ありし後、四十九日に當る日より、食を絕て、其年八月二十日に餓死しける。世上の殉死よりは、一入難有死を遂たりと、其比評しあへり。斯て、利隆朝臣逝去のよし、江戶へ訴達しければ、其翌日、上使として酒井雅樂頭・並、土井大炊頭を以、遺跡もとのごとく。幸隆（後改光政）朝臣領知せらべき旨、臺命有ければ、諸人安堵の思ひをなし、國家靜謐に治る時こそ目出度けれ。因幡伯耆へ轉國は、元和三年なり。

我なくば誰か結ばんむもれ水

ふかきおどろが下をたづねて

埋れみづ　下終

備前岡山七英士讃話

全

備前岡山七英士讃話　目次

一、千石　中牟田三十郎話……（一頁）
二、千石　市森彦三郎話……（四頁）
三、八百石　丸茂元右衛門話……（七頁）
四、四百五十石　松本淺右衛門話……（九頁）
五、千五百石　茨木佐大夫話……（一一頁）
六、九百石　中野半助話……（一五頁）
七、七百石　石黑後藤兵衛話……（一七頁）

備前岡山七英士讃話　目次終

備前岡山七英士讃話

一、千石　中牟田三十郎話

往古頼光の四天王、義經の十二人奥州下り、義貞の十六騎抔云は、今時の小兒も是を知る所なり。又中興にては尼子氏の十英士、其外諸家に剛强の兵、是等は、戰國の折からなれば、自然と高名末世に止る道理なり。有レ雖も治國太平の代は、往古に增(勝)る勇士有りても、互に表に顯はさぬを武勇の士と云つべし。爰に寬文の頃、備前岡山の太守松平新太郎殿は、名高き剛强の勇將なりしとやら。古めかしき事ながら、世上のたとへに、勇將の下には弱兵なしと云へり。彼備前の家士に剛勇の七英傑有。所謂、其姓名は、中牟田三十郎・市森彦三郎・丸茂元右衛門・茨木佐太夫・松本淺右衛門・中野半助・石黒後藤兵衛と云。此七英文武兼備し、就中一藝づゝ妙手を得たり。此讃を擧げて、少童のもて遊びに、書きつくりし雜話なり。新太郎殿には、此七人を、殊外寵愛にて、武江御在勤の節は、不レ殘御供仕。御道中にても二三人づゝ御乘物を不レ離。江戶にて御登城、又は外々へ御出輿有レ之砌、七人の內四人づゝ御乘物脇に供を仕。平日は二三人づゝ御側に相詰め、晝夜不レ離の寵臣なり。或時東武御在勤の砌、細川越中守殿へ、振舞御出の節、七人の內五人御供仕り、未の下刻頃御門前へ出で、何れも下座敷の上に並居て、往來を詠咄(眺話)し居ける所。其丈六尺餘りなる大男、まことに渡り徒士とも云つべき人柄、ながき大小を差し、はをりも着せず、きりの下駄をはき、のつさ／＼と、步行く事、いかさま男自慢と見へ、右並居るまい(前)を下座敷をふまぬ計りに、はなさきを摺りこすりて通りける。いづれもおもひけるは、さて／＼存外なるやつかな、御國元ならば、能料理ものなれど、御城下といひ、主人のとも先故、そのぶんにさし置くなり。身のほどしらぬ大たはけとおもひ居ける所。かのもの、如何仕たりけん、下駄の緖ふみ切て、横にどうと倒れける。中野半助こらへかねて手を打つて大きに笑ふ。かの者立ち上りながらふり歸り、刀にそりをかけて見へければ。中牟田三十郎氣のどくがり、草り取を呼で、かの物(者)方へ遣り申けるは。見申せば下駄の緖切て

思ひよらざる御事、まのあたり氣の毒千萬なり。依て持ち替の草り新敷侯まゝ、慮外ながら進め申し候。是を召れ候得と、懇に申遣ければ。かの者いたみ入りけるにや。刀のそりを直して、思召千萬忝存候、左候はゞ申請候半(はん)と、一禮述て行き過る。跡(後)にて三十郎半助へ申樣。扨々貴所は忽卒(粗忽)なる御事哉。今日は主人の供先、あの如くの人非人を相手にして口論に及、事に寄、其分にも不ㇾ成時は、主君より給はる俸祿、私の爲に捨るに似たり。か樣に恩愛に召仕ひ給ふも、主君の用に立んとの御爲なり。然るを由なき馬鹿物に大事の身上、果しなどする樣に成まじき物ならず。尤かの者存外なる不屆と申ながら、虫同前(然)、我々が片腕にも足ぬやつなれど、夫を堪忍するこそ武道のたしなみなり。以後は卒忽なき樣に、急度愼たまへと申ければ。半助承り委細御身忝く存じ候、向後急度愼み申べし。かの者餘り存外いたし候故、こきみ能存じ候て、思はず麁相、至極御尤忝存候。朋友のむつまじさ、あるまじき人品なり。其後御在國の砌、中牟田三十郎隣屋敷、五味十兵衞と申仁の方へ、盜人入りて、家來の物を、盜取出けるを見出し、門を打て其盜人を捕んとしけるを。かの盜人遁れがたく、屋敷內を逃廻りける所に。折節玄關に十兵衞一子三歲に成けるを、うば抱きて居けるを、かの盜人奪ひ取りて、人質として。向成る長屋の內へはいり、內より戶をしめ、脇指を拔持つて。もし此內へ入るならば、此子を忽差し殺すといふ。うばは大聲を上げてなきさけぶ故、主人十兵衞夫婦も玄關へ出て、是を見る。家來大勢有りけれ共、內へ入らば差殺と申すにおどろき、何れも當惑して、表口に控、とりどりのぞき、評議するといへども、是を救ふ手だてなし。小兒はかなしくなきけるを、外にて聞居ける兩親見るに堪かね、妻女は淚を流し、わけて乳母は、かなしさに堪えかねて、人目をはぢず、大聲上て泣さけぶ。其子を此方へかへしたらば、命別條なくたくすべしと、度々申しけれ共、盜人聞入ず。猶更ゐたけ高になり、其手はくはぬと、猶小兒をすくめ、若し込入ば唯一差しと、八方へ眼をくばる。十兵衞必々卒忽するな、小兒にけが有ては歸らぬ事なりとて、家來を止めせいしけれ共、すべき樣こそなかりけり。皆々、あきれ果てたる事共なり。隣家の中牟田氏は、此そうどう、泣聲をきゝ付て、家長を呼で、隣には何事有て、彼是そうどう愁傷の聲すると、尋ねければ。右のあらましを申けるを、つくづくと聞て。さりとは笑止なる事なり。隣家にて、此事聞捨おかれまじ、十兵衞夫婦の心底もいたましゝ。若黨召連れ、隣へ

案内し、十兵衛に逢て右の次第を承り、去りとは氣毒成る事なり、拙者一通りなだめて見ん、あら立てはけつく悪かるべしと。かの戸口へ立寄、中牟田氏申されけるは、いかに其方共小兒を質と仕たりとても、其方が命はのがるまじ去りとてはさもしき仕形なり。しんめやうに其小兒を渡すならば、それがしいかやうとも申なし、汝が命たすくべし。それがしは隣家の中牟田三十郎なり。此事聞に不レ忍して罷越したり、自分へ其小兒相渡べしと申ける。盗人聞て申には、成程仰聞らるゝ通り、人質を取と申事、比興(卑怯)に候へ共、追詰られて詮方なく如レ是なり。もはや叶はぬ命なれば此子を差殺し相果候心底なり、此内へ入ものあらば直に差殺と。眼をいらゝけ、今殺さんず有様なり。三十郎此問答の内、明き身をねらひ、いつの間にか手裏劍を取り出して、はつしと打より、早く飛込たり。其手裏劍、盗人が脇差持たる握りこぶしへ打たりければ、持たる脇差を落したる所を、三十郎飛込み、首筋をとらへて引倒す、小兒を左の手へ取て家來に渡、盗人をば、猫を提たる如く表へ引出し申様、神妙に小兒を渡すなら、命をたすけいたすべしと思ひしに、せういんせず、去りながら、其事を申たる故少し油斷の明身へ仕過て、如レ是捕へたれば、小兒もけがなくして此上や有べきと。申されければ、十兵衛夫婦は手を合て、是を悦び、全く貴公の御出なくば、小兒の命もなく、外聞共に面目なき事、ひとへに、御かげ故と。詞を盡して拜謝しける。十兵衛大きに立腹して、かの盗人をがいせんといふ。三十郎押止めて申すには、成程御立腹至極せり。乍レ去此しかいしたり共いきなき事なり。小兒の危難まぬかれ給ひし事なれば、此悦に、此者命は拙者へ給り候へかし。然らば小兒のおいさきの吉事にも成べきなり。ひたすら所望と有ければ、十兵衛申に、委細承り届たり、とかく貴公の思召次第、御かげ故、悴が命もたすかりし事なれば、いか様ともと申ければ。千萬忝とかの盗人を近付、汝助からざる命なれ共、我一たん助べしと申たる一言有、夫故に其方も少し油斷したる事なれば、命を自分もらひ請て助け遣し、如レ斯有間敷わざを致すは人非人なり、夫に幼少なる者をとらへ人質とする事、言語同斷、此以後は、急度心底を改、かゝる非道を働く事なかれ。何事をいたしても、獨身を立ん面魂なるに、不仁なり。此教を胸にこめて、向後心底を改べし、命みやうがのやつかなと。追拂して遣りければ、盗人涙を流し、扨々難レ有御言葉かな、向後心を改め本心に身のとり行ひ仕るべしと。禮拜して立去けるとなり。　此事國

中に評判しけるとかや。此中牟田三十郎は七英士の內にして、年かさにて、此時二十七歲なりしとかや。其丈五尺九寸餘、面體桃色にして柔和、目の內光り有、力量十人を越て、文武兩道才智兼備の勇士なり。劍術は新陰流にて、松本淺右衞門と同流極意を究、其外天文、地理、易學に達し、慈悲心深く隨分やさしき生にて、惣體言葉少く、慢する事少しもなければ、諸人尊敬して七英士の其長たりとや、承り傳べし。

二、千石　市森彥三郎話

大守御在城の砌、或時御領國の內、御鷹野に御出有し所に、彼の七英士を初として、近臣の面々何れも御供に召れ候所、終日御遊び有けるに、思ひ〳〵の出立して、美々敷かりし事共なり。折節、諸鳥多く群り居けるを、近士に命じて是を射さしめ給ふ。十人にして七八人射損じける所、大守市森彥三郎に命じて、仕れとの御事なり。不斷弓術名譽なりしか共、隱し居ける所に雁、ひしくひの大鳥を、またたくうちに九羽迄射留て御覽に入れしかば、大守殊の外御機嫌能、御供の面々、是を美賞し、殊に强力故强弓を好しに、借り弓の弱き弓を以て、如ㇾ斯の手たれかれも奇異の思ひをなせり。大守喜悅まし〳〵て、しばらく御休息有りて、御酒宴に成ける。然る所に、御休息所より、凡二十六七間をへだてゝ、梢に白鳥二羽とまり居たり、大守御覽ありて、あの白鳥射べき者有やとある、何れも間數伸たれば御請申者なし。依てかの彥三郎を召て、あの、白鳥可ㇾ仕哉と問ひ給ふに、彥三郎申上けるは、何れも言上の通り間數へだたり候へば、如何可ㇾ有御座候哉、殊に自分弓矢を持參不ㇾ仕と有。御側の衆申されけるは、成程、御尤に候へ共、貴公の御修練にてはいとやすかるべし、早々仕れとの御意、止事を得ず、然らば奉ㇾ畏候、仕見候半と。以前の弓を又借受て矢取て打つがひ、暫し引絞り切つて放つ。弦音につれてかの白鳥は、こづへより大地に落る。御供の面々射たりや〳〵と、聲上て、是を譽る聲おびただし。扨かの白鳥を射留し所へ人をはしらせけるに凡四五間計の川ありて、向ふへ渡る橋なし、勢子の者共是をとらんとするに叶はず、殊に十一月の末、寒風に水中へ入事をいとひて、兎や角評議して、猶豫する。彥三郎、是を見て、某罷越てとらへ來るべしと。兼て祕藏せし紅栗毛の馬を引きよせ、ゆらりと打乘

手づなかいくり、半町計乗り出して、取つてかへし、あぶみをあてゝ、右の川を何のくもなく、向ふへ飛越けるは、乗ても乗て、馬も名馬と。大守を始として、同音にどつと譽る聲夥し。其儘乗付て、かの白鳥をとらふ、其内に勢子の者共駈廻りて、橋板を才覺して來りける故打渡しける、其はゞ一尺計有ける故、一騎渡りにて、殊に中程にてはたゆみける故、馬のかよいならざりけり。彦三郎、是を見て、かの一尺計有はゞの板を、聲をかけて乗渡るに、橋板はたゆみて、今や川中へ落入らんと、人々危難を思ひける所に、橋の中程にして、一聲さけんで鞭をあてれば、此馬三尺計飛上りて、此方の岸へ飛越ければ、ゆらりと飛おり、口とりに渡し、かの白鳥を御前へ差上る。かゝる弓馬に秀逸なれば古今の名人、人間業ならずと、稱感しけれ共、かつて自慢する事なく、誠にすきける道故、自然と覺たるてうれん成とて、挨拶しけるとなり。又其後、東武御在勤の砌、新太郎殿をあたご無量院へ招請じける。御相客有馬中務太輔殿・御醫師半井數仙院御坊主四五輩參上なり。色々御咄の內半井氏申されけるは、御家士の內に武術に達し給ひける衆中大勢有レ之由ほゞ承及たり。此間蜂須賀殿にて承り候へば、別て馬術に名を得給ふ仁有レ之候と、承り申候と、申されければ、中務太輔殿申されけるは。其事に候。拙者も承り及たり。折もあらば御所望申度心懸に罷在候と申されければ。新太郎殿、なる程市森彦三郎と申て未壯年に候へ共、弓馬に粗達し罷在候と挨拶あり。御坊主のとんてき坊が御酒機嫌の出ほうだいにて、然ば此坂を馬にて、乗上給はん哉と言を。新太郎殿申されけるは、未其事はなく候へ共いかさまなり申べき事なり。と申されけるに依て、半井氏を初、殘りの坊主是は奇異の御事、奉レ願候間何卒其仁へ、被二仰付一かしとすゝむ。有馬殿にも所望ありければ。新太郎殿、よしなき事を申出したりとは思ひ給ひけれど、剛强の勇將故、心得候とて。さつそく彦三郎を呼で、右の段々を御申聞、我よしなき事を申今更是非なし、可二罷成一哉と、御尋ね給ひければ。承り成ほど畏り奉候。是迄仕たる事は無二御座一候得共、主命をかうべにいたゞき、乗上可レ申と、御請申上ければ。新太郎殿殊の外悅び給ひて、然ば支度仕候へとありければ。彦三郎は、御召替の御馬を拜借仕んとて 南部の逸物、靑毛八寸七分の三歲成を、腹帶其外念入 。扨袴のもゝ立高く取て、菅笠を御免なし被レ下べしと被りて、門內にて地道を四五へん乗廻す內に、新太郎殿・有馬殿を初として、無量院其外の衆中、坂上へ上りて、是を見

物ある。其外供廻りの面々坂上にて見物す。折節参詣の男女はせあつまり、よき時節參詣したりと悅、是を見物する事夥し。又門前を通る往來の人、又は、御旗本衆も馬を止め、見居たる方あり。近所の屋敷よりは聞き傳へて、我も我もとより來る人夥し。扨彦三郎は地乘四五へんし、坂の上へのりかゝりけるに、平地を步行が如くにして、しづ〳〵と乘上り、坂の上二間計にして、かの菅笠を取てひらりとなげ、一聲さけんで、あぶみを合せければ、馬は進で、なんなく、坂の上へ乘り上り、身振ひして立たりければ、ひらりと飛び下り、平伏して。扨、馬には息合抔用ひて引入ける內に、口取二人來りけるへ相渡す。見物の諸人思はずあつと感じて、是を譽る聲天地をうごかし、震動するかとうたがふ計。此聲を聞て近所の屋敷々々よりは、愛宕に何事かあると、追々にかけ來る人引も切らず。去ながら乘上たる跡にて、おくればせにはせ來る面々は、ほいなくぞ思ひける。扨又有馬殿初何れも膽を消したまひ、かゝる妙手も有物哉と御稱美有つて、古今無双の馬術の達人とかんしんなり。新太郎殿にも殊の外悅喜し給ひ、扇子を給りて風を入る。是より坂を下つて御覽に入べきと申しければ。有馬殿申されけるは、其手際にてはいと安かるべし、去ながら、見物の諸人、大勢あまりそう〳〵しければ、是にて今日は無用候へかしと。達てとめられければ、然ば休息候へとて、彦三郎は下りて、無量院にて休息せり。其後皆々歸り給ふ。此事大評判にて、半井氏登城の砌、將軍家の御耳に達し、御坊主の面々、諸家へ參上しける時、此馬術の咄して、誠に市森彦三郎は、凡人ならぬ達人なりと、大評判ありしとなり。是彦三郎が一世の譽なりしとかや。此時生年二十三歲なり、然共少も慢する事なく、主命故是非なく仕りたりと、誠に無心にして乘上り終始覺へず、弓矢神のおうご故にや、我仕合なりと申けるとなり。其後、有馬中務太輔殿下屋敷にて、彦三郎が射藝有し事、蜂須賀の舘にて、くらべ馬有し事、度々の名譽有しとかや。略之。彦三郎其丈六尺餘にして、顏柔和にして色白く、眼中白黑はつきりとして、中肉至つてりつぱ好にして、衣類其外終に衣紋くづさず美男なり。力量は終に知りたる者なし。弓勢は不斷九分の弓を引、一寸の弓を二張素引する事餘人になし。備前の家士に其時代、彦三郎に續く弓勢なしと申傳るなり。然ば一國の弓取成るべし。又馬を好きて厩の前に居間をしつらい、朝夕をも其所にして食し、又は折に馬のすそ抔も、自身是を取行ひけるとなり。至て弓馬の好嗜勇士なりと申傳べし。

三、八百石　丸茂元右衛門話

讃州金刀比羅大權現は、高松領、丸龜領へまたがりし御山なり。高松領は松、柏生ひ繁りて、誠に、ときはの色をあらはす。又丸龜領ははげ山にして、小木一本もなく、皆土砂なり。不思議なる御山なり。若盜賊抔入込て、少しの物なり共、かすめ盜取心がけ有る時は、其出所をうしなひまよへあるく。勿論山中に住居する者は、少もはだかまる事ある時は、其たたりすさまじく、誠に、戸ざさぬ御山と申べし。此別當金剛院と申すは、近國に名を觸し力量成り。其身少しも慢心なく、力あり共思ひ給はず、近國より聞及び力ためしに來るもの、其力に依て住僧の力倍するよしなり。其時の金剛院はわけて力量ありしよしなり。又永々浪人して、若相應の身の上に有付候時分は、金剛院へ來りて、金銀借用の事を願ふに、一度も對談したる事無迚、其者のゝぞみ程、金銀をかし遣すなり。其時申すには、此金銀はまつたく、權現の御金なり。身上振廻り能候はゞ、必ず返濟可ㇾ有候。此方より、いつまでもさいそくはいたさず、若打すてをかるゝ時は、たゝりありて、御身の爲になるべからずとしめして、利金とても少も取らずして、心安くかし遣すとの事なり。若かりて、いつはり申して來る時は、是又御山を下る事あたはず、誠にれいけんあらたかなる御山なり。扨備前七英士の內、丸茂元右衛門、金刀比羅へ參詣して、與ㇾ風思ひけるは、序に別當の力量をためし見んと、案內する所に、折節金剛院留守の由申、元右衛門唯歸るも、是迄來りしかひなしと、玄關の入口に、高さ五尺計、橫一間計の石の手水鉢ありしを、兩手をかけてぐつとおしければ、地のそこへ三尺餘りくぼみ入つて、上の方一尺計殘りけり。取次の者、大きに氣をつぶしけるに、又玄關のへり取のおさへに、長さ九尺計あつさ二寸四分程の、鐵の棒二本有けるを、左右の手に取て立ながら、かの鐵の棒を、くわんぜよりを、なふ如くして、兩方の小口と小口を引寄、輪にして、本の所に差置、金剛院樣御歸り候はゞ、宜賴入候と申て歸る。取次の者御名は何と申と問けるに、いや名をば申間敷其內御見廻申べしとて歸りける。跡にて寺內の者共より集り、扨々、世上にすさまじき力量も有ものかな。是はまつたく人間には有まじとて、きもをつぶしける。かゝる如き大力量の男なれ共、其志やさしき事いはん方なし。殊に子

供ずきにて、中野氏と此仁は、家中にて、子供頭と異名せし程なり。七つ八つ十二三迄の子供を、不斷呼あつめて、すまふ抔とりてなぐさみけるとなり。又鎗術の妙を得たり。誰を師とする事もなく、八九歳の頃より竹刀をこしらひ父存生の時よりも、夫を不斷のなぐさみとして、おきるよりねる迄、相手なしにいろ〳〵と工夫を廻らし、自然と修練しける妙術なり。先づまりを糸にてつるし、夫を飛掛りてつきけるに、しぜんと手の內かるゝ覺へ。又二寸計の輪を拵へて中に釣し、是を七八間あいだをへだて、走り來て、竹刀にて突に、十に八九は其輪を通す。又十五六歳の頃、鐵にて鍋の様なる物を拵、夫を三枚或五枚重ね是を突き通し、又八寸角くらいの柱を立置て、是を突に向へ突拔、自然と妙手になりしなり。或時伊豫國より浪人に、吉元彈右衞門と云者、岡山へ來て逗留し、鎗の名人なる事を咄しけるに、右元右衞門が手練を聞及で、何卒其手練を試度由申故。元右衞門知る人になりて申けるは、拙者鎗術の義御懇望の段、委細承知候共、元來、拙者は師はんとてもなく、父存生の時より、手遊びに自然と覺たる藝にて候へば、何流と申かたもなく、猪狩抔には用にも立申さんか、家流の事なれば、御目にかける藝ならずと申ける。彈右衞門去ながら、態々伺ひいたしたれば、御手練の程拜見いたしたしと達て申。然ば御相手に成申侯はんと、例の八尺計の竹刀を以て立向ふ。彈右衞門は二間一尺の直鎗をもち立むかひ、聲をかけて突き出すを、元右衞門飛鳥の如く、かの鎗をはらひのけて、彈右衞門の頭の上を、たんぽの先にて突ける事、三度なり。彈右衞門大きに恐れて、誠に凡人ならず、我事も、生國にては手に立物もなく、隣國にても上越者あるまじと思ひしに、かゝる名人又有べきや、年來はは(ママ)つくんちがひ候へ共、藝の高下は各(格)別の事なり、今より師弟の約束をなし、其業を請んといふ。元右衞門いふやう、近頃めいわく至極せり、先刻も申述候通、某事幼少より鎗術すきて、自然となぐさみに覺たる事なれば、何を取りて夫と指南する事をわきまへず、是迄家中の子供も師弟の望有けれ共、其譯を辨ざる事なれば、誠に一心無心にして、突き出すのみなりと答ふ。此上某手馴し手段の一通り御目にかけ申さんと。釣しまり、輪の術、鐵鍋、柱の業を殘らず、いだし見せければ。彈右衞門三拜して稱美し、某も一寸心(試)み申度とかのまりを突に、ふら〳〵として通る事なし。竹輪を突に、十五六本にて輪の內へ入事、やう〳〵二つ三つならでは突入事なし。扨暇乞して歸りけり。或時扶持方米を車

につみて、元右衛門方へ來りて門內へ入。元右衛門淋しさのまゝ、座敷を出で見居たりしに、例の子供五六人來りける。元右衛門悅で能き所へ來りけり、面白き事いたし見せんとて、かのあき車へ子供を乘せて、車のはなを兩手にて持、膳かぼんを持たる如く、そこらうちを持廻りける。かゝる力量、鎗術の妙を得たりけれ共、かうまんなく、天晴成勇士なり。此元右衛門其時二十三歲、丈は六尺一寸計、薄赤く人相うるはしく、力量は右の如なり。

四、四百五拾石　松本淺右衛門話

此淺右衛門は、七人の內にて小身なりければ、物體不勝手に付、城下より三里餘りへだてたる所領知なりければ、願を立領知の內に住宅いたしける。妻子もなかりしかば、獨暮しのさびしさに、唐犬の子を求て、其名を獅子と名付て、是をかひけるに、殊の外馴て、何方へ行にも、上下共に付まとひ、勿論一物(逸)なれば、外の犬とても遠くにて吠る計にて、近寄事ならず、走る事の早さ、矢を射る如くなり。淺右衛門在宅の節は、ゑんの上に居て下へおりる事なく、側近くにて祕藏して飼ひける。當番の日は、城迄付參りて、供の者と一所にかへり、翌日迄は何方へも不ㇾ出して、又迎の人と一所に參り、同樣に供致、其なつかしき事、人間と云共不ㇾ及ほどなり。其外朋友の方へ參るにも、往來共同樣付まとひ、主人を見ると尾をふり、身をすり付、悅びけり。或時九月中旬の頃、彼のしゝ女犬に付て出行、其日はいつもの如く側に居ず、淺右衛門も伽もなく、家來共は不ㇾ殘ふせり、淋さのまゝ、軍書を取出して獨つくゑにかゝりて、是を見居ける所。もはや亥刻過とおぼしき頃、何方よりか入けん、座敷のゑんさきにて、松本淺右衛門殿宅は是なるかと云ふ。勿論、淺右衛門居宅は領分なれば、屋敷の內廣く、表口二十間ほど、奥行は三十間餘りも有て、よし垣致置たる計なり。淺右衛門案內を聞て、誰成ぞ淺右衛門是にあり、用事あらばそこ明て入給へと答ふ。夜陰に及で來るにぞ曲者なりと、油斷せず。然るに御免あれと入來る男を見れば、一人は惣髮にして其丈六尺餘に見へ、三尺計の刀を指。今一人も六尺近く色赤く。誠に二人ともに夜叉羅せつの如く或者、山賊强盜のたぐひと見へ、遠慮なくゑんより上りて、立膝して淺右衛門殿には御自分に候哉と問。成程拙者淺右衛門なり、各方夜分に至、いづくより來りけるぞ

其名は何といふと問。惣髮の男申には、四國邊の者なるが、兩人共浪々の今日を送りかね、依て米成共金子なりとも借して給れかしと、ぼうじやく無人に申けり。淺右衞門つく〲〵思ふに、是曲者なりとおもひ。成程安き事なれ共、自分小身者にて、城下をはなれて、領知に住居する程なれば、當時暮方さへめいわくすれば、少しもよけひなし。外にて福者の者に借請給へ。折角來られけれ共、此通り故歸られ候へと申す。兩人口を揃て申には、拙者共侍なり、侍が侍を見かけて、無心申かけ、ならぬとて、すご〲〵と歸るべきや、借(貸)さずとも、借り請ん。隱(穩)便に早く借れよと申ければ。淺右衞門打笑ひて、其方共は此淺右衞門を何者と思ひて、左樣成大言を吐や、刀をも指たる故に、めいしん侍の禮法に挨拶すれば、付上りての言分、士ならば侍の禮式有べきに、借さず共借んとは舌ながし、借まじきかいかゞ致や、今一言返て見よ、其座は立せじと申、兩人もから〲〵と打笑ひ、やさしき事を云ふ男哉。然ば、太刀先にて借り申さん、おもしろし〲〵と。淺右衞門刀押取、しづ〲〵と立てば、惣髮の男申には、御自分一人を、此方兩人して勝負するもおとなげなし、先拙者が太刀先に借り請んといふ。淺右衞門申には、いやめんどうなれば、二人共いざまいれと大庭へ飛下りて立むかふ。一人は、すは共いはゞと、刀にそりを掛て待居たり。惣髮刀を拔ておがみ打に打てかゝるを、刀のつかにて丁と請留、しばし付廻る所を引はづして、すそをはらふを飛上りて丁と切。惣髮ひらりと脇へはづし打てかゝるを、淺右衞門受留、互に火花をちらして戰ひけり。淺右衞門、少もゆるまず、ふみこみ〲〵、えん先より段々と追つめて、庭の泉水の脇より二町計も切て廻る。惣髮もてあつかひて請太刀になり、危く見へしかば。今一人の男石に腰かけ詠居たりしが、もはやこらへかねて、刀を拔てうしろの方より切てかゝる。月かげに、淺右衞門是を見付て、ひらりとゝびのき、兩人を相手にして、うけつ、ひらきつ、八方へ目をくばりて戰ひけるが、兩人共に打物達者にて、明身をねらひ切込ける故、さすがの淺右衞門なれ共、二人を相手にしてもてあつかひ、請太刀になりければ左りの手に脇差を拔き、兩刀にてあいしらひけれ共。大の男二人、しかも、打物達者にて、少もたるみなく、すき間をねらひ打込ければ、すでに淺右衞門も危く成にける。然る所へ何よりか來りけん、彼しゝ飛が如くに走り來りて、大聲にてほえかゝる。淺右衞門是に力を得て打込、刀惣髮がひたいへ切込ける。またしゝ惣髮が膝のかゞみを、うしろ

よりかつしりとくひ切。惣髪ふりかへりて、犬を切らんとするを、飛しざりて犬にいかりて、吠かゝり飛付んいきほひなれば、惣髪此犬を切らんとふりかへる内に。淺右衛門は得たりと、今一人の男の眞甲を、あごの下迄切割ければふか手故ひるむ所を。惣髪はつと思ひ、心おくれけるに。彼のしゝ五尺計飛上りて、惣髪が肩先をくわへて一ふりふる。淺右衛門は今一人の男をすかさず横にはらへば、兩段となる。惣髪は犬の胴中を切らんとするを、うしろの方へ飛越て、襟首へ喰付てはなさずふりける故。淺右衛門得たりと、惣髪が右のうでを切りおとしければ。しりいにどうと引たほされけるを、彼しゝ其儘惣髪の顔へくらひ付て、目よりひたひへかけて、ほつかりと喰切てとり、大聲上て吠へける故。家來共おどろきさはぎ、かけ來る内に、惣髪が首打落ければ、彼のしゝ、悦なきして尾をふりて、淺右衛門へ身をすり付て歡びける。淺右衛門ためいきほつとつき、側なる水を一口のんで。扨々かゝる骨おりたる事覺えず、誠にしゝなかりせば我いのち危かるべきに、誠に主の危難をすくひしと、首をなでさすりければ、猶々悦飛上りて尾をふり、死骸に吠る事止ず。家來も追々來りて、如斯の狼藉ものありし事を不ㇾ知、不調法の段誤りければ、かつてしからずして。此段訴へければ、役人來り吟味候所、何くの者とも知れざりけり。依て、死骸を取置けり。大守此事を聽召、おどろき給ひ、淺右衛小身不勝手にて、領分に住居する事、尤なれ共、此後迚も、如斯なる珍事出來すべきも計らず、早々城下へ屋敷遣すべしとて。役人へ被二仰付一屋敷町にて居屋敷拜領して、造作金給りければ。早速に普請して引移ける。ちくるいなれ共主君をわすれず、人間迚及ばぬ事共なり。夫よりして彼しゝをほう美して、あらじゝと呼けるとなり。淺右衛門が丈五尺九寸餘にして、色白く、おんくわにして、威有て不ㇾ猛共云べし。生年此時二十六歳力量は十人を越へける由なり。文學、軍書等を好て、歌道にも立さはり。惣じて無口にして、禮儀正しき生れ故、諸人是をそんきやうせりと申傳へし。

五、千五百石　茨木佐大夫話

此茨木佐大夫、父は安大夫とて、鐵砲大將を勤て千石を給りけるが、年寄候に付退役し、惣領佐大夫家督を續て勤

仕す。此佐大夫二十五歳にして、惣體男好にして、美々敷召仕けり。人品骨柄、よう見うるはしき美男なり。劒術は新陰流にして妙を得、十人を越て、其丈五尺九寸餘り、心柔和に、仁心深く、召仕ふ者迄もいたわり、一つとして非難のなき英士なり。或時、美作國より來る由にて、其丈六尺二寸、髭左右にはへて、色赤黒く、力量數人に越て、天晴成男、年は三十二歳の由。鎗持奉公をのぞみ、佐大夫男好成事を聞て、目見えに來りけるを、佐大夫、是を見て、ふるひ付程悦て、早速に召かゝへけり。家中の評判男なり。此者、竹内流の劒術を自慢して、其上大酒呑にて、おのれが力量骨柄を高慢し、人を人共思はず、傍輩共も右體の者故、所詮搆はぬがとくとて、誰も隱便に打すて置ける故、猶々高慢し、我より外に人なしと慢じて居ける。家長に太田勘兵衛といふ者、父の代より勤て四十三歳になる。是又、戸田流の劒術免しをとりて、不斷に其事を慢じ一てつ成者なり。是又酒を好て給ける故、佐大夫折々いけんを加へける。父の代より召仕し者故、隨分目をかけ少々の越(落)度は知らぬ顔して、居られけるが、彼鎗持樫右衛門と、不斷劒術の自慢を言つのり、中惡敷やゝ共すれば、物いゝをせり。佐大夫も氣の毒に思ひて、勘兵衛を呼て、互に武藝をあらそう事は、刀を指者は口外へ出さぬ事なり、嗜候へと異見すれば。奉ㇾ畏候と請ては、兎角、犬と猿との相性なり。有時勘兵衛他出して、黄昏前に宿所へ歸る。樫右衛門は洗湯へ行て、是も歸る。主人の屋敷の門にて行逢、勘兵衛申けるは、今朝申付置し、調物かひ置候哉といふ。樫右衛門是を聞、いや今朝何も不ㇾ承拙者は鎗持計の奉公にて、御當家へ相濟(住)たり、買物使の約束は不ㇾ致、人の使ひやうも知ぬ人に、夫にても家長殿といふべきや。向後家長やめ給ひと、てうろうして、から〳〵と笑ふ。勘兵衛酒きげんに是をきゝ、こいつ、すいさんなる雜言や。主人の目がねを以、二代の家長役、おのれがいらぬ存外、今一言いふて見よ、其ほうげた、切さいて、日頃自慢する竹内流とやらの、閉口を見んと云。樫右衛門こらへかね、いやすいさんなる言分。然ば其方戸田流の免しを取たる由、此樫右衛門が竹内流にて、其舌の根を切て取べし。互に拔合て切むすぶ。やれ、けんくわと云ける故、若黨中間はしり出て、是を見るに、勘兵衛・樫右衛なり。主人佐大夫へ申達しければ。佐大夫、扨々不届なるやつばらかな、日頃劒術の爭論度々なり。定めてかんにんならずして、其じきなるべしと、其儘表へ出るに。向屋敷兩隣より棒突のかためを出す。然る所へ、佐大夫門外へ出で、兩人

を招き、門前にて左様のろうぜき、外々のそうどう、めいわくなり。早々門內へはいるべしと叱りければ。兩人も理にふくして內へ入。佐大夫近隣の屋敷、かために出たる者へ、是は拙者の家來朋輩口論なり。悶く御引被ㇾ下候へと、挨拶して屋敷へ入。門を打、勘兵衛・樫右衛門を玄關へ呼上、佐大夫申されけるは。其方共承れ。定て日頃劍術爭論度々なり。其恨をふくみ、如ㇾ斯と覺ゆるなり。夫は兩人共劍術みじゆく故なり。誠に大丈夫ならば、心に愼むてぞ、誠の劍術修練共言べし。夫を口外へ出して慢するは、互にいたらぬ故と覺ゆるなり。此以後急度相愼、今日の義は身がもらふなり。中直りすべしと、盃二つ取寄、勘兵衛・樫右衛門が前に置せて、互に呑せ和談させられける。樫右衛門不合點なれ共、主命故、ぜひなく、しぶ〳〵中直りして、其座を濟しぬ。主人如ㇾ斯致されける故、外の家來有がたくと、當人よりは悅けり。扨二十日計も過て、又々いかなる口論致けるや。今度は互に申かわせし故にや、佐大夫屋敷裏通りに、榎の馬場とて、長さ百間計の馬場有、跡先と中に、大きなる榎三本有、榎の所は兩方三間餘づゝ、外の道より廣かりしに。此所にて、しかも十二三日の頃なりしか、月も有々として、此所にて、打はたさんと切むすぶ。此事家來聞付て、又主人へ申達、佐大夫も今は是非なし。其分にもなるまじと、若黨三人鑓をもたせ、てうちん二張、其身は羽織袴にて、彼所へ行きて、床机に腰をかけ、見物致けるに。勘兵衛は戸田流の免許を受て、二尺七寸の刀を以て戰ふ。樫右衛門は竹內流の印可を取て、刀の長さ三尺一寸、備前水田(中カ)の新身、鐵の棒を見る如くなるを以て、互に祕術を盡しいどみ戰ふ。樫右衛門は大兵、殊に力十人を越ける大たん者、いらつて打込刀、勘兵衛丁と請けるが。いかゞしたりけん、刀のつばへ切込けるに、大力の樫右衛門が力に任せて打ける故、はなれず、捻合けるが、双先五分計かけて放れける。是故少々勘兵衛氣おくれけるや、明身をねらひて樫右衛門が打つ刀、勘兵衛請はづし、肩先より乳下迄、ばらりずんと切さげたり。深手なれば橫にたほれけるが、倒ながら裾をはらふを。樫右衛門飛のきて、たゝみかけて切ければ、勘兵衛兩段に成にける。其儘立寄、留をさす。主人佐大夫是を見て、天晴樫右衛門修練感じ入たり。去ながら武士の家なれば、人を殺して存命なる事、有べからず。其方修練のほう美に、我手にかけて得さすべし。罷出よ、と申ける。樫右衛門、平伏して。御詞を下し置れ、近頃難ㇾ有仕合奉ㇾ存候。殊に御手にかけ被ㇾ下候段、めうが至極に奉ㇾ存

候。伜拙(哲)國は美作國郷士の倅にて候。若年より劒術力業をこのみて、度々諸人と口論仕、惣體不行跡なりとて、親たる者にかんどうを受て、所々流浪仕、詮方なく如レ斯賤き奉公は仕候得共、武術御勵候段、近國の風聞別して、御主人様には劒術の妙手との段、隱れ無ニ御座一候に付、依レ之御奉公かせぎながら罷越候。拙者賤き御奉公をば仕候得共、折を以て御家中樣方、武藝の御太刀筋をも拜見仕度、わざ〳〵當國へ罷越候。尤、國にては誰恐敷者も無レ之存候が、此上の願に、めいどの暇乞に迚、事見事御主人樣の、御太刀筋をちと拜見仕、相果申度と廣言を吐く。佐太夫につこと打笑ひ、いしくも申たるものや、成程心得たり、自分太刀筋をも見すべしと。若黨を呼で、樫右衛門が請狀を取寄、樫右衛門へ申けるは。勝負は時の運なり。主從のやく有ては、其方仕勝ても遁なし。依レ之其方請狀を吳候間、是にて心安く勝負すべし。と有りければ、樫右衛門はおどり上り。難レ有仕合哉、かゝる主人に召つかはるゝは本望の至りと申。其後酒を取寄、佐大夫大盃を引受、すつとほして樫右衛門此酒を給て、神妙に働べしと、遣しければ。めうが至極難レ有と盃にて二三杯のんでければ、佐大夫言けるは、支度能くば、いざ參れと。袴のもゝ立取て立上る。樫右衛門彼の血まぶれに成し太刀を、八そうにかまひて、互に聲をかけて、樫右衛門打込太刀を、佐太夫刀の柄にて、是を受、付廻す。樫右衛門、其刀を引かうとすれ共、糸を以て結びたるが如く、はなれず。やゝしばらく引かんとすれ共、佐大夫付廻りてはなれず。さすがの樫右衛門もあきれはて、祕術を盡といへ共、不レ叶して、つかれたる體なり。佐大夫聲をかけて、樫右衛門よほどつかれたると見えたり、しばらく暇遣す、やすめと有ければ。いかさましばらく御暇下さるべしと、片脇へ寄てもくねんと休息す。佐大夫申には、もはや休息しつらん、又參れとありければ。畏候と。大刀を眞甲にさしかざして、只一討と、力にまかせて打過る。此度も又佐大夫は少も違はず、以前の如く刀のつかにて請留て、同し樣に付廻す。樫右衛門大きにせきて、無念に思ひ、おに髭左右へ立て、刀を引んとあせれ共、不レ叶。大にいかり一聲さけんで、其刀を漸々と引はづして、橫にはらふを、佐大夫は飛上りて、其刀をふみをとし、不便ながら暇を遣すと。ぬくより早く、樫右衛が首は、前へぞ落にけり。此事を聞付て、近所より追々見物に來りて、佐大夫の早業修練の事を感しんす。右のわけを、早速に役所へ通し、見分を請て、事濟ければ。兩人の死骸を片付候樣に、家來へ申付

て歸宅致しける。此事國中評判にて、佐大夫劍術の妙手なり、人間業ならずと、稱美せり。

六、九百石　中野半助話

此中野半助は、其男ぶり、七英の內にて、大きにおとりて、丈五尺六寸計、色黑くやせ形にて、不器量なり。力も漸々と一人に對すくらひなりけれ共、陳（陣カ）鎌、分銅に妙を得て、柔術、捕手は國中に及者なき名人なり。殊に身の輕き事は、左右につばさあるが如し。走る事矢をはなつが如し。早道達者にして、十餘里の行程を日高に行戾り、少もくたびれたる體なし。又木抔へ登るに猿も及ばぬ程なり。いかなる木へも登り、又竹へ登るにたゆむ事なく、身の輕き事誠にかる石の如し。又なぐさみにかるわざを覺えて、幼少よりなくさみにするは、はゞ三寸貫（ぬき）、長さ五間餘、高さ一尺五寸程にして、橋の如くに致し、其上を一文字に走る事妙なり。又高さ一丈五尺計上にて、細引にて橫一尺計にして、丸き棒を眞中にて、彼細引にて是をゆひ、下へぶらさげ、大地にかゞみて飛上り、彼の棒へ取付てぶらさがり、其橫棒の上に安座などするかるわざ、自然と覺へたり。又鳥羽繪といふ物を書ならひ、其かたち古今珍ら敷、いるいぎように、かきわけて、是をなぐさみとする事、幼年よりのわざなり。母一人有て、是に孝行成事、西土の二十四孝も及まじき孝心なり。惣體おどけ人にて、輕口とんさく、辯舌淸らかにして、人の笑へをなす、終に、はらたちし事を聞見ず。家來抔をしかる事なく、つねに子供好にて、朋友の子供を大勢呼で、すまふをとり。又はくるひ遊て、鳥羽繪の內抔あたへ。其外望みのものあれば、筆をおしまず、いくらなり共、其心に任す。夫故子供なじみて、早朝より入集り、夜陰迄も附まどふ。當番の節は大手の近所迄、子供大勢引まとひ、又翌日むかひの節は、われがちに大手近所迄、むかひに參る子供、雲霞の如し。太守にも此事聞召、御笑ひなされし程の子供ずきにて、色々わるさをするをとがむる事なく、誠に異人なり。夫故に人遣ひよくて、召つかふものも、すむと暇取事をわきまへず、國中のほめものなり。殊に茶湯を好みて、折々心易き仁を招て會席あり。或時、茶湯有ける時に、江戶詰の節、南京のさら五枚にて、金四兩二分にて調、殊外秘藏せられける。其皿を披に茶湯あり。右の皿をあらひければ、若黨如何せしにや、取落して、五枚

の內三枚打くだきければ、大きにきもをつぶして、其かけを繼合見れ共詮なし。如何せんとあんじわづらひ、十方に暮てもくぜんとなる。家長、是を聞付て走り來り、大きにいかりて、是は其分に成まじ、旦那御秘藏にて江戶より、わざ／＼御求ありて、初て會席へ出したる器物なり。又其方一年の給金を出しても、此かはりをとゝのへられず、言語同斷定て御手討と存るなり。先々引込居候樣にと、長屋へ押込、番を付、皆々打寄如何せんと、手にあせをにぎる。彼若黨も長屋へ押込てかんねんす。此事母公も聞給ひ、去りとては氣の毒なる事なり。大體の事は、とんぢやくせぬ生れなれ共、此事は如何あるべきや、もしも立腹せば、我等共々そしやうすべし、折をうかゞひ、半助へ聞せる樣にと、家長へ申されける。扨客來歸られて後、家長は主人の前へ出で、扨々申上るも恐あり、如何可ㇾ仕哉、又申上ぬも不調法なれば、御立腹の程は奉ㇾ察。是非／＼言上仕なりと申ける。半助是を聞て、是はあらたまりたる言分、如何成事の出來せしぞ、其譯を申せといふ。家長申は、今日の御客來に出候南京の皿、御大切成もの故、早々あらひ候て、取仕廻(舞)候樣に申付、何某にあらはせし所。取落し、右皿三枚打わり申候。依ㇾ之彼者長屋へ押込、急度きうめい致させ置候と申。半助打笑ひ、夫計に候や。何事が出來せしと、大きにおどろきしに。扨々それしきの事を大そうに言事哉。夫はまつたく怪(我)家なり。瀨戶物類は、一寸したる事にて、損じ安し。其かけを集め置べし、漆にて繼合、結句風雅にてよかるべし。假用に立ず共、又調候はゞ、望候器物買求ん。夫に何ぞや、きうめいさするといふは非道なり。其者早々呼出すべしと、存の外なる事故、彼若黨を呼出し候所。右の通申され、以後は入念候樣にと申付られ。相濟、何れも案じたるとはちがひ、ほつきといきをつき、若黨は難ㇾ有淚を流し、かゝる慈悲成御主人又と有まじ、命の程もおしからじと。其後は別て實體に勤けりとなり。此時半助二十四歲、易學、天文に通じ、雨風、日和を見るに、數年なれたる舟長よりも功者なり。何事も慢心なく、天晴の英士なり。或時、七人の內第一番の剛力、石黑後藤兵衞所へ寄集り、物語しける時。中牟田三十郞・松本淺右衞門は當番にて、殘る三人外兩人集會して、色々力量、武術の咄に成て。市森彥三郞申は拙者共の內、御ていしゆに上こす力量なし。併、金剛院の力は、其限りを知らずと申せば、後藤兵衞申は、成程あの坊主には、上をこす者なしと申。其來る者に依て(缺一字)倍するとの噂なりと、何れも物語しければ。丸茂元右衞門申には、

何と慰なれば、御てい(主)業の力業と、中野氏の早業と、何れか甲乙可レ有哉、何とためし見給んやといふ。亭主いかさまよかるべしと申せば。側より申には、中野氏を捕へてなげ給へ。又中野氏は、例の早業にて捕へられぬ様に仕給へと言。是は一興と皆々申せば。半助にこ／＼わらひて、いらぬ事、よしに被レ成と、笑ひ居けるを。是非とすゝめければ、辭退も如何なり、然ば某を如何様にもしてなげ給ひ、夫を某はづして御目にかけん、是靜にしてよろしからんと言。後藤兵衞尤なりと、半助を片手にて差上さまになげいたす。半助は中にて飛歸りて、本の座になほる。後藤兵衞は其身の力にて、けつくゑんより下へ落にけり。扨々おどろき入たるはやわざ哉と、笑へながら上へ上りければ、皆々きもをけしにけり。半助申には全く慰事なり。去ながら左の目ふちを見給へとある。燈にすかし見れば、黒豆ほどの墨のあと有。是はいかゞと尋れば、もしろうぜき者抔ならば、彼分銅修練の場なりと申ける。一座の面々大きにあきれ扨々、すさまじき事や、中野氏に及早業やあるべきと稱美せり。半助申は、是は全く時興御慰に、御目にかけん、どなたなり共、某をなげ給へと。縁よりおりて立ければ。今度は丸茂元右衞門立寄て、半助を目より高く指上、只今なげ申と、はたとなげる。いづくへ行けん其姿見えず。各々ふしぎと尋る所に、庭前の桃の木一丈餘の所に、安座して、是に罷在と答ふ。人々立出て、是はきみやう／＼と稱美せり。其時に半助陳鎌のくさりをたくりて、猿のさがる様に、する／＼とさがりて、中途にして、彼のくさりを一捻ねぢければ、くる／＼と廻り／＼ながら、下へおりて、分銅を打ければ、鎌木の枝よりはづれて、下へ落るを取持て、にこ／＼と笑ひながら座敷へ通りて、是は□□(幼少カ)より慰のかる業なり。時の興に御目にかけしと、打笑ひければ。何れも興に入、中野氏の修練、かゝる業とは申されず。おそろしく／＼、昔の筒井淨妙も是程にはあらじと、稱美して。早亥の刻過にも成ければ、我家／＼へ歸りける。かゝる早業、太守も聞召て、御前にても其事を、行ひしとなり。

七、七百石　石黒後藤兵衞話

此、石黒後藤兵衞は、東軍流の劍術に妙を得、殊に七英士の内にしては、第一番の力量なり。其上に水練を得て、其

丈六尺二寸餘、色薄赤く、髭左右にはひ上り、びん付油を以て、是をいため付、髮はくりびんにして、後下りに髮をゆひ、すさまじき風俗なり。され共心柔和にして子供の如し。或時、すねにかんそう吹いだし、なんぎ仕、數年是をめいわくし、美作國に名湯あり。依レ之入室（湯カ）のため暇願ひ、彼所へ趣く。頃は二十四歲、供人多くつれてもめんどうなりとて、草り取一人を召連行けるが。右湯本の手前に、御坂とて大難所あり。登り二里・下り一里餘、都合三里餘の山道なり。其道はゞせまく三尺餘り、ひろき所にて五尺計、樣々一人摺違ひて通る程なり。依レ之牛馬の通ひのため、十町程づゝ置て、山のかたはらを、一間程づゝ切開きて人溜りとす。此山より清水出で、不斷なめらかなり、岩石山なり。かた〳〵は數百丈の谷なり。其中に松、柏おひしげりて、谷のそこ見へず。耳をそばたてて聞ば、かすかに、水の流るゝ音あり。此山道を通るには、上より下る者は、大音上てうたなり共、心任せにうたひて下る。又登る者も左の如し。山の麓と峠に三ケ所に高札あり。是は古代、浮田中納言殿より建置れし通、當國主も是を用ひ、其文には。

登り下りの者大聲に、其事を互に告知らせ、近からんものは、登り下りを致し、遠からんものは、人溜りに控へて、互にけがなき樣に、往來すべしとなり。

此山牛馬の通ひ有るなれば、登り下りに、牛飼、馬士聲はり上てうたふ事なり。後藤兵衛は此山道へ登りかゝりける所に。山の上より大聲にて、うたをうたひて、牛にくれ木を付て下りけるが、眞中にてはたと行合。牛飼共申には、御侍樣、此山道は、上下麓・山上に、高札有て、古代よりの掟なり、御存有るべし、依レ之下り候事を、つげ申爲に、大音にてうたひ、つれて下り候。近頃御不肖ながら、是より跡の人溜迄、御歸り有りて、此牛を御下げ被レ下べし。左も無レ之候ては、一向跡へも先へも參りがたしと申ければ。後藤兵衛が跡より、四十歲計の僧一人、是も草り取一人をつれて、同じく登りける。出家へも牛飼共聲して、下山の事をなげきける。後藤兵衛申には、成程心得たるが、跡へもどるは八九町もあるべし、又其內に下山の者あらば、いつ迄か相待ん。然る時は、道はかゆかず、めいわくなれば、しかたある可れとて。我身を山のはたへしかと付て、彼草り取と牛飼とを、帶仕を左右の手にて、しかと取て上下へくりおろし。扨、牛にくれ木四本付たるを、四そくを取て下の方へ、そつとくりおろしければ。跡より來る僧是を見て、是又

後藤兵衛が致したる通にくり下す。扨殘り五匹の牛をも、前々の如くに、順々にくり下しければ。彼僧も同じ様にくりおろしける。牛飼共大きにおどろき、其時、後藤申には、是にてよろしからんと、打笑つて上りければ。牛飼共あきれはて、かゝるすさまじき力量、今日見たる事、物のはなしなり、其上一人ならず、御出家迄かゝる御事は、此山初ての奇異なりとて下りける。跡より彼の僧聲をかけて、旅人扨々すさまじき御力量哉、拙僧も自然と力量備たるが、かゝる業を試しは初てなり。貴公の仰の如く、跡より來る者有時は、何れ迄か時をうつさん事計りがたし、此所に手間取事をいとひて、いらざる僧のうでたてなれ共、貴公のまねを仕り、如レ斯は、御さげずみも心外なり。近頃卒忽の事なれど、貴公には備前の七英士の內にては、おはさずやと尋ねける。後藤兵衛立とまり、扨々左様に候や、拙者義は備前の家臣、石黑後藤兵衛と申者なり。能所にて得ニ御意一候と挨拶す。金剛院申けるは、成程兼々御噂を承及たり。扨々すさまじき御力量かな、御壯年に候へば、此上如何程か御力量增候べきと。ほめられける。後藤兵衛申様、拙者義も、湯治に罷越候なり。貴僧様の御事は、御噂兼々承り候が、おどろき入たる御力量、我々が及所に非、然ば能御つれなり、湯本迄御一所に參るべしと、同道しけり。湯本の庄屋、平左衛門と申者の所に、旅宿して、湯治しけり。折節、雨降てさびしかりければ、金剛院・後藤兵衛、碁を打て慰ける。兩人の小者勝手にて、是又互に咄合居けるが、彼の御坂にての事互に咄、兩旦那の力、凡日本にも一人とは有まじなんどゝ言ける。てい主平左衛門聞て申けるは、扨々、夫はすさまじき御力量哉、某も餘程力自慢にて、當國には、あまりおそろしき者なく存る所、夫は凡人ならずと、座敷へ出て。今日は御淋しく候はん、圍碁遊し候はゞ、拜見仕らんと、側へ寄て詠ける。又隣座敷に書寫山より、湯治に來りし出家、三十歳計と二十七八歳と見へて、兩僧居たりけるが。是も、雨中つれ〲成まゝに、案內こひて、かゝる御出合も御互に、他生のえんならめ、御免あれかしと、碁を見物する。後藤兵衛先にて打終て、作りける所、持碁なり。何れも是は〲御互に御上手なり、いざ御勝負拜見仕らんと申。金剛院申されけるは、殊外勞れ申候、御兩僧被レ遊候へと申所、てい主平左衛門申けるは。御兩所様には、殊外なる御力量の由、家來衆の咄にて承及しと言。後藤兵衛申には、いや〲左様

成義、誠に時のてうれんと申物なりといふ。金剛院も同様に申されけるを、彼書寫の僧是も力自慢にて申は、夫は殊外なる剛力哉と、空うそ吹て申ける。てい主申に、播磨には大力量の物有の由、殊に書寫の御出家方にも、殊外力有レ之段承及たりと申。成程力量備たる者も有、拙僧抔も、少しは力量有と覺申候と答ける。折節てい主より大きなる桃をちそうに出しける。其桃をわりて、何れも給けるが、實有けるを、てい主右の手に取て、指四つにてひしぎければ、くだけたり。何れもおどろきて、扨々御力量哉とほめけるを。彼の書寫の僧、是は成べき事なりとて、彼實を取て、三つ指にて、二つつゞけてくだきける。今一人も同様にくだきけり。てい主おどろき、御力量拜見おどろき入たる御事なり。我も當國にては少々自慢の力成が、是には及ばじ、閉口仕と挨拶す。御二人様にも及レ承し御力量拜見仕度と望ければ。後藤兵衛は辭退しけれ共、たつて所望する故。然ば心得たり、しかし横にしてくだく事、いと易かるべし。たてにしては成らぬ様に承及しが、是迄終に心〔試〕見し事なければ、可レ成哉、ためし見んと。彼の實をたてにして、さし指と大指と二本にてひしぎければ、ぞうさもなくひしげたり。彼僧むねんにや思ひけん、彼實を取てたてにして、三つ指を以てひしぎけれ共叶ず。惣身の力を出して四つ指をかけ、顔を赤くして、漸々とひしぎけり。今一人は色々としけれ共、終につぶれず、むねんそうに赤面す。後藤兵衛は殘りし實を取て、又々ひしぎけり。扨又後藤兵衛・金剛院様には叶申さね共、此實を殘し置もざんねんなりと。咄しながら、十三迄ひしぎたれば、何れもきもをつぶしける。かゝる强力なる事、前代未聞とおどろき、てい主金剛院様にも何卒、御力の程御見せ可レ被レ下と望ければ。致し見んと、側成棊石の白を取て、棊ばんの九目へ二指にて押込けるに、とうふなどへ、おしこむやうに、九つ目へ、盤のつらと同じ様に、おしこまれける。何れも、大きにおどろきたる所。書寫の僧一人、石を取て、惣身の力をふるひ、おし込けるに、漸々と石のあと計少々付たり。てい主申には、是は後藤兵衛様には、成べきと奉レ存と無理にすゝめければ。然ば試候はんと、黑石を取ては星目の間々へ、數六つ、是も二つ指にて押込けるに、金剛院の如く、盤の面と同じく、側りし如くに押込けり。てい主・彼僧も平伏して、誠に御兩所様には、凡人ならず、人間業には有まじと申ける。則此棊盤、金剛院・石黑の力石とて、湯本の平左衛門方に、秘藏して、所持仕けるとなり。如レ斯成る大力量なれ共、少しも高

慢なし。右の兩僧書寫へ歸りて、此事を咄ければ、右兩人は、人間には有まじと、近國に共かくれなき、强力なりしとかや。

備前岡山七英士讃話　終

墮涙口碑

全

隨淚口碑に就て

隨淚口碑は、津山藩の明君と云はれた越後守松平康哉・康乂兩公の言行を集錄したものであるが、始め、此の記述に染手したものは、小納戸役の太田昭景であつた。太田氏は執務繁忙の爲めに、同藩の稻垣茂松に委囑し、文政十二年に完成したものであると云ふ。

此書の原本には、本書錄載の『目次』『序』を欠いでゐるが、岡山縣立圖書館司書河本一夫氏が、嘗て故矢吹金一郎氏の示點により同氏の宅にて筆寫せしものを、河本氏の手記「蠹魚の魚」より轉載したものであるから、隨淚口碑も、本書によつて完璧のものになつたことゝ思ふ。

昭和六年二月下浣　　森田無適

墮涙口碑序

古者左史記事、右史記言、人君之進退言動・無一焉不載之乎書。蓋古先聖王、德之篤、仁之至、神化及庶物、萬世不磨磷、豈俟記史冊、而後傳之耶。然其機務之暇、一言一行、可以爲後世人主之龜鑑者、不必盡出宮闈、當時人臣之情、不能任之天保其久而不朽也。夫此以堯舜君臣之吁喩揖讓、湯武之誓、伊周之訓、召公之誥、成王之命・委曲詳悉、記在典籍、雖虞夏商周之邈焉、如彼其炳如。其後漢晉唐宋元明、無世不設史官。於是起居注實、錄時政記之屬、記人君之言行者、累々相臨、德音仁聞・存而不朽・使後人若視乎眉睫、非史臣用心、豈能如此哉。我日本王朝之盛、有史官久矣、觀三部本書六國史可見、降及中葉、武人執柄、干戈紛擾・王道夷、皇綱弛、朝廷百司徒備員爾、雖有史官、其責不過簿書賤役、故其間英哲言行、湮沒十八九、其僅存者、特野史家乘、而駁雜殺亂・莫所取信焉。烈祖龍興、尊天子令諸侯風化行百職擧、但創業多故、不遑制作史官之弊、因仍不革矣。蓋霸朝數世、用湯武之征伐、不失周召之臣道、仁德隆盛・實邁漢唐、懸諸日月赫々有光、而至于記其言行者・則各家異同紛然難哉・實爲邦家之一大闕典矣。霸朝尚如是、矧於其下乎。藩家有志士私憾之、有據其主之遺事爲書者、水戶之西山遺事、備前之有斐錄、肥後之銀臺遺事、米澤之翹楚編、此其最赫著者。第其爲書、文辭不加修飾、雖不得史官之三體、要之其事實而其證的、足使後人有所徵、則何病於其鄙俚乎。我顯德、嚴恭二公、英明仁厚、政化德澤、浸淫斯民、百世不可諼者、無愧于夫數諸侯。恨當時藩臣、無書遺事者、此以其宮中坐作言動可垂範後世者、不能無湮沒、然二公薨未甚久、大夫士之逮事者、尙多存脫就之人、而記其聞見、倘可得什壹於仟佰也、東宮見任小納戶臣太田景昭、夙有志此、公餘之暇、問二三遺老、將爲一書、以獻于世子、而事務鞅掌未卒業、以屬臣茂松、令畢其事、茂松螻蟻末臣、齒少德薄・豈任代之、旣而以謂此事遷延更經數年、今之遺老墓木拱矣、雖欲徵之、恐有文獻不足之歎、宜斷然執簡、上鼓國家之盛、下繼朋友之志也、廼自去歲十二月、至今年六月、周旋仕兩朝者、所聞凡如于件集錄爲卷、以傚諸藩之私史。蓋桂林

一枝、崑山片玉、謂盡二一公之薰光一則未也、然觀レ水必觀二其瀾一、此書雖レ簡也不三亦一公德海之一瀾一乎。此臣景昭臣茂松、所三以惓々不二レ能レ已也。昔者羊祜鎭二襄陽一有二惠政一、性樂二山水一、每置酒硯山、卒後鎚民建レ石游憩、所三以記二其惠一、後人想二其人一而不レ得レ見、覩記二其惠一者、泣二杜預一名二之墮淚碑一。夫石無情頑物也、而記二仁人君子之事一、尙足下令二後人一泣上、而況臣茂松所レ記、卽存二士大夫之口碑一者、其令レ泣レ人也固矣、因題二墮淚口碑一、謹寫二一本一、以贈二景昭一、景昭其必有レ所レ獻。

文政十二年歲次己丑冬十二月七日

臣稻垣茂松再拜謹撰

「蠹魚の香」より

墮涙口碑目次

(1) 此書百年の後に知る者あらば九泉に瞑目す……(一頁)
顯德公遺事
(2) 言路開通……(一頁)
(3) 諫言を入れて猿樂中止……(二頁)
(4) 河豚魚菜食……(二頁)
(5) 時觸に過を改む……(二頁)
(6) 下戸の臣……(二頁)
(7) 茸狩に侍醫の言を謝す……(二頁)
(8) 神宗和尙曰く聰明を止め……(三頁)
(9) お籌殿の木櫛……(三頁)
(10) 雲助の言ふ駕籠の踏出……(三頁)
(11) 寵婦の媚武士の言に代へ難し……(三頁)
(12) 役筋心付の段格別……(四頁)
(13) 諫言を賞美す……(四頁)
(14) 役立ぬ言も聽いて士氣を落さず……(四頁)
(15) 武士の世のきり耳や岩つつじ……(四頁)
(16) 死刑人ある日には御精進……(五頁)

(17) 上下のとぢひだ……(五頁)
(18) 箕作丈庵の孝心を勵ます……(五頁)
(19) 罪人にも父子の情……(五頁)
(20) 武器の質は御藏預り……(五頁)
(21) 家中は水主人に魚……(五頁)
(22) 歳忘宴半にして囚人に賜酒……(六頁)
(23) 寒夜囚人に賜粥……(六頁)
(42) 極寒對面所御遊の節囚人に賜酒……(六頁)
(25) 津山の白梅香……(六頁)
(26) 郷飲酒の禮……(六頁)
(27) 長壽者に賜酒引出物……(六頁)
(28) 中間越前仁兵衛の御目見……(七頁)
(29) 家中の大臣老年の病氣見舞……(七頁)
(30) 櫻の間の火鉢……(七頁)
(31) 園に杖つく……(七頁)
(32) 名蹟御立……(七頁)
(33) 釜の蜘蛛……(八頁)
(34) 四十二の御賀御祝儀……(八頁)
(35) 孤獨扶持……(八頁)

(36) 子供養育金……（八頁）
(37) 凍餒死の御吟味……（八頁）
(38) まびき博奕法度……（九頁）
(39) 愛馬うつり……（九頁）
(40) 鮒網御免……（九頁）
(41) 奇藥紫雪……（九頁）
(42) 救濟方調藥書……（九頁）
(43) めやす箱……（一〇頁）
(44) 衆と樂しむ……（一〇頁）
(45) 冥加米……（一〇頁）
(46) 文化最盛時代……（一〇頁）
(47) 大村庄助奉銀臺侯政蹟書……（一〇頁）
(48) 諸藝奬勵……（一〇頁）
(49) 名臣と遺學生……（一一頁）
(50) 帝範臣軌……（一一頁）
(51) 素讀三十武藝六十……（一一頁）
(52) 御法を守るを賞す……（一一頁）
(53) 町人訓導……（一一頁）
(54) 神主僧侶の道を聽く……（一二頁）

(55) 鐵砲の備立……（一二頁）
(56) 年齢外の武を賞す……（一二頁）
(57) 古谷嘉左衞門學問御免……（一二頁）
(58) 豪力の御試し……（一二頁）
(59) 鯉膾の鍼術……（一二頁）
(60) 儒者皆川文藏御信仰……（一三頁）
(61) 學問の要……（一三頁）
(62) 易經を別して御好み……（一三頁）
(63) 御用場日記……（一三頁）
(64) 御役に立ぬ人とては一向に無御座……（一三頁）
(65) 債鬼を殿中に避く……（一四頁）
(66) 才氣自慢せぬを大役に……（一四頁）
(67) 諸役向委任……（一四頁）
(68) 人才の取立は長所のみ……（一四頁）
(69) 國法は默止難し……（一五頁）
(70) 御經濟筋御重用……（一五頁）
(71) 無くてはならぬ男……（一五頁）
(72) 律に背くもの無據罰す……（一五頁）
(73) 關十治に御召を停止……（一六頁）

(74) 御英明に一意地を出す……（一六頁）
(75) 人材登庸……（一六頁）
(76) 此輩力量相應に……（一六頁）
(77) 出頭なし……（一六頁）
(78) 御召物の縫針……（一六頁）
(79) 賞罰嚴重士氣引立……（一六頁）
(80) 父侍に罪ありて其子になし……（一七頁）
(81) 報　恩……（一七頁）
(82) 鷹山、銀臺二侯との交誼……（一七頁）
(83) 鷹山の供養……（一七頁）
(84) 田沼主殿頭に情をかく……（一七頁）
(85) 石窓和尚、糠味噌の土産……（一八頁）
(86) 大熊鎗……（一八頁）
(87) 足の毛をぬき可進……（一八頁）
(88) 留主居寄合停止……（一八頁）
(89) 銀臺侯に私淑して重農……（一九頁）
(90) 銀臺侯に經濟を質す……（一九頁）
(91) 忌日の謹愼……（一九頁）
(92) 子に寢ねて寅に起く……（一九頁）

(93) 酒は好むも公務不闕……（一九頁）
(94) 威儀不亂……（一九頁）
(95) 重役を尊敬す……（二〇頁）
(96) 懷中には筆と紙……（二〇頁）
(97) 諸事質素……（二〇頁）
(98) 輕き御鐙……（二〇頁）
(99) 木綿服眞鍮煙管……（二〇頁）
(100) 御召物異狀のものなし……（二〇頁）
(101) 駿河打の下緒……（二〇頁）
(102) 三文目の料理……（二〇頁）
(103) さし鯖の簡略……（二〇頁）
(104) 鳴物は御子樣御寢後……（二一頁）
(105) 總て御用日は表御座敷……（二一頁）
(106) 書翰は必ず下書……（二一頁）
(107) 從前出精相勤者を賞す……（二一頁）
(108) 御胎教……（二一頁）
(109) 女中男子の取沙汰禁止……（二一頁）
(110) 育兒の注意……（二一頁）
(111) 四十七義士評……（二一頁）

(112)白由せば際限なし物事内場に……（二一二頁）
(113)書式は無用……（二一二頁）
(114)佛事に酒用ゐず……（二一二頁）
(115)勤向手扣帳檢査……（二一二頁）
(116)綿實油（勸業）……（二一二頁）
(117)嚴重なる格式……（二一二頁）
(118)神社佛閣の崇敬……（二一二頁）
(119)古參新參……（二一二頁）
(120)敬稱の制度……（二一三頁）
(121)借金の必要なし……（二一三頁）
(122)町人逝去を惜む……（二一三頁）
(123)政事の善惡取沙汰せず……（二一三頁）
(124)二十四孝書に感ず（以下秋香院樣篇）……（二一三頁）
(125)手荒く相育て申可……（二一三頁）
(126)過にても假初ならず……（二一三頁）
(127)土人形……（二一四頁）
(128)七歲より婦人の手を放す……（二一四頁）
(129)剛直の御守役……（二一四頁）
(130)滔々洪水壞山襄……（二一四頁）

(131) 大名は何事でも成るものとの心得違……(二五頁)
(132) 不憫には存ぜずや……(二五頁)
(133) 棺中には木太刀……(二五頁)
(134) 御看病出精殘情滅ず……(二五頁)

嚴恭公遺事

(135) 多病なれども五萬石の備立……(二六頁)
(136) 潜龍待時……(二六頁)
(137) 一を聞て十を悟る……(二六頁)
(138) 上下安樂に暮す樣苦勞す……(二六頁)
(139) 養　老……(二七頁)
(140) 糠と粉米許りに御座候……(二七頁)
(141) 御進學……(二七頁)
(142) 御取次なく役人より直々被聞召……(二七頁)
(143) 御書翰下書なし……(二七頁)
(144) 百姓大切慈悲を專らとすべし……(二八頁)
(145) 公儀への御奉公……(二八頁)
(146) 洪水は下々難澁許り……(二八頁)
(147) 増地抔は思もよらぬ事……(二八頁)
(148) 勸農所……(二九頁)

(149) 牛見物はやめ申候……(二九頁)
(150) 救米出來ず儉約專一……(二九頁)
(151) 中島井手の殺生……(三〇頁)
(152) 道をさけ脇へ寄り候……(三〇頁)
(153) 一羽の鳥にて他方懸合は……(三〇頁)
(154) 槍術御稽古大雪に變らず……(三一頁)
(155) 往來勝手次第……(三一頁)
(156) 御獵は名のみ……(三一頁)
(157) 有合せの湯漬……(三一頁)
(158) 肥後の麒麟出雲の鳳凰……(三一頁)
(159) 國の輕重は文武の政事……(三二頁)
(160) 引　米……(三二頁)
(161) 御野行……(三三頁)
(162) 臣を使ふに無差別……(三三頁)
(163) 駕籠の遊山はあまりに異様……(三三頁)
(164) 深信院樣と御懇意……(三三頁)
(165) 下民稼穡の艱難を知る……(三三頁)
(166) 御會讀無缺席……(三三頁)
(167) 天意雖難度其如禾黍何……(三四頁)

(168)庭中梅……（三四頁）
(169)山の如き望……（三四頁）
(170)麥小豆の煎じがら……（三四頁）
(171)着古し……（三四頁）
(172)綿服着用……（三五頁）
(173)御櫛揚の砌……（三五頁）
(174)遊興酒騷不仕……（三五頁）
(175)極寒と雖平常の御茶漬……（三五頁）
(176)御近習被下物なし……（三五頁）
(177)喪中重き御愼み……（三五頁）
(178)民の君たるもの……（三五頁）
(179)府内は御供を減す……（三六頁）
(180)さりとは結構過ぐ……（三六頁）
(181)御眼力の明、敏才の臣を罰す……（三六頁）
(182)御名如き御若年にて……（三六頁）
(183)御家柄故身代不相應の規模……（三六頁）
(184)以來は並大名……（三六頁）
(185)書院は締切……（三七頁）
(186)能舞臺取拂……（三七頁）

(187)水腫の御養生……………………………………（三七頁）
(188)暗夜に燈火消ゆ……………………………………（三七頁）

「蠹魚の香」より

墮涙口碑目次終

墮涙口碑

稲垣武十郎茂松謹撰

(1)夫、顯德・嚴恭御兩公、御德の盛なる儀、筆墨に可盡事に無御座候、況や筆墨を以相傳不申共、自ら天地に明らかなる儀に御座候、乍去難有御言行之跡なく、古き人々の口に殘候を、無慙と聞捨候も心なき儀と奉存候、且は年月を經候後には、右噺傳へる人も死失て、後人難有儀を承度奉存候へ共、仕方無之様に可相成、彼是相考候より、私風情、若齡卑賤の身も不顧、聞に任て書載る事に御座候、併し御政事に預候儀は勿論、其外御側御奥向の事、外臣の可知方無御座候へば、其内取捨損益可仕儀も可有御座候へ共、夫は却て批判仕候に相當り恐多奉存候に付、嫌疑を不避、有様相記す事に御座候、假令、是を以、罪する人御座候共、是は微臣一つの御奉公と奉存、僭妄之咎を甘し罷在候、若又百年之後、智人有て此書の世に知る事も御座候はば、九泉に瞑目仕、難有可奉存候。

(2) 康哉幼名光丸、寶暦十二年壬午四月二十九日長孝卒、家督十一歲

顯德公遺事

公諱康哉、初康致、任越後守、叙從四位、寬政六甲寅年八月十九日卒、四十三歲、葬于江戸天德寺。

一 イ、御盛德無類の内 公、不寄誰人、其言を能く御用ひ被遊、水の流るる如く奉存候、夫故御家來不顧身、存寄を申上、御德義の萬一を御助け申上候儀多分御座候。ある時河内志津馬(卜右衛門父事)に躍藝被仰付、村上淸太夫に御見せ被遊度、思召に付、既に今夕と相極り候。古谷嘉左衛門(源太郎父)其頃御小納戸役にて當番に罷在、右様子を承り、直に御前に出候て、御側向御内分の御酒宴には御戲に遊藝被仰付候共強て御留不申上候へ共、村上淸太夫抔は、左様之事を御見せ被遊候人物に無御座候、何卒御止被遊度奉存候と申上候處、少し御考の上、御意に、是は身共が過なり、相止可申。とて其儘御遊は無御座候、惣て不寄何事、御諫言申上御合點被遊候と直に、御意に大に麁相いたし又々差控と被仰出、末々の

者罪科にて差控被仰付候通に、二三日又は四五日諸事御愼被遊候、斯様に人の言をよく御用ひ被遊候故誰しも一言なりとも御役に相立候事を申上度相勵み、自然言路相開け、上下親敷御座候様奉伺候。

(3)
一　ある日御遊宴の砌り、中奥女中に猿樂被仰付、最早支度出來候、鈴木由仁作（祖父）罷出、是は御不似合之御遊び不宜奉存候、早々御止被遊候様御諫言申上候處、至極尤の申分也との御意にて、御止被遊候由儀、生涯此事を語り難有奉存候。

(4) イニヨリ此條補ス
一　御對面所へ、被御出の節、御供の女中一人、河豚魚菜食に仕度旨、願候所、即ち村尾彦左衛門に被仰付、御膳所にて料理仕、古谷嘉左衛門罷出申上候には、河豚魚は殊の外、毒にて御座候ものに承り候、夫を御膳所にて被扱候事甚以不宜奉存候、乍併、女中の給候は勝手次第に御座候、若御上りの鍋などで、烹申候儀は、縱令、如何様の儀に御座候とも、決て相成不申、と申上候所、何の御氣色も無御座、其儘御延引被仰出候由。

(5)
一　常々朝六ツ時、夜四ツ時に御太鼓鳴り申すと直に御小納戸のものより知らせ候様に、との御意に付當番御小納戸より不斷右の刻限申上候處、夜分御酒宴の最中にて、唯今四ツ時に御座候と申上候へ共、御頓着無御座故、おして二三度も申上候ては、却て御不興にも可被爲在、と差控候ものも御座候、古谷嘉左衛門のいつにても御返答の御座候迄とふか折ふしは御邪魔にも可被爲在、以來は御酒宴中には時觸相控へさせ可申哉、と伺候處御意にいや〳〵是は身共の過なり、以來はいかやうの節にても是迄の通り心得候て知らせ呉れ候様にと、被仰付候、其後は時觸申上候と直に御返答被遊候由。

(6) イニヨリ此條補ス
一　古谷嘉左衛門性質酒を一向たべ不申、始終素面に候故、御遊宴中にても、物事幾重も、推かへし強く申上候に付終には存寄も相立、御聞屆被遊候、兎角御側向は、酒好物のもの御座候ては、醉中抔は、心外の己をまげて、上の思召に從ひ、自ら諂諛の風に移り易きものに御座候、嘉左衛門一人下戸の臣にて、左様の事無御座候。

(7)
一　或御在國の年、御城南山に、御茸狩御出被遊、御辨當御開の節、佐藤國四郎御前にて、松茸を燒き差上候、其內虫喰茸も御構なく召上り候に付、松山樹軒御側に罷在候て、たけは御料理に被仰付、御調進可被遊候、虫喰たけを召

上り候て、もし如何様の儀御座候共難計存候間、何卒御止可被遊旨、申上候處、御意に又小坊主差出候も御頓着不被遊候、樹軒おし返し、假令思召に叶ひ不申共、是は御供に罷在候醫師の役目に御座候間、何分御止被遊度と申上候、其日は相濟み、翌日樹軒拜診に罷出候砌、御意に、昨日は深切に氣を付け呉れ忝く今日より決して右様の事致し不申候間、以來又々氣の付候事あらば、無遠慮折檻いたし呉れ候へ、と被仰候、其頃樹軒いまだ若年に御座候へ共、其事御懇に御聞被遊候事難有奉存候。

(8)

一　本源寺御佛詣の砌、神宗和尚、御目見仕候序に、我等身分心得に相成候有之候はば無遠慮申聞せ候様に、と御意につき、神宗、御答申上候は、上御盛德の至、中々愚僧抔の萬分一をも可申上儀無御座候、併下の風說を承り候に、上には殊の外聰明に被爲入と申候、愚僧存寄を考候處、乍恐此御聰明を御止め、被遊候様にと申上候處、最至極の申分と御感心被遊候、御歸城後、村上淸太夫罷出、今日神宗御目見の砌、いかがの御噺申上候哉と、奉伺候へば、御意に、今日神宗斯様々々と申聞、我等生れて以來の驚入たる事に逢候と被仰候由。

(9)

一　井岡道安、生れつき正直にて、飾なきものに御座候て、御奥相勤候砌、今の深信院様、其頃はお籌殿と申して、中奥被勤、或時御前に被罷出候砌、道安も罷出御話の序に、お籌事近來御出生様御座候より大分威勢強く相成、頭に鼈甲抔の櫛さし候様に相見へ申候、乍併最初被召出候砌、木櫛をさし罷在候時の事を忘却不仕様仕度ものに御座候旨、憚る所なく申上候よし、斯様御寵愛の女中を折檻仕候位の眞直成る、人物故、上にも能被思召始終御側近く被召仕、度々御役に相立候事御座候。

(10)　イニヨリ此條補ス

一　御道中御召の御駕籠には、御踏出と申すもの御座候て、御休の砌、御平臥被遊候ても、御自由に被爲在候様に相成候、一年御道中、或驛に雲助ども、御駕籠拜見仕、さてさて大名程我儘なものはなし、永の道中駕籠にのる上に、又足を延して寢る事迄拵、自由を致し候、とささやき候を、如何してか、御耳に入り、成程と御感心被遊候にや、其翌年より、右の御踏出、相止申候由、芻蕘の言も聖人とるとは、か様の事を申候にや。

(11)

一　中奥女中に千鶴殿と申す婦人御座候處自然威勢強く御側の衆もへつろふ様に相見え申候、或御近習罷出、斯様

御内寵つよく候へば、御爲に不宜奉存候、何卒事之無御座候内、早々御暇被下置候樣申上候處、早速聞屆候との御意にて、翌日無事故、御暇被下候由、如何樣御寵愛の婦人にても、武士の言には御かへ不被遊、直に御暇被下候事、禹拜ニ昌言一の思召、古今難有儀に奉伺候。

(12)

一　秋元三左衛門、御藏目附、相勉め候節、御藏内の數ヶ條相記し申出候處、早々御聞屆に相成り、御勘定奉行、植木左士に御達し御座候て、右申立の旨、御藏奉行に、取行ひ申候樣、被仰付候、三左衛門は役筋心付の段、格別に思召候て御賞詞被遊候、賤官の申立候儀も御懇に御聞被遊候儀、難有奉存候。

(13)

一　古谷嘉左衛門儀、毎度御諫言申上候に付、御氣色に思召とて、御褒美被下置候、嘉左衛門、申し候には、上に御過御座候故、御諫言申上候、上にも御ぬけ目と思召、早々御改被遊候、併し人情過をば、包み飾り度きものを、上には其思召無御座候、其上御諫言申上候處を御賞美被遊候事、難有儀に奉存候。

(14)

一　人の申上候事を、能く御用ひ被遊候故、存寄一杯言上仕り、其内に邪正利害得と御判斷被遊、能事は直に御取用ひ、御賞美被遊候、又役に立ぬ事をも、夫、相應に御譽被遊候て、人の氣を落ぬ樣に被遊候、今泉五郎左衛門は一方向の士にて、ある時御前にて、瀧の山の風穴に石を打込み、風を起し、南方より攻め候、敵を防の手立として、大川を掘ぬき、備前の海を通し度候と、迂濶無用の事を申上、御側衆抔も御氣色いかがと伺ひ候處、御笑被遊候計にて相濟候よし、斯樣言路御開被遊候故、誰しも智惠才覺を盡し少なりとも御役に相立度事を一統出精いたし相勉め申候。

(15)

一　天明の頃、凶作饑饉につき、人氣荒立、訴訟人多き樣に被聞召、若直訴のもの、御座候はば可被聞召とて、一ノ宮御參詣と御觸にて、其邊に御出、鐘樓の側にて、御質素の御酒宴に、時を移させられ候、下々のもの共難有思召に、かんじ自然と靜謐に相治り候、但し非常の事も御座候はばとて、物頭村上淸太夫御預の足輕、召連出張被仰付候、卽淸太夫を近く被爲召、御酒被下候、淸太夫つつじの花を手折り差上候しかば、直に御發句に

武士の世のきり耳や岩つつじ

斯樣に被遊下被置候、右短冊は同人家に珍藏仕候由。

(16) 一 御國許にて、死刑人御座候節は、終日御精進諸事御愼被遊、思召に假令罪人に候とも、かりそめにも天下の生靈を御殺被遊候事故、御愼み被遊候。

(17) 一 御代に上下の、とぢひだと申候もの、着用仕候事、世上に專ら流行仕候、村山平學、御近習の砌、右の仕立の上下着用、御前に罷出候處、御意に、其方も最早流行の上下を相用ひ候と相見え申候、扨は、我等政事の行届候儀、此流行の移り易き樣に早く行れ候はゞ、おもしろき事に候、と被仰候、僅かに衣服の流行を御覽被遊候ても、直ちに御政事に御心付被遊候、斯樣の御意難有奉存候。

(18) 一 御紋服拜領のともがらは、嫡男女妻へは拜領願候ても相濟申候へ共、親へは相濟不申、箕作丈庵御七代被仰付、御奥勤に相成り、御納戸拂の節、御召、古の御紋服被下置、丈庵元來孝心のものにて、老母に能くつかへ候、今度難有頂戴物仕り候に付、何卒老母に拜着爲仕爲歡度く存し、此段內々願出申候處、孝心の至り御感心被遊、早々御免被成候、尤以後の御例には相成申候へ共、格別の思召にて斯樣に被仰付候由、此類每々の事に御座候に付、自然と下々孝道に相勵み風俗厚きに歸する樣奉存候。

イ、孝道第一御重じ被遊候故、自然下々の風俗も厚きに歸し申候。

(19) 一 牧廷藏、御前坊主にて、江戸に相詰候節、出奔仕、被召捕、直に江戸表にて御罪可被仰付候處、御國表に老親罷在候に付、老人の情不憫に被思召、一度御返しに相成り、老親に對面、暇乞御免被成、其上にて永の御暇被下置、御領分被追出候、斯樣不届ものに御座候へ共、父子の情御推察被遊候儀、あつき思召と奉恐察候。

(20) 一 御家中貧窮もの難澁に逼り候ては、武器賣拂、又は質物とし、渡世仕段々年月を經候に從ひ、武器所持の面々少く相成候樣に、被聞召、歎敷被思召、以來勝手向、不如意に付、無餘儀武器質物にいたし候節は、御勘定所御金を夫相應に、無利足にて御貸被下、右の武器は御藏に御預りに相成候、斯樣御世話被下置候に付、今に極貧のもの共も具足等所持いたし候。

(21) 一 御初入以前は、御家中絹服に御座候、諸事是に準し華麗に相くらし、自然一統困窮仕り候、御入國早々深き思召

（22）（23）（24）（25）（26）イニヨリ此條補ス（27）

有之、嚴重の御儉約被仰出候、其節の被仰出に家中の面々、困窮に及び候儀、不覺悟故と可申候へ共、困窮の儀は、上下一緒にて、我等とても同樣逼塞いたし、赤面の至りに候、依之我等今日より綿服に相改め、少しも勘辨に相成候樣、相考へ取續候間、家中の面々も左樣可心得、但し、至つて難澁のものは如何樣とも取計可遣候間、可申出候、譬は家中は水なり、主人は魚也、水さへ有之候はば、魚は活き申す事故、家來を苦しめ申、存寄毛頭無之旨、御意御座候いづれも感涙仕候て、思召の通、儉約相守り風俗よろしく相成り候由。

一　或年極月の末、御歲忘の御宴被遊、いろいろの御たのしみの砌、風と、思召事御座候て、其頃の町奉行、増兒右門を被爲召、我等此寒中に暖に着て、飽迄くらひ、年忘抔とてたのしみ候へ共、熟々考へ候へば、獄囚のもの共、自身の罪業とは申しながら、此寒をば難堪存すべし、餘り不憫に付、牢舍人に、酒を吞せ申度存じ、其方を呼出し申候、相計候樣にとの御意に付、右門難有奉存、卽ち思召の通り相計ひ候處、牢舍人いづれも感涙仕り候。

一　寒夜には折々牢舍人に粥被下置候。

一　御對面所御遊の節も、衆と樂しく樂しむとの思召にて、坊主以上御酒御肴被下、或時同所御遊の砌、寒强く御酒中風と愁然として、御樂不被遊、御意に我等斯樣に寒天にも心の儘に相娯み候へ共、囹圄のもの共、嘸や難澁致し可申、不憫に被思召に付、御酒被下候樣、被仰出候、御仁心の厚き事、斯樣に御座候て誰しも、此君の御義には命も不惜と感涙仕候。

一　御櫛揚の節、御側衆申上候には、御油は江戶の某製に無之ては、御用に立兼候樣、申上候處。御意に、いや矢張り津山に出來候白梅香にてよろしく覺候、と被仰候、是全く御國產を被爲重遠物を御好不被遊、厚き思召と奉察候

一　公老人御尊敬、殊の外、被爲行屆候、折々被爲召、御酒御菓子等、被下置候、或時大澤無三、細江童也被爲召、兩人に、望候もの可被遣、御意に付、無三は畫を仕候に付、畫筆御願申上、童也は御鍔御願申上、何れも夫々のもの被下置候、古昔鄕飮酒之禮もかくやと奉存候。

一　御家中長壽のもの、折々被爲召、御酒御飯被下置候て、御懇命を賜り候、又老婦は、其家々に御引出物被下置候、

市郷長生のものにも夫れ相應に被下物御座候、其内百歳に及び候ものは御對面所御庭に被爲召、御酒御飯御引出物被下置候。

(28) 一　仁兵衛と申す御中間御座候、年久敷相勤め、八十餘歳にて死去仕候、此もの越前の産にて、父祖何某御當家の足輕相勤、御轉封後、浪人に罷成り、仁兵衛に至り、何卒御家に御奉公仕度相願、はる〳〵津山に罷越し、いろいろ御願申上候所、御中間株被下、御奉公被仰付、夫故越前仁兵衛とあざな仕候由、此もの、平生一生に一度は是非、御目見可仕、と申候しが、或年御出の節、御城內の坂に御待申、最早御歸りと申砌、御駕籠の方に向ひ蹲踞候、御先拂ひもの、制し候へ共、一向立去り不申、いろいろと申內、はや御駕籠所に相成り、何か御耳に入り、御簾より御覗被遊候と、仁兵衛直に、御機嫌よろしく恐悅存奉と、申平伏仕候、御歸城後、彼は、いか樣のものに哉と、御尋ねに付、夫々より斯樣の御中間にて、平常御目見願罷在、今日此儀に及候段、申上候處、多年、上を大切に奉存候義、格別に被思召候哉、御咎もなく御酒代として、金子被下置、以來は罷出申間敷、可申付旨、被仰出候、いづれも御仁惠に感じ難有奉存候。

(29) 一　御家中の大臣、又は老年のもの格別に御尊敬被遊候、大熊勘解由殿、詰江戸大病の砌、御見舞の爲め長屋に被爲入、御懇の御意など御座候由。

(30) 一　殿中に役所御座候、面々は寒中に火鉢御座候得共、表の御座敷に罷在候輩は、火鉢無御座候、隅田旗老年におよび登城、櫻の間に相詰候に、火鉢無御座候ては、寒氣難凌存ずべし、と思召格別の義にて、同人登城の節は、火鉢被仰付候、其例相殘り今に櫻の間には無役の輩にも、火鉢差出申候、老人御憐愍の御仁心難有存奉候。

(31) 一　御家老佐久間上總殿、博聞達識の人に御座候所、悴兵右衛門殿、不首尾の義に付、御役御免後、年八十を踰えて、又々歸役、被仰付候、尤御懇の御意段々御座候由、且又極老の事故、御本丸中乘輿御免、中の口へ下乘、殿中常絹服杖御免、被成候、國に杖つくのむかし眼前に見る如くに候。

(32) 一　御劍術御好被遊候、御師範は宇田四郎兵衛に御座候、四郎兵衛舊師、臼井利左衛門歿後、娘孀に相成り女人一人

イニヨリ此條補ス

相携候處、世話仕候もの無御座、甚難澁仕候趣、被聞召、不便の儀に思召、母子共四郎兵衛に引受被仰付、母は卽御部屋御守女中に被仰付、娘は、右下女代りに相仕候樣に被仰付候、兩人共御蔭にて結構相暮申候處、兩三年之後に老母病死仕、娘たより事無御座候に付、深信院樣御節中奥女中被勤候に付、御部屋に被置候樣被仰出、御扶持被下候、其後年長候て、四郎兵衛に被仰付、右樣に娘取、臼井家名蹟御立被下候、斯樣厚き思召の所、不慮の事にて右養子出奔仕、終に斷絕に及候。

(33)
一　御省略に付、一年御納戸老女預り、御膳も奥にて仕候樣相成候處、或時御膳差上候跡にて、御釜の內に蜘蛛死し候を見付け、掛りの女中、大に驚き、早速老女に訴出候に付、御納戸打寄り樣々評議仕り候を、風と御聞に達し、御意に御膳差出候跡、自然蜘蛛落たるにて、可有之、左なくとも毒消相用候得者不苦候、いづれも心遣ひ無之樣にとの仰にて、何の咎も無御座候、其翌年御省略も、程過候へば、御備立兼候より、却て迷惑人も出來可申、とて御召物御膳等、元の如くに相成、御奥の方は相止候由。

(34)
一　御四十二の御賀御祝儀に、市鄕人別不殘、一人前に一文目づつ被下置候、いづれも難有奉存、氏神社抔に一村づつ又は一町づつ組合打寄り御酒頂戴仕候。

(35)
一　市鄕にて年老て子なく、又は幼少にして、父母を失ひ、貧窮にて難澁仕候もの不憫に被思召、孤獨扶持と申て米被下候事に相成り、尤右樣のもの御座候節は、其村或は庄屋年寄より申出、一人前に米鹽等若干宛被下置候て、老幼共安く渡世仕候、是等の御仁政は今にも誰も奉伺候事に御座候へ共、御代より相始候義故相記申候。

(36)
一　下々貧窮に迫り孕み子をおろし候事抔、間々御座候て、人情薄き樣子歎かは敷、被思召候、併し子を愛せぬ父母は無之ものに候得共、凍餒にせまり無據、斯樣の惡風に相成候事と被思召、子供養育金として別段、御工面に相成年々御貸付にて、其利息を以つて、貧民出生有之候ものに相應に、御擬作被下、子供養育仕候樣、相成申候、難有御仁心に御座候處、間もなく御逝去、其後は如何樣に成行候哉、と古老のもの申候。

(37)
一　孤獨のもの病死の節は官吏をして、實否を御糺被遊候、是は同村同所のもの手當、不行屆にて凍餒に死せしに

ては無之哉との御吟味と奉存候。

(38) 一 貧窮に迫り子を、まびき候と申、惡風行れ候に付、歎かは敷、被思召、嚴敷御制禁被仰出候、若又左樣のもの御座候時は、近隣•五人組•庄屋•年寄迄、御咎を蒙候、但孕婦着帶の上は、產後迄、役人又は組合、組頭抔見屆候樣、被仰渡候、此外博奕、賭もの等の御法度、殊の外嚴敷、御座候に付、自然と風俗よろしく相成り、後には御當國御領と接し居候、公領•御代官所•他領、皆々聞および感心仕、御政事を學び候樣に相成り、御仁澤おのづから四境に溢れ候樣奉伺候。

(39) イニヨリ此條補ス

一 江戶表にて、御馬役、河井三作を以、馬一足御買揚に相成候處、殊の外逸物にて、他家伯樂抔も拜見仕、落淚して三作眼力の精敷を感じ申候由、御買上の後、うつりと御名附被遊、永く御馬屋に罷在候、其後及老衰不便之思召、御國御城內、明屋敷に御放に相成、一生を安穩に送り申候、御仁德の獸類に迄及申候義、むかし武王の馬を華山之陽に被放候もかくやに奉存候。

(40) 一 御領內夏秋の頃、疫病痢疾流行、死人多く御座候を歎げかは敷、被思召御旗本醫師何某殿に御相談被遊、疫病痢疾消除の藥法、御傳授被遊、御手醫師に製藥、被仰付、每年御國中市鄉一人に一貼づつ、被下置候、又痢病に鮒を相用ひ候事、妙藥の由、被聞召、去りとも時として、魚屋に無之、病家難澁可仕と、被思召、右流行の節は、御對面所御池に、網御免被成、何人にても、自由に鮒取り藥用仕候、尤是等は前々より、其掛の役人に御達し有之故、差懸り伺に不及、直に捕候ても御構無御座候、右疫痢御藥は今に每年市鄉のもの共頂戴仕候、何も難有奉存候。

(41) 一 紫雪と申奇藥、脚氣衝心抔に相用ひ卽功御座候、併し黃金を煎し製する藥にて、下々の難叶義被思召、御道具類の金具を以、右藥製法被仰付候、尤病氣にて頂戴相願候者に、夫相應に御拂に相成候に付、下々にても奇藥容易相成り難有奉存候。

(42) 一 病犬狼蝮蛇抔の嚙付候節、卽功の藥又產婦乳なき時の藥、等いろ〳〵、御穿鑿被遊、御醫師に製藥被仰付、右病氣にて歎出候ものへ御施藥被仰出候、又救濟方とて御旗本の醫官の選み候書御座候、是は邊鄙打にて醫師の無御座

（43）　（44）イニヨリ此條補ス　（45）　（46）　（47）　（48）

節、誰人に不限、急病療治出來候樣に藥法書仕、調法の書物に御座候に付、數部御買上に相成り市郷庄屋等に一部づつ被下置候、急病難儀の時、手當仕候樣被渡難有奉存候。

一　東西の大番所にめやす箱御拵被遊候て、市郷のもの直訴仕度ものは、書付を以、右の箱に入置、月の末に御取寄御手づから御開被遊、御覽候故、下情早く上に通し、途中不被遮候間、寃を含候もの少しも無御座候故御政務も早く捌け、吏人姦曲仕候もの自然無御座候樣奉伺候、と古老の噺に御座候。

一　御對面所、御出無御座候節は、何人にても拜見勝手次第に御免遊被候、併折々は御召舶にのり、又は御庭をけがし抔仕候族御座候故、或御役人拜見停止仕度伺候處、御意に左樣の義一向苦敷無御座、衆と樂しく、樂しむにはしかず、と被仰出候、伺候御役人赤面仕、退出仕候由。

一　百姓作毛よろしき年は大庄屋一人つつの構にて冥加米とて、若干相定指上申候、又は百姓おもひ〳〵に米綿類よく出來候ものを御初穗に差上申候、御仁政になづき候儀と奉存候。

一　御十三の御時、大村庄助被召出、御近習勤被仰付候、飯室武仲も被召抱候後同樣に被付仰候、尤外々の御小性とは違ひ兩人とも學問を以て被召出候事故、御政務御相談の爲斯は御側近く被召仕候義と奉存候、其後庄助は御國へ引越、郡代役被仰付候、庄助津山に引越の後は御城下使者屋敷にて、市郷の者相集め經書講釋被仰付候、其砌りは御領内は不及申、他國の者迄聽聞に罷出候、夫より年過て赤穗の大川良平門人、山下官彌御抱に相成、また東都服部小左衞門、門人名越十郎左衞門御客分にて、御扶持被下、何も御家中學問の世話被付仰候、御藩中に文化の開けまつは此砌りを最中に仕候由承候。

一　大村庄助初て被召抱候砌、肥後銀臺少將殿の御政蹟聞見の儀を、相記し差上可申旨、被仰付候、尤庄助事は熊本出身の人に御座候、此書物今に相殘申候。

一　前々は御家中遊惰のもの多く、惡風にて諸藝向、勵み不申候、たま〳〵弓抔仕候へは賭物樣の事をいたし、惡風俗に御座候處、御代より嚴重被仰渡候て、文武稽古場の、御條目改り、大目附御使番中、與目附等出席、吟味仕候樣

相成、自然風儀相直り、諸藝出精仕候。

(49) 一 御代に文武の諸士御取立被遊候儀、殊の外御苦勞被遊候、儒者には大村庄助・飯室武仲・植村庄助・河合憲之允・山下官彌・名起十郎右衛門追々被召抱候、軍法には、正木兵馬被召出候、其外御見出しにて他方に修行被仰付候面々、信澤與左衛門劍術修行の爲、會津に被遣候、御前坊主より坂井善左衛門槍修行に江戸へ被遣候、小坊主より河井十寸茂、儒學修行の爲、京都に被遣候、御次坊主より佐藤八郎左衛門醫術修行京及江戸に被遣候、此輩は皆家業にては、無御座候得共、厚以思召、微賤之內より御見出し被遊、御擬作等過分被下候義、行末御國之器に相成候樣、御苦勞被遊候儀と奉存候。

(50) 一 或時、帝範臣軌と申候、漢土の君臣の道を記し候書籍、一部づつ御用席の諸役人に被下置候、尤櫻の間にて儒臣講釋被仰付、諸役人一統聽聞被仰付候、上には御杉戸の內に御隱れ聞被遊候、其後書中御疑御質問御座候、大村成夫若年の時より、侍講被仰付候、相濟候後御次に、被召宇田川玄隨を以御難問御座候事抔相話申候。

(51) 一 御家中一統文武の藝御覽、年々絕不申候、尤、素讀三十歲迄、武藝は六十歲迄、罷出申候、御用又は病氣にて缺申候節は、別の日に此分御覽被遊候、重き御役人御側勤の面々も一同相混じ御試み被遊候、出來、不出來にて御賞詞御叱等被仰付候、其內御賞の方多く御座候。

(52) イニヨリ此條補ス

一 文武御覽表向の事にて相濟候所、已來は、正年にて罷出候樣被仰出候砌、海老原助市表面は三十に越候に付、此迄御聽に數度罷出不申候所、正年まだ三十に滿不申候に付、又々素讀に罷出候所、如何樣の義にや、讀あやまり多く御座候て奉恐入、差扣伺候處、御意に、未熟の藝を態と存不申、御法を相守り罷出候段、御氣色に被思召候とて、御賞詞被下候、皆々存外の厚き思召と奉驚嘆候。

(53) 一 （イニ御城下ニ）原何某と申足輕、學才御座候を御見出し被遊、學文修行被仰付、別段、御扶持被下、町人訓導被仰付候、右町人訓導の義は、不明白に候、御家中屋敷へ罷出、子供に素讀世話いたし候事有之、尤も大村庄助方へ入門修行いたし候事有之候。

(54) イニ此條「書翰は必ず下書」ノ條ノ次ニアリ　(55)　(56)　(57)　(58) イニヨリ此條補ス　(59)

一　平生被爲召出候は、文武の士のみには無御座、一ノ宮神主中島東市正、(イニ此字ナシ)高倉村石松院抔も被爲召、其道を被爲聞候。

一　後世にては、鐵砲程武用に大切成もの無之候、思召にて御家中一統、身代相應に、所持仕候樣、被仰出候。

一　武藝御覽は、十五歲以上六十歲以下の處、村上淸太夫・大石牛治、六十歲を踰候ても、不絕罷出、一向屈する氣なく候を、殊の外奇特に思召、御賞金若干被下置候、又、松島郡平・伊達今右衞門十五歲以下にて、拔群に出精仕候に付、御試の上御賞金被下置候。

一　或時御文學三十日詰て御會業被遊、大村庄助會頭被仰付、御側向不殘、御相手相勤候樣被仰付候、古谷嘉左衞門一人御斷り申上候に付、夫々より夫は相成申間敷旨、相達候得共聞入不申候、其譯私風情、貧乏士にて不勝手の學問、每日登城仕候はゞ、却て第一の御奉公相缺、又は家事に一向手とゞき不申、妻子饑寒に及び候義も難計奉存候右の仕合故、御斷申上候、若又是非とも不仕候ては不相叶候ば、私一人は三十日の間、私宅に引籠り修行仕度奉存候間、何卒日勤登城の義は、御免被仰付度旨、申出候に付、御聞に達し御笑にて以來、嘉左衞門一人は、學問御免被仰出候由、嘉左衞門事斯樣偏屈成ものに御座候得共、性質樸直堅固の人物を御存被遊候故、一向に御咎も無之、其申譯を御立被遊候義と奉存候。

一　御側の衆に、文武二藝は勿論、角力ちからくらべの類、被仰付、御試被遊候故、自然武力勇壯の士も多く相成候、或時米四斗の俵を、御庭にてさし上げ候樣、御意に付、御側の若物、皆相試申候、稻垣惣兵衞も、罷出同樣さし揚申候、殊の外見事に御座候に付、御機嫌麗敷奉伺候、其後この俵に、ひそかに米五斗御增被遊候て、亦々、惣兵衞被爲召、此度先頃の通に、首尾能、さし揚候はゞ、此米直に被下候事御意に付、惣兵衞以前の俵と心得指上申候所無程指揚申候、別て御機嫌よろしく、增米被遊候儀、御噺被遊、豪力の御賞美とて、直に其俵を被下置候、此外萬事斯樣の事は、才智力量いろいろと、御試(ため)し被遊候故、何も相勵み相勤申候。

一　松山樹軒、未だ表醫師に御座候節、京都に鍼術修行に罷出、歸り候砌、被爲召、御意に、東都の名針山田久敬抔は

イニヨリ此條補ス

木のとげを腹にあて申候ても、腹中鳴動致し候由、手前自得の妙はいかがに候哉との、御尋御座候、其後御對面所にて被召爲、猿御抱き被遊候て、此獸鍼被仰付て少しも驚き不申候、又鯉膽にも鍼被仰付候所、膽汁少しも出不申候、御意に、是にて安心致したと、被仰候、其後無程、奥醫師に被仰付候。

(60) 一 他國の儒者學德備り候へば、御尊敬被遊、御逢御相談抔御座候、其頃、京都にて皆川文藏と申大儒、御信仰被遊、御參府御歸國の度々、必ず伏見迄御迎被成、終夜學問政事の事共、御論議被遊候、御船にて大坂に御下り被遊候砌は、船中に御迎被遊、御ふとん等仰付、御對座御咄御座候、尤始終先生と御呼御敬ひ被遊候、右文藏仰を蒙り、大石內藏論を漢文に相認、差上申候事御座候、此書は于今、官庫に相殘、御書物方の預りなり、誰も拜見仕候。

(61) 一 或時御側詰のものに被仰出候は、總體學問を致し候輩、章句古事抔少し覺へ、自慢顏に取はやし候者、淺はかなる心得なり、但其人夫々の才にて、博覽詩文等に心を懸候義、隨分宜候へども、元來、學問いたし候ものは、忠孝の行を本とし、古を信仰いたし、我身も心にてらし合せ、行べき事を專務と爲べき也、と御意御座候由。

(62) 一 御學文（イ問）御講釋御輪講抔いろ〱御座候內、易經を、別て御好被遊候、御意に易は聖人の專ら卜筮の爲に被仰候ものには候得共、畢竟天人の理を精しく被說候書物に候故、讀み候もの、能く得道して活用いたし候はば、萬事に應じて其用無極ものと被存候、三體詩書の類、同聖經に御座候へ共、其內には、古今宜を異にし、和漢俗を同うせず、仍て只今直に用ひ難き事有り、易は夫と違ひ、天人の理故、和漢古今無差別、其人によりて如何樣にも役立可申候間、我等好候と被仰候。

(63) 一 上には人を御遣ひ被遊候に、誰も棄るもの無之樣に御心を被爲付候、夫故其節別段、拔群の人物御座候共、不被存候得共、皆々才氣の有たけ伸し相働き候故、いづれも御用に相立候樣被存候、御用場諸日記、殊の外念入相記し跡役のもの、是を見候へば、其儘勤候樣に、被仰付候、仍て新役の面々も、即日より御用を相辨し候樣に被存候、と古老中傳候。

(64) 一 御側向賢愚利鈍、何人にても其人相應に被召仕候故にや、御役に立ぬ人とては、一向に無御座候、或定府の御側

(65)　イニ此條「御役に立ぬ人とては一向に無御座」ノ條ノ後部ニ附セリ今一條トシテ此所ニ出ス(63)

(67)　イニヨリ此條補ス

(68)

衆至て貧乏にて、夫婦二人に衣服とては羽二重小袖一つの外は無御座候、在部屋の節は、右一枚の衣を、夫婦して一緒に着用仕り、出仕の砌は、女房を裸に仕、自分のみ衣服着用仕、相勤候位のもの御座候得共、御見處御座候にや、折々金子抔被下置、結構に御仕ひ被遊候處、後々には果して御用に立候事有之候。

一　大晦日何の御用も御座なく候得共、御次に出仕仕候人御座候、此者元來貧窮にて、債取催促に參り候に迷惑仕、無據、殿中にかくれ其難を逃れ候に御座候、同勤の面々餘り笑止に存、且は思召如何と案しいろいろ申候へども、一向退出不仕候、此事御聞に達し、御意に、其儘差置可申、時過ぎ候はゞ、自分から退出いたし可申、とて御構不被遊候、若又御酒宴御座候砌は、右の人も御召被成、御酒被下候、御寛仁の御量感嘆仕候由。

一　三原金太夫御見出しにて、御年寄役、被仰付、其後評に先役大目付の節より存の外、手ぬるき仕方にて物事埒明不申などと批判仕候よし、乍併金太夫存寄には、人の伺屆候事を此方より直に差圖仕候と、自然向ふの人、此方を手寄りにして、自分に分別を仕不申、左様にては、人の才智出不申候に付、態と此方よりは、何も不申、推返し可成丈其者に分別爲仕、術計盡候上にて、此方より是は斯様〳〵の當りにては無御座候哉と、善惡邪正の裁判仕候旨、自ら人々の智惠才覺顯れ候様に被存候、斯様の思召有事故、心あるものに御座候ては、其深長の意味を悟り不申、唯六ケ敷人の様に存候、才氣を自慢に仕、即座に物事を埒明け候人より、過も少く人の存寄も出て、次第に功蹟御座候様被存候、其處を早く御目鏡にて御覽被遊候、斯家になき御重役を被仰付候にやと故老申候。

一　公御代山岡與左衛門（當宰助祖父）郡代役相勤、役筋の義に付、御用席に毎出、か様〳〵の義、斯様〳〵の義、斯様〳〵に可仕哉、と伺書指出の所、御用番の衆、申けるは、其許兼て郡代役の義、御托しに相成候間、役筋の義に付、何事たりとも仕候て宜敷被存候はゞ、斯様〳〵に仕候と、御伺可然可仕哉抔と、きまらぬ事を被申出候段、不心得の至と相叱候を、勘行奉行近藤伊左衛門同席に承給り、其節諸役向委任の至に感じ候よし、故老の噺傳御座候。

一　人才（イ材）を取立候には、其人の長ずる處を取り、惡敷を捨て如何様のものにても、一生捨物に成ぬ様に被遊度、御苦勞被遊候由、後藤郷助・藤堂融四郎兩士、頗る學文御座候ものにて、行末は御用に相立可申、と評判の處、兩人共性

賀檢束無御座、良もすれば、放埒の聞へ御座候、仍ては御咎も可被仰付哉、とも申合候處、無程兩人共、中奥目付被仰付候、人の善惡鑒察の役筋故、自分正敷無之ては、相叶不申、兩人共、自然行儀宜敷出精相勤申候、是全く人才御取立の一時の權と奉伺候。秋元三左衞門また壯年の節、放蕩に御座候處、其後、中奥目付、被仰付、夫より遂に嚴重の身持に相成候よし、故老相噺申候。

(70) イニヨリ此條ヲ補ス

一 石田平六、御小納戸、被仰付、詰江戸仕候處、勤向思召に叶ひ不申、御役御免被成候、長屋に差扣、恐入罷在候處、或夜御側の當番を以て、御肴一種被下、且又御意被下候には、今般不慮の過にて、國法默止がたく役儀御免被成候併し、其方別に思召も被爲在候に付、是限りと力を落し不申、隨分心つよく相勤候樣、被仰達、罪人だにも、無御見捨、厚思召の段、落涙して奉畏候由、其後歸國仕、間もなく御勘定奉行、被仰付候、御賞罰、臨機應變の至、恐入候と當人直々申候。

(71)

一 近藤伊左衞門、勘定奉行大目付格被仰付候、御役に相立候人物の由に候所、性質磊落にて、世評に貪着なく振舞候義多く御座候故、目付役より再三訴奏仕候事御座候由なれども、御取揚無御座候、御意に、伊左衞門事存寄御座候て、被召仕候間、如何樣の儀致し候とも、少しも御構不被成候、以來は此男の事とては申出間敷、被仰出候、扨始終御勝手御托し被成候所、殊の外御經濟筋よく相辨、御代の限、何の御差支も無御座候樣奉伺候。

(72)

一 小島新五右衞門、容貌にが〱しき人付不宜候、或時新五右衞門御櫓下を通行仕候を、御覽被遊、さて〱惡らしき男也、乍併江口衞助抔の如き手に合ぬ奴を一言も不爲申、抑て仕ひ候儀、新五右衞門より外に有之間敷候、無てならぬ男也と、御意被遊候、生涯御小性頭、被仰付候。村山平學、壯年の砌り、身持放埒にて、不宜評判多く、御仕置如何と、人々危候處、無程御使番役、被仰付、此男元來武剛なる性にて、是より斷然として、志をあらため嚴重に相成候よし。是等の事、相考候處、何分にも其人の短き處を御さし置、被遊、長する處を御引立被遊候故、人物の才氣相働き何れも御用に立候樣被存候。

一 河路衞守壯年の節、淫酒に耽り、放蕩に有之に付、御叱にて小從人組末座、被仰付、恐入罷在候處、ある夜ひそか

衞守ハ下戸也

十治太郎馬實曾祖父 (73)

一學ハ意地ナキ人也 (74)

岸權六或善公御代(75)小役人迄御取立置相成シヲ顯德公大目付格マデ御進メ被遊候也 (76)

イニヨリ (77)

此條補ス (78)

(79)

に宮原森治を以て、衞守長屋に、被遣、御意を達し候は、兼て其方一器量あるものと存候、急度被召仕度思召候處、若氣の誤にて律に相背、無據御叱り被成候、しかし傘躰世間の外勤は道に無之ては勤り兼候得は、其方の通りは、御しるしを付候迪故、其處を御叱り被成候、以後は嗜勤候樣に、との御內意、御中間に候、衞守恐入り、夫より放蕩相愼、御奉公仕候、衞守自分相嘶候て、御敎訓の程、誠に難有落淚仕候。

一　闕十治、御作事惣吞込、被仰付候、每々被爲召候得共、御役筋繁勤に付、御前に罷出候暇無御座旨、申立、御斷仕、一向出不申候。或時又被爲召候處、例の通にて、出不仕候。備中御櫓より御覽遊候に、十治御目通をも不憚、御櫓下壁抔の破損を見分、數度往來仕候、此樣子篤と御覽被遊、御機嫌よく、扨々見處に不違、役に立候人物也、と御意有之、其後は不被爲召候、諸事を御まかせ御仕ひ被遊候よし。

一　小須賀一學・伊達與兵衞兩人御用席重役相勤候處、兩人共一意地ある六ケ敷人物にて、互に心合不申、しかし御英明に辟易仕り、御代の限りは、事故なく相勤、異論仕候事、相見不申、御逝去被遊候ては、段々思ひ當候儀御座候由、是又御德の盛なる故と奉存候。

一　才氣御座候人は、不時に御取立被召仕候、岸權六抔は、足輕相勤候ものに御座候、大御番組迄、昇進仕、夫より直に郡代被仰付、大目付格に昇進仕、何分人物さへ御座候はば御頓着なく御引揚被遊候義と奉伺候。渡部勘解由、大目付相勤候も、直に御年寄役、被仰付候處、御果斷の至に奉伺候。

一　御側相勤候ものは、才智もの半分、愚癡（痴カ）もの半分、又一癖あるものも御まぜに御仕ひ被遊候。此輩共器量相應に御斟酌、御使ひ被遊候故、誰も御役に相立候樣に被存候。

一　御在世の間、出頭とては一人も無御座、是は御英明御寬大に被爲在、偏僻の御政道無御座故と奉伺候。

一　御召物の內に誤て縫針御座候處、風と御手にさはり、其儘御取捨被遊、一向御沙汰無御座候に付、誰の不調法にも相成不申、其儘穩便に相濟候由。

一　御賞罰嚴重に被遊、士の氣を御引立被遊候、仍ては昨夜まで御召仕（イニ御機嫌よく）被遊候人も、翌朝御役御免抔の事も御座候、

又、一旦御叱御座候後は、古悪を御捨被遊、其人に（イ相）應じ（イに）御役被仰付候、全（イ人材）御生育の思召と奉伺候、或時御出の節、御小納戸北村（イ喜多）忠治、御小性廣瀬半助御留守（イ主）に御酒たべ過、御歸殿御用辨仕兼候、忠治は重役も相勤候て不埒に付、翌朝御役御免被仰付候。

(80) 一　或侍の悴、被召出、御近習相勤候處、其親罪御座候て、永の御暇被仰付候、仍て悴も同様相成候に付、被仰渡の前夜、何となく右悴を御側近く被爲召、御酒飯被下御懇命被下置、（イニ候由、是）其父は罪人に御座候得共其子は何の罪も無御座、（イ候）但御大法にて無御據、御暇被下候事故、御名殘惜く思召され、箇（イ斯）様に御懇に被遊候と奉伺候、其外昵近より外様に轉役仕候もの御座候得ば、其前に何となく被下物等御座候事、相見へ候様奉伺候。

(81) 一　鈴木由、御側に被召仕候處、或時其方事愚痴ものに候得共、我等幼少の節、殊の外、世話いたし呉候、其報恩に側近く召仕候、隨分出精相勤候様に、と御意被遊候旨、由儀常に相噺ありかたく奉存候。

(82) 一　其節賢明の聞へ御座候諸侯達と、いづれも御懇意被遊候よし、細川故少將殿（重賢）・上杉故侍從殿（治憲）抔と、御同席にて、別て御交誼深く被爲入、毎々御政務御相談に御往來、又は御文通等御座候、（イ以下一行下り）米澤家中淺間金太郎申候には、御名様或時御政事の個條御相談御座候、鷹山其節在國に付、國許にて愚案相記し差上候事御座候、是は國事に掛候事故、當家にても秘して他見爲仕不申候、御家にも定て右の書相殘候儀と被存候、と相話申候、此鷹山と申は上杉治憲殿の御事に御座候。

(83) 一　上杉鷹山殿の御母堂の喪に被居、哀毀のあまり外人には被對候儀無御座候處、公には日頃別て御懇に被遊候得ば、御見舞に被爲入候、格別の儀とて、御居間にて御對顔被成、御互に御落涙數刻、御話御座候由、其後公御逝去の砌は鷹山殿御自分檀那寺に、被仰付、御供養御懇に御座候由、兩君御交情の深き事難有奉存候、于今故老共語り出し感泪仕候。

(84) 一　田沼主殿頭殿御不首尾にて、御老中御免、御轉封御減地、御孫淡路守殿御家督、初て登城の節、是迄は、執政御嫡孫の事故、飛鳥も落る御勢ひの處、御勘氣後は、公儀を憚られ、日頃御懇の御方とてもあまり御挨拶も無御座候に

公御一人殊の外、御親敷御噺被遊、御心付の事迄、いろ〱御世話被仰達候に付、田沼殿誠に盲龜の浮木に被逢候樣被悅候由。

(85)

一　前住黄檗石窻和尚、いまだ御國千年寺に住持仕候時、御噺の爲、初て寺へ被爲入、石窻、門前に御迎に罷出候、御意に老體にて迎に出候事太儀也、と御座候得ば、石窻申候には、私は山坊主にて如何樣にも宜敷御座候、千金の御身御大切に奉存候、態々御手をとて御手を取り御招待申上けり。或時千年寺に御出、御噺の席に、石窻手製のぬか味噌とて下賤のものの食し候物、さし上、山中の御料理は斯樣のものより外、無御座候由、申上候、御氣色よろしく御賞翫被遊、別段被仰付候て、御土産に御取歸り被遊候、公侯の貴を以て斯樣淡泊眞率の御交り被遊候儀、難有奉存候。

(86)

一　御同席御大名御懇家の内、松平内藏頭殿へ被爲入候節、内藏頭、御名平常御持在の大熊御槍は、甚以て大なるものに御座候、御持鎗の儀故、定て御手練被成候儀と被存候、と被申候處、公直に右御鎗を拔身にて、御取寄被遊、拙者手練の程御覽可被成、とて御椽側の御杉戸を御突拔被成、御英氣盛なる事、難當、さしも不敵と被呼候内藏頭殿も辟易被致候。

(87)

一　松平大學頭殿は、其頃御同席での老功口利にて、新しき御方は、萬端御引廻し御賴被成、併少し御氣に入不申と御勤向の儀にて、さま〱の儀御座候故、いづれも御悚被成候よし、公御家督後の御登城御同席の砌、大學頭殿平當の大名と心得、少し御嘲弄有之候得ば、御休息所にて御出逢の節、公大學殿を御抱被成、貴樣は殊の外毛深き男也、よつて足の毛をぬき可進、と御力に任せ御むしり被遊候老年の大學頭殿、公の御壯年御力つよき難被當、いろ〱御斷にて事濟候よし也。是より後、御名は豪邁の御方なりとて被憚御尊恭御座候と承り候。

(88)

廣瀬雲太夫ハ臺山通稱也

一　天明の頃、諸家留主居寄合と申事盛にて、同席の留主居共役用に托し、料理屋女郎屋に參會仕、酒宴遊興に莫大の金を費し、主人の迷惑に相成候樣に御座候、御家は、御少祿に御座候得ども、御同席とては、みなみな大身故、留守居寄合別して御入用多く、御難澁の樣に被伺、廣瀬雲太夫其節御留主居助相勤罷在、心付の儀申上候處、至極尤

に思召され、或御老中に御逢の節、留主居寄合の弊を御咄し御座候由にて、御老中も御尤と被存候にや、日ならずして、公儀より留主居會合御停止の段、諸家に御觸有之、是よりして左様の弊無御座候、一統大に省略筋に相成候由古老相噺申候。

(89)
一 御幼年様より肥後銀臺公を御信仰被遊、萬事御學び被遊候、御入國後、御鷹狩の節、田畑にて稻麥御踏被遊候と御自分にて、御引起し、杖抔御立被遊、御くくり被遊候。古語の賢を見ては齊しからん事を思ふ、と申候儀、斯様の儀に御座候哉、心有るもの申候。加茂川邊御獵の節、田中幸助御供仕、御先の田のくろを通り、風と、稻の穗を握り引ぬき、其儘行過候を、後より御覽被遊、御手づから土を御集め、右の稻を元のごとく御植被遊候、幸助は勿論、御供の面々奉恐入候。

(90)
一 銀臺少將殿へ、或時御勝手向の儀、御問合御座候處、銀臺少將殿御一存にも分りがたき儀有之、是は家來堀平太左衞門能存罷在候間、此もの差上可申とて、右の人御屋敷に罷出、直々御問合御座候、其内の箇條に同人も難分儀有之、是は私下役の何某能存候、此もの差上可申とて、右の下役指出し、直々御尋ね被遊候、斯様内外御差別なく、御下問被遊候故、事理いよ〳〵明白、御會得被遊候。御政務等殊の外、能御捌被遊候様奉存候。

(91)
一 御登城並公儀及御自分重き御忌日には、前夜より表居間に御移被遊、御酒宴抔も、御禁じ被遊候。

(92)
一 毎朝御目覺早き時は七つ前、遲くて七つ過に御座候、御手水後、御政事方御用箱、御書類御覽被遊候様被伺候、如何様早く御起被遊候とも、御側のもの御起し被遊候事無御座候。但し、其宜時分に相成候はば、御灰吹御打被遊候て、おのづから目覺候様被遊候よし、（イニ以下一項ナナス）公には子に御寢、寅に御起にて御政事御勉被遊候、御次のもの適早く御目覺と心得候處、毎朝不相替、御蠟燭の燈り殘りを見て、初ていつも早く御目覺御勉被爲仕候と奉伺候。

(93)
一 公御酒御好物に被爲在、折々御宴御座候へども、夜分如何様に遲く御引に相成候共、翌日は、御公務其外御勤向一度も御闕不被遊候。

(94) イニ此條
一 極暑中抔御肩ぬき御涼被遊候砌、御子様方被爲入候と、直に御正座被遊、御丁寧に御挨拶被遊候、總て平常の御

遊興も第一に威儀不亂候樣、嚴重に被遊候、御袴抔御ぬぎ被遊候事一向無御座候。

(95) 次條ト入替レリ

一 總て重役の方をば、殊の外御尊被遊候、女中御側に罷在候節、重役出仕せきはらい仕候と御座御直し被遊候。且又御酒宴の時も、混雜の義は無御座候、御小性頭其外重役の面々退出後に無くては御戲不被遊候。

(96)

一 諸事御儉約御質素を專一と被遊候。平常御持の御懷中御紙入は、黑琥珀に限り候て、御金物無御座候、其內には御紙と御席筆計に御座候。御意に、いろ〳〵の物を懷中致し候へば、殿中又は客前にて人々の慰ものに被致、何の役にも立不申、却て識者の笑ものに相成候よし被仰候。

(97)

一 家作等、質素に可仕よし、兼々被仰渡候、田中簑助、東の塀白壁塗に拵候處、御察度御座候に付、僅四五間餘塗殘て相止、于今其儘御座候を誰も存候、吉田喜助家宅分限に過、結構に仕、出來立候と、直に江戸引越被仰付候。斯樣の儀多く御座候故、諸事質樸に相成候樣被存候。

(98)

一 御武器被遊候處、元來御肥滿に被爲入候に付、重き御鎧御厭被遊、御體に相叶候樣、輕き御鎧御製作被仰付候。

(99)

一 御衣服も人の目に立不申候樣の、染色御好被遊候、御肩衣は黑、御上下は花色あられ小紋、御地は仙臺麻に御座候。但御常服には、他へ御用ひがたき古き方を御召被遊候。夜分の御召物其外御國にての內外御召物は、いづれも木綿に被仰付候。且又平常御持の御煙管は眞鍮の源家張、御煙草入は淺黃琥珀、御平常持は羊羹紙に御座候。

(100) イニヨリ此條補ス

一 江戸にては御召物は、黑羽二重の內不被爲召。御下は白無垢に限り候。異樣のもの被爲召候儀少しも無御座候樣奉伺候。

(101)

一 駿河打の下緒と申ものは、至て粗品にて、下々さへ唯今はつけ不申、公には御指の御刀に御付被遊候にや、于今御道具に右の御下緒相殘居候よし、御質素の至、何とも恐入候。

(102)

一 御酒御好被遊候得共、分量御定被遊候。魚鳥野菜の類御有合せの品にて、三文目位の御料理被仰付候。夫も晩方御用被遊候品は、朝より被仰付候。御好物にて、俄に被仰付候事、少も無御座候。

(103) イニヨリ

一 公御代世間一統質樸の義にて御座候由。或年の中元十五日御精進差上、御魚差上可申所、御膳所にて、いろ〳〵

此條補ス

穿鑿仕候得共、何も無御座、魚町魚屋へ被仰付候所、是又何も無御座候。御料理人、甚心配仕候所、其節之流行醫師に川崎桃庵と申もの有之、是豪家故、何ぞ儲可有之哉と存、ひそかに問合候所、幸、さし鯖一枚所持仕候間、指上可申、申出、御料理人大に喜、卽刻この鯖を調理仕、御膳差上申候由、唯々古樸簡略の風相知れ申候。

(104) 一 御慰の爲、女中折々鳴物仕候へ共、御子様方御聞不被成様、いつも御寢後相始候様被仰付候。

(105) 一 御政事所に被爲入候事勿論の儀に御座候、總て御用日には御表御座敷にて、諸事被聞召候御様子に被伺候。

(106) 一 他方(イニ邦)御書翰は、必御下書被仰付候上、御受書被遊候、御文筆御勝被遊候儀に候へ共、物事御愼密に御念被爲入候儀と奉存候。

イニヨリ此條及次條ヲ補ス

(107) 一 御役人の面々、從前出精相勤候ものは、時々被召、御酒又は御品物被下置候て御賞美御座候故、何れも感涙仕候て相勵精勤仕候。

(108) 一 姙娠の婦人にはただ讀書被仰付候、講釋等御聞せ被遊候事に御座候。總じて斯様の婦人には、假初にも婬聲抔御聞せ被遊候様無御座候。御胎教被遊候思召と奉伺候。

(109) 一 御側にて女中抔御近習向、男子の善惡取沙汰仕候儀、決て致間敷旨、常々堅く御制し被遊候。

(110) 一 御子様方附女中に每月一度づつ御附の士をして、御養育方心得の儀、御條目御達し御座候。其內に御子様方御遊事にて御互に御爭ひ被遊候共、女中の身分差出御取りさへ申候事、決て相成不申候、縱令如何様御爭被成候共、無程御直り被成候事故、强て御間に甲乙を立候ては却て往々の御不和に相成候。又其御附の女中御方様をひいき仕候て、いろ〳〵の事を仕出候事も御座候故、此儀御制し被遊候。

(111) 一 御平常御噺に、赤穗義士四十七人敵討の事、御賞美被遊候事無御座、其譯は御意に、當家に於て萬一斯様不慮の災有之候はば、家來一統何れも四十七人の業はいたし候ものと相賴、心强く存候、堂々たる一藩の諸侯として、僅に四十七の義士有之候は、さまで可賞事共不被存候、夫を强て譽候ては、我等家中に力を落させ候様に被存候。何分にも我等家中は上下不殘、四十七人の義士と相心得候と被仰候。

（112） イニヨリ此條補ス

一　御側の衆へ御意に、兎角大名は物すきをすれば大抵出來ぬ事はなきものなり、夫を我一己の欲にまかせ自由に致候ては、際限もなきものに御座候。夫ゆへ可成丈は、物事內場にいたし相こらへ候樣致ものに候、と被仰候。

（113）

一　御代は御家中願書伺書共外、上に差出候文類如何樣に御座候共、相納候て兼て御意に、人は筆蹟の善惡、文言の巧拙あるもの故、何分其人の趣意存寄さへ、能く上に通り候はば文筆は其人次第にて、如何樣にも不苦候、文例書樣いろ〳〵穿鑿いたし六ケ敷申候ては、文筆に拘り其人の心、一向届き不申、左樣にては、上も下情を知る事、忽に相成候樣存候間かまひ不申樣、心得申度、と被仰出候由。

（114）

一　御家中は不及申、町在不殘佛事に酒取扱候儀、堅御制禁被仰出候。

（115）

一　或時諸役人衆に、今日中に銘々勤向心得手扣帳差出候樣被仰付候。是は諸官吏日頃の心懸如何と御試被遊候儀と奉伺候。

（116）

一　御國中魚鹽の利なく、御國產少きを歎敷思召候。併木綿わた澤山出來候に付、思召にて一方村に水車御建被遊、右綿實にて油取候樣被仰付、仍ては農民は出精仕、綿相作り、町家貧敷ものは問屋に買込候綿を賃繰仕り、實を分申候て渡世仕候。右油は直段安く、御家中上下に御拂被成候、仍て士農工商共其利を得難有奉存候。（イニ御用瓦杯と申澤山被仰付格別下直に御家中に御拂に相成候義今に誰も存罷在候。）

（117）

一　御家中上下格式の差別、嚴重に被仰付候。諸士以上は刀脇指の下緒を延し申候、大役人以下は下緒を卷申候、足輕は革下緒澁染袴に限り候、陪臣は眞田打の下緒を付申候、于今一統相守申候。

（118）

一　神社佛閣の破壞を御歎被遊、修覆（復カ）料每々被下置候、就中東照宮樣御別當寺は、別て麗敷御修造被仰付候、相續き御宮御再建に事極り御繪圖まで出來立、御志願不被爲、遂中道にして御逝去被遊候、併乍御當代樣其思召を被爲繼無程御普請出來に付、公在天之御尊靈、御滿足可被遊奉存候。

（119） イニヨリ此條補ス

一　御家中、御譜代古參新參と立、段々相守り候、しかし源泉院樣御代に被召出候ものは、其家既に百餘年も御奉公仕候得共、矢張近來新に被召出候家と、同樣新參の士に、御取扱被遊候義、御氣の毒に被思召、新參の內にて、又々

階級御立被遊度、被思召立、いろ／＼御評議御座候由に御座候所、幾程なく御逝去被遊見榮ぬ夢と相成申候。惣じて斯樣厚き思召數々に御座候由なれ共、御代短く御意不被爲遂御逝去被遊候。故老の噺傳に御座候。

(120) 一 御家老、御年寄、番頭、物頭、頭分、平士、役人等、公私文通樣殿の書樣、諸名片名の制度、精々御吟味に相成、相當に相極候處、御達無御座內、御逝去に及び遺憾の至に奉存候。

(121) 一 御末年に至り大阪表御用達町人共金子御入用に候はば、如何計にても御調達可仕旨願候處、先當時は御用無之又々御差支候はば御用御賴可被成旨、御返答御座候由、竹內休左衛門其節、大阪御藏屋敷御金方勤罷在、此御意承り後に話し候は、當時世上一統困窮の砌、此方より吳々賴候共、容易には貸不申を。向より御用相願候事、難有御代と被伺候、何分御德政御行屆被遊候故と奉存候と申候。

(122) 一 竹內休左衛門大阪御藏屋敷役人相勤候節、御逝去に相成、其砌、御用達町人相寄御惜申上候事、暗夜に燈火を失ひ候樣に御座候由、他國のものすら、斯樣御德を慕ひ申候事故、御領內は勿論の事に奉存候。

(123) 一 世間何方にても兎角自分勝手に、上の政事を批判誹謗仕候風俗に御座候處、御代の限りは只難有かる計りにて只一人も御かげにて、御政事の善惡を取沙汰仕候もの無御座候、御仁德、于今相殘候故、一箇條にても御盛德を推て知られ可申と感心仕候。

(124) イニ此條後ヨリ四條目ニ入レリ

一 或時、御側の衆二十四孝の行狀を書候書物を讀申候。秋香院樣被聞召、熟々御考被成候御樣子にて、御落涙數行に及候に付、如何被遊候哉と伺候へば。いや何事も無之、と御返答被成候。若、御機嫌不宜候はば、讀書相止可申哉と、又伺候處。氣分至て宜敷候間、其次を讀可申、と御意御座候由。御年御五六に被爲入候時の事に候。

(125) 一 秋香院樣に古谷嘉左衛門御附け被遊候節、直に嘉左衛門に、御意に、仙千代幼年の儀に候へば、守立の儀御托し被遊候、隨分手荒く相育、あまりいたわり不申候樣可仕と被仰付候。

(126) 一 古谷嘉左衛門儀深き思召を以て、御幼年樣御托し被遊候儀故、殊の外正直に相勤候由、或時、秋香院樣備中御檐にて、御遊の節、御過に公の御手を御障子にて御たて込被成候、嘉左衛門、直に御斷被遊候樣申上候處、公御意に、

過也不及共儀と被仰候得共、嘉左衛門、いや〳〵御過にても、假初ならぬ儀に御座候間、是非共御斷被仰上候樣にと申上、秋香院樣は御平伏御斷被遊候との事。

(127)
一 秋香院樣、御火鉢にて土人形御燒被遊候、嘉左衛門御側に罷在、御止め申上候處、なぜ止めよと申ぞ、と御尋故。假にも、人の形を拵候ものを、火に御くべ被成候儀、勿體なく奉存候、必御止め可被遊旨、申上候得共、御幼年樣の事故、御氣色不宜候故、左樣ならば御相談の上、如何樣とも可被遊、と申上、卽ち赤見類助に申達候處、同人も嘉左衛門と同意の段、申上候に付、御止被遊候。斯樣御幼年樣より直諫の士を御選、御附被遊候故、行末賴母敷奉存候。

(128)
一 秋香院樣御七歲に被爲成候年より御表住居に相成候。公御意に、仙千代段々成長致候に付、婦人の手を相放申候、此上は、金銀米類直段の事も爲知、經濟の道も追々心付候樣育立可申旨、被仰出候由。尤是より前は、米錢共外卑敷事は忌み申候て、御耳に入ぬ樣に仕候處、最早餘程御成人の事故、行末御政務の爲、斯樣思召と奉存候。

(129)
一 秋香院樣御存生中、御遊に如何樣の儀被遊候共、嘉左衛門儀は一向御取合不申候、夫故同人御側に罷在候砌は、却て御危き事不被遊、御行儀よろしく奉伺候、同役のもの、罷出候節は、始終御側より御あぶない御あぶないと氣をあせり候故、夫に御からかひ被遊、いつも危き御遊事被遊候よし、嘉左衛門深思慮ある事と被存候。又御遊に御角力被遊候、總ての御附は、御子樣の御事故、御機嫌よき樣、態と負申候得共、嘉左衛門は少しも御會釋不仕、御投申上候故、嘉左衛門一人は殊の外强き男と御憚被遊候。嘉左衛門趣意は、人君と申者は物事自由過、自然驕慢の心出來易きものに候故、終には老人長者をも物の數とも不思、我儘をふるまひ候ものに御座候、御幼年樣より、大人を容易に御投被遊候は、終には大人でも御自分より弱きものと御心得被遊、御我慢つのり御恭敬の御心薄く相成候、私は夫を氣遣ひ、縱令御機嫌あしく御座候共、御投申候、左候得ば、自分御家來たり共、大人長者には勝れぬものと御承知被遊候て、御成長の後迄も、御自分を省み、御謙恭の心失不申樣奉存候。

(130)
一 秋香院樣御五六の時、備中御櫓より大川の洪水を御覽被遊、滔々洪水壞山、襄陵下民昏墊と御意被遊候由。總て御物覺、殊の外よろしく被爲渡、三才圖繪抔は始終御くわしく御記憶被遊候。女中抔いろ〳〵の生魯御覽に入、是

は圖繪の内何部に有、何と云魚也と御意被遊候に、少しも間違無御座候。

(131)
一　秋香院様、或時蛙御飼被遊度、御願被遊候處、公御許容無御座。御側の衆、御幼年様の事故、僅の虫御飼被遊候は御許容被遊候ても宜と奉存候旨、申上候處。公御意に、いや〳〵蛙抔は勿論、僅の虫に候得共、無用のもの也、幼年の時より大名は何事でも、なるものと心得候と、後には驕奢の出るものに候故、無用のもの、縦令、僅の虫にても、飼れぬと心得、幼年より愼み候得ば、成長の後、萬事に付て徳に相成候故、つれなく申て相止申候、と被仰候。

(132)
一　秋香院様、御五つ許の砌、御庭に御遊被遊候節、蛇、石垣に這入かけ候を、御側衆、手にて無理に引出候を御覽被遊、其方は斯様の事をいたし候ても不憫には存不申哉、と御意被遊候に付、其もの大に恐入候。

(133)
一　秋香院様、御逝去の砌、公御意に棺中に入る太刀麗しく相飾候様、是迄致來候得共、今般より木太刀計り殉葬可致旨、被仰出候。天物を無慘に地中に埋候は、天道に懼ある儀と、被思召候て、斯様の御意御座候と奉伺候。

(134)
一　秋香院様御逝去後、古谷嘉左衛門、御病中前後、御看病出精相勤、公御殘情も滅じ、思召旨にて御褒美被下置候。其後も御幼年様方、御守り立御托し被遊度思召にて、江戸御屋敷へ急に御呼寄被遊候處、最早其頃は、重き御煩にて、無程御逝去被遊、是又別て御殘多く奉存候旨同人申候。

顯德公遺事　終

嚴恭公遺事

公諱康人、任越後守、稱松平越後守、叙從四位幼名仙千代、文化二年乙丑七月十三日卒、二十歲、葬于江戶天德寺。

康人九歲家督　(135)

(136)

(137)

享和二壬戌年御初入　(138)

一　公御初政より御政務に御心配被遊候得共、御多病にて、御志の萬分一も不被爲遂、と奉恐察候、大抵御性質御嚴格御愼密に、被爲在候、物事被遊方、至て木地にて、かざり無御座候樣奉伺候、御政事は勿論、萬事根本を御執り被遊、內場にして動かぬ樣被遊候。愚意を以て恐察仕候處、第一の思召に御國の御經濟を被遊、御高五萬石の御備立公務御軍用及び私の御幕向に至る迄、疚敷御事無御座候樣被遊度、御願望と奉存候。行末賴母敷奉存候處、不幸御中道にして、御大故におよび、御殘多く奉存候由、心有る故老相噺、落泪仕候事に御座候。

一　御幼年樣の御內は、御內氣に被爲入、恐ながら御愚痴被爲在候歟と奉伺候ものも御座候處、御初入後より、誠に別段の儀に奉伺候。總て物事御決斷御捌被遊候事、水の流るる樣に奉伺候、兼て御意被遊候には、我等今迄は人に阿房に被取扱候故、左樣に相成打過候得共、最早今日よりは國政を仕候身分に相成候上は、夫にては事濟不申、一分別不致候ては不叶候、と被仰出候よし。是全、潛龍待時の思召にて、斯樣深く御韜晦被遊候と奉伺候。夫故、眼力無御座、愚昧の者、御愚痴被爲在候抔と申事、恐多儀に御座候。

一　御幼年樣にて早く御家督被遊候故、何も少し成共、早く御成長被遊候をのみ、いのり奉り、御心苦敷思召候事はさらに御耳に入不申候。御くらし方、御召物、御食物其外萬事、御身代御不相應、莫大の御入用にて、美麗を盡し差上候よし。御初入の砌抔、別て御手重き事にて、江戶より御菓子師海老屋作助と申もの、御供仕り罷下り御用の菓子を仕候。諸事是に準じ候御くらし方に御座候故、中々以て農民の艱苦、御身の御難澁抔、誰一人も申上るもの無御座候、御優に御くらし被遊候。御入國の冬より、風と思召立事の出候樣奉伺候。全く御天性御聰明被爲在候處より、一つを聞候ては、十の事をも御悟り被遊候事に奉察候。

一　御初入後、御家中の有樣民百姓のくらし方を、熟々御覽被遊、ふかく御感歎被遊候儀御座候、何分にも御家の御

備相立、御家中文武の道盛に相成、下民は水火の難を免れ上下安樂に相くらし候樣、被遊度、御苦勞被遊候儀と奉伺候。是は御年御十七にて、御初入の冬よりの儀に御座候。

(139)
一　御入國の砌、養老の思召にや、九月重陽、御家中坊主格以上、七十歲以上のものを、御對面所に被爲召、御酒御料理被下置、御側近く御招、御物がたり御座候。婦人長生のものへは、御肴代として金子被下候、足輕以下、市郷のものには八十歲以上の男女に銘々賜物御座候。

(140)
一　御獵の節、加茂村と申處へ被爲入、貧敷百姓の家に御立より被遊候所。其百姓申候には、一年中精力を盡し、作り米は、皆以御年貢に差出し、私共の給候ものは、糠と粉米許に御座候よし、申上候を、篤と被聞召、殊の外御不憫に被思召、此時より別て、御仁政被遊、百姓の艱難御救被遊度、思召深く被爲成候樣奉伺候。

(141)
一　御入國後、大村成夫御讀書相手に罷出候處、始は漸くに、禮記御素讀被遊候位の事に御座候、半年許過候と俄に御進み被遊、史記等の書物をすら／＼御讀み被遊候樣被爲成候。御才氣御盛に被爲入候處より不日に御進學被遊候。

(142)
一　總て、御政務御苦勞被遊、御用日は勿論、其外の日にても、御用席諸役人御呼出し、直々御相談の儀、毎々御座候樣被伺候。大抵何事にても其役々の面々申上候儀は、直々被聞召御樣子にて、御用取次の儀は、通例瑣細の事許に御座候樣被伺候。今人々申候には御用日に、御用席へ被爲入候と、一日中に金子壹兩づつ御儉約筋に相成候由、斯樣の儀、下々外臣の可存知儀にては無御座候得共、何分御政務御出精被遊候處より、御經濟も程能參り、如斯風說仕候樣儀と奉存候。

(143)
一　御初政の頃、諸伺事始は、何の御辭も無御座、下々の存寄通に御任せ被遊候よし、僅兩三月相立候と俄に思召出候樣に奉伺候由、江戶諸方御書翰等、初は御下書を差上、是を御手本にして、御清書被遊候位の處、暫時の間に、いか樣六ケ敷御文面にても、すらすら御認被遊候事、中々大人の文筆に勝れ候ものも、難及樣御行屆被遊候。是又御聰明故と奉恐察候旨、故老の噺に候。

(144)

一　御倹約御暮方第一の思召にや、御漁獵、御遊山等に、あまり不被爲入候、外々よりは、御病氣故に候哉と、いろいろ心配仕候。ある時御城南の野に鶴下り、見物群集仕候に付、深信院様、公にも御慰のため御出覽被遊候様御すすめ被申上候處、御意に、我等左様の處に參候と邪魔に相成候故、百姓共態と追去り可申、と被仰候、深信院様、又候御前に被爲入候はば百姓共番を付け候間、逃し候抔仕候事は無御座候旨、被申出候得共、御意に、左様ならば猶さら百姓、農作の妨に相成候間參り申間敷と御答被遊候由、思召に（イニ以下別條）御領内の百姓は、我々の百姓にて無御座、何も公儀より御預け被下候百姓に候へば、大切にいたし不申ては、相叶不申候、役人共其心得にて、政事向慈悲を專らとして、下々の爲めに相成候様いたし可申旨、被仰候。難有御仁心何れも感心仕候。

(145)

一　江戸御參勤の前には、三奉行一同被爲召、御噺御座候御例に御座候、又高は誰のものなる哉と御尋に付、何も御高は皆御前の御高と奉存候旨、申上候處、いやいや高は、公儀の御高なり、夫を預り申上、御名代に相治め申候、我々故、いかにも叮嚀に相治、百姓の爲に相成候様いたし度候。是は則、公儀への御奉公に存候と被仰聞候事毎々御座候。

(146)

一　或時大川筋洪水の砌、備中御櫓より御覽被遊候、太田太郎八御側に罷在、此水向の山まで、はびこり申候はば面白き見物に可有御座、と申上候處。御意に、夫は下々の難澁計にて、何の面白き事も無之、と被仰。太郎八大に恐入候段相かたり申候。

(147)

一　或時、御意に、當家は前に大祿被下置候得ども、前代不慮の災難にて、減知被仰付、當時は僅に五萬石に相成候、併人々は、何卒舊祿に相復し候様に手入仕度抔と、いろいろ勸め候得共。我等に於て一向合てん參り不申候、其譯は日本國中、手廣き事なれば、公儀の御手も行屆兼候に付、諸大名の器量相應、地面百姓御分被下相治候様被仰付左候はば大名はいづれも公儀の御名代として、百姓を治申、役人に候間、いか様にも苦勞仕、公儀の思召に叶ひ候様に仕度候。仍ては、領分にても、狹き方が手行屆き、存よりも立易く、百姓も恩澤にうるふ様に被存候。夫をみだりに增地を望むものは、唯自分勝手計り思ふ故也。其故は祿多ければ、くらし方も自由に相成、外勤のはぶり立派

に相見へ、萬事、自分の榮花と相成候間、夫許り望て、斯樣勸め申候事と存じられ候。是識者より見る時は、何の役にも立ぬ事にて、我等は左樣の外見を飾る所存、毛頭無之候間、幾重にも政事の能行渡り、百姓の安樂に渡世いたし度、願望に候。左すれば、今の領分にても心に思ふ程は、仁政行屆不申候に付、いまだ廣き樣に被存候間、增地抔は思もよらぬ事に候と、被仰候由。

一　御初政に、小田中村の南に勸農所と申もの御建被遊、鄕中遊食無賴放蕩の百姓を、此內に御入被成、大川向の荒地を開發爲仕候樣被仰付候。尤も附々の役人御座候て、いろいろ訓導仕、農業相勵身持相改候ものは、夫相應に御擬作被下、村々へ御返し被遊候。其頃掛りの役人佐藤鄕左衞門被仰付、敎諭方には佐藤八郎左衞門被仰付候、或年御發駕前八郎左衞門被爲召、何角御親敷御相談被遊候哉の趣に御座候。

一　加茂村と申候所、六本足の牛生れ候段、郡代まで屆出候。井岡道貞御側に罷在、右の義承り、物產吟味の爲、御城に御取寄せ、御覽被遊候てはと奉伺候。御聞屆に相成り、即刻郡代に可被仰付に極り候所、松田樹軒罷出、乍恐、御國に寸尺のびる御馬など出來候はば、御飼立被遊、江戶表御同席杯の御咄に被遊候とも宜敷義と存奉候。併六本足の牛などは、かたわものにて、町辻の見せもの仕候怪敷ものに御座候、夫をはるばる御取寄御覽被遊御事、決して不宜奉存候、と申上候所。得と御考の上にて、御返答可被爲在旨とて、退出被仰付候、其翌日、樹軒御前に罷出候所、御意に、此間の牛見物はやめ申候、と被仰候由。

一　一年旱水大風の災の上、秋の末より北風打つづき、作物殊の外不熟にて、下々一統難澁仕、今日の渡世も出來兼ね候もの多きよし被聞召、安からぬ事に思召、いろ〳〵と御評議御座候得共、御初入以來數度莫大の御入用有之、公邊御勤向さへ無覺束、被思召候時なれば、御救米の儀御心外に六ケ敷、思召、一方ならず御心痛被遊候。よつては御身分を成たけ御質素に御取締被遊候を第一と思召、此時よりして御衣服、御膳所、其外萬事、格外に御切締に相成候。其思召、次第に下々迄およぶ、何れも儉約專一、渡世いたし候故、くらし方も却て宜敷相成、質朴の風俗に相成候。

(151) 一　秋彼岸中日に、中島井手、于中候に付、御殺生に被爲入候事、御先代樣よりの御例に御座候。或年の彼岸前、郡代三浦十郎左衞門を被爲召。御意に、中島井手殺生に參候には、村方にもの入可有之、存候、いか程の儀に候哉、と御尋によつて、十郎左衞門、大抵一度の御出に、米一石程、御入用御座候由、御答申上候處。夫は何故の費に候哉と御尋被遊候に付、十郎左衞門御出の當日には百姓人足に辨當代を遣し、彼是取集、斯程の入用に御座候由申上候處、左樣ならば、我等一人のたのしみにて多の費をし、百姓の手間を入れ無用の事に被存候間、以來殺生相止可申、とて其年の御出は、御延引被仰出候。

(152) 一　御對面所邊、其外横野一の宮抔に、御殺生の砌、御道案內として、村々より庄屋一人づつ罷出、御先に立申候。是も辨當代とて相應に被下物有之、御費被思召以來、道案內相止申度、郡代に御咄御座候。三浦十郎左衞門申上候は此儀は御先代樣よりの御例とて、村々にて當前の御役と存し罷在候間、强て難澁に相成不申候、且又御野合にて、若し愚民醉狂人抔、罷出不慮の事抔仕、御前の御さし支仕候も不被計候、何分是迄の通被遊度、御答申上候。其後程經て、又々十郎左衞門被爲召、昨日內分にて田邊邊へ殺生に罷出候、村方道案內不申付候、白神宮の後にて糞桶を荷候百姓に行逢候故、我等道をさけ、脇へ寄候へば、彼百姓何心なく、眞直に相通候、斯樣になれば、每度殺生に出候とも、下々の邪魔にも不相成、終日相樂しみ、至て安氣に候旨、御意に付、十郎左衞門恐入、思召難有儀に奉候乍去もしもの儀御座候ては、却て下々の難儀に相成候も難計、矢張道案內被仰付候方、下々の爲めに相成可然と奉伺候へば。一人の道案內、村々より罷出候ては、多勢の邪魔に相成候間、以來は村境にて繼候事、相止、村々庄屋中合順番にて相勤、一人終日持切にして、可然旨、被仰出候。是より御出の節、一村一村より庄屋中合順番に罷出、終日御案內申上候事に相成候。

(153) イニヨリ此條補ス

一　三浦十郎左衞門郡代役相勤候節、他領の百姓、御鷹野場內に罷越、鐵砲にて雁を打とり、御獵かたの者見付候得共、取にがし無據、有樣の儘訟出候、不輕事故、何れもやまやま評議仕候樣子被聞召、十郎左衞門を被爲召。御意に畢竟は此方番の者不行屆よりして、斯樣の儀にも及候と被存候、僅か一羽の鳥にて、他方懸合に相成候ては、双方

の失費不少、迷惑筋相成可申、無益の事と被存候、但し以來は左様の事共無之様、精々申付置、先、今般の義は其儘穩便に相濟し候様致度存候旨仰出候付、十郎左衞門も、上にさへ其思召に御座候はゞ、何れも何の存寄無御座候、難有義に御受申上、退出仕候由。斯様に厚き思召より、双方共難澁仕候者も出來不申段、全く御仁惠の至り難有奉存候。

(154) 一 御鎗術御稽古御定日、大雪にて寒氣甚敷候に付、御相手のもの今朝は、よもや御延引可被遊と、相くつろぎ出仕不仕候處、斯様の寒天少しも御構なく、御側の衆中にて、御修行被爲成候、此旨御相手の面々承り恐入奉存候よし

(155) 一 御城内櫻の馬場にて、御乘馬被遊候時、下御屋敷の下往來制しに相成候儀、古來の例に御座候處、人の妨に相成候ては、不可然、との思召、以來は御乘馬の砌も、往來勝手次第にいたし候様被仰出候。

(156) 一 總て御殺生の類、御好み不被遊候得共、御鐵砲獵、御鷹狩には折々被爲入候、併し御拳御得物は、一向無御座候。其譯表向御獵と御名付、其實は山川地理の御吟味、又は御駈引の御稽古を專らに被遊候よし。

(157) 一 細川越中守殿齊茲卿、當時御隱居と御忘年の御交り深く被爲入、御參府の節は御咄合、殊の外御懇意に被遊候、是全、故銀臺少將殿御賢德の御餘風を、被爲慕候儀と奉恐察候。尤越中守殿此方様へ御出の時、いつも御側衆御退け被成、御茶抔御手自御立被遊、御安座、御嘶の御様子に御座候。若夜分に及候節は御有合の御湯漬差上候て、外に何の御饗應も無御座候。御淡泊の御交り難有儀に奉存候。尤細川殿へ被爲入候節も、定て御同様と奉存候。

(158) 一 御大名御懇意の御方は、細川越中守殿、松平越中守殿忠信卿御事 大久保加賀守殿宗直卿御事 松平伊豆守殿信明卿御事 堀田攝津守殿政敦卿御事 抔は毎に御親敷被爲入候。孰れも御年配、且は御役柄にて、其頃老練英明の譽御座候御方に御座候。或時松平越中守殿へ、御政事御尋被遊候處、越中守殿御答に、肥後の麒麟故銀臺少將殿出雲の鳳凰或說に肥後の鳳凰と申候と申、いづれも劣らぬ世の譽御座候御方といへども、其內出雲侯には人材よく被選出、萬事其人に托せられ、御自分は、役人の肘を掣き邪魔せぬ様にして、一生を過され候、尤の儀に御座候。但自分手を下し政事を致候位ならば、肥後殿の如く、一國に叮嚀に信實の政を不被逐候ては、役に立不申候、たとひ始は深切に世話致候ても、途中にて崩れ候はば

上下騷動いたし候て、却て害に相成申候、斯樣の人より矢張り出雲鳳凰にいたし候方、はるかに勝れ候間、御學び候て可然哉、と被存候旨御答に付、殊の外御感心被遊候。總て越中守殿抔と御付合の砌も、細川殿同樣に御淡泊の御交り御座候よし、御相談に被爲入、御歸殿後の御噺に、今日、白川馳走にて、牡丹もち差出し、又今日は茶計り差出候と被仰候。

一　或時松平越前守樣（治好卿）松平越中守殿御同道にて、細川殿へ被爲入候。外樣方は御年配御高官の事故、公殊の外御恭敬被遊、御末席にて御噺御座候。越前守樣、拙者事近來段々家格取立諸事最早加賀守に劣り不申、但し加賀は歸國後、いつも宿次の鶴拜領いたし、拙者家にては、五ケ年に一度づつ拜領いたし、是計は、まだ及び不申、との御咄御座候。公被聞召、良久しく御末座より若輩の差出ケ間敷存候へ共、愚意に只今被仰聞候事、一向合點參り不申候、何分國の輕重は、武文の政事に候ものを、鶴の一二羽の多少は何の損益にも相成不申樣被存候、と御意被成候に付、御一座御辭無御座候。公には直に御歸殿被遊、越前守樣、越中守殿は御內緣に付、御奧へ御通り被成、御三人御話の節、白川殿被申候は、御名は、御若年とは申候得共、殊の外御聰明の事にて、名利外聞の御念少しも無之、萬事御實意の至、當世、珍らしき御方と被存候。先刻被申聞候事、中々若年の人の言とは不被存、感心の至に御座候。もしや斯樣の人物、御譜代大名に御座候はゞ、急度いたし候、役人にて公儀の御用に可被立存候、惜しき事には大廣間にて御座候。乍憚表大名は大抵の人物にて事すみ申ものにて、御名如き人は能過候樣に存ぜられ候旨、被語候を。細川殿奧老女何某と申候もの、御側にて承り候御屋敷何某と申ものと內緣に付、逗留罷越し、右の噺を申聞候。尤此砌江戶の巷說にも、御名樣は御聰明の御事故、遠からぬ內、從公儀御賴にて御大老職を可被仰蒙抔と申候よし、是又白川殿の御噺を聞て、斯樣に風說仕候哉に被存候。

一　公御政事何事にても御輕々敷事、少しも無御座候。始終古老に御聞合、理非明白の上御仕置被遊候。或年重き御儉約被仰出、前方御相談相手細川殿の省略筋如何取計可申哉と御尋の處、細川殿御答に、御內處御不如意に付、御儉約被成候事至極御尤に候、乍去、御自分御一己の處、御切縮被成、御家中御扶助米御引揚被成候儀は御止可被成

(166)　(165)　(164)　(163)　(162)　(161)　イニヨリ此條補ス

旨に御座候、又候御答を以て松平越中守殿に御話し、御相談御座候へば、越中守殿御存寄には、細川殿被申候處隨分尤に候へども、彼人は、大身の事故、自分の暮方に少し氣を付候へば、莫大の費を省き、經濟に相成可申候、夫故家中扶助米には一向拘り被申間敷樣返答被致候と被存候。御互の身代にては、自分の入用は出入、僅の事にて、所詮重き省略には氣の毒に候へども、家中の撫作をも引揚不申候ては、所詮難計被存候。但し其處は人氣に不逆、誰も感心仕候樣に、御實意を以て、御取計被成候はゞ、くるしからず被存候、旨御答に付。是亦至極御尤に被思召、其後御決斷被遊、御引米被仰出候よし。其節御書付抔、于今殘候を拜見仕、誠に御行屆被遊、厚き思召に御座候。

一 御駕籠に被爲召候を、御いとひ被遊、御野行には、御野裝束にて、直御城より御歩行被遊、坂抔は、いつも御かけり被遊候故、御供の衆過般(半カ)半里御後に申候。

一 古例に、御社參御佛詣の節は、御小性組中奥組の內にて、御供仕候、御野合御出には、小從人組御供仕候、大御番組は、表御先手の士故、平常の御供は不仕候處、外樣とても、同家中の事故、いづれも親敷御使ひ被遊度被思召、以來は、右大御番組も三組同樣、順番にて二人づつ御供被仰付候、尤御野合は、銘々わりご飯腰に附け、御供仕候。斯樣內外表奥に無差別、目出度御代と奉存候。

一 或年、仲秋の頃、御水腫にて御心地不例被爲入、御出も餘り無御座候。御側の衆、御氣鬱に可被爲在奉伺候て、御駕にて御野行、御氣はらし被遊候樣、御すすめ申上候處、駕籠にて遊山は餘り異樣に候、時によつては步行にて野遊可致候間、左樣心得候樣被仰候。御病氣に被爲入候ても、事々敷儀は少しも不被爲遊、萬事御內場に被爲在候。

一 御兄君秋香院樣御腹は籌子と申候。顯德院樣御逝去後、落髮被致、深信院殿と被唱、御國御城內下御屋敷に御住居御座候。御入國後殊の外御懇意に被遊、其翌冬より御取扱重く被遊候。

一 御會の節、御相手に罷出候、山下官彌抔の儒臣、常々下民稼穡の艱難、其外末々疾苦の事等、御尋被遊候に付、精敷申上候事御座候。

一 總て御會讀等御稽古の儀、如何樣御病中にても、餘り御缺席被遊候事無御座、御腫氣にて、御厠に數度被爲入候

(167)

時は、御次に虎子被爲置、御小用被遊、御勤學の御様子に奉伺候。其頃、表向より罷出候御相手の面々御精勵奉驚入候。

一 御文學の御會毎に絶不申候。御詩會等も不絶御座候。亥年大旱の節、御作に。天意雖難度、其如禾黍何。と被遊候よし。其砌御相手に罷出候、鈴木九郎右衛門、此御句相覺、後々迄相噺、人々右御仁心の至難有奉存候。但し全首記し不申事、遺憾に奉存候。

(168) 此條イニヨリ補ス

一 山下友彌御供詰江戸之節、御會に被爲召、庭中梅と申、御題にて、詩作被仰付差出候。

冷蘂瀧踈影　清標聊自持　含香猶未暢　恐有好風知　雖叨和羹賞　愧非廣廈材　何當鼎實託　待汝稱鹽梅

桃紅兼柳綠　一々媚青春　奈此梅花樹　繁華難作倫

斯君臣相和し目出度御代に御座候。

(169)

一 古谷嘉左衛門・三木角太夫、一度に御小納戸役、被仰付候。直に御意に、我等事山の如き望有之候間、身分に取て如何様儉約いたし候共、くるしからず、決て吝嗇には存し不申、兩人共其心得にて側向切締、心を附呉候様相頼旨被仰出候由。尤御望の山の如きと被仰候は、乍恐御高相應の御備を御立被遊度思召に奉存候。

(170)

一 御膳所抔の御入用一ケ月に金二歩位にて相濟申候よし。尤朝夕御飯には御汁又は御味噌御香物に限り、御脚氣故、平常、麥茶・小豆茶、被召上候。併麥、小豆の煎しがら御捨不被遊、いつも其儘被召上候。尤夫を御好被遊候には無御座、五穀を無慘と御捨被遊候を嘆敷思召候故と奉存候。嘉左衛門、右の様子を伺ひ恐入、以來は右煎しがらを役筋のものへ、何卒被下置候得ば、頂戴仕給申旨、申上候處、左様に相成、其後は御小納戸中にて戴き申候由。

(171)

一 御召物、至極御質素に被遊候。御道中にても木綿御小袖、御袴は、聖徳點裏附に限り被遊候。御平常御上下は、生麻に御座候。あまり御粗品に奉伺、古谷嘉左衛門存寄にて、米澤麻相調差上申候、夫より是に限り候。しかし、是も田舍向の强地にて、一向麗敷儀無御座候。毎々御意に、我等着用致候事見苦敷は少しも厭ひ不申、只着古しを家來に遣し候ても、永く役に立つ强きものを相調へ差出候様被仰出候。難有思召に奉存候。

(172)
(173) イニヨリ此條補ス
(174)
(175) イニ此條最後ニ附シ左ノ註アリ。高尙トハ中村高尙ナリ。右一ケ條裏表紙ニ認有テ、兩君ノ内不相分ニツキ其儘書置候事。高尙
(176)(177)(178)

一　御平常御綿服爲被遊候を、外樣のものは、一向不奉伺候。御初入年の冬十一月御囃子被仰出、御家中の面々子供迄拜見被仰付、其節御仕舞被遊候に、御綿服にて被爲入候を、何も親敷御見上申て、恐入候由。

一　御櫛揚の砌、此迄油手拭御白紙を勿體なしとて埋め申候。天物を棄て候にて、却て勿體なく奉存候間、殘し置候はば、又々役に立候事も可有御座奉存候旨奉伺候所、尤の申分に候とて、嘉左衞門伺候通りに、相成諸事是に准し御側向の御省略嚴敷義と奉伺候。斯樣無御座候ては、御願望の通り御高の御備相立候義は御六ケ敷と奉恐察候。

一　御酒不被召上、御側向御遊宴抔とて、少しも無御座候上、斯樣に被爲在候事故、其風、自然と下々に迄に及び、群聚遊興酒さわぎ仕候もの無御座候。

一　隅田勇助伯母御奥御奉公仕候節、極寒の日、御獵より被爲歸候へ共、御平常の御茶漬被召上候事に御座候。平人にても溫め汁成共、可致候へ共、左樣の御好聊無御座候。餘りの事に奉存、何ぞ差上度存候得共、御嫌被遊候に付、默止候事、毎々御座候由、語り爲聞候。

一　御近習とても、不時被下物餘り無御座候樣奉伺候。是は物を御惜被成候にては無御座、御手元御切縮被遊、御備立候樣被遊度、深き思召に御座候。

一　未年三月六日御參勤御發駕、同八日兵庫止宿の處へ、江戸より急飛脚到着、太田原樣・千霜院樣御逝去被成候旨申來。御伯母樣御續にて、御愁傷思召、夫より御喪中にて、御旅行被遊、御駕籠の御簾も御揚被成候儀無御座候。諸事是に准じ、重き御愼み被遊候由。

一　御道中原吉原の邊にて、因州樣御家老鵜殿大隅と申もの歸國仕掛、御出逢に御座候。同人儀大身の事故、行列美々敷、大諸侯の粧に御座候。御供の面々是を見て、御噺の席に、大隅抔は陪臣に御座候へ共、如斯立派に道中仕候。兎角華美を貴ひ候時節故、御道中抔は餘り御質素に被爲入候と却て御威光も減候樣奉存候、今少しは御立派に被遊度奉存候、旨申上候得ば、御意に、されば大隅抔は陪臣とは申候得共、大國の家老故、夫相應に祿も可有之、萬事備立候上にての事と被存候、我等如きは祿不相應に雜方入用多く勝手不如意の上、昨年も旱風にて、國中饑饉、下

々迄、難澁致し、救米致度存候へ共、夫さへ心の儘に出來不申、不憫に存候時節なれば、先道具を立申さへ本意に存不申、成丈減少いたし度存候得共、皆々の勸めも、もだしがたく、其意に任せ、斯様の供立致候。元來調度は如何様美々敷候共、外見をかざり、威光を張計りにて何の役にも立不申、人の目を悦せるに國財を費し候は、心有人に被笑候ものに候、民たるものは左様の儀をすべきものとは存不申、と被仰候に付、何も難有思召に感心仕候。

(179) 一 江戸表御着の日より、御府內御供四十三人に御減じ被遊候、且又御供の衆、暑中と雖、笠相用候事、御制禁の處、迷惑の段被聞召、御曲輪外御出の節は、端午より八月晦日迄、笠御免被仰出候由。

(180) 一 御奧御殿、新に御造營有之、華麗を好風俗故、夫々の御役人、如何にも立派に仕、思召に叶可申、と出精仕候に付殊の外見事に出來立、御待受申候處、一寸御覽の上、さりとは結構過る、と許り御意御座候。

(181) 一 田中幸助永く御留主居相勤、博識のものにて、公邊は勿論世上の事精しく、御役に立候人物に候由、御着後直に津山へ御返し被遊候。其節幸助事は、才氣高く、急度御役に立役人なるに、如何の思召にや、御嚴罰被仰付候抔と、不審に奉存候。去とも、後々には何も思ひ當り、御眼力の明なるに感服仕候。

(182) イニヨリ此條補ス

一 公御老若方へ御回勤の節、殊の外御愼被遊候。御玄關にお上り被遊候時は、御草履御ぬぎ被遊、其上御足御踏揃被遊、徐々と御通り被遊。或御老中御名如き御若年にて、もの御精密成、御方は未だ見申さず候由。

(183) 一 御家柄故、兎角御身代不相應に御規模の事多く御座候得共、上には何事も內場に御減し被遊度、被思召候得共、御先祖様より被成來候、他家に類なき御家格を、御代に無慘に御止被遊候は如何と御諫申上候族多く、無御據、其意に被任候事多く御座候よし。併如何の異論を申上、思召を拒み申候共、少も御機嫌惡敷事無御座候。

(184) 一 御家、御先格にて兩山公儀御靈屋、御拜の節、御席御三家と同様の由に被思召、當家先代は、祿位共、殊の外の儀故、御三家同様勿論の事に候得共、只今にては數度の減知に格式も下り、並大名同前に候、夫を家格とは申ながら高位の席を借し候は、上へ對し無禮に存じ恐入候間、以來は並大名の通り、被成候様被仰出。其後は矢張四品の御席にて御拜被遊候由。御家柄御自慢の念少しも無之、上を御敬し被遊候、思召感心仕候。

(185)

一 江戸御屋敷御殿向甚廣く大なる儀にて、大書院、小書院其他御身代不相應の様に被思召、御破却被遊、御手狹に御くらし被遊度、被思召、其御意折々御座候よしなれども。御先代より被成來りの御座敷を、むざ／＼と御破却被遊候は、却て御物好とも可申、且又御取除にも夫相應に御入用候へば、無益の儀に御座候間、其儘に被成置候様御止申上候事御座候由。先當分は其儘にて御住居可被遊旨、被仰出候由、併御書院は御締切に相成候様、被仰出候に付、夫にては上使抔の節如何と申上候處、夫は空穗の間にても濟可申旨、御意御座候。

(186)

一 御庭御舞臺も、御たたみ被遊度、思召候。或人猿樂御自分御好不被遊候とも、此後とても御好被遊候御代被爲在候節は、又々御入用御座候間、御遠慮被遊、其儘にて御殘し置可然、と奉伺候處、御意、いや／＼斯様舞臺抔の道具有之故、代々の人も思ひ付、猿樂相始候様に相成候、もし道具無之候はば、誰もこらへてせぬもの故、先、無益の道具は取捨候こそ、後の爲に候とて、御取拂に相成候。

(187)

一 御水腫再發に付、御容體不宜奉伺、何れも心痛仕、御養生の儀、いろ／＼御勸め申上候に付、殊の外、御喜色に思召、皆々へ安堵爲致度思召、御奥に被爲入候事、絕て無御座、朝夕御膳も、麥飯計り被召上、御茶は、長芋、くわい抔にて、假初にも、毒に成候儀は、不被遊候。

(188)

一 公御逝去の年は、殘暑別てつよく、難暮御座候。七月十日御老中方御廻勤被遊しに、御水腫にて御歩行御六ケ敷様奉伺候。戶田殿御玄關抔にては、御上り被遊候事さへ御苦敷様奉伺候。併事故なく御歸殿被遊。其翌十一日去る御老臣被爲召、今日は殘暑別て難凌、奥向甚だ難澁致し、我々居間をかり暑を避け申度願出候に付、即ち明渡し斯様表に罷出候。今日は氣分も宜敷存候間、終日ゆる／＼相噺申度呼出候と、御意に付、日暮、蚊抔御手に喰付候迄、いろ／＼御相談御座候。尤其頃は重き御役人迚も、御膳の御下り被下候事も無御座、時刻には銘々詰所に引退き、辨當相用ひ、又々御前に罷出、御咄申上候よし。御年若の御事と申、殊更御病中抔は、御奥にて氣樂に被爲入候方、御好可被成筈なれ共、御遊惰の儀、少しも無御座、御政事に而已御苦勞被遊候儀と奉伺候。厚き思召に被爲在候處翌々十三日、俄に御病被爲重、終に御逝去被遊候。いづれも嬰兒の慈母を失ひ、暗夜に燈火を消候様存じ奉り候。

嚴恭公遺事　終

壬辰三月二十一日、江戸濱洲客舍にて、一閲了、少しは改正する所あり。

臣　茂松

右安政三丙辰年四月念一日寫畢

原本は、上原氏藏書にて、稻垣先生直筆也。中村高倚より借り寫す。

中島政濟

右一卷者、顯德公、嚴恭公兩聖之遺事、而可レ謂二盛德美化一也。蓋桂林一枝、崑山片玉乎。儒臣稻垣武十郎周旋仕兩朝者之裔戸、而摭拾以記レ之、名曰二墮淚口碑一焉。謂慣二于羊祜故事一哉、或曰借二佐々木氏所藏之本一以遂得二之於机上一、冀兩朝德化布、而聞二郊外草茅一焉。

維時、嘉永壬子孟春既望日、溪口義賢、貧書二之卷尾一稽首百拜。

辞章録

全

率章錄序

詩の詞に不レ愆不レ忘、率ニ由舊章一といへり。此心は、人に君たる御身としては、國中の人の則となりたまへる御身なれば、一の御言、一の御行よりして、國の政に至る迄、たゞ露ばかりも、道にたがひ給ふ事あり、ゆるがせにせさせ給ふ事あれば、亂の階をおこして、國危かるべし。たとへば、匠の家を造るに、いかばかり巧にして、魯般を欺むくほどにありとても、規矩をすてゝは成がたし。人に君たる御身も其ごとく、いかばかり智たけさせ、才かしこくましましても、古の德ありし君の行給ひし法を則とし給ひて、それにしたがひて、御身をおさめ給ひ、家國を治め給はざれば、其道成就しかたかるべし。詩に、人の君の身の言行より、國の政に至るまで、道に違はず、ゆるがせになき事をねがひ給はゞ、むかしの世の賢き君の法にしたがふ外はなしとて、かくはいへるなり。爰に我國の

先君芳烈公は、世に希なる明君にして、其德も、其道も、古の聖賢の君といへ共、耻給ふ所なし。其御身を修給ふ道よりして、國の政を行ひ給ふ道まで、いづれ、一つか仁義の理に違へる事はなし。國の君たる御人、御身の上より、國の政に至るまで、道に違ひ給ふ事なく、ゆるがせにせさせ給ふ事、なからん事を願ひて、古のかしこき君の法にしたがひ給はんとならば、我國の芳烈公にしくはなかるべし。臣、故に人の君の御身を治め給ひ、國をおさめ給ふその名目をあつめ、その下に芳烈公の御事をしるして、此書となし、君たる御人の法を、此にとり給はん事を、希ふ耳。

率章錄目錄

卷一

一、孝親　二、奉先　三、忠君　四、睦族　五、崇學　六、法古

卷二

一、正義　二、勸善　三、擧能

卷三

一、施敎　二、仁惠　三、恤窮　四、愛士　五、寬容

卷四

一、剛毅　二、修武　三、愼政　四、節儉

卷五

一、安命　二、知人　三、近下　四、謙恭　五、改過　六、明罰　七、格物　八、愛物

附錄

率章錄目次終

率章錄　巻一

一、孝親

孝親は御親に孝ある義なり。孔子も、孝者徳之本也、敎レ之所レ因レ生也。と説給へり。孝の道は、人の身に善事具はる基にして、人の上にたち、人を導びきて、道を守らしむる引入れも、此孝の道ある御人にてなく候てはならぬ事なり。人主國臣民に道を守らせ、風俗を正しくし給はんとならば、其御身孝道を盡させ給はざれば、かなふまじき事なり。

◎公常に、御母公、福照院様へ、事へさせ給ひて、御孝行の數々、溫凊・定省等の事勝て數ふべからず。御尊敬、餘といへ共、嚴威・儼恪の御事は、露おはしまさず。或は御心を慰めさせ給ひて、御當座の、御おどけごとなどの給ひて御近習の女中までも、笑に不堪など、御平生の御事にして、御側に御座なさるゝ、御容貌・愉色・婉容誠に嬰兒の母にたはむれ、遊ぶがごとし。さて又、福照院様、勝れて禮義正しく、泥塑人（でいそじん・でこにんぎやう）のごとくおはせしとなり。或時歌舞妓を御覽有之ての給はく、是婦人の見る物にあらず、客の馳走にも無用の事なりと、御意有し。其後無據御饗應の事あれば、輕き人形遣ひを、御召被成候。寛文十二年冬、福照院様江戸にて、御病氣終に御本復あらせ給はず、公御看病御側を離れさせ給はず、晝夜御帶をも解せられず、御藥を上れば、公、先御試。御膳をすゝむれば、先御風味有て後ならでは、必あげ給はず。御臨終に至らせ給へば、公の御愁戚いふばかりなし。數日まで、水漿御口に不入、御尊骸備前へ御歸。公も長途の御供を被遊て、御歸國あらせ給ひ、儒法を以て、整山（ちうちやま）へ御葬送なり。三年の御心喪、至て嚴密に御勤被爲遊しとなり。

二、奉先

奉先とは、御先祖を重んじ給ふ義なり。先祖は人の本にして、恩義至て深し。まして人主におひては、其御先祖よりして、高位

大祿を讓りおかせ給ひて、尊榮を極め給ふも、皆其御先祖の御恩にてましませば、重んじ給はざればかなふまじく。其上に御先祖を忘れ給はず、御恩を報じ給ふ御志あつく、御祭等おこたらせ給はぬは厚き御心にてまします故に、其道備れる時は、下民も其風に移りて、一統に厚き風俗と成べし。曾子、愼レ終追レ遠、民德歸レ厚と、說けるは此心なり。

◎國淸院樣興國院樣の御墳墓、所々にありしを、皆一所に御改葬有べき御志有しが、先御國中に、墓地たるべき山を撰び給ひしに、三箇所の山を撰び出し、其後、今の整山に定りぬ。公皆巡見せさせ給ふ。整山は、和氣郡和意谷山の事なり。整山とは、公の名付給ふ所なり。御自身、御巡見あらせられて、和意谷に至らせ給ひしとなり。殊に繁茂して有けるを、御指圖有て、御墓所を定め給ふ。整山は、岡山東北にて、十里餘りおよべり。働村より、其谷に入る、溪水一帶に流出、是を左右に渡る事十八度、谷のさま箱根山中に似たり。山に御門を設、夫より道八町の間、鷹木石をならべたり。御門の傍に、公の入らせおはしける館あり。道の左右は櫻の木有て、芳野山に似たりと云り第一の高き山、國淸院樣の御墓にて、馬鬣封有り、御碑に龜趺あり、李唐の禮を用ひ給へり。龜の首高さ三尺餘、龜首西に向ふ御碑の高さ七尺餘、碑首に天祿辟邪を鐫たり。神道碑東の方に建て、表の文字を彫たり。第二の山は、興國院樣の御墓にて、同御前樣も、御合葬し給へり。馬鬣封、神道の碑有り、皆石柵有て、靑き石をしけり。第三の山は、公を葬給ふ。同御前樣も御合葬し給へり。馬鬣封有り、神道碑を立らる。表の文字を彫たり。

三、忠君

忠君は上へ御忠義ある儀なり。國君は上に大君有、國君の御領地は、大君より預給ふ物にして。其御職分は大君より命じ給ふ事なり。大國を預りまし〳〵、重き御職に居給ふて、其上に、四海太平に治り、國の四境敵の變の慮もなく、弓を弓袋にする御世に住給ふ事、皆是大君の御恩德にてましませば。國君は、其御恩德を重んじ給ひて、大君につかへ給ふに、御二心なく、能その命令にしたがひ給ひて、誠を盡し給ふべき事なり。

◎公御願有て御隱居、寬文十二年の夏六月、御家督を曹源公樣へ御讓り有て、御隱居の後も半年程づゝ、江戸へ御

參府にて、不被爲替、御鷹など御拜領有て、御旅中も御殺生あそばされしといへり。

◎殿中にて御茶被下候節、御茶入の蓋を疊の緣に御置被遊し所に、外の御方は、皆扇の上に御置被成候を、御覽有て。成なす所、不敬ならんとて、御心にかけさせられ、茶湯者に御尋被遊しかば。扇は腰に指物なり、疊の緣は踏ぬを禮とせり、然ば公の御所作こそ宜敷候へと申上ければ、御安心まし〳〵しとなり。是外聞の故にあらず、不敬を恐れ給ふの御心厚ければなり。

◎寛永十年、大猷院樣、向井將監樣に被仰て、相模國三浦にて、安宅丸と云大船を造らせられ。同十二年六月、江戸の海上にて、御召初の規式有。御大名樣方、品川邊へ出給ふべき由、被仰出、狩衣大紋にて出給ひし中に、公は、御母御前樣の召させ給ふ御帷子をからせられ（緋の小帷子と云。）それを召て、猩々緋の御陣羽織を著させ給ひ、御出懸御式臺にて立給ひ、御扇子をひらかせ、さし上給ふに、御陣扇子にて、御衣服の體よりして、あやしき事よと、扈從の人々思ひたり。扨品川にて諸侯方群參し給ひて、いか成御裝束にやと尋らるゝに、いや少し存る旨の候てと、答させ給ふ。程なく、大猷院樣、御船にて、御大名方の前を御通り有けるに、あの衆にたがひたる衣服は、備前小將なるべしとて、小船を以て御召あり。公、則安宅丸に乘移らせ給へば、大猷院樣御尋あり。公謹で、御祝の規式は御船の內の事、臣等は陸の警固し奉ると存ぜしなりと、答させ給へば、大猷院樣、則其羽織をくられんやと、仰ありければ、脫せ給ひ奉られしかば、御盃を被下、公たち給ひ自然居士の曲舞を舞せられしを、海邊の御大名方見やりて、驚かせ給ふ計なり。それよりして、御大名樣方、直に出仕有べしとて、品川表を退出ありけるに、御供の侍雜人ばら、遙の脇にひかへたる故、一時によりあつまれども、主人の有所をしらで、さはがしき事、大方ならず。時に、公彼御扇子をひらき指上給へば、扈從の者ども、是を見て、公の御側へ集りしに、他家の御供は、揃はざりしかば、公御同道被成候て、先づ此方樣迄、御歸りなされしとなり。

私に曰。此時伊木長門、御歸りなき內に、御臺所へ申付、百人前の御膳を、仕込置しとなり。其譯は、公今日の、御しやうぞくにて、御首尾能時は、御大名樣方、御歸懸御悅に御出可被成哉、御首尾惡敷時は、御一門樣方、御寄合有か、何れ共、百人前御膳用

意可致由、御臺所へ申付候由なり。公其後、早く手合候由御尋被成候時、長門先達て申付置候由申上候へば、長門を召、如何して先達ては申付候哉と、御尋被遊候時、長門、右の趣を申上候得ば、甚御感悅被遊候となり。

四、睦族

睦族は、御親族をむつまじくし給ふ義なり。帝堯の聖徳をも、親ニ睦(フス)九族(ヲ)一と申事を以て讃歎せり。御親族を睦まじくし給ふ事は人主の重き善事なり。御親族に睦しければ、其御家の勢ひも強く、他家より侮どり輕ずる事もなく、御子孫長久の基なるべし。

◎松平陸奥守様御家督の節、御知行も少々被召上候趣きに候處。公御登城、陸奥守様も御同道被遊、未被仰渡已前公、被仰候は、陸奥守殿家は格別の義、今日は家督も無相違被仰付候に、究りたる事との、御咄被遊候よし、夫にて其日は外の御用に託せられて、不被仰渡により、翌日とやらん、無相違被仰付候と云り。又一説に少し減し候て被仰渡しを御請に、公被仰候は、陸奥守義未幼年に御座候所、家督無相違被仰付難有段、再三御請被仰上候ともいへり。何分にも、右兩品の御様子にて、今日六十萬石なり。依て、御家老片倉小十郎は、今に備前の方を跡になして不寢といふ說有。又一說に陸奥守様御幼稚たるにより、公御後見なりけり、さるにより御家督被仰出前日、公へ台命あつて、陸奥守様を御同道被成べしとて、御知行減候由、聞へ有之由に候哉。則片倉小十郎を召して、御家督の義、我等に可任哉、其方一言も申間鋪(敷)哉と、御意ありしかば、兎も角も、御意次第に可仕、と申上けり。翌日御同道にて御登城有て、御抱きながら、被仰候は、其元様の六十萬石は、皆鎗先にて候得ば、相違可有御事にては無之候。幼年とても、夫々の御家老、其外の手揃ひたる御事なれば、今にも事あれば、相應の御奉公に、御立可被成候。夫にて事足り可申候はゞ、此白髪頭に重き物をいたゞき、御後見仕ならば、急度御用に御立可被成となり。此事達上聞ければ、公儀に齟齬しけり。夫故其日は、先御用に託して、今日は下城可仕、明日御同道との御事なり。翌日御登城有之しかば、無相違六十萬石相立候となり。

◎寛永九年壬申、清泰院様御卒去あり。公の御伯父様なり。殊に御歎き遊されて、

うきにそふ涙ばかりを形見にて
　みしおもかげのなきぞかなしき

とよませ給ひける。

◎御大老酒井雅樂頭様、御不食の節、御大名方より御贈り物、珍美を參せらるにより。公にも、何ぞ被遣度思召、御膳奉行を召御相談被遊、浮ふ(麩)可然に極り、赤小豆をすり、米粉を御前へ御取寄せ、御自身御拵、小重箱に御入、御留守居役御使者にて、遣され候處。餘り少分にて氣毒に思ひながら參り、御口上申入候處　御使者へ御逢可被成候間相待候樣に被仰出、暫時にして、段々奥へ通し、御居間の襖障子明候へば、夫に被成御座、新太郎殿御使者、御懇意の御送物、御禮難申謝候、近來決て何も給不申候得共、御深切のほど、難默止候間、御禮に給て見せ可申と仰られ、御快かさ一つ被召上。御返答に此旨、歸候て宜申上候樣に被仰、殊外御感悅被遊、御使者も存知の外の首尾にて罷歸候由。

五、崇學

崇學は、文學を崇め尊ふ義なり。古き詞にも不ㇾ學無ㇾ術、と申事あり。此心は、學問なければ、物毎に能工夫を出す事ならぬとの事なり。人學問なければ、忠孝仁義の重き事をしらず。變に應じて、其事に宜しき道を行ふ事をしらず。まして人主尊大の御身にましませば、一の御言、一の御行ひも道に違へば、其害あり。國中の政は千緒萬端の事なれば、其變に應じて、其事に宜しき道を行ひ給はざれば、人の歸服の心離るゝ物なり。然るゆへに能聖賢の道を辨へ、古今の事に達し給ひて、事を謀し給ふ事宜敷に叶ひ、人の歸服の心を厚くし、家國無事にして長久ならん事は、學問により給はざれば、成就しがたき事なり。

◎公御幼かりし御比、夜毎に、御寢所に入らせ給ひても、眠らせ給ふ事もなく、曉に成て、わづかに枕せさせ給ふ。近侍の人々あやしみ、いか成事にや。又不例ならせ給ふ事もやと、尋ね參らせしに、しかじか答させ給はざりしに

或夜より、殊によく御寢ならせ給ひしを、又其故を御尋申上ければ、予父祖の蔭により、かく大國を賜る事分に超たりと思へり。しかれば、此國民を、いかゞして治め養ふべきと、さま〴〵に心をつくして、思慮せしによりて、久しくねられざりき。おもひよりたる事の有ぞとよ。此日論語をよませて聞しに、予君子の儒となつて、國民を教へ安ずべきといふ事をしりぬ。是に決斷せし上、別の思慮もなく、能ねられぬ、と仰ありけり。

◎寛文六年十月七日。御城内二の廓に、最初、學問所を御建被遊したり（今の小作事の所なり。）其後同八年十二月二十四日、被仰出有て閑乘院並士屋敷十七軒を合せて、場所を御定被遊、最初の學問所を轉じ、今の學校と被遊、其時參校の諸生、泮宮の橋より、校門に入る。無言綱日の御法書有て、諸生、妄りに一言を不出、左右座の者、東西階より出入す。兩藝に御眼代相詰、諸事を正し、善事帳・惡事帳とて、二帳に記して言上す。或は、惡事三つは、善事一つを以て、是を消す等の御優免加へられ。其法を不免事又嚴屬（重カ）になり、罰するにおよんでは、其父迄罪を得るなり。校内に學房有て、他國の士といへども、無御厭、入房望次第居住して學問せり。

◎公、御學問神佛學を被極しが、忽御見破り、我日本の道なりとて、神學に入らせ給ふ。是も國政に便りなきとて、王學を學び給ひしが、親切もつて身を修るに足れりといへども、政事に餘りありとせずとて、朱學米川操軒門人、中村惕齋・市浦毅齋・小原大丈軒申上るを、極地なりとて尊信し給ふ。老ひて益々壯なりとは、公の御事ならん。

◎公の折節讀せ給ふ十三經注疏、から桑にて作りたる箱二つに入、荷なふ樣になりたり。是は、御參府の時も携られたるなり。御朱書所々に有、公君子の儒を以て、自期し給へるにや、心を古の書にひそめさせ給へり。

◎元旦の御讀初、御自筆の孝經なり。忠孝の御懸物、御拜有之事、年頭第一の御規式と被遊。

◎御書物に、天下泰平、儒道興隆、の文字を、被極候由。

◎公の被遊し物に、花園會約と中學則あり。學校の御壁書の由。如左。

一。古人の善をなす、日を足らずとする物は、何事ぞ。良知の人心に有る、其職に居て、其職にまかせざるは、不勤なり。爰に我輩、弓馬の家に生候て、武士の名を得る人なれば、武士の德に昧く、武士の業を勤ざるは、自ら良知

に耻る所なり。夫、武士は民を育む、守護の德なくては、不可叶。其德の心に有を仁義といふ。天下の事業にあはるゝを、文武と云。故に明なるは、武德なり。良知明らかなれば、此德素より我に備はれり。是故今諸士の改約致、良知を以宗とす、誠に難得此生を得、難聽聖教を聞、遇ひ難き同志數輩集り、三難の時いかで默すべきや。三難の福を得るに當て、徒に悠々として、飽飯を安んじ、此生を空せば、天威明かなり。その罪、豈一生のみならんや。可恐可戒の甚敷者なり。それ文武に德有、德は尙苗の生意のごとく、藝は猶耕耘の事のごとし、文武を以、耕耘の事として、心の生理を生長養育し、教學相長し、ともに苗を愼む事、何の幸か如之哉。

一。毎日、淸旦に盥櫛し、衣服を整へて、聖經賢傳を熟讀すべし。文才拙き者は、或は孝經四書の經文を讀、或は先覺著述の假名書を讀、觸發栽培(二字不明)の三益を求て、心を冊子上に放在することなかれ。

一。食後には、射を學べし。時過て後鑓太刀等を習ふべし。馬鐵砲は、人により時によりて、習がたき物なれば、勢にまかせて可也。武藝は治平の具、戈を止るの義なれば、相和し、相輔けて、敢て爭心殺氣を、たくらぶる事なかれ。

一。書は、文武の藝術におひて、其便少なからず、時を以て是習ふべし。

一。禮樂は、六藝の、最重き物なり。禮は、心の敬を顯し、樂は、心の和を述たり。禮樂を學んと欲する人は、先心を敎養すべし。縱禮樂を學ぶ事不能人も、若敬和の德あらば、事ごとに無體の禮を行ひ、日々に無聲の樂を鼓せん故に、君子は、禮樂其身をはなれず。

一。禮用軍用缺べからず。困窮を恤み、下民を救事、分限に應じてあるべし。家居・飲食・衣服・器物・妻子の私用におひては、儉約を專とし、ここにおひて儉約ならずんば、禮用を缺ぎ、或は軍用を廢る人か、或は慈悲・利謙の心なき人なるべし。世俗、其恥にあらざるを恥て心亡ぶ、能顧省して、迷ひを辨ふべし。

一。朋友の交り、自他敬讓有て、相和睦し、溫恭自空して、益を得るを本とす。威儀恣にして、言語いやしく爭心浮氣を以交候て、下流の凡俗なり。他人の慈悲、世間のあだ言は、あへて口に置事なく、恭敬のまことを盡すべし。

色欲の雜談禁之、況や淫行をや。凰は、必心に依て顯れ、言は、心の聲なれば、恥を知るべし。

一。朋友の交り、一體の心を存し、其困窮を相救ひ、其業を相助けて、物我の私意に蔽れ便利にひかるゝ事なかれ若物我の意念發る時、一體の良知を昧まし、同胞の親愛を亡す。魔障なりと、ふかく提撕警覺すべし。

一。朋友の交り、過を規し、善を勸るを以、眞實の親とす。過をみて規す事なく、善を知て勸めざるは、同志相切磋するの、本意にあらず。徒に其罪をとがめず、其是を規すに、和を以し、これを勸るに時を以てすべし。猥に語辨をなさゞれ。議語稍不叶事あらば、虛にして自反せよ。夫、良知の愛敬は、萬物を以て一體とす、我手足破るゝ時は、是を治ること、かならず、平癒に至らざるは不止、人の心病を療するも、忠言以善導の意案をめぐらすべし。過を聞人も良薬口に苦きをいとはずして、病に利有事を樂むべし。過を規す人に向て、蓋藏して外に愼むは、たとへば病者の醫師に逢て、其病を隱すがごとし。心事光明にして內外無く、自心に恥て、念上に格し去るべし。

已上

六、法古

法古とは、古に法とる義なり。凡萬にわたつて、人の心の淳なるも、事の體の正敷も、古に及ぶ事はなし。古を捨てゝ今の事を用れば、事華美に流れ心とゞけて、風俗もこれよりみだるゝ物なり。凡、その事古を師とすれば、事の體正しくして、諸人上を敬ふ樣になるべし。人主の國を治め給ふ事、古に法り給ふなくては、家を作るに石ずへなきに似て、成就して安全の所なかるべきなり。

◎和氣郡井田村に、井田二箇所被仰付、則村名となり、上井・下井と呼ぶ。出來の後假御小屋を拵、公御覽被遊候由

◎公、國中の淫祠を壞たせ給ひし時。安仁神社は、延喜式に載たり、先王の祀典にありとて、造營有り。夫より年ごとに御同姓の大夫に命じて、拜禮の事初れり。

◎正保元年、東照宮御宮御造營、同三年丙戌より御祭禮の大禮年々行れしが、明曆二年丙申九月十七日より、流鏑馬十つがひを命せらる。いかなる人かいひ出しけん、因幡にて、やぶさめは、伯樂のする事なりといふ說の行れし

を、百犬聲に吠るの習にて、口々に言ければ。これを聞召、諸士をめして、着座せしめ置せられ、公、御出上、泉治部左衞門卷臺に東鑑を載せ持出、鎌倉將軍の時、八幡宮の流鏑馬の規式姓名を高らかに讀、私黨の旗頭熊谷小次郎的持の役たる由に及びてやみ。公御入あれば、何も下城せり。是より彼伯樂の沙汰やみ、年々行はれける。

◎寛文八年九月十七日、東照宮御祭禮。諸士甲冑にて供奉す。今年、眞田將監士大將にて、公の御前を過けるが、餘人は皆平伏しけるに、將監一人しかせざりしを、外より無禮なりといふ人の有しに。公、將監は軍禮を誰に學びけるや、介者不拜といふ事、周の世の古禮なりと、仰有けり。

率章錄　卷一終

率章錄　巻二

一、正義

正義は、義を正ふするなり。義とは勝手づくに成事を目に懸けず、當り前なる道を行ふて行事なり。義の反は、利なり。利とは勝手づくに能き事なり。義を正ふせんとするは、我勝手づくに能き事を思ふべからず。我事をばかへりみづして、人の方にくるしみあらん事を思ふべきなり。我勝手づくに、よき事をせんとすれば、義はたがふて、人のためには、あしき事必定なり。人主の勝手づくを思ひ給ふ樣にあれば、下々諸人の上難義になる事出來て、上を怨む心生じて、終は、上の勝手づくにもならずして、害となるべし。元より人主の御職、其勝手づくをもかへり見給はず、諸人の爲によき事を思召さゞればならぬ事なれば彼の義を正ふし給ふは、人主道なり。

◎俣野善內御勘定奉行を勤候時。諸方御藏米扶持方に相渡るを、毎月渡りにして今一月はさみ、相渡すなり。半多俵のはかり殘りを、御藏に殘し候所、三年の間千俵程殘れり。此由を言上仕候に、御耳に達し、とから不被仰。米をば善內へ被遣也。善內役義は御免被遊由にて、御勘定奉行御取上なされ候となり。

◎河村與九郎御賄方相勤候時。前廉より勘定に不立物を吟味し、或は炭俵、或はけし炭などといふ物を、勘定に立候て、一年中に三百兩ほども、勘定の餘計出候時、是も言上仕候に、御耳に達し、とから不被仰、其金子をば與九郎手前に御預け被遊候なり。同人役義は御免被遊由にて、御賄方御免なされしとなり。

◎山川十郎左衞門、御小納戶を相勤、甚入御意、御重寶に思召、被召遣しが、十郎左衞門義貧者にて、度々御心付も被成下、漸々取續き勤しが、夫にても取續き仕兼。又或時、御直に御役介の事御願申せしかば、先得と考へ見可申、又頭共までも願出見申せと被遊御意候間、頭まで相願、御年寄ども承屆、御窺申候は、十郎左衞門義は格別御重寶に被思召、江戶などへも不被召連候御事、欠も多可有御座候間、御銀んも外置を御離し、御借も可被下哉と申上し

に、公、我も左樣に存候得共、自分重寶におもひ候は一分の事、家中の士共に對し候は、一統の事なり。士共の心持も違ふ事なれば、十郎左衞門一人に限り左樣に得すまじく候間、在宅申付候間在中へ引込、隨分簡略いたし、何とぞ早く勝手相凌ぎ罷出奉公いたせと、申付候樣、被仰出。

◎或御目付へ、御書被成下、被仰聞候は、其方共、用老共が非なる事をば、終に我に告聞せず、其趣意は如何したる事にや。思ふに、彼等が職祿の重きを恐るか、但し銘々の身爲にあしからん事をおもふかなり。左樣成事ならば不忠の至なり、已後は無遠慮可申上との、御意なりしとなり。

◎御麻上下をば一度づゝにて、御召下し被遊しとなり。御召被遊候時、前の御ひもを眞結に被遊、其たれをば御小刀にて、ふつと御切捨被成しとなり。その御趣意、御祝義の御召物は、御古物を御用ひ不被遊との御事ならんか。

二、勸善

勸善とは、善を勸むるなり。善とは、親に孝あり、親族を大切にし、主人に忠あり、人を愛しめぐみ、又は能法を守り、身を愼しみ倹約質素なる類なり。善を勸むるとは、かやうなる善事ある者を褒美し給ひ、恩賞を施し給へば、初に此善事なきものも存付心出來て、又銘々に、か樣なる善を行ふなり。國は風俗正しきを以て、善き國とす。世に善をするもの多ければ、風俗自ら正しくなるものなり。然れば、人主は、國中に善をする者の多からん樣にし給ふ事肝要なり。然るに、易經にも、小人不レ見レ利不レ勸といふ事あり。末々の者は、上より善事をする者を褒美し恩賞を施し給ふ事なければ、善をする者出來ず。下々に善をする種をまき給ふは、褒美恩賞なり。

◎或時、丹波守樣無患子（むくろうじ）のしごく丸くして、緒〆によろしきを、緒〆に被成候て、さげさせ給ひしを御覽じて、扨よき緒〆なり、所望し度由、被仰候得ば、畏候とて、直に御指上なされ候得ば、それ代りと被仰、御納戸より珊瑚珠の緒〆を御取よせ進ぜられけり。其後又無患子の緒〆を御さげ御出なされ候を御覽じて、又無患子をさげ給ひしが、さても澤山に所持かなと被仰し時、御用にして差上可申と被仰候得ば、いやいやとて御手をふりて、笑ひ給ひ

けるとなり。

◎或時、御城にて、御並様方御列座にて、新太郎殿儒學尊信にて、士官はいふにおよばず、士民まで學問し、耕の暇田のあぜにて書を讀候由承り候、宜敷事とは申ながら、是は餘り成事にて候と御咄ありしを。池田何某様、遙の所にて聞せ給ひ、その御身の御格式にては、中々御出なされがたき場所なるを、御出被成候所、皆様、御存知なく、其元はと被仰ければ。私は何がしと申て、新太郎一類の者にて御座候、只今、新太郎義、兎や角、評判なされ候を承りつらく御座候間、右御評判御用捨被下候様にと御申被成候得ば。御尤に候、自分共もとより、新太郎殿御爲あしかれとは不存候故、何も打寄り御噂申候と被仰しかば。左様にては可有御座候得ども、殿中の義にも候得ば、御斷申上候と、御申被成候故、皆々默し給ひぬ。此事後に、公の御耳へ入、甚御滿足し給ひけりとなり。其後、御同人様 御長屋損じ居たるをしろしめされ、其元の長屋及破損けりとの給へば、左様にて候得共、當時力に及びかたく、打捨置候段被仰上しかば、用人共に相談し給へと被仰、早速普請なされ被進しとなり。其後御出の節、其元の饗餘りに薄く候間、のこされ候て可然と被仰しかば。奉畏候段御答有りしが、其後御出の時御覽被成候所、甚厚く殘し居給ひし故、夫はいかにと被仰しかば、殘し候は御意故、如此に候と、御答有しを。それは又、一度に餘り成事なりと被仰けり。又或時、其元の脇さし餘り長く候、刀劍の義は、銘々存寄有之義に候得共、大躰にて宜可有之候、切被申よと被仰しかば、奉畏と御答有しが。其後御出の節、脇ざしの鐺を切、身を出して帶し給へり。是を御覽ありて、いかにと被仰ければ、急に似合敷物無御座候、併長きと被仰候故、其儘にて指候へば御意を背て候故、先々如斯仕り候と、仰られしかば。扨々と被仰、御脇ざしを被進しとなり。

◎何れの御時にや、江戸の殿中にて、御大名様方御祝を述給ひし事の有し時、公夏目長右衛門が箕方原にて、討死せずば、かゝる國家の泰平は候まじとありけるを。公儀執政の大臣達も、智者の御一言、德川家に仕ふる士の節義を引立給ふと、いひ傳へ給ひけるとぞ。

◎公、御隱居被遊候後、或時、山川十郎左衛門相詰居申節、十郎左衛門へ御向ひ被遊、自分には最早隱居せし故、廿

き候に、其方は、同じ老人にて居ながら、その如く骨折なる勤を致し候事、笑止に思ひ候間、隱居申付るなり。扨其方は隱居付の者なる間、こゝにて直に申付るなり。忰に其方が知行貳百五拾石、無相違家督申付る筈なり。是は明日從表方可被申付と、被遊御意たり。十郎左衞門、難有奉存とて退出し、直に刺髪せり。其後十日餘り經て、御機嫌伺ひとして御前へ罷出しに、御覽被成、此間は遠々敷事なり。さて其方に無心成義あり、承りくれ申や否と御意有て、十郎左衞門奉畏候、仰までも無御座御事、私力に相叶申義に候はば、何にても、被仰付可被下候、命を指上御奉公申上度候得ば、何か御違背可申上やと、申上候得ば。いや、命など捨申義には無く、夫よりは安き事に候へども、大に無心におもひ候なり、其方隱居申付候も已後、納戸川向、殊外指支へこまる故、何卒其方又罷出先役相勤くれ可申や、此間にも申付度おもひ候得共、折角隱居致させ候に、餘り間も無之に付、せめて十日計にても相待可申と思ひ、此節迄漸々相待しなりと、御意。十郎左衞門奉畏候難有仕合奉存候。併、か樣成刺髪の體、御役相勤申候義如何と奉存候由奉窺候得ば、少しも不苦事なり、罷出可相勤候。扨其方此間まで相勤候分は隱居切にて、已に家督は忰へ申付しなり。其方へは又新規に知行百石遣すなり。此度再勤申付候へば、又別に家を立候て能候へば、次男何某を嫡子に願可申候との御意にて、次男を嫡子に被仰付候なり。今金左衞門家は、之次男の家にて、則百石の跡式なり。十郎左衞門家は養子に付、貳百五拾石の內百石御減被成、今百五拾石也。

一說に十郎左衞門隱居被仰付候て後、態と御召被成、其方隱居の身なれども、存寄有之間、留主居役申付るなり。因、之別に五斗俵にて五拾俵遣候間、外に又跡式申付候と御意有之候得ば、十郎左衞門難有奉存候、私儀年寄老衰仕隱居も被仰付候得ど、何ぞの時は罷出、せめて、掘中の御埋草にも相成度奉存候得共、左樣なる御大役の事は、何とも無心元、得相勤申間敷候間、御斷申上候由申候へば。重て、此度の存寄は外の事にはなし、其方祖父何某も關ケ原にて勇々敷働ども有之。父何某は大坂御陣の時、武藏守樣御馬迫りに居申せしが、御鐵砲御擣遊ばせしに、敵にあたり不申を見て、能御待合せ被成ぢゝがあたまのわれ候を、御相圖に被成御擣候へと申上候由、先祖共その通に武功有之者に候。然るに其方も先祖に不相劣器量ある者に候所、一生の間鐵砲も預けず、其段殘多おもひし間、此度の樣に申付るなりと、達て御意有之ば。十郎左衞門奉畏候て、隱居の身、殊に

老衰にて續持候事難叶候間、御願申長刀を爲持三年相勤申候後、御役御斷申上候得ば。其方早斷(相談)を申かくと計氣遣候所、當年迄相勤候事大慶に思候、願の通に申付るなり、且茶代として貳拾表被下候との被仰付なり。十郎左衛門私儀兩家迄、相續被仰付候得ば。一日づつ參居申候ても自由成暮しも相成申候、右御茶代は御斷申上候由申候得共、達て被仰付拜領仕候となり。

◎備中大島村の內、柴木の甚介が、孝心厚きに付、爲御褒美、作り來りの田畑子孫まで、永く租税をゆるし給ひ、御感の御判物を被下。其文に曰、

備中國淺口郡大島柴木村內抱分、田方三反、畠二反、都合五反、依レ感レ有二孝弟之行一、永代與レ之。素僻地之民雖レ不レ知レ有二孝悌之教一、誠天質之靈妙也哉、郡中皆至レ稱二其美一、是又天之靈也、故以二天祿一賞レ之者也。

承應三年十二月十三日

御判

柴木村甚介へ

◎邑久郡福岡村實教寺の住職、是要と申出家、殊外慈悲善根深く、人の難儀を救ひ、奇特成事ども多かりしとなり往還筋旅行の者ども、老幼と申か、足不自由と申かにて、しかも、貧窮にて、駕籠などやとひ乘り申事も、成不申者ある事を不便に思ひ、駕籠を拵へ、相肩をやとひ、往還筋へ出申候て、老幼、或は足不自由成ものゝ、貧窮にして駕籠を得やとひのり申事ならぬものを、自身に是をかき候て送り遣はせしなどいふ事どもありしとなり。是等の慈悲善根、達御耳、御褒美被下、御判物相添。其御判物の御文に曰。

夫大慈者、諸佛之本心也。棄捨濟度者、如來之德行也。布レ之名二妙法一、覺レ之號二妙覺一。修レ之謂二淨業一。寫レ之爲二妙典一。干レ茲我備前邑久郡福岡村實教寺是要、素有二慈眼一視二衆生一、好二布施一而救二苦厄一、嗚呼、庶下幾修二大乘之妙法一而行中無緣之慈上者乎、可レ謂眞學レ佛之徒也。是以頗雖レ有レ孚二干閭里一、然實知二其人一者鮮矣。惟天不レ蔽頃有二乞者一來而詳二顯其誠一也。予於レ是驚歎深感レ之、故以二米五斛一每歲、供二養干當住持之慈心一以奉二行干天之明命一者也。

◎和氣郡八木村の神職八木左衞門孝心なるに付、御褒美被下候節、御判物あり。其御文に曰、

承應三年十二月十三日　御判

備前國和氣郡八木村之土民、淨慶有二孝行之聞一、亦能刊レ石造二佛像一、其巧甚妙。予祖父相公感二彼孝行一、免二其家年貢課役一以養二父母一、相公辭世之後、淨慶悲歎之餘、自造相公之石像一、朝夕禮拜。有二子二人一命二彼等一曰、我蒙二國主之恩一、最深厚、汝等爲レ僧守二護此石像一、是我所レ願也。二人之子、卽剃レ髮爲レ僧、淨慶已死、長子亦號二淨慶一、能守二護石像一、亦事レ母孝。年久予彼等爲二出家之身一而無二子孫之相續一、竊召二彼等一、爲レ告レ之曰、祖父相公免二汝年貢課役一、依レ有二孝行之譽一也。然今汝等爲レ僧無レ子、是不孝之第一也、況又汝等死後無下子孫之守二護石像一者上乎、願改還俗、子子孫孫、永守二護石像一、誠可レ謂レ達二父之本意一歟。淨慶大悔二前非一曰、忝承二君命一。嗚呼復善之速而有レ忠有レ孝不レ可レ不レ加二褒賞一、依令二淨慶還俗一、號二八木左衞門後善一、又舊地六石餘之上、加增十三石餘前後之高都合貳拾石、永可レ爲二神像之祭田一者也。

萬治三年十月二十五日　國司御名御判

◎柴木村甚介孝心なるに付、御褒美被下候時、甚介が隣家の民一人、是をうらやみ、俄に甚介に似せて孝養しければ、召して、御褒美を被下。其贋なる事を申上ければ、公の給はく、にせにてもくるしからず、隨分孝を似せよとの御意あり。人の善を取給ふ事かくのごとし。常に御儉約嚴なれども、善を賞し民を惠み給ふ事のごときは、御いとひあそばされず。

牛窓　末廣生安

◎寬文六年七月十六日、夫々の者善事ある者に、御褒美被下候事あり。其品如左。

一　醫術精入、又數年令勤學昌御感に思召候、彌所のたすけに成候樣に思召、それ故御扶持拾人被下候、自今以後醫術精出し、學問隨分根に入可相勤。

庄屋　三平

一　三平父治郎大夫所を能治、三平又其職に不懈、學を起し候條、御滿悅なり。彌學術根本に心を入無懈怠可相勤者なり。

井上與左衛門

一　勤學講書神道の興起を希て、奇特に候間、彌無懈怠、牛窓の民俗を善にすゝましむべし。社領印に致可與。

安左衛門

一　所々仕置を助、すなをに數年相勤、其上志有之由、御滿足に被思召候、彌無懈怠可相勤。

傳三郎

一　學問相勤、そしりをかへりみず、兄その和に感じて祭を仕候由、奇特被思召候。

治左衛門

一　速に非を改て儒に歸し、弟に家を讓り善に移りし由、御大悅に被思召候。愈相勤可申候。

清兵衛

一　數年學に志有、商人の仕様、直に人を不欺候由。奇特に思召候。

甚左衛門

一　母を能養ひ、兄弟和睦し、夫婦和して、女房能姑に事へ、色々善行有之由、御感に被思召候。

六右衛門妻

一　夫の子なきを悲み、身を捨て夫を思ふ由、御感に被思召候。

喜兵衛

一　人柄正直にして無慾に、理非を能辨、善行色々有之由、御感に思召候。彌可相勤。

多左衛門

一　學術を存入、姑妻善に引入、職を能勤、學問に不懈候由、御感に思召候彌不可怠。

小左衛門女

一　氣遣し夫を養ふ事始にたかはす、其載判すなを、御感思召候。

長左衛門

一　數年善行色々、御感に思召候。愈不怠可相勤。

庄屋　六左衛門

一　久敷儒學を勤、學術の實を探て外に不移、其友も又夫に順ひ、又公用に心を究（盡）して私なく、片上の仕置をすなほに仕條、御感に思召候。彌無懈怠可相勤候也。ある時服二つ被下、又賣拂ふ所の田地、つぐのひ取て被下候也。

右　同人妻

一　父家の富貴を忘れ、夫に順て身を賤鄙に捨て、家業不懈段、奇特至思召候。銀子壹枚被下候。

隼人

一　神職に心を入、朝夕參詣不怠、正直を吉とする條、神慮に相叶候。御感に思召候。依之悴を樂人に被召仕候。

太郎左衛門

一　儒學を心に守、理直なるを旨として勤仕不懈條、御感に被思召候。彌以不懈、時服一つ被下候。

善兵衛

一　右同斷。

新左衛門

一　理直なるを旨として至老年公用不怠條、御感に思召候。又は老て無子年を不便に思召、米二表被下候。

小岸惣右衛門召仕たけ

一　母一女にして母老養の志深く、孝のために不嫁、仕途に身を捨て、主の事をゆるかせにせす、一飯一衣をも母

へ分、又其孝近國にあらはるゝたけが志御感被成候。又其寄所なきを千万不便に思召候、依て母に麥五俵、毎年被下、又たけが嫁求よと奉行に被仰付なり。

庄屋　甚右衛門

一　かまびすしき民家に有りて、其風に不染、自立して、直を旨として公用に心を懸し候條、御感に被思召候。時服一つ被下候。

庄屋　市兵衛

一　老母多年中風を煩候所、常々側をはなれず、母も又、衣食湯薬、市兵衛にあらざれば不請、家富といへども、看病の間篤犀圓並錢二貫文被下候也。

右之條々寛文六年七月十六日

三、舉能

舉能は、能を舉るなり。能とは才あつて事を仕兼ず、藝術あつて、其業に妙なる類なり。能を舉るとは、か様なる能ある者を捨給はずして、其職に置給へば、其職事、能辨ぜられて、滞事なく、其職に居て、其業に妙を得たる者多きは、國の光にして、國勢も、堅固になる助ともなるべし。人主は、其下に才あつて事を仕兼ず、藝あつて其業に妙なる者を捨給はず、それをすゝめて、其職に置給へば、人々はげむ心を生じ、其業々々に鍛練の功を積で、國中に其妙を得たる者多くなつて、其職に置給ふもの乏からず。國の光、隣國え耀きて、國勢張て堅固になるべし。

◎或時御凉所へ御出、一森彦右衛門・菅八内に明現の山を馬にて乗あげ乗下すべしと被付仰。兩人無甲乙仕たり。公御覽御賞し、また川入を御覽可被成旨被仰出けり。此時八内は水錬のこころなき故に、少しおとれりといへり。然共、兩人共やすやすとおよがせて、向の河原にあがれば、御徒兩人へ向の河原へ參り、兩人又々渡り歸り候様申聞と被仰ければ、頓ておよぎ參り、御意の趣申傳、何も罷歸れば、御満足の事となり。

◎谷田嘉介浪人にて、江戶に在ける時、御家へも御出入をしけり。或時御馬役も乘得ざる御馬有けるを、嘉介にのせて見よと、御意ありし故、呼に遣し、御意の趣申聞候得ば、奉畏候、併四五日以後に乘可申由、此段被仰上候樣にといふ。それより三日の內と哉ん、其御馬の前にて樣子を得と見すまし、扨、乘可申段申上、乘たり。持道を三四へん乘り、のりに移しけり。御前に、菅八內有りけるが、八內あの足はと、御意有しかば、おろしと相見へ候段申上るを、嘉介聞て、御前ながら、八內おろしとは奇特なりと云。暫して、公、浮足ならんと、仰ければ、途中にて馬より下り、兼て藝を能御覽被遊候とは奉傳承候得共、乍恐、此足を浮足と御覽可被遊とは不奉存候に、御目利の程奉驚入候、中々江戶中に覺無御座と申上て、又乘けり。後外より四百石にて被招、御家よりは、貳百石にて被召候得共、知行はすくなくても、目の明たる旦那にあらざれば、面白からずとて、御家へ出けり。

◎半田山御鹿狩の節、勢子を三面に御立、一方網の手の外へぬけ候は、天命未來らされば其儘にぬけさせ、左樣なる猪捕候事を、御禁じ被成けるは、三驅前禽の、御趣意なりけり。其上御家中持道具書出し候處、鐵砲の分は、から筒と被仰出し。其後、御家中役儀の外は、皆鑓弓計持參せり。この御趣意有ける故、皆鑓弓計の働なりけれども、ぬけ猪は唯三疋に不出りしが、一ヶ所勢子の間ぬけ候所有之候時、鄕司七右衞門・青地三之亟を被遣けるが、兩人參候ては、一疋もぬかさゞりし。若一疋にてもぬけ候はゞ、兩人とも切腹の覺悟なるよし。又草のかげに鹿一疋臥して、兩眼ばかり見へ候を、梶田喜八郞・青地三之亟兩人に被仰付、矢玉一度に發し、まいたまいたと、互に聲をかけ爭てやまず。公聞しめし、今あらそふ事なかれ、矢目にて、事分るゝなり。それ取來れと有し故、彼の猪を持ち來りしを、御覽ぜらるゝに、矢玉、兩眼に中れり。公賞し給ひ、召たる御羽織を三之亟に被下、御挾箱なる御羽織を喜八郞に被遣、鐵砲だきこれにて致堪忍候へと、御意。三之亟へ被下候御羽織は、御陣羽織にてありしにや。

◎公、下濃彌五左衞門を召して、池田伊賀を以て櫨外記に預けし弓足輕の中拾人、彌五左衞門に預くべしと、命ぜさせ給ひしに。彌五左衞門承り、新に御預被下候半には、拾人はさて置、一人なりとも難有と申べし、外記が中を分けて御預被下候は、遙に外記に劣れる事明なり、軍旅の事、外記が下に立べき身にあらずと申。伊賀側に有ける御

横目の高木左近右衛門に向つて、只今、下濃が言尤なれども、先仰を奉じて後こそといひもあへぬに、左近右衛門いや彌五左衛門が言道理に候と、詞すくなにてとりあはず。伊賀やむ事を得ずして、御前に參り、いまだ申出さゞるに公御明敏ゆへ、はやく察し給ひ、彌五左衛門いかにいひたるやと仰ありければ。さればかく申て候と申す。公笑はせ給ひ、鐵砲足輕貳拾人預けよと、仰ありけり。

◎ 又誰にてかありけん、御長柄拾人を御預け被成候に、中々御長柄を司るべき身に非ず、右不肖なるをしつて、命を奉ずるは君を欺くなりと申す。しゆれども聞ざりしかば、公彼には、程なく鐵砲を預候べし、先長柄を強て預けよと、仰あり。伊賀出ですゝむれども、高木左近右衛門側より我心に能すまじき事と知りたるに、君命なればとてうくべきやといふ。伊賀又かく申せば、即御鐵砲を預給へり。

◎ 公平生武藝を勵さるため、御家中の鑓太刀何れも、流儀を書出し師の姓名を記す。落合彌左衛門といふ浪客、鑓を傳へて弟子多し。落合は浪人たる故、門弟の內、高弟の者、落合流と書出し、その跡に御家中の姓名を列記す。公仰には、落合流といふ流儀正に聞及ず、誰が傳へたるぞと、御尋ね被遊候へば。則落合彌左衛門といふ浪人の傳受に候と申上る。公聞召、夫は我一分の滿足なり。家中の壯年の者、武を專とす、と傳へ聞て、他國より集り來る事幸甚し、此旨可申聞候と仰られ。それ故落合も御許有て、御庭に出で其藝を御覽有。弟子多從學する爲なれば召抱よと仰出され、祿二百石を與へられ、池田伊賀を召され、此度落合を扶持する事、數代の家士の內にも數流の士多きに浪人を呼出すと不審するものあらん、しからず武術はおのれおのれが、死生存亡、一所懸命の時に至て、用ふるものゝ儀なれば、少も心に不應の流義は、習熟するとも無益の事故、好所に不拘落合が流儀も面白おもふ所有之、家中の若輩も弟子多し、然らば此者への爲なれば、譜代の師ばかりにては不足故、是を以扶助するぞ、此旨を譜代の師たる者にいゝきかすべし、と被仰けり。

◎ 永田孫右衛門といふ射術の者を召抱らる。尤妙を得て、左にても射、右にても射、後向起臥にも射、百發百中、類ひ希なりと稱す。孫右衛門奉仕するの砌御鷹野の御供にあり。道の深田の側、雁一連居たり。御輿を居へさせられ

孫右衛門を召、あれを射よと被仰。孫右衛門畏候とて、矢を持て寄る。御輿の内より御覽あり、鳥の寄様惡し、雁は可立と被仰。扈從の士も、初ての御覽に、氣の毒なる寄様なりと、汗を握つて見物す、雁は如案羽づくろいして、はたはたと立上る。一間ばかり立上りたるを射落したり。取歸て献之。能射たりとの、仰にて、鳥の不立內は、何とて射ざりしぞと仰られければ。孫右衛門其儀は已に寄り候節、御輿の內より、寄様あしく鳥は可立と、御意被遊しを承候故、立ざる內に射候ては、御前の御意に違候得ば、態と立せてと申。大きに御感有りけり。

率章錄　卷二終

率章錄　卷三

一、施敎

施敎とは、敎を施す義なり。敎とは、下へ法令を示し、訓戒を垂れて、善に導く事なり。人主を、古は君師と稱せしは、人の君たる御身は、其職は、人の長として民を鎭め、其道は人の師として、民を善にし給ふ故なり。此心を以てみれば、人主たゞ人の上にたち、人を使ひ給ふ事のみが其職にあらず。能、御身を修め、能御家を治め給ひて、人の師となり給ひて、人歸服する心を起しつつ、法令を示し訓戒をたれて、下を善に導き給ふ事に御心を厚く用ひ給ふべき事なり。

○信濃守樣御同道にて、江戸往來被成候節、御同人樣、天鵝絨の御傘袋を持せられしを見させ給ひ、大國を領する人のからかさにや、珍敷事見たると、仰有りければ。其夜卒に障泥を切て縫合せて、御傘袋となし給ひけるとなり

○或時御側の者へ、汝等をみるに、衣服に定紋を不附しては、不叶樣に覺ゆるとみへたり。紋は何にても濟みたる事なり。又或は懸物の類、家の者の書たるにあらざれば用ひざり、是皆心得違なり。能分限をしれと御意なり。

○信濃守樣御次男樣にて御座候時、御茶をとらせ給ひしに、池田伊賀見請申候て、あなた樣方御茶取上られ申は餘り御輕き事と奉存由申上しかば、公御意には、あれらが樣成輕き者は、あの通りの事いたさせ候が宜敷と、被仰しとなり。伊賀を御抑へ被遊し、御心にもありてにや。

○御野廻り被遊し時、何れの川にての事にや、淵ありし所にて、石黑後藤兵衛に被仰付、其淵を能のぞき見申せと御意あり。後藤兵衛とくとのぞき見申候て、能見申候得ども、淵の底殊外深く御座候得ば、見へ不申候と申上しかば、公御意には、さればこそ能心得候へ、士たる者の心掛も左樣にこそあるべき事なりと被仰聞。

○或時御用老中と御密談の時、御茶取の子共、御障子越に立聞をせしかば、其後其者ひとり、御召。其方は盜を仕、二字欠不屆に思ふなりと被仰。御茶取の子共御答に、私共一字欠て左樣の覺へ無御座候、若々左樣成事も不覺仕候はば

切腹にても仕度奉存候。其盜申候品被仰聞被下候はば、難有可奉存旨申上候へば。又、御意には、其方密談の事を、盜聞をしたるにはなきか、物こそとらざれ盜たるは同じ理なり。士の子共として、左様成不法仕候事、大に不屆なり。子共の事故に不便に思ふ間、人の聞ざる所にてしかなるなり。以後屹愼しめと被仰聞。

○或時御野廻りの節、御草鞋の御紐長ふして御邪魔に相成しゆへ、御供に鹽見玄三罷有しが、玄三へ被仰付、此草鞋の紐を少しきれと御意あり。玄三畏候とて、脇ざしの小刀を拔、それをきらんとせしに、其小刀にて草鞋の紐など切は勿體なし、此にて切れと被仰候て、御小刀を、御拔被遣、玄三此にて切しなり。件の玄三小刀は、金の裹ぐくみの柄ゆへ、如此御意被成しなり。公の御小刀の御柄は、裹ぐゝみなき赤銅の、少し雕物したる御柄にてありしとなり。玄三、此事を甚恥入、人に語りしは。惣じて小刀などは、物の入用を叶へん爲にてこそあれ、加様なる物を指居て、肝心の御用を欠しは、口惜き事なりといひけり。其後その小刀をば、一生に指ざりしとなり。

○或時何國よりか、法橋何某と(云ふ)繪師岡山へ來り。繪を書、世に廣めんとす。近臣の者、彼が繪を以御覽に入しに、公御覽ましまして、此繪さして賞翫すべきほどの物にあらずと被遊御意候て御吹調(聽カ)の御氣式(色カ)もみへさせ給はず。公左様の御様子故、世上に誰一人として、(彼カ)徒法橋が繪を賞翫して、所望などする者もなければ、早々法橋は岡山を立去りけり。其後凡四五十日餘程經て、公、彼法橋が繪を御覽に入し近臣に向せ給ひて、先日の繪師の法橋はいかがしたるや、やはり當所に居や否と問せ給ひけるに。其者その繪師は、早々御當所を立去り申せし由、御返答申上しかば。其時の御意には、彼法橋は、當世、又かれほどの上手の繪師あるべきともみへず、見事なる繪なり。其方が余に彼が繪をみせし時に、余賞翫せば、當世の風儀の事なれば、我も〳〵と繪をかゝせ、華美の長せんもいやなれば先日のごとくにはいひしなりと、被仰けり。

○或時蓮昌寺へ御成被遊候時、住持御馳走に、豆腐をくだき山梔子(くちなし)の汁をかけ、鷄の卵のふはふはの様に仕候て、指上候へば。一寸御覽被成、御手をふらせ給ひ、いや〳〵と被仰、今日は精進日なりと被遊御意候て、不被召上。御側の者、是は豆腐にて仕候物に候と申上候へば、夫にてもいやと被仰候て、始終御上り不被成。扱跡にて御意被遊

しは、余も豆腐といふ事は、とくよりしりたり、しかし、ふは〱に致し候へば、ふは〱のかたちあり、寺にては不似合事なりと被仰たり。

二、仁恵

仁恵は、仁あつて下を恵み給ふ義なり。古の教に、人主を民之父母といひしは、人の父母といふ物は、其子を思ふ事深くして、ただ假初の事をも、その子の善からん様になし、其爲の善からぬ事をせず。一時として、其子の爲を忘れず、然るゆへに、其子をゑ養育せぬ親といふ者はなし。人主の國をたもち給ふ其御職は、民の父母となりて、下を養育し給ふ道は、仁の心をわすれ給はずして、恵となる事を施し給ふ事なくては成がたし。

◎公宣く、國主と成ては、一國の人民は上より御預被成置るゝなり。故に其國の家老と諸士は、主人を助て國中の民を安ぜん事を思ふべし、國民の安ずると安ぜんとは、只我一人に係るなれば、國民を能養ふは、上への我忠義第一なりと思ふなり。されば、若何事ぞあらん時は、忠節をはげまんとおもふはあれども、常に我國民を撫育するに忠ある事をしる人なきか。

◎或年御家中の者數人、不意に江戸へ被遣候事あり。發足の二日前、爲御暇乞御目見被仰付、その明けの日又登城被仰出。右の者何をか被仰付やと不審に存罷出し所。被仰出は明日發足といひ付候得共、明日は四箇の悪日なり、公儀の事にて、我等共が發足の時は無是非事なり。今度は、我等存寄次第なれば、發足を一日延遣すべきなり、各共一年も相詰る事なれば、あしき日に發足仕候は、嘸、家内の者も心にかけんとおもふなり。右故御延被下との被仰出なり。何も感涙仕候て下城せり。

三、恤窮

恤窮は、窮を恤む義なり。窮とは、困窮したる民の事なり。恤とは、心付をする事なり。人の困窮を見ては、隣り故、舊の内の人

の上をも捨置がたく、己が力のおよばんだけは、これを救ふべき道理なり。況や又人主は民の父母となり給ふ御事なれば、其子の困窮するをみ給ひては、捨置給ふはづにてなければ、其貯へ給ふ金銀米穀をも惜給ふ御心なくこれを散じて民の間へ施し給ひて、其難を救ひ給ふべき事なり。

◎或時の被仰出に、僧法師の內、老人或は病者不才文盲なる輩は、取分て不便の事なり。彼等非を知て正しきに歸せんとおもふ者あらば、早々俗にかへすべし。必しゆる事なかれ。

◎或郡醫者とて、在中の療治をする者を、遠在に御指置被成候事。公御世に初て被仰付。

◎承應三年甲午秋、備前洪水古今の大水にて、御城內二の御丸迄水溢る、御國中の破損田畑の損亡いふ計なし。依之庫廩をひらきて御救ひ有由被仰出、熊澤助右衛門これを司る。米穀、黄金三萬兩におよぶといへども、未滿ざるによつて、公儀へ御拜借あつて、又三萬兩を以て取計ひける程に、悉く御助成濟けり。御役人の中に是を評して曰さのみいたみに不（二字不明）ものも、一同の御救ひを蒙るあり、されば綿蜜（密）（三字不明）さるに似たり。公被聞召ての給（三字不明）からじ、如此の大變に臨で、其儀を計る時は事遲に及で、窮難身に迫る者其中に幾許あらん、ただはやく助け救ふにはしかずとなり。去程に田畑修理し、耕耘の手立十分に至つて、翌年の作も常に倍し、六萬兩は忽御藏へ歸りけると明君の御下知、智者の謀、凡慮のおよぶ所にあらず。（一說に右洪水の節、百姓の艱難、中々いふ計なき事なり。公御藏米を出させ給ひ、救はせ給ふに、悉及びかたかりしかば、大に患ひ給ひて余が政事の不善なるに依て、天の戒給ふなるべし。罪なき百姓のこの災にかゝる事、かなしむに餘り有とて、枕食更に安させ給はざりしかば、熊澤助右衛門御前へ出で、此事を議しけるが、臣に一つ策の候、江戸に參、天樹院樣になげき申なば、捨置せ給ふべきにあらずとて、頓て直に備前を立て江戸へ參り、かくと申せしかば、天樹院樣より上樣へこはせ給ひ、黄金四萬兩貸賜りしかば、是を錢にかへて御國中にわかちあたへ給へり。）

◎社倉米といふ事、公被仰付候て、御國に出來せり。其元は正しからぬ社を、悉くこぼつて、一社に集め、寄宮と號し其古地田畑に作れる米穀を、別に收めさせて、少しの利息を加へ民に貸（二字欠）。是常に窮民の助け給へるの一つ、又年々增益する故に、凶年飢歲の御手當になれり。是宋朝の朱文公の社倉に效ひ給ひし、被思召付となり。

四、愛士

愛士とは、士を愛する義なり。愛するとは、大切にする心なり。士は、格祿ある家に生れ、其心に義理を辨へ、藝術を鍛練して、治世にしては官職を勤め、君を助けて民を治め、亂世に及べば、矢石の難を避けず、命を君に奉る。此等の事、庶人のする事あたはざる事なり。士はただ一人たりとても、俄に得べき物にあらず、故に人主士をあしらひ給ふ御心も、庶人に異ならずんばあるべからず。

◎青地善左衞門鐵砲殺生を好み、暇日には、必僕に筒を持せ出遊びけり。一日備中松島邊へ殺生に出けるが、得物少く、黃昏に御野郡今村邊へ歸りしに、折節田面に鴻雁あまた居たりしを見て、僕に持せける鐵砲おこせとて、取てねらひけるに、火繩のはせて有とは思ひもよらず、目當にのりければ、引おとしけるに、あやまたずひしくひ二羽つなぎに捕ける。おもひよらず驚入て、此御留場にて鳥捕べきとて、鐵砲を乞しにあらぬに、火繩をはせし段いかがしたる事やと、僕をしかりければ。僕は御留場といふ事は不存、鐵砲をこせと仰候へば、鳥御捕被成事と心得口藥も改め、火繩もはせて、例の通りに渡し參らせ候なりといふと。かくなつて此上はせん方なし、あの雁取て參れとて取寄せ、又鐵砲も鳥も僕に持せ歸らんとする所へ、御鳥見の者馳來り、何人にて、かゝる不埒候やと咎むれば、有の儘に語り、誤入候得ば、歸候て早速申上、いか樣とも御成敗を待候心得の旨のべければ。夫はともかくも、何分御法に候間、右の鐵砲並鳥御渡し候樣にと申ければ。いやそれは存もよらぬ事、成申間敷と申に付、互に言葉もあらく成、御鳥見も是非なく、家來の持たる鐵砲をとらんとしける程に、善左衞門拔討に、彼御鳥見を討果しけり。夫より指急ぎ岡山へ歸り、早速頭へ參り、右の段々申達候處、とかう可申樣も無之事共、先、指控居られ候樣にと申。直に御年寄共へ參り、申達し候へば、夜中ながら明日迄は延がたしとて、直に登城。右の樣子、委細に申上候所、是は急に下知も致しがたき事なれば、明日の沙汰に可致とて、御聞込被成候て、御年寄どもをば御下げ被成候由。扨翌日も、又翌日も、何の御沙汰もなく、五日目に、彼御年寄罷出、頃日の善左衞門義は、如何可被仰付やと、御尋有ければ。されば其義にて候、色々相考申候得共、如何樣に被仰付候て可宜哉。未存寄付申候と、申上候得ば。其時に被遊御意は、あやまちながら鳥を捕たるは不埒にも候得共、鳥見を切しは、我側に近く召仕候て、兼て目がね

に違無之様に存候、然ば目金（鏡）に違候者と、一様には參間敷候へば、各にも爰に了簡有之、我目がねに合たる所に宥免候て、此変の罪は指免度候間、左様に心得被申候へと、被仰に付、御意の上は兎角可申様無之候、仰の通、鐵砲は渡され間敷（候得共カ）三字不明、無是非右の通に致し候ものと被存候、左候はば、御免のよし可申聞候と申候得ば。呼寄直にいひ聞すべしと御意にて、則善左衛門を被爲召候て、御前に罷出候所。扨々不埒の義は致し候。しかし鳥見に鐵砲をとられ候はば、無是非切服（腹）申付べく處、兼て身が目金にはづれざる致方故、留場の定に背き候咎も指免候間、只今迄の通相勤候様にと被仰渡。さて御家中へは、留場の義向後堅相守可候旨、たとひ善左衛門がごときの過有之共、聞屆申間敷候旨、屹と相觸候様にと、御年寄どもへ被仰渡候由。則、何も退出せんとする時、善左衛門に、扨右の雁は如何仕たると御尋有之ければ。切服（腹）間も無之と存、此間に二羽とも料理仕給候旨申上ければ。何様相應と被仰、御笑ひ被成候となり。

○或者御使者に行、御口上申入て後、床に楠多門兵衛の繪ありけるをながめ入て居けるに。御取次出候て、御家名今一應と申。與風取込て楠多門兵衛と申。其後彼御先方様より、此段如何にしても、古の名將の名を其儘に附候事定て御心も付御了簡も有之候や、先は遠慮も可有之事と御噂ありけり。公御返答に、左様の者は手前には無之候、定て楠田紋兵衛事にて候半（はん）哉と被仰遣。扨々度法もなき事を申候と、被遊御笑ひ事濟しとなり。

○渡邊多左衛門と申者（渡邊武介の先祖なり）或時御參府の御供せしに、御道中某の所にて、公先年大猷院様御上洛の節、此所にて、か様の事ありき。其時の事、誰かおぼへたるものあらんと、御見まはし被成候て、多左衛門おぼへ可居、尋參れと御意ありし故、多左衛門にかくと申せば、存不申と申す。其段申上れば、いやその時供したり、考見よと、再び御尋ありければ。不平の顏色にて、不存と申故、又如前言上すれば、其通にて止たまひ。江戸へ着せ給ひ、早速御年寄どもへ御談し、新知百五十石被遣、無別條供可仕哉否の事、扨々氣づかひ致し候、今迄、知行延引の義、我過なりと、の給ひし。又或人多左衛門に、いかがして不申上やと問しかば、その時御供にありし者、誰か一人、我つらの者あるや。何の面目ありて、可申上やと、いいしとぞ。

◎山內權左衞門初百五十石取、數年勤役の內御加增可被遣思召候得共、御趣意有之、最後に一度に三百五拾石取、權左衞門御次の間へ立候節。此者前廉より加增可遣候處、彼生質(性)にては、若奢り出、家をも滅し可申かと存知控置候得共、最早あの年來にては、其氣遣もあるまじくとおもひ、數年の勤勞により、此度如斯申付候と御意被遊しかば、別て有がたかり、感涙に堪ざりしなりとなり。

◎高木左近右衞門、御使番なりし時、御城の東北川を隔てゝ、小性(姓)町といふ所の竹林に鴨多かりしを、家來をやりてとらせたり。公御覽ありて、禁制の竹林に網を張る事や有と仰有。此時當番なりけるが、是を聞さらば家來は死刑なるべし、我も腹切べし、戰場にて討死すべき士を、小鳥にかへ給ふは、殿樣の過なりといひしを、公聞召、笑はせ給ひて、扨やみ給ひけり。

◎御意被成候事あり。惣じて人の噂をするに、何某は或は律義には候得共、或は酒をたべ、或は色にふけり候などゝいふは惡し。同し事ながら、何某は、或は酒をたべ、或は色にふけり候得共、律義に候などゝいへば、人がすたらぬと被仰しとなり。

◎青池三之丞射藝の妙を得たるといふ程の者なり。寒中に的を射けるに、公御覽じて三之丞が放れけふは見苦しきはいかなる事と問せ給ふに。歲暮の近く、勝手の殊の外にあしく候と申ければ。公笑はせ給ひ銀子を給りけり。

五、寛容

寛容は、其心寛厚にして物を受容れて堪忍する義なり。論語に在レ上不レ寛何以觀レ之哉と說けり。上に居給ふ御人は、其御心寛厚にして、堪忍ふかくましまさざれば、下あやぶみうたがふ心あつて、銘々の心を打明ずして、忠言をのべず。事を勤むるに、己が力をつくさず。故に其性直なる者はいみ惡まれて、進む事を得ぬ樣になりはてゝ、末は國勢もおとろへ弱くなるなり。人主は寛容にましまず時は、國に善士忠臣のおゝく成て、用にたつもの乏からじ。

◎公御國にて朝御膳召上候節は、御番頭一人・御物頭一人御相伴也。極て家內の安否、相組の安否を、御尋被遊。夫

より先祖の軍功など尋給ふ。毎朝兩人づゝ、廻り〳〵被仰付。中にも眞田將監別して切に召て、毎度御せり合被成候由。一説に、眞田將監毎朝御相伴に罷出、きびしく御せり合申上、折によつては、御機嫌を損じ、退けと被仰。將監もむくと立て下城する樣の事度々あり。左樣の時は、翌日指控て出ざりければ、將監は不出やと御尋あるゆへ、申遣候得ば、罷出、昨日にもこりず、又々御せり合申上候由。將監常々申けるは、殿樣は威高にてと申けるとなり。公の御樣子甚下ちかき御事なりしに、かく申せしは、亂世へ未間なき節の風なる故にや。

◎若松市郎兵衞・草加五郎右衞門二人は、大坂にて木村長門守重盛に屬し、鴫野に戰功ありしかば、御知行を被下召出されぬ。其前、齋藤加右衞門も木村に屬して、戰功ありしかば、召出されしが、三人武功を論じて、先陣の前後を爭ひ、公事に及びしかば、御判斷被成下、加右衞門が先陣せし事分明なりといへども、木村が感狀御座候とて出しけるに、木村は、實に其時感狀をあたへられざるにより、加右衞門が公事然るべからざるに決し給へり。加右衞門其時に大に酒を飮、無禮惡口多かりし中に、御前を退き出で大音をあげ、目くら成殿に仕へて、公事にまけぬる由を申ける。まのあたり被聞召、加右門が無禮御咎不被成、ただ虛僞の論長ずべしとて、御年寄共の中へ御預け被成、御知行所御取上被成ぬ。されど剛の者なれば、御用には立べき者なりとて、甲冑と鎗をば被下て、其惡口には、少しの御怒もおはしまさざりけりとかや。

◎池田伊賀が母義は、加藤左馬助樣の御息女にして、武藏守樣の御養女として、伊賀家へ嫁せしめ給へり。公御五つにならせ給ひし時とやらん、伊賀宅へ入らせられ、御扇子を被遣しが、暫時ありて御とり返し給へば。伊賀母義是を見て、その御心にて、大國の大將に御成なされらんやとて、御臂を、したたかに、つめり奉られしを、後に伊賀に被仰候は、そちの御袋はきつき人にて、したたかにつめられしとて、件の御物語ありて笑はせ給へば、伊賀めいわく仕りしとなり。

◎公御鷹狩して歸らせ給ひ、御輿よりおりさせ、御間の內へ入らせ給ふ時、靑地三之丞、今日の御牛房の御得物多かりしやといひしを聞召。おかしき事をいひつる物や、子細あるべきとて問せ給ふに。三之丞うけ給り。過し頃御鷹狩の御歸に、當番の者の退屈せんとて、其日の御得ものを、御吸物にして賜りしを有難き事と思ひしに、牛房のみなりしかば、定て今日も牛房を狩せられしと心得候と、御答申せしかば、御臺所御役人を御呵ありて、其日新に

雁を御吸物にして、當番の侍に賜りけり。

○或時御物數寄ども有之に付て、山川十郎左衞門へ被仰付、御硯箱・御料紙箱を上方へ御あつらへ被遊。十郎左衞門承り、上方へ申遣候て後、度々に最早出來はせぬやと御尋に及べり。十郎左衞門奉畏候、併便を以て申遣し候事に候得ば、御使にても被下候とは違ひ、催促も仕難候得ば出來もげにとおそなはり申候と、申上置し所。然程出來候て下りし時、先御前遙なる所にて、御注文に引合見分して居る所に、丹波守様御登城被成、右の御道具を御覽被成。十郎左衞門それはいかが仕たる物にやと、御尋被成候間。十郎左衞門是は殿樣か樣成御物數奇ども御座候て、上方へ申遣候へば、只今罷下り候と御返事申上たり。丹波守樣さても能硯箱・料紙箱かな、自分どもかやう成が大に望におもふ事なりと、被仰候得ば。十郎左衞門承り、左樣に思召候はば是は私儀指上可申候、御持せ御歸可被成と申上。丹波守樣、しかし御前いかが可被遊、御意や無覺束思ふと被仰聞候時、左樣には候へ共御前向は能樣に取計ひ可申候、平に指上可申と申候得ば。丹波守樣其意に御任せなされたり。扨其後に御前へ罷出、今日右被仰付候御硯箱・御料紙箱能出來申罷下候得ば、此間待兼居りしなり、早く持出よと御意あり。其御事に御座候、其御硯箱・御料紙箱は、丹波守樣御覽被成、殊外御望の御樣子と相見え申候間、私指上申候能々相考申候へば、御前には御硯箱なども、樣々なるが御納戸に御座候へば、何れを御用ひ被遊候ても、御事かけ申間敷候。丹波守樣には御新屋に御座候へば、御道具も御數少に御座被成、その上、御年若成御人樣の御望被成候御儀に候得ば、あれは先御ゆつくり被遊候て可然奉存候。惣體物は二度めに出來申候が、能ものに御座候得ば、御前には又被仰付たるが、可宜と奉存候て、右の通に取計ひ候と申上候時、成程、左樣成がよろし、其硯箱・料紙箱先是へ出せ、一覽すべしと被遊御意に付。十郎左衞門奉畏候、しかしながら、左樣に被遊御意、御指留など被遊間鋪候、私義はや右の通に申上候得ば、丹波守樣思召も如何に御座候、とかく御讓り可被遊候。先、御覽には入れ可申と申上候得ば、指留む事も程知れずと被遊御意、御笑被成候て、その上にて、右御硯箱・御料紙箱御前へ持出しかば、被遊御一覽候て後、直に丹波守樣へ進ぜられしとなり。

○或時御鷹野の節御ひろひ被成候て、御輿をばはるか御跡よりつり參候ひしが、御途中にて御輿に可被召由にて御輿つり參候樣に被仰出候得ば。御陸尺ども、指急ぎ御輿つり參候とて、內にありし御火入を打返せしを知らで、少し御輿のうちやけぬ。其樣子相知候て、御供頭共より、彼御陸尺をしからせ可申や、不埒の義に候と申上しかば公此事屹陸尺ばかりが不念にもなし、野廻りの事なれば急ぐ事にてもなし、そろ／＼脇の方より廻り候て成ともつり參候得ばよろしきに、急に申付候間そのことゝなり、何分にこれは野中なり、急に爰にて叱り候事無用なり、先叱り候事延引いたし、明後日叱り可申由被仰出。御供頭ども畏り、其通に仕り申せしが、期過候ての事になりしゆへ、其叱り候者ども、初に御輿の內を燒候ひし時の憤りも散し居ければ、叱り候も平和にて事濟しとなり。

率章錄　卷三終

率章錄　卷四

一、剛毅

剛は、心の丈夫成事にて、毅は、義に臨てくじけぬ事なり。惣體義を守り、道をたがへぬ樣にせんと思へば、其心丈夫にして强みを張つて、くじけぬ樣になくてはならぬ事なり。論語にも臨ニ大節ニ而不レ可レ奪、といふ樣なる人を以て、君子の人といへり。人主の上は、威武といふ事なければ、非道なる隣國あれば侮を取り、國に亂謀を企る者も畏るゝ心なく、國家を鎭護する事あたふまじければ、剛毅の御心なくんばあるべからず。

○因州御家中澤間八太夫といふ者、御使名に出途中にて、若黨先へ遣し候所、御旗下衆、野山瀨兵衞樣の御供わりじける程に、其儘切捨通られしが。八太夫は跡より行かゝり、驚き辻番にて樣子を尋、其儘矢立にて御使者御返答並しか〳〵の事書調。家來を御屋敷へ戻し其身は鎗を取乘出、追掛る。瀨兵衞樣は跡をも不見、北條何某樣の御屋敷へ逃込給ふ。八太夫は右の門へ至り、此内へ只今迯込候者を御出し候へ、得御意度事候と申。北條何某樣よりは兎角申て不出。其内に因州御屋敷より、其儘引拂戾り可申と御下知故、無是非乘捨有之馬の片鐙を、はづし取歸る此由上樣御耳へ入り、瀨兵衞樣は腰拔の御沙汰に及び、直に御追放。さて御老中方より、因州御屋敷へ御指紙にて何と申ても御直衆の事、殊に相手御追放の上は、八太夫には切服(腹)被付可然となり。御返答には、八大夫毛頭落度無之候得ば、切腹可申付樣も無御座候と被仰遣。御老中よりは是非々々と被仰付候て、段々持重り候程、公へ御使者にて、御出被下候樣に被仰進たり。御一門樣方にも御集り候て、御評議の所へ公御出なされ、何樣成次第如何可仕やと、被仰、其時、公大きに御笑ひ被成、扨々、何ぞ六か敷分別も入候事かと存、急ぎ參候所、夫程の事、御相談にも不及事。先それは子供の水掛論といふものなり。彼方より切らせといひ、此方よりは不切といふ、いつまでいふても鬮はひらけ申間敷候。此度の返答に覺悟申候とあらば、相濟申事に候。其上にも是非々々と理不盡に被申候は、

御城へ鐵砲を搏懸候迄の事、自分も參掛候、不肖には、後詰可申と被仰。御歸被成。扨此趣早々御老中へ、相聞へければ不安事とて、新太郎か樣に申と、被仰ければ、上樣にも、新太郎左樣に申候は、最早其分にして置候と、上意にて事濟候となり。

◎丸橋忠彌は由井正雪が腹心の者にして、事を江戸に謀りけり。謀計成るの日、出火に乘して志を遂んとす。此隱謀に同心する人、大身小身あげてかぞうべからず。然るにかれ思ふには、公は義氣忠誠不可奪の御人なれば、我黨に屬し給ふまじ、彼變に臨では必出馬し給ふべし、其時竹橋にて打奉らん。然共文武の良將にして、士卒心を一にせり、精兵多々なりとも、不可敵、兵をかけ、樋のうちに伏して、鐵砲にてつるべ搏にすべしと、そのおそるゝ事如此。

◎池田出羽足輕御普請所にて、不法の事あり。御徒目付制しけれども、不用により杖をふり上けり、出羽聞て彼足輕を成敗して御前へ參り。しかじかの事を申上、御徒目付を被下置候樣に願ければ、夫はなるまじと仰けり。又おし返して、彌不被下置候やと申上し時、御聲をはげしふ被成ならぬと仰ければ。はつと云て御前を立、御次に建し御つい立の角を廻らんとせし時、出羽と被遊御意、立返りければ、其方天城へ引込所存とみへたり。引込ば引込れよ、はや討手を申付て白石の橋は越せじと仰有ければ。近頃恐入、迷惑至極仕候と、申上し時。合點參候哉。然らば可申聞、其方足輕不法いたし候故、我命を以徒目付制したり、然るに只今のごとく被申は、我に敵對いたさるゝと申物なり。足輕どもに、兼て法令堅固にて、相守段不申付置候哉、政道に預り候其方、甚不埓なりと被仰聞ければ、出羽平伏して罪を謝し申けり。

◎惣出仕の日、於下馬、伊木長門歩行猥りに進み出しを、御徒目付制すれ共聞入ず、度々におよんでやむ事を得ず打捨たり。此由長門聞て、彼御徒目付被下候樣にと願ければ、長門は、其事見られまじ、折節櫓にて見たりしに、扨々不法の振廻、其分に捨置難き奴なりとおもひし所を、打はなしたれば、我所存に符合せりとの給へば、長門もせんかたなくて其分にてやみぬ。

◎或時大坂迄御船に召されしが、難風にて皆々眩暈し、御側に居候者無之位なれば、御船奉行殊外迷惑して、覺悟を極めし様子を御覽じて、何も隨分と思ひ念を可入なれ共、天變の儀なれば不及力事にて、乘船する上は、いかやうなる難風にて破船に及ぶとも、覺悟の事なり。騷敷不致、隨分心を靜にして可致下知旨被仰、少も御驚き不被遊由。

◎公十四歳の頃かとよ、御野廻の節、御鷹を被居、(遊カ)御休被遊候節、大きなる松の木の陰に御やすらひ候所、大蛇出、彼松の枝より下り、御拳に被居候御鷹を、ねらひ候ゆへ御鷹すくみ、常ならぬ様子を御覽候て、木の上を御覽候得ば、右の體に付、そと御脇指の御小刀をぬかせられ、御座被成候所。大蛇程なく、つらを下て、彼御鷹をくらはんとする所を、右の御小刀にて、まなこをさし給へば、それに恐れて木の枝に頭を引たり。是によつて其邊を御覽ぜらるれば、社あり。扨は、此社の主と思召るゝにや、右の社を火を付て燒はらひ候樣にと、仰ありければ、宮守と思しき者罷出、此蛇は當社の主に御座候間、何卒御免被下度旨、御供の內へ願出、其趣達御耳にければ、御免有りて、燒うちをのがれしとなり。

◎松平陸奧守樣御家來公儀黑鍬と口論し切殺す。其人を渡候樣に申候處、公へ御相談被成候得ば公御出有て被仰候ば、此儀は、不及御相談筋に究たる事なり。外に御用も無之候はゞ可罷歸候、其捌きは知たる事なりと、被仰、御歸被遊候。其趣、外へ聞へ、公も御相談に御加り被成候段、黑鍬仲間へも相聞へ候て、早速鎭り候て、打捨にして相濟。當時公をおそるゝ事かくのごとし。

◎公御道中御泊にて、二條御番衆御出懸り御泊りの事、爭論有之時に、公仰には、關札の內半分明渡候樣にと御下知故、則明渡、隨分靜に仕、何樣入事有之共、取合申間敷由、御供中へ被仰付。扨御番衆の方末々迄、殊の外おこり、新太郎殿御勢にても、公儀の御用には太刀打不成と云て、無禮の振廻多かりければ、翌朝御立の節、番衆へ御使者にて、皆々には二條御城御用にて京都へ御越、拙者儀も、江戶の御用にて參勤申候。御上の御用にいづれか高下の御座候や。然る所如何御心得被成候や、殊外末々迄法外の體なり。自分關札の內明渡の事は、其元へ對しての事に

は非ず、御互の御用の節指支へ無き樣にと、存候ての事にて候所、無筋末々雜言とも聞へ候。是さへ御示しなく重き御用無心元存候。此段江戶表へ御沙汰可申候、俄御驚も候半と存、申入事には無之候得共、御心得のため申述候と云捨、御使者は歸る。御番衆大に驚き、江戶表へ早使を立、御仲間衆へ此由申遣され候て、御仲間衆、品川迄御出向、段々御斷有之。依之公御申候は、此度の儀は、沙汰なしに致し可申候。此已後屹御嗜可被成と被仰、事濟しとかや。

○或時御道中にて、御茶壺に御行逢被成候時、御茶壺は道の眞中に有之を、御供立の內牽馬不圖踏返しぬ。御茶壺には別條なし。然る所、御茶壺に付候御役人、大にねだり懸り、色々斷を申といへ共、不承引。兎角主人切服可然と申。此由公御聞被遊、少しも不苦其儘打捨置通り可申と被仰。扨彼御役人へ御使者被遊、手前供の內の牽馬御茶壺を踏返し候由。扨々麁末の事氣の毒に存候。しかし御茶壺に別條無之由、乍此上一段に存候。手前も馬の事可致樣も無之候。此段東武へ罷越、於彼地御斷可申候。扨左樣に大切成御茶壺、馬の踏候樣成麁末の所に何として被置候や、不屆の至に候。此等の趣、致着其儘御老中廻り候間、其砌御沙汰に仕可申候。左樣に可被心得と被仰遣、言捨にして歸りぬ。此由御役人承り大に迷惑し、却て色々御斷申といへ共御取揚なし。二三宿も御跡より付來り、御斷に申によつて。御叱り被成、左樣迷惑いたし候はゞ、此度は沙汰なしにして遣し可申、以來麁末のなき樣に嗜み可申と被仰、事濟候也。

○或時、御使者に出候者、松平筑前守樣或御屋敷へ御勤被成、右御門外に御駕籠ばかり有之候に行逢申せしが、右の者の馬そばへ其御駕籠を踏候時、右の者馬より下り、筑前守樣御供頭に立合、段々御斷を述しかば、御咎も不被成其儘にて罷通り、右の旨申上迷惑至極に奉存候間、遠慮も可仕やと相窺候所。何の御叱りも無御座、其儘可相勤由被仰出たり。其後御旗本衆何某樣、此方樣へ御懇意に御出入の御方有之、此御人筑前守樣へも、御懇に御出入被成候御方にて、其頃度々此方樣へ御出被成、度々何や覽御前へ申上られ度樣子にて有之所。其樣子御見取被成、其元には何や覽自分に御申聞の事有之と相見へ候、何事に候や、可承上被仰。其時何某樣御答に、扨々御聰明なる御

事にに御座候。成程御推量の通少し申上度事も御座候、しか思召の處いかがと奉存、たやすくは得不申上候所、幸御尋被成候。私兼て筑前守殿へも、こなた御同事に、御心易伺ひ候。尤そろいて右御屋敷よりの御賴などには無御座候。承候得ば、いつの頃にや御家來の內の者の馬、筑前守様の御駕籠を踏申候由、右の者此方にて何卒被仰付も候ひしや、筑前守殿御屋敷の用人共の噂には、備前御屋敷には右の者如何被仰付候や、聞きほしく存るなどゝ、度々私へ承合申候。就右私儀は双方様へ御心易致伺ひ候者の儀、兎角何卒無聊様にと奉存候間、御窺申上候。右の者をば如何なされ候や、筑前守殿へ御挨拶どもは無御座候ても、苦しかるまじくやと奉存候由、申上られしかば。御意に、扨、其元には御心不付義に候、自分より筑前守殿へ挨拶ども申進ば、あの方家來のためあしからぬ様にと存候て不申遣候。か様に申さば最早御心付可有之やと被仰候。何某様、暫御思案被成、御賢慮の事ゆへか愚案に存付無御座候。いかゞの御趣意に御座候やと、御申被成候得ば。又御意に、扨々、御心付遲き事に候、自分より筑前守殿へ挨拶も申入候はゞ、あの方家來へ申付の品も可有御座と存候。か様に申さば、最早御合點參可申やと被仰候所、何某様猶も御不審の御様子にて、とかく得合點不仕候、何卒被仰聞可被下由被仰しかば。御意には、其事自分家來共不調法には候得共、畢竟馬は生物の事、いか様に可致とても、仕成事は可爲様無御座候。筑前守殿の家來は何の爲に供致し候や。由斷を致し、主人の駕籠を人の馬に踏し、且又仕成事にて無據馬踏候はゞ、何として其馬の足をば打折は不致候や、由斷千萬不屆の至なり。筑前守殿被聞候はゞ、其家來は屹可被申付事と存候間、態と挨拶は不申遣候由被仰たり。何某様御申方なく御歸被成しとなり。

二、修武

修武は、武備を修する義なり。世の治ると、亂るゝとは、天に晝と夜とあるがごとし。たがへちがへに廻り來るなり。治りし後は亂れ、亂れて後は、治るは自然の勢ひなり。然ば何程治る世にも、亂に及時の手當なくては能ふまじきなり。然るに、其亂を鎭めて治まれるに反すは、人主の御職なり。故に人主は一日として武備を忘れ給ふべからず。其武備を修むる仕方は、士卒を

勵まし、常に弓馬を習はしめ猪狸を狩りて軍令を明にし、鎗戟を磨きて銹を生ぜぬ樣にし、甲冑を修覆して嗜の類なり。

◎二日市町麥藏川手の御門は御櫓なり。公折々御出此御櫓に御座有て、御舟手被仰付、艫の推くらべ、御船頭の働を御覽ありし所なり。江戸御上下も一度づゝは、必大坂迄御船に被爲召しなり。

◎川上に御涼所あり。御出被遊候ては、半田山の大坂を御歩行に走くらべ被仰付、御覽被遊しが。或日かの御涼所へ御出有て、例のごとく、御歩行の者を走らせて御覽じけるに。あの幾番目のは誰なるぞ、甲斐々々敷能走ると被仰しを、渡邊多左衛門にて候と申上る。又重て御出の節も多左衛門走り、御意に入たり。仲間の者共不審して指て何れに替る事はなきに、其方ばかり御意に入候は、いかがと申時。大事候と申、又重て走り候得ば、兎角、多左衛門甲斐々々敷候間、何れもあのごとく馳り候得との御意有之。其時多左衛門笑ひながら、大事の事ながら教へ可申候、もろ手を握てかけり可被申候、外より見申て能ものにて候と教へけり。何れも其通りにしてかけり候得ば御意に入り、能成候と被仰しとなり。

◎御國にて大御鹿狩有之以後江戸表にて御老中より御噂にて、御遠慮もなされ候筋に被仰候所（此御狩は軍陣の御ならはしの御心持の事多し）、私儀、去夏以來御影にて休足仕國元にて鹿狩等仕候。今太平の化にふけり候。士民どもに教なくて軍におよばんは棄つる、と申古人の訓へ、さる事に覺へ候故、其節人數の驅け引仕見申候へ共、扨々自由にならざる物に候ひしが、いかさま近來は餘程人數の廻りも宜成候て、扨て面白き御事に候。皆樣は當時御定府に候へ共、若御歸邑の事あらば、御慰ながら必御試なさるべく候。治るにも亂を不忘の戒にかなひ、公方への忠たるべし、と被仰ければ、皆々御詞なかりけるとなり。

◎曹源寺樣（公カ）御女中に、積の病のありし者、御寵愛にほこり、次第に榮耀に成、戸障子の明たてにても積にさはり候由にて、たて付に眞綿など付置候やらんを、公聞せ給ひ、城内の女どもは鐵砲の音を聞習ひ居たるがよし、とて御廟の馬場にて種が嶋を御搏せ、早朝より暮頃迄、上覽被遊ければ、其後積の沙汰も相止候となり。

◎一頃、御家中にて駒を持飼立候事はやりし故、御役人ども申上。あれにては御用に相立申間敷と申ければ、或時

於御旅所馬御覽可被遊間、馬持の分、何も乘候て罷出べく旨、被仰。何も罷出候處、於河原御覽可被遊間、沓をとり乘込候へ、と御意に付、不殘乘入し時がんせう(罰賞)ばかり故なくして、駒の分は不埒なりしかば。夫より駒を持候事止けり。

◎公は殊更に射法を好ませ給ひ、御居間の傍に卷藁を置給ひ、御弓組の弦音を聞召す。御弓組二十人を撰で、御旗本に備へ給へり。是は、古の新田左中將義貞の十六騎の黨に擬し給へりとなり。或時山川重郎左衛門を召て、百射の賭射被成たり。公九十五筋中せ給ひ、重郎左衛門九十六筋中ければ、公御弓を重郎左衛門に賜りけり。程なく又百射の賭有て、重郎左衛門御相手となりけるに、公九十六筋中せ給ひ、重郎左衛門九十五筋中ければ、公笑せ給ひ今日は弔勝たり、さらば賭の弓出せ、と仰ければ。重郎左衛門先に賜りける弓を出す。公是は頃日其方にあたへたる弓なり。別の弓を出すべしと、被仰ければ。重郎左衛門、いや此外に弓はなし、と申せしかば。さらば返しあたふる、と被仰しとぞ。今に山川金左衛門が家に秘藏の器とせり。

◎かくい嶋公事公裁後、早速御猪狩あらんとて、片上に御止宿被遊、翌曉六時御出船と被仰出ありしが、夜前より雨天になりしかば、伊木長門人を以て明日の御狩御延引被遊や、と御窺ありし時。雨天には軍はならぬかと被仰、長門赤面して下宿へ歸りし。公御寢ならんとて、七つの時計を打候はゞ、早速申上べく段、御側の者共へ被仰付置けるが、七つの時計を打し故、追付御目覺可申上と談居ければ、公先達て、七つを打たらば、申聞せよ、といひしに今の時計は七つにてはなきかと御咎ありしゆへ。御意の通に候、只今御目覺可申上と奉存候處、先達て、御意被遊候段、御答へ申上候所へ、長門身拵して、御次まで來り。殿樣は未御拵不被遊候や、長門は御先へ參るとて、大聲にて申ければ、それ長門は參りたりとて御拵、御機嫌直り、被遊御渡海、雨は車軸を流せども、御かさも不被爲召、御鉢卷ばかりなり。餘りに強き降なる故、鹽見玄三御手傘をさしかけければ、御見返り被遊、とれとの御意ありし故其後御傘を上る者なき所に、尾關源次郎あげたりければ、又前のごとく、御意被遊候時、いや、御火繩しめり候、と申上しかば、御默し給へりとなり。

三、愼政

愼政は、政を愼む義なり。國天下を治る道は、政事より重き事はなし。ただ一法を出し給ふとても、其法道に當れば、人民能是を守り、風俗も是より善く成なり。其法、道に當らざれば、人民是を守る心なく、風俗も是より放逸する様に成なり。一人を賞し給ふとても、其功に相應ぜざれば、人善事に勸まず、一人を罰し給ふとても、其罪に應ぜざれば、人怨の心をおこす。然る故に、人主政道を施し給ふ事、輕じ給ふべからず。古の事を則とし、今の時宜に隨ひ、後に害の出來ぬ様にし給ふべし。是政事を愼給ふといふべし。

○宗旨神職請に被仰付候義、江戸表にて御疑有之節被仰上候は、宗旨請は、隨分慥成を第一と存候。坊主は他所より來り、輕く往來いたし候故、一圓不慥。神職は、先祖より其土地に居候得ば、是程請人に慥成者は無御座、夫故申付候と被仰、無聊相濟しとなり。

○泉八右衛門は熊澤伊大夫が弟なり。世に稱せられて、有德の君子といへり。此者を御評定場へ御出し、何事をも不云、只衆議を聞しむ。諸御役人、無益の事におもひしが、一年も過て、池田伊賀申けるは、八右衛門を御評定所へ御出し被成候事、益なき事と思ひしに、漸、合點參り候。同人居申所にては、公論に非ずばのべがたし。殿樣には初より御合點なりとみへたり。殿樣だき違ひたる事なり、と申せしなり。一説に、八右衛門を陶器にて作りたらんがよかるべし、と評したりしを、公聞召て。八右衛門が居たらん所にて、假初にも虚妄の事いふ事有べからず。八右衛門がいふとはいはざるとにはよるまじ、との仰ありけり。

○公の御時代は、御代官御郡中へ出張して居たりしが、何となく勢有之、百姓こまり候樣に被聞召。或時御野廻りの節、何某と申御代官家へ入らせられ、書て遣す物あり、紙筆を出せと被仰し時、手習筆樣の少しましなるを出しければ、一、年貢の事、一、宗門改の事、此外なんにもかまひ申まじくと、御調被遣由、今に其家に傳へしとなり。

○公御勘定を重き事として、時々御自身聞召、常に入るをはかつて出させ給ふ。且錢を鑄さしめん事を議せらる。富國の計、是より然るべきはあらじとして、其事定りけるに、錢を鑄る上手を、國主の國へは出されざる由なれば湯淺右馬允を使として、京都の諸司代に御所望有ければ、ゆるされぬ。是よりして御國殊に富たりとなり。むかし

錢を鑄たる所、今の錢屋敷なり。

四、節儉

節儉は、財寶を用ゆる事、節度あつて、儉約なる義なり。人の慾は限なくして、財寶の數は限りあり。限りなき慾を叶へんとて限ある財寶を用ひば、財寶いつとなく乏成て、困窮に堪べからず。然るゆへ、我慾をひかへて、無益の物を求めず、身の分を守て、華麗の事をすべからず。人主は、富一國をたもち給へば、其慾を恣にし給ふ日になつては、何事とても、成ざる事もなかるべし。然れ共、財寶の數は限あり。みだりに用ゆる時は、後には困窮に及び給ひて、下の惠も自然と薄く成て、仁政を行ひ給ふ事も難かるべし。

○公、甚御質素にましまして、朝夕の御膳・御衣服等を初、小倉織の御袴を三年被爲召の類、其外御手道具、諸事に至るまで、御質素なりし事なり。其中御指料の御刀一腰、今御分家樣の御家に傳る由。水田の與五郎にて御拵も只一通り、差て御物數奇もなしとなり。惣體、御腰物金拵と稱して、御用ひ被遊し類、皆金の燒付にして、無垢の金なるは是なし。又閑谷の御藏に、御手道具品々納て有內に、御印籠黑塗にして、御蒔繪どもなき、秋月細工なるに、無患子の御緒〆、革の紐、御付被遊置たり。公曾て被仰しは、印籠といふ物は、藥を入るる器なり。かざるべき物にあらず、との御意ありし。其外御殺生の節、御用させ給ふ由、うつぎの御きせる筒に、小倉織の御多葉粉入どもあり。

○御道中の時、御兒小性(姓)一人、乘懸に絹の紫ぶとんを敷たる者あり。御覽あつて、何者や覽、美々敷乘懸有、と御咄有ければ。皆々恐入、早々右のふとんを止たり。

○寛永九年壬申、大猷院樣、俄に公を御召あつて、因幡より備前へ御國替被仰出。五月二十三日。公、因州を御發駕被遊、御道中殊にいそがせ給ひ、御馬にての御道中なり。御馬も、あふ付馬なりとぞ。其時の御馬に置たる御鞍、今御武具藏に有と申傳へたり。

○植野に諸御大名方の御宿坊、むかしは此方樣には無御座しとなり。公の御時御用人共より、御宿坊被仰付、可然

奉存候、何角の御手廻しに、宜候段申上しかば。夫は重寶ならん、祿なくして可濟や、と仰有。いや左樣には難相成三百石可被遣と、申上候得ば。御手を被爲拒、止に相成、御一生上野のからげにて御裝束等被遊しとなり。

◎御野郡中原村に、公の御凉所有。夏日爰に至らせ給ひ、暑を御避させ給ふ時は、此地の名主の家に御幕串など預置せ給ひ、御幕打廻し、毛氈をからげの上に敷せて、御辨當ひらかせ給ひ、いこはせ給ふ。今彼からげの地、數丈ばかりの間に、馬牛をかはず、樹の枝を折ず。公のいこはせ給へる地とて、士民迄、今に敬へり。召伯甘棠の古へも思ひ出られて、尊き御事なり。旭川の東岸に花畠といふ所有り。此所もとは淸泰院樣、備前に成御座候時の御別莊にして、得月臺などゝいへる所ありしとぞ。公備前へ御移被遊候て、彼御別莊をばつぶさせ給ひ、奇石珍木をば或地中に埋、或はほり捨させ給ひて、御一生の御間、御遊山所等の御造營に、御失墜など少しも無御座しとなり。

◎御平常の御召物は、茶羽二重の外なし。

◎御隱居被遊候後、西御丸に小き御亭あり。殊外御凉敷御亭にて有之ゆへ、夜るも、爰に御寢被成度所、御間狹故、相應の御蚊帳御入用に候得共、新規に御拵させ候事、御費と思召、或時御心安御方樣より、御往來の御書の御封紙を御取出し被遊、御自身に御裁被成、觀世こよりに被遊候時、老女中、角南と申者（角南與平次家より御内所へ罷出候女）、其御樣子奉見上。御前には、夫をば何に被遊候哉、と御窺申上候所、少し御用に被成候由御意にて、追付四すじ御より立、御間の角に御かけ被遊御覽候に、角南も、さては御蚊帳の御釣手と推量したり。扨角南に御向、新規に御蚊帳御拵被成候事、御費と思召候。何と相應成蚊帳は無之や、と御尋の時、角南左樣成は有御座間敷候、大き成御蚊帳は、幾等も御座候得ば、それを小く御させ被成候ては如何に御座候はんや、と奉窺しに、夫も又跡がすたりに相成候。能案じみれば、娘達の小き頃、晝寢の時つられたる小き蚊帳多く可有之、それが間に候はん程に取出せとの御意にて。御納戸にて尋候所、久敷相成候御蚊帳どもにて、指出候得ば。是にてよきと御意被成候上、最早釘が御入用までと御意にて、不斷の金釘四本御出させ被成、御蚊帳御釣せ被成候となり。是は角南が咄せし事とて、今與平治家に咄傳へて居りし事なり。

◎上巳に、お六様初めての御雛、御見物として公御入あり、御女中共しがみの御吸物にても可指上やと窺しに。夫に不及事なりと被仰て、只ありあふ御菓子御取慰斗までの御事にて、御祝御滿悅不斜。御手土産とて、御紙雛並金子御持參被遊しとなり。

◎或時御鷹野の節、池田伊賀被召連候節、伊賀麁末にて不計長川へおち、木綿の半着物を泥まぶれに致し候間。兼て半着物一つの外は用意なく、着替る事も不相成、其儘水にて洗ひ、民家へ入、火にてあぶり居たりしに、其內、御前より可罷出由、度々御使に及、急にかはかせ申度存しか共、乾ざれば、餘り度々の御召故、不得止事、其儘にて御前へ罷出。私儀箇樣成爲體、むさく可被思召候得共、外に着替無御座、乾し申さんために、民家へ入、火にあて候得共、餘り罷出候に延引仕候間、此儘にて罷出候、と申上しかば。御納戶の者御呼被成、伊賀定て寒かるべし、着替の半着物はなきや、一つ取出し着せよと被仰しが、別に御用意無之故、御納戶の者も外には無御座旨候上る。就右伊賀へ御向、扨て、其方寒くあるべく候得共、別に用意無之、可爲樣無之との御意あり。其後伊賀家來、伊賀へ申するには、此度のやうなる事可有御座、御用心に、必外に一つ拵可申と申せしが。伊賀返答に、成程自分も左は思ひ、其方が申にまかすべく候得共、殿樣さへ一つ計御持被遊候得ば、我等二つ可持にはあらず。殿樣にも、一つ御餘計御拵も候はば可拵といふ。其頃出仕の節、御次にて御納戶の者へ、御上御半着物御一つにては御不自由に候。一つ新に拵へ被申と窺に不及と申候て、直に御前へ被出、御半着る物御餘計無御座、御不自由に候。最一つ御拵へさせ可然由、申上る。御意には、それにて可然、しかし費成事には無之やと御尋被遊。伊賀御返答には、畢竟木綿の事に御座候得ば、中々御費と申程には無御座候由、申上しかば、左樣に候はば、いひ付べし、しかし費にはなきにやと、重て御尋被成たりと。伊賀、中々御費へ無御座由申上、出來せりとなり。

◎御道中にて御輿に戶ある故、御うつとふ敷思召由御意ありしかば、御近習頭分の者、左候はば戶を外し、御持せ被遊宜しかるべきと申上る。公御機嫌大に違ひなり。其方共役目をも勤むるもの、夫程の事は合點すべき事なり。能考へて見よ。駕籠の戶は、駕籠に付て事濟ものを、此をはづし候ては、又一人夫入り、無益の入を費す事なり。左

樣費すべきにあらず、と御意被遊しとなり。

◎御隱居の後、西御丸にて六疊敷ばかりの御涼所御建被成度、作事方御役人にてありしにや、入澤市左衛門を召、物入何程可有之や、積候樣御意有之。市左衛門畏り、其員數を申上候得ば、御聞被遊。それは餘程の物入なり、我等工夫にて其半分にて建可申との御意。市左衛門承り、いや決して左樣にては仕かたき由、申上候處。公先我等存寄になされんとの御意にて、扨御陸尺御手廻の者御召、御吸物御酒被下候て、其後御直に其方どもに用事あり。別なる事にてはなし、六疊敷ばかりの涼所を建んと思ふなり。爰は、內所向の事なれば、其方ども、手傳くれ可申、との御意。御陸尺御手廻りの者共謹で畏り申。扨御作事始り、彼等ども石を持、材木を取あつかひて、御普請出來せり。何の御物入半分にて出來。後、折ふし夏の頃にてありしが、市左衛門を召、此度作事の用向、殊外出精致し、能出來候。因玆拜領被仰付よしにて、御小袖一ツ被下。當時相應ならぬ品なれど、單物になりとも、袷になりとも、其方が爲には、是にて可宜と思ふ故、態と是を遣すとの御意ありしとなり。

◎或年、御道中被遊候節、芥川にて所の名物なるによつて、煙草を御出させ、御領候て、殊外御賞味被遊。御役人共へ被仰付候は、價の樣子により、調へ参れとの御意にて、價相尋候所、殊外高直に申出、其段申上ければ、それは費なり、無用に仕れと仰にて、御通行被成。扨其次の驛にて、山川權左衛門（本書に山川と有、山内にて可有）へ御向、先に領し、芥川の多葉粉は殊外に宜しき味なり、との御意あり。權左衛門承り、御意の通りに候。御前、殊外先程御賞味被遊候故に、私に相調罷越候。御上り料に被遊候樣にとて、右の多葉粉指上たり。公以の外御機嫌あしく、扨々其方心得違なり大名の儉約といふは內輪の事、箇樣成外むきにて手合事ども致し、物を調候事、大名のする事に非ず。其の多葉粉賣候者呼來れとの御意にて。權左衛門畏り、多葉粉賣を呼寄候得ば、有たけ御買上に相成りしとなり。其後度々權左衛門へ向はせ給ひて、其方が心得違より、お芥川費をさせしとの御意有之て、大に迷惑いたせしとなり。

率章錄　卷四終

率章錄　卷五

一、安命

安命は、命に安んずる義なり。命は天命とて、人の身の上貴くなるも、賤くなるも、富むるも、貧しきも、其外壽に長短あり。凡吉凶禍福にあふ事、天より人にあてがひ給ふ事なり。是を天命といふ。人、此天命を知て、身を天にまかせて、手立を以て我望みを叶へんとする心なきを、天命に安んずるといふ。人主、富貴を極め給へりとても、此、天命に安んずる御心なければ、或は官爵に進給はん事を願ひ、或は領地を廣め給はん事を願ひ給ひ、ただ其身の榮を求め給ひて仁政に怠り出來給ふにも至るべし。戒め給ふべき事なり。

◎酒井雅樂頭樣天下の執政として、御權威甚盛んなりしを、公、今の御弓御殿に御小書院ありて、其所にて度々御もてなし有りしに、雅樂頭樣へ御異見御加へ被成候事ども有て。左樣に候ひては、上の御爲にあしく候由、御責被遊候得ば。雅樂頭樣被仰方なく、やゝありて、少將に任ぜられ給ひて年久候、中將に任ぜられん事望にましまさば其由申上べしと御語あれば。公、中將に進て何の御爲になり可申や。領地增賜りなむには、夫程の御奉公をばすべきにて候、と仰られける。

◎御移り有之、此方樣へ御出入の御旗本衆御咄の御席に、御樣子を見合。儒學專御用被成候義、尤宜御事には候得共、餘り御かたより被成候。今少御ゆるめも被成候はば、中將にも被任、御大名をも御賴可被成御樣子に御座候由申上られければ。御心入忝存候、併、一國だに心に任せぬ事あるに、天下を引請候事、望無御座候。又三十萬石領する身なれば、人もおし下げず。然れば中將も望なし。御世話にて可成儀に候はば、前年御預け申上置候十八萬石を御返し被下候樣に奉賴と、御答有しかば。其さへ默し給ひぬ。

二、知人

知人は、人を知るの義なり。昔孔子、魯の哀公に民を服する道を語給ひて、直を擧げて諸の枉れるを錯けば、民服し、枉れるを擧げて諸の直きを錯けば、民服せず、との給へり。人を知るとは人の直きと枉れるとを知る事なり。人主、國を治め給ひて、民の歸服すると、歸服せざるは、其用ひ給ふ人の善惡に因て分るゝ事なり。然れば、人を知るといふは、人主の要務なり。

◎津田重次郎十八九歳にて御眼代被仰付しが、御評定所へ、初て出し日、執政の人々公務終て、私の物語にて時刻移ければ、重次郎末席より、御用談相濟候はば、各樣、御退出可被成候、銘々腹中抔も有之物に候、各御退出不被成候故、何も得仕廻不申候、家來も難義可仕と申ければ、御年寄共過言なり、との氣色にて、ものをいはず立けり。翌日とや覽、御前にて御用の席に重次郎初て御用所へ罷出ると申、殊に二十にもたらぬ身として、私共へ對し、餘りの申分にて候、あの通りに候はば此已後何を可申もはかられず、と申上ければ。公、扨は余が視る所にたがはざりき。思ふ事憚なくいはん者なり、と思ひたりしに、果して然なり、と仰有けりとぞ。又、重次郎御前へ罷出申上し事の有ける後に、彼者は馭者あしくば國の禍をなすべし。才は國中に獨步せり、との給ひけり。

◎御步行目付被仰付候時は、則御徒目付入札にて、大御目付へ出し、夫を御前へ持參して、御趣意次第に被仰付例なり。或時前のごとくして窺ひしに。書付の內、一人に御點を被成、是を可申付、今一人は身が入札なり、江見藤九郎を可申付、との給へば、御年寄共御目鑑にて被仰付候得ば、別て難有仕合に御座候。併、御徒目付ども打寄、吟味仕候得共、此者の儀は書付出し不申候かと申上しかば。何分、身が入札にて申付よ、と御意被遊候故。申渡し候所、難有段御請申せしが。其晩に御意に御座候故、一通り御請は申上候得共、私儀眼耳とも薄く、御役勤りがたく奉存候、御免被下候樣にと、大御目付へ達しければ、段々御目鑑の程も申聞、是非止り候へ、と申せば。耳目のうすき事は、御上には、御存不被成候、是にては無心元と存る覺へ御座候。大切の御役うけ居申事、假令御機あしくとても、御斷申上度由に付、大御目付も、氣毒ながらその首尾ならば、とて申上し所。左申候か、目がみえず、耳が聞えずとも不苦、其儘勤よ、と被仰。其段申渡しければ、御聞届の上は奉畏勤しが、見ても害に成事はみえぬ顏をし、聞てあしきと思ふ事は聞ぬ顏をしけり。初は作りてかくと思ひしも、後には誠かと思ひて、皆人心ゆるみし故、御役にて

は見聞しかたき事などを、得と見置て、御用に立し事あるとなり。打寄吟味してだに心付ざりしを、遙の上にましまして、かく其才を知り給ふ事、誠の明といふべし。

三、近下

近下は、下を近づくる義なり。凡、人主の天下を持ち、國を持給ひて、天下國家の勢強く固くなるは、士民どもに上を親めばなり。士民上を親む心あれば、能其上の御爲を思はぬといふ事はなし。士民どもに上の御爲を思ふ心深ければ、天下國家其固き事金石のごとし。然るに士民どもに上を親む様に成は、上御權威を引下げ給ひて、深く近習と外様との差別をし給はず、平和にして、下に近くして、其行ふ事に善あるをみ給ひては、御自身にも褒美を加へ給ひ、其、或は骨折事をなし、或は難義におよぶを見給ひて、御自身からいたはらせ給ふ様にし給ふ事ども、肝要の事なり。

○或時御機嫌あしく入らせ給ひしが、今日は御快とて、御年寄共不殘於御前、御閑話の折節。其方達我等に仕へられし兼ての心持聞度存候ひつるが、今日よき折なれば、銘々所存承度候、と御意ありしかば。出羽・長門を初、段々致言上、淡路が番になりしかば、淡路はと、御意ありし時。さして詞多にも、御咄申上る事もなき者なりしが、申出すには、兼て御存知被遊候私儀に御座候故、御政事にも預り不申候に付、平日差て御奉公、御爲と存る義も無御座候得共、兼て忠義と相心懸居申事只一件御座候、と申ければ、いか成事ぞ、聞まほしく、と仰ければ。兼て伊木長門池田伊賀、年來不和にて御座候。然れば御大事有之時、互に存寄を相立御爲によろしからざる事候はん。其節何れにてもあれ不宜と存る者とさしちがへ可申、是私が忠節なり、と申上しかば。おもひよらざる忠言に、さしもの兩人も詞なく、迷惑して居たりしかば、公あれ聞れよ、と被仰けり。夫より兩人和睦して、淡路を饗應せしとなり。

○何日と申事は知れず。出仕日に餅の串にさしたるを御重箱に入て公の御側にあり、一人づゝ公の御前に參れば被下之、戴き平伏して退出しけり。かゝればいつも日暮におよべり。執政の人々も公の倦せ給はんかと申せしを、聞召、あはれ退屈してみたし、と宣ひけるとなり。右餅頂戴の始りしは、外様の人々、平生御前ちかく出ざれば、此

時、進退周旋爲人の御目利あらんとての事なりしか。

◎伊賀隱居の時、屋敷地今の新屋敷なり。を被下、普請成就以後三度の御廻りに、一度立寄らせ給はぬ事はなしとなり。

◎内藤數右衞門、平井村に在宅仕候時、御野廻りの節、平井にて其家を被成御覽、彼は何者の家ぞ、と御尋被遊。御供の者走り歸り、内藤數右衞門が在宅仕候家の由申上る。其あまり小く難儀の樣子、不便に被思召、宅の邊へ御寄被遊御召候得ば、數右衞門外に平伏せり。御意に、其方箇樣仕居候て、幾年仕りたらば出勤相成候や、と御尋。數右衞門御答に、五年仕候得ば、何卒出勤可仕由申上る。扨御意被遊候は、隨分五年の間、能取〆り簡略仕候へ、五年の内は主を持たず、五年したらば新寄に主取奉公に出ると存じ、無怠簡略仕候へ、と被仰しなり。

◎和氣郡藤野村に穢多おほし。或年、閑谷學校へ御出の節、右穢多共遠々と御目通りへ罷出居申を御覽被遊、彼は何者ぞと御尋、御近習の者、彼等は穢多共にて御座候、と申上る。何とも御意は無之に付、御近習の者の中、穢多と申者の事は御存不被遊。御不審にも思召やと存る者有之、彼等は穢多と申者にて、猪・狸をはぎ、肉食仕候て、不淨なる奴原にて御座候由申上る。公其方どもは異な事を申物や、彼等も我百姓なり。猪・狸をはぎ、肉食する事、誰とてもすまじきにもあらず、何ぞ彼等に限りて其通に見捨べき事やある、と御意被遊しとなり。其御歸懸け、右穢多共、遠くに罷出居申候へば、御目通近くへ罷出、との仰にて、御前近く罷出候得ば、御意ども被成下しとなり。右穢多の内に、健なる男、骨柄勝れて宜き者あり。此者を御覽被遊候て、彼は何と名をば申ぞ、と御尋被遊しに。御近習の者承り、才茂九郎と申由申上候得ば、扨々、彼は能骨柄なり、何ぞの時は用にも可立男なり、名も能名なり、其名をば彼が子孫までも代々付申せ、との御意にて、今に至り彼の子孫藤野村にあつて、才茂九郎といへり。扨其年の暮、御年貢納り申節、彼穢多の事被思召出候や。御役人どもへ、穢多どもが作り指出候米は、いかが致候やと、御尋被遊しに、御役人共御返答に、穢多と申者は不淨なる者ゆへ、御藏入御家中御知行へは拂はせ不申由申上る。御意に、それは心得違ひなり、穢多も一統我百姓なり、何として其通分隔て致候や、との御意にて、其年より、穢多が作り申米も、御藏入にも、御家中知行米にも、納め申樣に被仰出しとなり。今しかり。

四、謙恭

謙恭はへりくだり、うやうや敷義なり。易に、天道虧盈而益謙といへり。日昇れば西に昃むき、月滿れば虧天地の內、何一か滿て虧げぬ物やある。人主御位は萬人の上に立給ひ、富は一國をたもち給ふ。此より上に滿るといふ物はなし。此場に居給ひて驕り高ぶり給へば、災難忽ち生じて、國家も虧るに到るべし。人主、此災難を防ぎ給ひて、滿てるをかゞし給はぬ道は、其御身をへりくだらし、うやまひの道を忘れ給はぬ上に有り。たとへば海といふ物は、天下の土地これより卑き所はなし。それ故に天下の水、皆こゝにながれ入て、乾くといふ事なし。謙の道もかくのごとし。へりくだれる人には、諸人心をよせ、身を任ぬ者はなし。然る故に、能へりくだれる人主は、能その滿るをたもちて、永く國家を有ち給ふべし。

◎公御領分にて御狩御野廻りの時、田作る者も其儘田に在て作をなし、道を行者をも追拂ひ給ふ事なしとなり。

◎公御一生、新太郎樣と申奉る。御大名樣方のうち、御名如何候はん、改め給ふべきか、と御物語りありし時。公其事は不被仰。近頃も江戸の町を通りしに、鍛冶に大和守、或は鏡磨に何の大椽などと申名の候、さのみ有がたくも候はず、とぞの給ひし。

五、改過

改過は、あやまちを改むる義なり。人の身に過有て改むる心なきは、假令ば腹に病有て療治を施さぬに似たり。腹に病有て是を療治せざれば、臟腑日々に病みて、後には死亡に至る。身に過あるもそのごとし。是を改めざれば、惡心日々に長じて、後には家を滅し、身を失ふに至るべし。人主、御身威勢高くましませば、たださへ其非を告奉る事を憚る心あり。增して、あやまちを改め給ふ御心なければ、たれ一人も其御過を告奉らんや。人主として過を改め給ふ御心あるは、人の忠言を求め給基なり。

◎或時、御野廻り被遊、御旅館にて、麪條魚の御吸物を上れば、御椀の中に砂氣あり。以の外御機嫌損じ、無念成儀と御呵被遊。其時御料理人御前へ罷出、乍恐申上るは、御椀の中、中々砂氣は無御座候、今日は殊外風立候故、公御口中に砂氣有之と奉存候、御口を御漱被遊、可被召上、と憚る所なく申上れば。公被聞召、いかにも〳〵とて、卽御

手水をなされ、被召上て後、汝がいふ所尤なり。我過てり、とて御笑ひ被遊しとなり。

◎　或時白鴨を御囉ひ被成けるに、土倉淡路へ御見せ被遊ければ、是はあひるにて御座候と申上けり。いや鴨なりと被仰て止まず。御不興にて御入被成。暫くあつて、淡路を召。成程あひるのよし被仰ければ、其時淡路申けるは、たとひ鴨にも被成、私のあひると申上候はば、あひるに被成置候が宜く御座候。御家老が殿様にまけ候ては、御家中仕置不申候。殿様には、御家老に御まけなされ候分は、少も不苦事と申上候由。

六、明罰

明罰は、罰を明にする儀なり。世に、悪事をする者あるは、苗の中に草あるに似たり。苗を能生ひ立んと思はゞ、其草を抜て苗の妨をせぬ様にせざれば、苗能生立事なし。人主國を治め給ふも其ごとく、世の風俗を宜しくし、善き人の多からん事を欲し給はゞ、悪をする者を罰して、世の害と成、人の善き事をする妨と成者を退け給はずんばあるべからず。若人を刑罰に行ふ事を憐みて、悪をする者を宥め置給ふは婦人の仁と言べきなり。

◎　或時、日置若狹家來、長屋より御堀の水鳥を鐵砲にて搏、出奔仕故、追手をも出せし所に、外場所と違ひ、自身出馬も可致に、事ぬるき由御意にて閉門被仰付候。此事秋頃より、翌春迄もかゝり候由。

◎　難波町邊御ねらひに御廻りの節、或家へ御寄被遊、御ねらひ濟され御出候所。御草履取、路次外に脇指をもたせ置けるを御覽被成。此脇指は、何者の脇指に候やと、御尋有之故。御草履取の脇指の由、無何心申上れば、不相應成奢もの糸柄をさしたるや、と御呵り、御暇を被遣候。それにて御家中の者迄、自然とかるき者みな〳〵革柄にいたしけるとなり。

◎　澤田何某と申御小性料理人、弓を稽古し、餘程射習ひ、何卒御歩行弓へ成共御入被下候樣願候へば、大に御機嫌損し、御意には、役義の事不仕候て、か樣の事を申出、甚不屆に思ふなり。輕輩の者へ可入由、被仰しなり。

◎　池田主水、何やらん言上仕し事あり。その言葉の内に、私方へ心安出入を仕候者何がし義、か樣〳〵と申上しか

ば、御意被成候は、其方へ侍どもが参るを出入といはるゝは心得違ひなり。可被改との御意有しなり。

◎何れの所にか有りけん、御野廻り先にて、向の村に人の群集するを見給ひ、何事なるぞと仰有り。盜を捕へ申候段、申上候得ば、何を盜たるぞと、御尋あり。肌付を盜たる段、御答申上れば。今日身が廻り合したるは彼が幸なりゆるすべし、我も行て聞ん、とて彼所へ行給ひ、爰へ引出し、口を聞と被仰し故、引出しければ、捕へし者垣に肌付をかけ置けるを、とらんと仕候故捕へ候、と申候得ば、いや肌着のかけ候垣根にねぶかの御座候故、是を少しとり可申と致し候を、肌着を盜しとて捕へ候、と答しを被爲聞。肌着ならばゆるし可遣と思へども、少しにても耕作に手をかけし上は天下の罪人なり、了簡なりがたし、牢へ引け、と被仰けるとなり。輕重本末において果斷し給へる事如斯。御賢君と申奉るべし。

七、格物

格物とは、物に格るの義なり。物に格るとは、人論日用の上は言に及ばず、人論日用を先として、下賤の者のする業までも、其事々の上の理を明らめ、其業に疎からぬ事をいふ。人主政を施し給ふ上にては、何か一事其計ひ給はぬ事はなければ、人論日用を先として、下賤の者のする業までも、其、事々の上の道理を明らめ、其業に疎からぬ樣になく候ては、其計ひ給ふ事、害多くなり、利は少く成て、下民其恩澤を蒙むる事なかるべし。民を治むる要は、下民の爲に害を除き、利に成事を施す事、第一なり。能事物の理を明らめ給はざれば、民を治る事、全き所を得給ふべからず。

◎公赤坂郡に狩せさせ給ひ、それより數日。村邑をめぐらせ給ひし時、或所にて老農をあつめ、終日耕業をかたらせて聞し召、日暮て老農共退き出けるを呼返し給ひ、植物の中何物が第一に多く得るや、と問せ給ふ。各御答申けれ共、怪しみ給ふ御氣色あり。やゝあつて、土地によつて多寡の不同あるべし。聞及たるは異國にて芋を植て富たる者ありしといふ、誠に色々の物を植てみしに、果して芋に及ものなく、いも一つを植れば大てい一升を得べし、一反に十石を得つべし、燥濕の地にもよらず、培事左のみかたからず、葉も莖も食ふべきものなり。五穀に次げる

物なり。汝等がしらざる事はあらじ。土地の不同なるによるならん、と被仰有けり。

◎御野廻りの節、いまだ穂に出ざる稲を御覽被成、御郡奉行を召して此稲は何なるや、と御尋ありしに、其名を知ざる故、不奉存由申上れば。いや、葉すこし廣ければ何にて有べし、とて、地主を召して御尋ありければ、果して御目利の通なりければ、稲の名も知ず、それにて百姓を養ふ職危きなり、と仰られけり。

◎按ずるに、稲の早く熟するを早稲といひ、次に熟するを中手といひ。其次に熟するを奥稲といひ、早稲に、ふく早稲・北國伊勢穂より出しなどといふあり。中手に、小彌六・こぼれず・世つぎげんか・筑紫・荒木などといふあり。奥手に大稲・ひろい・四本・川流・白穂・次郎九郎などといふ有。餅米に、播磨・四國・御膳こぼれ・鴫しやくし・石堂・新田などといふあり。その品を委敷へば、百種の上にもおよぶべし。今農民に尋てすら委しくは見覺へぬ者あり。然るに公尊位にまし〳〵ながら、か様なるものまでも御見覺へあそばせし事、爰を以みれば、御國政に御心を用ひさせ給ふ事、おしはかりしるべし。御厚き御事なり。

◎公御狩より歸らせ給ふ時、名主の家に人あまた集りて騒敷し。何事ぞと問せ給ふに、狐を追入て候にみへず、と申。公聞し召、あやしき物なり。鏡を入て見よ、死〔化カ〕物の明を奪がたかるべし、と仰あり。果して梁の上にかがみ居たるが、鏡の内にうつりけり。

八、愛物

愛物とは、物を愛する義なり。物は鳥獸草木の事なり。鳥獸草木は、人より賤き物といへ共、同じく陰陽の二氣より生じて、人と同じく一類の物にして、天の惠を受ぬはなし。人此理を辨へず、妄りに鳥獸を殺し、草木を伐て、天物を傷ふは、仁愛の道に違ふて、天の御心に背くといふべし。増して人主は一國の中は、人を先として鳥獸草木に至るまで、皆々天より預り給ふ事なれば、仁愛を加へ給はずんばあるべからず。不得止といふ事にてもなく、ただ一己の樂のために、妄りに鳥獸を殺し草木を伐り給ふは、天に背き給ふ事尤も深し。

◎御殺生の節、鶴二羽・雁五羽あそばされ、其日は此二鳥御取不被遊と。故内匠頭様御物かたり被遊しとなり。

◎御殺生の時、多くは御鐵砲御持被遊、御忍び被成候御樣子も無御座、づか〳〵と御寄被遊御ねらひ、左樣にても又おひかへ、又其如く被遊、三四度も御ねらひ被遊、それにても揚ざる御鳥には御放し被遊しとなり。

◎日置草也言上して、於金川雉子を搏候へば、多く取申候と申。右に付或時金川へ御出被遊候時、雉子可被遊出御意有之、苫屋へ御入被遊、其樣子を御覽被成候て御意には、か樣にするは、鳥をだまして、ね鳥を搏に同じ、且鳥の來るを待事なれば、退屈もする事なり、と被仰て御鐵砲不被遊となり。

率章錄　卷五終

附錄

此には、御政事に施させ給ふ御事にてなく、公の御爲人の御樣子、又御堪能の御事ども書集むるのみ。

◎公の東照宮に初て御目見ありしは、御五つの御時なりとかや。其時御刀を被進しに、御膝もと近く御出被遊。東照宮公の御鬢髮を御かきなでゝ、三左衛門が孫なり。はやく人となり給へ、との仰なり。公御拜領の御刀を取給ひするりと拔て御覽有、眞(ほん)のじや、とのたまひしとなり。東照宮是はあぶなき事よとて、御手づから御刀の柄を持せ給ひ、御鞘に納められけり。公退出し給ひし後、眼光のすさまじき、只人ならずと、東照宮仰ありけり。

◎公甚御手跡好ませ給ひ、弱冠の御頃にや、青蓮院の宮尊純親王に學せ給ひしに、後に中華の古法帖を御習遊し、王陽明の客座私祝の石刻の中、三字缺たるを御書足し給ひし、今學校にあり。何れの字か（細井廣澤は天下の能書なり廣澤評して私祝の中の不詳の二字御書足し遊しゝならんと言へり。）公の御書足といふ事、辨へ知る者なし。

◎公常に音樂を好ませたまひ、或時仲秋の十五夜、御月見がてらに水邊へ臨み給ふ。折節、雨晴にて名月も朧なりければ、公林歌の曲を奏し給ふに、無程雲晴、月爽にして照ける。去程に、公も御悅喜まし〳〵て。侍座の人々も悅びあへり。誠に是天感の至れる所疑ひなく、有難く覺えて、皆歡喜の涙におよびけると。此時公御笙を被遊しとなり。

◎京より樂人辻伯耆・東儀修理・窪將監三人を召て御家中の者に樂を學ばせ給ふ。公は、殊の外に笙を好ませ給ふ公の御橫笛に名づけ給はん事を、中院内府通茂卿に請はせ給ひしに、蘆田鶴(あしたづ)といふ名をつけられけり。

　空にかけり澤に年經て幾度か
　　霜の蘆田鶴こゑふけぬらん

といへる歌にとれるなり。此御笛を、其後伶人辻山城守にあたへ給ひたり。辻は、當時の天子の御笛の師なりしかば、彼あしたづ天子の御物となりぬ。一說には、辻山城守事を又肥後守ともいへり。

◎寛永元年甲子、臺德院樣若君樣と御一所に御上洛あり。公も御供被遊、同九月六日、後水尾院樣二條の御城に御幸あり。和歌の御會ありて、竹契二遐年一といふ題出たり。公の御歌に、

峯に生る松の千年もとりそへて

君がよはひを契るくれ竹

此頃因幡國、公の御領國たる故に、嶺に生るとは詠せさせ給ふなるべし。

◎或人のいはく、井關玄說、公を御見上申、退いて歎じていへり。其詞に、溫恭にして不レ可レ犯。寡默にして親むべからず。言しばしば可に當り、行しばしば則に叶ふ。本邦古今君子は不聞、もし君子と稱せば、公ならんといへり。

泳化餘編

全

泳化餘編解題

此書撰者ノ名ヲ記サズ。或ハ云フ、三上元龍ノ著スル處ナリト。元龍通稱ハ左大夫、岡山舊藩士ニテ、天明・寛政頃ノ人ナリ。頗ル學識アリ、泊放錄、撃劍叢談等ノ書ヲ著ス。

明治三十七年一月

岡山縣地理歷史整理委員　塚本吉彦

泳化餘編

本藩の芳烈公と稱し奉るは、聰明叡智の君にて、武を備へ文を兼、深く國政に心を委ねたまひ、士を勵すに賞罰を明らかにし民を率るに寛猛を施し、其の賢德ましましける事、天下の人の遍く知る處にて、當時四君子の一に稱し中にも仰ぎ知へし。然るに其善言美行の萬世の模範と成べきをも、言つぎ語つぎして傳ふる事は、年月の隔るに從ひて、こゝかしこ誤る程に、終にその誤、實の如く成て、一犬虚に吠て萬犬實に吠るの諺思ひしられたり。近頃少しく古のふみ見たる人の書記せるものも、時勢事理の辨へもなく、唯己か聞處を貴しとして、猥に書綴りしものどもなれば、ひがめる事のみ多かりき。それを見る人も理にかしこきものは少く、情に愚なるものは多き、世の習なれば、寛仁は小惠となり、義勇は粗豪に混じ、黜陟は苛（酷）刻に類し、明決は强辯と轉ずるまゝに、大德を汚し、英名を損ずるに至る。なげかはしき事何かは是に加るべき、されど公の賢德かかる雜說にて闕耗すべきにもあらざれども、默し止べきにもあらねば、其の義理に背き、事實を誤るの甚しきものを、一つ二つ擧るほどに一卷の書と成ぬ。是を以て、聊、後人の耳目を洗ふ事あらば、鄙願の一端を遂るものならん。

一　一書に云く、大猷院殿、向井將監忠勝に命ぜられて、相州三浦にて造らしめたまふ大安宅船、寛永十二年六月江戸海上にて御召物有。諸大名品川海岸に出らるべき旨被仰出。公于時福照院殿の召せたまふ御帷子を借たまひて御着用有、上に猩々緋の御陣羽織を召て出させたまふとき、御式臺にて日出したる扇を開て稍久しくつかひ給ふ扨、品川に至りたまへば、諸大名異なる御出立を怪しみ尋られしかども、少し存寄候てとばかり御答へ有。程なく大猷院殿御船より御覽有て、諸大名の中に、人に異なる行裝は、備前少將なるべしとて小舟を以て御召あり。則安宅船に乘たまへば、大猷院殿、服の他に異なるを御尋ね有ければ、公謹て御祝儀の式は船中の義、某どもは陸の警固に罷出候と奉存由答させたまふ。以下の文事繁きをいとひて略して載ず。

按ずるに、公此日の御出立よりして、右に略したる下文に、諸大名直に登城有べしとて歸たまふ頃、諸家の供人は混雜して騷ぎ合けるに、公の御供ばかり早く見付まゐらせて、即時に集りしなどは、一時の美談となりしなるべし。唯福照院殿の御帷子

を借たまふの一事、何の益といふ事を知らず。もし其事實ならんには、遊戯の窓にて人を驚すに足のみ。誰か是を善事とせんや。是は某考ふる所あり。恐らくは違ふ處あらず。某親く見る所、烈公より故山川重郎左衞門へ賜る處の御具足下と唱て御肌着三つ有（綿入。袷。帷子也。此所綿入帷子は同人子孫所持。袷は同姓金左衞門家に分ち傳ふ）何もむら蝶をゆうぜんに染出したり。猩々緋の御陣羽織の下なれば、かかる服を用ひたまひし成べし。然るを見たる人大模樣の御帷子召たるよし、云しを後に聞人、大模樣の御帷子御常用に有べき機なければ、福照院殿の御帷子を借たまひしならんと、愚なる推量より云出せるを、何の辨へもなく書に書載けん、深く事理を考ざる人の漫に筆を弄する事、公の賢德を穢する至る、恐るべし、恐るべし。

一　一書に云く、靑地善左衞門は御納戶役を勤む。江戶御參勤の節、一條家より珍らしき筆の物を御もらい有。是を善左衞門に仰せて、御先に江戶へ持行、表裝させて、御待請に御床に懸置候樣にと有ければ、夜を日に繼て三日計に江戶に着、表具出來して御着の筈にあひければ、甚御機嫌よく、山內權左衞門へも御見せなされ、善左衞門骨折候故と御稱美ありければ、權左衞門よき時節と思ひ、善左衞門久々御奉公申上候、かやうの序を以て、御加增下され可然と申上候處、甚御機嫌損じ、其方ども我等に代り、諸士の賞罰取行ふ身分にて、かかる申分心得がたく候。物體加增新知等は戰場にて、一命をかけての働の上にて遣し候ものなり。然るに平日の勤功此度の骨折くらいの事を以て、加增遣さば、戰場ごときは何をか賞美し何ほどの加增をか遣すべきや。其方など以の外心得違ひたり。善左衞門が此度の褒美は申付かた有、是へ呼び候へ、と仰られ、罷出候へば、此度の褒美並兼々奉公出精の趣に付加增遣し候樣に、只今權左衞門申候に付、加樣加樣申聞たり、其方如き勤功にて加增はとられぬものと心得よ。このたびの骨折に是を遣し候とて、御紋付御羽織を御手づから賜りたり。

此一條、實に違ふ事、さのみ有まじきか。去ながら、平日の勤功にて加增賜らぬ樣に書なしたるは、大成誤なるべし。烈公の御代新參を除きても、平日の勤功を以て、度々加增賜りしもの、あげて數へがたし。就中、其大なるものをあげて云んに、土方源內左衞門は、神屋平三郞家より召出されて、祿六百石に至る。舟戶七太夫は帶刀次男にて、同五百石に至る。伴內記（後草加兵部、爲五郞右衞門養子）四十俵四人扶持より、度々御加恩有て、五百石を賜り、矢部源次郞は三十俵四人扶持より、段々御加恩

をかさねて四百石を賜り、後尾關兵庫養子に仰付られて、尾關源次郎と云り。是等を以ても勤功の御加增も、また多かりし事を證すべし。

一 一書に云く、山內權左衞門、最初は知行百五十石なり、數年勤役の內御加增可ㇾ被ㇾ遣と思召候得ども、御趣意有て老後に、一度に三百五十石御加增被下、御次の間へ立候節、御意に、此者前廉より加增可ㇾ遣候處・天性奢の氣質あれば、驕出候はば、家をも滅し可申かと思ひ、ひかへ置たり。あの年來にては、その氣も有まじく候。此度の勤勞に如此申付候。と御意被遊しに、別して有がたく感涙に及びしとなり。

此說は、最甚敷誤なり。山內家譜を以て考るに、權左衞門は寬永十五年、曹源公御誕生の後二月二日被召出、此時十一歲なり。同十九年父主水願に依て、祿の內(主水祿八百石)三百石分知せるよしなり、さらば、此時已に三百石なり。扨慶安三年御小姓となり、明曆二年六月廿八日大目附となり、萬治元年十一月十四日、御加增二百石裏判役被仰付。爰に至て行年三十一歲なり何ぞ老後と云べきや。一として實に合ざるの妄說、かたはらいたき事ならずや。

一 一書に云。山脇何某武功有、故を以て千石を賜り、同山脇一統に三四人餘程の祿を以て一所に召出さる。

考るに山脇源太夫は、護國公伊丹を領したまふ時、祿二百貫にて召出さる。山崎合戰の時、明智が大將松田太郎右衞門が寶寺に陣を取たるを、源大夫忍て峰に登り、卽時に追崩し、此日村上源之丞と云功の者を討取たり。豐臣殿下織田內府と御合戰の時も、鄉渡堤の高名並岩崎小牧にても首級を得たり。又小田原攻の時も、山中の城の大手にて天晴なる高名し、殿下より銀錢賜りたり。播州にて祿二千五百石に至りたり。其養子犟、主馬二千石、其子後の主馬、烈公の因州に移りたまふ年死たり。又嗣子なきを以て、尾林長吉子五郎八・源大夫孫なるを以て千石を賜りて遺跡となし給ふ。後修理と稱す、烈公武功有士を召出されし頃は、山脇は御家へ召出されしより四代目に當れり。その誤論辯を待ず。又山脇同姓には、市大夫は源大夫召出されしより、與力組にて播州姫路にて祿四百石を賜る(近來家絕し市大夫は此市大夫庶家なり)藤右衞門も同時に召出さる。子孫詳ならず。三郎兵衞は濃州池尻にて國淸公に召出さる。此外にも同姓有しや不詳。又故九之丞先祖は、源太郎とて源大夫妾腹の子にて、同人死後出生し、元和四年因州鳥取にて初て三百石賜りしなり。かかる誤り書記せるは近代の軍物語もみず、世の人の武邊咄するをも聞ざるなるべし。御家にて山脇源大夫が武功の事などしらざる人あらんとは疑にもあまり有。假令儒業の人

なりとも、今日武官と肩を比ぶる人は、少しは武事にも心を寄せて、御家の舊勳などはしるべき事なり。

一 又云く。公の御代召出されし人、吉井藤內・櫻井孫三郞、島原一亂の功有を以て、召出されたるよし記して、陸田市左衞門を洩し、中西理右衞門を今西利右衞門と記し、森脇新右衞門を三右衞門と書たり。或は生駒玄蕃を頼母と記し、萩原又六郞姓名を不載して御徒頭とし、兩人とも御改易などと記したり。生駒玄蕃は大小性頭、萩原又六郞は御花畠奉行なり。殿中口論に付、玄蕃は御改易、又六郞は切腹被仰付なり。又落合彌左衞門と云浪人岡山へ來る太刀遣ひにて御家中弟子多し、公聞召て二百五十石にて召出さると云、是もしかはあらず、彌左衞門は萬治三年九月五日、五十俵五人扶持にて被召出、寛文二年十月五日新知二百石賜りたり。一代二百五十石は至らざりしなり。是等の事は、至て少しき誤にて、强て辨ずるに及ばずといへども、誤を傳へんよりは實を傳ふ事可ならんとここに附記す。

一 今閑谷の學校にある處の公の衣服器什をあげて、其質素の有がたき事をいひ、その終に御裝束は甚美麗なるものなりと有り。是はいかなる事ぞや。裝束に至ては、私の製に從ふべきにあらず、位階に從て定法有て變ずべからず。たとへば、いかに質素なればとて、四位以上の人、布直垂・革緒直垂等を用ゆべきにあらず、美麗なればとて金襴・蜀錦等にて製する事あたはず、これはひいなの裝束と等しく心得て記したるにや。

一 一書に云、或時學校にて鑓御覽あり、其內一人破れたる帷子着し者有しを召て御感有、御帷子賜りしと云。此御帷子賜りし事、貧なる體を御愍有て下されしか、又は其座にて、勝負に突破られなんとしたるを御覽有て下されしか、何樣當座の恩賞を蒙る事有がたき事どもなり。乍去、御感有しと記せるは誤なるべき、貧は必しも德行より起ると云にも非ず、費す處多くして後貧なる有。偽りて貧なる形をなすも有、その本を糺したまはず、破れたる帷子着たるのみ御感あらんや。此事もし實ならんには、後漢の和洽が曹公に說し言に、天下の才德各殊なり、一節を以て取べからず、今朝廷の議吏、新衣を着、好車に乘る者、これを不淸といひ、形容飾らず、衣裘敝壞なるもの、これを廉潔と云、一概に堪がたきの行を崇は、必隱僞を容るあらんと云如く成て、敝壞の衣服を着て儉素を佯て世に容られん事を求る者多く出來ぬべし。思ふに此事は腐儒者流の造言なるべし。

一 一書に云。烈公御一代は、東照宮供奉の番頭組の士中、皆甲冑にて乘候よし。

此說、又實にたがへり。御祭禮記を以て考るに、甲胄供奉は、四ケ年ならではなし。明暦二年丙申より寛文三年癸卯まで、流鏑馬十番づつ同四年甲辰、同五年乙巳兩年は、弓止て競馬十番になる。同六年丙午九月十七日初て甲胄供奉被仰付、番頭土肥飛驒・若原監物、物頭岸織部・稻川十郎右衞門、御鐵奉行八木平兵衞なり。同七年丁未九月十七日、供奉の番頭、瀧川縫殿助・池田數馬、物頭は陸田市左衞門・深谷甚右衞門、御鎗奉行生駒半右衞門なり。同八年戊申九月十七日、供奉の番頭池田美作・眞田將監、物頭は上坂外記・岡田權佐、御鎗奉行再生駒半右衞門なり。此年より大小性一組加り、頭は安藤杢、黑母衣二人(組頭)白母衣八人供奉せり。同九年己酉九月十七日、供奉の番頭池田藤右衞門・芳賀內藏允、物頭は荒尾內藏助・靑木善大夫、御鐵奉行宮部源六夫なり、大小性頭は伊木頼母、黑母衣二人、白母衣五人供奉す。同十年庚戌の秋、御家中御減免三つ物成被下候に付、甲胄供奉相止候なり。同年、翌十一年は、大小性頭並組の大小性熨斗目麻上下にて供奉せしなり、同十二年壬子公御隱居ありしなり。御一代の間甲胄供奉などと云は、甚故事を知ざるの說なり。

一 一書に云。公錢を鑄さしめ給はんとて、鑄錢師を求め給ひしに、鑄錢師は田舍へ下さるまじとの事なりしを、京都所司代板倉周防守殿へ湯淺右馬允を使として、懇に御所望有て今の錢屋敷にて錢を鑄させらる、是より國富たりと云。

此一條は是非を論するに及ばず、又一說には、錢を鑄させられしに益なくして、費多かりしかば無程此事止しとも有。何れを正說とも決し難し。本文の如く國富たらば今諸國銀札を造て通用し、利を求るに畢竟同じ理なり、もし益なくして止し事、實ならば知者も千慮に一失有の譬の如くなるべし。且公の國政に御心を用たまふ事、大學の生レ財有二大道一と云るに合せる事多し、富國は道を以てすでになれり、錢を以てするを待ず、何ぞ如此事を以て、公の賢德の一條とせんや。

一 一書に云、因州の宅間八大夫といふ者、御使者に出、途中より若黨を先へ遣す事の有しに、過て御旗本の野々山瀨兵衞殿の供割せしを切捨にして通られたり。宅間跡より行掛り、此體を見て大に驚、辻番にて子細を尋、そのまま矢立取出し、御使者の始末並しかしかの由書調、家來を戾して其身馬に打乘、鐙おつとつて追懸たり。野々山殿此體を見て、跡をもみず北條何某の屋敷に逃込れしを見て、宅間かの門に至り、此內へ只今逃込たる人有、御出し候へ、申事の候。と云込たり。されど北條殿より、とかく申たるの旨有て出されず。其內因州の御屋敷より、何分其

まま引取り歸候へと申來りければ、是非なく、乘捨られたる馬の片鐙をはづして取歸たり。此由沙汰有て、野々山殿は腰拔の評に極り、御追放なり。扨公儀より御直參へ對しての事、其上相手追放の上は、宅間に切腹申付らるべきとの事なり。光仲朝臣御答には、八大夫事は少も越度なく候へば、中々切腹申付樣無御座となり。御老中よりは是非かく可有事なりと申來る。是に依て、御一門方御招集にて公も御出あり。如何可有との御相談なり。公御笑にて、何ぞ六つかしき事かと存候ひしに、是は御相談にも及ばぬ事なり、せぬせよと互に云爭は、小兒の水かけ論と云物なり。此度の返答には、成程かくご仕居候とあらば濟べきなり。其上にて理不盡に申來らば是非に不及事、某も同家の事に候へば後を詰可申、と有ければ、其通にて事濟て、宅間は切腹に及ばざりしと云。

此一條は記せる書數々有て、其說も段々違たり。最初は何も同じ、一說には宅間鑓取て野々山殿に追付、後より聲をかけたるに、野々山殿後にねぢむき、陪臣を相手にするやうや有と云捨、其まま西尾七兵衞殿屋敷へ逃込れたり。供の者も此勢を見て皆々逃散たり。宅間は七兵衞殿式臺へかかり、只今是へ入候人有之、御出し候へ見參せん、と云。取次の者云樣、只今御入候は野々山瀨兵衞殿と云御旗本にて、平生心易く御出候御方なりと云。宅間、何樣是へ御出あれ、直に申度事候、と云入けれども、兎角して出られず。宅間大に怒て、大音にて、かかる臆病人も世に有るものか、今は詮なし。とて式臺を下て歸らんとす處へ、主人七兵衞殿その年七十餘りなるが、從者に長刀もたせて、物騷がし、事の樣聞ん、とて出られたり。宅間しかじかの由申す、七兵衞殿成程云所理一々聞へたり、瀨兵衞は急用有とて、先に裏門より出歸たり、今は歸るべき旨申さる。宅間御直參の御屋敷へ踏込無禮仕候段恐入候と申、かへりさまに乘放したる馬の片鐙はづして、取歸たるとぞ。

又一說に。野々山殿は切腹仰付られ、其後御老中より光仲朝臣へ、宅間を出さるべきとの事なり、然るを罪なきものを何とて出し可申哉と答有。公儀よりは御直參を相手とし、剩相手切腹の上は、出さるべき理勿論なりと云來る。然るに依て御一門方御相談有しと云。

一說に。宅間は其夜直に因州に返されしと云。同公の仰には、宅間出すべき樣候はず、是非出せとなれば覺悟仕て候なりと申さるべし。猶も理不盡に請取んと有ば、不得止御城へ鐵炮放かくるまでなり。と仰られしと云。併せ案ずるに宅間罪なき事なれば、御かこひ可有筈なり。覺悟仕候と有は、御身上にかへても無罪の者、越度には被成まじきとの事、さも有べし。後を詰る

の、鐵炮を搏かくるのといふ御詞は、更に有べき事とも思はれず。殊更因州の御家神祖の御外孫なるを以て、御家門に准じ恩遇他に異なる御筋目なれば、傍よりも、かかる御言葉を出したまふべき様なし。覺悟とあらんには、駿州高國寺の城主天野三郎兵衛康景が、罪なき足輕を罪するに忍びずして、萬石の祿にかへし如きの御底意ならば、さも有べし。其上烈公は御愼深く放言を好みたまはず、縦令御心中に深く思召有とも、大勢の中にてあからさまにのたまふべき。もし實に此事あらんには、唯燈蛾の譬に似たるのみならず、坂崎出羽守が企にひとしき事にて、誰か是を義とせんや。臣子として、かかる事みだりに記さんは、恐れざるの甚だしきとや云べき。今ここに辯駁するも、又憚なきの誹謗免るべからず。彼も非なり、是も又非なれど、意量の取捨道において如何ぞや。

一 一書に云。仙臺侯の家臣公儀の黒鍬を切殺す事有。公へ御相談有しに、家來を公儀へ渡すに不及事に候、其捌きは申に不及、と仰られ。其趣黒鍬方へも聞へけるが、討捨にして濟けるとぞ。

考るに、此頃迄は如斯事諸家共に多き事にて、國主家など別して我意を立候節ゆへ、さも有べきや、去ながら是も右の宅間八太夫一件に近き事にて、假令事實なりとも、御言行を後世に傳へて、法則とせんは如何有べき。

一 一書に云。公御參勤の節、徃年大猷院殿御上洛有之事語り出させたまひ、此事誰か覺たると仰らる。石川清介その事をよく覺て語候由申上ければ、則、清介を召御尋有に、少しも存候はずと申、傍の人怪て、如何ととへば清介、公の聞かせたまふ所にて、我久しく御奉公申事を、殿には御忘れあるか、其時の事を語出さば、殿の御忘れをただすに近し。故に不存由申、と云。江戸へ着せたまふと、頓て新知百五十石賜りける。

此條美談とする事心得られず、清介は(古今まま有所なり)我年來の奉公を、譬訴訟して加恩を望罷のみ。其故いかんなれば公の御尋には不答して、公の聞し召所にて御忘れをただすに近しなど云事何ぞ、實に君の過を顯はさじとの志ならん。大久保相模守忠隣の、君の過を世に顯はさぬ爲に、我罪なき申譯をせられざるとは、似も似ぬ志なり。公の百五十石の祿を賜りしは、多年の勤勞を賞したまふにて、左も有べき事なり。必しも清介が申かた理に當れると云を以て、賜には有べからず。たまたま時節の合するを以て、此説流布するにや。この一語なくして新知を得候は、清介、實の忠勤にて、功を衒ひ祿を求るの名を免るべきか。宋の張詠が言にも、君に事るに廉にして貧を云ず、勤て苦を云ず、功ありて己が能を言ずんば以て君に事ふべしと云し格言、尤も

かたき所にや。

又按ずるに。清介新知賜りしは慶安三年の事也。大猷院殿後の御上洛は寛永十一年なれば、相去事僅か十七年なり。清介を除てもなど、十七年の勤仕を積し者なかるべき。もし初の御上洛とせば、元和九年なれば二十八年に當る。定て此年の事なるべきか。されど是も類なく、久しく御奉公仕るとも云がたからんか。剰此時は猶大猷院殿の御治世にて、此年の翌年慶安四年辛卯に至て薨御なり、御年四十八歳とぞ聞へし。是を以て推考るにも、此頃迄御上洛の事覺し者は數多くあるべきなり。清介のみ覺へて語りしと云も、疑はしき說ならずや。

一　又云。津田重次郎永忠十八歳の時、大目付被仰付。其日御評定所へ出て公務終て後、老中私の物語して時刻移けるを、永忠末席より此處は長はなしする座にあらずと誡ければ、老中物を云ず退出して、翌日御前へ出、重次郎しかじかの事申たり。二十にもたらぬ者のあまり成事なり、と申上たりしかば、公扨は予が見る處違はざりき。思ふ所憚ところなく云んものなりと思ひしが、果してしかなり、と仰有けり。

此事は、事實は定て誤るべからず。重次郎年齢には相違有、重次郎は承應二年二月十日十四歳にて召出され、烈公の御兒扈從たり。萬治二年御小性仲間横目被仰付、同三年十月九日新知百五十石被下、同月廿五日前髮取たり。寛文二年八月十五日御加增百石賜り、御徒頭となる。同四年九月廿五日大目付被仰付、此時三百石となる、行年廿五歳なり。又御評定所と有も、今の御評定の事にはあらず、只今の御評定所は、貞享七年（文字數不明）新に置れしなり、伊庭與一右衞門跡屋敷にて有しよし。

一　一書に云。江戸にて挾箱金の蝶の紋付たりしを持たせたまひしに、挾箱は、予が着替を入るる器なり、行列の先に置べからず、とて止させたまふ。又長刀も無用の物なりとて止たまふ。

此事は眞僞正すべからず、定て本文の如く成べし。去ながら姑く愚が所見を以て論ぜんには、曹源公御代、元祿寶永の間に至て、御同勢の儀仗備たる事多し。此時に至て、かかる舊例あらば、など金紋の挾箱に復したまはざらんや。又保國公御代初に、金紋の挾箱を持せたまひし事有しに、曹源公御幼年の節、度々登御城有て、大奥にて賜ふ所の物を、金にて葵の御紋付たる挾箱に入て、其まま御持せ歸らせらるる事は、毎の事なりしを聞及て、推て前例とせしなど云は、古き事は、此頃も已に慥に、知人もなかりしとみゆれば、本文の說もいかが有べき。又長刀の事も、愚幼年より古き武鑑を好て數々見しに、此頃は重き御家

内並薩摩・仙臺兩家を除ては、毛利・上杉兩家のみ長刀見へ、細川・淺野家等もみな、此頃は見へざれば、是も覺束なし。猶考へ正すべき事なり。

一　又云。公五倫の歌を作りたまひ、越天樂の拍子に準して麥舂歌に用ひしむ。その譜中、河南程子兩夫子と云る句有を、土民等是を變じて、備前の國主光政とうたひしとなり。土民迄も御德を崇め奉る事、おもひはかられたり。

此事は辨明すべきにもあらねども、時勢事情を以ても察すべきなり。上より歌を作りて、麥舂歌に用ひしむると云事、有べき様なし。下より聞傳へてうたひはやらす事は有べきなれども、國郡の役人より、童謠を傳へ敎んには、兒女子の戯にひとしかるべし。又備前國主光政とうたひては、語音も宜しからず、其上今時よりも猶質朴なる百姓ども、御諱を知て遍く唱ふべき様なし。或は備前の太守新太郎とうたひなば、聞よかるべけれど、是も其頃の百姓ども眞實に上を尊ぶ心ふかくば、いかに童謠の詞なりとて、俗情にて匹夫を呼ごとく、新太郎と云捨になどうたふべき。もしくは隣國他邦の人の、云はやらせしことにやあらん。又按ずるに、右の歌、公の御作なる事慥なる證も有事にや。愚未所見あらず、先年五倫の唱歌と云ものを見し事あり、市浦淸七郎作なりと云。左に記す。

君・臣・

君は民のたらちね、民は君の子なれば、春はたねまき、秋はおさめ貢物ささげん。

父・子・

かぞいろの、めぐみは天とともにおほひなり、つとに夜はに怠らじ、人の子たるのつとめを。

夫・婦・

おつとは外をつかさどり、つまは内をおさめて、和らぎて、正しきは家の道のもとなる。

兄・弟・

はらからのしたしみ、はつらなれる枝なれや、いつくしみうやまひて、へだてなくともなへ。

朋・友・

ともどちの交は善にすすむ道なれや、相すくひ相ただし、ゆづり有れば久しく。

右の外に公の御作の五倫の歌有や、聞まほしき事なり。
又河南の程子と云唱歌も外に似たる事あり。ふき組の唱歌に擬して、中川權左衛門謙叔が作りたるとて其家に傳ふる物の中に「至善門の其中にとどまるは誰人坐忘の顔子・曾子・子思・孟子」「濂溪の茂叔はあらかる春の風なれや洒落なる心はくまなき秋の明月」「靜に坐せる姿は泥塑の人にさも似たり人に交るあり様はやはらぐやうの鬧是はこれ誰人ぞ河南の程子兩夫子」など見へたり。如此歌ならば「備前の國主」と轉じては甚不都合成べし、相似たる事なれば、爰に記して後の考を俟のみ。

一　雜說に、大原源左衛門は、祿三百石にて御近習を勤たりしが、寢番せし翌朝御火燵蒲團に垢付たるを御覽じて、不審く思召御尋ね有しに、源左衛門申上る樣、貧窮にて夜具所持不仕候故、夜前の寒氣にたへかね候て、ひそかに被て臥申候由、恐入たる體なり。公御聞有て、直に源左衛門宅へ、御近習一人被遣、家內の樣委敷みせられしに、門內には馬一匹家來も相應に持たる體にて、夫より案內を乞て、內の樣を見るに、座敷の邊に當用の武器取揃、貯藏にも武具みちみちたり、米倉にも糧の用意闕たりともみへず。さて家內の體を見るに皆單物やうのものを身にまとひて、一つの火燵に、古き紙子蒲團かけたるまでにて、其他餘計の調度とては一つも見へず。此よしとくと見屆て歸り、か樣か樣に候と申上れば御感不斜、源左衛門を召され、卽坐に三百石の御加增被下候となり。源左衛門申樣有難き御恩ながら、私天性愚鈍にて、家計得不仕候得ば、此上に又三百石の軍役備へ候はば、當時彌以難義可仕候間、願はくは今までの三百石にて被差置候方、御厚恩に御座候由申上る。公聞召、此度の加增は家內の育の料に遣し候間、諸役は差ゆるし候ぞと御意有ければ、有難く畏候旨。

是は據なき虛說、論を待ず。今大原氏の先祖を考るに、大原與右衛門といふ者慶長六年國淸公に召出され、此時卽祿六百石賜りたり。與右衛門次男孫左衛門と云、興國公に付まいらせ、備前にて三百石賜りたり、同十年、與右衛門死去。遺祿六百石全賜り因州にて町奉行被仰付、備前へ御國替の後も同役義勤め、正保三年に病死したり。其子もまた孫左衛門と云、父遺祿全く賜りて、同四年九月又町奉行となりて萬治元年に死せり。源左衛門と云は、後の孫左衛門子にて、遺祿六百石全く賜て池田信濃殿組となり。又湯淺民部組に入て、寬文四年江戸御留守御取次仰付られ、同八年小堀彦左衛門組頭と成る。同十年八月廿七日

御奏者番仰付られたり。烈公御一代、大原家代數轉移如此なれば、似たる事も有べからず。一說には野中市左衞門事なりと云て、御加增の數を云ず。是も、野中家譜を按ずるに、初代市左衞門は關原一亂の時、野州宇都宮より、渡邊惣左衞門と同しく大阪御屋敷への御使を勤め、艱難を歷し事世に知る所なり、關東方御勝利の後ち、新知百五十石賜りたり。其後吉田より播磨に御移りの時、二割の御加增有て百八十石の地を領せり。二代目市左衞門は幼名忠三郎と云、故市左衞門死去の時、纔に九歲なり、興國公命有ければ、父市左衞門へ祿を增可賜處、病死せし間、幼少なれども忠三郎に、二十石の御加增賜るよしなり、是より二百石を知行す。明曆三年九月二日病死せり。三代目市左衞門は遺祿全く賜りて、烈公御一代加恩の事なし、是も同じく妄說なる事分明なり。又假に此事有として論ぜんにも、さらに理に當らず。三百石の士家內少くはもとより論なし、家內も多く人馬武器も嗜て貧なる時、又一倍の祿加へ賜らば、など三百石より難き事有べき、家來は一倍增ても、家內加るべき事なければ、その前に異なる事幾何ぞや。此頃の御軍役と云事、屹と定たる事はみへねども、大方三步役の積りとみへたり、其頃、書記せる物を見るに、此三步役を全く常に抱置き候ものは、甚希なる事と思はる。是を以て計るに、三百石に九人の家來抱るとして、一人六石ならしにして五拾四石、乘替馬一匹拾石として合六十四石なり。此頃三つ五步免を以て積れば三百石にて、百十一石四斗三升餘なり。右の六十四石を引て殘り四十七石有、是を以て九人分當用の武器を製せば、一年にして餘あるべし、翌年よりは全く餘計となるべし。何ぞ祿加りて彌貧に苦む理あらんや。又分外に人馬所持するに至ては、其際限も有べからず。左あらんには、分外の物數奇を以て中立には成べからず、祿を倍し、人馬を倍して、彌苦しまば、小身ほど武備なし易き理あらんか、是等の事を推て虛妄の說著しとしるべきなり。

泳化餘編　終

仰止錄

仰止錄に就て

仰止錄は、近藤爲章の序文にもある如く、岡山藩の儒臣早川督學官が文政年中に集錄したものであつて、仰止錄八卷・附錄二卷・續錄二卷から成つてゐる池田新太郎少將光政公の言行錄とも謂ふべきものである。

當代の英主と云はれた光政公の事歷を敍述したものに、芳烈公遺事・有斐錄等の書がある。然し、有斐錄は、精細であるけれども、正鵠でなく、烈公遺事は、簡明であるけれども、脫漏が尠なくない。仰止錄は、これ等の懷疑の點や、遺漏の箇所を考覈補正し、且つ、その類に從つて節目を別けて記述したものである。殊に卷頭に墓表・祠堂記・年譜を採錄し、附錄の卷尾に龍泰世子齊輝公の筆錄二篇を揭げてゐる。蓋し芳烈公の事歷を知るには、最も恰當の資料である。

昭和六年春四月　　　　森田無適

仰止錄（貽謀錄）序

我

芳烈公御德業之盛也、口碑之所レ存（四）曰已不レ朽矣、然亦或失二其實一焉、筆二之於書一者、曰烈公遺事掛漏不レ尠、曰有斐錄雖二頗詳一而亦多レ可レ疑者、蓋皆未定之書也。督學早川君、嘗憂レ之、乃偏索博摭讎校精覈、務存二其實一以成二一書一、名曰仰止錄。又輯下其敎令之可二以刑二於後昆一者上、名曰貽謀錄、倂藏二諸學庫一以詒二後世一。君嘗謂レ予曰、余不揣謭劣、竊補二正遺事有斐錄之未レ備一、庶幾免下後世容喙中於盛德上焉、然敢自是云乎、以俟二後之識者一角二於是命一、予與二石野惟馨一共執二參考之役一、曰又使下予冠中一言於其首上、予竊以謂、公於二正學一特盡二其心一、其政敎法度、蓋莫レ不レ原二於此一矣、是吾輩所二當欽仰而稱述一也。君之學亦可レ謂レ有レ補二於盛德一矣。乃不二敢辭一、聊記下編輯之所由上云爾。

文政紀元夏五

岡山府學　近藤爲章謹識

芳烈公

誕生　慶長十四年四月四日

西紀グレゴリイ暦　一六〇九・五月七日

入國　寛永九年八月十二日

西紀グレゴリイ暦　一六三二・九月廿五日

薨去　天和二年五月廿二日

西紀グレゴリイ暦　一六八二・六月廿七日

備前國主左近衛權少將源朝臣墓表

朝臣、諱光政、小名新太郎、源姓松平氏、本氏池田。傳謂、朝臣之高祖紀伊守諱恒利者、攝州池田十郎教正之裔也、教正實爲楠正行遺腹之男、有故爲池田九郎教依之子、承其家宗、故號池田十郎、以執贄於將軍足利家、所謂、兵庫助是也。恒利曾家攝州、仕於源將軍義晴、後僑居尾州、薙髮曰宗傳。曾祖諱恒興、字勝三郎、襲稱紀伊守、擢用於右僕射平信長公軍功居多、仍賜諱字、改名信輝、斷髮號勝入。祖諱輝政、字三左衛門、豪氣軼材、少有桂石之姿、調遷參議正三品、食於播備淡三國之饒秩。先考諱利隆、少名新藏、叙從四品、任侍從兼武藏守、賜松平氏、領播磨國。妣榊原式部大輔源康政之女、臺德尊公養以適先考、以慶長十四年己酉四月四日生朝臣於備前國岡山城、尊公俾牧野豐前守信成來備前、以述等璋之慶、貺長劍短刀及衣服於朝臣、又賜封邑千石於備中、以爲先妣脂粉之費、十六年辛亥、朝臣三歲、始往武江、拜謁尊公、賜短刀。十八年癸丑拜謁東照神君於武江、亦賜短刀。元和二年丙辰夏先考卒於京師、訃至於武江、尊公使酒井雅樂頭忠世・土井大炊頭利勝來、命朝臣襲先考之封領播磨國、三年丁巳轉播磨國、賜因幡・伯耆兩國。四年戊午尊公命休暇、賜長劍、始入因州。五年己未尊公朝禁裡、朝臣參候於京師。六年庚午冬往武江。今玆築大坂都城、九年癸亥大猷尊公朝禁裡、朝臣叙從四位下、任侍從、賜諱字、貺長劍、乘輿扈從。寛永元年甲子、亦築大坂都城、三年丙寅臺德尊公・大猷尊公朝禁裏、後水尾帝行幸二條城、朝臣拜左近衛權少將、乘馬扈從。五年戊辰正月臺德尊公養本多中勢大輔忠刻之女、稱姬君、自西城以適朝臣。御將之際、使土井大炊頭利勝・高力攝津守忠房、各執其事、以爲尊公之外孫女也。昏禮後三月朝臣拜謝尊公、嘉儀段勤、賜觴又賜長劍短刀、大劍（獻）尊公亦賜短刀。是時左府侯伯、無識與不識、悉執贄來賀、其餘大夫士亦莫不來賀。今玆亦築大阪都城、八年辛未臺德尊公有病、時召朝臣於臥内、有懇命。九年壬申大献尊公懇命曰以備前爲西州之前衛、故移封、乃轉因幡伯耆賜備前國及備中數郡、十一年甲戌、尊公朝禁裏、朝臣住京師。十三年丙子正月築武江都城、十五年戊寅正月五日家嗣綱政生於武江。二十年癸未正月亦築武江都城。正保二年乙酉二月尊公懇命

二朝臣一建二東照神宮於國內一以奉二祀之一。四年丁亥尊公養二朝臣之次女一、稱二姬君一賜二封邑二千石於二城和兩州之驛路、宿二於公館一入洛裝二於二條城一以適一條右僕射藤原教輔公又道上使中根大隅守正成扈從。今茲朝臣告二尊公一領與三封內墾田貳萬五千石於二弟備後守恒元一。慶安元年戊子尊公將レ詣二日光山一、親命二朝臣一曰、此行也、子留在焉、乃是吾情之所レ安也、故使乃留守、當下與二阿部豐後守忠秋一相儀以護中之上、朝臣祇二承命一。尊公歸府之後、亦有二懇命一、使三朝臣詣二日光山一。二年己丑尊公親命二朝臣一曰、播州與二備陽一爲レ鄰、故以二宍粟郡三萬石一封二恒元一、吾意猶レ賜、乃然且、命二恒元復墾田於朝臣一。承應三年甲午夏、領內大旱、秋大水、庶民及馬牛之溺死居多、郡邑亦飢歉、朝臣於レ是惕若畏二天戒一、惻然施二仁政一、夙夜汲々乎如レ不レ及。水旱之餘、田野荒蕪、國用不レ足、故借三黃金四萬兩於二尊公一、以賑二濟窮民一、惠二鮮鰥寡一、收二養棄兒一、又與二銀米竹木於士家民屋之破壞者一、悉繕レ修之、除二冗征一薄二賦斂一、以厚二民生裁一。省二冗費一、節二制財用一、以立二儉約之法一、置二醫於郡邑一以療二民疾一。設二諫匭於城門一、以開二言路一、旌二孝子一、賞二善人一、其餘善政不レ可二勝記一。明曆元年乙未二月、始制二祖考之主一、以行時享且薦忌辰。万治二年己亥二月、建二祖廟一、凡四時忌日之祭、朔望其節之薦、無レ不二擧行一。寬文四年甲辰九月、令下自二老臣一以至二士庶一各書中上性行善者上。六年丙午五月、改二正領內之雜祠若干一、以爲二七十六社一、請二證印於吉田侍從・卜部兼連一、以納レ之。七月、賞二庶民志レ學善行者一、賜二與金穀一亦居二多。八月、領內之民、靡然葬祭遵二儒禮一、朝臣不レ得レ已、乃告二武江之老一而使下其社主一監二察耶蘇一、禁二止左道一、以出中證狀上。九月、朝臣嘗令三士民皆書上二政事之得失一、凡百二十八條而使下二諸司一相議、擇中其可レ取者上、於レ是議畢。其可レ取、凡三十二條、悉施行。十月以二城府舊舍一假爲二學館一、令下二諸士之子弟一八歲至二二十歲一者上皆入學、朝臣數莅レ學、聞二儒士之講經一、又視二諸生之習藝一、今茲置二諫職一、命レ之曰、當レ正二吾躬及老臣・諸司之過失一。七年丁未二月、舍國量而施宗量。閏二月前、茲祖考之墳墓在二洛陽寺院一、朝臣嘗欲レ葬レ之、乃使三レ人廣擇二墓地於國內一、然後親巡二視和氣郡以下墓地於和意谷敦土山一、遣レ人迎二故柩於京師一。於レ是朝臣親莅改葬、其宅兆壙窆石碣誌表之制租、由二典故一。八年戊申三月、祭二墳墓一、每歲爲二常例一。五月、每郡設レ校置レ師、以令二民子弟入學一、又墾レ田以供二其用一。六月、朝臣自奉三一從二儉約一、又立二士庶居服、食物、婚姻交際之制一。九年己酉七月、新造二學校一、設二聖室一、置二學田一、今茲亦令二宅臣庶臣士庶各書上一、性行善美者任事所レ宜者。十年

庚戌・朝臣性年容旨巡視二墓地於和氣郡一、而經二木谷村一見二其奧谷一、幽邃清閑、因言宜二學者談レ書講レ學之地一。於レ是造二學舍一、設二聖位一、號二閑谷一、使二士庶之子弟二皆入學、以欲三傳二於後世一。又畫二井地於同郡友延村之新田一、以二誠助法一。十一年辛亥十月、頒示二二萬石於郡邑一以橫二倣社倉一、弘賑濟。十二年壬子六月十一日、告嚴有尊公退老、傳二世於適子綱政一、又頒二墾田二萬五千石於庶子政言一。綱政亦告、尊公頒與二封內邑一萬五千石於庶弟政倫一。十月二十六日、先妣福照院大夫人卒二於武江一、朝臣哀戚甚至、告歸二備陽一、奉二柩車以合二葬於敦山土先孝塋一。明年癸丑二月、往二武江一、以拜二謁尊公一。今年九月、命二休暇一、賜二黃鷹一聯、良馬一匹一、以後爲二恒例一。延寶六年戊午十月七日、夫人本多氏卒二於武江一、即使三レ政倫蒞二葬於敦土山一。八年庚申五月八日嚴有尊公薨。十二月朝臣往二武江一拜二謁今大君一。明年辛酉八月、命二休暇一、賜二惠西嚴墨蹟一軸、良馬一匹一。天和二年壬戌夏、朝臣有レ疾、醫療百術、無二效驗一、荏苒大漸、自二諸子親戚一、老臣以下至二臧護細民一莫レ不二奔走一、告二鬼神一以祈二朝臣之平復一。然、命不レ可二奈何一、以三五月二十二日一、遂卒二於岡山西城一、享年七十有四。城府至二閭閻臺一、是皆莫レ不二哀慕泣血一。凡四方好學之、亦悉嗟嘆悼惜、越六月十三日、葬二於敦土山一。嗚呼朝臣之爲レ人也、寬弘而剛毅、篤實而明敏、溫和而有威、其行己也、端正而有レ恒、淡二薄於世味一、不レ好二虛飾一。其事上也、忠信而寡レ私、故其誠之感レ人、至三侍御僕從一、雖未レ聞二其言一、莫レ不レ信二其不二貳之節一。其事二先妣一也、孝順尤至、愉色婉容不レ違、其志樂二其心一定省奉事之誠、人皆莫レ不二感慨一。其於二室家一也、好合如二瑟琴一、相敬如二賓客一。其於二弟妹一也、友愛實篤。其於二諸子一、慈教莫二不二至。故家道肅雍而風治、源深、其於二宗族一亦敦睦而其齒德顯然、爲親屬少壯之重望、其臨二下邊二嚴而恕自虛能容レ諫、厲二士風一導二禮義一、勸二良善一誨二不能一、喩戒諄々不レ倦、故遠近諸臣、無レ不二忠心懷服一以從レ事。其治レ民也、惠而有レ義、惓々用二心於民事一、召二郡吏一以勸レ農敎レ俗、贍窮之道、丁寧告戒、是レ以澤被二閭巷一、而孝弟慈祥、頗成二風俗一。其於二聽訟施刑一也、尤愼重、必先令下諸司考覈論議上而後自揀擇處其當、故獄訟得レ平、而無二刑濫之患一、其好學之志終始惟一、而至レ老不レ怠、平居二燕閒一、必令三儒臣講二經論道一、而喜悅不レ已。是故其發二政事一者、多二嘉績一、雖四時昇平而儆戒、無三レ虞二師旅行伍之列、行軍屯營之法一、付候控帶之要一、未三嘗不二講究戒令一、或因二田獵一以習二兵事一、或召二壯士一以試二射御一、其文德武備不二偏廢一如レ此。是レ以人皆言、朝臣若下當二風塵之時一、則其豪氣英邁、必能破レ堅擢レ銳、而垂功名

於竹帛上。原朝臣之在也、東武之朝、享ニ歲時匪懈一、大猷尊公眷遇殊厚、而命懇致不レ可ニ勝記一。凡歷朝獎嘉之賜、駿馬俊鷹良劍名軸衣服金銀、亦不レ可ニ枚擧一。朝臣娶ニ本多氏一、有ニ一男四女一、長男綱政叙ニ從四位下一任ニ侍從一兼ニ伊豫權守一、繼也、領ニ備前國及備中數郡一、長女奈阿適ニ本多下野守藤原朝臣忠平一、二女通君適ニ一條右僕射藤原教輔公一、三女富幾適ニ榊原刑部大輔源朝臣政房一先卒、季女在阿適ニ中川佐渡守源朝臣久恒、庶子政言任叙ニ信濃守從五位下一、政倫任叙ニ丹波守從五位下一、庶女六適ニ家臣一後寡居、先卒、房適ニ毛利甲斐守大江綱元朝臣一。

芳烈祠堂記

故國主從四位下左少將源光政朝臣、小字新太郎稱松平本氏、池田奕也、名門右族、其譜系及履歷詳見ニ家譜及誌表一矣。嗚呼、公之德性、寛弘而剛毅、篤實而明敏、溫和而有レ威、質直而有レ文、其行己也、端正而有レ恒、恭儉而不レ惰、淡薄于世味而不レ好ニ虛飾一、純一于道義一而不レ迷ニ妖妄一、其操執確乎、以ニ毀譽一不レ換、以ニ利害一不レ變矣。其事上也忠信而不レ欺其服レ勤蹇々匪ニ躬之故一。武江嘗大有レ火、公當時以ニ幼主一在レ上、而都下不ニ安靜一爲レ憂、而以其自罹災不レ爲レ意矣。惟其忠誠之至也、公爾忘レ私、國爾忘レ家、槩乎如レ是、故其孚レ於レ人乃至ニ侍御僕從一皆謂公若莅ニ大節一則其金石之介、忠懇之心不レ可レ奪、而必不レ貳ニ於所レ事。是以上亦寵遇、世渥ニ信任一尤重而婚媾、親ニ昵之一、待ニ留主託レ孤之命一、其餘恩榮不レ可ニ勝記一矣。公嘗幼稚而先考下世、故以レ不レ得三自竭ニ心於生事一爲レ憾、而樹風追慕之情甚切。乃使三工畫ニ祖考之影以掛ニ之牀上一。歲時忌辰恭敬拜伏、恰如レ事レ存矣。後果改ニ造木主一、新建ニ祖廟一、而四時忌日之祭、朔望佳節之薦、及吉凶告覲之儀、稍備矣。而其誠信之至、恭敬之厚、洞々屬々、周旋出入、如レ在焉。見者無レ不ニ感動一矣。祖考之墳墓、嘗在ニ洛陽寺裡一、公徧選ニ墓地於ニ邦國一、而遂親卜ニ和意谷一、改而葬レ之。其墳塋碑表之製、脩一ニ典故一、而不ニ敢苟一焉。每ニ暮春一膽掃、公必親詣、若有レ故、則使三人攝一而不ニ敢廢一焉。其追遠孝思之至如レ此矣。其事ニ先妣一也、孝順尤至而溫凊、定省不ニ敢闕一、愉色婉容、不ニ敢違一、若有ニ不安節一、則終夜不レ交レ睫、衣不ニ解帶一、疾風迅雷、則承ニ候安否一。先妣雖ニ性嚴一而公能先レ意承レ志、溫柔以底ニ其豫一、先妣嘗使三人植ニ松于內庭一、而不レ協レ意、以不レ樂、公肅然曰、我能植レ之、趨而下レ堂、躬執レ

粗以承二其意一而後使二人植一レ之。先妣嘗言、我未レ見下狡奴擔二排笥一以跋扈者上、願莬レ之、公忽起而執レ帚擠レ之以爲二其容一、時庶子政言侍レ坐而感二其誠孝一、不レ覺涕泣俯伏而不三敢仰見二焉。公嘗侍レ坐而言、凡臨レ下當三嚴威以厲二其色一、先妣顧而使三政言爲二其貌一、政言笑而不レ敢、公乃勃然睚睨爲二其厲色一、先妣款二笑之一甚矣。其老萊嬰兒之戲、出二其自然一者如レ此。故人皆無レ不二感發而興起一矣。先妣得二其壽一而終二天年一、公哀戚甚至、乃告二歸於備陽一、親奉レ柩以合二葬於和意谷先考之塋一。其顏色之痛、兕泣之悲、見者皆灑レ涕矣。其於二室家一也、好合如二琴瑟一、相敬如二賓客一、是以關睢之化、麟趾之應、而賢子繩々、爪瓞綿々、亦豈不レ爲二懿德自然之符一乎。其於二弟妹一也、友愛實至矣、公幼時嘗有下侍者善中俗說故事上者、而常愛レ之、公之弟恒元亦愛レ之、若恒元召レ之、則公雖三方聞二其說一、而必自止而使レ之、疾侍二于恒元一。先妣歎賞曰、嗚呼寧馨兒、非二庸兒一也、長成則其德器豈可レ量乎、其友愛之性如レ此、故常祿之情、始終不レ衰、至レ老亦益篤矣。而人皆相謂稱二其聯蕚之共美一焉。其於二諸子一慈愛之情、敎誨之道、無三不二兼至一、是以材器成就、世濟二其美一而令聞無レ疆矣。夫然故、家道肅雍而風治源深矣。其於二家族一亦親睦敦厚、而接待不レ倦、故無レ老無レ少皆安懷敬信、而其齒德自爲二家門之重望一矣。其臨レ下也、嚴而恕、自虛而能容レ言。嘗置二諫職一而命レ之曰、當三先諫二吾過一、而勿二少隱一、又須レ規二老臣諸司之失一也。嘗設諫匭於城門一、以廣二開言路一、下二詢于芻蕘一、又令三諸士庶民書二政事之闕失一以上レ之、凡百二十餘條、乃使二諸司相議一而執二其兩端一、以施二用其中凡三十餘條一、其不二自用一而取二善於人一、如レ此矣。厲二士風一而道二禮儀一、勸二良善一而誨二不能一、喩戒諄々不レ倦焉。蒞レ朝之際、數召二老臣或士將一而使二之陪食一、以問二其祖先之武功一、或談二舊故一以可レ犯而下情歡通矣、嘗建二學校於城府一、置二學田一、立二師儒一、以使三諸士子弟學レ文習レ藝、公亦時蒞レ學而聞二講經一、見二笑語欵洽。故威嚴不レ習藝一、又時恩二賜諸師諸員一以勸二其勞一。嘗使下從二老臣一至二衆士庶人一書中凡性行之美、材器之宜者上以上レ之、而後論選、以擧二用焉一、是以有司各達二其材一各得二其職一、無レ不二懷服一、而從レ事矣。其治レ民也、惠而有レ義、信而不レ誑、日夕惓々、而用二心於民間一時召二郡吏一而以勸レ農喩レ俗、贍窮之道、丁寧告戒、而使レ之不二敢怠一矣。承應甲午封內旱乾、水溢、而大饑歉、公惕若自反曰、是天警レ我也、兢々起レ敬、惻然施レ仁、乃請二東都一貸（借カ）二黃金四萬兩一、以散二之士民一、以恤レ乏贍レ窮、又爲三糜粥以食二餓者一、惠二鮮鰥寡一救二養棄兒一、自奉二節儉一、除二冗征一薄二賦斂一、置二醫師於郡鄉一以

療二疾病一、儲二畝麥於村邑一、以備二救濟一、公嘗言、方二饑歉之時一、吏曹點撿蜜(密カ)察而不二速給一レ食、是レ以救濟不レ及、而僵死者儘多、豈有レ暇レ察二其眞僞一乎、須二汲々以給一レ之、故民免二凍餒一而皆戴二再造之恩一矣。郡吏嘗言、今茲穀稍熟、須レ易二株切之毛見一而爲二總毛見一、則稅入倍二於他日一、公不レ肯曰、利稅之多以失二信於民一者、我不レ忍レ爲也。其有二信於民一如レ此、故民亦孚而悅服矣。嘗摸二倣社倉之制一、以藏二米於鄕村一、而借(貸カ)レ之弘[illegible]二黎庶一。又設二學舍於閭里一、爲置レ師以使二民子弟一讀レ書習レ字、又廣敷二風教一、旌二孝子一、賞二善人一、而記二之國籍一矣。或者告レ公曰、民爲二孝弟一者、心或不レ實、然而有下利二其賞一而爲者上、宜下檢察以勿レ爲中之所上レ欺焉、公曰、孝弟是善道也、雖二或詐爲一而豈不レ優二於爲一レ或者乎、我不レ暇レ察二其眞僞一也。聞者感服而稱二其君子之大度一矣、是レ以膏澤潤レ民而孝弟慈祥之行、戶々興レ風、愼終追遠之禮、家々成レ俗、士民排二異教一而崇二儒道一、僧侶脫二緇衣一而歸二風化一者亦頗多矣。於レ是公時權宜以告二於東都一、令二祠官一各監二耶蘇一以出二證狀一、可レ謂二後世治國之良法一也、又毀二封內之淫祠萬餘區一、轉而爲二正祠七十餘社一、以禁二止妖妄一而使レ民不レ惑二於左道一矣、其功豈在二梁公之下一乎、其勵二精於政事一也。最至焉。每月刻レ日、使二諸司郡吏一會二于政廨一而執政監司並二坐于別堂一、以聽下諸司群吏各出而陳レ言、以言中其得失上、然後公召二執政監司一、親聽レ之、論辨取舍、以處二其當一矣。其聽訟施刑亦深愼二重之一。嘗言、我方レ聽レ獄而有議者或言二當赦一レ之、則吾心喜悅甚矣。其好レ生之德如レ此。是故獄訟得レ平、刑罰得レ當而刑恤之心、無レ不レ徧矣、其好學之志、終始惟一、而至レ老猶不レ倦、蓋其庶二幾衛一レ武乎。嘗在二東武一則一時名賢若二中川城州君・久世氏兄弟・板倉尙食一荒尾子其餘數輩一、信從而來會者寔繁、有レ徒公文會切偲、而麗澤益深、其交際之恭、風采之美、今不レ可二得而形容一焉。荒尾子、嘗稱二公之德性一而喟然歎曰、嗚呼公可レ謂二君子人一也。或人又言、初見二于公一其容色儼然而不レ可二敢狎一焉、退而後欲二復見一以情不レ可レ已也。其化之及二友賓一而醉德之厚、景慕之功者如レ此歟。公平二居燕間一、必召二儒臣一使二之講一レ經論レ道、而喜悅不レ已。每歎息而曰、嗟是萬事之本原也。常愛二董子義利道功之語一、而誦レ之以爲二聖學之要一也。其趨向之正、學問之純、亦可レ知爾。又造二學舍於閑谷一、而設二聖位一、使二學者講一レ文修レ道一、以欲レ傳二之永世一也。又畫二井地於新田一、而正二經界一、使二耕者同レ井通一レ力以欲レ試二之當世一也。惟篤信二古道一而一密排二異端一、停二祈禱一、而去二符章一。嘗曰、以二漢光武之賢一、且猶不レ免二信讖徼福之譏一、尤宜レ戒焉。其除二正路之秦 蕪一、闢二

聖門之蔽塞、而爲後世之法、亦大哉。公昔進學之初、武府權要、忌其異衆、而爲公言曰、自爲學則可也、宜禁群下之爲學者、而勿爲甚耳。公不從矣。又國內緇徒棄佛、歸化、時山門主欲逐其歸化者、而使已徒悉復寺院、以訴於東武官所、而公怡然不肯動焉。但復其寺院、而使歸化者、各安其堵矣。其好學之篤、立志之堅、亦如此。故其發政事、施敎化者、嘉績頗多矣。當時雖昇平、然儆戒虞而不敢忽師旅行伍之列、行軍屯營之法、斥候控帶之要、會戰進退之術、未嘗不豫講究焉、使兵術者談說、又聘武功者而重其祿、或因田獵以練兵卒、或召壯士以試射御、其文德武備不偏廢、蓋如此矣。故人僉謂、公若當風塵之時、其豪氣英邁、必能破堅摧銳、以垂功名於竹帛爾。是皆爲上而不有一毫、今將之心、所謂不貳者可見矣。公嘗在武江而有疾、時士大夫相謂曰嗟斯人國侯之器、其所固有也。入爲元老宰輔、則最可優焉。或假令爲士將、又爲官長亦可也、或執一職亦無不可焉、可謂不器之人也。其至市井人、亦庶幾公之平安曰、斯人瘳、則邦家之慶、衆庶之福也。人其信孚蓋如此矣。公嘗語侍臣曰、吾今雖疾痛方甚、而自持其志、則氣不害心、而體亦胖也、眞知吾道之貴矣、其平生所養者可知也。又疾病時侍者進新熟爪公不敢食焉、先使人薦廟而後食矣、其思先之孝、終始不衰、如此也。其於顧命之際、亦最懇々乎、庠序之事、而特遺書于泉仲愛・津田永忠、以使二臣、勤力于國學及閑谷矣。念終始典于學者、其此之謂乎。及公疾大漸、則從諸子親戚以下至臧獲細民、皆無不奔走禱祠而願乎平復、而既損館舍、則封內閭閻之民、亦皆哭泣悲哀、而如喪考妣、凡四方好學之士、亦無不歎息愛惜矣。其德行積累之誠、自然感人者、蓋如此歟。

御年譜

慶長十四年己酉四月四日、於備前岡山城御誕生。　同十六年辛亥三歲　江戶へ御下向臺德院樣へ御目見御脇差被下。

同十八年癸丑五歲　權現樣へ御見、御脇差被下。

元和二年丙辰八歲　武州樣御卒去の由申來る。翌日、爲上使酒井雅樂頭殿・土井大炊守殿來儀、武州樣御領國無相違

被下旨被命仰。

同三年乙巳九歲　巣鷹二居御拜受。此年臺德院樣御上洛、家老共京へ被爲召、播磨より因幡伯耆へ國替被仰付。

同四年戊午十歲　御暇被下、御刀拜受、始而御入國。

同五年癸未十一歲　臺德院樣御上洛に付御上京。

同六年庚申十二歲　冬江戶御參覲、此年大阪御普請御勤。

同七年辛酉十三歲　四月御暇被下、御馬御刀御拜受。

同八年壬戌十四歲　江戶御參覲。

同九年癸亥十五歲　本多中務殿御息女緣組被仰付。夏大猷院樣御上洛、御諱の字被下、被任侍從、御刀御拜受。

寬永元年甲子十六歲　江戶御參覲、此年大阪御普請御勤。

同二年乙丑十七歲　御暇被下、御馬拜受。

同三年丙寅十八歲　此年臺德院樣・大猷院樣御上洛、行幸有之御上京、少將に被任。

同四年丁卯十九歲　江戶御參覲。

同五年戊辰廿歲　正月本多中務殿御息女、臺德院樣御養子被成、西丸より御婚禮有之、土井大炊頭殿御輿添、高力攝津守殿御具桶役。三日の後御登城、於臺德院樣御前、引渡御盃被下、正宗の御刀、志津の御脇差御拜受。同日於大猷院樣御前、家守の御刀拜受、此年大阪御普請御勤。

同六年己巳廿一歲　從臺德院樣藥師院の肩衝御拜受。各御暇被下、御馬御拜受。

同七年庚午廿二歲　冬江戶御參覲。

同八年辛未廿三歲　臺德院樣御不例に付、御在留。極月廿五日、御鷹之鴈拜受、但御一人御拜受。爲御禮御登城、御寢間へ被爲召、種々御懇命有之、但御一門の外、御一人御目見也。

同九年壬申廿四歲　正月臺德院樣御逝去、爲御遺物白金御拜受。三月御暇被下。五月、被爲召江戶、御參着の日、上使

として酒井雅樂頭殿來儀。備前は手先の國にて候故、國替被仰付候と被思召候、併、今迄は兩國にて候間如何可存も御計難被成候、於同心近日可被仰付との御內意、忝旨被仰上。其後被爲召、備前は手先の國に而候間國替被仰付旨、於御前種々御懇命有之、御暇被下、御馬御刀御拜受。八月十二日備前に御入國。
同十年癸酉廿五歲　江戶御參覲、御國替之御拜禮有之。
同十一年甲戌廿六歲　大猷院樣御上洛に付御上京御暇被下。
同十二年乙亥廿七歲　江戶御參覲。
同十三年丙子廿八歲　正月小石川見付並加地橋平石垣の御普請御勤、御暇被降。
同十四年丁丑廿九歲　江戶御參覲。
同十五年戊寅三十歲　正月五日侍從樣於江戶御誕生。二月御暇被下。是島原一揆の事に依て也。
同十六年乙卯三十一歲　江戶御參覲。
同十七年庚辰三十二歲　御暇被下。
同十八年辛巳三十三歲　江戶御參覲、若君樣御誕生。
同十九年壬午三十四歲　御暇被降。九月二平川口御普請可被仰付旨奉書來る。極月江戶御下向。
同廿年癸未三十五歲　正月、平川口御普請始、三月成就。此間若君樣より御樽肴兩度御拜受。此年於本丸若君樣へ御目見、守家之御刀御拜受。
正保元年甲申三十六歲　御暇被下、御馬拜受。
同二年乙酉三十七歲　江戶御參覲、此年二月東照宮御國へ御勸請。
同三年丙戌三十八歲　御暇被下、御馬拜受。
同四年丁亥三十九歲　江戶御參覲、第二御姬樣•大猷院樣御養子に被遊、一條樣へ可被爲遣旨御內意被仰聞。其後御登城、御禮被仰上候處、御懇命有之。此年如願、御領國の內新田貳萬五千石備後守殿へ被仰付。

慶安元年戊子四十歲　大猷院様、日光御參詣可被遊に付、諸大名不殘三月に御暇被下、唯御一人御暇不被下、御前近く被爲召、仰に云、此度御參詣被遊、竹千代様御留守被成候、別而御心安被思召候間、逗留被仰付候、御留守仕候へと上意、其上種々御懇命有之。其晩中根壹岐守殿御使來儀、種々御懇命有之。御參詣之節、御登城の處、御前近く被爲召、種々御懇命有之、阿部豐後守殿御留守被爲置候間、用事有之ば可申談旨上意。日光より還御有之、御暇被下、右爲御禮種々御懇命有之、日光へ參詣可仕御直の上意也。

同四年辛卯四十三歲　江戸御參覲、大猷院様御逝去。

承應元年壬辰四十四歲　御暇被下、御馬拜受。

同二年癸巳四十五歲　江戸御參覲。

同三年甲午四十六歲　御暇被下、四月第一の姫様、本多下野守殿へ御婚姻被仰出、七月三日御輿入。此年同月御領内洪水、御家中並町在鄉家破損に付、銀米竹木被下、御國中飢人御救並鰥寡孤獨捨子養育被仰付、御救用不足に付金四萬兩御拜借、郡々横役御免、御藏入給所物成平しに被仰付、諸事御儉約並御家中之儉約之御法式被仰出、郡々醫者被仰付、諫箱被仰付、備中淺口郡大島村之孝子甚介所持之田畑年貢御免折紙被下、其餘之善人御褒美被下。

明曆元年乙未四十七歲　二月十五日、初而御祖考之神主を設けられ、御時祭御執行、此後御時祭無御懈怠、此年に江戸御參覲。從是以後御隱居の年に至迄隔年に御參覲也。

同二年丙申四十八歲　閏四月十三日御暇被下に付、御登城之處、第三之御姫様榊原刑部殿へ婚姻被仰出。

同三年丁酉四十九歲　四月三日第三の御姫様榊原刑部殿へ御輿入、十月侍從様へ御暇被下、初而御入國。

万治元年戊戌五十歲　二月廿八日第四之御姫様中川佐渡守殿へ御婚姻被仰出、五月廿七日御輿入。

同二年己亥五十一歲　二月朔日御廟成就、御神主御遷廟。九月十五日榊原刑部殿奥様於江戸御卒去。

同三年庚子五十二歲　侍從様へ丹羽左京殿御息女様御婚姻被仰出、四月十四日御輿入。

寛久元年辛丑五十三歲。

同二年壬寅五十四歳。

同三年癸卯五十五歳。

同四年甲辰五十六歳　九月老中より以下百姓町人に至る迄、見聞候善行可書上旨全國に被仰出。

同五年乙巳五十七歳　季之御姫様毛利甲斐守殿へ御婚姻被仰出。

同六年丙午五十八歳　五月、國中不正の小社壹萬千百餘被毀、吉田殿より御證印を御取、七十六社に御改正被成。同自今以後、於御城御祈禱並御門札可被停止旨被仰出。先年被仰出通の善事書並に御國政等之儀存寄候はゞ可書上旨被仰出。七月大横目役の者に、御自分之御謬於有之ば諫之、並老中諸役人之誤可正旨被仰付。同中川入山老御通に付牛窓へ御出會、其節牛窓之民善行有之者數多御褒美被下、御歸路片上に於も、又如此。此以後御國中の善人御褒美度々被下賜。八月御國中の諸氏、佛法を捨て儒道に歸し候、葬祭、儒禮を用候者ども吉利支丹改の證據無之に付、江戸へ被仰遣、産神之神職に、證狀被仰付。同御國政存寄書御披見後僉議被仰付、書集都而百貳拾八ケ條、於評定所右之僉議相濟、九月可然義一々被仰出、十月於二の丸内學問所被仰付、士中宗子八歳より廿歳に至るまで、可令入學旨被仰付。同月、京都妙心寺の内護國院に有之三左衛門様・武州様の御墓御改葬あるべきに付、御國中御吟味之上、和氣郡御巡見、脇谷村へ御登山、此地可然に御定被成。

同七年丁未五十九歳　二月御國中の升を改て京升を可被用方被仰付。閏二月十三日、三左衛門様・武州様御柩、和意谷へ御改葬。

同八年戊申六十歳　三月和意谷敦土山御墳墓悉く成就せしに依て御參詣、御墳祭御執行。是より已後、毎春無闕。五月郡々の手習所並學問之師匠に仰付、民之子共入學仕、六月御自分御衣服御膳部御儉約定、並士中町在郷共家居・衣服・飮食・器物・婚姻・交際等の儉約法式被仰出。

同九年己酉六十一歳　五月、御庶子池田信濃守殿御直參に嚴有院様被仰付。七月、二の丸學問所狹隘なるに依て、中山下の北に學校を改造り、被設聖位、爲學校領高二千石被附之。同月如先年善事書上仰付、并に執權職より以下諸

役人に可然者可書上旨被仰出。十二月信濃守殿諸太夫被任。
同十年庚戌六十二歳　和氣郡木谷村奥谷を開き閑谷と號し、學舍を建、聖位を設けらる。同郡延友村の新田、井田の御試に仰付らる。
同十一年辛亥六十三歳　九月、備後守殿御卒去。十月元米貳萬石、社倉の模様に倣ひ、郡々民の救として分借すべき旨仰出さる。
同十二年壬子六十四歳　六月十一日、御願之通御隱居被仰出、御家督無相違侍從様へ被仰付、新田、貳萬石信濃守殿に御分知、壹萬五千石主税殿へ被仰付。十月廿六日於江戸福照様御逝去、御艦被仰上、和意谷へ御葬送。
延寶元年癸丑六十五歳　二月江戸御參覲、十月御歸城。
同二年甲寅六十六歳　十一月江戸御參覲。
同三年乙卯六十七歳　十月御歸城。
同四年丙辰六十八歳。
同五年丁巳六十九歳　三月江戸御參覲。
同六年戊午七十歳　十月七日丹盛院様御逝去。同十六日江戸御出棺、丹州様御供、同晦日和意谷に御葬。
同七年己未七十一歳　二月江戸御參覲、十月十九日御歸城。
同八年庚申七十二歳　江戸御參覲。
天和元年辛酉七十三歳　八月御歸城。
同二年壬戌七十三歳　御煩被成、五月廿二日薨去。六月十三日御葬禮。十四日御神主の御供土倉四郎兵衛仕る、岡山へ歸る。明年五月廿二日、御神主御廟へ入る。御時服・御銀・御馬・御鷹之鶴・鳫・鷂・雲雀・御樽・肴・御菓子度々御拜受。

仰止錄凡例

此錄、初に御墓表、祠堂記、御年譜を掲るは、御事實の詳かなるを欲し、且、本編記す所、大樣雜記して、年月の前後は其次序もなければど、表譜に據りて推せば、事體も亦知るべければ也。

此錄、記す所、大樣雜記にしあれど、學業、政事等の如き、大節目の御事實は、やゝ考索して、大略に其類を集め、記して條首に附言を低書して、見ん人の爲に分ち易からしむ。

公と稱するは、芳烈公を稱し奉る也、幕府を稱するに某大君と稱す、公の自ら稱述し玉ふ御詞なるは、直ちに某院樣と稱す。

貴侯名門、公の親戚にかゝるは、崇敬して通俗の稱に從ふ、封を世々にするの侯は、其封地を以て稱す、國の老臣、大家、其稱呼、素より敬する所なるも、此錄然らず、君臣の詞然らざるを得ず、執政某と稱するは諱む所あるの詞なり、竊に君子忠厚の意にならふ。

御事實の世に事つき云つきしも、其事定かならず、又疑ふべきは記さず、零細の事と雖も、後世に法とすべきは記すべきが漏れたる、尙多かるべけれども、見聞の及ばざるきはゝ如何せん。

此錄、或は舊史に取り、或は諸家の筆錄より擇り出して、詞の重複せる、意の顚倒せる類は、稍概括して記す、文義の整はざるもの尙多かれども、只勉めて實を傳ふるを以て本意とす。

仰止錄 一

◎公、備前岡山の御城にて御誕生、慶長十四年己酉四月四日也。御三歳にて江戸へ御下向被成、臺德大君へ御目見仰上げらる。五歳にて東照大君へ御目見なされし時、御脇差を賜はり、御膝下近く在はします、大君公の髮を搔き撫で給ひ、三左衞門が孫也、早く人となり給へと仰ある。其時、公御拜領の御脇指を御拔なされ、眞のもの也、と仰せければ、大君これはあぶなしとて、御手づから鞘におさめ給ひ、公御退出被成し後、眼光のすさまじさ唯者にあらずと上意ありしとぞ。

◎御幼年の時、或る夜七つ頃迄御寢ならざるに依り、翌朝、側衆御機嫌を伺ひ、夜前は如何して御寢ならざりけると申上れば、別の事にてもなく、自分大國を領して、既に十四歳になれども、如何して治まるべきと云事を會得せざるに依り、樣々了簡をつけ候へども、治國の趣見へ難し、兎角學問にて智を開くにあらざれば能はずと漸く考へ付き、それに落付て寢入たりと御意なされしと也。

◎又同じ頃の事にや有けん、夜每に御寢所へ御入なされ、曉になりて僅に御快寢被成し故、御側衆異み、如何なる事にやと御尋申せしに、しか〴〵答させ給はざりしが、或夜より殊に能く御寢被成候を、又々御尋申ければ、御笑なされ、自分祖父の蔭によりて、大國を賜はること分に越へたりと思へり、然らば此國民を如何にして治め養ふべきと、樣々心を盡して思慮せしによりて久敷寢られざりき、昨日論語を讀ませて聞きしに、君子の儒となりて國民を治め安んずべきと云事を知りぬ、是に決斷せし上は、萬の思慮もなくして寢たると仰せありけるとぞ。

御幼少の御齡より、治國の道、學びて知を致すに在り、君子の儒にあらざれば、國治むべからざるの理を知り給ふと。盛德全業、實に此に基かせ給ふとこそ申すべき。御終身の政事、法度、何れか此外に出づべき。されば此一條を盛德の本源として編首に揭げ、是より以下、御學業にかゝれる御事實、學を建て、師を立て給ふの御勤まで續きて記す。

御學問、初め王學を御慕ひ被成候に付、藤樹先生を御尊敬被成、常に御文書を以て御議論あり。江戸御往來には大

津の邊にて御目見仰付けられ、又御旅館へ御招ありて、御饗應御閑談あり。先生歿後、神主を西の丸に御設けなさる長子太右衛門幼名虎之介御客並の御會釋にて御招なされしに、二十三歳にして病死せり。末子彌三郎學校奉行仰付けらる。曹源公の時、病の故を以て仕をかへし、江西へ歸る。

◎御話の序に、近頃は餘り大なる過もなきかと思ひ候、と仰らる。泉八右衛門承り、恐ながら其れがいやにて御座候と申上ければ、御顏色御替り成され御入なさるゝに付、八右衛門退きて、翌日の出仕を控居たりしに、御尋成され候に付早速罷出ければ、御容貌平常の通也、八右衛門も前日の事聊か心頭になしと見へて、常の如く御咄ありしと也。

◎孝經を御讀被成、爭臣の章に及で、池田出羽・池田伊賀に、各々心を爰に用ひらるべし、自分に、よからぬ事あらば必諫らるべし、又各々も人の諫をよく受け入られよ、と仰ありしかば、一坐の人皆奉感りしに、中川權左衛門末座より進み出で、唯今の御一言、國家永久の兆なり、然れども、公は嚴威ありて殊に聰明に在はしまし、又、疱瘡の御跡ありて、たま／＼御怒りなされ候時は二目とも見られず、と人々皆申候、かゝる事にていかで御諫を申人の候べき、先づ色を和柔にして、諫者を賞し給はゞ、言路開けて御益あるべしと申候へば、其直言を賞し給ふこと大方ならず。權左衛門退出のとき、加世八兵衛餘り成る事を云しとあれば、自己の利を思ふ爲に申上げたるにあらず、人臣の職、國家の爲に、無禮を忘れたりと云ひしとぞ。

◎執政の人々へ御意被成候には、先度熊澤次郎八方へ何れも被参、學問可聞由被申旨二郎八申聞候、先以、我等好申候儀、何も一同可仕覺悟尤に候、然れども唯今は不可然候。皆の衆聞き申すと於有之は、躍り候樣に家中浮氣に可罷成候、實は無之、却て害あるべく候、斯樣に申とて、面々の爲に可仕と存知寄候者に、是非無用と申すにては無之、との仰也。

◎御直書の内に、七月九日伊賀・猪右衛門に申聞候は、兩人事形の如く能家老と世間にても申す由、我等も左樣に存候。併し世間にて申ても、我等學問好候に、兩人共に無志は、いな事と申げに候、我等事不德故とは存ながら、さりとては無面目事と存候、兩人を始め近習の者共、一人も志ある者なし、他家には、はし／＼有之候、此段迷惑限なく候。

家中にても惡口世間の誹も此處より發り候間、尤文學などは不成事に候、八右衞門・八兵衞など折々呼び、議論可有事に候。左樣に候はゞ、そしり家中の口ひしと止み可申候、善事とは兩人共に可被存と思はれ候へども、心に病ある故と申候、伊賀は誹らるゝを殊の外いやがる病あり、猪右衞門は此前さへ志ありつるに、用人に成と捨候は、猶出頭したり候と有惡口を恐れ候と申候、我等思存も左樣候はんと存候。此故に萬相談の節、何としても同志にてなき故、抑へ候事候心も我等に有之候、是妨げらるゝと存候間、左樣に可被心得候。此度の書上にも此義有之候、頓て出し皆に見せ可申候、尤兩人之事迄有之は除き可申候へども、近習の者の事有之上は、のぞかれ申間敷候、其時は兩人の手なり惡敷候半と存候間、明日にも評定所にて、兩人皆々可申候、先日之被仰付にて能と存候に、御前の御志と一同に無之候ては御用も難達候、今迄はうか〳〵と仕有之事に候、文學にこそ不成共、道の分可承と存候、皆達は御近習に居られながら御好候學に志なき事あやまりと存候由可被申聞候、此一つにて學問誹り大方直り候半と存候。何としても學問なくては、萬事功者又は分別有之候ても大に誤可有と存候、此度留守の時、罪人などに誤有之と存候。たかの事、女かたき打など誤と存候、又八右衞門政事の留奉行に申付上は、せんぎの場へ出で承書留申候、兩人も八右衞門存寄云はせ聞可被申候げには、道の筋合點可參と存候由申聞候、畏候と申候事。

同十日評定場にて伊賀・猪右衞門申候は、先日仰付られ承候に、我等今迄うか〳〵と仕學問志なき事誤と存候、何ほども心得違可有之候。御用承候上は、學問なくては不叶事と存候、何れも、御近習と云ひ、御用達仁と云ひ、學問の志なくては不叶事と存候、何れも左樣に被心得尤もと申す由、三人橫目申聞け候。

三左衞門に次では、三人の老中の志を願ふ、三人老中我志を助けて、我と同心同德ならば、家の和せざることあるべからず。三人も志ありつる事ありしを、大に妨げ留むるもの有之と聞く。我此道を聞き初めし時、出羽は其不是なることゝ疑ふ、然れども我はよく聞屆、學の國家に益ある事を知りぬ。出羽は終に聞屆けざれば、中々志の無き筈にてあるを、人心志有つるは、偏に我爲を思はるゝ故と喜びぬ。然共まことしく樣々に中言を云妨げたる上は、志變ずることなく餘美事也、此者は謀反人同人の罪にて、如何となれば、我と三人の間を云ひ妨ぐるを以て也。顧るに是も

我位の輕き故にして、畢竟咎我一人にあれば、未其名をも問はず、若し人々天命を恐れ、我非をのみ咎めずとも我が心のかんをあはれみ助けらるべし。

◎講席御式日ありて、御醫者中、部屋住のものも出でけり。或日講番の者差合候て御延引に相成り、聽聞に出で候醫者中も、鐵御門迄罷出で候を御召返し被成、今日は雨天にて、御徒然にも思召候、醫者仲間不致取講釋仕候樣にと仰付けられ候故、布施玄伯學而首章を講じ、其外も殘らず段々に其次を講ず、何れも兼て心懸候故能く讀み候と御稱美被成、御料理頂戴仰付られし也。

◎元旦の御規式、御廟御拜の後『格物』又は『父子有親』の御懸物御懸け、御焚香なされ。孝經御讀初。御書初は『忠孝』の二字、又は『顧明寶義、廣育群英、上尊主德。下庇斯民、庶幾夙夜。無忝所生、儒道興隆、天下太平』等の御文字也。

◎常に、董子の『正其義不謀其利、明其道不計其功』の語、易の謙卦彖辭『天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙、鬼神害盈而福謙、人道惡盈而好謙』を御誦しなされ、董子の語は聖學の肝要也と仰せられ。又御硯函の蓋の內に、青貝にて『懈意一生便是自暴自棄、擧世譽不益進、擧世毀不益退』の語を御置かせなされしとぞ。三宅某、京都より來候節、京都にて何事かありと御尋あり候に、京極黃門の書を贋するもの候て、眞蹟と價を同くして、大小人を欺き、憎むべき事也と御答申上ければ、其れは必しも人を害するにあらず、奸臣の智を賣て人を欺き、祿を盜み、終に國家を破るに至る是賢者の贋ならずや、身が憎む所也。國中にてかゝる贋あらんことを、常に恐るゝと仰せありしとぞ。

◎市浦清七郎大學の三綱領を侍講せし時の御物語に、三綱領の重きことは人々粗々之を知れども、眞に知ること能はず、若し眞に知れば、行事自ら止む事能はずと仰せられしとぞ。

◎御物語に、人皆、義と利との分別うとし。唯我に利あれば悦び、利なければ悦ばざる者あり、市井の野人と同じ、士たるもの如斯は無下なる事也、義を知りて利を知らざるこそ、士の常なれと宣ひけると也。

常に異教を御聞き成され、御物語に、漢の光(孝カ)武帝は左計りの人君にて在はせしが、讖諱の說に迷れき、能心を用ゆべき事也と仰られしとぞ。

と也。

◎加藤清正・加藤嘉明兩將の事を御評判なされ、兩人共勇將たりと雖も、道德の志なきこと可惜事と、仰せられける

◎史記通鑑等の書を讀て、政治の得失人の善惡を聞、自分の戒と致すこと然るべき事也、數卷の書を讀み、事を廣く知るとも、行の爲にならず、和書・國字・草紙・盛衰記・太平記其外等の書にても、亂行の事を見て戒と致すならば、行の助になるべき事と思召され候段、仰られしと也。

◎御老中より內意によりて、御出入の御旗本衆へ參り、御咄の序に、儒學を專ら御川被成候宜敷事には御座候へ共、餘り御かたより被成候、今少し御緩め被成候はゞ中將にも被任、御大老をも御賴可被遊御樣子に御座候と被申上ければ、御心入忝存候、併し一國だに心に任せぬ事なるに、大政を引請候事望無御座候、三十萬石領すれば中將も望なしと御答被成しと也。

◎御城にて、御並樣方御列座にて、新太郎殿儒學尊信にて士官、は不及言、士民まで學問し、耕の暇、田の畦にて書を讀候由承り候、宜敷事とは申ながら、是は餘なる事にて候と御咄合なされ候を、池田何某御聞及にて、只今新太郎儀とやかく御評判被成候を承て御座候間、右御評判御用捨被下候樣にと、御申被成候へば、御尤に候、自分共素より新太郎殿御爲惡しかれと不存候故、何れも打寄御噂申候、と仰せられしかば、左樣にては可有御座候へども、殿中の義にも候へば、御斷申上候と御申被成候故、御咄止けり。此事後御聞に入、甚御滿足被成しと也。

◎御在府中、御大名樣方御旗本衆中御出被成、御振廻等之節、儒臣に命ぜられ、四書・近思錄・詩經・禮記・春秋など講釋仰付けられ、御一所に御聞被成候事度々にて、寬文七年豆州伊東へ御入湯の節も、泉八右衞門御供致し、御旅館にて中庸の講釋を御聞なされけるとぞ。

◎內匠頭樣御家に御傳なされ候公の御文稿あり。

愛敬とは、人あひやわらかにうや〳〵しく謙遜なる心を云ふ又けんどん邪見なる心生ずれば、右の愛敬の德おほひかくれて、かほはせ、立居ふるまいに至るまで、するとにさかしく、假令ば今迄海上ゆふ〳〵として穩かなるも

◎俄かに難風起て船を害るが如し、されば此毒心に當る人、心を害はずと云ことなく、事破れずと云ことなし、此徳常にあれば、心静かにして、長閑かなる春陽の氣を見るが如し、此心より一切の萬事を執行なせば、人和せずと云ことなく、事成らずと云事なし、行として義にあたるとこそきけ。

右一枚の紙に御調被成、上に辰の八月五日の夜めらだつ被來、書認りし下書也と御記し遊ばさる。此妙達は、初め角南と云し老女中なり。

◎御直書の内に、寛文七年未三月十二日、伊賀に申聞け候事、八右衛門・重二郎も同座に居申、學校の事、我等數年の願に候間、作法能様に成就願候間、兩人の者共其方へ尋申事も可有之候間、宜様可被申付候事。

◎寛文六年十月、御城内五郎八様御屋敷跡に、假學校を御建被成、同八年、圓乘院、並諸士の家十七軒を轉じて、今の學校御造營仰出され、同九年七月廿五日出來。南六十三間半、北百十間、南北百十五間、講堂九間十一間、中室三間六間、食堂六間九間、東舍五區三間五間、西舍五區三間六間。

◎同日始て上校の式を行はれ、藤樹先生書する所の『至聖文宣王』の御懸物を中室に懸け、蕃山了介中室の扉を開き香案前に至り上香俯伏す、老中番頭物頭以下諸生に至るまで、講堂にて再拜し、同聲に孝經を讀む、了介靈位の胙を撤し、中室の中座に置て闔戸す、老中番頭物頭手づから胙を取て座に歸る、諸生には泉八右衛門・津田重次郎之を授く、各座に歸て後、三宅可三孝經を講じ、畢て各退く。九月廿日、曹源公御熨斗目長上下にて初て御出で、中室にて御上香御再拜あり。

◎同十年五月十四日、公御長袴にて始て御參校、（去年御參府の御留主出來し、當月七日御歸城あり。）御手水なされ、御上香御再拜相濟、中室東の下段に御着座の時に、日置猪右衛門、入學の小子、結構成學校仰付られ學問仕る事難有奉存候旨を披露し、諸生は講堂にて一同に御禮を申上げる。其れより菊・蘭・梅・橘・梧の文舍を御廻り、食堂より杉・松・槐・柳・竹の武舍を御覽ありて、松舍に御入なさる、師匠役座奉行等久々勤勞の由、池田主稅披露にて御目見申上、直に馬場を御廻り御歸なされ候。學校へ御出の節は必ず御禮服を御召し被成、御門前石橋より南にて御下乘成され、御連子様方も、度々御出成

されしと也。

◎参校の諸生、類橋(注)より校門に入り、東西階より出入す、無言の御法ありて諸生妄に一言を出さす。兩塾に御眼代相詰、諸事を正し、善事帳・惡事帳とて、二帳に記して言上す、惡事三つは善事一つを以て消す等の御定あり、不行儀によりては其父迄御咎を蒙し事有之。十六歳以上の諸生講習致候者、御城御番に相當り候節は、御番帳に學用と書付、講習に出席可仕旨仰出され、參校病用の爲御醫者數人御附被成。諸生の衣類・綿服・袴、夏は洗ひ帷子・縞の麻布の外御差止なさる。且學園に於て、暑中水練の稽古仰付けられ、校内に學房ありて、他國の者にても入學望次第に仰付られ、勤學の爲、寒中には、夜分粥を下されし等の事ありしと也。

學校御掟書

一　學校之諸事、泉八右衛門・津田重次郎可任差圖事。

一　入學の者、禮儀を正うして、文武兩藝可習事。

一　家事、宗子八歳より入學望次第たるべし、十一歳の者は、必可仕入學事。並、庶子庶人たりとも、品により可令入學。並、十六歳より講習可仕事。

一　學者着坐の次第、歳の可隨長幼事。

一　於講堂、公用學用の外は、誰によらず可爲無言默禮。付學房にて對談一切停止の事。

一　斷なくして、學校へ出入停止の事。

一　門内へ草履取一人の外、不可連之、老中出入の時、小性一人可召連事。

寛文十一年三月

◎泉八右衛門學校奉行仰付られ、津田重次郎大横目御免被成、學校、並、郡々手習所、和意谷御山、御留帳の御用被仰付候節、執政の人御前に被召置、八右衛門・重次郎兩人を御前近く召、御意成され候は、兩人を其役人に被仰付候間、御前之御過有之候はゞ、無憚御諫可申上、老中諸役人の過失有之候はゞ、無遠慮可相規旨、委細被仰付たり。

◎御發駕前、執政の人父子へ、御居間にて御法式段々仰聞けられ、其上にて、道學は誰人も不志して不叶義に候へ共外よりは强て勸め難成事に候。文學の義は一藝に候へば、不難成事に候間、年寄候者は心次第、若き者共は急度精を出し、相勤可申候旨御意なされ、其跡にて、自今若き者共は、學校へ節々罷出可然旨、御意の趣、丹波守様より若き衆に御傳被成候様、仰せられしと也。

◎學校へ御出、槍稽古御覽被成節、帷子の黴れたるを着せし者ありしに、若き者の外儀に心なきは奇特也とて、御手自ら御帷子を被遣けると也。

◎藤樹先生の高弟、中川權左衞門・熊澤次郎八・泉八右衞門・加世八兵衞等召出され、其外、三宅可三・富田玄眞・和田友三・廣澤喜之介等、講釋相勤め、且浪士の儒者に、御扶持遣ひ人等下され、御仕着せにて講釋仰付られ候事數多也。

◎日置猪右衞門家來坂口八郎右衞門、東軍流太刀の能手にて、其業の精しきより槍術に悟入す、其術、心法を專とする由聞召され、學校相應之儀に候間入學の諸生に可教旨、日置左門に仰付けられ、同家中吉田兵右衞門・浪士坂口市兵衞助け教え、後は此槍を無敵坂口流と稱し、學舍にて演習すること今に至る。其外武藝の師範役に仰付らるゝ人多し。

鎗師、落合彌左衞門・落合傳助・市川兵右衞門。習禮師、久保平兵衞。射師、田路助之進・久保田門右衞門。乘馬師、石黑藤兵衞。浪士、三間勘助。太刀師、薄田藤十郎・古田源助・國府四兵衞等也。

◎天和二年二月十六日、中室の至聖文宣王の御懸物を改めて神位となし、同日、初て釋菜の儀行はる。曹源公獻酒を御勤めなされ、信濃守様獻果を御勤被成候也。

◎和意谷御墓所御見分に御出被成候節、木谷村を御通り、當所は山中にて、讀書に宜敷場所と思召、一旦手習所仰付らる。寛文十年閑谷と御名付、茅葺にて學校を御取建被成、聖位を御安置あり。右御造營の初、津田重次郎に、學校は素より大願の事也、身が趣意を共方宜敷知たり、後世何時迄も廢せざる様にすべし、と仰せられけり。

貞享年中、在來の聖堂を取拂はれ、新に華麗に建替へ、大成殿と名付けられ、聖像を安置す。又芳烈祠を建てられ、公の御像を安置す。元祿年中、又講堂を建替らる。

◎御逝去後、御自筆の孝經一軸學校へ御納、同孝經一部、並、四書一部閑谷學校へ御納被成。公の御趣意にて、御自筆の大極圖說、並諸賢語の御卷物、御遺物として津田重次郎へ頂戴、又御自筆諸賢語の一卷、泉八右衛門へ頂戴仰付られしと也。

◎閑谷御遺書の內に、唐本十三經注疏一部あり、落牒の處、御自身に御書足しなされ候て、唐桑銀の金物の御匣二つに入れ、木綿の上包ありて、錠前付御長持に入、御道中も御持たせなされ候と也。

◎寛文八年、在中、年若き者手習算用修行の場所、郡々へ仰付けられ、手習所ととなへ、師役は、其郡の醫者の子供弟の類、又は浪人の內、或は岡山より御步行等仰付けられ、望の者は、讀書も致候樣に御取向あり、此時町方にも、今の町會所の地に、手習所を仰付けられしと也。

郡々手習所廻り候刻、御郡奉行共、御代官共へ申談じ、所々の手習所に於て、十村庄屋

手習師匠、又は參懸候庄屋、並百姓共へ申聞べき口上の覺。

◎去る年廻り候刻、申聞候如く、只今に至て、佛法を信仰仕り、吉利支丹請に、旦那坊主を立候百姓共は、只今迄の通にて、何の御請も無之事に候。儒道を尊び、親の神主を設け、吉利支丹請に、氏神(宮)の神職を立候百姓共は、一年に一度仲秋に神主を祭り可申候、尤も、死人有之時は、儒葬に可仕候。此二色の勤無之候ては、佛道を變はり、吉利支丹請に神職を立る印無之候へば、宗旨の證據無之に付、如此申聞候事に候。右之品は御國のしまりにて候故、江戶御公儀に御對し被遊候ての儀に候へば、彌々以て、皆共右之趣、能合點仕、無懈怠樣に可申付候。

◎仲秋の祭りの儀は、八月仲村々きりに、其一族のもの五人七人組合、其內家も廣きものゝ所を亭主に定、其日に當り、彼家へ銘々親々の神主を抱へ參り、存生の親々を振廻ふ如く思ひ、相應の振廻を出し可申候。子孫無恙親々を祭り候は、目出度事に候へば、此日、祭り至り候て集り候一類共、神主へ供へ候食物を頂き、其後は煎じ茶にてもたべ、終日慰可申候、家子子供なども、昔佛者の時、盆に遊ばせ候如く、此日は遊ばせ可申候。如此夫々法式備はり候はゞ、只今迄一族の譯を不存者共、一族の本の別れをも存じ、一類の親みも出來、却說親々を馳走不仕ては、不叶事と存居

心も出來可申と思はれ候。却、又、年中せき〳〵と相勤候百姓共の事に候へば、此日一日、農業を止め、心ままに遊び候も宜く候、只今親々を祭り候もの共の身に成り、我々を、又右の如くに、我子供自身馳走仕候はゞ滿足に有まじく候哉。扨亦、葬の儀は、其一村に死人有之候はゞ、其村の庄屋早々彼家へ參り、死人の樣子を見屆け、棺以下の事を肝煎遣し、則、葬場へ罷出て、祝文を讀遣はし可申候、祝文讀候事、仕慣れざる事故、庄屋共迷惑がり候由、聞傳候。公儀を畏れ、我が身の爲を思ひ、克く合點仕候はゞ、此方より指圖不申候共、右の如く可仕事と思はれ候、其子細は、只今の御國法に候へば、其村に、若し切支丹有之候はゞ、庄屋を本人同樣に曲事に被仰付にて可有之候、吉利支丹宗門は常は紛れ居申候ても相果候時の樣子變り候と有之事は、何れも可聞傳候、然る時は、庄屋自身死人の家に參り、樣子を見屆け、葬之場迄罷出、手懸け被置候事は、慥成事にて候。其上庄屋は、一村の長にて候へば、手下のものを右の如く仕るは、長たる本意にも相叶可申候、小百姓共の存じ入も、左樣の時節、僅かなるものゝ所へ迄、庄屋自身參り、右の如く肝煎遣はし候はゞ、常々の心入十倍も滿足に存じ、其以後は、心より庄屋を重んじ親み、下知等をも用ひ可申と思はれ候。左候はゞ、對公儀村々のしまりにも可成事に候、如斯宜敷子細共有之事に候へば、當分仕慣れざる事を迷惑に存候事は、怪しき事に候間、右の趣能合點仕、有無に葬之儀は、庄屋の一役に存、相勤可申候。祭と葬の仕樣は去々年假名書に仕り、相渡候通りに執行可仕候、其書附に合點(不カ)可參所有之か、又は末々の情に不合事有之候はゞ、可申聞候通に、佛者にて居申者は、只今迄の通、何之御構も無之事に候間、左樣に相心得可申候。

◎在々に手習所、被仰付御趣意は、去々年も申聞候通、前々は百姓共の子供、寺へ通ひ、手習算用等習候由、尤年たけ候ものも、旦那坊主の教を受候樣に有之候處に、近年は師匠仕る坊主少く罷成、其上神職請に罷成候百姓共は、子供を寺へ遣し候事難仕由、年たけ候ものも過半寺へ出入仕、教をも不受候由、上に被聞召及候、然る時は自今御領分にて育ち候民共は、無筆無算、又は人倫の示しを可請樣にも無之段、不便に被思召、手習所にて手習・算用仕習、又は年長け候ものも、間々に心掛次第に講釋の一句をも承り、人倫の教をも受候樣にと被思召ての事に候。たとへ、百姓の子供、手習算用稽古仕不得、講釋の一句を聞き得まじきは、下の咎一國の上に被爲立候ては、其印には御心なく右

の如く被仰付は、御國主の御役と被思召ての事に候。又若百姓共の子供の內、手習算用致し、習四書小學の內の文義をも辨へ、人に生れては、親へは孝を盡し、御國法を不背、一類和睦、上を重んじ、奉行、代官、庄屋等の申付を用ひ家職の耕作を精を出し候筈と、心より合點仕候者、後々、一村に一人二人づゝも有之候はゞ、在々の風俗の益に可成と被思召ての事に候。上よりは、御國主の御役と被思召被仰付事に候へども、末々の身に仕候ては、誠に猿同前の百姓共の子供、手習所の教に依り、一文字も引、そろばんとも覺、若くは、其身器用にて文字讀にても仕習候は、難有事とは不存候哉。此段は不及申、子共を手習所へ出し候親々の身にては、合點可參事に候、前々は、自分ざうさを仕、手習算用習せ候に、只今は、從公儀、夫々の師匠を被仰付、何の構なく心懸次第に稽古仕候は、忝事に候、末々の百姓の子共、物を書習ひ、算用仕、文字讀を致し習候とて、上の利に被爲成候事は少も無之候へ共、右に申通り、國主の御役と被思召、末々の士民の事迄を被懸御心、右の如く仰付られ候事に候へば、末々の者も此忝き被仰付を合點仕り、何卒上の御趣意に叶候樣にと存じ、農隙の時分は、相勤可申候、つまる所は銘々の爲になる事に候。

右葬祭の義、手習所の御趣意は、去々年(寛文六年カ)も申聞候へ共、今度、猶又申聞事に候間、左樣に相心得、彌無懈怠樣に可申合候。

◎常に被仰候は、一國を能く治とならば、威と恩との二つなるべし。威なくして恩ばかりならば、甘やかしたる子の教訓を聞かぬ如くにて、用に立つべからず、又威ばかりにて嚴敷を第一とせば、上向に納得するとも、眞實に懷きたるに非れば、是又散々の事也。恩にてより懷け、法度の少しも崩さゞる如くに賞罰を行を威と云ふべし。恩信なければ、威無用の事也、威なければ、恩信も用に立たず。然れども、畢竟の所能く下情を知る事大事也、下の情を知らざれば、恩信も威も用に立まじく、兎に角に、聖賢の教を稽古なくては、此一大事は難知と也。

仰止錄 一終

御止錄　二

◎寛永二十年東照大君を勸請なされ度、天海僧正を以て御願被成、東山へ神祠御經營、御出來にて江戸より御勸請、御道中、老中一人、物頭二人、平士十人許供奉し、伏見より川御座船にて大阪へ御下り、其より、本船にて岡山へ被爲入、右御船は新造に被仰付、御國境迄老中一人御迎に出、公は川口迄御出迎に御出被成。正保二年三月御登城被成候處、新太郎義は余人と違ひ候條、權現様信仰に存候はゞ不叶義と被思召、御國元に勸請仕候旨尤に被思召候由、御直に上意あり。同三年より御祭禮始まる。御祭の前日、御道筋御見分被成、當日には、早天御參拜、其より御旅所にて神輿の渡御を御迎ひ被成、老中以下諸士一統、御旅所にて御假屋の南北を警衞し、其式甚嚴にして備はれり。明暦二年九月、初て流鏑馬十番を命ぜられ、寛文六年より同九年迄、供奉の諸士甲冑を帶せしが、同十年より熨斗目麻上下に御改なされ、同十二年より番頭も一組に仰付られけり。

聖學の人をなす所、其要忠と孝とのみ。盛德の本、又此二端に出ざれば、是より以藩翰翼戴の御志より宗廟墳墓の大典を創め玉ひし御勤まで、凡て忠誠孝友の御事實を集む。

◎正保三年四月廿八日上使として中根壹岐守殿御出、上意に、御直に可被仰聞と被思召候處、御不例故無其義候。新太郎義は天樹院殿とつゞき候へば御心安被思召候、息女御養子に被遊候へば重々おもく御心安被思召候、御意に及ばず候へども、新太郎も左様に可存候へば、別て御奉公も心にかけ可申候、此上は世間よりも兎不申事に候へば、遠慮なく心得可申候、もはや能き齡に罷成候、萬事申上ぐる儀も候はゞ、御內證よりも、又表向なりとも遠慮なく可申上、惣て遠慮過候と被思召候。此義念頃に幾度も申聞候へと、上意ありしと也。

◎慶安元年大猷大君日光御社參ありしとき、竹千代君を守護し御留守なされ候は、殊に御心安く思し召され候との上意あり。御禮として御登城被成候處、阿部豐後守を御殘し置被成候間、諸事御相談被成候様にとの上意あり。御留守には日々御登城なされ、大君還御の後、上意にて日光へ御參詣被成、同所にて御緣起を御寫しなされ、御取歸なさ

れしと也。

◎寛文十二年大猷大君安宅君御召、初の御規式あり。諸大名は品川の海邊に罷出べきよし仰出され、其時公には、御鐙下の御帷子、猩々緋の御陣羽織、常の御袴を召され御出かけ、御式臺にて御扇子を御開き、良々久しく御遣なされ候に、御軍扇の怪しき御事よと御供の人々思ひ居たり。扨品川にて諸大名は、皆麻上下御着用なれば、如何なる御裝束なるやと御尋あるに、少し存ずる旨の候と、御答なされ、程なく大君御船にて諸大名の前を御通りありけるに、彼の衆に違ひたる衣服は備前少將なるべしとて、小船を以て御召あり、公、安宅丸に御移被成候時、其衣服はと上意ありければ、御祝の御規式は御船の中の事なり、我等は陸路を警固し奉る事と存ぜし故也と、御答被成候に、如何にも透と心付かざりし也、其羽織を差上候樣にと、上意にて御取御召なされ、御盃を被下祝義をと上意あれば、自然居士の舞を御舞被成しとぞ。御儀式相濟、諸大名直に、御歡に出仕あるべしとて、品川を御引取ありけるに、供の人々、その脇に扣へたるが、一時に押懸け、その擾がしき事大方ならず、公には彼の扇を御差上なされければ、御供の面々殿はあれにましますとて、早速集りけり。公、諸大名に御向なされ、御供の人々騷動故、見失ひ不參と見へ候、我等家來を、爰に殘し置き、屋敷へ追々集り候樣に申傳へさせばや、其內に我等屋敷に御立寄候はゞ、一所に御歡に出仕致すべしと仰られければ、皆々辱なしと引伴て、品川より龍の口御屋敷へ、御步行にて御出なされ、諸大名を御書院へ御同道有て、御家來御待合せの內、緩々御休息あるべし、時分なれば懸合の御支度を參らすべしと御挨拶なされたり。然れども、かねて御料理の仰付られもなかりしかば、如何あらんと、御心許なく思召けるに、御言葉の下より二汁五菜の膳を居渡しけり。かくて御勝手へ入らせらるゝに、伊木長門相詰居申に付、料理の事申付ざりしに、能心付たりと仰あれば、今日の御裝束にては、若し御一門樣方御寄合被成候事も可有之哉、御首尾宜候はゞ、斯樣に御同道被成候事も可有之、吉凶共に御客あらんと存候故、六十人前の御用意を申付置たりと、御答申ければ、長門が背を御撫でなされ、年若なる其方、ケ樣に萬事に心を付る事、家の吉事滿足の至りと、御賞しなされ候とぞ。

◎公方樣御疱瘡なされ候節、江戶・伊勢・御國等にて、御祈禱の義被仰出。一日に兩度づゝ御登城なされしと也。

◎寛永十八年十月二日、酒井讃岐守殿の宅へ御出、此間、御普請有之由承候、何卒某に御手傳仰付けられ候様にと仰らる。讃岐守殿此度は少しの事なれば、貴殿には然るべからずと申されければ、此後可然所も候はゞ、仰蒙り度旨を仰述べらる。寛永二十年平川口御普請仰蒙らる、十二月江戸へ御出、翌年正月七日鍬初あり、大君丁場に出御ありて御前近く召され、御普請に付、早々罷下り苦勞也、殊に縄張能申付候との上意也。同廿二日、四十三間の石垣、存の外早々出來、其上縄能通候、何も精々入候故、御滿足の旨、壹岐數馬を以て仰聞けらる。二月二日御登城被成候處、終日普請場に在り、苦勞に思召され候、夫故早々出來仕候旨上意あり。其後御樽肴被下。三月廿八日、御普請成就に付、御登城被成候處、地相も惡しく、雨氣も續故、迚も來月中旬ならでは成就はすまじと思召されしに、下々迄出精致し候故、早々出來候との上意あり。

◎因幡より備前へ御國替の時、大君の御召、甚俄なれば、御道中殊に御急ぎなされ候て、あふ付馬に御召なされけるとぞ。箱根まで御供數十人附隨ひけるが、江戸迄御供申せしは侍四五人馬にて從ひ、歩行立にては御手廻り頭、入澤市兵衛只一人御供申せし程の御事なりしとぞ。此時あふ付馬に置給ひし鞍、今武具藏に存と云。

◎御歡に付、諸大名、御登城被成し時、夏目次郎左衛門味方ケ原にて討死致さずば、斯かる國家の太平は候まじと仰ありければ執政の人々、智者の一言、德川家に仕ふる士の節義を勵ませりと申されしとぞ。

◎酒井雅樂頭殿、執政の時、權威甚盛なりしを、御屋敷御小書院にて度々御もてなしありて、上の御爲に大なる不忠の由を仰せらる、答ふる詞なく、やゝありて、少將に任ぜられ給ひて年久しく候、中將に任ぜられん事、御望ならば、其由を申上ぐべしと語られければ、中將に進み何の御爲に成可申哉、御高增賜はりなば夫程の御奉公をばすべきにて候と、仰せられけると也。

◎承應二年五月廿八日の御飛脚に、伊木長門屋敷大川筋石垣四間口、控石きわより上へ抜申候、重て水出でけり、大雨仕候はゞ、兩脇二三間程づゝ開き申候間、彌損可申候旨、江熊谷見及候故、早々普請申付候と、伊賀・若狹より申上候に付、直に兩人へ下され候御書に、

石垣破損之所伺不申つき(築)申候事、不念無申計候、就其唯、今御老中へ繪圖仕申上候趣、此度大水にて川筋石垣四間口破損仕候、留主居之者共、不念に心得、つき申候由申越候、差留せ候へ共、少しの事に候條、定て最早築立可申と存候故、出來候共、破損仕候時の如く、石をはね可申旨、只今申遣候、城中の義に候へば、願くは少しも早く繕仕度候間申上候。

右の通申上候條、早々破損の時の如くこはさせ可申候、公儀御壁書拜見不仕申付候段、不念沙汰の限、可申樣無之、以來可被心得事、此方にも御壁書見候て驚、如此候。　謹言

六月十五日

右之段、繪圖を以て讃岐守殿へ能勢少右衛門を被遣、御國へ被下候御書の趣、御口上にて被仰述、右不念の仕合致迷惑の旨、御申上被成、雅樂頭殿へも參り、具に申候樣にと被仰付候處、六月廿九日石垣破損先々の如く修覆仕候樣にとの御奉書到來致しければ、此度伺不申つき候故、急に相濟不申哉と被思召候處、早々相濟、辱義と御悅被成けると也。

◎寛永年中、下總國和泉と云所を鷹野場に賜はり、御隱居以後も半年程づゝ江戸御詰被成、御鷹御拜領なされ、御道中御殺生御免の上意ありしとぞ。

◎油(由)井正雪、甚公を恐れ、逆謀に臨でも、一番に手當巧候はねば、縱天下に入候とても、心許なきと云たる由。同人より提灯屋へ蝶の紋付、柄に鎗を仕込たる高提灯を五十丁、備前屋敷の用也とて、日切をして云ひ付ける、提灯[illegible]不審に思ひて、御屋敷に來り、仰付られ候鎗を仕込たる提灯五十張、愈何日切に出來申さずば、叶ひ申さぬ御事なるやと申けり、諸役人驚きて、斯くと申上候。此時朝御膳を召上られしが、聞召すや否や、御式臺にて御馬を御呼なされて、(屛重門の南に既あり。)有合人に御供仕り、月當の御老中にて急御逢有べきよし仰入られければ、今公用相重りたり、暫く御待候へとありしに、重て急ぎ申す事也と仰られければ、御對面ありてしかじかの事候、急ぎ御穿鑿あらずば、大事出來候べしと仰られければ、其より專ら御詮議ありて、弓屋藤四郎と云もの訴人に出で、正雪が事實あらはれ、其黨類誅伐

せられし也。此提灯を誂へしも名を公に托し城門に入るべきとの手立なりしとぞ

◎丸橋忠彌は、油(由)井正雪に腹心の者にして、事を東武に謀りけり、謀計成の日、失火に乘じて、志を遂げんとす、此隱謀に同ずるもの、大身・小身、擧て數ふべからず。然るに、彼思ふ樣公は義氣忠誠奪ふべからざるの人なれば、我黨に屬すること能はず、變に臨まば、必出て給べし、其時竹橋にて討取らん、然れども、文武の良將として、士卒心を一にせり、精兵多くとも敵すべからず、兵をかけ、樋の中に伏して、鳥銃にてつるべ打にすべしと謀りしとぞ。

◎兩大君上洛の御供なされ、後水尾天皇二條の城に行幸ましまして、武家の諸臣皆和歌を獻ぜられし時公の御懷紙に、

秋日待行幸二條亭同詠竹契遐年

和歌

峯に生る松の千歳もとりそへて

君かよはひを契る呉竹

◎明曆元年御城內に御祠堂を、假に御營被成、四時忌日の御祭、朔望・俗節の御拜等、嚴に行ひ給ひ、御祭の前三日御潔齊被成、御前日には、御中の御掃除、御役付、御献立等まで御自身に被成けり。兼々宗廟御建立の思召被爲在に付、御時節を御待被成、萬治元年に至り、城西淸淨の地を御擇被成、今の御廟御經營被仰付けるが、地面御手挾にて御思召に不被爲叶、悉く古法に御因りなされ候事も成され難く候へ共、其段は御神主へ御告被成、御普請成就の上、同二年二月朔日御遷座あり、其節御直意(衣カ)にて御供被成、同二日御時祭新廟にて始て御執行ありしと也。

◎明曆二年六月十三日御忌祭有之、今年は武州樣の御時、御近習の人は素より、御徒等に至る迄、御祭事に預らしめ給ふ、何れも六十以上八十有餘までの高年のもの也。就中、小川主水・梶浦看遺・和田槇左衞門の三人は、御役も不被仰付、御祭後、中障子を開き自拜を許し玉ふと也。

◎御時祭後、御役人一統登城致し、神酒胙頂戴。老中並御同姓番頭は御居間御次、物頭以下御廟出勤の御料理人迄は

中の間、畢て御居間御次にて、老中番頭御相伴にて御料理並御酒御肴被降、御肴は御自身御挾被成、物頭以下は中の間にて御料理被下、御居間御次にて御酒御肴被下、御肴は老中挾み、右相濟迄樂人樂を奏す。御城にて老中へ一統御禮申上下城仕候。御廟附並御門番迄、御勝手にて御支度被下し也。

◎万治二年二月、御時祭後、咎人十人出牢被仰付、大手御門先より遙に御廟を拜し候樣に被仰付しと也。

◎御在府中、御忌日には、前日より當日酉の刻迄御潔齋、寅の下刻御長袴素服御着、於御閨の間線香三寸程の間御靜座。御時祭の節は、又前日夕より當日卯の刻迄御潔齋、寅の下刻、御長上下御着、於御閨の間、線香五寸炷程の間御靜座被成、御病中には、御潔齋は不被成候へども、必ず御禮服にて御燒香、御靜座は被成しと也。

◎御胙、御國元より到着致候へば、其晩より御潔齋被成、翌日、御上下にて御頂戴被成候、諸士迄頂戴被仰付、御類中樣方へも御配り、又は御招き、御一所に御頂戴被成し事も有しと也。

◎寬文三年、日光御參宮の節、御道中にて御忌日に付、前夕より御潔齋、御旅宿一の間を御掃除被成、御當日未明、御半上下御着、暫時御靜座被成、卯の中刻御出駕被成しと也。

◎寬文四年二月より亭の御普請始まり、三月出來いたし、同月福照院樣御屋敷へ御出の節、右新宅の亭御覽、御賞美御機嫌被成候に付、公殊の外御滿悅思召、御作事奉行へ御時服被下、奉行へ御目錄、大工へ金子被下しと也。

◎大風雨の節、福照院樣爲御見廻、向御屋敷へ御出、大雷の節は必御出、晝夜の差別なく御伽被成、御不例の節は、毎日度々御見廻、及深更御歸被成候節にも、夜中の御容體御注意可申旨にて、津田重次郞を御付被成、御表に御座被成しと也。

◎御歸城御當日、御祝御膳相濟、御行水被成、御長上下にて御廟參、直に御宮•御佛殿へ御參拜、每も變らせ給ふことなしと也。

◎寬文元年正月江戶御本屋敷御類燒に付、御時祭後、五郞八樣已下御役人御前へ召し、御祭、首尾能相濟御滿足被成候、總て國の大事二つにて、一は祭、一は軍陣なり、是程大なる事なし、然れども、國に、凶年凶事ある時は、御祭に樂

を用ひずと御聞及被成候に付、此度は樂を御止め被成、毎も番頭物頭に胙並に御酒被下候へ共、此度は、此儀も御止被成候との御趣意、仰出されしと也。

◎國淸公・興國公並に御庶子方の墳墓、京都妙心寺に在候を、御改葬の御志ありて、御國中にて御墓地たるべき山を自ら巡視し給ひて、遂に和氣郡和意谷の山を御定め被成、敦土山と名付玉ひ、寛文八年御普請成就して、三月十二日初て御參詣被成、十三日早天に御祭ありて、土地の神をも御祭あり。是より度々御參詣被成しと也。

初て和意谷に至せ給ふ時、萱の殊に繁茂してありけるを、御案内申ける百姓に御苅らせ被成、御小刀を拔て賜りけり。今伊里中村源介の家に持ち傳へたり。

◎福照院樣へ御事へ被成候御孝養の數々は記するに遑あらず、常に御心を慰め玉ふ。市川某なるもの丶女子を幼稚より太夫人殊に愛し給ひ、後御趣意によりて、御徒頭津田某に嫁しけるに、家風に不適とて離別しけり。太夫人彼れが讒訴を信じ、津田某を御悋みなされ、屢々、御物語ありけるに、公其事を聞せ給ふ毎に、御辭色を御和げなされ、其是非利害を細かに被仰上、御諫被成ければ、太夫人も御許容被成、御咎もなくて其事止みにけりと也。瑣細の御行實に至りては、或る時、太夫人の御好にて松を御植させ被成けるに、植やう御心に叶はざれば、公自ら鍬を執て御植被成、又或時は御好に付、箒にて挾函持奴の眞似を御覽に入れられ、或は御煙艸を自ら刻ませ給ひ、御差上なされしなどの御事ありしと也。下部の樣、御眞似なされし時、信濃守樣へも御所望被成候へども、御笑被成てのみあらせられければ、御退出の後、國を領する身に、親の奉養の事、何に缺たるべきや、唯か樣の事にて御歡を受べき事なるに、其心附なきは不孝也と、仰せられしとぞ。

◎寛文十二年福照院樣江戶にて御煩なされし時、御側を離れ給はず、晝夜御帶をも解かせられず、御(藥カ)は先づ御嘗み、御膳は、先づ御風味ありて後ならでは上げ給はず。御逝去に至りて、數日水漿御口に入らず、御尊骸御國へ御歸被成候御供には、丹波守樣へ仰付られ、公にも引續き御暇仰上げられ、御人數少にて御歸、直に、和意谷に御着なされ、二の御山に御合葬被成けり。

◎御病中、眞桑瓜御好被成、其節瓜未だ不自由に付、池田美作家に出來たるを差出しければ、先づ御廟に御供申候樣に仰付られて、其後召上げられしと也。

御病中、瓜を御好被成候故、今に至り御忌祭の節、御果子の內へ、必瓜を献ぜらる。始は美作家より差上げしが、其後には郡中より出して、縱未熟の節にても、必御供あり。

◎御叔父淸泰公御卒去なされし時の御歌に、

前參議忠雄、三月末つ方より不例の由にて、卯月初の三日終りなり給ひて、はかなき數に入り給ふと、云ひても餘りある、あたら良臣ぞかし。此人己におはせしとき、交を親子の思ひに擬らへせしに、殘りとゞまる恨の程思ひやるべし。かく悲に堪へぬ心より出でゝ、おろかなる言の葉を綴り侍る。

うきにそふ泪ばかりを形見にて　見し面影のなきぞ悲しき

◎御兄弟の御中殊に御睦しかりし。御近習の中に昔噺をよくする人あり、毎度召させられ、咄を御聞なされける。備後樣にも御氣に入り、召給ふこと度々なりしが、もし備後樣より召させらるゝ時は、假令御聞かけの時にても、直に御止させなされて、參らせられしとぞ。備後守樣御逝去後、御廟御手狹に付、廣庭東北へ、御祠堂御建被成、備後守樣始御家內樣方の御神主御移被成、御祭の儀諸事、御廟の通御執行なされ候。

◎豐後國飢饉にて下民迷惑致候由御聞被成、中川山城守殿へ御米千石御送なされ、些少の至に候へ共有合のまゝ進し候、もし御用に立ち候はゞ、御滿足に思召べき旨、御使者に仰遣はされしと也。

仰止錄　二終

仰止錄　三

◎上樣は、日本國中の人民を、天より預被成候、國主は、一國の人民を上樣より預り奉る。家老と士とは、其君を助けて、其民を安ぜん事をはかる者也。一國の民の安きと安からざるとは、一國の主一人にかゝるべき事なれども、天下の民の一人も、其處を得ざるは、上樣御一人の責なれば、此國の民を困究せしむるは、上樣の御冥加をへらし奉る義也、不忠なること是より甚しきはなし。上に不忠、民に不仁、國主の罪、死にも入れられず、今時何事もあらば御用に立たんと、亂世の忠を心掛候もの、餘多有之と聞へ候へ共、上樣御冥加減りて何事あらんには、忠を存するとも益あるまじく候、寸志ながら此國に於ては、上樣の御冥加を増し奉り、長久の御祈を致し、無事の忠を致さんと存する也とかねて御趣意を仰出されけり。

身、修り、家、齊ひて、國、治るは、大學の道なるも、首條に、御知を開かせ玉ひてと仰せしは、此理を知り給ふ也。君子の儒と仰せしは、此理を御身に體し玉ふ也。御政績の記すべき、固より數多けれども、其要を申さば、忠孝の德を推して、國事におかせ給ふのみ。是より以下政事の類をかゝげ、庶民の爲に水旱の災を救ひ給ひし御事實をも、併せ記し又承應の頃國の患を分たんとて、士民共に已かまに〳〵、些かの財物を獻らんことを請ひしも、善政嘉謀の人心を感孚せさせ給ふ驗なれば此條末に附て記す。

◎御幼年の時、板倉伊賀守殿に國民を治め申さんこと如何心得候べきと御尋なされしに、京都の商賣の輩の訴を捌くのみに年月を經て、國の政を取行ふ道をば辨へ知らずとありしに、公重て京都所司代の譽、世に高く在はします、必ず國の事には先務あるべしと仰せられければ、さらば可申候、方なる函に味噌を入れて圓き杓子にて取るべき樣に計ひ給はんこと然るべからんと答へられければ、良久しくありて、心得難く候、隅の行きとゞき難き所をば、如何して候べきと仰ありければ、其事に候、我は、東照大君へ仕へ奉り、數多智謀勇才ありと人に稱せらるゝ諸將を見申候へ共、公の如く、年若く在はして、心を國事に盡させ給ふ人は、今日初て見參らせ驚き候餘りに、斯くは申しぬ、公の明敏、國中を隅々までも、罫をもりたる樣に思召あらん、大國はさはならぬものと承り傳へて、只今の如くに申つ

れば、果して御不審御座候、國事は寛ならざれば人を得難き事にて候とて、落涙せられけるとぞ。

◎寛文十一年、諸奉行・諸役人、只今まで誓詞仰付られ候へども、思召子細有之、御止なされ候て、役向御教書御定なされ、諸役人へ西丸にて御直の御意の上、執政の人より御書付を渡され候と也。

御教書

裏判

財寶の出入義を專として、萬無滯樣に可相勤事。

寛弘にして人の言を擧用し、權高に無之、末々のものも物中よき樣に可相心得事。

先、心を正して義を明にするを本として、其職を可相勤事。

勘定奉行

先、心を正して義を明にするを本として、其職を可相勤事。

財寶の出入義を專として、收斂を事とすべからざる事。

町奉行

先、心を正して義を明にするを本として、其職を可相勤事。

町中の風俗、善に移り候樣に、常に心を可盡事。

郡奉行

先、心を正して義を明にするを本として、其職を可相勤事。

下民、住宅に安居して、家職に不懈樣、心を可懸事。

郡中の風俗の吉に移り候樣に、常に心に不可怠事。

◎御直書の内に。四月十五日一條殿へ參、板防州と話申候、仕置の事問申候、一段能由承及候、常々不思事は、少き事さへ思ふ樣には不成物に候、一國の事は、御思候樣には成間敷義と存候、其に就ても心學ゆへ斯樣の難出來候と、何

も中候故、可笑しき事と存候由御申候。我等申候は、其詐は、實なる事と存候と申候へば、如何樣の事と御申候。我等學問者と有名は天下に隱なく候、仁政行は一として無く候へば名過候、此天罰は遁れざる所にて候、左樣の義は、詐の樣に候へ共、一段能き教にて候と申候へば、此思より一段尤に候、我等も最前承候樣の能學は有まじく候、子供孫共にも無油斷承り候へと申候。

◎町奉行に申聞候事。江戶又は道中にても承候事に候間申附候。往還候ものに馬など出、かね定より高く仕り、又は私として賣物直段を定め置き、其より安く賣候ものには、過怠など懸け候事ある事に候、斯樣の品は、いか程も有之候、一寸申付事打棄置候へば、下は妄に成り申す物にて候條、萬細かに心を付可申候。右の樣なる事は備中國中共に迷惑致す事に候、又かるき町人も迷惑仕り、手前能者計り、利を取候樣に成る計に候。又町奉行・郡代共に可承候、總て何れも、諸奉行の心得に法度を背き、又無作法なるものゝ事計心にかけ申ものにて候。人多き內に候間、心根の奇特なるもの、律義正路なるもの可有之候、左樣の者も聞立て置、斯樣の次でに可申聞候由申付候事。

◎斯樣の事は、何れもへ申すに不及儀に候へ共、末々の者の爲と存じ、皆の衆へ物語申事に候。當國を我等に被仰付候を、私の國と少も不存候、領分の下々百姓まで、(コッ)貧しき、非人もなく、國安穩に治候へとの奉行に被仰付候と存候。然る上は萬事私を存し非義なる事仕候はゞ、大きなる越度にて候、右の段能々心得候て、下々在々まで、能仕置に仕候が、何よりの我等に對し奉公と存候、斯樣に申候て、むざと下々百姓甘やかし候へとの義にては無之候、此方正路に候上に、惡人有之ば、其時刑罰に行ひ可申事に候。何れも斯樣に被存候へば、國能治り、國榮へ候へば、我等への奉公、我等は上樣への御奉公と存候間、何れも堅く此旨を可被存事。

◎寛文九年の仰出されに、

仕置之者、番頭・組頭・組の鐵砲引廻・大小姓頭・同組頭・大小性(馬廻の內より中小姓等に申付輕き用等も可相勤者。)・裏判(江戶地共)・公儀使・兒小姓頭・士弓頭・同與頭・學校奉行・橫目・寺社奉行・鷹方奉行・船奉行・鐵炮頭・普請奉行・代官頭・平物成奉行・旗奉行鑓奉行・町奉行・步行頭・奏者・勘定奉行・同上聞(軍カ)・手廻鎗奉行・作事奉行・借米奉行・郡奉行・樋奉行・銀奉行(京にて平

井安兵衞相仕

右の役人、少にても存寄有之分、親子。兄弟。親類。緣者。知音たりとも、無遠慮に書上可申候、只今の役人の中にても、他の役に仕、可然と存候者は書出可申候、假令大役たり共、小身無足の構なく、人柄次第可書上事。

◎鴻池へ、初て御借銀被仰付候節、同人御國へ參り、御作廻の趣を承り、是にては、始終御詰りなさるべく候間、御家中御引免仰付られ、只今の內、御儉約嚴敷被成候はゞ、御取續可被成候、左候はゞ當分の御入用如何程も差出し可申由大學より申上候節、御庭に御座され奉伺度義御座候と申上ければ、それより申ても濟む事ならば可申と被仰候に付、右の趣を申上候に、何の御意も無之故、御榛に半時許伺候して居たりしに、此度は、鴻ノ池に用事申付間敷候、早々歸候樣にと被仰、其跡にて鴻池へは借金の事賴しに、家中の免相談は可賴事にあらず、何と心得候哉、惣じて家中の免引等心安く申付候事、不成事也、戾ししほのなきもの也、手間入らず仕安き故、今年も不足、家中免引、今年も不足免引と云樣に成り、且役人の怠り出來て、家中は息も不成樣に可成と御意被成候とぞ。

◎仰出されに。家中にて惡口申し風俗を亂すものあり、是等は曲事に可申附と申聞候を、人皆心得違ひ、仕置を評判取沙汰するを禁ずる樣に覺るものもあるべし、仕置の評判は、聞て心得になることもあれば、其段少も不苦事也。家老を始め末々迄、萬事書附を以て姓名を隱し、此函に入るべしと、御城の間並外下馬御門に諫箱を御出し被成、右諫箱に數多書附を入れし內に、勝れたる書附三通あり、此書附たる主を知りたしとて、明曆元年正月十四日、南御門外に板に書附、高させいたけにして建てさせらる、其詞に、

八月廿日の頃、一つの諫文あり、其初の句に云、

螢飛去る例も夏にある世哉と、云々。

十二月の初に、壹通あり、其中の詞に云、

能猿樂を樂屋の外にて聞居たるに似たりと、云々。

此內に候や、十月十五日、霜月朔日、十二月十五日、一人して三度書上候。

右三通の諫文の主、其名字所を詳に記して、又諫の函に入れよ、猶問ふべき事あり、あらはるゝことといやに存候はゞ、近習の者を以て密に可相尋候、若し憚かる心有之、其名を不申候はゞ、初の諫し本意に可達也。

右三通の內『螢飛去る』と云事を書入れしは、評定場番人源藏が養子也ければ、源藏が切米を下され、源藏には、別に二人扶持下されけるとぞ。

◎御在府の節は、諫箱十五日切に、小堀彦左衛門所にて横目三人の內一人づゝ加はり、封を切り認め、江戸へ可越候尤相封にて可指上旨仰出されたり。

◎横紋と稱へ、年貢米免割の外に、地下中萬事の諸遣を、高に割符致し、村々により諸遣、殊の外多く、小百姓の痛に相成候旨聞召され、以來は定の外不叶入用の義は、公儀米を以て、横役を勤させ可申旨仰出されけり。

◎正月砌、岡山在の子共ほうひき。あないち等の遊、惡習の本に候間、自今以後、可爲停止旨仰出されけり。

◎町在にて金銀御借上なく御普請御手傳、或は御國中御救なく、格別の御物入有之節は、大阪にて御借用なされ、國中の金銀は、身が金銀同様にて、急用の備になれば、平日の御入用には御借上被成まじとの御趣意なりしとぞ。

◎慶安元年八月あさから。なわ。柿しぶ。船手の繩。犬米。溝役、右六品の課役御免被成候、右の內御入用の節は、御買上可被成旨仰出されける所、執政の人聞て、如斯仰付けらるゝは免を御上被成にやと疑ける。公聞し召、其心得にては、我心根を少しも不知や、家老の內にも左樣に存ずる條、沙汰の限に候、必ず以來、如斯事申すこと不可有、國中百姓共を憐愍の心は無に成行候、又郡奉行へも、右の如き事申さるまじ、我等仕置より左樣なる仕樣にては、給所も同然たるべし、左あれば、此仕置却てあだと成候とぞ仰られける。其後郡奉行ども召され、課役の事、給所などにも、斯樣の事候はゞ、差免し候へと申し渡すべし、去ながら、下々の情にて、少の事にても、大に驕るものなれば、其段心に入れ、已來下々驕らざる樣に申付べしと、被仰付候。

◎町々十分一銀、町奉行手前に指置、困窮を救可申候、並に町內に有之候座頭共以上八十人、佛事、或は葬禮、或は祝言の家へ參り、施物を乞ひ、世を渡候處、舊年御國中、佛法を捨て、神道を尊候に付、產業無之、飢に及候由、節々訴出

は十分一銀を以て、斯様の困究者を救ひ、又は善事有之ものを褒美可仕由被仰出、又座頭共の困究も一旦救候はゞ、以來何とぞ産果有之候様に、可仕旨被仰出たり。十分一銀は、町人の家を賣買の時、買ふ者其家の代銀の十一差上る也

◎井地の税法、世に知る人なきを御憂なされ、寛文年中、和氣郡の中にて、御試に井田を仰付けられ、出來の後、御覽なされ、此處を井田村と御名付けられし也。

九井惣畝九町七畝、但一井、長百間三尺、横三十間づゝ、廬舍三畝二十五歩。貞享年中、又井田を制す、九井惣畝九町三反十八歩、但一井、一町三反十二歩づゝ、間にして五十五間四尺二寸四方、廬舍三畝廿五歩、是を下井と云ふ、依て寛文の田を上井と名く。

◎御國中人改と云ことありて、村々壯年の男を改め、村々の田地に御引合せなされ候て、此村の田地には、何十人なければ耕作はならず、然るに、今奉公人何十人出で候へば、此村より軍用の時、何人ならでは出難くと御積りなされ候上にて、今年は他所奉公人召置候樣にと御觸等有之しと也。

◎慶安四年の仰出されに。今度人改郡奉行に申付候に、急ぎ候故不具候間、面々知行所、うき人・かり人・五十歳より上にても達者なるもの、跡の差支に無之候はゞ、書出し可申候、馬數も書出し可申候、口取の事、馬多候へば、假令へば十匹の馬に五匹の口取付候ても不苦候、十疋ながら同村よりの者附候ては、跡に人少く、作不成、迷惑致候由の品も可有之候條、此旨も書出し可申候、追ては人改郡奉行に加へ改させ可申候、得其意可申候。

◎錢を鑄ることを御詮儀ありて、富國の一助なるべきかと御試みなさるべきに定候處、錢を鑄るものを洛中より諸國へは出されざる由なれば、湯淺右馬允を使として京都の所司代に達し、洛外の鑄錢師御國へ下りけり。

◎寛文八年八月郡奉行より申上候は、當年は池懸り、天水の所は旱損多く、又井手掛りの分は、例年より格別善所も有之に付、土免を破り惣毛見に仰付られ候はゞ、凡七八千石も御米出で可申候、是以、例年より各別善き所の百姓もたとへば、免二分民の得に成候處、惣毛見仰付けられ候へば一分を指上、殘て一分民の得分に成候へば、例年より得分御座候、旱損も逢候處の者は、例年より迷惑致候へ共、格別、免を下げ候事も不成候、右の善き所より上り候免を、惡敷所へ打込候へば、旱損の民十分の救に可成候、當年の如き、甲乙の有之年は、斯樣に仰付られ可然候と申上るに

付、御前に於て、老中例の僉議人ともに僉議被仰付、御意被成候は、七八千石の得を以て民の信を破り可申候儀にては無之哉、例年如く、彌毛見を好候民計かぶきりの毛見に可申付候、毎もより善き所は百姓の仕合に候、悪敷所は存まゝに免を引捨可遣旨御意被成、執政の人より郡奉行へ申渡せしと也。

◎御勘定奉行を勤し人、諸方御藏米扶持方に相渡候を、毎月渡にして半下俵のはかり、殘を御藏に殘し置候處、三年の間千俵程殘れり、此由を言上しければ、其米をば其人へ被遣、役義は御免被成候と也。

◎賄方を勤し人、前廉より勘定に不立ものを吟味し、或は炭俵、或は消炭と云ものを勘定に立て候はど、一年中に三百兩程も勘定の餘計有し時、是も言上せしに、其金子は其人手前に御預け、役義御免なされしと也。

◎町奉行に被仰候は、町中の事愈念入可申候、郡奉行へも申聞け候通り、公事さたの義、打はまり念入候はでは聞誤り可有之事に候、兩方の申分申よき樣に仕なし、申させ可申候、大方は、初の理聞候處を聞入物にて候、それよりは、相手の申事、皆非の樣に聞なし、可申と存候事も得不申候やうに成行物にて候、落着なき以前に理非を付、惡む心出で候ものにて候、落着已後、非の方惡き事に候、此旨を能心得、常々打はまり念入可申候。舊冬北方の町人源左衛門、高瀨舟の事など念入候へと申付候へば、初とは違ひ、初の方にては源左衛門、成程惡人にて候つる、其義を申候人不屆者に候條、牢舍可申付存候へ共、指免候義、斯樣の事に就ても、能々念入候はずば、覺へず紛れ可申候。町中の事は事多にて、兩人苦勞の事に候へ共、猶心萬事念入、起り不申樣に心得可申、かぶき。操り其外遊び物、彌寄せ申間敷旨仰られしと也。

◎御物語に、禍は下からと云諺は、諷詞也。下民の禍、何とて自らなし始むべき、上たる人の導きの惡敷に依て、下の人々の非義を起し、刑罰にかゝる事も出來る習ぞかし。禍は上からと云詞を替へて、下からと云つるは、上たる人を戒むる詞也、さればこそ、往古より云傳へつれと宣ひけると也。

寬文七年九月御巡見衆御廻り百姓共へ御尋に付御返答の荒増　稻葉淸右衛門。德永頼母。市橋三四郎等備中。備前より播に入、向井八郎兵衛。高林又兵衛沿海巡視。

◎吉利支丹改、如何樣に仕候哉と御尋候、先年は、庄屋共一ヶ月に二度づゝ改候、近年は御代官毎月村々へ參り相改

め、年に二度は毎家へ立入改候と申候。

◎床屋又は案內者に何宗ぞと御尋候。佛者は佛者と申、神道は神道と申候。

◎神道の宗旨講は如何樣に仕候ぞと御尋候。神道の者には、其生所、神の神主請に立郡々に神主頭有之、惣郡の神主頭、又岡山に三人有之、其本は吉田殿にて取り候と申候。

◎寄宮の事御尋候。樣子申上候へば、他國にて相聞候とは違候と被仰候。

◎坊主は、押て還俗被仰付候と御聞候、不殘還俗仕候哉と御尋候。心々にて候故、出家も多く候由申候。

◎勝尾村にて還俗の事御尋候。當郡は不受不施にて候故、大方還俗仕と申候、寺に居出家には、寺領御取上候哉と御尋候、左樣にては無之、在來の寺領被下候と申候。西阿知にて亭主に宗門被尋候、佛法の由申候へば、不審被仕候故、佛壇を見せ候、還俗の事被尋候、此邊にては、一人も還俗不仕候、總て心次第にて候故、兒島に佛者多と申候、其の外村々にて被尋候、他國にては出家還俗不仕、又神道に不成者は追放被成、或は牢舍被仰付、寺領御取上候と聞候由被申候。

◎天城村にて町役及地子の事御尋候。町役は斯樣の時掃除する計にて、地子は前々より御免にて候と申候。

◎舛合と云は如何樣のことぞと御尋候。昔より在來納升の壹石は、京盤にて計候へば、四升八合出目有之候、先年納升に京盤を用候樣にと被仰付候刻、其出目の升合と、下し申候升合を兎に御直し候故、兎上り候樣に聞へ候得共、畢竟百姓の出し候處も、給人の取候處も、昔の通にて御座候と申候。

◎御借し物の事御尋候。百姓望にて借候へば、米には壹割半、銀には壹割の利息差上候、樣子に依り利なしにも御貸し候と申候。

◎野呂村にて貳升麥の事御尋候。畠壹反作り候へば麥貳升出し置候、十年以前に始まり、今年まで四度出し候、凶年の爲、百姓共賴母志に致候故、集麥とも申候、下にて調兼候に付、奉行の威をかり申候、即此所に建置候は、此麥藏にて候と申候。惣分村にて又御尋候、右の通に申し百姓共に御尋被成候はゞ、樣々と可申上候、出し候ばかりにて借り

不可申も有之、かゝり候ても、人に依り利式は壹割半、或は壹割、又は利なしにも借し、又與へ候も有之、兎角救を專に仕候と申候、此段又所々にて御尋。

◎桑・楮・漆の運上、鐵炮打・銀出し候哉、百姓家作に材木伐候はゞ、其代出し候哉、山運上有之哉と、所々にて御尋候無之通申候。

◎片上にて、庄屋並に百姓共に何にても申度申候へと仰せられ候。皆申候は、御上使御巡に付、國主様より何にても申度事候はゞ、誰に寄らず遠慮なく申上候へと、末々まで内々御觸にて候へ共、可申上事無之由申候。左候はゞ御仕置の有(差)增申候へと被仰候、庄屋ども申上候は、先年御仕置を御改、過役の分不殘御免、物成、夫、口米の外役も無御座候、百姓草臥候へば、下相にて救米出し申候、旱損水損にて飢饉の時は、扶持方出し申候、又田地無之、鰥寡孤獨の類或は病氣者には、夫々に産業を致させ、若し續不申者有之候ても、年々、國中過役御免被成候故、せめて其御恩に、是は村より飢寒を救ひ申候、村々手に餘候へば申上、御救を申請遣し候、國中に住居仕候者、身上不成候とて他國仕候想候事、庄屋肝煎の無念に成候故、國中に無御座候、大體如此仕置に御座候。善事無油斷評議有之、上に善事書上、諫の箱御座候故、何者にても書付上申候故、被相改仕置年月と共に能成候故、他國と承合忝奉存候、末々の百姓どもは頭分のもの程には存間敷候、他國住居致させ候はゞ、存當可申と申上候へば、身上不成とて他國仕候者有之は、庄屋越度に成候事、結構成事、此段にて仕置の大圖聞へ候と御感候。

◎善事書にて、村中にて申達候者、父子兄弟申分仕者、大方無之と申候へば、仕置の能しるしと御申候。

◎其方共も、神道に成候哉、上より抑て神道に相成候と御問候、其通りかと被仰候。左樣にては無御座候、儒道は、國主様年久しく御好に付、最前より郡々より五人十人も好候者御座候處、去秋邑久・和氣・磐梨・赤坂など、國主様御巡り、善人に御褒美被下候其內に、儒道好候もの多御座候故、扨は儒道御好如此に候上は、下に居候者、御恩蒙ながら、上の御好に背、御好み成されず候事を仕候事、累年の御恩をも不存事と申、頭分の者差增神道に罷成候、末々の者は其頭に從ひ、本より神佛の善惡不存者共に候へ共、國主様、此道御好、以後仕置能成、御慈悲を蒙候上は、定て惡敷道

にては有間敷と申し、大方神道に罷成候、村により情の强きものは聞合居候へ共、神道に成候者多御座候故、いやともに入並の神道に被成申候、但所に依り、代官・庄屋心得違、神道に不成して不叶樣に仕も有之樣に承候。

◎内衆御仕置結構成樣に跡々にて申候。實かと御申候、日笠の庄屋、十五年以來、過役御免、繩俵迄も、公用に出候へば、代物被下候、其外の義、推量被成候へと申候。

◎淺口郡の十村庄屋色々御國の善事を書付差上候内に、扨又末々までも少禮義の道も辨候樣にとの御事にて、物讀候者を在鄕へ御入置被成候、善に移り、惡を改め候樣にとの御仕置にて御座候、一年、九十以上のものに金銀を被下候故、百姓皆長命を願ひ、老人を能く養ひ候樣に成申候。善惡共に、申上候樣にと被仰、惡事御座候はゞ可申上候に、善事を不申上は、大罰如何と存じ申上候由申候。

◎兒島の百姓に御尋候へば、品々の善事とも申候て、國守樣の厚き義、命ながらへ御巡見樣へ申上候事、何より以て珍重に奉存候由申候。

◎或夜出家一人御巡見の御前へ出候て、當國の神主と申す者知れぬものにて御座候、又吉利支丹の訴人を成敗被成候と申候由、是は如何と被尋候。庄屋申候は、左樣の事覺不申候、先年、大村權太夫と申す者の若黨を、吉利支丹にて候と落し文仕候者有之、穿鑿被成候へども知れ不申候處、權太夫に御預け、其儘召使候へと被仰付候、其後不屆の事有之、斷なしに成敗仕候、就其尤權太夫・其舅神子田助兵衞、談合人永田三郎左衞門、何れも追放被仰付候、若此事にて候半かと申候へば、其事にて可有之候、憎き坊主めと被申候。

浦邊御巡見、所々にて被尋の荒增。

◎二月十八日公儀よりの御制札何ケ所に立て候哉と御尋候。下津井・小串・日比の三ケ所に立候、在鄕にて用ひ候て不叶御法は、宗門改の帳に書入、毎月判仕候て堅相守候由申候。奉行へ申、浦々に立て候へと被仰候。

◎牛窓にて、十七ケ村の庄屋・年寄・五人組頭・舟持、百五六十人召出し、當春、先達而參候御書付、當夏出候御制札の通被仰聞、其後、御仕置善惡ともに申上候へと被仰。牛窓の三平・片岡の五郎左衞門・鹿忍の仁左衞門申候は、國主樣

二十ヶ年以來、正直御好被成、諫の匣を御城下にては御出し置き、郡奉行門外又函を出し置、諸奉行下々少の事も書付、被箱へ入申候故、直訴自由に御座候、無理なる仕置有之候へば、大分の事にても御免被成候。麥相と申事、國中高一萬石程の所務を十四五年以前に御免候、年により旱損水損有之候へば、免を被下、其上に救米被下候、當郡にも七百石八百石程宛被下候、去々年八千石餘被下、去秋は立毛惡敷、菜雜子まで無之迷惑仕候へば、國中へ大分扶持方被下、當郡へも三百石餘被下候、七十三ヶ村有之內、浦邊の內、八ヶ村は御扶持方申受間敷候、村中助合、飢人一人も無之樣に可仕と御斷申請不申候、里方は殊の外痛み候と申候へば、殊の外御感じ、他所にては頭も痛く候に、斯樣の御仕置聞候へば、氣も心も晴候、下役へ具に書附候へと被仰候。

◎吉利支丹改には、大身なる人、年に一兩度も廻り、嚴しく判形も可申付哉と御尋候。當郡に、神主頭四人御座候、其外陸の御巡見衆へ申上候通、日々に申上候へば、尤の儀と被仰候。又當郡は不殘神道に成候處、此中俄に當所に佛者の札を門前に貼り候者過半御座候、傳承候へば、御巡見樣、神儒を尙び候者を、江戸へ召連れられ曲事に被仰付候と被沙汰承候と申上候へば、上樣にも神道御嫌では無之、吉利支丹こそ御嫌にて候、何れも能承候へ、御法度にては無之ぞと、高聲に被仰候、大國さへ新太郎殿へ被遣候、何とも左樣の法度可被仰付哉と被仰候。爰元に、坊主一人罷出、多分此者の申なしにて候半と申候へば、殊の外御笑ひ成され、左樣のうろたへ者は、不審者にて候間、此方出船の翌日にも穿鑿仕候へと被仰候。

◎又他國の取沙汰承候へば、坊主共を追放仕り、寺領を取上げ候樣に承候、聊左樣にては無御座候、追放不仕證據には、當郡に末寺四十三軒、坊主五十五人罷在候、何れも付來りの寺領被下置候、其外、坊主の立退き候寺領も、御取上不被成、庄屋に御預置候、乍去坊主の立退候を嫌ひとは見へ不申候と申上候へば、上方下方にて聞候は、何れも申通に候、當地にて樣子承驚入、定て立退候坊主共、先々にて樣々と可申と被仰、御笑候。何にても申度候はゞ、舟へなり共乘候へと被仰候。

◎當夏國主樣より被仰越候由にて、御巡見樣へ、何事にても百姓共申上度事候はゞ、申上能樣に、奉行代官とも不仕

候、悪敷事は御下知を承、改候爲に候間、少にても民共の手前押へ候奉行有之候へば、重て相聞候は曲事に可申付と申來候由にて、重々念入、何事も有様に申せと被申附候と申候へば、正直なる御仕置に候、其上は申すにも聞にも不及、悪事は無之筈と被仰候。

◎御公儀御用の爲、毎年元米三拾石餘、飛脚米とて被下候。其上田畑定めに、田は四つ、畑は三つ四分に被申付候、其上賣買仕候に、高値に御座候、又御前様方の様なる御上使、御通りの節は、水舟出申候、番船。助船等の用に罷出候者には、壹人壹日に壹升宛扶持方被下候、水主夜御用相勤候へば、晝夜の扶持被下候と申候へば、跡々の國にて左様の事は不聞候と被仰候。

◎小盜は無之かと御尋候。盜人有間敷とは不存候、悪逆無道の者も可有御座候、村の內より悪人盜賊、何卒出不申候様、隨分政道仕候と申候へば、何も正直成事を申候、如何にも申通に候、余國にては、盜の事尋候へば、壹人も無之と申たるとて御笑被成候。

◎又申上候、火事に逢候者有之候へば、類火の分には三十日分有人に扶持方を被下候、又竹木を被下候、火本には不被下候と申候へば、他國にても竹木は有之、扶持方の事は當國計りと被仰、共に御書付させ被成候。

◎運上は無之かと御尋候。二つ御座候、籔運上とて、四拾目差上竹は此方入次第に伐申候、又いな運上百九拾目出申候、是も十四五年以前に御免し可被成に被仰候へ共いなは在所家近くかたまり居候魚故、制度仕時分を考取申事運上無之候へば難成候間、運上被召上可被下候へと色々御斷申差上候と申候、下より斷申出す運上も珍敷事と被仰候

◎吉利支丹改事御尋候。有り様に申上候、村代官一月に一度づゝ家に入込、人數を改、神主。出家呼出し請判仕候を、他所に旦那有之、五六里とも間有之候は、宗門の旦那請狀に其村の庄屋加判を仕候、其上を郡奉行相改候、大奉行は安藤杢。伊木頼母、國中の締り年に一度づゝ仕候と申候。神主請にて吉利支丹にて無之證據は如何と被仰候、氏神を尊信致し、家內の祭禮祈禱以下神主を賴申候故、紛無之候、其村へ來る者、生れ子、死人等、其神職へ申斷り、帳に付、常々人數相改申候と申候、念入たる事と被仰候。

◎御公儀、御仕置と違候事有之かと被仰候。御公儀御仕置は不存候故考不申候、他國と承合、能事多御座候故不足に存事無之と申候、尤と被仰候。浦役有之かと被仰候、浦役は無之御座候。

◎西の丸に御座なされ候時、池田大學御役替の事を論じて退出しけるを御呼出なされ、今其方申つる詞に心得られざることあり、誰を何の職に致すべきやと云たりしは、若、其人よからぬ事ある時、されば素より疑はしく存じて決斷せざりしと云ひ開くべき爲なるべし、國の大官は、人を薦め擧ぐるを職とす、自分任ずる所の職を、左樣身構してよからんや。其方父伊賀は、遠き慮ありて、身を度々諫め、人を薦め、其職に任じたる者なりき、伊賀隱居したる故、年若けれども、政を執行すべきものと思ひたるは、身が不明也。其方は、伊賀の子也や、叉誰人の子也や、云聞すべしとて、頻に御問被成候しかば、大學恐入りて涙を流して居るを御覽被成、さては伊賀が子にても有りけるか、其方如きものに國政を執らすること、扨々危きこと也、能心得よと仰せられしと也。

◎同じ御時に、曹源公御側に御座被成候に、執政某罷出申上候事ありと申す、曹源公御立被成候を、公苦しくも候はずば、其にて仰せられよと仰られければ、某近くすり寄り申上、此者は死刑に仰付られ可然と申上る、其通にと仰せられて、某退出しけるを、御呼なされ、先に何事にや云ひし後、に此者死刑と云しを、殿も其通と云はれき、輕き者にても、一命を絕ち候事は大事なるを、輕々しく定られ候事危き事也、殿も其方も、年若なれば、能々氣を付、大事に致されよと被仰ける。

◎執政某、池田伊賀を賴て、近邊の田畑を下屋敷の內へ入れんことを願ける。公聞し召し、國は、民を以て本とし、民は、食を以て本とす、田畑は國と民との寶也、政を執るもの、一己の樂にくらして、田畑を減し、國の基の傾くを顧ざるは如何なる事ぞや、他人之を望むとも取上まじきに、職分を忘れたり、もし向後下屋敷の側に空地もあらば、望にまかすべし、田畑に於ては少しも與ふべからず、此一事を以て察するに、政事のはからひ如何ならんと、大に心を勞する也、如何思ふぞと仰せければ、伊賀、兎角申すに及ばず誤入り候とて退出し、御賴につき我等まで面目を失ひぬと、某に語りけるとぞ。

に、手ぬるき仕方とて、秋頃より翌春まで、閉門仰付られけると也。
◎執政の家來、屋敷の長屋にて、水鳥を搏て出奔しけるに、追手に家來を遣しけるを御聞被成。自分にも可出事なる
◎執政某の足輕、普請場にて不法の事ありて、御步行目付制しけれども用ひざるにより打擲せんとす、執政聞て、彼足輕を成敗して御前へ參り、しかじかの事を申、御步行目付を被下置候樣に願ければ、其れは成間敷と仰けり。押返して彌不被下置哉と申上候時、御聲を勵うして、成らぬと仰有ければ、平伏して御前を立ちしを御呼返し被成、其方在所へ引込所存と見へたり、引込まば引込れよ、早や討手を申付くべしと仰有ければ、恐入迷惑仕候と申上候時、合點參り候哉、然らば可申聞、其方足輕不法致候故、我が命を以て、步行目付制したり、然るに只今の如く被申は、我に敵對被致と申者也、足輕どもに、兼て法令堅固に可相守段不被申付置候哉、政道に預り候其方甚不埒也と、被仰聞しと也。
◎總出仕の日、下馬にて執政の步行、猥に近出して、御步行目付制すれども聞入れず、度々に及で止事を得ず打捨たり、執政聞て彼步行目付被下置候樣にと願ければ、それは其方の心得違也、折節身は櫓より見たり、扨々不法の振廻捨置き難者也と思し所を打はなしければ、身が所存に符合せりと、仰聞られしと也。
◎山內權左衞門老年に及び、御道中駕籠にて御供仕度由願しを、執政何心なく伺候處、何の御意もなく、御發駕次第に近寄候故、權左衞門よりも度々催促に付、又伺候處、權左衞門は年老にて虎口場へも駕籠にて出る了簡に候哉、年老にて、道中供致がたくば斷可申候、駕籠は成間敷と被仰、執政其由申傳、旅駕籠にて、忍々に、乘參候樣に取計しと也。
◎若松市郎兵衞・草賀五郎右衞門・齋藤加右衞門三人、上坂の武功を論じ先登の前後を爭論に及びしかば、御前に召て御判斷あり。加右衞門申分分明ならず、其上木村が證書候とて出しけるに、木村實に證書を與へざるに依り、加右衞門が訴論不可然に御決なさる。加右衞門其朝大に酒を飮み、無禮多かりしが、御前を退出して大音揚て、目くらなる殿に仕て訴に負ぬる由を申けるを、面のあたり聞し召し、加右衞門が無禮、其儘に差置ば、虛言の風儀長ずべしと

て、執政の家に御預け、知行御取揚なされしと也。

◎御小姓・料理人、弓を稽古し、何卒、御歩行御弓組へなり共御入被下候樣に御願申候へば、大に機嫌損じ、役義の事を致さず、斯樣の事を申、甚不屆なりとて、輕輩の列へ御加被成しと也。

◎御中小姓市田藤兵衞貧窮にて御奉公難仕趣を以て御暇願出候に付、御小姓頭草加兵部を以て吟味被仰付候處、藤兵衞儀、四明五郎左衞門より棒火矢の傳授を受け、此藝を申立、他所奉公致度存寄に付、兵部並に大横目山田市郎右衞門を以て藤兵衞義不埒の趣に付、早々死罪可致被仰付候へ共、先兵部に御預被成候旨被仰出、無程家財御取上、他所奉公御構にて追放被仰付。國淸寺より助命の義願出候趣、執政より申上候に付、死罪は御免し被成けると也。

◎御留山にて、松を堀取歸るを山廻り見付て吟味の上、御聞に達ければ、留山にて松を盜み、其上山廻を打擲致す由重々不屆の事也、扨、其松は如何致し候哉と御尋ね被成候へば、取歸り庭に植置候と申上る、左候はゞ許し遣はすべし、彼が庭に植置候は山に在も同事也、若伐碎候はゞ徒と申付べき事とて御叱なされ、事濟けるとぞ。

◎川東に御花畑ありて、臺德大君の御靈屋あり、御小姓の內御鍵番とて其鍵を預けり、御參詣の時は、其前日大小姓頭より申移し、未明より御先へ參りて掃除並に其用意して、御迎に出ることとなりしに、正保四年正月二日、萩原又六郎鍵番に當り居けるに、生駒玄蕃より御參詣の義申移の事致失念、御出の時に成、存じ出し急ぎ申遣候處、漸く御間に合ひたり、又六郎立腹して直に登城致し、御前近く玄蕃を散々惡口申致候處、玄蕃勘忍いたし、其座は其儘にて相濟候へ共、下城の後は存寄も可有候處、何の沙汰も無之、始終の樣子御聞被成、玄蕃は城中其上祝日に付堪忍致候は滿足に候へ共、餘り穩便の次第不應、其御趣旨とて御改易被仰付、又六郎は、多用の者は少々の失念も可有之事に候に、所と云、日柄と云、遠慮も無之段、沙汰の限に付、切腹被仰付たり。其時の仰に、此度の一件、餘り穩便故との事なれども、已來申事さへ仕候はゞ、是非果し候いては不叶樣に可存候へ共、左樣にては無之候、其段を何れも能々可相心得候、其時の品により、只今より斯樣の首尾は、此樣に可申付との法は定がたく候、以來とても申事は可有之候間下にて隨分仲直り仕無爲成樣候、先は能々其段可相心得とぞ仰出されしと也。

◎奥上道郡吉原村久左衞門、從弟總左衞門其外一族九人、屋敷の義に付訴訟申出候處、聞し召され、咎の輕重も有之候間、急度曲事可被仰付候へども、何れも一類の內にて、常に不和にして出入に成候樣に仕なし候事、不屆ながら下々の義に候へば左樣の辨も無之段、却て不便に思召候間、和睦仕候樣にとて、九人一所に牢舍被仰付ければ、其後四五ケ月を經て、何も和睦仕る段、親類より申上候に付、不殘御免被成候とぞ。

◎御野廻りの節、盜人捕候とてさはぎ候、樣子御問被成候に、垣に懸置候肌着を取らんと仕候と申上る、盜人左樣にてはなく、垣の根に御座候葱を取らんと仕候處、肌着あるに付、肌着を取候と申由御聞なされ、盜人は肌着より葱を輕き事と心得たるなるべし、葱は一本にても、民の付り物に手を懸候段、指免し難しとて入牢仰付しと也。

◎於六樣、御乳兄弟の者、何卒御步行に被召出候樣にと、御直にも御賴被成、其外御內所御役人より御仕置も被賴候故、度々御窺書にも出候へ共不被仰付候。於六樣御逝去後、又御伺書に出候處、御意被成候は、此者の事、六よりも被賴、內所役人よりも其方共へ賴候と見へて、度々伺出候へども不申付、其趣は內所より賴候事用ひては、政事に害有之事に候、乍去、はや六も死去候へば、一生心に懸事故、此度申付度候間、其方共へ我等より賴候間、同心有之候樣にと仰られけるとぞ。

◎藤野村を御通りなされ候節、農民の體なるもの、遠く並居たるを御覽なされ、如何なるものよと御尋あり、穢多どもにて候と申上ければ、彼も我民也、獸を屠るを業とする事、誰にてもなすまじきにあらねば、彼等に限り遠ざくべからずと仰せられ、其年の暮御年貢納申候節、彼穢多の事被思召出候哉、役人共へ、穢多共の作り差出す米は如何致候哉と御尋ね成しに、御役人共、穢多と申す者は不淨なる者故、御藏入御家中知行へは拂はせ不申由申上ければ、夫は心得違也、穢多も一統我百姓也、何として其通分け隔て致候哉と仰せられ、其年より御藏入にも、御家中知行にも納申候樣に被仰出し也。

◎上道郡の內にて、女を刺殺し置者有之候に付、郡奉行穿鑿いたし候處、弟の仕業也、弟は佐伯にて土倉淡路家來に奉公致候ものにて、其姉不作法の事有之に付、召連行きて刺殺せしと也。此事御聞に達しければ、郡奉行を御前へ被

召出て、兄弟の內、惡しき人は如何程も可有之候、惡しきものは殺し候ても苦しからずと諸民の存候は、人倫の欠る所也、姉惡しきものにてもなく殺候はゞ、國中引廻し磔可申付候へ共、其義には不及、岡山へ引寄せ成敗可申と仰付られしと也。

◎在府横井玄昌家來、何の故もなきに暇を乞ふ、玄昌留けれ共强て暇の事申けるは、御國にて私田地荒候間、歸て作りたく申候故、尤もには候へ共、是まで勤候て暇遣すも如何なれば、米壹俵與べし留るべしと申ければ、同心しけり公聞し召て、僕が申條甚だ謂れなし、田地荒たる者、一俵の米にて留るべき理なし、是偏に僞にて、利を貪るの謀、小事の樣なれども、爾來の戒也、鼻を切て國に返せと仰ありしに、僕懷中より小刀を出して自害しける故、首を刎しめ給ふと也。

◎御野郡より書付を仕、大横目杉山五左衛門所へ投入れ候。其趣は、郡奉行藤岡八郎兵衛仕樣惡敷事種々書上、三野郡中と有之に付、內々にて樣子御聞かせなされ候處、八郎兵衛中付惡敷事無之に付、執政を以て、八郎兵衛へ被仰聞候は、右の仕合に候、只今御穿鑿可被仰付候へ共、時分柄の事に候へば不被仰付候へば一村致迷惑候と有事は、已來も可有之候、郡中と書上候不屆の義に候へ共、此度は、先須く御穿鑿被仰付間敷候樣子端々御聞せ成され候へ共、八郎兵衛仕樣惡敷事無之以上は、則、右の書付八郎兵衛に被下候間、庄屋共寄せて申聞け、此書付仕候者連名を以差出し可申旨被仰聞候。八郞兵衛申上候は、忝仕合に奉存候、但此書付上候者穿鑿仕候はゞ、以來奉行共の惡敷事有間敷にても無之に、申上候事不成樣に百姓共存知候へば、御爲にも惡敷如何候半哉と申候に付、尤に候へ共、書付被下候上は右の通に可仕旨執政申渡せし也。

◎當町借屋に居申者子を墮し候を、業に仕居申者有之由に候間、御一字不明を挪可申旨仰出さる。此義、大不義と存候て仕候はゞ御成敗も可被仰付候へ共、惡事とは不存仕候と思召され候間、命を御助けなされ、斯樣の者有之候は、夫の留守、又は奉公人までも心易く存候はゞ、不義も增可申候、第一は天理に背義と思召され、如斯被仰付候旨御意ありしと也。

◎寛文六年被仰出に、葬の事、自今以後、土葬に可仕、百姓町人死候時、棺の義自分に調候事難成者は、村中或は一町として可相助事。

◎同八年被仰出に、喪祭の禮、分限に過、重く執行候者候へば、共に劣らぬ樣にと心得候者も有之由に候、喪祭は、心の誠を盡し候處なるに、却て外聞を第一と存候樣に成行候へば、非本意候間、可應分限事。

◎國中淫祠を崇敬するもの多し、動もすれば山伏・神子抔にたぶらかされ、財寶を貪とられ、又宮地に生ずる艸木をも恐れて伐らず。公之を御憂なされ、寛文六年仰ありて、產土の神の外、殘らず破却し、共宮地の材木を以て、一代官所に一社を建、七十六ヶ所ありて、之を寄宮と云ふ。

備前・備中、總高一萬千百廿社、內六百三社は氏神にて、一萬五百十七社は淫祠也。正德二年、國中七十六ヶ所の寄宮を殘らず上道郡大多羅村の山上へ一所に移されけり。

◎淫祠を毀たれし時、安仁神社は延喜式に大社と載たりとて御造營あり、以後年每に御同姓の番頭に御代參仰付られけり。

◎猿樂を御止なされ候て、役者共御扶持を召し放されしと也。

◎明歷三年、遊行上人岡山に來り、正覺寺に宿す、逗留中諸士並下々迄行く事を御差留被成候、百姓は宗旨外見物に參る事不相成、町は六十町を三つに分、二十町づゝ一日に可參との事也。他國にては、國守、宿坊へ參られ、城內へも被招、饗應手を盡され候へ共、御國にては一通り御會釋ありし故立腹して、他國にては丁寧の事なるに、當國計は麁末なり、廻國も、御朱印を賜り候上の事なれば、斯樣の筈は無之と申せし由。然しながら、法事の爲に來りて、國主を訪ふ爲にあらずとて、右の御取向にて相濟しと也。

◎寛文八年五月末より大旱に付、八月十三日より十五日迄、吉備津宮にて神職共雨乞、千座執行仰付らる。十六日より十七日まで山上にて雨を祈り、十七日未明、一村雨降り、同酉刻より十九日迄大雨しければ、神前へ白金・御樽・肴を御供へ被成、神職共骨折候段御滿足被思召、御銀並御時服等被下し也。

◎御郡中遠在醫者なき所へは、御扶持醫者を被遣、又社倉の法に倣ひ、米貳萬石を元として頒て國民に御貸し被成、少々の息を加へ、その息を其儘民の救に被成備、年々の利息を以て飢歳の助となされし也。

◎承應三年秋、御國洪水にて破損所多し。此旨江戸に注進しけるに、御道中岡崎驛にて御聞なされ、津田半十郎を御返しなされ、萬事御指圖被成難し、諸士の內には粮米の乏しきものもあるべし、此段第一に心を付け、城邊の破損所は委細繪圖になし置べしとぞ仰せらる。御歸國の上、執政諸役人を召され仰聞られ候は、

當年の旱・洪水、我等一代の大難にて候。是を思ふに、我惡逆なる故に如斯ならば、天より直に亡を賜らず、御戒と存候へば難有事に存候。又天の時ならば、我等能時分に此國を奉預候條、人民を可救と存候。何の道にても屹度可改と存候。今の分にては事不可行と存候條、當月中は伊賀・若狹非番無之城に詰らるべく候、宿へ被歸候ても不怠萬事の義穿鑿尤に候、國中の義兩人受込候ては可被跨候間、城廻り士中町、岡山廻りの事は伊賀可受取之、在々の義は若狹可請取之、我等所存の通、皆能く合點仕萬事可取行候、物入らざるを爲と不可存候、一國のもの困窮不仕が我等の爲にて候、借銀仕も、我に於て榮耀は可耻之、斯樣の時、少しも不可恥事に候事。

◎洪水に付、下々の難義を御憂ひ寢食を御安んじ不被成。熊澤助右衞門御前に出、此事を議し、天樹院樣より大猷大君へ御申上被下候樣に御歎き被成候はゞ御捨置はあるまじと申上るに付、梶田清右衞門を江戸に遣はされ、天樹院樣へ申上黃金四萬兩御貸しなされしかば、是を錢に替へて領內に頒ち與へて御救ひ被成下されけり。役人の中に民の二度三度も米錢を受るあり、如何して改むべき哉と、申すを聞し召し、事遲くば民共いとゞ迫るべし、貸度也共與へよと仰られけると也。

◎岡山廻り飢人多く、出間に死する者有之由被聞召、小堀一學・上坂外記に兩人自身見廻り候へと被仰付候。外記の見廻候日は、山の乞食の外四五人有之、一學見廻り候日は十人許も有之、其後は聞及六七十人も有之由。就夫兩人に被仰付候は、腰膝不立、步行不成飢人可餓死と思召候、左樣の者は、小屋を作り入置可養、足腰立候飢人には、村所を相尋、兩人相預り、鐵砲の者差添、村々へ可遣候、其所の庄屋・郡奉行へ申斷り、先にて扶持方取候へと申付可遣旨仰

付けられ、唯今は郡奉行事多き時分に候間、此方より申遣はし、穿鑿仕事可難成候、村所さへ知候はゞ右の通に可遣候。

◎御郡奉行共へ被仰聞は、只今の飢人あてがひにては中々續き申間敷候、遲く御心付候、秋より連々飢來候上に、此中の寒氣にては、殊の外迷惑可仕候、然れども、只今の如く、方々憚り申屆候樣までは、やたけに存候ても、はか參るまじく候、然ば、手前銀子過分無之候ては申付難く候に、江戸より過分に拜借銀調來候間、思ふまゝに救ひ候はんと滿足申候。然る上は、一郡に銀子三十貫づゝ渡置候間、面々作廻、次第に救可申候、こゝへ候者には、或は古手買せし家なども、風のかこひもなき家には、かこひも仕遣はし可申候、左樣の段は、面々作廻次第たるべき事、此銀子の事、百姓に知らせ候事無用に候、右の救濟は奉行がする事やら、上からする申付る事やら別、なしに、民困窮不仕樣に可仕候、又例の忝からせ候事、必仕間敷候、斯樣に申付候上は、一人にても、かつへこらへ死候はゞ、皆共越度たるべく候是にて不足は如何程なりとも可遣候、左樣可心得事。

◎兩町奉行へ被仰付は、何としても、はし〳〵町飢死又は手の不廻方有之由聞傳候、彼方此方と申傳へ候故、遲々仕候事に候間、兩人に銀十貫目づゝ遣し置候、兩人相談なしに、隨分聞立救可申候、此上は一人にても飢死候はゞ可爲越度事。

◎郡の飢人の義、今の分にては、事急成者の手前、御心許なく思召候に付、御馬廻の內、中小姓の內、又は士鐵砲の內又は中江虎之助所へ罷在浪人共の內、又は御步行の者の內御撰び、一人に銀子百目づゝ持、在々へ罷出て村々・家々へふみ込み、能穿鑿仕、救落し、急に飢へ申候見計ひ、少宛銀子遣し、隨分精を入可申候旨、被仰渡候。

◎明暦元年正月、伊木玄蕃を召し、其方家來共去年三合(令カ)飢饉の救助請まじと、下々まで一同申す由聞及び、奇特に思候、よき家來を持し故也、去れども後々差支あらば益なきこと也、何の足りにはなるまじけれども、少しにても志ばかり家來に配分すべしと仰有て、金百兩を被下と也。

◎同四年、江戸火事の後、御出入の町人共に、御米被遣。三十年御出入仕者には五俵、二十年には三俵、十年以來には

二俵づゝ下され、福照院様・圓盛院様より下され候分は、御存の者には、御內所付御役人共より被遣、人數七十七人、御米二百六十俵餘なりしと也。

◎天和二年、岡山へ罷出居申飢人共、伊勢宮河原に小屋を懸て入置、粥・燒味噌を與へ育候樣仰付られ、次郎九郎、山の者二人づゝ並に醫者小屋に相詰め、飢人はだかにて居申者には古着物を被下。二月廿五日晩より五月朔日迄の延人數七千二十八人、奉行は御徒相勤し也。

◎洪水の節は、小早五六艘ばかり、川口に用意致し置き、流れ人を救ひ申す樣に仰付けられ、御船守護のものも有之候へ共、御船は流れ候共不苦との御趣意也。

◎御直書の內に。町奉行參申候、昨日の火事の繪圖持參申、五町燒申候、家百七軒の由、不便の仕合に候とて、米百俵惣樣へ遣候、若し餓へ申候者可有之候、早々割付仕遣候へと申渡事。

◎明曆三年江戶御屋敷御燒失に付、町在より寸志差上申度旨願出候。

岡山町より　釘代銀子　四百六十枚・人足　壹萬五千四百人。

上道郡より　人足　百四十五人。

上東郡庄屋十一人より　釘　貳駄・疊　貳拾疊。

同金岡庄屋より　御日傭米。

邑久郡より　銀子　五百六十四枚・樽　貳拾・大廻り船　壹艘六百石積船賃・鹽　貳百俵・五寸角三百六十本。

和氣郡片上村より　大廻り船　四百石積運賃。

同庄屋六人より　藁莚　三千三百枚・材木　七千本柚賃扶持共。

岩生郡より　瓦　五百枚・疊の床。

赤坂郡より　疊の床　三百疊。

津高郡三十五ケ村庄屋より　莚　壹千枚。

同三十八ケ村の庄屋小百姓より　垂木　三千二百本。

同四十三ケ村の庄屋小百姓より　繩　八百六十束。

備中より　疊表　三百疊。

兒島郡より　只今迄仕懸候御普請所人夫壹萬人。

右指上申儀、寔に推參至極に候へ共、日比殿樣御厚恩、猶以近年小役等御赦免、其上飢へ候時分、命を被爲助難有儀、何を以て可奉報候、兼々末々迄存込居申候、此時、責て御恩を少成共可奉報と一同に奉存指上申候、御前恐け(憚)間敷不被思召候はゞ御指上被成可被下候はゞ難有可奉存知候、此外、何にても百姓力に叶申儀は、隨分御奉公申上度奉存知候由、御町奉行御郡奉行を以て御年寄中へ申上る。

◎今度江戸火事に付、當町並に郡々より、何角指上或は被召仕被下候樣に申上候處、志の段奇特に被爲感思召候、何も志に候間可被召上候へ共、此度の御作事相調可申候間、御納不相成候、已來人遣御用之儀有之時は可被仰付候間、左樣に可相心得事。

◎常々耕作に精を入れ、御年貢油斷不仕候段、何よりの可爲御奉公候間、此度の志の趣、平生不存忘候樣に相心得可申候、右の段小百姓以下迄も不殘具に可申聞候。以上。

右の段池田伊賀宅へ町年寄並郡々大庄屋共呼、伊賀直に申聞る。

◎右同斷に付、老中より諸士願出候趣、左の通、

此度の火事に付、大分の御物入に候へ共、面々物成の內、當暮より五年の間、貳分通差上申度由、池田伊賀・日置若狹を以て申上る。

◎老中へ仰聞られ候は、何れも志滿足致申候、併我等存候は、尤も常々可也(成)にも士中手前相成候はゞ、何もの志を請可申候。近年、士中手前不成、其上洪水旁艱難仕候故、少々も取付候樣にと存知、先年一つ成遣候に、又貳分通指上候

はゞ、行々迄猶以手前不可成、其上今持候人も五人が三人に成樣に可有之候、小身者は、二分通も大分足りに可罷成候、惣侍中の艱難を我等一人にて蒙り候は、我等の上には、左程大分にても無之候、此度の作事は殊の外輕仕候へば何卒取換申候樣可致候、左候ても拜借銀なども調兼候樣に候はゞ、其節は、此方より申聞請可申候、他國家中とは違候條、先指延可申候、左樣に可被心得旨被仰聞候。

老中申上候は、忝御意に候へ共、少しの事とは乍申、足りにも可罷成と存知候、其上百姓町人迄申上、御請不被成候上に、士共申上候へば、世間にて存知候處申して、見づくの樣士共も申上候樣に候へば、御爲に不可然候條、被召上候樣にと達而申上候へば重ての御意に、

◎士共の儀は、云て見づくの樣に諸人存知間敷候、其上、以來此方より請可申と申候へば、百姓共へ申渡共模樣違候條、先延引可然候、志は御滿足被成候由被仰聞。

右之段、池田伊賀・日置若狹申渡候。

◎其後番頭・物頭御前へ被召出、被仰聞候は、何れもの志の段被聞召屆御滿足に被思召候、併只今以若狹被仰聞通に候間、先延引可有候、已來行迫候事候はゞ、此方より被仰聞可被爲請之由、御直に被仰聞。

日置若狹、書付を以て小堀彥右衞門迄申出候趣、何も貳分指上可申候、私儀親貯故、未借銀も無之候、惣家中も艱難仕候刻、私計左樣にも無之罷在候義心能無之候間、私は五分成上可申候、御借銀濟申內上可申候、他國御供被仰付候時は、御家中並物成致拜領相勤可申候旨、彥右衞門より申上候へば、若狹を召、御直に被仰聞候は、

◎存寄書付の通、尤に候、一人豐に在候事、不快との義、尤に候、併此度總家中一同の事に候へば、取分其方一人斯樣に申付るも不可然候、此となしに用事も候はゞ可申候條、左樣可被心得と被仰聞候。

◎承應三年、御國洪水に付、江戶詰の面々、水野伊織迄、左の通願出る。

御臺所にて御食被下候事御斷申上、長屋にて支度仕、御奉公は闕申間敷事。

知行取共一同に人馬の御扶持方指上、人減し、御奉公可候仕事。

兒小姓・醫者、衣裝銀差上可申候、見苦敷事は御勘忍被遊可被下候由。

右之儀、御三代此方、當年の樣なる御難儀無之候へば、末々艱難仕、少成とも御足に罷成候樣にと、乍憚心得申上候由。

◎伊織へ、御書を以て、右の御下知、左の通、被仰出。

臺所にて食賜はり候事存寄に候間、先其通に可仕候、併臺所にて不賜候いて何共不成樣子に候はゞ、何時なり共伊織見計に、今迄の通に可申付候事。

人馬扶持方の事、人減候はゞ下々多可致迷惑候間、增扶持を減し、有人に人馬扶持可遣事。

衣裝銀の事、中處尤に候、先其通に可仕候、已來申付樣も可有之事。

◎同斷に付、御屋敷に居申御切米所の面々、水野伊織迄、御扶持方米にても、少づゝ差上度旨、達て申出候に付、伊織方へ被仰聞候には、何れも申上候志、御滿足に被成、上げ申すと同前に思召候。併、餘計も無之內差上候て、何とも不可成候、國に居申者、例年同前に被仰付候條、其儘可請候、其上、少にても下々減候へば不便に候條、旁以其儘可請旨申渡候樣被仰出しと也。

◎寬文元年、江戶屋敷御類燒の後、御家中一統として、御書院又は御長屋等、作事仕度由を願出ければ、何れもの志、御滿足に思召候、乍去、先年の御普請も御手輕なれば、此度は猶々御手輕に可被成候間、其義に不及とて御免無之に付、先年も御免し無之候へば、せめて此度は御請被成候樣に重て申上候處、總て上の事は下として思ひ、下の指支上より救候等なれば、此度の志は御悅なされ候へ共、去年來、諸士の納米少ければ、如何あらんと御心元なく思召候とて、更に御免しなし。其後も尙又願出候故、御書院の御普請を仰付られしと也。

◎奧津高の內、六ケ村の御百姓へ、近年の被仰出につき、手前宜相成候と申程の御百姓も無御座候へ共、御恩惠を奉蒙、餘り難有奉存候に付、御田地免上げの義奉願候由、御郡奉行安藤源右衞門より申上候處、有無の被仰出も無之內引續達て奉願候趣に付、米高御聞せなされ候へば、米拾三石許の由被聞召、奇特なる申分にて候、百姓共志の儀に候間、右の米郡奉行預り置、右六ケ村の爲、能事に取計らひ可申旨、仰出されけりと也。

仰止錄　三終

仰止錄　四

○山田道悅御前に御物語しける時、蕗を召上られずと承候、如何なる故にやと御尋申せど、させる事もなき、と仰られ候を、押返して子細候哉承り申さばやと、頻に申ければ、さればとよ、護國公、長久手にて御討死なされしは、蕗畑の中なりしと聞く故にうるさきと仰ありければ、それは大なる御仕合と申すものに候、若し田の中にて御討死あらんには、御飯の召上られざるべしと申上けるに、外の事を御物語なされ、失言の御咎はなかりしとぞ。

忠誠孝友の御行實は、初に分け出したり。されば、其餘の御行事、些細の事にて盛德にあつかれるを集めて、是より以下、德行の御事實とす。他邦の人の盛德を稱せし詞も、併せ載せ、且奢を戒め、儉を尙ひ給ふは、御德行の一端なれば、その御事實をも續て出す。

○寒夜に蜜柑を召上られ候節、冷物を御用捨可被成旨醫見玄三申上ければ御止なされ、暫ありて御內所に御入なされ、危き事あると仰せらる、老女如何なる事にやと御尋申上ければ、玄三しか〳〵の事を云り、身も其程の事は知たりと、已に口外に出さんとせしに、不言してやみけり、若し、しか云はんには、是より後、誰か身が惡を諫るものあらんと、仰せられけり。

○侍女には、種姓正しき家の生付素直なる人を御吟味なされければ、其人々の行方、御逝去の後までも、親類をば疎遠に致し、總じて御內所より申出候事なく、御趣意を守りしと也。

○死刑被仰付候日は、生き胴相濟候注進申上候迄、御表にて御端座なされしと也。

○釣の渡邊にて、御烟艸召上られ、野合廣く御見渡しなされし時、御側より、御城の後に、好き場所も御座候、御茶園被仰付候はゞ御慰にも可然哉と申上ければ、それは慰にもなるべきが、大分の田地を費し、人力を苦しめ、身も又大低の心遣にては不出來、然らば、樂にはならずして、無益の事也、それよりは、心のまゝに遊覽し、田畑の心よく生立を見ること、此上の樂なしと仰られけり。或時『野烏飼烏云々』と云前の句に、

治まれる國を籬の内にして

とあそばされしとぞ。御獨り御野廻りの節、農民は其儘耕作をなし、往來の人も追拂はせられざりしと也。

◎御鷹狩の時、伊福村にて道に臥たる稻穗を帋にて御くゝり合せなされしを農民見奉り、いかなる故にやと苅ざりしかば、此事を申上る時、子細もなき事也、身誤りて踏み倒しぬ、民の、日に曝され雨に濡れ、千辛萬苦したるものを足にかけたれば、天道を恐れてくゝり置たり、からせよと仰せられけり。

◎御鷹狩の節、御輿は御跡より來りけるが、御輿に御召被成べきに付、御六尺差急ぎ參候とて、御火入を打返せしを不知して、御輿の內少し燒たり、御供頭より御六尺を御叱らせ可申哉、不埒の義に御座候と申上しかば、此事陸尺計りの不念にてもなし、野廻りの事なれば、そろ／＼參りて宜敷に、急にと申付候故也、何分此處は野中なれば叱る事無用也、明後日叱可申由仰出されければ、其通に取計候處、期過し事故、初の怒も散じ、叱りし事も、平和にて事濟しと也。

◎御野郡中原村に御遊覽地あり。夏向御凉として御出なされ、御幕等名主の家に御預申けると也。後、此所を御凉所と名付け、今に樹木生茂りて人に牛馬を放ち飼はす。保國公屢々御出なされ、昔を御思慕成され候御歌ありて、石碑を御建なされ、其後御代々樣御崇敬の事多し。

◎御殺生の時、多くは鐵砲を御搏なされしが、御忍びの御樣子もなく、つか／＼と御寄なされ、其上にて又御ひかへ斯の如く三四度も御ねらひ被成ても揚げる鳥を御搏なされしと也。

◎御野廻の御返り雨降りければ、御傘持來しに、身獨り防ぎても同勢皆ぬるゝよ、と仰せられて、町口まで御步行被成ければ、曹源公・信濃守樣にも御濡被成しとぞ。

◎山田道悦を信用なされ、御狩の時も御自身御腰付を御持被成候樣申上るに付、其通に被成けり。或時、伊木長門御供にて、如何にも結構なる辨當酒肴を數々持參せり、公は御腰付の事なれば、素より御幕もなく、少の間に御濟被成しに、長門は幕を張り、右の辨當を取出し時移しぬ。御待兼被成、御使者を被遣ければ、長門、其使者を留めて御酒肴

を振廻、御側の者を被遣にも、又如是して御使者を返さず、四五度に及ければ御不審に思召し、樣子を見て參候へと仰付られ、委敷見屆け歸りて申上しに、御機嫌損じ、直に御歸城なされ、追付長門を御召被成、今日の致し方、定て存寄可有と思召し、御機嫌惡く仰出されしに、長門、少しも憚る氣色なく、存寄も候へ共、是は跡にて可申上候、御前の御思召寄承度奉存候、御大名の御腰付辨當は、何事にて候哉と申上るに付、兎角武家は手輕き事を專一と心懸、仕習ひ可置事なれと仰せらる、長門申上るは、其れは左も可有御座尤に奉存候へ共、此長門が目の見へ申す内は、いか樣の事有之共、御前へ御腰付差上候事は不仕候と、居長高に成て申上ければ、忽ち御顏色も和ぎ、さて〳〵是は身が心得違なりと御意被成候と也。

◎執政某、在所にて雉を搏候へば多く取れ候と申上るに付、其所へ御出被成、雉子御搏可被成由にて鳥屋へ御入、其樣子を御覽なされ、斯樣にして鳥を欺ますは、寢鳥を搏に同じ、且鳥の來るを待ことなれば、退屈もすること也と御意にて、御搏被成ざりしと也。

◎何れへ御出被成候時にや、明日の御供觸ありけるに前夜より雨降りしかば、此天氣にては御延引なされ候やと申上ければ、人が損すると仰あり。御次へ出、打寄色々了簡付見申候へ共、御趣意如何に付、又御前へ罷出、先刻の御趣意、何も打寄種々に了簡仕候へ共、合點仕者無御座候、如何の御趣意に候哉と伺ければ、今夜の雨天にて明日延引せば、已後斯樣の時、又日外の通と存じ、何れも氣を緩め、供を外づし候者出來るもの也、と仰ありしとぞ。

◎西の丸に被成御座候節、最早螢の時分也と仰られけるを、曹源公御聞なされ、郡方へ仰付られ、早速指出しければ如何して取り來ると御尋被成、在より差出し候段申上候へば、百姓の力を勞したる螢は慰にならずと御意被成しとぞ。

◎西の丸御堀に鴨多ければ、池田大學御供して御庭を廻し時、此狹間より鴨を御搏被成候へば、好御慰と申上るに、此處は別して堅き法度場、伊豫守殿より御免無之ては、身が自由に不成と仰あり、大學早速登城致し此由を申上る、直に御徒頭御使者にて、只今迄何の御心付に不被成候、此以後、御搏被成樣にと仰遣はされければ、忝と御返答にて

御搏不被成。其後四五日、過御對顏の時、御尋被成候へば、未御搏不被成に付、又御直に仰せられければ、已後は折々御搏被成候と也。

◎圓乘院、正・五・九月の御祈禱並に御城の御札、御止なされ、其後御城內にて神職共へ御祈禱被仰付し也。又三宅可三・松岡市之進・野田道直を御召し、去年より先例に從ひて、城內の祈禱を始しかども、身一分の事にして快からず、天下の爲、國の爲にすべき祈禱ありや、と御尋あり、三人の者承り、仰せらるゝ所、道理至極せり、いづれなりとも神社へ仰付られ然るべしと申上ける。さらば何れに定むべきと御尋あれば、國中の大社、一の宮可然と答へ奉れば、左こそ思召さるゝ由仰ありて御祈禱仰付られし也。

◎御國中、御德化日々に行はれ、佛道を捨、儒道を尊び候者多く相成候勢に付、寬文六年、江戶御役人へ御屆被成、吉利支丹請に產神の神職を被仰付けり。其節、江戶より神職請の義、御尋ありし時、宗旨請は、慥成を專と存候故、神職に申付候、出家は住所も定り難く、神職は代々其土地に住居致し、慥成者と存候に付、申付候と御答被成しとぞ。

◎宗旨請神職に被仰付候節、奉行役人より儒道を强て勸め候事、用捨いたし候樣、度々仰出され候へ共、御上の御好被成候事とて、葬祭の事、儒道に相改め候もの、愈々多く相成、御家中は、銘々考を以て分限相應に取計候へ共、末々の者は思々に致候に付、下民葬祭の大略を仰出されし也。命令附錄に出ず。

◎慶安二年、備後守樣御同道にて御登城被成候樣に仰出され、備後守樣へ、播州は備前と隣國なれば、宍粟三萬石を被下候由上意あり、その次へ公を御前へ召出され、備後守年齡奉公すべき時分也、今迄は其方よくかくまひしかど、幸に、宍粟は備前に近ければ遣はし候、其方に加祿せし同樣に思召さるゝ由の上意ありければ、御請仰上られ、御退出の節、御敷居に御躓き被成しを、公には御不似合と申人のありしを、大君、聞し召され、新太郎故に其通也、眞實に悅ぶ故也、と上意ありしとぞ。

◎御終身、御別稱なかりし故、外樣より御改なさるべきかと御物語ありし時。近頃江戶の町を通候に、鍛冶又は鏡磨等に、何の守、何の大掾など申名有之候へば、左のみ望にもなしと仰られ。御道中御門札にも備前少將との御稱はな

かりしと也。

何ケ年にか、保國公坂の下御着の節、御本陣より已前の御關札を指出し入御覽けるが、左の通の御札なりしとぞ。

二月十八日晩　松平新太郎泊　寸法　長壹尺壹寸壹分
裏に　坂之下　厚　三分

◎酒井雅樂頭殿病ありし時、諸大名より進物あり、公にも御見廻ひ進ぜられ度思召され、御膳奉行へ御相談被成、うきふ進ぜらるべきに付、小豆・米粉御取寄、御自身御拵なされ、小重箱にて御留守居持參、餘り御手輕きと乍存、御口上申入候處、御寢所に御會なされ、御懇意の段、御禮可申樣も無之候、近來、何れも給へ不申候へ共、御深切の御贈物故、御禮には給て見せ可申とて、かさ一つ召上られ、此旨歸りて宜敷申上べき由、殊の外御悅び成しと也。

◎御在府中大雷の節、思召にて、御機嫌伺として御登城なされけるが、後下乘の後間近く雷落けり、御供の面々何れも狼狽へ居けるに、御驚の御氣色なくて、背を見よと仰られければ、御召物焦色に成たりしと也。

◎攝州兵庫の海上にて御難船の時、御船奉行岸藤右衛門辛勞して下知しけるを召して、死生有命、乘船する上は、如何なる難風にて破船に及ぶ共、心を平にして下知すべしと仰ありて、御機嫌御平生なりしと也。

◎寛文七年、御在府中御勝不被成候に付、御近習頭分の面々より、何れも御心元なく奉存候間、大醫方へ診仰付られ候樣仕度旨、日置猪右衛門へ申達候處、同人より申上、小川拙齋召寄せられけり、右の面々より拙齋良醫には御座候へ共、井上玄徹藥御服用被成樣一同奉願候段、又々、猪右衛門へ申出ければ、早速御聞に達し、感し思召されて、其通に被仰付、其後豆州伊東へ御湯治御願、御入湯被成けると也。

◎御病氣、御差重被成、北山壽庵を召診奉しに、御容體は御疲なされ候へども、御精神は御平生に御變りなされず候事、君子の人と可奉申と申爲と也。

◎天和二年五月二十二日、西の丸にて御逝去、御享年七十四、初は御奥に御座被成しが、段々御差重り被成候て御表へ御出御、近習の者共御介抱申上し也。六月十三日、和意谷に御葬送、初表より大祥忌に至まで、儒禮を御用被成、御葬送の節寺領等被下置候僧共は、内々御道筋へ罷出て（二字不明）に拜し奉りしと也。

◎五月廿二日明六ツ前御逝去也。同日辰の上刻御附の者共、左兵衞・權左衞門を始め、小姓分のもの共不殘鳥懸の間に一同に並居、池田大學・日置猪右衞門書付を以申聞候は、去六日兩人を御前近く召候て、御附の者共へ御直に可被仰聞候へ共、左樣も難被成候間、御跡にて申聞候樣に被仰付候故、物覺無之に付書付仕置候間、書付の通可承候由申渡候。

◎五月六日大學・猪右衞門へ被仰聞候者、我等召仕候者共を、庭へ成共呼召集、直に可申聞候へ共、左樣にも難成、皆の者共義、人少故、江戶へも每度供仕り、無懈怠相勤骨折申候、銘々譜代のもの、又は故有之者共なれば、不及申聞候へ共、此已後共不相變伊豫へ能奉公踏込候はゞ、猶可爲滿足、此旨御跡にて申聞候樣にとの御意也。

◎大洲候、御道中にて參宮の童に其國を問はれければ、備前の民なる由を答ふ、供の人々戲れて、其方の言葉にては備前の生にてはあるまじくと云ふ、童笑て、國主の御嫌ひなれば、備前の民は僞を申さぬ也と云を聞て、たとひ彼は僞にもせよ、備前には僞を申さぬを以て證とすること感ずるに餘ありと也。

◎御直書の內に、長門方に振舞に參り申其時、老中へ申聞候事、何も聞可申候、江戶の被思召處、末々、國々迄も安穩にゆるやかに在之樣にと心根に候、就其當國杯は猶以御心に叶候はでは不叶義に候、下々迄ゆるやかに有之儀は、上たる者、儉約を守申が根本にて候、家中振舞之義も、免候ものの外、固く無用と度々申付候へ共、端々被申由承候、末々は左もあれ、三人老中などは、我等申出事を何へもへ被申渡役人にて候條、定て三人をば振廻可仕、と申者は有間敷と存候、もし、申候はゞ急と可被申聞事に候、三人につゞき若き老中法を守り可被申候、斯樣の少しの法にても苦敷無之事とて、妄に罷成候へば後々は大なる事迄亂可申候、少の所から三人など、急度可被守事と存候、固より三人は其心得可有と存候へ共、もし法を被破振舞などに被參候はゞ沙汰の限、中樣も無之候。

◎臺德院樣の上意とて江戶にて咄承候、是は少之事に候とて惡事を仕候者、大なる欲心には目は見ましきとの上意の旨承候、御尤の上意と感じ奉候由申聞候へば、何れも御尤と申候事。

◎家中祝言の儀起り不申候にと年々申出候へ共、世間風に成て過分の樣に聞へ候、則、書付を以申渡候、出羽に口上

に可申聞と申付覺へ過分に罷成候へば、娘有付候義も滯、又、女よび度と存候者も不罷成候へば、成人仕候迄手前へかゝへ置事可致迷惑候、成程輕く互に仕能様に仕尤に候、今の風を見習候心にては、此等は成まじきなど可存候、其心得にては詮もなく候。此義、公儀役の義にてもなく、武士道にてもなく候に、不入奢を仕、互に倒申候事に候へば、成程儉約に仕尤に候、何れも寄合仕振舞又は祝言の入用、身上〳〵を品を分、書付上げ可申候、其書付を見候て様子可申付事。

◎御家中、婚禮諸道具の品御定ありて、執政を始め。輕輩に至る迄、格分相應に仰出さる、萬石以上と雖、器物に高蒔繪を禁ぜられ、二千九百石以下平蒔繪も無用、又九百石以下は黑塗と雖も眞塗無用、其外衣服調度に至るまで、格様に應じ、婿舅の祿に大小あれば、大をやめて小に付、知行と無足なれば、無足の方を以し、其上臨時に改の役人立合、之を見屆し也、惣て衣服・家作・振舞等儉約を可守旨、夫々御定法仰出されけり。

◎京橋川の東花畑は、もと淸泰公の別業にして得月臺の名あり、公此別業を壞ち奇石をば皆地中に御埋被成しと也

◎於六様御誕生の後、始ての御雛とて御館に御入被成候節、女中共蜆の吸物にても差上べし、と伺候へば、それに不及事と仰せられ、御菓子、御取熨斗、御祝被成、御土産には紙雛金子被進けり、此時、老女中共、御姫様と申せば、それは公卿以上の詞也、我等如きの子、しか云ふ勿れと御制しありしとぞ。

◎御野廻りの節、御草鞋の紐長く、御邪魔に相成候故鹽見玄三に紐を切れと御意あり、畏候とて、脇差の小刀を拔き切らんとせしを、其小刀にて草鞋の紐など切は勿體なし、是にて切れと仰られ、御小刀を被遣故、それにて切しと也

玄三小刀は金の裏くゝみの柄ゆへかく御意ありし也。

◎御堀廻の節、侍屋敷に御入なされ、御草履取路次の外に脇差を置候を御覽なされ、何者の脇差ぞと御尋あり、何心なく御草履取の脇指の由申上候處、不相應なる奢り物、糸にて柄を卷候とて御叱なされ、御暇被遣と也。

◎御道中にて、御兒小姓の內、乘懸に絹の紫蒲團を敷たるを御覽ありて、何者やらん、美々敷乘懸ありと御咄ありければ、恐入蒲團を取換しと也。

◎信濃守様御同道にて、江戸御下向の節、天鵞絨御傘袋を御持せなされしを御覧なされ、大國を領する人の傘にや、他所の者にてあるべし、我等が行列に混雜致さざる様にと、山內權左衞門へ御意ありければ、甚迷惑なされ、其夜俄に御取替なさるゝと也。

◎丹波守様、御長屋の作事、委敷御申上もなされず、御出來なりしが、御覽被成候て、御分限に過たるを御咎なされ、數日御對顏不被成候に付、御心得違の御斷被仰上候て、漸々以前の御取向に相成しと也。

◎御道中へ御納戸坊主三人御供仕候を、御納戸役より若病人共有之候ては御手支も有之段伺候處、何人召れ候ても病人は知れ事、若差支候はゞ、其方共々に世話仕相勤候覺悟に候へば相濟候とて、御增被成ざりしと也。

◎御道中にて、御輿に戸ある故鬱陶敷思召候由仰有しかば、御近習の者、左候はゞ、御戸を外し持せて宜しかるべきと、申上候へば、御機嫌惡敷、それは大なる心得違也、其方共役目を勤むるからは、それ程の事は合點もすべき事也、能々考て見よ、輿の戸は、輿に付て事濟もの也、此を外し候て、別に無益の人を費す事、左樣なる費すべきに非ず、と仰せられしと也。

◎御道中にて芥川の烟草を召上り、殊外御賞味なされ、價の樣子に依り調べ參れと仰付られ候故、價相尋候處、殊外高直に申候由申上ければ、其れは費也、無用にせよと仰せられ候。其次の驛にて、山內權左衞門へ先に飮みし烟草は殊外宜敷風味なりと仰あり、權左衞門御意の通に御座候、先刻殊の外賞味なされし故、私調候樣に仕候て、少し相調罷越候、御上り料に被成候樣にと申上候て差上ければ御機嫌惡敷、扨々、其方心得違也、大名の儉約と云は左樣なる手合ひ事とも致し、物を調候事に非ず、其烟草賣候者呼寄候樣にと仰せられ、權左衞門早速呼寄候へば、其烟草有丈御買上に相成、其後度々權左衞門へ其方が心得違にて芥川にて費をさせしと仰られけると也。

◎坂根村へ鴨御殺生の爲御逗留被成候節、御挾函の御蒲團にて御夜具は濟けり、惣じて御殺生の節萬事御手輕に被成、燒飯を御持被成、斯樣無之ては殺生はならぬもの也と仰あり、御晝休など民家へ御立寄被成候ては、耕作の妨と思召、多く山野にて御濟し被成し也。

◎御鷹野の節、池田伊賀御供にて木綿の半着物濡候處、着替の用意なき故、民家にて乾かし居たりしに、度々御召被成候故、其儘にて罷出、しか〴〵の事にて延引仕候段申上しかば、御納戸を御呼被成着替の半着物はなきや、取出して着せよ、と仰せられ候處、外には無御座と申上るに付、別に用意なしと云へば可爲様も無之と仰らる、其後出仕の節、御次にて、御納戸の者へ、御半着物一つにては不自由に候間、今一つ御用意あるべしとて、直に、御前にて御半着物御用意、御餘計無御座由、御不自由に可有御座候間、今一つ仰付られ可然奉存候由申上しかば、費成事には有まじきや、と御尋の時、木綿の事に御座候へば、御費と申す程には無御座候、最早御次にて御納戸の者へ私申付候由申上候へば、左様に候はゞ其分に致すべきかと仰られしと也。

◎御庭の朝顔の垣を小作事よりしつらひ、新き竹にて、奇麗に仕立けるを御覽ありて、費なる事也、竹の切さしなどは格別、斯様なることに新しき物をば用ひまじき事也と被仰と也。

◎西の丸に小き御亭あり、殊之外凉敷ければ、此處に御寢被成度思召候處、御間狹き故、相應の御蚊帳御入用に候へ共、新に御拵被成候事、費と思召候間、封紙御取出被成、觀世よりに被成候時、老女角南と申す者、御前には何に被遊候哉と御伺申候處、少し入用にと計りの御意にて、四筋御ょり立被成、相應なる蚊帳はなきやと御尋ね被成候故、左樣なるは御座ある間敷候、御蚊帳は、幾らも御座候得ば、それを小さく御させ成され候ては、如何御座候哉と申上ればば、跡がすたりに相成べく候、能案じ見れば、娘達の晝寢の時釣られたる小き蚊帳多く可有之候、それが間に合ひ候はん程に取出せと仰られ候に付、御納戸尋候處、久敷事取出し難く餘程隙取りて差出候へば、是にてよし、最早釘が入用まで也と御意なされ候て、平生の金釘四本御打せ被成しと也。

◎常に小倉織の御袴を御召なされ、御脱なされ候時も、こよりを引たるに、御かけさせなされ、紫の御袱の數年に成たるを山川重郎左衛門御仕替の事申上しに、身吝なるに非ず、猶替へずとも濟なんと仰あり。又、年經て垢つきければ、重郎左衛門重ては何共不申上して替たり、御平生の御召物、茶羽二重の外なし、御指料水田の御刀一腰、今御連子樣の御家に傳はりて御物數奇の御拵もなく、御傘袋り革な御持鑓の鞘なども、小さき栗色の革包み也、御麻上下をば一

度づゝにて御召下し被成しと也。

◎御側の者へ、其方共衣服に定紋を不附しては不叶樣に存ずると見へたり、紋は何にても濟たる事也、又懸物類、家のもの書たるに非れば用ひざるも心得違也、能く分限を知れと仰せられしとぞ。

◎承應三年、御膳部並正月御祝義の被仰出に、

御前の御料理　一汁二菜。　内　一燒物　外に御香物。

餘計の汁仕候事無用、他國肴調出候事無用、御鷹の鳥御料理可仕候。

御城にて被下候惣通　一汁一菜　香物。

正月の祝義、諸事約儉に申付、門松も唯今迄六十五ヶ所立を、二十五ヶ所に申付、船も不殘飾りしを乘船二艘飾り、藏も本丸の藏一ヶ所、祝膳等も眞似計に輕く可申付候。

◎西丸にて、六疊敷計の御凉所御建被成度思し召し、作事方御役人を御召し、御入用を御積らせ被成候上にて、其れは餘程の物入なり、身工夫して半分に建可申、と仰せられける故、左樣にては御出來は被成間敷由申上候へば、御存寄に被成御覽可被成と御意ありて、御六尺御手廻りの者御召し、御酒御吸物を被下、御直に其方共に用事あり、六疊敷許の凉所を建てんと思ふ也、爰は內向の事なれば手傳呉れと仰あれば、奉畏て御作事始り、石を持、材木を取集め御物入半分にて出來せり、其後御作事方を御召なされ、此度作事用向殊の外出精致し能出來候、是によりて御小袖、御羽織頂戴被仰付、當時相應ならぬ品なれども、單物にも袷にもなるべし、其方が爲には、是にてよかるべしと思ふが故、態と是を被遣との御趣意也しとぞ。

◎御物語に、壯年の時、夜食には冷飯の茶漬湯漬に燒味噌或は糟漬の大根のみ也、當時の風俗は斯ありしと仰らる、小川某なる人、公十餘歲の御時、御遊の御相手に罷出る、御相伴の節は、老女御飯櫃を持出て湯漬を賜はりし事共有つると物語せしと也。

◎法橋何某と申す繪師、岡山に來り繪を世に廣めんとす、御近習の人、彼の繪を御覽に入し時、さて賞翫すべき程の

ものに非ずと御意被成、御吹聽の御氣色もなかりし故、世上に彼が繪を所望する者なければ、程なく岡山を立去り。又其後彼の繪師が畫を御覽に入れし人に、先頃は繪師は如何したるやと御尋ねなされしに、四五十日以前に立去り候由申上しかば、當世、又彼程の繪師はあるべきとも見へず、見事なる繪也、其方彼が繪を見せし時、身賞翫せば、當世の風儀の事なれば、我も々々と繪をかゝせ、華美を長ぜんもいやなれば、先日の如くに申聞け候ひし、と仰せられけり。

◎閑谷御遺物の中に、

御印籠（銀小さし入）・鎮め木欒子・御巾着・御帶（くわら）・御茶辨當（春慶塗）・藥鑵火入（金物共銅にて御硯函添）

御巾着は、顯國公御取寄に相成り、今庫中になし。

仰止錄 四 終

仰止錄　五

◎御物語に、他人を迷惑させても、己獨富を以て悅ぶもの有り、士の爲さゞる所也。然に、只我身がちになりて、人の上を知らず、彼の米の價の貴を願ふ樣の心ある故、却て貧究に及ぶ道理あり、家中へ儉約を申附れば、吝を儉約と覺へ、嗇を潔と思ふ樣の心得違ある者也。儉約と言は、家に儉して、國に勤ると言事にて、銘々、妻子奉養等の私を省きて、軍役公役を勤め、他人に誠を盡し、百姓を救ふ等の事也。武士となりて、此程の道理をさへ知らず、下々同前文盲第一にして、口の明たるまゝに上を誹り、道學を惡む樣の輩、是等は士とは言難し、と仰られしとぞ。

是より以下、大夫士庶を愛養し給ひて、其餘り一寸一藝に長ぜし人は、勉めて其善を推し給ひし御事實を述ぶ。

◎日置豐前、國政を掌り、廉直潔白にて、御幼少より勤勞致し、老年に及びければ、彌々御懇になされしが、病氣俄に差重りしを、御鷹野先にて御聞被成、直に豐前宅に御入成され、病氣の趣御尋なされ、京都の醫者を御招なされ候へ共、驗なく死去致しければ、格別御惜みなされしと也。

◎諸士出仕日に、餅を串にさしたるを重函に入れて左右に御置なされ、壹人づゝ、御前にて頂戴して退出しけり、何時も日暮に及びける故、執政の人々倦み玉はんと思しを聞召して、領國狹くして、侍を多く召置くこと能はず、一度士の拜禮に倦むことあらばと願へ共、叶はざるよと仰ありけるとぞ。

◎上野御山内に諸大名御宿坊とて寺院に知行を下されけり、公にも仰付らるべく思召し、諸家之樣子御聞合被成候處、御留守居共より三百石被遣候樣申上候へば、侍を養ふ祿を費し、何とて宿坊に與ふべきやと仰せられ、其事は止しと也。

公の御時は、時に當り、何の寺院にても御立寄御休息なされ、臨時の御會釋にて濟けるとぞ。

◎御參覲の御道中、明石の濱邊にて海上御覽被成候節、御發駕以來、御氣色如何に奉存候處、今日は風景御慰に相成り奉恐悅候段山田權左衞門申上候へば、自分一人に付て大勢の者共遠路を旅立てばこそ、親子兄弟妻妾等に別を惜

むべし、又小身者共何かと不安堵成る事もあるべし、彼是不便なる事を思へば、何となく心勇まざりしに、此邊にては自然と氣轉ずる也と仰せられしと也。

◎不意に江戸出府仰付られ候面々、發足の二日前御目見相濟、其明の日、又登城被仰付ければ、何をか仰付らるべくやと不審に存じ登城しけるに、明日發足と申付候へ共、明日は四ケの悪日也、公儀の事にて、自分發足の時は無是非事也、此度は自分存寄次第なれば、發足を一日延し遣はすべき也、一年も相勤むる事なれば、悪しき日に發足致候へば、家内の者共心に懸んと思ふ也、それ故延し遣候との御意なりしとぞ。

◎御殺生御途中にて御小用被成候節、御側の者より御立なされ候樣に申上れば、供の人々、其先歴々にて、我家と等しきもあり、又身命を擲ち戰場に出合て、我家に仕しもある也、その者共を後に置て、立り小用とは慮外なりと仰せられける。

◎御發駕前、伊木長門閉門仰付られ、御當日まで御免無之長門月代して供を申付置、物見にて見合せ、其身一人罷出居申、御輿御門前に御出被成、長門々々と御呼被成候へば、御輿近く進み出で、天氣宜敷恐悦奉存候、御留主之儀、例年之通、何も申合相勤可申候間、御氣遣被成間敷と申上ければ、御機嫌宜敷、留主の事頼む、と御意被成、長門退て家來を呼出し、直に御見立に罷出けり、長門御免も無之、押而罷出候處、御咎も無之段、不審に奉存候旨、追而御尋申上候者ありしに、家老たるもの、主人より申付たりとも、國主の旅立に、閉門して居る樣なる者、何の役に立つべきや、不罷出は其儘にて捨置可申思ひしにと仰せられけりと也。

◎泉八右衛門を評定場の列座に御出なされ、何事をも不言して、其席に出るのみ也。諸役人無益の事に思ひ、八右衛門をば燒物にて作りたるが好かるべし、と戯れ評したるを聞し召して、八右衛門前にて假初にも僞を言人あるべからず、八右衛門が言と不言とにはよらずと仰せられけり。

◎御徒目付仰付らるゝ時、仲間入札を大御目附へ出しけるを、御前へ持參して、御趣意次第に仰付らるゝ例也。或時前の如くして伺ひしに、書付の内一人に御點被成、是を可申付、今一人は江見藤九郎を可申付と仰出さる、御目鏡に

て仰付られ候へば、別して難有仕合に御座候、乍併、御徒目付共書出し不申者候義如何と申候へば、何分身が入札也申付よと御意成されし故、申渡候處、難有奉存候と御請申せしが、御意に御座候故一通り御請は申上候へ共、私義眼耳共に薄く御座候へば、御役勤り難く奉存候間御免被成被下候樣に、大御目付中へ被仰達被下候へと仲間へ相賴し故、御目鏡の上なれば、抑て相勤め候樣にと申せば、耳目の薄きこと御上には不被成御存知候、是にては心元なく存候覺へありながら大切の御役を請け居事、縱ひ御機嫌惡敷とても御斷申上げずしては止み難し、是非々々賴存候也と云し故、其段大御目付へ申けり、其首尾ならばとて申上候處、左申候が、目が不見、耳が不聞とも苦からず、其儘勤めよと仰せられし故、其段申渡ければ、御聞届の上は奉畏候とて勤しが、見て害になる事は見へぬにし、聞て惡敷と思事は聞かぬにして相勤めければ、格別御用に立しと也。

◎東照宮祭例の節、流鏑馬勤め候もの、翌日、御城にて御料理被下、御小袖拜領仕後、御前へ被召出、御直に被仰聞には、昨日の首尾所殘無之候、速に皆とも徒に不罷在候樣の武藝仕習候故、此度の御祭例も相調御滿足に思召候旨、仰聞らる。其後、右の親々御前へ被召出、御直に仰聞られ候は、昨日子供何も能仕廻滿足可仕候、何も達者に候間、氣遣仕候事は有間敷事に候へ共、時の首尾にて過も有事に候間、親々の氣遣察被成候、常々小供徒に育てず、武藝稽古仕らせ候義、御感被成候段被仰聞たりしとぞ。

◎御側の者に、誰は疱瘡したるや、と御尋なされ候ければ、疱瘡は仕たれ共、御祭禮流鏑馬未だ勤めずと申上るを御聞咎なされ、其譯御尋ね被成候に付、流鏑馬は命定と諺に申候と御答申上候、如何なる故ぞと御尋ね被成候故、やむことを得ず申上れば、親の心に左程に思ふ事ならば、止めて可然と仰ありて、流鏑馬の式は御やめなされ候と也。

◎津田重次郎十六歲の頃にや、不寢番して居たりしに、今の時計は何時なるや、と御尋なされしに、只今寢入候て不承と即答申上けり、夜明て重次郎が座を立けるを御覽被成、事を可成男也と仰せられしが、其後御目付役を被仰付、其日評定所へ出で、執政の人私に物語して時刻移りしに、末席より、此所は長咄する座にあらずと申ければ、皆々物をも云はずして退出し、翌日御前へ罷出で、重次郎しかじかの事を申し、餘なる事也と申上しに、さては身が見る所

たがはざりき、思ふ所憚る所言はん者也と思ひしに、果して其通也と仰あり。或時重次郎御前へ罷出て、申上る事ありける後に、彼者は使ひ様悪敷ば、國の禍をなすべし、才は國中に双びなし、と仰られけり。

◎下濃彌五左衛門を召し、執政を以て爐外記に預け置き、弓足輕の内十人預べし、と仰出されしに、彌五左衛門新に御預候はゞ十人は一人にても等しと申べし、外記が中を別て御預け成され候は、外記に劣れるが故也、軍旅の事、外記が下に立つべき身にあらずと申、執政、側に在ける大御目付に向て、只今の彌五左衛門が詞尤なれども、先づ仰を承つて後にこそと言もあへぬに、大御目付彌五左衛門が詞道理に候と取合せければ、執政、止事を得ず御前へ出、未申出ざるに、彌五左衛門如何に言ぞやと御尋ね被成ければ、右の次第申上る、御笑なされ、鐵砲足輕二十人預けよと仰出されけり。

◎長槍五十人を御預けなされ候人ありしに、中々長槍を預るべき身にあらず、我不肖なるを知りて、仰を蒙るは、君を欺く也と申す、執政、強ゆれども聞かざりしかば、公聞し召し、彼には無程鐵砲を預くべし、先長槍を預けよ、と仰せらるゝに付、執政重て勸むれば、大御目付取合せして、我心に能すまじき事と知たるに、君命なればとて承るべきやと言へり、執政、又止事を得ず、又其段申上ければ、直に鐵砲を御預けなされけり。

◎番兵左衛門へ御直に御意なされ候には、其方祖父大膳事忠厚の志にて御奉公仕候故、輝政様・武州様、別而御懇に被召使、年寄ても自分迄奉公仕候者の處、惣領の子孫絶へて、今其方一人罷出候、古の義、思召候へば、先祖へ對し不便に思候、若き者に候間、隨分勵み、實に奉公可仕候、其品により、已來取立可申候、先只今二百石加增被遣候との仰出され也。

◎山川重郎左衛門、老年に及び隱居被仰付、家督知行悴へ被下、其後重郎左衛門を御召被成、其方隱居の身なれども思召有之、御城代被仰付、御給扶持並御役料被下、御鐵砲拾挺御預被成候由御意有之候へば、重郎左衛門難有奉存候私儀老衰仕、隱居被仰付候へば、何ぞの時罷出、せめて、御堀の埋草に罷成度奉存候へ共、左樣成御大役の事は、何共無心元得相勤間敷と御斷申上候へば、重て此度の存寄は他の事にてはなし、其方祖父何某も關ヶ原にて勇敷働有之

父何某は大阪御陣の時、武藏守樣御馬廻りに居申せしが、御鐵砲御打なされ候に、敵に中り不中を見て、能く御持合なされ、爺が頭の破れるを御相圖に被成、御揮可被成と申上候由、先祖にも其通に武功有之者に候、然るに其方も祖先に不劣器量有る者に候處、只今迄、鐵砲も預けず殘多思候間、此度の樣に申付候也、達而御請申上樣にとの御意あり。隱居の身、殊に老衰にて槍持候事難計候、とて御頭巾、長刀を持相勤申候由、後御役御斷申上候へば、其方早くも御斷りを申か〱と計り氣遣に思候處、當年迄相勤候事、大慶に思候、願の通り申付る也とて、次男金左衛門を養子に仰付けられ、御給扶持無相違被下、重郎左衛門へは茶代として每歲二十俵づゝ被下けり。重郎左衛門、私儀兩家迄相續被仰付候へば、一日づゝ參居候ても自由なる暮しも相成候へば、御茶代は御斷申上、と申候へ共、抑て被下候と也。

◎若松市郎兵衛・草賀五郎右衛門・齋藤加右衛門、此の三人、大坂七本槍の功を以て、各二千石を以て召出さる、市郎兵衛・五郎右衛門兩人の屋敷は、二日市町にあり、御鷹野の節など、御立寄なされ、古戰の物語御聞なされける。吉井藤內・櫻井孫三郎、嶋原役に功あるを以て祿を賜ふ。岡田甚五兵衛・中西利左衛門・森脇新右衛門等も、皆武事を以て祿を賜ふ。新右衛門子右衛門作射を善し、荻野六兵衛・鄉司七右衛門・梶田彥八郎は砲術を善す。道地權之丞・中村太兵衛は射を善す。市森彥三郎・谷田勘兵衛・寒川源太左衛門は馬術を善す。坂口勘左衛門・佐分利猪之介・玉井加左衛門は鎗術を善す。戶田權左衛門は劍術を善す。上泉治郎右衛門・山田通悅・富田甚之丞は軍學を善す。小原善助・市浦清七郎・窪田道和・林文內等文學を善す。神西傳左衛門は書を能す。其他、文武の藝に達せしもの祿を賜ひし事、其數多し。

◎延寶四年、諸士之內七十歲以上のもの五十三人、鴈を被下候て家內打寄頂戴致し、客などは用捨可致旨被仰出、其後鷹狩に御出の節、右の面々御道筋へ罷出、御禮を申上けると也。

◎御城御番の者に、寒氣格別の節御酒を下され、一同御厚恩を感じ、中にも詩歌を詠ずる人あり、又江戶御屋敷にても大雪降候時、勤番の者へ御酒下されし事ありしとぞ。

◎瀧・稲川・若林の三人、何も久しく相勤め、格祿をも御進めなさるべき程の事なりしに、稲川・若林をば御近習の人多く推擧し、瀧をば曾て申上る人なかりければ、池田伊賀に三人の樣子を吟味仰付られしに、瀧は、一向諸役人に取入る事なき人柄也、兩人は大に相違しければ、ありのまゝに申上しに、さもあらんと仰せられ、程なく瀧に新地を下されしと也。

◎村瀨金右衞門悴源太夫、孝行律義奇特の段聞召し、中小性に御召出なされ、御給扶持被下しと也。水野助太夫悴安兵衞、父傳來の鎗術を鍛錬致候趣御聞なされ、中小姓に御召出しなされしと也。

◎御家中武藝修業の人、銘々、流義並師匠の姓名をも書上ることとなりしに、落合流と書出たるを御覽なされ、此流義未だ聞及ばず、誰が傳へたるぞと御尋ねなされ、落合彌左衞門と申す浪人者の御傳授仕候、と申上ければ、家中壯年の者武を專にすと聞傳へ、他國よりも參ること滿足に思ふ也、此旨彌左衞門へ申聞べし、と仰られ、御庭にて其藝を御覽なされ、家中修業の爲なれば召抱へよと仰出され、池田伊賀を御召なされ、此度彌左衞門を扶持すること、不審するものあるべけれど、武術は已れ〳〵が死生存亡一所懸命の時に至りて用ふることなれば、少しも心に應ぜざる流義は修行する共無益の事故、身が好所に拘らず彌左衞門が流義も面白く所思あり、其上家中に弟子も多く候へば此者共の爲に譜代の師計にては足らざる故召出す也、此の旨譜代の師たるものに申聞すべしと仰せられ、後祿二百石を下されけり。

◎丸毛元右衞門が鐵砲を御覽なされ候時、不出來なりければ、跡にて、鹽見玄三に御供にてありしや、兼て不調法なれども、今日の樣なる事はなかりしに、御氣色如何ありしやと尋ければ、替らせらるゝ事もなかりしと申し、翌日玄三、診に出し時、御寫物なされけるが、御物語の序に、元右衞門が恐入ける由を申上しかば、御帶劍なされ、其方ども外樣の事何によらず申べからずと言付置たるに、やゝもすれば申すとて大に御腕なされ、元右衞門に賴まれけるやと仰せらる、左樣にては無之、元右衞門に參會仕候節物語申たるを、何心なく御話申上候、全く賴たるには無御座と申上候。其時御機嫌直り、玄三能く聞け、汝等が如く身が前に呼び物語などするものは、諸人賄賂して取成し推擧を

賴むもの也、取成を用ふるにてはなけれ共、出頭するものゝ緣あるもの、實に人柄よくて立身などさすれば、諸人の評判に、其人の器量とは言はず、出頭人の推擧也と言ふ、或は出頭人に緣なきもの科有之咎むれば、取成してやるもののなき故、重く咎められたるなど申して、其者の善惡を辨へず、最負偏頗の沙汰のみする也、左あれば賞罰共に益なし、是仕置の亂るゝ根元也、此故に今の物語も元右衛門に賴れて言かと思ひ叱りたり。却說、又士の武藝を勵むと言ふは、見物慰の爲にはあらず、主人の先途の用に可立との事なり、藝の出來不出來は器用と時の仕合なれば、其善惡には曾てかゝはらず、志を滿足に思ふ也、役儀のものならば樣子もあるべきか、元右衛門は其役にあらざれども、何かの用に立んとの心懸候よりの稽古なれば、たとへ玉は筒先にて落もせよ、彼が志を見る也、巧拙にはよらず、と仰ありしと也。

◎御涼所へ御出被成候節、一森彦右衛門・菅八內に、妙見山を馬にて乘上げ乘下すべしと仰付られ、兩人無甲乙仕たりしを御賞し成され、又河入を御覽成さるべくと仰出され、兩人共、易々と游がせて向の河原へ上れば、御徒兩人は向の河原へ參り、兩人共又々渡り歸れ、と申聞へし旨仰付られ候故游ぎ參り、御意の趣申聞、何れも罷歸ければ御滿足に思召けりと也。

◎靑地三之丞、寒中に的を射けるを御覽なされ、三之丞が放れ、今日は見苦敷候、如何なる事、と御尋なさるゝに、歲暮近く、勝手殊外惡敷候と申上げれば、御笑なされて銀子を下されける。又山川重郎左衛門へ月迫に及びて、子供に着物など致し遣し候哉、と御尋なされしに、殊の外勝手不如意に候故、段々せがみ候へ共、得致し遣し不申と申上げれば、定て左あるべし、と仰られ、小判二十兩紙に包み、御上書なされ下されしかば、難有奉存候と御禮申上罷歸り、數へて見しに貳拾壹兩あり、翌日罷出候節、昨日の御禮、家內一統に難有奉存候旨申上、扨、小判を數へ見候へば、如何樣に吟味仕候ても廿一兩御座候故、一兩は御返上仕候と申上候へば、さうもありしや、それは其方が仕合也、取歸れと仰せられけり。

◎御野廻の時、平井村にて內藤數右衛門が宅を御覽なされ、狹きにて難儀に見へ候、不便なるよと仰せられ、御立寄

ありて數右衛門を召し、今の體にて幾年には出勤なるべきと御尋ねなされ候へば、五年振には出勤仕べしと申上る隨分簡略致し、其內は主を持たず、五年たてば新に奉公に出ると思ひ、無怠取締り候へと仰せられけるとぞ。

◎山川重郎左衛門御小納戸相勤め、御調法に思召し候處、貧者にて度々御心付も成被下、漸々取續勤しが、或時御直に御役介の事御願申上しかば、先、得と御考へ可被爲、其方頭共迄も願申せと仰られし故、頭迄願出、執政承屆、重郎左衛門義は格別御調法に思し召され、江戸などへも召連れられずば御事欠も御座可有之候間、格別に御銀御貸し被下べくやと申上候へば、左樣に思召候へども、家中の士共に對しては一統の事也、諸士の心持も違ふことなれば、我等調法に思候は一分の事、重郎左衛門一人に限り左樣には得すまじく候間、在宅申付、在中へ引込、隨分簡略いたし何卒早く勝手相凌ぎ罷出、奉公致せと可申付旨仰出されしと也。

◎江戸にて、御旗本衆御相伴にて御膳召上候節、汁の蓋御取り、直に、又御蓋を成され、今朝の汁は給へられず候、二の汁にて御支度致され候樣に、と仰られ、御膳後、御役人に御召なされ、菜の虫を御見せなされ、不念なる事也、然しながら惡心にて致候にては有まじ、諸役人段々吟味の上にての事なれば、すべき樣なし、此以後、隨分念入候樣にと御意あり、御旗本衆淚致され候に付、其譯御尋なされ候へば、私も先年斯樣の事御座候て、料理人には熱鍋をあびせ惣身燒跡致し相果て申候、壯年の血氣に任せ申仕方、只今の御趣意承り候て、後悔に存候由申上られけると也。

◎御在國にて朝御膳之節、番頭・物頭・各壹人づゝ御相伴被仰付、家內安否、相組の事、或は先祖の軍功など御尋成されしと也。

◎御參覲にて京都に珍敷墨蹟を一條家より御拜領ありしを、御納戸役青地善左衛門に仰付られ、御先へ持參候て表具致させ、御待請に懸置候樣にと仰付られ、三日許御先に着て、御表具出來致し、御機嫌にて山內權左衛門へも御見なされ、善左衛門骨折候故と御稱美なされければ、權左衛門御取合を申上、序ながら善左衛門久々御奉公申上候、斯樣の節を以て御加增被遣可然と申上候處、御機嫌を損じ、其方身共に代り諸士の賞罰取行ふ身分に候、然る處、唯今の通の義を申すは難心得候、惣體加增知行等は戰場にて一命をかけて働候上にて遣し候ものに候、乍併平日の勤功

にも依るべし、此度の骨折位の事を以加增遣し候はゞ、戰場の時は何を賞美に遣し可申候哉、然らば、其方など心得違と思召候、善左衛門が此度の褒美申付かた有之候、只今是へ呼候へと仰られ、善左衛門罷出候へば、今度の褒美並兼々奉公の趣に付加增遣し候様にと權左衛門申候處、斯樣〱に申聞候、其の方如きの趣にて加增は取られぬものと心得可申候、此度の骨折に遣し候とて、御紋付の御羽織を御手づから遣され候と也。

◎難波町御堀筋、侍屋敷の裏にて鴨を御搏なされ候時、菜園の大根見事なるを御覽なされ、亭主歸りたらば、大根がよく出來たるぞと心得て吳れよと仰置れしと也。

◎御道中にて馬子大勢集りて騷敷樣子ありければ、御側の者を召し、何事ぞ見て參り候へ、と御意あり、御供の內何某を馬子大勢集りて、已に手籠にせんとしけり、此由申上ければ、憎き奴原かな、一人も殘らず切捨候へと御意なる御供の者共飛掛りければ、馬子は皆逃げ失せけり、直に、何某を召して少しも心に懸る事なし、何程卑賤の者たり共大勢なれば、假令手籠にせしとも、是非に及ばず事也、其方がおくれたるに非ずと御意あり、平生御家來御手足と思召し、他に出で變あらば、身に變へて後れは取らせまじきと仰ありけると也。

◎御使者に出る人、或御屋敷御門外に筑前侯の御駕籠有し所を通りかゝり、乘馬そばの御駕籠を踏し故、直に、下馬して、御供頭へ段々斷を述候處、御咎も無之其儘にて可通との義故罷歸り候て、右の旨申上、迷惑至極に奉存候間遠慮可仕哉と伺出候處、何の御叱もなく、其儘にて可勤旨被仰出、其後御兩家へ御懇に御出被成候。御旗本何某度々參られ、何やらん申上度樣子にて御申上なき故、其御樣子御覽被成、其元には自分へ仰聞られたき事有之と相見へ候、何事に候や、可承と仰られ候へば、御答には、御推量の通、少申上度事も御座候ひしが、思召の程如何と存じ、容易くは得不申上候、御尋に付申上候、承候へば何時頃の事にや、此方樣の御使者の家筑前守殿の御駕籠を踏み申候由、右の人何とぞ仰付られて候ひしや、彼の御方用人共の噂には、御屋敷には右の者如何仰付られ候哉聞まほしく存ずるなどゝ、度々私へ承合せ申候、私は御双方樣へ心易く伺公いたし候ものゝ義、兎角何事も無之樣にと奉存候間、御伺申上候、御挨拶共は御座候ても苦しかるまじくやと奉存候よし、申上られしかば、其者には御心不付義に候、手前よ

り挨拶に至らざるは、彼の方家來の爲惡からぬ樣にと存候ての事に候、斯樣に申さば、もはや御心付も可有之哉と、度々仰せられ候へども、始終、合點なく、何卒御趣意仰聞けられ下さるべく候由申上られしかば、身分家來も不調法には候へ共、畢竟馬は生物の事、すべき樣無之候、筑前守殿家來は何の爲に供致候哉、主人は駕籠を人の馬に踏し候事油斷千萬也、筑前守殿聞かれ候はゞ、徒と可被申付事と存候て、態と挨拶は可申進と仰せられければ、何某殿最早申され方もなかりしと也。

◎谷田嘉助、浪人にて江戸にありけるが、馬を能く乘ると云聞あり、御屋敷へ見せ馬に來りし時、御側に菅八內罷出しが、地道乘足を見て落しと相見へ候段申上候を聞て、馬の上より、八內能く見立られ候、と賞味す、公には、うき足と云ものならんと被仰候へば、半にて馬より下り、乍憚御目利奉驚入候、此馬を浮足と申もの、江戸中に御座なく候御目の明たる義と奉感心と申上げたり。嘉介、其後外より四百石にてかゝへられ候へ共、御家へ二百石にて罷在、知行は少くても目の明きたる主人にてなければ奉公面白からずと云ひし也。

◎備前備中の御領內の孝子善人を御擇なされ候て、夫々の御褒美下されし中に、備中大島村の柴木の甚助は御側近く召されて、誠の天民なりとて、彼が額を撫なされしと也。作り來る田畑、子孫まで、永く年貢を御免なされ、御感の御判物を下され、かくて甚助が近村の百姓、常々不孝なりしものありしかば、甚助を御褒美なされし後、俄に惡行を改め孝心を盡しける。此由聞し召して、同じく褒美を與へよと仰付られし故、此者の孝行は甚助が御褒美を羨み、御米を戴かんとの工みなるべし、然らば親を賣り、公儀を犯す曲者なれば、御褒美を給はらんには、御欺かれ被成べく候と申上ければ、誠にも僞にも行ひ候孝なれば、孝子也、甚助に褒美を遣はしたるは、左樣の惡人どもに僞にても孝行の眞似をさせん爲なり、此程珍重なることはなし、早く褒美を遣すべしと仰出されける。

◎寛文四年の仰出されに、下々善事候隱候て不知候間聞申度候、何も書付を仕、上を封し候て、銘々の名を外に書付可申候、日限指圖にて此方請取可申候上は老中より下百姓町人に至るまで、善事一ケ條にても見聞候事不殘書付可申候、善事は品々有之候へ共、先づ大略左に書付候、此類を推して可書付事。

善事大略

日比孝行成者、如何樣の孝行有之。子を能く育て候者が、如何樣の育樣有之。忠節成者、如何樣の事有之。下々を好召使、家齊候者、如何樣之召使樣有之。

夫婦の間正く和睦仕候者、如何樣の正事、和睦事有之。兄弟の間よき者、如何樣のあいさつ、好事有之。よく友を求め候者、如何樣の友と、如何樣の善仕候。

義理を專に仕者、如何樣の義を行ひ候事有之。義理と存候事は、人の誹を構はず一筋に義理を仕者、如何樣の事有之。慈悲深き者、如何樣の慈悲なる事有之。

正直成者、如何樣の正直なる事有之。武道藝能心掛候事、如何樣の事有之。行儀よき者、如何樣の事有之。賴母しきもの、如何樣の事有之。役義等能勤候者、いか樣の勤有之。

右十五ヶ條は善事荒增なり。此內、一ヶ條にても有之者は書附可申候。右の外の善事も色々可有之候間、見聞次第に殘し申間敷候、書付可申儀無之候はゞ、白紙にても封し出可申候。

◎善事の義、最前は善事の品書付可差上旨仰出され候へ共、左樣に候はゞ、書上申べき善事も少く可有之と思召候、書付可申品無之程の義にても見聞候事、殘らず可書上旨、被仰出候付、親子兄弟の善事たり共、無遠慮書出べきの旨被仰出。

◎寬文五年の仰出されに、

善事の覺　十五ヶ條（前年のヶ條に同じ）

右十五ヶ條見聞次第殘申間敷候、去年書上候節不存して、其以後見聞仕候ものも可有之、又、去年以後善に移り候者も可有之候、書付可申候、去年書上候者の事、彌於無相違は、誰々は去年同前と可書付事。

百姓町の書上に、奉行・代官、指圖仕間敷事。

右は上老中より、下百姓に至るまでの善事、又は、父子兄弟の間召使候者の義にても無遠慮書付可申候、若書付申

事無之候はゞ、白紙にても封し可出候、銘々、書付封候て、内外に其名を書付可申候、此方より申渡候刻、奉行に可相渡候、期に臨て、前方可令差圖者也。

◎寛文五年より同七年迄、御賞賜ありし良民一千六百八十四人なりしと云ふ。

◎白須賀の邊にて、乞食の其身啞にて、老たる母を養て孝なるありしを御覽被成、御感淺らず、鳥目壹貫匁を遣はされ、其後御通行の節は御尋ありて、鳥目を被下しと也。

◎邑久郡牛窓村末廣生安と云もの、幼少より、土佐の人野中主計の學風を聞て儒に志し、壯年に牛窓に歸り、彌佛を癈し、聖學を尊ぶ、同鄕の者、初は服せざりしに、後には其說に隨ひ、儒に歸する人多し。御感なされ御扶持を被下し也。同村八幡宮の祠官井上與左衞門も、元來、社僧新藏坊が弟子なりしが、生安が言に化し、還俗して儒を尊びし故、祠官に仰付らる、宗旨請神職に仰付られし始也。

◎岡本多兵衞、御臺所御賄方役、諸事御作廻能く仕、其上、末々もさして迷惑仕義も無之由、御聞被成候に付、御褒美として御小袖一被下しと也。

◎江戶御屋敷にて御客的あり、小的に中り兼て、殊外御不興に思召し、青地三之丞、當日御使者に出候を呼に遣はし候樣にと被仰、無程罷歸候へば、射候樣にと被仰、三之丞、箭一本持出射上しかば、御客甚御賞美あり、公にも御喜色ありしとぞ。

◎永田孫右衞門射術の妙を得るに付、御抱被成、御鷹野御供仕候時、深田の側鴈一連居たり、孫右衞門に、あれ射よ、と御意あり、畏り奉るとて、矢を以て寄るを、御輿の內より御覽あり、鳥の寄樣惡敷、鴈は立べしと仰られしに、果して立ち上りしを、射落したり、取歸りて差上るに、能く射たりと御意なされ、鳥の立たざる內に何とて射ざりしと仰られければ、御輿の內より御意なされ候を承候故、立たざる內に射候へば、御意に違候に付、態と立たせてと申上ければ御感ありしと也。

◎御城の北東に船留番所ありて、夜は船の往來を御差留也、日置猪右衞門御召に依り船にて急ぎ歸り、日暮て後、番

所の前を通りし時、猪右衛門只今通ると呼ばりしに、番人罷出で、法を破りて通りしは猪右衛門にてはあらじ、通すまじと答へければ、船より出で自身の過を申せしかば、番人も許しけり、猪右衛門よりしか〳〵の事申上、番人を御賞しなされしと也。

◎御鷹狩の時、鶴群りてすへたるを、鐵砲にてつなぎに三羽まで御摶なされしに、一羽はそのまゝ留まり、二羽は立上りければ、藤岡傳左衛門に追懸摶留よと仰られ、傳左衛門馳せ參り、追倒し、取歸りければ、何とて摶不申や、と御尋あり、當り所足にて候故、遠くは參るまじと存じ、留矢は摶不申、今一羽は玉つき慥に候へば一里とは參るまじと申す、此鶴も果して翌日差出しければ、傳左衛門は間も隔りしに、委しく見屆けると御感ありて、御褒賞賜ありけると也。

◎御墓祭の御歸り、日笠村嘉左衛門所に御止宿なされ、聖學に志篤きよし聞し召し、かさねて御賞詞ありて、御時服を下されしと也。

◎御狩の時、大猪一匹狂ひ出せしに、久保田雲閑に射取れと仰あり、畏候、とて矢を番ひ、猪に向ひ、直に矢頃に成けるに、殊の外、大猪なる故、上刺に取替て射たる處、あやまたず猪の首のあたり、よく筋違に羽中過る程射込ぬれば、唯一矢にて留りけり、御感じなされ、卽座に矢立にて御目錄を下されける、雲閑、私儀、父に養育せられ、不自由の義無御座候間御斷申上候、と申上ければ、身が過ちなりとて、召したる御羽織を被下。又一人鐵砲にて間近く狂猪を打留たりしを御賞美なされけり。日已に暮に及びて、俄に大雨しければ、皆々鐵砲を打出し候樣にと仰あり、御先手物頭の內一人畏候と云より早く、手勢を先に進めて下知すれば、組の足輕數十人一列に立並、釣瓶放しに摶立ける、大に御感ありて、是も御手自御羽織を賜はりける。又、相圖の貝を仰せつけられしに、御貝吹のもの、坂を走り、息喘ければ、御軍鑑(監)上泉治部右衛門自身に吹きし音入の格別なりしを御感しなされけると也。

◎牛田山御狩の節、草の蔭に鹿一匹伏し居けるを、梶田彥八郎・靑地三之丞に仰付けられ、兩人の矢玉兩眼に中りければ、御召なされ候御羽織を三之丞に被遣、御挾箱の御羽織を彥八郎へ被遣、鐵炮丈是にて堪忍致候へ、と御意被成

しと也。

◎庄野三郎左衛門悴長五郎十四歳の時、御狩の御供仕り、諸人射外し候鹿を、一矢にて射止候を御賞なされ、御給扶持被下、御兒小姓に召出されけると也。

◎江戸御屋敷へ土佐侯御出で、强き的弓を御持なされ、家中に肩入るゝものなし、と御物語ありければ、公御弓組鈴田半四郎を御召なされ、之を射よ、と仰られければ、的に向ひ矢二筋放つに、皆中れり、土佐侯大に御感賞ありて、其弓を半四郎に下されしと也。

◎河合淸太夫所持の馬、大癖物の由聞しめされ、御前に於て悴源五兵衛乘候樣に、仰付られ候處、自由に能乘候段御意なされ、御召し給を被下けると也。又兒島へ御渡なされ候節、石川善右衛門大池御普請仕候を御覽なされ、斯樣の大なる事は申付候ても、人によりては人の誹りを恐れて不仕者も有之候を、無身構事、御感なされ候との御意にて、御小袖被下けると也。

◎石黑平内悴藤八郎、乘馬器用に付、御給扶持被下、御兒小姓に召出され、其節平内江戸詰被仰付候に付、藤八郎、只今平内に離れ候はゞ、惡敷相成可申思召候につき、一所に江戸へ參り、馬術彌々稽古仕候樣に仰付られけり。

◎承應三年、御直に仰聞られ候御口上の內に、村々庄屋平生心根正路にて、此度飢人肝煎以下爲村中樂に相救、慈悲なる心有之者有之樣に候、左樣の者有之に於ては、小百姓と雖も、褒美可遣候間、聞立可申聞候事。

◎御徒高橋與右衛門、浮沓にて前島より牛窓へ渡り、海中にて弓を射けるを御覽なされ、御褒美として、御時服下されしと也。

◎川原田に竹と云女あり、一人の老母を養ひて、外に兄弟もなければ、緣付候ては母の介抱行屆候事なしと云て、三十餘歳まで緣付致さず、奉公して月に六七日の暇を貰ひ、宿元へ歸り、給金の內にて食物など母に進め、母子共に悅び、何時も惜別歸りけり、常々衣食の半を分ちて母に贈りしとぞ。初は淫亂にて緣付も致さぬ、と不審する人ありしに、後には孝心の實を賞せぬものはなかりければ、感じ思召され、母に每歳麥五俵づゝ下され、竹に相應の方付致候

様に仰出されしと也。

◎戸川武左衛門下人、江戸火事の節、御小屋にて武左衛門下知を能守り、屋根に久敷居申由御聞なされ、武左衛門を御召、御褒美として若黨に金子貳百疋、下人に百疋被下しと也。

仰止錄　五終

◎寛文元年、老中番頭を御召、御備定を御見せ被成候て、法は無之ては不叶物故、如斯定置と雖も、必しも、法に拘はる可らず、唯臨機應變、法を立るの主意を失はざる樣に心得可申と仰出されし也。

武備は國家の要務と雖も、政教愛養の基本を盡させ給ひてこそ、始て其道を講ずべき、是より、已下、講武の御事實を記す。

◎御直書の內に、軍法の事、今の風俗は、無理にても申張候を手柄の樣に存習はし候、左樣にては軍の廻はし不成事にて候、軍の勝は、大將の下知に付に、在事に候、尤、むざとやくたいもなき大將にても、運命强きは勝者と見候へ共それは盲勝にて候、右申候如く、物樣の必惡く習申すと見へ候條、皆々衆、物語の次手には、軍法は、一入實義を守り候はでは不叶義を、折々咄に申聞尤に候、常々心惡く成り習候ては、法を破り候とて成敗仕候ても、役に不立と承候事。

◎慶安四年の仰出されに、

武士の道、不珍事なれ共、當國は、大事の御國を預り候へば、自然の時、一時半日の用意にて出陣すべき事も可有、其心掛の爲、近年度々如申聞、諸士儉約を守り、軍用を專と仕候樣に、と申付候へども、其心懸とする所、皆外樣になりて實義少し、或は分に過ぎて道具は拵へぬれ共、持つべき人なく、或は召連候人積りは過分なれ共、即時の間に合ぬ體也、城銀をかり用意可仕などゝ、時の筈に合はぬあてことのみにては、急成時狼狽可申事目の前也、唯賴む所は、一心の健げのみなるべし。それは步者同前也、馬にも在る士は、勿論勇專一と言ながら、又、心懸常の身持に可有、人持組頭等は、相組手勢眞丸になして、其かくほとの働き可仕心懸專一也、我勝にまばらに成ての稼ぎは、後れを取たるに同じかるべし。近年、家中の體、道を離れ、家職怠り、遊山氣隨のみに溺れぬ、例へば、子は親に從ふ者なれ共、惡しく育ちて、我儘になりて、親のまゝに不成が如し、嘆はしき事共也。今より後、汝の天命を恐れて、汝の職を務とすべし、軍法の本は、人和に在り、人和は、諸士物我を忘れて、人道常に正しきに在り。只今、芽出度御代なれども、家職な

れば忘るべきに非ず、其上、差當て國に難なく、人々の親を安んじ、妻子を養ひ、其名を墜さゞること、導なくては不可叶、然に、大小の侍、此道に志あらむことを願ふこと、大旱に雨を望むが如し、是程切に思へども、口に出して勸めざるは、其本我一人に有事を省れば也。

◎御備立御試の爲、度々御鹿狩仰付られ、諸士の懸引を御覽なされ、天和二年三月迄、天神山御狩に御出なされける中にも寛文九年半田山の御狩は、格別の御催にて、御備へ殊に嚴重に仰付られしと也。

半田山御狩の御定

一、三野大樋の上御待場　御標二段角取紙 上、花色 下、白

一、侍の繰出し、隨御本陣太皷之遲速事。

射手責子合圖

一、壹番 責子。　二番 弓。　三番 卷責子。

一、責子打出 貝。　一、責子留 鐘。　一、矢放 貝。　一、責子引揚 大皷。

諸手印

一、赤き四半　池田主水　一、上下白中赤の折懸　池田大學

一、白き四半　池田隼人　一、赤き四半に白餅　日置猪右衛門

一、白團子に赤き輪貫　池田主税助　一、黄の角取紙　伊木長門

一、白き四半に角の內黑すはま　伊木玄蕃　一、白き四半に黑三文字　池田三郎左衛門

諸手配り人數

一、責子大將　池田主水

美作組引連池田勝吉　藤右衛門組引連池田數之進　數馬組引連池田吉左衛門　民部組引連湯淺久彌　瀧川縫組引連竹腰伴　信濃主税兩組引連內村代官

此手合五百九十六人

一、責子大將　池田大學

飛彈組引連土肥助十郎　監物組引連若原太郎七　宇右衛門組引連草加次郎左衛門　小堀彦左衛門組引連侍從君衆引連大原與兵衛　山田彌太郎　池田主税助組代官引連河村平太兵衛

此手合七百二十八人

一、責子大將　日置猪右衛門

大倉組引連宮城六之助　半藏組引連伊庭源六　池田主税組引連丹羽治郎右衛門　組の船頭共他船手引連中村主馬　同上岸織部　池田信濃組村代官引連都志半太夫

此手合六百六十一人

一、責子大將　池田隼人

組引連芳賀內藏允　同上山上傳內　將監組引連眞田三彌　圖書組引連神小兵衛　預足輕引連岡田權之助　內藏助預足輕引連荒尾市之助

平左衛門預足輕引連預旗の者引連安東四郎左衛門　田中源兵衛　池田主税組村代官

御野郡百姓責子三千四百三十六人引連、西より押す。武田左吉。

上道郡百姓責子二千三百十七人引連、東より押す。鹽川吉太夫。

津高郡百姓責子千七百四人引連、北より押す。庄野市右衛門。

右三手の百姓責子、夜の中より押懸け、半田林の內へ、鹿追籠む。

此手合計六百三十一人

一、責子方見廻り　組歩行引連森半右衛門

合七十三人

射手方

一、射手大將　長門嗣子伊木勘解由　玄蕃子伊木長九郎

組の射手引連土肥飛彈　組の射手引連池田藤右衛門　組の射手引連宮城大藏　池田數馬組射手

伊庭半藏組射手　眞田將監組射手　組の射手引連 草加宇右衛門　尾關兵庫組射手
此手合六百四十三人

一、射手大將　池田主稅助
淡路の子 土倉四郎兵衛　縫殿組射手引連 瀧川儀太夫　組射手引連 池田美作　組射手引連 若原監物　組射手引連 小堀彦左衛門
組射手引連 湯淺民部　組射手引連 神圖書　池田信濃組射手　侍從君衆射手引連 水野三郎兵衛　和田與右衛門
此手合七百六十五人

一、御手廻射手
組射手並足輕弓引連 安藤杢　同上 伊木頼母　組射手引連 櫻木吉之丞　同 吉田齋　同 杉山五左衛門
同 森川龜之丞（九兵衛名代）　組歩行弓引連 渡邊友之助
此手合四百五十二人

一、射手方見廻り　組の歩行引連 水野作右衛門
合五十三人

一、追留にて鹿仕切役　預足輕引連 泉八右衛門　同上 津田重次郎
合六十八人

一、巻責子大將　池田三郎左衛門
才判人
預足輕引連 深谷甚右衛門　八兵衛名代 加世助五郎　鶴右衛門名代 石田善之助　江見仁兵衛　森本與三兵衛
町責子　千四百五人
三郎左衛門一手合　千四百八十一人

一、巻責子大將　伊木玄蕃

才判

預足輕引連 藤岡内助　瀧七左衛門　石黒後藤兵衛　預足輕引連 石川善右衛門　河口多左衛門　小塚段兵衛

町責子　千二百二十五人

玄蕃一手合　千三百四十八人

一、御手廻卷責子奉行

小姓組引連 正木市正　大野十兵衛　小姓組引連 下方權兵衛　淵本甚五左衛門　預足輕引連 上坂外記

小姓組引連 丹羽七之丞　山下文左衛門　小姓組引連 山崎大膳　岡村權兵衛　勘定方引連 都志源右衛門

鷹師並預足輕引連 青木善太夫　鷹師又徳兵衛預足輕引連 安藤彌平次（徳兵衛名代）

長柄並小人引連 諸筆七人

合四百九人

一、鹿奉行

一、御幕奉行　高木左太夫　野々村平太左衛門

一、笠井山へ罷越鐵炮

鐵炮打候歩行引連 稻川九郎左衛門　同上 杉山四郎左衛門　稻川十郎左衛門預足輕引連 狄野六兵衛　上泉治郎左衛門預足輕引連 長谷川治左衛門

一、笠井山へ鹿追込才判　藤岡傳左衛門　山中勘兵衛

御供方

日置左門　森川九兵衛　薄田藤十郎　梶浦勘助　村井彌七郎

加藤甚右衛門　中江彌三郎　宮部清四郎　山中權十郎　大口總右衛門

山内與八郎　村上孫八郎　淡河友古　森養仙　立野八兵衛

瀧川仁右衛門　加藤文太夫　丸山次郎太夫

一、金鈹貝　上泉治郎左衛門

一、御使役　中小性

一番　高木又之進　那須又四郎　二番　槇島加兵衛　下野七助

三番　大口久左衛門　淺海彦太夫　四番　中西理右衛門　水野德兵衛

五番　松原助六郎　笹岡十左衛門

一、歩行横目　河瀬與五左衛門　沖新兵衛

一、御馬標　多賀十左衛門　粟井平七郎　岡部半太夫　遠藤安兵衛　外に歩行六人

一、御持鐵炮、五挺。御持弓、三張。御槍、三本。御駕、二匹。御茶辨當。御供合二百七十五人

右總高人數　壹萬六千人

◎御國にて大鹿狩被成、江戸表にても御沙汰ありて、御參府の御時、御老中より、御遠慮も可有之事の樣に被仰候處御返答に、今太平の時節、人數引廻し候事、鹿狩にて試申候、扨々、自由に不成者に御座候、太平の民を教へずして軍に用ふるは、民を棄ると云ふ古人の訓もさる事と存候、各方は當時御在府にて候へ共、御歸國の節は、乍御慰御試候はゞ、居治不忘亂と云戒にも叶ひ、上樣への忠たるべしと仰せられければ、何も言葉なかりけると也。

◎夜久非島に御猪狩あらんとて、片上に御止宿被成、翌曉六つ時御出船と被仰出ありしが、前夜より、雨天になりしかば、伊木長門明日の狩御延可被成候哉、と窺ひし時、雨天には出陣は成らぬかと仰せられければ、長門赤面して下宿へ歸りけり、其夜、七つの時計を打候はゞ、早速可申上段、御側の人に仰付られ置けるが、七つの時計を打し故、御目覺可申上と申談居ければ、先達て七を打たらば申聞せよ、と云付しに、今の時計は七つにてはなきか、と御咎ありし故、御意の通に候、只今御目覺可申上と奉存と申上候處へ、長門、身拵して御次迄來り、未だ御拵不被成候哉、長門は御先へ參る、と申上げらるべしとて大聲にて申ければ、長門は參りしとて御拵へ、御機嫌御直り被成、御渡海あり

しに、大雨なれども御傘も御さし不被成、御鉢卷なり、餘り强き降なる故、鹽見玄三御手傘を差懸ければ御見返り被成、取れと御意ありし故、其後御傘を上ぐる者なき處に、尾關源次郎上たりければ、御見返り、又、前の如く御意被成し時、御火繩濕り候と申上しと也。

◎武藝の內にて、別して、射法を御好被成、御居間の側に卷藁を居て、御弓組に交る交る御射させなさる、御病中、御障子の外に卷藁を置て絃音を御聞なさる、兼て御旗本の備に、御弓組貳拾人を仰付置かれしと也。

◎山川十郎左衛門を召て、百射の賭的をなされけり。公九十五筋、重郎左衛門九十六筋中りければ、弓を重郎左衛門に被下、程なく又重郎左衛門御相手となりしに、公九十六筋重郎左衛門九十五筋中りければ、御笑被成、今日は身勝たり、さらば賭の弓を出せよと被仰しかば、先に賜りし弓を出す、是は頃日汝に與へたる弓なり、別の弓を出すべしと仰せられければ、重郎左衛門此の外に弓はなしと申上る、さらば返し與ふると被仰けり。

◎万治四年、老中番頭を御召被成、的被仰付、二手に御分被成、負方より御肴菓子差上、御館にて御饗應被下けり。

◎御家中にて、駒を飼立候事はやり候故、執政の人々、是にては御用に相立申間敷と申上げれば、明日御旅所にて馬御覽可被成候間、馬持候分、何も乘候可罷出、と仰出され、何も罷出候處、沓を取、河原にて乘込候へと御意被成候に付、以後駒を持候事止みけり。

◎御家中所持致候馬、見分計に心を付、足本に構ひ不申者も有之樣に思召候に付、以後は見分に不拘、足强きを專一に吟味致候樣に仰出されけり。

◎東照宮御祭禮の時、流鏑馬を仰付られしに、如何なる人が言出しけん。因幡にては、流鏑馬は伯樂のする業なりと言を聞し召、諸士登城の時、上泉治部左衛門を召して、東鑑流鏑馬の禮儀の處を讀め、と被仰付、鎌倉將軍の時、八幡宮の流鏑馬の儀式、其姓名を高かに讀み、歷々の人々、其役を勤めたる由に及で止みけり、是より此役を勤むる事を厭ふ人なかりしとぞ。又甲胄供奉を被仰付、眞田將監つとめし時、公の前にて餘人皆平伏せしに、將監一人しかせざりしを無禮也と云人ありけるに、將監は軍禮を誰に學びけるや、介者不拜と言事、周の世の古禮とて、御賞し被成け

ると也。

◎中原村へ御出被成、折々御徒に御調の爲、半田山の大坂を走り較べ仰付られ御覧なされけり。

◎二日市町麥藏の御物見にて、折々御船手へ仰付られ、艫の推し競べ、船頭の働きを御覧ありしと也。

◎御物語に、武家に生れて、遊藝に過ぐれば、武勇ありとも、其名、後世に傳はらず、細川幽齋など、武邊數度、高名の將なれ共、歌道の名隱れなければ、後世只歌詠とばかり申傳る也と被仰けり。

仰止錄　六終

仰止錄　七

◎明暦三年十月十四日の御直書に、
備後方にて伊豫國入國の時の事共を、一つ書にして伊織方まで八右衛門、備後・伊豫一同に申渡候事。
伊豫此度一大事之儀に候、我等の行善事は眞似可申、惡事は必眞似申間敷候事、少將樣も斯樣などと、惡事を必仕間敷事、氣隨第一の惡事是より發る、油斷有間敷候事。
至誠惻怛の御心もて、上は公子貴族より、下は百官有司に至る迄、忠告善道の盛意を盡し給ふに及で、最全德を仰ぎ奉るべし。是より以下、敎諭の御事實に及ぶ。
◎又御直書の內に、
曹源公へ、福照院樣へ第一心得肝要に候、只今は實に見へ不申事、此度は御病氣中にも候へば、例年よりも急度心得尤に候事。
伊賀義、我等召仕候樣に御心得候て、萬事相談尤に候、用の事使にて御申候事必無用、直に尤に候、宇右衛門・外記を事に依り指控へ相談可有候。
久大和殿・織部殿六ケ敷事は相談尤に候事、大成事は雅樂殿と相談可有之事。
萬事の義、直に吟味候て、打はまり用共御調可有事。
信濃少も惡敷事候はゞ、急度御叱可有事。
物好だて可被成痡有之樣に存候間、其用心可有之事、並同志の衆と、遠々敷不成樣に御心得尤に候事。
常の遊に、武藝御好可有候、下々迄不怠樣に御申付尤に候事。
氣隨の根殘候半と存候間、少も油斷候はゞ、又本の物に可成と氣遣に存候事、急度御務め尤に候事。
半彌事、御使候事、今の分にては、此度申付候上にても、物を申兼候半と存候間、申能樣に御心得候はゞ可然候、申惜

き樣に召されかけ候て、中さぬ事は彼者の咎鮮く可有事。

◎曹源公思召違の御事ありける時、公御國にて其事を御聞なされ、泉八右衛門を江戸に被遣けり、着府の日、曹源公何の用にて罷越候哉と御尋ありしに、知人無けれど、御心付かせられ、其日より思召替らせらる、八右衛門は着府せし計にて出仕致さず居けるが、五十日許を經て歸らんとせし時、御前に罷出、段々申上げければ、彌々御後悔なされしと也。

◎信濃守樣並池田藤右衛門・安藤杢を召し、御直に御意被成候は、信濃義、惡敷致候へば、うつけに成時分にて候、其友は常に寄合ふ友に在り、唯今細々參り、分けも無之事申聞せ、自墮落の作法仕者寄せ申間敷候、誰々心易く出入致し候哉聞度事に候、能々吟味可仕旨被仰聞。

◎信濃守樣御次男にて御座候時、御茶取被成しに、執政見請申て、あなた樣方御茶取上られしは、餘り御輕き事と奉存候由申上しかば、あれらが樣成輕き者は、あの通りの事致さすが宜敷との仰ありしとぞ。

◎寛文二年仰出されに、評定場にては不及言、常にも評定する事有之時は、先心を靜め、聲を和げ、相談すべく、又各の上に惡事有とて、必恥敷事と不可思、滿足と可存、子細は右言の如く、皆々共は、爲に惡敷と乍知、行事は有間敷候へば、其惡事は皆過也、君子の上にも過は有之と聞、然る時は、其過を聞て可改は、何も滿足の事也。此の旨を能く得心不仕候者は、我を立、慢心より腹を立て、大聲を上げ爭ふ者也。是第一の大惡事也。此慢心からは、其者諸事の裁判不可然候間、此段能々可心得也。

◎御物語に、諸役人正直になくては不叶、乍去物事有のまゝにする計を正直と云べからず。五倫を明にして、筋の違はぬこそ、眞の正直也と仰られしと也。

◎御道中にて御小用の節、御下馬なされしに、御供の中乘懸より下りぬ者あり、此夜御旅宿へ諸頭を御召し被成、今日、しかじかの事あり、其心根を察するに、第一、禮儀を知らず、殊に不心得故の事にて、心附ながら致したる無禮にてなければ、此度は其儘許し置也。惣て、主人馬より下る時は、早く側に參るべきことなり。心懸と言を、唯武道計の

樣に心得る者多し、左にはあらず、面々の役を怠らぬを心掛と云。醫者ならば、もし主人の氣色も惡しきかと思ひ走り來り、茶道は茶用かと心配りし、使役は使の事かと思ふべし、何れの事にても、其役に、心得掛さへあれば、禮に叶ふもの也と仰せられしと也。

◎御鷹狩後、老中・番頭・物頭・組頭に、此度の狩、能稽古にて候と被仰聞候へば、何も左樣に奉存候旨申上る。又被仰候は、能稽古にて候へ共、銘々の心得に可有事に候、手前々々を省き候はゞ後悔なること多く、又無覺束事多候半と被思召候、其を能考へ、以來手に付廻候樣の合點仕候半と存候はゞ、稽古に成べく候、只日頃の思はくとは違ひ候者と打棄居申者は、稽古に成間敷と被思召候由被仰けり。

◎丹波守樣御叙爵無之內、御殺生を御好、犬多く御飼被成、信濃守樣にも、御同樣なりしかば、此由聞し召し、池田伊賀を以て、諸教訓あり、在々へ參り百姓大勢呼出し、所々にて狩仕、奢たる仕合の由、主税(丹波守樣の御事)組の代官共申し、在々にて右の仕合の由に候へば、代官を御取上可被成候へ共御免被成、閉門被仰付べく候處、是も、此度は御免被成候、御城へ御出候とも、御前へ御出候事御無用に候、此起は犬嗜候故と思召され候、信濃も犬嗜過候故也と思召され候段、仰聞られし也。

◎御直書の內に、

橫目三人へ、

家中風俗善惡は、大方家老大身の者どもの上に有之事に候、右の者共の儀、終に不申越義、無覺悟の橫目共と存候當夏より折々申越候義は、皆末にて候、肝腎の本には氣附かず候哉、心付候ても、年寄共恐敷候故、不申越候哉、沙汰之限の事、家老共の作法言葉の樣子も承候程の義可申越候、若側々より承候はゞ、曲事たるべき事、三人不申合一人づゝ可申越候。狀の當所、小堀半彌方へ可申越候。

其元より飛脚參候時は、何時にても三人より別紙に其元の樣子可申越候。

三人の狀、一つ文箱に入、年寄共に內々理置可申候、何事も申越事無之候共無事の旨成共度々にて申越事。三人の

者共心得、我等存候とは相違と存候、端々の少宛の義は我等不承候ても不苦候、家の齊はざる本可有之候、國の不治本可有之候、左樣の所には、一圓心附かずと存候、油斷不仕存寄候へ共、側を計らひ候か、己が爲を存じ控候か、斯樣の偏ましき心候はゞ、急度曲事に可申付候事。

尙々、文函宛所喜左衞門御披露と書可申候、內に年寄共江戸へ飛脚參候はゞ、度々言上可仕旨被仰下候條、御知らせ可被成候由可申理置事。

右之段、年寄共へ我等よりも申遣候間、可得其意事。

◎承應四年末四月九日、執政某に申聞候は、去秋も申候如く、其方事律義なる人に候へば、賴母敷存候、就其、よくてもよかれと存候條申聞候、儉約を心得損ひ候哉、家中の邊、殊の外吝く候由、儉約と言は、已無欲を專にし、己が事を儉やかにして、其財を下に施すこと也、是儉約也。此等紛れ、動もすれば儉約とて吝嗇仕候。知行の米麥の納め樣、殊の外吟味強くして百姓迷惑致候由申候、其方は不知事に候、下々右の段可被申付候。

荒尾志摩の歸候刻　相模守樣へ

志摩に一つ書被下、具に披見仕候、御逼塞の上は、何も御尤に候、對公儀御奉公、專一に御座候へば、不及申義に候へ共、無御怠萬事御勤可被成候、其御奉公と申は、貴樣などの御身上にては、第一御國を能御治被成候より重き御奉公は無御座候、是根本にて候、國中家中能治候へば、軍中の御奉公も思召まゝに可罷成義と存候、左樣に無之候ては第一軍中思召まゝに罷成間敷候事。

萬事御隱し被成候事、此以前より貴樣御癖に候、物を御隱候事は、惡事を可被成爲の樣に被存候、於貴樣者惡事可被成御人と曾不存候に、萬御隱被成候へば、御癖を不存者は、不審に可存候、其上、何事にても隱候事は、結局能人(不被)存候者にて候、大方の事は、御隱不被成樣に御尤に候事。並に、物事に御疑強く、是又御癖にて候、此段年々見申候間能々御心得被成、御疑無之樣に御尤に候事。右兩樣に付、殊の外御心屈、御苦勞可有御座候、左樣見及申候間、如此に候事。

萬事に付、世上にても能取沙汰仕候樣に被成度とは定て可被思召候。此段眞實に被思召候はゞ第一御身の上の御行跡に有之事に候へば、御身之上之儀申上候役人二三人も誓詞被仰付、無遠慮申上候樣に、堅く被仰付尤に候、御身の上の取沙汰御聞不被成候ては萬事能可罷成樣無御座候。右之段被仰付候迄にて御打捨置被成候ては、誓紙仕候ても申事不成者にて候間、彼者共切々被召出御尋候はゞ、存儘に可申上候、此段私身に覺申候間、如斯に候。

此度御家中物成被召上候上は、御手前に萬事費へなく儉約可被成儀、御尤に候。崇左樣候ては、御家中士共所存も可有御座候事。

御軍法の捴、急度被懸御心御勵可被成候、此段江戸にても切々申上候。

第一、公儀への御奉公と思召被入御精候はゞ、御退屈も有御座間敷候、貴樣は諸人に勝れ申候、何事に不寄御好陷入被成候事無之義、感申候事にて候へば、能事に御心付候はゞ、他事に御心寄處薄候へば、御務被成能可有御座と奉存候事。

御勝手の樣子、吉村持參仕、披見仕候、今の分にては、已來御手前續可申樣には不被存候、國中、下民能有附申物成上り候はでは、しるし有間敷候、是第一公儀への御奉公と申し、又は御勝手にも能候へば、旁々此に御心付候はゞ被成樣は種々可有御座義と存候事、又は御逼塞の內は、御加增新地並新座被召出候事、先々御延引御尤に存候事。相撲取共御扶持可被放由被仰付候旨、志摩申聞承り、扨々感申候、尤も相撲は、世間にも有之事と申ながら、就夫、若き衆無作法人など被參、御作法も惡敷候由、世上取沙汰にて候故、此段御異見可申と內々存寄候ひき、斯樣の儀共、拙者、大悅不過之候事。

歌舞伎步者、渡奉公など仕者、被召置候事、さりとては御分別違と存候、御家の子又は憐者に能步行何程も可有御座候、御側近く參候者に左樣にはすは者共御置候事、小身成衆にさへ有間敷義に候、貴樣などは、さりとては似合不申事と、是以世上取沙汰にて候、貴樣御通被成候へば見物仕候由承候、急度此段御改御尤に存候、貴樣に左樣實を御好被成候はゞ、御家中共に風俗直り可申事。

右の段々私存寄の旨申上候、此度の様に御仕置の替り目に、急度萬事御改不被成候ては、諸人存所、又は貴様にも御勤め被成悋き物にて候間、急度萬事御改可被成候、委敷志摩可申上候。恐惶謹言。

○　横目共へ

先年も如申聞、横目役は何事に依らず惡事を自分に申聞る役人にては無之候、諸役人の手前の惡さうなる事を見及其者に其段申聞、何度も申聞候ても合點不參候時は、自分に申聞るも尤に候、又、諸役人も、誠の心にて候はゞ、横目申聞事は、悅吟味仕、是成事をば用可申候、縦不申聞候とも、此方よりも互に問尋可申事と思候、此旨、愈相守可申候。

○　石入様へ

先日、志摩罷歸候刻、私存寄之通書付を仕、相模殿へ申入候、滿足の由、禮狀參候へ共、中々御用可有様には不存候間、此狀鳥取へ貴様御越候刻御持參被成、新太郎方より斯様に申來候間、今一通の其書付御覽可被成由被仰、其旨に相違の儀候はゞ、折々御異見被成可然候、貴様御一分にて、御異見被仰難き様子に可有之と存候間、私の申遣候體に被成候はゞ被仰能候半と存候、尤私申入候義一々能事にては候間敷候へ共、夫に付被仰能候半と存候。

相州、歌舞伎者御好申候事、さりとては似合不申事と存候處に、此志摩召し被參候、下の體、草履取など、作髭仕候者召され候由、跡にて承候、年寄の志摩から斯様の仕形にては、相州へ異見可申様有之間敷と存候、此地に居申內に承候はゞ強く叱り可申者をと悔敷存候、家中の實になくはずは成こそ、道理にて候、兩國にて諸人の目付に致、手本と存、志摩からあの様成不實を好候ては無是非義に候、此段私より申入候由、志摩に可被仰聞候。恐々謹言。

○　丹羽左京様へ爲御使靑木甲斐殿・妻木彥右衛門殿・安藤九郎左衛門殿を以被仰入候に、

某事、私、歸國仕候ても、左京殿御入候へば、若き者に候へ共、心安存候處に、作法惡敷候得共、御異見も無く、却つて御進め候様に承候。私の內々存候とは大に相違に存候。煩申候故養生の爲と被思召、左様にも候哉と存候、不作法にて煩直り申物とは不存候、其上作法惡敷候ては百年生き候ても、滿足には私は不存候、命は定まり物と存候、以來

作法惡敷、貴樣にも落ち申樣に被成、御異見可忝候、若州惡事承候はゞ、私可申候、又乍序申候、左京殿御作法惡敷候由、世上にて申由承候、御年配と申し、御嗜可有事と存候由申候事、廿五日に彥右・九郎左・小身の衆さへ見苦候事候佐州など身代にて、左樣の作法、人口に乘る事にて候、又朝御出候事、何としても不成由、御申候由承候、誓紙召され候ても誠と不存候、子細は其儘直りよき身なる雅樂殿など御異見候へ共、御直しなく候、左樣の直し善き事は、御直し候上ならば誠と可存候、皆氣隨にて候、急度御直し尤に候。

◎三人の老中に申聞候は、九十日の間、用共大形調申、乍去、我等申事、又は仕候事を存かへし見候に、如何程も過まり候かと存候、定て何も心付可申候、一應も不被申聞こと不審に存候、三人の內にも過多かと存候、手寄の者の義は先は遠慮候かと存候、又はゑかたへ行事も候間、惡者事も左樣に候と見へ申候、斯樣に申候はゞ猶以遠慮可有之候、例へば、醫者の我が好なる物をば病人にも少しは許し候と、一つ事と存候、毒を病人に食はせ度は存間敷候へ共、我がゑかたへ引け申すと存候、三人共誓紙を仕、其上心得、依怙なる事仕間敷と有體に見へ候ては巧み候て、邪路を被申と存間敷候條、今よりは、尙以無遠慮何事も被申可然候、又三人の中間にて遠慮有之と見申候、例へば其日の番にて無之候共、用事立入候心にかけられ可然候、中間の衆、何とか可存などゝ、遠慮候はゞ、沙汰の限たるべく候、我等身の上をも可成程せんさく可仕候、又、月切の番にては久敷事に候間、失念も可有之候條、十日切に番被渡可然と申渡候事。

◎三人老中に申聞候は、大なる用は、片落申間敷候、少しの事は片落ち可申と存候、例へば、家屋敷の義にても、出羽賴申者有之時、其時は明家敷無之不遣、其後長門申候時は、明屋敷有を遣はす事可有之、左候はゞ、出羽を賴申者は、片落申候と可存候條、用日の前に三人の手前に不濟、書付見合られ候て、一同に用事濟候樣可被仕候由申付候、何も尤と存候事。

◎三人老中に申聞候は、三人寄合候事、來々年ならではなく候、我等身の上の義も三人存寄候事、異見に可預候由申候へば、三人共に何事も可申上儀御座なく候、但、余り重く御座候年寄候者共は、末々にても被召出候はゞ可然御座

候半哉、又賞罰急度被成可然候半哉と申候、吾等申候一段尤に存申候由申候、其後吾等申候、出羽手前の事申聞候は萬事我等用共形の如く怠らず、能勤められ候、就其、家中の用共もはか參り候故、多分、出羽所へ參申かと存候、同用にても出羽へ申候へばはか參り候と可存候、我等存候は、兎角三人の手前へ同前に仕度候、左なく候へば、片落ち申候事、我等爲に不成候、世間の唱へを承候にも、出羽は最負强きと申旨承候間、其心得尤に候事河內は怠心さい／＼にて候、其方の心察申候に、只今、用申付候とて、切りに下々の義迄催促して調候事、不可然との遠慮候かと存候、其遠慮が怠に成て、惣て怠事多く候、我等自筆にて書付遣候事失念候事二三度も、此度の御ふしん一大事に候條、心誓文立申程に、萬事不怠樣に心得尤に候事、長門は殊の外遠慮深候て、何事も早速に無之控へ過候、少の事は控なく萬事申付可然候、何事にても世間の唱へ尋候に、不被申候、我等に隱し申樣に候、隱し候事は聞へざる事と存候かと申聞候事。

◎三人の內より被存出候事は、萬事三人被申合尤に候、例へば、長門存出、此道可然と思はれ候を、出羽、不可然と被申、伊賀は中と被思候義可有之候、斯樣の爲に、三度の寄合日定候條、三人の思はく、たれは斯樣に存候と、我等に可被申聞、然上は、ろけんの上にて、其儀可申付候、右如申候、長門存出候へ共、多分出羽は惡敷可存などと長門も思はれ、出羽にかくし、我等に一人して被申事等有之候ては、以來間惡成べき端にて候條、返す／＼此者を三人共可被相心得事。

◎　生駒玄蕃・萩原又六郎義に付

　此度のけんくはの義にては無之候へ共、序にて候條、何へも申渡候、昔の噺を承候に、軍陣にては、人により、かさをに作法を作、上下の分けちもなく、惡口申度儘なる事を申し、明日は打死可仕候へば、何も入らぬなどゝ申者有之物と承及候、我等の存候は、明日打死仕候はゞ、猶以今日は禮義を不亂、人間の作法に違はざる樣に嗜み可申事と存候、明日にも御陣事候にをては、我等の家中は、上中下、禮儀を不亂、常々の如く作法肝要にて候、死さへすればと存候へは、惡敷心得かと存候、死申事は人足も死申候、士は、左樣の處に違は可有之事と存候、不作法の死は、氣違同然

たるべく候、左樣の者、多分は臆病仕者と承及候、右の段、只今不入義と申ながら、追々若き者共に、申聞作法能樣に尤に候由申聞候事。

◎明曆四年正月十四日諸奉行呼集め申聞候事、此中の火事に付樣子見候に付、殊の外狼狽候、常に無之事故と存候、今の時、成程精に入、火事の義大事に仕、武邊同然と常々可心懸候、又此中の火事に小刀失せ候事、能々聞屆候に、第一不屆は、山川にて候、子細は坊主に渡し、程久敷事などは自然忘候事も可有之候、火事の少し前の事由に候へば忘るゝと言事は有間敷候、其上、坊主可渡と理候由、それを確と不覺など申候由、不念の仕合に候間、叱り候事、坊主事小刀落候とて追込候にてはなく候、舊冬我等小刀磨に遣候由、それを、今迄己が長屋に置、出來不申事沙汰の限に候以此追込候、惣て此義に不限、面々の役に身を棄、精に入らざる身構を仕候事、習に付多事に候、諸役人の內、左樣にも無之者も有べし、又己が役にても人に塗りたがる者も有之候、左樣の心根の者は、我役にてなき事は、忽ち主の爲惡事にても身構故、構はぬ事のみにて候、それは能士とは申間敷候、此儀は、頭々の手に不限、家老職より、草履取に至る迄、同前の事に候、已々左樣の卑怯なる心得は、巧にして有間敷候へ共、習に就て、不覺左樣に成者にて候、身構せぬものをば、必ず朋輩共惡敷言立物にて候、それを顧みず奉公候こそ眞の忠臣たるべく候、何も此段、克く得心仕可申候、此度十郞左衞門叱り候事、全く小刀失せ候にては無く候、何とやらん身構の樣に、坊主に六ヶ敷事を塗候樣に思はれ候、己が役ならば此方より取集可申候を、坊主斷候に、其儘可置と申候段、心根不心得候、此を以叱り候、惣て落し候事は、小刀より大事の物にても有事にて候間、坊主咎は輕く候、舊冬より磨に遣す小刀今迄不出來置候段、不屆故、追込候事。

◎御物語に、惣じて惡人にても常々惡人はなき者にて候、何ぞによりて、惡人に成物にて候、人每に常々惡を巧み申者はなく候間、常に惡を爲さする者、面々の心の中に有物にて候條、夫を尋詮義仕樣に候はゞ、少は善成可申と仰せられしと也。

◎寛文十年三月御參府之節、三州御油にて御小性頭菅彌四郞・大小性頭岡村權兵衞、其外御供の人を御前へ被召、御

意被成候は、江戸にて可被仰聞候へ共、被思召出候間、被仰聞候、總じて、我人旅にては、何事も不苦候などゝ存候て不禮多く候、尤も旅にて少の義は不苦事に候へども、左樣に心得候者は、軍陣にて、猶以無禮不形儀不苦と心得違可有之候、其れは、下々庶人體の心行に候、士の上には有之間敷事に候、併し軍陣などにては、物見に被遣候者、敵の樣子早く大將に申聞度と存候事は、馬上より申上る儀、是樣の事は各別たるべし、是を惡敷く心得候者は、軍門に禮なしなどと心得候事、大に心得違にして、惣じて道中にて乘物より出入の時、人に依り、馬より下り兼候樣に相見候儀も有之か思召候、此席へ罷出候者共、左樣には有之間敷候得共、末々は人に依り合點不仕者も可有之候間、何れも其心得を以可申聞旨御意に候、於江戸御客衆へ、隨分、慇懃に仕、無禮無之樣に可仕候、彌四郎は兒小性共へ能く申聞、無禮不作法に無之樣可相嗜候、權兵衞儀は、於江戸取次可被仰付と思召候に付、是へ被召出被仰聞の旨御意有し也。
◎御參府の時御供せし人、桃を食ひ、食傷して御供を外づれ候者多かりければ、御參着の上、何れも好からぬ者を食ひ、供を欠ぐ事、不埒成事也、向後は桃と豚魚を食ひて死したるものあらば、家督を言付る事不有しと被仰ける。
◎執政某言上せしことあり、其詞の內に、私方へ心安く出入を仕候者何某儀、斯樣々々と申上ければ、其方方へ士ども參るは、出入と言るは心得違也、可被改と御意ありしと也。
◎御野廻の節、穗の未だ出ざる內に、此は何と言ふ稻ぞと御尋被成、郡奉行、何と申稻にて候半と申上を御聞被成候て、左にては無し、葉廣ければ、何にて有べくとて、地主を御召し御尋被成候へば、果して其通也、稻の名も知らぬ郡奉行、百姓を養ふ事は危き事也と仰られけり。
◎村々へ御出張致候代官共、勢ありて百姓迷惑の樣子御聞成され、御野廻の節、代官の宅へも御立寄被成候て、御渡被成候御書付に、

　年貢取立之事、宗門改之事、

　此外何にても構ひ申間敷事。

◎執政の人と御密談の時、御茶取の小性、御障子越に立聞をせしかば、其後其方は盜人を仕たり、不屆に思也と仰せ

られければ、私儀曾て左樣の覺、無御座候、若々左樣成事も不覺仕候はゞ切腹にても可仕候、其盜申候品被仰聞可被下候ば可奉存難有旨申上候へば、其方、密談の事を盜聞をしたるにはなきや、物をこそ取らざれ、盜たるは同理なり士の子供として左樣なる不法仕事大に不屆也、子供の事故不便に思間、人の聞かざる所にて叱るなり、以後、急度愼めと被仰聞しと也。

○淵有し所にて、石黑後藤兵衛に、其淵を能のぞき見申せと仰候事に付、得とのぞき見申候て、淵の底殊の外深く御座候へば見へ不申と申上しかば、能心得候へ、士たるものゝ心持も、左樣にこそ有べき事也と御意ありしと也。

○御自身御撰被成候て、民間の歌謠となされし詞に、

善きも惡しきも懸け見る神の、けふの、かゞみがをそろしものよ、吾と向ふる影じやもの。神の昔を尋ねりや遠い、親はそのまゝ鏡じやものを。遠い神世も唯眼の前に、其を知ろなら此身が直に、神の姿の形代よ。

○町中の風俗惡敷候へ共、少の義を奉行申付るは、嚴に過候故、下にて竊に非を正し可然かと、直なる者を五人異見者に被仰付、地子町役御免被成けり。

○御野廻の節、蜂の巢を御杖にて御落し被成候へば、數十の蜂飛來る、御側の面々扇を以て拂ひ拂ひする內に、覺へず御前を退きぬ、御身に留りける蜂を御拂成されず御座候故、何れも恐入たれば、御顏色御改なされ、分厘の針を以て刺す虫にさへ主を忘れたる振舞也、鎗刀の來る時は如何致し候哉、と御意被成しとぞ。

○御郡中へ、御直の御趣意にて御觸ありし、其一ケ條に、

日は寅に出で、酉に入給ふ、丈夫も家業を忘るゝことと勿れ。

○承應四年被仰出、

我等隨分謙遜り、艱難を以て國中を撫育み可申覺悟に候間、士共も、其分々に隨ひ、其心得尤に候、人々の心得、何事もあらばと申候、其何事を花にあてゝ、平生の作法外づれ候輩は、士に非ず、腰刀を挿み候からは、武士は、其役にて候間、不仕しては不叶義と、浪人さへ陣屋をかり罷出候、況や、常に扶持を受罷在候者は、不及申事に候、唯平生作

法よきを以て、士とは可申候、何事あらば花に宛て、常に猥りなるは、そうしきわざに候、人には寄可申候へ共、大方は士の吟味露も知らずと存候、知たりと思者も、能自反可仕候、僻事多可有候、欲心利得の事許り口利根に申ありき主人は苦勞可仕共、難儀に逢候共、諸共に可逢覺悟は、夢にも不知、我身欲の事、許申して風俗を亂し候輩は、阿房拂にも可仕義に候へ共、惑と存じ候へば、無是非勘忍仕候、已來嗜み、誠の士に可罷成候、併し勝れて悪敷物は聞屆、曲事可申付事。

◎大人は、言語を必とせず、行果を必とせず、唯々、義のある儘と候へば、過改て吝ならず、隨分善に移可申覺悟に候へ共、家中の者共、今日申出候義も、又明日變候、何を可賴樣なくと申由に候、彼方此方と他愛もなきと存候哉、申事の揃はざるは又各別の義に候、愚にして滿心深く情の强き者と、心の定り物に亂れざるも、同人たるべく候哉、但善に移候と存候も、善にてなく、同事に彼方此方仕候哉、其事を擧て諫候者、忠臣たるべき事。

◎家中士共、百姓計を大切に仕、士共をば有る無しに仕ると申候由、扨々、愚痴千萬成義に候、當年去年、士共迷惑仕候は、百姓の成らざる故とは不知哉、米の出來、君臣町人共に養はるゝは、民が藏なること不存候哉、如斯、民に力を盡すは、當暮より士共に物成よく取らせ、町人も賣物をしてすぎ、うへ扶持を止可申爲に候、其上士は飢うると申事は無き者に候、夫々の頭有、家老有、親類、知音、皆面の當り知行取也、偖城下にては、我等間近く聞及候、頭と家老と飢餓を見て、嚀に居可申哉、民の如く見すく\餓死候、然るを民はくつろぎ候などゝ見も不仕、鼻の先もくろみ申候左樣の者に一郡預け候はゞ、定て、飢扶持救米なく、物成も過分に取立可申と存候、申付て、左樣に成候者、知者にて能目の明たる者にて、若、他郡と違ひ餓死候者、其身妻子共に重き死罪に行申度事候へ共、大勢飢へかさん事必定に候へば、其手本に逢候者、不便の義に候故、其通に仕候。仁政を亂し候罪一つ、大勢の人を殺し候罪二、大惡人と言て又有間敷候。例へば、盜人・追剝・辻斬など仕者、尤、惡人とは言ひながら、仁政を云ひ亂す者に對しては輕き惡也。又岡山にて百姓共買物を仕を證據に申す由に候へ共、其故を聞けば、皆子細有事共に候。又、一人の百姓がさつを申したるを怒り候證據に申候由、左樣の者は、何時とても可有候、第一物の譯をも知るべき士共さへ、主人に對し無理非

道を申候、下民の事に候へば左樣にも可有と存候、乍去、是も百姓の最負樣に候間、重て憎き慮外仕り百姓候はゞ則押へ置、奉行所に斷可申聞屆存分に可申付事。

◎民を濟ふと云ふ名は高くて、未だ眞の救と有事は無之候、只今迄申付るは救にては無く、斯樣に申付、當夏秋の麥米は我等と士共社可被申なれば、利錢同前の義にて候、如何程欲深き小人にても仕事候。

◎士共人に依り不足申由に候、眞の救は、士共計に有之候、昨日の事は、定て忘可申候、大分之銀貸候のみならず、人馬を減し、公役を減され候事、大形年に高十萬石程は損可有候、人々に可依候へ共、大形面々知行所無理非道なる仕置年々仕故、當年なども疲人多候、其證據には、常々草臥ざる村は、當年とても、左のみ疲人も不出候、右之故に用銀をも費候事、左樣に給人故に我等小身に取成、軍役をかゞし候、損有て得なく救候へ共、是が誠の救たるべく候哉是程大なる不忠を仕ながら、家中御救と被仰出候へ共、御借の銀子は、年々返し候へば救にて無之と申者有之由に候、義を好む家中ならば、斯樣の者は仲間の面汚し士にては無之候條、付合を絕可申候へ共却て尤と存る樣に風俗有之事不及是非候、已來は遂吟味、爲令見、急度可申付事。

◎知行半分にて在鄕仕らせ候士共、此上に、借銀を仕、已來罷出候時、人馬不足仕、手前ならざると申候者、切腹可申付事。

◎右申出通、人々急度改可申候、唯、大身・小身・舊功・新座に依らず、今度申出す事曲事と存候、又左樣には成間敷と存候者は暇可遣候、面々氣に入たる所へ參り、奉公可仕候、我家中乍居、種々に政事を申妨げ罷在者は、士に非ず、大盜人たるべく候間、人々此旨可得心事。

◎家中、中小姓より上の士、病氣或は無勘にして、道中乘物の廻りに供無之、事缺候間、小身なる者は、物頭末子に限るべからず、物頭以上は、二男より勘定嗜可申候、物頭以上の惣領も、勘定嗜惡敷にては有間敷候、先年、申し出法の如く、假令、親の役可申付者にても、先一旦取上可申候、若き時より親の權を假り候て、萬事振廻し候は、見苦敷者にて候、へり下り、かけはしりの奉公可仕事。

○家中子供目見へ仕候者、鐵炮打候者は、法度場の外鐵炮かたげ、小者一人づゝにて鳥獸ねらひ達者の稽古可仕候、弓射候者は、法度場の內、城下より免候間、鴈・鴨巣くひ候鳥の外、雉子・鳩・烏何にても、小鳥・狼・狸・兎、斯様のものに射かけ達者稽古可仕候、一所に二夜共逗留仕、物數を心懸け申間敷候、只は步行き難きもの故、達者の爲斯様に申付候間、何方へ參候共、步にて可參候、馬に乘り遊山と存じ、萬事に就て、在々の障害と罷成候様に仕候はゞ、曲事たるべき事。

○目見不仕者、並に家中に掛居候親類、或は浪人など、在々步き、殺生仕間敷候、但其主人の知行所、法度の場の外不苦事。

○病者又は生付勝れて不達者成者にも、其人柄又は常に心懸嗜次第、連々聞居可召出事。

○病者にて達者並詰奉公も成間敷と存候者は、醫者共に就き、療治仕習ひ可申候、師能合點仕候と申候はゞ、在々へ遣置可申候、其儘髮立士を仕ながら醫者可仕候、何事その時は、小荷駄に乘、鎗一本持せ、罷出程に申付可遣事。

○甲斐・信濃の古き人共申候、武勇の働も、若き內の儀に候、年五十を越て手いたき働き仕候者、終に無之候、五十以上の者の働は、各別に有之由に候、今時の若き者共は、昔の六十の者より不達者に相見候、侈り容體、身を倦し、厚着を仕、病者不達者にて、老人の様に馬ばかり賴み罷在體に候、九里十里の道を步き、五日十日續き候程の達者は嗜稽古にも成由に候、家中若き子供、道中一日替に乘物の供仕候程の事は、心掛次第可成候條、此度も江戶へ參り候若き者、望次第供可申付候間、今より達者の稽古可仕候。

○在鄉仕候者共、殺生等不仕事の様に存居申候由聞及候、惡敷心得に候、在鄉にては左様の事仕、身をからし無病に罷成候てこそ、奉公にも可成儀候事。

○天和二年五月朔日、御病氣被爲重、丹波守様・池田主水・伊木勘解由・池田大學・日置猪右衛門・池田隼人・土倉四郎兵衛・土倉淡路・岸織部・水野三郎兵衛・泉八右衛門・津田重次郎・服部與三右衛門を御寢所へ被爲召、御意の趣。皆々久敷不逢候、今日は氣色も能候へ共、食不進に付草臥候、晚に又發し候はゞ彌々草臥可申候、生身は不知候故言聞候

事に候、惣に家の立も不立も、家老の心得に在事に候、誰も悪敷家老に可成と思者も一人も無く候へ共、或は家の法を背き、奢りて我意を立、威を爭ひ、無作法にて、不覺惡敷家老に成事、古來より多候、能き家老に成り樣を自反有に皆達は銘々家老有之候、家老共奢侈にして、我儘に候はゞ、滿足には有間敷候、久敷家と言、皆一門久敷家老に候間、前に言通りを常に能省み、家の立樣に、家の爲を不思して不叶事に候、用人共は皆達の譯とは違候へ共、命を懸けて可相勤候、威を不爭、相和して奉公可仕候、丹波は唯弟と迄思ひ申間敷候、能き弟に候へば、伊豫爲に成、惡敷弟に候へば伊豫爲に惡敷候、能弟に可成と思候はゞ、我弟有之心得にて、共に引合せ、善惡を考へ、互に異見可仕候。又此時池田左兵衞・山內權左衞門を召され、左兵衞儀は年若にも候間、伊豫に能く奉公可仕候、權左衞門は此以後如何樣の輕き義に申付候共、小さき時分より奉公したる事に候へば、彌々精を出し奉公可仕旨仰ありて始終御炬燵に御寄被成、御容貌御詞、正敷事、御平生の如く御座被成しと也。

仰止錄 七 終

仰止錄 八

◎書を御好被成、始靑蓮院宮尊純親王に御學被成、後古法帖を御摹しなされたり。又音樂を御好み成され、御月見の節、水邊にて横笛を御奏被成し事共ありと也。

御身分に就ては、書法を嗜み、樂律を好み給ふ、よく人に接させ給ひて、勇威明決の畏服し奉るべき、其餘、大節目にはあらねど御事實の稱述すべきを編末に揭ぐ、雜類とも云はんかし。

◎甚重き御刀の有しを、備後守樣强て御所望なされければ、重き刀は力なくては用に堪へざるよと仰せられければ相應に取廻はし候と御答へあり、左候はゞ力を見可申と仰せられしに、蠟燭を五挺横に並べて燈し碁盤にて御あふぎ消しなされて、御自慢の御顏色也、公には蠟燭を七挺竪に燈し並べ、碁盤を下より上に御扇ぎなされ、悉く御消しなされ候て、其元には横に並べ、盤を上より下へ扇ぎ申され候、それは勢强く候、惣體力と言者は賴にすべきものに非ず候と仰せられたり、備後守樣、此時、强力我察なる御樣子にてあらせられ候、御制止被成候御趣意の由其節始て御側の者も御力わざを拜見せしが、其後は御沙汰なかりしと也。

◎池田伊賀、母は加藤左馬助殿の息女にして、興國公御養女として御緣談あり、公御幼年の時、伊賀宅へ御入被成御扇子を被遣しが、又御返しなされければ、伊賀母其御心にては大國の大將に御成なされんやと御尻をしたゝかに御つめられしを、後伊賀に其方の母は酷き人也とて件の御物語ありて、御笑被成しと也。

◎御棺二つ津田重次郎に兼て被仰付、儒法の通にて御拵させ成され、一つは、西の丸、一は江戸の御屋敷に御差置なされしと也。

◎丹波守樣の木欒子の緒〆を御覽にて、御所望被成、其代りに珊瑚珠の緒〆被進、其後、又木欒子の緒〆を御下げなされ候を御覽なされ候故、可被差上哉と被仰候へば、最早御用無之由御意被成けり。

◎御不快に御座被成候節、老中不殘御召被成、御閑談の節、土倉淡路申上候は、長門・伊賀・年來不和にて御爲不宜樣

に被存候、御大事も有之節は、兩人の內一人は私刺違へ候へば、御爲に宜敷と兼て存寄居申候、私の忠義と奉存候と申上ければ、兩人共詞なくありしが御執成被成、夫れより兩人和睦ありて、淡路を饗應ありしとぞ。

◎御野廻の時、老農を御集被成、終日耕作の話を聞し召し、日暮て御呼出、植物の內何物が第一に多く得るやと御尋ねなされ、各々御答申上けれ共、御怪みなされ、土地によりて多少の不同はあるべし、異國にても芋を植て富たる者ありと言、試に色々の物を植へさせしに、芋に及びたる者なし、一を植れば大抵一升を得べく、一反に十石を得べし土地にもよらず、手入も易く、葉も莖も食すべくして、五穀に次げるもの也、汝等が知らざることはあらじ土地の不同によりなんと仰ありしと也。

◎御狩より御歸被成候時、名主の家に人多く集りて騷しければ、何事ぞ、と御尋ね被成に、狐を追入れ候に見へずと言ふ、御聞被成、鏡を入れて見よと仰せられしに、果して梁の上に屈み居たるが鏡に映りたりと也。

◎曹源公の侍女懷姙せしが、次第々々に榮耀になり、戶障子の開閉に、眞綿を付る程の事なりしを聞召し、或時早朝より暮に及ぶ迄、御廟馬場にて種ケ島を御覽ありければ、其後自然と其沙汰止みけりと也。

◎日置若狹言上の事ありしに御許容なく、押返し申けるに、左樣に申され候ても、左は參らずとて、扇子にて疊を御打なされ、思召を仰られければ、何程申上候ても、御塞なされては御合點參らぬものなれば、重ねて申上ぐべしとて止みけり、出羽脇に居て、大汗の出る程に覺られしとぞ。

◎御鷹野の時、大なる松の木蔭に、御休みなされしに、蛇出でゝ枝より下り、御据被成候鷹を睨ひけるを御覽なされて、御脇指の小刀にて眼を御刺被成候へば、頭を引たり、其邊に祉あり、其主なるべし、燒拂へと仰られけり、神主樣々に御斷申上、御許被成けり、御年十四歲の時也しとぞ。

◎御參府御道中、二條番衆來懸り、止宿の事諍論しければ、關札の內半分明渡し取合間敷と被仰けるに、御番衆家來末々迄無禮成詞有ければ、翌日御立がけ御使者を被遣、其方には二條御用にて京都へ越させらる自分も江戶に參覲するなれば、何れ公用に高下なきことなるに、如何心得らるゝや、自分が關札の內を明け候も、公用の間なき爲なる

に、筋もなき雜言共聞へけり、是をさへ示しなくては、重き公用心元なくこそあれ、江戸にて御沙汰に及ぶべし俄に驚かる間敷爲申入るゝ也と言捨てゝ、御使者歸りければ、大に驚きて、追付て御斷申けれ共御聞入なく、江戸へ御着被成候て、同役の人色々御斷申上ければ、此度は沙汰す間敷と被仰けり。

◎同じ御道中にて御同勢の馬、献上の茶壺を踏返けるに、茶壺は別條なかりけれ共、役人共重さ(聲カ)高に言募り、馬主に腹切らせらるべしと申ければ、夫程大事なる茶壺を道端にて馬の足に當る程の處に置事ぞ粗末なれ、此事江戸にて噂すべしと仰られければ、御斷申けるとぞ。

◎甲府樣御領分に、馬子横道なること候へば、江戸へ召連られ、御着の日、直に甲府樣に御出、御對面なされ、御領分にて馬子斯樣々々なる事に付、召連越候と仰せられければ、甚御悅被成、御自分ならでは告知らする人有間敷とて、早速御仕置仰付られしと也。又大井川の川越横道の儀有之候節も、江戸へ召連られ、言上なされ候て、御成敗仰付られたり。

◎木下淡路守殿・戸川佐渡守殿、岡山に御見廻に御出なされ、御饗應ありて、其より朝日川の上へ御船遊びとて御出被成、其節、御藥込の役に鐵炮を御打たせなされ、御船中御興あり。又御野廻の御序に、御兩家へ御出被成、御振廻の事も有しと也。

◎御硯函、御料紙函、上方へ被仰付、出來を御急被成候處、上方より差下し候を、丹波守樣御覽被成、御賞翫にて御望被成ければ、御納戸役山川重郎左衞門御讓に相成候樣に取計置、直に御前に罷出、しかじかの由申上、何者も二度目に出來候は、格別宜敷候へば、此度の分は御讓被成、今一度被仰付可然奉存候旨申上候に付、何分御一覽可被成とて御取寄なされ、其上にて重郎左衞門存寄に御任せ被成しと也。

◎丹羽守樣へ御物語に、只今世上淫祠を尙ぶ故、狐を神と號し、稻荷の宮を造り、人を迷はすこと多し。此頃、土器町邊に狐の宮を建立したる者ありしが、或夜鳥居汚れたり可改と言夢を見たり、施主驚きて大工に尋に不知と答ふ兎角改むべしと鳥居を崩し見るに、血の付たる跡あり、大工誤りて手を切たるなるべし、しかるに奇妙と申し

彌々信を取る也、斯樣に狐人に夢せ、人情を迷し候と仰られしと也。

◎御鷹野より御歸被成、御城に御入被成時、青地三之丞、今日の牛蒡狩に獲物多かりしやと言しを御聞なされ、可笑敷を申けり、子細あるべしとて御尋被成候へば、過し頃、御鷹野の節、當番の者つかれ可申とて御獲物を御吸物に被成頂戴したりしに、牛蒡許なり、さりとては、今日も牛蒡を狩らせられしと存候と御答申上げれば、御料理人を御叱なされ、雁を御吸物にて當番の士に被下しと也。

◎圓乘院と言祈禱寺ありしに、御祈禱も不被仰付候故、坊主立退、年經て、右の坊主召返され候樣にと東叡山の御門主樣へ御頼申すに付、御大老酒井雅樂頭殿に御頼被成候に付、御出被成候へ共、仰らるべき御咄の序も無之、重て御出の節、被仰候へば、准后樣の御頼と御座候へ奉畏候段、御返答被仰、其跡にて、是は御元樣へ御咄にて候。惣體祈禱と申すは、自身信仰なくては驗も無之と存候、准后樣の御祈禱にても、信仰には不被奉存候、況て彼の坊主が祈禱信仰に無之故不申付候へば、それを立腹に存じ、我等に暇を乞れて立退申候、今更此方より口を下げ、歸り候樣にとは不得申付候。何卒、歸度段申出候はゞ、御頼の上は任望、寺院並に寺領共、前の通遣はすべく候。祈禱は向後頼不申と被仰ければ、其後遂に歸らざりしと也。

仰止錄　八終

仰止錄　附錄一

寛文九年己酉六月晦日、儒道を尊び、吉利支丹請に神職を立て、下民に祭葬の大略を被仰出。左の如し。

上文以下、被仰出祭葬の大略は、本集成第九輯

吉備溫故秘錄第十三卷「祭葬の部」

と、同文(同圖)なるを以て、重複を避け、本附錄一は、全部玆に省略することゝせり。(無適記)

仰止錄附錄　一終

仰止錄　附錄二

◎京都妙心寺塔中護國院にある所の、御祖考の御墓を御改葬なされ度思召し、寛文五年二月、津田重次郎を召して、御國中に可然地を擇むべき由仰あり。同六年十月、和氣郡和意郡谷村へ御出なされ、敦土山へ御登り、詳しく御覽なされ、一の御山より、次々の御山へ、高下の繩張を被仰付、御墓山に御極なされ、津田重次郎・中村久兵衞へ、御普請惣奉行仰付られ、御山地祭執行候樣仰出され候。

◎御骨御迎として、池田美作・稻川重郎右衞門・中野仁右衞門京都へ御登し被成、御骨、大坂より御船にて、片上村へ御着なされ、八木山村御假屋へ御入なされ、其節美作へ御渡しなされ候。御趣意書、

一牧野佐渡殿、家老まで、小堀屋を以て、內證物語可仕候。其趣には、妙心寺の內護國院に有之、墓所備前へ曳取申に付、使者差上せ申候。斯樣の儀に付、佐渡樣へも、御案內申入可然事に候哉。但其儀には及不申事に候や、難計御座候間、各迄申談御內意承候樣にと可申入事。

一佐渡殿へ、御案內可申入候はゞ、口上の趣には、京都妙心寺の內に、先祖の墓所在之候、先年も致炎上候へば、以來の義、無心元存候に付、此度引取爲可申、使者指上せ申候間、御案內申入候由、重郎右衞門參候て、可申入事。

一兩人共に、一度に上京致し、香林へは重郎左衞門、可致內談候事。

一香林へは、御位牌無相違御置被成、御合力只今迄之通可被遣儀可申聞候事。

一護國院墓所之儀、只今再興在之候とても、末々又炎上等の儀難計候へば、內々國許へ引取可申所存候。此度護國院中分之首尾にて、引取申にては無之樣子、香林へ內談可仕候事。

一香林へ令內談上にて、妙心寺方丈並に役者へ可申入趣は、護國院に有之候墓所、內々國許へ引取可申所存に付、因州へも申合候て、此度使者差上せ引取申候間、寺地は指返し申候。尤も護國院の寺號も可令停止候爲、其斷申入候由香林を以て可申入事。

一御墓所披申刻は、兩人之者計、上下着用致し、美作可令燒香事。
一御骨の壺は箱に入れ、御名夫々に印可申、其箱を半櫃に入候而、守來可申候。但輝政樣・武州樣御骨は、一つ櫃へ入れ、其外は不殘又壹つ櫃へ入可申事。
一土葬之分は桶共に箱に入れ可申候。前方板拵へを申付置、堀かけ候て、格好見合箱さゝせ可申候。當分假の箱に候間、不取敢釘付に致し、桶は損し不申樣に入可申候。若箱不可然候はゞ、是又桶にても、右の趣に見合可申付候。但上は目に立不申候樣、莚包に致し、引可申候事。
一伏見迄路次中は、半櫃を守來候、御供之者常之旅立之體にて、ひそかに可仕候事。
一御石塔・卯塔不殘引取可申候。御石塔は、上莚にて包認、卯塔は崩候て、車にて伏見へ引可申候事。
一御關船へは、於京都認の體にて、直に移可申事。
一御石塔・卯塔は、荷船に積可申候、大坂は一所に出し候て、渡海は關船に後れ候ても不苦候事。
一大坂迄罷着候刻、御出船の左右注進可仕候事。
一何れも、片上着船可仕候事。
◎御改葬に付、同七年閏二月十二日、和意谷へ御出被成候。
◎同十三日、八木山より、和意谷假御小屋へ、信濃守樣御供被成、御棺は御足輕十人づゝ舁之。
◎大休より、御山への御行列。

白衣 遠藤安兵衛　同 津田重次郎　公　同 渡邊友之助　同 黑田彌吉　同 泉八右衛門 舁夫木綿
同 服部與三右衛門　同 安井彦助　御棺 白羽織
白衣 多賀十右衛門　同 立野八郎兵衛　同 明田平右衛門　同 櫻井吉之丞

同 八田喜介　同 田中九兵衛　同 古澤庄兵衛
信濃人人　御棺　同 共上夫左衛門　同 水野作右衛門
同 小森淺右衛門　同 中野仁右衛門　同 渡邊九太夫

○御墓穴の南に臺を置き、其上に御棺を据へ、上の練絹を外し、御棺を下し、瀝青・三物・灰隔をつめ候を、御覽被成、御手自ら土を御取り、御代を御埋め初めなされ、御茶屋の御下り被成候。

一の御山　御穴　深一丈一寸、長三尺二寸、横三尺一寸。

御棺板上々杉厚三寸、壹尺二寸四方、樫の木にてちぎりさし・外家杉板厚八分、壹尺九寸六分四方、高二尺一寸・灰陶板厚八分、二尺五寸二分四方、高二尺八寸六分・瀝青厚一寸。三物厚三寸。御碑石長壹丈貳尺、横三尺五寸、厚二尺六寸・龜石長壹丈、横五尺六寸、厚頭にて四尺五寸、尾にて高三尺五寸・下臺石貳枚長壹丈壹尺五寸、横三尺三寸、厚一尺八寸・御誌石貳枚長三尺八寸、横三尺五寸、厚六寸・周圍の土手四十四間壹尺六寸壹分六厘、石垣南北七間貳尺四寸壹分、東西五間二分五厘。

御墓廻り。野面石の水はきの爲に水拔あり。石垣北の方、地際に內、御墓廻りの葛石の下に、御墓しだゝりの爲に、溝石を埋め、惡水拔の穴あり。御棺へこみ水の爲、溝の內へ川沙を入れ、地形一樣に堅む。

二の御山　御穴　深八尺五寸、長四尺七寸二分、横三尺五寸二分。

御棺長二尺六寸、横一尺四寸、高一尺五寸八分・外家長三尺三寸六分、横二尺一寸六分、高二尺三寸四分・灰陶長四尺一寸二分、二尺九寸二分、高三尺一寸。

餘は一の山に同じ。

御碑石棹石、長七尺六寸、横二尺八寸、厚一尺八寸。臺石、五尺六寸四方、高三尺六寸。棹石臺石共長合壹丈壹尺・下の臺石六尺八寸四方、厚壹尺八寸・御誌石貳枚三尺四方、厚六寸・周圍の土手三十七間六尺二分八厘。石垣南北六間二尺三寸壹分、東西四間二尺三寸一分。

○寛文十二年十月二十六日、福照院樣御逝去被成、津田重次郎・廣澤喜之介御葬(喪中イ)事請込候樣仰付らる。同日御沐浴し南首に御置申し、靈座を設け、御木主を安じ、机を置き、御菓子並熨斗・鮑・御酒を供ふ。同二十七日、小歛・大歛し、御棺に御納め申、御柩の南に靈座を設、御木主を安じ、御柩の右に銘旗を立て、初供ふる所の御酒・御菓子の机を撤し、別の机を靈座の前に置き、常の如く御饌を供ふ。焚香・獻酒、禮畢て、御饌を撤す。御親戚の御方、御燒香被成候。同二

十八日、江戸御發棺。丹波守様御供被成、御國へ御歸被成。

御行列

挟箱　挟箱
足輕　足輕　足輕　足輕　足輕
長刀　歩行　歩行
乘物　十人組　十人組
銘旗　歩行　歩行
御柩　十人組　十人組　台持　台持
中西四郎右衛門　藤田市郎左衛門
足輕　足輕　足輕　足輕　足輕
市川太兵衛

供乘物　大村三右衛門　足輕
供乘物　細田助右衛門　足輕
下乘物　足輕　横井養元
茶辨當　奥山五郎兵衛

日原喜兵衛　宮野平之丞

◎同十一月四日、御訃音御國元へ聞へければ、御葬の事、泉八右衛門に仰付らる。同十六日御柩和意谷御假屋へ御入被成、御道中御膳平日の如し。今日より二十六日迄、毎日魚肉御供被成、公は同月江戸御發輿被成、同二十五日、御國へ御歸。三石驛より直に和意谷へ御着、同二十六日御葬送被成。

御行列

津田重次郎
挟箱　挟箱
歩行　歩行　歩行
長刀　寺西治右衛門　加藤文太夫　稻川久三郎
中村主馬　吉田齋
丹波守様
銘旗五尺一寸二分
香案　中村五郎右衛門　福島善兵衛

靈車　土倉淡路　池田主水
御柩　歩行　歩行
池田三郎左衛門　池田隼人
伊木玄蕃
藤田市郎右衛門　市川太兵衛
鵜飼兵左衛門　中野與一右衛門　笹岡平七
歩行　歩行　歩行

鈴田夫兵衛
足輕　足輕　足輕　足輕
丹波守様御供　公御供
山内權左衛門　村井彌七　寺澤藤左衛門　山中權十郎
今田茂太夫　九鬼半平　前田兵六　御手廻歩行
槍二本　挟箱　茶辨當　乘物
主水家來　侍二人　草履取二人
淡路同斷

◎同日御假屋にて、初虞御執行。同二十七日靈車岡山へ御歸被成候。

御行列

鈴田夫兵衛　中村主馬　日置左門
步行　步行
香案
松島兵太夫　藤田市郎右衞門
步行　步行　步行
神輿
中野與一右衞門　笹岡平七
步行　步行　步行
主税殿
池田主水　土倉淡路　市川太兵衛

◎同晦日、再虞。十二月五日、三虞。同十九日卒哭。

延寶元年十月二十六日、小祥。御遷廟あり。

◎同六年十月七日、圓盛院様御逝去被成、津田重次郎其外諸役人等、和意谷御墓地の御用意被仰付候。同月十三日江戸御發棺、丹波守様御供被成、同晦日和意谷御假屋へ御着被成、十一月二日御葬送。御假屋にて虞祭あり。同三日、靈車御對面所へ、御入被成候。

天和二年五月二十二日公御逝居被成候御喪記

◎天和二年壬戌五月二十二日卯時、少將府君卒、同日未時、奉三尸于二外寢之浴室一、沐浴レ以巾拭レ之、結レ髪剪レ爪嚢レ之。執事淡河友古　森不干　鹽見玄三　田中玄順

奉三尸于二新席上一襲。

膚着二白絹袷一二重（白羽）。表着二白暑衣一練帶、練掩（長三尺三寸分五折其末）。充耳綿二（顆）。瞑目巾。握手巾二重（皆羽）。襪。

小歛

新疊上鋪レ衾複有綿（白羽二重）。鋪二横直絞一二重（白羽）。鋪レ衾複無綿（白羽二重）。鋪レ衣倒方正（平常服顚）。奉三尸于二衣上一裹レ之、補レ空、夾レ脛以レ衾裹レ之、又以レ衾覆レ之臥二内之一、次室設レ盤盛レ水、施レ簀鋪レ席、乃奉三尸遷レ于二盤上一、南首覆レ衾、尸前設レ架覆二錦被一、架前置レ椅鋪二座褥一重複（白羽二）、安二重主一、椅前設レ卓鋪二錦被一、上置二香爐。香合。香箸。燭臺一、張レ幕。

祝池田三郎左衛門・奠ニ酒果一焚レ香、以レ巾冪ニ酒果一、襲斂、丹州公莅ニ執事一泉八右衛門・津田重次郎・山内權左衛門。

二十二日午時大斂

新疊上鋪レ衾白羽二重、複有綿鋪ニ横直絞ニ白羽二重、鋪レ衾白羽二重單結ニ小斂一横ニ直絞一奉三尸于ニ衾上一裹レ之、結ニ大斂一、横ニ直絞一、襯棺厚一寸許、內外皆漆底鋪ニ糯米灰一寸厚三、鋪レ紙加ニ七星一、鋪レ衾白羽二重有綿垂三裔于ニ棺四外一、乃奉三尸于ニ棺中一、収ニ衾之四裔一、納ニ生時髮及所レ剪爪一、充ニ實以ニ綿以加レ蓋施レ衽。蓋會及衽穴皆以漆固之

老君退老之時、冠服帶笏授ニ侍從一。君今無レ之、不レ得レ納ニ棺中一、丹州公莅ニ執事一如ニ小斂一。

穿ニ燕寢之牀一、實ニ小石一横レ木、乃奉レ柩置ニ木上一、南首。柩四外立レ柱、張レ帷垂レ之、帷外南安ニ靈座一、設ニ奠卓・香案一、柩東設ニ銘旌附一靈前張レ幕。

銘旌長五尺三寸六分以レ竹爲レ杠書云

從四位下左近衛權少將源朝臣之柩

自レ是至ニ啓殯一、每日朝夕奠、以ニ巾冪レ之、朝奠將至レ徹ニ夕奠一、夕奠將至レ徹ニ朝奠一。進饌獻酒丹州公、獻ニ茶菓一池田三郎左衛門。焚レ香再拜丹州公。

喪服。自ニ攝主一至ニ近臣一、皆生布衣、縿布肩衣袴、衆臣生布衣肩衣袴。

六月二日、開ニ塋域一祠ニ后土一。

就位再拜津田重次郎、注酒松島兵太夫、盥洗・焚香・酹酒俯伏津田重次郎、盤盞吉田五右衛門、讀祝小原善介、再拜津田重次郎。

祝　文

維

天和二年歲次壬戌六月丁未越丁丑朔二日戊寅、從四位下行侍從兼伊豫權守源綱政朝臣使ニ臣津田永忠敢昭ニ告于土

地之神、今爲ニ備前主從四位下左近衛權少將源光政朝臣、營ニ建宅兆、神其保ニ佑俾、無ニ後艱。謹以ニ酒果ー祇薦レ于レ
神、尙饗。

十日朝奠、後老臣皆献ニ時飯于ニ靈前ー再拜。番頭・物頭・寄合組唯拜而已。

午時奉ニ重主、朝ニ於祖廟ー丹州公從。祝池田三郎左衞門告辭曰、請ニ朝祖ー敢告ニ俯伏、奉ニ重主ー詣レ廟祝。出ニ重主ー安ニ
小庭之東卓上、捲レ簾揚レ帳。小頃降レ帳垂レ簾鎖レ室、奉ニ重主ー歸。如ニ生時ー詣レ廟儀。

未時設ニ祖奠、進饌・焚香・斟酒丹州君。獻茶、獻果祝、祝告辭曰、永遷之禮、靈辰不レ留、今奉ニ柩車ー式遵ニ祖道、俯伏再
拜丹州君。

十二日發引晨設レ奠昨十一日雨不發引

進饌・焚香・斟酌丹州公、献茶・献果祝、祝告辭曰、今遷レ柩就レ輿敢告、俯伏再拜丹州君、辰時祝奉ニ重主ー升レ車、別以レ
箱盛レ主、置ニ重主後ー。

柩行•

前驅 池田左兵衞　鐵砲 二十　弓 被皮 三肩　挾箱　同　同（宰料 又右衞門　宰料 長五郎）　具足箱　鐵甲匱　兜鍪匣　天目鞘 直鎗　同 直鎗

白鞘 直鎗（入澤彌助　村上小四郎）　馬（村岡源右衞門　水谷久七）　水谷茂兵衞　傘 臺笠　十文字 直鎗　歩行 松島又左衞門　神戸又三郎　岩井龜右衞門　小森市郎兵衞　井上勘左衞門　石川半助

林彌左衞門　宇野小左衞門　丹羽傳右衞門　淸水善三郎　三宮助之丞　西林久八　香案（水野三郎助　虫明又八）　食案（大村市左衞門　中西利右衞門）　銘旗 旗ノ者二人持之（歩行 小林平次郎　同 遠藤半左衞門）　長刀　鑰鎗　短刀

中野十郎兵衛
沖　與一郎
刀　野尻勝助　古南傳七
柏原權介　江見藤兵衛　門田惣兵衛　明田平左衛門　奥田彦介
竹村八太夫　岡部彌九郎　山内彌太夫　角南太郎左衛門　郷司覺兵衛
靈車　前田平六　村井七之助　田中眞吉　西村六之助　山内與八郎

山川金左衛門　水野安兵衛　石川清助　加藤小十郎　宮部清四郎　簑輪宗慶　香取六之丞
中村源四郎　吉田源之丞
郷司七右衛門　山内市内　極　役夫守之　草履取小助　吉田又六　岸本六兵衛
寺内安右衛門　熊田平助　內藤八助　今田茂太夫　立野八郎兵衛　森谷專庵　菅八内
西村杢兵衛　寺内太郎右衛門　菅半之介

徒　鵜飼與五郎　徒目附　粟井十左衛門　岡村卜齋　澁谷專齋　芦田市右衛門
加々野又助
關作左衛門　登几　茶辨當　菓子箱　駕　丹波守樣
渡邊九太夫　同　小森淺右衛門　山本久悅　衣冠帯刀騎馬之

池田三郎左衛門　徒目附　沖新兵衛　柴岡宗知
同　津川勘兵衛　次茶辨當　捋
足輕　同　同　同　同
鎗　同　同　同　同
陪　同　同　同　同
總陪從　騎馬　同　同

山内權左衛門　加藤甚右衛門　岡田五兵衛　高木庄右衛門　池田七郎兵衛　宮城大藏　津田重次郎

伊木勘解由　池田大學　日置猪右衛門　土倉四郎兵衛　淡河友古　鹽見玄三　森不干　池田主水　池田隼人　依病不從

（本圖は寫本の六分ノ一に縮寫せり）

（本圖は原本の四分ノ一に縮寫せり）

(本圖は原本の四分ノ一に縮寫せり)

（本圖は原本の四分ノ一に縮寫せり）

（本圖は原本の四分ノ一に新寫せり）

攝主以下徒、柩之士悉服二生布衣一、但裁付如レ常、自レ弓至レ駕之行列、卒夫皆著二生布道服一、但先列之鳥銃卒、與二後列之足輕一不レ著。柩出二大手門一、城代及守館臣皆列二館門外一、稽下顙自二番頭一至二衆臣一皆出中森下上稽下顙許二市中男女一皆上拜二視之一、以二綿布一爲レ帟以レ竹爲レ杠、數人持レ之障レ柩以防二炎暑一。航二吉井一經二片上一、及二初夜一至二和意谷一入二假舍一。奉三柩置二登上一、南首設二靈座一安二重主一、夕奠。

十三日朝奠。親族之使者献二賻銀於靈前一、上レ香俯伏。祝池田三郎左衛門奉レ賻及撤レ賻奉二柩外棺一厚四寸七分加レ蓋施レ衽。以漆固之夕奠、未時、奉レ柩就レ輿發引。祝。奉二重主一升レ車別以レ箱盛二主置重主後一。

柩行。

津田重次郎　池田左兵衛　鳥銃　二十挺　弓　被皮　三肩　挾箱　同　同　具足箱　兜鍪箱

零科　又右衛門　同　長五郎　天目瀬　直鎗　同　同

白鞘　直鎗　入澤平介　村上小四郎　馬　村岡源右衛門　水谷久七　水谷茂兵衛　傘　臺笠　十文字　直鎗

松島又左衛門　神戸又三郎　岩井龜右衛門　安井勘大夫　井上勘左衛門　羽原覺右衛門

林彌左衛門　宇野小左衛門　丹羽傳右衛門　岡本六左衛門　淸水善三郎　三宅助之進　西村久八　津川中右衛門

香案　水野三郎助　虫明又八

食案　大村市左衛門　中西理右衛門

銘旗　徒　小林平次郎　旗者二人持之　遠藤半左衛門　長刀　鑰鎗　脇指　刀

徒　中野重郎兵衛　同　冲與一郎　同　野尻勝介　同　古南傳七

柏原權介　江見藤兵衛　門田惣兵衛　明田平左衛門　奥田彥介

立野八郎兵衛

竹村八大夫　岡部彌九郎　山内彌三大夫　角南太郎左衛門　鄕田角兵衛

香坂六之丞　吉田又六　岸本六兵衛　菅八内　菅半之介

木崎九右衛門　河崎九一郎　茨木左大夫　木崎源吉　笹岡平七

寺内杢左衛門　加藤文大夫　加藤數右衛門

岡本多兵衛　高木庄右衛門
堀江助右衛門　野村又兵衛
松島六大夫

丹波守様　靈車

前田平六　西村六之介　伊木勘解由　山川金左衛門
村井七之助　山内與八郎　池田大學　中村源四郎
藤岡勘右衛門
寺内安右衛門
西村杢兵衛

水野安兵衛
吉田源之助
山川市内　日置猪右衛門
熊田平助
寺内太郎左衛門　土倉四郎兵衛
蜷江善助
谷田嘉介

柩

石川清介　加藤小十郎　池田七郎兵衛　服部與三右衛門
内藤八助　今田茂大夫　草履取 小助　宮城大藏　山内構左衛門　加藤甚右衛門

宮部清四郎　信州公使　齋木四左衛門　徒 鵜飼與五郎
田中眞吉　谷川義左衛門　同 加賀野又介　徒目附 粟井十左衛門
岡五兵衛　一條政所公使　伴與右衛門
井上善兵衛
中村七郎右衛門　同 關作左衛門　同 小森淺右衛門
丸山文右衛門
高野甚助　同 渡邊九大夫

登几　茶辨當　岡村卜齋

菓子箱　澁谷專齋　蘆田市右衛門　沖新兵衛　足輕
山本久悦　駕 衣冠靈前勤之　津川勘兵衛　近藤覺兵衛　同　同　同　同
丹波守様の従衆　老中の従者　士各二人

草履取各二人

攝主以下喪服、如二初喪記一、但祠二后土一之告者、祝執事服二生布衣一、常肩衣袴。

靈車至

祝池田三郎左衛門奉二重主一就二幄座一、主箱亦置二重主後一、設レ奠。

柩至

脫レ輴置ニ壙前席上一、北首取ニ銘旗一去レ杠置ニ于柩上一設レ卓宮部淸四郎、設レ奠池田大學。

窆　下棺　鋪ニ銘旗一

攝主贈奉ニ玄纁一就レ位再拜丹州公、加レ灰隔內外蓋一實以レ灰實レ土。

祠ニ后土一

就レ位再拜伊木勘解由、酒灌村井七之助、盥洗・上香・酹レ酒・献レ酒俯伏伊木勘解由、盤盞西村六之助、讀祝小原善助、再拜伊木勘解由

祝　文

維

天和二年歲次壬戌六月丁未越丁丑朔十三日己丑、從四位下行侍從兼伊豫守源綱政朝臣、使ニ臣伊木繁風敢昭ニ告于土地之神一、今爲ニ備前主從四位下左近衞權少將源光政朝臣一、定ニ玆宅兆一、神其保ニ佑俾一無ニ後艱一、謹以ニ酒果一祗薦レ神尙饗。

題主祝池田三郎左衞門出ニ木主一置ニ卓之上一題主畢泉八右衞門

祝奉レ主置ニ靈坐一收ニ重主一祝焚レ香斟レ酒酒注加藤小十郎盤盞今田茂太夫讀レ祝懷レ之不焚攝主以下皆再拜池田大學・日置猪右衞門・土倉四郎兵衞・池田左兵衞・池田七郎兵衞

陷中　備前主從四位下左近衞權少將紀姓池田氏賜ニ源姓一、松平氏諱光政小字新太郎神主。

粉面　顯考備前主從四位下左近衞權少將府君孝子綱政奉祀神主。

祝　文

維天和二年歲次壬戌六月丁未越丁丑朔十三日己丑、哀子綱政使ニ介子政倫一、敢昭ニ告于顯考備前主從四位下左近衞權少將府君一、形歸ニ窀穸一、神返ニ室堂一、神主旣成、伏惟尊靈舍レ舊從レ新、是憑是依。

祝奉ニ神主一升レ車執事山内與八郎茨木左大夫撤ニ靈車一遂行靈車歸ニ假舍一之行列、如ニ至レ擴之列一。但先行池田左兵衛、食案•銘旗無レ之池田七郎兵衛宮城大藏進高木庄右衛門野村又兵衛之先日置猪右衛門•土倉四郎兵衛次伊木勘解由池田大學之後服部與三右衛門•山内權左衛門•加藤甚右衛門至使人之三行次之山川金左衛門•中村源四郎•藤岡勘右衛門•寺内安右衛門•西村杢兵衛之一行次レ之、柩之從車皆加レ之監ニ視賓土一津田重次郎。

同夜戌時、初虞。於ニ假舍一行レ之。

埋ニ重主一。

十四日卯時、發輭、經ニ磐梨郡一歸ニ岡府一。番頭•物頭等拜ニ迎于館門外一。

未時靈車至、祝奉ニ主櫝ニ于正寢之新龕一、東面。

丹州君詣ニ香案前一上レ香再拜、祝降レ帳。

十五日、兩虞。

二十二日、三虞。

三年癸亥五月二十二日、小祥祭畢。祝奉ニ神主一載レ車遷レ廟。

仰止錄附錄　二終

筆能阿末梨

◎書を讀て聖賢の敎を樂み、武を習して良將の跡を慕ひ、暇ある折々硯に向ひ、筆の餘り思ふ事を書付侍候。夫れ人生れて母の胎内より出る初、道理善惡一どとして知りたる者なし。凡て父母の敎ふる故に、善に遷る也。夫れ故に子としては、父母の敎を大切に受、善き人になるべし。是に違ふれば、害を受る也。謹で父母の敎に從ふべし。子として父母の敎を大切に守ること、子たるの道也。扨、孝にも上中下三つの品あり。一國を治る人は、先づ、父母への孝行を第一にして、兎角何事も御心に從ふ樣にして、國を能治め、士並民百姓を仁愛し、家國繁昌する。是、國を治むる人の孝也。士にしては文道武藝第一にして、出ては君に忠を盡し、入ては父母に孝を盡し、朝夕の定省に至るまで怠るべからず。是れ士孝也。百姓は耕作を勵み、衣食足りて一家安く暮し、父母の身心常に安からんを、農民の孝と言べし。是を上中下三品の孝と言也。孝の道至て是大也、難盡書、是その大略を記す。

◎世俗の儒者と言ふ者多くは、遠き文字計り知り自慢し、又は詩文面白く作り、所々にて見せ自慢する儒者多し。何の用にか立べき。儒者なれば、昔の聖賢仁義の善敎を敎へ導くこそ、眞の儒者也。それ故儒者は、猶更、己が行を正しくし、禮義作法調はざればならぬ也。今の時は眞儒は希なる樣也。今の世の儒者は風流ばかりなして行など構はず。文盲の人に笑はるゝものもある樣也。甚嘆ずべき事也。儒者にてなきものゝ學問も、己が才德を硏く爲の學問也、人の爲の學問にあらず。常に書を讀で、古の聖賢を尙友とし、古今の治亂を明に知り、禮儀を習ひ、行を正し、身を修めて、人を治るを學問と申すなるべし。

◎嚴威儼格は人の守るべき事なれども、只父母に對して嚴なるは、却て宜からざる也。父母に嚴格にせば、父母も心改まる故に、親子の道になき事也。父母には萬事忤ふ事なく、心に叶ふ樣にするを、孝の道とする也。それを、心得違ふて、父母に嚴格にせば不孝と申すべし。

◎小身の者の一家を治る事さへ六ケ敷と言ふ。況て一ケ國を領する者は、政事の得失によりて、千萬人の喜とも、歎

ともなるなれば、至て六かし。其六かしと言を、樂と思ふ位になくては、一ケ國を治ること、成難かるべし。一ケ國の人を仁愛し、大夫・士・庶民に至る迄難有思ふを、此上もなき樂とすれば、一國太平は疑あるまじ。是一國の領主の勤也。夫故仁の道は、人に君たるものゝ上にては、至て入用の道也。士民の服するも、仁政による也。仁政は小國の大名にても行ひ難し。大國を取る身分にては、猶難し。夫故仁政を施し、士民を服すること、樂に思はねば、國を領する身分にてはならぬ也。扨又其士は文武の道を勵む第一也。是又君の導によゝる也。國君文武を好めば、國に文武の達人多し。國民風俗厚く、能く耕作を勉るも、君の仁政による。是自然の勢也。

◎人と言ものは、兎角に目に見る所に引かされ、欲も起り又贔負も起る。恐るべきこと也。たとへば惡(にく)さげなるものゝ言事は憎く聞へ、柔かなる人の申すことは、理に聞ゆる。是決して顏につるゝものにあらず。爰は能く心を鎮めて理非を極むべき事也。

◎兎角人と言ふものは、變りたるものにて、己が爲になる事申す者はいやに思ひ、唯返答計りするものは能と思ふ。人に君たるものは、尤も心得べきこと也。我心に究屈に思ふ者は、至極爲になる者也。何にても、心入になる話は、面白くなきもの也。やくたいもなき話は、心に叶ふもの也。何卒、面白くなくとも、其爲になる事こそ、常に聞たきもの也。以下自ら心に思ふことを誌す。

◎我等生得(うまれつき)、全體短氣にて腹立易し、故に、兎角腹立つとも、爰ぞと思ひ堪ゆる事を勉むる也。其勉め様は、外の事にてもなし。今何ぞあつて、腹が立つと、此の立腹を明日出すべしと思ひ、はや明日になれば、心穩になりて、腹は立ぬもの也。兎角腹立は一時のものにして、永びく事は我になき故、兎角、今日の怒は、爰ぞと思ひ、明日に出すべしと思ふ也。其の明日になれば、もと僅なる事故、もはや怒は出ぬ也。兎角その出ぬ様に常々勉むる也。

◎不器用なるものは、諸藝に精を出し練り込む故に、上手あり。器用なる者は、己が才に誇りて、不精なるもの多し。其代り何時取出しても、間に合けれども、決して褒められず。それは急普請の如きものにして、當座は能く見ゆれ共早く崩れ易し。木柱は節などありても、念を入れてなしたる作事は、何年も持が如し。是も考へて見るに、我性は、自

分よりさして器用と言も、何とやらん可笑しきが、其實を言ふと、兎角急普請になりて、根づよき事なきが、我辯故、心に思ふ丈は勵む也。我勵みて怠らずば、假令我は上手にならずとも、家來に勵む者多く、自然と諸藝の名人數多かるべし。是に過たる樂はあるまじ、是持前也。若我勵まざれば、決して家士勵むことなし。故に我勵めば、我を手本にして、勵む樣になる。是を我が職分と思ふ也。

述懐

◎文政元寅の暮秋の末に、大公、殊に御病に罹らせ給ふ由、江戸に聞ければ、極月末の三日、君侯爰を御發駕あり、此日より時氣殊に隆寒に赴き、風霜身に浸みて覺へければ、長途の御旅行、何卒寒さも緩からん樣に念じける。能々御旅中の樣を推察し奉れば、何程事たりぬる御宿にても、館の中に在す如くにはあらず。寒も強く、嘸かし心遣も多かるべし。其上軒に等しき大雪も降りしと聞及ぬれば、寒風積雪の中、長途御旅行に從ひ奉りし、艱難辛苦如何許ならん。彼是を思ひ廻らせば、我等江戸にて家に居て、火にあたり、障子・襖など立てゝ暖にして居れるは、誠に勿體なきことゝこそ存ずれ。末の五日には大公御病重らせ給ふ由、小田原の驛路より御左右ありて、江戸へ聞えければ、慌て驚き、途方に暮れたるのみ也。君侯聞かせられては如何ぞや。雪を催ふす空に御道は如何ぞや。毎日心中に思ひ絶たる事なく、言ふに言はれぬ新春かや。新玉の年も迎へず、初春になりしも知らぬ程に、滋味、口を禁じて、愁嘆のみに暮しぬる心の內は、筆にも書き盡し難し。

◎右二篇の御筆錄は、

龍泰世子（齊輝公内藏頭ト稱シ奉ル）の御遺文也。御志の正大高明にして、御德行の本末緩急を分ち給ふ事、誰か仰ぎ奉らざるべき。今よりして日になり月に進候はゞ、能く其祖の武を續玉ひて、烈公の盛德再び封内に輝き給ふべきに、如何にてや、天其年を假し玉はずして、今茲、文政二年己卯三月、御齡僅に二十三歳にして薨じさせ給ひぬ。朝野の歎き言はん方なし。斯にても、せめて御遺文を拜し奉りて、辱なさの餘、淚ながら此編に附錄して、御志の不朽に傳らんことを希ふのみ。（筆能阿末梨終）

仰止續錄　天之卷

◎御家中へ御遺言に、今一度對面可申と思候へ共、最早枕上らず其義に及ばず候、何も家久敷者共、我等へ奉公申候と心得、侍從へ忠義を勤候はゞ可爲滿足候との御事也。

◎大諸侯たり共、伏見川へ關船登候事堅御停止之處、公には格別御免有之候故、江戸御往來に御船に被召候節、大坂より伏見迄御小召替の小早船にて押、大皷御打せ、船歌うたひ、川內御番所前たり共同樣にて御通船有之故、川御座にて御往來被成候よりは、御威勢格別に有之と也。尤淺瀨御手當として白木造の至て麁末なる川御座船も御用意有之由。

但、大阪川口御番所より內は、諸侯方船大鼓被爲打候事不相成候由、今に公の時の御形殘候て、御歸國の節、播磨路御船被申候、御供方之指紙配として、鯨船と言ふか關船伏見川へ參り候、公の御川船は後御國へ戾り、今御船入に有之高砂丸と言御船也。

◎寬永十九年の御直書に、三人老中へ申聞候は、只今迄の萬事仕置等、我心にも不可然存事多候條、面々も定而左樣に可被存候、然る上は、此度はしく仕替可申と存候、何れも尤と被思候はゞ、三人肝煎可申付候。朔日御年寄共、組頭にも申聞け、只今まで有來にても惣義は仕かへ可申候間、其上にて下し候迄、異議なき樣に可心得事。三人に年寄役申附候條、我ロ眞似を仕候上は、違背の者曲事たるべき事。大方斯樣の義申聞と存候由申聞候へば、只今御請は申がたく候、思召寄は一段御尤と存候旨申候。

◎三人右衞門兵衞を以て申候は、只今被仰付候事、事を分て御意の上は、異議可申には無之候へ共、三人共に御用に達申候義覺束なく存候、然る上は、御爲にも不成事かと存候條、御理可申由、我等申候は一圓不得心候。先刻、直に申上は異議あるまじき事と存候。早々同心可然と申遣候事。

◎三人に申聞候は、昨日申候肝煎候事、一應は理尤に候、此上は是非不申上、得々畏候由申候。三人老中へ、誓詞申付候覺。

誓詞前書

一、御爲如在存まじき事。
一、御隱密の義は不申及、其他漏候て御爲に惡敷義、親子兄弟緣者知音たりと言共申聞すまじき事。
一、萬事に就て、何物に依らず最負を以て依姑すまじき事。
一、御爲大事に存候上は、私の意趣を以て三人間、惣而不相成樣に嗜なみ可申事。並何者によらず讒言仕まじき事。
付御用之義、私意を以て滯申樣に仕まじき事。
一、私欲構へ申間敷事。

殘老中組頭へ申聞の覺

一、萬事今迄の仕置之內、私等心に不合義有之條、はし〳〵仕へ可申と存候條、何も左樣に存べき事。
一、就其何れも家久仁に有之候條、我等爲惡くは被存まじく候。然る上は、申出義昔は左樣には無之など〻、古を申候事不可有事。法にも昔よりすはりたる法も有、又、昨日之法今日かへ申事も有べく候。左樣の義に愚意を申すやから、曲事にて可有之候間、左樣に可心得事。此上は諸奉行・諸役人かへ申事も可有之事。
一、就其、三人に用共申付候、何も年若候とて、理申候へ共申付候條、用事候はゞ、三人の內月番を以て可申事。三人へ申聞候は右如申、何も如申渡候上は、少も氣隨を構へ、私の心にて、末々まで用を不達、身構へなる事候はゞ、以の外三人越度たるべく候條、可被得共意候事。
一、若狹・淡路・佐渡・下總を以て三人申候は、今度の御役致迷惑候へ共、御意重き故御請申上候。此上は可成程及申候程は御奉公可仕候。若足り不申又は訴義など御座候はゞ御詮索なされ、誠に越度仕候はゞ大事之御役被仰付候上は何樣共被仰付可被下候。若申分も仕候樣に被成可被下候樣にと申候に付、何もの遠慮、尤に存候。萬事情に入可申と被存候由、滿足申候。又惡事候はゞ、隨分詮索可遂候由申聞候へと申付候事。
一、其次手に、四人へ申候は、其方達も若候へば、能心得肝要也。惣樣しゆんしゆくして、家之義、大切に被存候ひて

は不成事に候。四人衆も合點被仕、尤に候、私の意出きへいも仕、又は我等爲を忘れ、贔負偏頗仕もよりを集め、黨を立つる様の作法無之様心得可有之由申渡事。三人老中に申付候は、萬事の法をも仕かへ、又諸役人・諸奉行之內も仕かへ可申條、面々書付可被申候。此方にて引合、我等の存寄候も引合可相定候由、申付候事。

一、正保四年御直書に、三人之作法、我等見及候事、心に存じ罷在候ては、詮も無く候。其上家の爲に候條申渡候條、可被其意事。

出羽事

一、萬事用共無油斷候事。

一、我等に異見切々被申、滿足仕候事。

一、萬事之儀は力參候付而、家中之儀も早速に濟まし、申渡と思はれ候事、尤にて候。乍去、就其、贔負强きと人可存事、事の上にて少づゝの誤可有之と存候。大かたは早速に仕候が能と得心候。よく誤る所可有之候。其誤は常々目をかけ候が、達て賴者事候へば、不覺贔負の强き處へ落入候。然る上は、世上に贔負强きと申すも、よぎもなく候條、已來其心得にて嗜まれ、尤に候事。

伊賀事

一、萬事延慮過候故、跡へ成候事有之事。

一、萬事に怠有之様に世上にて申由事。

一、我等に異見終無之事。

一、諸奉行切々呼び萬詮索被仕候義、終に不承候事、惣くゝりて怠所より過り共、數多有之條、其心得にて、已來、嗜まれ可申候事。

長門事

一、萬事我等申出す事に、少しも油斷はなく候へども、心にかけ立入、精に不入様に存候事。是も諸奉行、切に呼寄、

萬詮議無之事。

一、延慮過候故、我等尋候事も不被申事度々有之事。

右之段、三人の心掛肝要に存候事。

◎我等存旨、次手に可申候。

一、我等の心より出で申付事、大小によらず、三人ながらへ、聞せ申さず候共、申付る事、以來とても可有之候條、左樣に可被心得候。三人の內、我等にて聞かせず候などゝ思はれ候事は有まじき事に候、左樣に候へば、三人の心を兼てにかゝり申候にて候條、其旨を可被存候事。

一、三人の內より被存出候事は、萬事三人被申合、尤に候。たとへば、長門存出、此道可然と思はれ候を、出羽は不可然と申され、伊賀は、中と被思寄可有之候。斯樣の爲に、三度の寄合、日定候條、三人の思はく、たれは斯樣に存候と、我等に可被申聞候。然る上は、露顯の上にて、其儀可申付候。右申如き、長門申出候共、多分出羽は惡と可存などゝ長門も思はれ、出羽にかくし、我等に一人して被申事など有之候ては、出羽間惡敷成べき端にて候條、返々此旨を三人共可被相心得事。

一、先年三人申付候刻より、家中にての取沙汰承候に、出羽・伊賀・頓て間惡敷成べく候。子細は、出羽は、急過候に付、誤可有之、伊賀は遠慮過候に付、誤可有之、兩人の非を、互に見候はん間、頓て中惡敷可成とも申げに候。只今中惡敷成候はゞ、さればこそ、と皆可申候へば、左樣に計られ候て、世間の存所へ落入る事、無念の事に候。三人の間惡敷可成根は、皆我等の用事より出可申候、其事の埒、我等明候て、村方何かと申合候事は、平に忘可申事と、去年も我等三人へ申候。定失念は有まじきと存候由、中聞候事。

◎慶安元年之御直書に、

一、出羽儀、近年萬事奉公振江戸にても如申候滿足申候。實否は不存候へ共世上にても仕置能由申げに候を承候へば、大形は奢怠り申者にて候。我等の心に覺候間、猶以て出羽などおごり無之樣に、尤に候。萬事に付、外聞を專とし

て、名利にかゝはる所、出羽へつよく候。家令を止め可然候。尤、すりきり候者いかほども有之事に候へども、邪なるすりきりは沙汰の限にて候。其方には小名聞にかゝはる所候間、其心得尤に候。又、江戸にて作法、ちと公儀むき、しすぎ申候。齋藤つのかみなど、相別屋敷へ呼申べきとの事など、沙汰の限にて候、我等止め申候。少右衛門を以て、問はれ候時は、尤と申候。若我等止めず候はゞ尤振廻可被申候。其時世間にて取沙汰仕候はゞ、定てだんなにとひ仕候と可被申上候へば、其方は難はなく候へ共、惡名は殘り申候へば、我等に尋に不及無用に可被仕事候。斯樣の仕方には、おごり申と世間に可申候。唯根本を正し被申可然候と申候へば、出羽申候。他所へ參候義も、尤、御爲と存じ參義も、大切にて候。又私の爲に參候も半分にて候。ふる廻の義も、御意に候へば、私の參り足らざる事にて候と申候。已來共に奉得其意候由申候事。

一、佐渡組神孫太夫母久惠申候。不便に候由さと申候。先年書上若き者に候故無念を仕候。彌承候程、勝入樣より御申候。先祖は討死を仕候由申候。我等申候。斯樣の事は、已來共幾度も可被申聞と、書違へは其者不念にてこそ候へ、心根に惡事はなく候。左候はゞ母に五人扶持遣候由、申付候事。

◎慶安二年の御直書に、年寄共に申聞候事。

一、諸事此度も申出候法式などに付、不立は、皆我等のとがにて候。次には其方達の越度にて候。口にて金言を申書付候て、能事を申聞候ても、此方の身に、左樣になく候へば、下々入用可申樣無之候。隨分皆よく嗜被申可然候。法の破れ候事、例へば、養元參り、斯樣々々に申故、いやと申候ては、座敷の奥もつき申故、是非なく、言の旨に順などゝ、有事數多有之事に候。我等の身に覺候。此方の好處を、他より持來り、法をも破らせ申者にて候へば、他の咎はなく、家の法の破れ候事、其方達収に入て悲く否に思はれ候はゞ、他より犯させ申事は有間敷事。

◎慶安四年の御直書に、

一、出羽申候、熊澤が事合點不參候由、何事やらん數々申聞候へ共一も役に立事無之候條、我等申聞候は、志す所一に無之候へば、事の上にて側より見候ては左樣に存者にて候。其方も、此學に志出來候はゞ、右の義、皆合點參候。ちと

聞かれかしと申候へば、私も權左衛門に可承由申候に付、權左衛門に御聞尤と存候由、申聞候事。

一、所にはよう可申候へ共川を前にあてゝ陣取時、渡瀨のある所はよけて陣取可有之、其日いきかゝりたるに渡瀨の處に陣取候て、明朝早天に川越義候時、其日の番へ渡候はでは不叶事に候へば、其時備も亂可申候條、左樣に可被心得候。惣て渡瀨を前にあてゝの陣取は惡敷候由承及候間、かた〴〵其心得可有事。

一、今度二郎八取立候事、重々譯ありての事なれ共、其次手に數年斯樣に仕度と思ひたる事なれば、軍用の事、專に可仕旨申付ぬ。其譯の有つる故にや、諸手に越て先手をも申付たる樣に、取沙汰有と聞、代々の先手を換べき子細なし。指物も一人換べき譯なし。近年惣て不可然存候故、種々拵へ試るべき由申付ぬ。已來、主膳二組は、弓の爲に可然物を可申付也。三人と我等との間さへ、言隔つるものなれば、少かたの有事はわるさまの風說申も理也。罪の多も少きも、今迄を捨ぬ。今より後、前非を悔、過を改むるに於ては、我も舊惡を思ふまじ。

◎承應元年の御直書、

一、酒讃州へ參り學術の事申候へば、內々此方よりも可申上存候。五常の上の事に候へば御無用と申す方にてはなく候へ共、大勢の集り候處、模樣惡敷候間、御しめ可有之被仰候。我等申候。此學少にても承候者は、少々づゝは益も御座候故、知音・親類には聞かせ度候故、其れ枝葉さき末々ひろまり申候。斯樣に御座候處、本意にては無之候へ共、如何共可仕樣無之候。私手前はじめ申候末々の義は、右申通に御座候條、左樣に御心得候て可被下旨、申候事。

一、出羽・長門三人老中に申聞候は先年何も此役申付候刻、誓紙被仕候。昨日取出し申候。返可申と存候處に此文言は、其方達の上には何時までも可然誓紙にて候條、其儘置申候間、可被得其意候。若狹・佐渡にも、此前書にて誓紙可仕候。乍去、此文の趣旨を能合點不仕候ては、神罰を恐き事に候條、具に可申聞候。

一、五ヶ條の內に、第一、私欲を構へ申間敷と有處萬惡の根本にて候。御爲め有に存ずまじきと有も私欲なければ大切に思はでは叶不申候。最負を以て、依姑仕間敷と有も、惡者と知ながら、我と親しき故、善者と申は、一向の惡人也。其樣なる者は世に稀に可有候、常に親み、我氣に入たる者の事は、惡者も善き樣に思はるゝ者にて候へば、不覺依姑

に相成候。是は我も不知、神罰の所當にて候。私欲と云ふは、財寶を欲しがり貪るまでを、大方は私欲と存候。是は末々にて候、我心の寄所、罪惡の本にて候。たとへば、今若狹、我等爲悪かれとは誓紙に不及、毛の先ほども存まじく候へ共、常々我憤り寄心あらば、其所きかひはや御爲如在に存まじきと有文言にちがひ可申候、とても誓紙を仕上は、能此千言の根本合點仕、誓紙可仕事、五人衆能合點被仕候へ。家の爲を專一に思はれ候所候はゞ、面々に右申寄心の欲を能覺拂捨より外無他候。五人一體の思をなし、家の爲第一に被存候事、肝要にて候由、申渡候事。

一、大なる事は、出羽・長門に限らず相談可仕事に候。細なる事まで尋申事にては無之候間、佐渡・若狹、左樣に可心得事。右如申、家の爲大事に被存上は、出羽・長門も構はぬ體はあるまじく候。不申及候へ共、三人衆相談候と存被寄候義相談可有候由、申渡候事。

◎承應三年八月十日、給所飢人、先月中は給人面々に救候へと申付候へ共、飯米少き時節に候間、當月より城米を以て養可申候間、郡奉行念を入、給所共に、飢人を改、不飢樣に可仕旨、被仰出。

◎郡奉行、只今は御用多に付、御馬廻の內十人御撰、一人づゝ御指加被成て、此度の洪水に、唯今罷出候義、一入可致迷惑候へ共、指當り一國の事にて候へば申付候。郡奉行共と心を合せ可成程、精々入正路に裁判可仕候。俄に申付義に候間、四五日も用意仕可罷出旨被仰聞。日置若狹に右の士共、召仕のもの不自由に可有之候、又は妻子養も不足の者も可有之候間、人並米借し可遣旨被仰渡。

◎御馬廻之士六十人に國中の毛見被仰付、洪水に付、銘々家損可申候へば、罷出候儀可迷惑候へ共、時分の儀に候へば、申付候。郡奉行は、所々能存候間、彼等に從ひ、隨分精を入、心を合可致相談旨、被仰聞。

◎同年之被仰出に、

一、家中士共共外、此度之洪水に家破損仕由に候へば、救可遣事。

一、組頭・物頭・惣士中、家破損繕の事今迄の居なし。尤も人に依り候へ共、大方は分に過候間、今迄の儉約にもくろみ仕、竹木何程の造作料の銀子何程と面々に書出させ、一組切に惣高合可書上事。並步行の者を始、扶持人不殘可書

上事。
一、當年は、家中借申京銀、藏より取替可遣候。但、可出存候者は、勝手次第の事。
一、士中、在鄕仕度と存候者、於有之は、可申付間、可書上候。當所と兩方にては、作廻不可成候條、屋敷を差上、在鄕へ引越可申候面々、知行所に住宅難成にをては、藏入の內、見計望可申候。遂穿鑿可申付候、先にては、小屋掛此方より申付可遣事。
一、町人家破損、是又面々書出させ、一町切に都合差上可申事。百姓家破損之事、郡奉行見計竹木等可遣申事。
◎郡中かゝり物、其所に無之候はゞ、可致迷惑候間、穿鑿可仕旨、日置若狹に被仰付候處、只今は掛り物、大方無之候澁等は共柿有之處計上申候、麻穫は惣て御藏中へ懸申候と申上候へば、此方より買義に候條、麻の多く有之所にて、救に買候樣に可申付旨、被仰出と也。
◎東西の兩川にて、薪運上取義、國中之痛に可罷成候。穿鑿もくろみ可申上旨、被仰出。
◎拾人の郡奉行共、壹人づゝ御召なされ、郡の義ども、具に被聞召候て、我等の存旨、何れも能不存ては、談合も裁判も、此方の存寄と相違致す事候。縱ば、此度の非人扶持方、遣候義に就ても、何も御爲と存候と申は、米不出損の無之を第一の爲にて候。定て僞候もの可有之候へば、穿鑿の時右樣の者、憎の心より裁判致候者、眞の飢人も可救落と存候。欺され候ては、米少々の費にて候。人を殺す事、大なる爲に惡して事にて候。此一色にても萬事合點可仕由、被仰聞候。
◎老中不殘御召なされ仰聞けられ候に、先日も大略申聞候へ共、何れも心得違も可有之と存、重て申聞候。各は我等內にては大身、或は一門、久敷代々家老にて候へば、斯樣成には必心得違有之者にて候。左候へば、家々作法悪敷、妨に罷成候。大身の者の役と言はわきひら不顧、上よりの下知を請て、請人に先達て用行ひ、行誌諸士の手本に成樣に禮儀正有之こそ、誠之大身・家老の作法たるべく候。大身に自慢し、或は一門に誇り、上よりの下知にても、我等共は不聞しても大事なき事と思ふ有、是にて家可治哉。下へ近き事は、我等よりは、何れも近き故、皆を見まねに、末々は

仕候へば、法度式申出候ても、末々迄不用事、道理にて候。今度如申出、今よりは何れも生れ變り候樣心得、急度嗜可被申候。我等三十萬石被下置候へ共、家中の手前不成に付、其身代程も人馬をも不揃候へば、三十萬石の御役仕事不罷成候。就其、度々家中儉約之事申出候と雖、內々にては奢り、振廻以下まで、皆より破申樣に候事、大に不屆之事に候。斯樣に仕置仕候義、奉對上樣、我等大不忠にて候。我等を不忠之者に仕候義、何もの心得に寄事に候へば、我等の不忠不可過之候。先日も如申聞候、何も忠節可仕と常々申者に御座候、軍中の義迄に、忠節は有事之樣に存る者も有之候、軍中にては、軍中の忠節、常は、常の忠節、所により忠節の離るゝ事無之もの也。斯樣に申を、若面々用候ても、下は不用候と存仁も可有之候。末々法の通り、家老・大身行て見せ候にて、下へは通ずる者也。我は行はずして、下は聞まじきなど被存仁於有之は、沙汰の限たるべき事。今こそ遠き樣に候へ共、一門中は、昔は兄弟にて、先祖の御覽候處は同事にて候。家老と言も、家に付久しきものに候へば、少も違は無之候。然故に、家老大身たる者は、主君の惡しき行有ば命を捨て諫之、用ひずと雖も、離るゝ道無之、國と共に存亡することそ、誠に大身家老に候。此儀、能々得心可被仕事。今日より萬事愼み、作法正く、不がひなき樣、我等申出義、諸人も先立て用可被申事。

面々下屋敷有之侍共、此度の洪水に、定て家損可申候。先年國替の時、何もの家來、大方、是に被置候樣に申付候と存候。不入義に候間、面々在所は、近々不入侍とも岡山に詰させ候事、費にて候間、當所にて入申者計殘置、皆在所へ可遣事。

◎飢人扶持方、本月中は可遣候。最早食物少づゝ出來候間、男は其儘に合、女は並十五より內の悴には壹合づゝ可遣旨、八月廿二日被仰出候。

◎老中不殘御召被成、此度の洪水に就て、國中平し壹つ六分之由に候。內々の所存は、小身なるものは、此分にては、可致迷惑候間、物成可足遣、大身成者は、壹つ六分にても可罷成と思候へ共、能考へ候へば、大身の家來共は、直の小身者同前たるべし。下々の扶持をも不致候ては成間敷候。然らば、飢人猶以多くなり、末々、可致迷惑候間、此度申上候千貳百貫目の拜借銀の內にて、惣家中に壹つ成分遣度候。此義可相調義難計候へ共、下々扶持するも可有之哉、と

思ひ候に依て、先達て申聞候間、內々心得可申と被仰聞候。

◎代官殘らず御召被成、先日書付を以申付趣、聢と不呑込一同ならず候由聞及候。折々寄合致し、書付の通申談、一同致し、諸手と申合、存所相違之義有之ば、可申出候。面々知行所、今迄の申附樣を存居申者は、此度の書付の分にては成間敷と存者も可有之候。夫は心得違にて候。能々可申合候。事之上種々の違も可有之候へ共、根本の得心一同に無之候へば、國々仕置相違に候間、能念入得心可仕旨、被仰聞。

◎郡奉行共に被仰聞に、今度代官共にも、如申付、百姓を惡人僞者に定置、已が才を立、思案調義を以、廻し立て仕間敷事。二心を以て、人を廻し候事有、民之僞を敎るにて候。一兩年は廻可申候へ共、善惡共に、誠は隱れなく候間、後々は民も存候て、又僞を以て奉行を廻し可申候。慈悲正直を以て萬事取行、其上にて二三度も、徒を申わき〳〵の民迄引頽つし候程の者於有之は、牢屋可申付候。是第一の心得たるべき事。

◎國中草臥樣子、何も申候は、近年の天氣故と申候。尤、左樣にも候へ共、國替以後、村々の樣子、具に承り、百姓の居成し、百姓の交り、斯樣の義に付、能承屆候者、仕置の故か否や知れ可申候。

◎郡奉行共、其郡々へ引越罷在、春・夏・秋の景氣、又は、百姓の成行見及、田地之上中下、具に能見屆、毛頭見合、免定可申事。免相の事、所には可寄候へば、土免の割、段々に免念入定可然事。飢人者過半、田地少く、口數多類にて候由、生つき田地少き飢人は希なる由、多分田地を賣、惡田計取之、年貢返並口過難成類多候由之事、扨は仁愛明白之吟味を知らず、むざと折檻仕、納所をせつき候故、可仕樣無之、達者成者は、皆奉公に出、跡に老人・幼少女許殘居申故、其一家皆飢人と成のみならず、其田地は世中能年とても、荒同然たる由の事、銘々田地を買返し遣候事、今急には難成勢も可有之候。却て出入等も可有之哉と存候。いつとなく郡奉行・代官心得などを以て、救米の內などにて買返させ申候か、又は村々に有之惡所、地主迷惑がり申田地、少免を引下げ、飢人口數に應じ、地を與へ候はゞ、兩方の救と可成候。斯樣の心得なく、唯差當り飢者の扶持方遣、不成者に救米遣候分にては、以來たりに成間敷候。其上、近來の救米も、遣樣所により、不入念由聞傳候事。又樣子に依り、賣買仕田地引合、免を上候は、自然に賣買止可申仕掛も可有

之候哉、又は様子に依、買返させ可申候田地引分発上候はゞ、買手惜申さず返し可申候哉、此段は穏密に、面々、作廻たるべき事。

一、後家孤兒も頼るべき筋なくては、其村に居り難し。斯様の類も、郡奉行代官、心得を以て親み深く筋目はにくみ申様子に仕候を、便なき者は、村中養申様に可仕候。飢人と改出し候へば、只今の百姓の習にては、心得悪敷者も、有之候と相聞候。頼りなき者の養、村中も難成者へ、横役の内へ入候ても可然哉の事。

一、飢人、庄屋組頭に吟味仕候様にと申付候へば、過半横道者徒者と申出、尤も、救米など數度貰ひ取らせたるも可有之候へ共、兎角地を賣ての後の救米、曾て足にならずと見へ候。指當、徒者の様に聞候へ共、多分、地を賣候ものゝ行末と聞候。是に依て、此已後は、田地賣買を代官へ相斷、吟味の上にて賣申様にと可申付候事。

一、只今の大庄屋、大方は悪習にて小百姓の手前、其外萬事横道事數多有之候由聞へ候。是以、郡奉行仕様悪故と存候。萬事打はまり、末の義迄、自身承申付候へば、斯様には有間敷を、上下をして大庄屋任せに仕義多故、横道僞を此方より教候と存候事。然る上は、大庄屋なしに仕、五ヶ村、七ヶ村にても組合候て、用之義有之ば、其庄屋へ申遣候はゞ調可申候。又出入等有之共、右の村組中として扱ひ可申候。不成時は、郡奉行へ可申候。但大庄屋無之候て、不成仔細有之候はゞ、可申事。只今の郡奉行心得にては、大庄屋なくては成間敷と存も可有之、心得を仕かへ候へば可成義と存候事。只今の大庄屋共、正路なる者、又は横道なる者、書付可上事。

一、何方にても、大高作者を庄屋と仕と見へ申候。小作之者にては、正路なる者を見立て、庄屋に仕、代官・郡奉行念比に仕候者成可申哉之事。

一、右に有之如く手に餘る田地を抱へ、耕作可仕様無之者、又は検見見違にて大に不能高免故か、斯様の者、過分に米を仕る由、此者は何とかせき候ても不成事に候。此類、毎年僅有之、救とても少の救にては、迚も成立事成間敷候。又過分には例に成候とて不遣由の事、結局故なき未進を言成によりて救も有之由、是故、郡奉行、自分細に無之故に候。斯様の事故、百姓の心根、猶々悪敷罷成事。又間々小供多く持申候百姓、子を奉公に出し、未進柰に仕べくと申者

も可有之事に依り、斯樣の處に可念入第一に候。小作之者にて、人數も不入者、手前に抱置ては、却て致迷惑候。斯儀のものゝ子を奉公に出させ、米進を取置可申候。又田地多持人不足の者は、自然子多共奉公に出候ては、跡の作不可成候間、斯樣の者には、救米可遣事。斯樣の段、猶以、郡奉行・代官、能心を盡し、人々の手前承知可仕事。

右之外にも面々存寄事、又は此内にも不可然と存事候はゞ、心底不殘可申候。此度書附、惣郡奉行中寄合、能得心仕、一同に此旨を可存事。

◎日置若狹に、先日郡奉行共へ年内の皆濟迷惑致し候はゞ、春二月迄相延可遣と申渡候處、今に不申觸所有之由、如何樣之仔細にて候哉と御尋候處、河村平太兵衞・上田所左衞門・波多野傳左衞門は代官・庄屋迄へ、悉く申渡す。其餘は、或は代官計に申渡し、或は庄屋にも端々申渡、不同有之由、申上候に付、書付を以て急度申付候事さへ、己が智を以て、下にて計らふ事有之、沙汰之限、不及是非候。以來斯樣の義有之候者、急度曲事に可申付旨申聞候へと被聞仰。

◎飢人扶持方、來春へ及迄夥敷事、其上藏の米も多無之候、後々は、今迄の通に不可成候間、鹽海却等に、麥少かへ遣候はゞ、面々に草の葉にても入れ喰申候物哉と被仰聞候へば、何も可然義と申上候に付、斯樣の儀存寄候へ共、不申候也。又存出不申哉、其方より可申事にても心に不入故か、以來斯樣の義、心に入可申出由、郡奉行に被聞仰。

◎此度の破損に付、日傭出候へと申付候へ共、百姓致迷惑などゝ申、一切すゝめ不申段、一圓、合點不行候、備中などは、洪水之後、追附申付候故、阮出來候所も有之由に候。何も無精故すゝめずと存候、沙汰の限に候。來春出來可申普請、只今より百姓隙々に少にても申付度事に候。面々が身構故不申出候也。若心不付ば不入精故也。旁々不屆之事に候。早々寄合仕、日傭にても事行候樣に可申付候旨、普請奉行・郡奉行へ被仰聞。

◎旱損・水損之村々、諸事少々損益に拘はり毛見に手間入麥仕付遲く相成候はゞ、來年迄耕作之妨、萬事に付村々草臥に可成、少々の失却不苦候間、能々相考可申旨、被仰聞。

村々庄屋、平生心根正路にて、此度飢人肝煎以下村中として樂に相救、慈悲心有者有之樣に聞及候。小百姓たり共褒美可遣候間、聞立可申出候。又村々より庄屋百姓、常々不直にて、飢人を不救、無慈悲なる裁判仕、並遣候扶持方以

下肝煎、不正路の働仕もの有之由に候間、急度聞立可申出旨、被仰出。

◎郡奉行共不殘召出され、左の通被仰聞。

一、先月廿八日寄合仕候由、只今は替たる談合も有間敷と思候。當年は我等少無心元所有之候間申聞候。去免悪敷、我等勝手渇々の體を皆聞及、又當年之火事旁に付、笑止に可存候へば、免之義などに心引かれ、若し能はぬ免も置候半と思候。此處を能得心可仕候。

一、去暮には、百姓共町方にて調物潤澤に仕など申義を聞候に、左様に一國有之は、一段滿足なる事に候へ共、押並て左様には有間敷候。例ば一村に二人づゝ手前成者候にても、七百八十ケ村へ宛見候へば、夥敷事にて候。其様なるを申すと存候。

一、去々年も申聞候通に候へ共、又申聞候。皆共年々百姓救候へ共、免も上不申と申由に候。其趣意我等之趣意と違候處を合點可仕候。下民近年艱難に及候をよく仕度と存候までにて候。よく成候へば、免も上り候は驗にて候へ共、皆共は能仕を免を上候はん爲と存候。是本意違候事にて候。又脇何角申候故、挫かれ候て難仕と存者も可有之候。右之趣意違候上は、末にては違候て、脇よりもどかしく可存筈に候。併其者に奉行を申附候は、中々今存候には成申間敷候。其趣意の違候者の申所を、不被申候様に致すなどゝ存候は、大に違にて候。此方に守る處を強存、萬事申付候。又皆の者を脇の者に仕候者、多分脇より存様に可有候。脇の口を塞ぎ度と存ぜず候。面々が守所を、堅く強く致し可申付候。不及申義に候へ共、斯様に申とて、むざと免を安く仕候へ、とには非ず。能はぬ高免を置、年々の仕置を無に不仕様にと申事に候。免の義に付、皆共一つも誤なくとは不被思候へば、脇より其處を申は尤に候。免の義かふ如きはろくなる事と存候。併面々は心得次第にて候。

◎先程より何か申聞候へ共、詰る處は百姓強く成、耕作に精を入させ候より外は無之候。是本にて候間、左様に可心得候。

◎郡奉行に被仰聞候は、惣様能可心得候、今迄の所存と引換可申候。是迄は、城下に居申、郡々に用あれば參候。今よ

りは郡に居申、用あらば城下へ可參候。但每年參覲候事は不可然候間、大方之事は差計可申付候。尤一人にして不成事に候はゞ參可覲候。少の事にても、年寄共に可尋と存は、尤には候へ共、左様にては埒不明候。面々が心中蟠り、不正路にて、身構の心有之候はゞ、百色を皆尋候て、事宜調候ても心中は不正候。身構の心無之、打はまり仕候はゞ、事は不宜候共、心中は正路にて候間、隨而正路を守り、脇々に不構、萬事可申付候。此一筋之心得にて仕損じ候は、是非なき事に候。隨分民を救、安穩に成立候様にと存候間、左様に可心得候。

◎小堀一學に伊勢宮河原に飢人寒候由に候間、古手を買遣し、死人有之ば、渡置候鍬にて埋可遣候。死人の衣物取候はゞ曲事に可申付候旨、山の乞食に申附候様に、被仰付候。

◎番頭共へ、御鷹の狩(獵カ)被下、其次に一人づゝ御召被成、組中の內、小身者共、飯米に致迷惑候者共可有之候間、心付可遣候。但其穿鑿之仕様に心得可有之事に候。表立て穿鑿仕候はゞ、左程にも無之と存者之申出候事にても、無用と難申付事も可有之候間、內々、組頭には申聞談合候て、小身共同身體にては、或は麥成は多く、知行米は麥取越候て、秋物成少にて飯米不足の者も有之、或は子供懸人等少く、內々手前も續候者も可有之候間、能く穿鑿可仕候。當秋之家破損に、竹木遣候ても、組に依り、殊の外不同致し、不穿鑿にて申儘成も有之、又は穿鑿過候て不足成も有之候て、迷惑仕者數有之由に候。同身體に候はゞ、同前に遣が平等の様に候へ共、當年等は、人に依り不同が平等にて候。一國共に困窮の時分、兎も角も成候者は合力請候事は有間敷候。左様に心得、穿鑿仕、或は、見廻がてら其家へも參、景氣見計候て、書付持參可仕候。直に口上を可聞と、被仰聞候。

◎明暦元年正月、當町末々、又山の乞食、殊の外草臥申者有之由、町奉行も手不廻、飢人奉行も不行屆と思候。銀子五貫目中江虎之助へ相渡候。救漏し候もの候はゞ、救候様にと被仰渡。

◎池田伊賀・日置若狹を御召被成、國中の義、種々に申付候へ共、萬事思候様に不行足候に付、我等廻候か、其方共の內廻し候様共思候へ共、只今勢不相成事に候間、熊澤助右衛門を廻すべく候と、被仰聞候へば、御尤に奉存候旨申上候。則ち助右衛門に委細被申付、銀子持參致し、救漏候者有之候はゞ可救候。萬事郡奉行共可申談候。郡々よりは、口

安數多出候へ共、只今穿鑿申付候へば、指差ての大義、膨へ可成と思候に付、可濟事は濟し、不濟事は罷歸、可申聞と被仰付候。

◎町奉行に被仰聞候は、此度、郡々へ遣候町醫者十人に可申聞候。諸人の爲に申付候に、療治我と覺束なしと存候者於有之は、今より斷可申候。精をも不入、療知も不働候はゞ、早々取替可申候。其者一人不便を加へ、諸人迷惑爲致候事は無之事。又町々より目代惡敷、飢人等心に不入、成次第に仕置、飢申者有之由。尤目代不屆とは言ながら、其方共細かに心を盡し候へば、左樣には不可有之、急度可申付候。

◎當年中は、地子・町役差免候。然る上は、借屋賃下可申候。右之替に、手前成候者は、飢人等隨分可救旨、奉行へ被仰出候。

◎日置若狹に、當所へ飢人出候者、他國者無之、郡々町より出る由に候。郡奉行・町奉行へ何と申付候ても、救損ひなき樣にと存故、救漏者出と思候故、救損ひ候樣に仕候共漏可申候に、只今の分にては、心元なく候間、何も相心得、救損に不構候樣にと、申渡され候由、被仰付候。

◎郡々より指上候目安、其郡奉行共に被下候て、被仰聞候は、是を唯今穿鑿仕候樣にとの事にては無之候。是を以て萬事心得に可成事も、聢と不覺候へ共、此內に皆共が事も可有之候間、惡敷心得候はゞ、其者を惡む心、出來可申候。左候はゞ、皆共可爲越度候。不及事を申すは、能異見と可存候。誠に其通りに候はゞ、可改候。此內に、只今、改むる事も可有之候。又心得候て居事も可有之、又追て申付る事も可有之候間、左樣に可相心得候。

◎只今よりは、飢扶持と言ふ事無之樣に致し、代官・郡奉行見計に、飢可申者には米壹斗、或は五升、三升づゝ遣りて共者之作廻に致候樣に可致旨、被仰出候。

◎池田伊賀・日置若狹を御召被成、留守中侍共の事は、江戸へ可被申越候。在々の事は、兩人計にて宜く可被申付候。併し乍居難申付事も可有之候間、熊澤助右衞門折々國中をも廻し、萬可申付候。又穿鑿事など候はゞ、小堀彥右衞門を殘し置候間、可申付候。百姓共、此地へ參り、久々罷在候事、村中の痛にも可成候間、樣子に依り、其處へ參り承屆、

落着之處は、兩人聞可被申付候はゞ、十日に濟事、一日二日に可相濟候旨、被仰聞。

◎町奉行に、町飢人の改心得被仰聞候は、初は目代共不直者と疑、依姑最負可有之と存、細に穿鑿致候樣にと申付候故、念を入過かつわかし候。此中は、又目代共、不仁者ときはめ、横目を入候故、扶持方遣間敷者にも遣し候て風俗まで惡敷候由、兩度共目代共咎にて無之候。申付樣の過不及に候。今日よりは、目代共を正直・慈悲の者に致し、飢人の輕重を書出させ、扶持方となしに、目論次第銀子可遣。承應三年八月十日の條より、此條に至る迄、洪水飢饉に付、被仰出也。

◎承應三年、老中　物頭。組頭不殘御召被成、被仰聞候に、

一、家中大身小身、在々に至る迄一圓、我等心に不叶候。年寄故か殊の外氣短に罷成候間、國を召上られ候共、今迄の如く面倒なる義は堪忍仕間敷候。不及申候へ共、國を治るは、御奉公にて候間、屹度可改義に候へ共、惡人多可罰事、上御幼君なれば、時節不忠之樣に存候間、奉對上樣、此度は負まじき義を負可申候。此已後、已前の如く輕しめ、侮る輩於有之は、堪忍は仕間敷候。御幼君も御免可被成候。斯樣に申出す上は、大惡小惡大身小身、士町人百姓に至迄、今迄開候惡も、今日より以前の事は、皆差免、罪を加へ申間敷候。今日より我等心底を引替、我先奮惡を忘可申候。如是仕からは、皆々も生變り候と覺悟可仕候。今迄の惡を飜し、罪を犯し候輩は、猶以て已來を謹むべし。老中を始め、士中國中共に、急度嗜可申候。

一、去年、以使家中之者共手前の義申聞候。以後何事も聞入間敷と申候は、何も手前成候樣にと存、度々申付義、一圓不用故に候。引立てゝも不立、言甲斐なき輩、不及是非候。併し今より申出す義、用申候者に於ては、かつはかし致まじく候。連々續候樣に加分別、可申付事。

一、家中並國中共に、下地々々疲れ候故、此度の飢饉に取所なく罷成候へば、今年より五六年も、赤子を育つる樣に無之候ては不成義に候。左候はゞ、當暮より藏入給所共に、物成平しに申附候。知行所百姓は、只今迄の如く、面々の可爲知行候。免納所救米進等、萬事の作廻、此方より可申付事。

一、我等並執權諸奉行等申付義、事の宜に不當義も可有之候間、一國の智を借り用可申候。左候はゞ、諫の函を置可

申候條、始老中末々に至迄、萬事之義、書附を以て名を匿し、彼箱に入可申候事。

一、何れも惡敷習來る者なれば、今迄の覺悟惡しくと不存者も、人により可有之候條、左樣の者の惑を、追て書附可出義も可有之事。

右之條々、士中へ組頭、町人へは町奉行、在々へは郡奉行、共に可申聞事。先年より度々申出候へ共、其驗もなく候は、口上計にては聞覺へざる義も候哉と存、此段書附を以て申含候也。

◎同年九月、老中・組頭・物頭悉御召被成、被仰聞候に、近年、家中過分に借銀仕候故、面々手前、組頭吟味仕候樣に申付候へ共、今よりは勝手吟味仕候事不用之事。扨作廻は、人々、手柄次第借銀出可申候　手前行詰り、何とも可仕樣無之者は、兎角の義無く在郷望可申候。人馬へらし、在郷仕からは、人馬などつめ、奉公仕候者と同然に心得、內證自由に仕、在郷にても可樂覺悟候はゞ、可爲不忠候。人馬持申者に對し、隨分艱難迷惑可仕候。初より如申出に候。屋敷知行共に差上、其作廻人に任せ可申候。組頭は、人馬持候多少と同人間にても持樣の善惡と計能存候て居可申候。天下の人々、所帶算用をつめて合候は、百人に一人ならではなき者の由に候。我等を始め、其通りに候。昔の士の如く、勝手の事など申は、恥と存樣に有度事に候。左候はゞ、自ら士中手前も直り、風儀も宜可成と存候。遣所なく、只今此の如く申付候は、道理の無理と存候間、在郷をやり所に仕候からは、士に迷惑有之間敷候。公役の奉公缺ぎながら缺かざる者同前に心得、艱難を迷惑に存候はゞ、可爲沙汰之限事。

一、老中之外、妻子絹物着せ候事。並しんめう乘物無用之事。老中も面々心持次第に、家內にて法度可申付事。

一、娘祝言仕候刻、着類・諸道具其役人に書付を以て見せ可申候。其上にてなくて不叶物於有之は、此方より遣可申候。借銀も無之、手前人馬をも持申者、構無之事。

一、老中より下と計候て、歩行も、物頭も、同前の樣に可存候へ共、是程公役かゞし候上之事に候。難分之候。女之衣は男の具足にて、禮も有之事に候間、曾て不持者には、此方より遣可申候。其時大身小身位の高下分可申候。

一、呉服屋の者、絹物賣候もの、當所拂可申候。但別の商賣仕、可有罷と申候はゞ、其通可仕置事。

一、天地の氣も、陽の春夏は賑やかに、陰の秋冬は寂しく、鳥などは雄は飾ありて、雌は飾なく候。今此國、面は逼塞して、內所は豐かに候由、人に依り知行は、女の化粧田と成かと存候。亡國之左右に候條、此段急度以誓紙申付候事。

右之條々、能々心得可仕候。斯樣の風俗習、只には直り難く存候。人に依り餘成義と存候者も可有之候。左樣の習、心を變ぜん爲、急度誓紙申付候也。

◎同年の御直書に、

一、出羽、其方事、覺も可有之、近年我心と相違仕義數多あり。其身大なる違共有之候へ共事々には不申聞候。因幡・志摩義にても合點可參候。其方故、我等氣に違候者、免とて、其まゝ子の如く入魂仕候義、我等申付候義、能社申張候と言はぬ計也。斯樣の義、上を重じ申候へば遠慮可有事。是輕しめたるにては無か。先年、江戸下向の時、我等に不申聞、京より其方御目見の事申遣候由、後に兵部を以て申、江戸にて乘物の訴訟申儀も、牧織部を以後て申候。是れ、侮り輕しめたるにては無きか。我等嫌申候酒盛など、無作法の義は、人一番に仕り、是輕しむる義にてはなきか。惣て、其方は、惡口言ふ事好む也。人毎に人の惡は申者にて候へ共、其方は勝れて好也。わらべらしき大身には似合はざる義にて候。以來嗜可申候事、先日も如申候。今迄の事忘申上は斯樣の事申聞候。忝存候被仰聞候通り、心廻り足らざる事も御座候て致迷惑候。乍存は不仕候とて、誓言を立、罷立候事。

一、長門、其方事、我等爲に隨分能家老にて候。先律義に候と存候。但氣隨に不行儀なる事候條、已來嗜可申候。忝とて淚を流し、罷立候事。

◎伊賀、其方事、對我等、大惡逆は、何としても有間敷人と存候へば、賴母敷存候。乍併、惡心得違と存候。おちかたの者をば不捨が道と存候。尤可捨事にてはなく候間、今迄使一度遣候はゞ、二度遣候は、一段能、と心庭より入魂仕、家の作法も惡敷罷成候事候。又いふり成心候。是大疵也、女や童のする事也。大身の者など用聞申人、此病大に惡敷候。能嗜可申候。忝由罷立。

◎淡路・下總・若狹・面々に、少づゝの惡敷事申聞、喜候へと申付候。何れも忝由の事。

◎出羽、補井養元を以て申候は、先日御直に段々被仰聞、今迄之義、御忘なされ候由、忝奉存候。併し上を輕しめ侮申旨、御捨被成候とは、御意に候へ共、今迄の義、何共迷惑を致し候。私心に乍存、巧み候て不仕段、誓紙を仕候。養元に見せ候由にて持參仕、披見に入候に付、家中振廻等、法度申付候へ共、參候は、輕しめたるにては無く候哉。惡口の次手に、學問の事惡敷と思候はゞ、達て異見仕、我等不用時は無是非、詐らずに可罷在事、一番に申し、他國などへも申遣由聞及候。是侮るにてはなく候也。此義に不限、數多可有之候。理屈にてはいかぬ者也。能自分に省可申候。皆覺も有べく候。先年も、老中和し申樣にと申聞候時も、情欲の和は役に不立、却て仇と成申候。以禮義和ぎ申樣に、と申聞候。其座養元義罷在候。覺可申候。然るに、只今淫亂の交仕、和と心得候と存候。其身一人惡にあらず、人迄引仆し、出羽など左樣の事好候へば、家の風俗惡敷成、仕置の妨と成申候。又、我等淫亂の遊好ならば、無是非候。我等殊の外嫌は能可存候。其を押して仕候義、輕しめたるにてはなく候也。又此の學問に、時分の能と惡きと云事可有事にあらず人間の五倫の上の事、心得そこなひなど論申儀、今は能時分などと言は有まじき事にて候。先年聞候へかしと存、申聞候へ共、只今は何も聞かぬがましにて候故、先日も無用と申候ひき。右の段々出羽家老、斯樣のさいきやうあるは悅ばしかるべき也。能省み候へ、と可申聞候。養元申候は、今よりも度々被仰聞、御尤に奉存候。又も御負けなされたるが能候と申候條、坊主おれ申候哉、うつけを申者哉、今迄のさへあるに、今より先は中々勘忍仕間敷と、申聞候事。

◎町奉行より、捨子養ふ義、此方より當がひにては、其者迷惑仕候由聞候。迷惑不仕候樣に、上坂外記と申談可遣候。其内別て不便を加養ふ者有之由聞候。御尋被成候へば、左樣なる者二三人有之由申上に付、其者共は、奇特なる事に候旨、銀子被遣候て被仰付、白銀一枚づゝ被下候。

◎明曆元年四月四日、被仰渡に、

一、此度香西采女改易申付に付、去秋申出候舊惡を可捨由申聞候。此義も只今の義にて無之條、不審に存候者も、人に寄り可有之候。舊惡を捨候と言は、縱ば逆心者にても、其心を變へ、只今、忠義を存候はゞ、右の逆心を捨可由と申事に候。采女義は下々にても有まじき不義の仕合、其身に疵附たる事に候へば、舊惡を捨候と言とは違候。諸士の頭

を可仕者、右の仕合にては、其儘不置事故、改易申付候。

◎久敷留守の事に候へば、番頭中の外、末々迄、作法能嗜可申、猶以老中專に候。老臣は家のおもやにて候に、老中より無作法にては、末々作法能可成事不可有之、老中專一に嗜み、家中の手本に罷成候樣に可被心得候。

◎來年歸國も程無之候條、老人共も養生能待請可被申旨、被仰聞候。

◎池田伊賀・日置若狹に被仰聞候は、此以前より度々の事候へ共、又申聞候。惣て、人毎に和し候樣に仕度者、押並べての事と乍言、取分け兩人の如く用をも達する人、不和にしては國家不濟事眼前に候。今よりは、猶以兩人心を不置互に助合、伊賀失念の事は、若狹言ひ、若狹失念の事は、伊賀言ひ、過を互に申合樣に仕度候。理屈と言ふ者は我を是とし、彼を非とす。此心にては、事は理にても、實は非になり候。此處を能心得候て、常々用ひ被申尤に候。伊賀、病者にも有之、年も被寄候。然上は、近所牧石邊鷹場免候條、左樣に可心得、遠所へ參候ては、留主の內杯も用も可闕と思召候由、被仰聞候。

◎伊木長門を召被仰聞候は、去秋も申聞如く、其方義、律義成仁に候へば賴母敷存候。就夫よき上にも好樣にと存申聞事候。其方儉約と言ことを心得違ひ被申候哉、家中への當り、殊の外、しわき由聞及候。儉約と言もの、無欲を專とし、自分の事を、つゝまやかにして、其財を下に施すことにて候。省少く候へば、誰人も儉約と言を取違へ、やゝもすれば吝くなる者に候。又知行所より米麥の納樣、事外吟味強く、百姓共迷惑仕由に候。其方は不知事に候。奉行共、大體に納候樣にと被申付尤に候。爲心得被仰聞候由との御事に候。

◎年九月、江戶より被仰遣、郡奉行・代官共に被仰付、誓紙前書、

一、去年、當春、御書付並度々御直に被仰付趣、少も無違背、心の及候程、民の困究不仕樣に可申付事。

一、上の御爲、並諸士の爲、能民の風俗心立、能可罷成義を乍存、御家中大身小身の思はくを省み、詘り恐れ、身晴の行、仕間敷事。

一、上より被仰付候共、老中被申候とも、上下の爲、能と奉存候義は、達て可申理候。請込の金銀米麥、少も私曲仕間

敷事。

右之條々於相背申に者、忝も是より神罰。

◎同時に、番頭・物頭へ可申渡覺。

去年より當春に至る迄、國中民共救に付、民への施計にて、士共への申付樣、粗略なる樣に存ずる者も衆可有之と存候。當春書付並直にも申聞候通、能々心得可仕事に候。民强く成候へば、連々士共の爲宜敷事に候。當分は士共、迷惑可致とは存候へ共、度々申聞候如く、可成程儉約仕候はゞ、飢に及候程の義は有之間敷事。不心得なる者有之候て政道の妨成事申出候はゞ閉居、不寄大小、急度可申付事。爲其、郡奉行・代官・誓紙申付事。

◎老中七人へ被遣御書へ、

急度申遣候、當年も世の中思敷も無之候由聞及候。就其、家中無心得成者共、又々政道の妨に可成事共申出者可有之と存候、爲其、家中ゑの書出、並郡奉行・代官共誓紙申付候。何れも披見申候て、可被得其意事。

◎和氣郡の內へ、赤穗より鷹遣に參、伊木長長門鷹の由似せ事を申、九日逗留致し、菜雜事薪なども、所より出させ、鷹遊候條、山へ上り尋ね候へなどゝ申由御聞被成、被仰出候由は、此事不得候はゞ無是非候。我等、鷹とても、左樣にあばれ候はゞ、加藤九左衞門方へ可申屆事に候に、增て長門鷹と乍存、免置事、大なる油斷、沙汰の限に思候。已來も斯樣の事は可有之候間、能々可心得旨、郡奉行御叱なされしと也。

◎承應の大洪水に、川原村の者十一人、家に乘流行、米崎へ出候を、和氣郡灘村の獵船參、不殘助け上げ、小兒は懷中に抱溫め、其餘には粥煮て與へ、大島へ參り、石番に渡置、明日も見廻に參由被聞召、前後の仕樣誠に慈愛成義と思召、御褒美として、白銀五枚下されしと也。

◎郡奉行共に、隨分心に入り候はゞ、此外に如何程も善き事可有之候。只今迄も精に入候とは見へ候へ共、猶以不懈樣に可心得候。此度申付候事にても不可然と存事候はゞ、少も無遠慮可申聞候。可改候。皆共よりも一旦申出、又仕替度とは難申事などゝ存候はゞ、大なる過にて可有之候。善事候はゞ幾度も改たるが能候由、被仰聞候。

◎明曆二年の御直書に、

一、先年飢饉の節、壹成可遣と申出候へ共指上候に付、其通に仕候。其後可遣と存候へ共家中風俗惡敷、奢極りての災に候へば、大に懲らし候はでは、奢も止み申間敷候。又遣はし候ても、足にもなるまじきと、控へ置候へば、餘義なきすりきりの分、近年、物成惡敷なんと儉約に仕候共、不成は必定たるべく候間、此度右の壹成遣候。借銀無之者は、藏より米にて受取可申、借銀有之者は、此壹成を以て、借銀の本を減らし可遣候。當分、手前の足に可仕よりは、本減り候へば長き救たるべく候。其上、來年よりは物入打續候へば、只今一同に藏より遣す事も不相成候。借銀不仕候者に、借候ものよりは手前迷惑仕者も可有之候。公儀へ苦勞かけず、とり〴〵艱難仕候段、奇特に存候。手前成候者は、尙以只今より後、すりきり不申樣に仕、人馬懈怠なき樣に仕候段、何より以て爲奉公べく候事。

一、來年よりは、家中一同に定、物成三つ五分に極め可遣事。儉約と申儀、度々申聞候へ共、能合點不仕候か、又合點仕候者も我儘を仕候て可有之候。儉約と申すは、內所の奢り費をやめ、公儀を第一に勤め、軍役・公役の嗜み仕こそ、誠の儉約、誠の士にて可有之候。人には可依候へ共、內所は奢り、上向にては、人馬をもしか〴〵嗜まず、儉約などゝ申者有之由聞傳候。今より後、士の禮儀を存、內所をつめ、軍役・公役の心掛、專一に可仕事。

一、勝手方の物語、手前不成のなき事などは、町人も人がましき者は不申義に候を、只今は、士の上にも恥と不存寄人は申を悧巧の樣に風成下だり候。此方を度々取上げ候故、申と存候間、此度は、人々手前の訴訟、老中も、取次被仕まじく候。今よりは、人々、獨立の覺悟可仕事。家中にて惡口を吐き散らし、風俗を亂り候者有之と見へ候間、左樣の者は、昔より治國第一の妨と申傳へ候條、承屆候はゞ曲事に可申付と申聞候を心得そこなひ、仕置の事を、評判取沙汰法度候樣に申出に候。又は聞候て心得に成事も候へば、少しも不苦候事。

一、子を育つるは、母の亂ほど好きはなしと申傳候。大身にても、其理を知る人は、國主の內室にも左樣なるが有之候に、少身者まで乳をとらねば叶はざる樣に、風俗有之と聞及候。沙汰の限に候。小身者は、猶以母の乳にて育て、家內に女少き樣に可仕事。

一、此前、家中の心得、自然の時、末の續くべき考もなく、むざと人多に可召連樣に覺悟仕と承候故、人數つもり、切つめて申付候、自然の時は、其にては成間敷候間、增人可遣被存候へ共、飢饉以後、用銀も不足にて、家中へ合力成間敷候間、自然の時、人々の手前さばきに可仕才覺悟尤に候。人積も、是程不召連候ては成間敷と存候分、面々に書附、組はづれは老中、其外は番頭まで渡し可置候。重て見可申候。人賦はりの義、此方に思案仕置候。是も重て可申付事。

一、家中作法、又は面々の心得、度々申聞候へ共、今以、無作法に惡き心得の者有之樣に聞傳候間、今より後、愈々作法惡しき由承り候はゞ、一組きりにしたてゝ横目を入置、家内の義まで、其に可承届候間、何も左樣に可心得事。

◎近年度々申聞候事。大方は士中への異見に候。法度と異見とは格別に候。異見は度々不申しては不叶候。士中よりも、我等に異見聞度候。異見を法度と存候はゞ、大なる心得違にて候。

◎祝言の事、先年申付候へ共、今以不入事共仕候と存候間、有合物にても、身代より減格に輕く可仕事。

◎當分、家中忝がり悅候ても、畢竟風俗惡敷成行候へば、好にては無く候。當分、上を恨み、そしり、迷惑がり候ても、畢竟誠に成行候へば、惡敷にても無く候。例へば、美物を食べ候と、藥を飲み候樣なるものにて候。當分の悅は、十が九は毒に成、戒は十が七も藥に可成候。此前きつく申付候とて、家中いやがり、此度は何事も不申付候とて悅候由聞及候。何れが能こと候はんや可存候。自今以後家中の悅と不悅とには構ひ申まじく候。家中の樣子次第になり、ほどきつく可申付候義も可有候。又和かに申付義も可有之候。人の申なしには仕間敷候間、人口は不及申、子供迄の覺悟作法、能つゝしみ可申候。

◎邑久郡上寺の坊主參、門前村の牢屋人の詫言申上度由申旨、池田伊賀申に付、御內意に、彼坊主に逢ひ可被申聞は先日於御前御噂有之候。惣て咎人の事、出家衆詫言申に候共、取次無用に候。可助者なれば、坊主不申候共、御救免之事に候。御成敗可被成者に候へば、坊主申とて、御助けは被成間敷候へば、入らざる事に候由、被仰聞、被申上候事無用に候と申聞、返し候へと、被仰聞。

◎總代官を御召被成、當年は一入大事の年と思候。急度精を出し可申候。去年申出法式、堅可相守、代官の內に、殊の

外精の入も有之、又、疎なるも有之由聞及候。細には難成と存者は、斷可申候。郡奉行と和して、諸事可申談候。惣別、人により我を立たる病者之者に候間、其心得あるべき旨、被仰聞。

◎御直書に、

一、今度、借銀の事、此前も度々の儀に候へ共、少も驗もなく候へ共、此度は望に任せかりよせ遣候。舊冬も如申渡、面々手前よく〳〵詮索仕、以來成立候樣、組頭心得肝要にて候。組子をば斯樣に申付候へ共、組頭我儘におごり候ては末々可成立なく、然る上は、組頭の心へせんにて候。面々も書附取上候條、右の外に入用事も候はゞ、老中へ相屆、相談を請可仕候。少も私に仕まじき事。又、物頭も同前の事。組頭・物頭斯樣に仕候ても、老中私におごり候ては、猶以不成事に候。家中の手本に可成仁が、我儘にては、家中の締り、一圓不成事に候。斯樣に申候手前、せざる處、軍法の爲にて候へば、不覺不忠の仁にて候。家の爲を存じ、忠を思ふ仁は、堅く法を守り、斯樣に申出義を可被守事。

一、上樣御生付、只の御人にては無候條、天下泰平の瑞相と存、目出度事に候。何も安堵可仕由、申渡事。

仰止續錄　天之卷終

仰止續録　地之巻

◎百姓共口數多、田地少、飢人と罷成候。其本、第一父子兄弟の親疎かにして、一所に集る事を厭ひ、別屋敷、別所を好み、田畑を分候故也。當年は世中能候間、一入左様の者可有之候條、所帶を分候儀、堅無用に可申付候。兄がゝりの弟親がゝりの子供、成人仕、妻子を持可申歳に成候はゞ、部屋を作り、或はしきりさしかけなどにて、朝夕は一所にて、我人の隔仕間敷候。一家の內に仕候者、親子兄弟は不及申、伯父甥從弟に至迄、田地は我田地の如く、世帶は我世帶の如く、互に愼み助け合可申候。家田地をおしたてわけ〳〵に仕間敷候。或は親子二人して作り可申田地に、子供二三人持候者は、其一二人は奉公におしむけ、給米の餘を以て親兄弟を助け、其、妻子は男小男の助と成、宿に居候者は、其奉公人の女子供を念頃に養候様に可仕候。只今迄、別世帶仕候者共、とても身體成難き様子に於ては、別屋を類し部屋となし、如右連々に可申付候。只今より後は、世帶を分、可然もの有候はゞ、郡奉行・代官寄合、遂吟味、已來未進仕間敷候。少の御救延米も、公儀へ申上間敷と、書物判形を取、大帳に作、後の奉行へ可傳之、右の様に確なるものならば可申付候。又奉行・代官此方より心付、此兄弟の內屋敷田地の主となし、可然と存候子細有之、申付に於ては、書物に及まじく候。百姓の方より分度存には、重々吟味可仕候。大法不分を以善事と存候故、世帶分の事には、郡奉行一人に不任、代官相加之旨、被仰出。

申出覺

上様は、日本國中の人民を天◎より預り被成候。國主は一國の人民を、上様より預り奉る。家老と士とは、其君を助て其民を安ぜん事を謀るもの也。一國の民は、安と不安とは、一國の主一人にかゝるべき事なれども、天下の民の一人も、其人も其所を得ざるは、上様御人の責なれば、此一國民を困究せしむるは、上様の御冥加を減らし奉る義也。不忠なること是より大(甚)しきはなし。上に不忠、民に不仁、國主の罪、死とも入れられず。今時何事もあらば、御用に立たんと、亂の忠義を心懸候人は、餘多有之と聞候へ共、上様御冥加減りて、何事あらんには、忠を存候共、益あるまじく候

寸志ながらも、此國に於ては上樣の御冥加を增し奉り、長久の御祈を致し、無事の忠を致さんと存ずるもの也。汝等大臣小臣共、我寸志を助て、其業を遂げしむべし。士は貧を以て常とす。貧とも百姓の富には增るべし。士の奉公人、いつの飢饉にも餓死する事はなし。人々不自由を堪忍仕候はゞ、汝の君に忠あるべく候。

◎義と利とに分別なく、我に好ければ悅び、我に悪ければ恨み、憤るは、市井の野人、黑白を辨へざるものゝ言所也。士にして如是なるは、無下なる事也。假令、君の悅を求むるに迷ひて、家中の者に善き供給あるとも、國政に、公ならずば諫を加へ、其利を取らずして可也。たとへ、汝諸士に便せずとも、道に於て尤なる事ならば、其艱難を行て可也。義を見て、利を見ざるものは、士の道也。利を知て、義を知らざる者は、市井の風味也。汝諸士、市井の人たらんか、士たらんか、市井に居てだに、心ある者は、義と利との分別なくては叶べからず。

◎他人を迷惑させて、我身の榮ゆる事は、たとへ有とても、君子善人はせず。況やたゞでなき理をや。然るに、我等は唯我身がちにて、人の迷惑を顧みず、他國の人に迷惑させてだに、我榮ゆることはすまじき義なるに、此國の人民を迷惑させて、米を高く賣事を望候樣なる心根故、我と大借銀仕、次第に自ら迷惑仕候。さる故に不足の理を知らずして、未だ得事不足と思へば、餘り頑愚なる事故、天道、怒を動し給ひて、虫さし、日損、水損の責を下し給ひて、夫を治る事ならざる主人故、家老此難に預り候。因州と當國との事を存較べ可申候。因州にては儉なる故、少く得ても足り候。當國にては侈候故、多得ても不足。是を以て、家中儉約を用候へ、と申付候へば、文盲故か、吝嗇を儉約と覺へ、奢侈を潔きと存ずる樣子にて候。吝と言は、邪見にして、人をも救はず、下人百姓共の饑をも顧みず、軍役。公儀傍輩の交際、禮義愛敬もなく、たゞかたむきて金銀を溜候を申候。儉約と言は、家に儉にして、國に勤るを言て、我身の榮耀妻子の私、內所の飾を除て、軍役・公役を勤め、朋友と愛敬あり、無用の外聞結構を止め、下人を憐み、百姓等を救候。天地各別成義に候。士と成て、人足同前に文盲にて、是程の道理をさへ不存、口の開たるまゝ心に任せて上を申掠め道學を悪口申候事、士とは難申候。偏りと言は、我身の榮耀、妻子の口腹を専に仕候故、軍役。公役を勤めず、其、目かくしに、外聞無用の繕候故、下人困窮しても憐み救はず、人を殺し、不便の者をも扶持放し、國に究民を增し、百姓の

餓をも顧みず、唯一月の扶持方の事をも申付候にさへ、僅の米の故に、様々口すさまじく亂國の様に申なし、上の用にも立まじき様に申段、心根のきたなき事、吝きと何れぞや。おごりと志わるとは、畢竟大欲心故、而は替候へ共、心根は同前也。

◎借錢仕候者共、申分、上より御救とは被仰候へ共、利付て出し申被下たる者にてはなし、夥敷御詮索に不及儀と申候由、あまりなる悪き申分に候。御知行十分の一の人馬ふり廻し仕候者も有之、半分のふり廻はし仕者も有之、好き分にて、千石取、六七百石取ならでは無之候。其上、國中人置あまり、他國へ遣、或は迷惑に及候へば、民の疲に候。如此の不忠あげてかぞへ難し。斯様の處を存候へば、身上程に取廻し候者共は、忠臣にて候間、褒美加増も遣はし度事に候へ共、其者にも人柄の善悪可有之候。尤、借銀仕候者にも道有、すりきりも可有之候、日々に穿鑿及難き故、知行程奉公仕候者も、空く憎き心行を以て、不忠の様をかくる者共も、其通にて候。依之、先日在郷の儀申付候、随分艱難仕、借銀相濟、一二年の物成たまり候て、知行屋敷色々與ふべき也。

◎先年より申付候政法度をば、心學流と名て、心學流は、をきたるが好きに、世間は世間の様に仕たるがよきなどゝ家中の者共申すにて、表向人馬をばへし候へ共、奥方内所の榮耀奢侈は、古に增り候由に候。申候如く、心學流とは、大に違ひ申候。心學流は古流にて候。古流は義理を嗜候故、家に倹にして、國に勤る故に、如何ほどすりきりても、身上程の人馬の公役はかたく不申候、奥方内所は、随分詰め候事に候、士の心邊、勇氣失て、恥と存ぜず、女童町人等の褒候を、公儀と存候風俗、慨きても、猶餘りあり。此國は、我國に候へば、此國の世間は、我世間にて候。然るを光政流は無用、世間の如く仕候へとは、他國に居ると存候や。但主は脇に候哉。

◎家中士、其自然の事あらば、用に可立と、口にては申、常々心懸も仕者有之と相見候へ共、其作法は、一圓不相應に候。我國を亡し、我軍法を亂り候事のみ、常々仕候。我を助くる信にてはなくて、我を亡す仇を養ひ置にて候。先國をかたくし、軍を治むるには、其國の地民を善するに若くはなし。近くは權現様、三州にして、武威を振ひ玉ひて、終に天下に治給ふ。尤、名將たりと雖、三州より起り給はずば難かるべし。三州の地民、常理直にして、心勇也。權現様、其

理直を失はず、其勇を育て給ふ。士は、日本國中さのみ替りはなき者也。只地民の善惡に依て、平生も治り、軍も利あるべし。然るに、我國の地民不理、直にして心氣弱也。是常に難治して、軍に利あり難き、第一の慨也。然れ共、和する時は、弱能く强を制する理有なれば、國民能士を愛敬して、其死に先たんことを願ふ、愛する所には、必ず勇あり、我子を捨てゝ臆病なる者はなく、是卽、平生の政也。軍と常と、二あるべからず。先諸士の心潔くして、民の心に感ぜしむべし、慈愛ありて、民の心を服すべし。然るに、今國中の民共、士を見るべきには、欲心深き事也、恥も知らず、無道心なる事也。人に非ずと思ふなるべし。民の心の仰になるべき士が、如此して、何を以か國俗を能くせんや。其品、擧げて數へ難く、畢竟、きたなき慾心堅貪、邪見なる心より起候事也。目覺ましに、一二擧て聞すべし。欲心と邪見と有時は、共に有。士共、定て盜賊の火付をば惡み思ふべし、僅か兩手に提げて取るべき物の爲に、數軒の家を燒亡し、數萬の財寶を失ひ、人を殺し、貧窮に及ぼす所、邪見なる心ならずやと、憎み思はざるや。今士共の心、少も此火付に劣るべからず。如何となれば、天下の周流の米、京大坂より高きはなし、京大坂につぎては、運賃の遠計にて、當國より高きも少なし。然るに、此の周流の第一の直段を安しとて、此國にて闕所を望み、大坂より高くしてこえん事を貪る、此國の米、大坂より高からんことは、何を以てすべし。只此國の人民を迷惑させて、此國のものに高くかる也。此邪見無道心の心、下々民の心に感じてさぞなさけなく思ふべし。當年の如く成飢饉、而の當りなる死人を見てだに、他國の五穀を入れよと、訴訟を一言言はず、却て闕所の上にも闕所を望む心あり、僅かの藏米を賣らん爲に、國中の飢饉を顧みず、何を以て、かの火付の理に異ならんや。其米の高を以て、汝が手前、迷惑することを知らずして、未だも高くばよからんと思ふ故に、次第に借銀重ね候。

◎それ士は常の食なけれ共、常の心有。民の如きは、常の食なければ、常の心なしと言ふに、是困究せしめば、何として人民の心立風俗よかるべきや。士共手前捌計り心欠一字しめ、此國の亡るに近き事を露も嘆かず、彌々、滅るに近く共、我爲の能樣にとなくては不存、國亡ば、汝等、誰と共に好からんや。汝等口利根に、米の高きは、町人の爲にも、百姓の爲にもよしと言ふ。其よきものは、汝等が奢を助くるものゝみ。國中を千にして九百九十は迷惑し、十人汝と共

に善しと言へじ、其十人は如何程米高く共、死には及ばざる者共也。扨救はざる樣にても、士中に財米を捨る事は十にして八九也、救ふ樣にても、民に財米を捨る事は、十にして一二也、其一二の人は、十にしては八九人、八九人の人は、十にして一二人也。若斯、各別なる愛敬なるに、邂逅にも、民に善き事あれば、百姓ばかり御用に立可申などゝ申知行を請て居ながら、左樣の言葉を出すこと、士共人共言べからず。少も、身の爲善事あれば、道には構ひなくても、天下にもなき樣に、上を褒るかと思へば、少も身に便せざることあれば、道には構なく褒めたる詞を飜して、散々に上を惡口す。定て皆が皆に、左樣にては有間敷候間、惣ての顏よごしに、自今以後は、仲間より吟味可仕事候。惣じて此借金より此方、士共つき合も、假初にも利得の穿鑿許にて、士道の物語、武士の事も不申出候、何とぞ、此利賤の事を止度存候。夫に依てにや、餘り心が汚くなつて、男女奉公人をかゝへ申者、人にはより可申候、定て、多くは有まじく候へ共、上下を齊、兩脇指し候、若黨を三俵や四俵に値切なし、小者仲間より劣りに仕り候由、國土困窮故、饑に望奉公人多きに依つて、是非なく居申にて候。夫れ程の主人ならば、定めて、其切米の外には、古紙、子袴、帶、鼻紙、にても、事欠候時分を見ては、取らせは仕間敷候、是非なく〳〵と存じて奉公可仕候小者共をも、一俵半、壹俵貳斗、壹斗などにてかゝへ、下女なども五匁三匁にても召置候由に候。さて〳〵むごき次第に候。盜を仕候より外、何としてそれにて肌を隱し可申候哉。いかに居候へばとて、左樣にて置かれ可申哉。左樣ならば、定て、其外には、不便を加へそれ〴〵のものは取らせ申まじく候。夫のみならず、下々を使ひ候事、牛馬の如く存候由、牛馬も心なくては立ち難く、只竹木を切使ふ如く仕候由にて、無事の時は、無是非勢に堪忍仕候へ、自然の事も有之候て、御敵退治の爲、遠國などへ出陣せば、左樣の主人の下には、皆道より逃走可申候。知行高を取と申すも、人を多持を以こそ本意と仕候事にて候に、持て不持に劣り候仕方、無是非義に候。扨夫のみならず、若出陣の後にて、隣國逆心の輩出來など、走たる下々迚も逃れぬ身と思ひ、空國へ引入を仕候はゞ、何の手もなく逆心の者の爲に取られ可申候。法を堅くして、少付從たる者共も、常々の無道心の主人、今此時に返さんと存候へば、其死を憎みて、助けは申間敷候。是初に所言の、汝諸士共の常の振舞ひ、我國を亡ぼし、我軍法を亂し候にあらずや。左樣にきたなく、民を苦め、下人追ひ詰めて、金米

を用る處を見れば、妻子を愛し、女娘の公儀を專にし、少も欠ては恥と思ひ、士道の心邊、人馬の欠たるをば、恥と思はず、我知行は、諸士共の女の知行となりたると覺へ候。上樣より、女の化粧田には、此國は不被下候に、上への申分もなき義に候。是を以て、毎度樣々法を立て候へ共、結句は、陰にて惡口して、少も不用候、汝等左樣に公儀を欠かして、愛する妻子共、自然の時、苦みたる民や、下人の手に渡り、恥を晒し、眼も當られぬ事と可成候はゞ、畢竟、妻子も愛せざるにて候。如此恥、如斯理を、能々辨へ、悔さとりて、自今以後、我民を救ふ助となりて、妨をなすべからず。汝等も共に民を救ひ、下々を憐て、其君にも忠有り、其民にも仁有、その妻子の行末をも思ふべし。汝等、表面逼塞、內、奢侈を止め候由、分々の仁義は可成候。嗚于悲矣哉。數萬の民の老若男女幼を、在々に泣かしめ、餓やし、此處彼處に夭死せしめ、或は、山下の町に漂はしめ、二八月の出替りには、數萬の男女、道路に立まよひ、群雀の宿り兼たる體にて、彼無道心の主人をだに求かね、五日十日なくなれば、飢死の數に入、乞食非人と可成歟と悲みぬるを、汝諸士共、樂むや。人の心あらん者、何ぞ妻子の飾を求むる遑あらんや。妻子の小袖一を以て、彼等四五人の心身を豐にすべし妻子、何ぞ寒からんや。去年今年の樣なる飢饉年、其身妻子の衣食も、かつ〳〵にして、漸く下々を抱へ申候由、切米の易きも理たるべく候。口の上にては、三人置候者を四五人も抱申候者、國への忠たるべく候。乍去心有士は諧樣有べき事に候。若黨ならば、小者の切米にねぎりなす共、鼻紙代と成とも名付、其身の恥と不成、忝がり、主人よりなき事なれば、御尤と存ずる樣に、仕樣可有之候。下々女にても、其心よりは、又此外なさけの懸樣にて、同樣なる事ながら、親にかゝりたる子供の切米も、何も取らずして、乏しからざる樣なる事可有之候。兎角、各は士にて士に非ず候。士と言はるゝは、大事の事にて候、其名に叶ひ可申候。

◎家中へ申渡覺書。出羽・伊賀・若狹に寢間にて讀聞かせ、何も存寄候はゞ、可申直し可申と申聞候へ共、何れも御尤と申、其後惣士中、不殘五座にして、若狹より口上にて、委細を申聞け候事。

◎郡奉行共に、壹年中皆共苦勞仕候事、無申計候、申付候時分は、飢人抔有之、又は、仕置替り目なれば怠事も有間敷と思候。只今は大形能成候へば、今の時分油斷有者にて候間、猶精を出し、少も怠間敷候樣、被仰聞。

◎明暦三年三月二日、郡奉行共被召出。一昨日寄合を仕候由、替る義も無之候哉と御尋被成。別に替儀も無御座候由申上。御普請之儀、又百姓共の景氣、一人々々、具に御聞被成。其後、何もへ被仰聞候は、近年何れも心得違候、百姓と言ものは、米をば不食、糠はしか等食物にするものに候由、吾人存候と思候、惣て、百姓も人にて候へば、米を食する筈にて候へ共、得不食様に、此方より仕置仕候故、近年は喰不申候。先、根本を何れも心得候はでは、萬事の仕置違ひ申筈にて候。末々細なる事は、此方より、指圖は仕難く候、郡に依り、所による事に候、夫は面々が不怠心に入さへ仕候はゞ、いか様の事も出來可申候。先上様の御本意御願は、何も無之、一天下の民、一人も飢寒候人無之、國富さかへ候様にとの御願の外、無他事候。然共、御一人にては不成故に、國々を御預け、或は小給人も共通に候、國を亡所に仕一國の民人欲候様に仕候は、其一國の民の歎、皆上様御一人御かぶり被成候へば、上様の御冥加減り候様に仕候事、第一の不忠無申計候。又我等も一人して、國の事不成故に、何もに知行所を預け、此方の本意の如く仕置候へとの事に候を、皆我物に仕候故、下民貪り、飢渇人出來するも、不知様に罷成候事、不忠可言様無之、吾等へ不忠ばかりならば、左も可有之、皆上様御蒙り被成候へば、其分にて置かれず候。又斯様に申せば、悪敷心得たるものは、唯慈悲と計合點仕と見へ候、尤も吾に對し、慮外など仕候を咎に陷れ候は有間敷事に候、其或一人の覺悟に依り、諸人習悪敷成候か、國の爲に不成者は、不便ながら、百人なりとも成敗可仕候。近き譬申聞くべく候、我等國の仕置無沙汰に仕、一國の民飢寒亡所に成様に仕置仕候はゞ、上様より御改易被仰付候はでは不叶事に候。其如く、百姓も己が業に怠り、他人迄も引崩様之者候はゞ、成ほど屹度申付候はでは不叶事に候。此本をよく合點仕り、萬事可申付候。十村肝煎などへのあてがひ肝煎也、昔の大庄屋に不成様に合點可仕由、具に御口上被仰聞。

◎郡奉行不殘被召出被仰聞候は、度々、申聞かせ候如く、萬事打はまり、細に精を出し可申候。又法を守り、先例を引事、尤可有義に候へ共、事により、時により、法に拘らず、善事可有之候事、多を六ケ敷思者は、法令を引申度可存候、打はまり、唯能様にとあつく存候者は、身構なく可申付と存候。縱令ば、只今の如く、日でり時分、水の義などに可有之と思候、我田地に不入水にても、他村へ遣候へば、以來、例に成と思ひ、身勝なる百姓可有之と存候、申所百姓の身

としては尤に候。左樣の所に奉行事に候、何れの田も公儀のにて候へば、私として身勝にすべき樣無之候間、すたる水は遣、以來法不成樣に書物など仕候はゞ、身勝なる心根、百姓共迄々には直り可申候。郡奉行より事多きをいやがり、先例々々と申候はゞ、百姓共は、猶以て惡心に可有之候。是奉行の仕樣に可有之事と存候。兎角、萬事持はまり申候段、第一と可心得旨、被仰聞候。

◎同年御直書に、

一、木下淡路守殿、出羽方迄、火事の儀に付御出候て、出羽に御申候由、此度の火事、只事とは不存候。是に付存寄申候にてはなく候、內々少將殿へも一兩度も申上候、私儀一人立不成者に候へば、何事其時は旗本にて候、尤少將殿上樣御意に背き候はゞ、各別の事にて候、國亂候樣成時は、我留守にて候共、士共妥元へ罷越、屋倉の一つも請取、御奉公申樣にと、內々申付置候。主領知の內に一揆など起り、手に餘り候樣成時は、又御加勢を請可申候、年々御念頃故、斯樣の義も申上候と御申候由、出羽言上仕候事。

◎小泉太郎右衞門義、坂本源右衞門に荷擔致し、御改易被仰付候節、組頭中へ、被仰渡候は、先度も申聞候、良き士の風を習候へと申すは、縱令ば、此度の太郎右衞門などを健氣者にて候などゝ申す風、不穿鑿なる事にて候、彼は不義に強き者にて候、不義と知て去を、大勇と言、不義を知て不去者は、人前を弱者と被申間敷との、强にて候へば、縱令賴母しづくの樣なれ共、已が身の爲に候。總て諸人指し笑ふ共、其に不構、義を守者こそ、可爲善士候。是は皆共が心にある事にて候、人には可寄候へ共、近習の者共、身構の習有之候。身構は、惡く穢き事と乍知、人に差出者と言はれ間敷と存じ、其に隨ひ候は、太郎右衞門が、賴母しづくと一事にて候。面々心に不忠を可爲と存ずる者は一人も有まじく候へ共、斯樣の心根候へば、不忠にて候、少しの事さへ、身構の心出で候はゞ、大事には猶可出事にて候、又大事には命を棄者候へ共、常に身構の心あるものは、其死も已が爲に死するにて候へば、斯樣の習を去り、善き士の風を可存候。

◎適々仁政の事申付候に、申妨る者有之と見へ候。是も我等申付候事を可妨と、心には不思候へ共能吟味無之、嫉妬

の心より申たる者也。斯様の事は、大悪事とは不存候、尤も、大なる事にて候へば、過不及の仕置可有候、其過ての過は、人の為善事になれば、節に中らずとも悪事にては無之、其者少々奢、悪事に候を、はや功に立て申廻候心根、さりとては穢き事無申計候。斯様の義、善き士風には無之事に候。

◎萬治元年十二月四日、老中郡奉行代官御近習のもの共へ、御直の仰出されに、當年の様子、飢饉近きに可有之様に存候、自今以後は、如先年救の義難成可有之候間、奉行代官共、唯今より其覺悟仕、不飢様に日論み、不懈可仕候事。

◎國富萬人豐成は、民業に精を入、不怠所に可有之候、此旨は不及申、何れも存の前に候へ共、心身打はまり、我家内の如く存べくとの事也。口にて申付までにて、實に心に不存候者、驗有まじく候。百姓とても、人毎に耕作の義、具に不心得由に聞及候へ共、奉行代官、仁愛を本として、怠者をば戒め、不足者をば導き、萬植物の時節まで、好考教へ我と不怠進み勵して、油斷仕らざる様に申付候はゞ、國豐かに可成事無疑様に存、是、第一民を愛するにて候。然るに、悪敷心得たる者は、眞實の教なく、口上にて計申付、又、民を愛すると言へば、或は業に怠り、若くは奢る者、無禮者、隆有之賤者など、侮る心より戒めざるも可有之、又、暇なき身に、禮義をなすは、不謂費と思ひ許すも有べく、尤民も同じく人なれば、侮らずして、禮義を正しく可教事也。惣て眼前の義は、世話しく、利屈たけく申、斯様なる奉行の郡民は、心立悪敷成べく候へば、奉行申付る義も、不用者可有之候。然るを、奉行被申付義も不聞入、奢横道に可成候など丶、奉行の内にても申者有之由聞傳候。打はまり、まめやかに精を入る丶者は、自ら民の悪をばあげざるべし、已が勤教の不足事を、實に知れば也。然るを、却て右の如く申す者は、沙汰の限、不及是非事に候、其者の心根を察するに、已が申付様の悪敷、勤の不足故とは不存して、世間の毀を恐れ、申譯の言なるべし、已さへ其職に懈て、民を教る事可成候哉。我等、年々申聞趣意を不守、已が身構成者間屈候はゞ、急度曲事可申付也。先年も度々申聞し如く、第一奉對上様、大不忠と存候へば、尤罪の重き所なり。凡兵亂の時に至ては、忠を存ずる者多、無為の時、忠を思ふは少し寸志ながら、我此忠を存候て、好々此旨を堅く得心して、我志を助くべき也。右の段、具さに申聞るは、奉行共の心得も人に依り、先年の頃よりは、世間の誹にひかれ墮落可仕様に思はれ候故也。

◎家中のとなへ、又は諫函に入書付を以て見るに、近年、民への御あてがひ難有義也。御恩を存、萬事正路に可有を、却て徒に奢、或は禮義をも不知などゝ書付有、尤押並べて左樣にも有間敷候へ共、一人にても曲事なる義に候、屹度可戒也。又近年の御恩を可存義と申候、如何有べく候哉。人により、歷々の士にも、古の恩を忘れ、又常々恩をも不知者あり、下民には、常に恩を與ふことなし、又近年の救は、時に至て不得止ばなさで不叶事也。是珍敷事にあらず、如此の噂、老中きゝまどはれば、奉行共伺義被申付事、若誤可有之哉と、心許なく存候、すゝむ所を挫かれ候ては、其者志を不盡者也。大形の者は、身構に成可申候、尤惡敷義をも其分にして可被差置と云にはあらず、世間の誹を聞入山と思ひ、我趣意を忘れ、若咎むる心あらば被申付、品に誤可有之哉と云事也。斯く云へばとて、人の言を塞ぎ、云はせざる樣被心得よと云にはあらず、我志を得心して、其趣意に背き惰り、身構成奉行代官捨有之者、我に代りて可被教戒候。殘る老中も、今、此職に不預と云とも、家中の重となるべき人達なれば、我趣意を守られ、奉行惡事あらば可被戒也。

◎右如申、洪水より已來申付義、年々下民難艱仕り、其上に洪水。飢饉に至ては、救候はでは不叶事也。恩を與ふるに非ず。然るを、其仕置我爲にして、下民より其報を可請故と、何れも存候哉。御恩を可存などゝ、奉行の內にても申者有之と存候、先年より、此旨は度々申聞候へ共、今に確と心得不仕と見候、全く我可利爲にあらず、國を預り候へば、其職に隨ふ計也。

◎習と云こと人々能可心得事也。百姓と云ものは、糠糟の類を食して、しかぐ\米などは不食者と習ひ思ふ也。百姓も人なれば、人の食物を食するは、尤、不珍事也。然るを、牛馬の如習心より、少よろしければ、牛馬に替り、人がましき事を咎め、誹るも、又是より起ると見へたり。人間を禽獸の如く存なす事、習と云ながら、天罰逃がれ難かるべし。可恐愼事也。

◎士中、近年は物成惡しければ、よく仕遣度と存候。然共、民に力なくては、何を以てなすべきやう無之、民は餓死すべき共、先士さへ善ければと存者は、いかなれば有間敷候へば、士の本意も、民を、豐にするに在事必然たり。然る上

は、民に農業を勵ますより外、是なき事也。此故に、萬人の安坐の本は、民なる事を聞く存じ、可成程耕作に力を盡させ候樣に、奉行代官精を出し可申候。右も如申、上樣への忠と存上は、是非何も賴み思ふ也。

◎仕置惡しき時は、給人・百姓の間、互に仇敵と思ふ者也。然時は、上下同前なれば、罪の上に歸する事、眼前に在、近年當國の民共、給人大方敵と思へる、又給人どもの言を聞くに、當國の民は、邪正にして横道なる由を云。然らば、一國の民、皆、惡人かと思ば、先年給する所被召上候節、右の給人を慕ふ民有り、是程下れる風俗の中に、此給人の心難有事也。左樣の給所は、只今申付仕置よりは能有之べく候へ共、其人計へ返す事難成勢なれば、先預置也。

◎右品々、事多樣なれども、二條に限るべし。一には、奉對上樣忠と存る事。二には、國豐なる時は、四民安座の本也。此二品不義にあらざることを、何も知らば、奉行の不足をば、大身は戒教へ、小身は歎くべき事也。然るに、民豐成事を聞て恨る、是何ぞや。是諍心なるべし。惣て、諍と云ふことは、其欠一字に有事也。此旨を、何れも承候はゞ、百姓に對し、諍心などあるべきやと、定て可存は、よく省み候はゞ合點可仕候。年々民と給人、仇敵の如く思ひつる心根、今に在を、そねむ故に毀りも又是より起る、他國の民豐成を聞は可感、奉行も又、此理を知らざる故に、誹を恐れ、其心樣士の道にあらざる事を知らば、恐るに足らざる事也。不義に可恐哉。斯云ても、恐者は、例へば、軍中に遁るゝは不義也。進むは是義也。皆敗するに、我獨敗せざるは、そしるべしと恐れて遁るるに同じ。事は替ると雖、不義に恐るゝは同き也。凡郡奉行職は不輕事也。萬人安否の本なる事を知て、能可愼者也。

右條々、郡奉行代官能心得仕、我志を助、實に精を入可勤候。

◎江戸御居間へ、信濃守樣其外御近習の者共被召出、左の通被仰聞。參覲の刻、皆共へ申聞候趣、失念仕間敷候、然共程あれば或は懈り、又は心得違も可有之と存じ、只今又委敷申聞候。今是へ召出候者共は、取分爲を大事と可存者なれば、面々役義少も不懈樣に嗜可申事、第一の忠節たるべし。何れの役も、同前と云へ共、南部半左衞門・山田權左衞門の如く、內證の義を申付る者、主の爲を大事と思ひ、忠を可盡と存る者は、少の義にても、主の損なき樣にと、存候故に、惡しく心得候へば、收斂の臣と成者也。少々の利を爲として、末々は迷惑仕事、古今多し、下の迷惑と云ふに心

得あるべし。理屈を以て云ふときは、左のみ末の痛にならざる事にても、利すべき爲になす事は、少の事にても迷惑に存者也。又過分の費を克考へ、仕直す事は、下少しの痛む事にても、却て尤と云者也。少利を可得とて、主の名出者也、此事は、上々は御存なく、我等共の仕事に候へ共、主斯樣の義好む故にと諸人存者也。右の如き人は、爲を第一に存じ、精を出す故に、費を能考へ、爲となる事も數多ある也。然共、諸人は、其好事を云はず、過のみ云立るもの也。又己が爲を專にし、身構成者は、諸人に叱られざる樣の分別をなし、主の爲に成るべき義を存じ出と云へども、其事をなさず、萬に無精なるもの也。此者は、大小不忠人也。惣て、我人の過根を考ふるに、慢心に誇れり。如何となれば、己が爲す事、皆善と思ひて、他に問事なく、會々尋ぬと雖も、是が心に隨ふ者に向ふもの也。此故に、善惡共に申聞る者あれども、我職にもなくて不用の差出と思ひ、又々詞に出し、或は、面に現はるゝ故に、以來善事有之ても不告、却て訕者也。惣て、相役に限らず、皆の者共、主人の爲を思はゞ、我意を立てざる樣、隨分嗜み、萬事可申合也。如斯ならば何も和すべし。和すれば、家齊ふこと疑なし。慢心有ては和すべき樣なし。此旨を堅可存事。

◎橫目役は、大事也。橫目の本意は、主人の義を初として、橫邪の行有を見聞して申役也。左樣に心得、末々の義に不限、面々役仕樣、具に糺べし。先主人の義を專に可申聞、面々も慢心無之樣に嗜み、眞實に爲を大事と存者は、此方より必可尋候間、無遠慮其役義の事、可申聞也。

◎忠節と云事、人每に、云事なれども、忠の義、委しく知て行ふ者稀也。己を盡すを忠と云事、人皆知れり。然ども、己が不足を覺より忠生ずることを知らずして、謙を體にせざる故に、其忠皆慢心となり、却て不忠となり、心を盡したる忠なきに、なす事數はしき事也。世俗に云、忠が不忠となると云は、謙を體せざるが故也。へりくだり、慢心なきを謙と云ふ。

◎惣士中へも、此義は可申聞候。銘々身の上は不及申、朋友の間にも、又下々にも、少しにてもかふく者有之ば、其頭は不申及、互に申合、急度直させ可申事。並に、家中下々惡事をなすと雖、江戶にては、兎角何事も沙汰の無之が善と可存候へば、成敗可仕程の義、見遁に仕べくと存る、左樣にては、下々の風俗惡敷可成候間、自今以後、罪の品を申聞

成敗も可仕事。

◎此度年寄共、供不仕候故、末々の義、或は困り成義、若くは疑事可有之と存候間、何事に依らず相談可仕申聞候。此中にて、老中あらずとて遠慮仕候はゞ、右申聞する身構へたるべき事。

◎右御口上にて仰聞らる。此時、水野宇右衛門、曹源公御使者にて參居候故、御國にても、何もへ被仰聞可然由、被含此寫被遣候。

◎榊原刑部殿、與様の御乳母比丘尼に成せいかうと名け、御前様に居申候、此者、町へ出候義、小堀彦右衛門・草加兵部・南部半左衛門・山内權左衛門聞候て、不可然存候由打寄申候へ共、御前へ可申上と申者無之、彼是と塗合、其後彦右衛門より水野三郎兵衛を以て、御聞に達候處、先日、何れも奉行の致し様、具に申聞候へ共、合點不仕、無是非仕合に候、此旨、何も人可申聞旨、被仰聞、晩刻、彦右衛門・半左衛門・權左衛門罷出せいかう町へ罷在候事、如何候半哉と申上に付、存寄一段尤に候と思候へ共、盲の母有之、其上律義者故、町へ可被遣候との事に候、先此段は、老人可申と仰聞けらる。扨、同座へ兵部三郎兵衛を御召なされ、被仰聞候は、此義何と存ながら塗合、御前へ申上候事不成と、下にて申候由、如何様の心得にて候哉、唯今申聞候は、必ず叱候にては無之候。先日申聞候通を皆共合點不仕候者候故其段申聞候、此儀御前へ申上候事不成と有候心得、定て身構にては無之と可存候、先度申聞候上は、身構と乍存不申上事は、やわか、よも有間敷候。數年習込候故、今に合點不參と思候、御前へ申上面々が爲に成候事か、又利を可得事ならば、申悪きと申す事、少しは理も有之事にて候。此義は面々が身に少しも損益の有る事に非ず、我等爲に悪敷候有事計に候。斯様の事にさへ、數年の習出しは無是非候、能面々省て得心可仕候。難申上心、何れより出候哉、申上るが御前の爲に能とは、尋時に乍知、申上ぬは、御前の氣に不合候はゞ、申上者可致迷惑と存候か、又は申上者を、仲間にて訕り可申と存候か、此二より外は有間敷候。是は身構にては無之候哉。此に不限、此習、以來も出可申間、能省可申候。今より以後、斯様の事候共心に巧み候てとは存間敷候へ共、此習の晴申程は、可申聞候間面々も隨分省直し可申候。又皆共存寄の事を脇より申とて、是非、承引仕候はでは不叶と存候は、過にて候。心根に物さへ無之候へば、過

には不成候間、能々可心得旨、被仰聞。

◎御城御留主の當番、森寺九右衛門差合有之、不罷出。助番之儀、矢部源右衛門當に付、御上り候樣にと、番頭土肥飛彈より河合七左衛門へ傳言申遣候へば、近き頃、助番相勤候間、我等罷出候筈にて、有之間敷由、源右衛門申候て、飛彈方への返答も無之、其日の御番不參仕候。右に付、左の通、御下知被仰出。源右衛門義、御番之事候間、縱、助番に不相當候共、番頭申越候上は可罷出義に候、若又罷出候事難成子細も有之候はゞ、早速飛彈方へ參り、面談可申斷處に無其義申捨に仕置、御番欠し候段、上を蔑に仕ると思召候、急度閉門可被仰付樣にも思召候へ共、此度は御赦免被成候。爲過怠、右御番欠候日より、當暮まで、一倍の御役被仰付候。

◎七左衛門義、番頭より言傳候通申屆候はゞ、源右衛門申分を、早々番頭方へ可申遣義を、投遣に仕、申捨置事、不念被思召候。是爲過怠、源右衛門半分の課役被仰付候。

◎神子田助兵衛義、組頭被仰付、常々、御番をも御免被成置に、組中助番の樣子をも不存義、不念に被思召候へ共、先此度は御救免被成旨、被仰渡候。

◎右の段飛彈を御召し被成、被仰渡候刻、飛彈不念故、右の仕合迷惑仕由申上候へば、不及申、第一は、其方不念に候由、被仰候。

◎市川多兵衛を御召被成、留主中萬事心に入、相勤可申候。福照院樣、御機嫌惡敷不成樣に心に入可相勤と、被仰聞。

◎池田伊賀を御召被成、昨日も申聞候如く、伊豫守用、萬事無隔意の御勤、尤に候。信濃、作法能心を付、可被申候。又其方事、年寄病氣にも有之候間、謠など謠慰可被申候。併、其故物樣作法惡敷不成樣に心得被申尤に候旨、被仰聞。

◎老中番頭・物頭御召被成、被仰聞候は、去年、出船の刻、歸國までは程遠存候處、無事に歸り、皆々衆も無事にて居、滿足に候。先、公方樣倍御機嫌好被爲成御座、末々まで是に過たる目出度義は有之間敷候。次に福照院樣御煩被成候處、御快氣被成候故、我等も發足致候て大慶に候。伊豫守祝言、首尾能調候て悅候、何も定て滿足に可被思候。例年御暇其刻、幾理志丹之義、不怠穿鑿可仕旨被仰出候、何も畏存候旨申上候。此前の如く、誓紙の旦那寺穿鑿仕候事、今は

誠しからぬ様に被思候へ共、左様になくては、又替りて穿鑿可仕様も無之候故、先は其通にし、併何れも面々心に懸召仕者にも申付置、何ぞ常に替りたる時に、心を付見可申由、銘々に可被心得候。例ば、喜時か、怒時か、憂時か、又冬至などに取分、彼宗門は、常と替ると申傳候間、其旨を心懸候はゞ、自然見出す事も可有之候間、左様可被相心得旨、仰渡さる。

◎老中を御召被成、番頭・旗奉行・鑓奉行・新組の頭、唯今欠候、入札と云事、古も有之事なる様に聞及候間、番頭中へ申付、入札させ見可申と思候、如何に存候哉と被仰候へば、何も、御尤の義と申上候。出羽申上候は、度々は如何御座候半哉、先此度は御老と申上候。又仰聞られ候は、家中士共馬調申候に、見分能を専に仕、足本に不構者、間々有之旨聞及候、九月御祭禮の時分、我等の前乘通候に付、一入左様に相見候、是は、斯様には有之間敷思候間、此旨も可申出哉と被仰候へば、一段御尤と、何も申上候。左候はゞ、書付仕、番頭共に、今日申聞候へと、被仰聞。

◎先日、被仰出候、御役人入札、曹源公を初め、池田出羽・伊木長門・池田伊賀・土倉淡路・日置猪右衛門・土肥飛彈・池田美作・池田數馬・宮城大藏・瀧川縫殿・若原監物・伊庭主膳・山脇修理・小堀彦右衛門・土倉隼人・眞田將監・湯淺民部・草加兵部・安藤杢・追々封付にて、御直に指上候。

◎平井安兵衛、京都より罷下り、姫君樣御勝手方の帳持參仕、三拾貫目程づゝ不足仕候。此段猪右衛門迄內談仕候様にと、姫君樣、被仰候由申上に付、被仰聞候は、外の攝家衆、親王衆にも、左様結構には有間敷候、假令有之共、不入事に候。併古の義を取立、又當時の禁中の無作法に成古風廢候を、一條殿家には再興有之などゝ云事に、物入の事ならば、我等勝手何程不自由にても、仕可遣候。公義向などゝ有事、其外善美成事に仕候は、我等手前自由にても、遣候事仕間敷候。帳面に、男向の入川、切米拾四貫目余有之候、是を拾五貫目にして、唯今迄の四拾五貫目に添へ、已上六拾貫目づゝ可遣候旨、被仰聞。

◎老中不殘御召被成、仰聞候は、猪右衛門迄、何れも申出候趣聞届候、當物成惡敷候へ共、米の直段能候、近年士共勝手迷惑仕由に候へば、斯様の年、物成宜取候はゞ、已來も續可申候。我等の不足は、我等の上には少しの事に候間、如

定彌可遣と、可申付候へ共、何れも我等勝手不自由を知ながら、本の上を足し受候事、快無之由、一段尤に候。其共に我等勝手自由に候か、又士共殊の外迷惑仕候はゞ、最前申出候通可仕候へば、當年米の直段殊の外能候へば、士共左のみ迷惑仕間敷候由に候間、何もの志の通に可申付旨、被仰候處、何も申上候通、御聞届被成、忝仕合に奉存候旨、申上候。

◎同年の御直書に、伊豫へ申遣候事。

一夜詰醫者奏者、おとなしき一人づゝ晩に詰可然候、斯樣に申付候ても、奥はいり召され候へば、詮なき事と存候事

一、道悦不怠、御心懸尤に候事。

一、鷹に心取られざる樣に、尤に候事。

一、評定場へ、宇右衞門・外記一人づゝ御出し、我等横目も御呼、今日の口御聞可然候事。

一、宇右衞門に口上にて伊豫へ氣隨の事、八兵衞に、小學聞可被申候事、今より萬細成事迄聞可被申候事。横目に身の上の事聞可被申候事。此度、遣候書付、兩人、老中・民部・杢・喜左衞門・九兵衞・横目、見せ申可候、伊豫者共にも、可申聞事。

一、下野・佐渡・刑部・伊豫へ申候は、四人衆は兄弟にて候へば、間能にされ候事尤に候。中能は町人百姓の間にも有之事に候、士の間は、互に惡を正し、善を勸候はでは、詮もなき事に候間、互に左樣に御心得、尤に候由、申候事。

◎寛文元年二月、御時祭後、御饗應すみ、被仰付候は、去年凶年、當年火事、相續候上は、家事も、猶以萬事儉約に愼み可申候。次てに申候、五郎八・香庵は餘人と違候へ共當國に御入候上は此國の掟に御隨候て能候、衣裳等美過候と存候、又饗應も家中の法の如く可被致候、無左候へば、國法破れ申候。家中饗應等も、端々法に過たる由聞及候、去年は米直段も能候へば、借銀等出し能候半と存候、左樣の義に付、不覺、奢出來可申候、一兩年は饗應等、又破れそうに候由聞及候。取分、出羽・長門・猪右衞門等は、家中の手本にも成人なれば、彌萬事相愼、儉約を專に可仕候。出羽は一入逼塞の內と申、旁相愼尤に候。就夫、內々は春中にも老中へは可參候と思候へ共、當年は參間敷と、被仰聞候。

◎御留守城番仕候人の內、相番中饗應等仕人有之由に候、堅無用然可候。又在々の義に付、百姓の內不遁者有之候へば免の時分、郡奉行代官へ賴入候などゝ申事有之樣に聞へ候、左は有まじき事、奉行も仕悪く可有之、若左樣に仕候へば、兩人迄へも申候樣にと勘定奉行へ申渡置候間、堅く無用可然候。又新地など開度と申者共、士中より奉行へ被申入候事、是以不入事にて候、御內意の趣、御老中より番頭中へ申渡。

◎同年の御直書に、

一、伊賀・猪右衞門に申候、伊豫歸國の內兩人心得專一に候。必少にても惡事候はゞ諫可申候。去年花畑に有之千人引の岩、庭に引込可申と申時も、諫可被申事に候。伊豫は若くて、合點參不申義候共、兩人は尤と可申事に非ず候。斯樣の事に付、諸人の存所不可然候。又鷹匠も、此度も定可申と存候、自由に候へば過候。邑久郡伊豫へ可遣候。御野郡平井へ懸けひしと留可申候、此外の郡は、伊豫は免候、供の者など鐵砲打せ候事無用に可仕候。兎角氣隨の樣に候間左樣の萠出候時は、諫言可申候事。

◎江戶御居間にて、曹源公・信濃守樣、其外、諸役人を御召被成、右の通被仰聞。此度の供に、年寄衆不召連候に付、申聞候、只今迄は、何事に不依、少の義にても、年寄共を以申出候へ共、此度は、大小姓・中小姓の事は安藤杢、勝手方の事は田中九兵衞・南部半右衞門、直に、窺可申候。兒小姓の事は土倉登之助、弓組の事は杉山五左衞門、步行者の事は鈴田夫兵衞・森半左衞門・源邊友之助罷出、何事に不依、直に伺、埒明可申候。池田美作・草加兵部は、組外馬廻共の事を肝煎可申候。先第一兩人は公儀向の事を裁判可仕候、並に小姓・兒小姓・弓組・步行の者の事にても、不行足事をば見及宜敷樣に相談可仕候。杢、是に居不申候刻は、小姓共の事にても、兩人可申付候、登之助是に居不申刻は、兒小姓の事にても、兩人計可申候。惣別、唯今迄、何事にても老中へ申聞候へば、主手前の埒は明可申と存、其事の首尾には不構候、是は我等の爲を思にては無之候。他所へ暇の義は、倅にて候にても、信濃を以可申聞候。信濃、未だ幼少に候故、其暇の中分けを申扱候事成間敷候間、小姓共の事ならば、杢、付候て罷出、樣子共に可申候。

◎先年も如申聞、横目役は、何事に依らず、惡事を我等に申聞役人にては無之候、諸役人の手前の惡そうなる事を見

及候はゞ、其段申聞、幾度も申聞候ても合點不參時は、我等に申聞も尤に候。又諸役人も、誠の心にて候はゞ、横目申聞事は、悦で吟味致し、是成事をば用可申候。縱、不申聞共、此方よりも互に問尋可申事と存候。此旨彌相守可申候。

◎伊木長門を御召被成、御祭禮の時、下々作髭を仕り、我等前を通候條、家中はすはもの候義、重々申付候處、家の家老など、左樣の者召仕候事、沙汰の限に思候。先年荒尾志摩、當所へ參候時、作髭を仕候者を召連候由、後にて聞候に付、石入殿迄、散々叱付候、志摩、存候所も無面目思候、自分の家老の事は不被申付、因幡の者の義迄申候と存候へば我等爲にも不可然候。已來相嗜むべき旨、被仰聞。

◎江戸御居間へ、信濃守樣、其外諸役人を御召被成、被仰聞候は、何もへ夫々の用の品を可申聞と思候。土肥飛彈・湯淺民部は馬廻共の事、又は他所向の事、例へば、誰々見目を仕度などゝ、申樣なる事の用を可承候。民部義は、此の度小姓頭を不召連候に付、國にて如申付、諸事小姓共を引廻可申候。伊木賴母義は、馬廻共事、又は民部煩時分か、或は用を申付置候時節、欠めには、小姓等の義をも相談可申候。民部申付時も、側にて見習可申候。若き者は、何樣見習置候が宜候。南部半左衛門・山內權左衛門は勝手方の事。能勢少左衛門は公儀向の用を勤可申候。尾關源次郎は兒小姓共の事。古田齋は弓組の事。面々に組義相談仕、申出候義は、頭共より可申出候。尤他所暇の儀なども、頭共承屆下候を吟味仕、信濃を以可申出候。山田市郎右衛門は備前にても如申付、步行者共、用人津田重次郎・小畑源八と相談仕、宜可申付候。扨、此前も度々如申付、横目の役義は、諸事惡敷事を、其儘申出候役義の樣に覺申居事可有之候、尤も事には寄可申候へ共、主意は左樣にては無之候。諸役人の手前の惡敷事聞候はゞ、足との事聞候、是は如何と正可申候其役人も心ある役人にて候はゞ、主萬事の仕樣はいかゞ沙汰御聞候哉と尋可申事に候。兎角、何れも相和し、用向を勤外無之候。惣別相役の者は、必難和者にて候、一方善に存事、一方惡と存じ、互に一致に參候事は、稀なる者にて候故、正し候ても聞入れず候へば、挨拶自から惡くなり申者にて候、我を惡敷と存候者は少く、互に我善き〳〵と存候故、右の通に候。一旦申合點不參候者、打棄置、又何ぞ首尾も候はゞ正し申樣に、心永く仕度事に候。又喜多島忠右衛門・荒尾內藏助・薄田藤十郎・山下文左衛門に被仰聞候は、惣別奏者役は事多候へ共、第一、先慇懃に仕候主意にて候

慇懃に仕まじき人を慇懃に仕分は不苦候間、左樣に心得可申候。

◎寛文四年六月十一日、九十歳以上の者に祝として、丸山太郎太夫に帷子三、浦上五次右衞門祖母・富田亦兵衞祖母に銀子二枚づゝ、池田出雲家來水谷淺右衞門に帷子二、同井上吉十郎祖母・湯淺民部若黨母に小判壹兩づゝ、池田藤右衞門若黨・井上傳右衞門母・安藤善太夫若黨親・都志源右衞門若黨母、並甚四郎に、銀子一枚づゝ、惣町中十人へ銀子十枚、惣郡中九十五人に九十五枚被下しと也。

◎家中若き者の內、取分士の上に有之間敷不作法者有之由相聞候、我等さへ聞候上は、定て番頭・組頭、可承候。然る上は、先年申付義に候間、下にては穿鑿仕、承屆置可申と存候間、其者を聞屆、急度可申付候へ共、無圖方若き者にて左樣の義も可有之候へ共、頭共內々にて穿鑿も仕候て、唯今は恥悔、左樣の義も仕間敷と存候者も可有候、此度穿鑿なしに指置候、已來斯樣の不作法候はゞ、此方より尋不申共、可申出との御趣意、老中より番頭・小姓與組頭・弓組與頭へ申渡。

◎御家中衣類饗應等の義被仰出候、前廉老中へ被仰聞しに、去年從公儀諸事儉約に可仕旨、被仰出候、其內饗應膳部の御定被仰出候趣意を粗聞及候に、諸大名衆への饗應に、近年は御老中御越無に付、名代の樣にて奏者・御番衆など御ありき候、膳部結構之由、御老中御聞、御法に違候はゞ、何もの斷被申度事に候、其分にて馳走に逢被申候事、不可然候由御申候、尤至極には候へ共、歷々大身成亭主方に候へ共、座敷を御立破、又は、茶數多候間、御除候樣にとも難御申に付、今度膳部の御定御出被成候由に候、此段、左樣にも可有之事に被存候。就夫、家中引合了簡致候に、江戶とは違ひ、老中何も大身にて、亭主方は、小身なる者共に候故、老中の心得次第、如何にも法可立事に候へ共、老中の心得左樣に無之、結句面々より破り、法を背候故、末々にても戒候事も不成故か、一圓法不立候。斯樣に候はゞ、好き年寄、家の抑に成べき人とは申されまじく候、誰左樣に有候とは不聞候へ共、法不立を以了簡仕候へば、右の樣にも有之かと思候。

◎同年被仰出候は、當年は、近年無之豐年に候、國中悅にて候間、家中へも三つ八分に可遣候。已來も、斯樣に可有之

と存、手前作廻仕まじくとの御事也。

◎饗應の御定、被仰出けるに、

一、老中　二汁三菜、肴一種。　一、番頭並千石迄　一汁三菜、肴一種。

一、物頭並五百石迄　一汁二菜、肴一種。　一、惣士中　一汁二菜。

もり合、後段、可爲無用、菓子壹種、酒三遍たるべき事。

先年より申出る如く、千石以下は、饗應とては仕間敷候。一類共寄合、又は、用有之て寄合の時は、右の書附の如くたるべき事。

◎右被仰出候時、老中へ千石以下の者共方へ、自然不時の行懸り候ても、被參候事無用に候、小身成者處へ被參候へば、座敷の掃除にても、平生の者とは違ひ可申候間、向後無用可仕候旨、被仰聞候。

◎同年、諸役人被召、被仰聞品々覺。

一、此度、横目共へ申付趣旨を、皆共にも得心さすべき爲申聞也。惣じて横目役は、國家の仕置、横道に行候を、見聞する役目也。

一、只今、是へ召出候者共は、國家の用の役人なれば云に及ばず、我等爲惡かれと思者は、一人も可有之とは不思候へ共、爲と存所に、人により爲に不成事有もの也、是は、御爲と云所を見るに、大方は利による所也。義理ほど爲になることは無きと可存候。又、不覺惡敷事も可有之、面々の手前に惡敷事あれば、畢竟は、皆我爲にならざる事明白也。此段を、先何れも能得心して、面々の志す爲めと思所、無に不成様に、能可心得候。然る上は、各々手前に惡敷事あらば横目共見聞仕候はゞ、我等に申聞に不及、先共者に可申聞、過にをては、早々可改、我等不知して能成候は、是に過たる滿足は無之候、其者も過と知て之を改は、奇特に可存候。右の段、何も尤と存者は、横目共何事も不申聞共、面々の方より可尋、又横目も不悦事なり共、其者の心得に成事なれば、早々可申聞、此上は互に和し、相尋爲申聞可申事。

一、惣て面々職に就き、能心に還、精を出し申事、人々の勤る所也。尤不精成とは、黑白違たる事なれども、國家の爲

を本として、其職を勤る處なくば、過所可有之と思はれ候。子細は、士大將は組の事にひかれ、用人勘定方は、勝手の事にひかれ、代官頭・郡奉行は民の事にひかれ町奉行は町人の事にひかれ此外其役にひかれ、不覺偏り申者にて候。かたよれば、國家の爲に不成事、能辨可申事也。評定場にては不及云、常に評定する事有之時は、先我心を鎭め、聲を和げ、可相談、又、各が上に惡き事有とて、必恥敷事と不可思、滿足と可存仔細は、右如云、皆の者共は、爲に惡敷と乍知、行事有まじく候へば、其、惡しきは皆過なり。君子の上にも、過は有之と聞。然ときは、其過を聞て可改は、何も滿足の事也。此旨を、能く得心不仕候はゞ、我を立る慢心より、腹を立、大聲を上、爭ふもの也。是第一の大惡事也。此慢心あらば、其者諸事の裁判、不可然と可存候間、此段能々可心得也。

一、伊賀・猪右衞門は、諸役人の中に居て何れへ心寄べき職にてはなけれども目當とする所不悅は過可有之目當とする所は、慢心私を棄て義を以て國の爲とする所也。初聞入又不覺贔屓の方に心寄る者也。此所能々用心可有之事。

一、右之趣、何も尤と存候者、能得心可仕、但人に依、御尤には存候へ共、左樣には不成と存候も自然可有之候。例ば的を射るに、逆も、我星には中るまじとて、脇を睨ふ如し、中らぬ迄も、星をねらひ可申候、星を志してさへあたりかぬるに、初より脇をねらはんと思ふものは、役義を斷可申候、差免し可申候。

◎橫目共に、被仰聞、御口上に、

一、爲に可成と存候事、面々思寄次第に可申上候、三人相談にて申上る義御座候も、事に寄可有之候。其段思案可仕事年寄共、番頭の身の上、或は、組の引廻し、總て士共過有之候はゞ、異見可仕候、必ず直に不申て不叶義にても有間敷候、其品面々思案可有之候。

一、諸役人の過を正し候に、當分能請候ても、間に慢心、是心深く、其印無之候はゞ、二應三應も論議仕り、橫目の申所理に落候ても直り不申候はゞ、又異見の手立替、或は品により、始より異見の申樣も可有之、隨分善に入候樣に盡し見可申候、其上にて替事無之候はゞ、可申上事。

一、諸役人の手前の事橫目共存寄次第に異見可仕候。三人相談の事は大形無用たるべし。併事に寄相橫目相談仕或

は相横目皆として申聞候事も可有之、是又面々思案可有事相横目の内にも過は可有候間互に諸役人同然と可存事。

◎不形儀、或は法度に背き、或男道の恥辱有之候て、異見不拘者於有之は、直に可申上事、或は、家來の者を無理して手打に致、或成敗仕、惣て後に成候て異見不成事は可申上、又、差たる義にて無之候とも、善事は可申上、惡事は面々思案可有之事。品に依り、伊賀・猪右衞門に申聞、埒明候事も、可有之候。兎角、第一の心懸、人を善に引入候様にと心得相勸可申候、其品は、面々思案に可有之、萬變の義なる故、此方より差圖は不成事に候。

◎異性を養子に仕者、例ば、桃の木の體に、梅を繼たる同然也。體が桃なりとて、接穗を桃と名付候ても、尤も實も梅也。名字を傳るに似たれども、子孫絕也。此儀を不便に存じ、同姓を養せ度と思召候へ共、合點不參候。定て我を不入數寄の様に可存、左様に存候處も尤也。世中皆異姓・同姓の穿鑿無之故也。然上は我等も先唯今世上並に可申付との御事。

◎寬文五年三月十五日、伊木長門に被申聞覺。

一、郡奉行代官の惡事、知行所の訴等、先長門へ申候へと、家來並領地庄屋共可申付候。山田十右衞門を虫明の士共方へ寄せ不申様にと被申付候。

一、今度の公事も、右の申付故、少其方並家來の者共へもひゝき候様に、下にて、取沙汰致候由聞傳候事。其方事、下地律義てに上を敬様に見及頼敷、內々令祝着候。然るに、下にて專ら右の事共取沙汰有之由に候。下地律義に候へば中々其方心より斯様に可有之とは不存候、家來の者の內、惡人有之候て、色々其方へ惡敷様に申聞候と推量申候。國の大臣として、人に欺かれ、不義に陷り候事、沙汰の限に候。臣下の吟味を明にして、善人を用候様に可被仕候、若大惡に陷候ては、代々の家老とても、我等贔負不成事可有之候。其方家中、並家內の治め様、色々取沙汰有之候、能々愼可被申候。

◎同日、長門家老共に被申聞覺。

一、君子とても、過は有之候。家老たるものは、不助候ては不叶事也。家老は、家の重として居ながら、長門過あれど

も諫めず、他人に惡名を顯し、主君を不義に陷れ候事、重罪と存候、重ても長門に一つ罪有之候はゞ、家老共の罪、一倍、二倍たるべく候。

右日置猪右衞門御使仰付られ、賴母御添被遣。

◎寬文六年、榊原香庵老並老中諸役人を御召被成、御口上に、

一、此度申出候萬事、直に仕度と申主意を何も能合點なくば、事の上の枝葉とのみ可被存と思ひ只今何もへ申事に候。萬事直と云は、五倫正しき事本にて候。其を擴めて、末々の小き事業まで行渡る事にて候、就夫、人の愼と云とも誤多ものにて候、我等申付横目は、先年大猷院樣被仰付候大横目の心にて候。先我等故何ほども誤有事を覺、然れども、皆々衆心得善候はゞ、風俗も直く可申候に、面々にも無心得誤多候へば、家風不宜事尤に存候。然上は、此分にして差置候事、第一奉對上樣、不忠至極と存候に付、三人横目に申付、先、我等の過より正し候へと申付候、然上は各身の上も惡敷事、又は家の爲にならざる事承候者、正候へと申付候。伊賀・猪右衞門は、唯今用に候へば、不及申、出羽・長門を始、一門大身、家の重せ第一の人にて候へば心得惡敷候ては、仕置に構はぬと有ても、大に國政の妨に成事にて候間、左樣に心得尤に候。三人の者義、兼て申付候通、國家の要々役人に候へば、申付起請文の本意を堅守、身構なく精を出可申候。去年如申聞、餘人は、皆一役づゝ有之故、何とても其役に不覺かたより申すと存候、横目役は、指當り方付候役なく、國家の爲を任せ候役なれば、先は、大方は直にあるべき事と存候間、何に依らず、老中を始め、其外役人共へは、惡事誤承候はゞ、麁末者になり、有論なる事にても、其者に可申聞候。右申如き我等身上より、斯樣に申付候上は、何も共旨可被心得候、惣じて方式不立の本は、皆大身より破候と聞及候、是、大なる國政の妨不過之候、事は少き義にても、左樣に有之を、其分にて指置候事、行々は不成事に候間、其上にては、急度申付候ては不成事に候、左樣可被心得候。斯樣に三人に申付る上は、以來は評定所へも三人とも罷出可申候、此上に三人は身構仕候へば、急度可申付候條、左樣に可相心得候。

◎香庵などは、浪人と言、我等を賴居られ候上は、隨分痛はしき人にて候へ共、國政の爲に、妨となる人にて候はゞ、

其方とても、其分にて見遁しには不成候。上樣へ奉對の儀に候、私の法等は、縦ひ、少しは見遁しても成るべく候。去年江戸より參候儉約の細なる書付、上樣より仰付られにては無く候、上より儉約を守候樣にと、計出申候を、御老中面々、右の書付の如く吟味候て、我々より斯樣になくては、天下の御法不立と、御申、右の通に候。又、御一門にては、紀州樣、第一の御人にて候に、今度も、御目にかゝり候へば、儉約の事、我等共より能守り候はでは不叶事に候とて、種々我等にさへ御尋なされ候。斯樣に有之候てこそ、能御一門、能御家老とは申すべく候と、被仰聞候。

◎池田五郎兵衛・池田大學・池田三郎右衛門・土倉四郎兵衛・伊木勘解由、被召出、右之段被仰聞、家中若き者、又は子供の手本に罷成候樣に可申旨、被仰聞。

◎池田大學・日置左門を御召出被成、昨日、伊賀・猪右衛門に如申、兩人は折々罷出、信濃・主税等出候時、出して目見へも可仕候。親々へも少々用の時は可申遣候、小姓共不有合時は、小姓役をも可仕と可存由、被仰聞候。

◎普請奉行・代官頭・郡奉行、不殘御召被成、當年は麥悪敷、一兩年は、秋の收穫少候へば、國中草臥、此上に當秋悪敷候はゞ、飢饉眼前と思候。何れも、郡々無油斷、其旨を可存由、被仰聞、郡奉行一人づゝに、郡の樣子御尋、又貯麥等の樣子をも御尋被成候。普請奉行にも、御國中の普請の樣子御尋被成候。代官頭にも、郡々の樣子御尋被成候。扨、其以後、何もへ仰聞られ候、江戸へも如申越候、兎角、免はかふもき程なることは無之と思候間、彌其通に可仕候。年々申聞候へ共、何としても得の行く樣に存候主意、面々が心底に有之故、直の仕置へは、疎かに成行と存候、此度、猶以て直に申付度思候間、何れも左樣に相心得可申候。又公儀の噂粗聞候に、上樣御政道萬事直に被仰付と云へ共、未だ民への御仕置、御手、下り不申と思召候。御老中も、此所に強御心付候旨に候。御尤至極の御心付難有事に候。天下御靜謐の左右にて候。公儀に一入強く此處に御心付候上は、猶以自國の仕置專一の事に候間、何れも相心得可申旨、被仰聞候。

◎總郡奉行共に、當年世中能候に付、彌心得可有候。士どもさへ、壹年萬事能候へば、毎も斯樣のものと心得、矜る者にて候、百姓は、猶以左樣に可有候間、能示し、來年大旱大水にても不飢樣に仕置可仕旨、被仰聞候。

◎兒島へ御出被成候節、天城にて池田出羽家來三人御目見被仰付、德山左兵衞に、其方自分知行仕置能仕候故、去々年平しに申付候刻、百姓共慕候由、御感思召候段、被仰聞。其刻奇特に思召候由、出羽にも御意被成候。

◎老中より、當年も、御家中貢米、大坂拂に、可被仰付候哉、地拂との御內意にも候はゞ、如先年、米留可被下仰付旨、何れも申由、番頭より申出候段申上候處、惣て、私の關所と云こと、他國には如何に候共、當國には有之間敷候。米高く候て悅候者は少く、安く候て悅候者は多く候。去年、相定候法の內、關所止候樣にとの義、三番とは下り申間敷、能仕置と思候處、當年世中能とて、早や此法を申破候事、沙汰の限に候。民有付、漸々當年は少し直り可申候、其上去年の直段を聞候に、大坂と替りは左のみ無之由、何つとても、米大方拂候時は、直段下り候、口猛く米留無之故などゝ、申由に候。然れども、京銀返辨の積、何も二十五匁に仕候かと覺候、大坂は左樣に仕候に、國元は、廿匁程仕候樣に違候はゞ、米留申付候事も可有之候、沙汰の限成事申候とて、御叱なされ候處、左樣の義、何も中々存寄無之候、當年は世中能候に付、いかにも米留被仰付にて可有之と、存候迄に御座候、御意の通、御尤至極に奉存候、此段申聞候はゞ、何れも得心可仕と申上しと也。

◎田地は、天下の田地にして、四分六分は天下の通法也。四分米を以て世を渡るは、百姓の正しき家業也。然るに、四分米の外に、毎度救を受ても不役、却て救を貪る如くの心根有之、公地を費し、風俗を壞るものは、倒候に不構、救候事無用の由、被仰聞。

◎凶年の御心當被仰付置度義、數年の思召にて、今の時節には、對公儀第一の御奉公と思召候へ共、御勝手不如意故不成事に候。百姓共は、高利の借銀仕、利にまどひ、一入成立不申候段、兼て御聞被成候故、高利の借銀を御輕しめ被成遣度とて、天樹院樣へ御返被成候五十貫目の殘を米に仕置、在々へ二割半の利足にて御貸可被成旨被仰出。

◎寬文六年八月十六日より於評定所大寄合有之、出座の面々は、池田伊賀・日置猪右衞門・番頭二人・鐵炮頭二人・代官頭三人・普請奉行一人・組頭二人・小姓頭二人・小姓組頭二人・表判二人・兒小姓頭一人・弓組頭一人・泉八右衞門・大横目三人・片山勘左衞門・奏者一人・徒頭一人にて下より書上の內、御仕置の事を一帳に御寫させられ、百廿八條、

何も名を御除き、誰となしに加藤甚右衛門一ヶ條づゝ讀候て、評議の上可然事を書付、同廿八日に評定相濟、九月朔日僉議の趣、曹源公・池田伊賀・日置猪右衛門御同座にて御僉議、一々御濟せなされ、同三日御僉議相濟候段、何れもへ被仰聞。

◎去秋佛者共の儀、書を以て申付と雖も、奉行共心得、篤と無之と存候故、又聞申候。天下の廣きに、一國にて佛者少退申たる分にて、道の興起には不成候へ共、當國の士民共、少志有之者は、己が誠を立申事は、第一に仕、凡情の我心の根より出て、他を打退を以て、我道の興起と存候と相見候。直を擧げ、枉を捨て置候、其心得可有之、直を擧ぐるは只面々の誠を立事をのみ事とすべき旨、未の正月被仰出。

◎國中親族なき鰥・寡・孤獨を書記可差出旨、被仰出。

◎郡奉行を御召被成、當春下民困究、他國にては飢死するもの有之由、當國にては、若一人も飢死する事、非本意、費を厭ひ、救を忽にすること不可有之、其品の存寄を可申出、被仰出候。

◎村代官へ被仰出役義之御書付。

一、米納の義、尤可念入付、耕作無油斷、精に入候樣に可申付事。

一、切支丹の吟味、委細に可入念事。

一、善人を選、善事を捨てず、郡奉行へ可申達、人の害に成惡人不可隱置候、是又郡奉行へ可申達事。

右之外、何事も構申間敷候。但郡奉行賴候義有之者、何事によらず、隨分引請て可相勤、少も疎略仕間敷事。

◎同年の御直書に、

一、佐渡へ數馬使にて異見申候土方山城殿、隱居すみ可申、左候はゞ家督御受取可有之、今の作法にては成間敷候。國の仕置等は、俄には不成者にて候、先、身なりはすはに候、早々御直り可有候、煩故に氣のはゝにと思ひ、無作法めされ候事、有間敷事と存候、其氣隨出候に御勝可有候、是疊の上の不便にて候、不作法をして長生せんと思はゞ軍にて遁、命助と同事に存候、私の氣隨に御負候事、軍陣にての臆病と同然に候。此處には御氣付申間敷候、已來御嗜み、

疊の上にて戰陣の御嗜尤に候。又能御好み、よびもせぬ所へ能あれば御出の由、貴殿の所にて能ある時、左様の人參候ては、如何御思ひ候はん哉。

◎池田伊賀に被仰聞候は、役者共に政事を申させ、其善を取用妬心なく、我是を不立、去年より猪右衛門江戸に居候て、其方一人にて相勤、草臥の色不見候。是忠を思ふの誠也。此已後、氣をぼふじ病氣不付様に可被仕候とて、庭瀬道の北口、上道郡を始として、鷹狩を御免被成しと也。

◎御參覲の節、酒井雅樂頭様へ御對面なされ、備前國中、出家の人數被懸御目候へば、內々透と出家無之様に被承候處、未澤山に有之候。斯様に可有事と、御申被成候に付、常々少の事にても御尋申候へ共、吉利支丹請之事は、面上に不申候ては御合點參間敷候へば、御指圖雖被成候半間、先、神職請に申付、參覲の時分、御指圖請可申與存候由、被仰候へば、如何にも仰の如に候、被仰付様細にて能候、出家の役に不立事は、我等も合點にて候。水戶・備前を善と免候はゞ、不實にて似せ物有之、亂爭にも至り候はんかと存じ、去年能勢少右衛門に御言傳申候。國政は江戶を手本と仕候事、天下の大法にて候に、備前出家の事、江戶に違たる様に候。此書付を、老中に御見せ可申と御申被成、於殿中被懸御目、豐後守殿、如斯出家多候半とは不存と御申被成候。美濃守殿相談は初の事にて候。只今は如何様共可申様無之と、御申被成、其後、雅樂頭様へ、吉利支丹證文之事、御指圖無御座候上は、私分別の如く可仕哉、被仰候處、其通可然由、御申被成候と也。

◎雅樂頭様へ被懸御目候備前・備中御領分、寺數、坊主數覺。

寺數　千四拾四。坊主數　千九百五拾七人。寺領　貳千七拾七石九斗貳升壹合。

內

三百十三ケ寺　坊主五百八十五人　不受不施宗門先年追放。二百五十ケ寺　坊主二百六十二人　天台、眞言立退還俗或は追放。

二口合　八百四十七人　上り寺領百三十九石九斗三升八合。

殘寺數　四百八拾壹。坊主　千百拾人。寺領　千九百三十七石九斗八升三合。

◎一山へ折紙にて遣候寺領、其寺中へ、配分仕遣候內の寺、退轉仕候とても、折紙一枚にて一山へ遣候寺領は取上不申、其儘一山へ本寺裁判に任置事。

◎末寺の寺領は、坊主墮落、或は逐電、又は不義に付欠落仕、寺潰候分は、寺領取上申候事。

◎在々還俗神職にかた付、又は田地など有之、其外にも渡世有之候て、所に有付、重て御救も不入分は、其通に候。其外渡世の方付無之、毎年御救を受候義は、道理無之事に候間、和氣郡小畑村にて、學問・手習・算用等の事習せ可申候彼地にて朝夕の賄、並に仕着等は、如何にも輕く致し遣すべしと被仰出しと也。

◎國中社家、是迄は佛道宗門相用居申候者も有之候處、寛文年中、社流神道にて、吉田殿御門葉に被成、締の爲、頭役等被仰付しと也。

◎寛文八年六月朔日、西丸御廣間にて被仰出、此度申出る別法、當春公方樣御直に被仰出、上意を本として申出候間左樣に可被相心得候。只今迄の樣に疎かに心得、法に背く者、於有之者、屹度可申付候。去々年も、法式具に申聞候へども、人により大身小身共に、例へば（三字欠）の義に付ても、色々名を替、手くろにして、法を破者間々有之由聞傳候。不合點、心得違にて背者よりは、大に不屆成義と存候。又末々之者、心得違も有由、是は士頭共に、法を疎に存故にて候頭に能心得仕、組士共に具に切々申聞置候はゞ、心得違も有之間敷存候。畢竟、皆頭の越度と存候。已來は屹度心得、士頭は切々組士を寄、よみ聞、其上にて合點仕せ可申候、當春上意を承候へば、只今の時に當て、奉對上御奉公は、國中末々まで儉約を堅申附、國中飢寒の者無之樣に仕候ほど、忠は無之と存候。然共、此段我等一身の志計にては不成事に候。是偏に家中侍共覺悟に依て、奉對上御奉公申上候義は、我等へ對て、無比類忠節と可存候間、自今以後は、何も左樣に心得、隨分堅可相勤事。

祭酒早川君纂ニ輯仰止錄一、既又蒐ニ閱覽所レ藏舊紀一、采ニ前編未レ載、此加ニ一二見聞一、使下近藤爲章與ニ惟馨一纂中輯上之、考訂粗定、取ニ正於醒廬。蘭石二教授一、五閱月而成レ編。公之遺事、於是乎蓋備矣。爲章使ニ惟馨一紀ニ纂輯之所レ由、遂贅ニ一言於卷尾一云。

文政三年冬十一月　　國學　石野惟馨謹識

明治四十三年七月　　大樂院寫　玄石卆万寫

仰止續錄　地之卷終

仰止錄跋

古者、天子諸侯、有二史官一、秦漢以降、置二起居注人一、君之言行細微必書。我邦、今皆無レ之、其所レ傳非二私家之錄一、則庶人之談也。宜矣、其不足徵也。我芳烈公、治教之盛、民人到レ今被二其德澤一、仰欽愛慕、久而不レ能レ忘也。其言辭行事、存二于筆錄口碑一者、不レ爲レ不レ多矣。而過二褒揚一而損二乎盛德一者、亦有之。督學早川先生有レ憂レ焉、廣搜洽索、有斐錄等之諸書采擇、而編二次之一、名二以仰止錄一、其言行之所載、蓋庶三乎無二差謬一矣。先生一日出二示諸萬波伯信一、伯信退而嘆曰、斯錄也、詳悉有レ餘而序次無レ倫、吾恐諸焉者、唯知二其一言一行之美一、而不レ能レ知三其積盛之所二以然一也。吾於レ是不レ能レ無レ憾焉、遂請二先生與余及近藤章等一、頗修二訂原稿一、略成二編次一、又分二其事類一也。伯信附二小序言於其條首一矣。於レ是盛德大業、雖レ由二天資英明一、而問學之功、爲二之本領一者、粲然可レ見二於編次之間一矣。錄成先生徵二跋於余一、余固陋不レ能レ文、但喜二先生之志一、待二伯信一而有レ成也。聊記二其由一以塞二其責一云。

文政二年己卯榴月

府學講官和田正定謹跋

萬波　孚謹書

清水宗治事蹟

解題

永山卯三郎

清水宗治事蹟

著者　永田瀬兵衛

此の書題して清水宗治事蹟といふ。實は萩藩閥閲錄所輯第二十五清水宮内家記なり。閥閲錄卷數二百三冊、藩主毛利吉元、其の臣永田瀬兵衛に命じて舊藩臣諸家の家記譜錄を調查せしめて脫稿する所なり。瀬兵衛、家世々醫を業とす。彼は、其の嗣子にあらざるを以て、夙に學に志し、傍ら武技を修す。博聞强記、最も國史に精通し、考證に長ず。元祿十年廿七、別に仕へて一家を成す。命を受けて藩史閥閲錄を撰す。拮据三十年、享保十年に至りて成る。官に在あること六十年、寶曆三年歿す。年八十三。

宗治事蹟一卷收むる所、天正初年より元祿三年に至る清水家の由來、文祿征韓役の出兵知行目錄等を載す。就中、高松水攻の史料最も豐富なり。參謀本部日本戰史中國役、高松役の原據史料、多く此に在るものゝ如し。又以て、其の史料の價値如何を知るに足らん。

清水宗治事蹟

今度、羽柴筑前守押下、備中高松城取詰候處、父長左衛門事、無二之以ニ覺悟一、數日雖ニ相抱候一、不レ叶、令ニ自害一、城中之者共、助置之段、都鄙之名譽、敵味方共、以驚ニ耳目一候。古今之武勇當家之面目、忠功無ニ比類一段連々以不レ可レ有ニ忘却一候。仍大刀刀進レ之候。委細、隆景可レ被レ申候。恐々。謹言。

天正十年六月廿六日　　輝元御判

清水源三郎殿

去正月廿六日、大明勢都近邊寄來刻、爲先手人數差出及ニ合戰一、頸貳内壹取付候。無ニ比類一覺悟神妙之至候。仍狀如件。

文祿二年六月七日　　隆景御判

清水五郎左衛門尉殿

去正月廿六日、大明勢都近邊寄來刻、爲ニ先手一人數差出及ニ合戰一之處、井上五郎兵衛尉、同ニ意之一、令ニ覺悟一粉骨神妙之至候。仍狀如件。

文祿二年六月七日　　隆景御判

清水五郎左衛門尉殿

御方之儀抽ニ自余一殿樣江可レ被レ進、御奉公之由、乍ニ勿論一尤肝要候。然間無ニ如在一可レ有、御入魂之由、被ニ仰越一本望此事候。御親父長左衛門殿、對ニ元淸一別而御馳走之段、到底承知候。於ニ我等一聊不レ可レ有ニ疎意一候。

右、於ニ偽者一可レ罷ニ蒙。
午王日本國中、大小神祇、殊氏神八幡大菩薩御罰者也。仍起請文如件。

慶長十三年二月九日

伊與守
秀元御血判
御判

清水五郎左衛門殿

知行方目錄

一、九百五拾貳石五舛　筑後國三井郡　阿志岐村
一、七百六石八斗四舛　同三原郡　たかはし村
一、五百七拾石三斗貳舛　同郡　大保村
一、三百石　同郡　古飯村之内
一、七拾三石三斗七舛　同郡　吹上村之内

合貳千六百石

秀吉公
御朱印

右今度以檢地之上、令ニ扶助一訖、全可ニ領知一候也。

文祿四年十二月朔日

秀俊判

清水五郎左衛門どのへ

父美作守知行三千石、地之事對ニ其方一讓與之通、聞屆畢、全令ニ領地一役目等堅固可レ遂ニ其節一者也。仍一行如レ件。

寛永拾貳年正月十九日

秀就公
御判
清水五郎左衛門どのへ

任市兵衛尉
元
慶長拾五年十二月廿八日
宗瑞様
御判
清水三五郎どのへ

受領信濃守
慶長拾七年十月六日
秀就御判
清水五郎左衛門尉どのへ

任宮内少輔
元和三年九月十九日
秀就公
御判
清水市兵衛どのへ

任五郎左衛門尉
寛永九年五月三日
秀就公御判
清水宮内少輔どのへ

就
任宮内少輔
寛永九年五月三日
秀就公御判
清水長藏どのへ

就
元祿三年十一月十日
秀就公御判
清水長左衛門どのへ

一、百四人　鐵砲廿三挺　清水五郎左衛門
一、六拾四人　同　拾五挺　土肥半右衛門
一、拾八人　同　三挺　楢崎孫作
一、拾二人　同　貳挺　神西又三郎
一、拾人　同　壹挺　松田九藏
一、拾八人　同　三挺　小田村治左衛門
一、拾六人　同　三挺　黑岩六郎兵衛
一、拾六人　同　三挺　原四郎左衛門

一、二拾人　同　貳拾挺　同人預り鐵砲
一、貳拾人　同　貳拾挺　同人預り鐵砲
一、貳拾人　同　貳拾挺　同人預り鐵砲
一、四拾人　同　拾挺　曾禰孫左衛門
一、拾貳人　同　貳挺　深川久右衛門
一、貳拾人　同　貳拾挺　右同人預り鐵砲
一、三拾貳人　同　七挺　弘山又右衛門
一、六拾人　同　拾三挺　木梨平左衛門
一、拾四人　同　貳挺　同　平六
一、拾四人　同　貳挺　荒木十右衛門
一、拾人　同　壹挺　富永理右衛門
一、九拾六人　同　廿貳挺　伯耆左兵衛
一、貳拾八人　同　七挺　曾彌十郎右衛門
一、拾六人　同　三挺　上野半左衛門
一、三拾貳人　同　七挺　櫛橋藤市郎
一、貳拾六人　同　五挺　高橋加兵衛
一、拾四人　同　貳挺　仁保平藏

以上、鐵砲數貳百拾六挺。

五月朔日より九月迄、此替は九月朔日に名嶋可二出船一、　一番、七百三拾六人　日野左近
十月朔日より二月迄、此替は二月朔日に名嶋可二出船一、　二番、七百三拾貳人　清水五郎左衛門
三月朔日より七月迄、此替は七月朔日に名嶋可二出船一、　三番、七百五拾人　仁保民部少輔
八月朔日より十二月迄、此替は十二月朔日に名嶋可二出船一、　四番、七百三拾九人　村上三郎兵衛

右、西生浦御番鬮取を以、相定上者、彌無油斷御在番肝要候。來年御働候はゞ、三番衆は押とをし可有在陣候。歸陣之時、四番衆直に被殘置當番可有御勤候。對馬は、わにの浦御藏屋敷頭として慥之者二人宛御置候て、往來之川所御叶尤候。與中若喧嘩口論之儀有之者双方可被任御法度候。並、御普請人數遣之儀を所割符次第令無承引輩、毛利壹岐守相談候て、被加、御成敗候とも不苦候。以上。

慶長三年卯月廿日　山口玄蕃頭判

清水五郎左衛門殿

從レ是以前續艇不ニ相知一。

清水長左衞門宗治　始、才太郎。天正十年六月四日。於備中國。高松城切腹四十六歳。

清水美作景治　始、才太郎源三郎。五郎左衞門信濃。慶安二年正月十六日死　七十九歳。

清水五郎左衞門元貞　始、三五郎市兵衞宮內。承應貳年九月八日死　六十歳。

清水長左衞門就信　始、長藏宮內。延寶七年十一月廿一日死　六十四歳。

清水長左衞門就治　始、七十郎虎之助五郎左衞門。

清水松遣　早世。寶永二年八月十六日死　八歳。

清水宮內治周

先日者午ニ御報一御懇意祝着之至候。當城之儀彌堅固可レ被ニ相抱一之由、誠御覺悟無ニ比類一候。可レ被レ抽ニ忠儀一事肝要候。仍篠原以下見嶋可ニ罷渡催一付而彼表一味中心遣之由候間、至ニ渡口一先勢差上候。追々隆景可ニ罷立一之條、則時可レ得ニ太利一事安中候。猶毎事從ニ小早川所一可レ申之間不レ能レ詳候。

五月八日　　輝元御判

元就御判

横井左衞門殿

御宿所

就ニ今度佐井田表之儀一某許別而御心遣奉レ察候。當城之儀以ニ御覺悟一堅固被ニ相抱一候。誠無ニ比類一存候。隆景事途中頓被ニ罷出一候。我等事今明之間打立候。旁申談可レ及ニ一戰一候。彌御馳走可レ爲ニ本望一候。猶追々可ニ申承一候間、先閣筆候。恐々謹言。

九月九日　　輝元御判

横井左衛門殿
　御宿所

去月三日、敵一城取付、日々御取相之由、寔御忠儀無二比類一次第候。御辛勞之至候。何篇無二油斷一可二申付一之條、可二御心安一候。仍爲二兵粮一合力銀子廿枚、焰硝貳十斤、鉛貳貫目遣置候。委細從二隆景一可レ被レ申候。猶木國左馬助可二申述一候。恐々謹言。

七月廿日　　輝元御判

横井左衛門尉殿
　御宿所

今度、藝備和平之儀雖レ非二本意一候。京都御下知之條不レ能二違背一應二上意一候。然所當城破却之儀申之處、御同心尤本望候。近年對二藝州一御忠儀次第輝元、並兩人事於二向後一聊不レ可レ有二忘却一候。大小事彌無二別儀一長久可二申談一候。

此旨於レ僞者

牛王日本國中大小神祇八幡大菩薩祇園牛頭天王殊者嚴島兩大明神天滿大自在天神可レ蒙二御罰一者也。仍神文如レ件。

元龜三年拾月廿九日　　吉川元春御判
　　小早川隆景御判

横井左衛門尉殿

右横井左衛門尉江被レ下二置之一候。御證文私先祖家來筋之者致二傳來一横井之家名相續、此外御判物等も有レ之由候處、身上爲二在付一先年他國致二出行一不二罷歸一候付、而右之御證文者私家に預り置候故、寫仕差出申候。以上。

清水宮內

天正之頃、備中國、沖郡をば、石川左衛門佐久孝領して、旗頭中(カ)、其旗下等屬する士は、長谷川・清水・鳥越・生石・上

原・中嶋・林と云者、一郡半郡之武將たり。就レ中高松は、石川が居城、高山（幸山共云）は、淸水が居城也、同國の中にて、奥郡をば、須々木・秋山領したり。

一、石川左衞門佐實子なし。是故、奥郡の須々木が末子筑前守と云者を養子にして、高松の城を讓り、左衞門佐程なく死たり。筑前守も早世にて、剩、是も又嗣子なし。石川家既に斷絕の時、諸將前々の機緣なれば、須々木が方へ相談して、城主を定んとする時、淸水思樣、故もなき他所の者を申請、石川の如く、旗頭に仰ん事心外の至也。願ば、某、城主とならんと思ふ所に、長谷川、高松の城主を望聞あれば、兎やせん角やあらんと、工夫半に、長谷川此事を傳聞、淸水は高山の城にありながら、又、高松の城主たらん事、他の慮を顧ず、一身の奢、此時なれば、先淸水を討滅さんと謀ける所に、永祿八年八月朔日、旗下之諸將、高松の城に出ける時、宗治於城中、長谷川を手自誅し、諸將に向て申けるは、自今已後、高松の城主は、某に定りぬ。歸服の人々は、人質を給るべし。若異儀を存する人々は、其心に任すべし。此時諸將一同に歸服して、人質を出したり。かくて、宗治、石川が遺跡を踏で、備中半國の旗頭高松の城主に成たり。須々木・秋山兩將は、宗治城主に成て後は、遺恨有、故に不和にして奥郡とたがひに往來を絕したり。

一、其頃毛利之御家强大にして、御武運盛なれば、宗治諸將を卒し、隆景公の御幕下に屬す。

一、天正六年四月十日、輝元公（因幡）國上月の城を攻給ふ時に、宗治は、隆景公に供奉して出陣なり。毛利御家御勝利を得られ、御歸陣の上にて、隆景公宗治を被召、汝謀を運し奥郡をも手に入よとの給ひければ、則御請申上種々の術を以、奥郡も異儀なく、旗下に成事、宗治一人の忠を以てなり。是より備中一國、毛利御家に屬す。其後奥郡の押として、治部少輔元淸公猿掛の城に居住なり。

一、隆景公、備中御國廻りの時、高松の城へ御立寄有之、宗治事多年抽忠節神妙の至に被思召通種々忝御意有、其時の御褒美として、備中の國にて岡山の境御預、其上、高松の城普請被仰遣、被遣となり。爰に宗治思惟して、隆景公の御意はなかりしが、人質心に嗣子源三郎を三原へ出し置たり。

一、天正十年正月下旬の頃、備前國境を守る七ケ所の城主を隆景公より三原へ被召寄、被仰渡其趣は織田上總介信

長公、當家征伐の企て有て、既羽柴筑前守・蜂須賀彦右衛門・黑田官兵衛、其外、諸國の兵を相添、初夏の頃令進發、則備前國發向すべきのよし、しきりに風聞する所也、定て宇喜多可爲案內者先、境目各守所の城に取詰可及攻戰、其內計策を以、和平の術樣々可爲之、其時信長公へ內通を志す方も有べし。古來其例有之習なれば、當家より强て非可存恨、左樣の志あらん人々は、急ぎ信長に歸服し、身を立、家を興したまへとなり。其時七人の城主御請には、是誠口惜き御諚の次第なり。左樣に無御心元思召す輩に、如何なれば一大事の境目の守護を、被仰付ものか、努々左樣の心不可有之、只一筋に屬御味方、一命を捨、城々を可守護之由、各一道にぞ申ける。隆景公扨は各の志尤至極せり。されば軍の評議有べしとて、城々加勢勤番等被仰付、御饗應樣々の上にて御腰物拜領させらる。各申るは、御運開かれたる上、重而目出度御祝可被下之旨申上、御腰物頂戴しけり。其時、清水長左衛門、殘る六人衆に對し申けるは、各の御請更に不心得、其子細は、羽柴秀吉の數萬騎を防ぎ留、始終全勝利をえん事は不存寄所なり。只及一戰、不叶時は、各城を枕にして切腹に極むべし。其爲にこそ、只今拜領せらるる御腰物(ぞカ)と御運開かれ、重て目出度御祝に逢可申とは、私は不存と申て頂戴しけると也。誠其言之末聊相違せず。高松の城において、諸人の命に替り、切腹す。

一、此時清水長左衛門に對し、隆景公より被下御書幷御神文にいはく、

御方事累年之御馳走、今以聊無忘却候。自然御家中向後爲何雖變化候。見放申間敷候。若此旨於僞者、可レ蒙二日本國中大小之神祇・八幡大菩薩・殊嚴嶋大明神・天滿大自在天神御罰一者也。仍誓紙如レ件。

閏十一月朔日　　隆景御判

清水長左衛門殿

一、長左衛門宗治、備中高松之城罷在候處に、天正十年三月十五日、織田信長公の爲先鋒羽柴筑前守秀吉公、數萬軍兵を卒し、毛利の御家爲御退治、備前の岡山表に下向し、宗治へ、被仰下候趣は、備中備後可被下候條、西國の御先手可仕の由、信長公被成御誓紙蜂須賀彦右衛門殿・黑田官兵衛殿爲御使被遣、さまざまの御事に候へども、宗治一圓承

引不レ仕、右之御誓帋則輝元公・隆景公へ差上、筑前守殿への御返事には輝元・隆景境目被預置たる上は、全逆意仕儀有間敷候。其上逆意の者に兩國を被遣候ても、又、逆意仕候へば、兩國もすたり候間、被遂御分別可被下之由申上候。自然御弓矢の成立にて、悴一人中國に罷在事候之條、若存命居候ば、いか體の身上にても被召置可被下之由、御返事被申候。然處に再往事を盡され被仰下候へ共、宗治、既に最前申上る如く、輝元・隆景累年の懇切申ても餘あり。其中に、先年上月陣の時、宗治大事の攻口に居候所に、留守を窺、宇喜田直家、計策にて奥郡の須々木・秋山兩人へ廻文を遣し、宗治が一子才太郎後號源三郎景治と云者あり。是を人質に取、高松の城に籠候ば、其響を以終には淸水も信長の味方にまねき取べし。さあらんにおひては、須々木・秋山に恩賞莫大にて、可被遣由申すに依て、兩人幸と歡で、密使數人を高松の城下に遣し置、折節才太郎八歲之時也城下の川へ遊に出けるを、密使虜て奥郡へ歸る。宗治留守居の者、案外にだしぬかれ、不及力之由、上月へ注進す。宗治聞て本意なき事に思ひ居たれば、輝元公・隆景公是を聞給ひて、宗治を被召、其方が居る攻口も肝要なれども、先高松の城に歸り、調略を以、才太郎を取返すべしと有難き御意の旨辭しがたくして、一族の中嶋大炊助一人を上月に殘し置、其外親類一手のことの共、同道して高松に歸り、留守に殘し置一手の者、林三郎左衞門は、須々木・秋山が緣者なれば、隨分扱て取返すべし。承引なくば、上月御陣の最中事延引してはあしかりなん。不便ながら、才太郎を籠て、須々木・秋山を討果すべしと林三郎左衞門、其外留守居の者に申付、宗治も又無二の覺悟也。爰に林、種々取扱て、才太郎が姉を、須々木が嫁に遣すべきよし申すに依て、和睦相調、才太郎を取返し、宗治は又上月の御陣へ參、御禮申上たり。

輝元公・隆景公の御厚恩報がたく、忘れ難し。忠功こそ難成とも、せめて信長公の味方に參らぬを以て志とすれば此旨宜御披露賴奉ると强て申切候。

一、須々木・秋山をば輝元公より御下知に依て誅せられ候事。

一、同年三月廿九日、羽柴筑前守秀吉公、高松の城を責に來給へり。數日相保所に幕下の日幡の城主、上原右衞門太夫元將逆意を起し、秀吉公の味方になる時に、上原家臣、日幡六郎兵衞事は、宗治に同意せよと上原に頻に進むれど

も、少も承引せず。剰、上原是を討果したり。六郎兵衛は、中嶋大炊助が妹婿也。折々上原が本意の遂たる事ども諫言し、故にかくはせしと也。元來上原は備後の國士也。親は豊將と申て、元就公へ遂御馳走、備後御弓矢の時も、一方の御用に立たり。其物の子なれば、元就公の妾の腹に御出生の御息女を被遣、聟にし給ひ、肝要の御用にも立べきものと被思召たるに、親には遙々おとりたる振廻なり。

一、かち屋山より聲屆に宮路山と云山をこなたより御取付候て、城番には乃美少輔四郎其外加番歷々被召置せ、又方角のことの、船木藤左衛門をも置せられ候。然處、四月上旬、秀吉公宮路山の上、しぶくら山と申へ捕あがられ、総日御見合して極晩に打納られ候。左候而、宮路山は扱になり、城を渡し被籠置候衆皆々被戻候也。

一、冠山の城には（すくも塚とも云）、清水長左衛門一手の林三郎左衛門・鳥越左兵衛、罷居候。松田左門（是は、先年備前半國の守護にて候へども、牢人にて罰居、此度隆景公へ申て籠り申て候。）と、林三郎左衛門嫡子、與三事は、長左衛門に付隨、高松に籠城す。秀吉公、高松表に卯月十二日より、同廿五日迄御在陣の內、數度及攻戰候へども、城堅固に相抱、敵、數百人城內へ討取申候。其頃、筑前守殿より、備中川切半國可給候間、和談仕候樣にと、林三郎左衛門へ兩度扱ひ御座候へども、不應其意於御取詰は、切腹可仕之由申達し、堅く相守居候處、城中に不慮の大事出來、城內の者共、相働候へども不及方便、城のり崩され候。三郎左衛門重眞は、南大手の矢倉にて切腹仕、其首、中村式部少輔殿へ渡り、於京都、信長公御實檢に被入のよしに候。尤重眞手勢百三十九人同時討死し、其外城內の者共悉く皆御用に立なり。

一、高松より一里南に、鴨の城と申平城あり。本丸には民部太輔廣繁、西の丸には上山兵庫介元忠、東の丸には生石中務少輔と申もの、是は備中石川家のものに候。石川果候てより、隆景公被召置たる者に候。然處に、生石逆意仕、筑前殿へ現形候て、備前宇喜田衆を生石丸へ引籠、本丸へ夜中に使者を以、申候は、近年は、隆景へ遂馳走候へども、総に其御褒美無之候。然ば秀吉公より御懇意の儀候間、致御味方候。此中申談たるしるしに、民部太輔殿、御一命無恙、岩崎へ送り可申候。人質等の儀、御望の儘可進置候。然間、城之儀、早々御渡有べくと申入候。本丸より民部太輔親類桂右衛門尉と申者、矢倉へ揚り返答申けるは、被仰聞通り、慥に聞屆候。上家へ此中內通有之由、到底聞及候間、今更

無仰天候。就夫、民部大輔事無異儀可被送之條、城可相渡之由、近頃珍敷承りやうに候。尤人により君恩を捨、利欲にふけり、義理を不知士は、左様も可有之候。此民部大輔においては、本意有間敷儀與存候。人數歴々、引入られたるやうに聞へ候條、早々此丸を被責手柄被仕可と申言下に、生石丸へ鐵砲を打懸候内に夜もあけ候。其時、籠城用意の火矢數を不知、生石丸へ射懸候。こゝかしこより燒立候を、消候はんとて、のぼりばしをかけ、陣屋へあがり消候所を、民部大輔次男、孫次郎、鐵砲を以貳人家の上より打落し、其後は、火消候事もならず燒上り、生石丸のもの共、一人も堪忍不相成、備前衆ともに悉く城の外へ崩れ出候。鐵砲を以彌打立追出し候。是を岩崎御陣より御覽有て、鴨の城より七八町隔て、平山の有之所へ御人數被討出候。夫に付き、彌備前衆も爲何方便もなく、引退候。民部大輔手之者、村上新五左衛門・内藤新右衛門と申ものを始として、宗徒の者十貳三人相果候。上山手へも敵數輩討取、粉骨を盡し候

民部大輔・兵庫介、堅固之覺悟に依て奇特に運をひらき候事。

一、高松の城には、清水一手の者、月清入道(是は長左衛門兄なり。)、其子、右衛門尉・中島大炊助・林與三・荒木一類・湯淺・新倉などと云ものに宗治人數都合六千餘籠りたり。其外、隣國の百姓等五百餘籠城可仕、由頻に望み申せ共、強て無用なりと制すれども、數年の悃情何をもつて報ぜんとて、悉く籠る。故に、城内に多く木屋を構へ、全(兵カ)粮をこめ置たり。後詰として、輝元公、備中猿懸の城に被成御座、隆景公・元春公は備中岩崎と申所へ御出陣にて候。

一、同年四月廿七日、羽柴秀吉公、八幡山より押下、高松の城を、二重三重に打圍、一時に責落さんと及一戰所に、寄手の討死は數百人にして、味方の討死は數十人なり。高松名城と云。其上、隆景公より未近左衛門尉に兵二千を被差添て、堅相守るに依で、秀吉公、城の形勢を見給ふに、水攻にしくはなしとて、城外三里の間に、高さ二丈の堤を築廻し、堤の上に數(多(〇カ))の砦を構、川水を關入ぬ。誠に五月霖雨の時なれば、洪水日夜滔々として、蒼海のごとくなれば、味方の通路絶たり。宗治思樣、城及難儀時は、逆意を挾む輩は敵を引入るゝ事有べしとて、密使の物片山助兵衛が組足輕貳拾人の内、毎夜替る替る二三人召連、城中を廻りける。爰に、ばんきうと申手さきは、秀吉公の攻口にて、此所には中嶋大炊助一類・荒木一族・相磐(まゝ)へたり。池の下には、宇喜田直家責口にて、爰には、林與三、自分の人數、片山助兵衛

林與九郎・鳥越五兵衛共掻たり。城中、水かさ增れば、紺屋・檜板など取合せ、小舟三艘造り、用事を辨じけり。本より敵方には、大船三艘を堤の內へ込置、三艘をひとつに組合せて井樓を揚、楯をつき、熊手を以壁櫓を可引崩方便なり或夜、八幡山の麓に當り、水中に人の形に似たるもの見へしに依て、待居たれば、一人の男、頭に脇差と帷子を結付、椎木の鼻へ游ぎ付、帷子を着、脇指を差、貌つくりせし所へ、宗治密使の者を遣し、生捕、誰某の陣より來かと尋しに彼男申けるは、輝元公よりの御使宇喜田(多カ)小四郎と申者の由にて、御意の趣には、境目被預置候處に、則此節如此之覺悟之段、無比類との忝き御意に候。淸水兄弟其外の面々迄申渡し候。有難きとの御請申上、宇喜田(多)儀は御本陣へ罷歸り候也。

一、秀吉公如斯御手を懸られ候へ共、高松の城落去不仕、數日を經候に付、輝元公御陣中へ御使者を被遣、安國寺を被爲呼、御扱の御談合候。御國分之儀、伯州は矢走川限り、備中は河邊川限り、中國悉く毛利家御進退候て、淸水長左衞門に切腹を被仰候は、信長公への御和平相調、御家も無恙、秀吉も一面目に仕り可罷登之由、安國寺罷歸申上候へば、輝元公よりの御返事に、國分之儀は兎も候へ、當家へ忠儀を專に仕る淸水に切腹申付事不罷成之由、於兩度被仰切候。然處に、蜂須賀彥右衞門・生駒雅樂頭・安國寺へ內證被申けるは、近邊の國主、悉く秀吉懇望候段、證據正敷候。殊更隆景公御弟同前の上原頓に手切仕り現形之上は、御和睦、可然の通り被申候。安國寺申樣に、輝元無領掌被仰切候上は、申聞事不相成とて罷歸り、安國寺、淸水長左衞門所へ行、右の樣子有の儘に物語被申候へば、淸水申樣に、我切腹の有無計に相滯候て、御家の御安否如何成行申候とも、拙者事被差捨間敷御儀定に相濟候哉、世々世々忝儀候。如斯御取沙汰、忰家の面目不過之候。斯樣の時節、一命をなげうち、後代に名を殘し候こそ、武士の願ふ所に候。一命片時も延置儀にあらず、御兩三殿へ被仰上候とも、最前に不替、同し可爲御意候時は、御和平相調間敷候。乍略儀、秀吉公へ安國寺御出候て、右之段、淸水承知仕候。於此條者、御兩三殿背御意候ても切腹可仕之條、御和平之儀、早々御調被成、高松に殘り居候者共、御本陣へ送せられ候樣に可被相調候。其上を以、御兩三殿へ可有御披露之由に付而任其意秀吉公へ其段被申上候へば、神妙無比類之通被仰候。又其趣、淸水へ相達し、六月四日、切腹に相極候也。

一、淸水家臣に、白井與三左衞門治嘉とて勇士あり。今度の合戰に大手の矢倉を預り、日夜の働比類なし。去四月廿七日之合戰に、左の股を討せしが、常に剛のものなれば、其身堅固にして、武略の志深し。六月三日、矢倉より本丸へ使を遣り、直に申上度子細有り、下り給へ、となり。宗治頓下りければ、與三左衞門大に歡で、御切腹明日に相極ると承る。定て秀吉より檢使有べし。某試に先切腹仕たり。尤輙ものなり。御覽有べしとて、腹卷を引退ける。宗治是を見て、扨々殘多き事也。汝が忠節、常に他に異なれば、某切腹の後、妻子の行末を賴み置んと思ひしに、案外我に先立けるよといへば、乍恐介錯と望むゆへ、則首を討落し、本丸へ歸りぬ。

一、其日吉田三原の入番衆、幷幕下の諸將、本丸へ來れり。時に、宗治小童に鬚をぬかせて居たれば、各申けるは、時節不相應の事也といへば、宗治莞爾と笑ていはく、某が首は定て信長公の御目に懸るべし。若鬚を其儘置ならば、此間の籠城に萬事忘却故と人々に誘られん事、口惜ければ、男を作ると也。各申けるは、御切腹、明日に相極と承る。此間中盡すごとく、今度御供不仕、吉田三原へ歸りなば、諸人嘲有べし。皆一道に切腹して、死出の山路、三途河原の御供申さんと望ければ、宗治返事に、尤至極なり。去ながら一騎當千の時節なれば、各は吉田三原へ歸りて後々の御用に立給へ。此度、高松之城においては、某一人にて相濟なり。末近左衞門殿は、隆景公より御加勢の物なれば、理り至極なり。同心すべしと也。其後、面々の持口へ歸りければ、城中萬事の仕置、一々注文にしるし、扨又殘る妻子の行末懇に申置、暇乞のため、一献を初、夫々に盃取かはしぬ。嫡子源三郎は、隆景公へ人質に出し置て、此城に居合せざれば、末期の三首を殘し置、成人の後、此心を悟りて可勵忠節と書置たる其歌に、

一　曰

忍を知り慈悲正直に願なく

辛勞氣盡し天に任せよ

二　曰

朝起や上意算用武具普請

人を遣て事を敬め

三日

談合や公事と書狀と威儀法度

酒と女に心亂すな

六月三日　　清水長左衞門尉

源三郎殿
參

一、六月四日、巳の刻、宗治乘船候へば、兄の月清并家人、難波傳兵衞・高市之允・小者七郎次郎・扨又、隆景公よりの御加勢、末近左衞門尉、いづれも同前の覺悟にて、以上六人船に乘、秀吉公の御陣前へ漕出す。其時、秀吉公の檢使堀尾茂助、小船に乘來て宗治に對面し、筑前守被申遣るは、此間申談首尾無相違、是迄の御出、殊勝に候。永々籠城苦辛押計れりとて、美酒佳肴を給る。宗治甚歡て、筑前守殿へ宜御禮之儀、茂助殿を賴み奉とて、末期の盃を廻し、宗治誓願寺の曲舞をうたひ出せば、月清・末近左衞門其外殘る者迄、同音にうたひ納む。扨宗治一首の辭世に、

浮世をば今こそ渡れ武士の
名を高松のこけに殘して

宗治心靜に切腹仕候を市之允介錯仕、首桶に首を納め、月清其外殘る者共皆思々に腹切候。宗治が小者、七郎次郎と申者も供仕候をも、市之允介錯仕り、一々假名・實名相答、首どもを檢使の堀尾へ相渡し、船乘戾し、右五人の死骸を取納め、そこにて市之允も切腹仕候。此市之允事は、度々鑓をも仕頭數歷々上り覺有之ものに候。常々の心底相達し、宗治死期を堅固に相届候。

一、宗治事京藝御陣のちまたにて御用に立候につき、悴源三郎へ被下候御感狀。

今度羽柴筑前守押下、備中高松之城取詰候處、父長左衞門以二無二之覺悟一雖二數日相抱候一不レ叶、令二自害一城中之

者共助置候段、都鄙之名譽、敵味方共、以驚ニ耳目ニ候。古今之　勇、當家之面目、忠功無ニ比類ニ段、連々以不レ可レ有ニ忘却ニ候。仍太刀刀進之候。委細隆景可レ被レ申候。恐々謹言。

天正十年六月廿六日　輝元御判

清水源三郎殿

右之御文章は、加藤左馬助殿へ秀吉公より日本一之武邊と被遊候て被下候御感狀より、宗治が御感狀𠏹なる所まし申との批判之由候。

隆景公よりの御感狀は、致紛失候。

一、月清悴右衞門尉へ被下候御感狀。

今度信長爲先手羽柴筑前守、數萬卒相働之處、高松之城及ニ數日ニ籠城仕、相戰候。和平付對ニ毛利家ニ幷城中之數千人、爲レ可ニ相助ニ父月清事長左衞門、同前於ニ彼城ニ切腹仕候。於ニ城中ニ茂其方事無ニ比類ニ覺悟之通、倒底聞屆候。吉田へ申上可レ施ニ忠儀ニ所如レ件。

天正十年六月十二日　隆景御判

清水右衞門尉殿

一、清水一手の者切腹の人數。

清水長左衞門宗治　于時四十六歲。

清水月清入道

末近左衞門尉信賀

右三人は、天正十年六月四日、高松之城において切腹す。

林三郎左衞門重眞　右重眞事は、天正十年四月廿五日備中冠山之城にて切腹す。

一、清水宗治家來切腹之人數。

難波傳兵衛尉

白井與三右衛門治嘉

高市之允

小者七郎次郎

右四人、高松之城におゐて、宗治へ屆のためとして切腹す。

一、宗治切腹以後、城中之貴賤不殘、吉田三原へ退ぬ。其外宗治家來戰死之殘人纔百騎計にて、宗治妻子之供を仕備中河邊と云所へ引退ぬ。源三郎事も、隆景公御暇被下、河邊へ集りぬ。先牢人分にとて、三原より百人扶持被下、兩年河邊に居住す。

一、秀吉公と輝元公と御和睦の上、信長公弔ひ合戰のためにとて、早速上洛し給ふ。毛利の御家より御加勢歷々被差添、八幡山崎合戰に程なく明知討亡されぬ。是より、天下一統して、秀吉公の御代となる。

一、源三郎景治(五郎左衛門、信濃、美作。)備中河邊に居候處に、天下一統二三年以後、隆景公始而御上洛之時、秀吉公より、清水子供可罷居候條、被差上候者、知行壹萬石貳萬石之間、可被遣之由、隆景公へ御直に被成御意候。右の通、隆景公御下り之節、景治居所河邊へ御立寄なされ、黑田勘ケ由殿御供候て御同座にて景治へ秀吉公御意之旨、御直に被仰聞候。景治申候は、親筋目之事候間、秀吉公御意は忝候へ共、有無に御當家に可罷居之由申上候。景治其歲十六歲也。其後、隆景公へ被付置所々之御陣に致御供候。(以下略。)

清水宗治事蹟 終

右大臣吉備公傳

附　吉備大臣私教類聚目録

附　吉備公太夫人古冢記

右大臣吉備公傳（群書類從抄）

公諱眞吉備。又書眞備。本姓下道朝臣。賜姓吉備朝臣。父曰國勝。右衞士少尉。母揚貴氏。以持統天皇、九年乙未歲生。其先出自孝靈天皇皇子稚武彥命。世居吉備國。九世祖曰御友別。御友別長子稻速別以父功封川島縣。是爲下道臣之始祖。天武朝賜下道臣姓朝臣。元正天皇靈龜二年。公以從八位下。選、爲遣唐使留學生。時年二十二。從八位上阿倍仲麻呂。亦以選爲留學生。年十六。明年三月。航海而西。公在唐凡十九年。研覽經史。該涉衆藝。當時學生。播名於唐者。唯公及仲麻呂二人而已。以聖武帝天平七年歸。獻唐禮一百三十卷。大衍曆經一卷。大衍曆立成十二卷。測影鐵石一枚。銅律管一部。鐵如方響。寫律管聲十二條。樂書要錄十卷。絃纏漆角弓一張。馬上飲水漆角弓一張。露面漆四節角弓一張。射甲箭二十隻。平射箭十隻。授正六位下。任大學助。尋爲中宮亮。累進從五位上。改右衞士督。公之歸也。唐人袁晉卿隨大使而歸化。晉卿通音韻之學。爲大學音博士。初公之往唐。沙門玄昉爲學問僧同入唐同時歸朝。獻經論章疏五千餘卷並佛像等。朝廷寵異爲僧正。十年正月壬午立阿倍內親王爲皇太子。時年二十一。七月癸酉。天皇御西池宮。勅公及諸才子。令賦殿前梅樹。公等三十人。奉詔賦詩。十一年八月。公母揚貴氏卒于大和。十二日葬於宇智郡大澤邑。公作墓志。十二年九月、太宰少貳從五位下藤原廣嗣反。廣嗣式部卿宇合之第一子也。自式部少輔大養德守。出爲外官。乃上書陳時政之得失。天地之災異。以除僧玄昉及公爲言朝廷以大野東人爲大將軍。往討之。廣嗣伏誅。公敍正五位下。十三年七月爲東宮學士。皇太子受禮記及漢書。恩寵甚渥。十五年五月癸卯。宴群臣於內裡。皇太子親舞五節。太上天皇作歌褒之。詔進王臣冠位。特進公位一階。敍從四位下。六月任東宮太夫。學士如故。十八年十月。賜姓吉備朝臣。是歲。僧玄昉死於筑紫。明年十一月。公轉右京大夫。二十一年二月。陸奧國貢黃金。四月丁未改元。曰天平感寶。七月甲午。天皇讓位於皇太子、皇太子登極。孝謙帝是也。是日再改元曰天平勝寶。公敍從四位上。天平勝寶二年正月。公出爲筑前守。俄遷肥前守。三年十一月。公任遣唐副使。去年九月。從四位下藤原淸河爲遣唐大使。從五位下大伴古麻呂爲副使。併公副使二人。天平勝寶四

年閏三月清河古麻呂並進ニ位一階一公等到レ唐。唐主命ニ阿倍仲麻呂一接伴。既見ニ唐主一。唐主賞ニ其儀客一呼ニ我邦一稱ニ禮儀君子國一。命令レ圖ニ公及清河狀貌一授ニ公銀青光祿大夫一五年不明月。清河等レ發レ唐。阿倍仲麻呂與歸。清河船遇レ風漂泊。遂再抵レ唐。十二月。公船漂ニ着益久島一。六年正月。着ニ紀伊國牟漏崎一。唐僧鑑眞搭ニ副使古麻呂船一而來。勅遣レ公宜レ詔慰勞。授ニ傳燈大法師位一。四月。公爲ニ太宰大貳一。敍ニ正四位下一。天平勝寶七年正月。勅改レ年爲レ歲。八歲六月。始築ニ筑前怡土城一。公謂太宰府者。鎭西要衝。外寇之變。尤不レ可レ不ニ豫備一。建議築ニ怡土城一。勅令ミ公專ニ當其事一。天平寶字二年。八月庚子朔。帝讓レ位ニ皇太子一。皇太子立。是爲ニ淳仁天皇一。是歲。遣渤海使小野田守奏。唐安祿山反。唐國大亂。乃勅ニ太宰府一曰。安祿山者。是凶胡狡豎。違レ天起レ逆。事必不レ利。疑是不レ能レ計レ西。還更掠ニ於海東一。古人曰。蜂蠆猶毒何況人乎。其府師船王及大貳吉備朝臣眞備。俱是碩學。名顯ニ當代一。簡在ニ朕心一。委以ニ重任一。宜下知ニ此狀一。預設ニ奇謀一縱使不レ來。儲備無上レ悔。其所ニ謀議一具狀奏聞。府乃條ニ奏四事一曰。據ニ警固式一博多大津及壹岐對馬。要害之處。應下置ニ船一百隻已上。以備不中虞上而今無ニ船可一レ用。交々闕ニ機要一一也。本府三面帶レ海。應ニ接諸蕃一。自レ罷ニ東國防人一邊備日荒。如ニ不虞之變一。何以應レ猝。二也。管內防人應下停ニ築城一。勤赴ニ武藝一習中戰陣上。而大貳眞備論曰。且耕且戰古人稱レ善請五十日教習十日使役。府僚議或不レ合。三也。天平四年勅凡兵士全免ニ調庸一。其白丁免レ調輸レ庸。當時民息兵强可レ稱ニ邊鎭一。今管內百姓乏絕。不レ有ニ優復一何以自贍。四也。朝議報曰。船者宜下給ニ公糧一以ニ雜徭一造上。東國防人及優復不レ依レ所レ謂其管內防人從ニ眞備之議一。三年六月。以ニ新羅闕ニ貢將レ征レ之。令ミ太宰府造ニ行軍式一勅ニ諸國一造レ船壽。遣ニ授刀舍人春日部三關。中衞舍人土師關成等一。就レ公學ニ諸葛亮八陣。孫子九地。及結營ニ向背一。五年十一月。任ニ東海。南海。西海。三道節度使一。以レ公爲ニ西海道節度使一。西海所ニ檢定一舶船一百二十一隻。兵士一萬二千五百人。子弟六十二人。水手四千九百二十人。並免ニ三年田租一。悉赴ニ弓馬一兼調ニ習五行之陣一。其所レ遺兵士便役造ニ兵器一。六年二月。令ミ太宰府造ニ綿襖冑各々二萬二百五十具一。以爲ニ三道節度使料一。其製依ニ唐國樣一。象ニ五行之色一。皆畫ニ甲板之形一。碧地以レ朱。赤地以レ黃。黃地以レ朱。白地以レ黑。黑地以レ白。每ニ四千五十具一排成ニ一行之色一。四月。始置ニ太宰弩師一。十一月。奉ニ幣於伊勢太神宮及天下神祇一。又奉ニ幣香椎廟一告下爲レ征ニ新羅一調中習軍旅上。既而新羅朝貢數次。乃詰ニ責其罪一終不レ果レ伐焉。七年八月

廢ニ儀鳳暦一始行ニ大衍暦一。大衍暦公自レ唐歸時所ニ將來一也。先レ是勅。暦算學。國家、所レ重宜下置ニ公廨田一以充中諸生供給上。尋勅令ニ暦算生講ニ習漢普律暦志。大衍暦議。周髀。定天論等書一。至レ是行ニ新暦一。八年正月。遷ニ造東大寺長官一。從四位上佐伯毛人爲ニ大宰大貳一。從四位下佐伯今毛人爲ニ營城監一。公乃抵レ京。以レ病歸ニ郷里一。九月。大師藤原惠美押勝反。急召入參ニ畫軍事一。敍ニ從三位一。拜ニ參議兼中衞大將一。公度ニ賊必走一。遣レ兵遮レ道指ニ麾部分一。甚得ニ機宜一。賊陷ニ謀中一。旬日事平。以レ功授ニ勳二等一。敍ニ正三位一。十月壬申。太上天皇廢レ帝再踐祚。尋以ニ大臣禪師道鏡一爲ニ大政大臣禪師一。授法王位一。天平神護二年正月。公爲ニ中納言一。三月。轉ニ大納言一。乃奏樹ニ二柱於中壬生門西一。其一題曰。凡被ニ官司抑屈一者宜下至ニ此下一申訴上其一題曰。百姓有ニ寃枉一者宜下至ニ此下一申訴上。並令下彈正臺一受中其訴狀上。十月。詔以ニ青宮舊恩一拜ニ右大臣一。授ニ從二位一。兼任ニ下道郡大領一。公時年七十二。神護景雲元年。二月丁亥。釋奠。帝幸ニ大學寮一。直講已下授レ位賜レ爵。先レ是釋奠之儀未レ備公依ニ稽禮典一器物始備。禮容可レ觀。是月。賜ニ近江穀二千斛一。九月。公獻ニ對馬島墾田三町一段。陸田五町二反雜穀二萬束一。以爲ニ島儲一。二年二月。筑前怡土城成。自ニ勝寶八歳一至レ此十三年工全竣。形勢之雄偉。城池之堅固。前レ此未レ有。遺址迄レ今猶存。十月勅賜ニ太宰府綿二萬屯一以買ニ新羅交關物一。三年二月癸亥。車駕幸ニ公第一授ニ正二位一。五月。賜ニ稻十萬束一。四年(寶龜元年)五月。先レ是伊豫國進ニ白鹿一。至レ是太宰府獻ニ白雀一。勅議ニ其賞賜一。公等量定奏聞。六月帝不豫。勅ニ左大臣永手一。知ニ近衞。外衞。左右衞事一。公知ニ中衞。左右衞士府事一。八月癸巳。帝崩。壽五十三。皇嗣未レ定。公等欲レ立ニ天武帝孫文室淨三一。淨三固辭。又欲レ立ニ其弟大市一。左大臣藤原永手。內大臣藤原良繼。與ニ右大辨藤原百川一定レ策稱ニ遺詔一立ニ白壁王一爲ニ皇太子一。王天智帝孫也。公嘆曰。多壽之弊乃遭ニ此辱一也。八月十七日。葬ニ孝謙帝於大和國添下郡佐貴鄕高野山陵一。二十一日。以ニ道鏡一爲ニ造下野國藥師寺別當一即日上レ道。流ニ其弟大納言弓削淨人等一。九月七日。公上レ啓曰。側聞力不レ任而强者則廢。心不レ逮而極者必惽。眞備自觀。信足レ爲レ驗。去寶字八年。眞備年滿ニ七十一。正月將レ進ニ致仕表一。適々有ニ官符一。補ニ造東大寺長官一。因レ此入レ京以レ病歸レ家。息ニ仕進之心一。忽有ニ兵動一召ニ參軍務一。甄ニ錄微勞一累登ニ貴職一。不レ聽ニ辭讓一。已過ニ數年一即今老病纏レ身。療治難レ損。天官劇務不レ可ニ暫曠一。何可下抱疾殘體久辱ニ端揆一兼ニ帶數職一闕中佐萬機上。自顧ニ微躬一。靦顏已甚。慚レ天愧レ地無レ處レ容レ身。伏

乞致事。以避賢路。上戴聖朝養老之德。下遂庸愚知足之心。十月己丑朔。光仁帝即位改元寶龜。丙申。詔報曰。
昨省來表。即知告歸。聖忌未周。懸車何早悲驚交々結卒無答言。通夜思勞坐而達旦。不依所請。似逆謙光。
欲遂來情。彌思賢佐。宜解中衛。猶帶大臣。坐塾之間。勿卒朝右。於是解中衛大將。公累表不已。二年三
月見允。六年冬十月壬戌(二日)薨。時年八十一。遣使弔賻。公之學冠絕古今。自天文。兵刑。禮樂。典章。迄陰陽。曆
數卜筮。音韻。籀篆之細。莫不究其蘊。嘗依皇國字音製五十音圖。又省漢字偏旁點畫作片假名五十字以便
學者。後世稱吉備大臣片假名。公與正四位下大和長岡等。刪定律令二十四條。延曆十年詔行之。世傳私教類聚
三十八條。云公所著也。公嘗獻對島田穀以爲島儲。大藏省雙倉火。出私財營構之。則家道之饒富亦可知已。
公子泉。左衛士督大學頭遷伊豫守。延曆年間有罪。桓武帝勅曰。伊豫國守從四位下吉備朝臣泉。政迹無聞犯狀有
著。稽之國典容寘恒科。而父故右大臣往學盈歸。播風弘道遂登端揆。式翼皇猷。然則伊父美志。猶不可忘。其
子愆尤。何無矜恕。宜宥泉辜令思後善。但解見任以懲前惡。乃左降佐渡守。後召還至參議左衛門督。卒年
七十二。或云。陰陽博士加茂保憲公之裔也。兼天文博士。天延中造曆。傳曆道其子光榮。傳天文道安倍晴明。公之
葬未詳在何地。備中下道郡八田村有公墳塋。後人建碑其側有吉備寺。大和國添上郡高島。亦有稱吉備墓者。
並見地志。八田古之也多鄉。有土師谷天原。相傳公生于此。有洗兒泉及館址。而小田郡東實成村地稱境內者。
土人以爲館址建公祠。在國勝寺東數町。自八田至此。約一里餘。其間櫻原。彈琴岩等。皆傳公遺蹟。初備中人
西山正等欲就公墳塋立碑以表其勳德作募疏。告三備人士事遂不果。後數十年。有伊藤氏建碑之擧。繼將
造營祠宇。遇、有廢藩事而罷。明治戊寅歲修公一千一百年祭。吉備寺住持與同志者謀。修兆域。牓書曰三朝帝
者師右大臣吉備公之塔。尋設保廟會有所經畫。遂囑予討査公事蹟。予乃抵備中歷訪其遺墟。參攷續日本紀
已下諸書而作之傳。論曰。聖武孝謙之朝。國家多事。公挺身學士。爲帝者師。遂上相府。言聽謀用。其神算秘策有
不易窺者。公初與僧玄昉同學相親後又與道鏡並立于朝。世爲公疵病之。藤原廣嗣粗暴無親。時人所識。
其彈劾公及玄昉。出于私憤可知已。至道鏡事。則北畠准后援唐武后寵法師宦者。云自則天時至孝謙朝凡

六十年。兩國事有二相似者一雖二吉備眞備藤原百川一。力不レ能レ援歟。此論允當。明二于時勢一切二于人情一。抑々百川稱三强力有二權謀一。而方二嬖幸用一レ事束レ手無レ策。何獨責二于公一。且是時藤原永手爲二左相一。而獨責二右相一。豈以三公者德碩儒而無二一言匡拂一乎。凡事有下非三口舌所二能爭一者上。我唯隱忍不レ發以待二其變一。如下陳平・周勃之於二呂氏一。狄仁傑之於中則天上。終能全二漢唐宗社一。此事二驕縱女主一之道也。公與二永手等一優容巽順。逮二一朝宮車晏駕一。定二皇嗣一逐二凶豎一。易如レ反レ手故曰功在二社稷一。至二經嗣之議一公等所レ執。天武之胤。欲三以接二聖武孝謙一、固爲二通論一。永手百川則天智之胤。欲三以立二近江統一。蓋武智麻呂兄弟四人。皆沒二于疫一。繼而廣嗣押勝謀反伏レ誅。藤氏之名望去矣。於レ是欲下有レ所二擁立一以自固上。近江朝廷。藤氏所レ奉。故排二衆議一而立レ之。公等意想不レ及レ此。事又出二忽卒一。故深以慚愧。自劾而去。公列二相位一掌二兵權一。而方二謀違事差一。不二敢妄動一。責レ躬引レ咎。毫無二懟鬱怫之意一。雖二新帝優詔悃至一。斷乎不レ回。風節又如レ此。誰謂三保レ位持レ祿而諂二諛二凶一耶。

贊曰　本邦教學剏二于王仁一。成二于吉備公一。公生二長於奈良朝盛時一。値二唐國文物郅隆之世一。取二其典型一而用二之我一。三善淸行有レ云。大學之立始二於大寶一。至二于天平一。吉備眞備恢二弘道藝一。親自傳授。令三學生習二五經・三史・明法・算術・音韻・籀篆等六道一。此就二大學一事一而言レ之耳。其他凡百政令。皆莫レ弗レ預焉。而武事尤其所レ效レ力。防備訓練。留二壍壘於百代一。定二叛亂於旬日一。若レ公可レ謂二文武全才一矣哉。至二其製作之跡一。則定二五十音圖一。造二片假名一。以便二世用一。此王仁已下所レ不二思到一。其有レ功二乎天下後世一極大。延曆帝勅曰。故右大臣。往學盈歸。播レ風弘レ道。遂登二端揆一。式翼二皇猷一。豈不レ美乎。豈不レ偉乎。

吉備眞備（大日本史抄）

吉備眞備本姓は下道朝臣、其先稚武吉備津彦命より出づ。世々吉備に居る。九世の祖は御友別、其長子稲速別川島縣に食す、子孫下道臣を以て姓と爲す。天武の朝、姓朝臣を賜ふ。父國勝右衞士少尉たり。眞備從八位下に叙せらる。靈龜二年遣唐留學生と爲る、時に年二十四、唐に在て經史を硏修し、衆藝に該涉す。當時學生にして名を唐に播く者は、唯々眞備と阿部仲麻呂と二人のみとす。天平七年歸る。唐禮一百三十卷、天衍曆經一卷。大衍曆立成十二卷、其の

他數十品を獻ず。正六位下大學助に叙任せらる。尋で、中宮亮となり、從五位上に累進し、右衞士督に轉ず。孝謙帝の東宮に在るや學士と爲りて禮記漢書を授く、恩寵甚だ渥し。遷りて大夫と爲る、仍ほ學士を兼ぬ。頃くありて改めて今の姓を賜ひ右京大夫に遷る。勝寶の初め從四位上に進む。事を以て筑前守に左降せられ、俄に肥前守に遷る。四年遣唐使と爲り唐に赴く。玄宗帝銀靑光祿大夫を授く。歸るに及び風に遭て船散じ、眞備益久島に漂著す。六年紀伊牟漏崎に至り、京師に入る。正四位下に進み、太宰大貳に陞る。建議して筑前怡土城を築く。敕して其事を監せしむ。寶字の初め唐の亂るゝを以て、帥船王及び眞備に敕して邊境の備を爲さしむ。眞備議して曰く、且つ耕し、且つ戰ふは古人の稱する所、請ふ五十日教習して十日役使せんと、廷議之を可とす。又た授刀舍人春日部三闕・中衞舍人土師闕成等を遣し、就て八陳九地結營の法を學ばしむ。尋で西海道節度使となる。八年召されて造東大寺長官となる。病を以て事を視ず。惠美仲麻呂反するに及び軍事を參畫し從三位に叙せられ參議を拜し中衞大將を兼ぬ。眞備賊の必ず走らんことを想像し兵を遣して道を遮り部下を指麾して甚だ其の宜きを得たり。旬日にして事平らぐ。神護元年勳二等を授け正三位に叙せらる。明年中納言となり、俄に大納言に轉ず。靑宮の舊恩を以て擢でられ、右大臣を拜し從二位を授けらる。景雲の初め近江穀二千斛を賜ふ。眞備對馬島の墾田三町壹段、陸田五町二段、雜穀二萬束を獻じ以て島備となす。敕して大宰府の綿二萬屯を賜ひ以て新羅の交關物を買はしむ。帝其第に幸し正二位に進め尋で稻十萬束を賜ふ。四年帝不豫眞備に敕して中衞左右衞士府事に知たらしむ、帝崩ず、皇嗣未だ定らず、眞備等文室淨三を立てんと欲す。左大臣藤原永手等定策して光仁帝を立つ。眞備歎じて曰く、享壽を圖らざるの弊終に此極に至ると、乃ち致仕を乞ふ。聽るさず。累表苦請す。久しく允さるゝを得たり。寶龜六年薨ず、年八十三(年八十一を可とす)使を適して弔賻せしむ。眞備大納言となるや奏して二柱を中壬生門の西に樹て其一に題して曰く凡そ宮司に抑屈せらるゝ者は宜く此の下に至りて申訴すべしと、其一に題して曰く、百姓にして寃枉を被むる者宜く此の下に至りて申訴すべしと竝に、彈正臺に令して其の訴狀を受けしむ。初め大學の釋奠其の儀未だ備はらず、眞備禮典を稽へ之を重修して器物始めて備はる禮容觀るべし。又た律令二十四條を删正す、延曆中詔して之を用ふ。著す所私教類聚三十八條あり。

吉備大臣私教類聚目錄

第一　略示㆓内外㆒事（內教五戒。一、不殺生。二、不偸欲。三、不婬欲。四、不妄語。五、不飮酒。外教五常。一、仁不殺。二、義不盜。三、禮不邪。四、智不妄。五、信不亂。）
第二　略示㆓文籍㆒事
第三　仙道不㆑用事
第四　人生變化事
第五　人道大意事
第六　不㆑可㆓殺生㆒事
第七　不㆑可㆑行㆑盜事
第八　不㆑可㆑行㆓姦婬㆒事
第九　不㆑可㆓妄語㆒事
第十　不㆑可㆓醉亂㆒事
第十一　可㆑存㆓忠孝㆒事
第十二　可㆑存㆓信忠㆒事
第十三　可㆑信㆓佛法㆒事
第十四　可㆑愼㆓言語㆒事
第十五　過則必改事
第十六　思緩可㆑行事
第十七　不㆑誨㆓愚夫㆒事
第十八　莫㆑住㆓他家㆒事
第十九　可㆑番㆓交遊㆒事
第廿　可㆑忍㆓忿情㆒事
第廿一　可㆑愼㆓飮食㆒事
第廿二　可㆑勤㆓身行㆒事
第廿三　不㆑可㆓奢侈㆒事
第廿四　莫㆑娶㆓兩妻㆒事
第廿五　可㆑愼㆓販鬻㆒事
第廿六　不㆑可㆓博奕㆒事
第廿七　世俗禁忌事
第廿八　任身禁忌事
第廿九　房中禁忌事
第卅　世俗愚行事
第卅一　莫㆑用㆓詐巫㆒事
第卅二　不㆑可㆑監(察カ)奈事
第卅三　莫㆑勤㆓音聲㆒事
第卅四　可㆑知㆓巫占㆒事
第卅五　可㆑知㆓醫方㆒事
第卅六　可㆑知㆓書筭㆒事
第卅七　可㆑勤㆑文事
第卅八　可㆑知㆓弓射㆒事

吉備大臣私教類聚目錄終

吉備公太夫人古冢記

元祿十二年十一月六日、備中小田郡東實成村民、欲下犁二山徑一以闢中田圃上、入地數尺、鏗鏘有レ韻、堀レ之得二一銅器一、中盛二枯骨一、外無二木椁一、復無二碑石一、直刻二其器一。下道圀勝・圀依兄弟、母夫人骨藏レ器、時和銅元年戊申也。今竊レ之、下道者、蓋吉備公之舊姓也。圀勝者、公之父名也。圀依者、公之叔父名也。母夫人者、公之祖母也。和銅者、元明天皇年號也。自二和銅元年戊申一至二元祿十二年己卯一、其間距凡九百八十二年也。

恭惟、夫吉備公者、孝靈天皇之皇子、吉備武彦命之苗裔也。武彦命、吉備津宮所祭之神是也。而山城御靈堂所祭之神八所吉備公具二其一座一焉。公之始稱二號下道朝臣眞備一。元正天皇靈龜二年八月、從二遣唐使多治比眞人縣守等一、唐留學、研二究經史一、該二涉衆藝一、聖武天皇天平五年、從二遣唐使多治比眞人廣成等一歸朝、當二唐玄宗帝開元年中一、在レ唐凡十八年矣。同七年獻二大唐禮樂・文章・器物・文武書籍・調度若干種一。同十八年、更、姓賜二吉備朝臣一、其後屢轉進。稱德天皇天平勝寶四年、以二從三位圖書頭一爲二遣唐副使一、同年與二遣唐副使大伴宿禰・古麻呂一相共歸朝、當二唐玄宗帝、天寶年中一。爾來累昇任二右大臣一、是以天下古今皆悉稱レ之號二吉備大臣一也。斯迺公之英望駿聲、載二于中華扶桑之國史一、粗如斯、而達二之於郡廳正方一。此辰庭瀨領主板倉越中守源重喬朝臣聞レ之慕崇、吉備公之學德振乎。本朝勳功輝乎、異城且亦追悼其所二堀出一之銅器、卽實爲二公之祖母夫人之遺骸一。嘗欲レ使レ爲レ造二之椁一、以卜二宅兆一措レ之、而、猶未二遂成一焉。維享保十二年六月六日、嗣主、板倉讃岐守源昌信朝臣、嚴二命于家宰佐野十郎左衞門朝啓・宮田政右衞門將敏一、使三以改二窀穸之就一、復使下二愚臣某一書中斯記上。諺謂、善繼二先君欲レ爲之志一、善述二先君殷萠之事一卽是古賢君達孝之大道也、豈可レ不二以擧レ此而唱レ之哉。因茲敬筆二其本一、以貽二之於後世一云爾。

旹享保十二年丁未八月穀旦　本多光風撰

跋曰

右玉軸裝潢之文壹卷、奉二庭瀨當主板倉讃岐守源昌信朝臣之嘉命一整二齊端一之寄附焉。

享保十三祀戊申二月仲旬宿潔盥漱繕寫成就畢矣。

家長　佐野十郎左衛門朝啓
家長　宮田政右衛門將敍
書記主事　本多助之進拜題

吉備公太夫人古冢記　終

和氣清麻呂傳

和氣淸麻呂傳（群書類從抄）

贈正三位行民部卿兼中宮大夫、美作備前國造和氣朝臣淸麻呂、本姓磐梨別公。右京人也。後改姓藤野和氣眞人。淸麻呂爲人高直、有匪躬之節、與姉廣虫、共事高野天皇、竝蒙愛信、任右兵衞少尉。神護初、授從五位下、遷近衞將監。時賜封五十戶。姉廣虫及笄年。許嫁從五位下葛井宿禰戶主。既而天皇落餝。隨出家爲御弟子。法名法均。授進守大夫尼位。委以腹心。賜四位封幷位祿位田。寶字八年。大保惠美忍勝叛逆伏誅。連及當斬者三百七十五人。法均切諫。天皇納之。減死刑以處流徒。亂止之後。民苦飢疫。棄子草間。遣人收養得八十三兒。同名養子。賜葛木首。此時僧道鏡得幸於天皇。出入警蹕。一擬乘輿。號曰法王。太宰主神習宜阿蘇麻呂。媚事道鏡。矯八幡神教言。令道鏡卽帝位。天下太平。道鏡聞之。情喜自負。天皇召淸麻呂床下曰。夢有人來八幡神使云爲奏事請尼法均。朕答曰。法均軟弱。難堪遠路。其代遣淸麻呂。宜參聽神之教。道鏡復喚淸麻呂。募以大臣之位。先是路眞人豐永爲道鏡之師。語淸麻呂云。道鏡若登天位。吾以何面目可爲其臣。吾與二三子共。爲今日之伯夷耳。淸麻呂深然其言。常懷致命之志。往詣神宮。神託宣云々。淸麻呂祈曰、今大神所教。是國家之大事也。託宣難信。願示神異。卽忽然現形。其長三丈許也。相如滿月。淸麻呂消魂失度。不能仰見。於是神託宣。我國家君臣分定。而道鏡懷逆無道。輙望神器。是以神靈震怒。不聽其祈。汝歸如吾言奏之。天之日嗣。必續皇緒。汝勿懼道鏡之怨。吾必相濟。淸麻呂歸來奏如神教。天皇不忍誅。爲因幡員外介。改姓名爲別部穢麻呂。流于大隅國。尼法均還俗爲別部狹虫。流于備後國。道鏡又追將殺淸麻呂於道。雷雨晦冥。未卽行刑。俄而勅使來僅得免。于時參議右大辨、藤原百川愍其忠烈。便割備後國封鄕二十戶。送充於配處。寶龜元年。聖帝踐祚。有勅入京。賜姓和氣朝臣。復本位名。姉廣虫又掌吐納。叙從四位下。任典藏。累至正四位下。帝從容勅曰。諸傳從臣毀譽紛紜。未嘗聞法均語他。遇友乎天至。姉弟同財。孔懷之義見稱。當時天應二年。天皇追思舊績。賜正三位之告身。延曆十七年戊寅正月十九日薨。與弟卿約期云。諸七及服闋之日。勿勞追福。唯與二三行者坐靜室。事禮懺耳。後世子孫仰

吾二一人一以爲レ法。弟清麻呂脚痿不レ能二起立一。爲拜二八幡神一。輿レ病卽絡。及二至豐前國宇佐郡楉田村一。有二野猪三百許一。夾レ路而列。徐步前驅十許里走入二山中一。見人共異レ之。拜社之日始得二起步一。神託宣賜二神劍雌雄壹雙幷綿八萬餘屯一。卽頒二給官司以下國中百姓一。駕レ輿而往騎馬而還。累跡見人莫レ不二嘆異一。清麻呂之先出レ自二垂仁天皇皇子鐸石別命三世孫弟彥王一。從二神功皇后一征二新羅一。凱旋明年。忍熊別皇子有二逆謀一。皇后遣二弟彥王於針間吉備堺山一誅レ之。以二從軍功一封二藤原縣一。因家焉今分爲二美作備前兩國一也。高祖父佐波良。曾祖使波豆。祖宿奈。父平麻呂。墳墓在二本郷一者。拱樹成レ林。清麻呂被レ竄之日。爲三人所二伐除一、歸來上疏陳狀。詔以二佐波良等四人幷清麻呂一。爲二美作備前兩國國造一。天應元年授二從四位下一。拜二民部大輔一。爲二攝津大夫一。累遷二中宮大夫民部卿一。授二從三位一。延曆十七年、上レ表請二骸骨一。優詔不レ許。仍賜二功田廿町一以傳二其子孫一。清麻呂練二於庶務一。尤明二古事一。撰二民部省例二十卷一于レ今傳焉。奉二中宮敎一。撰二和氏譜一奏レ之。帝甚善之。長岡新都經二十載一未レ成レ功。費不レ可二勝計一。清麻呂潛奏。令下上託二遊獵一相二葛野地一更遷中上都上。清麻呂爲二攝津大夫一鑿二河內川一。直通二西海一。擬レ除二水害一。所レ費巨多。功遂不レ成。私墾二田一百町一在二備前國一。永爲二賑給田一。郷民惠レ之。薨時贈二正三位一。年六十七。有二六男三女一。長子廣世起家補二文章生一。延曆四年坐レ事被二禁錮一。特降二恩詔一除二少判事一。俄授二從五位下一爲二式部少輔一。便爲二大學別當一。墾田廿町。入レ寮爲二勸學料一。請二裁闡明經四科之第一。大學會二諸儒一。講二論陰陽書。新撰藥經太素等一。大學南邊以二私宅一置二弘文院一。藏二內外經書數千卷一。墾田四十町。永充二學料一以終二父志一焉。

和氣清麻呂傳　終

兒島高德事蹟考

兒島高德事蹟考に就て

兒島高德の實在について、異說を爲す人もあるが、考證確かなものでない。又兒德高德は、三宅氏にして天日槍より出でたとも云へば、佐々木の嫡流なりとも云ふが、是れも亦、考覈すべき餘地が多分にある。

日本書記によると、

欽明天皇の十七年、蘇我大臣稻目宿彌等を備前の兒島郡に遣して屯倉を置かしめ、葛城山田直瑞子を以て田令と爲すとあり、敏達天皇の十二年、吉備海部直羽島を使として日羅を百羅から召したので、日羅等は、吉備の兒島の屯倉に到着し、朝庭から大伴糠手子連を遣して、その勞を慰めたとある。そして、齊明天皇の御宇、上道郡の一部を割いて、新羅郡を置いたとあるが、是れが、現在の邑久郡であつて、百濟の王孫の居住してゐたものである。其後、天平寶字年間に、兒島の地頭を命ぜられたとあるのは、恐らく、この地の屯倉の首長を命ぜられたのであらう。そして、東兒島の三宅卿は、當時、屯倉のあつた土地で、その官人の子孫が、三宅氏を稱し、兒島姓を名乘つたものであると云ふ。

兒島高德の發祥地と云はれる邑久郡和田村は、兒島郡の三宅鄉と一葦帶水の地であつて、豐原の莊は、現在の、今城・豐原・福田・豐・大伯・朝日・大宮一帶の地域を總括したもの、その宅趾は、豐村字新地にあると云ふ。

上毛鄉土史研究會の調査によると、

高德は、建德二年、上野國邑樂郡古海村に草庵を結び、軍中守護の摩利支天の像を安置し、天授六年二月、一寺を建立して自ら開基となつてゐる。現在の高德寺が、則ち是れであつて、門前南二町計の所にある一基の墓石は、兒島高德の墳墓だと云ふ。そして、高德は、弘和二年癸亥十一月二十四日、七十二歲を以て、こゝに圓寂したと云ふ。

本書には、太平記に採載されゐる備後三郎兒島高德奔命の一齣を抄錄することゝした。

昭和六年二月上浣　　森田無適

兒島高德事蹟考（太平記抄）

備後三郎高德事附吳越軍事

其比備前國に兒島備後三郎高德と云ふ者あり。主上笠置に御座有りし時、御方に參じて、義兵を擧げしが、事未だ成らざる先に、笠置も落され、楠も自害したりと聞えしかば、力を失うて黙止しけるが、主上隱岐へ遷されさせ給ふと聞いて、貳心なき一族共を集めて、評定しけるは、志士仁人無ニ求レ生以害ニ仁有ニ殺レ身以爲ニ仁といへり、されば昔衞の懿公が北狄の爲に殺されて有りしを見て、其臣に弘演と云ひし者是れを見るに忍びず、自ら腹を掻切て懿公が肝を己が胸の中に收めて、先君の恩を、死後に報じて失せたりき。見レ義不レ爲無レ勇、いざや臨幸の路次に參り會ひ、君を奪ひ取り奉りて大軍を起し、縱ひ屍を戰場に曝す共、名を子孫に傳へんと申しければ、心ある一族共、皆其議に同ず。されば路次の難所に相待ちて、其隙を伺ふべしとて、備前と播磨との境なる船坂山の嶺に隱れ伏し、今や〳〵とぞ待ちたりける。臨幸餘りに遲かりければ、人を走らかして是を見するに、警固の武士山陽道を經ず、播磨の今宿より山陰道にかゝり遷幸を成し奉りける間、高德が支度相違してけり。されば美作の杉坂こそ、究竟の深山なれ、こゝにて待ち奉らんとて、三石山より直違に道もなき山の雲を凌ぎて杉坂へ着きたりければ、主上早や院庄へ入らせ給ひぬ、と申しける間、力なく此處より散々に成りけるが、せめても此所存を上聞に達せばやと思ひける間、微服潛行して時分を伺ひけれ共、然るべき隙も無かりければ、君の御座ある御宿の庭に大なる櫻の木有りけるを押削りて大文字に一句の詩をぞ書附けたりける。

天莫レ空ニ勾踐一　時非レ無ニ范蠡一

御警護の武士共、朝に是を見附けて、何事を如何なる者が書きたるやらんとて讀みかねて、則ち上聞に達しけり。主上は、軈て詩の心を御覺り有りて、龍顏殊に御快く笑ませ給へども、武士共は敢て其來歷を知らず、思ひ咎むる者

も無かりけり。(下畧)

船上合戰事

(上畧)主上隱岐國より遷幸成りて船上に御座有りと聞えしかば、國々の兵共の馳せ參る事引きも切らず。先づ一番に出雲の守護、鹽冶判官高貞・富士名判官と打連れ千餘騎にて馳參る。其後淺山二郎八百餘騎、金持の一黨三百餘騎、大山の家從七百餘騎、都て、出雲、伯耆、因幡三箇國の間に弓矢を携る程の武士共の參らぬものは無かりけり。是のみならず、石見國には、澤三角の一族、安藝國には熊谷・小早川、美作國には菅家の一族、江見・芳賀・澁谷・南三郷、備後國には江田・廣澤・宮・三吉、備中には新見・成合・那須・三村・小坂・河村・庄・眞壁、備前には今木・大富・太郎幸範・和田備後二郎範長・知間二郎親經・藤井・射越五郎左衛門尉範貞・兒島・中吉美作權介・和氣彌次郎季經・石生彥三郎、此外四國九州の兵までも聞傳へ聞傳へ、我先にと馳參りける間、其勢船上山に居餘りて、四方の麓二三里は、木の下草の陰までも、人ならずと云はぬ所は無かりけり。

主上自令修金輪法事附千種殿京合戰事

京都數箇度の合戰に、官軍每度打負けて、八幡・山崎の陣も、既に小勢となりぬと聞えければ、主上天下の安危如何あらんと宸襟を惱まされ、船上の皇居に壇を立てられ、天子自ら金輪法を行はせ給ふ。其七箇日に於ける夜、三光天子光を竝べて、壇上に現じ給ひければ、御願忽ちに成就しぬと憑敷思召されける。さらばやがて大將を差上せて、赤松入道に力を合はせ、六波羅を攻むべしとて、六條少將忠顯朝臣を頭中將に成し、山陽・山陰兩道の兵の大將として京都へ指向けらる。其勢伯耆國を立ちしまで、僅か千餘騎と聞えしが、因幡・伯耆・出雲・美作・但馬・丹後・丹波・若狹の勢共馳加はりて、程なく二十萬七千餘騎に成りにけり。又第六の若宮は、元弘の亂を始め、武家に囚はれさせ給ひて、但馬國へ流されさせ給ひたりしを、其國の守護太田三郎左衛門尉、取立て奉りて近國の勢を相催し、則ち丹波

の篠村へ參會す。大將頭中將頭斜ならず悅んで、即ち錦の御旗を立てゝ此宮を上將軍と仰ぎ奉つて軍勢催促の令旨を成下されけり。四月二日、宮、篠村を御立ち有つて、西山の峰堂を御陣に召され、相從ふ軍勢二十萬騎、谷堂・葉室・衣笠・萬石大路・松尾・桂里に居餘て、半ばは野宿に充滿せり。殿法印良忠は、八幡に陣をとる、赤松入道圓心は、山崎に屯を張れり。彼の陣と、千種殿の陣と相去ること、僅に五十餘町が程なれば、方々牒し合せてこそ京都へは寄せらるべかりしを、千種頭、中將我勢の多きをや憑まれけん、又獨り高名にせんとや思はれけん、潛に日を定めて四月八日の卯刻に、六波羅へぞ寄せられける。あら不思議、今日は佛生日とて心あるも心なきも灌佛の水に心を澄まし、供花燒香に經を翻して捨惡修善を事とする習なるに、時日こそ多かるに、齋日にして合戰を始めて天魔波旬の道を學ばる條心得難しと、人々舌を翻せり。さて敵御方の士卒源平互に交れり。笠符無くては同士打も有りぬべしとて、白き絹を一尺づゝ切つて、風と云ふ文字を書いて、鎧の袖にぞ附けさせられける。是は、孔子の言に、君子の德は風也、小人の德は草なり、草に風を加ふる時は、偃さずと云ふ事なしと云ふ。心なるべし。六波羅には敵を西に待ちける故に、三條より九條まで大宮面に塀を塗り、櫓を搔いて射手を上げて、小路々々に兵を千騎二千騎控へさせて、魚鱗に進み、鶴翼に開まん樣をぞ謀りける。寄手の大將は誰ぞと問ふに、前帝第六の若宮、副將軍は千種頭中將忠顯朝臣と聞えければ、さては軍の成敗心にくからず、源は、同じ流也といへども、江南の橘、江北に移されて枳と成る習也。弓馬の道を守る武家の輩と、風月の才を事とする朝廷の臣と戰を決せんに、武家、勝たずと云ふ事有るべからずと、各勇み進んで、七千餘騎大宮面に打寄せて、寄手遲しと待懸けたる。去る程に忠顯朝臣、神祇官の前に控へて勢を分けて、上は大舍人より、下は七條まで、小路每に千騎宛指向けて攻めさせらる。武士は要害を拵へて、射手を面に立て、馬武者を後に置きたれば、敵疼む所を見て、懸出で懸出で追立てけり。官軍は二重三重に、新手を立てたれば一陣引けば二陣、二陣打負ければ三陣入替つて人馬に息を繼がせ、煙塵天を掠めて攻戰ふ。官軍も武士も諸共に、義に依て命を輕んじ、名を惜みて、死を爭ひしかば、御方を助けて進むは有れども、敵に遇うて退くは無かりけり。斯くては、いつ勝負有るべしとも見えざりける處に、但馬・丹波の勢共の中より、兼て京中に忍びて人を入置きたりける間、此

彼に火を懸けたり。時節、辻風烈しく吹いて、猛煙後に立覆ひければ、一陣に支へたる武士共、大宮面を引退いて、尙京中に控へたり。六波羅是を聞いて、弱からん方へ向けんとて、用意に殘し留めたる佐々木判官時信・隅田・高橋・南部・下山・河野・陶山・富樫・小早河等に五千餘騎を差副へて、一條二條の口へ向けらる。此新手に懸合て、但馬の守護太田三郎左衞門打たれにけり。丹波國の住人荻野の彥六と足立三郎は、五百餘騎にて四條油小路まで攻め入りたりけるを、備後國の住人、藥師寺八郎・中吉十郎・丹兒玉が勢共七百餘騎、相支へて戰ひけるが、二條の手破られぬと見えければ、荻野・足立も諸共に、御方負けしとて引返す。金持三郎は、七百餘騎にて、七條東洞院まで攻め入りたりけるが、深手を負うて引きかねけるを、播磨國の住人肥塚が一族、三百餘騎が中に取籠めて出拔いて虜りてけり。丹波國神池の衆徒は、八十餘騎にて五條西洞院まで攻入り、御方の引くをも知らず戰ひけるを、備中國の住人庄三郎・眞壁四郎、三百餘騎にて取籠め、一人も餘さず討ちてけり。方々の寄手、或は討たれ、或は破られて、皆桂河の邊まで引きたりけれども、名和小次郎と兒島備後三郎とが、向ひける一條の寄手は未だ引かず、懸けつ返しつ、時移るまで戰ひたり。防ぐは、陶山と河野にて、攻むるは名和と兒島也。兒島と河野とは一族にて、名和と陶山とは知人也。日比の詞をや恥ぢたりけん、後日の難をや思ひけん、死しては屍を曝らすとも、逃げて名をば失はじと、互ひに命を惜まずおめき叫びてぞ戰ひける。大將頭中將は、內野まで引かれたりけるが、一條の手尙相支へて戰半也と聞えしかば、又神祇官の前へ引返して使を立てゝ兒島と名和とを喚返されけり。彼等二人陶山と河野とに向つて、今日已に日暮れ候ひぬ、又後日にこそ又見參に入らめと、色代して兩陣共に引分れて、各東西に去りにけり。夕陽に及んで軍散じければ、千種殿は、本陣峰堂に歸つて、御方の手負打死を註さるゝに七千人に餘れり。其內に宗と憑れたる太田金持の一族以下數百人討たれ畢んぬ。仍て、一方の侍大將とも成るべき者とや思されけん、兒島備後三郎高德を呼寄せて、敗軍の士力疲れて、再び戰ひ難し、都近き陣は惡かりぬと覺ゆれば、少し境を隔てゝ陣を取り、重ねて近國の勢を集めて、又京都を攻めばやと思ふは如何に計らふぞと宣へば、兒島三郎聞きも敢へず、軍の勝負は、時の運による事にて候へば、負くるも必ずしも恥ならず、唯引くまじき所を引かせ、懸くべき所を懸けざるを大將の不覺とは申す也。

如何なれば、赤松入道は僅に千餘騎の勢を以て、三箇度まで京都へ攻め入り叶はねば引退いて、遂に八幡・山崎の陣をば去らで候ぞ、御勢縦ひ過半討たれて候共、殘る所の兵、尙六波羅の勢よりは多かるべし。此御陣後は深山にて前は大河なり、敵若し寄來らば好む所の取手なるべし。噫賢、此御陣を引かんと思召す事、然るべからず候、但、御方の疲れたる弊に乘りて、敵夜討に寄する事もや候はんずらんと存じ候へば、高德は七條の橋詰に陣を取つて相待ち候ふべし、御心安からんずる兵共を四五百騎が程、梅津法輪の渡へ差向けて、警固をさせられ候へと申置いて、則ち兒島三郞高德は三百餘騎にて七條の橋より西へぞ陣を堅めける。千種殿は兒島に云恥ぢしめられて、暫は峯堂におはしけるが、敵若し夜討にや寄せんずらんと云ひつる言に驚かされて、彌々、臆病や附給ひけん、夜半過ぐる程に宮を御馬に乘せ奉つて、葉室の前を直違ひに、八幡を指してぞ落ちられける。備後三郞か丶る事とは思ひもよらず、夜深方に峯堂を見遣れば、星の如くに輝き見えつる篝火次第に數消えて、所々に燒きすさめり、是はあはれ、大將の落給ひぬるやらんと怪みて事の樣を見ん爲に、葉室大路より峯堂へ上る處に、荻野彦六朝忠、淨住寺の前に行合ひて、大將已に夕子刻に落ちさせ給ひて候間、力なく我等も丹波の方へと志して罷り下り候也。いざ丶せ給へ打連れ申さんと云ひければ、備後三郞大に怒つて、か丶る臆病の人を大將と憑みけるこそ越度なれ、さりながら、直に事の樣を見ざらんは、後難も有りぬべし、早御通り候へ、高德は何樣峯堂へ上つて宮の御跡を見奉りて、追附き申すべしと云ひて、手の者共をば麓に留めて、唯一人落行く勢の中を、押分け／＼峯堂へぞ上りける。大將のおはしつる本堂に入りて見れば、能く遽て丶落ちられけりと覺えて、錦御旗鎧直垂まで捨てられたり。備後三郞腹を立て、あはれ此大將如何なる堀かけへも落入つて死に給ひしと獨言して、しばらくは尙堂の椽に齒嚙をして立ちたりけるが、今はさてこそ手の者共も、待ち兼ねたらんと思ひければ、錦の御旗計を卷いて、下人に持せ急ぎ淨住寺の前へ走り下り、手者打連れて馬を早めければ、追分宿の邊にて、荻野彦六にぞ追附きける、荻野は丹波・丹後・出雲・伯耆へ落ちける勢の篠村稗田邊に打集まつて、三十餘騎有りけるを相伴ひ、路次の野伏を追拂うて、丹波國高山寺城にぞ楯籠りける。

諸國朝敵蜂起事

（上畧）建武二年十二月十一日、備前國住人兒島三郎高德が許より早馬を立てゝ申しけるは、去月二十六日當國住人佐々木三郎左衛門尉信胤・同田井新左衛門尉信高等、細川卿律師定禪が語らひを得て、備中國に打越え、福山城に楯籠る間、彼國の目代、先づ手勢計りを以て、合戰を致すと雖も、國中の勢催促に從はず、無勢なるに依て引退く刻、朝敵勝に乘りし間、目代が勢數百人討死し畢んぬ。其翌日に小坂・河村庄・眞壁・陶山・成合・那須・市川以下悉く朝敵に馳加はる間、程なく其勢三千餘騎に及べり。玆に備前國の地頭、御家人等吉備津宮に馳集まりて、朝敵を相待つ處に、淺山備後守、備後國の守護職を賜つて下向する間、其勢を合せて、同二十八日福山に押寄せ、攻め戰ひし日、高德が一族等、大手を攻破つて、已に城中に打入る刻、野心の國人等、忽ちに飜つて御方を射る間、目代淨智が子息、七條辨房・小周防大貮房・藤井六郎・佐井七郎以下三十餘人、搦手に於いて討たれ候ひ畢んぬ。官軍遂に戰負けて、備前國に引退き、三石城に楯籠る處に、當國の守護、松田十郎盛朝・太田判官全職・高津入道淨源・當國に下着して已に御方に加はる間、又三石より國中へ引返し、和氣宿に於て合戰を致す刻、松田十郎敵に屬する間、官軍數十人討たれて熊山城に引籠る。其夜當國の住人内藤彌次郎、御方の陣にありながら、潛に敵を城中へ引入れ攻劫す間、諸卒悉く行方を知らず、沒落候ひ畢んぬ。高德が一族等此時纔に死を免るゝ者、身を山林に隱し討手の下向を相待ち候。若し早速に御勢を下されずば、西國の亂御大事に及ぶべしとぞ申したりける。

兒島三郎熊山擧旗事附船坂合戰事

（上畧）斯りける處に、備前國の住人兒島三郎高德、去年の冬細川卿律師四國より攻め上りし時、備前・備中數箇度の合戰に打負けて、山林に身を隱し、會稽の恥を雪がんと、義貞朝臣の下向を待つて居たりけるが、船坂山を官軍の越えかねたりと聞きて潛かに使を新田殿の方へ立てゝ申しけるは、船坂より御勢を越させべき由承り及び候。事實

に候はゞ、彼の要害輙く破れ難く候歟、高德來る十八日(延元元年四月)當國の熊山に於て、義兵を擧ぐべく候、さる程ならば船坂を固めたる凶徒等、定めて熊山へ寄來り候はん歟、敵の勢のすきたる隙を得て、御勢を、二手に分けられ、一手をば船坂へ差向けて攻むべき勢を見せ、一手をば三石山の南に當つて樵の通ふ路一つ候なるを潛かに廻らせて、三石宿より西へ出でられ候はゞ、船坂の敵前後を裹まれ、定めて引方を失ひ候はんか、高德、國中に旗を擧げ、船坂を先づ破り候はゞ、西國の軍勢御方に參らずといふ者候べからず、急ぎ此相圖を以て御合戰有るべく候也とぞ申し送りける。其比播磨より西長門國に至るまで、悉く、敵陣にて案內を通ずる者もなきに、高德が使者來つて企ての樣を申しければ、新田殿悅び給ふこと斜ならず、則ち相圖の樣を申しければ、四月十七日の夜半計りに、兒島三郎高德は己が舘に火をかけて、僅に十五騎にてぞ、打出でける、國を阻て境を隔てたる一族共は、事急なるに依て相催すに及ばず、近邊の親族共に事の仔細を告げたりければ、今木・大富・和田・射越・原・松崎の者共取る物も取敢へず、馳著きける間、其勢二百餘騎に成りにけり。軈ては夜中に熊山へ取上り、四方に篝火を燒いて、大勢籠りたる勢を敵にみせんと巧みけるが、馬よ物具よとひしめく間に、夏の夜程なく明けゝれども、方なく相圖の時刻を違へじとて、熊山へこそ取上りけれ。案の如く三石・船坂の勢共、是を聞きて國中に、敵出來りなば、ゆゝしき大事なるべし、萬方を閣いて、先づ熊山を攻めよとて、船坂・三石の勢三千餘騎を引分けて、熊山へぞ向ひたりける。彼の熊山と申すは、高さ比叡山の如くにして、四方に七の道あり、其路何れも麓は少し嶮うして峰は平なり、高德、僅かの勢を七の道に差分けて、四方の敵をぞ防ぎける。追ひ下せば攻上り、攻上れば追下し、終日戰暮して、態と時をぞ移しける。夜に入りける時、寄手の中に石戶彥三郎とて、此山の案內者ありけるが、思ひも寄らぬ方より拔入つて、本堂の後なる峰にて、鬨をぞ揚げたりける。高德、四方の麓へ勢を皆分けて遣しぬ。僅かに十四五騎にて、本堂の庭に扣ゑたりけるが、石戶が二百騎の中へ喚いて懸入り、火を散してぞ戰ひける。深山の木隱れ月暗くして、敵の打太刀分明にも見えざりければ、高德が內冑を突かれて、馬より倒に落ちにけり。敵二騎落合つて首を取らんとしける處へ、高德が甥松崎彥四郎・和田四郎馳合つて、二人を追拂ひ、高德を馬に引乘せて本堂の椽にぞ下しける。高德は內冑の創痛手なりけ

る上、馬より落ちる時、胸板を馬に强く蹈まれて、目昏し、魂消えければ暫く絶入りたりけるを、父備後守範長、枕の下に差寄つて、昔鎌倉の權五郎景政は、左の眼を射抜かれ三日三夜まで、其矢を拔かで當の矢を射たりとこそ云傳へたれ。是程の小創一所に弱りて死すると云ふ事やあるべき、其れ程、云ひ甲斐なき心を以て、此一大事をば思立ちけるかと、荒らかに恥ぢしめける間、高德忽ちに生出でゝ、我を馬に舁乘せよ、今一軍して敵を追拂はんとぞ申しける。父大に悦んで、今は此者よも死なじ、いざや殿原、こゝらに有りつる敵兵追散らさんとて、今木太郎範秀・舍弟次郎範仲・中西四郎範顯・和田五郎範氏・松崎彥五郎範家、主從十七騎にて、敵二百騎が中へ、まつしぐらに懸入りける間、石戶是を小勢とは知らざりけるにや、一立合せも立合せず、南面の長坂を福岡までこそ引きたりけれ。其儘兩陣相支へて互に軍もせざりけり。（下畧）

備中福山合戰事

（上畧）和田備後守範長、子息三郎高德、佐々木の一黨が舟よりあがる由を聞きて、是れを防がん爲に、西川尻に陣を取つて居たりけるが、福山已に落されぬと聞えければ、三石の勢と成合はんが爲、九日の夜に入つて、三石へぞ馳著きける。爰にて人に尋ぬれば、脇屋殿は、早宵に播磨へ引かせ給ひて候也と申しける間、さては船坂をば通り得じとて、先日搦手の廻りたりし三石の南の山路をたどる。終夜越えて佐越浦へぞ出でたりける。夜未だ深かりければ、此儘少しの逗留もなくて打ちて通らば、新田殿には安く追着き奉るべかりけるを、子息高德が先の軍に負けたりける創、未だ癒えざりけるが、馬に振られけるに依つて、目昏れ肝消えて馬にもたまらざりける間、佐越の邊に相知りたる僧の有りけるを尋出して、預け置きける程に、時刻押移りければ、五月の短夜明けにけり。去る程に此道より落人の通りけると聞いて、赤松入道三百餘騎を差遣はして、那波邊にてぞ待たせける、備後守僅かに八十三騎にて、大道へと志して打ちける處に、赤松が勢、とある山蔭に寄合て、落人と見るは誰人ぞ、命惜しくば、弓をはづし、物具脫いで、降人に參れと詞をぞかけたりける。備後守是を聞いてから〳〵と打笑ひ、聞きも習はぬ言哉、降人に成るべく

ば、筑紫より將軍の樣々の御教書を成してすかされし時こそ成らんずれ、其れをだに引きさきて火にくべたりし範長が御邊たちに向つて降人にならん、えこそ申されまじ、物具ほしくば、いでとらせんと云ふ儘、八十三騎の者共、三百餘騎の中へ喚びて懸入り、敵十二騎切て落し、二十三騎に手負はせ、大勢の圍を破つて濱路を東へぞ落行きける、赤松が勢案内者なりければ、懸散らされながら前々へ馳過ぎて、落人の通るぞ打留め物具はげと、近隣傍庄にぞ觸れたりける。之に依て其間二三里が間の野伏共、二三千人出合つて、此山の陰、彼の田の畷に立渡りて、散々に射る間、備後守が若黨共、主を落さんが爲に、進んでは懸破り、引下つて討死し、那波より阿彌陀宿の邊迄、十八度まで戰つて落ちける間、打殘されたる者、今は僅に從六騎に成りにけり。備後守ある辻堂の前にて、馬を扣えて若黨に向つて申しけるは、あはれ一族共だに打連れたりせば、播磨の國中をば安く蹴散らして通るべかりつるものを、方々手分に向けられて、一族一所に居さりつれば、力なく範長の討たるべき時刻の到來しける也、今は遁るべしとも思はねば、最後の念佛心閑に唱へて腹を切らんと思ふぞ、其程敵の近付かぬ樣に防ぐとて、馬より飛んで下り、辻堂の中へ走り入り、本尊に向ひ手を合せ、念佛高聲に二三百返が程唱へて、腹一文字に搔切つて、其刀を口に加へてうつぷしに成つてぞ伏したりける。其後若黨四人續いて自害をしけるに、備後守がいとこに和田四郎範家と云ひける者暫く思案しけるは、敵をば一人にても滅したるこそ後までの忠なれ、追手の敵若し赤松が一族子共にてや有るらんさもあらば引組んで差違へんずる物をと思ひて、刀を拔いて逆手に拳り、冑を枕にして自害したる體に見えて打伏したりける。此へ追手に懸りける赤松が勢の大將には、宇野彌左衞門次郎重氏とて、和田が親類なりけり、まさしきに辻堂の庭へ馳來つて自害したる敵の首をとらんとて、是を見るに袖に著けたる笠符皆下黑の紋也、重氏拔きたる太刀を抛げて、あら淺猿しや、誰やらんと思ひたれば、兒島・和田・今木の人々にて有りけるぞや、此人達と謚く知るならば、命に替へても助くべかりつるものをと、悲みて泪を流して立ちたりける。和田四郎この聲を聞きて、範家こゝに有りとて、かつぱと起きたれば、重氏肝をつぶしながら、立寄てこはいかにとぞ悅びける。軈て和田四郎をば同道して助けおき、備後守をば葬禮懇に取沙汰して、遺骨を故鄕へぞ送りける。さても八十三騎は討たれて、範家一人

助かりける運命の程こそ不思議なれ。

義貞牒山門同返牒事

兒島備後守高德、義貞朝臣に向つて申しけるは、先年京都の合戰の時、官軍山門を落されて候ひし事、全く軍の雌雄に非ず、唯北國の敵に道をふさがれて、兵糧につまりし故なり、向後も其の時の如くに候はゞ、縱令山上に御陣を召され候共、又先年の樣なる事決定たるべく候。然れば越前・加賀の宗徒の城々には、皆、御勢を殘かれて、兵粮を運送せさせ、大將一兩人に御勢六七千騎も差副へられ、山門に御陣を召され、京都を日々夜々攻められば、根を深うし蔕(ほぞ)を固うする謀と成つて、八幡の官軍に力を附け、九重の凶徒を亡すべき道たるべく候。但、小勢にて山門へ御上り候はゞ、衆徒案に相違して、御方を背く者や候はんずらん、先づ山門へ牒狀を送られて、衆徒の心を伺ひ御覽ぜられ候へかし、と申しければ、義貞誠に此議謀濃にして慮遠し、さらば牒狀を山門へ送るべしと宣へば、高德兼ねて心に草案しやしたりけん、卽ち筆を取つて之を書く。其詞に云く、

正四位上行左近衞中將兼播磨守源朝臣義貞牒ニ延暦寺衙一請下早得ニ山門最負一誅ニ罪逆臣尊氏 直義 以下黨類一致中佛法王法光榮上狀。

式寄覿ニ素昔一測聞ニ玄風一桓武皇帝下レ詔一基ニ叡山一者以ニ聖化一斯昌ニ顯密兩宗於億載一傳敎大師上レ表九鎭ニ王城一者以ニ法威一爲レ護ニ國家 太平於無疆一而已也 然則聞ニ山門衰微一悼レ之兒ニ朝廷 傾廢一悲レ之不ニ九五之聖位三千之衆徒ニ爲レ執乎去元弘之始一天革レ命四海歸レ風之後有ニ源家餘裔尊氏 直義一無レ忠貪ニ大祿一不レ材 登ニ高官一自誇ニ超涯之皇澤一不レ顧ニ鈇盈之天眞一忽棄ニ君臣之義一猥懷ニ貌狼之心一聿害流ニ干蒸民一禍溢ニ千八紘一公義不レ獲レ止將レ行ニ天誅ニ之日煙塵暗侵ニ九重月一翠花再掃ニ四明之雲一此時貴寺忽輔レ危庸臣謀レ退レ暴雖レ然守ニ死於善道一者寡求ニ黨於利門一者多 因レ玆官軍戰破而聖主忝遭ニ美里之囚一甑城食竭 而君王自伏ニ戰場之刃一自レ爾以降逆徒 彌恣レ意嬌刑濫行レ罰凶戾殘賊無レ不ニ悪而極一自疑天維云絕日月無レ所レ懸地軸既摧山川不レ得レ載側レ耳奪レ目苟不レ忍レ待レ時呑レ炭含レ

爰徑欲レ計レ近レ敵之處叡聽下鸞輿幸ニ南山一衆星拱中北極上於レ是蘇レ思發レ思徹レ憤啓レ憤起レ自ニ險隘之中一纔得ニ郡縣之衆一然則驅ニ金牛一開レ路飛ニ火雞一劫レ城其戰未レ半決ニ勝於一擧一退ニ敵於四方一訖疇昔范蠡鬪ニ黄地一破ニ吳三萬之旅一周郎挑ニ赤壁一虜ニ魏十萬之軍一把來何足レ比如今擧レ國景誅ニ朝敵一天慮以レ臣爲ニ瓜牙之任一非不レ遑レ卜ニ否泰一振レ臂將レ發ニ京師一貴山儻若不レ捐ニ故舊一拉ニ大敵於隻手中一必矣傳聞當山之護持互レ古互レ今卓ニ犖于乾坤一承和修ニ大威德之法一嗣君乃坐ニ玉辰一承平安ニ四天王之像一將門遂傷ニ鐵身一是以賴ニ佳運於七社之冥應一復ニ舊規於一山之懇祈一熟思ニ量之一凡惡在レ彼與ニ義在ニ我執ニ與天下治亂山上安危一早聞ニ一諾之群議一以遠合ニ虎符一速麾ニ三軍之卒伍一而爲レ搖ニ龍旗一牒送如レ件勸レ之以レ狀。

延元二年七月　日

とぞ書きたりける。山門の大衆は先年春夏兩度、山上へ臨幸成りたりし時、粉骨の忠功を致すに依て、若干の所領を得たりしが、官軍北國に落行き、主上京都に還幸なりしかば、大望一々に相違して、あはれ如何なる不思議も有つて先帝の御代になれかしと祈る處に此牒狀到來したりければ、一山擧つて悅びあへる事限りなし。同七月二十三日に一所住の大衆大講堂の庭に會合して、返牒を送る。其詞に云く、

延曆寺牒ニ新田左近衞中將家衙一來牒一紙被レ載ニ朝敵追罰事一

右鎭ニ四夷之擾亂一而致ニ國家太平一者、武將所レ不レ節。祈ニ百乏之寶祚一而銷ニ天地之妖孼一者、吾山所レ不レ讓レ他途殊歸同、豈其際措ニ一線縷一乎。夫尊氏・直義等暴惡千古未レ聞ニ其類一、是匪ニ啻佛法王法之怨敵一、兼又、爲ニ害レ國害レ民之殘賊一。孟軻有レ言出ニ於已一者歸レ已矣。渠若今不レ亡以レ何待レ之、雖レ然逆臣益振レ威、義士恒有レ困何乎、取レ類看レ之、夫差並ニ越之威一遂爲ニ沛公一見レ獲、是則所ニ以吳無レ義而猛漢有レ仁而正一也、安危所レ據無レ若ニ天命一矣。是以山門內重ニ武侯之忠烈一期ニ佳運一、外忝ニ聖主之尊崇一祈ニ皇猷一、上下庶幾貪レ聽レ之處、儻投ニ青鳥一見レ竭ニ丹心一、一山之欣悅底事如レ之。七社之靈鑒此時露顯。情把ニ往昔一量ニ吉凶一、當山如棄、則擧レ世起而不レ立、治承之亂高倉宮聿沒ニ外之塵一、吾寺專與、則合レ衆禦而不レ得、元曆之初源義仲忽攀ニ中夏之月一。是人情起ニ神慮一、捨レ彼取レ此之故也。滿山之群議今

如レ斯。凶徒之誅戮何有レ疑。時節已到、暫勿レ遅疑、仍牒送如レ件、竭レ信以レ狀。

延元二年七月　日

とぞ書きたりける。山門の返牒越前に到來しければ、義貞斜ならず悦んで、頓て上洛せんとし給ひけるが、混に北國を打捨てなば、高經如何樣跡より起つて、北陸道をさし塞きすと覺ゆれば、二手に分れて國をも支え、又京をも攻むべしとて、義貞は三千餘騎にて越前に留り、義助は二萬餘騎を率して、七月二十九日越前の府を立つて、翌日に敦賀津に著きにけり。

三宅荻野謀叛事附壬生地藏事

其比備前國住人三宅三郎高徳は、新田刑部卿義助に屬して、伊豫國へ越えたりけるが、義助（興國三年五月四日、急に病み悶絶七晝夜、十一日遂に死す）死去の後、備前の國え立歸り、兒島に穩れ居て、猶も本意を達せんために、上野に坐しける新田左衞門佐義治を喚び奉り、是を大將にて旗を擧げんとぞ企てける。此比又、丹波國住人荻野彦六朝忠、將軍を恨み奉る事有りと聞えければ、高徳潜に使者を通じて、觸送るに、朝忠悦んで許諾す。兩國已に日を定めて、打立たんとしける處に、事忽ちに漏れ聞えて、丹波へは山名伊豆守時代、三千餘騎にて押寄せ、高山寺の麓四方二里を塀に塗り籠めて、食攻めにしける間、朝忠終に戰屈して、降人に成つて出でにけり。兒島へは備前・備中・備後三箇國の守護、五千餘騎にて寄せける間、高徳爰にては本意を遂ぐる程の合戰叶はじとや思ひけん、大將義治を引具し海上より京へ上つて、將軍・左兵衞督・高・上杉の人々を夜討にせんぞと巧（謀カ）みける。勢少くては叶まじ、廻文を遣して、同意の勢を集めよとて、諸國へ此由を觸遣すに、此彼に身を側め、形を替へて隱居たる宮方の兵千餘人、夜を日に繼いでぞ馳參りける。此勢一所に集らば人に怪めらるべしとて、二百餘騎をば大將義治に附け奉つて東阪本に隱し置き、三百餘騎をば宇治・醍醐・眞木・葛葉に宿し置き、勝れたる兵三百人をば、京白河に打散らし、態と一所には置かざりけり。已に、明夜木幡峠に打寄せて、將軍・左兵衞督・高・上杉が館へ、四手に分けて夜討に寄すべしと相（合カ）圖を定めたりける。前の日如何して聞え

たりけん、時の所司代、都筑入道、二百餘騎にて夜討の手引きせんとて、究竟の忍共が隱れ居たる四條壬生宿へ未明に押寄する。楯籠る所の兵共、元來、死生知らずの者共なりければ、家の上へ走り上り、矢種のある程射盡して後、皆腹掻破つて死にけり。是を聞いて、處々に隱れ居たる與黨の謀叛人共も皆散々に成りければ、高德が支度相違して、大將義治相共に信濃國へぞ落ち行きける。(下畧)

南帝八幡御退失事

(上畧)今度僞つて京都を攻められん爲に、先づ住吉天王寺へ行幸成りたりし時、兒島三郎入道志純も召されて參りたりけるを、是が一大事なれば、急ぎ東國北國に下つて、新田義貞が甥子共に義兵を興させ、小山宇都宮以下便宜の大名を語ひて、天下の大功を卽時に致す樣に智謀を運せと仰出されければ、志純夜を日に繼いで關東へ下りたれば、東國の合戰早散して新田義興・義治は河村城に楯籠り、武藏守義宗は越後國にぞ居たりける。勅使東國北國に向ひて、君既に大敵に圍まれさせ給ひて、援の兵力勞れ、又若し神龍化して釣者の爲に捕はれさせ給ひなば、天下誰が爲めにか爭はんと、義の重きに依つて命の輕んずべき習ひを申しければ、小山山五郎・宇宮少將入道も、勅定に隨ふ也とて、東國靜謐の計略を運すべき由約諾す。(中畧)東山・北陸・四國・九州の官軍皆我國々を立ちしかば、路次の遠近に依つて、縱五日三日の遲速は有りとも後攻の勢こそ近きたれと云ひ立つ程ならば、八幡の寄手は皆退散すべかりしを、今四五日待附けずして、主上は八幡を落ちさせ給ひしかば、國々の官軍も力を落しはて、皆己が本國へぞ引返しける。是も唯天運の時到らず、神慮より事起る故とは云ひながら、とすれば違ふ宮方の運の程こそ計られたり。

兒島高德事蹟考　終

熊澤了介先生事跡考

熊澤了介に就て

蕃山熊澤了介の記傳に就て、本書收載豫定目錄中に熊澤蕃山事跡・同評傳・同略傳・蕃山幽居始末・了介傳・同行狀等十一種の著書を羅列せるも、その內容に至りては、大同小異のものであつたから、武藤岡山圖書館長・永山卯三郎氏・河本同圖書館司書など協議の結果、本書には、蕃山の傳記類中、最も正確と云はれ、且つ未刊本である、熊澤了介事跡考・熊澤先生覺書の二書を錄載することゝし、他を割愛した。そして、前著は、東京帝國圖書館本に依り、後著は、岡山圖書館本を底本とした。

昭和六年三月　　　　森田無適

熊澤了介先生事跡考

叙

書云乃言底可レ績ニ吾蕃山先生之言一其庶幾乎、而我備國乃其底績之地也。故天下之欽ニ仰先生一者莫レ若下我備、人、之欽ニ仰先生一者上莫レ若ニ清水翁一翁之於ニ先生一可レ謂ニ篤信一矣。凡其所ニ著述一悉搜索而謄ニ寫之一曰是猶三律度量衡之必有ニ用於世一也。翁又考ニ覈先生事蹟一並錄ニ其書目一以詔ニ同志一皆勸レ公ニ諸世一翁愧ニ其不文一予曰何以レ文爲ニ先生之書一既以レ可ニ績傳一非レ以ニ文辭一也、翁固以ニ質行一長者、聞ニ其言一亦足三以信ニ於於人一則天下之欽ニ仰先生ニ而欲レ知ニ其逸事一觀ニ其遺書一者皆徵ニ於斯考一矣。所謂律度量衡之爲レ用非レ待ニ玄纁璣組之飾一者何以レ文爲。乃序授レ梓。

文化甲戌余月閑谷武元君立題 印印

熊澤了介先生事跡考

備前 清水臥遊隱士著

熊澤先生諱は伯繼、字次郎八、後助右衛門と改む、本姓は野尻にて、加藤嘉明の臣、野尻藤兵衛一利が子なり、一利は尾張の人なり、後京都に寓居す、故に先生平安の五條に生る、元和五年巳未なり、外大父熊澤半右衛門守久養て嗣とするを以て、其姓を冐す、守久初の名は、喜三郎と云ふ、喜三郎が父を平三郎と云ふ、尾張の人なり、三方原の戰に廿二歳にて、平手甚左衛門と一所に働き討死す、喜三郎守久、柴田勝家に仕ふ、後、福島正則に仕ふ、足輕の卒に長たり、正則安藝備後國を削られて、信洲川中島に放逐せらる、此時、正則の臣多く逃散す、死士七人僅に殘止まれり、守久其一人なり、正則江戸を出で、川中島に赴くとき、途にて殺さるべしと流言あり、守久節を守て、信州にいたる、正則國士の遇なかりしことを悔られたり。後水戸威公に仕へ寵遇せられ、こゝにて終る。實の父野尻一利は、島原の役に、鍋島侯に屬して勇戰し、鳥銃に中り、疵癒て後備前に來り、延寶八年庚申八月廿二日、池田丹波侯の邸に卒す、享年九十一、同國和氣郡蕃山村左古田山に葬る。「侯先生に代りて、篤く敬養したまひ、亦、有德の君子伯繼仲愛を子にもてる芽出たき翁なり、此翁の事委しく記すものなし、惜むべし。侯並に蕃山のことは後に見えたり。」一利の妻、名は龜、熊澤氏、寛文十庚戌歳四月十日、享年六十九、同國御野郡南方村に卒す、一利より先に左古田山に葬れり、先生幼にして岐嶷、寛永十一年甲戌齡十六、京兆尹板倉周防侯の吹擧によつて、備前に來り仕ふ、是侯の遠族なるによる十四年丁丑、島原の賊起る、同十五年戊寅早春烈公「諱は光政官爲二少將一字新太郎本姓池田賜二松平一諡曰二芳烈公一」官命を奉じて江戸より岡山にかへらる、これ賊猶不敗ば師を出されんが爲也、公、もとより先生の俊傑なるを見て、島原援兵の選士に充らる、然ども、備前の兵いまだ發せざるうちに賊敗れたり。此時、先生年二十、潜におもへらく、今の勢ひほどなく俸祿を增賜るべき命あらんとす、然るに、文武の道を不學して進むは士の尊ぶ所にあらず、若、登

庸せられば、如何ぞ命を遁れんとて、遂に岡山を去りて、近江國桐原に隱る、「桐原伊庭氏は先生祖父の外戚」歲餘にして、實父一利を師とし、倍々武の道を講習し、亦一己無益の工夫ありしにや、精神疲れ、病氣になりて、後二十二歲の時、はじめて四書の文字讀を習ひ、朱子の集註によつて、其理を求む、二十四の七月、高島郡小川村に往て、藤樹先生を「姓は中江諱は惟命字は與右衞門」師とし事て道を問ひ疑を質す、歸て亦九月高島に往き、其明の年四月まで高島に居て、孝經・大學・中庸を學ぶ、「集義外書卷六」といふ。

信謹而此意を推は、此三つの經傳におひて、易經をも學ばれしと見えたり、記されざりしは謙してなり、其徵は和書に、易は聖人といへども濟たりとは思しめされまじと、又學ばれし徵は藤樹老師曰「翁問答下卷之本」本來易經一部をおしひろめたる十三經なれば、易經を學びたるがよろし、然れども易經は、簡奧玄妙にして、凡夫の取入なりがたきによつて、孝經・大學・中庸を心にて、心を讀みよく學びぬれば、大綱の得心なりやすし、三書を學びて餘力あるものは、其力と隙に隨ひて、語孟を學ぶべし、さて又、餘力あるものは、十三經を皆學びたるがよし、亦史書をも讀べし、史書は古今の事變を考へ、福善禍淫の印證とするものなれば、餘力の慰みに讀ものなりと知べし。されど、又十三經を皆學び學ばねばならぬとおもへば退屈して、却て懈るものなり。また、三書の外はいらぬものなりとおもへば、せばくかたつまりて、明德活潑々地の妙用、却て枯滯のわづらゐあるものなり、たゞ三書をまなこに定め、其餘の書は、面々のちから次第に學ぶと得心して、いかにも、志をかたくたて、心學を我所作と思ひ定め、忠信を主とし、行住坐臥の時に習ひ、其、しるしを求め、心もちを廣くゆるやかにして、懈怠なければ、必ず悟りを開くべし。其遲きと速きは、生れつきの明暗、習の淺深によるべしと云て、武の事を廣く重く、全篇の意、孝經を主として示されたり。亦、熊澤先生の和書に述られしは、易孝經は待對の書也、易をば近く見孝經をば高く見るを習とす、孝經四段の教あり、第一條理なり、第二極功也、春夏の道に配す、第三は反覆して、心法を示し、第四段は、變を說て秋冬の義に配したまふと、又云、易はいまだなき所の事也、書詩禮春秋は、既に有つることなりと、又云、帝堯易の心法を工夫ましまして、執中の愛用を大舜に授たまふと、又、中庸解に云、堯舜は、只中とのみのたまふ、後

信謹んで按に烈公の旅行にもたさしめ給ふ十三經今國學の文庫に在されば老師の學を篤く愛用ましませしことも仰ぎ觀るに足れり。又、公に仕へし諸士に、老師の門人多く、民間にも少く有で其君臣の交際、民の風俗を世に傳へしを聞は唐虞の古しへも、おもひやられ侍

りぬ。又白石先生も、翁問答の書より志を興されて、終に大儒とはなられし也然はあれど今は近江の聖人と云名のみにして其書も世に稀なり。信は漸古稀のよはひにおよびて見ることを得たれば、感のまゝ其あらましを記しぬ、又烈公の道歌に、よきもあしきもかげ見る神の、けふのかゞ見がおそろしものよ、われとむかふるかげじやもの、神のむかしをた

世唯中とのみいひては、庸の德見えがたし、故に孔子中字のうちより、庸字をかゝげ出して、中庸と敎たまふなりと、大學は、周の大學校のをしへなれば、正意正心より、治國平天下にいたる成人の道也。「舊本によつて註せられしことは、藤樹先生の學庸解に詳なり。」この故に、孝經大學には、或問を添られたり、皆、易の用なればなり、此書に限ることにはあらねど、能心を潛れば此二書小冊子にして、六經盡くおもひに集る故也、又、時所位を說れしは易を學ぶの要なればなり。又、言漢儒の訓詁、宋儒の理學、王子の心法皆聖學の全體なり、一をも闕べからず、初學は、先朱註によりてあらまし文義をわきまへ、それより經文ばかりを讀は、後には經を以て經を解し、聖人に直に對し奉るがごとくの意思生ずるものなりと。又云、孝經は孝を主として說たまへば、孝主と成て、仁客となり、論語は仁を主として說たまへば、仁主となりて、孝客となる。此一隅を以て、其三隅をおせば、書を讀時は、書主と成て他經客となり、詩を讀時は、詩主と成て、他經客となるのことも、言外に粲然たり。されば、六經も易の六爻のごとく、升降して窮盡なし、活發々地の妙用、獨易書のみにあるにあらず。又、一定して觀ずれば、明の何氏の所謂易體也、春秋用也、垂二書詩一、以寄二禮樂一、聖人治レ世之跡、所三以流二露于體用之間一者也、亦大に約(つゞめて)見れば易孝經の流行するなり、是皆先天後天の理なり、邦を異にし、時を同じくして、共に古學を唱、程朱の學を助けられしに、感あれば何氏の說を交て、先生の學の大略を述侍る。其學術の全體、先師藤樹の學を擴充せられし所なり。

既にして、五月桐原に歸る。父野尻氏仕をもとめて江戶にいたる、先生は東近江の人遠き城屋鋪に、母と妹と共に八人殘り止りて孝養す、家甚だ貧して、江州賤民の食ふ所ゆりこぞうすいを食し、魚肉酒茶を喫することなし、淸水紙子抔にて、寒を禦ぎ、精を勤て學脩すること三四年、其間相識の人、母弟妹のありて、饑に及ばんことを憐み、仕を求しむれども肯(うけが)はず、その頃、亦中江氏王陽明の書を讀て、良知のむねを悅び、時々先生にさとす、よつて、大に心法の力を得られたり、烈公素より、先生の才非常なるを知たまひ、京極主膳侯を煩して、先生の來り仕んことを招き宣ふよつて正保二年乙酉再び備前に來り仕ふ、先生初岡山を去て、凡八年にして歸る、此時二十七歲なり、仕ふること二年にして、隊伍の士長とし、三百石を賜ふ、既に三年の間、朝夕一所に居る傍輩にも、學問せられしことをしられず、

書を見ずして心法を煉らる、本より親しき人一兩人、粗知りて尋しに、聖學あることを語られければ、又傳て志す者五六人に及べり、大に悅て披露せしかば讒出來風波おこり、先生を逐失はんとするものあり、これによりて、烈公みづから其是非を檢し聽たまひしに、いよ〳〵先生は、王佐の才德有に感じ、且、藤樹を厚く尊信し、「公亦中江氏を師とし學び、沒後神主を設て、城中に祭給ひ、公逝去の後は、八木山神社の相殿國祖の神の從祀たり。」大に志を興したまふ端たり、「集義外書卷六池田履曆合考」。故に登庸して大夫とし、采地三千石を賜ひ、日々質問して國政を行はしむ、慶安三年庚寅の事なり。こゝにおいて、一年所食の邑入を、三倍して貸したまへと請ふ、公たちまち、銀幣數百貫を與へらる。依之武器軍令に應じて、一時に設定む、「今も池田侯の武庫に、先生の家の紋丸の內に十二重の菊、或は七曜星二笠付たる武器、夥しくありと、其家士の語られき、侯の事は後に見えたり。」程なくして、銀幣を公の庫に返し納む、又、先生公に言ていはく、藩制四疆要害の處に、大夫並に隊伍の士二十人を分ち置ん、就中、和氣郡八塔寺村は、備作播の末堺犬牙のごとく相接する地なれば、請ふ、臣を以てこれを保しめよとあれば、公命じて請取口とせしむ、「備前邊備に、大夫持の地を、請取口といふ。」また治に處して亂を忘れず、古は士盡く私邑に居れり、武備これより善はなし、然れども、此法今遽に復し難し、臣請ふ先これに倣ふて、緩急に備んとあれば、公亦これを許さる、よつて和氣郡便宜の地において、田を墾し、士數十人土着せしむ、「凡鎗一枝、馬一疋の士を抱置れたり。」故に、邊警最備る。此時先生を助右衞門といふ、公に從ひて江戶に行く、聲名藉甚にして、道を慕ふ人多し、紀伊大納言賴宣卿、宗室の尊を以て、先生を敬禮し、送迎門に及ぶ、大河內伊豆侯信綱・板倉周防侯重宗・久世大和侯廣之・板倉內膳侯重道・松平日向侯信之・堀田筑前侯正俊・板倉內膳侯重矩・松平備前侯「以下諱不詳」淺野因幡侯・中川山城侯・水野周防侯・本田下野侯・松平備後侯等、其餘の名門右族、其門に遊ぶ人枚擧すべからず。

猷廟大に其人質及び其學を信じたまひ、召見て道を問むと欲したまふ所に、四年辛卯四月廿日賓天して命あらず承應三年甲午、備前大水あり、明れば明曆元年乙未饑饉の災あり、封內の民饑死んとするもの九萬人に及べり、烈公大に是を憂へ、諸老長臣と謀たまへども未決せず、先生進んで、緩議日を移さば恐らくは餓莩(がへうみち)に滿(みた)んと申、よつて

づねりや遠い、おやは其まゝかゞ見じやものを、遠い神よもたゞめのまへに、それをしるならこの身がすぐに、神のすがたのかたしろよ。

先生沒後古文孝經出、孔安國の傳に、古文孝經二十二章載在竹牒、其長尺有二寸と云、然則是十二月の象也。謹で按に、心法とは大學誠意の傳のごとく工夫受用有しなるべし、其徵は藤樹先生の學庸解に見へ、

又大學小解にも誠意は聖學の淵源心法の起る所也と述られたり、是先生王佐の才を成、聖賢の地位に進まれし基ならずや。

大に府庫をひらき、困窮を賑せり、然れども奉行人等の遲緩せんことをおもひ、先生寢食をわすれ、同夜封内を巡視して、心をつくせり、故に德を四疆に施し、民大に蘇息せり、「此饑饉に君臣大に困んで、さま〴〵と謀られたり事長ければ略しぬ。」これよりさき、封内水旱の患を防んため、公に請ふて、山川の政あり、先生、最水利をよく論じ、池沼を掘り、堤を築き、溝渠を開くたぐひ、皆、馬上より眺見て、其利害をいひ、是を定むるに、數十年の後、其事中らずといふことなし、又地の陰陽五土の辨に明なり、是を吏才有人に、「河村平太兵衞・渡邊助左衞門等凡十人と見ゆ」教て封内の田畑を檢せしめ、貢法悉く其所を得たり、「後に、長門の周南先生、備前の田地定めを見て、後世王者出たまはゞ、必法をこゝにとらるべしといへり。」故に、烈公の德澤造化に合して、今に觀べきもの封内に充滿たり、其餘忠烈計ふるに遑あらず、先生溫良寬弘にして、家人奴婢といへども、曾て喜慍の色を見ず、文雅にして、客を好み、所屬の隊伍士朝夕となく相會し、文論武談典古に灝中して相親しむこと、骨肉のことし、家法甚儉なり、妻子夙興夜寢て家事を務め、婢女尠し、衣服酒食泊然として營むことなく、閨門正敷、家道齊ひ、施て采地の民におよび、愚夫愚婦といへども、父母のおもひをなせしと云。「蕃山村古老物語にきけり。」二年丙申、先生、和氣郡木谷村に鹿狩して、崖よりたふれ墜て、手足を傷れり、こゝにおいて、嘉遯の志あり、軍務に堪ずとて、頻に職を辭せんと請ふ、其志確乎として拔べからず、公も亦泰然として固く許さず、時に先生の長子右七郎繼明は、別に召出され千五百石を賜ひ、烈公の世子曹源公に仕、蕃山氏を稱す、こゝに公の庶子八之丞君といふあり、先生同列の大夫を以て、上大夫池田伊賀重て公子を賜ひ、家務を嗣しめられんことを請ふ、公亦其遯志を止めんと思しけるにや、請ふにまかせられ、明れば三年八月二日、公子を先生の家に賜ふ、卽先生家務を讓り、「先生の請ひによつて、池田と稱し、先生の組士其まゝ付られ番頭となさる、然るに烈公の嫡子、曹源公治國にいたり、寬文十二年壬子、親々の恩を推したまひ、分地直參となされ、一萬五千石を領したまひ、池田丹波守從五位下政倫朝臣と申す、此侯、其家學をも繼たまひ、孝敬の志厚くましませし故、先生遊歷の始終、實父一利を詑して、常に申々夭々如たり、又侯の實母は、烈公の侍女にして、賢女の聞え世にしる所なり、侯の家學を繼たまひしと見ゆる筆跡信が家に藏せり。」終に辭職のことも許蒙り、明曆三年丁酉の冬三

先生平調越天樂の辭に〽人はとかむと。とかめし。人はいかると。いからし。」いかりと。よくを。すて丶。こそ。つねに。こ丶ろは。たのしめ。」

十九歳にして致仕し、了介と號し、和氣郡蕃山村に閑居して、深養すること若干年、「里老二年とも云、又五年ともいふ記すものなければ考ふべからず、蕃山村は、もと寺口村といひしを、先生の采地なる故、名を改む、國風の什に、筑波山葉山しげ山しげ丶れど思ひ入にはさはらざりけりといふに取。」又、公に請ふて、京師に遊ぶ、「年月未詳萬治寛文のはじめ歟。」遂に、こ丶に寓居す、依て、天朝の公卿、一條右府教輔公・久我右府廣道公・中院大納言通茂卿・同通躬卿・野々宮中納言定縁卿・野々宮中將定基卿・清水谷大納言實業卿・押小路三位公起卿・久世中納言定淸卿・油小路大納言隆貞卿・中御門大納言資照卿・伏原三位宣幸卿等、其學に心醉し、束脩を行ふて、其門に遊びたまひ、珮玉璘々然たり、此時蕃山了介と稱す、先生も亦琵琶を小倉大納言實起卿、箏をば藪大納言嗣孝卿に學ばる、先生一日姓を隱して、越天樂の笛を吹、安倍飛彈聞て、此音嘗人にあらず、心情の正音、律に發すといへり、飛彈は當時樂に名あるものなり、此ころ京兆尹牧野佐渡侯人の間言を聽て、先生を惡まる、先生文武の材器世の許す所にして、職名海内に施す、これを惡むもの多ければなり、寛文六年京師を去て、吉野山に遊び遊び、寓居すること一年、〽この春はよしの山のやま人となりてこそしれ花のいろ香をといふ歌も有けり。又、去りて山城國鹿背山に寓居す、酒井雅樂侯忠世・板倉内膳侯重矩、松平日向侯信之先生を尊信せらる丶によつて、寛文九年己酉、信之朝臣の封内播磨國赤石城近き、泰山寺の邊に寓居す、此年、備前岡山學校造營成り、始て、聖師を祭祀したまふによつて、烈公復先生を召て、其式を定めらる。祭祀の禮畢り、學校の式定りて、亦赤石の寓居に遊ぶ、時五十一歳なり、門人息游先生といふて名いはず、「こ丶にて詠ぜられしは〽見る人の心からこそ山さとのうきよの外の月はすむらめ」延寶七年己未六十一歳にして大和國矢田山に移りて寓居す、「このさとより豐後國中川久淸朝臣のかたへ木からしの笛をかへし送るとて〽音もたかく吹つたへたる木がらしのむかしにかへるしらべたがふな」是日向侯信之朝臣、封を大和國郡山に移さる丶によつてなり、侯郡山に守たること年有て、亦封を下總國古河に移さる、これによつて、本多下野侯忠泰朝臣を郡山に補せしめらる、侯も亦先生を敬禮せらる丶こと日向侯のごとし、憲廟又先生の經濟に長ぜし事を聞しめされしにや日向侯に命有て、先生を古河に招しめたまふ、貞享四年丁卯秋八月先生古河にゆく、侯の敬禮益篤し、同年冬十月江

都に封事を奉り、海内の政務を更始せんとす、大に旨に忤ふこと有て禁錮せらる。「先生遊歴の年ころ從ひ事へし野田勘左衛門が記せしものに、先生戊辰の春、配所にて歸雁を見てよめる、〱老の身の、見んことかたきふるさとにはるまちえてやかへる雁かね。たとひ蘇武にならへる雁かねに玉章をつたふることありとそ人のしらざるがためにおほやけの命をそむくべからずとて、〱ゆく雁に關はなくともおほやけのいましめあればふみもつたへじ、かく世の交りも絶累ぬるときなれば、專ら心を大易に潜めて註解もありしと見えたり。天不假年して卒業いまだ全からずといへども後世の至寶なるべし、まして徂徠・東涯等の大家の人々、易經をば讀誤られて、今の世多く其弊を受る時なるをや。」元祿四年辛未秋八月十七日、古河城中賴政郭に卒す、享年七十三、日向侯大に哭して、先生の親戚門人等を會集せしめ、儒禮を以て城下の邑大堤寺村鮭延寺に葬らる、謚して蕃山先生といふ、神主は、池田丹波侯正倫朝臣「侯のことは前に見えたり」の廟に安置せられて、春秋の享祀今に行はる。

附　錄

先生の弟泉八右衛門仲愛、備前國臣祿五百石を賜ひ、烈公も、いきたる古の君子なりと仰有て、さま〲のことを命ぜらる、德行古人にも恥ざるの人なり。第三の弟野尻藤介一成、豐後國中川山城侯久淸の臣祿五百石。姊名は玉備前國臣森川九兵衛重之に配す。次の姊名は萬南條猪大夫正興に配す。次の姊名は美津近江國高島郡小川の處士岡田氏に配す」。先生の配は矢部七右衛門の娘、其子孫信州松本の城主水野隼人正の臣なり、矢部氏元祿元年戊辰八月廿一日古河に卒す、則鮭延寺に葬る。病危篤の時、先生其枕上に座し心靜に終られよと申されしかば、夫人の答に常に宣ふ處を心得ぬれば氣遣したまふなとありし時、先生そこを立退かれけるが、やがて終られしかば、先生哭して能終れりと申され、心色常のごとし、門人其葬式を問へば、先生傍にありし琵琶函を出し、これを柩にすべしとあれば、其言のごとくせしとぞ。先生四男八女あり。長男右七郎繼明蕃山氏を稱し、曹源公に仕へ、祿千五百石次小姓頭たり、貞享二年乙丑七月十二日卒す、津高郡大岩に葬る、繼明の室は都築氏、是亦大岩に葬る、「無子家絶。」大岩は池

田内膳武憲の釆地にして、武憲の室は繼明の姉なる故なり。二男左七郎は、野尻氏に復して、松平日向侯信之朝臣に仕ふ。三男武三郎は熊澤氏を襲ふて、本多下野侯に仕ふ。四男左内亦日向侯に仕ふ。長女厚二女裁三女留四女咲五女房六女俊七女某八女某なり。八女のうち繼明の姉「名厚法名普照院」備前國臣池田内膳武憲「祿四千石に配す、「武憲は播備淡三州の大守參議宰相源輝政公四男播州宍粟佐用二郡の領主松平石見守輝澄朝臣の子にして、今の中大夫志津磨の家祖なり。武憲の女備前國臣澤一學自清に配す、祿千石餘今家絶。自清の女備前國臣草加五郎右衛門房次に配す、祿千三百石房次の子草加宇右衛門親賢祿千三百石、故有て備前を退去て、後與々軒と號し、泉州堺に寓居す、親賢の子和介定環、江戸に住す、此家に蕃山先生の著書多く藏せられ、就中孝經小解を藏板にして世に施されしによつて、先生の著書幾許有事を、後世知事を得れば與々軒先生のことにおよべり」。女「名不知法名曉雲院」近江國栗原村の郷士畑莊兵衛に配す、「栗原村に淳和后妃還木大明神友重の社あり、此莊兵衛は、友重將軍の子孫にて、天文中までの綸旨等所持古き由緒の郷士なり、大津より和介といふ所を經て、山溪を分て行栗原にいたる也」右二女の外配する所不詳。

先生著書

易小解	二卷（河圖洛書先天後天の解より師卦にいたり未全而沒す。）			易繫辭傳小解	二卷	孝經小解	二卷
孝經或問	八卷	大學小解	一卷	大學或問	二卷	論語小解	八卷
中庸小解	二卷	孟子小解		宇佐問答	二卷	三輪物語	八卷
夜會記	四卷	集義和書	十六卷	集義外書	十五卷	紫女物語	
葬祭辨書		神道大義	一卷	二十四孝評	一卷	三神詑解	一卷
五倫書	一卷	女子訓	五卷	女子訓或問		源氏物語外傳	五十四卷

凡二十三部

右の傳は先生の著書、同自筆の先祖書、先生沒後會喪門人の記錄等に據り、これを池田家履歷略記「備前國臣齋藤清次右衞門一興著」蕃山村里老物認等に考へ記し侍りぬ、さはあれど、固陋寡聞の拙き筆を以て、先生の至德を毀んことを恐る故に、附錄を添てみる人の、考正に備ふ、信は、唯其學の易簡にして、至要なると、亦千載にも有ことかたき明良の過有て、其澤の今に存せるを樂むに餘りて、聊甘棠を歌ふに代るのみ。

文化八年辛未秋八月

備前國民臥遊樵　淸水信謹識

熊澤了介先生事跡考　終

熊澤先生覺書

熊澤先生覺書目錄

欲の註
慈仁淺深論
三神の詫の註
琴の證歌
十戒

右之通候得共、歌の註、三神詫之註は、前本有之付、脫之。

熊澤先生覺書

慈仁淺深論

世の下をやしなひ、民をめぐむ人、多少おなじからずといへども、慈仁の心はことならず。さしあたりたる所のなやみをいたはり。飲食をたし、衣服をつぐのひて、人をめぐむ人有。世人、是を見て、慈悲といふ。しかれども、つまる所の、人の家業をたててつかはし、子孫をそうぞくするは、ことなく、つかひたをしにするもの、是慈のあさきなり。天のみ給ふところは不仁也。故にかくのごとくの人は、男子すくなく、女に多く持ものなり。或は、男子多けれども、なきにおとれる人がらにて、親をなかしむるもの也。さしあたりては、さのみ、人のつかれを、いたはらず。飲食のめぐみなど、なけれども、めしつかひのもの、男はその家業をたて、才能をあたへ、妻子をもたしめ、家いへにおく事ならざれば、人にとたのみなどして、人の行末を心にかけ、女は二十四五をかぎりとして嫁せしめ、ふたゐなりといふとも、あるひはいとまをつかはし、あるひは、したてありつけ、天性の人情をくるしめざる爲、その慈、ふかきゆへに當座のよろこびをは得ざれども、天のみ（見カ）給ふ事、仁人也。かくのごとき人、男子多く、女子すくなく、男子すくなくしても、ひとりも、ひとりからと、才能の道德のある子をもつもの也。必、子孫はんじやうすべし。大小ことなりといへども、我をたのむ者は、たのまるる人の父母也。父母は、男子女子ともに、其行末を心にかけて、却而當座のかんなんをなさしむるもの也。家人未才能をあたへ、能をさづけ、德をなして、吾になくても、善い人に、重寳せらるるやうにする也。吾をせむる父母の家には、すみよく、吾をほむる他人の家には、心やすからず。慈心に志ある人、まづ本をたつべし。

琴の證歌

海の内のひろさ、よし野、初瀬のひもみち、あくた河のちりまでも、流こめども、ひろさよ。
ばんせきのいはほも、ゐればとをるためしあり。我にそなはるむしむさうひら、などかあらざらん。あたるやうで
あたらぬは、意念の上のおしすい。あたらぬやうであたるは、あく(悪)する人の天ばつ。糸すじや、かみすじ、力をばそへ
まじ。力は月にむら雲よ、明徳のくもるに。
ひ(斐)たる君子の徳やうは、ごとふ(梧桐)を照らす明月。い(威)あれども、たけ(猛)からず。柳にそよぐ春風。
静にさせる姿は、でいそ(泥塑)の人にさも似たり。是はこれ誰人ぞ。河南の程子伯しゆん。
鼠を見れば禮あり。人として禮なくば何ぞや。はやくしせざらん。
仁といふも聖の名、義禮と云も聖の名、仁義禮智徳なり。之せいにはたらせ玉へや。
死生利がい(害)まほろし。浮雲なれやほめそしり、徳もしづも朝三放下せよや。ほん心。
人はいかるといからじ、人は愁とうれへじ、我雁のたのし見、みるも聞もはる風。
ひろき心の樂、色によりてせはせはし。せはせはしきは、くるしきに、いざやいざや、きみにしたがはん。
利がいは夢のことわざ(諺)□無心□(は良カ)□然、夢のまよひをさますには、聖も人目も思はず。
天の下にならびなきたからの玉のけがれをみて、心のせつなれば、聖も人目もおもはず。
師と友のまじはり、一時げに千金。せん金は、いづれいづれにありて、生のうへのたのしみ。
我は心のままなれど、みると聞とにままならず。心のままにならぬは、まなびぬ故としるべし。
佛といふも我心、ぢごくと云も我心。かへすがへすもつつしみて、心をさとり給へや。
自反と云も德の名。愼獨と云も德の名。かへすがへすもつゝしみて、德にいたらせ玉へや。
たぞやたぞや、たいがく門をたたくは、たたくとも、よもあけじ、まことの人にあらずば。

心學十戒

地ごくとは、くらくまよひて、むさむさと、けがらはしき心也。是よりがき(餓鬼)・ちく(畜)生・しゆら(修羅)・人間・天上の六を六道といふ。みな、まよひの凡夫也。死て後、此六道地獄に落るばかりにあらず、只今、現世にて、毎日々々この心、此六道をめぐる事をしるべし。此世にて、此心にて、ぢごくをつくり、もて行ゆへにしても、ぢごくのくるしみあり。さとりのまなこよりみれば、ぢごくのたねとなりて、つくり出せる物なれば、其行うかひなきにもあらず、夜晝の心につうじなば、生死は知べし。

餓鬼とは、人をうらやみ、他のたからをむさぼる心也。本來、樂といふものは、けうかひと事とにはあらずして、心にある事をわきまへず、我身に生つきたる天命をばたのしまずして、樂を身の外にもとめ、くるしむこと、ましら(猿)の水の月をとらんとするにことならず、ましらの、水の月をとらんとする心(江カ)は、ましらの心(江カ)にあらず、凡夫のがき道にくるしむ心のい(江)なる事をしるべし。歌に、

あさくて(とカ)もよしや叉くむ人もあらし
われにことたる山の井の水

畜生とは、ぎりの良知に、したがはずして、かたちのよくにしたがふ心也。はなはだしければ、ぎりをもすて、禮をもすて、己が身の欲を專として、ひたすらに利をむさぼり、きたなびれ、あるひは、きずひ(氣隨)我ままにして、あくまで食し、あたかまるまできて、人の道をつとめず、馬牛犬猫の心ゆきに似るゆへん。

畜生の心ゆきあるものは、かたちは人間にて、心は人にあらず、現在則、ちくしやうのくるしみあり、死後に必、畜生のかたちをうくるものなり。はなはだしければ、いきながら、身をへんずる事もあり。

修羅とは、人にかたん、まさんと、すこしの事にもあらそひ、常にがまん(我慢)自滿の心あるを云。あながちに、力を以てあらそひ、つるぎにてたたかはざれども、心のあらそひおこりがしゆら道也。人とけだものとのちがひは、禮をしり人をさきにして、己をのちにするちがひなり。しかるに、人として、犬畜生のごとくなるあらそひは、畢竟、ちくしやうにちかし、聖人の軍法は、五刑の一にて、大名に惡人あるとき、たいじすべきため也。そうじて、仁を以て不仁をう

つこと、みなこの類也。しからざれば、みな修羅道也、人間、眞の人は、佛と一たいなれば、六道にはあらず。これ迷ひの凡夫といふ也。道と義とのわきまへさだかならず。ただに、世間の人にほめられん、身たいよくなりて樂まんとのみ、夜晝むねをこがし、五十年の身にまよひて、過去・未來の我をしらざるを、人間界といふなり。さとる時、この身、則ほつしん（發心）也、このこころ、則三世にわたりて、二つなく、三つなし。しやば（娑婆）、其儘、淨土也。いきながらの佛を人とも賢人とも云也。まことの人也、そうじて、いきながら佛とならざれば、死て佛となることはり、たへてなき事也。

天上とは、今時さとりたる、あきらめたるなどいふ也。ふだん、この天道ぢごくに落るとみへたり。それ、凡夫に三つのよくあり。一には利よく、二つにはけいき（血氣）のよく、三つには名のよく也。利欲は、財寳立身をむさぼるよく也。名のよくは、人にほめられんと、ほまれを求るよく也。このふたつのよく、すくなくしてきすひなるもの、必、道心をおこし、山ごもりをこのみ、せけんのいとなみを嫌もの也。是則、けいきの欲にして、本心なるものをしらで、欲の品かはりたれば、無欲なりとおもへり。一しほまよひの中のまよひ也。名利のよくにおぼれたる人よりみれば、一たんいさぎよきやうなれども、生佛とくたつ（得達）の人よりみれば、あさましきこころ也。天上のなき德をこのむ心也、又文字も同じことにて、佛道を、天上ともいへり、さとりの天上は、道心とて、人間に交り、なにもかも、人とかはらずして、こころはおなじきところなり。

聲聞は、凡夫をはなるるはじめ也、是より、まよひをあきらめ、さとりに至る段々のくらゐ、ゑんかくぼさつ、佛にいたるまでの四つは、學者の心にして、極樂の道也、學者、道を聞て、さとりをもとむるといへども、生れてより此かた、みならひ（見習）、聞ならひたる心、くもりとなりて、文をみても、しのたに聞なして、聖人の教を、其心のごとく、すぐにききおとす事かたし。志あつく、學文の功つもりて、習心のしりわきまへ、おしへを、すなほにききをとす物也。此心を名付て、聲聞といふ也。是もさとりのうちなれども、ことのほか、あさきさとり也。

聞覺聲聞は、いまだ理をわきまへたるばかりなり。其道理をわすれて、自我に明なる心有は、ゑんかくなり。佛の、ときどき法の道を、心にしんかうする内は、未聲聞也。まことのさとりにあらず。佛の法は、みな我心をさとる、うさ

ぎのあしなり、うさぎあしとは、雪の中にうさぎをとらゆるに、兎の足跡をもとめゆけば、うさぎをとらゆる事也、うさぎをとらへては、もはや、あしあとはいらぬもの也。

菩薩は、ぢひ（慈悲）の心あきらかに、利益の力、十方世界にいたる、ぼさつといふなり。大慈大悲の、くわん世おん（觀音）これなり。學文の功つもりて、六道ぢごくを、いでのがれ（出遁）、あむらく（安樂）世かい（界）の心となりぬれば、とをりしあと（通跡）のみちながら、あしき（惡）夢のさめたるごとくなれば、いにしへの、我にひとしきぼんぷ（凡夫）あり、さまあさましきとも、中々いはんかたなし、人に金錢をとらせてだに慈悲あるに、まして（況）この道を、おしへさとさん事は、ねがはしき事也。ぢひの心有人、如何もたしなんや（默止）。佛といふとも、ぼさつのけうなくば、まことの佛にあらず、ぼさつと佛とは、ちがひなし。歌に、

ほとけとは何をいはまのこけむしろ
たゞぢひしんにしくものはなし

一佛乘の外、二つなく、三つなし、ぢひ（慈悲）則我にして、ぢひに心なきは、佛なり。佛はよき事もなく、あしき事もなく、あきら正直心を佛とは知べし。たとへば、かがみのごとし。いつくらきかげもなく、みにくきかげもなし。ただ、むなしくあきらか成計也。さて、よく物のかたちをうつすごとく、佛の心も、善をみてはよみし、あくをみてはにくむ事、あきらか也。佛の心だにしたがへば、其あとみな、ぢひ正直のをこなひなれば、佛神は、信心ともいへり。佛と心とは一なるゆへに、心のうちに佛あり、佛のうちに心あり、しかれども、まよひの心を、其まゝ佛とはいひがたきゆへに、まづかりに佛の名あり、人のあくをなすは、まよひの心也、そのあくを、はづかしくおもうは、佛心也。ぢごく六道のまよひはれて、あきらかなる心は、則佛なり、まことの心也。然るゆへに、さとりのまなこには、心と佛と二つなし、信佛衆生一體。

欲の註、三神の詫、慈仁淺深論、琴の證歌、十戒はある人のつくり給ひし、此人、仁恕の心、いとふかくして、其身のまことを以て人をさとさしめん事を、ねがひ給ふ事、せつなる故、まなしらぬ人のたすけにもと、しるし給こころざしありがたし。殊に、女人は志のまめやかなる事すくなくして、邪見・無道なれば、女人のみん事、猶又さいわゐ（幸）なるべし、此五色を一册に書集、人におく

り給へる。

右、此一册、熊澤氏の作と云て、松平伊賀守樣御家中の人所持に付書寫畢。

一、朋友問、佛者は生死といふ、儒者は死生といへり、意ありや、生死は言順にて、死生は逆なるがごとし、云、別に心はなかるべし。しかれ共、死生と云て、言順也、語默は晝夜のごとく、死生は、古今のこしともいへり。語は晝うごく理也、默するは、夜息するの理也、祖の死は、父の古也。父の生は今也、父の死は、子の古也、子の生は今也、天地の造化は、おりはた(織機)のたて(經)のごとし、人の死生は、よこぬき(緯)のことし、死生常の理にして、二あらず、故に古今といふのみ。

一、人、己を不知は大憂也、己を不知して、人をしらんとし、外事を知ことをつとむるは、惑也、己を知て後、天下の疑ひなきは樂なり。

林氏家藏

右、寛政十二年庚申仲春寫之。

元本、安東氏に有り。

熊澤先生覺書　終

泮水餘波

泮水餘波目次

卷之一

市浦毅齋上
芳烈祠堂記　聖學要旨　辨神道　毅齋先生行狀（篠岡謙堂撰）

卷之二

市浦毅齋下
便劄錄　文集　問米川操軒（附操軒答辭）・再問米川操軒・格物之大義（附中村惕齋答辭）・答臼田畏齋書・答臼田畏齋書・與富田助六郎書・田中九右衞門重忠之墓誌

卷之三

熊澤息游軒
行狀（巨勢直幹撰）
熊澤栢陰
答寒川辰淸
泉泉窩
行狀（篠岡謙堂撰）
小原大丈軒
野遊夜話　泰伯章客問　大丈軒先生行狀（篠岡謙堂撰）　大丈軒先生行狀（窪田荊石撰）

小原如瓶

孔門以求仁爲急論　自記　行狀（窪田荊石撰）

卷之四

三宅道乙

答中山三柳書

松井河樂

大和原始論　號說　僅字辨　無字解　六藝說　號說　號說應小原氏需　號說　樂壽石記　備忘錄序　答立閑子　大學字音辨　和藻溫故集序　河樂先生傳（近藤西涯撰）

卷之五

篠岡謙堂

示學房諸賢　雜論三十五條　堂號之說　戒酒　呈毅齋先生　中秋月詩之序　因或說論持敬巧夫　與山根守株子　讀雨東唱和論　答山根氏辭廚養之書　重復圓山之垒癡　呈土肥遺風大詩之引　義經百首軍歌抄序　謙堂先生傳（小原如瓶撰）　謙堂先生行狀（萬波世美撰）

卷之六

窪田立軒

榜書齋序　水哉亭記　和畏齋子之詩序　行狀（窪田荊石撰）

山田剛齋

桀子論　三教略辨　奉啓毅齋先生　志學論　數讒毀　鬼神略論　附讀山田氏鬼神略論（鳩巢先生）•題鳩巢先

生鬼神論之末(河口靜齋)・鬼神說(伊東潛齋)　擬請立儒宗門疏　題山田氏擬請立儒宗門疏附鳩巢先生　文武相資論

卷之七

和田省齋

書齋盟約　天香亭記　比良山石記　切偲亭記　培根齋說　淳室　冬牡丹之論　送森谷芝洞子序・送原田蘭洲子序　生白　和語大學衍義序　論孔門求仁爲急　登山集序　省齋先生行狀(大澤貞雄撰)

井上玉成

經說　讀本朝孝子傳　好學六生生略記　安字說　讀玉石集　納於復燧袋之文　醉醒翁之墓誌

井上爲山

答某人之問　對河口靜齋之策・其二・其三　原震傳　井上子休行狀(和田伯高撰)

泮水餘波目次　終

改更の辯

原本本書第一卷は、卷首に、市浦毅齋氏の芳烈祠堂記・聖學要旨・辨神道說等を錄載し、序・凡例を、卷末に集錄せるも、閱讀に便せんが爲めに、原本の次序を改更し、編者大澤惟貞氏の自序及び其他の序を卷頭に揭ぐることゝした。

昭和六年春三月下旬　　　森田無適

泮水餘波序

此編集國學官員之著述。恭惟、我芳烈廟、以英烈之資、潛心聖學、盡力政事、深有志於善治焉。謂治國之本不由斯文、而焉得有所建立耶、故博選文學實行之士、或任職業、或掌文教、各隨其人、創造學宮、訓大夫士之子弟、爰及民庶、時又親莅聽講、以兹君子豹變、小人革面、治教之設寖備、而人材勃興焉。其學術、宗程朱、而不雜異說、勵實行、而不事詞章、故當時學者所著述、皆論經傳修心身之要、格物致知之功夫、而非鬪靡麗爭新奇之文也。唯恐其久而散逸、故今採拾而寫之、敢請河督學、以藏文庫。妄意、後來使官員有所考、學生有所法、而有補于教化之萬一焉。顧於僭踰之罪、其將如之何、或曰、聖經賢傳備矣、何爲他求乎、曰然、然此編所載、皆吾儕之所師事、於今讀其書、如侍於函丈、耳提面命、初學讀此者、能尊信之、則感發激勵之意、沛然不可已矣。冀學中諸生、有得於諸賢勤學之用意、無疑于瀍洛關閩之正流、而不惑于記誦詞章之汎濫、況於時學之異說淫辭乎、其是非邪正、不待辨而分明矣。豈不可以爲經傳之楷梯乎、於本廟建學設敎之盛意、亦庶乎不差云。

曆寶丙子八月

國學副監　大澤貞雄謹誌

凡例

諸賢著述、有二其手筆之書一者、各就二其家一求レ之、其餘採二攄諸家傳寫之本一、擇二其善者一、但隨レ得而謄二寫之一、故不レ得二次序一、有二後人一撰レ傳記二行狀一者、又各附二其後一。

著述係二俗禮一者、及詩中有二警戒考證之益一者、載二之附錄一。

寬文中學宮（宮カ）成、爾來官員文學、其學力行事可レ稱者實多矣。但無レ得二遺稿行狀一者不レ錄レ之、後來有レ得則隨而補入耳。

本書旁附二國訓一者、亦仍存レ之欲レ使下初學無レ疑二於其文理語脉一、而能得中作レ文之正意上也。

著述篇章甚多者不レ勝二悉錄一、唯取下修レ己治レ人及討二論經義一考二證事蹟一、凡有レ助二後學一者上也、其餘書簡・記事・雜著・不二必錄一、貞雄淺見薄識非レ有レ所レ取二捨於諸賢之言一、後君子有三拾遺省餘以成二此編一、貞雄之僭踰之罪亦當二少寬一。

泮水餘波序

泮水餘波纂輯已成、需序剛々、之踈懶久而未レ果、一日讀二楚語一、至レ在三氏倚相二獻善政於寡君一、使下寡君無上レ忘二先人之業一、慨然有レ嘆二于千載一。我紫陽先生與二倚相一者孰愈不レ獲乎、君遂遯二-老於草莽一、嗚呼其道窮矣。既而以謂道之在二天下一、無二彼此一無二古今一、其塞與レ通時也、其將レ行也、天生二我先君於海東之一藩國一人君之信レ道焉、而學以宗二紫陽一未レ有二如レ此之盛一也。是以邃學碩儒起二諸支間一、或自二遠方一來、自レ茲以降彬々繼二-出於三朝一、如二正尹經行一筮仕最在レ後、是皆學者之所二私淑一也、然復有二爲レ慮者一何、周公仲尼之道、譬如二日月一、陳良之徒盡棄二其學一而學レ焉、古猶且然、況今乎。有二阿世之學一、著書競起、巧言如レ簧、以誤二人知一見下以壞二人心一術上、闢二之四方一不二遷惑一者幾希、不二亦可レ懼乎、公知レ之此擧也、爲レ慮者可レ謂レ遠矣、公知二之意一、蓋有二芳祠之一記示一、於戯不レ忘也、而下及二先輩之遺書一、欲レ使三學者觀二其嚮道之勤衞道之切一也、學者一二-讀之一赧然慙二志之不レ高、未下嘗不上レ驚二勵而奮一發心一也。於レ是乎以二先輩之志一爲レ志、以二先輩之學一爲レ學、當二以永世學之傳一矣、是皷篋者之大節可レ不レ思耶、若二夫操觚之士視レ之、必曰兎園冊子乎、其鄙保之甚、先進野人質勝レ文、適足三以爲二君子一而已。不敢爲之序、言二平日所レ欲レ言。

寶曆丁丑八月　　涯之貞謹書

往辛未冬臣専尭恭奉レ命董二國學曁太廟庶務一、菲才薄德、實不レ勝二負荷之重一、日夕懷二憂畏一恐二奉レ職无狀一、或至下傷二風化之原一貽中邦家之累上也。恭惟吾有邦五廟之制學校之設昉二于芳烈廟一在位之時、爾來世紀三元、數垂二百祀一、其間纘二-承列辟一、皆能守レ成、衆賢莫レ不レ存レ志、繼述而踐レ位、行レ禮儼二-然於今日一矣。夫芳烈廟之爲レ德也、其孝日祁纘二祖宗之業一、修二祭祀之禮一、致二追遠之誠一、躬親服二鸞刲祼將之勤一、其奉二太夫人一也、溫-省愉-婉、朝夕匪レ懈二其道一。曰志二於堯舜之明一乎、彝倫之典創二-建泮宮一、以敎二國人一、然其建レ廟興レ學也、屢遣レ使徧問二京師鴻儒一、必徵二諸古典一、而時措レ

之宜、斟酌自己、又求賢如渴、或辟名士於遐域、擢英髦於邦內、當時都下多士濟々列位任職、是以政治上修風俗下變、學校之教日隆、生徒溢員自其能成一德達一材、莫不與辨論、官材之選可謂盛矣。以彼一時文教之美、賢材之衆、若是其盛也、其所以論述六藝、發明道術、及辨說時務、吟詠情性、若詩家隋侯而人靈蛇、視諸當今何如也。今茲國副監大澤公、知深惻彼歷年之久、遺文散逸、日就蠹滅、於是徧需之諸名賢之子孫、採摭遺稿、銓緝成卷、題目泮水餘波、將藏之泮宮書府、徵叙專堯、公知人意常恭景仰芳烈廟之盛德、旁懷先進諸儒典刑也。後進初學誦其詩、讀其書、庶乎有得立志之一助矣。專堯有感公和之志、不得終辭其請、自忘固陋、遂書其概于卷端云。

寶曆六年丙子季秋上浣

備前州督學　河合專堯記

泮水餘波　卷之一

市浦毅齋　名惟直 字季清　上

備前國和氣郡閑田村　芳烈祠堂

故國主從四下左少將源朝臣、小字新太郎、稱二松平一、本氏池田、奕世名門右族、其譜系及履歷、詳見二家譜及誌表一矣。嗚呼、公之德性、寛弘而剛毅、篤實而明敏、溫和而有レ威、質直而有レ交、其行レ已也端正而有レ恒、恭儉而不レ惰、淡二薄于世味一而不レ好二虛飾一、純二一于道義一而不レ迷二妖妄一、其操執確乎以二毀譽一不レ換、以二利害一不レ變矣。其事レ上也忠信而不レ欺、其服レ勤蹇々匪二躬之故一、武江嘗大有レ火、公當時以二幼主一在レ上、而都下不レ安靜一爲レ憂、而以二其自罹レ災不レ爲レ意矣、惟其忠誠之至也。公爾忘レ私國爾忘レ家、概乎如レ是。故其孚レ於レ人、乃至三待御僕從一皆謂、公若蒞二大節一、則其金石之介、忠懇之心不レ可レ奪、而必不レ貳二於所一レ事、是以上亦寵遇、世渥二信任一尤重而婚媾親二昵之一、待二留主託レ孤之命一、其餘恩榮不レ可二勝記一矣。

公嘗幼稚而先考下レ世、故以レ不レ得三自竭二心於生事一爲レ憾、而樹風追慕之情甚切、乃使三工畫二祖考之影一、以掛二之牀上一、歲時忌辰恭敬拜伏、恰如レ事レ存矣。後果改二造木主一新建二祖廟一、而四時忌日之祭、朔望佳節之薦、及吉凶告覲之儀稍備矣。而其誠信之至、恭敬之厚、洞々屬々周旋出入如レ在焉、見者無レ不二感動一矣。

祖考之墳墓、嘗在二洛陽寺裡一、公徧選二墓地於邦國一、而遂親卜二和意谷一改而葬レ之。其墳塋碑表之制、一循二典故一、而不二敢苟一焉、每二暮春一瞻掃、公必親詣、若有レ故則使三人攝而不二敢廢一焉、其追遠孝思之至如レ此矣。其事二先妣一也、孝順尤至、而溫凊定省不二敢闕一、愉色婉容不二敢違一。若有レ不レ安レ節、則終夜不レ交レ睫、衣不レ解レ帶、疾風迅雷、則承二候安否一。先妣雖二性嚴一、而公能先レ意承レ志、溫柔以底二其豫一。先妣嘗使三人植二松于內庭一、而不レ協レ意以不レ樂、公肅然

曰、我能植レ之、趨而下レ堂、躬執レ耜以承二其意一、而後使二人植レ之。先妣嘗言、我未レ見下獠奴擔二揷筥一以跛履者上、願見レ之。公忽起而執レ帚擔レ之、以爲二其容一。時庶子政言侍レ坐、而感二其誠孝一、不レ覺涕泣俯伏、而不二敢仰見一焉。公嘗侍坐而言、凡臨レ下當三嚴戒以厲二其色一。先妣顧而使三政言爲二其貌一、政言笑而不レ敢、公乃勃然睥睨爲二其厲一色、先妣欵二笑之一甚矣。其老萊嬰兒之戲、出二其自然一者如レ此、故人皆無レ不二感發而興一矣。

先妣得二其壽一而終二天年一、公哀戚甚至。乃告二歸於備陽一、親奉レ柩以合二葬於和意谷先考之塋一。其顏色之痛、哭泣之悲、見者皆灑涕矣。其於二室家一也、好合如二琴瑟一、相敬如二賓客一。是以關雎之化麟趾之應、而賢子繩々、瓜瓞綿々、亦豈不レ爲二懿德自然之符一乎。其於二弟妹一也友愛實至矣。公幼時嘗有下侍者善二俗說故事一者上、而常愛レ之、公之弟恒元亦愛レ之。若恒元召レ之、則公雖三方聞二其說一、而必自止而使三之疾侍二恒元一。先妣數賞曰、嗚呼寧馨兒非二庸兒一也、長成則其德器豈可レ量乎。其友愛之性如レ此、故常棣之情始終不レ衰、至レ老亦益篤矣、而人皆相謂稱二其聽蕚之共美一焉。其於二諸子一慈愛之情、教誨之道、無レ不二兼至一。是以材器成就、世濟二其美一、而令聞無レ疆矣。夫然、故家道肅雍而風治源深矣。其於二宗族一亦親睦敦厚而接待不レ倦、故無レ老無レ少皆安懷敬信而其齒德自爲二家門之重望一矣。

其臨レ下也嚴而恕、自虛而能容レ言。嘗置二諫職一而命レ之曰、當三先諫二吾過一而勿二少隱一、又須レ規二老臣諸司之失一也。嘗設二諫匭於城門一、以廣開二言路一、下二詢于芻蕘一、又令下二諸士庶民一書二政事之闕失一以上上レ之、凡百二十餘條、乃使下二諸司一相議而執二其兩端一以施中用其中上、凡三十餘條、其不二自用一而取二善於人一如レ此矣。厲二士風一而道二禮義一、勸二良善一而誨二不能一、喩戒諄々不レ倦焉。蒞レ朝之際、數召二老臣或士將一而使三之陪食一、以問二其祖先之武功一、或談二舊故一以笑語欵洽、故威嚴不レ可レ犯而、下情徹通矣。嘗建二學校於城府一、置二學田一、立二師儒一、以使下二諸士子弟一學レ文習上レ藝。公亦時蒞レ學而聞二講經一見二習藝一、又時恩三賜諸師諸員一、以歡二其勞一。嘗使乙從二老臣一至二衆士庶人一書二凡性行之美、材器之宜者一以上甲レ之、而後論レ選以擧二用焉一、是以有司各達二其材一各得二其職一無レ不二懷服而從一レ事矣。

其治レ民也惠而有レ義、信而不レ誑、日夕惓々而用二心於民間一、時召二郡吏一而以勸レ農、喩レ俗贍レ窮之道、丁寧告レ戒而使三之不二敢怠一矣。承應甲午、封內旱乾水溢而大饑歉。公惕若自反曰、是天警レ我也、兢々起レ敬、惻然施レ仁、乃請二

東都一貸二黃金四萬兩一、以散二之士民一、以恤レ乏贍レ窮、又爲レ粥以食二餓者一、惠二鮮鰥寡一收二養棄兒一。自奉二節儉一而除二冗征一、薄二賦歛一、置二醫師於郡鄉一、以療二疾病一、儲二畝麥於村邑一以備二救濟一。公嘗言方饑歉之時、吏曹點二檢察一而不二速給一レ食、是以救濟不レ及、而僵死者儘多、豈有レ暇レ察二其眞僞一乎、須二汲々以給一レ之。故民免二凍餒一、而皆戴二再造之恩一矣。郡吏嘗言、今茲穀稍熟、須下易二株切之毛見一而爲中總毛見上、則稅入倍二於他日一。公不レ肯曰、利レ稅之多、以失二信於民一者、我不レ忍レ爲也。其有二信於民一如レ此、故民亦孚而悅服矣。嘗模二倣社倉之制一、以藏二米於鄉村一而借レ之、弘恤二黎庶一、又設二學舍於閭里一、爲置レ師以使二民子弟讀レ書習一レ字、又廣敷二風敎一旌二孝子一賞二善人一而記二之國籍一矣。或者告レ公曰、民爲二孝弟一者心或不レ實、然而有下利二其賞一而爲者上、宜下檢察以勿上レ爲二之所一レ欺焉。公曰、孝弟是善道也、雖二或詐爲一而豈不レ優二於爲レ惡者一乎、我不レ暇レ察二其眞僞一也。聞者感服而稱二其君子之大度一矣。是以膏澤潤レ民而孝弟慈祥之行、戶々興レ風、愼終追遠之禮家々成レ俗、士民排二異敎一而崇二儒道一、僧侶脫二緇衣一而歸二風化一者、亦頗多矣。於レ是公時權宜以告二於東都一、令三祠官各監二耶蘇一、以出二證狀一可レ謂二後世治レ國之良法一也。又毀二封內之淫祠萬餘區一、轉而爲二正祠七十餘社一、以禁二止妖妄一而使下民不上レ惑二於左道一矣。其功豈在二梁公之下一乎。

其屬二精於政事一也、最至焉。每月刻レ日使三諸司郡吏會二于政廨一、而執政監司並二坐于別堂一、以聽丙諸司群吏、各出而陳レ言以議乙其得失甲。然後公召二執政監司一而親聽レ之復論二辨取舍一、以處二其當一矣。其聽レ訟施レ刑亦深愼二重之、嘗言我方聽レ獄、而議者或言レ當レ赦レ之、則吾心喜二悅甚矣。其好レ生之德如レ此。是故獄訟得レ平、刑罰得レ當、而刑恤之心無レ不レ徧矣。其好レ學之志終始惟一而至レ老猶不レ倦、蓋其庶二幾衞一レ武乎。嘗在二東武一、則一時名賢若二中川城州君・久世氏兄弟・板倉尙食・荒尾子其數輩一信從而來會者寔繁有レ徒、公文會切偲而麗澤益深。其交際之恭、風采之美、今不レ可二得而形容一焉。荒尾子嘗稱二公之德性一、而喟然歎曰、嗚呼、公可レ謂二君子人一也。或人又言、初見二于公一、其容色儼然而不レ可二敢狎一焉、退而後欲二復見一以情不レ可レ已也。其化之及二友賓一、而醉レ德之厚、景慕之切者、如レ此歟。公平二居燕間一必召二儒臣一、使二之講レ經論一レ道而喜悅不レ已。每歎息而曰、噫是萬事之本源也。常愛二董子義利道功之語一而誦レ之、以爲二聖學之要一也。其趨向之正、學問之純、亦可レ知爾。又造二學舍於閑谷一、而設二聖位一、使二學者講レ

文修レ道以欲レ傳二之永世一也。又畫二井地於新田一、而正二經界一使三耕者同井通二力以欲レ試二之當世一也。惟篤信二古道一、而密排二異端一、停二祈禱一而去二符章一。嘗曰、以二漢光武之賢一、且猶レ不レ免三信レ讖徼レ福之義一、尤宜レ戒レ焉。其除二正路之蓁蕪一、闢二聖門之蔽塞一、而爲二後世之法一、亦大哉。

公昔進レ學之初、武府權要、忌二其異一レ衆、而爲レ公言曰、自爲レ學則可也、宜下禁二群禁下之爲レ學者一而勿上レ爲レ甚耳、公不レ從矣。又國內緇徒棄レ佛歸化、時山門主欲レ逐二其歸化者一、而使下已徒悉復二寺院一以訴中於東武官所上、而公恬然不二肯動一焉、但復二其寺院一而使二歸化一者、各安二其堵一矣。其好レ學之篤、立レ志之堅、亦如レ此。故其發二政事一施二教化一者、嘉績頗多矣。當時雖二昇平一、然儆戒無レ虞而不三敢忽二師旅行伍之列、行軍屯營之法、斥候控帶之要、會戰進退之術一、未三嘗不二豫講究一焉。使二兵術者談說一、又聘二武功者一而重二其祿一、或因二田獵一以練二兵卒一、或召二壯士一以試二射御一。其文德武備不二偏廢一、蓋如レ此矣。故人僉謂、公若下當二風塵一之時上、其豪氣英邁、必能破レ堅摧レ鋭、以垂二功名於竹帛一爾。是皆爲レ上而不レ有二一毫一、今將之心所レ謂不レ貳者、可レ見矣。

公嘗在二武江一而有レ疾。時士大夫相謂曰、嗟斯人國侯之器、其所二固有一也。入爲二元老宰輔一、則最可レ優焉、或假令爲二士將一、又爲二官長一亦可也、或執二一職一亦無レ不レ可焉、可レ謂下不レ器之人上也。其至二市井之人一、亦庶三幾公之平安一曰、斯人壽則邦家之慶衆庶之福也。人其信孚、蓋如レ此矣。公嘗語二侍臣一曰、吾今雖二疾痛方甚一、而自持二其志一則氣不レ害レ心而體亦胖也、眞知二吾道之貴一矣。其平生所レ養者可レ知也。又疾病時侍者進二新熟瓜一、公不二敢食一焉。先使二人薦レ廟而後食矣。其思先之孝、終始不レ衰、如レ此也。其於二顧命一之際、亦最惓二惓乎庠序之事一而特遺二書于泉仲愛・津田永忠一、以使三二臣勤二力于國學及閑谷一矣。念終始典二于學一者、其此之謂乎。及二公疾大漸一、則從二諸子親戚一以下、至二臧獲細民一、皆無レ不下奔二走禱祠一而願中乎平復上。而既捐二館舍一、則封內閭閻之民、亦皆哭泣悲哀而如レ喪二考妣一、凡四方好レ學之士、亦無レ不二歎息愛惜一矣。其德行積累之誠、自然感レ人者、蓋如レ此歟。

惟直謹按、洙泗之流、伊洛之派、東二漸於本朝一、而多歷二年所一、其願レ治之君、志レ學之士、亦不レ尠矣。然敎立二國郡一、化及二黎庶一、建二宗廟一、興二學校一、喪祭隨二古典一、闢二異敎一毀二淫祠一如二我故君一者、蓋未レ聞レ焉。嗚呼可レ謂二千載之一人

而王者之師範一也。而以二樗材粗筆一、奉レ記二其盛德一、則眞僭踰之罪無レ所レ逃、是以逡巡畏縮而不レ敢焉。雖レ然臣嘗忝侍二經筵一、而高仰二德容一惟久矣、是以聊得レ窺二牆美之萬一一。今若不二敢草創一、則復來乙恐世不レ得其傳一、而遺芳餘烈將甲二永湮晦一焉、然則執得二討論潤色一乎。故敢敬書以俟二來者一云レ爾。

寶永元年歲次甲申陽復日　　市浦惟直再拜

惟直按、寛文庚戌冬、故學監津田永忠承二先君之命一、而剪茅創二造學舍一、以奉二先聖牌位一、改二舊名延原一而號二閑谷一、延寶二年甲寅冬始建二聖堂一、貞享三年丙寅冬東堂成、而藏二先君之文書弓矢衣物等一、元祿十四年辛卯秋、鑄二聖像一成、十五年壬午改二造講堂一、寶永元年甲申春鑄二先君尊像一成、故學監永忠雖三嘗奉二兩尊像一而未三敢達二于公聽一、故潛藏二于文庫一。四年丁亥夏、臣惟直承二之于閑谷學監一、於レ是秋七月惟直敢達二于公聽一以謹乞レ安二置兩尊像于各堂一、乃蒙二允命一越秋八月十有七日奉レ安二置于各堂一、翌日釋菜、冬十月君命書二大成殿及芳烈祠之額一、以揭二于楣門一、云々。

聖學要旨序

吾友毅齋先生市浦君武州人、今助二敎於備前之國黌一。天性忠厚質懿貞亮、蚤宗二洛閩之學一、深信而專修レ之、嘗輯二錄聖賢存レ心主レ敬之紉〔約カ〕言一、爲二小册子一、名曰二聖學要旨一。皆其平素所二玩索而自攻一也。屬者傳二示余一需レ爲二之序一、余謂此篇所レ錄、是正學之恒言、而夫人所二口誦一也、然鮮下知二布帛之文、菽粟之味一者上、所二以習而不レ著、行而不一レ察也。余也非下能二著察一者上、但知二其理之必然一、故敢以二此言一標二篇端一、欲レ使三讀者勿二忽而慢一レ之云。

元祿己卯正月之望　　平安　仲欽敬甫書

聖學要旨

孔子曰、操則存、舍則亡、出入無レ時、莫レ知二其鄕一、惟心之謂與。

朱子曰、心操レ之則在レ此、舍レ之則失去、其出入無二定時一、亦無二定處一如レ此、以下明二心之神一明上不レ測、得失之易、而

保守之難、不レ可三頃刻失二其養一。

程子曰、心豈有二出入一、亦以二操舍一而言耳、操レ之之道、敬以直レ內而已。

又曰、君子敬以直レ內、義以方レ外。

程子曰、君子主レ敬以直二其內一、守レ義以方二其外一、敬立而內直、義形而外方、義形二於外一、非レ在レ外也。

又曰、敬義夾二持直上一、達二天德一自レ此。

孟子曰、學問之道無レ他求二其放心一而已矣。

朱子曰、學問之事固非二一端一、然其道則在三乎求二其放心一而已、蓋能如レ是、則志氣清明義理昭著而可二以上達一、不レ然則昏昧放逸雖レ曰レ從二事於學一、而終不レ能レ有レ所二發明一矣、故程子曰、聖賢千言萬語、只是欲丙人將二已放一之心約(約)レ之使乙反復入レ身來自能尋向レ上去二下學一而上達甲也、此乃孟子開三示切要之言一、程子又發明之曲盡、其指レ學者宜二服膺而勿一レ失也。

程子曰、心要レ在二腔子裏一。

或問如何得レ在二腔子裏一、朱子曰、敬便在二腔子裏一。

又曰、涵養須レ用レ敬、進レ學則在レ致レ知。

朱子曰、學者工夫惟在二居レ敬窮レ理二事一、此二事互相發、能窮レ理、則居レ敬工夫日益進、能居レ敬、則窮レ理工夫日益密。

又曰、此兩言謂レ約、其實入レ德之門無レ踰二於此一、尊而行レ之、不レ爲二異端一荒虛浮誕之談所レ遷レ惑不レ爲、世俗卑近苟簡之論所二拘牽一、加以二歲月一久而不レ舍、竊意三其將二高明光大不レ可レ量矣。

又曰、主一之謂レ敬、無レ適之謂レ一。

朱子曰、主一只是心專一、不下以二他念一雜上レ之、無適只是不レ走レ作、如レ讀レ書著レ衣時、只著レ衣、了二此一件一、又做二一件一、身在二這裏一、心亦在二這裏一。

又曰、只整齊嚴肅、則心便一、一則自無ニ非僻之汗一矣。
玉溪盧氏曰、主一無適未レ易レ曉、故又就ニ事實上一教レ人、使ニ只就レ眼前做ニ工夫一、如レ正ニ衣冠一、尊ニ瞻視一、足容重、手容泰之類皆是、內外一致、外面整齊嚴肅、則內面便一、內面便一、則外面便無レ非ニ僻之汗一。
上蔡謝氏曰、敬是常惺々法。
朱子曰、惺々乃心不ニ昏昧一之謂、只此便是敬、整齊嚴肅固是敬、然心若昏昧燭理不レ明、雖ニ強把捉一、豈得レ爲レ敬。
和靖尹氏曰、收ニ斂身心一、便是主一、且如下人到ニ神祠一致レ敬時上、其心收斂、便著不レ得ニ毫髮一事、非ニ主一一而何。
朱子曰、心主這一事、不下爲ニ他事一攙亂上、便是不レ容ニ一物一、
問下程子・謝氏・尹氏所レ說敬處上、朱子曰、譬如ニ此屋一、四方皆入得、若下從ニ一方一入到中這裏上、則那三方入處、都在ニ這裏一了。
朱子曰、蓋吾聞レ之、敬之一字、聖學之所下以成レ始而成上レ終者也。爲ニ小學一者不レ由ニ乎此一、固無ニ以涵ニ養本原一、而謹ニ夫酒掃應對進退之節、與ニ夫六藝之教一、爲ニ大學一者不レ由ニ乎此一、亦無ニ以開ニ發聰明一、（格物致知誠意正心修身齊家治國平天下）進レ德修レ業、而致ニ夫明德新民之功一也。是以程子發ニ明格物之道一、而必以レ是爲レ說焉。
又曰、敬者一心之主宰、而萬事之本根也。
又曰、爲レ學之道、莫レ先ニ於窮レ理、窮レ理之要、必在ニ於讀レ書讀レ書之法、莫レ貴下於ニ循序一而致上レ精、而致レ精之本、則又在ニ於居敬而持レ志、此不易之理也、夫天下之事、莫レ不レ有レ理、爲ニ君臣一者、有ニ君臣之理一、爲ニ父子一者、有ニ父子之理一、爲ニ夫婦一、爲ニ兄弟一、爲ニ朋友一、以至ニ於出入起居應レ事接レ物之際一、亦莫レ不ニ各有レ理焉、有ニ以窮レ之、則自ニ君臣之大一、以至ニ事物之微一、莫レ不レ知ニ其所ニ以然一。（如下君當レ仁臣當レ敬之類上非ニ是人力強爲一有生之初卽稟ニ此理一是乃天之所レ與也故曰レ所ニ以然一。）與ニ其所レ當レ然、（仁敬等乃一理合當レ如レ此不レ如レ此則不可故曰レ所レ當レ然。）而亡ニ纖芥之疑一、善則從レ之、惡則去レ之、而無ニ毫髮之累一、此爲レ學所ニ以莫ニ先於窮レ理也、至レ論ニ天下之理一、則要ニ妙精微各有一、攸レ當、亘レ古亘レ今、不レ可ニ移易一、唯古之聖人爲ニ能盡レ之、而其所レ行所レ言、無レ不レ可レ爲ニ天下後世不易之大法一、其餘則順レ之者爲ニ君子一而吉、背レ之者爲ニ小人一而凶、吉之大者、則能保ニ四海一、而可ニ以爲レ

法、凶之甚者、則不レ能レ保ニ其身一、而可ニ以爲レ戒、是其粲然之跡、必然之效、蓋莫レ不レ具ニ於經訓史册之中一、欲レ窮ニ天下之理一、而不レ卽レ是而求レ之、則是正牆レ面而立爾、此窮レ理所三以必在ニ乎讀書一也。若ニ夫讀レ書、則其不レ好レ之者、固怠忽間斷、而無レ所レ成矣、其好レ之者、又不レ免三乎貪レ多而務レ廣、往々來啓ニ其端一、而遽已欲レ探ニ其終一、未レ究ニ乎此一、而忽已志在ニ乎彼一、是以雖ニ復終日勤勞不一レ得ニ休息一、而意緒忽々、常若レ有レ所ニ奔趨迫逐一、而無ニ從容涵泳之樂一、是又安能下深信自得、常久不上レ厭乙以異ニ於彼之怠一忽間斷、而無甲レ所レ成者哉、孔子所レ謂欲レ速則不レ達、孟子所レ謂進銳者退速、正謂レ此也、誠能鑑レ此、而有ニ以反レ之、則心潛ニ於一一、久而不レ輟、而所レ讀之書、文意接連、血脈通貫、自然漸漬ニ浹洽一、心與ニ理會一、而善之爲レ勸者深、惡之爲レ戒者切矣。此循レ序致レ精、所三以爲ニ讀書一之法也、若ニ夫致レ精之本一、則在ニ於心一、而心之爲レ物、至レ虛至レ靈、神妙不レ測、常爲ニ一身之主一、以提ニ萬事之綱一、而不レ可レ有ニ頃刻之不レ存者一也、一不ニ自覺一、而馳騖飛揚、以徇レ物欲ニ於軀殼之外一、則一身無レ主、萬事無レ綱、雖ニ其俯仰顧眄之間一、蓋已不レ自三覺其身之所レ在、而況能反ニ覆聖言一、參ニ考事物一、以求ニ義理至當之歸一乎、孔子所レ謂君子不レ重則不レ威、學則不レ固、孟子所レ謂學問之道無レ他、求ニ其放心一而已矣者、正謂レ此也、誠能嚴恭寅畏、常存ニ此心一、使下其終日儼然、不上レ爲三物欲所ニ侵亂一、則以レ之讀レ書、以レ之觀レ理、將レ無ニ所レ往而不レ通、以レ之應レ事、以レ之接レ物、將レ無ニ所レ處而不レ當矣、此居レ敬持レ志、所三以爲ニ讀レ書之本一也。

夫古者聖人之道粲然、具ニ於四書六經一矣、然其爲レ道也、浩大廣博、而若レ無ニ津涯一、學者將ニ何處下レ手乎、然其爲レ學之大要、不レ出ニ於涵養致知力行三者一、是程朱之雅言、而所下以繼ニ往聖一、開中來學上者也、其距ニ孔孟一雖ニ久遠一、而其言之不レ異若レ合ニ符節一、今竊掇ニ其至切之言數條一、以爲ニ一編一、題目ニ聖學要旨一、學者誠能誦ニ此數條一而得ニ其意一、以博涉ニ經子一、則所レ守レ約、而庶ニ乎其不レ差云レ爾。

元祿乙亥二月戊午

毅齋書

（聖學要旨終）

辨神道說

或問云、今世說二神道一者、往々牽一合・引一證聖一經・賢一傳曰、儒一道與二神一道一、各異而道一也。在二大一唐一謂二之儒一道一。在二我一邦一謂二之神一道一。以レ此修レ己治レ人、而廣大備矣。故聞者皆以爲レ是而信從、如何、答曰、夫儒道者聖人之道也、聖人之道、則天理人倫之極致、而無二一毫之私意人爲一也。維天之命、於穆不レ已、四時所三以流行一、萬物所三以生成一、皆是至誠無レ息之妙、而聖人之道體也。其日用之際、君臣父子夫婦長幼朋友之倫、以至二動靜語默出入起居之微一、皆天理之所レ發、而道體之所レ行也。是以舟車所レ至、人力所レ通、天之所レ覆、地之所レ載、日月所レ照、霜露所レ墜、無レ大無レ小、皆聖人之道莫レ所レ不レ在レ焉。然其道無二二端一、其教無二二致一、故異二於此一而立レ說者、違二天理一背二人性一之邪路也。所レ謂神道者、予雖レ未下誦二其書一究中其奧上、而大概不レ踰下乎事二鬼神一奉二祭祀一之務上、而其要在下淸三淨於心一、正中直於心上矣。是我邦上世人質民淳之遺風、而粗合二於聖人禮教之一端一也。古聖人之立レ教、以レ禮爲レ先、而禮之所レ貴亦在二祭祀一、故虞延三命伯夷一、以レ寅而直淸、周禮立二大小宗伯之官一、五禮以レ吉爲レ首、而天地山川社稷宗廟、其禮各有二節文度數之詳一、而其本最在レ致二誠信恭敬一也。今神道者、其規模條理、雖レ不レ若二禮經一、然其淸淨正直之意、亦庶三幾致二誠敬之義一、惟憾人未レ被下聖人至中治之化上、而其禮不地明備天矣。然今世深爲二其說一者、往々妄假二聖經賢傳一、而牽合傳會曰、神儒一道也、其說漸流レ淸虛溺無レ爲、而遂類二老莊之意一、又淺見薄識之巫祝、其說不レ過二於禱祠祓除之事一、而鬼神之諂瀆無レ所レ不レ至矣。皆不レ知二其道一而妄作者也。孔子曰、務二民之義一、敬二鬼神一而遠レ之、又曰、未二能事一レ人、焉能事レ鬼、又不レ語二怪力亂神一、所レ當二深辨一也。夫農與レ兵國政之急務、而最不レ可レ闕者也。然專以二其一端一爲レ說、而爲レ足二於修レ己治レ人之道一、則有二許行孫吳之術一、而其所三以惑レ世誣二民、充三塞仁義一者、不レ可レ勝レ言焉。故說二神道一者、亦爲二祭祀之一事一、而不レ爲二牽合傳會之說一、不レ爲二符章妖妄之害一、則國家治道之具、而其用實不レ可レ闕也。否則與二許行孫吳之術一相並、而其害不レ在二老佛之下一也。有二聖賢一者起、必伐レ之懲レ之而已矣。

寛文庚戌之冬書

毅齋先生之行狀

篠岡謙道

先生氏市浦、諱惟直、字季清、號二毅齋一、稱二淸七郎一、武州之產也。自レ幼明敏篤志レ學、數十年之間經二歷四方一、求二時之俊秀一、審窮二經義一、備嘗二艱難一。明歷丙申歲、執二贄芳烈公一、中間有レ故、行二遊于他邦一、再召而歸二岡城一也、繼仕二曹源公一、官祿年進、任二國學總監一。先生爲レ人質直不レ好二華美一、又以二世計一不レ煩レ心、常以レ書爲レ樂、自レ外望レ之溫潤之氣象似レ玉也、就レ內窮レ之經義之巧夫能曉レ人也。嘗丁二時之異論一、而有レ欲レ毀二國學之舍一、墮二閑校之外館一者、此議終決、君命已下、都鄙聞レ之無下不レ悲者上、先生喟然驚、齋明盛服、書二愁訴一卷一、竊奉二君公一、其言理明事切而感二動君公一、終破二前議一而萬事依レ舊也、其績大哉。然先生以二此事一不レ語レ人、忠厚之至以可レ知。正德二年壬辰九月六日易レ簀、享年七十一歲葬二石井山上一。

泮水餘波　卷之一　終

泮水餘波　卷之二

市浦毅齋　下

貞雄按、先生及大丈軒先生國學經術之宗也、篠岡謙堂、和省齋諸賢、皆受二其業一、今學中諸生、亦皆據二其經說一、可レ謂レ有レ功二於頖宮一也、先生全集既在二文庫一、然不レ收二于此一、嫌レ係二闕典一、故又載レ之。

便二劄錄一

明二明德一、新レ民、止二於至善一、三者聖人全體大用之學悉完備矣。學二天下之物一亦無レ加レ焉。明二明德一者、成レ已也、新レ民者、成レ物也、止二於至善一者、成レ已成レ物各盡二其極一耳、而明德之本體包二括乎天地一、而天下萬物之理無レ不レ備矣、故學者明二之已一、又推二之人一而使三家國天下皆明二其德一、是所レ謂新レ民而實非レ二レ物也、大學或問所レ論最全明矣、故欲レ明二明德於天下一者、學者之所レ志而大學之規模也、然恐下明二明德一新レ民不上レ盡二其極一、是以揭三出止二於至善一爲二之標準一也、明二明德一者、至二事理當然之極一而不レ遷、則盡二天理之極一而無二一毫人欲之私一、以復二其初一而已。豈明二明德一新レ民之外、別有レ止二於至善一乎。

物格知至而此心之全體大用無レ不レ明矣、意誠而此心之所レ發無二一毫私欲之蔽一而自無レ所レ累、此心又無レ所二疑惑一、故心無二妄動一而能存焉、以檢二其身一、故正レ心之工夫、專以二存養一爲レ要矣、學者以二格致誠意之功一而心已存得、然心活潑底物、而出入無レ時無レ知二其鄉一、是以操レ之則存、舍レ之則亡、不レ加二操存之功一、故所レ謂正レ心、是操存之事也、平常存二養此心一、以無二少間之不一レ存、動應レ物之時密察二此心一、而無二少間之或放一、靜存動察、常使三此心爲二一身之主一、此敬以直內之謂也。

大學止二於至善一之傳、以二仁敬孝慈信一言レ之、明二明德一者、固欲レ止レ是、而新レ民者、亦推二己之所一レ欲以及レ物、使下之各止上レ是而已。

敬是一心之主宰、而存不レ放之謂、故心存而不レ放、則自連續光明、而仁敬孝慈信、五者不レ可二自息一、故五者心應レ物所レ著、一定本然之則也、可レ見三敬之一字包二貫五者一。

學者窮レ理之工夫、須地自レ粗至レ精、自レ近至レ遠、游優涵泳以勿天二少間斷一也、心誠求二其理一、則豈不二求得一乎、欲二大成就一者、其涵泳誠レ心當レ如レ是也、其於レ誠正修亦然。

心之本體、至虛至靈、而鑑二之空一衡二之平一、而無二毫髮之偏倚者一也、隨下其物之所上レ感而應レ之、皆中二其節一以其心不二動無一レ所レ有而事應レ止則如レ元、是用之正也、學者格レ物致レ知以窮二其理一、而誠二其意一則心之所レ發、眞無レ惡而實有レ善、是以無二私欲之累一、而心頗得レ正、然忿懥・恐懼・好樂・憂患之四者、或不レ免レ不レ有二於其心一、若一有レ所レ有、而不レ察レ之、則心爲之所レ動、故以レ是應レ物則不レ中レ節、而其用不レ正也。心爲二忿懥・恐懼・好樂・憂患所一レ動、而不レ存、則身亦不レ檢、此所乙以誠レ意後不甲レ可レ不レ加二正レ心之功一也。心固爲二一身之主一、故正レ心之工程、只存三養此心一、使三之爲二身之主一而已、然存養之中、自有二省察一、此所三以章句有二察之字一也、故正レ心之工程、兼二體用一、貫二動靜一、卽是敬之謂也、北溪、所謂敬一二動靜一、可二玩味一焉。學者、須地平日莊敬以涵三養此心一、應接之際、密察以不天レ放二此心一。是敬以二直內一之謂也、嗚呼不レ有二章句或問之明訓一、則何以得レ解二此章一乎。欲動之欲字、非二私欲一、謂二忿懥・好樂等情欲一、

誠意之工夫、就心之發處、而爲二細密之工夫一、正心之工夫、就心之全體大用、而存養之謂也。

蒙引、以二或問所謂人之一心、湛然虛明之說一、爲レ言曰、雖二常人一而未レ見レ用レ時、無二不正之可一レ言、此言可レ疑矣、或問之言、直指二人本心一者也。常人之心、靜時豈能如レ是乎。雖二邪思妄慮未一レ發、而其心昏昧、其氣亦惰慢、則不レ免二其心不一レ正矣。蒙引之意、以二正之心一、爲二忿懥・恐懼・好樂・憂患一、然則正レ心之工夫、專在レ動上、恐似レ未レ穩、蓋正心之工夫、兼二靜存動察一、而傳文就心之用而言、則靜存自在二其中一矣。蒙引之說、親切著明、而似レ一三偏于動一也、學者尤宜二潛玩一。

心之體用非レ有レ二、只以二其本體虛明一而應レ物、之謂レ用、其物之應レ止則如レ元、是其體也、是就二動靜之時一而言耳。

心不レ在焉一段、言其心不レ存之害、而爲戒者也、修身之章、諺云之語一例也、誠意之章、小人閑居之段、亦然。

小人雖レ知二爲レ善以去一レ惡、而不レ能レ愼レ獨矣、閒居之時、實爲二不善一、至レ見二君子一、雖掩レ惡詐レ善、而不レ能則是實爲二之惡一、不レ可レ掩、實不レ爲二之善一、不レ可レ詐、故君子必愼二其獨一。

已之德明、則民之德自新、而無レ訟、是無レ訟者、得レ本之故也、聽レ訟者、一向以辨二爭訟一、欲下新レ民而務上レ末、故聖人聽レ訟不レ異二於人一、只使二之無一レ訟乎、見二此言一以可レ知下不レ務二其末一、而先中其本上矣。規二規于聽訟一者、先二其末一者也、聖人異レ於レ是矣。

聽レ訟者、意專在二新レ民之上一、此末也、使レ無レ訟者、意專在二明德之上一、此本也、而聽レ訟務レ末者、遂不レ能レ新レ民、使レ無レ訟務レ本者、却民自新、是先レ本之謂也。讀二大學章句序一、而最有二感得之意一、蓋人欲レ爲レ學、只須レ取二法於古人一也、若不レ然則不レ流二異端一者鮮矣、故傳說曰、學二于古訓一乃有レ獲、事不レ師レ古以克永レ世、匪レ說レ攸レ聞、又曰監二于先生一成レ憲、其永無レ愆、然古人之學、不レ出二乎小學大學一、故取二法於古人一者可レ見、得二小大學之道一、以從三事于是一也、此一書、則所謂大學之法也。此序言古聖人之教所二由起一、而其教訓小大學是也、後世教學不レ明二于世一、所三以是書之起一、然教學廢墜之甚、故雖レ有二是書一、亦知者鮮矣、幸哉、程朱出レ于レ世、而繼二絕學一以開二太平一也、嗟、後學之所レ當二奮發勉學一也。

表、是當レ然之則、裏、是所三以當二然之理、或問、所レ謂其所レ當レ然之則、卽表也、如二君之仁、臣之敬、及足容重、手容恭之類一、是人之所レ由、上面之理也、所三以然一之故、卽裏也、如下君何故當レ仁、臣何故當レ敬、足容何故當レ重、手容何故當レ恭之類上、是所下以本中裏面之理上也。精、淺說所レ謂聽二於無レ聲、視二於無レ形之類、粗、淺說所レ謂、溫淸定省之類、精有二表裡、粗亦有二表裏一。

人之性皆善、而與二堯舜一無レ異、所下以人皆可上レ爲二堯舜一也、而養レ之有レ道焉、當下以レ善養上レ之、性卽理也、理卽善也、凡事々物々、皆有レ理、君之仁、臣之敬、以至二足容重、手容恭一、皆性之發見、卽理也、善也、故從レ善以養二其性一、則內外交養、是敬之事也、學者、從三事于此一、而存養省察之功、無二少間斷一、則盡二性之善一、可三以爲二堯舜一也、可レ謂乙敬之

一字、聖學徹レ上徹レ下之工夫矣。

敬以直レ內、義以方レ外、是內外一致之工夫、所三以存二養本一心也、近世之學、言レ內而忘レ外、言レ外而忘レ內者、是以二內外一爲二二致一、而缺二交養之功一也。

敬、一心之主宰、故無二主宰一、則百邪競起、而心爲二荒屋一、思、是心之用而不レ可レ無レ焉。然思順レ理、則心有レ主而明、不レ順レ理、則心無レ主而昏、顧諟天之明命、靜而存動而察、常提撕警戒、念〻在レ玆、一言必於レ是、一行必於レ是、此顧之謂也、朱子曰、敬本心之守也者、亦顧レ義也。湯盤銘、與二孟子擴充之意一同、蓋聖賢相傳之家法也、朱子、明二明德一之章句亦一轍、切哉。

充レ拓得レ去、則天地變化、而草木蕃、何故以二一人之怒一、而至レ如レ此乎、曰、天地之氣、卽人之氣、而人之氣、卽天地之氣、天人一理也、故人君有二仁政一、而天下之人各得二其所一、而無二不レ均之歎一。人心皆和順、則天地之氣亦和順、而四時之運行、得二其節一、凡天地之間、一草一木、各無レ不レ遂二其生一、所レ謂天地位、萬物育者也。朱子有二氣象之言一、蓋爲二學者一而言歟。在二人君一則其效當レ如レ是耳。

問有二陰陽未レ生之時一否、抑雖レ無二陰陽未レ生之時一、而推二其理一言レ之乎、曰有二陰陽未レ生之時一也、一氣分、而爲二陰陽一、則只是一氣、而陰陽未レ著而已、不レ可レ無二其氣一也。

陰陽者、造化之本、不レ能二相無一、而消長有レ常。(出易本義)

陽自レ內而外者也、陰自レ外而內者也、自レ內而外者、生之謂也、自レ外而內者、殺之謂也、生則長而不レ止、殺則收而成也。

陽之理元亨也、陰之理利貞也、元亨誠之通、自レ內而外之謂、利貞誠之復、自レ外而內之謂、以二循環一言レ之、則肅殺之氣亦生レ氣、生レ氣亦肅殺之氣、生氣不息而至二肅殺一。肅殺不レ息而至二生氣一。

凡人登レ高則其氣通達、下レ卑者其氣肅殺。

各漸以下に十言疑重複

所以下疑脱言之字

大學八條目圖

天下平
國治
家齊
身修
心正
意誠
物格知至
平天下
治國
齊家
修身
正心
誠意
格物致知
(縮1/2)

圖意

大學條目之功、始ニ于格物一、而終ニ乎天下一、疊一接ニ於七圈之序一可レ見矣。不レ謂ニ格レ物致レ知之功畢一、而後初爲ニ誠レ意之功一也。一爲ニ格物致知之工夫一者、誠正修齊治平之功、隨レ分漸次之可レ用、而其所レ先者格物也、此所下以格レ物致知之圈内、有ニ誠正修齊治平之圈一、各漸交接上也。誠レ意、正レ心、修レ身、齊レ家、治レ國、平ニ天下一之圈、各漸交接也、誠レ意、正レ心、修レ身、齊レ家、治レ國、平ニ天下一之圈、皆倣レ此、不レ謂ニ格物知至一、則誠意之功不用而自成、當ニ以序各致ニ其功一、此所ニ以誠正修齊治平各盡ニ其圈一也、餘皆倣レ此。故説ニ條目一者、各不レ盡ニ其分一、則不レ盡、一圈之規模、而但知レ盡ニ其規模一、而不レ知ニ工夫之血脈貫通一、則無ニ圈一相交接之妙一、而不レ能レ相ニ爲工夫之用一矣。學者、玩ニ此圖一、可ニ以見ニ其意味之妙一也。

切磋琢磨、是明ニ明德一、止ニ於至善一、即緝熙敬止之謂也。明ニ明德一、則止ニ於仁敬孝慈信一也、止ニ於仁敬孝慈信一、則明ニ明德一之止ニ於至善一也、非レ二レ物矣。淇澳之詩、所下以明ニ明德一止ニ於至善一之由與驗上也。切磋琢磨、明ニ明德一之工夫、切磋、求レ知所レ止也、琢磨求レ止レ之也。

恂慄、德容之盛ニ於裏一也、威儀德容之盛ニ於表一也、容字、與ニ章句之貌字一相應、猶ニ模樣一也。

自レ己生々之心存、則自然無レ不レ及レ物、所レ謂老ニ吾老一以及ニ人之老一、幼ニ吾幼一以及ニ人之幼一是也。故君子之愛ニ一敬人一也、非レ有ニ安排一、不レ能レ自レ己耳。

或問、祭義所レ謂見ニ其位一、聞ニ其容聲嘆息一者、鬼神眞有ニ形聲一乎。曰、不レ然、鬼神無レ聲無レ臭、至誠之妙也、何曾有レ形乎。夫爲ニ子之身、則親之遺體、而親之精神、卽自家之精神一也、故孝子造レ廟、設レ主、致ニ其誠敬一、以使下其親之鬼神憑レ之、如中事レ生事上レ存、則有ニ感格之理一、是以七日戒、三日齊、親之容色、不レ忘ニ乎目一、親之聲音、不レ絕ニ乎耳一、親之心志、嗜欲、不レ忘ニ乎心一、愛ニ一敬其親一也、無ニ一毫之不一レ至、故莅祭自然有レ見ニ其位一、聞ニ其聲一、是孝子致ニ誠敬一之極而感格之妙、不レ可レ以ニ言語一。惟鬼神之至誠、孝子之至情、洞徹交通之所レ然也。其論理、則萬物一原、而氣稟異、故人物不レ同、而只人有ミ明レ德全ニ方寸一、是以與ニ天地一並立、而爲ニ三才一、以爲ニ萬物之靈一、然則人與レ物之分、只明德之完與レ不レ完而已、故人須ド先識ニ一得人之所ニ一以爲ヒ人也、不レ然則何學之爲乎。

曾子三省之目、最切近、而曾子於ニ此三者一、有レ所レ未ニ脫然一、故特揚擧而不レ及ニ其餘一歟、後學惟平生無事而不ニ深察反求一、則是能學ニ三省一之人也。

形而上謂ニ之道一、形而下謂ニ之器一、有ニ天地生々之理一、而生ニ人物一、其固有之理、卽形而上之理、非下有ニ人物一後有上レ之也、有ニ君臣之理一、而後、有ニ君臣・父子・夫婦一、至ニ凡事物一、皆先有ニ其理一而後有ニ此事物一矣、如レ此屛風與レ几、有ニ障風之理一而後有ニ屛風一、非下有ニ此屛風一而後有中障風之理上也。几亦然矣。所謂有ニ當然之理一、而不レ容ニ自己一者、以ニ形而上一之理也。

人稟ニ天地之氣一正且通者、是以其理明而爲ニ萬物之靈一矣、物稟ニ天地之氣一偏且塞者、是以其理蔽而爲ニ卑賤一矣、人氣正而理明、故自ニ君臣之義、父子之親一、以至ニ手容恭、足容重一、皆有ニ其當然之則一、此天性自然之理、所レ謂上帝所レ降之衷也。苟不レ循ニ此當然之則一、是與ニ禽獸一何別乎。可ニ警戒一之甚者也。

己之身、本是親之遺體、事レ君而委致、則君之身也、非ミ我所ニ得而私一、須下夙夜敬謹、而欲中改レ過以進上レ善、而有ミ人或正ニ己之過一、則拒レ之不レ受、或雖ニ面受一、而心不レ喜、是過ニ君父之身一、而陷ニ之過惡之地一、可レ謂ニ不忠不孝一矣。

聞三大禹惜二寸陰一。蓋欲下大成之士、當二瞬息之頃一、不上レ可二徒過一、古人三年不レ窺レ園之類、亦可二見矣。程子曰、凡百玩好奪レ志、若二夫畫圖琴棊之類一、最奪レ志非二特畫圖琴棊一、至二毫釐喜好一、亦須二克將レ去也、程子見レ獵、上レ蔡破レ硯之類、亦可レ思レ之。竊念學之成與レ不レ成、當レ在レ是也、非丙志立二事物之表一、有乙翔二乎千仭之氣象一者甲、則不レ能レ成レ學必矣。

外面有二毫釐之喜好一、則內輕、志之不レ進、亦由レ是耳、簡重寡默、以二事物一不レ經レ心、外輕內重、內重則外輕、居レ敬與レ不レ居レ敬、只在二瞬息之頃一。張子曰、息有レ養、瞬、有レ存。

故羽林君曰、有レ所レ爲而所レ爲之善、味甘、故人皆好レ爲レ之、無レ所レ爲、而所レ爲之善、味淡、故人好レ爲レ之、又言、爲二利名之善一、味甘、是以人皆好レ之、又言、程子虎之譬、甚親切。

時臣、侍二講大學三綱領一、君言、三綱領之大意、人皆知レ之、然不レ能二眞知一レ之、苟眞知レ之、則行レ之不レ可二自已一矣。

右數言、寬文辛巳秋、臣侍二講於岡府一時、君於二講筵一所レ言也。

長澤文藏、後號土佐道壽曰、多言則德羸瘦。

芝田善七郎曰、吾輩讀二程朱之書一、而知三持レ敬爲二窮レ理之本一。然心不下眞知上レ非レ持レ敬、不レ能レ窮レ理、故持レ敬之用レ力不レ眞、固、是以窮レ理之功亦不レ切。

右長澤・芝田之言、寬文初、予在二京師一之日、所レ聞也。

許魯齋言、爲レ學者、治レ生最爲二先務一、苟生理不レ足、則於二爲レ學之方一有レ所レ妨、治レ生者、農・工・商賈而已、士君子、當二以レ務レ農爲一レ生、商賈雖レ爲レ逐レ末、亦有二可レ爲者一、果處之不レ失二義理一。愚謂大抵商賈之業、朝夕利倍之慮、不レ能レ忘レ于レ心、而又不レ能レ免二市井雜擾之習一、所レ謂小人喩二於利一、亦據二其所一レ習矣。蓋薄レ之又薄レ之、尙未レ能レ潔者、利心也、況相二接於市井之習俗一、則薫陶漸漬、不レ覺二日陷溺一乎。子貢之商才、猶不レ免二貨殖之弊一、況於二衆人一乎。夫生二於世教不レ明之時一、而以二衆人之資一、欲レ學二古道一者、不下用二百倍之功一以超然打中破世利上、則徒悠々終日、遂成二枯落一、豈可レ不レ警乎。故商賈之業、學者尤宜レ審二處置一、不レ爲レ之可也、農圃古人多爲レ之、雖レ勞二筋力一、而害レ心也少矣。擇二

田里二而居レ之、耕獲可三以足免二飢寒一、則惟言二桑麻之長一、而忘二世上紛々利名一、竊比二伊尹之樂一、以二其餘力一、讀書學問可二以進修一云レ爾、寛文二年、壬寅八月二日、書二于京師僑館一。

伯夷聖之淸者也。後世之學者須レ慕レ思レ之最鍼二實病一宜二體認一矣。右同日記

犯而不レ狻、人犯レ已、則須二自反一而已、不レ縮則彼之犯固是也。欲二速改一レ之、自反而縮、則枉在レ彼而已、何與乎、如レ是則何暇二共校一乎、但患下學者不上レ能二省察審處一。

天以二陰陽五行一、化二-生萬物一、氣以成レ形、而理亦賦レ焉、夫天地理氣合一而不レ離、又不レ雜焉、論二其本源一、則有レ理而後有レ氣也、五行、木・火・土・金・水也。陰陽總二五行之名一、凡人物之生、皆資二此五行之氣一、其生之序、先原二天一之水一、次得二地二之火一、以暖、次得二天三之木一、以有二筋脉一、次得二地四之金一、以有二骸骨一、次得二天五之土一、以有レ肉、人物之生雖下由二男女交合一成中其形上、而天地絪縕、而萬物化生之謂也、既資二陰陽五行之理一賦レ焉、所謂健順仁義禮智信之性是也。

母不レ敬、儼若レ思、安二-定辭者一、內外交涵養之謂也、安レ民哉者、篤恭而天下平之謂也、敬之一字、成二聖學之始終一者、於レ是可レ見。

天地之道、渾然一理、而內外遠近之隔、流通而無レ窮矣、然但有レ氣、是以萬物各異二其禀一、以二其禀異一、故其用亦不レ同然以二其體一見レ之、則渾然一理、而無二物我之或一レ異レ焉、而人之爲レ心也。合二理與一レ氣、其體至虛至靈、而渾然一理具二其中一矣。是以人之一心、能管二乎天下之理一、無下往而不上レ通レ之、向レ父、則那孝出來、向レ兄、則那弟出來、見三孺子入二乎井一、則那惻隱出來、見二不善一、則那羞惡出來、是理之在レ物者、皆待二此心一而行、所下以萬物之理妙用、不上レ外二乎一人之心一也。

爲二天地一立心、爲二生民一立レ道、爲レ去レ聖繼二絕學一、爲二萬世一開二大平一。

涵養須レ用レ敬、進レ學則在レ致レ知。

蓋人之所三以異二於禽獸一者、以二天命本然之性全一、而能助二天地之化育一、參二拾天地一也。惟爲下氣禀所レ拘、人欲所上レ蔽、是以不

レ能丙全ニ此本然之性一、而盡ニ參助之職一、以異乙於禽獸甲者幾希矣。故聖人爲レ之、立レ敎、使下人全ニ其性一、而盡中其天職上也、然則學者之志、須下以爲ニ天地一立レ心、爲ニ生民一立レ道、爲レ去レ聖繼ニ絕學一、爲ニ萬世一開中太平上、爲地準的天矣。所レ志不レ大、則所レ學之規模或卑狹也、然平日涵養之功不レ密、則所レ志雖レ大而漠然無レ所レ守、故須三莊敬以持ニ此志一矣。而不レ道ニ問學一、則何以明ニ其志一而知下所レ養之方上乎、故以レ致レ知爲ニ之要一矣。

孔孟程朱之爲レ言也、廣大寬平、而切實緊要、譬如下五穀之味淡泊、而一日不上レ可レ離也、能尊信服用、則可下以養ニ性命一而至中聖賢上、猶下嗜五穀之正味者、保ニ其生一而得中其壽上也、若ニ夫陸王之輩一、其爲レ言也、最有レ所ニ發明一、而聞レ之者或有ニ感發一、然其歸趣、有ニ近レ理而亂レ眞之弊一、譬如下奇味一旦嗜食、而不上レ可ニ常食一、若常食、則發ニ病痾一而隕ニ其生一也、初學之士、須乙深避而勿甲下以ニ一旦之奇味一餌上レ之。

用レ力下レ手

涵養須レ用レ敬、進レ學則在レ致レ知、浹洽漸漬積、累貫通、

學者之病、在レ欲ニ速揠一レ苗、故學不レ進、而心氣鬱結、精神耗費、豈得レ致レ遠耶。

學レ之不レ進、在三利害毀譽之際煩ニ其心一、蓋利害毀譽、是人生之一小物耳、假使レ得レ之、只是一小事、失レ之亦只是一小事也、何足レ計レ之哉。

寬文甲辰季春四日書ニ于武州八朔村茅廬一。

朱子曰、敬、主一無適之謂、愚意、主一、心在ニ腔子裏一之謂、其要在ニ整齊嚴肅一故程子言ニ整齊嚴肅一、卽心便一、只在レ熟レ之耳。

愚齋之說

夫人之生也、有ニ淸濁美惡之殊一、淸者智、而濁者愚、美者賢、而惡者不レ省、淸且美者、上智大賢、而濁且惡者、愚不レ省也。若夫ニ上智大賢資一、則生而知レ之、安而行レ之、全ニ其天性一、而萬全足矣。其不レ及レ之者、或智而不レ美、則察瑣不レ踐ニ於善一、或賢而愚、則昏昧不レ明ニ於理一也。然智者、往々賢、而賢者往々智、愚者、往々不肖、而不肖者、往々愚也。

予性、愚且不肖、而幼稚之時、不順父兄之教育、是以愚愈愚、而不肖愈不肖、耳目鼻口四肢之欲、紛然乘之、而蔽錮日益甚矣。所以異於禽獸、可爲堯舜、而參天地者、遂以埋沒矣。嗚呼是何以異禽獸乎。棄參天地之性、而恬然可安于汗下乎。然則自今奮然、以百倍之功、而補頽波之失者、固須舜息之頃、不敢忽也、以可爲堯舜、志士不忘在溝壑、爲趣向、以居敬窮理、爲手段、以忠君孝親、爲行之本、如是用力、即庶幾變其愚不肖之質乎、故以愚名齋、而曰自省云爾。

萬治庚子仲冬中院書于洛陽僑舍。予時十九歲。

物上無理。只在心上、是天下何有物哉。物與理初非二、而無此理、則何有此物、而不有此物、亦何以見此理哉。有物必有則之言、可見矣異學之說、以爲萬理存心、苟即物求之、則汎濫支離、不如求諸心之約、則是爲內外精粗之分、却支離也、不即物而求理、則何以得其理而盡此心乎、而舍物理之實、然而徒求諸心、則其弊馳虛望、乃至于棄父而求孝、棄君而求忠、譬如人棄舟而求行水之理、棄車而求行陸之理、何求其理乎、朱子所謂、即物而窮其理之言、嗚呼切哉、確乎不可拔也。

詩傳序曰、使夫學者即是而有以考其得失、善者師之、而惡者改焉、興於詩註曰、學者之初所以興起其好善惡惡之心、而不能自已者、必於此得之。

竊謂詩首於二南、學者讀之則有知先王盛德風化之美而仰慕之、吟詠之、則性情涵泳、而與詩人之意相浹合、眞如見其盛德、浴其風化、而興起其好善之心者也、書云、若藥不瞑眩、其病不瘳、詩云、他山之石可以攻玉、蓋雖於二南而興起好善之心、而不參之列國之變、則不見其激厲警戒之驗、故次之以變風、是鄭衞淫泆之詩、却所以堅固於善心也。雖然所以立基於二南者不厚、而一旦遽及此、則或有長淫導奸之弊、是以基厚而盡其變、則有眞知惡之爲惡、而所以惡之心亦感發興起、譬如居芝蘭之室、而一旦到魚肆則中心眞惡之、而欲速歸蘭室也、是所以詩之變風也、然王氏、以爲鄭衞之詩、列于國風、非孔門之舊、而後儒之傳會、豈其然乎。

寬文壬寅秋日、書洛僑舘

故之下疑脱命之字

敬怠、就二平日本體之守一而言、戒愼恐懼之謂也、義欲、就心之動處而言、愼レ獨之謂也、敬怠、以二大綱一言、義欲、就二其中一而審レ言者也、從者、和順而不レ逆之意、以效レ言、惟平生敬以存レ養、則心之所二發動一、能察二義欲一、而義可二得而從一矣。平生怠慢而無二存養一、則心昏昧雜擾、而不レ能レ審二其幾一、而無レ不レ從レ欲、是敬怠之所レ繫、至大可レ見矣。此丹書之語、暗與二中庸戒懼愼獨之兩節一、脗合矣。聖賢之學脉、其要無レ過レ是也。以二此語一置于小學敬身之首一也。最切哉。

利者、義之和也、生物之遂、而於レ時則爲レ秋、是萬物各得二其所一、而遂二其生一者也、故君子與レ民同レ欲、而親二愛之一、使三人各得二其所一而已、亦以盡二其義一、得二其所レ安、是卽利之謂也、故凡事、皆盡二得我之義一、而心之所レ安、是利也、小人只私欲爲レ生、故以二己之便安處一爲レ利矣。是君子小人之所三以異一也。

親迎、先レ命之以承二我宗事一者、昏禮之人序、尊二先祖一、孝之至也、是帥以レ敬有レ常者、夫婦之間、人情之所二忽略而易レ狎也、故之以レ此。

或問學而時習レ之不二亦說一乎、蓋以爲學者、去二人欲一以復二天理一而已、去二人欲一以復二天理一之功熟、而無二一毫私意一則心廣體泰、而其說躍如矣。如二程子思繹浹洽之言、及謝氏坐立之習之說一、似レ未二親切一如何、答曰、此說甚不レ得二經意一也、蓋此章之意爲レ學者、說著親切實地之工夫矣。所レ謂學者、格レ物致レ知誠レ意正レ心修レ身之謂也。故格レ物致レ知以明レ善、未レ通則思二繹之一、反復推尋、而浹二洽于內一、則中心喜悅、其進不レ能レ已、是理明得レ於レ己而然也。繼レ文以二誠正修之功一、時々習慣、則其功夫純熟、而中心喜悅亦不レ可レ已、是實踐二得于己一之謂也、學習之道、不レ踰乎去二人欲一以復乙天理甲、然遂以レ此爲レ說、則過二高遠一、流二虛寂一、而不レ見二喜悅之意切一矣。

愛二敬親一者、不三敢惡二慢於人一、言推二廣事レ親之孝一、以待二於天下之人一也、也愛敬盡二於事レ親、而德敎加二於百姓一、刑二於四海一言身行二於上一、而敎成二於下一、愛敬盡下於事上レ親者、明二明德一、止二於至善一之謂、加二於百姓一刑二於四海一者、新レ民止二於至善一之謂、明德明二於天下一者、聖人之極功、而大學之規模也。而其要不レ過レ孝矣。豈非下大孝尊レ親之事上乎。先知三得身體髮膚之不二可二敢毀傷一、而後可レ持三立其身一、而行必由レ道也。

身體髮膚不二毀傷一者、淺、立レ身行レ道者深、是自レ淺至レ深之謂、學二孝之全體一而悉說示者也。夫孝始二於事レ親一節一、歷二行孝道之次第一、而不レ有二淺深一也。

雖レ讀二聖賢之書一、而區々於二文字言句之末一、則不レ能レ通二其意味一、而況區々於二利害細微之事一、豈能見レ得レ道乎。鳳凰翔二于千仞一之氣象、須レ要二理會一焉。

辛丑岡府讀書記

敬齋箴、潛レ心以居、對二越上帝一此潛字、有レ味、猶二易所レ謂潛龍之潛一、深潛伏藏之意、謂下存二養此心一之深潛上、而在二腔子裏一也、正二其衣冠一、尊二其瞻視一者、是整齊嚴肅、學者、於二實地一用レ力下レ手者也。

大學或問、明二明德一之條、小注、萬物理同、而氣異、是就二有生之初一、而論二其本原一者也、氣同而理異、是就二有生之後一、而論二其運用一者也。虛靈之虛、是無二一毫私意之偏蔽一、而至誠無レ息、萬理森然之體也。只空寂底、是佛老之所レ謂虛也。

學者於二物理一、一分窮格、則心知亦一分明也。誠意之工夫、亦依レ是可レ得、正心之工夫、亦次レ之。修身之工夫、亦次レ之。各可下隨二其分一而得中進步上矣。然則非下言二物理窮盡一、而後始誠レ意、意誠而後始正レ心、明德明而後始新上レ民也、其工夫、血脉貫通而不二支離一、又其次第粲然不レ可レ踰、但實用レ力者、而可レ知二其味一也。

格物致知、非二兩般之功一、譬如下欲二鐘之鳴一、須中先援レ榻撞上レ之、猶下欲レ致レ知須上レ格レ物也、在字最緊。

所二以新レ民者止二於至善一、而天下平者、堯舜是也、孔子雖レ不下得二君子之位一以行中志於當時上、而育二顏曾之英才一、上繼二前之統一、下開二萬世太平一、豈非三新レ民之止二於至善一乎。

顧、日在レ之、是敬、本體之守也。

新レ民之傳、始言二自新一、文王之詩、自新新レ民之極也、以レ無レ所レ不レ用二其極一總二結之一、則可レ知下新レ民不上レ過レ推二及於己之明德一、而非二我之分外一矣。聖學之正宗、是程朱之學也。須尊三信遵二行之一、然平生溫恭自虛、而樂可下取二於人一

以爲上レ善、雖三其學或異二於程朱一、而眞實自爲、者當三相講論以取二其所一レ長、若二忌惡一レ之、則是豈君子之心哉。如レ是相容、則其學之所レ誤亦明、而我程朱之學正大愈可レ見、而我之所レ學亦可二以進一也、故學者只平生遜志、以レ詢二于芻蕘之訓一爲レ志、既精而益求二其精一、而有二從容涵泳之樂一、則庶幾可三以進二歩於聖賢之地位一乎。

臣進二講于經筵一之時、君必漱盥禮服、致二其謹一、侍講者、却不レ如レ此、自深恥深恐云。

大畏二民志一、大之字可レ味、民之心志、自レ內至レ外、無二一毫之不一レ服、謂二之大一也、但以レ力服者、外面雖レ如二畏服一、而中心不レ然、大畏服者、其中心自然服、故章句以二自然一釋レ之。

無二主一之工夫一、則雖二讀書千遍一、而曾無二心之開一レ明。

古之君子佩玉、而動容周旋中レ禮、故玉聲鏘然和鳴、玉聲能和鳴、故性情涵養、而非僻之心無二自而入一。

或譏朱子補格物致知之傳曰、千歲之後其傳之闕不闕不レ可レ知也。不レ若二闕レ疑之優一、答曰、朱子補傳之意、有下不レ可レ已者上、於二格物致知一、則聖學之入レ頭切要處也、苟於レ是差、則陷二于異端一矣。且傳之爲レ言、皆程子之意、而中庸孟子之言脗合、何容二後學之擬議一乎、此傳之所レ關至大、猶下考二或問一可中以見上レ之。

天地之理氣、妙合以成二吾身一、則天地吾父母也。惟君子、心存而理明、故以二天地一爲二父母一、而敬レ事之至矣。是以疾風迅雷之變、心恐懼修省也、爲二人之子一者、父母甚怒、則當レ恐則當下恐懼而思上レ致二其豫一、豈可二怠惰遨遊一乎、禮所レ謂雖レ夜必起、而衣服冠而坐、此意也。

天道流行、萬物生々不レ息、皆是一二其原一、而人貴而爲二萬物之長一、物賤而爲二人之用一、是以其氣之正通偏塞不レ同也、若二彼牛羊犬豕之類一、則人得下服食而利二其用一養中其身上、足下天之所上レ以與レ人養地其生天也、彼佛氏以レ不レ殺二其生一、爲二其道一、豈不二大誤一乎、雖レ然物吾レ與、而所レ同レ生者、則用レ之無レ節、而肆二其口腹一、最不仁之甚者也。故記云君無レ故、不レ殺レ牛云々。

小學立教、列女傳之一章、敎之本原也、內則之一章、小大始終之敎備矣。曲禮以下皆言二小大之敎一、王制聖人在レ上、立レ敎亦不レ過二詩書禮樂一、弟子職以下、言二師弟子授受之敎一。

禮樂、治レ身之本、最切也、養レ人之性情、則必以二禮樂一矣。以レ禮治レ身、則莊敬、而慢易之心無二由而入一也、以レ樂治レ心、則易直子諒之心生、此所下以禮樂不上レ可レ離二乎身一也。

津田子永忠曰、夫萬物皆一體、則天下之人、皆如二吾兄弟一然、是以見二人之善一、則喜レ之如二吾善一、見二人之惡一、則惻レ之如二吾惡一、其如レ是則豈忍レ揚二人之惡一乎。愚謂此言、尤親切著明也、蓋不レ揚二人之惡一、是當然之則也。如二是言一、則是所二以然一之故也。雖レ知二其當然之則一、而不レ悟下其所三以然二、則知未レ眞、而不レ能二實踐一焉、學者宜レ玩二味之一。

夫天地萬物之父母、而以二生々一爲レ心、萬物皆是其生々者也。故萬物亦生々爲レ心矣。蓋天地萬物、固非レ二、而一レ體相分者也。然萬物同以二生々一爲二心之中一、其氣秀而正通者爲レ人、偏塞者、爲レ物、其氣、正通者、全二其生々之心一、偏塞者、不レ能レ全レ焉、然以二生々一爲レ心、故不レ全無レ之、禽獸有二牝牡雌雄之交一而生レ子、又能養育長二成之一、草木枝條發生、果實結成、而種子、相續、是無三一物不二生々一、然其生々之心不レ能レ全、故禽獸父子與レ麗、互相啖食以傷害、亦有レ焉、草木無情、故無二生々之相傷一矣。惟人得二其秀一、故生々之心全、而初與二天地一無レ殊、是以爲二萬物之靈一、而能爲財成二輔相一之巧者也、是所下以立二天地之間一而爲中三才上也、然同以二生々一爲レ心、而輔二相天地一之道中、亦各其氣稟不レ同、而其生々之心、亦有下能全與上レ不レ能レ全焉、故聰明叡智能全二其生々之心一者、天命自歸レ之、爲二天下之君一、而生二生四海萬物一、以使三其各得二其所一、爲二國君一者、生二生一國萬物一、使三其各得二其所一、爲二家主一者、生二生一家人物一、使三其各得二其所一、至二一官一事之任者一、皆以二天地生々之心一爲レ心、而相生々者也。爲二人之君一者、以二元首一總二一體一、臣爲二其股肱一、而君臣元一體、則以二其君生々之心一爲レ心、而能治二其官職一、委二致其身一以不レ私焉、夫婦、人倫之始、陰陽之道也、萬物生々無レ窮者、以二陰陽交合一也。故人亦男女相配合、以二子孫生々一而萬物無レ窮焉。是亦以二天地生々之心一爲レ心、而生々者也。有二夫婦一、必有二父子一矣。爲二人之父母一者、以二天地生々之心一爲レ心、而養二育其子一而其生々慈愛之心、亦無レ所レ不レ至焉。爲レ子者以二父母生々之心一爲レ心、而愛敬奉二順之一、親子一體分レ身爲二本末一者、則爲レ子者、敬持二其遺體一者也。然父母、人倫之本也、故爲レ子者、敬二其身一、以全二其生々之本心一、則是事レ親如レ事レ天、事レ天如レ事レ親、而仁孝兼至者也。以上爲二三綱一、而昆弟朋友自屬二此中一矣。同爲レ子而兄先生以

長者也。弟後生以幼者也。足下以二生々之心一慈三愛弟一、弟奉二順兄生々之心一、而連枝之情相愛上者也。朋友亦以二生々之心一相交、而互救濟信任者也。朱子朋友之說、最切哉。朋友維三持四倫一、故爲二君子一者、欲レ盡二其道一、豈不下依二朋友一以明中其道上乎。相交以レ信而麗澤相益、共二生々一者也。是故天地元以二生々一爲レ心、凡天下萬物、亦皆以二天地生々之心一爲レ心、而人之所三以爲二人者以レ全二生々之心一、而能爲二財輔之功一也。生々之心者、何也、斯即仁也。

右錄二十餘條者、寛文辛丑、秋七月、應召命、自二京師一來二岡府一、寓二于森川氏之第、時所レ筆也。予此時二十歲、其致レ志苦レ心之功、亦不レ少矣。今屈指數レ之、既四十年、而白首徒老無二八寸之益一、反三省所二經過一、則下達日甚、而不レ免二小人之歸一、自赧々無レ所レ措レ心也。嗚呼殘喘之日不レ多、況朝不レ慮レ夕乎、既往不レ可レ諫、來者猶可レ追焉。自今須レ治二桑楡之功一云レ爾。

元祿十三年庚辰秋九月二十日　　　毅齋書

整齊嚴肅、學者用レ力下レ手之實地、而提二撕這心一之要、亦在二常惺々一、此內外相養之道也。

靜時常惺々、動時亦常惺々、則貫二動靜一之謂也。靜時惺々存養將レ去、而接應之際省察、則心定理明、而言行庶三幾無二大失一歟。

中庸專言レ誠、大學不レ言レ誠、蓋大學、幼學入レ德之門、故爲レ學之工程、條目次第悉備矣。雖レ不レ言レ誠而誠自在二其中一也。中庸道學全體大用レ之書、故不レ得レ不レ言レ誠矣。

中庸第十五章、妻子好合、兄弟既翕、父母順者、家之齊也。是即邇且卑處、若二國天下一、若二天道上達一者、其遠且高處、雖レ然家國天下一一理、而天道人事、亦一理也。故須二自レ此而進一矣。大全小注、以二父母順者一爲二遠且高一、可レ疑。

大學或問、所謂人之所三以爲二學心與レ理之言、深味レ之、則與二中庸所謂、誠者一自成也。而道自道也之意脗合矣。此句內著而之字最有レ味、此便渾然一理、無下內外精粗之可レ言之意上也。

只知三讀書講習之爲二窮理一、而反レ身辨レ惑之功不二切實一、此學者之通患也。

靜未レ應レ物之時、猶有レ所二持守一、而動レ已應レ物之時、往々不レ免レ失レ己、謬戾如何、曰此靜時、持守之功、或有下强二把捉一之弊上、故動時却易レ失レ己。然靜須二存養一、雖レ動未レ能レ不二搖奪一、而知二其搖奪一、能用レ力、則是學者之事也。

窮レ理之功不レ到、則易レ爲ニ物所一レ搖、故學者存養之中、又須レ察ニ識爲ニ物所一レ搖者如何、是用レ力之要也。

至善日用ニ之所一レ在、則事理當然之極也。聖人之所ニ以爲ニ聖人一、學者之所ニ以爲ニ學者一無レ他、止ニ於至善一而已。然聖人不ニ思而得一、不ニ勉而中一、學者必思而得、勉而中、及ニ其成功一則一也。

以ニ一日一而不レ可ニ閑過一也。積ニ一日一而到ニ百年一、故一日戚々、則一生戚々、一日樂易、則一生亦樂得。

大畜上九、天之衢亨、在ニ學者進德上一說レ之、則其眞積レ力久、一旦豁然貫通是也。又就ニ事業上一論レ之、則其平生講學力行之充實、一旦得レ志以施ニ行於天下一、如レ決ニ洪河一是也。若下舜耕ニ于歷山一、伊尹隱中于有一莘上是畜之時也。其得レ志行ニ乎天下一、則天之衢亨之時也。

右十二條　寬文己酉冬　記ニ于武江一。

理與レ氣名ニ二而實不レ二、然有ニ上下之別一矣。春夏秋冬變遷、而有ニ寒暑溫涼一、是氣也。其中自有ニ生々之理一、所レ謂元亨利貞也。譬レ人有レ善而賞レ之、其辭令容色、是氣也、其善之當レ賞與ニ其賞之有一レ節、是理也。有レ物有レ則、物卽氣、氣卽理也。父子氣也。親是理也。其理元來貫ニ乎天地一、通ニ乎古今一、而大小精粗、無レ不レ有レ理矣。總而言レ之一太極也。而天地萬物皆包ニ括于其中一矣。理氣不レ離不レ雜、二而一之妙、默ニ識之一可也。

氣即之氣當作則

別錄

一、每日昧爽起、頮與而默坐、存レ心養レ氣、然後熟ニ讀小學一。

一、方レ晝通ニ讀大學一。

一、方ニ夕飯後一通ニ讀小學一。

一、夜靜坐而精ニ思晝所レ讀之書一、默坐存養、而方亥半則寢。

右所レ定之課程、當レ勤レ之、然先須ニ愛養精力一、而餘閑之時、從レ心游泳、勿レ損ニ心氣一。

太極動而生レ陽、靜而生レ陰、陽氣清而輕、陰氣濁而重、其清輕者凝而爲レ天、濁重者凝而爲レ地、然則天地、陰陽之象

形也。

箕子曰、爲二人臣一諫不レ聽レ而去、是彰二君之惡一而自說二於民一吾不レ忍レ爲也、嗚呼忠二愛於君一之深、使二人之心感動一、爲二人臣一者、須レ識三得此意一也。然三諫不レ聽而去者、人臣之道不レ可二自止一耳。豈樂レ爲レ之乎。若二箕子一有二不レ可レ去者一故佯狂而爲レ奴、雖二其義可一レ去者一而其心當レ如レ此也。

嘗問二學者用レ力之方于東武成木村隱士佐久間氏一曰、敬之一字、聖學之所三以成レ始成二終也。而敬亦非可二强爲一レ之、只其信レ道之篤、而始可三以用二力、然則信之篤、亦敬也。所謂涵養須レ用レ敬、進學則在二致知一致知之要必在レ讀レ書。

又曰、大抵資稟沈靜底者、必多二妄慮一如レ此者、須レ用二主一之功一。

野石氏九右衛門曰、芝田氏云、大抵學者之病有レ二、胡仁仲、所謂、志立二事物之表一敬行二事物之裏一志立二事物之表底一者、多忽略レ敬、又敬行二事物之表底一者、多不レ得三志立二事物之表一宜哉。

右佐久間●野石、二子之語、寛文辛丑、在二東武一記レ所レ聞。

太極者、只是生理、卽元亨利貞也。惟生理無レ息、故陰陽萬物生々無レ窮矣。蓋天地之間、只有二一生理一更無二別理一然卽レ物而見レ之、則物各有二生理一也。陽動是所三以生レ物、而陰靜亦是所三以成レ物、只是一生理也。小學立敎、男女不レ同レ席、不レ共レ食、敎二夫婦之別一也。行二坐食之讓一朝夕學二幼儀一敎二長幼之序一也。惇行二孝弟一惇之字、可二玩味一矣。自八年十年、而雖三已知二孝弟之道一而行レ之不レ淳、只其事耳。是知レ之淺而行レ之小也。自二十五一入二大學一則格物致知、以窮二其已知之理一而其知之深、是以其行之惇而大也。孫友視レ志、朋友之交也。四十而始仕以下、君臣之義也。以上立二明倫之敎一。

男唯鞶革、女兪二鞶糸一敎二剛柔之義一也。敎二數方名、數レ日、書計、簡篇、樂詩勺象、射御、禮大夏一皆敎之文藝也。衣不二帛襦袴一衣二裘帛一敎二衣服之節一也。博學不レ敎、內而不レ出、博學無レ方、皆敎二爲レ學之方一也。以上立二敬神之敎一也。敎二男子一自能食能言、到二七十致一レ事、而節日詳明也。敎二女子一到二二十一嫁、而不レ如二男子之敎一是何也。曰、男子以二陽德一專主二外事一而家幹事、國與レ政、故其敎詳明矣。女子、以二陰德一從レ夫、而其事在二饋食之間一而已。故婉娩聽

從以下數言而足矣。

性卽理也之言、可二玩味一、蓋在二天地一、則有二天地之理一、在二萬物一、則有二萬物之理一、其理渾然具二於心一、是性也。性之善於レ是可レ見。

小學立レ教、引二內則一、言擇下可レ爲二子師一者上、而句讀引下溫公擇二乳母一之論上、蓋內則、言二諸侯之事一、而小學、廣言レ之、故朱子加二凡生レ子之三字一、勢不レ得二有子之師一者、當下以二乳母一爲二之師一而擇上レ之也。

舜敷二五教一、明倫之教也。教下胄子直溫寬栗剛無二虐簡一無上レ傲、敬身之教也。而敬之具在樂、此教二文藝一也。下章周禮六德六行六藝之教、皆原レ此也。

子夏曰、賢レ賢章、注二四者一、皆人倫之大者、而行レ之必盡二其誠一、誠之一字、統二四者一、易レ色、竭レ力、致レ身、有レ信、皆誠也。

諸葛武侯、戒レ子書、靜以修レ身、卽正二心術一威儀之謂也。儉以養レ德、卽節二衣服飮食一之謂也。學須レ靜也者、居レ敬之謂也。才須レ學也者、窮レ理之謂也。慆慢者、敬之反也。研精亦窮レ理也。精微之理、固非下慆慢者所上レ宜レ窮、最深戒也。險躁、亦敬之反也。理性、卽誠レ意正レ心修レ身之謂也。按二孔明之此書一、統而言レ之、不レ出二居レ敬窮レ理之兩端一而已。

一動一靜、互爲二其根一、於二五行之生一、亦見レ之、陽動生レ水、陰靜成レ之、陰靜生レ火、陽動成レ之、陽動生レ木、陰靜成レ之、陰靜生レ金、陽動成レ之、陽動生レ土、陰靜成レ之。

平生持敬涵養之功無二間斷一、則無下往而不中レ窮レ理之地上、予患二平生涵養之功欠了一。一旦應レ物之際、欲レ觀二其理一、豈可レ得乎。故須下以二涵養一爲中基本上也。

孔子曰、君子無レ不レ敬也。敬レ身爲レ大云々、又告二曾子一、以下身體不二毀傷一之言上、曾子從二事於此一、見下啓二手足一之言上、身也者父母之遺體之語、而可レ知矣。曾子以傳二之樂正子春一、見二下レ堂傷レ足之事一、可レ知レ之矣。古之學者、其眞知實踐、最非レ所二後學之可一レ及、皆此之類也。

豫讓、嘗仕二于范中行氏一、智伯殺レ之、而豫讓仕二于智伯一、是仕レ君之仇、不レ擇レ所レ仕、又不レ諫二智伯之驕惡而從一レ之、皆違レ道矣。然爲二智伯一報レ仇之事、其志不レ可レ奪、故學以爲二人臣之鑑一。

君子敬恭以與レ人、故心存二於內一、只自責レ己。而不二輙責一レ人、是所レ謂不レ盡二人之歡忠一、以全レ交者也。所二以主一レ敬則月相親與一也。小人慢易以與レ人交、故心馳レ於レ外、不二自責一レ己。而只責レ人、欲三人之盡二歡忠一也。是以忿恨相生、而金蘭忽變、遂爲二寇讎一矣。所二以不一レ敬則不レ久也。

曾子所レ謂、親戚不レ說、不二敢外交一之一節、其所レ厚者薄、而所レ薄者厚未二之有一也之意、大舜如レ窮二人之無一レ所レ歸、皆是厚二其本一之謂也。

持敬之工夫、學者用レ力之方、大學或問所レ引之四說盡矣。須下用二力於日用處一以知中其味上也。所レ謂入レ道莫レ如レ敬、而欲レ持レ敬須レ用二力於小學一、故學者、讀二小學書一、而知二其方一、以得二踐履塡補之力一矣。次讀二大學一而知二窮レ理正レ心修レ己治レ人之道一、可二以得一レ進レ天矣。讀二此二書一久、而於二小大之道一各有二曉了一、則所レ謂涵養須レ用レ敬、進レ學則在二致知者一、可三以用レ力而兼二補其小者一、亦可二以得一矣。

王氏、排二主一一以爲、心專一在レ好レ色亦主レ一、此說不レ然、蓋主一、只是心不二走作而專一一之謂也。心專在二好レ色上一、是心馳二騖於軀殼之外一、而不レ存レ於レ中、豈主一乎、其說詘屈可レ見矣。

古人小學教レ之、以二洒掃六藝等之事一、而自然放心收、德性養矣。不幸而時過而學者、雖二小學之功悉塡補一、故從二事於持敬一、以使三之塡二補其切一。

野石氏曰、靜坐以存レ心、而讀レ書窮レ理、而力二行之一、此言切、然專以二靜坐一爲レ事、則有レ弊、不レ如二言レ敬以存一レ心也。

用レ力下レ手之要、每日讀二敬齋箴一、以涵二心身於此一、其志以二聖人一自期待、而不レ忘レ在二溝壑一、出入起居語默動之際、不レ忘二進學之功一、倒而後止。

我年雖三既過二弱冠一、而尙未レ能レ忘二幼心一、須二用レ力以去一レ之。

凡發二言語一、須三定レ心以出二於脣下一也。聞二人之言一須三虛レ心以貫二徹其言一、而善則從レ之、惡則不レ從レ之。爲二天地一立レ心、爲二生民一立レ道、爲レ去レ聖繼二絕學一、爲二萬世一開二大平一、此言卽參二天地一而助二化育一之謂、學者之志須レ如レ是。

人安二暴棄一、則飽食煖衣逸居、而近二禽獸一、聖人豈不二傷憫一乎。

天既與レ我、以二仁義禮智之性一、則盡二己之性一、以盡二物之性一、是天命之當レ然也。苟從二外物一以失二此性一、則何顏而得レ立二天地之間一乎。

天道只是生々之心也。然世無レ道、而人汩三亂其性一、而失二其生々之心一、今學者、欲下治二其性一而推以及中於人上、何得レ不レ協二天心一乎。

人心方寸裏、光明正大、是卽天命之性也。只以二氣稟之拘、物欲之蔽一、閉三昏之一、夫學者無レ他、只是開三明之一而已、然開明之道、小學以收二其放心一、養二其德性一、而基レ本矣。大學以開三發聰明一、進レ德修レ業、而收二成功一矣。其或外レ是而立レ教、則異端也。

父母有レ過、下レ氣怡レ色柔レ聲以諫、是平常下レ氣怡レ聲問二衣之燠寒一之意、而愛敬之心也。蓋諫則易レ失二其平常愛敬之心一、故須レ要二下怡柔一也。

曲禮所レ謂、冬溫而夏凊、昏定而晨省、出必告反必面、皆是平常事レ親之道也。雖二仕官遠遊一、而方冬夏晨昏之時、爲レ子之情、必有レ所レ感、而溫凊定省不レ可レ忘矣。

齊戒之時、不レ思二親之居處笑語等之事一、是孝敬之心不レ篤也。須下先存二此心一、而自責二孝敬一之心不レ篤上也。

患下靜坐之時多雜慮而不上レ存三得此心一、橫山氏曰、只是不レ熟也。用二其力一之久、則自然可レ熟矣。予深感レ之、程子所レ謂、學者敬而不二自得一、又不レ安、只是心生、此是意也、某常患下閑居之時多雜慮而心不上レ定、蓋應接之時、無二謹恪之功一、而言語煩多、威儀不レ攝、故事應レ止、而其心依レ舊、只是雜亂、又以二此心一應三接於事物一、故不レ中レ節、而轉輾相害矣。志無二虛邪一、行必二正直一、此內外交致二其誠一也。所レ謂當レ理而無二私心之意一。

芝田氏曰、伊尹以レ聖任而言、予豈若下居二於畎畝之中一而樂中堯舜之道上、伯夷以二聖淸一而不レ念二舊惡一、柳下惠以二聖和一而不レ易二其介一、三子之成レ德、可二亦見一矣。

又曰犯而不レ計、與下伯夷不上レ立二於惡人之朝一、孟子與二王驩不一レ言之類一、須二照管一、蓋君子之好惡、天下共レ之而不レ以二一人之私一、愚謂犯而不レ計者、無二一人之私一也。與下惡人不レ言者上、天下共レ之也。

心之爲レ物、雖下以二方寸一言上レ之、而擧二一身一無レ不レ至矣。故自二頭上一至二脚下一、皆是心之體也。是以頭容正直、則心正直也。足容重、則心重也。手容恭、則心恭也。容體苟不レ正、則心不レ正矣。須レ要乙以二心與一レ容爲レ一而持養甲也。

天下之道二、仁與二不仁一而已矣。仁者、堯舜是也。不仁者、桀紂是也。爲二人子者一、奉二親之遺體一、而欲レ置二之堯舜之道一乎。欲レ置三之桀紂之道一乎。

爲二人子一而不レ順レ於レ親者、因志屈二於事物之裏一也。蓋志立二於事物之表一、則外物不レ累二於心一、而所レ重者唯理義耳。以二天下之事一、豈可レ加二其孝一乎。

心常惺々、而又以二規矩繩（準）一撿レ之、此內外交相養之道也。此言親切所レ當二拳々服膺一也。

右別錄四十餘條、寬文辛丑壬寅、於二東武京師一所レ記也。

自訟錄

蓋聞所三以讀レ書學問一者、將丙以去二其己私一而復乙其天理甲也。雖レ然往々不レ知レ所三以自反修二德、而不レ過レ記三誦文辭一之際、是吾所二深患一也。故平生云爲之際、苟知二其過一矣。則錄レ之以時省而爲レ警矣。

平生涵養之功不レ密、言語事爲不レ加二省察一、衒二己之長一、而以レ不レ知爲レ知、好二人之承奉一、而不レ安二謙遜一、無用之言、或戲言、不レ肯謹默一、人之質レ已、中心不二悅服一、不下以二衆之知一爲中己之知上、己之處レ得宜二底事一、及レ言得二好底言一、不レ免レ張三光於人一、屈三下於己一者愛レ之、不レ屈三下於己一者惡レ之、巧言令色之病、未レ能レ免、一言一動之際、求二人之譽一、苟言或不レ得レ信。

聖人之道、不レ踰二乎日用彜倫之際一而已、其本始在二事レ親之道一也。讀書學問、亦何爲乎、將レ明レ之也。今吾事レ親而

悖二其道一、狎レ恩恃レ愛而不レ敬レ之、直任二己之意一而不レ承二順其志一、言語動作之際、驕恣驕惰、而不孝無レ所レ不レ至矣。嗚呼孝子愛レ日、昊天罔レ極之德、何時得レ報レ之乎。於レ是不レ用二其心一、則其餘不レ足レ觀而已。豈以爲二學者一乎。豈以爲レ人乎。思レ之眞以痛レ心、所レ須下自刻レ骨不上レ可レ忘也。今我學二聖人之道一、將三以成二其身一、而其事レ親也、如レ是。如レ之何哉、如レ之何哉。

庚戌孟冬初二夜書

居家之務

愛敬以事レ親、慈教以養レ幼、惠嚴以臨レ下、誠敬以持レ己。

告子曰、性猶二杞柳一也云々。告子此說、是性之本然不レ善レ底、待二矯揉造一レ物而後爲レ善、故近二荀子性惡之說一。

性猶二湍水一、注性本善、故順レ之而無レ不レ善、釋二人性之善一也、猶二水之就一レ下云々之節、本無レ惡、故反レ之而後爲レ惡、釋二今夫水搏云々之節一、非三水無二定體一而可二以無一レ所レ不レ爲、折二告子湍水之說一。

元祿壬申冬至日

生之謂レ性、告子認二人物知覺靈底一爲レ性、故與二佛氏作用是性之說一相似矣。朱子書節要、斥以二神靈爲一レ惟之說一、以爲與下告子生之謂上レ性同而排レ之、最有二意味一。陸王之學、亦以二人心之靈覺一爲二良知一、而其終陷レ禪皆一轍也。

食色性也之說、亦生之謂レ性之意也。然以二嗜レ食好レ色之情一爲レ性、則稍說下着レ情之不レ可レ已者上而切近、故與下仁愛之不上レ可レ息、相混說來爲レ內。

孟子所謂才、指下人之性無レ息而惻隱羞惡辭讓是非之情發出來、爲二許多之善一者上歟。性卽理也之語、大喚二醒學者一。

凡學者知三性具二於己一、而不三眞知二性之爲一レ性、而只爲二一己自私底物一、故程子之意、言夫天下公共底之理、無二物而不一レ有所謂有レ物則有レ則也、是卽性也。其善亦自可レ見矣。所レ謂天下無二性外之物一、性無レ不レ有、亦此之謂也。

氣質所レ稟、雖レ有二不善一、而不レ害二性之本善一、是雖レ有二程子之說一、而不レ悖二孟子之意一、性雖二本善一、而不レ可三以無二省

察矯揉之功一是雖レ有二孟子之說一、而亦不レ可三以無二程子之說一、所三以各並行而不二相悖一也。

元錄壬申季秋日、與二諸友一會二岡與三翁之亭一、講二孟子告子篇生之謂レ性之章一。予謂是告子認二知覺運動之靈一者以爲レ性、而近下佛氏作二用是性一之說上、學蔀通辨、譏下王氏弄二人心一之靈上、以爲二良知一、而陷二禪學一、則王氏亦類二告子之說一矣、後日偶讀二朱子書節要第十三一答二汪長孺一書云、神靈二字、非レ所三以言二性耳、告子所レ謂生之謂レ性、近二佛者所レ謂作用是性一、其失正墮二於此一、予前論與二朱子之書一暗合、不レ勝二自悅一、而因記如レ是云レ爾。

右所レ記、得二之古紙中一、而讀レ之、歷レ年既九祀、而岡翁辭レ世、諸友索居、且岡氏之嗣子、早世家祀絕矣。予亦官務少二餘力一、而不レ得三專志二於茲一、第塞自覺、不レ勝二歎息一、仍重記以備二後日之見一云。

元祿庚辰秋九月二十有七日

告子食色性之言、與二生之謂一レ性一轍、然生之謂レ性、認二智覺運動之靈處一、以爲レ性也。食色性、認二其欲レ食好レ色之苗々不レ止而發出來者一爲レ性、是就二人情之切處一言、故其下曰仁內也、是仁愛之心自レ內發出不レ止、便與二欲レ食好レ色之意一同也。皆以レ氣爲レ性、其失レ色遠矣。

元祿壬申

牛山章、梏之反覆、便集注所レ謂晝之所レ爲、既有二以害一、其夜之所レ息又不レ能レ勝二其晝之所一レ爲、是展轉相害也。蒙引之說似レ未レ滿。

孟子夜氣之論、於二學者一極有レ力者何也。蓋平日莊敬涵養之功、是於二心上一所二會得一也。然氣有レ暴必害レ心、而氣有レ暴、亦由二持守之不一レ完。是平日涵養中、於二氣之養一亦不レ怨レ之、以試二其心之存否一耳。雖二存心之外一、非三別有二養氣之術一、而內外交相養之功、於レ養レ氣最有レ力也。

仁人心也。凡學者雖レ知レ有二仁義一、而不レ知二其切一レ已。故孟子喚醒言二仁人心也一。蓋人之本心生々不レ息、至誠惻怛公共不レ私者、是卽仁也。能自反以深味レ之、體三認於仁人心也之意一可也。

仁人心也章、前言二仁義一、而後專論下求二放心一者、常深玩上、便是求レ仁之謂也。黃勉齋之說、親切說盡、雙峰之論最當矣

求二放心一、便是求レ仁之謂、則與三夫認二心之靈覺一、以爲レ求二放心一者、大異也。孔門求レ仁、程朱持レ敬、俱是求二放心一之事也。可レ味、可レ味。

程子所レ謂自能尋向レ上去、是志氣清明、義理昭著之謂也。

元祿六年癸酉、四月十一日、井上宜全、講二論語學而首章一、愚謂、蒙引以入レ道之門爲レ知、以二積德之基一爲レ行、疑分配未レ當歟。蓋入レ道以二進爲一言レ之、積レ德以己之所得言レ之、知行各兼二有之一、不レ得二必分一レ之。學是學二先覺之所一レ爲也。習是自習熟也。然所二自習熟一、亦非二別事一、便是先覺之所レ爲也。說二喜意一也。須二深味一則最切矣。蓋學者用力之初、難澁不レ通、反復丁寧、用レ力而習熟、則彼難澁不レ通者、自然融會安易、而意思亦順、是喜意也。

程子之兩說、不三必分二知行一、時思繹之說、去就知上言レ之、以後說、專爲レ知之事、亦似レ未レ穩矣。學習固是兼二知行一、則程子之兩說、亦不レ可三必分二知行一、只須二得其意一可也。

謝上蔡之說、最警二發學者一切矣。蓋學者之工夫、不レ可レ有二間斷一、而時々刻々、皆其力之地也。噫切哉。

尹彥明、喫三緊得二君子不レ慍之本意一、是所下以不レ慍之理當上レ如レ此、而如レ此乃爲二君子一也。以二尹氏之說一、置二於程子之說上一、蓋以レ此歟。

程子曰、雖二樂及一レ人之雖字、須レ味レ之、樂及レ人是殆君子之域、雖レ然未レ得レ爲二君子一、至三不レ慍而後爲二君子一矣。最說三得不レ慍之可二甚貴一也。朱子愚按レ之說、審解下得程子以レ不レ慍爲レ可レ貴之意上、樂及レ人順而易、不レ知而不レ慍逆而難、則是最可レ貴。而所下以可上レ爲二君子一也。雖レ然首節之學習說之事、亦豈可レ輕乎。人不レ知而不レ慍、亦自レ此而進到也。說破得而無二少滲漏一、學者須二玩味一矣。

圈外程子之說、自樂之事說起、不二必正一レ意、故置二圈外一歟。

二十一日講、有子曰、其爲レ人也孝弟章、愚按二首節一、大意甚重二孝弟一、蓋孝弟則不レ好レ犯レ上、而決下定不上レ好レ作レ亂、是孝弟豈不レ爲二緊要一乎。故下節君子務レ本云々、此章究竟之意、不レ過二孝弟一、故曰、堯舜之道孝弟而已、是以編者置

二第二章一。

巧言令色鮮矣仁、學者進修之工程、最在二日用近小之上一、而其近小之失、却害レ德而所レ關至大至遠也。巧言令色之病須二自省察一、日用之際甚多而害レ心甚矣。心馳レ外之尤者也。是以夫子警レ之、而編者以置二第三章一、有レ旨哉。朱子本注熟二讀之一、其喫緊切當、最戒二學者一也深矣。圈外程子知二巧言令色之非一レ仁、則知レ仁之言、直指二示學者於仁之意一、蓋巧言令色、心馳レ外、學者能知二心馳レ外之非一レ仁之意一。便知二心向レ内之爲一レ仁、此卽敬之謂也。

元祿十三年庚辰歲七月二十八日之夜、夢裡語人曰、操存與二涵養一、當レ有二其辨一乎、蓋操存是都言、涵養是存二此心一之方、涵之字、須レ玩二味焉一。欲レ存二此心一者、須二涵養一。故程子每常言二涵養一矣。夢覺似レ有レ得レ力故記。（上卷終）

文集

卷中多與二操軒惕齋諸先生一、問二難儀論經義及喪祭之禮節一、皆有レ功二於後學一、今抄二錄其一二一、餘讀者當下卽二本集一讀上レ之一。

問二米川操軒一

論語學而、曾子曰、愼レ終章集註、終者人之所レ易レ忽也。大凡爲二人子一者、親生則雖レ知レ愛二敬之一、然於二其死一、爲二生事既畢一、而以二死道一處レ之、不レ能レ一二其愛敬之心一、故易レ怠忽苟且而其禮或不レ能レ愼矣。或曰、爲二人子一者、喪レ親悲迷不レ識二其他一、故於レ是易レ忽、而其禮或不レ能レ愼矣。如何。

愚謂來諭二說、共通、後說更如二意味長一、然以下句民德歸レ厚矣。見レ之、則前說尤覺二的當一、顧其正レ意也歟。不レ審、以爲二如何一。

雍也篇、伯牛有レ疾章、亡之字、先儒說爲二死亡之義一、或曰、亡與レ無通、集注、不レ應レ有二此疾一。貼二亡之一矣。夫愚按、論語中、以レ亡爲レ無者、皆註曰、亡與レ無通、而獨於レ此無二其注一、則集注之意、似レ未レ然矣。且不レ應レ有二此疾一之言、解二斯人而有下斯疾上也之意一、如何。

愚謂來諭或說、尤不レ合二文義一、高辨更可レ無二餘議一。

中人以上章、中人以上可二以語一レ上也。中人以下不レ可二以語一レ上也。畢竟中人在レ不レ語レ上也。是中人屬レ下而不レ屬レ上矣。與二形而上者一謂レ道、形而下者謂レ器之形字意、若二相似一如何。

愚謂、此章以上以下與二易形而上下一、雖二字例粗相似一、而其指意殊異、雖下以二一例一看上、以二事理一言レ之、除二上智下愚一之外、皆是中人、則中人之中有二許多般一、如何一概不レ可レ語レ上哉。聖人混二說中人以上一、以下只言下其教不上レ可レ躐レ等耳。就其中有可レ語レ上者與下不レ可レ語レ上者上、可二意會一也。仁者安レ仁章集注、謝氏曰、安レ仁者、非二顏閔以上一、去二聖人一爲レ不レ遠、不レ知二此味一也。顏閔以上若爲下除二顏閔一之外上、則下句去二聖人一爲レ不レ遠說不レ去、兼二顏閔一在二其中一可レ知矣。此章中人以上、亦當レ如レ此歟。不レ審以爲二如何一。

述而篇、默識、集注謂三不レ言而存二諸心一也。大抵學不二實得一者、其理雖二略通一、而不レ能三常存二諸心一、或因二講明議論一、而其意旨發起存着、要レ之未二實得一也。若實得則不レ待二言論一、而自存二諸心一不レ能レ忘矣。小注道聽塗說之說、似下得二正意一如何。

愚謂、不レ言而存二諸心一者、身心自得之學、而與二口耳之學一相反者也。道聽塗說者、口耳之學、而與二身心自得之學一相反者也。小注饒氏之說、自不二相妨一、未レ審レ爲下不レ得二其正意一者上、如何。

子路樊遲請レ學レ稼章、樊遲之意、以爲稼圃士君子不レ得レ志、則有レ時而當レ治レ之、不レ可レ不レ學、故請學レ之、然士君子所レ志、不レ在レ是、而在二禮義一、若二夫稼圃一、當二其時一自爲レ之、何暇レ學レ之、故夫子不レ告也。小注黃勉齋、有下爲二許行之說一者慕レ之說上、似レ未二正當一如何。

愚按、樊遲從遊章、集注、樊遲麤鄙近レ利云々、其爲レ人如レ此、則請レ學二稼圃一之意、亦以二常情一可レ知也。不三必深爲二之說一、夫子所レ當二其問一每々以二士君子之事一、引二誘之一者可レ見、來論樊遲之意、以爲稼圃士君子不レ得レ志、則有レ時當レ治レ之、不レ可レ不レ學、更覺レ深一深、似レ未三必有二此意一、小注黃氏有下爲二許行一之說上者慕之說、別是一義歟。似レ未二必正當高辨一尤是。

衞靈公、言忠信、行篤敬章、集注、程子曰、質美者、明得レ盡、渣滓便渾化云々。博學而篤志、至レ倚レ於レ衡、皆近二裏著レ

己之事一、卽此學也。質美者、由レ此、近ニ裏著レ己之學一、而明得レ盡渣滓便渾化、卻與ニ天地一同レ體、其次亦由レ此近ニ裏着レ己之學一、莊敬以持ニ養之一、其手段模樣、雖レ有ニ乾健坤順之不一レ同、而其爲レ學則一也。是以及ニ其成功一、亦一也。一說博學而篤レ志、至レ倚レ於レ衡、皆莊敬持養之事也。質美者不下必待上レ是矣。其次者必從ニ事於斯一、似ニ不一レ是如何一。

愚謂、來諭前說、發ニ揮程說之意一明盡、更無ニ餘議一、後說尤不レ是。

大學正心傳、或說ニ有所一二字非レ疾、章句一有レ之有意而不レ貼下欲ニ動レ情勝一レ之句上也。言ニ其心體一無レ得矣之可レ議、只一有レ所ニ念懥恐懼一、而不レ加レ察、則或不レ得ニ其正一矣。愚意ニ有所一二字一、章句欲ニ動レ情勝レ意而爲レ一疾。小注及蒙引云々、且明道先生心不レ可レ有ニ一事之言一、亦符合、如何。

愚謂、傳文有所之字、章句一有レ之之字、共無レ病、只不レ能レ察而後有レ病、正レ心之工夫、就ニ其心之用處一、省察以得ニ其正一而已。此說此間朋友之中、亦有下主ニ張之一者上、來諭所レ舉之或說、亦如ニ相類一焉。以レ愚見レ之、其文意、平易則平易矣。然於ニ正心全體之工夫一、甚疎、且與ニ或問語類之諸說一不ニ相合一、尤覺レ不レ然、來諭所レ疑固是、且所レ舉明道先生心不レ可レ有一事之言、尤合ニ此章之本旨一、夫正レ心者、上受ニ誠意一、下起ニ修身一、其用レ功之所レ主、存ニ養心體一而已。所レ謂心體者、鑑空衡平之體是也。一有レ所、則其體不レ存、而其用不レ得ニ其正一、故傳者、歷々以ニ有所一字一、見ニ其病一者尤明白、章句以ニ一有レ之一、貼ニ本文有所之字一、下文欲ニ動レ情勝レ之四字、重言ニ有之病一也。察者、察下有與上レ否也。能察則喜怒憂懼四者、皆從レ無レ處ニ發出一、無レ不レ得ニ其正一矣、若ニ夫或說一則偏ニ於用處之省察一、而不レ見ニ全體存養之功一、豈非ニ甚疎一也哉。或疑以ニ正心一爲ニ存養一、則章句三箇察字、如何說、愚謂、此章章句、察字皆所レ察ニ心之存否一、而非ニ對レ養而言一、然則雖ニ下察字一、存養中之事也。又何相妨、旣以ニ正心一爲ニ存養一、則誠レ意修レ身之爲ニ省察一可レ知也。兼ニ誠正修三者一、而存養省察之功全矣。愚意如レ此、不レ審以爲ニ如何一。

孟子學問之無レ他之章、集注、程子曰、聖賢千言萬語云々、自能尋ニ向上一去、下學上達也。某所ニ舊聞一、聖賢之千言萬語、只是要レ求ニ放心一而已。是以學者、於下求ニ放心一處上、自能尋用ニ工夫一、而循々向レ上去、是下學上達也。今玩ニ味之一、程子之意、言聖賢之千言萬語、只要レ求ニ放心一而已。故學者能求ニ放心一、則心內存而不ニ外馳一、常惺々不ニ昏昧一、故自然

能卽レ事卽レ物、而尋二思義理一亦精密、是以義理日開發、而向二高明一去、是下學而上達也。如レ此解說、則與二集注一藍能如レ是、則志氣淸明、義理昭著、而可二以上達一之意相協、如何。

來論後說、愚所レ未レ聞者也。更覺下程說與二朱註一之意相協尤明當上、但未レ知下合二孟子之本旨一乎否上、孟子大全之中、有二黃饒二氏之疑議一、尤覺二分曉一、明公又以爲二如何一、高得之趣、蒙二再示一、是望是望。

家禮時祭降神、在二參神之後一、陳二北溪一之說、明快矣見本注家禮之小注。朔日之儀、亦降神宜レ在二參神之後一、而却在二參神之前一、此若レ可レ疑矣。今以二陳氏之意一推レ之、家禮本文曰、正至二朔望一卽參、然則朔日之儀以二參神一爲レ生而不レ可二徒參一、故獻二酒茶菓一、其所レ重乃參神也。其降神宜レ爲二參神一也。故降神宜在二參神之前一、猶時祭將レ進レ饌而先降神歟。

來論朔日之儀、以二參神一爲レ主之說、尤是、諸本朔日降神、皆在二參神之前一、向來不レ知二其故一、如何、未レ能二容易改一レ之、或曰時祭之儀備矣。朔日之儀略レ之、降神在二參神之前一者、只所レ行事之便而已。未レ知二是否一。

降神用二束茅一、按二禮記及左氏傳一、古者縮滓酒用レ茅、故以二縮淸之義一用二束茅一、且茅之爲レ物、潔而藉苞用レ之、故降神用レ之否。

來論所二考證一尤是、愚意別無レ所二考證一。

忌日之祭服、用二素服一、所レ謂素服者、練衣否、按二字書一自練謂レ素、且所レ謂素衣素裳素積素絲之類、皆似レ謂二練白一、一說素者質素之義、不レ練之服也。忌日終身之喪、宜レ用二不レ練之服一也。亦似レ有レ理、如何。

愚按二喪禮一、凡弔、皆素服、其下本註、幞頭、衫帶、皆以二白生絹一爲レ之、字書亦曰又生帛也。然則非二練衣一者明矣。

右愚見之所レ及、未レ知二是非一、姑條陳以塞二盛問一而已。再蒙二裁正一、幸甚。操軒一貞拜。

再二問米川操軒一　丁巳

論語述而、默而識章、小注、饒氏道聞塗說之說、謹承二高敎一、愚謂、主二饒氏之說一而論レ之、則集注不レ言而存二諸心一之不レ言者、不レ忘說之義、而所レ謂默識者、學有レ得、則不二容易說一、而蘊蓄以存二諸心一也。大抵與二內而不レ出之意一相似

而默之字如レ有レ力也。若ニ愚之奉問一、則不レ言之意、猶ニ程先生所レ謂、學不レ言而自之不レ言、不レ由ニ言論説話一、而自存ニ諸心一也。是可レ見ニ自得之至深一矣。由ニ言論説話一、而存ニ諸心一者、未ニ眞自得一也。若ニ我曹一、由ニ言論説話一而存者多矣。譬如ニ持レ敬之工夫一、平日不レ容下有ニ斷絶一者上也。然多怠忽間斷、而由ニ朋友講論一、或讀レ書而後持レ敬之意、油然發起、是未ニ眞自得一也。若ニ眞自得一、則此涵養之意、常存ニ諸心一、而不レ待ニ言論一也。不レ審ニ集注之意一如レ是歟、如何。

大學正レ心之傳高敎具承、如レ蒙ニ面命一、不レ勝ニ感發一矣。但章句、一有レ之而不レ能レ察者、自ニ上文四者一、皆心之用、而人所レ不レ能レ無者説來、則一字、自ニ四字一出來、有字自不レ能レ無ニ出來一、與ニ本文一有レ所之有不レ同、而下文欲ニ動レ情勝一者、即有レ所也。且有レ所之病、由ニ不レ能レ察而然一、故似レ當レ言ニ忿懥恐懼好樂憂患一、四者皆心之用、而人所レ不レ能レ無者、然有ニ或忿懥、或恐懼、或好樂、或憂患一、而於レ是不レ能レ密ニ察其心之存否一、則有レ所ニ忿懥恐懼好樂憂患一、而不レ得ニ其正一也。愚意如レ此、如何。

孟子告子篇、學問之道無レ他章、小注、黃饒二氏之説、如ニ高諭一、最覺ニ親切一矣。朱先生所レ謂、敬本體之守、胡氏所レ謂、聖人之教多レ術、其要使下人不上レ失ニ其本心一亦如レ此歟。本心、即仁義心也。如何。

格物之大義 辛酉

或問大學所レ謂格物者、即レ物而窮ニ其理一之謂也。蓋人受ニ天地之中一以生、故方寸之間、虛靈洞徹、萬理咸備、自逐レ物窮ニ其理一、不レ若下反求ニ諸心一而得中其理之親切上也。而求ニ之事物上一、何哉、今辨説之謂、人心之本體萬理具矣。然氣質拘ニ之前一、物欲蔽ニ之後一、是以其心昏昧而知不レ明。故大學之教、使乙學者即ニ事物之上一而求ニ其理一以ニ事物之理一與ニ吾心之理一相照管甲則其知明矣者是否如何。答曰、是未丙深辨丁天地人心本體之理、與ニ事物散殊之理一、且事物之所ニ以レ著與丙天其理之所一レ以レ具。故格物之義不レ得ニ通徹親切一也。蓋人爲レ心、實爲ニ身之主一、而其本體、至虛至靈、渾然天理而已。而謂ニ之萬理具一者、其應接之際、千緒萬端、各得ニ其宜一者、皆此心體、渾然天理之感通而已。豈謂ニ至靜之中萬理紛然雜揉一哉。譬若ニ穀種一、顆葉幹荄、皆自レ是發、然未ニ播種一、則惟是生意而已。豈謂ニ顆葉幹荄雜有一乎、程子所レ謂性

中只有二箇仁義禮智四者一而已。曷嘗有二孝弟來一、是也。然心身未レ動之時、亦渾然一物、而及外感レ物而動、則萬事著矣。對レ父則爲レ子而爲レ子之事著、對レ君則爲レ臣而爲レ臣之事著、以至二手足之運動一而手足之事著、無下過非二事物一者上也。是事物從二吾心身之動一而著、而吾心身之動、亦外隨二物之感一而應レ焉而已。然則吾心身是統體之物、而事物卽吾心身之所二分布而散殊一也。是心身事物、渾然一物、而惟有二體用巨細之分一而已。人惟不レ察レ此、是以心事二致、無三適而不二支離一也。既就二心身之動一而事物著、則吾渾然天理之體、亦隨二事物之散殊一、而一事一物之中、自然各無レ不レ有二其理一矣。君之仁、臣之敬、父之慈、子之孝、以至二手之恭、足之重一、各無レ不レ有二本然一定之則一、大學所レ謂至善是也。故吾心渾然天理之體、卽統體之理、而事物之理、卽天理之發見散殊者也。程子所レ謂、體用一源、顯微無レ間、是也。故所レ謂格物之物者、槩二論之一、則有二在我之物一、有二在外之物一也。在我之物、者所レ謂從二吾心身之體一、至二事物之著一、皆物也。在外之物者、人與二鳥獸草木一、凡盈二天地之間一者、皆物也。而天地其統體之物也。然人物之理、不レ異二於己之性一、張子所レ謂萬物之一原、是也。天地之理者、人物所二以資レ生之原一也、易所レ謂、乾元萬物資始、坤元萬物資生、是也。故天地之爲レ物也。統體一物而其理亦渾然天理也。而人物皆天地之所レ生、而各具二其理一矣。猶二吾心身統體一物一、而渾然天理具、而事物皆心身之所レ著、而各自然有二其理一也。故以二人身一爲二小天地一、而以レ心爲二大極一矣。所レ謂格物之道、就二吾心身一而窮二其性情之德一、則窮二其統體之理一也。爲レ子而窮二孝之理一、爲レ臣而窮二忠之理一、以至二事々物々一、各無レ不レ窮二其理一、則窮二其散殊之理一、而所三以盡二吾性情之德一也。豈得下以窮二物理一爲中求於外上乎。卽二天地一而窮二天地之理一、則所三以明二吾性之本原一也。卽二人物一而窮二人物之理一、則所三以窮二吾性之一原一也。子思所レ謂、能盡二其性一、則能盡二人之性一、能盡二人之性一、則能盡二物之性一、能盡二物之性一、則可三以贊二天地之化育一、可三以贊二天地之化育一、則可下以與二天地一參上矣者、亦以三吾與二人物天地一其理不レ二、故能盡二吾性一、則得レ如レ此而已。說者所レ謂、事物之理與二吾心之理一、相照管者、是以事物之理與二心之理一、爲二外內相對一、尤誤矣。蓋事物之理、卽吾心體所レ具天理之發見者、而卽二事物一而窮二其理一者、則所乙以盡二吾心一而不甲レ待下相照管上也。然所レ謂吾心渾然天理之體、與二事物散殊之理一、以二其自然一而言、道之謂也。靜而涵二於天理之體一、動而明二乎事物之理一、以二心知一而言、人之謂也。夫子所

レ謂、人能弘レ道、非二道弘一レ人、是也。故格レ物致レ知者、求二弘道一之始事、而學者於レ是能潛レ心熟玩、則眞知二明レ善之要一、而不レ流二捷徑一、又不レ陷二支離一、而格知誠正之功、可二得而用一、而身可二得而修一也。

惕齋先生曰、所レ示二格物大義一、論折詳明、無レ所二容議一、然其間似レ有レ意、雖レ無レ病而語未二周緻一者、敢錄二愚臆一、以備二高覽一、或人以二遂レ物窮一レ理爲二支離一、而駁二程朱格物之說一、辨者又有二內外一理相照之言一、二者固皆非、左右論レ之、先析二內外一而後合レ之當矣。然初問曰、心身未レ動之時亦渾然一物、而反二外感動一而動、則萬事著矣。而下面說二在外之物處一、獨言レ物而不レ言レ事、恐讀者、誤謂二天下之事一、只因二人心一感レ物、而後方著矣。蓋人既爲レ父、則自有二當レ慈レ子之理具一焉。既爲レ子、則自有二當レ孝レ父之理具一焉。既自有二此理一矣。故不レ待二父子對感一而孝慈之心常存矣。至二於引レ子而愛撫、就レ父而奉養一、則因二此心一而將レ之耳、若二夫天地運行一、古今之治亂、人物之動靜、草木之榮枯、則天地萬物自有之事、而非下人使二之然一者、若其以レ人而參二天地一治二萬物一之事上、則雖レ似レ出レ於レ人、亦天地本有下當レ受二人參贊一之理上、萬物本有乙當レ受二人制治一之理甲、人只循二此理一而處レ之耳、且不三惟有二此理一也。人所レ當レ參二治天地萬物一之事、必因下天地萬物既有中其兆上。便是天地萬物所レ待二人之參治一之事也。亦豈必謂レ至二人處一レ之、而後方見二此事一哉。凡所レ謂事物者、自二天地人倫萬彙一、至二於身體心知性情一、莫下非レ物者上、本不レ可下以二內外一異上レ焉。萬物共一理、而萬事則各因二其當レ然之理一、而見、亦本不レ可下以レ物自有中與レ人處レ之別下焉。雖レ分下物與上レ事、亦可二舉レ一而相兼一矣。從レ上所レ論皆不レ過二一性分析之說一耳。所レ謂格物者、就二凡天下之事物一、推二窮其理一之謂也。天下只是一理而已。內外巨細莫レ不レ貫二于一一矣。從二事於窮理一者若二日用彝倫天道性命一、則固其功要者也。然當二觀レ物而玩一レ理、則雖二一草一木之微一、亦不レ可レ不レ窮三其所二以然一矣。夫人心統二天地萬物之理一、而渾然於二方寸之間一、其始爲二赤子一之時、猶下素絲之未レ染、璞玉之未上レ雕、既而會二飲食一、知二親父母一、是其良知之最明、不レ經二思慮一、不レ由二戒諭一、而先發者也。知識稍長、而與二見聞之所一レ及、身心之所レ經、相發相益、乃爲三能通二事物之理一、而知二處之之宜一、然非二箇心本統萬一理、則豈能得如此哉。大學之格物致知、是所以因其所已知、而益窮深充類以至於天地萬物之理、融二會貫二通于一一、而全二人心知識之量一也。雖二聖人生知之資一、而若二徃世事實一、各物度數、固不レ能レ不レ取二諸見聞一矣。其

知疑當作如

於義理也、雖曰聲入心通、然意亦理與迹虛實相照、方能通之、但其聞一端而通全體、見初頭而徹盡處、神速知影響、而不待思索推原也。衆人則隨事窮理、而用力之積、累日之久、然後方得有融貫之時耳。初問曰、逐物而窮理、不若反求諸心、而得其理之親切、是陸學之常話也。所謂求諸心者、其特良知而已。然求諸心之人、既非赤子、則其所得之理、亦是因所已知之明、而推亦之者也、安知其單出於良知而不影照于所嘗見聞經由哉。然則何爲特患夫就外物求其理也。譬如商家貴其貯蓄而納錢、因是所原有也。其嘗運於外而得之者、亦豈得不爲己之有哉。內外何其別焉、且其所貯蓄、亦安知不有我嘗取於外者、夾雜其間哉。渠未思及此、良可怪矣。辨者於是有事物之理、與吾心之理相照管之說、照管者、照顧主管之謂也。辨者蓋爲相對照應之義而使之也。他雖不舍就物窮理之法、而未能脫分內外之見矣。左右論究既了、不言于此也。凡勤學之要博、窮理而要精、其所歸向、在明善以誠身而已。程朱格物致知之說、豈有一不爲誠意正心之地。而言之者哉、若不以明善誠身爲主、而徒以逐物窮理、爲格致、則雖多記前言往行之美、博涉古今治亂之故、通造化之理數、探鬼神之奧賾、亦奚以爲、既失程朱解經之本旨矣。何必待彼支離破碎之誚、然後乃非之哉、漫筆所見、以請是正、切冀不鄙而棄之。

答臼田畏齋書

陽月五日之示諭、拜誦三復、氣序凜寒、賢族益平適、賢兄踐履篤實、學問進步、至祝至祝、愚族因循無恙、請勿惱遠念、愚性昏弱鹵莽之學、無所成、却自慚愧耳、承先書奉呈心仲萬物之上之工夫、賢兄賜允從、以達之懶齋丈、亦所許與愚意感喜、然又恐不免食言之罪、賢兄所喩、主靜之工夫、最覺親切、夫不用主靜存養之功、則不能心仲萬物之上、而不能心仲萬物之上、亦何以得用主靜存養之功乎、二者之功、不容相離、而交相養也。蓋如是、故仁仲所謂、志立乎事物之表、敬行乎事物之內、亦此意也、然敬之工夫、貫動靜而不特偏靜、而其動必主靜、賢兄所引示程夫子所謂、不專一、不能直遂、不翕聚、不能發散、是也、南軒先生曰、

靜以涵動之所レ本、察二夫動一以見二靜之所一レ存、愚嘗玩二味此言一、以爲二發明一主靜之功尤親切矣、然我等利欲昏迷之深者於二孔夫子一、剛欲之語、謝二上蔡一、仲二萬物之上一之論、最覺二發揮一、若於レ是不レ用レ力、則所レ謂如二鸚鵡一者、不レ得レ免焉、故先書奉呈、今復得二賢兄主靜之喩一、庶幾用二功全備一哉、承二貴地之學者一、用二力於此一者少哉、吾朋友中、亦可三共語二此事一者希、是以不レ得レ輔二仁之益一矣、聞懶齋丈、高年不レ倦レ于レ學、志愈篤、德愈邵、不レ勝二感慕一、賢兄麗澤之益亦想像矣、愚子犬馬之齒、打過無レ所レ得、而學無レ所レ成、是無レ他、志之不レ實故而已、切願今後因二此工夫一、或有レ所レ進云レ爾、伏請二再教一、復月二十三日。

答二臼田畏齋一書

舊仲冬、二十六日之高喩、反復薰誦、當時事務紛擾、不レ能二速奉答一、甚負二素意一、多罪、恭惟賢侯安和、學術日進、高明、不レ勝二珍感一矣、愚講レ學因循無二進步之地一、犬馬之齒徒向二衰萎一而深自羞而已、來示憤之字、發明親切尤痛快、可レ使二頑夫廉、惰夫立志一、豈容二議擬於其間一哉、吾曹雖二讀レ書講レ學爲レ日亦久一、而無二眞箇發憤一、故其所レ學與レ已不二相管一而德不レ進、但沒二溺於鄙汚一苟賤二之中一矣、然則來示於二我曹一、豈不レ爲二膏肓之鍼一乎、然聖賢公平正大之學、非三直一言之所二能盡一焉、必淺深先後、次第條理、詳備而後可レ得レ爲レ學矣、以二愚見一來示之憤字、是立志之要領也、莊敬涵養以持二此志一、講レ學究レ理以明二此志一、以必有レ事、而勿レ正、心勿レ忘、勿二助長一、爲二其節制一、則其工夫兼備、而其所レ學庶レ無レ弊歟、若不レ然、而直以二此憤字一、終身誦レ之、其學闕二了講明一、則恐或流二陸王之捷徑一、或陷二禪者之頓悟一、亦不レ可レ知也、間獨惟念、自二二程朱夫子一、以至二許魯齋、薛敬軒一、其學脉正大、上質二之孔孟一、而無レ疑、下傳二之後學一、而無レ弊、詩所レ謂周道如レ砥、其直如レ矢、君子所レ履、小人所レ視、其此之謂乎、伏乞以二賢兄剛毅强立之資一、而虛心平氣、惟信此數君子之學、讀二其書一、考二其行一、則志向二正大一、踐二履篤實一、而庶二幾爲二吾道之砥柱一也、愚見如レ此、敢奉呈、以乞二再教一、不宣頓首、季春三日。

與二富田功六郎一書 癸酉

市浦惟直、啓富田助六郎丈、昨日誨予以須二自重一、予答曰、著意自尊重、則出二乎矯飾一、所レ謂堂々乎張也、雖二與並爲レ仁矣者、而非二我所一レ好、抑君子不レ重則不レ威之訓、是制二乎外一、以養二其中一、外內一二乎誠一、學者之所レ須レ用レ力也、退而自省、予平素言須行事之際、輕浮甚多矣、而氣象不レ好、過失亦尠也、於レ是聳然自警、惻然覺三郎丈之誨言箴二其膏肓一、豈爲二賜之不一レ厚哉、又自咎レ不下虛レ已而容上レ諫焉、遂書以謝二郎丈之昌言一、且晞二他日之復敎一惟直再拜、孟夏晦日。

田中九右衛門重忠之墓誌 今玆追誌

九右衛門、氏田中、諱重忠、小字六次郎、備之中州、淺口郡、口林村之產也。其爲レ人也、質直而遜讓、敬二服於公事一、謹二守於憲法一、致二孝乎祖考一、而享祀惟時、能睦二於宗族一、而雖二疏遠一、而情意懇々焉、接二于人一以レ信、矜二憂貧一、恤二孤寡一、能受二人之托一、而不二敢苟一矣、鄕黨有二爭訟一、則處之以二公平一、雖二蚩々細民一、而不二敢慢一、諄々告諭、以解二其紛一、故他領爭訟之難レ辨者、或數來質レ之、其或年穀不レ稔、而里人難レ食、則自損二己之用一、以贍レ窮矣、長子敬之早世、嘗夜夢、敬之愀然言、今玆村里甚饑、盍下鬻二我遺物一以賑上レ之乎、九右衛門晨覺而慟哭、速買二米若干一、以爲二賑濟一矣、其有レ孚二惠心一、故其感通如何爾、凡有二公事一、將レ適二官所一、則無二冬夏一必浴二于寒水一、浣濯以自矢、其中心、莫三或有二私妄一、而能達二郡下之情一、補二郡吏之闕一矣、每月會二其所レ統之村長伍頭一、以愼明二憲法一、相二議村事一、又月朔必稱二伊勢講一、以會二其邑人一、而爲レ之立レ約設レ條、以訓二乎其奉レ上勤レ業、謹レ身節レ用之道、是以其部令行、而不二敢犯一、里中雖二婦女一、而皆相狃爲二儉勤之俗一矣、其爲レ人也如レ此、故郡司諸吏稱二其貞一、鄕黨親戚稱二其慈一、乃至二細民奴僕一、亦莫レ不レ懷二其惠一焉、九右衛門之曾祖考田中與右衛門、祖考田中與助、皆爲二備之後州產一、而仕二于伊豫松山城主一、細川下野守君、逮三野州君之移二居于備之中州淺口郡鴨方城一也、與右衛門與助亦從行焉、嘗淡路人來侵時、與右衛門防戰死レ之、與助斬レ敵獲二首級一、乃遂家二于同郡口林一、而世爲二邑人一、考九兵衛、仕二于野州君之嗣子庄之九郎君一、而從二行于藝州廣島一、後致仕而歸二于口林一、妣柚木氏、生二三男五女一、九右衛門其第二子、而元和三年丁巳、是其生辰也、寬永十一年甲戌、十有八歲、爲二口林村長一、正保三年丙戌、加二池口、及六條院、中、東、凡三村一、而統二四村之長一、萬治元

年戊戌、又加ニ六條院西村、及大島、中西、東、凡四村一、而統ニ八村之長一、寛文六年丙午、郡司以ニ公命一、賞ニ其行實一、而賜ニ米六十俵一、九年己酉、又加ニ深田、鴨方、益坂、地頭上村、及尾坂、凡五村一、而統ニ十有三村之長一、延寶六年戊午、郡司又以ニ公命一、賞ニ賜米三十俵一、貞享二年乙丑、告レ老免ニ長職一、乃賜ニ白金五枚一、而使ミ嗣子半十郎、相繼爲ニ長職一、四年丁卯秋、偶爾罹レ疾、而治療不レ奏レ效、綿々乎日篤、十一月朔日、奄屬纊、享年七十有一、葬ニ于同村松栢山一矣、郡邑皆相率而弔ニ其死一、奔走而助ニ其喪一、家々爲レ之屛レ息哀痛、芻夫牧童自停ニ其巷歌一、鄰郡聞ニ其死一者、亦無レ不ニ悼惜一焉、九右衛門嘗娶ニ原田氏一、生ニ二男四女一、長男敬之、秀逸好レ學、先死、事詳ニ其誌一、次男半十郎繼ニ家督一、長女嫁ニ于同郡八重村田中武兵衛一、二女嫁ニ黑崎村吉田八左衛門一、三女嫁ニ于同村田中瀨兵衛一、季女嫁ニ于大島村原田助八郎一。

泮水餘波　卷之二終

泮水餘波　卷之三

熊澤息游軒

行狀

巨勢直幹　東都人

一氏蕃山、名伯繼、稱次郎八、又改助右衛門、後在京師稱了海。先生雖新進、以其材識卓異、擢用爲騎士將、以儒術寵信、而學宮創造之議與焉、不作文字、故惟記其行狀系譜、纔得和文一篇、載附錄。

先生成童、仕備陽、夙操不群、他日中中河山城守問先生爲人於備陽侯、曰、熊澤少年侍予傍、嚴肅異于他兒輩。

備侯用先生、大用仁政於國、始臣庶皆不信、後闔國化而民悅其治體也、文和武備君仁臣直、士先義後得、民淳々不歎。

文和者孝悌忠信之溫風也、非詩歌浮藻之謂、武備者食足信足之義兵也、非暴馮﨟殺之謂、於是備侯之治爲天下壯觀、似滕文公用孟子之化、士約不虐、民不詐價、備侯置諫筐納讜言、今猶有田翁對經書、匹夫行孝悌之遺風、孝子傳載、源光政賞孝民之事迹。

承應甲午歲、備之前中二州大飢。

今歲、秋七月、二州之郡六大旱、八月、郡四洪水溢城下、民窘迫者凡九萬人、備侯及國老、不知計所出、乃委先生。

先生行惠政、民大賑。

備侯命先生、先生不算其費、汲々然于民疾苦、故不詢貧窮之虛實、依之民得速蘇息。備州之郡士、有昔識者、謂不審之民欺先生、而混困乏、先生不辨其虛實、大費國財、先生之不明也。識者論之曰、不然、他國之惠恤也、計財之多寡、責民之實否、故惠恤不全、先生之治也、欺者一二、而贍者八九、夫漢高之覇、不說陳平之金、況王道之澤、何校犯逆詐哉、是乃君子之才量耳。

先生在備陽、修隄池、畜瘠磽上下豐饒。

(483)

備侯搆二學校于國一先生及弟與レ焉。

上古　履中帝置レ史　文武帝設レ校以降、毎レ國有二庠序一自二佛寺盛一而　天子攝關怠二學校一專二願所一、諸國亦庠序廢、國分寺矯飾、概元亨應仁之亂、天下不レ聞二學校一、士民不レ知二王道一、 膺二豐臣公一統之時一、藤斂、夫先生肇三設學校於播州一、然國守宇喜多中納言與二江州一關原陣而敗、校亦廢、其後備陽之校興矣。其構非三恃爲二文學耳一、射馬禮樂並講習儀則敎風最好、先生之弟、泉八右衞門・仲愛子右七郎繼章・藤樹師レ之、子中江彌三郎季重、爲二學校監護司一、乃延二儒生藝師一令レ敎二冠歲以下之少言一。

先生遷二明石一、其居隣二大山寺一、始僧徒雖二忌惡一、後遂服三從其德一。

先生之子狩二寺邊一、僧等雖二殺禁之境內一不レ拒レ之、且言、誰謂二先生一爲二佛敵一哉。

先生排レ佛、唯依二公正一、無下拓二猜爭一角レ之意情上、故雖二浮屠氏一、志眞識明之輩者、崇三親先生一者多。先生辭二備陽一、歷二數年一後備侯制二僧尼之濫一、停二寺院之奢一、邦內之僧忿戾、他邦傳聞者歸二罪於先生一。

物部守屋中臣勝海、三輪逆君之諫自レ不レ容以來　本朝惑レ佛既一千年間、雖レ有二三善淸行・菅原文時等之忠諫一、朝廷不レ用レ之、遂雖下菅江淸日野之儒家至上レ阿三附之一、先生及備侯偶見地異二常人一之剛直天、天下之惑レ佛者、酷怍囂議亦宜哉。

本朝道衰久矣、文武之士、猶不レ知レ道、矧婦女哉。先生得二藤樹先生之心傳一大弘二此道一、女子志レ道者間有焉、且樂師治工弓馬藝士等、聞二先生之心法一得二其枝之妙一者亦多。本朝之上古、神道王敎盛行矣、中古以降陵夷、今纔歌樂兩藝可レ徵鑑レ古先生發二樂與レ道一之旨一說二雅正一斥二神道之誣妄傳一、會以明二其道一。

先生一日隱二姓名一、吹二越天樂之笛一、安倍飛彈聽レ之曰、此音非二啻人一、心情之正發二音律一。

飛彈者、當時有レ名于レ樂者也、先生學二琵琶於小倉大納言實起卿、箏於藪大納言嗣孝卿一。

先生嘗發二源氏物語之微旨一、中院通茂卿、屢歎レ得二其蘊一。

先生爲レ人、威而不レ猛、公侯望レ之肅然、兒女侍レ之溫乎、坐不レ倚、臥不レ言、食不レ語、步行輿馬威儀不レ蕩、動靜言語一無二躁妄一、不二敢浮談一、飮食雖二嗜物一、不二饕過一、釣弋不レ詭、遇二家事之大小吉凶一不レ變二顏貌一、妻子奴婢不二譴責一、然合二家嚴一而和接レ人不レ倦、雖レ承二敎人一無二責辱一。

先生聞二世之衰人之窮一、則痛戚如三己有二レ之。

或慰三問先生寂寥一、先生曰、毎二暇日一爲レ善、吾何寂寥之有、或曰、卽今無レ爲二善之事迹一、先生曰、本心立二于義一、則自梳自盥亦爲レ善也、苟不レ立二于義一、則匡三合諸侯一、只是徒閑。

先生四十有餘歲、厭レ欲二體甚肥一、月夜翫二劍術一、臥不レ用レ蓐、働二手足一爲二輕爽一。

先生壯歲自レ學二藤樹先生一至レ易レ簀殆四十有餘年、應レ事接レ物視-聽言-動日新月熟、貴二朱王之學一、窮二天下之理一、矯三陷拵二拘外一之弊、解二書淫徒善之惑一。

藤惺窩既興二王道之學一、然未レ言下自反二心得之實一、氣質變化之論、水土時位之權上、藤樹先生創發三明之一、先生續恢二弘之一、於レ是聖學大完、且又世人以レ儒爲二一藝事一、公侯大夫士不レ知レ所三以學一、依二藤蕃兩師出一以明地人々可二日用一之心法天、始知二國家急務一矣。

然受二備陽毀レ寺之譖一、遇二古河上表之錮一、蓋天降二大任一勞斯人一之謂歟。先生毀譽榮辱之間、不二苟動一レ心。

韓文公潮州之貶、朱文公遯翁之蟄、嗚呼古今同レ趣。

乃與レ道斃而止、識者以二藤樹一比二周濂溪一、以二蕃山一擬二程伊川一云。

先生沒翌年中次、常欲レ勒二先生實錄一、假二筆於予一、於レ是詳問二系譜於先生之子弟一。

先生之弟、泉八右衞門、野尻流憇先生之子武三郎左内及先生之從者野田勘左衞門等。

且正二事實於先生之門葉一。

北小路石見・松平隱山・山本廣足等。

記レ之如レ右、至道之正、言理之的、德體レ骨、則非二禿筆得可一レ悉、纔摘二其一二一而已。中根氏久親三炙先生之門一、深思厚閱、形三容先生之行實一、大概如レ斯云レ爾。

元祿壬申五年秋八月　　　巨勢直幹誌

系譜略

（以レ所レ聞今之熊澤子併レ之）

先生氏熊澤、名伯繼、其先出レ自二諸源一、尾州瀨邊人也、祖父平三郎、仕二東照神君于參州一、從二御方原之役一、力戰而死。養父喜三郎、歷二仕于侯國一、後仕二福島正則一、正則得レ罪而遷也、官定二從衞之員一、喜三郎乞レ從レ之、求レ哀不レ已、官憫二其情一特許レ之、後仕二水戶侯一。初喜三郎之女、嫁二尾州人野尻藤兵衞一、野尻氏世仕二織田公一、藤兵衞後客二洛五條一、生二先生一、喜三郎養爲レ子、寬永十一年甲戌、先生年十六、板倉內膳正某君、使二京極主膳子一、薦二先生於本藩一、板倉君先生之遠族也。十五年戊寅、先生年二十、島原賊起、本藩戒嚴、先生在二其選一、未レ發、賊敗、先生以レ有二才識一、藩將二大用レ之、先生謂未レ學二文武之道一而進、非二士所レ貴、乃致仕、去客二于江州桐原邑一、往二江西一帷下乞レ受レ敎、然藤樹先生固辭而不レ許二樞趨一、後又往請レ謁不レ已數旬、於レ玆藤樹先生感二其誠篤之志一而許レ之、因得レ受レ業、先生講二求文武一無二常師一、蔬食水飮苦修甚勤、其弟妹八人、愛養懇至、處レ之各得二其宜一。正保二年乙酉先生年二十七、本藩屢問二先生於京極子一、因薦二先生一再二任本藩一、食二祿三百石一任二騎士將一與二聽政事一、增二祿三千石一、興二聖學一、除二舊弊一、施二善政一、敎化大行、常巡二察邦內一、穿二沼池一、通二溝渠一、而水道順利、無二旱魃之患一、所レ過馬上目-擊察二其地理一、豫知下後來之利害、或可二墾闢一之地上、數十年之後、皆如二其言一、人服二其明一、慶安二年己丑、從レ公在二東都一、公侯卿大夫、禮二接先生一、受二其業一者以レ百數、以レ是名聲藉甚、初受二騎士將之命一、告レ藩借二銀四十貫一、速畜二韜鈐一、居レ家省二除冗費一、不二數年一還二銀于藩一家多畜二材力技藝之士一、婢女只數人而已、家所レ供軍賦足レ準二一萬石之家一、平常衣食粗厲、無二他嗜好一、心友屬士、常來謁、設二一羹一肉一、群居食レ之、講レ學習レ藝、物雖レ薄情特切、明曆三年酉冬、遂遯二山中一、顚仆傷二手足一、以レ不レ可レ堪二勤勞一、讓二祿於某公族一、住二西京隱居一、號二蕃山了海一。蕃山先生食邑、其所二自命一之名也、因氏レ焉。後居二河州吉野山一、又移二城州鹿背山一、再移二播州明石一、其軒號二息游一、最後有レ故客二總州古河一、元祿四年辛未卒、享年七十三、買二鮭延寺中之地一、用二儒禮一葬レ之。先生所レ與舊友門主、贈答書簡有二許多一、題曰二集義和書一。

貞雄按二行狀一異本之卷末、別載二先生編集書目十六部一、嘗聞二之熊澤栢陰子一、名正路其父祖傳曰、先生不レ好二文辭一、無二編集一、唯集義和書、其門人集二先生之書簡一成二篇帙一、集義外書已下、他人之作、而書肆假二先生之名一梓二行之一乎、然有地間亦傳二聞其論說一、而推衍附會者天焉、今皆不レ可レ考也、書目疑後人之所レ加。

貞雄按、先生致仕之後、再來居國都數年、國學記曰、寛文九年己酉七月二十五日學宮成、掛文宣王字于中室、(江州中江惟命書也)。蕃山了海挌中室聖位前、焚香俯伏、卿以下至諸生、列侍于講堂、拜聖位讀孝經、三宅可三說孝經、閏十月九日、蕃山了海始會卿大夫及諸生于學舍、講說道義、自是以後以爲常、十年正月五日、蕃山了海挌中室、焚香俯伏、諸生列侍讀孝經于講堂、六月二十六日、蕃山了海往播州明石。

又按、先生男曰右七郎、(名繼明小字三太郎)明曆三年丁酉二月、生於和氣郡蕃山村、寛文九年己酉、烈公徵賜俸三百及稟米足養二十人、繼事曹源公、加賜二百石、天和三年癸亥、爲近侍長、貞享二年乙丑七月十六日卒于岡山、葬于津高郡大岩村、享年二十有九。

又按、烈公專心於治、以得賢才爲務、是以俊傑萃於國都、相與講明正學、先生及先生弟泉先生爲其互擘、兩先生藤樹先生門人也。公敬藤樹先生、是以徵兩先生云、其他藤樹先生長子曰彌三郎、次曰太右衞門、俱見徵、彌三郎爲國學監、後致仕而去、太右衞門早世無嗣、(墓誌在後)加世八兵衞、中川權左衞門、亦俱藤樹先生門人、質實篤行、徵之于豫州大洲、各賜祿二百石、八兵衞爲國學監、累遷市正、國學初成也、說經者、曰三宅可三、曰富田元眞、曰廣澤喜之介、皆精朱學、結城新之丞、土佐人、延寶二年甲寅見徵、學于闇齋、後給事公宮、爲人篤實、與毅齋大丈軒立軒諸先生遊、凡有志于學者、或招之京師、或招之諸州、或自來乞就學于國學者、蓋譬講究、日月刮劘、其數不可枚擧、載在學記、宜哉能致濟々之化。廣澤某寛文六年丙午爲蕃山先生所薦擧、十年庚戌爲國學副監。

熊澤栢陰

名正路稱七郎、享保中爲國學助敎

答寒川辰淸

去秋所惠之書及別幅、至于仲冬皆已達也、拜讀之後、欲即裁答書、而世事紛冗、嗣以歲暮忽忽無暇、遲留到于今、多罪多罪、僕之於賢兄也、素無半面之識、又未嘗通姓名、辱煩大手、遠勞惠問甚哉、賢兄之不恥下問乎、僕材質譾劣、齡向半百、無一善之長、賢兄誤聞而問僕以經傳之微指、何敢當之、然有唱而有酬者亦禮之

常也、豈可下以レ人而不上レ如ニ鼠之有一レ禮乎、於レ是、與ニ一二之先覺一討ニ論之一、謹以塞ニ其重責一爾、其一問ニ夏正一之說、蓋上古人淳ニ事簡一而無ニ質文一三統之義世々相因而以ニ建寅之月一爲レ正也、及ニ于成湯一、承レ命察ニ天人之宜一而改レ正朔易、服色以一ニ天下之心一也、至ニ武王一亦然矣、自レ是以來、禰ニ建寅之正一爲ニ夏正一、以分ニ子丑之正一、凡論ニ古禮者一、必並言ニ三代不ニ及ニ于唐虞一、此以ニ世遠事簡一而不レ可レ知也、竊惟、賢兄之所レ謂唐虞之正者夫子所レ稱之夏之時也歟、幸訂ニ正焉一、其二問春秋隱公二年、夫人子薨之說、程子論レ之曰隱公夫人也、婦人從レ夫者也、公在故不レ書ニ葬於此一見ニ夫婦之義一矣、胡子傳亦如レ此、新安愈皐日宜下以ニ穀梁一爲上レ是、依ニ此等之說一、則非ニ仲子一也、如ニ彼仲子一者歸レ帽則以レ妾比ニ嫡之貶一、考レ宮則不レ可レ立ニ宮之貶一、則其不レ稱ニ夫人一不ニ亦宜一哉、況又非ニ夫人一乎、若ニ夫廟一之說一禮記所レ出雖レ似ニ前後有ニ齟齬一熟考レ之則不レ然乎、夫自ニ天子一以下、有ニ廟數一而無ニ主數一、有ニ遷主一而無ニ廢廟一、但親盡則遷ニ其主於太祖之廟一耳、以レ之推レ之、則如レ士者有レ祖以上之主則置ニ之於禰一乎、其妻先卒則亦設ニ其主於禰一、而及ニ夫卒一祔レ之、於レ是實爲ニ禰之主一乎、孔疏所レ謂始求レ仕者、未レ有レ廟而其妻先卒、則立レ廟以置レ之、置レ之也蓋初所レ立之廟者所ニ以後爲一レ禰也、然則於ニ士一ニ者無レ所レ戾歟、凡諸儒之釋ニ六經一也、紛々藉々、而各自以爲レ是也、僕卑陋襪線不レ堪レ折ニ衷於諸說一、惟崇ニ信程朱及其門徒之說一而已矣、敢以ニ管見一酬ニ嚴責一、賢意擇而取レ之、幸諒レ譬。

泉泉窩

先生不レ作ニ文辭一、故無レ有ニ遺書一、記ニ其行狀一、以レ是其德量模範之大概

泉窩先生之行狀

篠岡謙堂

先生氏泉諱仲愛、稱ニ八右衞門一。嘗受ニ業於中江氏之門一、資質靜明而心術早熟、與ニ兄熊澤次郎八一事ニ芳烈君一、賜ニ奉祿五百石一、任ニ國學總監一、先生幼而爲ニ岩田某子之養子一、有レ故去ニ其邦一曰、今吾雖ニ自立一、我身不レ忍レ亡ニ人之姓氏一、遂求ニ岩田氏之族類一以爲ニ己子一、而請レ朝頒ニ與采地二百石一、使ニ岩田之家別立一レ之、先生常曰、凡人疑不レ信ニ已言一、

而逆以誓言證之、其人之不信我言、於我何害之有、唯顧在我不足而已、又嘗蒙命班列國政評定之席、先生平素寡言、或議論不合意、以故多不論是非也、人毀之曰、君公以何使此人出此席哉、默然何有益乎、久而後元老某曉曰、君公之知過人遠矣、夫仲愛在席、則人能謹戲言忘作、而自有省察之意、是教人之大化、政刑之紀綱無過之者、豈不善哉、其與人語也溫厚和平、其在忽卒之間也、未嘗動心變形、一國以之稱、天下以之知、其實可知耳。

井上玉成子稱先生曰、溫公和平、有如泥塑人之風。

貞雄曰、謙堂先生、嘗撰泉窩先生及毅齋先生・大丈軒先生之行狀、手書以爲一軸藏文庫、題曰三先生行狀。

小原大丈軒

野遊餘話

寬永六年卯月上旬、日暖風和、因服木綿袷衣、襲菱布道服、著小倉半袴、冠藺編笠、携竹杖、將遊野外、徐々出門、偶中川淸菴、稱長左衛門。曰、公將何之、曰、將遊野外、曰、野遊豈可着袴乎、曰、我自壯歲出門必着袴、習以爲常、雖今退老、出門必如此也、曰、我未見野遊着袴者、公獨此是守得緊、亦益有、曰、着袴則容體檢束而不放埒、自有制外安內、豈爲無益乎、語曰、出門如見大賓、我之着袴亦豈不爲持敬之扶乎、淸菴感服曰、自今我亦出門必着袴、曰、野遊着袴者、修身之緒餘也、此夫何足臧、大凡整衣裳嚴然、則惰慢之氣去、容貌自正、容貌正、則邪僻不生、而內亦靜專、是自外養內也、心存、則容自正、而衣裳亦自整正、是自內及外也、君子之學、必內外交養、而能成其德、欲子之致思於茲也、曰、我起卒爾之問、得此益、致謝、竟辭而去、於茲出村西、遙眺則大野漠々、顧視則積麥茂々、或觀高山之堂々、或察流水人混々、皆有所感而適情、途南有社、暫徘徊其傍、含烟吐霞、從容而樂、及日既傾、賦詩而歸。

天氣和暄竹枝輕、野逕草碧適ニ幽情一、仰望北岳巍々靜、俯見東川漾々濤、流水高山非ニ我有一、好風佳景不ニ人爭一、取レ之無レ咎捨何何惜、歸去來兮日既傾。

翌日淸菴來訪曰、昨日野遊幾時而歸乎、曰、及ニ日傾一而歸、遊レ之久得レ非ニ逸遊一乎、曰、如何、曰、臂鷹狩レ鳥、彎弓逐レ獸、不レ知レ歸者、少年之逸遊也、飽飯流飲、放言謳歌、不レ知ニ曉暮一者、富貴者之逸遊也、公者學者也、進則可レ扶レ君、退卽可レ敎ニ子弟一、或可ニ會レ友輔ニ仁、或可ニ觀レ書弘ニ智、孟子曰、必有レ事焉、今無レ事焉、而野遊者、非ニ逸遊一乎、曰、我嘗爲ニ先公之侍講一、講レ經之際、不レ爲レ無ミ少致ニ意外一、所レ謂非ニ其位一不レ謀ニ其政一、扶レ君則非ニ我職一、今公之時、爲ニ國學之學監一、講レ書以敎ニ子弟一多年、後痰喘爲レ病、聲音枯竭、唇舌糜爛、不レ能レ講レ書、故辭レ職、今則敎ニ子弟一、亦非ニ其任一、退老保ニ殘喘一而已。夫聖人之道、不レ過ニ修レ已治人二一端一也、今無ニ治レ人之任一、只修ニ已之志一不レ可レ懈而已、夫眺ニ大野之漠々一、而感休々焉有レ容、則胸次豁然似レ闢ニ第塞一、視ニ穡麥之茂々一、而感ニ天地生物之心一、則生意藹ニ然于內一、觀ニ高山之堂々一、而感ニ仁者之心一、凡天下之物不レ能レ動ニ其內一、則知下天德不上レ可レ不レ保也、且可レ戒下其氣浮者其志不上レ堅、而君子之重亦可レ考也、察ニ流水之混々一、而感ニ智者之心流行不ニ止、則知ニ我心不ニ可下執滯上也、且可ニ推逝一者如レ斯也、今我雖レ無レ事、然亦不レ可レ爲　必無上レ修ニ已之工夫一、則似レ有　孟子所レ謂必有レ事焉之意上、未レ審子猶以爲ニ逸遊一乎、曰、嗚呼辨論痛快厚志深長、卽知ニ公身之所ニ在、則學之所レ在、所レ謂仰レ之則彌高、先生之謂乎、固有下與ニ他人一甚異上也、我聞レ之、胸次如レ濯、心志油然、自レ今時々野遊、試ニ先生之意一、則不ニ亦樂一乎、曰非也、淸菴愕然曰、如何、曰、閑人無ニ常務一、故有レ時野遊以養レ老亦可也、只不レ可ニ苟遊一而已。如レ子則壯年當レ務多矣、道無レ不レ有、然當レ務爲レ急、自ニ視聽言動之間一、至下事レ親事レ君交上ニ朋友一、是爲レ急、若有ニ閑暇一、則或觀レ書考ニ其理一、或會レ友以講レ學、亦然、何必效ニ閑人之野遊一。淸菴曰、當レ務爲レ急我所ニ舊知一也、而當レ事迷レ于レ途、今得ニ示喩一如ニ新聞ニ之、然猶ニ茫然無ニ所ニ固執一、敢問ニ學問之要一、曰、譶哉問、心者身之主也、然操則存、舍則亡、苟爲レ不レ存、則百事皆廢矣、所レ謂心不レ在焉、視而不レ見、聽而不レ聞、食而不レ知ニ其味一、所四以欲三心在ニ腔子裏一也、孟子曰、學問之道無レ他、求ニ其放心一而已、亦皆子之所ニ舊知一也、徒知レ之而已、不レ用ニ其工夫一、則何益之有、曰、今欲レ收ニ放心一、則靜

坐可乎、曰、危哉、我甚畏レ之、若ニ夫內有レ主而後靜坐一亦可レ無レ害、初學靜坐、則不ニ坐馳一者鮮矣、內無レ主而靜坐則意馬走レ野、心猿涉レ梢、愈走愈涉、則紛々擾々、若ニ夫强制之久一、則失心之靈空々寂々、不ニ坐忘一者鮮矣、坐馳固非也、坐忘亦非也、或有下厭レ事而好ニ靜坐一者上、旣失ニ其道一、故當レ事必煩亂矣。淸菴悚然曰、我今而後知ニ理之無ヲ窮、顏子所レ謂瞻レ前忽レ後亦此之謂乎。敢問收ニ放心一如何、曰、唯其敬乎、敬則心存、孔子曰、修レ己以レ敬、淸菴曰、敬之義、或曰、畏字之意、或曰主ニ無適一、或云齊整嚴肅、或曰收ニ斂身心一不レ容ニ一物一、或曰常惺々、熟爲レ要、曰皆要也、然子先敬而後有ニ商量一則可也、未レ用ニ心於茲一、而如レ許ニ胡亂一發レ問、則其心輕易、旣不レ敬也、我又何言。淸菴頓首曰、敎誨親切、不レ知レ所レ謝也。明日又來曰、欲ニ敬以存ヲ心、茫然無レ所レ由、少間意念頻起、欲レ制レ之、則念々相牽彌紛擾、我今而知、年來讀レ書與レ心全不ニ相于涉一、宜哉舍則凶之久、而欲ヲ忽操ヲ存之一、則却紛擾如レ此、願垂レ教、曰、今知ニ放心一者、求ニ放心一之故也、才知ニ放心一、則心旣在レ于レ茲、只所レ求非ニ其道ニ而已、心本虛靈也、故謂ニ之明德一、此虛々而實也、以ニ其靈一也、子徒欲ニ其虛一、是頑虛也故茫然、聖賢之心固虛靈自存、故神明洞徹、初學未レ可ニ企及一、今却以ニ有意之心一、欲レ存ニ無レ形無レ影之心一、濁ニ其泥一揚ニ其波一也、故茫然、昏冥之地意念頻起、且以レ意制レ意、故念々相牽不レ可レ止、夫意者心之用也、誠レ意意誠之意字是也、可レ誠レ之而已、只意必固我之意字指ニ私意一、可レ除レ之、子概以爲レ制レ之、是欲ニ其虛一之誤也、夫敬者徹レ上徹レ下之道也、有ニ聖人之敬一、有ニ賢人之敬一、有ニ學者之敬一、學者只所レ學可ニ着實一、如ニ君子九容一、則齊整嚴肅之事也、我聞從レ事則心存、故於ニ視聽言動之間一、不ニ敢輕易一、必禁ニ非禮一、則心存ニ其中一、誠積務レ久、則本心瑩然神明彰矣、是則所レ謂學問之道也、若ニ夫學問不ヲ切レ己、則講ニ聖經賢傳一皆放心之事也、況雜書乎、況詩文乎、皆非ニ所レ謂學問之道也。淸菴曰、敎誨親切、如ニ暗夜得ヲ燈、謝而歸。數日之後又來曰、前日辱ニ敎誨一、退欲レ從ニ其事一、先思ニ君子之九容一、而齊整嚴肅、凡視聽言動之間、不ニ敢輕易一禁ニ非禮一、數日而自省無ニ邪僻一、稍有ニ惺々之意一、然終日之間、無レ不ニ視聽言動之時一、乾々不レ息、則如ニ桎梏在ヲ獄、性稟柔弱而將レ不レ堪レ久、如何而可、曰是持之急迫故也、夫敬則主ニ一無適一、而無ニ事之紛擾一、故內自安、如ニ九容一者、君子在ニ朝庭之容一、而亦必有ニ子燕居申々夭々一、齊整嚴肅豈亦嚴威儼恪喫緊之謂乎、君子雖ニ禮嚴一亦必有レ知、故曰、禮之用レ和爲レ貴、如下收斂身心

不容一物、豈拘束閉藏之之謂乎、謂存心而豁然而已、如敬者畏字之意、豈徒循巡畏縮之謂乎、曾子戰々兢々、如臨深淵、如履薄氷、亦自有心廣體胖、淸菴曰、剛柔相恊中和、則盛德君子之事也、我輩不可企及也、願指示我之急迫之病、曰、手容恭則好、猶且着力則却爲病、如手容不恭、既改恭之則好、猶且恭之之意不止則却爲病、若夫再失恭則又恭之而已九容皆然、操則存、既存則好、猶且操之々意不止則却爲病、若夫再放則操之而已、視聽不輕易則好、猶且着力則爲病、或非禮之聲色交于前、雖涉視聽、內有勿不遷則好、交于前過了、猶且持勿則却爲病、心放則敬以存之、既存則敬亦在其中、蓋敬亦心之用也、非執心外之敬來而持之也、故敬則心存、心存則敬亦在其中。淸菴曰、示喩懇到而殆如脫桎梏、謝而歸。數日之後又來曰、先日辱示敎、退自省、欲不急迫則無所勞、然又茫乎如無所由、而覺有舍則亡之際、如何而可、曰、我於茲有難言、恐逆子之意致子之慍、則益於子、而我亦失言也乎、淸菴曰、我近頃信先生如神明、縱被叱咤罵詈不敢少恨、曰、子之學不爲無志、然恐其志不堅也、夫志可剛毅、而不可柔弱、可確實、而不可輕急、剛毅決然敢爲、確實則能致遠、物不能奪之、柔弱則不能決然、輕急則安進而忽退、物亦易奪之、譬如欲往皇都、未修行裝、未就途、徒願望而已、其願望雖似非虛僞、然不能決然就途、則自爲虛僞也、柔弱者之爲學類之、譬如欲往皇都、未修行裝、卒爾就途、徒念々相接急遽走、進膚流汗、氣息喘將絕、脚膝痛將倒、行程未一二里、志屈力竭、是其初雖似決然、只是輕急、輕急則不敬、不敬則心昏、心昏則氣專用事、所以無益而竟歸柔弱也、輕急者之爲學類之、我以爲子之所爲殆如此、子夫自省戒之、譬如欲往皇都、其志決然、則修行裝就途、從始一步其勢不可止、雖無念々相接、初志決然處自享、日漸進終能到皇都、是剛毅確實者之爲學類之、我欲子之倣此也、淸菴拜曰、我愚以急進爲是、而不知其非、今先生砭我骨髓之病、千幸萬幸、敢請剛毅者之志決然如何、曰、是豈啻止一事二事之際而已乎、決然志聖賢也、曰、願詳敎我、曰、夫聖人之心、天理混然、無一點之雜、其應事、亦天理流行、無一毫之差、所謂廓然而大公、物來而順應、不用力而無間斷、是聖人之敬也、夫賢人之心、保合天理而不敢失、其應事、見義從之、所謂收斂身心不容一物、孳々

而勤不レ怠、是賢人之敬也、夫善學者之決然志二聖賢一者、於二天理人欲之交一、如二一刀兩斷一、必從二天理一、必除二人欲一、不三敢容二自欺一也、是則剛毅確實者之敬也、此志決然、則富貴貧賤利害毀譽等、凡人之所レ累、一齊掃レ地而盡、故既凡庸而升レ堂、是得其敬之大綱也、既提二大綱一、則小目從レ之、故凡欲レ學二聖賢一者、顧二其志如何一而已、須レ要三發憤奮起一、決然從二天理一除二人欲一也、此志一決、則當レ下既得二神氣清爽胸次快活一、所レ謂脫二凡庸一而升レ堂也、然則其心雖二有不レ存レ寡矣、其事雖レ有二少違一無二邪曲一矣、若三夫其志不二決然一、則縱雖レ願二聖賢之道一、徒願望而已、猶如二不レ解レ纜掉レ船也、縱雖下講レ經精說レ道詳上、其情凡庸之儔也、其志決然、則中心悅懌、故應レ事接レ物之間、不二必多勞レ力、其志不二決然一則無二根基一故或一事或二二事、雖レ勉レ焉用レ力不レ能レ久、夫一段義氣如何得レ致レ遠乎。淸菴拜曰、慈敎懇々、如二江海之浸、膏澤之潤一、透レ膚徹レ骨、欲レ謝無レ辭。又問、嚮聞下有二志決然一、則修二行裝一就レ途之譬上、今聞二志決然一、則脫二凡庸一而升レ堂、是未レ及下修二行裝一就上レ途、而端的似レ鄰二聖賢一、如何、曰志決然、則脫二凡庸一而升レ堂者、語二其志一既到レ于レ茲也、未レ及二實行一也、唯聖人生知安行、猶且好レ學好レ問、其餘則學レ知利レ行、困レ知勉レ行、而後成二其德一也、其志決然、脫二凡庸一而升レ堂者必好レ學好レ問、故或會レ友講レ道、或觀レ書弘レ智、事々物々之間、無レ不下窮二其理一、踐中其實上、故能到二義精仁熟一、是所下以有中修二行裝一就二途上一之譬上也、淸菴禮謝而歸。數日之後又來曰、前日示喩、此志一決、則當下既得二神氣淸爽、胸次快活一、我聞レ之有レ所二感激一、語曰、朝聞レ道夕死可矣、發レ憤奮起、誓二以決レ志、欲下必從二天理一必除中人欲上、數勵レ之、然未レ知レ可レ從二之天理一、亦未レ知レ可レ除二之人欲一、終日恍惚、無下脫二凡庸一之淸爽上、無乙升レ堂之快活甲、敢請二慈敎一、曰、我善二子之好レ問、唯惜未レ得二其賢一也、子讀レ書久矣、豈不レ講二天理人欲一乎、然及二端的自試一則未レ知レ之、猶如三伊三之精二律呂之書一、而其實不レ知レ音乎、京師有二一書生一、稱二田中伊三一、好二律呂新書一、凡於二五音之事一、博問旁尋、積レ日累レ月、講レ之甚詳悉、自以爲無二他人及レ我者一、因自號二音齋一、一日遇二伶人阿部氏一語二律呂一、阿部氏大驚稱曰、律呂之事、伶人之中無下知二子之十分之一一者上、阿部氏偶吹二篳篥一、伊三不レ能レ知二其音一、阿部氏又愕然曰、子只讀レ書而不レ習二其事一、奈無二其實一何、伊三曰、我愧レ如三盲人能言二五色一、而其實不レ知二五色一也、於レ是從二阿部氏一學二篳篥一云レ爾、初子之講二天理人欲一者、皆分外之事、而不レ足レ爲レ善也、今日

未㆑知者、稍是分內之事、而却可㆑善也、以㆓其近㆒㆑實也、近來多少學者、如㆓子之未㆑知者㆒亦希矣、夫決然志㆓聖賢㆒者、志之大段、而終身之根基也、心從㆓天理㆒、必除㆓人欲㆒者、所㆑志之功夫之大段、而自㆓一念之微㆒、至㆔萬事之多㆓、不㆑可㆓須臾懈㆒者也、是其大略也、今擧㆓一二㆒以論㆑之、夫心者虛靈不昧、且衆理應㆓萬事㆒者也、一念未㆑生、則鬼神無㆑所㆑窺、蓋子於㆑玆起㆑意以欲㆘尋㆓天理㆒以從㆖㆑之、則大誤也、若㆓夫無㆑事而心靜㆒、則湛然虛明也、則天理之所㆑具也、不㆔起㆑意以㆓摸索㆒、則從㆓天理㆒也、蓋子無㆑事而人欲未㆑生時、欲㆘尋㆓人欲㆒以除㆖㆑之大誤也、若㆓夫一念生㆒則察㆑之、其善者速從㆑之、其不㆑善者速除㆑之、幾微之間、必能察㆑之能斷者、其志決然者能享、故如㆑此也、非㆘別起㆑意而察㆑之斷㆖㆑之也、子夫勿㆓用㆑智而起㆒㆑意也、唯其心平則善、其心平則眞智自照、何爲㆔用㆑智以妨㆓心之光㆒、其心平則意思自順行、何爲㆓起㆑意以惱㆑心之用㆒、人欲未㆑生、則何除㆑之有、子既其志決然從㆓天理㆒除㆓人欲㆒、當下忽脫㆓却塵累㆒、凡外㆑物無㆓物其內㆒者、豈不㆓清爽㆒乎、內省不㆑疚、仰不㆑羞㆑天、俯不㆑羞㆑人、豈不㆓快活㆒乎、清菴拜曰、如㆘出㆓熱坑㆒得㆗清風㆖、如㆘啓㆑矇豁然㆖、禮謝而歸。明日又來曰、近來受㆑教、每々如㆑有㆓新得㆒、而未㆑有㆓實得㆒、昨日偶覺㆑有㆓實得㆒、中心悅懌、未㆑知㆚天下有㆓何樂㆒加㆑之乎㆙、嘗聞師恩與㆓君父之恩㆒爲㆓鼎足㆒、今信㆓得之㆒、曰、子今知㆑收㆓放心㆒、非㆘自㆑外得㆖㆑之、而放者歸㆑內而已、清菴曰、自以爲古昔聖賢之心亦如㆑是耳、曰、吁何其言㆑之過乎、古人稍知㆓心之影象㆒如㆑子者、或過爲㆓得聖賢之心㆒、故行事放逸、而聖人之罪㆑人者亦多矣、戒㆑之警㆑之、我聞井中之蛙不㆑知㆓江河㆒、江河之鱗不㆑知㆓大海㆒、今子之所㆑知、固不㆑可㆑謂㆔全異㆓聖賢之心㆒、然亦未㆑得㆑謂㆓是全同㆒也、子豈知㆓聖人之心㆒、致㆘中㆓和天地位㆒萬物育㆖乎、清菴曰、所㆑謂鑽㆑堅者是之謂乎、曰、今子求㆓得放心㆒、作㆓學㆑道之基㆒而已、曰、孟子曰、學問之道無㆑他、求㆓其放心㆒而已、如何、曰、是非㆘謂學問只爲㆖㆑求㆓放心㆒、謂㆘學問先求㆓放心㆒而後可㆖㆑爲也、曰、今我學問如何而可、曰子志決而着實、須㆑要㆓至㆑死不㆒㆑變、收㆑心不㆑放、須㆑要㆑不㆓間斷㆒、既有㆓學問之基㆒夫非㆘格㆑物致㆖㆑知、則知之所㆑不㆑至、不㆑能㆑無㆑遺、故自㆓視聽言動㆒應㆑事接㆑物之間、至㆓家國天下之事㆒、不㆑可㆑不㆑窮㆓其理㆒也、或觀㆑書弘㆓其知㆒、或會㆑友講㆓其道㆒、智益明行益瑩、德益邵、則豈不㆓聖賢之儔㆒乎、清菴曰謹受㆑命、禮謝而歸。

野田耕齋（稱作右衞門。）來曰、昨日清菴語㆑我曰、讀㆓聖賢之書㆒二十餘年、未㆔嘗知㆓聖人之道㆒、譬如㆑讀㆓八珍盛膳之書㆒、未㆔

嘗知二其味一、近聞受二先生之教一、始有レ知二其味一、中心喜悅、有乙鳳凰翔二千仞一之氣象甲、不レ知地天下有二何樂一、可天レ換レ之也、請問二之則一、曰、所レ謂學問之道無レ他、求二其放心一而已、孟子之言如レ此決然矣、吾輩容易看過了、未三嘗存レ心以學問一、所三以無二益也、又問二存レ心之要一、曰、凡事不下輕易上レ之、專從レ理而不レ從レ欲、是其要也、我以爲二是皆讀レ書者平生所レ談之茶飯一、而淸菴則有二新得一、我則無二新得一、故來請二敎誨一、曰、淸菴之說爲二至論一、子旣不レ信レ之、我又何言、耕齋曰、是我至愚而昏塞也、非二先生之開示一、如何得二通明一乎、願垂二慈敎一、曰子之存レ心如何、曰、專二心於其事一、曰、是存レ事也、非レ存レ人也、若下夫不レ辨二善惡一、而以レ專二心於其事一爲上レ存レ心、則詩所レ謂仰レ面貪レ看レ鳥、回レ頭誤答レ人者亦爲レ存レ心乎、小人專二心於惡一、盜賊專下心於欲上レ奪二人之物一、豈得レ爲レ存レ心乎、曰然則存レ心如何レ曰、心本虛靈、失二其虛靈一、是放レ心也、欲二其虛靈一、是求二放心一也、心具二衆理一、故專二心於天理之所一レ在、是存レ心也、專二心人欲一、是放心之甚也、子以爲二心者如何物一乎、曰、虛靈不昧、具二衆理一應二萬事物一也、曰子之心如レ此乎、曰、我輩氣質所レ拘、物欲所レ掩不レ得二其本然一也、曰然則其所レ謂虛靈不昧、具二衆理一應二萬事一者、挈下二文字一來挨拶上也、非下子實知上レ之也、且夫氣質所レ拘、物欲所レ掩者、如二暗中摸索不一レ着也、未レ知二其心如何物一也、然則雖レ欲レ存レ心、此何等底乎、是子之放レ心而未三嘗求二之也、子肴實奮勵、而求二其放心一則可也。偶有二賓客來臨一、故耕齋禮謝而歸。翌日耕齋又來曰、昨日辱二敎誨一、歸レ家欲レ求二放心一、茫然無レ所レ由、因思レ焉、聖人大學之教、先格レ物致レ知、我未レ能人博考二物理一開地知識天故乎、抑亦放心之甚故乎、如何、曰孟子曰、學問之道無レ他、求二其放心一而已、今子却欲二放心而學問一乎、大學所レ謂心不レ在レ焉視而不レ見、聽而不レ聞、放心如レ此、則何爲而有レ益乎、夫大學之教、以二格レ物致一レ知爲レ先、亦有二其要一、所レ謂物有二本末一、事有二終始一、知レ所二先後一則近レ道矣、物則萬物也、事則萬事也、天下之物事無レ不レ有理、然不レ可レ不レ知レ執下爲レ所レ先、執上レ爲レ所レ後也、大學曰、自二天子一至二庶人一、壹是皆以レ修レ身爲レ本、身則物也、耳目口鼻四肢皆物也、視聽言動皆事也、平生日用二心之所一レ在也、即二于此一窮二其理一爲レ所レ先、夫心者身之主也、身放二其主一則所レ爲皆無レ實、雖レ欲下格レ物致上レ知亦妄也、子若不レ求二放心一、而博考二物理一、則猶如レ欲二往レ東而向一レ西馳一、彌遠、耕齋曰、敎誨親切、知下我平生所レ學皆不上レ得二其道一也、今欲レ求二放心一、茫然無レ所レ由、願施二慈敎一、曰、整二

其容ニ平ニ其心一勿レ用レ智、其應レ事唯從ニ其理ニ不レ從ニ其欲一、如レ此則心存焉、心之虛靈自可レ驗也、耕齋拜曰、愼從三事於斯一。數日之後又來拜曰、守ニ先生之教誨一略有レ得、試言ニ其所ニ得、曰、中心豁然而清快、曰、試言レ所ニ以レ得、曰、整ニ其容一、則不レ放レ心而有レ存、平ニ其心一、則心存而不レ放、於レ茲得ニ中心豁然而清快一、既守ニ先生之教一、得ニ此清快一、何爲ニ自用ニ智乎、我以爲天下之樂、何事可レ換レ之、然則天下何事汚ニ此清快一乎、事來則可ニ順應ニ而已、曰、養レ之可也、子既作ニ學問之基一、學問而可也、曰、我以爲多年徒費ニ精神一、若非ニ先生之教一、則空ニ一生一而已、博覽多識無レ益已、作レ文作レ詩恰如ニ嬰兒之戲一、自レ今一切廢レ之、以欲レ爲ニ天地之一閑人一如何、嚴然警レ之曰、吁是何言哉、子今稍知ニ放心一而已而爲ニ自足一乎、我恐ニ子之駸々然陷ニ異端一也、我告レ子學問而可也、子欲レ爲ニ一閑人一、是懲ニ多年所レ學之非ニ、而聖賢所レ教之學問亦欲レ不レ用レ之乎、譬如下遇ニ火災者懲レ之而欲上レ禁レ火也、孟子謂學問之道、自求ニ放心一而進也、子却以爲乙求ニ放心一則學問不甲レ足レ爲乎、不レ信ニ聖賢之教一而自作レ說、是豈非レ用レ智乎、既用レ智、則其心有レ所レ不レ平也、是則學有レ所レ不レ足故也、夫聖人之心、虛靈洞徹、萬理明盡、自ニ視聽言動之間一至ニ治國平天下之事一、表裡精粗無レ不レ至也、子豈得レ如レ此乎、不レ然則子之心虛靈有レ未ニ洞徹一、萬理有レ未ニ明盡一、衆理之所レ具、未レ能レ盡ニ光明之量一、而應下事處上有レ所レ不レ中必矣、維精維一、允執ニ厥中一者、堯舜禹之學也、學而不レ厭者、孔子之學也、聖人猶且好レ學、況其下乎、不レ放ニ其心一、而學問則可也、學問之道必有レ所レ先、修レ己而後及レ治レ人也、博覽多識則固非レ所レ先、然於レ所ニ其先一有ニ餘力一、則博覽多識亦可也、作レ文作レ詩亦無レ害也、耕齋曰、教誨懇到詳悉、謹受レ命、只作レ文作レ詩一事爲レ無レ益、如何、曰、蓋子所レ作之詩文皆無用之閑詞、故懲レ之而欲レ廢レ之乎、若三夫用ニ之詩文一則何可レ廢乎、曰、有用之文如何、曰、夫文者道之所レ貫也、故文能載レ道、又能記レ事、越稽レ古、易レ之爲レ文甚妙也、道無ニ形狀一、然畫ニ卦爻一以象ニ陰陽一、因レ茲天道之道、及ニ物理一可レ知而已、其大無レ外、其小無レ內、非レ聖不レ能レ作レ之、二典三謨之爲レ文、平生而渾厚也、其味無レ窮、大學中庸論語亦然、周禮之爲レ文、治ニ天下一之綱紀也、春秋之爲レ文、雖ニ就レ事直筆一、王法寓ニ其中一、孟子之爲レ文、平正而活潑自在、道義躍如矣、是皆天下之至寶、所下以不上レ可レ無レ文也、史記漢書歷代之史、皆記レ事者也、治亂興廢於レ茲可レ考、是亦不レ闕者也、我所レ謂有用之文者、凡文之說ニ義理一與レ記レ事也、

近世文多不レ求二放心一而著述、故欲レ說二義理一者、屈曲而穿鑿多矣、欲レ記レ事者、虛飾而僞詐多矣、大凡作二文字一、浮華鬪レ麗、新巧索レ奇者、滔々而流行レ其着實者甚希矣、我豈言レ之乎、曰、欲レ作レ文、則執爲レ師、曰、學庸論語以上者、簡古渾厚、自然成レ章、盛德之文也、甚難レ學レ之、孟子者學レ知利レ行、其所レ知二精義入一レ神、明叡洞徹、故其文平生、而活潑自在如二玉走一レ盤、雄辨如レ破レ竹、而道義炳然矣、以二其發達多渾厚寡一、其文有レ所二後世可一レ學、子摸二倣之一則可也、凡作レ文、其心有レ所レ得、而後寫二出之一則好、徒欲レ作二文字一則不レ好也、欲二義理之明一則好、欲二文學之奇一則不レ好也、曰、孟子以後無二好文一乎、曰、荀子文好處多矣、然所レ謂有レ所二擇而不一レ精也、董子謹厚而其文多レ好矣、然其知有レ所レ未二洞徹一也、韓子豪傑而困レ知勉レ行、雖レ通二大義一、有レ所レ未レ透二精微一、唯其氣節屹而不レ曲、故其文平正、條理粲然、子摸二倣之一則可也、其後至二宋朝一君子多矣、故好文亦多矣、特程伯子道德全而殆聖人也、程叔子及朱子見二道明修一レ身完一、大賢亞聖也、故其文平正篤實而味長、箇々如二玉無一レ瑕也、子師二學之一不二亦善一乎、其後如二許魯齋薛文正之文一、亦可レ則レ之也、曰或云、莊子道不レ同、然其文則奇絶、殆得二神妙一、故古今作レ文者多則レ之、如何、曰、心平正則其言平正、心用レ智則其言奇巧、莊子奇巧者、見三其心不二平正一也、只心平生者知二其非一也、莊子於二道體一、管見於二其端倪一、放言曠蕩、奇々恢々、悉自二其管見一寫出來、且性質穎敏甚用レ智、皷二舞文字一、千變萬化、驚二人之耳目一、夫道體者萬理渾然、必有二流行不レ息之用一、體用全而爲レ道、若二夫不一レ然、則譬如下有二其身一無中其耳目口鼻四肢上、則不レ得レ爲レ人也、莊子者主二混沌一、故大言而不レ顧レ行、惰慢而不レ務レ事、放恣而踏二破禮義一、憍謾而玩二弄聖賢一、雖下與二聖人一同居上不レ可レ化、可レ謂二天地之不才子一也、後世中二其毒一者不レ寡矣、子夫忌レ之如二鴆毒一而可也、曰、詩如何、曰、三百皆性情之發也、其性之發則善也、其情之發則有レ善有二不善一、雖二其不善者一、皆實而無レ僞、所三以爲二古人之淳朴一也、學レ詩則能知二人情一、且心氣和平而能言、所下以爲上レ敎、而不レ可レ不レ學者也、後世風俗頽敗、而其所レ謂詩者性情之發者寡、而虛僞者甚多矣、今作レ詩、則或有レ所レ感而著レ之、或有レ所レ思而述レ之可也、或月或花、有レ乘レ興而賦レ之亦可也、不レ可レ作レ僞而已、曰、後世之詩亦有二可レ則者一乎、曰、陶靖節豪英而其詩朴實、邵康節洒落而其詩清絶、皆可レ則レ之、朱文公張南軒德高業廣、故其詩平正而健、閒雅而厚、其味有二高而不レ可レ攀、深而不レ可レ測者一、

然其平正閒雅、師學レ之不ニ亦善一乎、曰、後生以ニ李杜蘇黃四家一、爲ニ詩豪宗一師レ之、無下可レ取者上乎、曰李氏其心放逸、而其詩發越荒唐、杜氏其志甚卑、而自謂語不レ驚レ人死不レ休、故其詩奇巧華麗、蘇氏欲ニ李氏一、而發越荒唐不レ及レ之、欲ニ杜氏一、而奇巧華麗不レ及レ之、且自ニ抽繹一出者、皆用レ智計校、黃氏有ニ稍實一者、然駁雜多、凡四家之詩、間有ニ可レ見者一亦不レ寡、然偶然而已、凡其心存者、其詩皆可レ見也、若夫心不レ存者、其詩雖レ好、恰如レ綵ニ土器一也、所レ謂詩者之詩也、苟非ニ性情之發一、則雖レ有ニ金言玉句一非レ詩也。

夫聲爲レ律身爲レ度者、聖人之事也、所レ謂從ニ心之所一レ欲而不レ踰レ矩也、謹而後言、擇而後行者、學者之事也、然所レ謹有レ未レ至、所レ擇有レ未レ精也必矣、故既言者既行者、記レ之以ニ他日一復考レ之、則未下必無上レ所レ益也、今記ニ野遊餘話一者、具ニ他日之復考一也。

大丈軒翁七十三歲記

泰伯章客問

客問云、張子曰、一日之間天命未レ絕則是君臣、然則殷道雖レ衰猶是天子、周邦雖レ盛不レ過ニ一諸侯一、所レ謂大王有ニ翦商之志一、如何、云レ然、有ニ此說一、然張子不ニ亦云一乎、命之絕否何以知レ之、人情而已、夫當ニ商之季一、上下崩頹、天下不ニ復知一レ有レ商、則天下亦非ニ商之天下一、當ニ此時一諸侯能行レ道則可ニ以王一矣、況大王有ニ賢子聖孫一、故創レ業垂レ統、而欲下子孫成ニ王業一以濟中天下上也、詩云、實始ニ翦商一、書云、肇ニ基王迹一、此之謂也、程子云、王者天下之義主也、蓋天命既改、則大王不レ能レ無ニ此志一、當ニ周之季一、孟子說ニ魏齊一、亦因乙天下不甲下復知上レ有レ周也、凡論ニ大王之事一者、先見ニ商運已改一、則不レ費ニ多少之辨一、乃知下曾南豐・蔡節齋・趙格菴・饒雙峰・熊勿軒・胡雙湖・金仁山等之異ニ於集註一、蔡虛齋・林次崖・盧未人等之疑中於集注上、皆未レ是、而薛敬軒之信ニ集註一、以爲ニ確論之爲ニ確論一也、客云、上下崩頹天命既改、豈得レ非レ無ニ證レ之浪言一乎、答云、胡金二家考ニ於年代一而言、昔日殷道未レ衰、大王必不レ可レ有下圖ニ天下一之意上、可レ謂レ詳矣、然聖言天下之二字、不下自ニ當時一言上レ之、而推レ本而言レ之、則難レ通ニ其義一、且後世强考ニ索數千歲之時勢事跡一者、不レ可ニ必信一、豈如下直信ニ於聖言一以知中當時之如何上乎、信ニ聖言一天下二字屬ニ泰伯一而言レ之、則知ニ商命既改一、而大王實有ニ翦商之志一也昭々矣、且記レ語者、既取ニ聖人一以下至德稱ニ泰伯一之言上、而又取下聖人論ニ武王一之事上、次以下至德稱ニ文王一之言上、以レ類相從、其微意亦可レ見矣、且大王去レ豳、周日强大、泰伯之レ荊、遂成ニ吳國一、亦見下天下分

崩而無所歸、故遇仁人至德、則民以爲己之歸、仁人至德亦自能成國也、客云、高宗保天下、如運之於掌日久、而後衰之速如此乎、云、夫如周家積德累仁、浹人骨髓、天命之歸終有天下、武王崩成王立、成王亦不爲甚不肖、然管蔡一流言、忽疑周公、雖有太公召公、不得直諫、不亦危乎、設使成王甚不肖則廢亡猶反手也、因此見之、高宗中興固久、然祖庚祖甲不能守先業、則殷道衰亂亦可知也、客云、其衰亂如此也、其數世猶存、而必至紂而後亡者何哉、云、孟子說魏齊以王、則周道衰亂可知也、然數世而後秦併之、蓋亦同日之談也、客云、泰伯不從何也、云、雖天下不復知有商、惟泰伯有惓々之意、猶亡之日有夷齊、文公所謂、泰伯惟知君臣之義截然不可犯、是以不從、是也、客云、泰伯所見如此、其不諫而逃者何也、云、父子親切之間、固有他人之不得而與聞者也、焉知不有嘗幾諫之事乎、然大王不聽之、且欲傳位於季歷以及昌、於是與仲雍逃耳、客云、然則泰伯見大王之志、猶有如賊從逆儔乎、何爲高翔遠逃以遂父之非乎、云、不然文公云、泰伯之心、卽夷齊控馬之心、天地之常經也、大王之心、卽武王孟津之心、古今之通義也、於二者中、須見得道並行而不相悖乃善、蓋大王固知泰伯之心是天地之常經、泰伯亦豈不知大王之志、是古今之通義乎、一則得爲而爲之者也、一則得爲而不安於爲之者也、聖賢之心不可以常情論矣、客云、所謂以天下讓何謂也、云、天下就泰伯之德而看、讓就泰伯之逃而看、集註以因足以朝諸侯有天下、釋天下二字、以棄不取釋讓一字、須熟讀玩味之、或曰爲天下、或曰自武王有天下時推本而言、或爲讓商、或爲讓季歷、皆與集註背、客云、然則說讓字似無落着何哉、云、只以其可取而不取謂之讓、客云三讓如何、云、只是固讓也、三字非數目字、客云、或問所載、大全所載如何、云、先詳味集註、待略有定見、而後可參考其他、故今抄出語類所載之可翼集註者、揭擧以備考、小註及或問、及詩註之與集註相南北者、加圈附愚按於其下、大全中之可疑者亦然也。

語類問、泰伯若居武王時、牧野之師也自不容已、蓋天命人心到這裡無轉側處了、文公云、却怕泰伯不肯恁地做。

陳仲亨問、云云、文公云、泰伯則是不做底、若是泰伯當紂時、他亦只是爲諸侯、大王翦商、自是他周人恁地說、若無此事、他豈肯自誣其祖、左氏分明說泰伯不從、不知甚麼(イカナル)事。

問、泰伯之讓、知文王將有天下而讓之乎、抑知大王欲傳之季歷而讓之乎、文公云、泰伯之意却不是

如レ此、只大王有二翦商之志一、自レ是不レ合二他意一、且度見自家做不レ得二此事一、便掉了去、左傳謂二泰伯不一レ從、是以不レ嗣、不レ從卽是不レ從二大王翦商事一耳、泰伯旣去、其勢只傳二之季歷一、傳二之文王一、泰伯初來思量正是相反、至三周得二天下一、又都是相成就處、看三周內有二泰伯虞仲一、外有二伯夷叔齊一、皆是一般所レ見、不レ欲レ去圖レ周。

問、泰伯知下大王有中取二天下一之志上、而王季又有二聖子一、故讓去、文公云、泰伯惟是不レ要三大王有二天下一。

問、大王有二翦商之志一果如レ此、否文公云詩裏分明說實始二翦商一、又問、恐下詩是推レ本得二天下一之由如上レ此、云、若二推レ本說一、不レ應下實始二翦商一看上、左氏云、泰伯不レ從、是以不レ嗣、這甚分二明這事一也難レ說他無レ所レ據、只是將下孔子稱二泰伯一可上レ謂二至德一也已矣、是與レ稱二文王一一般。

吳伯英問、泰伯逃、其如二父子之情一何、文公云、到レ此卻顧レ卹不レ得、父子君臣一也、大王見二商政日衰一、知二其不一レ久、是以有二翦商之意一、亦至公之心也、至二於泰伯一、則惟知二君臣之義截然不一レ可レ犯也、是以不レ從、二者各行二其心之所一レ安、聖人未三嘗說二一邊一、不二是亦可一レ見矣。

文公云、泰伯之心卽伯夷叩レ馬之心、大王之心卽武王孟津之心、二者道並行而不二相悖一、然聖人稱二泰伯一爲二至德一、謂レ武レ爲レ未レ盡レ善、亦自有二抑揚一、蓋泰伯夷齊之事、天地之常經、而大王武王之事、古今通義、但其間不レ無二些子高下一、若如三蘇氏用二三五百字一、罵二武王一非二聖人一則非矣、於二此二者中一、須地見下得二道並行而不一レ悖處上乃善矣。

右語類可三羽二翼集註一者也。

○小註問、泰伯泰逃必之二荊蠻一、斷レ髮文レ身者、蓋不二示以一レ不レ可レ立、則王季之心不レ安、其位未レ定、終無三以仁二天下一、遂二父志一而成二其遠一者、大者泰伯之讓、上以繼二大王之志一、下以成二王季之業一云云、朱子云、此意甚妙、非三惟說得二泰伯之心一、亦說得二王季之心一。

愚按、是未レ定之說、集註云、泰伯不レ從、旣是不レ從、則泰伯之意願二大王之改一レ志而已、所レ謂遂二父之志一、又所レ謂繼二大王之志一、皆非二泰伯之意一、已旣不レ從、何願二季歷之從一、故知二小註所一レ載、此意甚好者非二定說一。

○或問截、人但見二其逃去不一レ還而已、不レ知二其讓一也、知二其讓一者、見二其讓一國而已、而不レ知レ所丁以使丙文武有二天

下一者實由地於此天、則是以二天下讓一也。

愚按、集註之本旨、不ㇾ論三後來文武有二天下一、只就二泰伯之德一而看。

○或問載、謝氏以爲泰伯亦能有二天下一、信乎、云、泰伯固爲二至德一、然恐ㇾ非二文王之倫一也、使下其德業果與二文王一不上ㇾ異、則大王之欲ㇾ立二季歷一乃邪心矣。

愚按、是亦未ㇾ定之說、集註云、固足下以朝二諸侯一有中天下上矣、是定說也、泰伯文王之德、其優劣似ㇾ不ㇾ可ㇾ易ㇾ論也、泰伯既不ㇾ從、故大王欲ㇾ立二季歷一、是亦一大道理、非二大王之邪心一矣、故知三或問所ㇾ載非二定說一也。

○大雅皇矣篇註云、於ㇾ是大伯見三王季生二文王一、又知二天命之有一ㇾ在、故適ㇾ吳不ㇾ返、云々、既受二大伯之讓一、則益修二其德一以厚二周家之慶一、而與二其兄一以二讓ㇾ德之光一、猶三日彰二其知人之明一、不ㇾ爲二徒讓一耳。

愚按、詩人以泰伯適ㇾ吳不ㇾ反、爲ㇾ讓二王季一以及二文王一、蓋不ㇾ知二泰伯之意一、故朱子註ㇾ詩、只因二詩人之意一也、孔子所ㇾ發者、人之所ㇾ不ㇾ知、所ㇾ謂民得ㇾ無而稱ㇾ焉者、而泰伯之本旨於ㇾ是著矣、故朱子註語、專因二孔子之意一也。詩註與二語註一不ㇾ同者、固有ㇾ以也。

右小註及或問及詩註可ㇾ疑者。

○金仁山云、三讓云二終讓一、或問亦嘗引ㇾ之、則此固遜字當三改爲二終遜一、則貼二本文一作ㇾ終以二天下一遜、於二事理一爲通、蓋王季文王至二武王一、而終有二天下一。

愚按、固遜者、遜ㇾ之固不ㇾ可ㇾ撓之謂也、集註以二三讓一不ㇾ爲三次讓ㇾ之、則固遜之固亦非二固辭之固一明矣、仁山以二或問解一於二集註一故誤、又按、既云終天下讓、忽次ㇾ之云王季及文王至二武王一而終有二天下一、是亦與二集註三讓說一有ㇾ異。

○金仁山引二劉氏敞一云、所ㇾ謂三以二天下一讓者、言自竄二荆吳一以讓二季歷一也、所三以讓二季歷一者、以二季歷有一ㇾ昌也、所二以貴一ㇾ昌者、以昌有ㇾ發也、泰伯見二季歷既仁一而文武之聖、知下天下之意方大啓二周室一必有中天下上、故默焉而逃、是泰伯讓。

愚按、所ㇾ謂自竄二荆吳一以讓二季歷一也、此讓二季歷一也之言、既有ㇾ異二於集註一也、泰伯只就ㇾ所ㇾ安以逃而已、無ㇾ心二於讓二季歷一

也、下文所レ謂所三以讓二季歷一者、以二季歷有一レ昌也、云云、是則大王之志、而非二泰伯之意一。

○金仁山引二程明道一云、泰伯知三王季之賢必能開レ基成二王業一、故爲二天下一而三讓レ之、言二其公也、伊川云、泰伯三以二天下一讓者、立二文王一則道被二天下一、故泰伯以二天下之故一而讓レ之也、不二必革一、命使下紂賢文王爲中三公上矣。

愚按、程兩夫子之言、皆大王之志、而非二泰伯之意一、泰伯只就レ所レ安以遜而已、無レ心二於天下之如何一也。

○金仁山云、按レ詩、大王實始二翦商一、不レ過レ謂二周家翦商之業、自大王始基レ之爾、且大王廷レ岐在二小乙之世一、至二丁巳一而高宗之殷道中興者六十年、歷二祖庚祖甲一祖甲二十八祀而生二文王一、其時商未レ衰也、大王亦安得レ有二翦商之志一哉、況大王前日猶能弃國二於狄人侵レ豳之時一、而今日乃欲レ取二天下於商家未レ亂之日一、大王之心決不二若レ此其悖一也。

愚按、商衰之時、而泰伯之德足レ有二天下一、而棄不レ取、所レ謂泰伯以二天下一讓者、以其可レ取而不レ取也、若二商未一レ衰、則聖人之言泰伯天下讓者何哉。

○熊勿軒云、詩言三實始二翦商一、魯頌張大之辭、與三書言二肇レ基王迹一同レ意、然則泰伯不レ從果何事也、古人兄弟讓レ國、如二孤竹君之二子一固亦有レ之、泰伯之讓二季歷一、卽此類。

愚按、若以爲二泰伯不レ從只爲讓一レ國、則以爲大王欲レ立二泰伯一、然泰伯不レ從、而欲レ讓二季歷一乎、試問、親存則不レ從、病則不レ侍、沒則不レ赴、已身亦傷二毀髮膚一、只顧レ成レ讓、是何義理、若レ曰下爲二天下一而欲上レ讓二季歷一、則我聞親レ親而後仁レ民、未レ聞下不レ親レ親而欲レ仁レ民者上也、必也、如二集註所一レ謂控馬之意、而後可レ言二泰伯之事一。

○吳越春秋古公病將レ卒、令三季歷讓二國於泰伯一、而三讓不レ受、故云泰伯三以二天下一讓。

愚按、泰伯不レ從、故大王遂欲下傳二位於季歷一以及上レ昌、故泰伯逃之二荊蠻一、今曰下古公病將上レ卒、令三季歷讓二國於泰伯一、嗚呼、心欲レ之而姑爲二之辭一、則常人亦能恥レ之、而謂二大王爲一レ之乎。

○饒雙峰云、泰伯逃以成二父之志一、所下以上順二天命於幾微一、而下爲二他日一開中極民水火之地上。

愚按、泰伯只願三大王變二翦商之志一、而不レ可レ得、則不レ得レ已而逃以就二心之所一レ安也、非三逃以成二父之志一也、又云爲二他日一開二

極民水火之地一、泰伯去時無二此意一。

○陳新安云、泰伯既不レ從二大王翦商之志一、苟不下併與二仲弟一逃上レ之、則大王無レ由レ傳二之季歷一、不レ得レ遂二其志一矣。

愚按、泰伯既不レ從、何計下無レ由レ傳三之季歷一、與上レ不レ得レ遂二其志一矣、然則泰伯之與二仲雍一俱逃何也、曰蓋非三泰伯勉二仲雍一、仲雍亦與二泰伯之意一同也。

○金仁山云、王文憲謂、此章用二古註一修入未レ及レ改也、又云、魯頌稱二翦商一、文公謂、大王自レ豳徙居二岐陽一、四方之民咸歸往レ之、於レ是而王迹始著、蓋有二翦商之漸一、以レ是推レ之、則語錄雜三出於門人所二記、恐不レ足三以證二集註一也。

愚按、先儒以爲翦商之漸、與二翦商之志一不レ同、故信二詩傳一而疑二語註一、予未レ曉二其所一レ爲レ異、蓋雖二其事未一レ成、而其心向レ之、則之謂レ志、雖二其功未一レ成、其業創レ之、則之謂レ漸、然則曰レ志曰レ漸、其歸一也、皆向云、創レ業垂レ統、而欲下子孫成二王業一、以濟上二天下一者也、所レ謂語錄雜二出於門人所一レ記、恐不レ足三以二證集註一也者、固亦往々有二然者一、然集註始曰下大王有中翦商レ之志上、次曰二泰伯不一レ從、終云二其心則夷齊控馬之心一、此皆文公之親筆也、語錄之與二親筆一意同而相發者、皆足二以證一如何。

右大全中之可レ疑者。

右姑陳二管見一如レ此、然自信二猶未一レ足、予其再與二高明一議レ之、愚亦將下就二有道一而正上レ焉。

寛文十一年十月二十二日　　朝倉正義撰

客問附錄

南鄰冠者問云、金仁山嘗云、大王遷レ岐在二小乙之世一、至二丁巳一而高宗之殷道中興者六十年、歷二祖庚祖甲一祖甲二十八祀而生二文王一、其時商未レ衰也、大王亦安得レ有二翦商之志一哉、仁山所レ論之曆數如何、云、仁山亦有レ所レ據乎、然愚嘗疑レ之、夫小乙在レ位二十八祀、高宗在レ位五十九祀、祖庚在レ位七祀、祖甲在レ位三十三祀、廩辛在レ位六祀、庚丁在レ位二十一祀、武乙在レ位四祀、大丁在レ位三祀、帝乙在レ位三十七祀、紂在レ位三十二祀、自二小乙元祀一至二紂亡一、凡二百三十一祀、文王生在二祖甲二十八祀一、崩在二紂二十祀一、壽九十七、文王二十四歲生二武王一、正在二庚丁十

二祀、武王八十六歲出兵、八十七即位、在位七年、壽九十三、武王八十一歲生成王、武王崩時成王僅十三歲、金仁山通鑑前編載、大王遷岐、在小乙之二十六祀、夫大王之遷岐也、及姜女聿來、設使大王二十歲而遷岐、至文王生則一百一十八年、況雖文王生有聖德、然其孩兒而在襁褓之中、未易遽知其成王業、必待數歲而後或略知之乎、且大王將去邠告耆老、亦如出於老成人之口、其積德累仁、亦非歷多少之年、則何以得一旦棄國而人歸之、卻倍他日如此乎、然則大王之遷岐殆三四十歲亦未可知也、是我所以不能無疑于金仁山也。今推之於事理、蓋大王之生在高宗之中年、遷岐在祖甲之初年、翦商之志在祖甲之末、廩辛之時乎、大王病泰伯去在廩辛之末庚丁之初乎、高宗中興之間固久矣、然高宗崩後祖庚不能守先業、其後祖甲無道而殷大衰、內則諸侯無朝者而不能問、外則夷狄侵境而無禁之者、大王之去邠、只是因下上無天子下無方伯、邠亦小國而不足自守、狄人強暴而貪地不已、故不得已而去而已、然邠人悉從之、四方亦歸之、周日彊大、且有賢子聖孫、故我嘗曰、大王不能無比志、張子所謂時勢自是不可已之類也。

北隣閑人來問云、嚮遇某冠者、而聞子之推論於大王以下之曆數、亦稍有理、試問、高宗運掌天下之日久、而其後衰之速如此乎、云、今朝所答於冠者之問者、只陳臆見、以論仁山所言之曆數可疑而已、年代久遠亦難審知也、何足入齒牙乎、今請以彼推此、以後例先、而以言其衰也、夫如周家積德累仁、浹人骨徹人髓、天命之歸、一戎衣而有天下、武王崩而成王立、成王亦不為甚不肖、然管蔡一流言忽疑周公、雖有大公召公不得直諫、不亦危乎、設使成王甚不肖、則廢亡猶反手也、因此見之、高宗中興雖固久、然祖庚祖甲不能守先業、則殷道衰亂亦可知也、閑人云、其衰亂如此也、其數世猶存、而必至紂而後亡者何哉、云、孟子說魏齊以王天下者、周道衰亂可知也、然數世而後秦併之、蓋亦同日之談也。

大丈軒先生之行狀

篠岡謙堂

先生姓伴、氏小原、諱正義、字伯實、稱善介、先生之父彌右衛門正休、嘗事大久保加州牧、而生先生於美濃國狩納

*心者身之至已上至ニ心廣體胖一也皆野遊餘話之文

城府一、後加公遷二於肥前唐津一、先生從レ父往レ焉、久而有レ故正休退三去唐津一、僑居二京師一、先生在二唐津一、歳未レ足レ志レ學、而學二讀書於禪僧一、僧特能二聲韻反切之事一、先生請レ學レ之、僧以爲未レ能レ而學不二敢許一、先生奮然忽求三得韻鏡一冊一、或參伍錯綜、或上下衡縱、不レ眠三百三夜、心焦胃乾、形容亦將二枯槁一也、終開三發反切之術路一、往來轉展歸納盡得、而未三嘗誤二一字一也、先生自試二之於僧一、僧大奇レ之也。既及レ之二京師一、涉三獵群書一、兼長二醫術一、其名震二京師一、養レ親之助亦甚豐也。然先生以爲縱雖レ活二千人一、一人若有二非命之死一、則於二我心一如レ之何、未三全爲二仁者之術一也、廢レ之、又學二孫吳之兵法一、洛中壯士靡然隨レ之、其豪氣英發不レ讓二古人一也、此業亦出二於群英之右一、先生猶以爲兵者撥亂反正之具、雖下固不上レ可レ無レ之也、以レ此宅レ心則其趣陋矣、聖人不レ學二軍旅之事一也。夫神道者、我日域之教不レ可レ不レ知レ之也、於レ此講二神書一而見解甚高、雖レ有二達者多一、立二先生之下風一。然此道動則以二奇怪一爲二神祕一矣、善則善也、但不レ如下自二日用彝倫之邇一至中治亂存亡之大上、則聖人之道無レ不レ包三括之一也、已貫一貫之謂也、丈夫不レ立二志於此一、安得二堯舜之徒一乎、終幷廢二前業一而專進二聖賢之學一也矣。米川・藤井・中村・河合・宇保・矢尾・市浦之數人、皆蓋世之俊傑也、先生與二此輩一、日以講習、夜以討論、就レ中先生勇義決斷冠二群賢一也、當二此時一、我先君大崇三尊儒教一、邦內之文化日日新、偶聞二先生之佳名一、頻辟爲二侍講一也、先生亦欲レ堯三舜其君一、終執二贄於岡城一也、爾來勳勞積レ日累レ年矣。不幸先君早棄レ世、先生亦退處二學舍一、兼領二學監一、先生固能二眞草之文字一、且筆力健捷也、人十日之所レ寫者、先生一日寫レ之也、當時先君命寫二大學一部孝經一部一、既成獻レ之、先君莞爾曰、能速寫レ之、汝之筆力一日之間寫二如レ此之文字一、應レ爲二幾行一哉、先生答曰、大學二一部孝經二一部寫レ之耳、先君未レ信レ之、問レ之如レ此者再三、先生知二其意一而歸レ家、翌日試寫レ之、自レ卯至レ未而四部之書頓成、卽持レ之至レ朝見二先君一曰、臣卒爾以二未レ行者一對レ君其誤矣、今日試レ之既成レ之、先君驚見曰、文字楷正而俊速如レ此歟、顧二左右一賞嘆不レ已。

先生歳逮二古稀一、退養二老於弘西北方一、閑二事業一盛賦レ詩作レ文常出二心上一、持レ敬而口氣平淡、洒々落々、非二尋常詩人之所一レ及也、嘗論二持レ敬之工夫一、曰心*者身之至也、然操則存舍則亡、苟爲レ不レ存則百事皆廢矣、所謂心不レ在レ焉、視而不見、聽而不聞、食而不レ知二其味一、所四以心欲三在二腔子裏一也、孟子所レ謂學問之道無レ他、求二其放心一而已、亦皆人

之所二舊知一也、徒知レ之而已而不レ用二其工夫一、則何益之有、或曰、欲レ收二放心一、則靜坐可乎、曰危哉我甚恐レ之、若二夫
內有レ主而後靜坐一、亦可レ無レ害、初學靜坐則不レ坐馳者鮮矣、內無レ主而靜坐則意馬走レ野心猿涉レ梢、愈涉二紛々擾
擾一、若二夫强制之久一、則失心之虛空々寂々不二坐亡一者鮮、坐馳固非也、坐亡亦非也、或有下厭レ事而好二靜坐一者上、既失二
其道一、故當レ事必煩亂矣、又或曰敬之義、或曰畏字之意、或曰主一無適、或云齊整嚴肅、或云收二斂身心一不レ容二一物一、
或曰常惺々孰爲レ要、曰皆要也、然子先レ敬而後有二商量一則可也、未レ用二心於茲一、而如レ許二胡亂發問一、則其心輕易
不レ敬也、我又何言、或又曰欲二敬以存一レ心、茫然無レ所レ由、少間意念頻起欲レ制レ之、則念々相牽、彌紛擾、曰今知レ求二
放心一者求二放心一之故也、才知二放心一則心既在レ于レ茲、只所レ求非二其道一而已、心本虛靈也、故謂二之明德一、此虛々而
實也、以二其靈一也、子徒欲二其虛一、是頑虛也、故茫然聖賢之心固虛靈自存、故神明洞徹初學未レ可二企及一、今却以二有意
之心一欲レ存二無形無影之心一、濁二其泥一揚二其波一也、故茫然昏宜之地意念頻起、且以レ意制レ意、故念々相牽不レ可レ止
矣、意者心之用也、誠レ意々誠之意字是也、可レ誠レ之而已、只意必固、我之意字指二私意一可レ除レ之、子概以爲レ制レ之、
是欲二其虛一之誤也、夫敬者徹レ上徹レ下之道也、有二聖人之敬一、有二賢人之敬一、有二學者之敬一、學者只所レ學可レ着レ實、
如二君子九容一則齊整嚴肅之事也、我聞從レ事則心存、故於視聽言動之間不二敢輕易一、心禁二非禮一則心存二其中一、誠積
レ務久、則本心瑩然神明彰矣、是謂二學問之道一也、若下夫學問不上レ功已則講二聖經賢傳一皆放心之事也、況雜事乎、況
詩文乎、或又曰如二公之言一乾々不レ息、則如二桎梏在一レ獄、性稟柔弱而將レ不レ堪レ久、如何可、曰是持之急迫故也、夫敬
則主一無適而無二事之紛擾一、故內自安如二九容者一、君子在二朝廷一之容、而亦必有二子燕居申々夭々一也、齊整嚴肅豈
亦嚴威儼恪喫レ之謂乎、君子雖二禮嚴一亦必有レ和、故曰禮之用和爲レ貴、如二收斂一身心不レ容二一物一、豈拘束閉藏之謂
乎、謂二存レ心而豁然一而已、如二敬者一畏字之意、豈徒循巡畏縮之謂乎、曾子戰々兢々如レ臨二深淵一如レ履二薄氷一、亦自
心廣體胖也。又曰古人之詩文、謂二日月一爲二烏兎蟾蜍一元無二異論一、然日月則天地之精神、尊無二可レ比之名一、爲二烏兎
蟾蜍一、則有二吾不レ忍、譬稱二人之君父一爲二犬馬一則誰容レ之哉、此等之類雖レ有二本據一、君子之所レ當二斟酌一也、但工夫
入二這裏一而當レ如レ此矣、不レ要二强教一レ人不レ言レ之耳。先生自レ少有下深二志於先祖之系一搜中索群書上、數十年來終及レ所

レ由出レ之者其血脉燦然、實王者禘祭之意、亦不レ外レ于レ此、凡閒暇之交會必圍レ棊然以ニ勝負一不レ繫レ意、只消ニ夏日之長一而已、其鄕里民有ニ疾病一訴レ之、則先生自診脉與ニ藥三貼、或五貼一、得ニ其的中一、則無レ不レ愈、若レ不レ中則辭而不ニ再與一也、恐ニ其却害一レ之也、平居無レ事、庭前之所レ有雖ニ寸草一無レ不レ愛、又無レ所ニ繫累一也。正德二年壬辰歲冬十一月六日、先生七十有六歲、忽易レ簀、孝子慈孫親戚婢僕、及閭里老幼無レ不ニ慟哭一、野人子來爭就ニ其喪事之役一、粤十一月九日葬ニ之備前之國御野郡半田之麓一。嗟、嶺雲仰レ德、松風聞レ名耳。

備前國學總監兼國史官篠岡利貞、謹書ニ于泮池東之講堂一

大文軒先生之行狀

窪田荊石

有ニ小原正休者一、仕ニ于肥之唐津侯一、有レ故致レ爲レ臣、乃引ニ家累一遠移ニ京師一、借ニ居坊間一、予正義時歲二十、以爲今無レ祿、又無ニ田產一不ニ必可一レ爲レ無レ餓也、然餓死事極小、若レ怕レ之、恐失レ守、於ニ嗟來一試不レ食三四日、賦レ詩益固ニ其志一、遂以成ニ其業一矣。詩曰、

餓死決ニ其志一、心安レ身亦舒、萬般無レ所レ屈、天下是廣居。

芳廟方求ニ儒學之士一、委レ質爲レ講、講解對答無レ有レ所ニ避諱一焉、駕朝東告レ歸侍養、駕已西復來在レ藩、是異數也、但於ニ其間一扈ニ從武之邸一前後二期。其在ニ曹廟時一、來寓ニ學之客舍一、訓ニ督諸生一耳、以三中年闕ニ定省一、乞ニ宅於北方之地一、迎ニ其父母一以歸。嘗朔旦之賀、正義有レ手至レ地而不ニ稽首一、近侍勵レ聲曰、退去退去、正義曰、君今顧レ他、曹廟色悖然而視ニ正義一、稽首而退、聞者皆爲ニ正義一懼、正義因ニ近臣一上レ書言レ事、曹廟嘉ニ納之一、使レ傳レ命曰、有ニ欲レ言者一勿レ不ニ敷陳一、且曰正義近事レ我者也、然我以ニ舊臣一視レ之、正義聞レ之、豈不ニ感激一哉。曹廟一日、臨レ于レ學、正義前講出入、孝悌之章畢、曹廟喟歎久レ之、且望ニ衆小子一曰、自レ幼聽ニ孝悌之義一、不ニ亦善一哉、不ニ數月一使下正義以ニ學廟副監一兼中講堂之講筵上、聞者竊意、大哉人君之度也、而正義之榮、庶臣罕レ類、是後出レ居宿ニ客舍一、正義好ニ儉素一、綿衣革袴佩刀擇ニ尤物一、然裝不レ以ニ金銀一、朝餔晩飯、與ニ奴僕一不レ異レ品、有レ客爲ニ一魚一、若一

肉羹而酒不レ過二三五行一耳、客亦不三以爲二薄一、一樂三親依聆二言論一焉、賣二俸米一必待二來年一、曰有二落職一有二病告一、則以二何米一納二贖於官倉一耶、以レ故財常有二贏餘一、置二一監奴一僕一、爲二二子學レ騎二畜良馬一、凡軍器有レ用者、無二一不一レ備、安二重核一、攜二一古刀一來曰、須二銀十兩一、正義見輙買レ之、重核曰我爲レ言必當レ下二其直一、正義曰直宜二十兩一勿レ爲レ言、過二骨董肆一、見レ有二四書大全一、問レ直而歸、使二僕齎レ錢往取一、錯取二來十帖源氏一、正義笑收二之房隅一不二復問一、正義雖レ好二儉素一、絕無二鄙吝之意一如レ此矣。正義爲レ人淸峻而剛毅、狀貌亦偉岸也、學二都之人一無レ不レ知下其不上二常人一、韓人亦曰知三君不二俗士一、一時權貴及レ見二正義一必加二禮意一、正義盡レ禮、已醫非三審說二病證一者不レ服二其藥一、病革持レ身坐、拱レ手逝矣、歲七十六。其學問之正、踐履之實、後世之可二以爲一レ法、悉出二于篠利貞所一レ記不レ贅レ此。

小原如瓶

名正長　字稱二宗介一

孔門以レ求レ仁爲レ急論

求レ仁求下人之所二以爲一レ人者上也、蓋一元生々不レ息、人物資以生矣、故曰仁也者人也、又曰無二惻隱之心一非レ人也、才有レ生則有レ氣、形成神發始有レ不レ齊、各因二其性之所一レ近以二善惡一相背馳、其日鑿不レ息、則人欲熾天理滅矣、其違二禽獸一也亦不レ遠、若能使レ克二其己私一、而無二纖毫之有一、則天理之公復在レ我、仁也、義也、禮也、智也、萬善日用之不レ竭學欲二其能如一レ是而已、故孔門諸子之言動、事雖レ異、壹、是以求レ仁爲レ急、而顏子之三月不レ違、曾子之一以貫レ之、其餘日月至レ焉、皆有レ稱二其才一、後世人情日薄、聖學無レ能レ焉、其所レ學不レ過三記一誦二文辭之末一、有レ說レ仁而失レ于レ情者、有下誤而淫二老佛一者上、於レ是周程張朱相續二正性命仁義之說一、學則復レ舊矣、只常人之蔽塞既甚、荊棘不レ可レ除、若不二深察一、則駸々然入二禽獸不義之域一、夫志氣之師也、有レ爲亦如レ是、縱無二能然一、日孜々毙而後已。

自記

講レ學七十餘年、未ニ曾有ニ倦レ焉、老來恍惚覺レ有ニ少進一、終自信以爲レ得ニ先秦之學一矣、夫學明ニ人倫一而已、論ニ孟子之言既開ニ示其要領一矣、學者於レ此無レ有乎、得則亦無レ有乎、得ニ後世五車充棟之書一、雖レ有下極ニ精微一者上、惟論篤而已、無レ益レ於レ吾者毎多矣、是故難レ曉者不ニ必解一之、可レ排者不ニ必辨一之、朋友有レ問、則以ニ已所ニ見亦不ニ必求ニ其信一之、嗚呼吾之不肖也、毎所レ忌ニ博文麗辭之士一、此亦於レ吾必有下致レ之者上爾、爾爲レ爾、我爲レ我、亦何相妨乎。

行狀

窪田剛叔

如瓶氏小原諱正長、如瓶其號也、少勉ニ勵家學一有レ所ニ成就一矣、性多ニ暴怒一、父戒レ之曰、吾見ニ人暴怒一似ニ頗爲ニ顚子一、汝不レ讀レ易乎、懲レ忿、正長伏聞ニ戒訓一、從レ此專以ニ懲創一爲レ先、不レ忘レ於レ心、正長自道也、歳及ニ四十一、氣象頗和平、接レ人臨レ下有レ恕、可レ謂ニ能變ニ化其氣質一也、父有レ病、召ニ正長一曰、吾借ニ金若干於大橋茂衞門一、吾死汝當レ償矣、正長敬諾、喪已除、訪ニ茂衞門一、還ニ金語以ニ父之遺命一、茂衞門不レ肯レ受曰、先生適有ニ多費一而用不レ足、弟子盡レ力固其所也、豈望ニ其償一乎、正長不レ悅曰、兄使ニ吾失ニ信於父一耶、於レ此乎、茂衞門不レ得ニ峻却一、而姑收ニ納其金一、乃命ニ石匠一立ニ柵圍塋域一、使ニ物無ニ觸ニ墓碑一、正長感且謝矣、二年茂衞門亦死、正長往レ寺拜ニ靈位一、以ニ金若干一囑ニ主僧一、爲ニ忌日香燭之資一而去、可レ謂ニ廉有ニ義矣、正長有ニ二弟一、皆出嗣ニ異姓一、爲レ之買ニ衣袴一分ニ刀鐺諸器與ニ玩好雜貨一唯ニ弟所レ欲、而絶無ニ吝惜之意一也、從父妹爲ニ原田氏之妻一、生ニ一女四男一、長某喪レ父未ニ浹旬一有ニ汚行亡命一、母引ニ四子一去居ニ妹尾崎一、正長、遠給ニ米錢一無レ有ニ曠闕一、得ニ以不ニ飢ニ寒於其間一、毎官於ニ七寺中一有ニ大施會一、以レ情懇ニ主僧使ニ其請ニ赦、二年得ニ請下母子上復歸ニ于都下一、則養ニ於已家一久而不レ見ニ厭意一、況使下次弟得上レ受ニ食於郡廳一、繼ニ其姉一得レ嫁ニ于龜井氏一乎、而其餘ニ弟長者落髮爲レ僧、幼者猶在ニ母側一、人皆曰母子雖ニ一流離狼狽一再得レ遂ニ後安於本國一者出ニ於正長恤レ族之實一焉、由ニ於其婉轉圖維一而百方致レ意可レ謂レ厚矣、嘗有下學童戰ニ於安藤氏之門前一者上、有ニ二士走救一、正長亦至、二童相傷痍無ニ能起一、正長使下人一扶入ニ安藤氏一、一扶入中村瀨氏上、正長曰儻在ニ一處ニ二家族人亦赴ニ集一處一、然則事勢不レ可レ料也、方ニ急遽之間一、區處如レ此、可レ謂レ有ニ才幹一矣、正長不レ喜レ阿ニ諛委靡之人一、不

レ言ニ撙節計量之事一、自ニ明君賢佐之政術良將武夫之兵謀一、以至ニ士之行義一、不レ可レ不レ審ニ門多レ諳者一議レ之論レ之莫レ不ニ精窮一焉、以レ故有ニ氣槩一之士、往々相往來、雖ニ年少一亦或日遇ニ正長一聞必有レ益、正長以ニ學廟副監一兼ニ講筵奉職一謹愼五十年如ニ一日一、將下終召ニ長孫一遺言上士唯知レ有レ君而已、日瞑享年七十三。時嫡某役在ニ東都邸一。

評曰、今之儒者何爲下弊ニ精神一糜ニ歲月一者上歟、無下乃患上レ不ニ已知一乎、夫學爲レ己徙レ義爲レ尊而已矣。先君建レ學立レ師也有ニ以造一レ士也、若ニ正長一者則可ニ今之儒者一、果中ニ先君之盛意一乎否、是不レ可レ知也。

泮水餘波 卷之三 終

泮水餘波　卷之四

三宅道乙

字子燕、號研山、又翠齋通稱忠兵衛

答中山三栁書

重領書教兩次、舒卷翻復不能釋手、就霖雨寂寥道路泥濘、馳馬試射獵野漁河、一無所施其巧、賢太守不出閤彌旬聽政之餘、端坐無事、乃曰召僕候左右、談話乃四方之事、自朝至日中、昃不遑食、退而就館、則諸士麇至、縫掖與武弁雜還(衆カ)成群、講書問難爇燭繼晷、遂至稽緩呈鄙報、間負足下懇々盛意、羞赧泚顙無所容謝辭、來教論諸儒得失、叙歷代治亂、可謂詳且盡矣、非足下篤學何以及此、感珍感珍、僕亦不敢不悉鄙懷。

來書云、堯舜禹湯文武周公思孟之言、殫載之四書六經、文章雍容、氣象和暢、降迨司馬遷・賈誼・董仲舒・劉向・楊雄・班固等、語雖不及乎前聖賢者言也、其筆勢語意、殆似有經書遺風者、僕以此言誠然漢室去古未遠文章粗類于經書、然漢儒全無聖賢之識見、規模故外近似而內實不同、足下審察而熟玩之、則見其言之有所不同矣、夫司馬遷・班固雖博古識、今文辭無比、特記事之史耳、劉向父子出乎秦火之餘、收經典之散亡、可謂有功于後學矣、然於聖人之道未窺其藩籬者也、賈誼才大而德不副、憤世怨上古人、所謂三黜有慍色、即非賢哲規模之言、實中其膏肓者歟、楊雄大玄法言摸周易擬魯論、辭致高遠、若未易窺然、其論性混善惡則未知聖賢之道者也、屈節仕新莽、則未行聖賢之道者也、惟董仲舒見道不錯、所謂道之大原出於天正、其誼不計其利、明其道不謀其功之言、誠爲萬世至論、故程朱以爲漢儒中知道者惟仲舒一人而已、苟以其言相類而取之、猶視圖索駿也。

來書云、到二宋朝一儒者言語大變二古套一、程朱爲二尤甚一、按二其所一レ由乃皆徵二祖語禪一、則故耶僕謂程朱語錄中、這箇、那般、怎麼、恁地、些子、只管、摸樣、意思等詞、概擧二當時俗語一耳、吾固用二之浮屠氏一亦用三之作二語錄一也、浮屠氏書傳二播于我國一殆千有餘年、其徒以二千萬一數、而宋二儒性理一之書入二于我國一不レ過二二百年一、學レ之者絕少、我邦人以二先入之言一爲レ主、遂視二唐宋時俗語一以爲二禪話一誠未レ探二其本一者也、語錄用二俗語一憶欲下卒爾易二記見一者易上レ曉、且語錄者門人弟子所レ記、非二其人手筆一也、足下試看下程朱書中有中倣二祖語一用二禪話一者上否歟。

來書云、交接行事之間、說レ理說レ命說レ性說レ心亦太過、聖人自不レ如レ此、故曰子罕言二利與レ命與一レ仁、何妄漏泄、爲二平日打話一乎、僕以爲世衰道微、邪說暴行、有レ作則說レ道不レ得レ不二詳且盡一焉、故湯武、伊傳周召之言、詳二於堯舜禹皐陶之言一、孔子之言詳二於湯武一、伊傳周召之言、孟子之言詳二於孔子之言一、孟子沒後失二吾道之傳一者殆千五百年、到二宋儒周程諸先生出一、而續二曠世不レ傳之緖一、其間老佛盛行說レ心說レ性說二道德一說二仁義一專假二吾儒之名義一、以爲二自家青氈一、然詳三其所二以爲一レ說、則皆似而非者、亂二吾正道一尤甚偶有二王沖淹韓退之徒一而說二吾道一亦擇レ焉、而不二精語一レ焉、而不レ詳故程朱二先生說レ心說レ性說レ理說レ命、析理切骨爬羅剔抉、以明二正道一拒二邪說一、孟子所レ謂予豈好レ辨哉、予不レ得レ已也、程朱先生亦云。

來書云、宋人指二程朱一爲二僞學妖言一、亦謂二其儒禪混雜一與二聖賢之訓一相矛盾乎、程朱務レ排二佛氏一、何故其言卻如レ此、僕以爲程朱之學儒禪混雜之說未レ見二其據一、佛法金湯載二程朱參禪悟道之事一、其爲二僞妄一也昭々焉不レ足レ採、以爲二論質一矣、大抵浮屠僞妄昉二乎瞿曇之經中一乎、夫觀二龍樹之論一終二乎達磨一、及二歷世祖師之禪錄一、故敷二其餘流一者、吐二虛誕說一妄亦湛然无レ慙、程伯子朱子、少時博覽二釋老之書一、極二其原一、探二其根一、姑二二氏之誕妄不レ能レ塞二其聰明一、到二程叔子一、則釋老之書未二嘗一觸一レ目、何有二儒禪混雜之說一哉、務レ排二佛氏一、亦孟子距二楊墨一之意也、以レ道自任者不レ得レ不レ然已。

來書云、司馬溫公・范文正公・韓魏公・王臨川・歐陽公・三蘇・黃山谷・楊龜山・謝上蔡・呂晉伯・游定夫之徒、亦皆宋朝大儒、道學師範卻以二儒禪一混合、矧其餘尙何誅乎、僕以爲溫公范文正命世大儒也、溫公創二家儀一范公置二義田一、實聖

賢之遺法、而萬世之軌範也、見ニ溫公傳家集范文正全集一、未レ有ニ儒禪混合之說一、而溫公疑三孟子宗ニ楊雄一、則來書所レ謂有ニ蔽處及查滓一者、且二公之學見ニ於行事一者、吾無ニ間然一、但其知レ有レ所レ未レ盡、故未レ若ニ程朱二先生明徹而周遍一也、韓魏公天質粹美尤長ニ政事之材一、然謂三之知ニ聖人之道一、則未矣、歐陽公才富學博長ニ於文章一、其著ニ本論一似レ有ニ儒者之趣一、然性非ニ所レ先之教一、亦不レ可レ謂ニ之道學師範一、王臨川逐ニ群賢一、蘇東坡忌ニ伊川一、實聖門之罪人也、黃魯直事レ親躬滌ニ溺器一、謂三周濂溪爲ニ光風霽月一、則於レ道不レ可レ謂レ全、無ニ識見踐履一、然視レ之其終身所レ業止ニ於詞賦一、又樂ニ清閒一、慕ニ隱逸一、陷ニ於佛氏一、楊龜山謝上蔡游廣平、皆程門高弟也、其儒禪混合之言、載ニ於良卿所レ著異端辨正一、然不レ可ニ據以爲一レ證、其立レ言命レ辭雖三或類ニ浮屠氏一、言見レ道不レ錯實聖門之徒也、龜山有全集游謝皆有ニ語錄者一、足下考ニ之呂晉伯一力行不レ倦、寧容レ比ニ之彼禪衲猖狂自肆者一耶。

來書云、性理學盛行儀論辨析書益出、尋ニ樂處一則思レ與ニ顏子一侔レ賢說ニ一貫一、則欲下與ニ曾子一比上レ隆、以不レ得下性與ニ天道一貶中子貢上、笑ニ漢儒一以下拘ニ訓詁一與中詞章上、此皆不レ求ニ上達於下學一、尊ニ德性一忘下問學與中聖人之教上亦異レ焉、僕謂近世學者、騖ニ志於高遠一、而行不レ免レ爲ニ鄉人一者往々是、已來書之所レ論、可レ謂レ切ニ中其膏肓一矣。

來書云、自レ秦至ニ唐儒一者、不レ務レ明ニ性理一、然朝廷治亂國家興亡云云者、始不レ異ニ乎常數一、自レ宋到ニ今儒者一、言三顥先ニ生理一、然朝廷治亂國家興亡云々者、亦不レ異ニ乎常數一、未レ知下於ニ何處一見中其優劣上乎哉、僕以爲宋儒見レ道分明、比ニ之漢唐諸儒一、不レ可ニ同レ日語一焉、然國家興亡曆數長短與ニ此相若者一、在レ不レ用ニ其人一而已、足下深味ニ孟子淳于髡問答之言一、則其惑不レ辨而明矣、凡人材之盛、三代以後惟宋爲レ最、宋儒無ニ大君子一濂溪終ニ於微官一、康節謝病不レ仕、橫渠移レ病解レ官、二程立レ朝讒口嗷嗷、終爲ニ執拗夫所一レ黜、溫公執レ政不ニ曾數年一而致仕、此數君子者、雖レ有下堯ニ舜其君一之志上、其若ニ上之不一レ用何哉、値有ニ韓范富公二三君子一、得下當ニ輔弼一之地上、暫張ニ其綱一振ニ其紀一、不ニ曾幾時一王呂秦徒群凶踵起、卒頽ニ其政一、是非紛糾、得失相半、終無ニ善治一矣、朱子之學所レ謂泰山喬嶽、蠶絲牛毛、可レ謂地集ニ四子之長一而大成天、卻自レ少沉ニ滯下僚一、轉ニ任郡縣一、至ニ晚年一乃得人充ニ講官一侍地禁闈天、亦不ニ半歲一而退、其經筵講義、纔至ニ誠意章一而止、惜哉其不レ及ニ治國平天下之說一也、夫三代之後、歷世之治不レ如ニ漢唐之久一者、漢大綱

張唐萬目擧故也、程子言可レ驗、大綱既張、萬目悉擧、則聖人之敎可ニ得而施一焉、漢之帝唐大宗亦可レ惜之明主也、但時乏ニ伊呂王佐之材一、所三以不ニ如レ古也、設若ニ宋家用ニ周程張朱一、猶三殷周之於ニ伊傅周召一、則安知レ不下與ニ三代一同中其歷數上哉。來書云、本朝亦然、上古未ニ之聞一、至ニ中古一太信ニ浮屠一、近代或說ニ性理一、然政敎得失風俗汙隆、孰爲レ兄孰爲レ弟乎、僕以爲我國上古貴ニ神道一、惟事レ神是務、而不ニ復知ニ神者果爲ニ何物一也、逮ニ應神御宇之時一、百濟貢ニ博士一、始以ニ冊籍一敎レ人、大鷦鷯皇子・菟道皇子兄弟讓レ國、蓋慕ニ夷齊之風一者也、然上古之學、唯記ニ訓詁一解ニ詞義一、而已、於ニ天道性命之奧一槪、未ニ之有ニ聞也、中古以來、浮屠金狄之敎流ニ傳入于吾邦一、有ニ鉗徒羅氏一稍唱ニ其說一、然時人尙奉ニ神道一而不レ肯レ信ニ佛敎一、於レ是最澄・空海一二彼徒黠桀者、纔興ニ創本地垂迹之說一、以ニ彼蠻夷淫昏之鬼一、合ニ諸吾邦社稷宗廟之神一、騁ニ其雄辨一逞ニ其誣妄一、世遂爲レ之眩惑、駸々然入ニ于佛氏一、不ニ復有ニ神道一、況儒者敎乎、嗚乎神聰明正直而壹者也、聖人以ニ神道一說レ敎而天下服レ焉、大易之明訓也、大而化レ之、之謂レ聖、聖而不レ可レ知之謂レ神、孟夫子之格言也、然則吾儒聖神合一之義、豈與ニ彼佛徒本地垂迹之謂一、可ニ同レ年而論一者哉、上之人苟能信ニ聖人之道一而治ニ天下一、則匪ニ啻家齊國治而天下平一、雖ニ神道一將三亦勃ニ興乎其中一矣、佛氏之敎、漸ニ漬人心一于ニ有ニ餘一年于茲一、信ニ其說一者、淪ニ于骨髓一、今欲人唱ニ性理之說一以破ニ佛氏之誣妄一、猶下以ニ一杯之水一救中一車薪之火上、其不レ勝必矣、然人心秉彝極レ天罔レ墜、一旦豁　開ニ其蔽塞一、則異日化レ民成レ俗之聖治、亦自レ此始矣。

來書云、近世未レ疏末レ學、或先ニ矜慢一、或涉ニ支離一者、蓋不レ尠、竊謂於ニ四子六經之書一、欲レ窺ニ其藩籬一、唯從ニ考亭元注釋一、其文義爲レ是、僕以爲凡言之先ニ矜慢一涉ニ支離一者、皆口耳之學、而無ニ踐履之實一也、說レ理過高、則其蔽先ニ矜慢一、析レ理過細、則其流涉ニ支離一、近世之書、此二病爲ニ尤甚一、此等書不レ讀而可也、凡聖賢之言、貴ニ熟讀玩味一、唯求ニ其文義ニ而不レ着ニ功夫一、則雖レ多亦奚以爲下足下讀レ書可上レ謂レ得ニ古人之法ニ矣、鄙見大槩如レ此、餘須ニ面罄一、客舘之寓、應接於不レ暇、倉卒馳レ筆不レ能ニ再撿一、重賜ニ是正一、則幸甚。

三宅道乙再拜

松井河樂

名、良直•彌七右衛門

大和原始論

有レ諭二于松子一曰、近世傳言　天照大神者、實是吳太伯也、子嘗聞二其說一耶、松子曰、然、此乃荒唐之流言、何足三以勞二口耳一也、客艴然而詰而曰、吁、子言之悖、一至二于斯一乎、此是儒家之常談、而事證歷然、誰敢刱レ之、松子曰、子所レ謂事證有何二歷然一耶、曰、太伯避レ周犇二荊蠻一、文レ身斷レ髮、此史傳之所レ載、而橫目之民所二共知一也、夫荊蠻者近二於日本一、而文レ身斷レ髮者、卽是日本之俗也、且伊勢神宮有二三讓之扁一、又有二虞仲笠一、世有二吳服吳器之名一、此等之明證、正如二日月之中一レ天也、由レ是觀レ之、太伯自レ吳渡二于日本一、施レ教布レ化、而蒼々蒸民、靡然草偃、自爲二是邦之始祖一無レ可レ疑者一、意子未レ聞二其詳一、故乖戾如レ此耳、松氏曰、太伯渡二于日本一事、經之所レ載耶、史之所レ傳耶、在レ和耶、在レ漢耶、冀爲レ予且證レ之、客默爾而無レ語、再三問訊、口緘愈密、松子乃言曰、此事也、和漢經史所二共不レ載也、後世好レ事圓月之徒、任レ口吐二出焉一、而俗儒之流、不レ問二虛實一、不レ論二當否一、爲レ比爲レ黨、宜レ然而雷二同焉一、無稽之妄談、不レ知レ羞二聽者之聽一、實堪二爲レ之赧汗一也、原二夫太伯虞仲之薨二于吳一也、史遷之所レ記、昭々明々、諸史後錄亦非二一二一、且墳墓之在レ吳也、顯二然于吳越春秋一、徵驗的確、雖レ欲二磨滅一而不レ可レ得也、丈夫蓋レ棺事方定、而復更來二于日本一、若非二再生之緣一、却是脫骨之術、共非二儒家之所一レ言也、所レ謂三讓者、孔夫子之所レ稱也、後二于太伯之薨一七百年矣、豈以爲三太伯逆刻二後聖之語一、而納下之神宮上、將丙以塞乙萬人之疑怪甲歟、虞仲已薨二于吳一、其笠徒飄然、此是何義、凡遺之物事、皆是後人粧撰之妄爲、不レ足二深咎一也、當時處々神社佛閣、以二新造之器物一假二託千年之舊事一、以表二示靈異一、不レ可二勝數一、亦是同レ日之談也、癡人面前夢、爭淂驚二哲人之耳一矣、扁也笠也、雖レ不レ知二其有無一、而理之所二煥炳一、不レ待レ問二其物一也、若地夫以天下世有二吳服吳器一之名上、爲二彼妄說之口實一者、最是面レ墻蒙レ瓮之徒耳、何者、大和始通二于吳一也、實是應神天皇三十七年之事、而正當二異邦晉惠帝之世一、方二是時一本朝未レ知二其路一、只依二高麗之

奉引一、以得レ通二其國、於レ是乃四縫之工女、隨二天使一而來二于吾邦一、此便正史之所レ記、公二然于古今一者也、先レ是未三
嘗通二于呉一、又無レ言二呉之事一者、卽可レ見呉服呉器之名、其濫觴正在二茲時一、而施地レ及于後世天也、非二特是耳一、太和之
多用二呉音一、亦實萠二芽于此一、至二于法明經音一、則却是其華實爾、彼酒囊飯袋之漢、不レ知三其本徒聞二其末一、宜矣不レ免二
其疑惑一也、至三夫籍二口於文身斷髮一、則有二少似者一、然其輿之廣、區域之多、豈無下異境而同レ俗者中哉、何止二和與レ呉
髣像一而已、當レ知下左耳非二右耳、左目非中右目上也、今且擧二一事一以證レ之、史記曰、越王勾踐、其先禹之苗裔、而夏
后帝少康之庶子也、封二於會稽一、以奉二守禹之祀一、文身斷髮、披二草萊一而邑レ焉、夫越之爲レ國、不二與レ呉同一レ祖、且雖
レ非レ效レ呉、而各自有二文身斷髮之俗一、此亦鄒所レ謂異境同俗者也、豈得二難レ之泰伯之後一乎、醯雞之見、勿レ效レ之則
可、若强以二神宮一爲二太伯一、則以二月夜見尊一爲レ誰、以二素盞嗚尊一爲レ誰、其餘同根之諸神、靈妙瑰異、各々以爲レ誰
耶、太伯兄弟三人、共犇二荊蠻一者虞仲一人耳、縱雖下牽合附會極二百慮一盡中千計上、其所二窮而遁一、則只是應レ不レ過乙以二
神宮一爲レ實、以二其餘一爲甲レ虛、若然則阿二其所レ好之蔽一、偏僻矯誣之說、自二生民一以來、未レ有下尤二於此一者上、子蓋熟二
思焉一、客曰、太伯虞無三來二于本邦一事二也、吾旣得二聞令一矣、安知下若子若孫梯二航於萬里遙流一、至德之餘澤、以布二之
海東一、偶成二鴻業一、其皇統延及上二于今一也、按二晉書四夷列傳一、載二和人之事一曰、自謂二太伯之後一、此語萬世之話柄、予
之所二依信一也、子以爲二何如一、松子曰、是何可レ信也、若自二萬世之公論一而言レ之、則三部本書、及前世許多書史、一言
不レ及二太伯之事一、倭人不二自謂一、而晉書之傳二訛謬一、於レ是而可レ是而可レ見レ焉、若下自二一人之私語一而言上レ之、則自
謂者是何人也、聞レ之者亦何人也、有レ言有レ心、無レ形無レ名者耶、似レ鬼非レ鬼、似レ神非レ神、方知二共是安處憑虛之
倫一也、有レ人二於此一、向二他一人一、其應酬之際、或在レ戲或在レ誇、而自謂二帝堯之後一、在二其土一而言二其事一、於レ事無二枝
梧一、於レ理無二齟齬一、雖レ如レ可レ信、而其言只如レ此、無二他左驗一、則徒足レ取二其譏笑一耳、誰敢首二肯之一、苟闔然受レ之、
且爲レ之攘レ臂張レ膽、强レ事推轂、則此惑之甚者也、但於二尋常之妄言一則猶可、若遇下爲レ世爲レ國有二大害一者上、而不
レ質二其實一、卒爾信レ之、且唱二言之於世一、則其滅烈之罪、何止レ叱二咤之一、死猶所レ不レ容也、此則愚夫愚婦之所二明知一、而
不レ待レ勞二饒舌一焉、豈意レ爲レ子者、徒貴耳賤目、荏苒而營二惑於彼一也、史記曰、太伯卒無レ子、弟仲雍立、是爲二呉仲

雍一、仲雍卒、子季簡立、子長豈欺レ我哉、中雍卽虞仲、此亦見二于史記一、要レ之、只箇六字、千歲妄誕之一源、湧二于魏一、涓二于晉一、流二于北史一、派二于梁書一、委二于杜氏通典一、史史流轉、只不レ外二於此六字一、而亦只言二太伯之後一耳、不レ言三太伯來二于日本一也、其餘波遠及二于本邦一、疏鑿開廣、終成二群蛙喧聒之池一、當二此之時一、六字之源流、猶無レ知レ之者、昏々蒙々、徒學二吠聲之狗一耳、粲然之至、無レ暇レ掩レ口、大凡一時之浮言、綿々延々、積レ微成レ著、疊レ小作レ大、千疣萬贅、其終以至下却奪二造化一、變中幻天地上、此古今之所レ同、幾人不レ眩二惑於此一、子不レ聞二齊野之言一乎、向無二孟子一、則一片浮雲、猶足レ障二天下之大明一也、信可レ戒而可レ畏焉、亦幸有二具眼之人一、知二因襲之誤不一レ足レ取、自二唐宋一而更始、別尋二訪本朝之典故一、以載二之其國史一、異域之遠、雖レ不レ能レ無二傳聞之差一、而其梗概正足三以一二洗千古之昏塵一矣、良可二歎賞一也、客曰、異邦謂三本邦爲二姬氏國一、姬則周姓、此亦非二先說之一證一耶、松子曰、此言也、出二于浮屠寶誌之讖一、空拳無レ實、雖レ不一レ足レ費レ脣、姑爲レ子摘二數言一、夫神宮之爲二陰靈一、三部之本書共無二異議一、故往古以降、奉レ稱二之姬太神一、其流風餘韻、無レ邇無レ遠、竹馬紙鳶之童猶知レ之、寶誌亦竊與レ有レ聞歟、否則亦徒承二晉人之妄一、而不レ知レ正レ之耳、且姬者異邦周之姓、尊二於諸國之女一、故雖レ非二周之女一、而世々假レ之、以爲二尊レ女之美稱一、和邦玄古以來、以二比賣一爲二尊レ女美稱一、然而上世只口二傳之一、而不レ寓二于文字一、及二於中古編下國史上時一、而效二于異邦之例一、亦假二姬字一以當二比賣之辭一矣、若除二姬字一、則外更無下勝二於此一之美字上、故假二用此字一以作レ文耳、彼水母之戴髮、不レ知二此所以一、故易レ惑二于枉誣之言一焉、悲夫。客曰、太伯之至德也、一經先聖之讚歎、而盛名赫然、何人不レ仰二戴之一、若以レ此爲二始祖一、則得三倍耀二日東之威靈一、子何不レ庶幾二之一、松子曰、惡是何言哉、才不レ才亦各言二其親一、有レ人若羨二他親之才一、而欲三以代二其親一、豈人情哉、況吾朝之始祖、神明不レ測、浩々其天、淵々其淵、德化周流、洋二溢于宇宙一、巍々乎、蕩々乎、民無二得而稱一焉、其神靈廟二食于曠世一、其寶祚與二乾坤一無レ窮、至二于今一國風淳純、而禮儀森嚴、忠孝全備、天壤之間無二可レ愧之國一、此豈非二神明之餘光一哉、當下見二其流之潔一、以知中其源之淸上也、而若二何不一レ足、而捨レ近慕レ遠、更欲レ誣二接異邦之血脉一耶、孔子曰、不レ愛二其親一而愛二他人一、謂二之悖德一、不レ敬二其親一而敬二他人一、謂二之悖禮一、今世俗儒、於二本朝之美一、則疾レ首蹙レ頞而嫌二言之一、於二異邦之好一、則破顏啓齒、而欣レ談レ之、雖レ曰レ非二兩悖之類一、吾不レ信也、其

偏黨之私情、輒唱二孟浪之言一、以誑二乳臭之輩一、神國之罪人孰大レ焉。客曰、異邦有二文字一、本邦無二文字一、文是載レ道之器、豈可二一日無一乎、就レ是看レ之、不レ可レ謂レ無二優劣一也、子勿レ背二公議一、松子曰、神家者流相傳而言、神代有二文字一、其所二云云非レ無二所以一也、然而鴻荒之世、至簡至易、有亦猶レ無、今姑擱レ之、乃就二子之言一而試論レ之、夫以二太古淳素之時一、何國而有二文字一、若推二其極、則雖二結繩一亦應レ無、只聞三伏羲始作二書契一、兩儀既判後數萬年、而異邦猶無レ有二文字一、問二其世風一則曰、自然而無事、此乃卓三出于後世治亂之表一、子以爲レ不レ滿耶、人若レ開二蓬心於此一、則何更嫌二本邦上世質朴無爲之風一乎、已及三漢字之通二于是邦一、則因循而無レ意レ我、是乃應神天皇則レ天之德量、不レ數三稱之一則已、何由至三强客貶二議於其間一也、子且道、斯道之爲レ道、放在二天地與二卷寓一文字、執是伯仲、客逡巡而無レ應、頃レ之復前曰、或人謂、吳王夫差失レ國之後、子孫轉二徙吾邦一、用レ武振レ威、遂開二大和之基本、所謂神武天皇是也、故曰二太伯之後一、此亦一種之說話、本二于通鑑前編一而推三演之一、想理或然、子復一齊排レ之歟、曰、嗚呼甚矣、卒口之害也、事之乖錯無下過二於此一者上、何則吳國之亡、正當二人王第五代孝昭天皇三年一、自二神武天皇卽位之年一而計レ之、則其中間可二百八十年一、且夫亡國之遺孽、父讎猶不レ能レ報、舊物猶不レ能レ復、漂二流于遐方一、寄食餬口纔爲二苟活之計一者、何以得レ與二吾神武非常之大功一也、時世與二事理一、一蓋一壤、斷頭臆出之話、徒使二人絕倒一焉、近世會稽諸葛元聲作二平壤錄一、其中辨二日本之事一曰、通鑑前編以爲、吳亡子孫入レ海爲レ倭、故倭自云二大伯後一、墨談以三倭國有二徐福祠一、謂レ爲二福後一、中國呼レ倭爲二徐倭一、皆非也、蓋仁山據下國語寡人達王二于甬一句上、束二數言一而推レ之、非二實有一レ所レ本、徐福云者、諸書皆以三福居二檀夷二州一號二秦國一、但屬二之倭一耳、此實有二見識一之言、而爲二正理之左劵一、吾嘉レ之尙之、子勿二鹵莽看過一。

山田剛齋與二先生一書曰、先生所レ著之大倭原始論幸得二熟玩一、而殆曉二所レ論之微旨一矣、顧夫本邦何等輩、立二個種々妄說一、而亂二我神宮之原始一也乎、此亦與三澄挿海李之徒一、誣二混神宮於佛埵一之說、正一轍事、而其害却有下甚レ焉者上、何也、混二神明於佛埵一之說、則虛無恍惚如二捕レ風捉一レ影、而不レ過三乎勸二誘愚民一、以求二其說一必售レ焉耳、具眼者何爲レ眩レ之、然亂二神宮之原始一者、乃顯然擧レ事引レ證以爲二話欛一矣、其鴻荒疑似之際、雖レ有二識者一、猶或不レ能レ不レ惑レ焉、況衆庶乎、竊惟、我伊勢神宮者、萬世不遷之

大祖廟、而群生所仰之大父母也、而今欲レ亂ニ其統系所一レ原、妄接ニ他邦血脈一、則孟浪誣僞、一無レ所レ益、而却本邦之大寃也、然則臣子之情何忍レ聽レ焉、而猶雷ニ同其妄說一、而稱ニ揚之一者、獨何心哉、今觀ニ先生之所一レ論、乃義理端的、事證確實、而眞妄之辨、皎如ニ白日一、更有ニ何說一而爲レ駁レ之乎、此不三啻辨ニ近世衆庶之惑一、實解ニ本邦千古之寃一者也、嗚呼先生之功豈小補云乎、寔足ニ以深歎服一矣、因不レ顧ニ冒瀆一、敢吐ニ露鄙懷一。

貞雄嘗聞レ之、原始論一篇、當時有レ傳ニ西京一、偶觸ニ乙夜之覽一、天語稱レ善、乃命藏ニ勢廟之神庫一云。

號說

大橋一胤丈控レ愚而求ニ號字一、丈之於レ愚、本有ニ斷金之契一、厚望不レ可レ得レ辭レ焉、於レ是不レ顧ニ愚之疎鹵一、乃呈レ之以ニ窺豹二字一、其說曰、古人有レ言、管中窺レ豹時見ニ一斑一、此言所レ見之小耳、大凡人之病根、總在レ不レ知ニ自身之量一、其初雖三纔分ニ兩葉一、而其終到ニ斧柯尚難一レ截矣、實是人々所レ可三深潛ニ其心一也、古人之言雖四本出三于譏ニ人小見一、而今因ニ換骨之法一、轉作ニ自警之語一、速離ニ施々之意一、眞向ニ翼々之心一、則事々物々皆爲ニ自心之益一、循々然了ニ到于大見之境一、不レ待ニ揲蓍一自明々者也、蓋夫物々欲レ伸者必先屈、未レ有下不レ屈而能伸者上也、正見ニ尺蠖之象一、而人事之理可ニ例而知一レ焉、易曰、謙尊而光、卑而不レ可レ踰、於戲謙之爲レ德也、大哉至哉、唯冀三賢者深體ニ認斯言一也、因書以應ニ其求一云。

僅字辨

子貢曰、貧而無レ諂、富無レ驕何如、子曰可也、未レ若下貧而樂、富而好レ禮者上也、朱子解ニ可字一曰、凡曰可者、僅可而有所レ未レ盡之辭也、今世解者往々以ニ僅可一作ニ少可一而說レ之、其意謂ニ其爲一レ可也、十分而一二三耳、故曰有レ所レ未レ盡之辭也、以レ余視レ之、于ニ字義一于ニ事理一、其說之乖戾、何止薰蕕冰炭、何則少者固十而一二三之謂也、有レ所レ未レ盡者、乃十而八九之謂也、凡事十而八九、則宜謂ニ之有一レ所レ未レ盡也、十而一二三、乃謂ニ之有一レ所レ未レ盡、其乖戾之甚、雖ニ醉裏

狂言一猶レ不レ到二于斯一、而況於二朱子之明解一乎、孟子曰、事レ親若二曾子一者可也、夫古今以レ孝名、次二大舜者一只曾子而已、豈謂二之少可一而可哉、曾子若爲二之少一、孰能爲二之多一、只比二之大舜一、則不レ可レ無二毫差一爾、觀二夫子杖走之教一而可レ見レ焉、此孟子所三以止レ謂二之可一、而於二推窮一無餘之辭則猶レ未レ敢也、本文只謂二之可一、而今强作二少可一而看レ之、則不三徒無二意義一、其害レ理之甚、有下不レ可二勝言一者上、豈朱子而然乎、然則僅之爲レ義何如、曰、僅猶レ止、便是古人之字解、學者宜レ刮三目於此一、凡可有レ多有レ少、有レ大有レ小、其用レ之也、各有二抑揚之機一、宜三隨レ處活看一、不レ宜下以二一偏一說上レ焉、然亦了下非二推窮一無レ餘之辭上矣、故曰、止可而有レ所レ未レ盡也、若二夫推窮而言レ之則、或謂二大哉至哉一、或謂二至矣盡矣一、故不レ曰二堯舜之爲レ君可也一、而乃謂二大哉至哉一、不レ曰二堯舜之一言可也一、而乃、曰二至矣盡矣一、就二孝一事一而言レ之、則曰舜其大孝也與、武王周公其達孝矣乎、而不レ曰下孝レ親若二舜武周公一者可也上、是知三凡言可者止レ可而非二推窮之辭一也、詳味二註中凡字一、則見三語孟中無二處而不一レ然、何止二此章一、或謂二可也簡一、或謂二再斯可一、此類共是各就二其人一而言、非レ語二義理之極至一也、凡此等之義、明々朗々、何必待レ勞二頰舌一、雖レ然初學之易二熒惑一、不レ可二徒爾而止一、此愚之所三以强掉二三寸一也、或曰、僅又有二少之義一、子之所レ論豈將レ非二管中之豹一乎、曰然、僅固有二少之義一、雖レ然少之義在レ于レ彼、止之義在レ于レ此、少也止也、看二其用處一何如、其文勢何如耳、不レ可下以二一槩一而量上レ焉、若レ糊三塗於此一、則是應レ似下以レ紫爲レ朱以レ鄭爲レ雅之事上、請子僅勿レ惑二取舍一、古來文中以レ僅代レ止、其例粲然散三布于諸書一、猶二衆星之列レ天、今姑爲二初學一擧二一二一以證レ之、范純仁表云、舟覆二長江一、僅救二全家之溺一、又曰、萬里風濤、僅脫二江魚之葬一、此非レ謂二少救少脫一、只言止二救與一レ脫、而不レ及二于其他一耳、其他者何也、不レ能レ遂二其素志一是也、歐陽永叔云、二患交攻、爲二吾儒一者往々牽而從レ之、其卓然不レ惑者、僅能自守而已、此非レ謂二少能自守一也、只言下止二能自守一而不上レ及レ行二道於世一耳、蘇子瞻表云、當二一年水潦之厄一、藏レ星而治、僅免二死亡一、此非レ謂三少免二死亡一也、只言三止免二死亡一、而治レ平不レ如レ志耳、尺牘雙魚云、達レ教僅旬日耳、注曰、僅猶レ止也、此亦非レ謂レ少二旬日一、亦只言レ止二旬日一而不レ出二于其外一耳、此等足可三以證二前言一矣、何必更用二多贅一、所レ謂百不レ爲レ多、一不レ爲レ少者、其不レ然乎、於レ此猶有二疑惑一、則更疊二數千萬言一、亦將二何益一、此豈非下以レ水投上レ石乎、已而已而。

無字解

無字有二兩義一、曰、有二無之無一也、曰、蔑二無之無一也、有二無之無一者、自然而無也、蔑二無之無一者、人乃無之學者宜二隨レ處而甄別一、謹勿二眩惑一、孟子曰、楊子爲レ我是無レ君也、墨子兼愛是無レ父也、此無字非二有之無一、乃是蔑二無之無一也、言二揚子爲一レ我、只是見レ我而已、不レ及レ見レ君、墨子兼愛、乃見二其父一猶レ見二路人一、此雖レ有二君父一、其心若レ無也、豈非レ輕二蔑君父一乎、此是古今傳來之字義、於レ理不レ能レ腹レ非者也、世有二好レ事之人一、其說二經傳一、動生二意見一、數媒二蘖奇譎之說、到レ是乃謂二楊子爲一レ我、是無レ君之敎也、墨子兼愛、是無レ父之敎也、所レ謂無レ君無レ父者、即是言三其敎無二君臣父子之道一耳、此以蔑二無之無一、作レ有二無之無一、而證レ之或以下不レ如二諸夏之亡一也之語上、或以下亡二親戚君臣上下一之語上、吁此等之語、足レ證二前件一乎、其牽合附會、比二之黃鳥驪牛一、猶不レ可二以同レ日而語一者也、而蒙レ面之徒、暗中摸索、不レ能レ辨二物之眞僞一、厭レ舊尙レ新之私情、一聞二其說一而樂二其怪誕一、欣欣聚レ首相語曰、此說也、正開二千歲之塞一焉、其汨沒之深、宛如下飜レ水之不上レ可レ收、雖レ欲レ不レ爲二是蹙一レ頞而得乎、烏雩此等之說、只是見レ地而不レ見レ天、見レ北而不レ見レ南、佗其所レ見、而疑下其所上レ不レ見、實堪レ可レ閔矣、這箇字解、端的明白、雖レ不レ待レ費二引證一、我今不レ得已、聊擧二前例一以示二叩者一、按二左氏一宋督弑二殤公一、君子以レ督爲下有二無レ君之心一而後動上二於惡一、杜氏註云、雖レ有レ君若レ無也、有若レ無、即是曾子稱二顏子一之語、而以レ有爲レ無之義耳、所謂以レ有爲レ無者、譬如下富有之人無二驕矜一之意上、此便レ有則有矣、而視レ之若レ無也、以レ有爲レ無之義、以レ此可レ知焉、其所レ用雖二淑慝不一レ同、其於二語勢一、正如レ分二一契一、何介二疑慮於此一也、其餘例證蝟紛不レ翅也、今且信レ筆擧二其活套一如レ左、孝經曰、要二君者無一レ上、非二聖人者一無レ法、不レ曰レ則而曰者、是知下此無字非レ有二無之無一、是蔑中無之無上也、後漢書桓譚傳、世祖信レ讖、譚極言二讖之非一レ經、帝大怒曰、譚非二聖無一レ法、將二下斬一レ之、同書曰、張綱奏下梁冀等無レ君之心十五事上、晉書周顗傳曰、處仲剛愎强忍狼抗無レ上、同書討二晉安王子勛等一符曰、劉子勛陵レ上無レ君、暴二於遐邇一、杜子美詩曰笑談無二河北一、蘇子瞻詩曰、笑談無二羌夷一、此等皆蔑二無之無一、而非レ有二無之無一、學者若勿レ持二堅白一、則自見二其眞一、又有三以蔑二代レ無之例一、聊附二于

此、沈休文奏彈文曰、蔑祖辱親、李善曰、蔑輕易也、呂向曰、蔑無也、此兩註交相爲脣齒、幷按則其意自照然矣、除此之外、爛漫于諸書者、殆非僂指之所能任也、鼎味雖多不逃染指、屠門大嚼、我何效彼、今止擧一隅而示之爾、同志之學者以三隅反之、則庶幾使我得脫好辨之毀、不亦可乎、實是可也。

六藝說

論語子曰、行有餘力、則以學文、朱子集註曰、文謂詩書六藝文、一儒解之曰、六藝謂禮樂射御書數也、文指其著見之處而言、此所謂師心無稽之談、其害不鮮少、愚嘗聞先哲之說、曰、此六藝正指六經而言、何者本文只謂文耳、文者文獻之、文與臨文而不諱等之文也、本無禮樂射御書數之意、且圈外朱子之註、及下章之註意而可觀之、大凡漢以來之諸儒、謂六經爲六藝、下及唐宋猶然、六經雖出莊子天運篇而漢儒所罕言也、今爲初學易惑者、列書古言若于條、示其所嚮如左。

史記滑稽列傳云、孔子曰、六藝於治一也、禮以節人、樂以發和、書以道事、詩以達意、易以神化、春秋以道義。

同伯夷傳云、夫學者載籍極博、猶考信於六藝、詩書雖缺、然虞夏文可知也。

儒林傳云、乃至秦之季也、焚詩書坑術士、六藝從此缺焉。

大史公自序云、夫儒者以六藝爲法、六藝經傳以千萬數。

漢書儒林傳序云、古之儒者、博學六藝之文、顏師古註曰、文藝謂易禮樂詩書春秋。

同藝文志云、劉歆總群書而奏其七略、云、云、有六藝略、又云、六藝之文、樂以和神、詩以正言、禮以明體、書以廣聽、春秋以斷事、易以爲之原、顏師古註云、六經而謂之六藝、藝猶種也、學者用功於六經、猶農者用功於種藝。

景十三王傳云、其學擧六藝、註曰、此六藝謂六經。

此外漢唐諸書中、森々如林、不堪枚擧、今止採寸智、而表出吾所記耳、古時槩用蓺字、後世多用藝字、蓺藝通用見篇海、其以詩書冠于六藝之上者、明此六藝之爲六經也、而此壘語非朱子之自撰、正用韓文公送

孟東野一序中上曰、凡載ニ於詩書六藝一、皆鳴之善者也之語、古人往々用ニ疊語一、猶ニ漢書張禹傳一、絲竹管絃之類、其謂ニ六藝之文一者、用ニ儒林傳序一、及藝文志之語、韓子亦言、口不レ絶レ吟ニ于六藝之文一、皆是レ之獻之文ニ而謂ニ典籍一耳非レ謂ニ文質之文一也、於レ是亦可レ見ニ朱子之文一、字字皆有ニ來歴一也。

號說

藤村亜治叩レ予以ニ其號一、予應レ之以ニ一默二字一、其說曰、古人有レ言、十語レ九中不レ如ニ一默一、蓋人之在レ世也、言則常易、默則常難、十語レ九中雖レ如ニ甚好一、而其間必不レ可レ無ニ枝葉之害一也、一出ニ之於口吻一、則駟不レ及レ舌、況復於ニ枝葉煩多一乎、其爲レ害也、或取ニ人之譏笑一、或招ニ人之怨恨一、甚則至ニ乎亡レ身喪レ邦、辱レ先汚レ祖、亦未レ可レ知矣、可レ不レ愼乎、古人又言、口是禍之門、誠哉此言也、此所ニ以歎ニ金人之三緘一、稱ニ白圭之三復一也、先聖嘗謂辭達而已、此言決不レ可レ添ニ毫髮之枝葉一也、即是守レ默之方、而人人拳服、所ニ終レ身不ニ可レ忘者也、要レ之、避レ禍免レ害之路、正在ニ一默之上一、進レ道積レ德之基、亦在ニ一默之上一、其言雖レ小、而其益大、子其思レ之。

號說應ニ小原氏之需一

古人有レ言、守レ口如レ瓶、其言近而其旨遠、是亦所レ謂一言可ニ以終レ身而行一者歟、大凡守レ口之方、謹レ言爲レ先、愼レ食爲レ次、謹レ言則行正、愼レ食則身安、行レ正身安、則心自清明矣、心自清明、則升レ堂入レ室之基、於レ玆而立焉、不ニ亦簡而要一乎、夫以口者是禍福門也、而福也常少、禍也常多、其故何也、此因下謹愼常少、不ニ謹愼一常多上耳、不レ可レ不レ思レ焉、況乎謹レ言之一事、最爲ニ之樞機一、不レ分ニ晝夜旦昏一、無レ別ニ造次顚沛一、或以喚ニ醒之一、或以鞭ニ笞之一、純熟累歲、而後漸可ニ以見ニ其功一矣、若乃有ニ少鹵莽一、則其害從レ之、其疾速何止ニ影響一、是故周廟以表ニ三緘一、魯以論稱ニ三復一、學者最所レ可ニ服膺一也、小原氏之主レ器、天資閑靜、而平素寡默、自レ幼至レ弱、如レ合ニ一契一、是知其於ニ守レ口功一其力有レ餘而不レ患ニ其難一也、豈非ニ幸之甚一乎、間者偶屬レ愚而求ニ其號一、愚乃欣ニ其材一、忘ニ吾面上レ墻、爰以摘ニ古言一、

應レ之以二如瓶之二字一、庶下幾益重二琢磨之功一、愈盡中資質之量上、因申レ之以二長語一曰、勉レ旃賢者無レ愧二古言一靡レ始靡レ終、守レ口如レ瓶。

寶永四年姑洗中浣

號說

和田休章子就レ愚求二其號一、愚之於レ子也、素有二爾孔之好一、故不レ顧二非材一、卒爾而應レ之以二芥舟二字一、因問二其說一、對曰、古人有レ言、覆二杯水於坳堂之上一、則芥爲二之舟一、置レ杯焉則膠、水淺而舟大也、此言下其才淺則不レ堪二重任一之義上也、今於二此文中一、摘取レ之以爲二賢者自警之柄一、大凡人以二聖人一爲二標的一、則隨レ分各不レ可レ無二才淺之處一、苟知二其才之淺一、而虛心謙損、則萬善歸レ之、譬三之於虛谷納二萬水一也、此始三于知二其才之淺一、而終三于到二其才之深一、不二亦善一乎、但箇中須レ要丙羞恥奮、勵求レ善而不レ已、捨レ己以取レ人、事々有乙進步之意甲焉、正是愚之所二以爲一子之義也、若二夫徒以レ謙爲レ善而畏縮退歛一、其終雖レ聞レ善如レ不レ聞、懶惰苟安、乃於レ事無二進步之意一、則汝畫二自棄之弊一、有二不レ可レ勝レ言者一、是豈愚所二以爲一子之義耶、古人亦謂、舜何人也、我何人也、有レ爲者亦若レ是、至哉斯言也、子其宜レ熟二思之一。

樂壽石記

遠藤子貯二一盆石一、屬レ予求二其名一、因自言、此石本出二于南國一、遐方展轉、一旦攝州兵庫人求二得之一、而革緹珍藏、屢疊斗轉、予傳聞之也久矣、渴祈多方、癖性不レ衰、元祿甲申二月、幸得二其芳惠一、始入二予之手一、其偉觀殆堪レ愜二素聞一、卽安二之盆中一、置二之牀頭一、且暮愛玩、因以當家傳二之青氈一、予乃視二其形狀一、珍妙勝絕、縱橫纔數寸、而乃有二柱レ天蟠レ地之勢一、一對レ之、卽足レ消二除多年塵陋之一氣矣、三觀七望、細語二其模樣一、則三峰高下、以レ中爲レ君、以二左右一爲二輔弼一、其爲レ君也、天位九重、而其節級有レ廣有レ狹、有レ險有レ易、有レ岩有レ沙、有レ木有レ草、將三且有二詰曲難象之景一、不

レ可下以二一途一而論上也、宜哉君職レ之無レ體無レ方也、其爲二輔弼一有下恰好二承順一之姿貌上而備二斷然獨立之氣格一有レ犯而無レ隱、見レ公而不レ見レ私、可レ謂二社稷之臣一者矣、中峰左肩、懸二長短二流之瀑布一縮二廬峰一移二龍門一滔々汨々、漫波激浪、爲レ雪爲レ花、爲レ練爲レ玉、其聲響正怒二百千之雷一碎二閑人之笑一中峰之右脇、隱然挾二無底之深谷一杳杳冥々、寂々寥々、如レ有如レ無、如レ虛如レ實、疑二鬼窟一兮訝二仙蹤一兮、畏二蛇蟒一兮、憚二鮫鰐一兮、孟賁可二爲レ之股栗一夏育可二爲レ之毛竦一或思二避秦之長往一或想二採藥之不一レ歸、其爲レ膚也、光澤如レ磨、而紫黑犬牙、其紫伊何、煙霞雲靄、絪縕靉靆、嘉祥爰會、慶瑞爰湊、其黑伊何、積翠重布、千丈百圍、蓊々鬱々、遮レ天隔レ日、披レ毛戴角之所二隱栖一奇禽怪鳥之所二翺翔一樵夫跼二蹐於此一獵者睥二睨於此一其餘纖細之景、極レ精極レ美、宛如レ乘二蛟睫之蟭螟一而數下空中之鄰虛上實是奇而寄者也、加レ之四時之佳景、或循環或旁午、泱々滿レ目、洋々溢レ心、無形之形、無象之象、胸墨難寫、天口難レ述、何況於二期艾之筆舌一乎、亦況於三爲レ之進二佳名一乎、雖レ然懇責二外逼一深感二內催一以レ故不レ能三强忍而廢二道之一聊試求二其名一曰、謂二之崑崙一乎、曰未也、謂二之蓬壺一乎、曰未也、曰泰岳、曰嵩丘、曰大行、曰岷峨、曰云々、差二其品類一而了、有下不レ可二得而擬一者上、此所二以夷一猶レ閱二數月一也、沈思而百回、一朝幸得二新意一何也、曰、先聖有レ言、智者樂レ水、仁者樂レ山、智者樂、仁者壽、夫智仁之爲レ德、聖賢以外雖レ如レ不レ可二企及一而晞下驥之馬爲中驥之乘上晞三顏之人爲二顏之徒一自二其遠者一而觀レ之、則肝膽楚越也、自二其近者一而觀レ之、則楚越肝膽也、要レ之只在レ爲レ之耳、然則何必徒然忍甘心於畏縮自棄、焉。嗚呼、遠藤氏之於レ爲レ人也、資質快利、履行厚重、遇二時之轗軻一既不レ改二其操一亦不レ戾二其俗一透二脫乎恐懼疑惑之外一逍二遙于慈愛恭敬之內一最是可レ學二智仁一之人也、吾聞觸レ物具レ感者人情之常、因レ感趣レ善者天理之發、人若三內有二其主一而外應二彼物一則所レ向皆我所レ取レ益、而卽是無レ語二好師友一爾、他物猶然、况於二斯名石一乎、只是一盆之中、有レ山有レ水、不レ勞レ戴レ笠扶レ筇、遠求二之於他方一起二居于茲一動二靜于茲一晝二夜于茲一朝二昏于茲一見レ水感レ智、見レ山感レ仁、其感レ心之極、智仁稍可二庶幾一而樂レ壽亦可二追一隨一焉、樂壽若レ在レ己、則天下之富貴利達、何止二浮雲之變遷一然則一石之中、層臺峻宇、肥馬輕裘、酒食茶菓、歌舞皷吹之類、隨レ取而有レ之、東公金母、彭祖松子、共是吾之衙官、束二手於前一屈二膝於後一前所レ謂山水無二窮景一只此表顯、只此嵩失

耳、此予之所三以深望二於遠藤子一也、因名レ之曰二樂壽石一。

寛永二年林鐘

備忘錄序

古稱、詩言レ志而已、周詩三百、實不レ外レ于レ是、豈論二工拙一哉、此乃古來之公論、人々所二共知一也、雖レ然世有二古今一、事有二因革一、草居穴處、汚樽杯飲、只宜レ於レ古、而不レ宜レ於レ今、壯立强仕、何以得レ同二之於族提之童一、此亦學レ詩者之所レ不レ可レ不レ知也、筵田公之於レ詩也、無レ適無レ莫、有レ感則有レ言、無レ感則無レ言、只以レ吟二詠性情一而爲レ主、不以レ彫二刻句字一而爲レ要、故其言必溫厚和平、而絕無二刻苦艱澁之態一、可レ謂下得二三百篇之遺意一者上矣、然而多年習熟之效、自有二天造之英華一、如二霞間漏一レ華、如二雲際吐一レ月、何止渾レ金璞レ玉、加旃、其氣調二柔順閑和一、而雖二偶爾之口號一、必訪二規矩一尋二準繩一、以與レ時相宜爲二樂地一、實是圓活之士、豈非二後生之模範一乎、與二彼膠柱之徒一、長踞二蹐于古跡一、而替(錚カ)二於鍛錬一、盲二於法格一、徒轅二駒於一已之私一者、不レ可二同レ世而語一焉、其年來所二吟出一、自集レ之號二備忘錄一、因求下以二愚毛一贅中其卷端上、愚生本暗二于風雅之方一、平素只漁二獵於世俗文字之業一耳、何以得レ與二詩道之先容一、雖レ然每レ觀二公之詩一、自然之感懷未三嘗不二渴咏一焉、比來銘丹之切、忽忘二自身之疲駑一、敢欲三爲レ公稱二其美一、於レ是竊吐二鄙言一、濫應二嚴旨一、切冀三此篇之長傳二布於世一云レ爾。

寶永丁亥十二月戊子

答二立閑子一　醫工

問者蒙レ賜二簡示一、云々、來書曰、人倫有レ五、又有二師弟一者、云々、可レ屬二何倫一乎、答曰、師弟屬二朋友之倫一、古言明歷矣、朋友是總號、師弟是其中之一種、而其於二朋友之倫一、尤緊切、非二尋常朋友之類一也、但有二終身之師弟一、有二一日之師弟一、有二一時之師弟一、有二一事之師弟一、有二一言之師弟一、雖レ有二時之長短事之大小一、苟有レ法二其道一、則皆是師也、皆是

弟也、如二來示一、今世農家商賈似レ無二師弟一、雖レ然其所レ業之事、各無レ不レ踐二先輩之迹一、纔聞二其言一、纔見二其事一、而因以爲二己益一、則亦是師也、亦是弟也、但俗習因循、不レ知三其爲二師弟一、且事々皆有二師弟一、因二其多一乃不下以師弟一而名上レ之耳、雖レ不下以二師弟一而名上レ之、而實是師也、實是弟也、雖レ間有レ知二其爲レ師之理一、而平々然不レ思二其恩惠一、故師亦如レ不レ師、豈不レ傷哉、又有二三綱六紀目一、此是五倫之別名耳、所謂三綱者、君臣、父子、夫婦、是也、所謂六紀者、諸父、昆弟、族人、諸舅、師長、朋友、是也、諸父諸舅正屬二父之倫一、族人卽昆弟之類、師長卽朋友之類、合二昆弟族人師長朋友一、此四者、而屬二之於夫婦之倫一、夫婦自有二朋友之象一、卦影明々、以レ此互見レ之、則理路分曉而無二足レ疑者一、大凡理也事也、有二分而言レ之時一、有二合而言レ之時一、如二五常之性一、只是仁義禮智信而已、而孝弟忠信禮義廉耻、及百行之類、都在二其中一矣、若二只言乙仁、則義禮智亦在二其中一矣、今於二五倫三綱六紀之目一也、其分合亦復如レ此、子其思之。

大學字音辨

大學之大、舊音泰、今讀如レ字、按二舊音泰一、則與二太極之大義一同、有二至極之義一、有二善大之義一、讀如レ字、則對レ之之稱、卽言二大人之學一也、此是先儒傳來之字義、誰得レ間レ之、有レ異二論於此一、曰、以レ大爲二音泰一者、因レ諱周成王之弟字文大之一字也、更無二他義一、大凡字下附音例、只是使三人知二其音一也、於レ義無レ所レ取矣、愚謂、此乃一偏之論耳、若不レ正レ之、則其漸至二堅冰一、萬世讀書之害、起二于此一不レ可レ救、吾豈箝レ口、夫諸書字下附レ音非二一義一、有下止レ使レ知二字音一者上、有乙使下就二字書一而知中其義上者甲、苟不レ辨二菽麥一、一槩而見レ之、則何異二膠レ柱而鼓乙瑟、且聞周人以レ諱事レ神也、未レ聞三周人諱二其字一也、子思不レ諱二仲尼一、近出二于中庸一、此不レ止レ不レ諱二一字一、全亦不レ諱、曲禮曰、二名不二偏諱一、故孔子不レ諱二母名之一一矣、二名猶不レ諱二其一一、而况於二其字之一一乎、夫孔子之爲レ德、群聖之大成、而萬古之儀表也、不レ知二孔子之德一者、無レ形無レ心者也、置而不レ論、又曰、詩書不レ諱、臨レ文不レ諱、故周公自作レ詩、猶不レ諱二昌與乙發、既言二詩書一、則六經皆然、獨於二大學一諱レ之乎、又將下以二大學一爲上レ非レ文歟、論語載二叔字一非二一二一、此亦非二

成王之弟一乎、不レ諱二叔虞一而偏ニ諱二文大一、不レ諱二其名一而却諱二彼字一、爲レ是邪、爲レ非邪、文與三大之於二四字一、間出不レ爲レ少、於二三書不一レ諱レ之、於二大學一則諱レ之、不レ諱レ一而又諱レ一、吾不レ知二其可一也、孟子言且字亦數矣、且者周公之名也、周公者文王之子、而其爲二大聖一也、兒童走卒皆知レ之矣、文大者雖レ曰二武王之子一、而其名不レ顯レ於レ世、人不レ知二其德如何一也、而以二周公一爲レ左、以二文大一爲レ右、其理安在、此皆就下近二於人眼一者上、而拔二一毛一以示二九牛一、其餘散ニ布于經傳一者非レ彼則此、非レ此則彼、互見二紛々不一レ堪二歷指一、且夫中庸稱二大王一亦音レ泰、卽是尊大之稱、若レ據二彼說一、則此亦爲二文大一諱二之也一、本源與二末流一、孰爲レ尊焉、孰爲レ卑焉、凡此等之義、昭々乎不レ可レ誣、何心借二饒舌一、若二夫字下附一レ音、而取二其義一者、經史中其例不レ可二勝計一、今姑擧二十數箇之例一、而贅二之簡尾一、要レ使三周志者無二レ迷二楊岐一耳、或人曰、諱二文大一而以レ大爲レ泰、載在二魯史政論一、無二可レ疑者一、子以下爲二臆論一而難上レ詰レ之耶、何其固陋之甚也、予曰、不レ然、凡學者以二四子六經一爲二萬事之依據一、向レ所二辨折一也、則是四六之格言、而非二鑿空之詭一、若孤負二于四六一、而左ニ祖于新義一、此予之所レ未レ聞也、所レ謂新義者、只是一人之私言、而古今不通之論也、是可レ忍也孰不レ可レ忍也、中村氏亦云、大學大字音泰者、尊レ之辭、卽今太字如レ字者、對レ小之稱、古文無レ點二一字通用一、善哉此言也、涅而不レ緇、磨而不レ磷。

使下就二字音一而知中其義上例

中庸　辟如乙天地之無レ不二持載一、無甲レ不二覆幬一。朱注、辟、音譬。

易繫辭　屈信相感。注、信、音申。又曰、能說二諸心一。注、說、音悅。又曰、百姓與レ能。注、與、音預。

孟子　龍斷。注、龍、音壟、龍斷、岡壟之斷而高也。小學亡二以瘉ニ人。句讀、亡、音無。又曰、趣レ賣、句讀、趣、音促。又云、予二其子一不二肯受一。句讀、予、音與。又云、且莫。句讀、莫音暮。

史記　蕭相國世家云、送二奉錢三一。索隱云、奉、音扶用反、謂二資俸一レ之也。如字讀、謂二奉送一レ之也。同、諸將皆爭走二金帛財物之府一。索隱云、走、音奏、奏者趨向レ之也。

賈誼傳、帶薊。索隱曰、薊、音、介。帶介鯁刺也。

魯仲連傳云、世以二鮑焦一爲下無二從頌一而死者上皆非也。索隱云、從頌、音、從容。愚按、從容優游不レ迫之意。
孟嘗君傳云、士不レ得二短褐一、索隱云、短、亦音、豎。豎褐謂二褐衣而豎裁一レ之、以二其省一而便レ事也。
范雎傳、政適。集解云、音、征敵。
貨殖傳、廢著。注、著、諸音如貯。索隱云、漢書亦作レ貯。說文云、貯、積也。
右例諸書中所レ載不レ可二擧數一也、今姑記二萬一一、以證二前言一。
周公作レ詩不レ諱二昌與一レ發、昌者文王之名也、發者武王之名也雝篇云、克昌二厥後一。噫嘻篇云、駿發二爾私一。孔子不レ諱二母名之一一、孔子母名徵在、杞宋不レ足レ徵也、某在レ斯、某在レ斯。孟子言二旦字一、平旦・旦々之類。論語載二叔字一、叔齊・叔夜・叔夏・叔孫・武叔之類。四子載二文與一レ大、文獻不レ足、學レ文・文行・文學・文質之類。大字尤多、不レ暇レ揮レ毫。

和藻溫故集序

人心之發、非レ言則不レ能レ宣之、雖二以レ言宣一レ心、而傳二之於異代一、達二之於遐方一也、非レ文則亦不レ能焉、其妙用可二勝言一哉、蓋夫文者言レ之有レ華者也、既有レ華則必要レ有二其實一、有レ華有レ實、於二此方一可レ稱二言レ之至者一矣、言有二土風之不一レ同、和自和漢自漢、嚴然自分二區域一、四夷百蠻亦皆然、卽是天籟之所レ然、而非二人爲之所一レ强也、故古今朝廷各立二象胥之官一、因レ茲以通二萬邦之志意一、所レ謂東寄、南象、西狄鞮、北譯、是也、竊惟以レ言爲レ文者、亦應レ須二和自和漢自漢一、純一無レ雜、正是帝鈞之和鳴、而自然之節奏也、若下作二和文一者上、雜レ之以二漢文一、則此猶以二夷語一雜二夏語一、其鑿糟雜駁吾不レ知二其可一也、原二夫和文之來一也久矣、權二輿于神代卷一、而潤二色于古今、和歌集序、及土佐日記一、此專用二和語一、而不三雜レ之以二漢語一實是萬世之公鑒、所レ不レ能二逃避一者也、中世以來、作二和文一者動輒雜以二漢語一、多者到二和漢相半一、如レ昏二于知レ本之理一、理以下入二于貴耳一之惑上、其流翕然而背二大公之常理一、而衒二一己之小才一者亦不レ爲レ不レ多焉良可レ歎也、或人謂神代卷頭末皆漢字耳、豈可レ謂二之和文一乎、是因三思索之不二詳審一云爾、夫神代卷者、舍人親王之所二著述一也、方二斯時一假名文字猶未二萠芽一、吉備公始製二片假名一、護命空海次作二平假名一、是故親王之

於二彼卷一也、雖下借二漢字一以編中錄之上、而其於二口誦之方一、則言々皆和語、而無三少亘二漢語一、于レ茲可二以刮目一也、且如二古今和歌集序一、其於二官名一則雖三少亘二漢語一、只是姑因二循于朝製之意一、而所レ謂今用レ之、吾從二周之義一而已、其勢不レ得レ不レ然焉、其餘當言一齊皆任二天籟之所一レ然、而無下少犯二人爲一之所上レ强、於戲其爲レ人也賢矣哲矣、而爲レ文也有レ華有レ實、可レ謂二和文之大成、金聲玉振者一矣、故歷代歌集之序、皆以レ是爲二定途一、而不三敢向二他岐一、此亦可レ不レ謂二賢哲之徒一乎、野村氏蠡測子天資超邁風致瀟洒、而其於二和文之學一、聰明博達之士也、多年所二漁獵一之和書、何止二汗充一、邊笥廣秘括而納二於一身一、直希世之偉才也、一日投三示一書於愚一、而求レ愚以三其題名與二其題辭一、愚熟展三玩之廣一、搜羅二古今之和文一、抄三出其雅麗者一、以爲二一編一而備二後學之模範一矣、只除二神代卷及土佐日記一、蓋是別爲二全書一之故耳、其磅礴宛如三曠海之含二萬類一、眞是和文之淵叢、而學人之途轍也、其中上自二古今和歌集序一、下及二歷代歌集序一共是和文之本式、而學二和文一者、不レ可レ不二一向勉一焉而師法者也、其餘多々有二粹者一有二駁者一、粹以爲レ法、駁以爲レ戒、譬若三詩之敎有二正邪一、正以爲レ勸、邪以爲レ懲、不レ可レ欠二其一一焉、但雖二古人之文一、如二甚俗者一措而不レ取レ之、其意不レ問而可レ知也、其一編之積也、其高纔止二分寸一、而其事之周遍也、直堪下卷二宇宙一而懷上レ之、學者溫レ故知レ新之方、瞭然且於レ此矣、後學之實何物得レ啇二於此一焉、嗟々其用レ心也至矣盡矣、其爲レ人也深矣厚矣、雖レ欲レ不爲二之感歎一而得乎、愚之小見不レ止レ蹈蛙一、何以得レ當二其責一、雖レ然丹府之深銘不レ能二自剝一、忽忘二狂僭之謬一、乃字レ之以二和歌溫故集一、且述二平日之愚情一、名レ之以二題辭一聊應二其需一焉、既而退省二我私一、今亦以二漢文一加二和文一、言行齟齬、偏是固陋之所レ爲、其如二指目牽引一何。

河樂先生傳

近藤子業 名篤號二西涯一

河樂先生、氏松井、諱良直、其先氏二廣瀬一、祖父曰二重右衞門一、仕二興國公一、後以二新進一除レ祿、父曰二喜兵衞一、養二於舅家松井氏一、是以冒二氏松井一。宍粟侯池田備後君未レ受レ封、召二近侍一、後辭去、先生生二于城州一、寛文四年、宍粟侯復召二先生一、賜二祿百石一、延寶戊午、後宍粟侯薨、絕嗣、先生去在二東都一、天和辛酉、應二本藩之召一、貞享丙寅、食二祿百五十石一、爲二國學

副監一、先生爲レ人、謹勅愼密、於レ事、苟知二義之所一レ在、未三嘗不二レ行、世雖レ有三以レ固謗者二、然其所レ執厚重、無二復及者一、爲三副監二於國學一、後有下淵本某與二先生一爲中同僚上、朝位先生本在二淵本某之下一、故於二講筵之位一、先生坐二淵本之下一、淵本某亦以二講筵之位一、本固受職前後、不三肯坐二先生之上一、相讓不レ止、講筵之旁、有二一小房一、先生坐レ此、竊聽二其講說一、後學官議レ之、先生就二其位一、其愿慤大率如レ此、先生强記洽聞、諸子百家、無レ不二涉獵一、一僧問以二其語所一レ出、先生曰、是出二某經第幾卷第幾葉第幾行一、然未レ詳二是否一、且試考レ之、僧執レ經考レ之、果然、大凡人有レ所レ問、雖レ出二僻書一所、答皆然、然不二敢質言一、性好レ詩、凡言有レ所レ發、動輒成二聲律一、其賦排律、雖二數百韻一、一揮而成、筆不レ加レ點、寶永乙酉退レ職、享保戊申、卒年八十六。所レ著、有二有詩法・撮要知抄・詩法要略・文法要略・東行日記・東行別記・東山日記・山道記行・和歌題百首詩・餘齡長律集・吟窓雜記一、今行二于世一。

泮水餘波 卷之四 終

削除の辯

本書洋水餘波巻之五に記述せる篠崎謙堂氏の論文中、『雜論三十五條』の一節に、偶々、言の皇室に及び、璽の神器に繋るもの、說述の詭矯にして不敬に亙るものがある。仍ち『況於二天下之大義一』以下『予自解二此凝一云爾』に至る六百四字を抹消削除することゝした。(本書五百三十五頁)

昭和六年四月上浣

森田無適

泮水餘波　卷之五

篠岡謙堂　名利貞、稱ニ次郎七一

示ニ學房諸賢一

夫學宜ニ以レ志爲ニ基本一也、志心之所レ之也、鄙意謂レ之者、猶ニ丈夫之貫レ甲帶ニ劍、決レ死欲レ不レ可ニ再歸一然。基本既如レ此、則雖ニ豈爲ニ遠乎、唯死而後已耳、果持ニ此確實一、富貴利達不レ可レ遷、貧賤窮厄不レ可レ奪、外物都無三立而蔽ニ於其間一、漸過ニ此激勵之境一、則平易坦蕩、駸々然自不レ得レ不レ進、其聖人之志レ學、既始有下從ニ心所ニ欲不レ踰レ矩之意上可レ知矣、雖レ然徒欲レ如レ此、則終無下可レ至之理上、故大學八條目工夫、缺レ一不可也、聖人之道人倫而已、故格レ物致レ知雖レ無レ窮、唯日用常行之際、先就ニ孝弟忠信之上一欲ニ專致ニ知、若有ニ餘力一則以可レ博、此其所下以知レ所ニ先後一而近上道レ也。

又、自致レ知至レ平ニ天下一、各自帶ニ行說一、當レ知下猶ニ仁義禮智帶レ信、水火木金帶ニ土、且知行相兼上、知而後行之類、猶雖レ有レ易ニ對レ體流行一、生物畢竟屬レ動是也、吾以レ是爲レ學者之先務、始ニ於忠信一而可レ行世事一、若ニ夫孝弟一則雖レ隨ニ其良知一未レ有レ害。

又、學問之道、以レ求ニ放心一爲レ要、求ニ放心一以レ敬爲レ要、敬兼ニ動靜一、工夫無レ善ニ於此一、致レ知格レ物不レ因レ敬却爲ニ放心一者多矣、如レ讀レ書、既審ニ其文義一、則要レ得ニ之於心一、徒一看過而就ニ知上一認得、却是爲ニ僻類誹一、都是道聽而途說也、可ニ以無ニ益而已。

又、可レ知ニ寂然不レ動爲ニ天下之故本一、說ニ動靜無端一、謂ニ流行之無レ窮、既至下立ニ人極一偏主上レ靜、所ニ以其主ニ靜者、欲レ靜却爲ニ動根一、而於レ動卽能動而已、儒者之學要レ知ニ生活底之意思一、故曰君子之道費而隱也、南軒亦曰、察ニ夫動一以

見ニ靜之所一レ存、靜以涵ニ動之所一レ本、此等之言皆體用相兼、卽生活底之意思也。

又、如ニ聖賢性命之說一、及太極圖說、豈並競ニ異端一、叨說ニ高遠一之謂乎、唯學者要下眞實知ニ生理一貫中萬物上、而所レ謂仁之本體自レ天來而不レ可レ妄也、萬物一體之理、親疎遠近之分、於レ是不レ明、則規摸鄙狹而成功易レ滿、此等之味、於ニ性命之說一要ニ識得一而已。

又、學者有ニ粗得一、必强排ニ異端一笑ニ俗事一、此心非レ不レ善、唯恐ニ至誠惻怛未一レ足、而遂至ニ惡不仁一甚也、先儒蓋世之才、辨ニ異端一正ニ俗事一、以レ此不レ可レ擬レ已、若有レ不レ得レ已、則吾道之所レ不レ辭也、且如ニ喪祭一於ニ儒者之道一尤爲レ重、然隨レ俗亦畏レ法也、若ニ夫不一レ忍レ爲、則盡レ力而可レ廢レ之、但非レ有ニ大害義理一、多可レ隨レ法耳、如ニ衣服坐拜一、雖レ不レ合ニ中華之禮一、不レ能レ改レ可レ知推ニ此類用舍一可也。

又、後世五倫之道共相衰、雖レ然如ニ父子之親、君臣之義、夫婦之別、長幼之序一、猶有ニ可レ見者一、獨朋友之道甚レ之、吾年來交會不レ爲レ不レ多、然無下一言告ニ吾過一者上、於レ吾雖レ吝ニ改過一、何至ニ如レ此甚一哉、唯交會之道衰、人皆不レ知ニ相責一、吾又不レ覺ニ習俗一而無ニ遷レ善之實一也、是吾所下以不レ能レ無レ憾、而深望中高明上也。

右所レ書者、鄙意所レ欲、而未レ知ニ其可否一、同志之賢者、若有レ可レ取必納レ之、且進ニ愚生學一之一助、而賢者又可レ有下聽レ言之譽上、以レ是不レ恥ニ蕪陋一、呈ニ草書于蘭房一、借竊恐懼、多罪無レ容。

雜論三十五條

學者先要丙知ニ本領一立乙心主甲也、譬如レ覺ニ出書一、謂下在ニ何等之書一則稍穩當也上、謂在ニ何等之書、何等之篇幾許之丁一、則記憶雖レ强、必有ニ走レ末之病一、人心本一也、精ニ於彼一粗ニ於此一、目重則綱緩、自然之勢也、如ニ聖賢資質純粹一、記憶自然存者、非地初學可レ比者天。

人見ニ道理一明者、不レ隨ニ世俗一、曰剛情、然茶之苦、砂糖之甘、人共謂ニ茶甘、砂糖苦一、豈爲ニ其然一乎、知レ道者確乎亦猶レ此。

或曰、大風起時、夾ニ陳皮於竹一以登レ屋、正可レ殺ニ風勢一也、一座失笑、其人亦大笑、然粘ニ祈禱之札於門戸一、除レ災來レ福是也、俗之尋常而實信者多矣、却知是不レ知レ有下陳皮拂ニ風邪一之理上、噫。

或問、馬毛色於ニ主人一有ニ相生相剋一、可レ擇否、曰、雖ニ焉隨レ己者一、其禮固別也、却奈衣服之色在ニ我身一無レ擇乎、但如ニ毛疵一雖レ不レ忌レ之、人皆忌レ之、則自有ニ通用之難一、以レ是隨レ俗可也、問者卽服矣。

喜怒哀樂未レ發、以レ何知ニ賢愚一乎、是性之所ニ以善而中一也、發而中レ節與レ不レ中レ節、是聖賢愚不肖之所ニ以分一也、試看聖賢固七情、愚不肖亦七情、只是在下喜可喜、怒可怒、哀可哀、樂可樂、與中喜不可喜、怒不可怒、哀不可哀、樂不可樂上而已、故以下好ニ好色一、惡中々臭上示ニ誠レ意之意一、謂ニ賢レ々易ロ色、以示ニ好レ賢之實一、是聖賢使下人以レ所ニ其能一易上レ所レ不レ能也、取レ此置レ彼、甚如ニ容易一然、卽是中與レ不レ中而已。

易說レ利、書亦有レ所レ說ニ利害一、然聖賢固依レ義說レ利、非レ有レ意レ利、然猶恐レ有レ弊、故孔子罕曰レ利、孟子拔ニ本杜原一、後世不レ知ニ其意一、而依ニ利心一勸レ善、專說ニ報レ驗之利害一、假令下一旦雖レ向レ善、利心終不上レ亡、何言ニ聖賢之治一哉、近來如ニ六喩衍義之所ロ說是也。

嘗讀ニ栗山潛鋒之所レ作之保建大記一、蓋其志源ニ于春秋一、其文擬ニ於唐鑑一、實欲レ使ロ君道修ニ未然一、亂臣賊子豫懼レ之也、且筆路平坦、議論分明也、可レ勝ニ賞嘆一哉、然曰、儒者外國之敎也、不レ可レ先、本ニ神道一羽ニ翼孔孟一可也矣、說者谷氏又雷ニ同之一以爲生ニ于本邦一而不レ學ニ神道一、强學ニ齊魯之事一甚不可也。嗟若ニ此說一、則似レ謂ニ神儒道異一也、予於是不レ能レ無レ疑也。夫道者具ニ於天地無形之先一、而聖人奉ニ之於人物有形之後一、無ニ古今之別一、無ニ遠近之殊一、故神道者我國之所ニ以行ロ道、而儒亦唐土之所ニ以行ロ道也、神聖異レ土而一レ道、何先後優劣之有。其謂ニ神道而足一則可也、謂ニ我何先ロ彼則未レ可也。物各有ニ長-短廣-狹精-粗剛-柔一也、交易用レ之不ニ亦善一乎、一以レ我爲レ善、則其心既一偏也、偏心豈足レ窺ニ神慮之大一乎、近取レ譬如ニ人參・丁子一、雖レ出ニ于異邦一不レ能レ不レ用、此不レ如レ彼也、凡以ニ一人身一且舍レ已從ニ善爲ニ君子之道一也、況於ニ天下之大義一乎。

……………………………、予自解二此疑一云爾。

或問、天左旋、日月右旋、又曰、日月共左旋、兩説孰是。曰、兩説共有レ理、然盈虚之數非レ有レ差、只爭二其實一而已、世俗之所レ謂高聲終勝者也、然日月共左旋云者、愚不肖所二共見一自穩當也、故儒者見二多從一レ之。

世俗所レ爲甚無レ理者多、功學謹勿二投擲一、必有レ害二孝弟一、獨務レ實二明德一、則家化稍減二俗事一、遂延及二鄕黨僚友一、則眞德化也。

衣服飮食甚麁鄙亦不可也、如二日食一無レ求レ飽、不レ恥二弊縕袍一者、稱二志在一レ道而不レ暇レ及、是學者之事也、如レ記二食不レ厭レ精、膾不レ厭レ細、切不レ正不レ食、黃衣狐裘素衣麑裘一、則聖人無適而非二中正一矣、豈專以二弊衣麁食一爲レ貴乎。

火罪重二於斬罪一、然至二火葬一雖二君父一不レ顧、凡人生則不レ容二無レ實之累絏一、至レ死獨何哉、佛法因循至レ此、其惑甚矣。

欲二存心一爲二義理明一也、其所レ爲既義也理也、焉在二其不一レ存乎、其所レ爲不義也非理也、雖レ欲二心存一諱乎、故默坐徒存レ心者、假令二心存當一レ事必紊焉、譬如二劍術之事一與二心融和一始得也、舍レ事而存レ心者是無星之權衡、應處却唔、故孟子曰、必有レ事焉、而勿レ正、心勿レ忘、勿二助長一、既有レ事勿レ忘、則其所レ爲自從二心上一出來、勿レ正則自無二私心一、勿二助長一則從容自得、是除二放心一之本、而立二存心一之基、學者之先務也。

聞レ韶不レ知二肉味一、與下心不レ在レ焉、食不上レ知二其味一、自不レ同、聖人感レ誠、其深無下可レ比者上、專於レ此故疎レ於レ彼、若以レ是爲二放心一、則孝子之居レ喪不レ能二食咽下一、以爲二放心一乎、凡心向善則必無レ不レ存、縱雖レ有下似二放心一者上、有レ存者在二其中一、向レ惡則必無レ不レ放、雖レ有下似レ存レ心者上終放蕩矣、若心不レ在レ焉、人其常々所レ爲、皆虛然不レ出二于其心一、事レ親如レ此、事レ君亦如レ此、何以爲レ學乎、放存レ之懸隔終如レ此。

孔子言譬如二補劑一、溫厚和平愈不レ覺、孟子言譬如二瀉劑一、端的瞑眩元氣忽醒、是聖賢之氣象也、且孟子之時固疾甚深、不レ爲二瞑眩一其病不レ愈。

嘗植二牡丹之實一而偶生也、心愛レ之、一日使二僕耘一レ草、僕不レ知レ之、與レ草刈レ之、予見レ之驚矣、然予不三先戒二此事一、彼何辨レ之乎、今咎レ之固無レ益、又非レ所三以戒二後來一也、以レ是乎不三復言二此事一、雖レ小爲二子孫一書レ焉。

凡人每レ遭二大事一、必生與レ祿兩忘、而其事可レ享、不レ計二利害一、而其心誠實故也、與二君子一從容自合二義理一者、雖二高卑不一レ同、是亦常人中之豪傑也。

孔子曰、如レ用二吾期月一可、三年有レ成、孟子亦曰、欲レ平二治天下一、當今之世舍レ我其誰也、是聖賢知レ道深、當レ仁不レ讓レ師處、孔孟若無二此實心一、周二流天下一鄙俗囘國耳、如下後人才氣自負、漫出中高言上、豈同レ年之談乎。

或問、周茂叔窻前草不二除去一、曰、與二自家意思一一般、此意如何會得、曰、是濂溪分上之看、無二强說破一、譬如三易牙爲二烹調一、一片梅一點不二容易下得一、是其味爭二毫忽一、其口甚明也、知レ道者亦猶レ此、感嘆發處自有レ味、豈俗口之所二能知一乎、非レ使三人爲二工夫一、只欲レ觀二大賢分上之氣象一耳。

天者誠而已、聖者稍有レ心而誠也、至二衆人私意一忘レ動終遠二天理一、可レ嘆哉。

予年十有七、從二父之職一遊二京師一、始觀二四條歌舞妓一、其喜意如レ涌、歸自反以爲是賢愚之衢也、從レ是勉レ學絕二遊興一、生愚而雖レ無レ成、既免二汚名一、仍思爲二子孫一立レ志者、當レ如下壯士赴二戰場一與中死決上也。

上下之情相交謂二之泰一、上下之情不レ交謂二之否一、夫雖二十口之家一、上下不レ交以レ何成レ事、況國乎、況天下乎、故齊レ家以二孝弟慈一爲レ先、孝弟所三以交二上也、慈所三以交二下也。

或問、柴木村甚助其孝燦三然乎天下二、實達孝歟、答曰、固孝也、然自非地我君公有二盛德一賞天レ之、則以レ何天下知レ之、知而信レ之者、却是君公之盛德也、夫雖レ有下千里之馬上、不レ遇二白樂一猶不レ免レ就二監車一、故物皆得二知レ己者一、然後遂レ名成レ功、是以知君公之實德天下信レ之、或嘆服矣。

聖人觀二天下之事一、猶三大手棊之觀二斗智棊一、其反覆生死無レ理無レ常、而飛心切齒、牽レ裾蹈レ足、不レ堪二傍觀一也、夫用

舍行藏、仕止二久速一、其實皆爲二天下一憂也、如下荷二蕢丈一者上、有二於仁一不レ大矣。大極生二兩儀一、兩儀生二四象一、終人物生々與二天地一無レ窮、凡事自レ人生、人多則事繁、忠質文華、奢侈費冗漸々來、其勢也、聖人爲レ此立二時中之道一、轉輾不レ毀也、繫二天下於三綱一、持二人事於五常一、夫禹惡二旨酒一孔子不レ及レ亂、是時中之道也、老莊不レ知レ之、欲三强歸二於太古一終不レ可レ行レ所三以爲二異端一也、譬如レ絕二固疾之根元一、忽死不レ如二保護猶延一レ年。

人皆曰、物必可レ爲二九分一、至二十分一則溢、此言尤好、然未レ明地所三以知二其九分十分一者矣、則以レ何知二其際限一、己之所レ好之事、過二十分一猶以爲レ未レ足、己之所レ不レ好之事、未二五分一既以爲レ有レ餘、多是無星之衡度無レ益而已、故舍二致知挌物一、而更欲レ求二徑捷一、不レ迷者鮮、但其所レ爲、繹如二理義一何者有レ益。

目欲レ色、耳欲レ聲、口欲レ味、天使二之然一、人勇順而過者也、子之孝、臣之忠、君之仁、父之慈、亦天使二之然一、人退而不レ及者也、故聖賢使二其過者損一レ之、使二其不レ及者益一レ之、所三以共養二天然一也、克レ己復レ禮是其事也、不レ勉レ實而覓レ名者、猶レ燒二一抹香於風前一、香氣頓去終無レ跡、勉レ實而有レ名者、猶レ藏二蘭麝於深室一、淸香一發終不レ止、所レ謂揚二名於後世一者、其眞僞豈可レ誣乎。

鳶飛戾レ天、魚躍二于淵一、一氣充塞盛大流行之意可レ觀矣、然鳶不レ能レ躍、魚不レ能レ飛、各有二其理存一焉、其子之孝、臣之忠、亦猶レ此、然不孝不忠者、猶飛三躍異處一歟、不レ免レ禍者理之當然也、君子之學者、根二天理一行二人情一、兩得レ全者也、或曰、神在二左右一、或曰對越在レ天、或曰糟粕煨燼無レ不レ敎、其實可レ見矣。

或問、遇二當レ事非レ理者一、怒氣不二覺發一退而悔レ之、然未レ能レ改レ之、雖三自知二其放心一、及下遇レ事遽然不上レ能二覺悟一、如何可也、曰固二放心一也、然未レ知下心分量狹隘而强上レ求二放心一、故忽レ事不レ能レ容、而怒氣倏然奮起、子憂レ之、能會二得心體寬大地一、而存養積年、心氣從容、不下唯怒氣之不二奮起一、終使二其怒中一レ節亦不レ難矣。

有二一士一流離托二身於浮圖一也、其居レ寮隣二浴室一、夜夜沐三浴死人一、而其悽愴焄蒿之氣、凜然動レ枕、終宵不レ能レ眠、强忍レ之久、然後洒然頓如レ忘、終以二其衣食便一、却恐二死人之不一レ來、嗟習化之可レ謹如レ此、矢人之不仁、函人之仁、豈

不二亦信一乎。

或問、若レ有二如レ此事一當二如何一也、曰是如二持レ滿待一レ烏、雖レ經二數十年一終不レ來、却出二其不意一、忽忙不レ中必矣、是勞無レ功也、唯心明則取レ之左右逢二其源一、故記二問學一不三以足二レ爲レ師。

有三愚夫與レ人伴詣二其親之墓一、恥レ己親之墓頽敗、拜二他人之墓美一者而歸、其至愚不レ可レ謂也、然不レ勉レ實而虛飾者皆此類也。

草山曰、物皆有二三世之理一、夫有二今日一則有二昨日一有二明日一、有二今年一則有二去年一有二來年一、生死去來無レ不レ然、以レ是知レ有二因果輪廻之理一、予以爲是佛者迷惑之本源也、夫天地生々之理、如二川流一萬古未二嘗舍一、故有レ迹必有二前後一、何唯人間、若三夫知二三世之自然一、又何人之所レ願レ爲者乎、且夫謂レ父者斯我前身、子者斯我再來則可也、以レ何有二前之禽獸一爲二今之人一、今之人却爲二後之禽獸一之理乎、假令雖下變化不上レ可レ知矣、我不レ能レ知二其前身一、彼亦不レ能レ知二其前身一則何以證レ實也、當レ知二皆虛誕之論一也。

凡人有二私心一者所レ欲常違レ理、故以二其所一不レ欲却勉强、以二其所レ欲一更抑損、則克レ己莫レ近焉、致知漸漸進、而從背燦然明、則克レ己工夫、可三復加二一格之高一而已。

孟懿子問レ孝、子曰無レ違、是聖人欲レ起懿子一箇之不審、是待二憤悱一而引二不レ放之答一也、懿子不レ能、聖人遂告二樊遲一而啓二發其意一、是聖人教レ人之誠意充塞可レ觀。

堂號之說

夫以先覺有下襲二古語一以爲レ名爲レ字者上、如二陳氏名博、字圖南、晁氏名說之、字以道類一、蓋莊子大鵬之志、論語事二君子之意一、而欲下寓二之於名字一、自激勵喚醒上、得二之於心一者也乎、且如二堂號一、則元僉具二勸戒之意一者多矣、如二晦菴・勉齋・敬齋・致堂・蒙軒之類一是也。僕一日在二老先生之膝下一、而敢請下賜二一號一以鞭中駑才上也、後數月而老先生曰、吾頃來偶得二一謙字一、欲レ加二之於子之草堂之上一、如何、夫謙尊而光、卑而不レ可レ踰也、凡初學之病、多在下蔑二如世事一白中

眼俗人上、其初如レ此、焉得レ有二能終一乎、人生之交際無レ善二於謙一、子力而不レ已、則卑而不レ可レ踰者、豈知レ不レ可レ致乎、僕再拜奉二老先生之教一、而始號二謙堂一、而欲三以自喚二醒主人公一也、仍叨述二私意一曰、嗚呼大哉謙也、子朱子釋レ之曰、有而不レ居之義、止二乎內一而順二乎外一之意、又曰、非三心實自聖而姑爲二是退託一也、夫知二天理流行之妙無一レ窮、自强而不レ息、則君子之謙也、非二敢後一也、馬不レ進也、則賢者之謙也、終日對越在レ天、如レ在二其上一、如下在二其左右一者上、曰持敬之工夫、而謙在二其中一、不レ富以レ鄰、沒レ世不レ忘者、得レ衆在二謙之效一也、事二父母一色難、在レ醜不レ爭、有二是謙一而能レ之、事レ君有レ敬、使レ民有レ慈、有二是謙一而能レ之、又紅二花於眼一、啼二鳥於耳一、外無二違逆一、內止二和樂一、則謂二之洒落之謙一亦可也、於二其跨一レ馬、於二其投一レ劍、外貌平易如レ地、內心不レ動如レ山、則謂二之術中之謙一亦可也、一卷一舒無二不レ可レ用時一、無二不レ可レ有處一、君子則君子而全、小人則小人而宜、惟徹レ上徹レ下萬古不易之道、無レ可二以加一レ之也、宜矣、爲二君子之終一也、欲二拳々服膺無一レ失而已。于レ時寶永五曆星宿戊子、僕三十六歲、謹書以自箴、其辭曰。

謙地外易、山內巍々、動容周還、其順無レ違、博愛及レ物、道心止レ輝、嗟放心遠、終無レ所レ歸、于レ前于レ後、體縮氣餒、於レ右於レ左、意欺心微、神臨二鬼闖一、災將レ逮レ扉、惟外因レ順、在レ國無レ譏、有レ內能止、於レ德不レ菲、小子力至、伊顏可レ希。

戒レ酒

嗟酒之爲レ物乎、狂藥不二嘉味一也、大禹惡レ之、武王作レ誥、孔子不レ及レ亂、是先聖相傳之格言也、然以二孔子之言一比二禹之事一、則稍如二緩然一、夫禹之酒者白中之黑也、防二之於未然一先見也、孔子者獨黑中之白也、不レ得レ已而時中之敎也、大禹孔子易レ地則其然而已、且禹與二孔子一相去一千五百年、其間自二桀紂一以下、以レ酒亡レ國殺レ身者不レ可二勝計一、其害益深、而其行彌盛也、猶乙衰病不レ甲可下用二瀉藥一遽攻擊上也、所レ謂惡二不仁甚亂一也、然聖人言雖レ近必存二至理一、如下曰不レ及レ亂者上、有二吾丈尺權衡一、而以二適可一則止之謂也、中人以下無二其丈尺權衡一、焉得二以レ亂不一レ爲不レ亂乎

故漢唐以來、雖下名レ世才上沈二湎酒一、詠二詩其功一、著二文其德一、横行無レ窮、寓言愈恣也、其記レ之也、大史損レ筆、班固費レ紙、猶至レ今奴僕賈客道路顚倒、市中交レ叉之類、無下不二醉狂一者上、雖二士大夫一未レ無二是害一也、嗚呼學者有下欲二修レ己治一レ人之志上者、豈有二始爲レ非之意一乎、然此酒及レ亂則繁々俗情不レ覺レ生、規々道心忽瞑眩、不善無レ所レ不レ至也、凡好レ色人常情、雖レ惡不レ能レ無者也、然志士能知レ戒レ之、唯至レ酒則多沉溺了、是亦因三習俗有二然者一也、若二自レ禹見一レ之、豈不レ爲レ甚二於色一乎、有レ師二於此一嘗嗜レ酒、其弟子若レ有二醉狂一、則戒レ之何言、所謂五十歩而笑二百歩一之類也、若夫劉伯倫之言、則放蕩謾罵、卽是醉狂之所レ爲不レ足レ論而已、小子其謹レ之哉。

呈二毅齋先生一

夫至誠通レ神者、無二毫釐私一也、其次感レ人、有二惻怛慈愛一也、如地諄々說レ人、人以爲レ毀、懇々諫レ君、君以爲天二不敬一、則惻怛慈愛未レ足、而責レ人之意却先レ之也、凡學レ道者、雖下以二剛毅確實一宜上レ爲二基本一、査滓未二渾化一、却爲二圭角一者是也、故曰立二於禮一成二於樂一、君子所レ難也、于レ茲先生通レ神感レ君者一擧而兩得也矣、是邦國大慶、豈有下過レ之者上、一以示二繼志之孝一、二以開二言路之端一、遂而行レ之、雖二天下一可レ運レ掌、況於二邦國一乎、故賀二先生一斯賀二邦國一也、賀二邦國一而後知二先生之功大一也、如二其事實一、我缺レ之不レ書、是亦隨二先生之意一而已、仍賦二一絕一敢述二雀躍之意一、伏乞二慈斤成一レ風、貞雄案、此時有下毀二學舍一之議上、事見二毅齋先生行狀一

虩々震來天一方、先生匕鬯更安康、西風知是有レ時至、破二却浮雲一見二日光一、

中秋月詩之序

惟八月之望、天澄氣爽、一輪高懸八紘如レ晝、一歲之人望得二極而盡一也、嗚呼今當二太平之運一、天使二人樂一乎、若不レ樂則居諸將レ逝而已、夫龍顏穆々遠致二玲瓏之氣一、北面堂々正下彈二冠帶一之美上、金石鏗鏘鳴、絲竹翕然起、是鳳闕之清賞也、託二興於流水一、或蓬頭跣足、或袒裼裸裎、北側吹二洞簫一、遙泣二孤舟之嫠婦一、西岸發二棹歌一、更懷二一方之佳人一、

鮮魚落二爼上一、美酒拂二樽底一、而明將レ歸者、是遊子之放蕩也、登二高樓一坐二欄干一、携二乎顰眉一、馳二思於千里之外一、存二與於方寸之中一、唐詩爭二李杜一、和歌競二柿山一、自以爲レ如二羽化登仙一、是騷士之閑情也、其行旅愁レ晝、左遷怨レ文、隨レ感而生レ因、見而成者不レ可二勝計一、此中雖レ有三心頭近二洒落一、風流似二古人一者、未レ免レ有下翫レ物失レ志之病上、況於下心不レ在レ焉視而不レ見者上乎、獨諸先生泮水之月也、見レ所二其見一、賞レ所二其賞一、予數年陪二末席一、熟二窺其趣向一、與レ彼縱二横世路一者天地懸隔、夫碧天已無二一點雲一、淸光萬里無レ窮、則此二之聖之時一者無下所レ不レ照者上、微雲偶雖レ有、漸至二月邊一消盡去、則比二之紅爐上一點雪一、三月不レ違レ仁者、或晴夜陰、長短隨レ風、則比二之其餘日月至レ焉者、疊雲頻翳終無レ晴、則比下之納諸罟擭二陷阱之中一自能知者上、是學者見レ月、千象萬能用レ意如レ斯、則是亦格物窮理之一端、而不レ爲レ無レ益也、蓋聖人觀レ物之妙、於レ易爲至矣盡矣、今亦學者之於二格物一、欲レ如レ此耳、雖レ然坐二於塗炭一者自失二淸潔之心一、入二於大廟一者自無二惰慢之氣一、以レ是不下撰二其所一レ處而從中事於斯上、則格物却爲二淫佚放蕩之具一者多矣、是先生所下以見二月於泮水一、不三必求二淸樽素琴一、而使中書生賦レ詩屬上レ文也、予記二其事一示二之侍立之兒輩一、庶下幾知二其心所一レ存而翫レ物則無上レ害、且賦二秋月之詩三章一曰詩闕。

因二或說一論二持敬巧夫一

或曰、持敬之功夫甚難矣、我勞久、未二嘗得一レ之也、頃來偶得二自レ天觀レ之之語一、而更覺レ有レ益、夫畏レ天等之語、猶下天與二自家一兩般上、自レ天觀レ之、則我卽天地、此功夫更密也、譬二臣之事一レ君也、如二畏レ君則未一レ全レ忠、以二君之心一爲二己之心一、則自忠也、愚謂其功夫精密、比二喩適當、似レ無二間然一、然其人若未レ至二聖人地位一、則吾不レ能レ信レ之、且其以二持敬之功夫一爲二甚難一、則非二聖人一亦可レ知矣、夫持敬者存二心功夫一、而存レ心則徹レ上徹レ下之事、自レ士至レ聖固無二一致一、然在二初學一以レ持レ敬爲二學問之基本一而未三遽得二向レ上去一、又未レ說二一存心一則好也、持敬只惟高樓之一階而已、故曰學問之道無レ他、求二其放心一而已、是謂丙以二存心一爲乙至聖之端甲耳、非レ謂二存心卽聖之地位一也、若既與レ天一般則所レ謂生レ知安レ行也、何須レ求二放心一乎、畏レ天則所レ謂困レ知勉レ行也、在二學者一豈得レ辭乎、凡學者雖下其在中學二

自然一者上、不レ勉而爲レ之則焉得二安處一、是聖賢所三以設レ術立二教也、故雖二今日之人也一、久求而不レ已、則終有レ得而已、何舍二畏レ天之功夫一、有二遽與レ天一般之理一乎、爲二彼說一者、却是似下以二持レ敬之功夫一爲中聖人之事上、而自家尙以二凡庸人一欲乙直爲甲レ去レ之、豈不レ揣二其本一而齊二其末一歟、吾恐レ有二助長之病一、語曰出レ門如レ見二大賓一、使レ民如レ承二大祭一、易曰、終日對越在レ天、中庸曰、尊二德性一而道二問學一、皆是畏レ天之意、而與二整々嚴肅一常醒々一般而已、使三吾方寸虛二靈之功夫一也、然未三始說二彼此相對屈伏畏縮一、若以二畏レ天等之語一、如レ此說出來、則持レ敬者一向縛二着此心一、這裏焉有レ得二心廣體胖之趣一、是其所三以誤而爲二病者歟、夫畏レ天則心此存、心存則萬理明、萬理明則自與レ天一般、所三以心廣體胖一也、是前所レ謂自レ士至レ聖之次弟也、通論二之天一者理也、存心亦非レ由レ理何哉、雖レ然自レ初劈頭說下欲二與レ天一般一者上、功夫却荒蕩、恰似二西東南北盡白雪一、無二一步之所一レ始也、況關閩之諸儒、說二持レ敬之數語一、多有二此意一乎、且周子曰、聖希レ天、賢希レ聖、士希レ賢、次第如レ此、自有二階級一、臣事レ君之比喩、雖二理相似一勢自異、難レ爲二一事一之看、愚說如レ此、敢請二先生之教誨一。

與二山根守株子一

山根賢生謂レ余曰、凡經傳之所レ載、程朱之所レ論、皆教誨之要法、而固無下不レ砭二人之肌骨一者上、然已未レ明則在下我之實病不上レ能二盡察一レ之、的方無レ由レ用、願足下直指在二我之病、作レ箴以有レ投、則朝夕觀レ之以爲二進善之端、余拍レ節嘆二賞之一曰、維古人之學也、吁賢者欲レ志二古人之所一レ志、學二古人之所一レ學、余豈不レ對二以古人之所一レ對乎、夫賢天資聰敏才且高、誤二徃年所一レ爲特在二詞章、之末一、未三嘗用二工夫於持敬窮理之本一、却似下以二誦說一多上、蔑三視斗筲之學者一、自以爲二堂々一乎、且驕者心之不順、萬惡之所レ歸也、譬二之流水一、兩岸無二一物一、水底平易、則水洋々乎不レ舍二晝夜一、終無レ所レ濁、若投二一石一、則水聲激怒、穢塵汚芥無レ不二盡懸一、是心體所三以不レ容二一物一也、如二賢記臆一愈多心愈塞、吟詠愈工心愈苦、是皆以二所レ養レ心者一却害二己心一、又不レ惑乎、是賢之病將レ入二膏肓一者也歟、夫聖人之所三以爲二聖人一、以二其自不一レ知レ爲レ聖也、正見二其謙辭一可レ觀矣、今未レ免レ爲二鄉人一、而以レ何蔑二視人一也、余蒙昧而察二賢之病一、不

レ當必矣、特其善端以不レ堪ニ感嘆一、有レ犯無レ隱耳、縱不レ的ニ中病根一、以ニ賢高明一有レ斟ニ酌之一、何爲ニ必無一レ補、因箴呈ニ梧下一。

心一身主、且萬事規、頭眞ニ其正一、瞻尊ニ厥貴一、僅舍レ亡去、百邪來窺、見而不レ視、食不レ知レ味、縱有レ讀レ書、焉得レ致レ知、驕在ニ心頭一、我德日虧、謙讓無レ忘、倘錦光美郭如レ無レ介、自照ニ姸媸一、未レ修ニ我身一、何暇レ責レ彼、更慣ニ春和一、東風是師、仁者樂レ山、智者樂レ水、熟思深計、勿レ暴勿レ棄。

讀ニ兩東唱和論一

有レ客問レ予曰、兩東唱和・雞林唱和、兩部梓行既成、公閱レ之乎、曰、公事忽忙之間、近來漸得ニ一看一過レ之耳、客曰、嗟、三韓之文才隆哉、既自レ入ニ對州一以來、天下之英才雲集林連、贈レ書投レ詩、問難亦喧嘩也、然所三以答二之者、常持己之權衡一、而未三嘗誤ニ毫忽一、其詩也巧、其文也妙、玉趨ニ盤上一鏗鏘、月映ニ止水一寂寞、淸韻墮ニ於鈞天一乎、彩筆獲ニ於夢裏一乎、眞江海之量、八斗之才、陳七縮步、溫八減叉、可レ謂ニ俊秀一也、且我日域之文章、兩無レ愧レ彼也、萬國之群英、張ニ筆陣一振ニ文鋒一也、孔明八陳、李衞六花、魚鱗衡レ空、鶴翼包レ山、遂一詩戰、而擒ニ孟賁一、逐ニ夏育一、英氣猶レ有レ餘、而持レ滿控レ馬、旌旗堂々乎、槊戟森々乎、常一和レ韻不レ閣レ之、動有下韓客顧而言レ他者上、嗚呼兩邦之文物盛哉快哉、公亦得レ拂ニ胸裏之茅塞一乎、予答曰其然、豈夫然乎、凡見レ書則自ニ經傳一以至ニ諸史百家一、皆格物窮理之事、而非三必使ニ心志快然一、故雖ニ經傳一僅有ニ差失一則要可レ知耳、論語中如ニ子夏子張之言一、間不レ能レ無ニ少違一、況其他乎、必有ニ是中一有ニ非者一、又必有ニ非中一有ニ是者一、不レ詳レ之則有レ善未ニ全善一、惡未ニ全惡一者、安得下惡而知ニ其好一、好而知中其惡上乎、今如ニ子之言一、則薰蕕無ニ差別一、玉石無ニ貴賤一、予則不レ然、其可レ取則取、其可レ笑則笑、其可レ羞則羞、其可レ懼則懼、其理之當否我雖レ未レ知レ之、對レ書用レ意固如レ此而已、一以ニ盛懷一稱レ之、我所三以不ニ敢諸一レ之也、予試說レ之子其安坐乎。夫學士及三書記之英斂實可ニ嘆羨一、然其學在ニ詞章一、而其風彩近ニ放蕩一也、以レ彼之謂ニ腹中文字五千卷一、醉裏豪情三百盃、可レ知レ之、其此兩句、蔑視ニ我日域之人才一、宛類レ吞ニ江南之氣勢一、驕慢無レ甚レ焉、且駕レ龍乘ニ彩舟一、

又咫二尺扶桑一手可レ攀、又休レ言千丈白、不レ若二四時青一、夫駕レ龍天子之事、然自稱二之扶桑一日域之別號、然曰咫尺手可レ攀、其不敬謂二之何一乎、富士、本邦之名山、然非レ謗之一、凡題咏雖三品物不二好底一、猶稱二其善藏一レ惡、是詩人之忠厚、諷諭之長也、以レ之見レ之、則在二詩法一無レ所レ可レ取、其餘推而可レ知レ之而已、夫子嘗稱二蘧伯玉之使者一、以二其辭卑遜一、亦不レ貶二其主之賢一也、況古人之他邦、稱レ國曰二弊邑一、稱レ君曰二寡君一、是經傳之常言、韓客豈不レ知レ之乎、蓋出三一時之驕氣與二義理之不一レ詳而已、以レ予見レ之、却遑二三韓之耻一、爭淂レ謂二豪情一乎、是則可レ笑者也、然大概有二愛君之心一、而一句未三嘗出二快々之意一、有レ問二國事一則多答大誇、前所レ謂駕二黃龍一乘二彩舟一之類、蓋有二本レ之者一也歟、恕而論レ之、則其趣歸厚矣、此非中之是者也。我日域之群英求レ面乞レ和、禮辭卑遜而多致二屈辱一、及レ甚則或曰不レ代二萬戶侯一、或曰價甚增、其褒辭謙讓之過レ實者、固禮之大體、文章之光彩、而雖下不レ可レ無レ之也上、甚過則非也、況弃名之人、逆下求二彼褒辭一之意上、藹々然見二言外一乎、且咫二尺扶桑一手可レ攀、不レ若二四時青等之句一、得レ之欣抃雀躍、未レ有二一言之疑一、雖レ謂三之受二嗟來之食一、拜二蹴爾之賜一、豈爲レ過乎、是我謂レ可レ羞者也、或老儒之有レ名者、以二聖賢君師一俟レ彼、而或告曰、我日域無二賢師良友一、以レ故不レ能レ成二己之德一而止、然其人固有レ師有レ友、而猶面在者多矣、然其言如レ此、且不レ憚レ言二日域人材乏一也、雖レ似二求レ道之切一、其趣却歸レ薄、我爲レ此不レ能レ不二恐懼一也、但求レ名猶勝レ求レ利。

本邦之武風固愛レ名者多、以レ是有レ忠者亦不レ違者、此從容義理者、雖レ不レ可二企及一焉、以二天下一見レ人、則因二大義一而不レ論二細微一可也、是所レ謂可レ使レ由不レ可レ使レ知、小人革面之類也、以レ之取レ之、求レ名者未二全可一レ謂レ無レ所レ取也、是亦非中之是者也、抑北村篤所之所レ奉二稟李東郭一之書、厭二道學之高論一、而徑欲レ因二躬行一、蓋是伊藤氏之偏見也、東郭答レ之曰、古今安有下心不レ正而議二論正一者上、又安有下論議不レ正而能成二事實一者上乎、是的確之論、篤所之所二以不一レ能レ答レ之也、固此無星之秤尺、焉得二躬行之實一乎、不レ足レ論レ之耳、然謂論議甚高而實行不レ足者、學者之通病、篤所之言是也、但學者失レ所二先後一、以レ故多レ違レ道、所レ謂道體之高論者、皆致レ知之基本、更無二此外一、然缺二日用一論レ之、則非レ失レ所二先後一乎、故其所レ爲雖レ不レ出二聖賢之教外一、先後違則違レ道遠矣、予嘗於二大學之中一、先後二

字甚謹レ之、學未レ得二此意一、而漫非二-議聖賢之教一、實可レ謂レ愚也、東郭之答得二要領一、比二之篤所之問一非二同日之談一、然以三誠敬直爲二正心之工夫一、則我不レ能レ無レ疑、夫在二大學一過二致知格物誠意之關一、而後有二正心一也、持レ敬僅求二放心之工夫一、在二學者一必心存而後格物窮理可二得而成一レ之也、今遽收二放心一、而謂二心卽正一、則非二積累貫通之謂一、却沒二禪學之頓悟一、是蓋東郭之學所三-以有二放蕩一也、若以二賢者之地位一論レ之、則謂二誠敬是正心一亦可也、在レ論レ學則不レ能レ無レ惑也、我之所二-以不一レ取レ之也、其餘論篇雖レ多、皆世俗之說話、不レ足レ評二-議之一、只長州之周南、加州之浚新、此等兩三輩醇乎口氣自好。嗟長語無レ益、且招二僭竊之罪一、我固知レ之、但爲レ叩以二盛快一稱レ之者、不レ得レ不レ言耳。

答三山根氏辭二廚養一之書

一封之來書數日卷舒、具會二垂レ諭之旨趣一。夫國學之設有二如レ此之備一、而敎化之不レ行也、非下唯不上レ得レ本二人君躬行心得之餘一、師道亦不レ尊也、師道不レ尊者、嘗無二其人一也。今予以二頑愚之質固陋之才一、漫汚二學監之名一、恐懼之意暫時不レ能レ忘矣、然敎授之志則不レ可レ無レ之、以レ故常求二人才一而假レ指引二於其人一、是於二足下一所三-以委二一事一也、且夫足下志高行嚴也、然未レ足レ和。凡嚴和之道、世人多失二本意一、其言語理正、坐作禮恭、人不レ能レ侮レ之者實嚴也、所謂有レ威可レ畏者也、言語正二人之非一、再論后起二怒氣一、使二人遠一レ己者、是非レ嚴、麁暴也、所謂羝羊觸レ藩羸二其角一者也、交際道正、以レ實永親、無レ所二乖戾一者實和也、所レ謂雖四袒二-裼裸三-裎於我傍一、爾焉浼レ我哉者也、雷二-同人之言語一、以二柔弱一與レ人親者、非和諂也、所レ謂巧言令色鮮矣仁者也。此等之數事、就二足下議論之端一、更贅二予見解一、且輔二足下之仁一、予嘗意三下和二一-遇嚴刑一、終爲二夜光之名一、無レ他、實知二此玉之爲一レ玉、而不レ忍レ舍レ之也、予亦嘗知二足下之英材一、他山之石以磨レ之、則終爲二國家之寶一、以レ是數納二愚諫一然時運猶未レ熟、不レ能二場苗縶一白駒、近日將レ去二學官一然予中心無レ異二舊日一。更庶二-幾足下之成德一、玉且然、況於二人材一乎、但予誠實在レ此、常爲三足下所二-以不一レ被レ指歟、不レ審。若二夫嚴和成熟一、則雖レ不レ在二校中一、所三-以敎二人之道一一也、自國言レ之則豈不レ親乎、縱去之二他邦一、猶所三-以敎二人之道一一也、自二天下一言レ之則不レ爲レ遠也、至二論レ仁之極一、萬物元一體也、況同胞乎、乾坤元一理也、況宗子之國乎、此

我於足下、所以不甚異舊日也、今頻辭校厨之日養、於理似素餐、於情似不安、來喩之旨詳盡之。夫學校者自有別法、而不論自國他國、有英才來則朝饔暮飧留之、見其人之趣、久遠隨好惡、是所以擴國光求人才也、足下今雖決去學宮、猶在舊房、我豈遽忍爲外人見之乎、且校厨之一物無不官者、若以當與之物與之足下、雖一飯是我私也、故前所謂有國學之法、與之所以無慊也、且別書所示喩、以予欲爲師也、足下之英才、以予不肖更傳何事、唯以有下和實心也、知予過厚與師弟之事、予豈期之乎、唯交會依舊則所望也、議論及茲即其效驗也、足下海容幸甚。

重復圓山之全癡

蒙不鄙、垂喩數回、諄々能盡善巧方便之道、且再和三章、新奇洗塵情、沾計無過之、者欣抃欣抃、蓋前日僕所以辭褒揚者、唯欲責善而益諸已也、夫褒辭與虛飾固不同矣、有所爲而言語過實者、所謂巧言令色而所不足論也、褒辭則不然、有好善之心而必稱人之善、稱之則不能無褒揚、不覺而過實者、是僕所謂古今之通義、於情亦不能不如此者也、上座何以爲虛飾漫褒我乎、然若夫入神入妙之言、則雖聖爲難也、豈非以好善之心稱之過乎、我稱上座亦不爲無此病焉。詩筒往復及再三、而褒揚互不已、則無用之贅言、徒費紙筆而已、僕素役事忽忙、未嘗安寢食、然文字者我自幼所好、而動不能無撚髭之思、近來被上座之神速掣、而叩開久廢之荆口而已、歲及季而公事愈繁矣、後來不能應上座之步叉、伏乞憐察焉、且稱僕知儒佛一致、吁僕鹵莽滅裂之學、於吾道猶未有所見得、何遑及宗門乎、然以本源之異、無害當時之同、夫詠歌吟詩、乘興遣思、稱善惡、是所同也、棄五倫而獨立、有因果輪回之說、是所異也、異所其異、同所其同、所以相交而無害也、應責盡所思、幸勿咎。猶探枯腸得餘韻一篇、以答來詩三篇、別詠蓮菊牡丹之三物、而敢擬周子之說、呈貎前之笑具云爾。

呈二土肥遺風丈一詩之引

土肥遺風雅公者、大家之秀才、而可レ爲二群士之長者一也、嘗好二文學一、欲レ涉二獵百家之書一也、野生謂學者元來雖レ爲レ已、君與レ臣孰是爲レ可レ先、則學在レ君而澤廣矣、大夫與レ士孰是爲レ可レ先、則學在二丈夫一而用レ大矣、是聖人所三以以レ位爲大寶一也、然如二雅公次邦家之棟梁一、而所レ任者重矣、所レ望者多矣、其學二聖賢之道一有二實得レ之者一、豈唯心頭從容也、於二邦家一不レ爲レ無レ補也、野生偶陪二雅公之末席一、是可下必盡二愚忠一以不上レ顧二違逆之時一也、然玉韻一章忽落二手裏一、是雖二珍膳方丈一所レ不レ換也、拜吟經レ日後、不レ知二謝意之所一レ托也、叨汚二韻礎一、奉二玉案下一、伏乞二海納一。

義經百首軍歌抄序

義經百首軍歌者、不レ知下何人之所上レ傳也、然其吟詠之間、將家之至要、而和歌能使三夫人曉二其理一、以レ是上下通誦、而其所レ行也久矣。夫義經源家之良種、自レ幼困勉而長二兵術一、既三戰亡二强敵一、以安二宸襟一、且報二不共戴天之讐一、是古今之快談、孩提之子所二嘗知一也、蓋其戰法、臨レ機應レ變之術、盡出二凡慮之外一、所レ謂疾雷不レ及レ掩レ耳者也、百首歌則其遺書也、豈不二亦善一哉、雖レ然世遠事異、以レ彼而通レ此、未三嘗不二變易一、是古書之所二以不レ能レ無二訓詁一也。僕友八田篤則、嘗承二君命一、而註二解此軍歌一、素用二倭字一、而雜以二兵家之要語一、議論甚明、而推二窮本歌之餘意一、可レ謂三能說二兵書一、又可レ謂三能爲二君言一、且夫軍歌之大意、以二人和一爲二基本一、以二虛實奇正一爲二棟梁一。就レ中歌曰、武士惠レ民、篤則論レ之曰、人主民之父母也。歌曰、身社也心神也、篤則復論レ之曰、神者不レ可レ求二之外一。此等之數語、本歌自善、而義論甚有二深意一也、僕謂、和漢之兵家以レ千數、然其所レ要者、不レ過二此一兩句一而已、學者宜三翫索可也。頃來篤則投二此書一請レ序、固辭不レ免、仍漫二着所レ見。

于レ時正德六丙申歲、備陽國學監、篠岡重遠謹書二泮池上之謙堂一。

謙堂先生傳

小原如瓶

謙堂先生氏篠岡、諱利貞、初名重遠、號ニ謙堂一、稱ニ次郎七郎一、備陽人。其先出ニ於瀧川一益先鋒隊將篠岡平右衛門一、父篠岡平七郎重頼、母大森氏。爲レ人也、温-厚波-毅明-敏果-決。世稱ニ其智能一、懷ニ其恩義一、自レ少講ニ武備刀槍一極ニ精妙一、探ニ兵書一辨ニ陣法其他、衆枝無ニ習而不一レ通焉。家嚴嘗留ニ守于京城本州邸一、先生亦從レ之、患下其技之不上レ成、而不レ遠ニ千里一往ニ-反本州一有レ年焉、一日聞ニ三宅氏之講魯一レ而俄慨然知レ不レ可ニ人不一レ學也、遂過ニ書肆一買地得俗本之四書有ニ和點一者天、以且讀且復爲レ誦而止、自レ是以來、諸儒之經筵無レ所レ不レ至、亦未三嘗有ニ一日之闕一也。其讀レ書也、研ニ-窮奥義一拆ニ至微一、此所-以ニ其學之蚤成一也。仕而歴ニ庶務一隨爲ニ大學一、又遂爲ニ卒將一兼ニ度支一秩領三百石、及別俸若干。初就ニ市浦・小原二先生一、而遊學焉。二先生常語レ人曰、踐履如ニ利貞一實爲レ難レ得也、他日在ニ大學一書生者可ニ以證一レ從レ政、津田氏嘗謂ニ于廳一曰、如ニ利貞一在ニ尋常官務一亡以愈レ人然、當三國家有ニ大事一任ニ其職一則非三他人之所ニ能及一也、後來觀ニ其居一、官人皆服ニ津田氏先見一矣。

謙堂先生行狀

萬波世美 名俊休

先生、備藩世祿之士也、爲レ人寬厚剛毅、幼有ニ大志一夙游ニ武藝一、且達ニ吏事一。一旦奮然志ニ聖學一、師ニ-事市浦毅齋・小原大丈軒兩先生一、深尋ニ程朱之薀奥一、發ニ-明持ニ-敬養之意一、兩先生共稱ニ後進之領袖一、心膽之小大得ニ其節一、知行之圓方得ニ其揆一、過事坦然常有ニ餘裕一、父在日、別受レ祿、掌ニ一職一、後爲ニ國學助教一、又爲ニ督學一、兼ニ-掌國史一、終爲ニ卒將一、掌ニ國計一。其居レ家也、雍容嚴肅、言行不レ爲ニ戲謔一、必有ニ防檢一、故妻子和而敬レ之、婢僕畏而懷レ之。其立レ朝也、明敏果斷、謀慮無レ有ニ欺詐一、必有ニ權度一、故君相ニ-倚-賴之一、同僚矜ニ-式之一。其掌ニ國計一也、國用方匱乏、既有レ所ニ區畫一、未ニ數歲一、奄然忽易レ簀。可レ嘆哉。至ニ於其所ニ自得一、後生之有ニ未レ易レ言者一。所レ著、有ニ玉屑・自笑雜記・和漢忠賢良謀集・餘吟抄等之書一、後之求ニ先生一者、以レ是觀レ之。

泮水餘波　卷之五終

泮水餘波　卷之六

窪田立軒　名重中、稱二道和一。

榜書齋序

一日讀レ書至下后克艱二厥后一、克艱上二厥臣一。嗚呼、艱之義廣哉、若二夫父子・兄弟・夫婦・朋友一亦然、二帝三王以レ艱レ之者也、夏桀商受以レ易レ之者也、古今人道以レ艱得レ焉以レ易失レ焉者、不レ爲レ不レ多也、或歸二聖道一、或陷二異端一者、亦艱易之間而已、然則艱者人道之專要、而須臾不レ可レ廢レ焉。人信得二艱之意一、則自修レ身以至レ平二天下一何有、因榜書齋曰、艱克與二不克一、在三其所二自進一也。

延寶己未夏五月

水哉亭記

嗚呼、水之爲レ物也、必行二其下一矣、有レ山卽環、有レ石卽避、無レ時無レ處而不レ行也、猶二人道之無一レ不レ行者也。夫人之有レ道也、無二古今一無二治亂一、無レ不レ有二處置一矣、其謂二之義一亦可、往聖之言布在二方册一、若泥二其跡一、則恐宜レ古而不レ宜二于今一者、亦間有レ焉、學者唯觀二其跡一、而致己二之知一、以二其所レ致之知一、誠レ意正レ心、接レ物處レ事、則隨二其分一、而何有下不レ可二處置一者上乎、因號二書齋一曰二水哉亭一。孟子所レ謂人之有レ道也、飽レ食煖レ衣逸レ居而無レ教則近二於禽獸一、是則四代之所三以設二學校一也、下至二宋明之際一少有二廢興一、然其敎則未二嘗息一矣。本朝之昔、每レ國建二學舍一、采二講經之勉、綿々不レ絕、布在二方册一焉、自二中古一以來、兵亂荐臻、邪說妄行、學校之敎無レ聞レ焉、間有二讀レ書者一、或謀二擧業一、或事二詞章一、得二聖賢之學脉一者也、蓋鮮矣。何以有下明二人倫一贊二風化一之功上乎。

備陽國君憤二起于此一、寛文之初、肇下建二學校於城之西北一、以教中國子弟上、已置中室一、以設二先聖之神位一、其前堂則諸生之相會所講習處巳、治二人之道一之處也。講レ書者祖二六一經四一書一而雜以二小一學近一思一錄等一、其羽二翼經文一之外、未三嘗及二他書一也。其餘講レ武者、專主二射御一、而士之當レ務者、至二於劍一術槍一法字一畫禮一容一無レ不二兼學一焉。左有二五舍一、以學二其文一、菊舍・蘭舍・梅舍・橘舍・梧舍是也、右有二五舍一、以講二其武一、松舍・竹舍・柳舍・槐舍・杉舍是也。有二外門一、有二中門一、有二食堂一、有二飲室一、有二校厨一、有二浴室、博士之所二憩息一、諸生之所二居宿一、養以二學田一、考以二藏書一、無二事而不レ備、無二教而不レ擧矣。毎歳孟春第五之日會二聚講堂一敬二拜先聖一、且讀二孝經一、以造二一歳讀書之端一也。爲二學士一者、誰不二欣慕一乎、嗚呼是天下平治之所レ爲歟、顧國君仁政之所レ致也。予レ繫延寶辛酉之春坂口氏某來拜、先聖共讀二孝經一而退後有レ感、乃記二其事一、吟二其情一、可レ謂レ勤矣、好レ學之厚、硎中彪外不レ懈、及古切賞二厥志一、猥賡二厥韻一云レ爾。

聖謨賢教感淸時。鞠二養生徒一麟鳳兒。日夜講明平若レ砥。古今正法續如レ絲。道稱二堯舜一本二知性一。學倡二程朱一因二秉彝一。親觀儒林花始發。春風唯向二海東一吹。

坂口五郎左衞門、諱可久、備之前州人。世爲二州大夫日置氏家宰一。罷レ仕而後卜二居京師一、改二稱臼田次郎介一、名レ齋以二畏俊逸之士一、有二行狀一行二于世一。

行狀　　窪田荊石

立軒、氏窪田、名道和、諱重中、號二立軒一、紀州和歌山之人也。其爲レ人也、沈靜簡默、接レ人有二和氣一、白以二寡欲一養レ志、人亦信二其無二他求一矣。立軒自レ幼好レ讀レ書、歳二十負二笈於京師一、侍二諸大儒之幃下一、考索寫錄極二日之力一、蓋有レ年矣。學既成來受二禀於本藩一、爲二學之講官一、與二市浦・小原・結城諸君一、皆爲二同志一、立軒語レ人曰、我在二京師一、以爲レ學既成、今得レ從二毅齋先生一、而知下向之所レ學不中精功上、是以益復勤矣。其講レ經也、平實有レ味、使二聽者能自通一焉、或有二進講一感動二君心一云。有二二子一教レ之不二必以一レ學、稱二慶天士大夫一、有二忠義一、有二寸略一者告レ之、又嘗戒二二子一

曰、人心定則事可レ成、我十五時與レ人浴レ池失レ足陷レ深可二丈餘一、水注二口耳一苦不レ可レ堪、忽思二反行一當レ出レ淺、乃反行可二十步一、試掀レ手覺二手離一レ水、遂前得レ出、此心不レ定我必死、後有レ人手レ劍其奴者、立軒適在二其傍一、坐視自若、待二殺了一謂二其人一曰、劍柄不二堅確一、隨二擊柄一鳴、爾不レ知乎、人嘆三其無二少遽色一。立軒家居儉素、床上唯有二經-史佩-刀一而已、七十四死、死之後無四衣物可三以分二與兒孫一。

山田剛齋

姓藤本氏、氏松本、名定經、字孟瓚、自稱二樂子一其先豫州新居成之老臣也、先生生二于本州兒島郡一、襲二舅家之氏一、稱二山田一、入二國學及閑黌一、勤レ學二十餘年、爲二國學講官一、以二能書一入爲二寫字一、時々侍講、正德辛卯及享保己亥韓使停二節于本州牛窓浦一、有レ命接二待其文官一、爲レ人溫和易直、享保癸巳卒、壽七十有。

樂子論

世有二樂子一、不レ知二何許人一、亦不レ詳二其姓字一。環堵之室足二以容一レ膝、斗筲之祿足二以代一レ耕、聊充二諸仰事俯育之備一耳。或讀レ書而慕二往聖之懿訓一、或遜友而親二斯民之直道一、安二其所一レ遇、而樂二其者一也。一日偶有二貴介一、田獵之次、騎レ馬從レ徒臂レ蒼牽レ黃、意氣揚々而來臨焉、直入二蓬戶一、踞二于胡床一、而召二樂子一告レ之曰、嗟乎陋矣、汝之居也、汝在二斯居一、抑有二何樂一、而得二此名一乎。樂子曰、子位貴祿重、固有二無レ窮之樂一、願先言、僕恭聞レ之、貴介軒レ眉厲レ聲而曰、汝誠細人也、宜レ無レ知二大人之樂一矣、今略陳二其美態一、以慰二汝寂寞之情一焉、夫大人之居レ世也、冬著二純綿一、夏衣二輕葛一、而不レ覺二寒燠之觸體一、朝饗二膏粱一、暮飮二醇酎一、而轉悅二肥甘之適一レ口、峻宇高堂、以泰二其居一、金鞍珠輿、以安二其行一、便レ僕嬖レ御、以迎二其志一、愛レ童寵レ妾、以隨二其欲一、加旃、內則窮二園囿歌舞之遊一、外則極二原野田獵之樂一、苟有下違レ命者上、則加二黜罰一、有下愜レ意者上、則與二勸賞一、凡奉レ身之物、無二求而不一レ得、無二欲而不一レ遂、此大人之所レ樂、而細人之所レ羨也。樂子低頭聞レ之嘆曰、富矣盛矣、大人之樂也、雖レ然此是世、樂而非二眞樂一也、苟惟以レ此爲レ樂、其爲レ憂也、反甚レ焉、僕雖二側陋一、而非レ無二其樂一也、但異二於貴介之樂一耳。貴介艴然作レ色曰、汝今以二吾所一レ樂、反爲レ有レ憂、何其言之悖、一至二於是一耶、有レ說聞レ之、其疾言焉耳。樂子從容而對曰、請子姑平二其氣一、僕恭陳二其說一焉、以レ愚思レ之、所レ謂大人者、福德兩全、而後能遂二安榮之樂一是也、福者何也、富貴康寧是也、德者何也、仁義中正是也、天之

生斯民也、元無不欲皆與之以夫福德之全矣、然多有貧賤愚騃者、則是雖天地造化之大、而所以不能齊之理勢也。言未既、貴介率爾詰之曰、固如汝之言、富貴而樂、貧賤而憂、皆是天也、則無足怪者、更何之言耶。曰、樂之以天、憂之以天、則又何之言、特不以天、而後始有言也。貴介曰、貧富既無非天、則憂樂亦共是天也、而今汝復曰、憂樂不以夫、何其言之相矛盾也。曰、予惟知其略、而未見其詳焉、蓋福有厚薄、德有純駁、亦皆天也、雖然福之厚薄、乃任天命、而不與己焉、德之純駁乃竭己力、而不委天焉。貴介浡然曰、若此則吾之惑滋甚、鈞是天也、而或曰任天命、或曰竭己力、是何言與、吾所未聞也。樂子默爾少焉而曰、天道幽遠、難遽諭焉、請以人道切近明之、今子之爵祿皆得諸君、而尊而且厚、卑宦薄祿、如僕等者、亦皆得諸君、尊卑厚薄、雖各不同、而一任君命、不敢顧其外、則同矣、非任天之謂乎、而在其職事、則內外大小、不可不各自盡其分矣、此非竭己之謂乎、況夫其爵貴者、其責重焉、其祿厚者、其任大焉、今子立衆庶之上、總諸司之事、則國政之隆汚、民俗之美惡、渾係乎子之身上矣、其責任之重大、爲奈何也、然則當務戒驕淫之志、修恭儉之德、而進則思使其君爲堯舜之君、退則思使其民爲唐虞之民、夙夜戰兢、不敢荒寧、而後仁政施于國、利澤加于民、風俗光隆、陰陽協和、方足以塞其責矣、於是乎上感其功、下戴其德、相與懽欣鼓舞、而坐享富榮之樂、此是謂大人之眞樂、所謂樂之以天者也、善哉、范氏仲淹言曰、士當先天下之憂而憂、後天下之樂而樂、是故爲民上者、因己之樂、而不可忘民之憂、圖民之憂、而不敢恣己之樂、憂樂與民同、而後謂之大人也、而今子縱耳目之欲、而儆戒之志懈、恃富貴之勢、而惻怛之心鮮、故其事上也、無將順匡救之勤、顧有阿諛逢迎之累、其御下也、無補助勸勉之政、顧有急役橫斂之患、是以窮巷之民、日苦營求、終歲勤動、而曾無一日伸眉之喜矣、盛寒裂膚、而襏襫不足以自溫、年穀適穰、而糟糠不足以自飽、風雨穿屋、而茅茨不足以自覆、嫁娶失時、或妻孥呋失所、而多嚬怨仳離之歎、公子少留意於此、則曩所謂數端之樂、豈足以慊子之心哉、至夫園囿歌舞、原野田獵之遊、則雖曰有或弄文物、以養性情、或習武事、以固筋骸之益、然苟肆欲無度、則戲謔以勞形體、荒蕩以傷精神、此所謂不徒無益、又從而害之者也、況又有妄興徭役、屢困

民力、國財耗斁、資用難給者乎、當是之時、制國用者、自非發苛法峻令、以朘民膏血、則無以給之也、於是狡吏黠胥、大得其時、善探上意、巧舞私智、色目煩猥、眞僞雜糅、而罔蔽之計、無所不至、是故上澤閉而不可布、下情壅而不上達、獄訟益繁、冤滯益多、而小民之塗炭極于此矣、豈不危乎。由是推之、夫士大夫之家、狃于淫逸華靡之風、爲子弟者、日事俳優之戲、而不復知習文武之業也、是以禮義日廢、浮僞日興、而國家之勢日以剝落、卒至於覬觖望者、必生不軌之心、焉此亦同日之談、而禍亂之所由作也、人或見有一旦幸免其禍者、乃以爲福善禍淫之理、未必信也、殊不知淫惡之禍、或免於今日、而發於後來、或免於其身、而發於子孫、竟不克免也、又不知其發之緩者、禍却大也、古今覆轍、歷々可觀焉、天道豈可誣哉、故曰、眞樂順天而吉、世樂逆天而凶、嗚呼一樂順逆之分、其機如此、可不懼哉、可不愼哉。貴介瞿然斂容曰、予粗暴不能自省、猥傲言、幸察其愚、而赦其罪、願從乎子之言、而漸以改吾行也、子所謂大人之眞樂也、既得聞其說矣、細人之眞樂、可得聞歟。曰、可也、夫細人之窮居也、非惡富貴而逃之、惟命之從耳、故不義而求、徼倖而得、志士之所不肯爲也、且夫德薄而祿重、材短而任大、則有必取傷敗、由是觀之、薄祿微官、却是天之所以寵遇於我也、孟子曰、動心忍性、曾益其所不能、張子曰、貧賤憂戚、憂戚以玉汝於成、豈不信乎、大哉兩夫子之言也、蓋世憂之中、有眞樂存焉、何者、君子以循理爲樂、狗欲爲苦、一切世味澹泊、而不願有富貴相、今夫麁布短葛、足以蔽寒暑、糲飯藜羹、足以養飢渴、茅簷土墻、足以覆風日、追濂洛之遺風、沂洙泗之餘流、探奧旨於經傳、質疑難於師友、適遇餘暇、則登高賦詩、倚窓啣杯、或愛烟霞泉石、或翫風花雪月、亦足以攄發逸趣矣、而取之無禁、用之不竭、乃與造物共遊、而不知老之將至、此細人之所以樂其樂也貴介喟然嘆曰、子是何爲人也、顧予雖有人爵、而不若子之天爵之貴也。樂子曰、僕也非有天爵者、有志于此、而未得者也。貴介欣然鞠躬拜辭而往。樂子俯伏答拜、遂出蓬戶、拜送而入矣。

三教畧辨

或問曰、人或曰、神儒佛之道、其教雖レ異而其致一也、然乎。曰、其然、豈其然乎、我邦自二中世一以來、佛法寖盛、而聖道僅存矣、雖レ然聖道者、天下之公道、而人不レ能レ不レ由レ焉、聖法者、天下之公法、而世不レ能レ不レ式レ焉、是以雖二甲兵戰國、邪說妄行之日一、而陰然暗行、未二嘗止一レ息矣、彼見二其終一不レ可二以誣晦一焉、於レ是乎、妄爲二三教一致之說一、而混二之一途一以助レ長二其說一耳、此所レ謂詖辭淫邪遁之尤者也。曰、然則三教之辨、可二得而聞一焉乎。曰、此非三吾之淺見所二能及一也、然而愚意所レ存、聊略述レ之、可三以固二吾之所一レ志、以解二人之所一レ惑、且以俟二達識之是正一而已矣。蓋嘗竊惟、凡萬物之並生二於兩間一也、雖下同出二乎一源一而同中稟乎一氣上、而於二其間一、必莫レ不レ有二風氣異品一、土俗殊レ質、而又各出二乎其類一者也、此乃雖二天地之大運一、而所レ不レ能レ齊レ焉之理勢也。鈞是草木也、而必有二江南江北之殊一、鈞是禽獸也、而亦必有二山東山西之異一矣。豈惟物哉、聖人之出二乎其類一亦然也、大率論レ之、則釋迦西戎聖人也、太神東夷聖人也、孔子中國聖人也、鈞是人而出二乎其類一者也、而西戎之聖、不レ若二東夷之聖一、東夷之聖不レ若二中國之聖一也、何者。西方陰氣方盛、而風土柔弱、故其人大抵陰闇險辟而多二貪暴一且喜レ作二恠異機變一、而蠱二惑人之心志一、又絕不レ能レ通二於中華之文一也、而釋迦出二于其類一者、故其心雖レ欲下絕二一身之欲一、濟中衆生之苦上、而其教却有下滅二天理一、絕中人倫之大弊上矣。或宗二慈悲不殺一、而混二親疎貴賤之差一、或主レ出二離生死一、而蔑二君臣父子之倫一、或以二天地日月一爲二輪廻一、或以二造化鬼神一爲二夢幻一、又因巧作二種々僞說一、而勸二誘愚民一、以爲二濟度方便一、則其誣誑無レ慚將レ爲二如何一乎哉、嗚呼釋迦亦出二類聖人一、而其法之泛濫邪碎、何其如レ此也、此非二其風土使一レ然之故一哉。夫吾東方陽氣方盛、而風土强健、故其人大抵勁悍率直、而好二武毅一、尙二氣節一、或雖二無レ事之日一而當挾二兵刄一、不三敢廢二武備一、又能傚二乎中國文物一也、而太神出二乎其類一者、故其爲レ道也、內主二正直淸淨一、外貴二廉隅果斷一、潔レ己善レ身而不レ受二物穢一、嚴レ義有レ餘、而寬仁不レ足焉、此吾東方風土之使レ然者也、雖レ然比二諸西方泛濫邪碎一、則固有下非二同日之談一者上也。惟夫中國者、天地之中而陰陽合レ德、剛柔均レ體、故其人大抵崇二仁義一、尙二中正一、偏頗之心、邪辟之習、蓋鮮矣。是以伏羲以降、歷聖相繼、而踐二天位一矣、立二人極一矣、孔夫子出二於周末世一、而集二群聖之大成一、以垂二大法於萬世一矣。其爲レ法也、原二天命一、循二性情一、而行二人倫之常一、一本立二乎內一、萬殊行二乎外一、故仁發二於父子一、而循序無レ所レ不レ愛焉、義

見ニ於君臣一、而隨レ處無レ所レ不レ宜焉、故聖人之道、卷レ之、則藏ニ於方寸一、放レ之則彌ニ於六合一、建ニ諸天地一而不レ悖、質ニ諸鬼神一而無レ疑、推ニ之東方一而莫レ不レ通、絕ニ之西方一而莫レ不レ達、名レ之曰ニ大道一也。予謂、佛如ニ濁水一、汎濫而無ニ津涯一也、神如ニ清水一淺狹而不レ能レ致レ遠也、吾儒則如ニ原泉一混々盈レ科而行、成レ章而達、而無ニ窮盡一也、嗚呼原泉難レ逢焉、淸淺易レ渴焉、哀ニ乎濁流之沉溺一多矣。

奉レ啓ニ毅齋先生一

嚮者不レ顧ニ冒瀆一、呈下愚曾所ニ筆記一之太極圖說・俗語解一冊上、而敢煩ニ電矚一、辱ニ承精諭一矣。懇欵切當ニ萬荷胡堪一、爾後世事紛擾、不レ遑レ請レ益、今復因ニ來諭一、且錄ニ愚意一、敢質レ所レ疑、不レ厭ニ煩猥一、垂ニ示再論一幸甚。愚嘗以ニ繼−成通−復等一分−配ニ於流行一、一定而說レ焉。而先生以爲ニ不可一也、曰、流行者是總攝ニ陰陽動靜一、不レ可下分ニ拆繼−成通−復等一、而說上レ焉也。愚竊謂、朱子解中本意乃如ニ來諭一、自ニ一動一靜一、互爲ニ其根一、而說ニ流行一、自分レ陰分レ陽兩儀立焉、而說ニ一定一、此固非下分ニ拆繼−成通−復等一、而說上レ焉也必矣、然而由レ是推レ之、而究ニ其蘊一、則知ニ凡繼−成通−復資一、始各正指ニ無レ適、而非ニ夫流行一定之謂一矣。故謂元亨誠之通、蓋實理流通而賦ニ於物之時一、固雖レ非レ無レ陰、然以ニ其繼續未一レ定、故屬ニ之於陽一、以爲ニ命之流行一焉。利貞誠之復、蓋實理囘復而具ニ於物之時一、固雖レ非レ無レ陽、然以ニ其凝成不一レ移、茲屬ニ之於陰一、以爲レ分一ニ定焉一、此固非ニ朱子解中之本意一、但因ニ其說一以レ類推レ之如レ此也。且竊謂、朱子解中所レ謂命之流行云者、若ニ自有ニ總會分拆之異一也、其首所謂ニ天命之流行一也者、即總會之說、而分レ之一定者既自包ニ乎其中一矣。次所レ謂命之所ニ以流行而不一レ已也者、蓋分−拆之說而反ニ對乎分一レ之、分レ之一定矣、此固雖下非ニ流行一底有中兩端之異上、而就ニ夫總會中一、而分折說レ之、則似レ覺、所レ謂流行者自有ニ總拆之兩意一矣、猶ニ仁之說有ニ專言偏言之異一也。朱子曰、靜者性之所ニ以立一也、動者命之所ニ以行一也、然其實則靜亦動之息爾、故一動一靜皆命之行而行乎、動靜者乃性之眞也。如ニ朱子一此說亦似レ有下既分拆而又總會之意上矣、故愚筆記中每々對ニ舉流行一定一以辨ニ拆其義一矣、愚意如レ此如何、來諭兩儀即指ニ陰陽一、而言下文變合亦此兩儀也、指ニ象形之天地一、乃可レ疑レ焉、此難レ得ニ其命一矣。朱

子曰、兩儀是天地與二卦畫一兩儀意思又別。惕齊亦曰、大傳兩儀以二陰陽一而言、此圖說兩儀以二天地一而言、以二其次分陰分陽一而言、故知二天地之儀一也。愚亦本二乎此意一而說レ焉、蓋大傳以二陰陽變化一爲レ主、故知レ爲二陰偶陽奇之兩儀一也圖說以二萬物發生一爲レ主、故知レ爲二天象地形之兩儀一也、似レ不レ可レ疑焉、然先生所レ說、必其有二深意一也、敢請更示二其蘊焉一。

志レ學論

或問曰、濂溪先生曰、志二伊尹之所レ學顏淵之所ロ學也、雖四固非三後學之所二企及一、而學者治レ己之要、又莫下切二於此一者上、則猶四勉強奮勵、而可三以從二事於斯一也、若二夫伊尹之志一則曰恥下其君不上レ爲二堯舜一、一夫不レ得二其所一若レ撻二于市一其如レ此也、則大人君子所レ能、而非二初學側微之所ロ及也、苟欲三强從二于此一、則躐レ等陵レ徒馳レ空遠、以犯レ思不レ出二其位一之聖訓也、是不二惟無ロ益又從而害レ之如何。曰、是不レ待二後輩之贅說一、先儒既發二此意一矣、乃朱夫子之言曰、天之明命有二主之所ロ同、得非二有我之得ロ私也、是以君子之心豁然大公其視二天下一無二一物、而非二吾心之所ロ當レ愛無三一事而非二吾職之所ロ當レ爲或勢在二匹夫之賤一、而所下以堯二舜其君一堯中舜其民上者、亦未二嘗不ロ在二其分內一也、斯言也レ足三以解二子之惑一矣、又有二何之疑一而擬二議之一、愚嘗竊謂、伊尹之胸次鑑空衡平廓然大公、天地萬物皆吾一體、痿痾疾痛擧二切吾身一、所レ謂天下一家中國一人心、而曾無レ間二於行藏一者也、是以暨下乎其輔二成湯一而行中政於天下上也、亦惟擧二斯心一而加二于彼一、以爲二之裁制區畫一而已矣、此固雖二仁人君子之所ロ爲、而實是天下公共之道、天命偏賦之理、而人所下以不上レ可二得而辭一之天職也、古者男子生也、以二桑弧蓬矢一射二天地四方一者、期三望其有二遠大之志一也、而今子以二伊尹之所ロ志、爲レ非二後學之所レ及、而逡巡畏縮者、豈丈夫之心也哉、且子恐レ有下躐レ等陵レ分之過上者、雖レ若レ有二謙遜之意一、而是自畫自棄也、譬言レ射者、無二巧拙一俱志二諸正鵠一設有レ謂三吾爲二拙射一、豈敢望三正鵠一而退二志於侯傍者一也、則誰謂下能學レ射者上乎、此其所下以不上レ可レ不二深察而明辨一也。曰、所四以其可三必志二伊尹之所ロ志者、既得レ聞二其旨一矣。敢問、志樂二一者其說之詳可レ得レ聞歟。曰、志者心之所レ向、而未レ發二於事業一之名

也、學者身之所レ效、而實行ニ於日用之務一也、是故志以立ニ其規模一、學以修ニ其節目一、所三以不二レ可ニ偏廢一也、是以志欲レ大。而學欲レ精、其所レ志不レ大焉則規模卑狹、而所ニ趣向一者不レ踰ニ乎聲名利祿之間一、其所レ學不レ精焉、則節目粗淺、而所ニ會得一者亦惟是筌蹄糟粕而已、又安望レ馴ニ致夫廣精微之極一哉、且夫大ニ其規模一者、亦不レ過ニ乎自充ニ其本分之量一也、豈容レ有ニ夫過高矜大之病一乎、精ニ其節目一者、亦不レ外三乎自盡ニ其固有之理一也、豈容レ有ニ夫支離破碎之弊一乎、是故立レ志者當レ務人抽ニ利名之關鍵一破ニ物我之町畦一胸次皇々然以涵地養先憂後樂之趣天也、為レ學者當レ務下屏ニ俗儒之虛文一絕ニ異端之空言一、心頭翼々然以ニ積累困知一勉行之功上也、庶三乎先賢之所レ志所レ學漸可ニ以企及一焉也。曰、敢問伊尹顏淵鈞是大賢也、其所レ志所レ學宜ニ其無一レ異也、而或曰レ志、或曰レ學、而各有ニ分屬一者何乎。曰、伊尹儘有ニ任底意思一、而又行三政於天下一、故人能知ニ其志之大一矣、顏子便有渾厚氣象、而又修ニ德於聖門一、故人能知ニ其學之精一矣、故周子以ニ其所一レ編觀而レ識示レ之耳、何又有三彼此之不ニ相通一乎、況又伊尹之所レ學、顏子之所レ志、亦皆載在ニ經文一可下觀ニ其文一以察其實上也、伊尹告ニ太甲一曰、德惟一動罔レ不レ吉、德二三動罔レ不レ凶、又曰終始惟一時乃日新此是伊之所レ學也、孔子告ニ顏淵一曰、行ニ夏之時一乘ニ殷之輅一服ニ周之冕一樂則韶舞放ニ鄭聲一遠ニ佞人一、此是顏子之所レ志也、卽是王道之大綱聖學之要旨、而無ニ高下淺深之間一所四以當三其從二事於此一、而不レ可ニ偏廢一焉也、是以君子憂而處レ野則雖三獨善ニ其身一而而憂レ君憂レ民之志未ニ嘗不一レ存焉、樂而立レ朝則雖レ施ニ于有政一而惟精惟一之學未ニ嘗不一レ明焉、嗚呼周子之言至矣盡矣。

元祿丁丑仲夏之日、與ニ二三同志一講ニ近思錄于閑谷精舍一、時有レ疑ニ于曰一、志ニ伊尹之所一レ志者矣因ニ相與辨論一、而未レ能レ盡ニ其蘊一焉、乃退而作ニ此論一、以求ニ同志之質正一焉耳。

歎ニ讒毀一

孔子曰、衆惡レ之必察焉、蓋人知ニ衆論之公一而不レ察三其有ニ偏私一也、故是非變亂眞僞紛擾而有下不レ惑者上鮮矣、不レ可レ不レ察焉也、大凡衆人之心、常懷ニ忌尅一趨レ利避レ害而不レ見ニ義之可否一也、故見ニ人之善一嫉レ之、聞ニ人之惡一悅

レ之、在二勢利一者則雖二陋劣踈薄之人一而憂遠二乎彼一阿附朋黨焉、在二窮乏一者、則雖二直良親戚之人一而恐下近二乎己一退避索居上焉、或去レ方除レ稜而相歡狎則褒非以爲二良友一、或磨節勵義而不二苟合一則貶議以爲二狂客一、此所三以其好惡不レ正也、是故或有レ讒レ人陰構二巧詞一紐二-織繊過一一唱三某人有二如レ此過惡一、則衆皆附和雷同、而不レ覈二事情一又從而添二蛇足一緝々捷々售二其浮說一卒至下於使中其被無レ故重譴上也、嗚呼人情之殘忍何至二於此一乎、市中致レ虎曾參殺レ人其無レ有焉也明矣、然及二三人累告一而終爲レ有焉冶長累紲之耻儻非レ有二孔子一非二其罪一也之斷、則安能雪レ之乎、匡章不孝之名儻非レ有下孟子非二不孝一也之辨上則安能免レ之乎、其疑昧之際、非二高明具眼之人一則誰能不レ惑焉、是故自レ古賢人君子猶不幸而罹二乎憸邪口吻之災一者、不レ可二枚擧一也、況於下未二君子一者上乎、嗚呼猜毀銷レ骨衆口鑠レ金其架虛造端誠、可レ憎而可レ畏也。凡姦臣之執二國政一也、自欲レ擅二權於己一、而其構營之巧無レ所レ不レ至焉、其初必先窺二何人主之意一、而迎三-合其所レ好、容悅阿諛以奪二君心一、內納二交於閨闈一、外結二黨於群小一、而後能遂二其所レ欲者若下有二忠良剛直之臣斥二己之非一、而忤中其所上レ爲者則嫉レ之忌レ之、宛如二讎敵一、日夜竭レ思而計レ擠レ之、或良臣有レ勢而難二遽排一、則陽借二薦譽之名一、而陰施二擯斥之術一、或勢微則煽二-揚小過一、而直黜二-罰之一、然而小人之所三以爲二此者不レ過レ欲下隆二己之權威一固中己之寵祿上爾、而國家由レ是而敗、君臣由レ是而亡、則何寵祿之可レ保、何權威之可レ隆邪、愚嘗竊惟、凡萬物之並生二於天地間一、雖二貴賤異級親踈殊一レ等、然自二夫父乾母坤一、而觀レ之則渾是同胞與類也、故乃雖二昆蟲草木之微一、而不レ忍三輙傷二其生一焉、況於二人倫一乎、夫人倫之際無二貴賤親踈一當レ務下承美救惡維一持調護而與進中乎無レ過之域上也、奚爲二娼嫉傾危一至レ若二仇讎一焉、嗚呼曾謂二人類不レ如二草木一乎惑レ之甚矣。

鬼神略論

或問曰、儒門每說二人之死一也、魂氣歸二於天一、魄體歸二於地一、而無二復留者一矣、此是如何說乎。予答レ之曰、夫鬼神之說也、固非二淺見之所一レ及、初學之所レ急也、則吾儕非レ所二敢輕論一也、雖レ然往々有レ惑二乎其說一、而害二乎其道一者、略陳二予所レ思、以應二子之問一、且自辨二予惑一而已矣。凡萬物之生二於兩間一、莫下一物非二陰陽造化之功一者上也、是以其氣翕聚

則品物各成二其形一、魂魄精靈自存二乎其中一、以爲二智覺運動之主一焉、名レ之謂二心神一、此外更有二何神一乎、是以其氣聚
而生、則心神自存二乎其中一、散而死、則心神亦與レ之亡矣、還有二何之留者一乎、或曰、子未レ聞二輪回因緣之說一乎、人心
生レ念、則所レ生必爲レ緣、故死則此念還隨レ緣而寓、畜生念レ生、則緣在二畜生一、故形已滅、則心因二其緣以寓二畜生一、而
復生二乎此世一、惡業念レ生、則緣在二惡業一、故形已滅、則心因二其緣一以寓二惡人一、而生二乎此世一、如レ是輪來以受二生死流
轉之苦一、如レ此、心一念不レ生則亦無レ有レ緣、此自不生不滅、形雖二已滅一而心還住二天堂一、以免二輪回之苦一焉、然則
形雖二已滅一、心終無レ滅也。曰、子說二輪回一也詳矣、雖レ然此說之非レ理、既說二破於前一矣、子未レ解レ之乎、且子思レ之、
人心是何物也、魂魄合而聚、則精靈爲レ心、而存二乎形內一、魂魄離而散、則精靈亦隨而消散、更有二何心一而復寓二乎
他物一也、譬二諸燈火一、燈心麻油、猶二魂魄一也、二物相合、則燈火有レ光、一盡則無二其光一、二物已盡、而後更有二何光一
乎、程子所レ謂、心本虛靈、應レ物無レ迹者是也、浮屠者、觀下偶有二人氣一寓二乎物一而爲レ怪之類上、卽因以爲二輪回流轉
之證一焉、嗚呼陋矣闇乎、或强暴橫死、忿戾之氣、不レ能二頓散一、而姑寓二乎物一而爲レ怪者、千萬人中、或偶有レ之、然稍
經二時月一、則消散焉、此等之事、何足レ怪乎、嗚呼輪回之說之惑也、不レ待レ辨而明矣。或曰、其如レ是、則儒家何說二宗廟
祭祀一、鬼神來格之事、是其說之相矛盾、果有二何理一也。曰、子聞二其一一而未レ知二其二一也、夫禽獸之爲レ物也、丁二其初
生一、姑知二父子之親一、及二稍長一則不二相知一焉、若下夫爲二人之子一者上、父母存、則盡レ心竭レ力而事レ之、沒則儼然忘レ之、
豈人子之心乎哉、是故先王有二愼レ終追レ遠之禮一、而久而久不レ忘二其本一焉、此所三以人之貴而爲二萬物之靈一也、況夫
萬物之神、與二天地之神一、本是一神、誠求レ之則自格、何有二間隔一乎。或曰、夫神惟是一神也、則儒家祭レ先、何別高曾
祖考一、況又自二天地日月山川社稷一、以至二於五祀八蜡之神一、悉有レ祭焉、何爲二其如レ是區別一而祭レ之乎。曰、神乃陰
陽造化之妙處、固非下離二陰陽造化一、而別有中一神上也、凡物有二其形一、則其神寓レ焉、所レ謂視レ之而弗レ見、聽レ之而不
レ聞、體レ物而不レ可レ遺者是也、故其形滅、則其神亦消散、便與二造化之神一、混而爲レ一矣、是故人之祭レ之也、乃非三各
設二其所レ當レ祭之主一、則無レ所レ寓二其神一焉、是故先王制レ禮也、各設二其尸一、各立二其主一而祭レ之、以盡二誠敬之至情一
焉、故其誠至レ焉、則其神格レ焉、所レ謂洋々乎、如レ在二其上一、如下在二其左右一者上是也、此是誠神學レ合之妙、而所レ不

レ可レ測也。夫天地山川、各有ニ其形一、則其神亦寓レ焉、故在レ天則祭ニ天神一、在レ地則祭ニ地祇一、在ニ山川一則祭ニ山川一、凡有レ功ニ德於世一者、無ニ小大祭一祭レ之、皆所三以報ニ其恩一也、此所三以有ニ五祀八蜡之祭一也、雖レ然先王之制、各稱ニ其分一、而其數定レ焉、不レ得ニ妄祭一之也、故天子七廟・諸侯五廟・大夫三廟・元士二廟・士庶人、雖レ祭其稱而已矣、此其情雖レ無レ窮、而分乃有レ定故也、是以非ニ天子一、則不レ能レ祭ニ天地日月名山大川一、諸侯不レ過三乎祭ニ其封內山川一也、故孔子曰、非ニ其鬼一而祭レ之諂也、夫神不レ稟ニ非禮一、苟祭下其所レ不レ當レ祭者上、則雖レ陳下俎豆、灌中鬱鬯上、八音鏗鏘、而此徒諂ニ瀆鬼神一也、神何爲レ享焉、乃若下季氏旅ニ泰山一、臧氏祀中爰居上之類是也、此惟祈ニ福壽一之利心、而非下敬ニ鬼神一之眞情上也、若ニ秦始皇、漢武帝、唐玄宗一、皆爲ニ英武之君一、亦淫慾一蠱ニ其心一、而猥求ニ延年之方一焉、於レ是乎奸巫方士、乘ニ其迷暗一、而鬻ニ其方術一、或稱レ求ニ不死藥一、浮ニ巨舶於海外一、或謂王母仙、而設ニ高樓於宮中一、巧挾ニ種々邪術一、以增ニ益其蠱惑一焉、三君共是不レ得ニ其所レ求、而還貽ニ千載之羞一矣、嗚呼哀乎、世不レ懲ニ其轍覆一、而妄騁ニ乎蓁棘之中一、淫神狎ニ佛之惑一、其深者何也、鄉無ニ家塾之教一、國無ニ學官之政一之所レ致也。

享保九年龍次甲辰陽月下澣　染ニ筆於武江旅舍燈下一。

讀ニ山田氏鬼神略一　附　室鳩巢先生

余姻家、高階經和、以ニ山田氏所レ著鬼神略論一示レ余曰、此論ニ於吾子之意一何如、余乃取而讀レ之、其議論卓然、不レ溺ニ異端怪妄之說一、余雖レ未レ識ニ其人一、亦可レ見ニ其學術之正一矣、然其論曰レ略、則猶レ有ニ未レ詳焉者上、請以下余所レ聞ニ於古一者上、詳レ之、余嘗謂、鬼神實爲下陰陽之爲ニ威福一者上、蓋陰陽之氣、屈ニ伸往三來於天地之間一、亘レ古亘レ今未ニ嘗止息一、而日月寒暑與ニ夫人物之生死一、無下一不レ由ニ陰陽一者上、其生也爲ニ陽之伸一、其死也爲ニ陰之屈一、是則二氣之良能、而造化之功用也、其在レ人也、魂爲ニ陽之靈一、魄爲ニ陰之靈一、爲ニ之精神氣血一、爲ニ之視聽呼吸一、而斯有レ生焉、則陽之伸也、及其魂降而死焉、則陰之屈也、而祭祀之感格、則屈中之伸也、亦安往而非ニ屈伸往來之理一乎哉、然陰陽之運、天命之流行也、古今人物無ニ有情一無ニ無情一、莫地不下自ニ大化中一流出上者天、譬如ニ一原之水一愈出而愈無レ窮、初非下以ニ既屈之氣一、爲中方伸之氣上、如ニ釋氏輪回之說一也、釋氏懵ニ於天命一、不レ知ニ陰陽本原一、以爲ニ人

死神識未レ滅、隨復受レ生、殊不レ知陽生ニ陰殺一、如ニ火必熱一、如ニ水必寒一、是天地之誠也、若レ謂ニ人死神識未一レ滅、是殺而未レ殺、如下世俗所レ云生殺者上、豈足レ語ニ天地之化一乎、苟如レ是、陰不レ成レ陰、陽不レ成レ陽、安能成ニ造化之功一乎、夫死之爲レ言澌也、澌然而盡レ之謂也、君子事レ天之心、一息レ生、則一息レ存、及ニ其死一、則此心與レ身俱盡、而無ニ復毫髮之遺恨一、故曰生レ吾順レ事、沒レ吾寧也、今死而有下未レ盡者上、豈可レ謂レ沒ニ吾寧一乎、若ニ夫沈魂滯魄一、接ニ人耳一、則亦有レ故焉、或有ニ寃氣之結一、如ニ晉之申生一、或有ニ精魄之强一、如ニ鄭之伯有一、雖レ死其氣未ニ遽散盡一、恍惚爲ニ形象之可一レ見、亦無レ足レ怪焉、然一見之後、寂無レ聞焉、則是雖ニ暫有一レ之、亦終歸ニ於盡一耳、又世所レ傳、有レ如ニ羊祜識環之類一、好レ怪者談レ之以爲ニ後身之證一、此等事怪異妄誕、固非ニ君子所一レ語、然陰陽之變不レ可レ測、亦不レ可レ謂ニ決無ニ此事一、是其氣散之初、偶與ニ他家胎生之氣一、相感乃如レ此、餘嘗譬ニ之於焚香一、人之精神、猶ニ香之有ニ煙氣一也、未レ有下香燼而煙氣獨存者上、然方ニ煙散之時一、或有ニ巾帨之類一、爲ニ之所一レ觸、留ニ煙氣於其中一、他日嗅レ之、則前日之香猶レ在レ是也、豈可レ謂ニ巾帨爲ニ香之所一レ變乎、及ニ其久一雖ニ香氣之託者一、亦無レ有矣、世之所レ謂託レ生者、其理蓋如レ是也、況此等事、古今間、億萬人中有ニ一人一、乃槩以ニ一人一例ニ億萬人一、以爲レ可レ信、亦見ニ其愚一也、至ニ於祭祀感格之理一、則最爲ニ幽冥微妙一、非ニ區區之論所一レ能レ盡也、然其大要、則勉ニ齋黃氏之說一レ之矣、其說曰、祖考之氣、雖レ散、而所ニ以爲ニ祖考之氣一、未ニ嘗不一レ流行於天地之間一、祖考之精神雖レ亡、而吾所レ受之精神、卽祖考之精神、以レ吾受ニ祖考精神一、而交地於所三以爲ニ祖考一之氣天、神與レ氣交感、則洋々然在ニ其上一、在ニ其左右一者、蓋有下必然而不レ可レ誣者上矣、學者以ニ此說一入ニ思議一、反復而體ニ驗之一、則其於ニ鬼神幽明之說一、亦思過レ半矣、遂書以附ニ山田氏之論一云。

享保十二年歲次丁未春正月十三日鳩巢老人室直清識

題ニ鳩巢先生鬼神論之末一

河口靜齋　名子深、字穆仲、姫路侯、松平大和牧之儒臣也、侯今移ニ封厩橋一、

備藩剛齋先生、山田君、諱定經、嘗著ニ鬼神略論一、及擬下請レ立ニ儒門宗旨一疏上二篇、質ニ諸鳩巢室先生一、先生悅下其議可上レ以扶ニ世敎一祛地民惑天、各題ニ其後數百言一、而鬼神之說最詳、二先生旣歿、延享戊辰、夏四月、子深遊ニ備府一、剛齋先生之子、出繼ニ澤原氏一、青峰君、邂ニ逅於長谷川氏舍中一、出ニ二篇一以示ニ子深一、伏而讀レ之手墨尙新、反覆捧誦、儼如ニ師儒之臨一レ上、想ニ見其典刑一、欽慕不レ已、而二先生所下以惠ニ後學一警中世人上者、懇々意溢ニ于筆墨一、豈徒言也哉、子深受ニ業室氏之門一、而與ニ青峰君一素相識、

悚然起レ敬、竊識二其末一云、是月二十又八日、河口子深、再拜謹書二于希賢堂西軒一。

貞按、適得二此說一、併レ記備二參考一、庶三乎鬼神之說詳盡無二餘蘊一。澹齋先生、名貞、稱二定右衞門一、石州濱田侯、松平周防牧、本氏松井之儒臣、受二業鳩巢先生一。

鬼神說　附伊東澹齋

夫鬼神者、陰陽之靈而充二塞大虛天地萬物一、造化功用、幽明顯微、動靜感應之際、爲二之體一而不レ可レ遺者也、四時寒暑、消息屈伸、及國家興廢、人物生死、其迹既然者、雖二昭々焉一、人不レ能二覩レ之以識一レ之也、故聖人謂二祭祀感格之事一、以示二其端的著明實理不一レ可レ掩矣、竊按就レ明以言レ之、則一人致敬之德、天下國家斯應、因レ幽以思レ之、則一時祭敬之誠、天神人鬼斯格、凡天地之間無二正與一レ邪、雖二一事一念之微一、及レ有二其實一、則各因二其所レ感之類一、無レ不二應而豐一、則其不レ可レ遺之理可二默而識一レ之矣、或問二予言一以問曰、禮記略言、人死則魂氣遊散、體魄陰レ土、而漠然無二以有レ存者之意一、今如レ祭二祖考一、宇宙之鬼神、翕然以來格乎、抑祖考之神特感以格乎、如三以爲二祖考之神特格一也、則疑三於人既死而其神个々以存二天地之間一。曰、不レ然、謂二人既死而其神尙存一者、卽異端之見、而輪回因果無稽之說、所三以爲二謬惑一也、蓋謂三本元之氣充二塞大虛一、則無極之理固既主レ之、而萬物造化所四以胎三育節二養於天地之中一、而生々無レ窮也、故萬物之生也、其於二元氣一固非二有分毫所一レ減矣、其既消也、又非二復有分毫所一レ增矣、夫無極之眞、二五之精、妙合以爲二生民一也、其理既見、其象亦形、則乃爲二天地之間一物一也、其復死也、魂魄之靈、氣血之會、相離以消、則其理從藏、其象亦亡、而爲二其物一也、無二存者一在焉、但爲三其理所二既見一、其氣所二嘗形一、則雖二既亡散一、蓋又不レ可レ爲下不二復藏一無上レ極、混二融大虛一矣、然亦豈有二影響一可三以存而見一者乎哉、朱子所レ謂、爲レ有則有、爲レ無則無、及二先師室子所一レ謂、祭レ之、則其神復新生云。亦可也、此兩說之意、可二併考以玩味一也、如レ謂三个々存二於天地之間一、則乃不レ可レ爲二藏レ無極、融大虛一矣、是乃異端之見、所三以其認二得在レ我之心氣一、而未三嘗知二無レ極之本源一也、凡有二此理一、則此氣卽在、有二此氣一則此理既存、須臾不レ可レ離、則鬼神之感應、亦間不レ容レ息焉、故苟有二祭祀之誠一、則其所レ祭者各不レ可レ不二隨レ感而格一焉、但如三其理與レ象未二嘗見一、而不二亦有一下當二祭レ之理與一レ情者上、則鬼神亦何所レ饗乎、蓋如レ爲二天王一、則祭二天神地祇一、爲二諸侯一、則祭二封內山川一、其他祭三所二以理之當一レ祭、氣之當レ感者、則不レ可レ不二來饗一矣、如二夫魯侯郊禘一季孫旅泰、及非二其鬼一祭レ之之

爲不之不疑衍

屬、既非下其理之所レ當レ祭者上、則鬼神亦豈所レ享乎哉、是乃可レ謂二實理之自然一、鬼神之功效、而一本二萬殊之妙一矣、又如二祭義所一レ謂、致二齋於內一、散二齋於外一者、則致二其慤一純二其敬一也、且思二其居處一、思二其笑語一、思二其所一レ樂、思二其所一レ嗜者、則其氣之所二嘗觸一、其意之所二嘗存一、而其神所レ當レ依者、則蓋在レ篤二其盡レ信招レ神之道一而已、非下苟爲レ之者上也、聖賢用レ意之致、於レ是乎將レ有下可二窺測一者上也、曰、然則幽宜之感、各應二其類一也、亦有下當レ驗二於顯明一者上乎。否、曰、有レ諸、在レ天則陰陽五行之氣、混二融宇宙一、則何所二分辨一、然其屈伸消長之際、自二四時二十四候之序一、及二日月星辰風雨潮汐之運一、各異二其旺氣一、在レ地則草木鳥獸、其所二資而生一、各異三其氣一、以各一三其性一、又近取二乎身一也、周身元氣、充二於百體一而一滚循環、則亦何所レ分二辨於腹肚一哉、然耳目鼻口、其用各別、而其所レ感亦各自異也、凡推此類、則乃可レ見二渾然之中一、自有二感應條理之妙一、而幽明一致也矣、如レ有レ見二於斯一、則庶二乎有一レ識レ所下以聖人由二性情一之不上レ可レ已、而制二祭祀之禮之義一矣、云レ爾。

擬下請立二儒宗門一疏上

本邦自三我神祖勃二興乎駿遠參美之間一以還、海內豪傑、割據畫守、蠶二食隣邑一、鷹揚虎視者、望二大旆影一、靡然向レ風、悉斂二其爪牙羽翼一、而或爲二藩屏一、或爲二附庸一、貢二其土物一、奉二其職掌一、莫レ有レ不下以交二代參上三覲於江府一者也。

神祖發レ政施レ仁之初、推二尊三敎一、而神儒佛之道、並行二乎世一、庶民懷二其德一、郡國浴二其化一、五畿七道、海宇混一、而致二昇平之隆一也、百有餘年二於斯一矣。

本邦生民以來、未レ有レ盛二乎此時一也、然丁二三宗之世一、耶蘇邪法、淫二行諸國一、而蠱二惑人心一、戕二賊世俗一者、雜二出於其間一、乃至丁於有丙託二其宗門一、而結二姦黨一、以爲乙亂階之徒甲矣、寔可レ懼可レ嫉之甚也、於レ是廣設二嚴制一、恢二紀宗門一、所三以防二禁夫邪法一者、莫レ所レ不レ至也、及二此之時一、浮屠諸宗之僧、各總二其門徒一、而每歲出二其吾門徒一、而非二耶蘇宗門之證文一焉、而國主郡牧、亦各總二攝其群下證文一、而獻二納攻正之印證於公所一焉、而今海內文物方盛、而都鄙士庶、讀二華書一、誦二聖經一、以仰二慕孔子之道一者、亦不レ爲レ不レ多焉、然世無二儒門宗主一、則出二其證文一者、不レ能レ如レ之何一也、是以不レ由二乎寺僧一、則不レ能レ得二其證文一也、故皆强入二乎佛門一、或爲二天臺・眞言一、或爲二禪律淨土一、而各由二其寺

僭一以取二宗門之證狀一焉、而反求二其心一、則非三實信二其宗門一、皆レ不レ得レ已而入二佛門一者也、然則枉レ已欺二上之罪一、闇然無レ所レ遁レ焉、雖レ然其所二宗尙一之志、乃有下匹夫不レ可レ奪焉者上矣、蓋其爲レ志也、雖レ同二佛徒一亦皆然也、故各立二種々法門一、而互爭二其勝劣一、天臺不三肯入二乎密宗一、眞不二肯歸二乎顯教一、淨土禪律等亦然也、是其所二宗尙一之志、有レ所二各殊一故也、夫儒之爲レ道也、原二乎天理之正一、循二乎人倫之常一、則不レ及三更立二宗門一、而自行二於天下一、萬古不易之公道也、雖レ然今也、迫二乎宗門改正之嚴制一、而不レ免レ枉二已欺一上之闇障レ焉、此尙儒者之所二深患一也、伏請奉二承臺命一、新立二儒宗門一、而江都及郡邑、置二小司監一、每歲使三之出二儒者之證文一、郡司總收レ之、納二諸江都寺社司監所一、郡國諸邑亦倣レ之、如レ此而自國主郡牧、各納二其總印證於江都寺社司監所一、其如レ此也、則在レ上無二邪法淫行之患一、在レ下無二枉レ已欺レ上之罪一、三教並行而不二相悖一、善繼二神祖之志一、善述二烈宗之事一、海宇昇平、國祚永久之道、益敦篤廣大也。草莽微臣雖レ不レ堪二恐懼戰慄之至一、然爲レ世爲レ人不レ顧二冒瀆一、敢陳二鄙衷一、伏冀二聖明一忝垂二昭鑒一。

題二山田氏擬一下請レ立二儒宗門一疏上　附　室鳩巣先生

嚮余聞、或人之言、有二一儒生一、投二書官廳函中一、乞二官府一下レ令、凡都下學レ儒者、得下林祭酒保任二文字一後上、許二喪祭不一レ依二浮屠一、又令諸國倣レ焉、以爲二レ法事一寢不レ報、余聞而韙レ之、不レ知下果有二此事一否上、今觀二山田氏擬疏請一レ立二儒宗門一、亦類レ此、雖二計出一レ不レ得レ已、亦爲レ得二便宜一。

本邦自二王侯一以下、喪祭事一切付二之浮屠一、千二年于今一矣、當時執レ政者、亦聞二此等之議一、往々以二生レ事亂一レ法卻レ之、誰敢建レ白二於朝一者、是可レ嘆已、然山田氏所レ論、理勝辭直、於二事情一亦不レ失、他日儻遇二君相崇レ儒之時一、未二必不一レ啓二發耳目一、安知二其不一レ舉而行レ之乎、然則此疏宜レ傳二之於世一可也、近世儒者、事二記誦詞章一、於二凡世教事一、惣不レ加レ意、而山田氏、有レ志三於持二世教一如レ此、則其學可レ知矣、況其文字雅健、有下足レ稱者上乎、遂書以爲レ贈。

亨保丁未春上元日　鳩巣老人室直淸

文武資論

或問曰、嘗聞有ニ文事一者必有ニ武備一、然則文武之道、本是相資而不レ可ニ偏廢一也、而後世文人武士、往々有下各挾ニ其術一、而相非毀如ニ薰蕕氷炭一者上何也。曰、善哉問也、大凡今之所レ謂文者、非ニ古之所レ謂文一也、今之所レ謂武者、非ニ古之所レ謂武一也、夫以古之文也實、而今之文也虛、古之武也正、而今之武也邪、故實而正者、維持調護而相成用レ焉、虛而邪者、反側傾危而相ニ爲害一焉、此所三以其有ニ古今不一レ同也。曰然則所ニ以其不一レ同之故可ニ得而聞一乎。曰、竊惟古昔先王之世治教休明風俗淳美、人之子弟者、上自ニ王公一下迄ニ士庶一、無レ不レ有ニ學校之教一也、詩書禮樂之文、射御書數之法、所下以涵ニ養其德性一、發中達其材藝上者、既詳ニ於幼稚之時一、及ニ其長一也、所下以開ニ發其聰明一、成中就其德業上者、又莫レ不ニ悉備一焉、況又周禮春蒐振レ旅秋獮治レ兵、而教レ之以ニ坐作進退之節一金鼓旌旗之度、則其所三以講ニ武事一亦無レ所レ不レ至、是以治世則措ニ諸事業一而輔ニ君上一亂日則用ニ諸戰伐一、而討ニ亂賊一乃無下適而不レ可者上、此古之文武所三以實正而相資一也、世衰道微、教化陵遲聖模賢範徒爲ニ虛物一、上無下舉ニ行之一君上、下無下倡ニ導之一師上、人々自師ニ其心一、而無レ有ニ定規一、故素柔弱者徒玩ニ文詞一、而不レ講レ武素暴悍者挾ニ武技一、而不レ學レ文、文卒弊ニ乎記誦詞章之習一、武亦陷ニ乎、權謀譎詐之術一、是以文人每非ニ武士之粗暴一、武士每毀ニ文人之怯懦一而喧豗之習日益煽レ焉、此後世之文武、所三以虛邪而相害一也、夫但知レ武而不レ知レ文、則修(齊カ)平治平之道何由成レ之、但知レ文而不レ知レ武、則撥亂反正之功何由立レ之、故文中藏レ武者、所三以居レ安而思二危也、武中存レ文者、所三以當レ亂而守二正也、是以善學文武一者不レ馳ニ乎虛文一、不レ陷ニ乎邪武一、此其所下以通ニ乎古今一達ニ乎治亂一而無中流弊上也。

寶永四年丁亥陽復月朔旦

松木孟寶謹識

泮水餘波卷之六終

泮水餘波　卷之七

和田省齋 名正伊、字子溫、稱二彌兵衞一。

書齋盟約

一、始入二會席一者、可レ嚴二束修之禮一、其初不レ正、而克二其終一者鮮矣。

一、臨二講席一正坐收容、不レ可二喧憹一。

一、不レ可下論二政事之得失一、言中官員之長短上。

一、講習之後、更有二疑難一則可二問辨一、不レ可二放過一。

一、篤信二聖賢之言一不レ可二間然一、凡說二四書六經之旨一、可丙以二程朱一爲下定說上、以二諸儒一爲乙參考甲。

一、不レ可三輕改二諸先生之說一。操軒・惕齋・毅齋諸公是也、雖レ非二統系一闇齋之說可レ取者、亦多矣。

間有二可レ疑者一、姑存レ疑可也、其他雖二諸儒之說一不レ可二漫議一、若有レ害二于義理一、不レ可レ不レ辨。

一、經傳之說、道義之論、同志之外不レ可二漫說一、恐レ起二爭端一。

一、詩文之說、雖三粗聞二之松井翁一、未レ究二其蘊底一、其後閱二諸書一以二臆見一爲レ說者多、然未レ爲レ得レ之、恐有二差失一、故同志之外不レ許二論說一。

一、天學之說、都無二師傳一、最禁レ說二于世人一、恐下訛謬流傳有上レ害二于事一。

一、浹月闕二講席一者可レ除二其籍一、但有二事故一報二告其由一者非二制限一。

一、及二講席退散一、收二拾火爐・燈檠・茶具・煙具一而可レ去、最可レ愼レ火。

右件敬可二遵守一、便有レ益二其身一、念レ旃念レ旃。

享保已酉季秋日

天香亭記

閉㆓三徑㆒而栽㆓五友㆒、營㆓平泉㆒而畫㆓輞川㆒、人情之所㆑樂、今昔之所㆑同也、日置㆓雅士㆒後圃種㆓牡丹數十株㆒、傍構㆓小亭㆒、名以㆓天香㆒。到㆓暮春之日㆒、風和露暖、靄濃日麗、紅白爛斑、芳香襲㆑人、及㆓此時㆒也、主人流㆓憩于此㆒、寄㆑傲堪㆑窮㆓二十日之樂㆒焉、豈惟獨樂㆑之哉、陳㆓樽俎㆒設㆓筵席㆒、日會㆓親戚故舊㆒相共娛樂、又足㆑爲㆓雍睦之資㆒、予亦曾得㆘隨㆓雅遊㆒觀㆗其勝槩㆖、乃蒙㆘記㆓勝事㆒之責㆖也、顧寫㆑景叙㆑情詞人之事、而非㆓陋儒之所㆑及、請別致㆓一語㆒塞㆓其責㆒也。夫觀㆓豪貴之家㆒、其祖先皆以㆓辛苦勤儉㆒奮㆓揚家聲㆒、遺㆓榮於後昆㆒、其子孫蔭㆓襲富貴㆒不㆑知㆓辛苦㆒、日遊㆓聲色飲博之場㆒、歲壯㆓宮室園池之觀㆒、無㆓一不㆑出㆓怠慢奢侈之習㆒矣、幸雖㆑浴㆓太平之恩渥㆒、而不㆑失㆓其富貴㆒、然其家聲既湮滅者亦多矣、雅士累世之閥閱、不㆑耻㆓于此花之富貴㆒者也、既有㆓此樂㆒、則何不㆑思㆑所㆔以受㆓此樂㆒乎。苟知今日之樂自㆓祖先辛苦中㆒而來、則所㆓以繼㆑志述㆑事者自不㆑能㆑已、日用之間、謹㆓言行㆒勤㆓節儉㆒、勵㆓箕裘㆒守㆓職分㆒、入答㆓家人之仰望㆒、出爲㆓士人之儀表㆒、而後忠孝兩全、足㆔永保㆓此樂㆒、此予所㆔深望㆓雅士㆒也、遊㆓此亭㆒之諸君子、亦以㆓予言㆒爲㆓如何㆒哉。

享保戊申陽月中浣

比良山石記

玄洲子有㆓一盆石㆒、舊姻家之古物而得㆓其投贈㆒、愛㆑之玩㆑之旦夕不㆑措。日者葛岡某公名㆑之曰㆓比良山㆒、賁㆑之以㆓倭歌一首㆒。然後光澤滋生、聲價更高、又需㆔予爲㆓之記㆒、予審㆓其奇形㆒、其高數寸、其大稱㆑之、雖㆓列峯巒岀崟之勢㆒、吐㆓呑白雲翠嵐之氣㆒、崎嶇崔嵬可㆑望可㆑仰、固一拳石而不㆑害㆓其爲㆑山也、五嶽之眞形、三島之仙跡、縹渺隱約、瞭㆓然于心目之間㆒、主人愛玩宜哉。夫人之所㆑好不㆑一、視㆓其所㆑好察㆓其志意㆒、則高昇雅俗、遠大近小、人焉廋哉、人焉廋哉。今世豪富之徒好㆑色好㆑貨、峻守彫牆、饕(饜)㆓酒食㆒而養㆓口腹㆒、弄㆓歌舞㆒而樂㆓耳目㆒、羅綺飾㆑身、博奕曠㆑日、假山到水較㆓其工拙㆒、鳳團雀舌鬪㆓其品題㆒、是皆小人之所㆑好、而君子之所㆑惡也。智者樂㆑水、仁者樂㆑山、咕嗶以好㆑古、吟哦而遺

レ懷、披二風月之胸襟一、爲二松菊之主人一者、達人所レ好、而俗士之所レ不レ知也。玄洲子者素封之家也、然不レ好二世俗之浮華一、能好二達人之高趣一、故愛二此石一也深、此雖レ在二城市之塵中一、不レ忘二山林之幽致一、可レ謂二志意高邁者一也、子能擴二此心一、日用二所レ欲所一レ爲、遠二小人一近二君子一、則可三以窺二古人之閫域一焉、可三以脫二世之俗塗轍一焉、懿美日新、聞望月盛、繼二志於祖先一、垂二教於子孫一、不二亦偉一乎。今子需二石之記一、乃答以レ規、不レ幾下與二其旨趣一相乖謬上乎、然予何拘二拘于茲一、古之人、盤盂几杖有レ銘有レ戒、動無レ息皆有レ所レ養、覬子每下對二此石一而思中此言上、因二此言一以省二其身一、則不レ爲レ益、周書曰、玩レ人喪レ德、玩レ物喪レ志 此言亦不レ可レ不レ知焉、念哉敬哉。

功偲亭記

近世設二家塾一者甚少焉、故閭巷之學、微々如二晨星一、玄洲子獨有レ志二于茲一、買二市塵一區一、繕二修軒窓一、明潔可レ喜、暇日引二接師儒一、講レ經論レ道、又勵二鄉黨之子弟一、讀二書其間一、蓋欲下養二童蒙一而正中鄉俗上、其志殆與二古人一相伯仲矣。昔有下王豹處二於淇一而河西善謳上、緜駒居二於高唐一而齊右善歌。

岡城之父老觀二感于此一、而開二家塾一建二書院一教二子弟一、則文化蔚興、如二齊魯爲一レ鄰、莫レ笑二武城之絃歌一、屬日欲二榜之間名於尹一、日求二子弟之禁戒一、尹書生也。初聞二此擧一不レ堪二欣躍一、今名レ之何敢辭哉、請曰二功偲之亭一、須レ要二德業相勸過失相規一、無レ恥二于切々偲々之義一、書禁二戒數件一、助二亭長勸レ人之盛意一云。

一、不レ可下淫レ書忘上二實行一。二、不レ可三廢レ書陷二偏見一。三、學業不レ可二急迫一、不レ可二緩漫一。四、會日不レ可レ有二闕席一、有二事故一不レ得レ到者、不レ可レ不レ告二亭長一。五、不レ可下議二世人之長短一、論中國政之得失上。六、會席不レ可二大嚼劇飲一、不レ可レ過二羹臛一種、淹菜一種、酒三行一。七、不レ可二戲謔笑傲懶惰放逸一。八、子弟不レ可下怠二洒掃一而煩中奚僕上。九、雖二詩歌之會席一、不レ可レ違二此例一。十、及二會席退散一、亭長自點二檢灶下爐中一、不レ可レ忽二謹火一。

右取二古人之遺意一以揭レ之、諸君謹可レ遵二守之一。

享保丁未陽月十日

培根齋說

士之致レ遠者、必先培二壅其本根一也、其要在下窮レ理修上レ身而已、讀レ書窮レ理之本也、存レ心修レ身之本也、夫人及二少壯之時一、深扃二小齋一、而嚴防二外誘一、讀二聖賢之書一知二理義之有一レ源、閱二古今之史一明二治亂之所一レ由、入事二父兄一、出親二師友一、勵二其行一、輔二其仁一、此所三以養二本根一之道也、本根一立、則枝葉自發達、宗愛レ之、鄕黨信レ之、然後君殊寵レ之授レ職任レ政、於レ玆出而行レ所レ學、德澤加二百姓一、實不二亦遠一乎、莘野耕夫、渭濱釣叟、才德踰二于衆一、名望顯二于世一、遂所三以爲二王者師一、開二殷周之鴻基一、亦皆其功夫無レ不レ出二于此一、倜兮雅公素公族而世祿之家也、潰二心於學一、不レ耻二下問一、夙忘二其勢一、與レ予爲二莫逆之交一、頃日欲レ榜二其書齋一、予名曰二培根之齋一、雅公宜下及二閑暇無レ事之時一、讀二書於此齋一、行二道於其家一、能培二壅其本根上焉、乃一旦蹈二淸要之路一、庶下幾有二將順匡救之功一、助中廟廊文明之化上矣、此所三深望二雅公一也、且夫欲レ培二其根一、則須三嚴防二外誘一、外誘譬如二暴風一、忽顚二覆喬木之根抵一、而培壅之功一時爲レ空、最可二深戒一哉、所レ謂外誘亦非レ一矣、酒色也、歌舞也、博奕也、遊獵也、此其大者歟。

淳室

淳朴者、忠信之所二由生一也、一失二淳朴之質一、則欲下動二情勝一、求レ名計上レ功、雖下志二于道一遊中于藝上、不レ能レ無二助長之弊一。夫淳者、赤子之心乎、不レ失二此心一、而後修レ身之功可レ施焉、大人之事可レ企焉。

冬牡丹之論

庚戌之冬十月之日、芝洞・蘭洲二士、偶過二于艸堂一、讀レ書吟レ詩、席上紅牡丹、芳香色容不レ異二春時一、二子愕然驚且賞、予乃言曰、牡丹之花也、當二艷陽之日一吐レ芬發レ蘂、常在二和煦暖風之中一、未三曾知二霜雪之苦寒一、然今發二十分之榮一、散二天上之香一、嗟爲三人力之奪二造化一乎、抑亦造化之借二人力一乎、此二子與レ予所レ未レ能レ知也、雖レ然學者之觀レ物也、纔有レ所レ感則爲二悟入之端一、豈得二莫然看過一乎。予請題二一語一以啓二二子悟入之踏頭一、夫牡丹之不レ發二艷陽之日一、

而秀二風霜之中一者、非三其異二種類一、惟人力之所レ使レ然也、種藝有レ術培壅有レ時、則宛然笑二于朔風一、國色天香、伴二松柏之翠一、爭二歲寒之心一、不二亦奇一乎、人事如レ此、聖賢同レ性、將相無レ種、學與レ不レ學、勉與レ不レ勉、竟致二天壤之相隔一、人見レ資稟二清濁一、自以爲地棄才不天レ用二勉强一、若用二百倍之功一、則聖賢可二企及一且、已到二聖賢之域一、則在二治世一亦綽綽然、在二亂世一亦綽々然、猶地牡丹之在三艷陽與二風霜一、而不天レ改二其國色天香一耶。二子歸レ鄉之日已近、故書二此語一、以爲二別後之容顏一、非三必序二二子之詩一。

送二森谷芝洞子一序

負レ笈追レ師古今之美談也。日域自二中葉一不レ設二學校一、士之嗜二文學一者、寥々如二晨星一。惟我先君芳烈廟、懷二間出之才一、有レ志二于治道一、建レ學立レ師、扇二揚道學一、排二擯異教一、使下士民無上レ不レ聞二大道之要一、文化蔚興、風俗一變、爾來經二七十年一、雖二官舍不レ廢官員不レ闕、而士之入二于學一者、不レ過二于千百六十一一、士之不レ好二文學一至二于斯一哉。森谷芝洞子者、予通家之親也、自レ幼從二椿翁一成二長於東都一、夙有レ志二于學一、戊申之春、辭レ椿闈下歸二本州一、上二學官一修二鼓篋之禮一、就レ予受上レ業、性資敏明、加レ之以二勉勵一、粗通二經籍一、亦有二詞藻一。今年庚戌之冬、應二椿翁之命一、投レ業將レ東矣、予深惜乙其學半途而不甲レ待二大成之日一、子亦有二歡然之色一也、然父母俱存、奉養日久、人生之一樂也、聖人之道孝弟而已、子到二東都一、求二道於定省扶持之間一、則有二餘師一耳、何必求二殘編朽簡之間一乎、予於レ子、懇情相熟如レ視二子姪一、別離之情悵然如レ有レ所レ失、況官卑祿薄、家計相迫、不レ能レ具二贐儀一、敢贈二一語一爲レ子壽レ之。夫東都者群碎之所二朝宗一、四民之所二輻湊一也、故其俗競レ利爭レ名、變詐巧佶、是非紛然、毀譽易レ生、士君子之處二其間一也、亦太難矣哉、交レ之以二義方一則人以爲二狂狷一、不レ怒則笑レ之也、接レ之以二禮遜一、則人以爲二諂諛一、不レ憎則謗レ之也、子處レ之爲二如何一哉、崎嶇險隘殆似二道窮一、大道固不レ窮、若可レ窮則非二大道一、但其全體浩瀚汪洋如レ無二津涯一、故初學之士、不レ能下取二之左右一逢中其原上、到乙崎嶇險隘無甲レ不二畏避一、予試摘二一語一示二大道之要一、子苟服二膺之一、則馳二騖彼崎嶇險隘之間一、猶丁駕二四馬於熟路一、使丙王良造父前乙後之甲、豈不レ快乎、孔子曰、言忠信行篤敬、雖二蠻貊之邦一行矣、言不二忠信一

行不二篤敬一、雖二州里一行乎哉、立則見二其參於前一、在レ輿則見二其倚於衡一也、夫然後行、當時子張已書二諸紳一、子亦書二之坐右一、得二於心一而行二於身一、則應レ事接レ物常有二餘裕一、脫然出二于是非毀譽之外一、子其勉レ旃、且夫欲レ行レ道者、宜三先除二其蓁蕪一、近歲異端之言橫行、士林之學不レ正、賊二人之子弟一甚哉、所レ謂異端有レ二也、釋氏不レ與レ焉、曰古文也、曰古學也、古文古學固可二信從一也、今漫假二其名一不レ副二其實一、徒衒二新奇之說一、天下靡然醉二其餘涎一、而關閩濂洛之流不レ絕如レ綫、嗚呼大道之茅塞極矣、而古文之說淺露不レ足レ論レ之、古學之說頗近レ理而大亂レ眞、不レ可レ不二明辨一レ之、子敬勿下與二其徒一遊上、勿レ見二其文字一、苟焉愛二俗尙之文章一、則駸々溺二其塗轍一、努如レ恐二蛇蝎一而可也、竊惟斯文未レ墜二于地一、程朱英靈照監在レ上、遺文之載道、炳乎如二日月一、彼蓁蕪茅塞、不二必開一レ之而大道自廓如也、學者亦可レ知二此義一耳、予雖下齡未上レ及二五十一、多病衰耗、髮蒼々齒悉搖、期二再會一之日著龜不レ可レ知矣、故不レ藏二下懷一、敢忠告云。

送二原田蘭洲子一序

山東出レ相、山西出レ將、燕趙之間多二慷慨之士一、此風土之氣使二之然一耶、抑又有二傑出之才一倡レ之、則親炙私淑、自有レ有二朋類一耶、皆不レ可二得而知一矣。

備中州淺口郡佐方村蘭洲子、長二于草莽之中一、而知下崇二聖賢一之道上、丁未之春、踰レ境遊二我學官一、就レ予讀レ書、孳々不レ倦、大義粗通。今年庚戌之冬、思二垂老之親一、將レ歸三養于家一、予臨二祖帳一敢揚言曰、夫察二備中之形勢一、郡縣異治、犬牙接レ境、故民俗不レ一、嬌俗飾レ外、不レ能レ下二于人一、事二賄賂一而好爭レ訟、歌舞娼妓之戲、飮酒賭博之遊、無レ不レ至矣、未レ聞レ有二淳朴篤實之民一、況儒雅文藻之士乎、惟淺口郡不レ然、有二孝友一純至顯二名於載籍一者、其他以二善行一聞二于隣境一者不レ爲レ寡矣、吾子以爲三風土之氣使二之然一耶、予明語二吾子一、昔先師市浦毅齋先生流二寓于郡中一、以二孝禮讓一倡二村民一也久矣、於レ茲民之興レ行者亦多矣、其子孫遵三守敎誡一、敦睦之風今猶存焉、豈非二傑出之才爲一レ倡レ之乎、若二吾子一者拔二習俗一而能好レ學、此雖レ依二資稟一、抑亦先生之敎誨猶在二父老之口一、使四吾子好レ學之志、潛三滋暗三長茗談之間一爾、吾子歸二於家一之後、倡二鄕黨一以二孝弟廉耻一、繼レ之以二詩書論孟之敎一、則一郡之民、奮然起二興好レ學之

志一、遂使下一國之人、知上レ有二聖賢之道一、其勢自不レ能レ已焉。乃也人皆曰、淺口郡多出二篤行文學之士一矣哉、謂二之風土之氣使一レ然亦可也、謂二之吾子能倡一レ之亦可也、苟得二其風俗之嘉美一、不二必究一レ所二以然一亦更可也、吾子誠能任レ之不レ爲レ重、則後生之視二吾子一、猶三今之視二先生一耳、子程子有レ言、一命之士苟存二心於愛一レ物、於レ人必有レ所レ濟、學者亦然、雖二童子句讀之師一、苟以レ正レ學倡二其子弟一、亦必有レ所レ濟哉、此予所三以深望二于吾子一、勿二敢辭一。

生白 先生時在二東都官邸一

我館陋且暗、容レ膝之地、不レ過二方九尺高八尺一、而不レ能レ横二一丈之戟一、十尺之文王不レ可レ臥、九尺之成湯不レ可レ立、西壁有二方三尺小窓一、些生レ白、所三以名二此館一、何必取二虛室生白之意一乎。夫君子無下入而不中自得上焉、學者亦然、榮枯窮達無レ所二遇而非一レ學、詩云、不レ愧二屋漏一、足三深警二幽獨之居一、孔子曰、君子居レ之、何陋之有、我豈當レ之乎哉。

享保壬子陽月念六日

和語大學衍義序

大學之書出二于曾子一、而後聖學之規模節目、炳焉如二日星一、數千歲之後、可レ見二古人爲レ學次第一、其功亦不レ在二于禹下一、西山眞文忠公著二衍義一編一、摘二經史諸子之語一、分三附于條目之下一、繫以二高評一批二其是非得失一、於レ是六經之簡奧、子史之汎然、總會二一轍之中一、爲レ學者修レ己治レ人具矣。蓋公當二趙宋之末一、爲二經筵之官一、慨然欲下回二南渡之衰運一、致中東周之至治上、故其爲レ書也、說理分明、論事激切、而無レ不レ寓二撥亂反正之意一矣、後之學者一開レ卷、則知二聖學之要旨一、不レ失二進修之方一。嗟公之有レ功二于道學一、亦曾子之流亞也。幸此書航レ海流三傳于本邦一、雖二讀レ之者多一、知二其歸趣一者鮮矣、有二米川操軒先生者一、始尊三信此書一以授二其門人一、以爲二六經之羽翼一、然簡袠重大華音難レ通、故在レ位之人不レ能レ熟二讀之一、下僚之士有二明珠暗投之憂一。本州學監謙堂先生、少壯尊二濂洛之學一、深憂二此書之埋沒一、於レ茲官暇之日、譯レ之以二諺文一、欲レ使三讀者易二會得一、孜々勉々、三年成レ功、命レ僕爲二之序一、恭閱二其書一、文義易レ通、語意太明、志レ治之人主、從レ政之大臣、熟二讀之一、則民成俗之方無レ不レ備矣。嗟先生有レ功二于道學一、亦爲二文忠公之流亞一豈敢爲

レ過乎、僕之菲才雖レ不レ勝レ命、偏喜三此書傳二於無窮一、故不二敢辭一、漫題二蕪語一塵二其卷端一云。

享保壬子中春之日

論二孔門求レ仁爲一レ急

孔門之學、以レ求レ仁爲レ急者何乎、蓋仁是人心之全德、而包二萬善一者也、能仁則萬善皆在二其中一矣。所三以人之爲二人之道、實在二于茲一、聖人生而知レ之、安而行レ之、全二其本然之性一、其已下者不レ能レ全レ之、故日用之間、勉々從二事于斯一而欲レ全レ之、有二少欠缺一、則不レ可レ言レ全。不レ可レ言レ全、則不レ可レ爲レ人、是以夫子敎レ人只說二一箇仁字一、諸弟子好レ學、多以レ是爲レ問、然仁之至大至妙、非レ可二一朝一夕而頓悟一、須二是工夫至レ到、此心純二是天理之公一、而絕無下人欲二之私一以間上レ之、則全體便周流不レ息、無二間斷一無二欠缺一、方始二是仁一、這高遠、初學之士、若無二楷梯一、則豈能攀レ之、夫子導レ之循々有レ序、使下自レ卑升レ高、自レ近達上レ遠、故答二諸子之問一不レ同、或因二其病一而藥レ之、是如下除二蔓草一開上レ道、或因二其所レ長而勸レ之、是如下引二流水一就上レ下、皆易レ下レ手之術、而直非二指レ之爲レ仁、至レ論二其精微一、有下升レ堂入レ室之等上、仰レ高鑽レ堅之嘆、曾子一貫、顏子三月、後儒猶以二化不化之辨一分二聖與レ賢一、甚哉仁之切レ人而最難レ得矣、是知聖門始終之學的、措レ仁其何乎、自二孟子沒一、大道不レ明、說レ仁亦大誤、漢儒只做二恩愛說一、韓子仍レ之遂以二博愛一爲レ仁、其餘雜見曲說不レ暇二枚擧一、皆此不レ過二想像一、箇仁中大低氣象如レ此耳、仁實何在焉、殊失二孔門傳授心法之本旨一也、至二程子一始分別得二明白一、其說曰、心譬如二穀種一、生レ之性便是仁、此一語說得親切、又兼二仁是性愛是情一、及仁不レ可レ訓二覺與レ公、而以レ人體レ之、故爲レ仁、等之數語、相參照體認來、則主意不レ差而仁可レ知、所レ謂以レ求レ仁爲レ急、意亦可レ見矣。

登山集序

古者聖々相傳之道、炳焉在二七經語孟一也、後世說二其書一者、自二漢註唐疏一、以及二宋賢之說、明儒之論一、紛々行レ于レ世者、不レ知二幾千萬言一。近世志二于學一之輩、惟誦二諸儒之註脚一、粗曉二正經之文義一、而自以爲二學業既成一、足レ應二四方之

幣聘矣、此認筌而爲魚、取蹄以爲兎之類、而實得聖賢之心法者鮮矣、豈非斯道之大厄耶。我友玉成井上先生嘗寓居于攝州、敎誨生徒之曰、常憂六經之博諸說之多、而初學者泛然竟不得其要旨也、於茲搜周程張朱之遺文、而擇切要于道體膾炙于人口者、輯爲小冊子、命曰登山集、授諸生徒、欲使其目的知聖學之歸趣、而後博之以六經語孟也。此亦足極時俗之流弊、其功豈淺々乎、予固嘆先生學識正確要約、而不膠文字之間焉、故忘陋劣、敢題一語、以期副其誘掖獎勸之意爾。

省齋先生行狀

大澤貞雄

先生備前岡山之人也、姓平、氏和田、名正尹、字子溫、稱彌兵衛、號省齋。歲十有六入學、受業毅齋先生、先生稱其聰敏、享保元年丙申、受俸米若干、爲國學直講、十一年丙午、增俸米、爲諸生敎授、十六年辛亥、新賜食邑、爲副監、十七年壬子、從公于東都之邸、受命、學推涉於司天豬飼監、乃製來歲之曆以進之、後以爲例。先生在學舍、以唱毅齋先生之敎爲己任、困學覃思、膏以繼晷、對几不覺到天明、講究經傳、餘力及史子雜書、以廣格致之功、蚤歲有所得、乃常謂、學者能明義利之分、得聖賢之心、能處當世、得時措之宜、不戾人情、以合天理之正、可以庶幾有補于風化、徒泥文義、拘古法、則身不可以修、家不可以齊、世不可以處、況於從政乎、先生之門人若干、敎誨循々、指導懇々、各隨其材而進修焉、其說經也、純正精確、意味深長、使聽者皆滿其量、其謀事也、事情切當、理趣曲折、使問者分曉悅從。今學官之諸員、往々先生之門弟也、可謂上不負烈公建學設敎之盛意、下能繼先師維綱持常之學術、先生有挽回古道之志、不果而逝矣、元文四年己未六月卒于家、享年五十五遠近無不愛惜焉。會葬者以百數。

門人　大澤貞雄謹誌

井上玉成

姓源、名經行、稱桐庵、後改朴庵、以醫兼國學講官、享保十九年甲寅卒、壽六十三。

經說

經載レ道之書也。道者所レ謂父子有レ親、君臣有レ義、夫婦有レ別、長幼有レ序、朋友有レ信是也。聖書謂二之經一者、經常也、其言不レ出二五典一、且亙二萬世一而不易之謂也、其稱レ經者亦不レ爲レ不レ多、而實聖經者、詩・書・易・春秋・周官・儀禮・學庸・語孟・孝經之諸書而已。蓋易所下以繇二卦爻象彖一、而示中吉凶悔吝上、乃開レ物成レ務之道也、書可下以見中二帝三王治二天下一之經法上也、詩可丙以使三人感發懲創、而得二性情之正一也、春秋王法之權衡也、其褒貶與奪、所三以實垂二戒於後世一也、周官・儀禮所下以釐二百工一凞二庶績一、而綱中紀宇內上也、學庸・語孟・孝經於二日用彝倫一之教也、何有レ待レ贅。其他權謀衆技、異學不經之書、亦題稱レ經矣、而釋二流書一爲二大甚一、嗚呼逆レ理亂レ常之爲、而何爲稱レ經乎、如二衆技小道一者、各道二其道事一、其事、不レ欲下與二正道一並立上、而能安二其分一也何害之有、至下於其書特レ經以欲中與二聖經一並行上、乃爲下犯二僭竊一之罪上焉、若二夫釋之道一、以二無君無父一而爲レ至矣、則與二亂臣賊子一同レ罪、而不レ容二於天地之間一、必誅二之凶惡一也、焉在二其爲レ經也、世衰道微、而紊二名實一之尤如レ此、於乎正レ名之聖言至矣盡矣、欲レ志二於道一而畔焉、干レ此更學二其道一焉。頃者有レ客曰、如二幼學之士一好レ議二議異端一、便心傲言肆、而多爲二人所レ惡也、子之小學生似レ汲二汲于此一、近二乎不レ可。余曰然、好與二浮屠一論レ之、與二世俗一爭レ之、雖二老師宿儒一亦不レ可也、會二友同志一相與辨二其似レ是之非一、雖二齠亂兒一亦可也、夫幼稚之子、心知レ未レ有レ所レ主、及レ時而不レ使二正邪判然一、則所レ學不レ固、志亦無レ立矣、子乃以爲二不可一、不二亦異一乎、世往々有下終身口二說經傳一不上レ止、手披二簡編一不レ閣、却爲二儒佛一途之說一、而不レ知三己無二定見一、遂假三口實於聖言不二迫切一而爲レ得レ焉、者聽二其說一者亦不レ察二其得失一、而遽以二博覽寬弘一稱レ之、素不レ讀レ書者無レ害也、讀レ書而如レ此輩、非下其夵然無レ事而無上レ益二於已一、亦其有レ害二於正道一也、華嶽不レ足レ比二淮泗一辭去、可レ謂二聖學之賊一矣、余欲レ使下幼學辨二正邪一如中黑白炭氷上者爲レ之故也、幸幼而彰二彰于此一、庶三幾從レ長而見二趣正學力固一乎。客曰、子欲レ使三幼學知二是非之分一可也、其以三必誅二之凶惡一、非レ佛、不二亦甚一哉、噫其言之不レ愼何如レ此、其時之不レ知レ何二如此一、王公降無レ有下不レ崇レ佛者上、而子獨其言如レ此、則悖レ世慢レ上、而禍胚二胎于斯一、我願レ子也心不レ欲レ言レ如レ信、而共レ人言二人行一、以レ所レ悅二於人一、見レ用二于世一、而增二憎惡於今世一也。余曰不レ然、以無レ貴無レ賤崇二信之一强是レ之、便爲レ直乎、爲二不直一乎、悖世學者素所レ不二敢免一、而慢レ上素所レ可レ絕レ意

也、然而其所レ好是則從而是レ之、不レ是則不レ是レ之、此亦學者之常途、何爲之慢レ上矣乎、凡以レ直事レ之者尊レ之者矣、以二不直一事レ之者慢レ之者矣、若二子之言一、則以二讒諂面諛一爲レ忠也、不二亦誤一哉、妄言妄行雖二聖世一實招二禍害一矣、可レ言而言レ之、不レ可レ言不レ言レ之、何時乎而不レ免、何世乎而不レ行、未レ聞二免形一而非レ是是レ非者也、今以二必誅ヲ議レ佛、子以爲レ甚、是子亦襲不レ觸二舊染一其言如レ此、子未レ見二烏鳥之孝慈、蜂蟻之君臣一乎、虫鳥猶有二此實行一、而佛之道一不レ見二此行在一、則將レ賢二於虫鳥一乎、將不レ賢二於虫鳥一乎、想吾子以二愚之言一、爲レ阿二附於其所ヲ好、而於二其所ヲ不レ好使曲レ爲二之說一也、然愚之所レ述、皆古者賢人君子之意、而非レ出二於臆說一、子請莫レ疑、我亦願下吾子闢二俗習之蔽塞一、而出中於正路上也、客艴然左右顧而去、近來成童輩輪二講小學一、復請以下其餘力修二論語一會上、余以謂論語之書、其所レ記多出二於聖人自言一、如二其諸子之言一、亦皆言簡義奧、故賢知秀才不レ能三一蹴曉二其意一、況幼學乎、然而聖言廣大昭著也、猶無二天不ヲ照無二地不ヲ載、能使三人從二其淺深一、而無レ不三各得ヲ聞二其說一、是所三以愚夫愚婦與二知行一、而所三以初學者亦可二得而講一也、纔熟二讀其句讀一、觀二察其集註一、亦得レ益也大矣、然則何得二早レ之而拒ヲ之、只恐二會數而倦一、是以定二會日一一月以二三次一也、冀賢等相約以無二一會之缺一、積レ日累レ年、切近會文理得二旨義一、欲レ利二於行一焉、讀了後又只是此等人、則非二今日講習之意一也、且夫幼學於二天下之事一也、不レ能レ無二疑惑一、而正邪之分尤爲レ難矣、愚也固陋雖レ不レ足レ辨レ之、然比二幼學一涉獵亦多、故因レ探二舊聞一、敢作二斯文一以貽レ之、伏乞後來就二有道一、而質二其非一補二其缺一矣。

寶永乙酉暮春既望　　玉成書

讀二本朝孝子傳一

好二風月一遊觀者有レ詩有レ文、而有レ之則必有二其集一有二其撰一也、其好二道德仁義一者亦然、其克二於中一而見二於外一之理、有下不レ可二自止一者上、然則纂輯述作皆原二乎其所ヲ好者也、故見二其纂述一、則可レ知二其所ヲ好、見二其所ヲ好、則可レ知二其爲ヲ人、此所レ謂古今之通義也。予嘗讀二伊藤先生本朝孝子傳一、其言近而其旨遠、件々皆如レ所二自履歷一、至二誠惻怛

之情ハ、宛然溢ニ于紙上ハ、不幸雖レ無レ蒙ニ薰陶之化ハ、幸有ニ此傳之作ハ、而足ミ以知ニ先生爲レ人之梗槩ニ也、此豈非ミ鄕所レ謂見ニ纂述ニ而知下其所上レ好、與レ知ニ其爲乙人之謂乎。龔又竊聞ニ之洛人ハ、曰、先生之事ニ其存ニ也、致ニ愛敬之至ニ矣、居ニ其喪ニ也、盡ニ哀戚之誠ニ矣、至ミ於讀ニ此傳ニ而實始知丙稱ニ先生行狀ニ人之非乙過情甲也、於戲熟ニ玩精ニ思傳及其贊其論ハ、則能俾ミ人感ニ激孝心ニ矣、況於下親ニ炙乎先生ニ者上乎、眞可レ謂レ有レ功ニ于世教ニ矣、若地夫有丙讀ニ此傳ニ而徒爲乙一場話說甲、而不ニ敢奮發ニ者天、廼是所レ謂不レ可ニ以爲乙人者也、悲哉。噫惟人有ニ罔レ極之恩ニ乎、禽獸・虫魚皆無下不レ稟ニ生於其父母ニ者上矣、曷翅有レ情者然乎、雖下無レ情者上亦自有ニ雌雄父母之別ハ、而生則父子相愛也、卽生物自然道而無レ强也、彰々乎明々乎、或曰立レ極、或曰ニ道統ハ、或曰ニ道學ハ、豈有レ他乎、人道也爾、古昔聖賢以レ之傳レ之、後世學者以レ之學レ之、外レ之而說レ道者異端是也、不レ盡ニ此道ニ者凡民是也、不レ知ニ此道ニ者、夷狄也、禽獸也。因レ之思レ之、人道无レ重ニ乎孝ハ、是故唐帝廢ニ九男ニ而薦ニ舜於天ニ也、當ニ此時ニ乎、比屋尙可レ封、況朝臣乎有レ若ニ伯禹ハ、有レ若ニ皐陶ハ、有レ若ニ稷契ハ、有レ若ニ夔龍ハ、僉錫レ之擧レ之、又從而臣ミ事于舜ハ、是何故、以ニ其孝德升聞ニ也、豈如下後世讒臣、從ニ于其欲ニ於上レ君邪、四岳既如レ此、群牧服乃可レ知矣、百官既又如レ此、黎庶服乃又可レ知矣、信哉至德要道者、予毎讀ニ此傳ハ、未ミ嘗不ニ愕然嗟悼ニ焉、嗟乎此傳所レ記總員七十有一孝子、而有レ名ニ于經學ニ之人、僅不ニ十輩ニ者特何也、因ニ國朝之史官記事ニ歟、仍有レ之而無レ知レ之歟。曰不レ然、雖ニ載籍不乙備、而有ニ六正史在ハ、而既可レ知ニ往昔ニ也、頃歲史書富盛、而記事詳審、殆不レ可レ有ニ遺漏ハ、然而其鮮也如レ此者、是必別有レ故也、凡讀ニ經典ニ者、非レ不レ知ミ孝冠ニ乎百行ニ也、自第好解レ字釋レ意誦レ之說レ之、而不レ省下其千言萬語皆本ニ于民彝ニ物上則、乃以ニ强記麗文ハ、衒ニ于世ニ誇ニ於人ハ、以就レ功名求ニ利達ハ、而殊不レ顧ニ成レ己成レ物之先務ニ之故耳、是以其言誠功也、毎遜ニ于孔門諸君ハ、而乃無ニ德行之實ニ矣、其論高深也、動駕ニ于濂洛關閩ハ、而乃無ニ自得之見ニ矣、考レ古既如レ斯、觀レ今又如レ斯、學者察ニ識于此ハ、盍レ懼レ之哉、盍レ悲レ之哉、戚下爲ニ乳兒ニ夙喪中考妣上、而其容貌聲音無ミ一存ニ諸耳目ニ者、茫如ミ初無ニ父母之人ハ、奈雖レ欲下思ニ其笑語ニ思中其居處上未レ由也何、然而詣ニ于其塋前ニ而拜跪、乃有ニ思慕遑迫ハ、悲哀頻到而不レ可レ已也、拜畢而欲ニ辭去ハ、若有下止レ之而不レ忍レ去者上矣、是其同氣相感之理、無レ可レ疑也明矣、然則如ニ在之誠ハ、奚不レ可レ至乎、奚不レ可レ盡乎、謂レ雖ニ誠

至者不爲之也、非不能也、成亦不可以爲人之罪、不可得而道、不可得而道、則天地一罪人也、鳥虖憯哉、何讀何說、倘非有追遠之誠、則其言皆虛誕而已矣。今也讀此傳、而有噬臍薰心、且愧且怖、奮然警發者、嚮所謂有功于世教者不亦然乎、慨嘆之深、欲罷不能、遂筆之以自箴也、尙自今以往臻就木、夙夜以戰兢、於追遠之誠、無時無所而一息間斷、念之省之、砭肌刻骨矣焉。

寶永乙酉季冬日　　玉成井成書

好學六先生略記

米川儀兵衞一貞京師人、號操軒、因道學之聲盛、而時君卑禮以招者儘有之、然不敢往、特講說聖學、誘掖諸生以終也、常謂作文章爲無用之贅言、是以訓點猶不加、況著述乎、嗚呼實朱學之宗也、受其學者、小倉亞相某卿・河合正直・貝原篤信・中村惕齊・小原大丈軒・市浦毅齋・九鬼平內等也、雖其他篤志勵行之多、而不詳姓名、故不記之、如先考、雖不親炙、而慕其學以克勉、然蚤世不遂志、悲哉、夫先生實行不可枚擧、但有强哉矯之氣象、而相見者無不和也、當時以王佐之才稱之云。

泉八右衞門仲愛、號泉窩、弱冠而受學於中江氏藤樹先生也、壯年仕于備前州爲學監、兼卒將、其溫公和平、有如泥塑人之風。

藤井懶齋季廉、號伊蒿、仕于紫陽某侯（未詳姓名）。致仕終于京師、有諫諍錄本朝孝子傳二禮童覽等之作、而可見其所好之實也。

臼田二郞介可久、名齋以畏、舊稱坂口五郞左衞門、仕于備前州國老日置氏爲長臣、有故退去終于洛之堀川、有採薇於首陽山之氣象也、卒後惜其人、而懶齋・惕齋之二老、使藤井利貞（懶齋次子）、作其行狀、又各有祭文。

內官長官正三位中川經晃尙聖學兼好和歌、學於中院前內府通茂公、其天性洒洛而無俗氣、昔愚東行之日、過于內官以謁、竟夕熟話、嘗謂世人矇定省而詣于斯、甚不可也、有如龍田三島兩明神託言之言也。（龍田明神託曰、人之

（兩親卽是內宮外宮之神明也、汝等不二善事一レ之、而祈レ求二於外一乎、三島明神亦言、人家不レ論二貴賤一、有二內外兩宮之神在一、若能事レ之、而崇敬莫レ所レ不レ盡、則天神地祇日夜降二臨其家一。）常慕二明道先生之學一云々。

八木七右衞門安之、號二養軒一、備前岡山商家（號二涌屋一）、其爲レ人溫公簡默、慈愛厚重、陰好レ學而不レ顯、陽與レ人而不レ爭、是以無レ聞擴二斥異端之言一者、然而因有二化レ人之實德一、雖二婦人女子一、而親戚之間、排二浮屠一者多、可レ知三其有二動レ物之誠一、嗚呼尙絅之徒乎。

吾邦雖下尙二孔孟之道一、讀二四子六經一久上、而往々知レ有二漢儒注疏一、而不レ知レ有二程朱正義一矣、至二于藤斂夫惺窩先生一、而始尊二信濂洛關閩之學一以講說也、自レ是以來、世亦專用二四書之章句集注一而廢二古注一、可レ謂レ有レ功二于世敎一矣、然而受二其學一者不レ醇、徒事二博覽强記一、求二利達一耳、實好レ學而無レ所レ爲三之人一有也鮮矣、以レ今欲レ擇レ其有二實行一之人、而或聞而知レ之、或見而知レ之、只有二此六先生一粗似下得二其趣一而可中規則上也、一息復漸免二于舞勺之年一、我既丁二杖卿之老一、而向就レ木、是以自書以揚二之左右一以示レ之、又集二其筆蹟一爲二一卷一、見レ之追二念其人一亦敎誨之一助乎、嗚呼冀レ不レ空二我言一、而朝尋夕思、無レ爲レ人矣。

享保十六年辛亥六月之望　　井桐庵經行書

安字說

或需下揭二于窻前戶上一之一字上、以レ愚思レ之、眞愼欽謹誠實恭敬嚴肅謙損等、皆一字以二警戒之意足一、而無レ可二棟擇一、然而求二交際之要一、則安字其可乎、凡請レ賓也、主具レ安則賓意レ安、賓主安、則自有二禮讓之實一、而無レ有二乖戾之過一矣、以レ今且於二其所レ該博一而切二近于日用一者言二其一二一、夫老者安之之安、卽孝弟之謂、而信與レ懷下本二於安一之餘上、是以盡二天下之人一、而交之道無レ出二安字一、其曰安レ分、是學者不レ願レ外之功程、曰二敬止一、曰二從容自得一、乃君子義精仁熟之極至、而此類見二于經傳一者不レ可二枚擧一也、人以レ存二此意於胸臆一、則萬般以安、倫道能亨、福祿无レ窮、仍書レ之以與レ之云。

讀二玉石集一

本邦之往昔、攘二斥釋氏一之太嚴也、考二其載籍一則可レ見、嗟乎乃八耳之敗二亂典常一、尊二崇浮屠一以來、流民飲二其餘毒一、有下無レ貴無レ賤、無レ老無レ幼、不レ尊二信之一者稀上矣、其尊二信之一者、不下必知二其術一守中其行上、或徒誦二其言一不レ辨二其理一、亦至二愚夫愚婦一、且慕稱二其號一爲レ足者也、而求二其所下以尊信上之意一、不レ過下迷二於輪廻之說一而怖上レ死耳、然教レ人懲レ惡勸レ善猶可也、其外二倫理一、卽又何善之有矣、蓋學レ之則有レ利二於忠孝一乎、無二君父一、有レ補二於國化一乎、昏二事理一、且夫欲レ學二彼道一、則至二無レ君無レ父無レ妻無一レ子乃可レ謂レ盡焉、性二其生理之人一而如レ此、則豈與下人子而賊二殺其父母一者上何別、是所三以絕二滅天地一之術、而天下之邪辟又何有下加レ之者上可レ懼可レ憎、余嘗見二天下信レ佛之人一、各妻二其妻一子二其子一、則非二佛所レ謂道一、而却似レ信二所レ非之儒一矣、惑レ之甚何爲如レ斯、父提二攜穉子一望二寺門一合レ掌、母抱二懷乳兒一向二佛前一炷レ香、家々世々以レ之相傳、如二固有下當レ爲者上數百年一也、染レ心銘レ肝、天下孰下知似レ是之非上、故以二廢事一務欲レ責レ之、則淺近而嘲レ之、以無二彝倫一將レ正レ之、則以二遁辭一乃爭レ之、是其下所以與二賊子一同レ罪而自不上レ知也、雖下略涉二於四子六經一者上半醒半醉、而或東或西、無二定見之學一亦不レ爲レ少也、不レ讀二聖人之書一則已矣、玩レ之如レ此者、猶レ令丙呼二盜剽一掠下己財上、誘レ敵討乙其家人甲也、下愚之不レ移將二如レ之何一、晦盲否塞、所二其從出一乃在レ茲、志レ學者豈可レ忽レ之哉、粵余故人金出地是春子者、其素質寬裕而可レ容、貞固而不レ可レ奪、雖二其所レ業皆紛擾之事也一、手不レ釋レ卷、其志卓然、不レ爲二異端所一レ刧、可レ謂二篤信好レ學者一也、嘗曰、聞下人有中事二講學一之聲上、然不レ見二其排レ佛之實一未レ能レ信焉、余是此言也而不レ勝二嘆慨一、始レ學者若聞二此言一而砭二其心晦一、亦不二大賚一哉乎、公移二居於攝之市井一也十有餘年、頃日有レ故來二于鄉里一、留止二一旬餘、其與二親戚故舊一說話之暇、所二唱酬一之唐詩和歌悉筆二記之一、冠二玉石二字一而作二一冊一也、陪席之序、余探二見之一感情不レ能レ已、忘二其樗材一、綴二小詩一絕一、以具二于舘舍之笑覽一也、是以贅言、公與二余之志想一同之旨趣一耳、多罪多罪。

守正依レ君立。閑邪使二我磨一。孰知流水裡一。洒滴注二難波一。

納二於復燧袋一之文

享保四年歲次己亥十有一月丙子朔己巳二十有二日庚寅、嗣子生於攝陽大阪城北久太郎町之僑居也、嗚乎親屬悉亡、而特愚也如一果之不食而存、是所以我平素憂剗盡以斷血脈矣、幸而一息生、宛若一陽復、且以月卦、則復居于十一月、是有不思而相應、因以名之、然恐和俗以復字爲異稱故以訓近、換之以文字、而稱文二郎、國風伯爲太郎、仲爲二郎、此兒不稱太郎者、以伯讓於坤也、而俗間爲求得神文佛語等而納之袋、使兒帶之以守其身、是襲神惑怪之尤也、我代之以祖先之姓氏、及教誨之言如左。

汝恭聞之、我姓源、氏大館、後稱井上、淸和之一派、而魁乎播州許多縣、丁曾祖考之時、爲織田信長所標掠、而往于伯州、終于黑坂邑、稱與一兵衞隱名消跡故終始不詳、雖有老嫗及奴隸之言、而以無地可證不記之、祖考流落來于備前州岡山、以醫爲產、號休德、考亦以醫相續、常信操軒米川氏之學、稱桐庵、妣丹羽氏、三左衞門東州之人、後號素伯、之女也、我乳兒而喪考妣、祖考以下之墓在備前州上道郡網濱村美佐山也。蒙池田家從五位下美作守元信之室、高證院殿其嗣美作信成其嗣、孫左兵衞信起。之眷顧、長而後受儒業於泮宮、兼學武技、後有故而去岡山居于大坂、冒先號稱桐菴、諱經行、以寒家無生業亦爲醫也、汝母京師上田氏之贅某伊賀州上野之產、氏某名八郎右衞門。之女、而竹村氏利忠爲其女以嫁于我也、曩娶大和州芳野下市邑堀內氏祐忍之女、無子而死、於亦竹村氏爲女以嫁來、吁汝有爲母之道、則終身勿絕祭祀墓及碑子在天王寺邑生玉玄德寺。戒汝勿爲工商以辱祖先、勿爲浮屠以絕血脈、勿爲他嗣以紊名分、只仁與誠之二字、旦思夕察、以爲守身之主本、聖學之要在茲、汝生下三十日、無知無聞、如虫與魚、然而長之後、我雖在泉下、而以此書爲告戒而無忽之、則孝孰大於此矣、汝思之敬之。

巳亥臘月二十有一日　　　經行白書

今日從于俗禮、使兒詣於社座摩大明神故列甲胄於奧、抑之以示不忘武事也、竹村雅子行祓除痘疹之儀、以浴之視之、使之避陰邪云。

貞直按、先生資稟質直剛毅、勤學好古、常以學者遺實學而驁空文抱憤歎、醫業亦箕裘之業、然勵士節思不墜祖先之家聲、擬袋文亦其志意可見矣、故詳記之而不略。

又按、先生嘗在二學舍一、執讀、翫二味論語學而至里仁四篇一、不レ及二他書一十有三月、雖レ夜不レ脫二衣帶一、眠倦則凭レ几而息、又盥漱而讀レ之、遭二母疾一廢レ之、後自我業論語四篇而已、其勉勵若レ此。

醉醒翁之墓

甲寅之夏顯考書、以命レ復、我死則可レ勤二誌石一、卒後如二遺命一

姓源、氏大館、其先上野人也、五六世來稱二井上一、諱經行、舊號井上桐庵、有レ故改二質朴庵一、自言、我在レ世也、如レ醉、如レ醒、欲二常醒一不レ能、其醉則喜二宴樂遊觀一、其醒則樂二仁義忠信一、故名二醉醒一云。

井上爲山

名復、字子休、經行之嗣子、寶曆乙亥十一月卒、享年三十七

答二某人之問一

居レ室、平レ氣安レ心、有レ事讀レ書、一時一日、勿二敢不一レ勉、出レ門、齊レ色整レ衣、不二再顧一レ家、一言一事、勿二敢不一レ謹、衣服、不レ失二身章一、則取苟蔽レ寒、飮食、不レ害二攝養一、則取苟充レ腹、室廬、不三必欲二爽塏一、不三必求二寬敞一、從レ安所レ處、什器、不三必欲二完備一、不三必求二巧好一、從而用レ所レ有、養奴、戒二狎褻一、莫二敢欺一、隨レ宜加レ惠、用レ財、禁二吝嗇一、無レ近利、計レ入爲レ出、接レ衆、遜言和氣、恂然如レ幼、雖下不レ辨二荆麥一者上、弗レ失二己敬一、一以レ處レ禮、交レ友、重信二厚恩一、淡然如レ水、雖下不レ識二文字一者上、不レ先二己知一、一以二君敬一、處レ事、明斷敏速、必主二誠愨一、疎懶厭レ倦淺以自克、聽レ講、平易沈靜、必本二清虛一、忘レ慮襟レ念、時以二自省一、出レ言、遠二鄙倍一、禁二躁忘一、勿二敢輕出一、動容、愼二倨傲一、警二戲慢一、勿二敢妄動一、凡此數者、今日急務、我未レ能レ一焉、願從二事於斯一、莫二敢忘棄一矣、而矜一字、我病根、故常自省察、而一言出レ矜、自覺二赧愧一也、然未レ免下無レ矜者上、足レ見二用レ心不レ深、工夫不レ足矣。

對二河口靜齋之策一

其一、蓋聞道有二邪正一、學有二古今一、指以爲レ邪、則人之所レ怒也、稱以爲レ正則人之所レ喜也、然則邪之當レ惡、正之當レ貴、人心之所二同然一也、獨人々自以爲レ正、家々自以爲レ古、不レ知下孰者果以爲レ正而合二於古一耶上、甲之所レ守乙之所レ非、彼

之所レ善此之所レ擯、達識士取捨在レ已、幼學之輩何以爲レ的、的之不レ定、雖二養由基一不レ免下投二弓矢一而茫然上、諸君盍レ言二其志一。

夫道者循レ性而已矣、孟子諄々說二性善一者爲レ此、學者紛々爲二異說一而相是非者、由レ不レ知二循性之義一故也、因三程朱之所二發明一、而本二堯舜一以來相傳之意、則無レ不レ明矣、無レ不レ盡矣、復何疑哉、復有二何是非一哉、而其道之不レ可レ離也、雖下愚夫愚婦不レ知レ道レ者上、亦有レ所レ不レ離焉、是則足レ見下循レ性而不レ可レ離之實上矣、聖人自然全不レ離者也、是學之標的而道之正也、學者在三知而擴二充之一而已、知而擴充之法、卽大學之道也、而其要レ敬而已、敬者貫二內外動靜一、而學問之始終也、自二堯舜欽明溫恭之德一、至レ如下曰无レ妄、曰篤恭、曰思無レ邪、曰毋レ不レ敬、曰主二忠信一、曰收二放心一、曰誠、曰愼、經傳所レ言不レ一、而要レ之唯敬之一字可中以盡上レ之、是古之學也。

其二、孟子曰、道一而已矣、又曰道二仁與三不仁一而已、既曰レ一、又言レ二、其說安在、夫不仁亦可レ謂二之道一、則道無二定名一、韓文公所レ云道與レ德爲二虛位一、正謂二此示一、然則道不レ可二須臾離一也者、又將二何道一耶。

所レ謂不レ可レ離之道、卽率二天性一者也曰道無二定名一、則彼虛無寂滅亦將レ云不レ可レ離、所謂率レ性之道果何如耶、曰以レ理言、則如三愚夫愚婦日用所二知行一、如三所レ謂盜賊亦有二禮樂一、雖レ不レ知二卽是道之所一レ有、然不レ得レ不レ如レ此、以レ心言、則如下怵二惕入レ井之孺子一、不上レ忍二觳觫之牛一、其事之急也、不レ及レ容レ私、則良心之發不レ能二自レ已學一者由二此二者一、則足レ見二天命民彝不レ可レ誣之實一、而異端非レ不レ可レ離、吾道非下可二須臾離一也者上明矣。

此論甚善、唯發問之意未レ到二此處一、如二前問一其義實淺、唯言或謂二之一一、或謂二之二一、何者爲レ是云レ示、靜齊先生批評、下章同。

其三、不義而富且貴、於レ我如二浮雲一、未レ識レ義而富且貴、聖賢視レ之何如耶。

聖賢義而居二富貴一、譬如下以二壯健之身一坐中著風之中上、非レ如二老病少閒之懌一也、非レ有二溫病春發之患一也、乃如レ舜中二天下一而立、定二四海之民一、瞽叟厎レ豫而以二天下一養レ之、其樂可レ知矣、孟子曰、舜爲レ不レ順二乎親一、如二窮人無一レ所レ歸、視二天下悅一而歸レ己猶二草芥一也、又曰、舜之飯レ糗茹レ草也、若レ將レ終レ身焉、及三其爲二天下一也、被二袗衣一鼓レ琴、二女果、若二固有一、又曰、舜視レ棄二天下一猶レ棄二敝蹝一也、終身訢然樂而忘二天下一、由レ此觀レ之、則雖レ曰レ樂レ之、然非下

以二天下一爲上レ樂也、樂二仁義一已、故子曰、巍々乎舜禹之有二天下一也、而不レ與焉、又賢顏子簞瓢陋巷不レ改二其樂一矣、此皆所二性分定一之故也、然則富貴貧賤、其無レ異歟、曰、以二壯健之身一當二祁寒大暑一、孰乎其坐二春風之中一、豈無レ異哉、唯有下雖二大行一不レ加レ焉、雖二窮居一不レ損レ焉者上在而已。

此論於レ理甚當、但說得太高、與レ所レ問不二相應一、舜富顏貧固無二二致一、若欲レ論二此事一、則姑就二常人上一分解來。

原震傳

貞雄按、此篇幷序子休自述以作二小册子一擬二野史一子休、姓源、名復、故稱二原震一

序　頃者過二書肆一、適有二此書一、槩百四五十篇、此書也、則管大經所レ著山南志、而本邦未二曾有一焉、惜哉、鼠殘蠹穿、獨原震傳一篇可レ讀而已、不レ知二山南何地一、而管大經何爲者也、而其傳中上書之文、詞理深遠、議論剛正、愷切之意、溢二于言表一矣、雖二相如之諫一レ獵、枚乘之諫レ王、亦無二大過一焉、惜哉、其全書之不レ可レ讀也、於レ此乎、擧二原震傳一篇一、以命二剞劂氏一、夫守文之君、當塗之士、冀有レ取レ之云、乾隆大歳在彊圉草閹仲秋收休明序二山南志一。　管大經著

原震傳

原震字子坤、南隴人、父嘗爲二完州之博士一、震襲レ官又爲二博士一、性疎慵、不レ好レ讀レ書、然以二箕裘之業一、不二敢廢一レ書、自言我無レ所二甚嗜一、無レ所二甚惡一、唯知二忠信不一レ可レ離、姦僞可レ惡而已、嘗痛二風俗之靡弊一、上二書先王一曰、夫完州天下之膏腴、而西海之要路矣、昔者方二戰國之餘一、英雄者一搖二足於此州一、關以西非二國家有一也、國家固識二先君之盛悳一、故移二王此地一、於レ此廓先君正二經界一、均二井池一、因二山海之利一、察二土風之宜一、而撫二安其民一也、故無二乾旱水溢盜賊蟊虫之患一、老者贍二帛肉一、黎首免二饑寒一、富家失二兼並之執一、貧民得二力田之利一、天下未レ有二如レ此者一矣、量レ材而授レ官、錄レ德而定レ位、如二管仲、子產、賈誼、董仲舒之輩一者、相踵而出也、先君固嗜レ學也、一貫二馬骨一、而天下之賢儒啖盡レ歸、於レ此乎、建レ學設レ師、教逮二委衖一、朝廷遜レ爵、田野讓レ畝、頖白不二提挈一、道路不レ拾レ遺、幾致二刑措一、化及二隣國一、天下復未下曾有中如レ此者上矣、是天下之所二共稱一、大王之所二固識一也、而今風俗日衰、百姓趨レ末、大變二古道一也、然而庶錯而不レ論也、士大夫在レ位者、何效レ尤而不レ察二其非一耶、口貴二儉素一、而身極二華侈一、外似二清廉一、而內實二穿踰一、其於二政事一也、徒簿書期レ會而已、彼役所レ爲者、則欲レ得二患失一、陽爲レ尊レ君徇レ法、陰不レ過二舞レ知行一レ姦耳、而

以㆓佞巧㆒爲㆑有㆑才、以㆓篤實㆒爲㆑無㆑知、不㆑刑㆑惡爲㆑惠、不㆑賞㆑善爲㆑儉、其何以沮㆑勸哉、頃者視㆓士人之家㆒數燕集、其始甚儉、不㆓敢犯㆒㆑法、雖㆑有㆓貴客㆒不㆔敢設㆓盛饌㆒、其終漸盛、而其費不㆓唯一食萬錢㆒、至㆓其甚㆒也、如㆓倡家之遊㆒、少婦侍兒、設㆓形容㆒、楔㆓鳴琴㆒、揄㆓長袂㆒、躡㆓利屣㆒、目挑心招、及㆓其醉飽㆒也、如㆓奴僕之交㆒、如㆓一言之失㆒、一事之誤、及㆘將㆑逃㆑酒者㆖、則捽㆑飯抑㆑足、以㆑酒灌㆑聲、使㆓其號呼叫喚㆒、如㆓獄中之狀㆒、觀㆑此足㆔以推㆓其餘㆒矣、士大夫在㆑位者、何爲㆑如㆑此乎、大王以爲㆓如何㆒乎、臣愚憂㆑之也久矣、頃者人或詰㆑臣曰、汝腐儒豈知㆓事執㆒、諺曰、以㆑書御者不㆑盡㆓馬之情㆒、以㆑古制㆑今者不㆑達㆓事之變㆒、今風俗雖㆑衰、先君之紀律、儼然猶在、且王亦英主、而繼㆑體守㆑文、天下復有㆘如㆓是邦㆒者㆖耶、雖㆑非㆑少無㆑如㆘汝所㆑言者㆖、亦事執然耳、以㆑此可㆓遏亂㆒㆑國耶、汝妄意㆓誹謗㆒、出位之罪不㆑可㆑辭也、汝何不㆓降㆑志遜㆒㆑言、用㆓於當世㆒、而徒爲㆓惡於人㆒耶、臣應㆑之曰、大丈夫學㆑道、死卽死矣、何忍㆑不㆓以㆑忠事㆒㆑君、而向㆓人喉下㆒取㆑氣耶、且謂㆓我誹謗㆒、豈欲㆘以㆓吾王㆒爲㆗秦政㆖與、不忠之甚也、子見㆓夫泰之九二㆒乎、聖人戒否、在㆓泰之盛㆒、至㆓泰之極㆒、則雖㆑貞吝、況不㆓豫戒㆒而不㆑貞者乎、我竊以爲今之時已過㆓泰之盛㆒、我爲㆑言亦已晚也、子奚言㆑之過耶、臣愚謂夫泰山之霤穿㆑石、單極之綆斷㆑幹、世之衰不㆑見㆓其弊㆒、有㆑時而亡、而今治日已久、風俗亦如㆑此、昔之爲㆓天下所㆒㆑稱者、今將㆑爲㆓天下所㆒㆑笑、大王舍㆑今不㆑察、則將㆑噬㆑臍矣、是臣之所㆘以不㆖㆑得㆑不㆑竭㆓愚忠㆒也、此書一奏、將㆘又有㆗譊々如㆓或之詰㆒者㆖、願大王留㆓意于臣之言㆒、復紹㆓先君之休㆒、後又上㆑書曰、臣竊論㆓風俗之衰㆒、蓋風俗政事之本、治亂之機也、世之盛衰、猶㆓春秋晝夜㆒、必不㆑能㆑無、自㆑非㆘兢兢業業、率㆓由舊章㆒、損㆑益得㆖㆑宜、不㆑失㆓事幾㆒者、不㆑致㆓危亡㆒也鮮矣、方今風俗日衰月變、在廷之臣、何爲忍㆓恝然熟視㆒耶、若㆑不㆑知㆑之、是不明也、知㆑之而不㆑言、是不忠也、意拘㆓拘於急務㆒、而不㆑遑㆑患㆑之耳、然其所㆑謂急務、則非㆓急務㆒、聖人之治、猶且世而後仁、風俗之難㆑成、蓋如㆑此也、不㆑急㆓於此㆒、而將㆓何務㆒哉矣、而今貴㆓無事㆒、重㆓和柔㆒、用㆑刑甚緩、且以㆓國用不㆒㆑足、屢減㆓士大夫之祿㆒、是不㆓嘗見㆑溺而不㆒㆑援、將㆓推而內㆒㆑之也、夫刑者聖人之大用也、雖㆑曰㆑恤㆑之、亦未㆓始不㆒㆑明㆓天討㆒矣、今既如㆑此、則何以㆓五翮教㆒耶、何以望㆑不㆑犯㆑法耶、而其祿減㆑半、二千石爲㆓千石㆒、六百石爲㆓三百石㆒、至㆓府史胥徒㆒、亦皆減㆑之、多少有㆑差、乃慮㆓其窮困㆒、令㆑之曰、苟有㆓不窮之道㆒、無㆑厭㆓輿人之議㆒、鬩見之醜、而爲㆑之以保㆓

其家一、於レ此乎、有二欲レ炙之色一、而無二思レ義之操一、徇二織席之利一、而失二拔葵之節一、錐刀之末、惟利是求、利レ谿欲レ海、卒不レ饜レ足、喪祭賓客、稠人廣坐、往々偶語者、皆市價高下、家貨出納也、有レ利則雖二奴僕卑隷一、亦親レ之、無レ利則雖二父兄親戚一亦如レ讎、慕レ羶溺レ醯之輩、相推禍レ門、吮レ癰舐レ痔之徒、重足レ貴レ族、如レ此猶且不レ足、搖レ尾乞レ憐、假二借于賈人一、至二程限一、則不三齎不レ遣レ息、母錢亦無レ償、急取求レ之、則按レ劍逞レ兇、以恐二迫之一、賈人持二容貎一、不レ得二一錢一、或云、苟有二貸レ之者一、雖二倍稱之息一、亦無レ厭、我不レ還レ之、誰得レ取レ之、何豫計レ不レ能レ還也、其失二士節一、蓋如レ此焉、而官室衣裘、聲色滋味、過レ制僭レ上、不レ問二有無一、而務求レ勝レ人矣、至二其尤者一也、門無二五尺之童一、而鄭姬趙女、左右圍繞、家無二旬朝之資一、而放歌醉舞、四隣喧嘩、榱棟已傾落、而綺襦紈袴、逍二遙于市一、冠佩已毀損、而玉食五鼎、方二丈之于前一、是其鄙陋如レ此、而又其奢侈如レ此者、何也、夫制レ祿古之道也、在二其職一無二其祿一可哉、且令曰、苟有二不レ窮之道一、則爲レ之、此雖レ出二於不レ得レ已、然非二先王之道一、既祿少用レ乏、則今日奉二其身一而不レ足、何暇レ計二來日一、既不レ計二來日一則曰、今日極欲レ盡レ樂卽足矣、明日之死生、固不レ可レ知也、是以極二鄙陋一、以レ給二耳目之欲一、窮二奢侈一、以盡二今日之樂一、夫君子而後能得二固窮一、以レ此可三遽責二衆人一虖、風俗之濫、固其所也、其穿踰者幸矣、且往年有二南徼之富民一、納レ粟買レ官、夫鬻レ爵也、秦政作レ俑、而鼂錯效レ之、後世動有二祖レ之者一矣、然非二先王之道一也啓二利路之大一者也、既失二刑律一、加レ之以二減祿一不レ得レ已之令、而又效二鬻レ爵之濫法一、臣愚竊爲二大王一不レ取也、發レ政之術、施行之序、臣不二敢論一也、痛二風俗之易一レ弊、患二下情之難一レ通、如三痿人不レ忘レ起、盲者不レ忘レ視、其雖レ欲レ不レ言、而得哉、大王若不レ察レ此、則異日將レ有二不レ及レ禦者一矣、願大王長二耳目一、而回レ慮、臣愚昧死以聞、書奏、王雖レ不レ用二其言一、亦不レ罪レ之也、震亦無二敢言一、危行遜言、出二入於顛官一爾、亦不レ審二其所一レ終云。

論曰、昔者完州之隆、天下不レ有二能過レ之者一也、其後世之衰、未三必如二震之所一レ言也、然實足二流涕一哉、嗚呼此上書、雖レ有二過レ實者一、文字健壯議論正確、可三以爲二後世之鑑一矣。

井上子休行狀

和田伯高 名邵

子休名復、生下三十日父經行、有レ納二於復之燈袋之文一、曰、只仁與誠レ之二字、且思夕察、以爲二守レ身之主本一、聖學之

要在于此矣、甫五歳喪母、獨與父居、父嘗以醫兼國學儒官、教子休、專以經學而已、七八歳時令讀四子、不用訓點、而能成誦、年十六喪父、承家緒、列醫員、親屬悉亡、實子立之一孤子也、當時國學學監、篠岡謙堂先生、與經行同學、且爲深交、故憐子休如子姪、子休亦敬之、事々就謀、巨細一以咨決、先生曰、子家以儒爲業、欲繼箕裘之業、莫如入於國學之寮也、子休諾焉、遂從其言、既入寮、講習討論、朝益暮習、學業頗進、於茲有君命、列士班、爲國學官員、又爲講官、居學九年、辭寮家居、年二十四、僅帶一奴、畜一馬而已、自承家緒、節財用、而償舊債、殆備不虞、後家於學官之旁、悉毀其舊、更興土木、匠功已成、十八九矣、自列士班、有東武之役、有京師之使、最後欲成就于學業、請官還從東武、欲就甑橋侯（松平大和守直賢）文官、靜齋先生河口氏而受業、河口氏從其君到甑橋、乃就濱田侯（松平周防守康福）文官、澹齋先生伊東氏而學焉、二氏者學于鳩巢室先生、而其門之巨擘也、下邸衞之暇、必就澹齋先生、叩請無倦、加之以勉勵、著利不夜話、請折於澹齋、澹齋賞嘆、跋之曰、余曾所論、猶出一口、可謂同塗之學其揆一也、子休沒役、有命上其草稿、君賞之而深惜其死也、居東武一年而返、學業又進、子休爲人、和毅而慈諒、以聖學自務、崇奉父祖、祭祀致敬、遇奴僕有恩而懷之、才質慧敏、善書法、長描章、其餘武技、皆莫不學、其行已也、勤儉律身、不怠職事、不好虛飾、但稟賦虛薄、常有痼病、或時屢發而未曾廢業也、嘗與萬波世美、編次大學衍義、考義邵亦與焉、既脫稿、子休自淨書、藏學庫、考其功勞、子休居多、噫乎子休、一遵奉先人袋之教誡、入家廟無耻、孳々經術、爲後進領袖、邵與子休、不啻弟兄、同年而生、同地而居、同門而學、志尚亦同、未嘗不一日相見、但才器大不同也、天何不使假之年而盡其才也、舊痾侵尋醫藥無驗、及至易簀、神氣不眩、言語自如、屬邵以後事、奄々永訣、豈惟子休之不幸哉、吾黨之不幸也、於茲不耻不文、記其志行之梗槩、使後人知之、其生卒詳于墓碑、故不贅于此、子休娶于大野氏之女、七閱月而卒、無孕胎、嗚呼哀哉。

泮水餘波　卷之七終

泮水餘波附錄目錄

巻之一

奉賀釋菜詩并序……富田虞軒（五九五）
次虞軒之韻并序……窪田立軒（五九六）
同前……市浦毅齋（五九六）
同前……小原大丈軒（五九七）
同前……山田剛齋（五九八）
熊澤息游軒手筆……（五九七）
中江子墓碑銘……（五九八）
同約勸戒……和田省齋（五九八）
某序……和田省齋（六〇〇）
隱居して宗廟に主たるの考……市浦毅齋（六〇一）
又考……窪田立軒（六〇三）
忌日祭禮之議……前賢（六〇四）
忌祭考……前賢（六〇五）
奉疑問惕齋……市浦毅齋（六〇五）
與二山彌三郎朱王學辨之疑議……前賢（六〇六）
續備陽善人記跋……前賢（六〇八）
讀論語偶作并序五首……小原大丈軒（六〇九）

讀論語偶作六首……前　賢（六一〇）
讀大學偶作七首……前　賢（六一一）
讀孟子偶作五首……前　賢（六一二）
讀中庸偶作十首……前　賢（六一二）
偶成二首……前　賢（六一三）
答小原大丈軒書及和韻十一首……毅　齋（六一四）
詠學八首……前　賢（六一五）
看大極圖有感四首……松井河樂（六一六）
君子素其位而行……前　賢（六一七）
讀費隱章……前　賢（六一七）
偶成二十首……篠岡謙堂（六一七）
和謙堂先生偶感作四首……和田省齋（六一九）
同一首……河田靜宇（六二〇）
同二首……熊澤栢陰（六二〇）
同一首……市浦管窺（六二〇）
同一首……小原如瓶（六二〇）
和大丈軒翁有感之詩共三十九首……篠岡謙堂（六二〇）
有感十首……小原大丈軒（六二三）
感偶五首……前　賢（六二三）
讀克己章……前　賢（六二四）

克己復禮……………………………………省　齋（六二四）
代坂口老先生扇面圖贊幷序……………省　齋（六二四）
坂口先生傳……………………………窪田剛叔（六二四）
畏齋處士臼田兄行狀…………………藤井叔親（六二五）
書臼田畏齋行狀後……………………伊藤　子（六二八）
備陽臼田君畏齋行狀附語……………惕　齋（六二九）
臼田君畏齋行狀附語…………………小原季忠（六二九）
祭文……………………………………懶　齋（六三一）
同………………………………………惕　齋（六三一）
植木翁事實……………………………和田伯高（六三一）
植木是水翁行狀略……………………萬波世美（六三二）
己酉紀行詩……………………………富田處軒（六三四）
本朝和韻之始…………………………松井河樂（六三七）
講磨韻鏡因示同志三首………………前　賢（六三七）
又論假名反切三首……………………前　賢（六三七）
題名目抄三首…………………………前　賢（六三七）

卷之二

玉屑……………………………………篠岡謙堂（六三九）

卷之三

讀書餘吟抄……………………………謙　堂（六五九）

讀書餘吟抄附錄……………………………………譲　堂（六八五）

卷之四

白袴……………………………………井上玉成（七〇五）
爲己爲人和解……………………………………前　賢（七二一）
利鈍夜話……………………………………井上子休（七二四）

泮水餘波附錄目錄終

泮水餘波附錄　卷之一

學中諸先生所レ述、已收二本錄一、其文章係二俗體者一、詩中或發二經義一、言二志意一、稱二述事跡一之類、附二錄于此一、以及二學外之諸賢一、亦餘波之所レ漸、而不レ可レ措者而已。

奉レ賀二釋菜一詩并序

富田虞軒

名元眞、攝州人、其先、世有二江州甲賀郡上野一、至二祖父大和一、背二豐公一取敗亡、元眞、寬文五年乙巳、烈公徵レ之、以賜二祿若干一、日侍講、國學初成、或說二經于學中一、或講二業于國子一、會集討論、夜以續レ晷、天和二年壬戌、朝鮮聘使、過二于牛窓一、與レ使唱和、續事二曹源公一、貞享四年丁卯六月卒、享年六十四。嗣子某有レ故去レ國、家緒斷、故其著述無レ傳焉、適得二此篇一錄レ之、又有二東海道中紀行一卷一、序其遺蹤事實、議論正確、今抄二其一二于後一。

天和四年、甲子之春、仲和之節、日値二上丁一、學官釋二菜于先聖一、吾拾遺源君、親書二聖號一、臨レ校拜禮進退誠敬如二子弟一尊二崇之一篤矣。於レ是乎、校中之生徒、歡呼甚喜レ焉、余謂、不二惟此校中之喜一也、蓋國中之喜也、又不二惟國中之喜一也、蓋天下之喜也、何者、先聖者萬世道學之宗、千古人倫之師也、凡人知レ尊二崇之一、則必有乙興下貴二道學一遜二人倫一之志上者甲也、今也吾君既知レ崇レ之、而下亦效レ之、則道學斯興、人倫斯遜、則雖レ不レ欲二國家之治一、其可レ得乎也、是乃非二國中之喜一耶、而聞二其風一效二其義一、人君皆知レ崇レ之、則風教行レ世、化流二四海一、則雖レ不レ欲二天下之平一、其亦可レ得也、是乃非二天下之喜一耶、昔漢高祖過レ魯以二太宰一祠二孔子一、當二此戰爭之時一、馬上得二天下一、不レ事二詩書之資一、猶知レ所二尊敬一焉、而四百年基業、其精神蓋在二于此一、則先聖祀典、其所二關係一豈徒然哉、然則今日之擧、雖二校中之一事一、他日及二國家一之功、有下不レ可二得而測一者上也、因レ是遂及二釋奠盛典一、則煌々文物、眞國家之光華也、晉丞相所レ謂、夫子之道留在二吾朝一者、庶三幾復有二見二于今日一矣、感喜之餘、賦二七言一絕、五字之小律一、以賀、且祝焉。

詩曰

日暖杏檀風氣新、此嚴明祀薦二香蘋一、吾君臨校拜二先聖一、仁實禮華虞夏春。

二月上丁日、學官釋藻蘩、千年嚴二祀典一、萬世仰二師尊一、善相語二治本一、菅公喜二道存、大哉六經祖、餘澤溢二乾坤一。

天和四甲子仲和日　　虞軒富元眞拜

天和甲子仲春之朔、正當二上丁一、吾君令二儒臣一、擧三舍采於國學之聖官一、親題二神主一、親拜二神位一、令三師儒富元眞、進二講孝經一、講畢而后君前席遷時、卽命二再講一、且賞二演說一之具、于レ鑿富氏私感二國君之志一、切想二生徒之喜一、兼祝乙人之貴二道學一、厚二人倫一、而天下平治之化甲、欽賦二七絕五律之詩一二章一、以貼二余輩一、嗚呼寬文之初、先君始建二學校一、敎二國子弟一、以繼二本朝絕學之緒一、至レ此當君興二起大禮一、尊二崇先聖一亦如レ此、可レ謂丙善繼二其志一、善乙述二其事一之孝甲、令二富氏講レ孝、亦良有レ以哉、夫孝德之本也、敎所二由生一、人民和睦、國家順治、亦在二其中一、可レ嘆可レ祝、因賡二高韵一以同二厥喜一。

奉掃平明聖廟新、國君爲臨薦二溪蘋一、自レ茲祭祀幾千歲、資始天和第四春。

春仲學宮啓、肅然薦二澗蘩一、周邦世雖レ舊、和國道知レ尊、聖貌今如レ見、神靈無レ不レ存、莫レ言東海邈、元自一乾坤。

二月仲浣之日　　立軒㙒重中草

我備陽侍講富田虞軒兄、仲二主君涖レ學之慶一、作レ文賦レ詩以寄來、其文辭之理、詩意之美、不レ勝二感賞一、反復吟詠之餘、聊效レ顰、以賡二玉韻一云レ爾。

吉蠲此日物情新、明信薦レ神泮水蘋、繼述可レ稱君德美、光風和氣備陽春。

日暖學宮內、蹌々羞二澗蘩一、粢盛供二敬信一、明水致二宗尊一、奠禮開元備、餘波延喜存、嚴然臨二父母一、至德配二乾坤一。

閼逢困敦仲春日　　市浦惟直拜

天和四甲子歲二月朔、値丁日、有二公命一、釋二采先聖一、此日公衣冠、而拜二先聖一、其誠敬之至、使三人々興二起於好學之

心一、拜禮畢、而命二富田元眞一講二孝經一、講畢而公感二稱之一、一日窪田氏、袖二一序二詩一來、示レ予曰、是富田氏之所レ作也、且出二其自和之詩一、而是示レ之、反復吟賞之餘、予亦歩二其絶句之韵尾一云。

上丁合朔日辰新、斯采二藻蘩一斯采レ蘋、獨頼吾公明信レ德、聖神如レ在學宮春。

大丈軒小原正義稿

屬者虞軒富田先生、以二玉韻二章幷序一、見レ寄二其同志一、迺所三以賀二主君蒞レ學之美一、祝二群生被化之慶一也、嗚呼宜乎、先生言也、夫繼二前烈之志一、肇二先生之裡一、講二明孝道一、建二立治本之懿德一、奚翅國中之喜而已哉、實天下萬世所レ望二餘風一也、乘彝之民、誰不二敢感歡一乎、於レ是乎、窪田・市浦・小原諸先生、亦爲二之瑤和一、相與咏二嘆焉一、余竊觀レ之、辭簡而旨遠、情摯而味長、吟咏圭復、未レ得二其奧一、所レ謂大雅淸風也、與二乃至今日一擧之始終、事情之美態一、則經二四大手一而既備矣、余輩復曷贅哉、雖レ然今幸面觀二其事一、且誦二其詩一、則倍覺二天下之喜一、豈無二復嘆慨一哉、於レ是乎、朋々訥言、不レ勝二鍼口一、聊添二蛇足一、濫汚二鳳手一而已。

邦君戾泮物華新、遲日蕭雝薦二沼蘋一、匪二翅德香加二境內一、東風千里一同春。

山田定明拜（後改二定經一）

熊澤息游軒手筆 在二番山邑正樂寺一

九二見レ龍在レ田利レ見二大人一。

田は地上にあらはる、耕作する時と、衆を養ふの能事あり。有德民間にありといへども、神龍の春夏の時に逢ひて地上に出。雲雨したがふ時は、田地を養ふべきがごとし。賢者有、其代に生れ、かくるゝに意なく、出るに意なし。舜の歷山に耕し、河濱に陶し、雷澤に漁し給ひし時、野人に異なることなし。堯の代なれば、かくるゝ意なし。自聖德を知ざれば出るに意なし。名實の賓や、其德あれば其名あり。玄德のみ聞、堯の大德の君を見、舜の大德の信を

見て、共に其物を成、天下其德を被るに利あり。

中江宜伯子墓銘 墓在二上道郡平井山一

中江子、少名虎、字太右衞門、諱宜伯、江州高島郡小川人、考與右衞門、諱惟命、始仕二于西豫一早有二解印之懷一、辭レ官歸レ鄕、高二尙其志一專以三講レ學論二道爲一レ事、其敎崇二德義一勵二節行一、儘有下游二其門一者上、學徒或稱二藤樹先生一、嘗娶二高橋氏一、以二寬永壬午十一月廿三日一、寔生二子於小川一、子幼有レ知、資稟溫厚、擧止閑靖、不レ好二庸兒之嬉戲一、頗有二成人之風標一、髫齔夙孤、累遭二閔凶一、事二祖母一恭謹、及レ長劇好二道學一、敦尙二行實一、讀レ史講レ經、日乾夕惕、孳々無レ倦、深以下纂二前緒一成中考功上爲レ志、其朴質寡默、愿愨謙抑、自有下以過レ人者上、庚寅之歲筮二仕于備陽一、二弟仲猶季孝並皆成レ管、資敎悃到、友于尤篤、子平居危坐終日無二怠惰偃側之容一、接レ人持レ已勤以二法度一、屢有二餘行一、則馳レ馬試レ劍、講二肆軍禮一、可レ謂三能游二於藝一矣、寬文四年甲辰五月十二日、以レ疾卒二于家一、享年二十有三、未レ娶無レ嗣、嗚呼痛哉早夭卽レ世、胡不幸之至、遂窆二於岡城東南平井山之麓一、學士僚友會哭相弔、參二酌喪儀一以レ禮治レ葬、因巧二其狀一、乃掇二其槩一、刻レ碣表レ墓、且系以レ銘。銘曰、惜哉若人、弱冠英レ特、志レ學奮然、忘二寢與一レ食、纘レ緒懋レ功、共爲二子職一、盡レ規存レ心、強有二臣力一、會レ文思々、講レ武翼翼、色溫柔刻、行敏言默、天奚嗇レ年、無レ成二其德一、平井之丘、遺二此幽刻一。

貞董按、加世及中川氏閥閱記云、慶安三年戊寅、徵二加世八兵衞・中川權大夫一、賜二宅于花囿一、竊命給地所レ屬二于中江太右衞門一之米若干、後賜二祿二百石一。

又按二烈公令一、承應三年甲午饑饉、民乏レ食、明年正月命、日者惟使三邑宰及屬史賑二レ民、恐下不レ能二普濟一、以致中餓莩上、其擇下庶士及寓二于中江虎之介之所一之士上、又各使下齎二銀若干一、循レ邑入二于民家一、省二餓否一以賑上レ之、往懋哉、勿レ怠、碑文少名虎、疑虎之介太右衞門也、由レ是觀レ之、蓋命萃二士於中江君所一、就レ學數年、然後量レ德試レ才、以賜二祿秩一。

同約勸戒

和田省齋

凡初て文學に志す輩、何のために學ぶといふことをおもふべし。

文學と行事と二つにする事、學者の大患なり。書を讀て、一つ義理を明かにせば、平生行所、これに違ふか違はぬかと顧べし。

萬卷の書を讀とも、たゞ其文字を弄で、義理を會得することなくば、博奕といふものにをとれり。

天地自然の大道を名づけて、聖人の道といひ、儒者の道といふ事は、道の衰ふる所より、樣々の邪なる道を說者多き故なり。其實は儒者の私する道にあらず。王公より庶人に至るまで、假令書をよまずといへども、此道によらずといふ事なし。たゞ道の精微に心たらざるのみ。もし萬事此道にたがふものは、一日も天地の間にたたずむ事をえんや。

道の大なる所に眼をつくれば、私なきに近し。事の小なるものに心をつくれば、私に流れやすし。

書を讀には、其意味を心に得ん事を思ふべし。耳聞て口にとくは、人の爲に學ぶなり。

書を讀には、其要旨を求べし。字義文法に詳ならざれば、要旨を得ることかたし。故に程朱の六經・四書の注脚に心を盡し給へり。學者本末をえらべ。

義理正しき書を多く讀は、涵養益有て、僻見に陷らず。大要己が爲にする心にて、博覽をつむれば、益多くして、人の爲にする心あらば、聖經・賢傳も、空文なるべし。

經典の義理を講求するには、程朱の說を宗とすべし。諸儒の說發明する所多しといへども、其間純一ならざる事あらんか。

凡書に對しては恭敬を專とすべし。尊ぶ心ふかき時は信ずる事あつし。

可讀の書は、小學近思錄・四書五經・周禮・儀禮・周子通書・朱文公學規・敬齋箴。餘力あらば、歷史のたぐひにをよぶべし。大學衍義・朱子語類・二程全書、其間にまじへ考ふべし。

道を學ぶ事、急迫にすべからず、怠慢すべからず。書籍に淫して、君父の事をゝろそかにすべからず。應事接物、

すべてゆるがせにおもふべからず。是實學なり。

事を簡約にする事をしらざる者は、何の暇ありてか書をよまんや。

文學の效を思んとおもはば、心の上にをゐて見るべし。書籍の上にをゐてみるべからず。智愚賢不省、ひとしからずといへども、各其分限に隨て、必しるしあり。

平生他の文學せぬ人を、そしるべからず。口にそしらざるのみならず、心ににくみ侮るべからず。一念動くところ、終に辭氣容貌にあらはれずといふ事なし。禍をとるの道、爰にあり。愼むべし。

右十五件、初學の士、志を立るの大略を擧て、むかふ所をしめすものなり。其語、淺近なりといへども、皆先輩の意に隨て述てのみ、守とまもらざるとは人にあり。我あづかるところにあらず。

享保辛丑初冬日　省齋書

某序

和田省齋

それ國天下に君となる事、皆天より命ずるところにして、萬民を此人にあづけて、敎へ治むるものなり。其職分のおもき事、たやすくいひつくすべからず。然るを、人君國天下を私のたのしみとして、臣民をやしなひ、めぐむ心のなきは、其職をつとめざるなり。臣民これをとがむる事、あたはずといへども、終に天罸をかうぶり(むカ)、國を失ひ、身をほろぼす事、至るべし。凡人は、下ざまに居ていやしき者も、各其職有りて、人君の祿をはむ。其職をつとめざれば、君、これを責正し、猶あらためざれば、刑罰を加ふる事、のがれがたし。況んや、大祿高位の人君、其職をつとめず、禮義をわすれ、臣民をそこなひ、何事もほしゐままなるときは、天の怒りをうごかし、さまざまのわざはひ、きそひ起ること、疑ふべからずして、をそるべし。其職をつくさんとおもはば、聖賢のをしへに從ひ、天を恐れ、民をあはれむ心の誠をたて、仁政を行ひ、法度を明らかにすべし。さりながら、世の中の人君に民をそこなひ、虛政を行はんとおもふは、一人もなけれども、政のしかたによりて、德澤衆人に及ばぬものなり。次に、私のた

のしみ、民に害なしとおもひて、いましめざるにより、其ながれ、かならず民の害となるなり。故に人君の職を能くつとめて、天意にかなはんことをねがはば、かならず、賢儒英才を求めて師とし、つかへて、聖賢の道をまなぶべし。儒者とは、博學にして詩文章を能するをいふと、心得べからず。聖賢の心法を得て、當世の行ふべき道をしり、人情に戻らずして、天理にかなひ、太平のたすけとなる、是眞の儒なり。如此の人を求め得て學ばずんば、道行はるべからず。たとひ、人君仁愛の心ふかくとも、廣き國天下へ德澤の行はる事、聖賢の政の術をしらでは、中々行とどかぬものなり。さるによりて、今、政をする人の助になるべき古聖賢の詞を、俗語に引なをして、左に書つくるものなり。

伯高曰、先人嘗て此序文を書て、いまだ其志を遂ざりき。卽これをうれひて、拙を忘れて、其志を繼ん事を思ふ事久し。おもふに、政をする人の助になるべき古聖賢の詞とは、書經の事なるべし。書經は古しへ、堯舜より三代の天下を治め給ふ君臣敎戒の道を載たり。其緊要の敎語を俗語に引直して、遺意を繼ぬ。素より緊要の語も是に限るまじく、其意も本意にかなふまじければ、續人是を正し給へ。

貞雄曰、伯高近日繼二先生之志一、撰二其語一、只未レ脱レ稿、讀二其稿一、實有レ功二政敎一、冀レ弘二行于世一耳。

隱居して宗廟に主たるの考（己未二月四日）　市浦毅齋

禮記に七十而致事、其外史漢に、所謂歸老乞骸骨之類、今の世に所謂隱居の義に似たり。然れども、致仕歸老乞骸骨の事は、仕官を罷て、鄉里に退き歸るなり。必しも、吾職祿を嗣子に讓るに非ず。是を以て見れば、今の世に家督を嗣子に讓るを隱居と云と、其事異なり、漢の疏廣致仕して、鄉里に歸り、君より所賜之黃金にて、酒食を調へ、鄉人賓客を集めて宴會して樂しめり。疏廣が子孫は鄉里に所傳の田地を耕作して、產業とすとあれば、必しも、疏廣が職祿を受を傳るに非ず。唐土に於て三皇五帝より、秦漢の間に至るまで、帝王の位を讓て、隱居したまふこと、未だ是を不聞。後世帝王の位を讓り、隱居し玉ふこと、多くは天下の亂を厭ひ、或は、皇子の功業大に名譽高く、衆

人歸服するに依て、勢止ことを得ずして位を讓るといへども、皆義理の正しきに非ず。法度とするに不足。是を以、其父子の際、悖逆無道なること甚し。唐の高祖の大宗に讓る、玄宗の肅宗に讓る、順宗の憲宗に讓る、宋の徽宗の欽宗に讓る、高宗の孝宗に讓る、大槩皆如此。唐の則天は、高宗の后たり。婦人の身として政を秉り、嗣帝中宗の位を奪へり。後賢臣の輔佐を以て中宗再たび帝位に復り玉ふ。則天位を中宗に讓るに非ず。

家督を嗣子に讓る上は、宗廟祭祀も可讓や否や、事古に考へ難し。今義理を以て窮むるに、後世國政公務は、耄耆にして、勤に倦むの義を以て、嗣子に委ぬといへども、宗廟は吾が家內之事、人の子たる者祖考へ、孝享の誠を盡すの道なれば、其身存生之中は、自ら主として祭り、其祭事筋力の勤は、料簡して嗣子に攝行せしむべきなり。且つ嗣子も亦、父在すに、吾れ父に代て、主となること、心に不快べき歟。禮記に父の喪の中は、父平生升り降りたる阼階より升り降るに不忍して、西階より升り降るとあるを以て、父存生の時、父に代て祭の主となるに不忍こと可知、又况や、神主の粉面を書改ることは、猶以、不忍ことなり。家禮制作の時分、大夫士多の致仕することあり。然れども神主の粉面書改むること少しも不見え、父の喪終て、遷廟の時、改め題す。或は君より贈官封謚を賜れば、題名を改むると見えたり。皆是父沒して後のこと也。且つ又、父隱居して、子廟祭之主人となるとき、母沒せば、母の神主は吾より見れば正位の神主なれば、祔主とせずして、新龕を作て可納や。若し父在すに新龕を作て、父に先て母の神主を納めば、卻て非禮なれば、是以不可也。又母を祔位とすることも不快。是を以て父在す寸（時）祭祀の主人となること非禮ならん歟。禮記に、凡そ喪父在す寸（時カ）は、父を主として、子喪の主たること無、と有之。平生祭祀の時も、父在す寸（時カ）は子主たるまじき歟。朱文公、七十歳の時、致仕したまへり。此時老病甚し。此より前に長子塾沒したるによつて、嫡孫鑑幼少なれども、家事を讓り、長子の二弟埜と在と助けて、祭祀を奉ぜしむ。然れども、若し吾れ未だ死せずして、在生せば、大綱をば、可總之由祠堂へ告げられたる祝文有之、其翌年朱文公沒し玉ひぬ。是嫡孫に祭祀を奉ぜしむとあれば、嫡孫、祭の主人となるに似たり。然れども、朱文公、病重く、存生不久と思ひ玉ふに依て、豫じめ、如此の定め置るゝ也。且又、大綱可總と有之は、全く嫡孫、祭の主人たりと云に非ず。老病重に

よつて、祭事を攝せしめらるるならん。元朝の大儒、許魯齋、病に依て致仕して郷里に歸る。元の天子恩命懇にして、魯齋の子師可に官職俸祿を賜て、魯齋を厚く奉養せしむ。魯齋、病中たまたま仲春の祭祀に當りぬ。魯齋の曰、吾一日、未死可不有事於祖考乎と。遂に病を力めて奠献すること、如禮。祭り畢て、家人宴樂の時、魯齋顏色怡々として、目を瞑て坐して詩を吟し、奄ち沒しぬ。年七十三と云々。魯齋致仕して、子師可官祿を受け、殊に其身老病なれども、家廟の奠献如禮と云ふ寸は、魯齋、隱居しても、家廟の主人たる歟。是を以て宗廟は、家内の事、人の子たる者、祖考へ考享の誠を盡すの道と公務とは、事體異なるを以て、隱居の後嗣子に不讓こと、義理の當然たらん歟。

又考

窪田立軒

舜典に受終于文祖とは、堯、位を舜に讓て後、堯の先祖の廟へ舜拜禮ありしを云也。堯舜、實の父子に非と云へども、帝位を授受る時は實の父子の如し。然ば、旣に國家を子に讓る上は、先祖の廟の祭も子に讓るべきなり。此例を推す時は、後世の天子、諸侯以下、皆致仕以後廟の祭も子に讓るべきなり。日本にても帝王、位を讓り、上皇と稱し、院の御所と申時は、元日、四方拜其外年中の神事、皆當今の天子行給の事勿論なり。

愚按、隱居以後も其身堅固ならば、祭の時、廟へ參詣有べし。但子旣に祭の主たるときは、祭以後なりとも、別日になりとも、參廟可然歟。惣じて七十二にして隱居は、和漢ともに例多し。非禮とせず。七十に不足して、隱居するは非禮也。

隱居は、唐土の古も有之、禮記に、七十而致仕と。是隱居の事に候。周の代より、致仕の事有之、孔子の陳恒を討せんとおほせられしも、致仕の時也。郷大夫より以下、歷代史漢通鑑等の書にも、誰と名をさゝずして例多し。疏廣が類有之。唐に帝王の隱居稀なり。然ども唐則天位を中宗に讓り、玄宗は天寶の亂の后、蜀より長安の都に歸り、西内に移り、隱居して天下を肅宗に讓りたまふ。是隱居の事なり。日本は其例許多なり。

家督を讓る上は、宗廟も祭禮も讓り候事、當然也。祭祀家督より執行、隱居も其祭禮の時は、昔の如く可レ被レ勤候。

朱子七十にして、易レ簀たまひ候へども、七十まで御勤候と相見え候。今春齊、毎年釋菜の禮被レ勤候。拜禮の起居なるほど可レ勤由被レ申候。

神主も書換候事可然也。只、今まで顯考と有之處、顯祖とし、隱居の一位あけて家督より次第に書換候事に候。曾高までも次第にくりこし候。儀禮載記家禮よりの心を推て、學士料簡右の通に候。

延寶七年己未二月四日

貞雄曰、在、是先生手筆草稿之故、紙中未レ見ニ其淨書一、不レ審下有ニ再考一否上以可レ備ニ參考一與ニ前章一併記、下章同。

忌日祭禮之議

窪田立軒

忌日は君子終身之喪と禮記に說けり。此日は、酒肉を不用、哀戚之情を專として居喪の意をなせり。古禮に、此日、祭をすること無之、凡そ祭祀の禮春は、萬物生々するに感じて、祖考を思ひ、秋は萬物凋衰するに感じて祖考を思ひ、或は、季秋萬物成就するに感じて、父母の我を長成せし恩を思ふの類、皆四時陰陽の轉變に感じて祭る。且祭祀は、五禮に於て、吉禮とす。是神明を以て其祖考に事まつるの義なり。周の禮文、全く備るの中、獨、忌日の祭なきことは、虞祔練祥の祭り畢て、已に主を廟へ入れては、神明を以て事つて吉祭を成べし。死を哀むの凶祭はあるまじき義なればなり。然るに、宋朝の諸先生歷々、皆此日に祭を被執行。家禮にも亦、忌日の祭有之事は、是時上下通じて、忌日に焚香獻奠之事有之、死日に感じて祭ること、陰陽の轉變に感じて祭るとは、其異なりといへども、孝子の厚情より發する所俗に隨て祭るも理に於て害なし。且つ禮は人情に本づき、天理に合ひ、其土俗に因ること有之に依て歟。祭祀の正禮に非し、今を以て見るに、忌日に祭をせず、酒肉を不用、素服して終日哀戚の情を養ひ、四時朔望等の吉禮を厚く執行せば、古禮の意に合ひ、且つ祭り數するの弊もなくして、可ならん歟。然れども禮は一人之事に非ず。上下通用賢愚各其宜に合ふを以て至れりとす。今の世の人情祖考祭祀の禮に踈にして、獨り此忌日に於てあまねく感傷の情あり、此誠情に本づき、祭奠をなさば、是より祭祀の正禮も行なはるべし。是を

以て是れを忌日の祭は廢せずして可ならん歟。

延寶七年己未除日

忌祭考

窪田立軒

貞雄曰、是又立軒先生手筆之抄書也。前考之所レ據也。故亦載レ之。

禮記祭義曰、君子有二終身之喪一、忌日之謂也、忌日不レ用非レ不レ拜也。言夫曰志有レ所レ至而不三敢盡二其私一也、陳澔曰、忌日親之死日也、不レ用不下以二此日一爲中他事上也。非二不祥言一、非下以レ死爲二不祥一而避上レ之也、夫曰猶二此日一也、志有下所レ至者上、此心極二於念一レ親也、不三敢盡二其私一、此私字如レ不レ有二私財之私言一、不三敢盡二心於己一之私事也。又曰、文王之祭也、事レ死者如レ事レ生、思レ死者如レ不レ欲レ生、忌日必哀三稱諱一如レ見二親祀之忠一也、如レ見二親之所一レ愛、如レ欲レ色然、陳澔曰、如レ不レ欲レ生、似レ欲レ隨二之死一也、宗廟之禮、上不レ諱レ下、故有二稱レ諱之時一如レ祭二高祖一、則不レ諱二曾祖以下一也、如レ欲レ色然言二其想像一、親二平生所レ愛之物一、如レ見、親有二欲レ之之色一也。二程全書第十九、伊川曰、忌日必遷レ主出祭二於正寢一、蓋廟中尊者所レ據又同レ室難二以獨享一也。朱子語類第九十、朱子曰、古無二忌祭一、近日諸先生方考及レ此先生爲レ無レ後叔祖忌祭未レ祭之前不レ見レ容。大學衍義補第五十九、丘瓊山曰、臣按、或有レ問二於宋儒一、張載曰、忌日有レ薦可乎哉、曰、古則無レ之、今有二於人情一自亦不レ害、本朝每レ遇二列聖忌日一、先朝二太常寺官一、奏知三遣官於各陵一行レ禮至日上二服淺一視レ朝、蓋得二古意一也。

奉疑問暘齋

市浦毅齋

家禮約行に元旦の祝文あり。本朝元旦の嘉を重ずれば、祝文を用て可ならん歟。其文に、本音家廟云々。本音とは本宗を謂歟。音の字義如何。大夫士には本音家廟と稱し、國君には本音宗廟と稱すべき哉。如何。

暘齋先生曰、家禮約三行元旦祝一文曰、敢昭告二于本音家廟一、歷代尊靈。愚按、本音本姓也、中夏有下以二五音一配中五姓上、占二人事一之法議レ婚者主用レ之、故謂レ姓爲レ音也、今稱二某氏家廟一亦得若在二貴邦則備國宗廟或備國侯中大夫某敢

昭告于本國宗廟、歴代尊靈、隨宜選用。

與二山彌三郎朱王學辨之疑議（庚申季冬三日）　市浦毅齋

王氏格物を解して物の非を正すと云へり。物を五事と説くは、江陽中江氏之説也と聞。如何。

格物致知之義を究め論じて、朱先生心與理之説を引玉へること尤切當也。然ども、其旨を釋して理は心に具て、事物に散在すと云へること、朱先生の意旨に少き背馳するに似たり。蓋理は廣く、萬事萬物に散在するより、説心は約に自己の身中に具るより説けり。故に、今是を論じて云はゞ、理は廣く萬物に散在すと云へども、其理之運用して行はるゝ微妙は、只此の一心の上に在と云はゞ語意順ならん歟。如何。

格物を知の始とし、致知を知の終とすること、可疑。朱先生曰、理之在物者既詣其極、而無餘則知之、在我者亦隨所詣、而無不盡矣、云々。然る寸は、格物は物理に就て云、致知は吾心に就て云。一分物に格れば、一分知至る。積累貫通すれば、吾知も亦明盡了二つに非ず。大學の始、格物に手を下すは、則是致知の工夫也。故に曰、致知在格物云々。始終を以論じ難し。誠意を行の始とし、正心修身を行の極とすることは、理有に似たり。誠意は實に自修の首也。然れども、正心修身を以て、行の極と云難し。一分意を誠にすれば、其分に隨て、心を正し身に修め、誠正修並進て、條理貫通するの工夫也。然れば正修を斷て極と云難し。況や、齊國治國平天下も亦推行之事なるをや。明徳の理、無不明と云より、以下語意正當を缺に似たり。今誠に言之曰、大學を學の者、物格知至れば、吾心の所知不盡と云ことなし。意誠なれば、吾心之所發、不實と云こと無し。心正しければ、吾心之所存、正からずと云ことなし。身修れば、吾身之所接、偏なる處に不陷して、明徳明ならずと云ことなしとならば、語意順ならん歟。明明徳は綱領を說、格知は明にするの始、誠正修は明にするの終にして、其目を說者也。如何。

中庸に所謂明善は、善に明なるの義にして、格物致知の功也。誠身は身に誠あるの義にして、誠意正心修身之效也。右之說は大學或問に見へたり。

王氏人欲を去て、事レ君則忠、事レ父則孝なるの言、可なるに似たり。然れども、其人欲を去ること、格物致知、眞に人欲を可去ことを不知は、去ること不能、忠孝の道を不明は、其道を盡すこと不能、是捷經の學にして、聖人の學脉に非ず。心之良知、是謂聖の言尤非也。聖は大化之謂、以其地位言也。良知は上下に通ず。良知を言て遽に聖と云んや。辨論し玉ふこと尤當れり。詳に議するに不レ及歟。眞實無妄を分て無妄を事に就て說き、眞實を心に就て說玉へること、尤發明せるに似たり。然れども、破碎牽合の弊あるに似たり。眞實無妄の四字、一貫して誠の意を說得、眞實して邪妄なきの謂也。心に私なけれども、事の正理に不當は、眞實無妄に非ず。事正理に當れども、心に私あれば亦眞實無妄に非ず。能玩味せば、意旨可レ見歟。今所レ論之意に切なるの言を求めば、延平先生之仁を論じて、無私心而當理と云へる者も、亦近からん歟。事の天理と云へること、害なきに似たり。然れども、天理と云は、心事を統て渾然たる本然の謂、理は在物の謂也。故心の私欲を去て、事の理に當ることを要する而已と言は心可ならん歟。誠意正心に於て、心の私欲を去るを言ひ、修身以下に於て、事の理に不違を言も、似不切當。誠意正心專心を治るのことにして、事なしと云んや。善の當爲を知て、是を好むこと、好色を好むが如にして、是を得んことを求め、惡を惡むことを惡臭を惡むが如にして、務て決し去つ、豈事を可レ離乎。忿懥恐懼好樂憂患皆發して節に中り、朝必執滯無んことを欲す。豈事無らんや。修-身親-愛賤-惡敬-敬哀-矜敖-惰之情に於て其偏を察する寸は、工夫專事上に在と云へからず、故に心之微事之著は、常に相因て二ならざること、猶形と影の如し。今試に改めて言はゞ、大學に所謂、格物致知は理を究て、心の公私事の當否を明にするの事也。誠意正心修身は、其所知之實を致して、心に於ては、必無私、事に於ては必理に當らんことを要するの事也。齊レ家治レ國平ニ天下一亦擧て措レ之而已。如何。

王氏至善を論じて、明德の本體とす。心事一貫、內外兼合之道を不知、專ら心上に求て行事を廢す。告子が義外の誤且恐らくは、禪空に陷溺せんことを大學三綱領の體段に於て講明を缺ぐこと、可勝嘆哉。辨論尤當れり。

格物誠意は、知行之初と云々。此義前に論ず。格物誠意は知行之要と云はゞ可ならん歟。朱先生の所謂明善之要、

誠身之本との玉へるの意なり。論の如く程朱先生之學を信ずる者、多くは窮理を云へども、誠意を事とする人希なること、是通妻也。然れども、實に理を究て眞に善に明ならば、豈誠意の功進ざらんや。愚謂ふに、程朱先生の始敎莊敬涵養に於て、力を不レ用且究理の功切實ならず、文義の末、事功の裔に流れ、鹵莽滅裂之學に因循して、程朱先生の學に背馳する者多し。是を以て、誠身之要に於ても亦工夫切ならざることを覺ふ。王氏之學を信ずる者、誠意を事とすといへども、格物の功を以、眞に善の善として好むべきことを不知は、意を誠にすること不能。多く人欲を認て天理とすと見へたり。其幣皆同からん歟。如何。

知行之序、格致誠正修並進之論、切當なることを覺う。但入德之方を示す寸は、行は知の先に在との言可疑。入德の方尤知を先にし、行を後にす。程朱先生曰、大學孔子之遺書、初學入德の門也と。其意可見。然れども、古者小學之敎、自幼稚涵養し、熟し來て後大學に入て、格致之功進み易し。後世、小學之敎廢して幼稚之敎養缺闕す。是を以、程先生必持敬涵養を以て格物致知の本原とす。然して其涵養の方も自ら知先行後之意味有り。朱先生、吳晦叔に與へ玉ふ知行之書に詳に論ぜり。尊德性而道問學と云へるも、德性を尊ぶの方を不知ば、何を以て尊ぶことを得んや。故に學者德性を尊ぶの方を知て、恭敬奉持して、以て其大を極め、問學に從事して、以其細を盡して、巨細相涵し、動靜交養て、德性可得、而全之。是程先生之所謂涵養須用敬、進學必在致知者也。後世程朱先生之學を信ずる者、第一步、涵養持敬に於て、其工夫切實ならず。是を以、講學も亦、或は虛遠、或は支離にして、吾有とならず。講學吾有とならずんば、何を以心明ならんや。心明ならずんば、何を以意を誠にし、心を正し、身を修ることを得ん乎。是後世の學者、所以不及古人也。如何。

右高論之大意、雖レ無レ可ニ間然一而其言意之際有下不レ悉者上、鄙意無レ所レ隱、敢質レ疑以請ニ再敎一而已。

續備陽善人記跋

市浦毅齋

右續備陽善人記は、備陽拾遺君命じて撰せしめ玉ふ書なり。君、嘗て郡吏に命じ玉はく、民を治ること、賞罰兼備

へて、偏に廢つべからずといへども、惡を罰して懲すは、善を勸て教るの民情に宜しきにしかずとの玉へり。是を以て郡吏君意を敬み承て、民の善行ある者を稱擧す。天和亥の歲より貞享寅の歲まで、凡千九百九十九人なり。君聞しめして、郡吏に命じて、各其善行に隨ひ賞せしめ玉ふ。惡を罰することは、此四年の間、僅に其賞の三十分の一にも不及、斬罪十三人、放逐五十三人なり。右善人の中、其行勝れたる者、四十二人を擇び、又嘗て賞せられし市中の善人二人を加て、凡て四十有四人を記し侍る。

故羽林君の時、既に善人を賞し玉ひ、撰び書して、備陽善人記と云へり。故に今又此書に冠して、續備陽善人記と云。

于時貞享丙寅閏三月二十三日

讀論語偶作幷序

小原大丈軒

予昔在レ洛、一日訪二操軒米川丈一、少時小倉相公來過、語及二仁者樂レ山、智者樂一レ水、相公曰、聖人之言判然如レ此、仁者必樂レ山、智者必樂レ水乎、敢請開示、操軒逐一解說、相公曰、予於レ是有レ疑數年、今聞二開示一、猶未レ能二釋然一、願聞二大丈軒之說一、對曰、操軒之解既明白、僕又何言、相公強請一言、對曰、公之疑在二樂レ山樂レ水之上一、不レ若下就二仁者智者之德一觀上レ之、則可レ無レ疑、相公曰、願詳受レ教、對曰、大抵人之所レ樂、與二自家之意味氣象一相似、則心有レ所レ愜、而有レ所レ樂也、夫仁者其心厚重、而天下之物不レ能レ動レ之、其德尊高、而爲二四方之望一、相君化レ民、餘澤無レ限、夫山者其體厚重、而萬古之間不レ見レ所レ遷、其峰聳秀、而出二萬物之表一、起レ雲行レ雨、利潤弘施、今擧二天下之物一以比二仁者一、唯山而已似二仁者之意味氣象一、故於二仁者之心一、有レ所レ愜、而有レ所レ樂、亦不レ宜乎、且夫仁者起居言語亦安靜、而有二山靜之象一、亦可レ謂二樂レ山之意一、夫智者其心虛明、而無レ表無レ裏、無レ不二洞徹一、且處二萬事一無レ滯、夫水者其體清淨、而無レ晝無レ夜、無レ不二周流一、且濶二萬物一不レ遺、今擧二天下之物一以比二智者一、唯水而已似二智者之意味氣象一、故於二智者之心一、有レ所レ愜而有レ所レ樂、亦不レ宜乎、且夫智者起居語亦順レ蕤、而有二水流之象一、亦可レ謂二樂レ水之意一、相公欣

然曰、數年之疑團忽破碎、何幸加レ之、操軒亦嘉稱レ之。今也屈レ指算來殆四十年、相公旣沒、操軒亦沒、吁嗟、閑居偶讀二論語一至二此章一、憶二昔日之會一、情不レ能レ已、故賦レ詩以記レ之。

智者樂レ水仁者樂レ山

周流無レ滯觀二洙水一、厚重不レ遷仰二泰山一、智士仁人愜レ心處、却非二佳景好風閒一、

又

洙水周流終不レ滯、泰山厚重亦無レ遷、苟非二智士仁人德一、所レ樂如レ斯天下鮮、

又

同氣相求通二古今一、樂レ山樂レ水各知音、周流無レ滯智人德、厚重不レ遷仁者心。

智者樂水

天下理歸レ一、入神義旣精、萬般絕二疑惑一、方寸更虛明、處レ事不二凝滯一、修レ身特潔淸、如レ斯爲二智者一、樂レ水又誰爭。

仁者樂山

平居是安宅、何事更他移、厚重成二材德一、溫和生二物慈一、巍々高不レ測、蕩々大無レ涯、如レ此爲二仁者一、樂レ山又可レ知。

寶永三丙戌年十一月朔　大丈軒翁記

讀論語偶作　大丈軒

匡人其如レ予何

斯文玆旣在、自信更無レ他、天佑鬼神護、匡人如レ我何。

在レ前在レ後

顏子聰明用レ心密、瞻レ前忽後轉二高堅一、博文物禮循々導、虛レ已信レ師得二卓然一。

又有感

纔不レ用レ心多不レ及、一毫着レ意亦過レ中、在レ前在レ後工夫密、顏子未レ由力既窮。

顏淵問仁

視聽言動切斯身、四勿レ熟可レ至二聖神一、昔日若レ無二顏子問一、後生恐レ不レ得レ爲レ仁。

欲無言

二萬三千字既繁、仲尼素思欲レ無レ言、物來感有不レ能レ已、天運四時亦一元。

又

商略魯論二十篇、躍魚潑々又飛鳶、有レ言二混合一不レ言レ妙、到レ此聖人亦是天。

讀大學偶作　　大丈軒

經

維二持天下一規模大、區二別封疆一節目詳、誰調二陰陽一誰御レ極、虛靈不レ昧是君主。

事物本末

事是修正及二誠致一、物其意知與二心身一、修レ身天下國家本、本立道生可レ記レ紳。

格物四首

格レ物非レ知レ所二先後一、讀レ書萬卷不二相關一、須レ窮二日用當然理一、道在二視聽言動間一。

萬物不レ齊事不レ窮、只先二本始一有レ成レ功、戒二愼意知一心身上、參二考視聽一言動中。

事物萬般皆有レ理、修レ身爲レ本可二先窮一、後生追レ未猿攀レ抄、只恨經存道却空。

一步誤レ馳千里差、莫レ忘二窮理一有二成規一、至哉程子說レ居レ敬、意知心身道不レ危。

偶感

大學一章觀未ㇾ畢、夜深燈滅百機空、昏々默々忘ニ形骸一、心在ニ陰陽未ㇾ判中一。

人謂一生之次疑有欠字

讀孟子偶作五首

大丈軒

道德高明猶易ㇾ及、天資渾化却難ㇾ全、鄒公些少有ニ英氣一、人謂一生。

德崇體具既成ㇾ大、精義分明更入ㇾ神、優考ニ三王一繼ニ周孔一、竊謂鄒公亦聖人。

孤竹逸君猶坐ㇾ隘、有莘處士亦擔任、若非ニ孟子發揮出一、後世誰知ニ二聖心一。孟子曰、伯夷・伊尹・孔子、皆古聖人也。

寬裕溫柔顏子性、發强剛毅孟軻情、莫ㇾ論ㇾ氣象不ㇾ相等一、當識ニ二公共至誠。

活潑奮騰溢七篇、縱横無礙甚清鮮、因居安宅行正路、自是鄒公氣浩然。

讀中庸偶作

大丈軒

戒愼恐懼

不睹不聞機未動、戒愼恐懼在虛明、虛明洞徹根基立、位育從來自此成。

愼獨

隱暗胸中人不識、一機微動獨知明、獨知明處ニ鬼神見、內省無ㇾ恥天地淸。

未ㇾ發中

未ㇾ發中斯天地中、工夫到ㇾ此路途窮、虛靈不ㇾ昧日存養、大本一原自是通。

夫婦能知能行

夫婦能知能行處、這中大道可ニ商量一、若共措ㇾ此外求ㇾ去、莽々冥々猶面ㇾ墻。

造端夫婦

聖人教化邇猶レ遠、一動一言會二一元一、説二本來空一非二我事一、平生日用道茲存。

無レ不二自得一

内足既無レ求、外來更不レ憂、所レ居皆自得、天地悠々矣。

矧可射思

吸-來呼-往亦陰陽、老少死生誰言レ張、同氣同根何得レ射、滿天滿地鬼神彰。

三千三百

三千三百禮儀詳、天理節文事々當、後世却唱身智説、無レ星厘等安商量。

無聲無臭

聖人大道甚平夷、總在二民生日用彝一、如從誠身明善事、無レ聲無レ臭可二與一。知

又

孟子智明德亦全、才存二圭角一不レ爲レ圓、仲尼言動中和レ妙、乃是無聲無臭天。

偶成二首

偶成　　大丈軒

男子剛腸膽殊大、多年鍊石日孜々、提來欲レ保二護天柱一、携去要レ經二營地維一、坤軸靜堅今不レ動、乾輪運轉每無レ差、功夫雖レ久果焉用、却樂投レ閑置二散宜一。

偶作

正氣浩然天所レ賦、養成有レ已是英豪、心頭不レ動南山靜、眸子無レ眩北斗高。

答二小原丈軒書及和韻一

市浦毅齋

舊薦辱レ寄僕以二賢兄往年嘗在レ洛、與二小倉相公。米川操軒丈一、共論二知者樂レ水、仁者樂レ山之義一、而相公有三深感二賢兄之言レ之語、及詩五章一、又題二畏レ於レ匡、顏子喟然、問レ仁、欲レ無レ言、等之詩六章一、僕圭復沈吟、不二敢措置一、而其意味之深、文辭之美、慨然不レ勝二感佩一矣、僕亦蚤歲嘗讀二知仁水山之章一、而不レ理二會其指趣一、乃熟二復集注一、又讀下退溪先生答二權好一文、樂レ山樂レ水之書上、而後恍然似下微得二其旨一者上、爾來獨有レ深二味此章一、然未二敢與レ人論一矣、而今據二賢兄之來示一、而覺二也日所レ得之意思復新一矣、其餘數題亦皆詠二歎經旨一、其味無レ窮也、嗟、與下今世華藻鬪レ靡、以レ無二益于講學一者上豈可二同レ年而談一乎、詩凡十有一章、定可下接二紫陽一感興之詩上者也、僕感荷之餘、聊欲下賦二野詞一以奉中謝之上、而偶歲末官務繁、而家計亦紛々、是以不レ敢、及レ辜二負賢兄之厚意一、而不レ勝二激切屛營之至一矣、幸是改レ歲稍得二餘閑一、故敢不レ料二愚陋一、猥承二其玉韻一、以敬伸二鄙志一、伏乞二茲斤一、云レ示。

知者樂水仁者樂山之韻

心明無レ感更無レ滯、安レ理不レ憂又不レ遷、喫緊形容仁與レ知、可レ看氣象水山間。

同右

意志可レ看山水象、周流不レ滯又無レ遷、聖人深體知仁德、由レ是形容更潔鮮。

同右

人生本來無二古今一、子和同レ趣鶴鳴音、聖門喚醒云々後、千載得レ明仁知レ心。

知者樂水之韻

快活通二衆理一、入微又致レ精、有レ行心不レ括、無レ事知レ增レ明、動本言二其性一、樂還由二此清一、善哉流水比、後世得二疇爭一。

仁者樂山之韻

本是全ニ心德一廣居何處移、安々公共理、藹々自然慈、其本體靜無レ易、厥徴壽不レ涯、樂レ山仁者意、萬古可ニ明知一。

匡人其如レ予何之韵

神契文玆在、天心亦不レ他、匡人雖ニ蠢爾一、其若ニ覆幬一何。

在レ前在レ後之韵

中庸本是難レ爲レ體、喟歎深知高與レ堅、博約循々聖門敎、永垂ニ後裔一更明然。

同右

上帝降レ衷無ニ定體一、如レ愚默識勉循レ中、竭レ材峻絶雖レ非レ我、只是駸々化不レ窮。

顏淵問仁之韻

聖教從來反ニ我身一、況夫四勿可レ凝レ神、永垂煥炳開ニ昆後一、還憾不レ如ニ顏子仁一。

欲無言之韻

弟子三千徒寔繁、育材却由欲レ無レ言、大哉至德至ニ誠化一、可レ謂仲尼亦一元。

同右

無レ言還得若干篇、妙用顯然魚與レ鳶、二萬三千化工字、定知夫子配ニ維天一。

詠學八首　　毅齋

立志

鳳鳥翔ニ千仭一、脫然世上塵、高山須ニ仰慕一、嗟々我何人。

持敬

本來心主宰、成レ始又成レ終、惺々與ニ專一一、皆存畏字中。

窮理

擿埴是朦朧、奈何誠爾躬、眞知如レ遇レ虎、積累自貫通。

愼獨

天德如何處、欽哉衽席中、審幾明訓後、萬世啓ニ群蒙一。

克己

欲心幾萬千、厚味與ニ嬋娟一、決去無ニ他術一、破レ鍋又沈レ船。

死生

死生理有レ常、晝夜又陰陽、涵養致知後、中心不レ惑レ方。

義理

嚴垂舜跖箴、凛々洗ニ胸襟一、振拔超然處、始知君子心。

忠信

心何有ニ影姿一、主本在無レ欺、進レ德乾々意、反レ身須レ潛レ思。

看ニ大極圖一有レ感四首　松井河樂

一理循環萬古通、陰陽無レ始又無レ終、世間誰識同中異、見レ得異中更是同。

一開一闔本無レ窮、却識三才在ニ此躬一、頭日轉來宜レ向レ裏、事莫レ逃者實逐ニ虛空一。

周子丁寧擴ニ聖模一、誰遺骨髓接ニ皮膚一、莫レ道七尺形軀少、舒卷乾坤一活圖。

漠然眞理管ニ三才一、元氣猶從這裏來、圖上爲添無極語、千年茅塞一時開。

愚按、莊子曰、道在二太極之先一、漢志曰、太極元氣函三而爲レ一、此皆以二理氣一相雜而說レ之、則已落二弟二義一也、易所レ謂太極者、專指レ理而言、此未レ涉二形氣一、未レ落二方所一、本體之妙、實世無二聲臭之可一レ言、夫子之一言至矣、盡矣不レ可二以復加一、而周子又冠レ之以二無極一者、不三徒勞二贅辭一、蓋所三以正二莊漢之謬一、而使二後世無一レ惑也、學者宜レ熟二味之一、因作レ詩以述二其意一如レ右。

君子素二其位一而行　　河樂

一盡一穌朏又弦、清流濁水共新鮮、任他光影有二盈缺一、本體古今三五天[?]。

讀費隱章　　河樂

放レ之六合卷レ之密、動靜云爲眞理圓、活潑反觀軀殼裏、鳶魚飛躍自昭然。

偶成二十首　　篠岡謙堂

要明明德

聖凡不レ分這箇仁、學而時習更知レ眞、光明萬里無二遺闕一、拂二盡浮雲一月一輪。

同

吾有二夜光玉一、久疑苦二卞和一、他山豈無レ石、攻手不二經磨一、一朝除二蔽穢一、萬事免二蹉跎一、何啻連城賈、天下未レ爲レ過。

同

試蔽兩眸南北失、心頭冥晤實堪レ嘆、更疑歲々猶隨レ轍、往返人間行路難。

吟二私欲一之害

人皆雖二固疾一、固疾自無レ知、外誘成二其勢一、氣禀益二厥疲一、錦衣重尙沍、珍膳滿還飢、喜怒非レ時動、云爲違レ理昇[?]、惡レ仁兮好レ暴、捨レ易也居レ危、餘勢及二三族一、殘寒苦二四維一、紂王不レ治甃[?]、太甲早悟醫、方則聖人道、平愈更勿レ疑。

要三德光先在二孝弟忠信一也

靈臺光曜照二何物一、子自孝兮臣自忠、推及普天無二損失一、蔽雲吹盡舞二雩風一。

要本來權

存心萬事知二輕重一、惻隱動牛亦自然、看破六經匪二他爲一、欲レ求二胸裏本來權一。

吟道在二常事一

世事由來無レ可レ廢、聖賢以レ是稱二彝倫一、風流洒落他仙界、一片白雲獨奈レ仁。

吟二存養之意味一

心頭靜則自無レ疑、世事紛々解若レ絲、記得閑來春睡後、東窻日霽已紅時。

同

養心安樂本如レ山、生死存亡猶自閑、何厭人間朝夕事、一般往也一般還。

要レ尊二德性一

人心欲レ見有二天理一、識得四端自決然、跖蹻堯舜一般性、雲泥事業是誰愆。

同

學尊二德性一先爲レ得、脫却市塵獨上レ堂、未レ了四邊着二深遠一、猶低子貢及レ肩牆。

偶興

紅花綠拂小窻前、指示嬰兒共耐レ憐、這裏春風無二一事一、初知曾點樂當然。

漫作

讀レ書萬卷非レ無レ益、不レ識緊要却放心、濶步休忽忙二過去一、白沙濱上有二黃金一。

吟二血氣勇不レ足レ貴

勇氣奮然雖ㇾ有ㇾ勢、目前事去久難ㇾ堪、却憧瑣尾奪夫子、困苦流離蒙ニ聖談一。

嘆ㇾ不ㇾ知ニ聖教一

聖賢如ㇾ執手迎ㇾ往、太恨凡愚不ㇾ點ㇾ頭、周易吉凶盡時變、毛詩諷諭忘ニ言憂一。

孟軻論ㇾ性是明白、孔子示ㇾ仁何自由、里女學ㇾ顰猶類ㇾ善、更疑令士獨效尤。

吟ニ理一分殊爲ニ教化之本一

萬物由來唯一理、親疎遠近分還殊、擴充君起淵源去、流及ニ九州一唐與ㇾ虞。

自嘆

天下由來何物棄、皺皮牛溲蓄ニ醫家一、自嗤半百更無ㇾ益、鏡裏空生兩鬢花。

偶成

吾知千歲後、寒往暑便來、明日未ㇾ容ㇾ計、獨因人世情。

同

儒者說ㇾ心々有ㇾ用、一心應ㇾ事自森々、更疑佛氏遠ニ倫理一、遁世出家獨說ㇾ心。

自樂讀書

讀書無ㇾ可ㇾ換、不ㇾ出戶庭知、宋史大賢友、魯論至聖師、四時轉周易、萬物入ニ毛詩一、豈啻在ニ鄕里一、一筐行處隨。

和謙堂先生偶感作 次下要ㇾ明ニ明德一之韻上 和田省齋

胸中方寸玉、溫潤似ニ春和一、堪ㇾ惜沒ニ塵垢一、須ㇾ要ㇾ施ニ琢磨一、去ㇾ私初豁達、違ㇾ道竟蹉跎、發見未ニ曾息一、時如ニ掣ㇾ電過一。

又 同上 省齋

德光一熄近二禽獸一、困厄死亡不レ足レ嘆、幸有下四端隨レ感見上、功夫勿レ禪擴克レ難。

又　省齋

天下至誠妙、鬼神感動來、一點機心發、白鳥亦相猜。

又　省齋

須下向二丹田一勤中培壅上、有レ時穀種綠芽森、强除二稂莠一苗將レ害、便是虛無寂滅心。

又 要二本來權一　河合靜宇 名專堯 字直卿

胸裏僅差レ最レ事懶、先レ民後レ物自當然、須レ知天地有形外、輕重盡レ分心上權。

又 吟二存養之意味一　能澤栢陰 名正路 稱七郎

靜觀萬物更何疑、春意自然翠柳絲、周子窓前不レ除レ草、豈無二日々識レ仁時一。

又 要尊二德性一　栢陰

道心天理素無レ二、各自乘彝是本然、如レ識周公不レ欺レ我、雞鳴爲レ善補二前愆一。

又 理一分殊爲二敎化一之本　市浦管窺 名直方 稱二善藏一

依明厚薄尊卑分、一理昭然貫二萬殊一、苟克孜々隨二聖敎一、國家均正復二唐虞一。

又 自樂二讀書一　小原如瓶

公退得二閑暇一、古文親自知、子書參作友、經義奉二當師一、治異千年史、風分萬國詩、唔咿忘二世累一、涵養術相隨。

和二大丈軒翁有レ感之詩一　篠岡謙堂

和二坐レ檐有レ感之韻一 十首

魚躍前川近、飛鳶天上明、主人隨レ所レ見、吟破義殊精。

明德從來論二本領一、四端重說示レ無レ違、擴充欲レ渡乾坤裏、愼レ獨功夫在二隱微一。

天鑑失レ光方寸臺、西東南北暗往來、聖賢爲說數千卷、持レ敬工夫夫大哉。

當レ知大寶在二方寸一、孟子七篇多說レ心、問レ鵠天涯思已亂、揠レ苗身上害殊深、放窮桀紂復依レ舊、存極唐虞是在レ今、

一放一存一幾際、須要隨レ主靜相禁。

居明居レ暗共當レ欽、死衞浴レ沂自可レ參、聞說遂通天下故、寂然不レ動一丹心。

廢書學問更無レ據、文義甚穿也苦レ神、涵養功夫唯可レ味、衡平說得孔門仁。

斷然物我生二私意一、痿痺由來是不仁、聖作妙方用無レ已、春回一旦得レ全レ身。

何者不レ知憐レ瞽者、心頭却是各相昏、衣裳顚倒亦應レ笑、細見二本來一天爵尊。

道家元不レ無レ存レ操、謬以二毫釐一千里差、爲說致レ知誠意裏、只隨二孝弟一勿二支離一。

無欲心中生二耀光一、當レ機應變自彰々、聖胸比得乾坤裏、動靜卽斯文與レ章。

和二答レ人之韻一 八首

寡聞向レ內我失綏、多識放レ心與レ物危、借問念頭分得否、自レ斯王霸隔二公私一。

盛衰歷史雖レ可レ考、學者從容仰二典謨一、禍亂好謀元不レ詭、泰平舍レ智是非愚、閑來深夜要二涵養一、活潑早朝着二巧夫一、

歲々年々如レ此去、一還一往出二天衢一。

讀レ子講レ經欲レ有レ功、心頭開闊只要レ公、一幾若落利名際、萬卷可レ藏墻壁中。

升レ堂入レ室有二其基一、基本元來勿二自欺一、欺妄是無二大文過一、過而心裏有二羞知一。

欲レ得二靈光一能致レ知、一階轉足更無レ欺、致レ知誠レ意同時裏、自有二後先不一レ可レ疑。

禹湯功就心彌敬、孔孟困窮德有レ光、苦レ樂榮枯皆外物、聖賢未三嘗害二靈臺一。

量度權衡雖レ在レ我、邇言不レ察豈繩愆、一家妻子兩三僕、用レ智愛情自斷然。

讀レ書千卷雖レ難レ記、莅レ事一時足レ解レ疑、堪レ笑爲レ人學二文字一、致レ知一生匪二吾知一。

和二夜話漫作之韻一 七首

巧言令色遭ㇾ君處、恰似ㇾ說ㇾ淸樽醉ㇾ人、秋月春花笑聲裏、古來多殺害二天民一。

諫言逆ㇾ耳本眞情、志士忠臣豈覓ㇾ名、惡ㇾ死好ㇾ生誰不ㇾ識、比二于胸裏一與ㇾ珠淸。

而折由來雖ㇾ莫ㇾ私、趣如二汲黯一主難ㇾ隨、從容寗武西東事、忠士自應ㇾ從二事斯一。

忠臣積鬱滿二胸襟一、納約牖前可二自箴一、不ㇾ計二成功一唯盡ㇾ分、看々孔孟奈二君心一。

才勝周旋多好ㇾ巧、氣高云動不ㇾ依ㇾ恭、學問渾融生二質偏一、見來交際又非ㇾ庸。

勇氣奮然鐵作ㇾ肝、未ㇾ因二道義一守ㇾ成難、古來戰國多二豪傑一、一箇孔明終始安。

倉卒輕浮難共爲、三思不ㇾ果亦猶卑、誰知神鏡淸光裏、有ㇾ義有ㇾ仁自秉彝。

和下告二初學一之韻上 十四首

不ㇾ追二外物一先爲ㇾ操、這裏活然心始全、體段已存趣無ㇾ惑、致ㇾ知誠ㇾ意豈辭ㇾ賢。

誤以二玉堂一爲二廢堂一、念頭春草不ㇾ知ㇾ槌、一生用ㇾ力當二何事一、終墜凡愚甚拙哉。

默識心通閑ㇾ眼處、一天物理屬二靈光一、從ㇾ斯言行盆應ㇾ顧、誤ㇾ入異端恐在ㇾ狂。

決然志ㇾ學一身畔、集義有ㇾ年心亦安、勿ㇾ貪博聞多識事、只隨二良友一琢磨難。

二讀雜書八篩謨、知而卽行是眞儒、心頭若有二詐謀在一、自衒可ㇾ爲二跖蹻徒一。

放心常識收心少、一且欲ㇾ求知ㇾ所ㇾ求、一放一存元一物、不ㇾ存二其放一又誰收。

一身主宰是丹心、放去西東何處尋、外物混然天地裏、無二相追一屈更應ㇾ欽。

問欲二存心一爲二底事一、爲ㇾ君奔走爲ㇾ親馳、自ㇾ家及ㇾ國布二天下一、周道徐行據二矢砥一。

當時世俗陷二何事一、初學須ㇾ知遠二鬼神一、富貴死生吾有ㇾ命、可ㇾ慙可ㇾ慕孔門人。

由來心體盡二虛靈一、外物蔽來似ㇾ有ㇾ形、一且豁然得二要處一、仁如二明月一欲ㇾ如ㇾ星。

公私人欲ㇾ識、誠見聖賢情、善惡判然後、更惡好惡誠。

君子意隨誠、小人幾出横、人心元好善、何據厥凶情。
學者由來欲大成、先除私欲只要レ精、燦然天月用ニ何處一、不レ識人間宜ニ夜行一。
一言一行未ニ相顧一、多識博聞似ニ世評一、說話一生屬ニ鸚鵡一、非レ和非レ狄又非レ唐。（止此）

有感十首

小原大丈軒

毫釐私智物相牽、收ニ得放心一對ニ在天一、是此虛明無ニ一事一、誰知萬德自渾然。
虛明レ德且爲ニ明德一、本是生々天地魂、且暮四端隨レ感見、當レ知ニ惻隱作ニ其根一。
識得滿腔惻隱心、當レ機不レ用費ニ推尋一、一毫若有レ生ニ私智一、野馬狂奔猿涉レ林。
仁者無レ私體亦舒、千般外物不ニ相挐一、滿腔惻隱事皆實、和調陰陽猶有レ餘。
滿腔惻隱事皆實、萬物丁當一體仁、猛獸垂レ頭邪鬼畏、當レ知至德便如レ神。
一毫戾レ氣一毫針、私智僅萠害甚深、三歲孩兒無レ可レ惡、大人不レ失從來心。
尊和并レ德大人仁、尊可レ敬兮知可レ親、敬不レ能レ侵親不レ惡、必爲ニ天下國家一鎭。
阿誰不レ愛阿誰惡、三歲孩兒心自純、振古毫英多ニ義氣一、幾般稜角觸ニ侵人一。
學レ世諂諛容レ悅去、晨昏徼幸辱ニ心身一、豪英義氣亦難レ得、幾箇男兒若レ此人。
資質平常難ニ共適一、豪英義氣足レ與レ權、回レ頭令履中和道、雖レ未ニ聖人一可ニ大賢一。
右總十首

寶永四丁亥年十月朔有レ感所レ作也　大丈軒翁稿 七十一歲

偶感五首

大丈軒

胸中有レ欲乾坤晴、心上無レ私日月明、猛省不レ容塵一點、萬般事業悉元亨。

死生富貴在二天命一、落着人間還半強、君子修レ身多二壽福一、發揮猶可レ調二陰陽一。
一幾微動鬼神知、豈可レ誣乎豈可レ欺、蔽耳盜鈴愚亦甚、不レ如內省總無レ恥。
知レ道不レ能不レ畏レ神、畏レ神無レ失信二民人一、積二斯誠意工夫好一、萬物丁當一體仁。
魯愧二巧言令色一人、平生心志在レ求レ仁、縱雖レ不レ作二伊周業一、猶是可レ爲二三代民一。

讀克己章　大丈軒

麾下神兵三十萬、雷霆和レ鼓直前衝、盟下誅二姦賊一拂中巢穴上、宇內不レ容レ遺二一兇一。

克己復禮　和田省齋

百萬賊兵圍未レ開、須下張二銳氣一守中丹臺上、何人消盡紅爐雪、畫出二許多天理一來。

代坂口老先生扇面圖贊并序　和田省齋

予偶得二一畫扇一、雖二兒輩所レ弄之戲畫而無レ足レ取者一、觀二其顏色神彩一於二予槍術之深趣一有二相符合者一於レ玆愛玩多目半不レ能レ釋、熟視而愈妙、因思二事物之妙處一、不レ可レ得二著意一、些着意則落二舌端一而有二形迹一、豈謂二之妙一乎、此畫之所三以合二槍術一之妙、畫工不レ知、世人不レ知、獨偶然有レ感二予心一、今使三天下之良工描二此圖象一、若其顏色神彩之妙則不レ可二復得一矣、故十襲珍藏、欲下以二此意一、示中子孫上乃爲二之贊一、予少壯潛二心於槍術一、參二于前一倚二于衡一覺二今是而昨非一享二犬馬之齡一已過二于八十一、今又對二此畫圖一、似三百尺竿頭進二一步一也、使二子孫習練積一レ歲、一旦知二此畫之妙處一有レ如二予今日之意一則九重泉下足レ慰二幽魂一云。

制レ動維靜、服レ剛在レ柔、靜如二龍潛一、柔如二水流一。

坂口先生傳　窪田荆石

先生豫大州人也、自レ少來養二於淸家一、而學レ焉、（勝淸其叔父。）既而東都大洲侯、（自稱二月窓一）以二妙技一名固籍二甚於東都一、先生主二於親戚一、在二其邸一者、遂得三以仕二於侯一、幸爲レ侯知二其材一、特以レ聞二諄誘一也、業大成時有二勝淸之訃一、懇辭反レ藩居二城東國富村一、曹劍與レ侯相二見於大朝一、語次問、及二其入レ室者一侯曰、有二氏坂口名忠興者一、今草三莽一臣於君之藩二、明年駕歸受二祿百五十石一、師二授學之竹舍一、弟子益進、先生歲七十餘、妻痔極二尩悴一、屈伸坐起甚難、然至下操二假槍一氣充盈上、體輕捷如二壯健之人一、觀者嘖々歎レ之、先生每日操レ槍時是此心未レ操時是此心、心豈有レ二哉、顏子不レ改二其樂一恐二此意一乎、先生八十餘、念々在二于此一偶得二一畫扇一以樂レ之、且以示二弟子一、而不レ言三其所二以樂一、皆不レ能レ曉也、一高弟以謂、工之畫二大黑一無レ不二喜怡微笑之顏一矣、天狗操二太刀一、憤氣猛起、瞋目奮擊、大黑之死殆在二天狗之一擧一、其應レ之以二長刀一、自若不レ改、喜怡微笑之顏色則不レ改二其心一也、可レ知下唯此一畫呈二以形容於彼一虛靜專一無二疑惑一無二恐懼一未應已應是此心上者焉耳、是蓋先生之所二以樂一乎、猶三仁知之於二山水一、先生言下用レ槍之理暗與二經旨一合者上、往々此之類也、先生體貌古怪、且好二直言一、以レ故人或憚レ之、然不下獨技之妙其於二單騎一之兵要武人之急務上、語々皆可レ錄、則敬服者不レ尠也、享保十五庚戌十一月二日卒、享年九十六。某有下事之不レ可レ已者上決然去今無レ後二於藩一悲哉。

畏齋處士臼田兄行狀

處士、諱可久、名レ齋以レ畏、氏二坂口一、（號二五郎左衞門一。）自レ罷レ仕後、冒二外氏一改爲二臼田一、（號二次郎介一。）備之前州人也、父名可政、爲二州之大夫之家宰一、母臼田氏、長子名友政、早逝、處士其次也、故至二父沒一、處士纘二其業一、處士自レ少有レ志二聖學一、繇レ是講レ武之暇、力讀二經書一不レ措、欲三文武以竭二忠於所一レ在、然有レ故而棄レ祿、家貲亦不レ隨レ身、行李蕭然、遯來二播之姬路一、家累隨レ焉、時處士年三十有八、天和壬戌之春也、處士雅二孝於母一、居未レ幾母死、處士雖二速貧之日一、而襄事頗厚、土俗因レ例欲レ火二其柩一、處士極レ力爭以免レ之、自築二墳墓一、哀慕甚切、素食外寢、不三飲酒與二宴樂一者、以二三年一爲レ限、明年癸亥之夏、處士始來二於洛一僑二居銅駝坊京極之西一、蓋求二良友一以成二其學一也、喪亦不二敢廢一、然生計至薄、

一力亦无有矣、事皆自執、所謂面垢而已、會館人渫井、假力於衆、處士乃衣短褐、與奴隸共其役、又身著弊
垢之衣、往買食鹽干市、賣者以爲乞焉、其言其(疑甚字)泰、處士不以屑意、一日獨遊鞍馬山、山去洛城數里(國俗六十步爲町、三十六町爲里。)
道路亦嶮、其出舍時自謂、途中往還雖飢无敢食矣、果然、比類蓋皆習其忍性堅志也、後移居于五條
猪熊巷、又從而僦寓銅駝坊堀川之東畔、所居迫隘、夏熱冬寒、生事亦愈微、至於釜甑將生塵魚、傭書以爲食、
猶且未給、穀粟不足以供數口、則取他物相和、炊以爲飯、與妻子齕之、方飽則休、對人无一語之及
貧也、間或有贈物濟其乏者、處士皆不敢受、反者愀然不樂之色、儻不得已而有所受、則又他焉求物以
報之、人皆知之不復餽也、友人責之曰、明友有通財之道、吾子窮困如是、而不受朋友之饋、是何義乎、處
士曰、非敢爲不可受、吾之窘急幸未至凍餒、故不受、若夫朝不食、夕不食、飢餓不能出門戶、吾何不
受、其廉介過人者可見、或人勸之祿仕、不答、勸之舌耕、又不答、一人敎之以煉藥(如地黃丸類。)而鬻於人、處
士從之、回而窮力於磨研蒸擣之事、其勞不可言矣、人皆云、則人也而鍊斯藥、劑料必眞、修治必精、買者頗多、
從是之後、糲蔬聯足、人亦云、漢徐穉魏常林皆非其力不食、曰田有焉、然亦未嘗一日爲之廢學、或執卷、或
靜坐、或出而與同志論辨、其堅苦刻厲、篤志求道、不敢懈者可見、雒西勝老季廉伏江仲文敬甫殊愛重之、
處士亟與之會講、不知日之蚤莫、論意相合、則喜意溢面、不合則不苟從、敬甫一日論知識之爲天命、處士
聞其說演之曰、凡人身如目之辨色、耳之審聲、口之出言、手足之能運動、皆是天之所命、而各具其德、豈
得任己意而私用之哉、噫雖幽暗之中、而天臨无所避、若蔑天德而有穢之、則將何之以免天誅、其尙
存者、幸尙存者、幸而免爾、敬甫然之、季廉亦話次及力行之人難得焉、處士曰、力行之人固不易得、然徒力行、
而其心未脫凡近、何足以美、吾所欲者、唯心脫凡近爾、故於外面則未能塞朋友之責者多矣、季廉頷
之、處士又說於學者之有志而行不果決者曰、學當如習水然、略習之淺處、而後決然尙深處、沒溺欲死者
數次、方始見功、若懼其溺、不離得淺處了、假饒終身在水、亦不能游泳數尺、學者嘆服、其所與朋友會
論者類如此、而猶爲未足、又投刺於異學異敎之徒之名于時者、而無不控其底蘊以論辨取舍也、然其所

履、則卒不踰洛閩之塗轍、但如洒然不爲物所拘相似、其接人也、神定氣和、言主忠信、兼且於事多所矯正、故相會者、始雖輕賤之、而終寡有不斂衽推先者、其持守培養之有素之所致、又可以見、若使天與之之年、其所造詣、豈可測量也、乎不幸罹恙、下世於堀川之居、享年四十六、病中无一事之誤平生、至遺書亦皆有理、疾革、親朋小原季忠在坐、謂處士曰、至是莫有思慮異於平日乎、處士曰、生任於生、死任於死、何異之有、季忠又曰、請示一言、處士曰、只要立一箇誠、不誠无物、季忠曰、諾、季忠退、未久而瞑、元祿三年冬十月七日也、嗚呼特豈友人不勝哀想、凡聞風慕義者、雖无半面之識、亦靡不歎惜焉、諸友戮力聚財、假地于深草山寶塔寺中以葬之、設靈牀于家以奠之、各有祭文。處士娶行田氏、生二女二男、長女若干年、次女若干年、男平三郎九年、與助四年、皆在喪次、先是儒友稻宣義問處士病、回曰、兒疾日篤、若有不諱、如諸孤何、處士曰、世人多爲其子積財之計、莫所不至、其人視吾輩雖多子而无錙銖之儲、則以爲可哀矜、自我觀之、反似不明、蓋人各有命焉、父有父之命、子有子之命、貧富禍福非人之所能也、既委天命、吾復何思、其不惑私愛者乃如此、恭惟聖門之學、莫失於求仁、仁主於愛、愛莫大於愛親、處士之於親也、僕雖不覩其事生之時、而每感時、未嘗一飯一肉不以祭之而致誠敬、惟而及人者僕又見之、處士之所居、四隣皆窮民、家如懸磬、處士常節己之衣食、略賙其急、間又延々令飲酒茶、窮乏者若來買其所錬之藥、則不見錢之多少、而多與之曰、若此藥効於汝病、雖曰無錢、必須再來求焉、我畜此藥尤多、又壯年者、富強者、有來求藥、則不即賣之曰、藥不中病、反加其病、宜與醫人相謀審其當服、又否而後來求、我蓋賣之、又曰、我不欲妄賣之、以助人之淫心、一日一老嫗過堀川、誤墜於水、處士適視之、疾走入川援之、得使不死、問其家則遠、處士先使渠近火乾衣、且嘗茶果以安之、嫗乃謝去、徐々行數十步、處士以爲我忠未盡、急假竹轎雇脚夫、追而及之、令得藏以歸家、又處士與二三同侶郊行、視一男子卒倒于糞溷之中、而不潔已滲其身、是地无人、而唯處士及二三同侶爾、同侶皆雖哀之、惡其穢不得敢近、獨處士急下手于溷中以拚得之、其所爲如不見不潔、最後里人來視曰之子妻痼久矣、偶發于此、諸君儻不回顧、彼

身終朽ニ於溷中一、而人莫三之知一、又一小奴買二一魚于魚鄽一、而爲二飢鳶所一レ捉、深懼二其主之詬罵一、涕泣不レ得レ歸レ家、處士不レ忍レ視レ之、乃探二袖中一出レ錢以與レ之、使三其再買レ魚持去一、處士嘗懷二償債之銀一、行遺二之路一、徒然以歸、妻甚不レ悅、處士顏色自若、凭レ几曰、楚人失レ弓、楚人得レ之、苟有下損二於遺一者上、則必益二於拾者一、我何必敢吝レ之、如二是等一類不レ爲レ不レ多、顧三夫聖人以レ乞レ醯斷二人之曲直一、此事雖二皆小一、亦可レ見三其用レ心之近二乎仁一矣、處士常謂曰、儒者大患在二乎差等之過一、聖人既說二艮背一、何必先レ已曰レ後レ人哉、又曰、有下以レ敬二遺體一藉上レ口、唯厚二於護身一、而不知下推二之於人一者上、有下以レ近レ名爲上レ辭、而吝二於賑恤一者、皆不レ欲レ觀レ之、又曰、我之行雖レ有レ似二愛レ人者一、唯知二其不一レ可レ不レ如レ是、而强爲レ之耳、未レ覺レ有下自二中心一發達者上、是吾所二深憂一也、又曰、苟爲二聖賢之學一者、雖二一介書生一、不レ可レ无レ意二於經濟一矣、忘レ身以愛レ人、乃其事歟、又曰、佛者夷狄之一法、曷足二尊信一、雖レ然如二觀音經一、全部是仁、吾讀レ之、レ无レ所レ感、故過二觀音祠一、則不レ得レ不二以一拜一、是與下宋尹彥明迎二拜天竺觀音一之意上、相近乎、非耶、由レ之思レ之、處士之學、後來正唯剴二切於求一レ仁也昭々焉、學者誰不レ求レ仁、處士之求レ之也、殆有下異二乎人一者上、其事狀大略如レ右、弟恐三文拙而事不二著明一也、然異日有道之士、若レ銘二於墓一、必有レ采二于茲一與。

元祿庚午冬十二月　日

藤井理定叔觀謹狀

書臼田畏齋行狀後

世之爲二洛閩之學一者、皆言知行兼進爲レ要、然其用レ力、動輒勇二於知上一、而怯二於行上一、蓋謂致レ知則行不レ泥、豈其然哉、子朱子曰、雖レ要レ知レ然不レ可レ恃、書曰、知レ之非レ艱、行レ之惟艱、工夫全在二行上一、韙哉言也、學者或不二之思一、是以其學猶目視而足不レ行、烏其能進、如二畏齋一則不レ然、雖目未レ審二其塗一而足已行、不二敢視レ前顧一レ後、故其迹固多下人之所レ難レ能者上、此乃諸友之所二以執一レ交雖二日淺一、而惜二其死一至切也、至切之餘、采二擇其行事一之足下以起二慵情一警中貪饕上、感發不レ忍二人之心一者若干（疑脫字）修欲下以屬レ余爲中之行狀上、余亦固所レ願也、然老楞衰朽、不レ勝三多作二文字一、故俾二我兒理定代一レ焉、理定乃咨二諜諸友一、且與レ余議、以編二錄之一、累日而成、余屢讀レ之以謂、大抵人之遺事、貴顯者人

々能傳レ之、賤者晦者、不レ記則泯、畏齋落魄一寒士、若レ微ニ斯文一、孰覽ニ潛德之幽光於異日一哉、文雖ニ曖昧一、不レ可ニ以爲一ニ无益一、所レ記殆盡、我復何言、雖レ然有レ一ニ于此一、不レ能レ措ニ于懷一、所三以附ニ楮尾一也、余自從三近投ニ老于兵燹一、不レ欲三足履ニ城市一、是故雖レ聞ニ畏齋有一レ恙、未ニ自往視一、常遣ニ家奴一以問、問必謦レ之以ニ疾輕小一、蓋欲レ慰ニ余老情一也、一日友人來諗レ余曰、畏齋疾篤、余將ニ往視一、畏齋知レ之、遽爾輿レ疾來ニ余山房一、蓋欲レ不レ令四余勞三動於問ニ已疾一也、其忘レ身而矜レ人者可レ見、余一見而瞿然駭ニ其衰憊一、既坐噂吸不レ定、頃レ之出レ言、論ニ學一兩件一、笑語欵洽、而出ニ余山房一、去三外門可ニ數十弓一、人皆强ニ之上ニ輿不レ聽、跉躃步去過レ門而後上レ輿、其恭虔不レ怠者可レ見、還レ家不レ出ニ七日一而沒、臨レ終遺ニ余一書一、辭翰皆如ニ平日一、其至レ死不レ變者可レ見、余又因有レ志焉、昔者司馬文正公思慮終夜不レ寢、程夫子謂ニ人多少血氣一、幾何而不ニ摧殘以盡一也、儻若ニ是言一、斯人之短折也、亦安知ニ其非レ由乎苦志力行之大過哉、可レ惡矣、可レ痛矣、投レ筆嗚咽。

庚午臘月念七日

備陽臼田君畏齋行狀附語

伊藹子

世人以レ儒爲レ名、而求レ道者少、以レ求レ道爲レ稱、而實三用其力一者最少、其學專爲レ已、而求レ道之信實、未下嘗見中如ニ吾友備陽臼田君一者上、君往（疑行）歲有レ故、棄仕入ニ播州一、又徙流三寓于洛一、夫婦赤身、數兒尙幼穉、凡所レ居所レ遇、皆人不レ堪ニ其憂一者、而君漠然不レ經レ心、志操凛々、愈窮愈勵、好レ學亦益篤、其所ニ最重一者、慈愛忠信之行、是以與文者、聞ニ其言一莫レ不ニ感歎興起一、非レ有下藏ニ乎身一之實上、而能得レ如レ此耶、余相識有レ年、屢涉三修途一訪ニ余于伏江遯棲一、一時余爲レ論ニ聖門之學一求レ仁爲レ要曰、夫天地之大德曰レ生、人受ニ此理一以生、仁卽人之生道也、故仁而不レ仁、則非レ人也、其立レ心、不下以ニ天地萬物一爲中一體上、則非ニ人心一也、心之所ニ發見流行一、不レ由ニ循惻隱之情一、則非ニ人情一也、凡爲レ學而不ニ以レ求レ仁爲一レ主者、不レ可ニ以爲一レ學矣、君深喜以爲レ有レ所ニ啓發一、其雅素ニ於是一求レ仁益切、勇猛直進、急欲ニ其爲一レ己、有下殆如レ利レ仁者上、嗚呼眞高士也、但其所レ學之術專用ニ力於根本之地一、而不レ事ニ窮捨一、不レ拘ニ轍迹一、欲

レ兼レ所ニ諸家所ヲ長、以便ニ于成ヲ已、故倣而學レ之者、或承ニ其流弊一則恐至下於廢中詩書禮樂之教上憚レ困之學、勉レ行之勞也、然其所ニ自修一者、天若ニ假レ之以ヲ年、則安知乙其不甲レ可三裕入ニ善信之域一、又安知下其終中乎不レ由ニ全術一而進上惜哉未レ及レ知レ命、而奄下レ世、諸友不三惟痛ニ彼之令德未ヲ成、而悲ニ我之麗澤忽竭一豈不レ宜哉、余又自省謂、若下實惜ニ君之亡一者上亦必知下以其可レ爲而不上レ爲、悠々虛度自惜、能知四自惜而有三以所ニ進益一然後方可下以得上レ不レ背レ君乎、昔相戒之遺意、而有下可三以見ニ君于地下一者上、此亦後人所レ當レ念也、諸友謁ニ懶齋先生滕君老丈一請レ狀ニ其行一老丈使ニ令嗣某代一摛辭既成、自述ニ其情于卷後一、又命ニ欽使賡一造レ語、於レ是乎書以附ニ尾末一云。

辛未之歲春三月哉生明　平安仲欽敬甫書

臼田君畏齋行狀附語

夫子曰、貧而無ニ怨難一、富而無ニ驕易一、世或有下富而不レ驕者上、是亦寡矣、雖下學ニ聖人之道一者上、匱乏之窮レ極レ而心無レ怨者、可ニ屈レ指算一矣、亡友臼田君蓋其一也、君常誦レ詩曰、衡門之下、可ニ以棲遲一、泌レ之洋々、可ニ以樂ヲ飢、寡欲如レ此、而後可ニ以進ヲ道矣、善哉言乎、夫學者以求レ仁爲レ心、而私欲害レ之、故不レ能レ進レ道也、私欲者耳目鼻口之欲是也、凡人困窮、則耳目鼻口之欲皆不レ得レ盈、所ニ以不ヲ免レ有レ怨也、甚者必至レ濫矣、環堵塵甑、君雖レ居ニ其極一、而晏然不レ憂、則其求レ仁有レ進可ニ以知一矣、孟子曰、養レ心莫レ善ニ於寡欲一、君每レ三ニ復衡門一、則其善心之善、又可ニ以見一矣、予常見ニ其善一思レ齊、而竟未レ能也、今也幽明忽隔、吾將ニ何依一、君臨レ瞑、屬レ予以ニ後事一、予與ニ素友數輩一助ニ斂葬一、而心斷魂銷、聲容今尙依ニ稀于耳目之間一、嗚呼予富貴有レ所レ慕、則念ニ君之廉潔一而去レ之也、貧困或不レ安、則念ニ君之淸苦一以忍レ之、是乃君之賜也、其嘉言善行、則行狀所レ記、及二一老先生之後旣竭矣、固不レ待ニ予之贅一、雖レ然二先生命レ予附レ語、予屬詞雖ニ甚拙一、而不ニ敢ヲ發命、謾以ニ此數語一陪ニ卷後一矣。

元祿辛未年春二月望日　小原貞季忠記

祭文　懶齋

維
元祿三年、歲次庚午、冬十月戊午朔、十一日戊辰、懶齋藤臧告二于亡友畏齋日田某之靈一。
嗚呼畏齋、爲レ人廉肅從嘗罷レ仕、不二復志レ穀、唯學是力、切二於愼レ獨、不レ慕二安富一、不レ患二薄福一、衣取二蔽寒一、食取二充腹一、僑二寓市廛一、不レ爲二之贖一、寡レ欲愛レ物、只求レ仁熟、妻子先レ怨、朋友皆睦、我亦相好、情近二骨肉一、奈二何今日一、棄レ友太速、問二其生年一、後レ我五六、命矣痛哉、我涙如レ霖、爰就二靈牀一、羞物一哭、嗚呼畏齋奚不二來復一、若有二精靈一、鑒レ我羞羞。

同　惕齋

維
元祿三年歲次庚午、朔越十五日壬申、伏江病隱仲欽、謹以二香燭酒菓之奠一、敢告二于亡友畏齋先生日田君之靈一曰、嗚呼天生二斯人一秀異、而何降二其祿一之微乎。惟君簞食瓢飲能樂、上漏下濕而不レ病、其心之鐵、其介之石、殆無レ恥二古人一矣、凡所二困窮拂鬱一、人將レ謂下天磨二礪之一益玉中其成上、未レ及知レ命、而遽奪二其生一何也、嗚呼命矣哉、君視レ生如レ來、視レ死如レ歸、順受毫無レ所レ疑、但人不レ能レ不レ爲二之痛惜一也、既而朋友助二葬殮一者、皆謂二君之志一、不レ嫌二其過薄一、而忌加レ厚、不レ奇乎、嚮有二一友一、至二病革一請レ遺レ誨、君曰、立レ誠而已、是亦學者恒言也、而君獨有二其實一、夫誠孚二豚魚一、況於二人之相識一乎、宜矣信而服レ之、予受二兌澤一十許歲、犬馬之長、頗近二父之齒一、而尚出二汲凡流一、今也拜レ靈奉レ觴、哀羞交至、精爽洋々如レ在、尚其饗レ之。

植木翁事實　和田伯高

本州赤坂郡周匝邑、有二一翁一、氏植木、名是水、弱冠深志二于江州中江氏之學一、以二克己一爲レ本、至レ今未二嘗一日改一

レ操、故德成ニ於內一、名及ニ于外一、三部人士有下志レ此者上、莫レ不レ信ニ服其爲一レ人也、不レ追レ往、不レ迎レ來、富貴貧賤以至ニ飮食起居一不ニ一動ニ其心一、淡然無レ所レ好、所レ謂素ニ其位一、而行不レ願ニ乎其外一者也、今年春、手ニ書孝字一、摹勤分與ニ書生一、事聞ニ邦君一、邦君使下書ニ其歲與一レ名、裝潢以藏上レ焉、陰命ニ侍者一、賜レ金、歷ニ數月一而命ニ知郡事一、賞ニ其修身謹行之志一、乃召ニ翁於郡廳一、賜ニ白銀若干一、翁拜ニ其賜一、唯謹ニ於是一。邵謂、人之常情、喜發ニ于外一、言語過レ實、翁則異レ是、中心喜悅、言與レ實符、其餘實行皆此類也、如レ此之輩、眞可レ謂下有レ德者上也、時翁齡八十有七、是年寶延享二年冬也。

東備儒士和田邵識

植木是水翁行狀略

萬波世美

植木是水翁人となり篤實純粹、年二十あまりにして、藤樹先生之學徒に從ひ、良知の學を聞、奮然としてをもへらく、不省の身にして、かゝる尊き教を受け、意知の多路を知る事、冥加至極なり。しかれば、知るに從ふを良意とし、好物を退治するより外なし。師友の切磋第一といひながら、約まる所は、手かせぎにありと思ひ、日用動靜語默の際に試み、先學に就て正すとなり。其頃良知はうきあがり小法師のごとく、どちらへたをしても、をきあがるものなれば、意念を知る、卽ち良知言語におよばぬものとの試あり。工夫の精切なる、皆此の類なり。又良知はとふときものなれ。格致の功第一なり。或時家內彼是わづらひしに、程なく皆々快復し、折しも月朔なれば、家內打連、社參せしに、悅ばしさのあまり、神の惠もいとたふとく。

千早振神の惠をそのまゝに、たを道ひろくなりにけるやと思ひつゞけ、硯にむかひければ水なし。水入に水を入るゝに、茶碗へ水を入、其中へしづめとり、あげて見れば、茶碗のそゝぎ様たらずして、底に茶のしみたるあとあり。是を見て驚き、かゝるとふとき事を、かゝる水にてはかきがたし。善事にても、浮躁にして外へさそはれぬれば、本うすくなる事をおそれて。

兎や角と思ふ心は、春雨のふるとおもはば、花やかこはんとおもひつゞけて、操則存、舍則亡、との教あり。かた

く覺えしとなり。かく指手引手に心を用ひ、力を盡されけるは、起憤忘食ともいふべし。又一念の懈怠、一生の不足なれば、可戒事やとおもひ、それより一歩も退くと覺えし事はなしとなり。又、人生全く天に委てあるものなれば、富貴貧賤に心をとめず。唯人々日用當下の天職を務る外なし。日月の運行、日夜に一息の間斷なし。人もそれに隨てゆくものなれば、少の懈怠も勿體なき事なり。しかれば何事も眞向に藏て、かぶりのふられぬ事にて、水一滴も命の外なし。唯戒愼忍懼して、天命を奉行するのみ。又、我平生、ふみおこなはざる事、つゐに口に出さず。是等常談なり。又貧窮患難、少も心を動かさゞる事、簞瓢陋巷其樂をあらためずともいはんかし。又我幸に長壽にして、顔は老衰すれども、心はいよいよ道の難有事を覺て、獨處の折などありと思る。つゞくれば、文筆の才あらば、しるしをきたき一ふしもあれど、本より不才なれば、いかんともしがたく、是亦命とおもひて日用他念なし。

うれしやとおもふ心になにもなし。香もなし。欲のうかむ間もなし。是我當下の心なりとなり。かねて作られしいろは歌あり。皆自得の意を述べり。德容の盛なる、敬畏の密なる、短筆に盡しがたし。されども、或人の命いなみがたく、そのあらましを記しぬ。皆年頃親聞せし事なり。翁は本州赤坂郡周匝の產にて、中頃美作の國へ移り、後に又周匝へ移り住めり。

大守其行實を賞して、銀若干を給ふ事あり。一時の同志、信從するもの、はなはだ多し。享保八十八にして、天年をもて終りぬ。

岡山　萬波俊休　識

己酉紀行詩　抄書寛文九年。

富田元眞　號二靜齋一又廣軒元一作レ玄。

一品舍人親王者、天武天皇第三皇子也、追尊稱二崇道盡敬皇帝一、藤杜者其靈廟也、親王才氣超卓、博雅能屬レ文、元正帝養老年中、奉レ勅修二日本紀一、此乃本朝國史之鑑也。前レ是雖レ有レ如二廐戶舊事紀一、太氏古事紀等之書、皆援二拾記

錄無完書、如日本紀者、遠稽上古、近集群書、上起神代、下終持統、彙爲三十卷、奇而不譎、質而不俚、其文直、其事核、可謂良史實錄也。於是乎、神風玄遠、皇道實迹、晰然見簡之上、俾後世之人、得有由據而所考焉、又彼浮屠之僞誣、于是可辨其奸、親王之功、其班馬云乎耶、而中臣卜部關神職者、取爲己家之說郛、自飾其門楣、以爲有秘說、然未脫習合之惑、往々駁雜左道之言、且跋神代卷末曰、神道爲根柢、佛敎爲花實、猶且不知辨之、而又奚謂得斯書之旨也、可發一笑、此謂親王之罪人、然耶非耶、使人若人爲神道宗源傳授之淵源、而扇眩世人者、悲矣夫吁。

親王才業屬吾儒、國史筆鋒掃萬夫、神代玄風竹帛、皇家白日見瑕瑜、事無虛美追司馬、法不枉辭似董狐、永顯威靈藤杜廟、英名千古滿東隅。

涉安川而望野路篠原之間、有小屏額、此曰鏡山。此日也、氣霽天朗、山色鮮碧色、磨掌青銅而洗塵昏、如雕琢碧玉而發清光、然媸者望之而不愧、妍者對之而不誇、唯能照心者、知以天下至靜而天下至明者、爲鏡山之義。

眼新野路篠原間、駐馬柳陰見鏡山、氣霽青銅磨洗去、塵顏却愧對屏顏。

又

鏡山晴色鮮、不照媸與妍、至靜合仁處、含明本皎然。

壬申之亂、大弟之軍在不破關、皇子大友屯兵於武佐、大弟之士、有紀友淸者、潛提三十騎、夜襲擊之、放火中軍、而佯號大友之將某叛、由是大友之兵、不戰亂走矣、友淸之勇略、可謂雄偉絕倫者也、今過武佐馳心于往古、則可抵掌於千載之下者也。

友淸雄略拔千群、睨視江兵如蜚蚊、豈以火攻爲下策、鞍前一炬掃三軍。

友淸襲武佐時、不告軍將、密謀獨決而擊之、是以其功雖盛大、帝不顯賞之、時軍將奏曰、今度友淸專決戎事、奪大將之權、使三軍而失威、雖有軍功、犯法之罪、置之母乃不可乎、帝聞之曰、夫當閫外之任、而無制勝之奇策、對敵費日、而頓兵士之氣者、乃將之愚也、友淸雖無推轂之命、今其所爲者、有瓜牙之韜略、然朕所以不賞之者、

他日將士不量已、猥要功敗事也、卿如知為將之道、則代褒賞之可也、如何曰可罪之哉、凡為將者、學古之道而可補才略之不足、饒令有雄智得天者、亦暗前古之迹、則不曉今事者尙多矣、況其下者乎、不學無術、烏能當大事哉、群臣聞之皆賀矣、唐李愬將襲蔡城、遣掌書記鄭澥、白宣慰使裴度、度曰、兵非出奇不勝、常侍良圖也、蓋夫軍將者、不學為將之道、不知制敵之術、恥功之不出己、却欲誅責友淸、此有裴度之權、而無裴度之器者也、又友淸者、雖顯出奇之才、奮折衝之勇、而忘上下之分、失全功之賞、此有李愬之功、而無李愬之禮者也、帝之論賞至當也、且敎將士開進學之道、其用心又大哉、呂蒙吳良將也、吳主孫權謂呂蒙曰、卿今當路掌事、不可不學、孤嘗讀書、自以為大有所益、蒙乃始就學、乃魯肅過潯陽、與蒙議論、大驚曰、卿今者才略、非復吳下阿蒙、蒙曰、士別三日、卽當刮目相待、大兄何見事之晚乎、帝之言、暗與吳主之意相符矣、吁古之人、進學而自益、其如是乎、後世之人、自矜天資之智勇、而不知學問之有益、偶讀書者、從事于章句之末、不窮義理之精、或沈溺空虛、以為自適、其所學、遂成無用之具矣、然當大任者、姑舍學者之流弊、以帝與吳主之言、可為金鑑焉、今就友淸之事、論及于此。

友淸懷將器、奮武啓元戎、謀據蘂雜術、勢如脫兎攻、胸蟠三略秘、氣蓋萬夫雄、當路宜勸學、目新吳下蒙。

今夕泊醒井驛、驛頭有寒泉、天下名水也、古昔日本武尊、東征還于尾張、於是聞近江膽吹山有荒神、而欲伐之行、神化大蛇當路、武尊以為此蛇非眞荒神、因跨徑行、時山道雲霧大起、武尊迷而失道、遂痛身如醉、偶得泉而醒、因號其水曰醒井矣、夫川有文武、泉有廉貪、井有仁狂、水有何心、而得文武廉貪仁狂之名耶、蓋因風土俗尙、而為之稱號者也、柳子名瀟之溪泉曰愚者、非水之愚也、乃柳子之愚也、今此醒井者、源出岩竇之間、冷々吐寒聲、涓々為流川、淸如玻璃、冷如氷雪、當夏日之炎赫、人就此一掬則毛骨淒然、股慄粟起、洗之嚥之、凜々凍肺腸、可消胸中之煩熱、是以兀々而醉、恍爾神昏者、可一洗而醒焉、謂之醒者、因水之德也、非因士俗人品之類也、然為醒之義也、有淺有深、屈子不混衆濁之中者、貞潔而醒者也、孔公多醉而能決政事者、明敏而醒者也、此皆無取於水也、若夫巢父洗耳于潁水者、可謂淸而醒者也、至知者之樂水、則莫塵埃之可洗、謂之眞醒亦可乎、徒弄潺湲、愛淸寒而

已、則何異ニ耽平泉之醒石一耶。

皇子昏々如ニ宿酲一、井泉一飲得ニ醒名一、冷々岩竇吐ニ寒碧一、湛々石池凝水昌、屈子濁中孤操潔、孔公醉裡寸心明、若知ニ仁智一有ニ眞樂一、不レ必ニ潁川洗レ耳淸一。

世傳曰、昔有ニ老翁一、磨斧作レ針、因名ニ其地一曰ニ磨針一矣、夫山一卷石之多也、水一勺之多也、積レ土成レ山、則風雨興焉、積レ水成レ淵、則蛟龍生焉、千里之道、起ニ足于一步一、百尋之木、抱ニ幹于寸根一、大自レ小、遠自レ邇、積累之漸、物皆無レ不レ然矣、孔子曰、譬如ニ平地一、雖レ覆ニ一簣一、進ニ吾往一也、如ニ磨レ針老翁一者、其事雖レ異、而積レ力不レ已、則有レ同也、若下夫一日溫レ之、十日寒レ之用ニ力于皮膚之外一、責ニ効于旦暮之間一者上、磨レ針之意、其謂レ何耶、今雖レ不レ見ニ遺蹤一、過ニ其地一、聞ニ其名一、則可レ不ニ少興一ニ立懶惰之志一乎哉。

磨レ斧作レ針一老翁、爲レ山九仭厥功同、秪今無レ見ニ鐵爐步一、絕頂留レ名傳不レ窮。

青野原有ニ一株古松一焉、土俗傳言、長範於ニ松上一狙ニ往來之旅客一、謀ニ盜掠之方一、故名曰ニ長範物見松一也、夫松爲レ質也、心堅節勁、經ニ嚴冬霜雪一、而不ニ爲レ之變一レ色、故比ニ之君子之介操一也、立ニ貞白先生之庭一、則伴ニ隱逸之幽襟一、存ニ靖節徵士之徑一、則同ニ歸來之淸操一、此人與レ物相得、其趣同然者也、李誠之詠レ松詩曰、一事頗爲淸節累、秦時嘗受大夫官、此乃以受ニ秦官一爲レ累ニ松之淸節一、況今冒ニ盜賊名一、不ニ復甚一乎、吁松有ニ何心一也、所レ居不レ然、而蒙ニ此汚名一、則又松之不幸耶、物猶然也、況人之所レ處乎、孔子曰、里仁爲レ美、擇不レ處レ仁、焉得レ知、宜矣言乎。

千古寒松操節淸、何圖長範結ニ同盟一、秦官一事頗爲レ累、況是青原冒ニ賊名一。

奈古野城、故織田氏之攸レ居也。

神君海內總壹之後、割レ土封ニ功臣一、乃命ニ令子亞相義直公、俾レ侯ニ于備陽一、錫ニ之山川土田一、俾レ居ニ奈古野城一焉、而奈古野舊城制度隘陋、不レ足レ列ニ群臣一、由レ是增ニ其式郭一、命ニ列國侯伯一、大修ニ築焉一、於レ是殿堂門樓、及ニ凡百官士第宅一、櫛比棊布、舉得ニ其處置一、且斑レ之以ニ閭閻一、朝市分レ隧、開レ廛列レ肆、百貨庶物、闐ニ溢闤闠之中一、遂爲ニ侯國一大府一矣、且亞相公、崇ニ儒風一、重ニ神道一、武備之暇、修レ古溫レ故、助レ政以ニ文德一、是以治洽ニ闔境一、士民懷服、可レ謂ニ國家之大藩屛一也。

神君割レ土分ニ封疆一、大錫山川侯尾陽、朝市繁華天富庶、貨財豐殖陸珍藏、亞槐多蔭遠人至、維幹深根元帥强、龍虎英

韜卷二胸宇一、更鳴木鐸永二邦光一。

富士川源發二富士山一、雪浪漫々、四時溢二兩溪一、況今雨水添二新漲一乎、既棹二出舟于步頭一、則水勢奔突、如二鷙鳥之落一、瞬日之中、飛下二數百步一也、乃近二前岸一、則舟中投レ維、人在二涘上一而取レ之、挐以沂二渡口一、若二一失一レ手、則忽可レ覆レ舟、故舟中之人、舉莫レ不二變色一、使二旁觀一レ之、則亦可レ驚二鬼膽一、危哉然舟子操レ篙、漠然曾無二惧色一、彼豈勇者而能如レ是耶、此有レ所レ得也、因謂、人之得與レ不レ得也、莫レ不二皆然一矣、設使三信布驅二羊群一、則不レ若二牧童一也、使三賁育登二竿頭一、則不レ若二都盧一也、於二其不一レ得也、豈得レ不レ動レ心乎、當二其得一レ之也、雖丙對二熊虎貔貅百萬之敵一、蹈二白刃之上一、赴乙湯火之中甲、皆有二泰然臨レ之、坦然不レ疑者一也、豈夫羊群竿頭之間、足レ見二其勇一哉、若下不レ知二賢者之大用一、以レ小試レ大、以レ淺量レ深者上、必至二苛察爲レ賢、捷給爲一レ智、其既如レ是、則取二彼舟子一無レ惧者、得レ不レ爲二大勇一也哉、今感二發于此一、而及二于一論一云。

富山餘滴漲二洪川一、雨水添流更沛然、蘋末起レ風雷裂也、樹梢捲レ雪浪浮天、舟師手熟巧操レ掉、馬容眼驚綏着鞭、涉了嶮中無二惧色一、自誇一快似レ忘レ筌。

（富靜齋先生紀行止此）

本朝和韻之始

松井河樂

大津首和藤原大政遊二芳野川一詩見二于懷風藻一、太政者卽淡海公也、此時已當二于元白一、和韻之前豈非二一大奇事一乎。（芳字有レ所レ思、而換二本字一）

淡海野川詩。大津和二厥韻一。權輿元白前。萬古傳二嘉聞一。

講二磨韻鏡一因示二同志一三首

前賢

音韻照明鏡絕レ塵、迷情認レ妄却爲レ眞、多年牆面今廻轉、字學日新又月新。

天籟詩レ源先見レ流、縱横四七豈人謀、漸磨累歲豁然月、字內聲音在二舌頭一。詩中四七者四聲七音也。

偏恐鹵莽步邯鄲、反切元來易却難、學者如レ迷歸納路、玉篇韻會尺虛觀。

又論假名反切三首　前賢

假名反切起二何人一、萬世仰レ恩備大臣、若以二神功一比二天地一、和風一唱百華春。
備公學業古今無、仰看賢傳似二聖謨一、反切轉來知字裏、兒童走卒是鴻儒。
盍レ擇假名反切師、世儒轉舌豈眞知、若下離二公道一由中私徑上、一歩眼前千里差。

題二名目抄一三首　東山左府撰名目抄一卷　前賢

誰知名目合宮商、妙筆一揮始示レ方、從レ是淸風逐二昏靈一、東山明月萬年長。
名目古今轍未レ泯、經レ田求レ故不レ求レ新、讀レ書若背二傳來法一、何異南蠻鴃舌人。
相承的白古來同、和訓漢音避二俗風一、不レ識本朝名目在、幾人杜撰踏二齋東一。

右詩中、所レ謂名目者、因二友切歸納音一、而間有二轉音一、曰淸濁、曰相通、曰連聲、此三、等隨二自然之天籟一、而不三必偏二於反切一、此是本拜二古來之風俗一、人々不レ可レ不レ由レ之者也。

泮水餘波附錄　卷之一終

玉のすり屑序

篠岡謙堂

春たつ霞のうちよりもえ出し、若みどりの花咲、實のりて、いつしか、露霜のあしたに色付て吹くる山下風のさそひ、行世のありさま、いとはかなしとやいはむ。しかし、天地ひらけ、ふたはしらのおほん神たちも生ては、誰とこしなへにとゞまるべき。さにしもあらざれば、かねて辨へざるも、いと口をし。されども、異なる道には、此世のはかなきをすてゝ、ながき後の世をたすかり、金のはちすにも屋を定め、ほとけの數にもかたをならぶる事をのみねがひて、けふさしあたる五の常をおこたり老たる親をもうちわすれ、あつかりしおほやけ親のいつくしみをふりかへり見て、えきなき佛の名をとなへ、心もなき木のすがた、石のかたちにあゆみをはこび、香をたき、水をもむすびて、孝行にもはづれ、忠義にもたがふ事のみ世に多し。うらみてもいかでかつくべき。罪してもなほあまりあり。只はかなき世のさまを見ては、けふは人の身の上、あすは我身の上なる事をおもひて、人のそしり世のさだなからぬ。世に殘しては、いかばかり口おしき事ぞと思ひて、いよいよ孝行をも、忠義をも、わするべき事にあらず。大かたに、人の心はおなじきものなれば、善事して人のほめたるは、心にこゝろよくしてたのしみ、これはまさることなし。春の花、秋の月、うたひ、舞かなでても、心のうちに恥ありては、いかでか、まことのたのしみをしらんや。むかしのかしこきひじりも、みな心にこゝろよき事をして、たのしみとはしたまひたりけれ。唐・大和の孝なる人、忠なる人をつたへ聞ては、誰か、これをほめうらやまざるべき。ちかきころ、大石の何がしが、主のかたきをうちし事、浦山里に住ける賤の夫・賤の妻といへども、ほめ、こゝろよしといはざるはなし。又、てんけうといへるほうしの、いと口かしこく、彌陀の方人をして、日蓮をうちそしり、其きこへ、天が下にかくれなしといへども、ほめるものあれば、そしるものあり。そのほめるも、いかでかゑきあらん。けふ我身にうつしならひては、只人といさかひのはしを起し、わざはひをまねくのもといなり。かやうのことを思ひあはせて、世に聞えたかけれども、誠と僞のわかれをよくわきまふべし。人は天地の中に立はべりて、いとかしこきものゝ、又たうときものな

れども、心のとりおさめ、みにくかりければ、かへりて鳥獸よりもをとりて、いと口をし。あるは親を殺し、あるは子を殺す、みな欲にくらみて、かくはなりゆきはべるなり。鳥獸は、親をいつくしむことをしらざれども、殺すにはいたらず。まして、子をおしまざるはなし。しかれば、世の中には、鳥獸にもをとりたる人のある事よと、心をつけて、目をさまし、我身をたちかへり見給ふべし。かたじけなくも、聖人の道と申は、天地ひらけはじまりしより、人の人たるべきことはりを、あきらめ給ふ。堯舜の帝より、つたはりて、孔子の御をしへ、またくそなはりしより此かた、四の書・六の經、みなしるし得て、あだか大空にかゝれる日月のごとし。たれ人か、あふぎみざるべき。たとひ、ことなる道をたうとむとも、家を書し木のはしのごとくなむ人はしらず。世にたちつどふ人の、五の常をわすれては、けふ一日も暮れがたきは、みな、我身にありてしれる所なり。されども、身すぐすいとま、なみの人々は心におもひても、書よむ事もなりがたし。又、すこしかんずかたにたち給たる人といへども、をうなは、大かたにならひて、道をしる事も、おもふさまには、かたかるべし。むかしのをしへは、たゞ、聖人の道一すじにして、まがふ事なければ、見ならひ、聞ならひても、たがふ事なくして、うつくしかりけり。今の世の中は、數々のことなるちまたありて、誠の道すじにいたりがたし。さるによりて、道を口すさみ出す事も、まづたかき所よりして、そのおもむきをしらしめて、二たび、そのくはしきにいたらん事をおもふとなり。近思錄にも、まぐちに道の本體をとかせ給ふ。みなやむ事を得ずして、人をおしゆるの心、くはしくありがたき所なり。我、三たり四たりの姪子ありて、日にまし、夜にましてかしらの髮もながくなり、よろづの口すさみも、いとおしかりければ、たゞにやみなんもほゐなかるべしと道の姿を、あらまし大和言の葉や、今の世にいといやしき言の葉など、とりまじへて、爰に書しろしをき、あいがたに、言のはしともなれしとこひねがひはべり。是は道のすがたにて、けふにつとむる事は、さだかならざれども、此心をよくあきらめてしものならば、つとめのをしへは、世に大和小學、其外、あづさにちりばめ侍る書ども、數おほし。日をかさね、年をすぐして、讀給ひなば、今爰にしるせる事、割る符を合たるがごとく成べし。かりそめに、一とをりよみては、心にさとりがたき物なれば、千たび、百たび返して打をき給ふ事なるべし。

泮水餘波附錄　卷之二

玉のすり屑

篠岡謙堂

人の先大がいにしりてもよきは天命なり。命とは、たとへば君のおほせのごとし。我身の生れ出るより、天のおほせ付られたる所なり。あるはたうとく、あるはいやしく、あるは富、あるは貧、其の外、心のをよばぬ所のいたす事は、みな命なり。是を知るときは、むさぼる心なくして、何事も天のおほする所ぞと、やすくしたがひくらすなり。また親に孝行、君に忠義のたぐいは、人たるものの、みなのがれざる事にて、本より天のおほせ付られたる第一の事なり。又、あしくこころへて、すべき事をせずして、天道したはといふべからず。たとへば、われたるふねにのり、虎の尾をふみて、天道したいといはば、いくべきの理なし。ずいぶんよき船に、天氣をみてのり、其上にても難いたらば、命といふべし。しかれども、陸ある時は、ふねにのる事なかれといへば、是も君子の上にては不正の命といふて、つくせりとせず。

人と萬物の生ずる、みな陰陽五行水火木金土なりの氣のなす所なり。氣は元一つなり。わかれて、陰となり陽となる。陰陽、又わかれて、五行となる。陽陰と五行と、あるひはわかれ、あるひは合ひ、はこびめぐつて、變化きわまりなし。そのうち、しぜんに、清るあり、濁るあり、厚きあり、薄きあり。ただ人は其氣の正しきを得、物は其氣の偏を得るなり。かるがゆへに、人のかたちは、天地にかたどれり。かしらの圓なるは、天にかたどりて上にあり、足のけたかくなることとなり なるは、地にかたどりて下にあり、かしらの百會は、天の北極にかたどり、兩眼まへにあるは、日月の南にめぐるにかたどる。小やうのまへにあるは、うしほの南の下にあるにかたどる。是氣の正しきを得たるしるしなり。物は鳥獸ともに、かしら橫さまにあり。草木は、かしら下にありて、枝葉上に生ふ。是氣のかたつくを得たるしるしなり。みづからたうとき所を、是にてしるべくして、身をたもつ事、ゆるがせにすべからず。

おなじき人のうちにて、さまざまの品おほき事は、天のあたふる氣の淸濁、厚薄のたがひありて、ひとしからざ

るのみ。たとへば、天のあとふる性はすなちち理なりすめる泉のごとし。氣のなせるかたちは、うつはもののごとし。此うつは物、白銀にてつくり、すこしもけがれなきに、此泉をうけて入るれば、いさぎよくしてうけたるごとくにきよくおこなひ得て、聖人といふなり。もし又、にごりけがれたるうつはものにうけては、泉共ままにごりて、くらくなるなり。是けふをろかなる人々なり。すこしく清ければすこしくすみ、すこしく穢るればすこしくにごる。性はおなじといへども、人にさまざまあるゆゑんなり。是を氣質といふ。學文教といふは、そのうつはものの、けがれをそそぎすて、又は、水をこしてすまし、元のごとくにするの事なり。よろづにつけて心がくれば、あながちに書よまでも、身のたりにならずといふ事なし。いたづらにくらす事ごとぞ、ほゐなけれ。ただし、聖賢さへ學を好み給へば、道にいたるにおゐては、書をよまでかなはざる事也。されども、ひろくしるをのみ事とするは、まことの學のすじにてはなしとしるべし。又、たまたま人にすぐれたる人あれば、かならず命みじかきのみなり。そのことはり、天地の中にても清くすめる時は、すくなく、もしあれども、すこしのあひだなり。かるがゆへに、そのみじかき清を得て、命もみじかしとしるべし。草木のたぐひといへども、人のとりはやすは、かならずうせやすし。しかれども、もし又清の長きにあふてむまれたるは、いよいよ身をやしなふ事、理にかなひて生をたもつ事、天年（命か）をつくす、文王・武王・孔子を以てしるべし。

性はすなはち理なり。しからば、理といはずして、是を性といふは、理は天地のあいだ、人物ともにいふべくして、事のうへにもまたある所なり。性とは、ただ我にあるの理、もと是一の道理にして、天にうけて、我物としたるゆへに、性といふなり。かるがゆへに、性の字は、心にしたがひ、生にしたがふ。是人生れ來て、此理を心にそなへたればなり。其名を仁・義・禮・智といふ。ただ一の性にして、動くについてかはりあり。たとへば、天の一理、春生するは仁なり。夏いろつやそなはり、枝葉わかれていよやかなるは禮なり。秋葉おち、實のじゆくするは義なり。冬かくるるは智なり。春夏秋冬とかはりても、天の一理はつらぬきてかはらざるがごとしと知るべし。

性は元善にして、他にまがふ事なし。天の物を生じ、春夏秋冬とうつり行、萬年をふるといへどもたがふ事なく

して、柳に梨もさく事なく、瓜に茄子もなる事なし。是みな、誠の貫き通る所なり。人其誠の理をうく、いかでか善にあらざる事をゑんや。昔の君の教をたて給ふも、此性善にもとづかせ給はざるはなし。此ところにまどひありては、大本すでにたがふ。いかでか誠の道をしることを得む。

心は我身のあるじなりとしるべし。孝を思ひ、忠を思る、そうして義理を思ふは、是本心のつかさどる所なり。又飢て食をねがひ、渇しては水をねがひ、夏は麻のひとへを着、冬は衣をかさねん事をおもふのたぐい、みな心の身をつかさどる所なり。もし物にひかれ、欲にくらむときは、それ〴〵のすじ道をたがひて、あるじのやくをうしなふ。是を放心といふ。放心すれば、かたちは人なりといへども、鳥獸におなじ。かたちは生たりといへども、死たる人におなじ。此ゆへに、學問の道他なし。放心をもとむるのみと、かしこき人の教へ給ひしとなり。

又心は、たとへば一つのうつは物のごとし。そのうちに入置たるは性なり。かるがゆへに、仁・義・禮・智は性なりといへども、うごいてあらはるるとき、かならず心にわたる。惻隱の心は仁の端なり、羞惡の心は義の端なり、との給しも、みな心より、しるべき事をとかせ給ふなり。しかれば、まへにとく所の、うえてしよくをねがひ、かつして水をねがふのたぐひは、心かへつて、かたちについてうごくゆへに、是を人の心といふ。うえても、義にあたらざれば、くらはずして、死ともかへりみざるは、心性のうごくところにしたがひて、おもきと、かろきとをわきまふ、これを道の心といふ。常にみづから、此わかちをこころみて、道の心にしたがはば、かしこくなんなん事も、またかたきことにあらず。

又心に體と用とあり。（體とはたとへば火のごとし。用とはたとへば光のごとし。）心のうち常にさまざまの理をそなへたるは體なり。事のふれ來るにしたがひ、それぞれにさばき去るものは用なり。しづかにしてうごかざるは體なり。かんじて天下の故に通ずるは用なり。體はすなはち性のうへについていふ。用はすなはち情をもつていふ。性は靜なり。情は動く。かるがゆへに、しづかなる時正しからざれば、動く時はよこしまなり。聖人のおしへ、常に、其靜なる時心をやしなふ。是を存養といふ。うごく時に又顧る。是を省察といふ。存養・省察かねたる工夫を敬といふ。敬はうごくも、しづか

なるも、たゞ心の物にうつりゆかずして、誠の立ん事をねがひつとむるなり。

又性は理なり。元より善にして惡なし。心はをのづから、理と氣とをふくむ。理は善なれども、氣はすでに善と惡とをねねたり。わづかにうごけば、惡にしたがひやすきものなり。心はもと活物にして、うごきやすし。聖賢をしへをほどこして、みな心にもとづくゆへんなり。されども、此心をとりとむることは、又我心にありてやすきことなり。心は一つにして、人の心道の心のわかちをしれば、おのづから心をもつて、心をとりとむべし。

又心は、我胸のあいだ、わづか一寸四方にすぎず。しかれども、天地をたすけ、萬民をすくふ事、みな此うちより出づ。堯舜と桀紂とたがふ事、いかばかりぞや。をそるべし。つつしむべし。

情に七つあり。喜・怒・哀・樂・愛・惡・欲。しかれども、喜・樂・愛は一類にして、怒・惡もまた一類なり。情は性の用にして、事にふれ心にかんじて動くを云。七つにわかれたるは、是しぜんの姿にして、一つもつくらでなす事にあらず。此ゆへに、情をまこととよむ。しかれども、善と惡とあり。是、おもひをふかふしてつゝしむべき所なり。たとへば、親を愛すると、色を愛すると、愛にたがふ事なけれども、親を愛するは孝といひて善なり。色を愛するは、淫といひて惡なり。賢者を惡むと、不仁者を惡むと、惡にたがふ事なけれども、賢者を惡むを暴といひて惡なり。不仁者にくむを明といひて善なり。中より出る所はひとしく性なりといへども、物にふるる所正しからざれば、善惡天地はるかにたがふ。たとへば、弓いる人のごとし。的にあたりたるは善にして、親を愛し、不仁を惡むがごとし。はづれたるは、惡にして、色を愛し、賢者をにくむがごとし。手前正しからざれば、かならずはなちてはづるるなり。人の常を守り、存養の工夫をつむ事、又弓の手前を正しうするがごとし。此ゆへに、はなちてあたらずといふ事なし。終に性の善にかるふ性情は心にすべてあり。是また放心を求るにそなはれり。

意とは、心の發る所なり。長ければ思となり、向所あれば志となる。をよそ情は性のうごくなり。意は心のはつするなり。心元性をふくむものなりといへども、此身にわたりて、又人の心をかねたり。此ゆへに、うごくとき、をのづから性にあづからざるものあり。是を意といふ。意必の意にして、あしきかたなり。意を誠にするといふの意

は、內よりうごき出て、まつたく善なるをいふ。此心のわづかにうごく所について、其善を、實にしてあざむく事なきを、まことにすといふ。をよそ內よりかんじて、出る物はおほく性にわたり、外よりうごかされておこる物はおほくわたくしにしたがふ。是孟子の氣を養ふのをしへによりてしるべし。

五常とは、仁・義・禮・智・信是性のとくにして、人々の元よりある所なり。天道造化の上についていへば、五行の德なり。仁は五行にありては木の神なり。義、金の神なり。禮は火の神なり。智は水の神なり。性のうち、仁・義・禮・智ありて、別に、信の位なし。又、五行の東は木、西は金、北は水、南火にして、土に定る位なし。又春は木、夏は火、秋は金、冬は水、又土は定る時なし。此ゆへに、仁・義・禮のうち、をのをの信ありてたがふことなく、四時四方の德と位と、皆土を得て全し。別に、信ととかざれども、仁・義・禮・智の仁・義・禮・智たるは、是信なりと思ふべし。

又、仁・義・禮・智はひとしく性の名なり。しかるに、仁のみをもつて、心の德といひ、孔子の御教も、仁を求むるの外なき事は、天地も物を生ずるを以て心とす。仁は愛の理、愛は物をいつくしむなり。物をいつくしむは、生をこのむで、死をにくむより大なるはなし。此ゆへに、仁をもつて心の德とする事、もつともなり。又、此心をおしひろむるときは、天下國家もおさむるにたらず。是を公の理といふ。しかれば、義・禮・智もおのづから此うちにそなはるべし。仁をとりて、義・禮・智をすつるといふにはあらざれども、本をあぐれば、末おのづからしたがふの理あり。是、聖のをしへの人をみちびく事、數すくなくして、つぶさなるゆゑんなり。

又、義は心のうへに付ていへば、事理きはめ、正しく、うたがふ事なく、たとへば、刀の物をきりてわかつがごときの理を義といふ。何事を見ても、何とやさきと、うたがひありて、はたしをこなふ事ならざるは、義なければ仁ありといへども、姑息の愛に流れやすし。姑息の愛とは、うば・かゝの物を愛するごとし。

又禮は、心のうやまいにして、天理の節文なり。貴人高位の前にありては、自然とうやまふの理なり。是心のうやまひあるしるしなり。上一人より、下萬人にいたるまで、をのをの、そのほどありて、分をやすくする、是節文なり。是を本にして、冠婚・喪祭・酒掃・應對といへども、みな此うちより出たる禮のすがたなり。聖人のをしへは、た

だ、性のうちにある所をつくさしめて、外にもとむる事なしといふ事、かやうの所にてしるべし。

又、智は心の常にさとく、是非をわきまふ。生れ出ると次第々々にひらけて、父母をしり、兄弟をしり、あつさ、さむさをしり、いたき、かゆきをしるのたぐひ、知のなす所なり。是をきはむるを知を致といふ。致とは、別に作り出すにはあらずして、天理のそなはる所を、きはむるなり。此ゆへに、水のすみ、あきらかにして、とゞこほりなきやうに、その水すじをさらへるときは、知はをのづから致るなり。もしさまざまの事をたくみ出して、世にいふ所の、利口やけたるは、誠の智といふものにあらず。しかれども、智のやまひは、かくのごとくなるにいたしやすし。孟子ののたまふ、智ににくむ所のものは、鑿がためなり、とは此事なり。

仁・義・禮・智人々のそなへて、日々あらはれ出るを、四端といふ。四端とは、四つのはしなり。全く出るは聖人なり。凡夫も、此性あらざる事なしといふしるしを、孟子、説せ給ひしなり。たとへば、井のものに二三歳の子ありてすでにおちいらんとするを見て、心にいたみ、おどろきて、たすけすくはずといふものなし。是、仁の物をあはするはしのあらはれたるなり。又大勢の供人をつれ、馬にのり、輿にかかれて通る人にあひては、見もし、聞もせざる人なりとも、道をゆづり、かうべをたれて、うやまふの出ずといふ事なし。是禮のはしなり。又我にあやまりあるか、人はしらじとおもふてしたる事のあらはれたるが、心にはづかしとおもひ、すべて人の悪をにくむのたぐひは、義のはしなり。又何によらず、是を是としり、非を非とするは、智のはしなり。かくのごとく、すぐに出て、私意にわたらざるを、性のはしとしるべし。聖賢、是をかつてをのをの我身にたちかへりて、そのあらはるる所のはしをとりとめて、みがきいたして、つゐにもとのごとくになし、たてん事をねがひ給ふなり。人常に、わたくしと、むまれつきにおほはれて、性のまゝにをこなふ事、なりがたしといへども、本よりある所の物なれば、事のせつなる時は、かならず、かくのごとくにあらはるるなり。是を弓にたとふれば、遠く的を置てはあたりがたし。是その中に、さまざまのうたがひあればなり。的を矢のさきにさし付て射れば、いかなるものが、いたりとも、はづるる事なし。聖人は、弓の名人のごとし。遠くともあたり、近くともあたる。凡夫は弓の下手なるゆへ、近ければあたる

とも、すこし遠ければ、はやあたりがたし。しかるを、日をつもり、功をつもりて、すこしづゝ的とをのゝやうにすれば、凡夫なりといへども、また、令名をうしなはざるにはいたるべし。よくよく心をつくすべき所なり。

忠信とは二字ともにまこととよむ。是人心をおさむるの工夫の文字なり。をのれをつくすを忠といふ。實をもつてするを信といふ。おのれをつくすとは、心にのこるところなきやうに、一ぱいをおこなふ事なり。たとへば、人のために事をなす時、かくのごとくすれば十分なれども、我事にてはなしと、七八分をしてをくは、忠にはあらず。此たぐひにてをしてしるべし。實をもつてするとは、言の上についていふ。無をなしといひ、有をあるといふ。是信なり。五つあるものを、四つあるといふも、六つあるといふも、信にあらず。五つを五つといふが信なり。或は人と約束しては、そのやくそくをちがへざるは、信なり。ただし、信なる人はやくそくの前にをゐて、後にちがへざるべき事をりやうけんして、やくそくするなり。聖人忠信を主とす、とのたもふ事、誠にたうときおほんおしえなり。たとへば、つじ堂の、ぬしなきには、往來の人をさきとして、夜は盜賊・狐狸のすみかとなり、あれはつるものなり。わづかにても、ぬしつきて居れば、かひなきやもめといへども、人是に入るなし。主とは、あるじの事なり我心にあるじなければ、つじ堂のごとく、さまざまの邪念・妄慮おこりて、心すさみてくらむものなり。しかるを、忠信もつて、常に心のあるじとすれば、外のよこしま、入事なくして、誠次第にたちゆくなり。

忠恕とは、忠は前にいふと同じ。恕は、我心ををして、人におよぼすなり。たとへば、我心にいなとおもふ事は、人もさぞとおしはかりてほどこさゞるなり。忠は心のうちのまこと、恕は物にまじはる時のほどこすところなり二つにして一つなり。忠は、かたちのごとく、恕はかげのごとし。忠あらざれば、恕ある事なし。

忠信、忠恕のたぐひは、皆けふ學する人の手をつけて道にいたるべきのきざはしなり。聖人のことは、心をのづから至大公明にして、工夫をまたずして、自然に、のりにかなふなり。心の欲する所にしたがへども、矩をこえずとの玉ふを見てしるべし。

誠は、天道自然の理の上についていふ。眞實無妄の謂なりと。すでに眞實といひ、又、無妄といふ事は、たとへば

そのする所、眞實なりといへども、もし、正しき道にあらざれば、是を無妄といひがたし。天道のながれ、をこなわれて、いにしへより今にいたるまで、暑き事いにぬれば、寒き事來たり、春生じ、夏長じ、秋殺し、冬藏る。をはりて又始まり、循環極なし。是、眞實の道理なり。又、天のめぐり、日・月・星・辰のたがふ事なく、暦のさししめす所、いちじるく、草木のごときも、あまき物はいつまでもあまく、にがきものはいつまでもにがく、まどかなるものはいつまでもまどかに、けたなるものはいつまでもけたなり。皆是、眞實無妄のなす所にして、人にありては、ただ、聖人のみ、此誠にかなふべし。あけくれ、此誠のごとくならん事をねがふは、人の道なり。しかれども、一事にてもなし得て、道理にあたれば、是もまた、誠のうちにあらずといふ事なしとしるべし。

敬とは、主一無適の謂なりと。主一とは一をあるじとするなり。たとへば、一事なすとき、その事の上に心を用ひて、理にかなはしむるなり。しかれども、事に心をうつすは、かへつて放心となる。ひつけう、つねゞゝ心をやしなうて、事物の來る時、それぞれにおうじてをこなひさる。此活潑明靈をとりうしなはざるを敬といふなり。ただ心を一にまもりて、妄念・雜慮のおこらぬやうにする、是を主一といふ。無適とは、たゞ心主一にしたがうて、西に行、東に走り事なきをいふなり。かくのごとく心をとりとゞめざれば、千卷・萬卷の書をよみ、聖人・賢人の中にまじはり居るといふとも、我にうつし得ることとならして、いたづらになりゆくのみ。かくのもとは、敬にあることをしるべし。なを、言葉をもつて、のべがたき所なり。

道をみちとよむは、人々のゆく所の路と同じければなり。ただ一人の行は、路にあらずして、天下の人の往來するをみちといふなり。そのごとく、上は天子より、下は庶人にいたるまで、萬のむかしより、末の今にいたりても、かはらざるべきを道といふなり。廣くいふ時は、天下の物みな理ありて、道にあらざることなく、身についていいへば、性にしたがふを道といふ。ひつきやう、天理流行のすじを道といふなり。天理ばかりいへば、我に相あづからざるがごとし。道といふ時は、依りつとめざれば一日もたつべからざる事を、しらしめんがため、往來になくてかなはざる路に事よせて、名づけ給ふなり。是聖賢一字といへども、心をくはしくして、人におしゆることの切なる

なり。此ゆへに、道はしばらくも離るべからず。はなるべきは道にあらずとの給ふ。よくよく心を用べし。

又老子・莊子は、道をとくことははなはだたかし。天地いまだあらざるの時をさして、道といふ。あるひは無名は天地の始といひ、あるひは、無物に歸するといふ。其言葉、たかしといへども、今日をこなふのおしへにおゐて、何の益なし。

又、佛氏の道をとくも、大がい老・莊に同じ。ただ、佛氏は、空をもつて道とし、いまだ天地のあらざるさきを誠のすがたとさだむ。其說、心經・金剛經・圓覺經・法華經・維摩經・楞嚴經、いづれも、そのむねは同じ。みな一時の空言にして、をこなふ所におゐて、ゑきなしとしるべし。

德とは、道をおこなひて、心に得たるをいふ。德は得なりと訓てうるといふ事なり。道と德と二つなりといふにはあらざれども、道は、我をこなひても、おこなはでも、其名ひろく物にあり。德は、我をこなひ得ざれば其名なしただ一日二日、をこなひたるとて、得たりとはいはず。心に得るといふ所を德といふなり。又大學の書に明德といふは、人々の、天に得たる所のはじめについていふ。それゆへ、明德を明かにするといふ。明かにするは、我、もと得たる所の德ありとも、氣稟・物欲におほはれ、くらまされ居るなり。其のおほはれたる所をあきらかにするといふこころなり。德の字の心はおなじといへども、さす所おなじからず。ただし、道をおこなひて、得たる德も、ひつきやうは、明德にたちかへるの外なはけれども、はじめより一つに心得ては、かへりて違ひあり。かくのごときの所は、こまかに心を用ひざれば、そのむねをさとすことかたし。

鬼神とは（神は伸なり、陽のゝぶるなり。鬼は歸なり、陰のかへるなり。）天地にていへば、天は陽にして、神なり。地は陰にして、鬼なり。四時にていへば、春夏は氣ののぶるにて神なり。秋冬は氣の屈にて鬼なり。又、晝夜にていへば、晝は神なり。夜は鬼なり。日は神なり。月は鬼なり。雷をもつてならし、雨風をもつてうるほすは、氣の伸るにて、神なり。おさまりては、雨風雷の跡の見るべきなきは、氣の歸るにて、鬼なり。一日のうちにていへば、日の出て次第にのぼるは神なり。午の時より、やうやくかたむくは鬼なり。月にていへば、三日より十五日まで、まどかになるは、神なり。次第にかける

は鬼なり。木草の葉生じ、枝をのぶるは神なり。葉おちかれるは鬼なり。潮の來るは神なり。しりぞくは鬼なり。およそ氣の伸るものは、みな神なり。かゞむものは、みな鬼なり。鬼神は陰陽の良能にして、けふ人のいぶかるべき事にあらず。人の身の上にても、いとけなきより、四十年にいたるまでは、氣の伸にて、神なり。四十年より後、次第に老をとろへるは、氣のかゞむにて、鬼なり。目のさめたるは神、いぬるは鬼、ものいふは神、もだすは鬼、みなかくのごとくなるにてしるべし。

魂魄といふは、人の身にありて、陰陽の精なり。魂は、陽のたましい、氣をつかさどる。かるがゆへに、動く魄は、陰のたましい、質をつかさどる。かるがゆへに、靜なり。丹田の動氣より、一身の十四經脉、めぐりわたり、出入息、皆魂のつかさどる所なり。五體・四肢、凡質あるは、魄のつかさどる所なり。心の下知次第に手足をはたらかするも、魂のつかさどりなり。目は、五藏の精英の集るところ、明にして、前に來る五色等をてらして、是を心へ奏す。魄のつかさどりなり。又、心の下知にて、見度所へはたらき見る。此はたらき、魂のつかさどりなり。耳の靜に五音を聞は、魄のつかさどりなり。舌の味をしるも、身のいたき、かゆきをしるも、魄のつかさどりなり。口舌は、魄のつかさどりなれども、心の思ふ事を言語にのぶるは、魂の心の下知をうけてなすなりと。かくうごきはたらく方は、魂のつかさどりなり。魄は靜なり。故によく守る。ひさしき事にても、よくおぼえて、心のたづね、次第に奏するをり。人死するときは、魂魄去る。魂は陽にして上にのぼり、魄に陰にして下に降る。死ていまだ間あらざれば、なを魂魄の消散いまだつきざる所ありて、自然に、人の心にいたみ、しみじみとこたふ。是氣のたがひにかんずる所をしるべし。

人死て、魂魄去る時は、みな天地陰陽の氣に散じて、はじめより、一つのかたまり、わかれたるものにあらず。此ゆへに故人の祭り、上陽にもとめ、下陰にもとめて、我誠をつくす。つねにかんつうする所ありて、神のうけ給ふ事を得るなり。

祭はたゞ、誠をつくさんことをおもふべし。誠なれば神もなし。誠は眞實無妄なり。我祭べきおや。おほぢを祭。

祭るに心をつくし、敬をつくすは誠なり。その祭るはづなるを祭るは妄ならざるなり。たとへば、親存生のうちに親をちそうして、誠をつくすは孝なり。しかるに親をすてゝ、他人をちそうするといふ理なき事は、人のみなしりたるところなり。されども、神につかふる時は、人々まよひおほし。あるひは、佛を信じては、ほとけに手向たるは親に手向るなりといふは、たとへば、親をやしなふに人をたのみて、此報にて、我親をやしなふてくれよといふがごとし。けふにをゐて、その理なし。鬼神といふとも、いかでかたがふ事あらん。たゞ、何事もけふにある事をおしてつくすを聖人の道といふ。たとひ、違ふ事ありとも、幽冥鬼神のすがた、たれ見て來る事もなければ、たゞ、常の理をして、おのれが誠をつくさば、いかでか、鬼神のうけざる事あらんや。

むかしの人の祭は、先祖を祭るといへども宗領、家の外まつる事を得ず。いはんや、よしもなき外の神佛をまつるべきの、だうりあらんや。よしなき神をまつり、佛をいのるは、みな、わがみのさいわひをいのり、わざわひをのがるるこころにして、先祖の神を祭るがごとく、しんじつに、ちそうする心にてはなし。世俗の立身をこころがけて、權門・勢家にこびへつらふと同じ。このゆへに、聖人其鬼にあらずして、祭るは、諂るなり。の給ふ、常に我うくべからざる物は、今日凡夫といへども、みだりにとらず。まして、神あり、佛あらば、いかでか、きたなき心の人の祭をうくべきや。もし又、そのしやべつもなくうくる神佛は、こつじき・ひにんにもおとりたるなれば、いかでか福をあたへ、わざはひをまぬがれしむべきや。祭るべきの理なき事あきらかなり。

子孫の先祖を祭る事は、かならずうは給ふべきのだうりあり。たとへば、天地萬物の生ずる、同くみな氣なり。しかれども、その子のうけつぐ所は、血脉ながくつたふ一氣のうち、おのづからかんずる道理あり。物たねのそのからは、かれすたれども、其氣はたねのうちにつたわるがごとし。百千萬年をふれども、氣のかんつうする所なかるべけんや。此ゆへに、聖人、人の子なきを、不孝の第一としたまふ。たとひ養子したりといふとも、家はつげども氣のたゆる事は、すべきやうなし。是、人のゆるがせにすべからざる所なり。むかし漢の世に、ある人、先祖を祭る時に、かんなぎをやとひて、神を申おろしたるに、衣冠たゞしき神來りて、祭をうけんとせしが、たちもとをりて、

すすむ事を得ず。又一の神來りて、かしらかきみだし、かたはだをぬぎ、手に包丁をさげて、いさみすゝみて、その祭をうけたりと。かんなぎの目には、みえたり。かんなぎ、ふしぎにおもひて、祭のぬしにとへども、がてんせず。とりよりたる人聞て、いふやうは、其家むかし、子なくして、同姓にあらざる居家（今のえたの事なり）の子を養ふて、家をつがせたり。故にその子孫まつれば、先祖はうける事を得ずして、實の居家の神、是をうくといふ。あやしき事といへども、理にをいてのがれがたき事なり。このゆへにここにしるす。

いにしへは、五祀の祭あり。門戸行中霤竈なり。漢の世よりのちは、井を以て行にかへたり。むかしは穴をほりてすみけるが故、窓のあかりをとる所を、中霤と名づく。是土の神なり。春は戸をまつる。陽氣の出るゆへに、戸より内の陽をまつるなり。夏は竈をまつる。陽氣さかんにあつく外に出るゆへ、竈にまつる。秋は門を祭る。陰氣出るゆへ、門外の陰をまつる。冬は行をまつる。陰氣盛にさむきゆへ、是を行にまつる。中霤の神は土の神なるゆへ、是を家の中央にまつるとなり。是、いにしへの祭は皆それぞれのことはりありて、陰陽の二つを祭るの外なり。是造化をたすけて、萬物を育するところ、聖人の大道なり。

道德たかき人、忠義あつき人は、祠をたてて祭ることあり。是を淫祀（淫祀とはむさとしたる祭をするをいふなり）とはいふべからず。其恩德を報じ、又其名を後の世につたへて、人に善をすすむるの道なり。是また、へつらひのこころとは大にちがふ所あり。

から國の江淮といふ所より南は、むかしより淫祀多し。ゑびす國にちかうして、中國の禮義のをしへにしたしまざればなり。唐の世に、狄仁傑といふ人、江淮の淫祀、一千七百を破りすてて、ただ、夏の禹と、伍子胥が祭とをのこせり。しかれども、久しからずして、又淫祀にたちかへりたり。是所のならはし、あやしきをこのみ、あしきにそみたるゆへによりてなり。又湖南といふ所は、人のいけにへをそなへて神を祭ること多し。あるとき、一人のおちぶれたる士ありしが、このいけにへにとらへられて、社の柱にゆひ付置れたり。夜半に、大蛇大きなる口をひらきて、是をくらわんとす。其人、一つの咒をおぼへて、一心に念咒す。大蛇、ちかづく事を得ずして、次第々々に退

き去る。明日朝、其人まぬかるる事を得てかへりたり。是によりて、人々佛の咒を靈妙なりとたうとみけり。是、咒のしるしにあらずして、咒によりて他念なく、かれをそるるのこころなかりしゆへに、彼、かへつて我をそれて退き去るなり。そうして、猛獸はをのれを恐れざる人をそるるなり。むかし、孟德といふ人、軍にまけて、華山といふ山にかくれ入たり。此まま居たらんには、糧つくべし。すみたらんには、かたきのために、ころさるべし。山をこえんには猛獸おほふしてくらはるべし。三の死すでに來りたり。しかれども、猛獸にあへる事は、かつてありしかども、のがれやすき事あり。をよそ、猛獸の人を害する、百歩も間を置て、大きなる聲を出して、かたちをいからして、人ををどす。その人、をそるる時は、すなはちくらふ。をそれずして、すすむときは、耳をすべて去るなれ。とても死をきはめたるうへは、かくのごとくにせんと思ゐて、つゐにのがれたり。又、忠萬雲安といふ所は虎多し其所の女、いとけなき子を二人つれて、川のほとりに置、其身はきぬをすすぎ居たりしに、山より虎たけり出たりかの母、おほえず、水のうちにかくれ居たり。虎、二人の子をくらはんとはらばひをし、とびかゝり、さまざまたけりておどしけれども、東西をもわきまへざる、をさなきものなれば、ただ二人たはぶれて、けしき常にかわらざれば、虎、つゐにさりける。虎、酒に醉たる人をくらはずといふも、醉てしやうだいなければ、をそるることをしらざればなり。此たぐひをもつて見れば、心のうごかざるは猛獸・悪鬼といへども、をかす事あたわず。いかでか、咒のゆへにてあるべき。我にある心のたからをわすれて、よしなき外にもとむる事こそかなしけれ。

又ある時、一人の書生、胡南を行しに、夕陽すでに西に沈むころ、田をかへす人あり。書生是に道をとひければ、行先には深山ありて、たけき獸多し。あの見へかかる所の村へ行て、宿かり、とまり給へ、とをしへければ、うれしくて行ける。はやたそがれになりければ、家にたち入て、宿かし給へ、とこひしかば、やすきあいだの事とて、奥にせうじ入て、もてなし、さまざまのびしよくをととのへ、酒をすすめ、又、色よきをうなの、たへなるを出してもてなしければ、書生うれしく、いつしかなれそめて、鴛鴦のかたらひをなし、四五日もあかしくらしけり。ある夜、かの女のいひけるは、是此所のならひにて、道行人をたぶらかし、ころして神に祭るなり。我も本すじある人の子な

りしに、此所へかどはかされて來て、かく人をあやしめ奉ることのかなしさよ、とかたりければ、書生おどろきて夜にまぎれ、壁をうがちて、女とともに逃行、道の十里にげのびて、所の奉行の家へかけこみ、此よし、つぶさにかたりければ、奉行いかりて、人をつかはし、其所方人ともに、つみにおこなひけり。道をしへし人も、方人なりければ、ころされけり。かの書生は、つねにみやづかへして、夫婦ともにさかへしとなり。かく心をつくし、神につかふといへども、かへりて十類をたやされ、やしろをこぼされ、ながく惡名を後の世までものこす事、心のくらきからとはいひながら、らいと口おしき事なり。事の大きなるとすこしきなるとにて、かく、たちまちなるつみはきたらずといへども、理にをいては、同じきたぐひ多くあり。つつしむ事。

世、すへになりて、物の理をあきらかにすることならざるゆへに、さまざまの事にまよひやすし。まよふゆへに又、ふしぎも多し。是、天地感通の妙、おのづからかくのごとし。あるひは、人の剛强・忿怒なる者、思ゐもうけざる死をするときは、其魂魄いまだ消散せずして、あやしきをなす事あり。又、神の像を作り、内に、たけき鳥獸のたぐひをこめてころせば、其惡、忿厲して、あやしきをなすことあり。又、人々の、朝夕にあつまりて、香をたき、物をすすめていのれば、あやしき事多し。此たぐひ、あげてかぞふべからず。ひつきやう、是みな、人心靈妙なるにより、かうべをかたぶけてあつまるときは、かならずふしぎをなす事多し。本是、感應の理、しかることとあり。されども、天命の元にたちかへりみれば、いたる所の命におゐては、のがるべき所なし。しかれば、淫祠何の益かある。

宋の世、張南軒といふ人、下つかさの氣つよなるをゑらみて、一つの淫祀をやぶれよといふの狀をつかはす。此狀を見れば、此人たちまち雨の足、なえたり。しかれども、この人輿にかかれて、其狀を持て社に行て、神體をうちやぶりたれば、一つの箱の中に、白く大なる虫あり、はやくはしりにげんとするをとらへて、油の中にをゐて煎ころし、腹をやぶりて見たれば、なへたる足、たちまちなをりたり。

をよそ、妖はみな人によつておこるものなり。人、もつて靈なりとすれば、すなはち靈なり。人、もつてあやしとすれば、すなはちあやし。たゞ、人の心のあつまる所にありとしるべし。昔、伊川先生の御母、其家あやしき事あり

て、鬼つゞみをならしけり。人をとろいて夫人につけければ、ばちをあたへてうたせよとの給ふ。又扇をつかふといへば、あつきゆへならめとのたまひて、すこしもをどろきたまはざりければ、ふしぎをのづからやみけり。

又唐の世に、魏元忠といふ人、生れつきつよく正しき人なり。かつてまづしかりしに、ある時、いとふるき猿、いづくとも來りて、かまどの火を燒居たり。妻おどろきて、此よしを申、元忠すこしもさはぐけしきもなく、猿、我まづしくして、人なき事をあはれみて、來りて手つだふ事、さいはひなる事なりといふ。又、ある時、下人をよびけれども、いまだ返事せざりしかば、庭にありける犬よびつきけり。此犬、主のほねおりにかはりて、よびつく事、うれしといふ。其後、さまざまの事ありしかども、心うごくことなかりければ、ほどなくやみたり。

又、むかし僧ありて、ねやに入、ふさんとしけるが、道くらく、何やらん物をふみころしたり。心におもふはかかづなりと、すでにふして、くりかへしくりかへし、物の命をがいぜし事を、くやみて居けるが、夜半にいたり、門をたたきて來るものあり。僧の命をとりに來りたりといふ。僧、やくそくして、夜あけばかならず法事をなすべしとわびてかへし、夜あけて、其まま見ければ、かはづにてはなくして、なまなすびにてありけり。

又、ある人の妻、水におぼれて死けるにより、金山寺へゆきて、ねんごろに法事をつとめたり。時に、下女くちばしりて、妻、水におぼれて死ける時のくるしみ、なげき、をいふ事、はなはだかなしかりける。其後、日數へて、すなとりしける者、かの河ながれをたすけて、をくりかへしけり。これらのたぐひ、みな、其實なしといへども、我心におもふ所、せつなるゆへ、心よりあやしきをおこす事、しるべし。

又、賴有幹といふ占の上手、鬼ありて、耳につゐて是をかたるゆへ、みな、人の心中をいひ出す事、あたらずといふ事なし。たとへば、碁石の數を心のうちにてかぞへて持出れば、かならず其數をいふ。我もしらずにつかみ出すときは、いふ事ならざりしとなり。これ、我心にしれば、天地の間にしるゝの理あり。かるがゆへに、康節先生思慮におとらざれば、神もしる事あたはず、との給ひしとなり。誠に心のなす所、靈妙ふしぎ、いふべきなし。聖人のをしへは、此ところををそれて、わずかにもあくねんおこる時は、かならず天地鬼神もしるぞと、心のうちにおゐて

常にいでしめたまふ。いはんや、おこなひにをいておや。
邪術・妖怪の事は、德高く、心正しき人にむかひて元よりなき事なり。むかし、唐の武三思といふ人、一人の妾をおけり。其容儀、世にたぐひなし。時の人みな見まいゆきて、是を見る。時に狄梁公もゆきて見たまふ。此妾のがれてつゐにうせけり。三思、是をたづねければ、壁のひまよりいひけるは、我は花月の妖なり。梁公は時の正人なり。まみゆることあたはじといひて、うせけりとなむ。
又天竺より術を得たる僧わたりて、人をたちまちにいのりころして、又、いのりいかす事をしたりけるが、大史公傳奕といふ人、笑ていはく、此理なし。我をいのりころせ、といふ。僧、さまざまにいのれども、大史公しなず。かへりて僧死けり。又いかす人なかりければ、僧ふたたびいきざりけるとなり。
又、和朝の惺窩先生を淺野紀伊守殿、紀州和歌山の城へむかへ給ひしとき、術をするものありて、さまざまの事をして、人をまどはし、なぐさめける時に、先生も見度おもふよし、のたまひて、一座につらなり給ひし時、手をつくして術をしたれどもならざりしとなり。
又、宋の世、河南といふ所に、石佛より光出しかば、貴賤ぐんしゆする事かぎりなし。明道先生、所の奉行たりしかば、我もゆきて見たくおもへども、公務いそがはし。其石佛の光出るかしらを、我所へ持來りて見せよとのたまひ、つかはされければ、それより光出ざりけるとなり。殊に、此のたぐひは、時の人のふしぎをこのむを見て、僧かんなぎのともがら、錢とりにさまざまの手だてをして、人をたぶらかす事多し。高燕公といふ人、蜀の國をおさめ給ふとき、大慈寺の佛、光をあらはすといひて、人、是にまどふ。燕公、人をしてひそかにうかがはしむれば、僧、物のひまより、鏡のひかりを佛のかしらの上へうつして、ひらめかしけり。是をとらへて、つみにをこなひけり。
又、ちかきころ、伊勢のしるしなりとて、さまざまの手だてをして、御祓をふらし、何のつげ、かのつげとて、ふしぎ、あやしきをいひて、天が下をうごかし、伊勢にあゆみをはこびけるも、みな此たぐひなり。すべて、世にかくの如くなる事、あげてかぞふべからず。まことあるにしても、又、いつはりはいふにをよばず。我身にとりて、さし

て益ある事なし。しかるに、まよひくらみて、あとよりばけあらはれても、是をばちともロおしともおもはづして
かへつて、さまざまの事を取つけ、かさねたもあれかしとおもふやうなる人の心のくらく、へたなぎこう、ほゐな
けれ。いかに下部、やつこのいやしき女の心くらくとも、これほどの事は心得たらましかば、などかあきらめえざ
るべき。ましていはんや、さぶらひをよそ物しやべつもわかちたる人が、いとすしやうげに、かうべをかたむけて
うちまよひ給ふこそこころえて。孔子曰、敬鬼神而遠之。この御こと葉のごときこそ、誠に、理にあたりたるあり。
からきをしへにてこそあれ。鬼神をうやまふ事、たれか聖人につづくべき。うやまふといふ時は、なれちかづかず
して、まどふ事なき事、しるべし。よくよくかんがふに、神を信じ、佛をねがふ事、みな、欲心より出ざる事なし。我
ににあはぬさいはひをねがふときは、神の力ならではかなふまじといひ、手のとどかぬ事をば、佛にいのる。十の
内、七つ八つはみな欲心にもとづかずといふことなし。我かつて、三社のたくせんをよみしに、みな神慮かくのご
とくあるべくして、人の誠を納受あるべしとの事のみなり。一つも我にさへつかへば、何ものにても、さいはひを
あたへんとは、のたまはざりしなり。天照御神のうたとて、世に口すさむ。心だに誠の道にかなひなば、いのらず
とても、神や守らんと。此御歌、たとひ後の世に口すさみて、誠の神歌ならずとも、理におゐてのがるる所なし。か
くありがたきおほんをしへの、まのまへにあり來りたるをばさしをきて、あとかたもなく世のたはごとにのみし
たがふ心こそ、いとはかなけれ。今の世の中にあたりて、人のまよひやまきは、神・佛の二つなり。まへにもいふご
とく、むたいにやぶりすてよといふにあらず。誠にたうとくおもはば、なれちかづく事なかるべしといふ事、かへ
すがへすも、よく心得べき事なり。此二つのまよひ、まぬがれざれば、道の心もいかでかあらはるべき。此ゆへに、
我事を爰に記してしらしむるものなり。

泮水餘波附錄　卷之二終

泮水餘波附録　巻之三

篠岡謙堂

讀書餘吟抄

讀書餘吟は藤井季廉先生の詠し和歌なり。先生、常に四書五經をよみて、心にうかぶ所あれば、すなはち吟詠にそののぶる所の事は心の術、身の行ひ、けふにもちゆる事わざにたよりあらざるはなし。およそ和歌は花を見、月をながめ、鳥を聞。人をしたひて、その心のありさまをかつ出し、人をしておもひをふかうなさしむといへども、人の道をおしゆるにおいては、たゞちにいたる事がたし、しかるに此和歌はいとやはらげる。我朝のことのはにしてからくにのひじり、かしこきのみちの、いとたうとくたへなる事をのみよみかなへて、見る人々にさとしやすからしむ、まことに世にありがたし。しかれども、おとなわらはのいとつたなきは、和歌はよみても、もとづくふみのことばかたく、つゞきのこゝろもしらざるゆへに、歌のなをさとりがたし。我これをうらみおもひて、みづからつたなきをわすれてもとづく文の、あらましをいやしきことのはにかへて、こゝにしるして、妻子にあたへてよましむるのみ。又後の一さつは、よみ人しらされずとも、大夫軒先生の筆のあとにて、歌のさまは、はるかに餘吟にをとれりといへども、心のおもむきは、さらに同じ。此ゆへに、ともにかきしるして、數をかさねて、しる事のひとつもおほからんことを、こひねがひけるとなり。

讀書餘吟

五常

五常とは五つのつねなり、人の性、仁・義・禮・智・信の德ありてつねに人倫にをこなはれて、古今ともに同じ、故に五常といふ。

仁

仁は愛の理心の德なり。四時にありては春にあたれり。このゆへに人の心の仁はあまねく、めぐみわたくしなくを仁といふ。たとへば春の雨のうるほひて、草木の生立がごとくならむを、仁といふ。

草も木もうるほう春の雨なれや、めぐみあまねき人のこゝろは。

義

義は斷制裁割の理なり。人の心事にあたり、きはめ行ひ、道と見ては、死どもかへり見ざるなり。たとへば、よくきれるかたなの物をたちはかつがごとくならむ事をねがふ。

から錦たつや、かたなのとがらずば、なにゝこゝろのあやをわかまし。

禮

禮は辭讓の心なり。人の道はおごりたかぶる事なく、何につけても、へりくだるをもつてうつくし、此ゆへに天道は盈るをかいで謙をますといふ、たかぶる物にはみつなり、みつる物はかならずかぐる、天の道なり、つゝしむべし。

水さそふ淀の川ふねたれも身を、くだすにつけてのりはえぬらん。

智

智は是非をわかつの心なり。もし欲にくらみ氣しつにおほはるゝ時は、かならずまよひありて、是を非と思ひ、非を是とおもふ、是をまよひといふ。あきらむべき智をもつて、かへりてくらく迷ふは、いとかなしむべし。

なにはえのよしあししげきことぐさも、にごらぬものとのみづからそはぐ。

信

信とは心のまことなり。人心まことなければ、仁・義・禮・智もまことの仁・義・禮・智にあらず。たとへば、天地の流行、雨露のくだるまで、時をたがへず、是みなまことなり。人の心もかくのごとくならずば、いかでか、人の道を

たつべき。

たぐへ見よ人の心のかみな月、しぐるゝころは時雨やはせぬ。

小學

いにしへは八歳にてはじめてがくに入る、十五歳までは禮義・諸藝をまなぶ、小子のがくもん所ゆへ、小學といふ。後の世にいたりては、このおしへたえたり。朱子このことをもとにし給ひ、ふるき書によりぬきあらはし給ふて、小學と名づけたまふなり。

立教

おしへをたつるなり。むかし道をゆくに、にし・ひんがし・きた・みなみ、しれがたかりしを周公指南の車をつくりて、そのゆくべき方がくをおしへ給ひしとなり。是より物をおしゆるを、しなんするといふは此心なり。指南はいまの磁石のたぐひなり。

みなみさす車なりけり世のために、たつるひじりののりの教は。

明倫

明倫とは、人倫の道をあきらかにするなり。人の人たるは五倫の道をふめばなり。しかれば、此明倫によりてゆかずば、いづちゆくべきとも、わきがたかるべし。

身にたかきたぐひいつつの人の道、ふみたがへなばいづちゆくべき。

稽古

稽古とはいにしへをかんがふるなり。ふるきむかしのあとをかんがへ、ならひをこなひて、心とともにいたるべし。しかれども心ことに、いたりがたしとなり。

いかにせん、ふりにしあとをふみゝても、心はもとのまゝのつぎはし。

大學

大學の書はいにしへ十五歳以上の、人士大夫以上のちやくし、又は千萬人にすぐれたる人がらのものをえらびて、おしゆる學校ゆへ大學といふ。その大學にして、おしゆる敎かたを、孔子・曾子へ物がたりし給ひしを、書しるした書なり。

三綱領

三綱領とは明德をめきらかにし、民をあらたにし、至善にとゞまるなり。この三つは大學の門にては、綱のおほづなのごとく、衣のゑりのごとし。此ゆへに三綱領といふ。綱はおふづな、領はゑりなり、明德とは、人の天に得たる心の德にして、もと明らかに、てらさゞる所なし。たゞ人欲氣しつにくらみて、まよひあるを、がくもんして、みがくなり。みがき得たらば、天下のたみも、ともにあらたにしておのが身はいたれる善を行ふべし。是聖人にいたり、天下をたもち給ふ事をいへり。

みかきえばよそまでてらすしら玉の、もたるひかりのほどをつくして。

絜矩

絜矩とはかねをもつて、さしはかるなり。人の心は四海ともにことなる事なし、たゞよくにひかれて、へだてあるときは思ひたがふ事あるのみ。此ゆへに、聖人忠恕乃道を絜矩との給ひて、人はたゞ心のま事をさへ、うしなはざれば、をしはかる所あきらかにして、をのつから道にかなふとなり。

四の海や、をちこちわかぬ人心、たゞみをつみてしる道ぞこれ。

論語

論語は孔子の御門人たち、問たづね給ひて、こたへさせたまふをえらびついでた書なり。

不違如愚

これ孔子顏子をほめさせ給ふ御ことばなり。顏子の學すでに聖人にちかくなり給ひし事ゆへ、何を御物がたりありても、うたがひ給ふ事なく、きしては心にかんじ給ふばかりにて、外よりはおろかなる人の、うかうかと聞やうに見ゆれども、その實はあきらかにさとり給ふて、わが家にかへりては、何事もその道理をはつめいし給へば、愚なるにてはなしと、かへつてほめさせ給ふとなり。

獨ある心地こそせめ道しあへば、問ことゝふつきことのはもなし。

里レ仁爲レ美

人のすみかは、仁厚の風あるをよしとす、えらぶとならば、かならずかやうの所にすむべし、おぼへずしてならはしにうつるものなり、あさにつるゝよもぎに同じとなり。

見るやいかに蓬は麻のたねならで、まじればなをく生ふるすがたを。

朝聞レ道夕死可矣

道を聞とは、道を我心によく會得して、さとるなり。人として、人の道をしらざるは、いまだ人にあらざるなり。此ゆへにまなへてやまず、しかれば、その道さへさとり得たらば、あしたにさとりて夕に死すとも、のこりをしき事なしとなり。道をきく事の大切なる事をの給ふとなり。

おしまじな人の人たる道しえば、けふをかぎりの命なりとも。

不レ遷レ怒

是顏子の學を好み給ふる事を、ほめての給ふとなり。いかりは、人情のわきてとゞめがたくて、うつりやすきものなり。しかるにいかるべき事ありて、いかりても、その人さるときは、顏子の心にのこる所なし。たとへば、鏡の物をてらすのごとくせん、あくはうつな所のかげにありて、鏡にあとのなきがごとし。はなはだたふとき事なり。

かしこきはむなしき船の內なれや、ありし怒を何にのこさん。

有若無レ實若レ虛

是また顏子の德をほめたるなり。をのれ明にして、道理きはまりなき事をしり給ふ、ゆへに、われに善ありてもなきがごとく、みちてもむなしきがごとく、禮讓の實なるなり。しかるに、世の人、われになきをありとおもひ、心かぎりて、たかぶることいとかなしむべし。

かゝりける人とあるよにおろかにて、なきをもありと思ふかなしさ。

如レ有レ所レ立卓爾

是顏子の學、すでに聖人にちかくして、孔子の德のますます高き事をしり給ひ、かくなげきほめたまふ。たとへば、卓爾とひとりたちうごかざるやうに、見ゆれども、ぜんごのみさだめがたき、これにしたがはんとねがひ、ほつしても、そのよりどころなきがごとしとの事なり。

のぼりきていまひとさかのさかしさに、はこびもやらぬあしびきの山。

浴二于沂一風二于舞雩一

是曾點こゝろざしをのべ給る言葉なり。諸子のこゝろざし、いづれも常人のをよぶところにあらずといへども曾點はさしあたる、今日の事なるゆへ、孔子これをゆるしほめ給へり。そのうへ春のあたゝかなるに、いさぎよき水のほとりにいたり、すゞしき風にあたり、うたいかなでゝたのしむ、此のうちに人慾ことごとくつき、ほかに求むる心なし、これまことの道なり。

波たゝぬ汀の春をこゝろにて、聲も長閑にうたふ一ふし。

公子荊善二居室一

公子荊は衞の國の人なり。人のくらしいやしきものとても、をこる心のなきはなし、いはんや位たかく、祿あつき人は、おぼえず、てうどうつは物もおほくうるはしくなるものなり。しかるに此人其心すこしもなきゆへ、孔子

ほめ給ひしなり。善室におるとは、よく家をもたれたといふ事なり。

　梓弓やごとなき身もかしこきは、あるにまかせて家にこそいれ。

立則見二其參於前一

是ことば忠信におこなひ、篤敬にして、道を心にはすれざる事、目のまへにみるがごとくならん事を、ねがふとなり。たゞなみなみに心ゆるみては、忠信の人とは成がたしとなり。

　忘るなよ學ぶる道のおもかげを、立ゐゆききに見るこゝちして。

性相近習相遠也

此性は氣質の性をかねての給ふ。人むまれながらにして、皆相似たり。ならひによりて君子ともなり、小人ともなる、その相さることはるかなり。おかの雲井になれたるも、よくならはしてはついにしづかなり。

　すべとりてたならす雲にあら鷹の、あらきはもとの心なりけり。

大德不レ踰レ閑小德出入可也

大德・小德は、大節・小節といふこゝろなり。人の身の上、君子・賢人たらんは、かくべつ、ことごとく道にかなふべき事がたし。ただ大節の所、道にたがはん事を、おそれつゝしむべし。小節のごときは、もしいで入ありとも、くるしからざる事なり。しかれども、是小節のたがふ事を、ゆるすにあらずして、大節のたがふ事なきやうにといふべきためのことばなり。

　相坂のこずゑの花はたをるとも、人のゆるさぬ關しをめや。

孟子

孟軻みずからつくらせ給ふ書なり。「人皆有不忍人之心」。仁は人の生理、天地自然の心なり。このゆへに人をころし、人のなんぎする事を見ては、心にたえざる所あり。是みな本心の仁ある事を人にをしへ給ふとなり。

天地のめぐみにしればあはれてふ、ことこそ人の心なりけれ。

孟子道二性善一云々

性とは人の天に得る所のりなり。古より皆、氣質を見て性は悪なりといひ、又三品ありといふ。いづれも道にかなはず。孟子性は善なりとの給ひしより、異論こと〴〵くさだまりたり、それ人の生理は事あらん。そのもと善なるがゆへに、をしへもならひもありて、よき人ともなるなり。是聖人もぼん人も、同じき天りを性とするといふ心なり。

人ごゝろその水上をさしていはば、ひじりも我もおなじ江の舟。

若二大旱之望雨一也

湯王、桀をうち給ふときに、敵の國民ふせぐ事はさて置、湯王のはやく來らせ給ふて、我等をもすくひたまへかしとねがふ事、大きなるひでりに雨をのぞむやうに、ふかくしたひけるとなり。

年あれて天が日にこふる雨よりも、道ある國や人したふらん。

責二難於君一謂二之恭一

難を君にせむるとは、君に仁義をなさるるやうにといさめたてまつるは、我君をよき人になしたてまつるなれば、是をうやまいとはいふなり。何事にても君の仰をおそれかしこまるは、あしき事を君にすすむるなり。しかるに君をいさむるを、あなどるの、かろしめるのといふは、くらき事なるとなり。

いさむはいやまふ道を、中々に、あなどるとさへおもふくらさよ。

愛レ人不レ親反二其仁一

人を愛するの誠あらば、人よろこびてしたしまずといふ事なし、もし人よろこびしたしまずば、是我あい、いまだいたらずと、思ひかへしてをのれをせめよとなり。

おもへども人はおもはぬ中ならば、たゞわが思ひあさしとをしれ。

國君好レ仁天下無レ敵

國君なればかねて民をやしなふなり。其仁德みち〳〵て其國はいふにおよばず。他國までも是をしたふ心あり此ゆへにたとひ軍をおこしても、天下の人皆父母のごとくいただきて、したがふゆへにてきとう人なきなり。

子のごとく來てやむかへん世の民の、おやめく君がおこすいくさは。

瞽瞍底レ豫天下之爲二父子一者定

瞽瞍は舜の父にて、たへてかたくなしりけれども、舜大孝行なるによりて、ついにかんじよろこびて、父子したしみ給ふ、是によりて天下の父子たるもの、皆かんしんして子はみづから孝をせめ、父はみづから慈をせめて、ともにやすんじさだまりけるとなり。

おやの子をかへりてにくむ故は、たゞ子にありけりとむべぞさだむる。

聲聞過レ情君子耻レ之

我名の世に聞ゆる事、まことよりも過たるははづかしき事なり。たとへば鎗・太刀のげいのごとくなるも、名よりも下手ならばついに、はじをかく事あるべし。いはんや君子の上をや、しかるにこしらへて名をもとむるは、いかなるおろかなる事にや。

思はずも吾身にすぐる名とり川、ふかく心にはぢざらめやは。

文王視レ民如レ傷

文王の仁天地にひとし、此ゆへに、民を見給ひてかれが、くるしきしはざを、あはれみ給ふ事誠に身のいたむがごとくなりしとなり。

人と我、へだてぬからに世の民の、くるしきわざや身にいたむらむ。

父母惡レ之勞而不レ怨

父母もし我をにくみ給ふ事あらば、いかやうにほねをり、くるしむとも、つとめてうらむる心なかるべし。うらむる心いずれば、不孝の罪にしづむとなり。

たらちねの我につらきにこかすまの、うらみねばこそ罪にしづまね。

爲レ不レ順ニ於父母一如ニ窮人无一レ所レ歸

舜大孝なるゆへに、父母和順ならざれば、たとへばこんきうしたる人の、たよるべきかたなきがごとくに、見え給へり、その身天下をしり給ふても、父母にかゆべきものなければなり。

佗人のよるかたもなき思ひかな、天が下しる身をばわすれて。

仁人之於レ弟也不レ藏レ怒焉不レ宿レ怨焉

舜の弟象たび〳〵、舜をころさんとはかけ(り)れども、舜これをうらみ給はず、その心ただいかりをたくはへ、うらみをとどめて、いつまでもわすれず、あだをむくいんなどと、おもふやうなる事は、つゆばかりもなし、此ゆへに其事過ぬれば、たゞしたしなみのみふかうして、うらみの心はなしとなり。

葛の葉のうらみは露ものこらねば、草のむしからあはれとぞ思ふ。

莫ニ之爲一而爲者天也

われ不善をなさざれども、わざはひにあひ、善をすれども、時を得ざるのたぐひは、する事なうしてするものなり。是すなはち命にして天なり。いかでかこれを、辭しさけんや、小人の心、一は心に貧賤をきらひ、富貴をもとむるゆへ、いよ〳〵大きなるわざはひいたるの理あり、おそるべし。

あめつちに心あらめやあはれとも、にくみもうくる人ぞうくなる。

操則存舍則凶

操とは心にて心をわすれざるなり。すつるとは心々をわするるなり。しかればとるもすつるも、みな、心の内にある事にて、外にもとむる事にあらず。此ゆへにともに藻にすむ虫といふ。もしつねに己が心ゆるす事なくば、おのづから放心はせじとなり。

とるとすつとともに藻にすむ虫の名よ、つながぬ小船こゝろゆるすな。

舍レ生而取レ義

人のいのちおしむも、此心あればなり。不義にして、いのちのかれては、こゝろにはぢ、ちぢみて死せしはかも、なを〳〵うき事なり。此ゆへに君子はいのちをすてゝ、義をたつるとなり。

おしと思ふいのちは何のためなれば、心にはぢてながらへはせん。

學問之道無レ他求二其放心一而已矣

心こゝにあらざれば、何をなしても善悪の道理にくらくして、心にとどまる事なし。此ゆへに學問はわきて、まづはなてる心をもとめ得て、なさざれば、すじ道ゆかずとなり。

まなぶとも、この身よついにいかならむ、こころの猿のあしにまかせば。

駭提之童無レ不レ知愛二其親一也

駭提とはかゝへはたきて、えみわらふほどの、おさな子の事なり。かくおさなき子なれども、親をいとをしむことはよくしれり。是自然の誠なり。是ほどいとあきらかなる心をくらまし、不孝・不義になる事いと口おしき事なり。

たらちねにえみてむかへるみどり子の、心にしるし人のまことは。

人之有二德慧術一知者恒存二乎疢疾一

人はうき事にあひくるしみて、をのずからちゑもまさり、世のよしあしもしるぞかし。しかるに、あんらくをの

みねがひて、うき事をきらふ、かへつておろかなるなる事なり。

人はただうきにたえてよ世の中を、やすくふる身はざえもまさらず。

大而化レ之之謂レ聖

堯舜の世には天下の民やすければども、民たれがめぐみといふ事もおぼへず、たとへば、春のあたゝかなる、たれにむかひて、よろこびれいをいふべきや。聖人の大化はかくのごとし。

めぐまるゝうき世の民にそれとだに、しられぬ君の道のたかさよ。

中庸

孔子の孫、子思の作り給ひし書なり。

莫レ見二乎隱一莫レ顯二乎微一

人のこゝろにうごく所あれば、天地にも通ずるものな、いはんや、我する事を人はしらじと思ひてするは、いとはかなき事なり。此ゆへにかくれても、かすかにても、うごく所さへあれば、是よりあらはれあきらかなる事はなし、かるがゆへに君子は獨をつゝしむとなり。

はかなしや狩場の雉の草がくれ、かくれにけりとおもふばかりは。

所二以行一レ之者一也

一とは誠なり。君子の道そのかず／＼おほしといへども、これをおこなふゆへんのものは、たゞ、誠の心より出るとなり。誠は人心の根元、天地自然の理なり。

かしこきは身にふむ道のくさ／＼も、誠ひとつぞ根ざしなりけり。

上天之載二無聲無臭一至矣

天地自然の理、誠のすがたは、四時流行生々やむ事なし。しかれども何が是をするぞとたづねて見るときは、聞

べき聲もなく、かぐべき臭もなし、是天理の妙なる事をいふなり。

霞こそ立わたりけれ花鳥の、春はをよばぬ天のうき橋。

近思錄

此書は朱子と東萊の呂子と、周程・張子四先生のことばをゑり出し、十四篇となし給ふ。

道體

道のすがたといふ事なり。道は天地にもとずく、此篇にかたどりあらはしたまふゆへ、道體といふ。就中大極圖說にとき給ふは、大極の一理動て陽を生じ、靜にして陰を生ず。陰陽すでにさだまりて、水・火・木・金・土の五行を生ず。五行すでに生じて萬物生々してやまず。是自然の理のすがたなり。しかれば人たるもの、其天理の誠をうけきたりて、をのがわたくしにくらみてはかなき事あるやと、もとにたちかへりみむたのをしへなり。

ひとつよりふたついつゝに分れきて、よろづと分なるゝあめつちの道。

致知

知を致すとは、我に知りたる所の事につゐて、したいく、おしきはむる事なり。たとい聖賢の道にいたらん事をねがひても、そのすじ道をしらでは、いかでか一足もひくべき。此ゆへに、まづ道理をしりて、それよりふみをこなふとなり。

筑波山おもひいるとも入ぬべき、道ししらずばさはらざらめや。

存養

人放心するゆへに道理にたがふのみ、此ゆへに、我と我心をとりとめて、欲にそこなはれぬやうにするは、心をやしなふなり。存養といふは、心を外へはださず、内にあらしめて、まもりやしなふをいふなり。

つなつかふその道しらばなにゝこの、こゝろの駒は身をはなるべき。

治體

國を治るすがたといふ事なり。我中つ國の治りしを、すぐに治のすがたとみるなり。

　神風の吹わくからにあしはらや、中つみくにの道ぞすくなる。

警戒

警戒はいましめなり。人の心をこたる所より、さま〲のよくにうごくものなり。つね〲、心をいましめとなり。しかれば月花を見ても、心あるべき事なり。

　月花をみても心にいましめよ、みちてはかくるひらきてはちる。

易

伏羲つもり給る文王・周公言をかけ、孔子十傳をつくり給ひて、またく(つ)そなはれり。

　飛龍在レ天利レ見ニ大人一

是幹の卦九五のことばなり。聖人の徳ありて天子の位にそなはり給へば、龍の時を得てたかく天にとびいたれるがごとし。是、九五の湯爻をほめたるはらかたなり。此ゆへに占て此爻をえたらん人は、徳位ある大人にあふて、よろしきとのこゝろなり。

　あふけ人雲井に龍の時を得て、のぼるもたかき君が位を。

　履レ霜至ニ堅氷一

是坤の卦初六のことばなり。陰氣はじめて生るは、霜のはじめておつるなり。ついにはかたきこほりとなる。人の悪事すこ(すか)しきなりといへども、つもりゆく事霜よりかたきこほりにいたるがごとく、何の間もなき事なれば、わづかなるうちにつゝしむべき事をいましめ給ふ。

　神霜に寒さをかねておもはずば、くみうかるべき山の井の水。

る事もなし。人かんぜざれば、その事又とほりをこなはるゝ事もなし。

おもふ事あらば心にかへりみよ、まことなければ末はとをらず。

鬼神害レ盈而福レ謙

是謙の卦のことばなり。謙はへりくだるとよむ。人の道のみならず、天地鬼神のすがたもみな盈るときは、かくる事目前の理なり。此ゆへに人よくへりくだる時は、人みなこれをおもんじ、うやまひ、鬼神も福をあたへたまふなり。はなはだ謙のよき事をの給へり。

人はみなみつればかぐる月よみの、神のこゝろをそらにしらなん。

介二于石一不レ終レ日貞吉

是豫の卦のことばなり。豫はたのしむなり。たのしみに過るは、わざはひの端なり。このゆへにかくのごときの時、をのがみさほをかたく、石のごとくにして立ざる事、一日をもまたじとなり。なを、その事のしかた、正しくして吉也となり。

たのしみに過るわたりは暮る日を、またでもさけとちかきわざはひ。

幹二母一蠱不レ可レ貞

是蠱の卦のことばなり。蠱は事とよむ。人の子たるもの、母につかふるの道は、たゞしくばかりしては、立がたきものなり。をうなはかたく、すじめをたゞさんとすれば、和順なり。かたしかるがゆへに、その心もちなくて、かなはぬとなり。

すぐにのみやしなひなさばなよ竹の、はゞうきふしにたへずやあらまし。

不レ事二王侯一高二尚其事一

是も蠱の卦上九のことばなり。是は隱者などの、心たかくして、天子諸候にもつかへず、たゞ、おのが、みさほをたかくして、くらすなり。天下をみる事、ひとつのひさごよりも、かろしとなり。

天が下のおもきを見るも木にかけし、ひさごをたゝく峯の松かぜ。

不レ遠復无二祗悔一元吉

是復の卦のことばなり。人あやまちて、改るにはゞからざれば、遠からずしてかへるなり。かくのごとくならばくゆるにいたる事あらざるのみならず。元吉なるとなり、たとへば、あやまちて、あらためざるは、船をいたして、なみ風にあひ、むりやりをして、くつがへるごとし。

沖つ風吹にけらしなあしべより、こぎこぞかへれあまの釣舟。

九三係レ遯有二疾厲一

是遯の卦なり。遯はのがるゝなり。人のがるべき時、いたりては、しばらくも、かゝはるべき事にあらず、しかるに心ひかるゝ所ありて、はたさゞるは、あやうき道なり。

そむくべき世のはしばしも柴船の、つながれてこそさるべかりけれ。

家人利二女貞一

家人の卦なり。人の家をおさむるは、婦人のたゞしきを、かんよふとす。婦人ただしからざれば、家、とゝのひがたし。

引來ても露みだれなばあやめ草、など我宿のつまとみるべき。

王臣蹇々匪二躬之故一

人に臣たるものは、あやうきにのぞみて、身をわするべし。身のためをはかりてすくはざるは、道にあらざるな

り。

つかへては身をぞ忘るゝわすれずば、あやうき國をいかですくはむ。

詩經

いにしへの詩を、孔子えらび給ひて、定めたまひしなり。

關雎

關雎は詩經篇のはじめなり。その詩は、文王聖德をおはしけるにより、后妃の德あるを得て、たてまつらん事をねがひて、つくりたるなり。雎鳩とは、水鳥にて、夫婦たゞしきゆへに、是をたとへて、つくりたる詩なり。

うぢもともたのしみたかし水鳥の、聲やはらげる中のちぎりに。

麟趾

麟趾の詩は、文王の后妃よく家をおさめ給ふゆへ、おほくの公子たち、出生したまひて、みな〳〵聖德ありしとなり。此ゆへに、麟の趾にたとへ、又角にたとへてついに麟とひとしきといふ。麟は仁厚のけものなり。

むさし野やなべてならざる小草かな、こきむらさきのゆかりしられて。

甘棠

是召公南國をおさめ給ひしとき、まつりごとたゞしく、民あふぎよろこびて、召公さり給ひしのちも、其すみたまひし所のからなしを見て、おもひだし、此木をきることなかれと、詩につくりうたひけるとなり。

一えだもおるなめぐみのたかゝりし、君がみかげとあふぐ木陰を。

君子偕老

此詩は宣美といふ夫人の、心ざまかはりて、はかなき事を、そしりたるなり。人心うつろひては、かほよく、ころもうるはしくとも、とるべき所なしとぞ、しれるなり。

人ごゝろうつろひすてしはな衣、きてもあやなきわが身なりけり。

黍離

此詩は周をとろへて、都をひがしへうつして後、大夫ふるき都へゆきて見しに、たゞ草葉のみだれて、露はらう人もなく、あれにし都のありさまを、なげきてつくりしとなり。

草の葉の露も泪もわが袖に、ふるき都の跡をとめきて。

南山

此詩は魯の文姜は齊の襄公の妹なりしが、襄公とありて、かへつて魯公をころされたり。是をそしりうらみて、つくりたる詩なり。

罪もなき人をうしなふ人ぞうき、あらぬちぎりにたつ名のみかは。

衡門

是は隱者貧なれども、世にもとめなくして、よくやすんじたる事を、のべたる詩なり。

もとめなき、身はかくてしもやま水の、音に心の、そこや澄むらむ。

東山

此詩は役にゆく士卒を、なぐさめいたはりて、つくれるなり。

あづまぢの、うき旅をとふことばに、つかれ忘れて、歸るもろ人。

七月

此詩は周公、民の耕作に、ほねをりくらうする事をつらねて成王にすゝめ給ひしなり。君たる人民のくらうを、しり給はざれば、政にをこたり、めぐみの心おろそかになるゆへ、かくはをして給ひしとなり。

よつの時の、民のしわざはあら小田を、かへす〴〵も、あはれとはとへ。

常棣

此詩は兄弟のしたしみは、天倫にしてありがたき事をいへり。世俗に、兄弟は他人のはじめとは、いかなる不仁の人かいへるいぶかし。

信濃なる、そのはらかしをたれか又、木曾のあさ衣、あさくやは思ふ。

我行ニ其野一

此詩は他國の緣者にたより行しに、たのもしげなかりしかば、うらみて我國にかへらん事をつくれり。

立よりて、たのむ木の本雨もれば、しぼりぞあへぬ、衣手の森。

蓼莪

此詩は父母の、われをうみ、そだて給ひし年月のくらうを、おもひ出し、なげきかなしみてつくれるなり。

思ひいでゝ、音にぞなかるれからういろの、我をおふすと、くるしめる世を。

書經

此書は堯舜より夏・商・周までの、誥命を記したるなり。

釐降ニ二女于嬀汭一

是舜の德さかんなるを聞給ひて、堯・舜二人の姬宮を、舜の在所嬀汭へくだしつかはしむことなくて、いよ〳〵その德をこゝろみ給ふ。

澄わたる、野中の水の、かゞみかな、雲居を出る、月もやどりて。

四罪而天下咸服

舜のとき、四凶とて、四人の惡人あり。舜よく是を知り給ひて、こと〴〵くつみし給ふて、德政のくだ(ママ)所を、さまたぐるものなくなりて、天下の人いよ〳〵よろこびふくしたるとなり。

日もとまで、光をさふる、木もかれて、今ぞてる月の、影はくまなき。

惠レ廸吉從レ逆凶惟影響

みちにしたがふときは、何事も吉なり。逆にしたがふときは、あしきのみ、そのしるし、かたちにかげの、したがひ、こゑにひゞきのおうずるがごとく、うたがひなきなり、つつしむべし。

道によると、よらぬむくひの、よしあしは、影ひゞきより、とししらなん。

都亦行有二九徳一

是聖人、聖人をいましむるのことばなり。九つの徳をつとめて、おこたることなかれとなり。いはんやぼんげの人々のをしへを、ふせぐべき事あらんや。

八隅しる、ひじりの君も、こゝのつの、のりをば人に、うくとこそきけ。

時日曷喪予及レ汝皆亡

夏の傑王、ぼうぎやくにして、みづからいわく、わが天下をたもてる事は、天の日あるがごとし、日ほろびば、われもほろびんといへり。民これをうれひていふ、此日いつかほろびん、もし日さへほろびば、われともにほろぶとも、うらみなしとなり。日とはすなはち、桀をさしていふ、ほろびん事をねがふの、はなはだしきなり。

水無月や、あつさを侘る、人だにも、この日くれてと、おもふならひを。

大甲

伊尹湯王のすぎさせ給ひて、大甲をもりたて、天下をおさめ給ひしに、大甲徳をおさめ給ざりしかば、伊尹これをなげき、相宮にうつしたりしに、大甲悔さとりあやまちを改め給ひしかば、伊尹やがて天下をかへし奉り、たすけおさめて、殷の世長く傳りしとなり。

ふく風に、はらふをまゝに雲消て、いにくまなき秋のよの月。

金縢

周公、成王をたすけて、天下を治め給ゐしとき、流言ありて、周公まさに、つみにおちんとしたまひしに、にわかに大風の變ありて、うらなひ給ひしに、周公無實のつみゆへなりとあらはれ、又金縢とて、又かねにてくゝりをかれし横ありしを、取出して見給ひしに、周公、かつて武王のやまひ、はなはだしかりし時、御命にかはん事を、天になげきいのりたまひし書あり。その言葉誠實明白なるに、成王かんじおどろきたまひて、たちまち、位にかへし給ひしとなり。

互ひしれたる誠しれとや天津風、小田吹さまのあやしかるらむ。

酒誥

殷の世の風俗のこりて、酒をもてあそび、たのしむ人おほし。此ゆへに武王いましめ、きんじ給ひて、ただ、まつりのときのみ、ゆるしたまひしなり。

神まつるこゝろにあらずば、もとむなよむかしも酒はかくぞいまれし。

無逸

無逸とはやすんずる事なしといふ事なり。國家をたもつ人と、かくやすくくらすより、ほろびをとる、いはんやぼんけの人いかで安樂を、事とすべきや。

いかで世をわたりはうべきやす川の、やすかれとのみ身をしもおもはば。

春秋

春秋は魯國の史記の名なり。孔子是を元にし給ひて、天下の人の善惡を、ほめ、そしり、萬世の法を、立給ふる書なり。

冘氷

冬こほりなきは、陰陽とゝのはざるゆへなり。冬の中によくかんずれば、春はつしやうの氣さかんにして、五穀よくみのり、年もゆたかなるものなり。是陰陽に順の事をしるして、政のたゞしからざるをいましめ給ふ也。

まつりごとゞこほりゆく國なるを、水にはいかでむすばざりけん。

秋無螽

いなむしは稲をくらふむしなり。これ又わざはひにして、民のうれひなり。ことに政のたゞしからざるにより、し事をしるし給ひしなり。

ちぐさ咲野にはすだかで里人の、たのみかゝする虫の名ぞうき。

春築二臺于郎一夏築二臺于薛一秋築二臺于秦一

一年のうちにみたびまで、うてなをつくる事遊妾に金銀をつひやし、民のちからをうばひ、くるしむる事を、そしりて記し給ふなり。

みたびまでつくるうてなはいくばくの民のなげきをつむとかはしる。

夫人姜氏孫二于邾一

一國の夫人他國へのがれ行是ふぎの事あらはれ、國みだれたればなり。

あひ見しはさこそ忍ぶのすり衣、あらはれけりな國みだるまで。

晉侯殺二其世子申生一

晉の獻公、麗姫といへる夫人を愛し、そのはらにいできし子を、立んとたくみて、せんはらの世子申生といへるを、麗姫いろ/\にざんげんしたりければ、獻公ついに、ころし給へり。申生のかしづき、申生をいさめて、はやくさりてのがれ給へと、いいけれども、申生いづくへのがれても、父の心にかなはねば、いきてせんなし。まして、父の心やすんじたまはじ、死せるがまされるにしかずとて、ついに自殺したまひしなり。

いつはりをたゞすの神やながるらん、むなしくきえし森の下露。

震ニ夷伯之廟一

夷伯道にたがひたるつみありしによりて、なるかみおちて、其廟くづれたり。天のつみいちじるし、をそるべしとなり。

天の道おそれさだめやなるかみも、たゞにはおちぬゆへをおもへば。

晉趙盾弑ニ其君一

晉の君弑されたり。趙盾は其大臣なり、盾の殺したるにはあらざれども、殺したるかたきをもうたず、又立さりて、國のさかいをこえたるにもあらざれば、大臣たるものゝ、つみのがれがたし。此ゆへに孔子かくは記したまふ後の世の大臣をいましめ給ふこゝろふかし。

君のあだうたでやみにし身の外にたつや、なき名のおしくもあるかな。

陳殺ニ其大夫洩冶一

大夫と記し給ふは、官をそなへたるなり。洩冶君をいさめて、ころされたり。これその、しよくぶんをつくして、人のてほんとなるべき人なり。此ゆへに、孔子ほめて記し給ふなり。

つかへてはたれもおしまぬ身にしあれど、いさめに死ぬる人ぞかしこき。

西狩獲麟

魯の哀公のとき、西野に狩して麟をえたり。孔子是をかんじ給ひ、聖人のよにしもあらずして、麟の出たる事よと、なげきおぼして、此春秋をつくり給ふとなり。此ゆへに、此所にて筆をとゞめ給ふ、この麟のいでたるは、孔子位にいまさずといへども、聖德のかんずる所より、いたすとなり。

西のかたの狩のえものにしるかれや、世に位なきひじりますとは。

禮記

禮儀の事を、しるしたる書なり。

毋レ不レ敬

禮儀の品三千三百ありといへども、みなうやまひつゝしみより、いでづといふ事なし、もし、かたちにのみなれて、心のつゝしみなくば、かならずあやまちあるべし。夜船をこぐに、波間の月をたのみ、みをとり、ぢがふがごとくなるべし。

ゆくとくと夜船こぐ江のみをつくし、波間の月にあからめなせそ。

昆蟲未レ蟄不レ以二火田一

いにしへは、虫みな穴にかくれてのち、草をやくとなり、草をやく事は、いまも山田山畑にはある事也。

めぐみある世には草葉にすむ虫も、おもひに身をばこがさざりけり。

記問之學不レ足三以爲二人師一

記問とは、はくがくにして、さま〴〵の事を、覺へたるをいふ。人の師をするものは、道理を心に會得して、行のまことあるを、とうとぶなり。ものをぼへば、ひろしといふとも、ついにはかぎりありて、きはまる所あれば、師とするにたらずとなり。

海ばらやひろくわたらばわたらなむ、わがこぐ船のしるべとはせし。

情動二於中一故形二於聲一

歌舞音樂は、人の心のうごきてやみがたく、ついにこゑにあらはれ、舞樂となるなり。

おもふことやがてことばにあらはれて、聲も妙なるしきしまの歌。

夫歌者直レ己而陳レ德也

歌はたゞ、おのがすなほよりいでざれば、とうとぶにたらず。後の世たくみにして、面白きは、いにしへに、おとりたるとなり。

歌はたゞからもやまともすなほにて、誠をのぶる道とこそきけ。

霜露既降君子履レ之必有ニ悽愴之心一云々

霜露くだりては、人の心も内にふかくいたみかなしむ折からなれば、わきてなき、親の事を思ひ出して、いたみかなしむなり。此ゆへに時のまつりを、かならずなすとなり。

親なしに年ふる者は春秋の、あはれもいとし忍びかねつゝ。

敬之至大昏爲レ大

敬のいたりといへば、つゝしみの、此うへなきなり、此禮は、かくのごとく大せつなるに、不義みつう（密通）して、夫婦となるは、人の道とはいふべからず。

まことしきちぎりおもへば戀しのび、あひみそむるは人のみちかは。

君子之接如レ水小人之接如レ醴

水の味は淡していつまでもあく事なし、醴ははなはだあましといへども、たびかさなるほど、あくのみかは、味も又すくなくなり。水の味のとこしなへなるにしかずとなり。

時わかぬ水にしならべあま酒の、すくなりゆくはうしやましかり。

君子不レ奪ニ人之喪一

君子の心は厚うして、喪のかなしみは、人の身の上ともにいたむ、いかでか、みちかくして、うばふ事あらんや。

袖も身もゆたかにたてる藤衣、もをみじかくとたれかいさめむ。

三年之喪若ニ駟之過一レ隙

いにしへは父母の喪は三年なり。しかれども、まことにこまのひまをすぐるごとく、何のいとまもなく思ひて、いとのこりおほし。後の世の人情うすくなりて、喪をいとふ心より、みじかくなしつるとなき。

藤衣きてぬぐほどはひまをゆく、駒よりはやき月日はなしも。

不祈多積多文以爲富

金銀財寶をおほく、つみたくはへたるよりも、文學ゆたかなるにぞ、たのしき事やとなり。

よるひかる玉も何せんたのしきは、おほく文みる窓のともし火。

見死不更其守

死すべきにあたりて、かねてまもる所の事をわすれて、義理にたがふて、のがるるは、いかばかりはづかしき事にあらずや、みづから心にたへざる所あるべし。死ぬべきに死なでは、人めいかにとはせん。

しぬべきにしなでしなのゝ山の名の、あさまに人に見へむものかは。

內志正、外體直、然後持弓矢審固云々

是公のなをきより、かたちもなをくなるなり。しかれども、心を直くするは、かたちより、をしへざれば、ならざるにより、かくはいふなり。萬事ともに心なをからざれば、わざたしかならざるなり。

あづさ弓いならふわざのしなぐ〵も、心なをきを本とこそきけ。

讀書餘吟抄附録　巻之三

篠岡謙堂

小學

小學の綱九條より〳〵にわが身の上に、かへり見まほし、綱はあみの大つななり。大つなをはれば、あみの目こと〴〵くしたがいはる、それゆへかんよりの所を綱といふなり。九條とは、小學の書九いろにわかちたり、よく〳〵よみて、みな、わが身にならひ得ん事を、ねがへとなり。

立教

立教は、をしへをたつるとよむ。小學のはじめの篇の名なり。

　天命の性は敎の外なれど、氣質不齊の立教となり。

天命の性とは、中庸に出たり。人の性はすべて、天の命ずる理なり、故にみな善なり。然ども氣質とて、氣のなす所おのづから品々ありて、齊からず、こゝをもつて人々の行かた同じからず。ゆへに過たると、のばざる（及カ）とひとしく、引そろへて道にかなはしめんために、をしへといふ事なくてかなはぬとなり。

明倫

倫は人倫なり、五倫の道を明かにするとなり、是第二の篇なり。

　人の身に五常五倫のそなはれる、事をしらせんための明倫。

五常は仁•義•禮•智•信なり。五倫は君臣•父子•夫婦•長幼•朋友なり。是人の人たる道なり。明倫とは、此道を明かにするといふ事なり。

敬身

敬身とは、我身を大事におもひて、うやまひつゝしむ事なり。是第三の篇なり。

　みづからを父母の遺體とおもひもて、愛敬須臾もわするなとなり。

わが身を愛し、敬ふ事、わが身は本、父母のわかち給ふ身にして、今のこし置給へるなり。身を自由にくらし、衣食をゆたかにする事にてはなく、何事にても、あしき事せぬやうにと、つゝしむ事是身を愛するの第一なり。

心術

心術とは、我心を持なすしかたをいふなり。術はしかたといふこゝろなり。

心術の要をいかにとたづぬれば、主一無適と程子はつめい。

我心をとりとむるかんようは敬なり、敬は主一無適と程子はつめいし給ふなり。主一とは人欲のわたくしなく、心のすがた、他に雑る事なきは、一なるなり。此一なる心を、あるじとする時は、萬事みな我心にねさして、天理にもとづかづ、といふ事なし。無適とはゆく事なしといふ事なり。心つねに、内にあるは、外物にひかれける事なし、是又、一の儀をかさねてと給へるなり。なほふかきこゝろありとぞ。

威儀則

威とは、外より見ておそるべきをいふ。儀とはつねありて、かたどりならふべきをいふ。

口・耳・目・手・足・動静・天則、にかなへるをこそ威儀の則とそ。

首のかたちは直く、手のかたちは恭しく、足のかたちは重く、口を守るは瓶のごとく、目は面より上ず、帯よりさげず、耳は淫聲を聞ざるのたぐひは、みな天理自然の則にして、動て事をなす時、静にして閑居する時、こと〴〵く其則にかな(ふ)やうにするは謹のいたりなり。

衣服制

分限と世のふうぞくにしたがひて、目障もなく衣服いたせ。

分限をしらざれば、おほくはをごりにすぐ、世のふうぞくをわきまへざれば、善なりといへども、目にたつべし目障なくとは、人目にさはらやうに、おごりなく衣服をすべるべしとなり。

飲食節

飲食は天性なれば節あらん、美味をもとむるは人欲となり。

飲食はのみくいなり。人のゝみみくひは、天然なれば、なくてかなはぬ事なり、しかれども、ほどよくせざれば、やしなひをうしなひて、かへつて害となる、いはんや、うまきものを、このみくらふは、ほどを過て、人欲のわたくし也。

大學

群經の大綱なれば大學は、そらにおぼえて工夫いたさん。

明德

明德とは、人の天よりうけて、自然と明なる心をさしていふなり。德とは得るといふ事にて、人々わがものにしておるゆへに德といふ、しかるに是を氣質・人欲にくらまされ、おほはるゆへくらくなるなり。是をはらいすてゝもとのごとく明かにするを、明德を明かにするといふ。

いかにして鏡は物をてらすぞと、つねに工夫をいたしてぞ見ん。

鏡よく物をてらせども、ごみ・ほこり、かゝり、さびうき、くもるときは、てらす事かなわず、人もわたくしにひかれ、欲におほはるゝは、ちり・ほこりのやうなるものなれば、是さへ拂ざれば物にむかひて、その理をてらす事、かゞみのごとく成べし。是を明德といふ。

新民

欲埃にけがれぬやうに心身の、つとめをなすぞ日新の功。

民をあらたにするとは、上君たる人、をのが德を明にして、をして民をもあらたにする事なり。されどもけふの吾身の上にては、みづからあらたにする心を本とすべし、我今までの心のよくあるを拂ひ、そゝろゝときは、其する事も皆道理にかなひて、かくべつの人になるなり。たとへばあかつき、よごれたるものを、あらいそゝぐ時はあたらしくなるやうなるものなり。是を一たびにてやめずして、まい日〳〵洗い拂へば、いよ〳〵見事に成るなり。

日々にあらたなりとは是をいふ也。

敬は怠義は欲にかつ日新の、功を事とし忘れそ學。

敬とはつゝしみ、怠とはおこたり、義とは事のよろしき、欲とはおのがわたくしなり。心のつゝしみあつければ萬事のおこたりなし。義理の心まことあれば、慾心もる事なし、かくのごとくにつとめぬれば、月をかさね、年をつもるにしたがひ、道にすゝむ事かたからず、學問といふは是を本とす。

至善

至善は事理當然の極なれば、學者必ず標的とせり。

至善は、いたれるぜんなり。一事〳〵かならず、まさにすべきの理あらずといふ事なし。父母には孝、君には忠、朋友には信といふがごとし。人の日用何事にても、此理の至極をつくさん事を、目あてとするときは、あたらずといへどもとをからず、ついにはあたる事うたがひなし。標的とは、あをぎのぞむ、目あてなり。

標的を見得せずば日用の、つとめはいかでなすべきとなり。

右めあてを、さきへ見をかざるときは、事のつとめいかがせんとなり。たとへば弓いる的のなきがごとし。

當然の理によくあたる所には、かの標的の良善あるべし。

人のする所當然の理にあたる事、おぼえずしてある事なり。是すなはち至善なり。しかれば至善といふものは、かならず聖賢ならざれどもする事成べし。たゞ、聖賢は心良善にいたりて、事々をのづから理にあたり、凡人はたま〳〵事の上にてあたるべし。これをまなびいたればつみ（いカ）に聖賢にも同じかるべし。

標的を目たてんためにかの一字、わたくしながらくはへこそすれ。

前にかの標的とよみたるは、これを外にしたるやうに聞ゆれども、さにてはなく、人の目をつけて、心を用るやうにと思ひてわたくしにくはへたるとなり。其實は當然の理、すなはち標的なればなり。

物有本末

德上にあきらかなればかならずや、下に訟なきものとなり。

訟の出來たる上にて、よくわかつといふはすへの事なり。上君の德、明なれば、下をのづから化して、あらそひ・訟はなきものなり。しかれば、本をつとめて、末をのづからしたがふ、萬事みな、かくのごとくなり。是をあとさきへ、とりちがへぬを、道にちかしといふ。

事有終始

格致より誠正修齊治平にも、いたれる事に終始ありとぞ。

格物・致知・誠意・正心・修身・齊家・治國・平天下の次第、始より終まで一つもかぐべからず、是又、其後する所をしりて、道に近きゆゑんなり。

論語

わが體に天地萬物具ふれば、おのづからなる、忠恕一貫を心得ざれば、歌にかく綴ておもふ聖賢の言。

論語は孔子並に、御門人衆の言葉なり。みなかんようの言葉なれども、わけて一貫は、孔子、曾子に、道の至極をかたり給ふゆへ、是を論語のほねとするなり。一貫とは、一もつてつらぬく、といふ事なり。聖人德邵道大なり、事物當然の理、いたる所に明かに、時に中してうたがひなし。その源はまどかなる一理なり、是萬事をつらぬきたるがごとし。曾子がくもんつもりて、此こゝろを孔子の御言葉の下にて、そのまゝがてんなされて、唯とこたへ給ひしを、門人又曾子へたずねければ、其時夫子の道は、忠恕のみとこたへ給ふとなり、忠とはをのれをつくす心の誠也。恕とはをのれをゝして人に及すなり。內心の誠ありて、是を人にをすときは、をのづから、道にかなふなり。しかれば、忠恕はすぐに、一貫とはいひがたけれども、學者の上にては、かくのごとくすべし、にはかに、がてんのゆかぬ事ゆへ、かくは及給ひしなり。又程子の說に、忠恕も聖人の忠恕にして、天道自然となして、見給ふ、此歌のこゝろは此說を用るなり。

孟子

王道を端にいゝして民をなですべて、用捨は天理人欲、前聖の未發は孟子四の辭、養氣・性善・四端・放心

孟子七篇は、すなはち、孟軻の作り給ひし書也、王道を端にするとは、書のはじめ、まづ王道をときたまふ、王道とは聖人王者の道なり。仁義をとうとむ心より、天下の民をおさめてわづかにも、利慾の心なし、おのづから是天理なり。覇道は仁義をかりて、私欲をとぐ人欲の私なり。孟子此わかちを常にのべ給ひて、人ををしへ給ふ。又、浩然の氣をやしなひ、人の性は善なり。惻隱の心は仁の端也、羞惡の心は義の端なり、辭讓の心は、禮の端なり、是非の人は、智の端也と、とき給ひしはみな、孟子いまの聖人も、のたまわざりし事どもにて、はなはだ、おしへになりて、ありがたきことばなり。浩然の氣を養ふとは、人の氣も元來天地の氣と同一たいなり。かるがゆへに、人たゞ、義理にかなひたる事をのみ、をこなひてはちゞむやうなる事なき時は、其氣盛大流行して、天地とゝもにやすし、是を浩然の氣をやしなふといふ。しからず、義をさへ行なへば氣のやしなひは、いはずしてあるべけれども、氣をやしなふ事をしらすれば、又義理をおこなふに、たいくつし、つかれておこたるものなり。たとへば不氣元の人は親の事、主の用といへども、しゐて、つとむる事なり、たゞしそのをくに道も、氣につかるゝ所出來ては、をこなひがたし、是すなはち、道をおこなふと、氣をやしなふと、たがいにたすけになる、此工夫古今にいでたる明教なり。性は善なりとは、堯舜より、今日の凡夫にいたるまで、性は皆天理なれば、善にあらざるはなし。たゞ氣のにごり、人欲のわたくしにくらみて、さま〴〵愚不省の所あり、本すみたる善の性あれば、すへの氣のにごり、人欲のわたくしは、のぞきさる事なるべきの理なり。是聖人おしへを立たまふ根本なり。性の事はいにしへより、さま〴〵の說おほし。此根本にまよひては、道にいたる事なるべからず、孟子善なりと決定しての給ひしより、異論こと〴〵くおさまりたり。四端はかの人々性の善なる證據には、仁・義・禮・智の心、本心にそなはれり。又、其しるしはといはば、たとへば、おさなき子どもの、井のもとにあそびて、おちいらんとするを見ては、いかなる人にても、いたみあはれむの心いできて、これをたすけすくはずといふ事なし。是其親にへつらいてもせず、又、村里の人にほめら

れんと思ふてするにもあらず、自然に内より出で、仁の物を愛する事、もとより本心にある事をしるべしとなり。又我身の上に、あしき事あれば、はづかしくおもひ、人にあくあれば、にくむ心なき人もなし。是を、羞惡の心といいて、義理の本心ある事をしるべしとなり。辭讓の心とは、たとひ見ずしらずの人なりとも、其人、位たかきは、又德高き人ならば、おぼえずして、ゆづりさきだゝぬ心わき出るごとくなるべしとなり。是非の心とは何事にも、是非をわかち、是をとりて非をすつるの心、人々これあり、たとひ本心欲にくらむで、是を非と見、非を是と見るとも、是非する所の智ははじめよりほろびずとなり、これにてよく本心の仁•義•禮•智をしり、仁•義•禮•智これあらば性の善なる事、うたごふべからずとなり、四の物を端とのたまふは、是よりおしひろめ、みつる時は聖人にもいたれる事なればなり。

中庸

天命の性は、時中にあらはれて、鳶飛魚躍も理一分殊ぞ、中庸の時中の中は大學の事理、當然の極處なりとぞ。

分限に過不及なきは天命の、性にしたがふ道にあらずや。

上天の載はひとへに聲もなく、臭もなしとこそ孔子のたまふ。

聖人のをしへは、もと下學上達とて、日用をよくつとめなして、心わたくしなきときは誠の至極にも至り、性命の源をも極る事なり。かゝるゆへに、孔子論語の說、天道性命の事罕にのたまふ所なり。しかれども聖人世をさり給ひしより、天下の勢ひ異端さかんなり。寓言高遠に迷ふ人多し。子思是を憂ひ給ひて、やむ事を得ずして聖敎のおこる人性に本づき、人性のしかるゆへんは天理に根ざしたる事を、つぶさにあらはして、かの堯舜より、此かた道といふものゝ時中にして、定るすがたなき事を、のたまへり。凡天下の理、萬物一體なるゆへんは皆もつて本となればなり。聖人至公の心、仁の本體也。是を理一といふ。しかれども、形すでにわかれては、親疎その賤の差別あり。かるがゆへに至て親きものは父母にしく事なし。兄弟是につぐ。是より九族せんくに次第あり、他人といへど

も人は同類なれば、又親しむ事あつし、禽獸是につぐ。禽獸は動物、かるがゆへに、草木是につぐ、聖人の道はいたらざる所なしといへども、淺深厚薄の次第あり。是又自然のすがたなり、是を理一分殊といふ。此こゝろを明さんために詩を引給ふ。鳶飛戾天魚躍于淵とは、鳶も魚も同じ生物にて理は一なり、といへども鳶は羽虫にて、天をかけり、魚は鱗虫にて、水に躍る。是分の殊なる所也。人又今日の分を守る事もかくのごとくなるべし。たとへば、子の孝をするは鳶のとぶがごとし。臣の忠をするは魚の水に躍がごとし。みな、其分をはなれては、一日もやすんずべからざる事明かなり。横渠先生西銘に、此意をふかく發明してのべ給ふ。さて又中庸は時中と大學の至善とは、ことばかわれども同じ事なりとなり。人今日の分限をまもりて、過不及なきやうにつゝしむは、是すなはち、性にしたがふの道としるべし。又かの理といふは、いかなるものをさしていふとならば、聲もなく臭もなしとなり。すべて、天のなす事は自然にして、其しかるゆへんは、聲臭のみるべきなし、是道の本たいにして、聖神教化の妙も、又なをかくのごとしとしるべし。

理一分殊

仁・義・禮・智・信と春・夏・秋・冬と、河圖と、洛書と、理一分殊は異るや異るこそは異ならね、なと異るか異ならぬぞや。

仁・義・禮・智・信は人の五常にして、もと性の一理よりいできたるものなり、しかれども、仁は心の德愛の理、義は心の制事の宜、禮は天理の節文人事の儀、則智は善惡・是非をわかち、信は此四つの物をよくをのが有とするをいふ。是理は一なれども、其分をのづから同じからず、又春・夏・秋・冬のめぐりゆく本、一元の氣の發生して、夏にいたりてさかんに、秋にいたりてとげ、冬にいたりて成就しおさまる、是又理一分殊のすがたなり。又河圖は伏羲の時、河水より馬おひ出たり、其數五十五あり、是易の根元也。洛書は禹の時、洛水より龜おひ出たり、其數四十五あり。洪範の九疇こなはれり。河圖は順數、洛書は逆數なり。順なる物は物を生じ、逆なるものは物をなす。たとへば五行の相生水より木を生じ、木より火、火より土、土より金、金より水、かくのごとく生々してやまず。相剋する

は火金を剋し、金木を剋し、木土を剋し、土水を剋し、水火を剋す、かくのごとくなり、されば天下の器物調和養ひ何をもつてかなさんや、是物をなす又理一分殊なり。是をもつて見れば、其異る品々あるをもつて、かへつて萬物ひとしく成就する時は異ならぬなり。異る物の異ならぬは、又理の一なるにあらずやと、よめるこゝろなり。

仁

身を守る知覺のごとくすべて世の、人の憂をおもひしらばや。

孔子近くとりたとふ、仁の方とのたまふ、程子滿腔子是惻隱の心なりとのたまふ、皆、我身かくのごとくなるゆへんのものは、生理充滿して、一毛髮といへども通ぜざる所なければなり。すなはち、仁たるゆへんなり。故に、わづかの事にても、身を守る事をこたらず。たとへば、眼にほこり入るをも、はやとりてふせぎ、道行時は、雲を見ても雨ふりては身のぬれなん事をおもふなり。かやうの心を、をして、人の身の上をもはかるを、近くみにとりたとふといふ。是恕なり。仁の理は本よりおのれにあれども、人に及ぼさざれば、わたくしとなり、人に及ぶ事、大にして、公なれば仁といふなり。わが身を大事とおもふ心の知覺を本にして、人を憂世を憂る事を、工夫せよとなり。

義

すべて世の人に妨なす人を、にくむ心はおほやけの義か。

人の惡をにくむ事、天下一樣なり。をのが不善はさし置ても、かくのごとくにくむは天理なり。是本心の德にて誠の義といふものなり。是心をやしなひ、吾身の上の不善を惡むときは、義心いよ〳〵盛なり、仁はおのれよりをし、義はをのれにかへる。是道にいたるの工夫なり。

禮

萬物の品々によくたがはざる、中にぞ禮はそなはりつべし。

天は高く、地はひきく、日はゝやく、月はをそし、其外山高く川ひきく、鳥獸草木皆自然の尊卑あり。此理を本と

して、上下貴賤の分限を守り、進退應對の節までも、此道理に外ならず、すなはち天理の節文、人事の儀則なり。

智

仁・義・禮三つの道理をあきらかに、てらす心を智とはいふとぞ。

善惡・是非をしるを智といふ。然ども仁・義・禮のまつ、我にあるを知りて、明かにする事を、智の肝要根元とす、本にくらきは材智ありといふとも、誠の智にあらずとなり。

信

仁・義・禮・智・信の道にいつはりの、なき心をぞ信はいふとぞ。

仁・義・禮・智の道にをける、すこしもいつはりなく、みな信實より出る、是を信といふなり。信なき仁は、仁にあらづ、信なき義は義にあらず、是にてよく信といふは、四つのものにわたりて、別に一つのくらゐなき事をしるべし。

動靜

聖人は靜を主とすとのたまへば、動より靜のおもきをぞしる。

靜を主として、人極を立といふ心なり。うごくをすてゝしずかなるを、たつとぶといふにはあらず、日用常行みな道にかなはん事をほつする時は、其うごかざる時に、よくやしなふて、無欲ならざれば、うごく時にかならず道をうしなふ、ゆへに靜をおもんじて獨を愼の工夫を守とす、其實は動て道にかなふべき事を、ほつしてなり、老佛の虛無寂滅のごときはあらず。

聖賢のことのはごとにをく露に、朝夕なれて身にしめよとぞ。

經傳の言葉は、皆人を敎るゆへんの道なり。いたづらによみ覺たるのみならば、をのれにおいて何益かあらん。只其言葉のあぢはひを得心して、身におこなふは、露うるほひ身にしむなり。是書をよむの道なり。

口よりも身にをこなふはよけれども、心につくす人にをとれり。

口にいふのみにして、をこなふ事をせざるはもとより、學にあらず、聞とひとしくをこなふは、勇義さかんにして、よろしき事なり。然ども我心にいまだがてんせずしてする事は、根あさうしてやみやすし、故によく會得してをこなふ人は、又まさる事とをしとなり。

口にある人は道理をときすごし、耳かしましき事もこそあれ。

學文の身にあるとは、禮儀をならひ、かたちに心をつけて、つゝしむゆへ、威儀嚴然として、目にたつ事、おほしとなり。あしき事にてはなけれども、心に得たる人にをとれり。

學文の心にあるは聲もなく、臭もなきかたにちかかりぬべし。

學文心に得ては、かたちをうごかし、口にいふ事心を付ざれども、自然と則にかなふ、其外、事に處して、當然の理にあたらずといふ事なし。天地の載聲もなく、臭もなくして、よく萬物を生々するがごとし。是聖賢の地位なり

聲もなく臭もなき方にかたよらば、たぶん異端に心うつらむ。

心に得れば何事もいらぬといふは、又得心にかたよるといふものなり。內にやしなひ、外に發し、外にやしなひ內につむ、みな下學上達の道なり。ひとへに心の味ひばかりせんぎして常行をおろそかにするは、又誠の學にあらず。

口にとき身におこなへる人とても、初學のためにはしごなるべし。

前に見へたる口にとき、身につとめ行ふ人は、心に得たる人に、をとれりといへども、今日初學の人のためには皆此等の事を學びしまひて、道にいたる事なれば、はしごのやうなるものなり。まへかどの事なればとて、あなどるべからずとなり。

學文の心にあると身にあると、口にあるとの分をしるべし。

學文心にある人は、學者と見へずして、よく萬事にきづなし、身にある人は行よくして禮儀正し、只つとめ行ゆ

へに、かどかどしき所あるものなり。口にある人は一向をのれをわすれて、只人をのみせめて萬事にかしこく、いひなして實なきなり。

篤信に好學をせん人ならば、守死善道もさぞとおもはる。

好とは孔子顏子をほめて、好學との給ふ。元來學といふは、文章讀書の事にあらずして、人の道を行ふて心に得るをいふ、しかれば、好學といふは、常の學にはあらず、これを篤信してまなぶ人は、道のたつとき事をしる、しかれば事の變にあひては死を守り、道を善する事何のうたがひあるべきや。

本に末末に本ある大極の、妙用事理の當然にあり。

本に末とは、萬物一大極なり、末に本とは一物一大極なり、大極とは天理をたつとびていふ言葉なり。天地萬物みな理の中にあり、かるがゆへに本に末ありといふ、一物よりいへば、虫一つ草もとにても、それ〴〵の理なきはなし。是一物一大極にして、末に本あるなり。しかれば事物の理は、自然のすがたなり。人事物にまじはりて、日用おこなふからは、此當然を見付て行ふ事、至善とも道ともいふ、是すなはち大極の理より出たる妙用、人物一やうの理をしるべし。

七情にわづらはされぬ心こそ、わが第一の工夫なるべし。

七情は喜・怒・哀・樂・愛・惡・欲なり。みな性の動にして、なくてかなはざるものなり、しかれども、發して節にあたらざれば惡となる。賢を愛すると、色を愛すると、財を喜と、道を喜と、心は一つにして善惡をのづから異なり。惡にながるゝときは、日々にくらくなり、善にすゝむ時は、日々に明るなり。此わかちをよく〳〵しるべし。

戰々の中に活潑活潑の、中に戰々これこそ中庸。

戰々は恐懼のかたち、愼をいふ、活潑は生てをどるといふ事なり。戰々は、戒謹恐懼して常に心を存養する事なり。活潑は心をさましてよく事物にまじはり、ゆだんせざるなり。是中庸の過不及なからしむるゆへんなり。

聖人は有心なれども無爲にして、天地無心の成化にひとし。

聖人も人なれば、もとより心あり。然ども天下をおさむるの大事といへども、ほねをりはたらき給ふ事もなく、恭しくして治るは、する事なしといふべし。是天地無心にして、萬物を化成するとひとし、聖人の德たかき事かくのごとし。

白糸は染やすけれどわが心、など聖賢の事にそみざる。

糸の白きは何色にそめても、よくそむものなり。人の心もいまだまなひざれば、白糸のごとくにして、聖賢の事によくそむべきはづのものなり。しかるにそみがたきはなげかしき事也となり。

躁・隱・瞽三つ病をまぬがれで、いく朋友の氣にはさはらじ。

此言葉は論語に出たり。師や友の貴人にまじはる時、貴人より、あいさついまだこれなきに、かいとりてものいふを。躁はさはがしとよむ、あいさつすでにあれども、ものいはざるを隱といふ。隱はかくすとよむ、又、貴人のがんしよくを見ずして、みだりにものいふを瞽といふ。瞽は目しいとよむ。此三つのものをつゝしまざれば、かならず貴人の心にたがひ、をのれがつかふる道をうしなふなり。

仁・義・禮・智・信の五字にそなはれば、理を一々につくししらずや。

五つのものは性のとくなり。天下の事百千萬のおほきといへども、元來、人のなしきたる事のみにて、此五つの理によらざるはなし。しかれば此五つの理にもるゝ事なく、よくつくししるときは、聖人にもなるべし、すべてがくもんといふ事、外にもとむべきにあらず、性の理を明かにするのみなり。

仁・義・禮・智・信をもつて日々に、わが心身をかへり見まほし。

此五つひつきやう、吾にそなはれる理なるゆへ、心にうごき身におこなふ事がたき事にあらず。只、心をつきずして、我と吾心を忘らざるなり。事々に心をつけてよくかへり見さつせば、日々に明かなるべし。

聖學の要を何ぞとたづぬるに、敬の一字にきはまれりとぞ。

敬は心を存するの事なり。學問の道、他なし、放心をもとむるのみ、人心存せざるときは、何事をなすとも、うか

〳〵として理にかなふ事なし。いはんや聖學におゐてをや。

櫝をかひ玉をかへすといふ事も、語に執滯をなすゆへぞかし。

櫝をかひ玉をかへすとは、せつかくけつこう成寶を得て、やくにもたゝぬぞと、いへをのこしをき、玉をはかへすといふ事なり。人々聖賢の書をよみて、よく覺て御かしこくなりても、おこなひて道にいたる事を知らざるは、櫝をかい玉をかへすなり。

聖賢の語を糟粕といふ事も、費につき隱をしらされゝばなり。

費は用の廣きなり。隱は體のかくれたるなり。これ中庸に見くたり。聖賢の語も其人さりたまひては、只言葉のみにて何の用にもたゝぬものなれば、言葉は聖賢の粕のごとくなるものといふ人あり、しかれども末世の今日といへども、此聖賢の語によりて、會得するときは、千歲の後といへども、わりふを合せたるがごとし。人只、用所の廣を見て、是を行にあぐむ故かくはいふなり。用所何ほど廣しといへども、其實は一理のする所にして、まぎらはしき事にあらず。聖人一貫とのたまふも、此こゝろなり。しかれば聖賢の書をよむものは、よく〳〵體のかくれたる理を、もとめしるべしとなり。

諫言をこばむ心をたづぬれば、物吾・人欲はづかしきかな。

人いさめずんば、やんなんいさむとならば、かならず十ぶんの道理をつくして、其人のためになるよふに、言葉をつくすべし、しかるにこれをふせぎこばむは、物我のはたくしをさきだて、人欲のおほはれによるゆへなり、たちかへり見ばはづかしき事也。

當然の外にもとむる心をぞ、あてゝするとはいふべかりけり。

必事あれ、期する事なかれとは、孟子の言葉にて人の日用みな當然の事あり、其理にかなはん事をのみ、心をつくべき事なるに、いまだいそがざる事に、心を用ひて、しるしをねがふは、期するなり。此やまひありては、義理にくらくまよふことおほし。

事とする事は何事仁・義・禮・智・信の外にあらじとぞあり。

心事あれといふは、人の學をする、日用行事の中にゐて、漸に得るは、事理一致にして、まことの學問なり。其しはざといへば、此五つの外にはあらじとなり。

　當然の外に何をかもとむべき、鳶飛魚躍を見るにつけても。

人のさゝたる事は、おのれは分のまさにつくすべき所なり。鳶の飛も魚の躍るも、みなおのがさま〴〵にして、外にもとむる心なき事知るべし。千變萬化の欲心もこゝにをゐて、明る時はしりやすし。

　本性に氣質の性は一にして、二なる事おもひわくべし。

本性とは孟子ののたまふ性善なり。氣質の性とは孔子ののたまふ、性相近し、習ごと相遠き也、性の根元天理にもとづく、故に善ならざるはなし。しかれどもうくる所の氣質に、淸濁厚薄のしな〴〵ありて知・愚・賢・不肖の不同あり。是氣質の性なり。しかれども、人のする所、善惡ともに性にあらざる事なし。其惡をさりて、善に立かへるを、教とも學ともいふ。たとへば水の源よりわき出るいたつて淸く明かなり。是性の本來なり。ながれ出てひぢりこにまじはる時は、水たちまちに濁る、まさごの上をゆく時は、其まゝすみて、海にいたるまで、にごる事なし、しかれば濁るもの水にあらずといふべからず、惡も又性なるなり。されども、此水のごみをしづめ、砂にてこしてまを入れぬれば、かならずすみて本のごとくになる事、又うたがひなし。是外の水にとりかへずして、をのづから本源にかへるなり。人をしへにしたがふ時は、かの愚・不肖も惡をあらためて善にあるなり。是性に氣質と本來と二つありといへども、ついに天理に歸する事をしるべし。是聖賢人をおしゆるの根本なり。

　毋不敬の三字は事を主とすれば、思無邪は心の體にあたれり。

三千三百の禮儀も、毋不敬といふ三字につゞまれり、禮儀は皆敬はり出ずといふ事なし。詩三百篇も、思無邪の三字につゞまれり。禮儀はかたちを主とす所に敬は事をおもんず、思は心のうへにありて邪なからん事を主とす故に心の體といふ。詩禮人をおしゆるの要文、こゝにある事をしるべし。

仁・義・禮・智・信を常に事として、わすれぬをこそ敬といふべし。

敬は主一無適整齊嚴肅等意味ありて、ふかき工夫ありといへども、此五つのものを、つねにわが事はざとして、わすれざれば、善に心ありて心おのづから存するなり、ひつきやう心を存するも、善をせまくほつするゆへなり。たゞ善をわすれざるを敬といふは、ちかき工夫なるべし。

存心はおほやけなれば利に走り、害をさくるの事はすくなき。

心存する人は、理に明にしておほやけなり、故に利を見ては、萬事をはすれてかたむき、害を見ては義理をもすてゝ、のがるゝやうなる、さもしき事はなきとなり。しかれば心の、はなれたりといふは、みな、利欲にくらむといふなり。

冠昏と喪祭とまでに分限の、さだまりあらば四民まんぞく。

冠はげんふく、昏は婚禮、喪は喪の禮、祭は先祖の祭なり。異朝には、天子より庶人に至るまで、それ〳〵にほどかぎりありてする事やすく、心にのこる所なし、此ほどかぎりなきゆへ、おのづからする人もなく、又する人ありても、いかほどにしておのが分つくすやいなやの、しるしもなければ、士農工商の四民あきたらずとなり。

財用の出入上に直からば、役人なにとわたくしをせん。

いにしへの君人をはかりて、出すことをす、かるがゆへに、天子といへどもわたくしのついへなく、入用さだまりあり、是直きなり。かくのごとくにする時は、其金銀米穀をつかさどる役人、少もわたくしする事ならざるなり。

たれしらぬ人はなけれど草づとに、國かたぶくといへる事をば。

是まいなひにかたぶくた事をいふ。人の心習し、いやしければ、わづかの事に心ひかれて、大事をやぶる事おほし。是草つとに國かたぶくなり。天下國家を治るはいふにおよばず、かろきやくぎをつとむるとも、心をつけてつゝしむべし。

日々に一足づゝも問たづね、ゆかば千里もゆきつくしなん。

聖人の道とをしといへども、かくのごとく日をつみ、年をかさねては、つゐにいたらざるの理あらんや。

或不審

人欲は學べのあればさけつべし、氣質正偏いかが正さん。

人欲は今日外より來るものなれば、學問によりてさけつべし。氣質の正しきと偏たると、生れつきの事なれば、われも不覺、又たゞすべきすじ、しりがたきにあらずや。

聖賢にをのが心を合すれば、氣質過不及かくれなからん。

人をのが心をもつて、聖賢にくらべ見ば氣質の過不及、たちどころにしるべし。是をもつて其過るをおさへ、不及をすゝめて中にいたるべし。

標的は何のゆへぞやわれ人の、氣質•人欲たゞさんがため。

學者至善を的としてまなぶは、上手•下手の差別なく、弓いるものゝ的をこゝろざすがごとし。至善をはづるゝはみな、人欲氣質の不善としるときは、氣質をたゞす事目前にしるべし。

おそれてもなをおそるべし古言に、理もこうすれば非にはいずとぞ。

不仁をにくむこと甚しきは、亂なりとのたまふ。われ理なきとて、物のやぶれもかまはず、心一ぱいにふるまふときは、かへつてをのが非ともなるなり。世の中の事は人の惡をかくし、おのが善にほこらずして、うつくしく立行ものなれば、理のこそするといふ言葉を、わするべからずとなり。

草も木もをのがさま〲花に葉に、實をむすぶこそいと哀なり。

是理一分殊の意をよみたるなり。花もぼたんのごとく、富貴なるものあり。又菊のごとき隱逸なるもあり、蓮のごとく君子なるもあり、人の世の中もかくのごとし。あに又富貴のみをうらやまんや、只、君子となりてやんなんのみ。

樂中の苦にのみ常に日をくらし、苦中の樂はかつてえしみず。

人皆耳目のよろこび、四肢のやすきをたのしみおもひて、其跡より、心にこゝろよからざる事の、出来る事をしらず。是樂中の苦なり。苦中の樂は、つとめやすんぜずして、苦しむ中に心に、こゝろよきたのしみあり。小人はかたちをたのしみ、君子はこゝろをたのしむ、かたちをたのしむものは、終に、かたちともにうしなふ。桀紂是なり。心をたのしむものはついに身ともにやすし、湯武是なり。

樂中の苦をしるとても怠らば、苦中の樂をいかでもとめむ。

樂中に苦ある事をしるとも、つとめにおこたりては、苦中に樂ある事をいかでしらん。君子の心の、しりがたき事よくわきまふべし。

樂は苦のたねなる事をしりながら、など植をきてつねにくるしむ。

樂は苦のたねといふ事は、をよそ人のしりたる事なり。しかるに常々、其苦のたねを植おきて苦しむは、いとかなしきなり。

あさましや苦樂の中をはなれかね、此事日夜まよひぬる哉。

苦樂と見るものは、皆人心のよる所あればなり、只、何事も義理の向ふまゝにする事をするは、苦樂の外にはなれて、樂もまたをのづから其中にあり。なを二つの中をはなれざるはあさましき事なり。

聰明に叡智の人はをのづから、これを守るに愚をもつてすと。

聰は耳とき(さ脱カ)なり。明は目のあきらかなるなり。叡智は智のさときなり。是聖人の事なり。聖人の聰明叡智はかへつて、はなはだかしこく見へざるなり。これ愚を以て守るといふものなり、發明だてして見ゆるものは、内にたらざる所あればなり。

格物

物にあひまじはるうへのたゞしきは、やすき心を矩とするなり。

格は正なりといふ說にしたがひて、よみたるなり。物をたゞすとはをのが心、やすらかにして、まじはる時は物

をのづから正しくなるなり。たとへば孝心の誠あれば、父母もかんじてよくなり。忠義の誠あれば、君も正しく聞入給ふのたぐひをもつてしるべし。

自慢病を戒て

今ぞしる天の御影のあとたれて、ひかりのどけき身は社ぞと。

人の身みな天理のやどらざるはなし。しばしば其ひかり明にして、社の内に神のやどり給ふよりもなをたうとし、人われにかくたうとき天理のある事をしりて、我身をいやしくせざるときは、人よくなどに、かく心をけがす事は、すまじきなり、かるがゆへに、德性をたつとんで、問覺によるとの給しなり。

おもはずやふかくならひにおほはれて、こゑもかたちもつねならぬとは。

天理にしたがふ聖人は、聲は律たり、身は度たり、しかるに今日の人は世の習しのつたなきにそみて、天然の常にあらざる事に、おしき事としるべし。

泮水餘波附錄　巻之三終

泮水餘波附錄　巻之四

井上玉成

序

白ばかま

わがいまだえをさる事なるを、よき事ぞとして、人にをしふるは、笑ひをかうのわざなれども、はらからにひとしき友の、遠く行ことありて、とし頃の親みいつまでも忘れぬまでに、我をますことあらば、心のそこ打て筆をよといふに、いなひがたくて、よみおぼへしふみのこころによりて、人のちがう思ふべきごとし。おもへるをいさゝか、えり出しぬ。もとよりふみのこころ、いぶかしがちなるをして、かくあらんかと、我ひが〳〵しき心にて、とり給ひたれば、ひじり、かしこきがみごころに、たがひし事のおほからめと、おそろししかはあれどしれる人によさして、たゞしをうくべきひまも、けふあすのいとまごひとあれば、しがたし。よしことわりの、ちがひたればとて、おほきに人をあやまるほどの事にも、あるまじければ、そのひとごろへるとがは、わがおふべきなり。ちぢよろづの中に、ひとつふたつます事あらば、又こがね玉なんどを、むまのはなむけにするよりも、まさらんかし。我ことそのつたなくて、唐の文字につゞけがたく、又やまとことの葉は、もとより、よみもならはねば、せんかたなく、しづのおの、いやしきこと葉にまかせぬ、人にはあたへて、己が身にえせざるは、ことわざの、紺屋の白ばかまといふものならん。このふみゑほうしさするに、をよぶべきにはあらねど、この心をとり侍りぬ。げんろく、きのえ、さるのとし、うづきのみじか夜、明ればすえのいつかなるに、かきつづけ侍る。

天は物を生ずるをもて心とし給ふ。かるがゆへに其せらるるものは、皆、其天の心をそなへて、をのが心とするなり。春始、夏通、秋遂、冬成といふは、その天心の常に運り行はれて、またゝくまもやむ時なきを、いひあらはせるなり。草木の冬にいたりて黄み落るを見れば、傷ふといふべくして、生ずるとはいひがたきに似たれど、その零落するは發生の氣中にさかんにして、老たるは去り、弱きは進むの理にて、かくあるなり。しかるときは、枯落る

も又生々の天心行はるる所也。寒往ば、暑來り、日暮て夜となるのたぐひ、是皆おなじ。消長の理にして、人物の老少生死、事物の前後始終、時の盛衰。可。不可にいたるまで、此理を外るゝ事なし。天地ひらけて、幾萬年ぞや。日月のかはるがはる明をなし、春夏秋冬の推うつり行る。終にたがひし事なし。これにて天心の誠を試むべし。かるがゆへに、至誠息ことなしといへり。その形象の見られぬ所より、聲もなく、臭もなしといへるや。それ、有情無情一物として天地の理氣を具へてむまれぬものあらんや。かるがゆへに、人は各父母ありて生るといへども、天地を又父母とよびあがめて、憂の、身に切なるありてつくるかたなければ、いにしへも今も人ごとに天にさけび、なげかぬはなし。をよそ子として、その父母一體ならぬはなければ、己が心とするは、とりもなをさず天の、物を生々し給ふ誠也。それゆへ、てうち、あはゝを、しるほどのみどり子は、父母をいとおしひ、兄をうやまふのふるまひあり是にても人のうくる所の本心は善にして、惡のまじらぬをしるべし。人として、此誠の心を失へば、たとひよく父母を奉養し、いとおしむとも、孝にあらず。よく奉公するとも、忠にあらず。よく人を惠むとも、慈にあらず。戰場にてよき働ありとも、勇にあらず。萬、これにてをしてしるべし。此誠を常に立る事は、聖賢の書をよみて、其意をしるより管[肝]要なるはなし。學ばぬ人は、己が小知を用るゆへに、誠の道に、ひたもの遠ざかりて、我しらずに僞にながるるものなり。是人のかならず學びしいはれ也。をよそ人の僞とおもはで行へる僞を、あらましあげていはんに、今爰に人ありて、よからぬ事と知りつゝも、せまほしくおもふ事の有に、此事をなしたらば、人や笑はんなどと思ひてなさず。あるひは、ほどこしすくはねばならぬもののあるに、その心は寶を費すをいとひをしめども、かくなさずば世のそしりもいかがとはかりて、行ふあらん。是のみならず、なしたるあとは、いかばかりの善事なりとも、人のそしり世の譽を思ふてなすは、誠にはあらで僞なり。しかれば此事のためなり。かくすれば此得ありとて、出る心は、皆僞なり。慾なり。何による所なく、直に出る心を誠といふ。しかれども、其心、理にくらきより直に出るならば、大かたは義にあたらざる言行ならん。それは妄といふものにて、誠にはあらず。それゆへ聖賢の書を讀ぬ人は、美質にても、たがふ事多し。いはんや、常なみの人をや。兎角誠を立ねば人になりがたく、學問せ

ねば誠を立る事ならずとしるべし。文學なければ事理に昏く、事理にくらければ貪る心繁くして、恥をしらず。此あさましき心をもて人にまじはり、事をさばかば、何をもて道にかなはむ。晝夜隙なき官人、又業作忙しき人なりとも志を厚し、奮ひ發らば、小學四書を讀覺るほどのことは、五年・七年の間にはなるべし。讀覺てあらば、しれる人にちかよりて、文義を問尋ね、聖賢の意味氣象をしるほどにすべし。是士の第一義ならん。

善父母に事るを孝とすといへり。善の字をよく考ふべし。幼より父母をいとおしみ、たいせつに思ひ、晝夜しばし忘るるひまもなく、父母の御機嫌よく、すこしの怒氣も出し給はぬやうにつかへて、常に樂しましふるは、奉養の第一也。此心誠ある時は、我身は父母の身をわけあたへられしものゆへに、一身に疵つけず、病生ぜぬやうにとたもつなり。身を心にくらぶれば輕し。身さへかくのごとし。まして、心のをもきは、猶もて汚し傷はぬ也。我心の我とこころよからぬはすなはち、心のけがれたるなり。すまじきことをなし、いふまじきことをいひ、おもふまじき事をおもへば、人のしらねば笑ふにもあらねど、天心の消うせぬ。我心なるゆへ氣味惡き所あり。これを快からぬといふなり。萬父母にしたがへばとて、不義のふるまひあるにまげて隨ひ、世の人のそしり笑をまねくは、おほきなる不孝也。かるがゆへに、父母あやまちあれば、幾たびも理を盡して御合點が成やうにいさめて、其やまちを改め給ふやうにすることぞかし。いさぶる時は、隨分顏色・言葉を和かにして、御機嫌のそこねぬやうにすべしなにとしてなりとも、あしきを改め給へばよし、誠の愛敬さへあらば、いたしやうはさまざまあるべきにや。をよそ、人の親の子を愛するは、いたらぬくまなし。子として、此心を己が心とせば、孝道これよりをのづから出きたらん。主の御意には、親の首を刎るなどいふごとき、大逆不道の言葉を聞は、膚に刀を刺やうにいたく、悲しく、是非を論ずる事あるまじ。をよそ、世の人の利口辨佞にかやうのこと葉多し。是皆、聖賢の書をよまず、正理にくらきゆへなり。おそるべきかな。かなしぶべきかな。

近習の士は、君の御機嫌を傷ふ事をいやがりて、よろづ君の御顏色を伺ふて、御前のよきようにとのみするを敬ふなりと思ひ、郡代・郡奉行は農民の飢寒ゆるをもかへりみず、御庫入の一粒も多きこそ、御爲なりと心得、叫

畠・家屋敷を賣、さても年貢を取立る事専一なりとす。老臣・用人は君のあしきを知ても、いさめば御心に背かんにやとおそれて、我身を抱いて默す。只諫ぬのみか、却て驕奢淫逸の事を勸めて、君の欲を增。或は、君の此事を好給ふならめと、いまだあらはれぬさきに、御心をさぐり迎て、こなたよりいひ上るを朝暮の慮にして他事なし。是皆不忠の甚しきなり。家老物頭は、常に君の善道におもむきたまひ、下をあはれび給ふ御政事にして、御心恭儉にあれかしと願ひて、もし御過あらばいさめを入て、善に移し奉んとのみおもふこそ、忠といふべけれ。郡代・郡奉行、實の御爲をしるならば、下のそだちゆくやうにとのみ心をつけて、萬民の爲にあしきをば、其品を達してあらため、よき事のいまだ行はれぬをば、君の米穀・金銀費る事なりとも、取立るやうにすることそよけれ。御爲と思ふて、下を剝とるは、角をなをさんとて牛を殺すのたとへにひとし。近臣の御機嫌をはかりて、何事にも御尤と隨ふは、乳母が子のいぢをすかすとて、飴などあたふるがごとし。士なりと我も思ひ、人にも呼るるもの、かくのごときのしはざは、いかに。是も又、義理に悖きゆへ也。諸の官人、皆此心を推て心得べし。誠の忠といふものを聞たく思ふ心の出來は、聖學したる人に問ふべきなり。

大小身ともに家の齊ると齊らぬとの本は、閨門の內にあり。一家の主の心ばへ正しく、身持よく、禮義亂ぬ時は妻は夫にしたがふものなれば、よろづ治り、夫婦をのづから睦じく、召仕の男女の風儀も正しく、父子兄弟もこれより常に和順して、家富榮て、災難きたらず、是、天の百福を給ふといふものなり。もし主人淫酒にふけりて、萬端家人まかせになし、本妻をばすへものにして、夫婦の禮を失へば、貞女にても恨る心出くるもの也。いはんや、つねなみの女房は、妬の火を胸に燒、身持もそれよりほしゐままになり、夫をにくやとのみ思ひ、妻たる心はうせ果て、兎やせん角やせんと朝暮泣恨、家の破るるをも構はねば、そより親戚の親みも疏くなり、召使の男女は主人を憚りぬ心になり、外より見る目うるさく、聞耳煩はし。夫の身持よきにも嫉妬する女あり。是は陰柔の性ゆへ疑ひ多く、さはあるなれば女はかくあるものにて、惡まぬがよし。尤始は去の道あれども、それは己が身正しき上にてこそ、いかやうとも處しやうあらん。まづは、十人並の女なれば、夫次第にては善もなり、惡くもなるべし。我身は

見へがたく、人の非は見えやすきといふ中に、晝夜一室に居るものなれば、すこし心に叶ぬとおもふより、よきもあしきと見ゆる事多からん。主人の其身ひが事なきやうにしての女房のよしあしならん。或は、愛を恃て、ほしゐままに成、舅姑ををろそかになし、夫を輕んずるあらん。是も又夫のあやまちなり。夫婦はたがひに親しみ、睦く、婦は夫にしたがひ、夫は婦をいざなふを道とす。外の男女は別を正しくし、なれけがさぬを法とす。七人の子の親に心ゆるすなといへば、ちかき親戚の間にても、嚴にまじはるを專要とすべし。

弟は兄を敬ふて、諸事背かぬをよしとし、兄は弟を愛して他事なくあしらふをよしとす。たがいに、あやまちを正す事ありとも、友のごとくにはせぬ事也。假令、兄不友のしはざ有とも、弟としては、弟順の道を盡して、兄の不友を見ず、弟もし不順なりとも、兄としては友愛の心を盡して、弟の不弟をとがめず、たがいに己が道を盡すべしかやうならば、周詩に詠する相好せよ、相似する事なかれの意にかなふべし。同根なれば、幼き時は、貴も賤も、萬わけ隔ぬ中なるを、ひととなるに隨ひ、銘々の欲にひかるる所より、兄は弟を惡み、弟は兄を恨み、中垣、日々におつくて、各妻を娶れば、妻も又たがいにそしりあひ、其夫に告口をすれば、兄弟の親び、益疏なり。甚しき讎敵のやうになる。是ほどになきも、心をおきあひ、他人の中よきには語る事をも隱して、友達よりも、隔あるありさま、世上におほし。これはいかなる心ぞや。胞を同じくせしを忘れずば、かくはあるまじきに、欲を防ぐ事ならざるより本にかへる事を忘れて、かくあさましき事ぞかし。天倫のおもきをよくよく心得べし。をよそ、弱が老たるを敬ひ幼が長なれるに從ひ、賤が貴に事か、下役人の其頭を敬ふも皆同じことはりなり。兄弟の親みをすときは、貴賤長幼の交り行はれぬはあるじ、怒るべき事をば怒り、怨ぶべきことをば恨み、すこしも隔る心なかれ。兄弟は常によろこばしきをもて、相交るの道なる事をしらば、おのづからむしまじからん。

同學を朋といひ、同志を友といへり。同志あらでは、常に親きは、皆友なり。同學。同志は、貴をさしはさまず、富をさしはさまず、相交るの道なり。善をたがゐに責るの義なれば、過ちをしらしめ、あしきを正して、其人の善をば彼學び、かりそめの出合にも無益の物語。遊戲の態なく、書籍の沙汰、技藝の取あつかひなるべし。善を勸め、惡

を責る事、彼我の心なく、親切に思ふ誠よりしていさぶれば、聽ぬ人もなく、出合ごとに益あり。あしきをしれども、いひがたしとおもひ、善を勸ても同（用カ）ひまじとおもふて交るは、誠のまじはりにあらず。いひかする事、度かさなりても、終に用ひぬ人ならば、朋友の交をやめて、往來するまでのあしらひにすべし。是又一つの義なり。父子・君臣・夫婦・兄弟の道を能盡さずば、朋友の輔によるものなれば、聖賢もこの交を重く說給へり。信といふを、唯朋友の出合に虛言なく、約束をたがへぬ事とのみ思へるあり。それは、朋友に限るべからず。夫、信といふは、相互にたのもしく、よろづ我事のごとくにおもふ心のまじりなきをいふ也。人の事と思ひ、心を、實につくさぬ所のわづかにもあらば、いかほど、たのもしきしわざありとも、信にはあらざるなり。かるがゆへに、信なる時は善を勸め、過ちを正しあふ事、我身の善をなし、過を正すとおもふ實心より出る也。かくあるに、聽さる人のあらんや。此誠なくして、人の惡をのみ責るゆへに、人は聽ず、己は怒りて、果は交を絕に至る。常々心得の有べきにや。

親に懸り部屋住ほど隙なるもなく、又いそがしきもなし。公儀世邊は、親のつとめらるるゆへ、其身にあづかる事なし。されども、暦の改る事、矢のごとくなれば、人の親となるも又やかてなり。人の親となりて、我親に代る時は、公私の萬端皆我勤となりて、何を學ばんにも暇なし。それゆへ、部屋住の時、一日も懈らず、諸藝を鍛練すべしとおもへば、一寸の日陰も惜まざらんや。然るに、心は違たるを見れば、春は花見よ、野遊などにて日を暮し、夏は船を泛て、河邊の螢は興ありと悅び、秋は草狩、川殺生を事とし、冬は巨燵にふみこみ、今日もはや暮て、何もならずと、夜食好みをして寢るまで也。年中遊ぶに隙なきを憂て、諸事拙きを恥る心なし。かやうの人、歲たけて、人の親とならば、子をいかが敎へん。其身の不肖を悔、師を撰て子を敎へば、又よからずや。たまたま子に善質ありて、諸藝を心懸學問すれば高慢になると抑へ、弓馬も少ししればよきにといひ、手習すれば祐筆はさせぬとしかる。其身しかし勤たることなきにより、氣力を用れば、ひたすら煩ふものと思ひ、子の病氣づかん事をうたてかるもあり。或は愛におぼれて、我子の藝又なきやうにてらひまはるもあり。かくのごときは、親たるの道をしれりといはんや。親とならぬ子はなければ、子たる時におやたる道の辨あるべきなり。

君の臣を使に禮を以すとは、一僕を使ふ上にもあるべし。人の身朝より夜まで、休息なくしては、勤かたかるべし。しかるに又、不調法をとがめ、ののしるやうならば、いよ／＼難儀に思ふゆへに、怨怒の心を生じて、不奉公するならん。常々、心をつけて、彼がなしよきやうにあてがひ、其僕の器量相應を合點して使ふべし。食物なども、心を用ゆべき也。是も亦人の子なりといへるを、忘るる事なかるべし。されども心安く、戯言などは、かりにもあるべからず。かならず、わざはひを生ずる本となる。五人・七人召使ふも、此心を推て心得べし。それより段々大身の人は、其上にて相應の心得有べきにや。第一慈愛、第二威嚴、第三寛容、第四知器、第五賞罰。此五つを、能々守るべし。人を使ふに、慈愛の心のみにして威嚴なければ、なれ過て使ひがたし。威嚴に過て、寛容になければ、事行はれずして法度を敗る人多し。器をしらずして、つかへば、みだりに人をすて、或はまがれる人出頭して、直き人退く。賞罰正しからねば、忠臣進まず、佞人權を取る。其職にもあらぬ小臣の侍輩の過失を告るあらば、强くとがめて閉門さするか、追放するか、二の際なるべし。是主人の肝要ならん。其職にあらで、人の非を主人に告る、其心根を考ふべし。忠節なり。利根なり。思はれ、立身致さんとの儀なり。にくむべき事ならずや。かくのごときの人は、かならず腰ぬけ、臆病ものにてあれば、武家にて扶持するものならず。もしさもなきは、必、貪欲なるものなれば、欲をもてば、かれは、主人をも討に忍びし主人として家人を疑る心あるより、かやうの佞臣を忠とおもひあやまりて、取立るなり。しかるゆへに、君としては、下を疑ふ心をかりそめにも、生ぜぬやうにすべきなり。隱し目付などといふものは、大に害あらん。聖賢は各別、其以下は疵あるものなり。疵なくして、善人にも譽られ、惡人にも譽らるる人は、相手次第に人の機を窺ひ合せて行ゆへに、世間の人に賢人・君子のごとくに思はるゝなり。聖學をしたる人の心からは、賤しみ惡みて、盜と遠からぬやうにおもへる也。彼の告口をする小臣、隱し目付などは、おふかた世知才發に通て、義理にくらきゆへ、正邪を辨ることならず。其上彼今やう賢人のものにさはらず、柔和にて禮厚きにいよいよ迷ひ、又なき人を取なす。それのみならず、家老・用人も同じく欺かれ、迷ひて、君子のやうにいひのゝしる人多ければ、上にも信用し給ひて官祿を進めらる。かくのごとき、今やう賢人、死るまで尾の見えぬものあ

り。或は念願達して、そうそうくずるるもあり。國中の人、擧て結構者、溫和ものといふならず。十人にて八九人までは今やう賢人なり。人に上たる人のつねに心得給ふべき事なり。上としては、召使の人のよき所を取て、あしき所を忘れ、よくなしてん事を申付、得すまじき事をば外へ申付、不調法あらば幾度もをしふべし。我も人もかはらぬ身なりとおもふ心よりして、下に臨ば、おほきなるひが事はあるまじ。我身をつめりて、人のいたさを忘れといへる世話、尤たうとき言葉なり。是、君子の恕といふものの一端ならん。誰も常に此心を失はずば、心おほやけになり、日々に義理に進て、聖賢ののたまへる仁といふものにちかよらんか。

天命常なしといふことをしらば、萬懈怠はあるまじきに、此理をしらぬゆへに、貴は貴を特み、富るは富るを特てうかうか日を送り、歳たけて後に悔す。いかほど悲嘆すとも、三十過、四十にもなりては、氣力も衰へ、筋骨の堅ければ、弓も射がたく、もの書に筆めぐらず、書物を讀に眠つき、つまる所は、草花など愛するまでを上として、下は淫・酒・碁・雙六を事とし、公用世事隙なきをいひわけとす。外には恥る心見えねども、さぞ内には臍を噬なん稽古することにかぎらず、一生の嗜は、三十より内になし得べきにや。大名の子は、大名になり、家老の子は、家老になり、士の子は士になるとのみおもひても、卑も繼受る祿を失はぬものにして、其身、其祿にあたらぬうつはものなるをば、恥べき事なりとは露しらず。又をろかならずや。親の家督を受て、家老になり、士になるとのみしりて、天の命じ給へるといふをしらず。人の生ながら、貴もなく、賤もなし。天位をふみて天子となり、國を受て諸侯となる。是皆天命の有所也。しかれ、大名の家つぶれて、庶人となり、士浪人して袖乞するも、天命なり。今朝まで祿を受て居るまでは士也。其晩に祿を取あげらるれば庶人なり。己罪ありて、家を敗り、祿を失ふは、わざはいを招きたるなり。義ありて仕官をやめ、祿を失ふは、天命をそれて背ぬなり。わざはゐを招くは、天其罪を、罰し給ふなり。功ありて官祿進むは、天其功を賞し給ふ也。富貴・貧賤、皆天命也。富貴を常とおもひ、驕たかぶれば、貧賤になる。心邪なく、言行非義なければ、貧賤變じて富貴になる。是天命なきにあらずや。

和朝の風俗にて、武藝さへあれば、義・不義の分別なく士とおもふ。かるがゆへに、功ありて、大身になりたるを

評して嘆美せぬはなし。話術を用ひて、功あるは、皆王者の罪人也。此義の辨專要ならん。武ばかりにて、義につたなきは、實の善士にはあらじ。義なき勇は勇にあらずして血氣なり。是を匹夫の勇といふ。しかるゆへに、實の士になりたき人は、兎角義理をしるべし。義理は聖學にあらざれず。しかる時は武士第一學ぶべきは、文學なり。士の技藝、いづれかしらでよからんや。されども、藝は數多にて、身はひとつ也。遂一に成得事かたかるべければ、要とおもふを先として、其餘力に彼是へ渉るべきなり。師を撰ぶ事肝要也。上手の師に隨ひ、大略學び得れば、下手の師ほどにはならるべし。下手にても師と賴ては、それほどの藝になる事稀也。只一日も、いたづらに居るまじきなり。學ばずして、ならぬ藝には厭ひ倦て、立本・茶の湯・蹴鞠・揚弓・碁・雙六の戲事には、夜の深るもしらぬ人あり。それを又花車風流とて、羨もあり。茶の飮やうしらず、祝義座敷にて小謠一節謠はぬもふつゞかなりとおもはば、武道ゆたかなる上にて學びしもよからん。されども、花車の餘りて、武の不足なるよりは、武のあまりて、野なるがまさらんか。

謙る誠あれば、我に益あり。驕る心あれば、我身を害ふと常々心得たらば、心行正しく學ぶ事。成就すべきに、其身をたかぶるにより、心が常に直からず。藝術は心ばかり上手にて實得なし。謙る人は、我身の及ばぬ處をのみ覺へて、なし得たることをば露しらず、驕る人は、ならぬ事もなし得たると思ふて、及ばぬ所ありとしることすくなし。かるがゆへに、驕る人には、其非を人いはず、たとひいふ人ありとも、我をよしと思ふ心あらば用ゆまじ。是常に損ありて益なきいはれなり。謙る人には、外よりもいふ人多く、我も又其言葉を能用ひて、いよいよ力を盡すゆへに、なし得る事又稀なり。わかき人の第一心を用ゆべき所あらん。

怒は人の心の用にして、なき事あたはず。さざども、常の人の怒は、十にして五つは、いかるまじきの怒なり。いつくは怒るべきのいかりなれども、甚すぎて、をのが心を傷ふ。是己が私欲の心さかんなるゆへなり。いにしへの君子の言葉に、遽に其怒を忘れてとあり。誰が上にも、肝要なるをしへなり。かく心を用ひば、怒るべきか、いかるまじきか、ふたつのあゐだ心にあらはれて、無理なる怒なり。召使の人に應ずる上にて、尤愼むべき事なり。

人の己に不義無禮のしはざ、しかくるあらば、其人の非を忘れて、己いかなる事をなして、此不義無禮はきたれるぞと我身に返し求むべし。我身を忘れて、人の非をとがむる事あるべからず。

よからぬ事なれども、世上並、よ人もするはとて、改ぬは、おほきなるひがごとなり。たとゐ、其主人督し給へる事にもせよ、あしきと知りたらば、おのれは改むべきなり。世にかかはりて、改むべきを改めぬは、愚のいたれるなり。

下つかたの言葉は、もとよりいやしがちなり。しかれども、其うちに古き言葉とまじりて有を、すべてかたごとと心得、ゆへにうばかゝるすじやうといへば、しゆしやうにてこそあれど、笑ひずことといへば、じゆずにてこそあれと笑ふ。かく笑ふを、ふるき言葉しりたる人聞たらば、又笑はん。さて、そのうばかゝを笑へる人の言葉を聞に、きの國をきいの國といひ、つの守を、せつつの守といへり。是又おかしからずや。かやうの類儘多し。兎角草刈牛牧の言葉おも、本をたづねずして笑ふべからず。人をわらふはもとひがごとなるゆへに、われも又、人に笑はるる事多し。愼むべし。我言葉のあやまり多からんことをのみ、憂とせば、人のかたごとを、笑ふべきいとまはあるまじき。

木樵草刈にも詢るといへば、いかほど賤しき人にもせよ、問べき事はをのれを謙り、をのが意を立ずして問べし。召使の家人にても、我より增てものしりたるあらば、師とたうとむべし。下問を恥ざれば、常に益多し。智の明なる人は、己が知くらしと常におもふて、人に能したがふゆへに、日々にいよいよ明なり、愚なる人は、己が昏きをしらで、人にしたがひがたし。かるがゆへに日々にますます昏にいたる。是必然のことはりなり。

一升入の量には一升に餘りて入ず、百目懸りの秤には百目に餘りて懸らず、物皆、其器の分量ありて、分量に過れば用をなさず。人の知識も又同じ。我知識の其事に及びし程は見へて、及ばぬ所は見ゆるやうにても、誠の見ゆるにあらず。それを辨へぬにより、世の人はしり書もすれば、はや古今の名筆を評して優劣をなし、强弱の沙汰に及ぶ。天に楷してのぼるほどの事いかがして見へんや。譬ばあの星はまろく、この星はひづめりといふがごとし。

能書は各其心を立る所ありて、書出せるなれば、其姿を見て評判するは、あふこと千に一もなし。字體の己が心に叶ひしをばよしとおもひ、心にかなはぬをばあしゝとおもふ、大きなる過なり。字體ばかり似せて、心の背きしは其流を汲たるといふべからず。利口に評する人の言葉を聞に、體の履冠四角なるを見ては、尊圓流なり。唐様の草書を見ては、義之流なり。大文字を見ては、筆道者の書たる也と、能しりたるやうに述らる。定家卿は、歌の名人ゆへ、其筆蹟を賞翫するなるを、直に貴に驚き、弘法・道風とも推並ぶとおもふて語る。これにて世の人の美・惡を評するは、己が實に見付たるにてはなく、體と人の賞翫に眼のあるを知べし。是のみにかぎらず、古戰の物語をしては、誰の此時の出張は、圖にあたらず、誰の備は惡し、誰の引口は不功なり、などと勝負の跡に付て批判を加。其中にいひあつる事もあらん。しかれども、其身其故人に及ぶまじき才智なりせば、あたるといふとも、實のあたるにあらず。下手醫者の病を療するがごとし。もし、あたらぬ時は、みだりに古人を議する罪いかがせん。其時に生れ、其軍に出合たりとも、及ばぬ知ならば見えまじ。誰は忠也、誰は不忠也、誰は義あり、誰は義あらず、と語る類は益もあらん。それも道義明かなる人の論を聞て、實否を定むべきにや。

　徒然草は、兼好法師が老莊の道をたうとむ心よりして、書たれば、聖賢の道にははなはだ違ふ事多し。それを今代いかなる馬鹿者がいひ出せる、和朝の論語なりと取はやす。かやうの妄言に迷ふべからず。源氏物語を、日本の詩經と唱るも同じ。源氏・徒然草を論語・詩經にたぐらふれば、玉と瓦とよりも猶隔れり。瓦は破碎ても害なし。彼二書は人の實心を傷ふ所あり。

　我も人も見、形に迷ふ事多し。譬ば、浪人してかつかつに其日を送り、手鍋を提るを見てはいやしみ、うとみて、出入するをもいぶせがり、本は筋目よき人としりても、禮を薄くす。衣類・刀・脇指も美麗にて、萬、品よければ、いかなる筋目をも正さずして、禮を厚し、往來をなし、親む。士の浪人して食物なければ、筆耕・賣藥・細工などして、世を渡り、又は、馬の履をかき、渡し舟の棹さして口を送るもあり。是にて、士義の廢るにあらねば、賤むべき事にはあらず。彼歴々揆りをする中には、或は儲たる金銀を歩貸にして、其利を食とし、悲しきは商人の仲間に入るも

あり。これは只士義を失ふまでなるが、或は馬の中次、或は道具の取次をして、富貴の人をたぶらかし、或は輕薄・追從して、歷々衆に附廻る。或は色町の太鼓を打て、富る町人の腰脇指と呼れて、其恩顧にあづかり、外へ出ては、寛大なる體をして、世を渡るあり。かやうの人は、巾着切と遠からず。しかるに、見ふりのよきに迷ひ、彼士義失はぬかつ〳〵よりは、各別よくあひしらうなり。かやうの事よくよく辨ふべきにや。

怪しからぬをあやしみ、あやしきを怪しまぬ心得違あり。世の人の怪しといふは、天の客星・狐狸のしはざ、或は見なれぬ草木・鳥獸・虫魚の類なり。是は稀なりといふべし。怪しといふべからず。實に怪しきは、家人の主人をそしると、父母を愛敬する心なく、父母を怒らせ、悲しましむると、官人の立身なきを恨るとのたぐひなり。

心に省る事ならで、出まかせにものをいへば、我しらずに失あるものなり。赤穗士の敵討の物語をする中に、或る士舌ぶるひして、四十七人ともにここ珍しき士かな。此ごとくにはなるまじきものをと感賞さる、いかにも、大石の功は古今珍しといひてよからん。忠義操節、武士の善き法なれ。されども死を決したるを擧るにはあらず。數十人の士を一心に思ひ合せ、始終先後の計策を盡くし、思ふままに功を立る事、勇あるとも智なくばなるべからず。勇智ありとも義なくばなるべからず。尤數十人の士の中には、輔佐となりたるもありなん。それともに、大石のみさほ、金石のごとくにあらずば、事成就すまじ、餘の士は、死をよく守りて、欲にひかれず、士たるの義を失はぬといふべし。大石と歲を同じくして一概に譽るべからず。誠に大石と小石ほどの、かはりあらん。をよそ祿を食もの其主人を討せ、讐を報ふに心なくしてあらんや。もし其心薄くて、其身の浪人し、妻子を路頭に立せんことのみ憂るあらば、士にあらずといふてよからんや。人にはあらじといふべし。さて、大石を除て餘の士の義を守しは、誰もよくなしてんとかたき事には思はず。かたかるべきは大石の勳なれ。嘆すべく、惜むべし。四十七人を皆なしがたしと擧る人も、其實心にかく得死ぬまじと、おもへるにてはあるまじけれども、餘り感ずるの深くて、言葉の弊あるを辨へぬならん。よろづ、此心を推て言葉を愼むべきなり。

神佛を尊敬すれば、災難なく、家內安全、武運長久なりと、僧尼・神子・山伏のいふを信じて、日待・月待・庚申待

などいふ祈禱札を家内に張置、藥師・觀音の日とて精進し、參詣す。其身正直にして、言行邪なく、心中私慾なくば天より福し給はん。いかなる神佛も天にはまさるまじ。しからば、祈ることなくとも災難なく、家内安全ならん。もし又言行正しからず、心邪ならば、天此人を罪し給はん。天罰きたらば、神佛の力にて、のがるる事はなるまじ。しかる時は何の益ありて祈るや。其義を尋ず、其道をえらばず、人並とおふて過るもあやまれるなり。已が身、已が家内安全ならんことを願ひ、富貴ならんことを願ふて、神を信じ、後世安樂とて佛をたふとむ。しからば神佛を實に尊信するにてはなく、己が爲とおもふての心也。己が身に益あらざる時は、尊信の心をひるがへしてうとみ、恨ん、是貪欲にあらずや。此貪欲の心にて尊信するを、いかなる神佛が滿足いたされん。譬ば、官人の、己が立身の爲とて、忠義を盡すがごとし。己が爲とてつくす忠義は、忠義にはあらで、貪欲なり。かるがゆへに、恩賞にあづからぬ時は、怨みののしり、主君仕ひ人を盲のやうにいひなし、不奉公をしてふてまはる。かやうの人のしはざをば、不忠節とおもひ、己が身を忘れて奉公するをば、實の忠義なりとは、おほかたの人の合點するぞかし。しかるに、己が爲とて神佛を尊敬するの非なるをば何として辨へぬや。佛法は元來、欲をもつて敎化すれば、己が欲の爲に信ずるをも善事とせんか。神道は、正直・淸淨を本とすれば、欲ありて祈るをば受給ふまじ。心だに、まことの道にかないなばと、北の神の詠し給へるにてしるべし。それ、日月星辰を祭るは、帝王の事なり。諸侯以下士まで、各其位にしたがひ祭る所の外神定りて、庶人は其先祖の神を祭るまで也。しかるに今の世、僧・尼・神子・山伏などいふ貪欲有我の穢人、祭るわざにして憚ることとなし。それを又、ありがたしとてたふとむ、是、神佛に祈れば、濡手で粟をつかむやうの福ありと迷へるゆへならん。祭るべきにあらずして祭るは非禮なり。神は非禮をうけずといへば、いかほど祭り祈りたりとも、益なしとは思はずや。狐狸のしはざなりとやいひて、家内さまざまの變事あるの沙汰は、聞て終に出合ねば、いかなる事にやしらず。その時に神子・山伏などを賴で、祈禱をいたし、せき札などといふものを張りて、うろたへまはる。靜になれば、神佛の御惠とよろこぶ、女子・婦人はさもあれ、何がしの呼るものは、恥かしからずや。人は萬物の靈にして、天地の間に、人よりたふときはなし。まことの人ならば、狐狸にな

やまさる事あらんや。人たるの心を失ふゆへに、かくあさましきまよひあり。それを辨へて己が心を正しくし、言行を愼まば、山伏を頼み、赤小豆飯を備て、狐の機嫌をとる事はあるまじきに。

醫術を知りての益は、醫師の良庸を辨へ、藥の可・不可をしりて、良醫にまかせ、過なきゆへなり。かるがゆへに親につかふものは、醫をしらずば有べからずといへり。庸醫にゆだぬるは、不慈・不孝に比するといふとも、をのれ其道にくらきならば、辨ふる事なりがたかるべし。是人として醫術を學ぶべきいはれなり。されども、己醫術を略しるといふとも、人を醫す事あるべからず。かへりて害あらん。其術をしりても、多く病人にあたらぬものは、其功なきにより、たがふこと多し。しかるに、醫をあざけり、己匕をとる事を好む人あり。是又不慈・不孝の大なる也。召使ひの人にいたるまで、良醫を頼て任すべし。いはんや、其他をや。其身文才あれば、病論を考へ、藥性をしる事なるゆへに、病を治して見たき心になりて、此理を忘るる事あり。其功なくして、靑表紙ばかりにては、過り、僞多し。愼むべし。

親の御存生に心力を盡し、奉養をするは、人の子の常にして、さなきは子にあらずといふべし。おやの、みまかり給ふ時、哀戚の誠いたらぬは、不孝也。むかしの人は親にはなれて、三日ばかりも湯水口に入れずといへり。つとめて飮食せぬにはあらじ。哀ひ骨髓に通り、飢渇をさらに覺えぬなり。此哀の誠やまぬゆへに、三年の月日を駟の隙を過るがごとしと思るもの也。それゆへ、葬の具いたらぬことなし。天下をもつて、親のことには儉約せぬものなるに、今の世死しては、ついに土になるものをと、禪坊主の悟りそこなひたるやうにかしこくいひ、單なるものを着せ、瓶などへ膝ををしわげておさめ、或は棺にするも木を選ばず、兎角僧まかせになして、安き事とおもへるありさま、彼孝子見られたらば、いかが悲しく思ひ給ん。甚しき潔きぞとて、骸をやくもあり。今まで、父よ母よとて、あふぎたうとみ、いつくしみけるに引かへて、火付したる罪人のごとくあらふは、又あさましからずや。人の子として、其父母にはなれて、哀の心なきにはあらず。是正道にくらくて、邪道に迷ひ、かくする法なりと、やすんじて辨へぬゆへ也。しかれども、誠の哀心あらば、正理聞ぬ人なりとも、やすき事とは、おもふまじきに、孝敬の

心薄きゆへ、僧尼の言葉に迷ひ、しかある也。外より喪葬をたすくる人も、能々心得有べきなり。其子不肖にて、俗にしたがはば、幾たびも說聞せて、厚くいたさせよ。家內の婦女、出入の老女など、えもしれぬ事をいふて、さまたぐるもの也。それに迷ふべからず。腹の中より聞こみたる佛法なれば、貴賤ともに誠の道とおもひ、却て正道を恠しき事におもへる世となれり。悲しきことならずや。葬ては木主を設て、膳具手づから潔くして祭るべし。僧尼まかせになすべからず。人の一生の大事は、死を送る也。それを寺僧にあつらへ、己はこれを拜禮見物して、快からんや。喪祭の義にしへ(本ノマヽ)を慕ふ人は、ちかき藤井の何がしの二禮童覽とて、梓に行はる、和朝の今執行て世にさはらず、勤よきやうに見ゆれば、これを求て考へらるべき也。祭をするに魚鳥を用るは、目にたちて俗に憚る所あらば精進料理にして祭るとも、よからん。かやうの事には拘はるべからず。只哀敬の誠まじりなきやうにするを、本と心得べし。

親の嗜好める事、又はなしをかれたる事、道理に背かぬならば、己が身一生守るべし。たとひ非義にして改めずやまれぬ事なりとも、親みまかり給ふて、三年の中は改に忍びずと。是孝子の心ばへなり。人の子として此心のごとくになきは、これを學で諸事親のなしをかれたるやうにすべし。今の世、親みまかり給ふて、後よろづ己が心にまかせて、親のなしをける事を、をもくせず。道理正しき事を却て非理の事にしなすもあり。是又不孝の甚しき也改めずしてならぬことは、三年過てひそかに改むべきなり。

家の本は身にあり。身の本は心にあり。其身修らざれば、家齊らず。心は一身の主じなれば、心正しからずしては、身の動作、理にあたる事あらんや。竟といひしといひ、思といふは、皆心の用也。かるがゆへに、心を正しくするより本なるはなし。心を正しくするは、事物の理明かならざればあらず。是、聖學知を明にするを初とするいはれなり。其知をきはむるは、文學にあらざればあたはず。それゆへ、文學は士第一義といひける也。それ、人の本心は、最初にいふがごとく、天心をそのまゝうけ得て、まじりなきものなるゆへに、萬事萬物の理、皆そなはりて、缺ることなし。かるがゆへに、人の身はいたりてちさきものなれども、天地とをしならびて、三才と稱せらる。天の

物を生々し給ふ理をうけ得て、已がものをするを德(とか)といふ。其德の心にあらはれ出る所四すぢある。是を、仁・義・禮・智と名づく。四つのもの已がものとなりてあるを、名づけて信といふ。常に行はれてやむ時なきを誠といふ。しかるに人此形なきはあらじ。形あるによりて、口には味を好み、目には色を好み、鼻には香を好む類の欲又あらはれ出づ。此欲さかんになりて、ふせぐ事ならざる時は、彼本心の德、此欲のためにけがされ、そこなはれて、終に失ふにいたる。人の人たるは、四德全く備はるゆへなり。もしこれを失へば、形は人なれども、實は、鳥獸と遠からぬ也。しかれども、欲さかんにして、本心を亡すといへども、火を吹熄たるごとくにはあらで、底には其實德、靈々としてあり。譬ば、本心は明かなる鏡のごとく、欲は塵垢のごとし。垢かさなりて、鏡ものを照らす事ならねば、萬象くらし。されども、鏡の明、絕果ねば其垢を磨すつると、もとのごとくよく照す。人の心も、あらゆる欲を除きすつる時は、本心あらはれて、天地の間に照さぬものなし。此欲を除き去て、本心を明かにする工夫は、敬といふにまさるものなし。敬の工夫一端にあらず。已が平生の行儀を正しくし、立にも居にも心を用て、手に持も、足に蹈も、口にいふも心なくして、かりそめになすわざなきやうにする時は、をのづから、外より邪入ぬ也。さて、一時の間に幾たびも已が心をよび醒し、喚醒してはわすれ、わすれてはよびさまし、かくする事間斷なければ、心外へ馳ずしてあらくる事なし。又或は、ものくふ時は、食の上に心をもつぱらにし、衣きる時は、其上に心ををき、他念生ぜぬやうに此心をとりとめて失はず、あやまりて他事へ心の及ぶ時は、やれとよびかへして、外へやらぬやうにするなり。是あらあらかくのごとし。晝夜此工夫を用て、一言一行も義か不義かを精くかへりみれば、口目に本心あらはれ、欲內に萠さず、邪外かより入事なくして、いつともなく、心行正しく、才知明かになりて、千緖萬端、聖賢の道にちかよりて、凡俗とははるかに隔る也。數萬卷の書を誦すとも、此工夫を用ぬならば、已が爲にするの學にはあらで、人の爲にするの俗學也。一句一章にても、已が爲に學ぶならば實學也。末々の姑・かかまで、萬能一心といひ、ののしるは又むべならずや。

爲己爲人の和解

井上玉成

復すでに成童になりて、小學の講解に志す。近來弟子輩の講習を聽に、心に曉し得ぬ事を、鈔物等にて口づき、人ぎきはよきやうにあれども、十に一つも心には會得せず。うはべばかりを覺えて講說す。如此するばかりにて、年を積て功者になれば、よき講釋と呼れて、をのれもなしえたりと思ひ、年よるまで同じ顏なり。仁義は生れつきて、己にあるものなることを、信實に知ぬゆへ、求むる志かつていできぬ害なく、外に求て得べきものならねども外になくとも求る志あらば、我にあることを知べし。我に有ことを知らば、朝より夕にいたるまで、爲すこと言ことに心をつけて、仁か、不仁かを考ることとなるべし。己が爲にするは仁義なり。人の爲にするは不仁・不義にして、卽私欲なり。幼弱の時より、壯年にいたるまで、困學して、講釋をもよくなし、詩をもよく作り、文章も達者にかき人にも譽となえらるれば、已れもこれに安んじて、高滿になりたかぶる、是皆外を勉て、內に向はぬ學問なればなり。子張は孔門の高弟なれども、この失ありしゆへ、堂々乎たり張と、曾子の玉ひしなり。これにて心得べきことなり。學びずといふとも、善を好むに誠ありて、忠孝の道を盡さば、學びし人といはんと、子夏のいはれたるは、文學を抑え、道術を揚るに過たりといふ說あれども、それは其餘論なり。尊きことばなり。忠孝の道を盡したりと見えても、賢を賢とすること、色を好むが如き實なくば、人の爲にするなり。曾子に次で、篤實なる人なれば、常に內に向志なりしゆへ、かく殊勝なる事なり。堯舜孔子の學は此外なし。然れども、文學いたさねば、古今の時世、志行の得失、事理の當然を、しることならずして、事物の處致、皆、私意に出、或は妄意に出で、過不及は勿論、差ふ事千里なり。子夏のいへるも、聖人は各別、其下は善くまなびし人ならではかくはならぬこととなるゆへ、若まなびずといふともとなり。畢竟この時も、旣に記誦詞章を重んずる習俗なれば、氣の毒に思はれていはれたるならん。秦漢より降ては、專其學風にて、實行を主にしたるは少なし。次第に風俗衰へて、孔孟の學廢れぬ。忠孝の實行ありと見ゆるも、獨を愼むより出ざれば、人の爲にするの僞をまぬがれず。周公の忠、大舜の孝に似たりとも、善を好む

こと、好色を好むがごとく、惡を惡むこと、惡臭を惡むがごとく、ふきぬきたる誠あらされば、人の爲にするなり。忠孝にあらず。凡そ心よる所なく、親を大切に思ふ心切にて、夜中も熟睡せず、眠さむればいなやに、父母はいかがおはしますぞと、何事なきにも、さまざまと父母の身の上のことを思て、いねかぬるやうなる誠ありて、夜明ぬればすなはち寢所に往て、夜中の安否を伺がひ、朝飯より口に合ふやうに、調味して進め、色をやはらかにし聲をよろこばしくして事へ、夕べに至れば、よく安んして寢玉ふやうにするなれば、朝に省り夕に定ること、愛敬の實より出るなり。是己が爲にするなり。賢を賢として色に易るを、始にいはれたるは、忠信主にならざれば、忠孝にあらぬゆへなり。忠信を主とせざれば、義にうつるといへども、皆人の爲にするなり。放心を求るも、外物に牽れて、放れたるをひきかへして、内に主たらしむるなり。心の德は忠信なり。卽本心なり。一身の主は心なり。心德を失はぬなれば、一身の主になりて、萬事これより出づ。すなはち忠信のことなり。忠信を主として義にうつるは一言一行皆忠信主となりて、妄意に出ぬなり。さなければうつる所の義僞なり。德外物の下に屈む。誠主として出れば、うつる所の義、實の義にして私欲の下に屈まず。是德の崇きなり。獨を愼むは、自己の獨知る所にして、他人知にあづからず。然る時は、己獨り知所ほど重きはなし。獨知心曲の中を、二六の間たへまなく省察して、今いふは誠より出るや否や、今行ふことは誠より出るや否と思て、己が爲にすると人の爲にするとを心中に分つて、何事も己が爲にすべし。好色を好むことは、密事にして、人の知ことをいやに思ふことなり。然る時は是ほど實心を譬るによきはなし。あしき臭ひを不圖、風の吹送ることあれば、面をふり鼻をおほふ。是つとめてするにはあらず君子の惡をにくめる實心かくのごとし。君子死に臨ても、不正に安んじ玉はぬも同じ。簀を易るも、卿人の冠正しからざれば、共に立ずして去と云ふ類、强てし玉ふにはあらず。いまだ睹聞せざる所にも、戒愼恐懼し玉ふは、省察うすくて、人の爲にする僞の生ぜんかと恐れ玉ふてなり。物を玩べば、志を喪ふとあるも、人の爲にする心生して、兼ての志を喪なふことなり。今の世牡丹菊をすく人、才おほかたは人によりまさらんことを、心として作らぬは稀なり。もの書ことを好く人も、世に用ひられ譽らるることを心として樂しむ。是皆人に見せて、他より優れる

評を悦ぶ。これ亦人の爲にするにあらずや。然る時は其志を喪るなり。己が爲にするの誠は少もなし。汝今書をよみ詩を作りならふことを好む小學生の勤なれば、氣分相應に學ぶこと然るべし。ただ、人に知れ、世に譽らるることを、心とすることなかれ。心中少しなりとも、その心あるは皆人の爲にするなり。己が爲にすると、人の爲にするとの分別、近年には曉り難かるべし。平生の事、已かすべき事なりと思ふばかりにて、人に聞せたきの、見せたきのといふ意なく。心中何のよる所なく言ひ行ふは、己が爲にする中のことなり。人の爲にするは其うらなり。己が爲にするものは、爲にする所なくして、然るものなりと說るは、肝要の語なり。能々味ふべし。然ども、言行禮節によらざれば、皆妄行なり。此所能考ふべし。禮節によりて、言行正しくとも、己を修るの實なくして、外を勉てならば、所謂巧言令色なり。人の爲にするの至りにして、人たるの德滅びつきたるなり。形ばかり人にて禽獸なり。此等の人、世に尊ばれて、君子と呼るる多し。學者尤愼しむべき所なり。書をよまず、聖賢の道を聞ぬ人には、少なき病なり。鄕原といふに近きものなり。獨愼しむ工夫のいる場なり。巧言令色と、他人の目にかかるやうなるは罪輕し。貴賤長幼共に原人思ふ人にあり。それゆへ外より見へぬことにて、己ひとり知所なり。自欺といふもここにあり。屋漏に恥ざるにあらざれば、此病を免かるることなし。王霸正邪の分るる本源も是なり。貢を輕く收め、假貸することあれば、升の大なるを以てし、返納は升の小さきを以てし、民を悅ばしむるをのみ計て政をなす。それゆへ民の悅ぶこと、晴夜の路中難儀なる所へ、燭來り路を照し、人悅ぶがごとく辱なかるなり。是人の爲にするの政なり。霸者の行方かくのごとし。忍びざるの心より出る、忍びざるの政は、大陽の照すやうなれば、民、何とも思はず。此害のことよと、さしてかたじけなからぬなり。是王者の政、己が爲にすることなり。是義と利との分なり。己が爲にする仁人の心と、人の爲にする霸者の心と、陰陽晝夜の相反するごとくなるを、己が心に曉得ること、學問第一の要なり。人の爲にする者は、其終り並て人を失す。己が爲にする者は、其終り物を成すに至る。これ、公私の明證なり。釋流には人欲を絕滅して、己が形體を死灰のやうに思ふにより、工夫積りては、己が身の白骨を見るといふに至り、宮殿樓閣をも野原同然に見なして、天地の間に毫末も望みなければ、欲つきて尊きこととなり。然れ

ども生々の理にもとり、强て血氣を凝して然らしむ。なしがたきことなれども、天地自然の道に背て、智を用ひ自ら私することにして、卽人の爲にするの甚しきなり。此所をさへ會得すれば爭論なし。元と儒といふは、天地自然の道なり。智を用ひ自ら私する欲との爭ひ、何か(か)あらんや。此所分明ならぬゆへに、むづかしき論あり。名を求め利におぼるる儒者を、金銀利欲を忌れたる出家にくらぶれば、大に出家優れり。然れども、七度燒の燒付金のごとく、本源の性惡し。よく正金に似て、人も見分ることなりがたくて、正眞と思ふ。是古今人の迷ひ解ぬ所なり。彼貪欲儒者は、金の衣のやうなるものにて、性の善きもの雜れり。幾度もふきかへして、銅をのぞけば、小さくなりても、性の善きに復る。それより擴め充れば、君子に至るまじきものにあらず。是ほどの性のかはりあれば、貪欲にても儒者には望みあり。佛者には賴みなし。此分別を明め得ざれば、經書の義も通ぜざるなり。此所心中決然たらねば、講釋よく聞えて、文義も違ひなしと他人いふとも、見ぬ京物語なり。汝成長の後、此所を反復省察して、曉し得べし。能學で經書を誦んじ得、曆代の書をも記得し、詩賦文章をも巧みにするとも、人の爲にする病ひ平癒いたさぬならば、學問却て高淵の基いならん。是而已汝が爲に我恐るること深きゆへに、此病氣にて心むづかしく、筆動きがたく、辛勞甚しけれども、黃泉に赴くも遠かるまじと思ふにより、俗にいふ形見の意にて書置なり。敬てしばしばよみ見るべし。是我が願ひなり。この外かき置たき事あれども、心倦み氣勞れて强て止ぬ。我が微志を察すべし。

享保十八年癸丑三月二十八日　井桐庵玉成

貞雄按玉成先生垂ニ易簀一、手書ニ此篇一、以授ニ子休一、可レ見ニ先生好レ學之實、敎レ子之正一矣。子休奉ニ承遺訓一、勤學勵行、夙成ニ其名一、天假レ之以レ年、其所レ就不レ可レ知レ焉。不幸短命死矣。可レ勝レ嘆哉。

利鈍夜話

井上爲山

鈍庵とて藥一帖人にあたふる事をも、かたんずる醫師ありしが、利介といへる友ありて、或夜訪ね來て物語せ

しに、世事の談に及びぬ。利介、今の世奢靡になりゆくほどに、人々困窮を免れず。此上は、いかがなりはて候はんや。先生にはいかが思へるとあれば。鈍庵足下のいはるるごとく、末世には及び侍る。されども今更俄に驚くことにもあらず。太平久しければ、いつもかくなり行事に候。漢唐の世にて見給へ。末は皆如此にて候。ただ、風俗の衰るを見過候こそ、心を傷ましめ候へども、下にあるものは自分の身の上より外は、いかがともせんかたなく候。上に在す御人の御氣の付かせられぬこそ、うたてしき事に侍る。

利介、風俗の衰行は常の事に候はば、まして心を傷むことも有まじく候。上にいます御人の御心を付られ候とも、付られず候とも、下なる者の何ともすべきかたなき事に候へば、ただ我身の上のみいかやうとも取廻し、いらぬ外の事は苦に致し候こそ無益の事と申ものにて候。

鈍庵、人の老衰するは常のこととて、人の子たる者、親の衰るを憂る心なくば、孝子と申べくや。四海の内にある人は一家内に住居するがごとし。一家の衰るをその家の人として憂る心なきは、子の親をうれひざるとひとつにて候。さやうなる人こそ不仁の人とは申侍る。まして、上の御氣の付玉へば、よくなり、付給はねば、次第に衰るといふ界めになりては、かくうたてしく思ふこそ、人の心と申べし。それを無益の事と申べきや。今人君の御氣のつかぬといふも、他の事にあらず。世のありさまを、何も知給はぬ故に候。大やう上に在す御人は、慈悲なるものに候へば、下のありさまを知り給はば、必御氣の付ぬ事は有まじく候。凡、人君の御側に昵近する人は、下のことを掩ひ隠し、世の事をもむざと言はぬをよしとすること、世の習にて、且、古と違ひ、上下の分甚隔ぬれば、何とて世のありさまを上に能知給ふことなるべくや。それ人君として世の衰へ、人の困むをなにとも思ひ給はず、御身の榮華安樂に安んじ給ふは、人君とはいひがたきことなれども、しり給はねば憂ふべきことも思ひ玉はぬ筈にて候。此所こそ賤き者の何ともすべき方なくて、獨憂ふる所にて候。

利介、君に昵近する人の習ひにて、口を餌をよしとし、又、古と違ひ、上下の分、甚へだたるはいかなるよしに候や。

鉢庵、凡、君に昵近する人は、いかやうになりともして、君の御機嫌のよきやうにとのみ心がけ候。たとへば、下の困窮するありさまを、ありのままに申上れば、君も甚御氣の毒に思しめし、必、御機嫌もよからぬ御様子を見奉るは、我も心よからぬことなれば、二つとりにはいはぬがよきなり。まして君の御身にかかりたる事は、猶以の事なれば、何事もこれを推て、人臣の君にむざと、實事をいはぬをしるべし。凡言を愼むは、甚よきことなれども、いふて益あることをも、いはずにさへ居れば、過はなしとて、何事をもいはぬは譽られぬことなれども、自然とかかる習はしになる事も無理ならぬ人情にて候。又いにしへと違ひ、上下の分隔るは、國家造創の時には、禮儀も備はらず、人君の御身持も手輕く、或は微賤より起りし君もあれば、上下の分甚隔らず、その上亂世の事を近く見聞に及び、國家の危き事を實に知り、世のありさまを合點して、政事のぬけめなきにて候。太平久しければ、人君太平に御成長なされ、榮耀の事のみに習ひ給ひ、人君はいつも此やうなるものにて、國家の傾覆するなどといふ事は、絕てなきこととおもひ、御身持をのづから手重く、禮儀日々に備り、上下の分、嚴重にして、君は日に尊く、臣は日に卑く、上下甚隔候へば、下の事とては曾て知給はぬ筈にて候。或は、下々の事をばむさきことにて、人君などの知るべきことあらず、などいふに至る。下のことを知玉はで、何とて下を治る事なるべくや。上下の隔にて謀叛などといふことは、をのづからなけれども、君をば、神か佛かのやうに尊で取のけ、常の人とは別なるもののやうになり侍る。志ある人君是にて、安心のなるべきことにや。君志あれば、臣下も亦正しきすじによらざれば、君の御心にかなふまじきに、今の世にては、正しきすじによらずとも、君を悦ばしむることの、やすき時とや申べし。それゆへ、古も邪智なる臣下のいひしには、君に學問させ、知惠ひらくれば、臣下のあしき事を見とがむるほどに君には隨分學問し給はぬやうに、することぞといふも、君賢ければ、奉公しにくきとなり。今の世にかかる邪臣も有まじけれど、世の衰にて、志ある人君もなきにや。もし、志あらば、御氣も付べきものをとて、甚嘆息の體にぞ見へし。利介、今の人君も御氣の付ぬにてもあるまじけれども、亂れたる世といふにもあらねば、さして何を如此すべきと、さしあたりたる急務も、あるまじく、且世の衰るもさきに、仰らるるごとく、自然にて（一字不明）しき事ならねば

必しも無理にねぢ直すことも、いらぬものにて候。無理に直さんとせば、俗にいふ、角を直すとて牛を殺すやうなることも、出來候はんか。

鈍庵、頭打ふり、いやとよ。無理になすことの何とて有べきや。今の時にては、今の仕方の道理をしる人の、なきをいふなり。世の衰るは、自然のことゝて、ままといはば、大亂に及びて、民の塗炭に苦むも自然のことゝて、剴然として視てやみなんか。それにて人君は民の父母といふべき也。大亂に當ては、何とぞ治に返し、人の苦を救べしとて、堅きをかうぶり、利きをとり、風をしのぎ、露に浥ひ、尊き人君の身にして、安樂を忘れ、みづから、骨を折らせられぬはなし。ましてさほど亂れぬ時に、はやく心を付玉はば、大に骨をすらして功の有べきを、優逸に過玉ふことやあるべき。それ人君は民の父母といふを能考へて見給へ。親の子を愛するに、子の息災に育をも、末よく成人せよかしと常に忘れもやらず、病ぬ時にても、萬、病の出來やせんと心をつかひ、何事もなきに、神に祈り、佛を賴み、少しにても病ぬれば、針・藥のことに心を盡し、取はかり至らぬ隈もなし。死にちかき大病を待たず、なき事までも、兎や角やと、思慮するほどに、外より見れば、至て愚痴なるありさま、子の愛に溺れては、目のみえぬものぞと譏るほどのことに及びぬ。よし愛に溺るるにもせよ、是にて親の子をおもふ心を見るにたりぬ。人君は、民を思ふこと、かの親の子を思ふがごとき、誠あるべきことなればこそ、君は民の父母とは、古よりいひ傳へ侍る。今の世のごときは、病に譬へば、さして急變のあるべきにもあらねども、甚大病といふべし。病なくとも氣づかひはすべきこととなるに、かかる大病に及びて、是も時節なれば其筈よといひて、打笑ひて居る親は、世界にはあるまじ大病にはあれど、療治のねのきれたるにはあらず。今こそ療治の最中にて侍る。此分にて打捨置なば、病日々に重くなり、遠からず扁鵲も藥匙をすつる。大亂の世とならんこと、蓍龜をからずして知たることとなり。人君は民の親なれば、人君を助けて政事に預る諸役人は、皆病人の介抱なり。此人々かかる大病とも思はず、よき醫師を求めて適中する療治をせずして、打過給ふこそ、我常に憂ふる所にて侍る。それを足下なども、さほどの事とも、思はれぬは、畢竟學問いたらざれぬ所にて候。今こそ療治の最中にて、一日捨置ばそれほど病も深くなり、それほど本

復も遲くなり候。今の時こそ、屹度急に能療治をせねば、かなはぬ時節にて侍る、且、世の治りたる時には、いづかたも大概筋よく政事をなして、たとひ力を用ゆる人ありとも、誰も、さして人に勝れたる手際の見ゆる事もなく候。今の時などは、いづかたも大病とも思はず、油斷して居る事なれば、志ある君ありて、發憤忘食こ憂勤惕勵し、よき療治をし給はば、人に勝れたる大手際のみゆべき時にて候。たとへば病に人參を用ゆるがごとし。無病の人、元氣つよきに用ひたりとも、益も損もあるべからず。國家太平の始、元氣衰へざる時是に同じ。病によりて元氣衰へたる時手おくれせず、人參を用ひば、その元氣を引かへす事、人の目を驚かすべし。今の時などのごとく、太平久しく、元氣衰へたる時是に同じ。人參を用ひてよき時節を、若失ひて用ひねば、病ねぶかくなり、最早、仕方なき時になりて、いかほどの人參を用ゆとも、益はなきなり。されば今こそ大事の時節にて侍る。孟子のいひ給ふ、ただ、此時を然りとす、とはかかる時をや申べし。大亂に及びなば、治にかへすことは甚難かるべきに、今急に力を用ひば骨折は少くて手柄はやすく、人は甚難儀に及ばずしてはやく安樂にかへるべし。是我やたけに思ふ所にて侍る。利介、今とても骨折のなきにはあらず。國家の事色々御世話をやかれ、その事の多き事を大事がりて、念を入るる事、諸役人の骨折莫大のことにて候へども、よき事はなく、日々に衰行こそ自然のことにて、誠にせむかたなきと申ものにて候。

鈍庵、今政事に預る人々、骨折のなきにもあらねども、空骨を折られ候にて、氣の毒なることに候。たとへば、老病の氣力衰へたるを療するがごとし。今の人の閙敷骨折は、庸醫の療治するに、頭病をするとては、頭痛の加減をし、腰が痛むといへばその治をするがごとし。端はづれの、小さき目さきの事のみに、世話をやくほどに、その忙き事目もふられず、此方を直せば、彼方に言分が出來、前を直せば、後に事が出來、本病におゐては、少も治することなくて、いらへばいらぬ度ごとに、病は深くなり、本腹の望はなきやうになるなり。兎角、病の因る所をしり、補劑を用ひて調利し、日數を經て、氣力強くなるに隨ひて、病もうすくなり、病うすくするに隨て、氣力もつよくなるやうに、療する外はなき事にて候。されども、迂濶で、急に驗も見られぬもの故、誰も知たる事のやうに覺ゆれ

ども、先目さきの事のみに骨折て、無理に事をするほどに、その苦勞甚しきにて候。名醫ならば、その道理を能合點してさして骨折ずに、大功を立べきにて候。かくのごとき名醫、先は世に希に候。たとひありとも、頼む人もなく候。我いふ所を無理といはれ候へども、迂濶なるやうにて、餘り骨折なしに、遲くとも功は立べきにて候。足下のいはるる所、手近く理あるやうに聞ゆれども、畢竟無理なれば、いつまで骨を折とも功はなく候。

利介、しからば今志ある人君あらば、いかがして治をなすべきや。いかやうなる手段・才覺もあるべきにや。

鈍庵、世上一統、功利にのみ目のくれ候時節ゆへ、はや才覺の手段のといはれ候。是、あしき癖の第一にて候。さきにもいふ通り、庸醫の療治をする事、目さきの事ばかりに世話をやくがごとく、小刀細工のやうなるものにて、いかほど巧にても、大きなる事には益に立ぬものにて候。足下などのごとく、ものも能いひ、身の取廻しもよく、十兩の金にて百兩の奢をもたくむやうなるを、よき奉公人とて、第一の御用にも立べきやうに譽れども、眞の道より見候へば、蟻の垤をなし、蜘の綱を結ぶがごとし。其巧みなること、人の及ぶことにあらねども、至て細微の事にて、其眞似をしたりとも、何の益に立ことは有まじく候。蟻や蛛は、十分の巧をしたりとて、自慢顔にて居るべけれども、人よりみれば益に立ぬ事にて、笑て居るなり。世の才智あるといふ人、其する所を十分の巧をしたりとて、自負してあるべけれども、道を知たる人よりみれば、益に立ぬ事に骨を折ことかな、と笑て居るなり。いはゆる好行小慧といふものにて、ただ益のなきのみならず、大なる害あることにて候。先この習を洗捨ずしては、何ごともならぬことにて候。聖人の道は正大高明なるものにて、知がたき事にもあらず。秘事も極意もなく、禪家などの頓悟のやうな、空をつかむが如きこともなく候。手近く實にしてこれを欲すれば、卽ここに道ある事に候。

利介、しからばその正大高明なる、手近く實あることは、いかやうなる事にや、承度こそ候、とあれば。

鈍庵、大學の書、卽その箇條がきにて候。利介、大學の書は誰も知たることにて、尤なることは聞へ候へども、急用には立まじきにて候。今急に國家を治るといふに、我は大學の道をいまだ稽古せぬほどに、先是を稽古して、その後治む(べ)しといはば、生れながら人君の位にいます人などは、稽古のすまぬ內は、政事を打やり置んが、大學を學

びたりとも、半年や一年に、用に立やうには成まじければ、何ほど大切なる大學にもせよ、今日の益には立ぬものかと思はれ候。

鈍庵、世の人皆足下のごとく心得候故、學問を無益と思にて候。食物の味も喰てみねばしらぬものにて候。學問も骨折て實に受用して見ねば益に立ぬはしれまじく候。それをつゐに學びたることもなく、小才覺らしき了簡を以て、はや益に立ぬなどといふは、君子よりみれば、至て愚な事と申べし。久しき病あるに、知ずして今日まで、本手なる療治をせず、目さきの蠅をふやうなる事のみせしに、今日きが付て、本手の療治をせむといふに、それは迂遠なりとて、やはり目先の事ばかりして死を待べきや。知りたるを幸に今日より改て、急に、本手の療治をせずばあるまじきにて候。それ學問といふは、人たるの道にて、天子より庶人に至るまで、なさでかなはざる今日の事にて、人の心身の取廻しの稽古にて候。一藝にても稽古せねば、よきことはなきものにて、我流にてはならぬものに侍る。まして一身の大事の稽古せずしてなるべく候や。先馬を乗ることにていはば、在郷伯樂の稽古せずに、我流に乘も、鐙を踏、手綱をとる事は、かはる事はなく候へども、其體甚見苦敷候。その達者なることは、却て達者にも候へども、稽古したる者より見候へば、甚可笑ことにて候。人の今日の事も、我流にいたし候とて、ならぬにくもなく候へども、道を知たる人より見候へば、甚可笑ことにて候。馬に乘る事は達者にさへあらば用にも立べく、さして害もあるまじく候へども、必稽古せぬ者はなく候。學問して一身全體の事をば、却て稽古せぬといふは、大なる惑と申すべし。又其害ある事測られず候。尤道理は人の天より受得て、心に具へたるものにて候故、稽古せぬとても、十が十ながら違ふものにもあらねども、全體の筋に闇ければ、今の世のごとく、甚道を失ふことになり侍る此所は、とかく正大高明の筋を稽古せねばかなはぬことにて候。

利介、正大高大の學といふはいかやうなるものにて候や。

鈍庵、別のことあるにあらず。兎角無我にして大學の書を讀てみ玉へ。我今悉敷いふに及ぶことにあらず。大學熟讀すれば、をのづからしるることにて候。

利介、仰のごとく、大學をも熟讀いたすべく候へども、今一つ心得がたきことこそ候へ。先生は此道を學び玉ふ人なれど、今その御様子をみるに、さしてあしきと咎むる事もあるまじけれども、何事も鈍く、世邊の不調法なるありさま、さやうにては世事の手筈には合かね申べく候。されば學問といふものは、用に立ぬものかと存られ候故、さして信仰にも思はず、とあれば。

鈍庵、今の世、ただ功利の事のみにて、狡猾き風俗より、却て事の理に暗き故、さやうなることを、いひ玉ふにて候。成ほど我輩がごとき生質うとき者は、學問しても用にも立まじく候。生質才ある人にて、學問いたし候はば、いかやうなるよき人になるべきもはかられず候。人皆、堯舜の道に至るべしといふは、天理の全きを盡して、人欲のわづらひなきをいふにて候。才ありて、用に立才なくて、用に立ぬは、生質のある所にて、十人が十人、各得がたく有ものなり。故に學問して、そのたらぬ所を第一精力を出し、つとめ學ぶことなり。されども、其熟すると、未熟なるとによりて、高下・淺深の差別ある事に候。凡藝術を學ぶをも見給へ。その生つきの器用・不器用により、遲速高下有事なり。一技一藝すらしかり。いはんや此道の廣大なるをや。それを學問するやいなや、聖人のごとくに才も德もなしとて、其人をとがめ、其人を咎むるより、學問までを益なしとて、捨るやうに相成候は、我等ほどの未熟なる證據にとりていはるるは、扨々迷惑千萬なることに候。世上大やう學問する人は、才なき、ぬるき人にて候其故は才ある人は、學問を少ししてみても、持分の才がさし出、邪魔をなし、かやうな鈍きことにては埒は明ぬと思ふゆへ、學ぶことをせず、我流のはたらきにて、當分の用が濟を、自負して居るもの多し。才なき鈍き人は、我流を出す力もなければ、其功を得、しるしの遲速に頓着なく、一すじに思ひ入、脇目もふらず、不調法丁寧に學問を止めぬにて候。夫故學問するほどの人は、多くは鈍なる人にて候。是ゆへに學問すれば鈍になり、誰もおもふべく候へども、若大なる才ある人にて學問に深く造りなば、聖人に至るも遠きことにあらず。成ほど道は公にして、長なしきものなれば、世の利口なるよりみれば、鈍なるやうに見ゆるも、理にて候。只、我等ごときものを、はや聖人の如になし、とてとがめらるるは、もとより我身の無精にて、道に進まぬ罪も逃れられねども、先藝術にても見給

へ。弓を射るとも、馬に乘るとも、少し稽古したりとて、はや名人になるものにてもなく候。去ながら、不器用にて埒明ずとも、稽古せぬよりは勝りなるべし。少し學びたりとも、少しの用には立べし。若、志を專一にして、精力を出し、懈怠なくばとこそ、ては上手にもなるべく候。器用にて、しかも精を出しなば、名人にも至るべし。何と諸藝の稽古は無益なりといふべきや。いはんや學問は少しすれば少し用に立、大にすれば大に用に立、人々の生れ付にて、相應に用に立ぬといふことは、なきものにて候。文字を讀覺え候ことさへ、用に立候へば、まして、此道を知におゐては、益なしといふことやあるべき。先何分にも、利口らしき心を隨分去りて、鈍なる氣味の却てよき筋あることを知給へかし。その學問の本とする所は、誠といふより外はなきことにて候。人に忠信といふものなければ、はや只今が立ぬものにて候。されども急には合點もゆくまじく候。

利介、しからば先その忠信のあらまし、何とぞ承度候。

鈍庵、忠信の荒増をいはば、心の本體毫髮の虛妄もなく、氣質の皮、人欲の膚をこさげのけて、あかはだかの儘なるをいふ。信とは凡いふ言なす事、毫髮の虛妄なく、あかはだかの心の通りなるをいふ。忠信は畢竟一事にして有於己爲忠、見於物爲信、なれば、裏の忠、表にあらはれて信となるなり。故に忠にして信ならざる事なく、信にして忠ならざることなく、實に、相爲內外始終本末者也。をよそ、人として此忠信なければ、心もわざもふしりとして、只うはべの知覺運動ばかりなり。木之無本、水之無源ごとくにして、たのみなく、只今がすまぬことなり。まのあたり五倫のまじはりをなすと見ゆれども、虛妄にして實なくば、せぬと同然なり。其外萬事みなしかり。故に中庸に、不誠則無物、とあり。故に學問の道は、忠信を以て主とすること也。ここを主として、心も行も一毫の虛妄なく、有體のままにのけそへせず、心の袋の底を振ひ出し、十分に盡さんと求め古人の忠信を盡せしことを、まね習ひ、合點ゆかぬ事をば道德ある人に就て問ひたづね、いそがず、をこたらず、俛焉として勤なば、たれか聖賢にも至らざらん。中庸に、誠は天の道なり。これを誠にするは人の道なり、といへり。聖人は天道にかなへり。かのこれを誠にす、とは、即忠信のことにて、聖人より以下の人のする所なり。それ天道は、ただ誠のみなれば、四時のうつ

り、日月のめぐる、いつもかはることなく、梅にはいつも梅の花さき、松にはいつも松の葉の出て、梅に櫻の花咲たることもなく、松に杉の葉の出たることもなきこそ、天道の誠を見るべし。人も必此誠ありて、いつもかはらずよき事をすべき筈なれど、氣稟物欲の累ひ有て、誠ならぬを誠になるやうに終行仕習ふことなり。是、學問の初より終までの事なれば、學者の先知らずしてならぬことなれど、それをしらぬゆへ、梅もある時は櫻の花を開き、松も又しては杉の葉を出すやうなることをするにて候。さやうなる人には、よき事を告すとも、ただ一座きりの咄となりて、その心にはとまることはなきにて候。されば、忠信ならさそ人に[illegible]れば、まづ忠信をよく合點すべきことにこそ。利介、もとより發明なるものにて、鈍庵がいふほどのことは責付べきものなれども、そのいふ所數年聞覺えし本道の筋なれば、利介、心にはさして尤と思ひもせねども、先鈍庵がいふ所を聞うけたる體にて、長咄なるゆへ、夜もはや明んとすれば、いとまごひして立歸りぬ。

寶曆きのへいぬのとし、秋九月、東武の寓舍にしるす。

井上復

董子曰、明ニ其道一不レ謀ニ其功一、正ニ其義一不レ謀ニ其利一竊按、道義也者、天命之則、功利也者、道義之和、乃道者體功利者用、而所三以爲ニ本末一也、蓋聖賢之業、篤ニ力其本一、而廣達ニ其用一、是所三以五典敦四海治、而德澤之普ニ於天下一也、後世君相、素無ニ心得之德一、僅負ニ氣質之才一、專務ニ其末一、而遺ニ其本一、則其弊終至レ使地億兆之心、只見ニ利害之有一、而不天レ知乙仁義之存甲也、是所三以倫理毀道義喪、而政刑之紊ニ於邦家一也、是乃可レ謂ニ經世之粲治亂之斷一者歟、又按凡當ニ克亂反正之世一也、國家存亡、人心向背、以在ニ旦夕一、而其創業之君、元勳之相、亦各懷ニ危懼之心一、而共謀ニ共事一也、斯敬斯謹、只恐ニ其業不レ成、其事有ニ敗、故雖ニ群臣之微一、亦得ニ以獻レ献上ニ諫、其君臣之接、雖レ未レ遑ニ爲レ讀レ書講レ文之學一、然其忠信之道固存、窮理之術直用、而善政誠多、兵食亦足、乃由下共涉ニ艱難一而無中驕慢之心上、與下同ニ死生一而履ニ躬行一之實上、尊卑之交情義相達、上下之間禮意相親也、其及ニ升平既久一也、危懼之心已遠、敬謹之行以廢、奢靡之風日起而侈ニ其用一、宴安之惰夜繼而墜ニ其志一、則上下淪胥、不レ得レ不レ虛三耗其費一也、然尙不

レ能レ覺ニ其弊之所一レ由、而却以レ務ニ財用一、爲ニ當時之急一、而使ニ猾智之輩、要ニ捷徑之術一、則雖レ有レ得ニ小利於今日一、將レ貽ニ大患於後來一、其餘袂之至、恐不レ可レ測也、蓋今爲ニ人君一者、反求ニ其本一、而讀ニ聖賢之訓謨一、學ニ君子之大道一、而實知下義之不上レ闊ニ事情一、利口之有レ害ニ邦家一、則豈又不レ期三復善政化ニ風俗一乎、井上子一日訪來、示ニ其所レ著利鈍夜話一、余讀ニ其書一、與ニ曾所レ論、猶出ニ一口一、可レ謂ニ同塗之學一、其揆一也者歟、因乞レ書下余所レ論、以跋中其後上、余欲レ謝ニ固陋一、而不レ得ニ其辭一、遂從ニ其乞一云。右跋ニ利鈍夜話一。

寶暦乙亥三月朔　　澹齋伊東貞書

泮水餘波附錄　卷之四　終（大尾）

吉備群書集成

昭和六年五月二十日印刷
昭和六年五月二十三日發行

非賣品

吉備群書集成刊行會

編纂兼發行者　森田敬太郎
東京府荏原郡目黒町上目黒三五〇番地

印刷者　鈴木清三
東京市神田區表猿樂町一番地

印刷所　昭文社
東京市麹町區三番町六八番地

發行所　東京府荏原郡目黒町上目黒三百五十番地
吉備群書集成刊行會
振替口座東京五五八二七

吉備群書集成刊行會